

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価

拠出金一覧

(注)「しおり」をクリックすることで、該当評価シートに移動可。

拠出金名	ページ数
国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)拠出金	1
国際連合大学(UNU)拠出金	14
アセアン留学生交流等拠出金	24
親日派・知日派育成のための交流拡充拠出金(対日理解促進交流プログラム)	32
サイバーセキュリティ能力構築信託基金拠出金	43
国際移住機関(IOM)拠出金(人身取引被害者の帰国支援事業及びバリ・プロセスのウェブサイト運営経費)	49
国連薬物・犯罪事務所(UNODC)拠出金	58
アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)拠出金	67
国連宇宙部拠出金	73
東京国際連合広報センター拠出金	79
国連総会議長信託基金拠出金	86
政務案件支援信託基金拠出金	90
国際連合平和構築基金(PBF)拠出金	98
国連安保理レパトワール信託基金拠出金	106
国際連合ボランティア計画拠出金(平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業)	112
国連平和活動局信託基金拠出金	119
国際機関幹部職員増強拠出金	125
国際機関職員派遣信託基金拠出金(JPO)	131
国際移住機関(IOM)拠出金(第三国定住難民支援関係)	138
国際連合人権高等弁務官事務所(OHCHR)拠出金	144
国際連合人権高等弁務官事務所(OHCHR)能力強化拠出金	149
ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関拠出金	154
紛争下の性的暴力担当国際連合事務総長特別代表事務所拠出金	166
紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金拠出金	173
対人地雷禁止条約拠出金	181
クラスター弾に関する条約履行支援ユニット拠出金	188
特定通常兵器使用禁止・制限条約(CCW)締約国会議等拠出金	194
国際科学技術センター(ISTC)拠出金	199
平和的利用イニシアティブ拠出金	206

拠出金名	ページ数
国際原子力機関緊急時対応能力研修センター(CBC)拠出金	215
国際原子力機関(IAEA)拠出金(東電福島第一原発関連)	224
東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センター拠出金	230
在サハリン「韓国人」支援特別基金拠出金	237
日韓学術文化青少年交流基金拠出金	242
日韓産業技術協力共同事業体拠出金	250
太平洋諸島フォーラム(PIF)拠出金	257
南太平洋経済交流支援センター(SPEESC)拠出金	264
日・カリコム友好協力拠出金	271
欧州安全保障協力機構(OSCE)拠出金	279
北大西洋条約機構(NATO)信託基金拠出金	286
アジア欧州財団(ASEF)拠出金	292
国際連合開発計画(UNDP)拠出金(日本・パレスチナ開発基金)	298
多国籍部隊・監視団(MFO)拠出金	305
中東淡水化研究センター拠出金	312
アフリカ連合委員会(AUC)政治・平和・安全局(PAPS)への拠出金	317
国際連合開発計画(UNDP)拠出金(アフリカPKOセンター支援)	325
国際連合開発計画(UNDP)拠出金(TICAD プロセス推進支援)	333
経済協力開発機構(OECD)拠出金(経済安全保障課主管分)	343
国際貿易センター(ITC)拠出金	348
世界貿易機関(WTO)事務局拠出金	355
経済協力開発機構(OECD)拠出金(経済協力開発機構室主管分)	361
APEC ビジネス諮問委員会(ABAC)拠出金	369
ブルー・ドット・ネットワーク(BDN)事務局拠出金	375
経済協力開発機構(OECD)・開発センター拠出金	381
経済協力開発機構・開発関連(DAC)拠出金	388
アジアパシフィックアライアンス(A-PAD)拠出金	395
国際連合地雷対策支援信託基金(UNMAS・VTF)拠出金	402
国際連合人道問題調整事務所(OCHA)拠出金	411
国際連合世界食糧計画(WFP)拠出金	420
国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)拠出金	430
国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)拠出金	444
赤十字国際委員会(ICRC)拠出金	456
国際連合中央緊急対応基金(CERF)拠出金	467
国際連合国別プール基金(CBPF)拠出金	475
アジア生産性機構(APO)拠出金	482

拠出金名	ページ数
国際開発教育・研究機関拠出金	488
エスカップ基金拠出金	493
国際農業研究協議グループ(CGIAR) 拠出金	501
国際連合開発計画(UNDP) 拠出金(コア・ファンド)	509
日・UNDP パートナーシップ基金	520
国連訓練調査研究所(UNITAR) 拠出金	532
国連防災機関(UNDRR) 拠出金	540
国際連合児童基金(UNICEF) 拠出金	548
国連地域開発センター(UNCRD) 拠出金	558
国連人間居住財団(HABITAT) 拠出金	566
国際連合人間の安全保障基金拠出金	575
初等教育関係(GPE) 拠出金	585
Gavi ワクチンアライアンス拠出金	593
国際家族計画連盟(IPPF) 拠出金	601
国際連合人口基金(UNFPA) 拠出金	610
世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド) 拠出金	622
UHC2030 拠出金	629
国際連合開発計画(UNDP)・グローバルヘルス技術振興基金連携事業拠出金	636
ユニットエイド拠出金	647
国際熱帯木材機関(ITTO) 拠出金	655
国連環境計画(UNEP) 拠出金	664
UNEP 国際環境技術センター(IETC) 拠出金	674
多数国間環境条約遵守・実施促進拠出金	682
世界資源研究所(WRI) 拠出金	688
国際刑事裁判所被害者信託基金拠出金	694
大陸棚限界委員会信託基金拠出金	699

なお、本評価では、「コア拠出」は拠出先の通常予算に充当される拠出金、「ノンコア拠出」とはコア以外の拠出金、「イヤマーク」は資金を特定の用途に指定することという意味で使用しています。

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A

s

a

a

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)拠出金	
2 拠出先の名称	
国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)	
3 拠出先の概要	
国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)は、1946年11月4日に設立。本部はパリ(フランス)。2024年3月現在、加盟国数は194か国、準加盟地域は12。ユネスコは、戦争への反省を踏まえて設立された国際機関であり、正義、法の支配、人権及び基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学及び文化を通じて諸国民間の協力を促進することにより、平和及び安全に貢献することを目的としている。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出金は、ユネスコが加盟国間の友好と相互理解を促進することに寄与することを目的とし、ユネスコの専門分野における取組を支援するもの。従来の「文化遺産保存日本信託基金」、「無形文化遺産保護日本信託基金」、「人的資源開発日本信託基金」を2018年に統合し、これら拠出金を通じて支援してきた分野に限らず、ユネスコ所掌分野(教育、科学、文化、情報コミュニケーション等)全体におけるニーズの中で、特に日本の国益の増進につなげるために重要と考えるプロジェクトに対する柔軟かつ分野横断的な支援を可能としたものである。具体的には、本拠出金の重点分野とする途上国の有形・無形文化遺産の保存修復や保護促進、人材育成、文書遺産の保護、能力開発、防災等の事業を関係国のニーズも踏まえて実施し、ユネスコ事務局への職員派遣経費等を負担。各事業を通じてユネスコにおける重要国との関係強化を推進し、ユネスコのマンドート達成を主導する。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 342,355千円 拠出率 100%(ユネスコ日本信託基金への拠出) (参考)令和7年度ユネスコ分担金当初予算額 3,516,299千円(分担率:6.984%)。 令和6年度補正予算額:708,900千円。 拠出国・機関の順位(暦年):2024年 33,414千USD(外務省、文部科学省の拠出合計額)、4位 2023年 21,811千USD(外務省、文部科学省の拠出合計額)、6位 2022年 8,810千USD(外務省、文部科学省の拠出合計額)、11位	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
大臣官房(外務報道官・広報文化組織)国際文化協力室、ユネスコ日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅲ：広報、文化交流及び報道対策」、「施策Ⅲ－１：内外広報・文化交流・報道対策」、「個別分野５：文化の分野における国際協力の実施」、「測定指標５－１：文化、教育、知的交流の分野における国際協力・貢献」の下に設定された中期目標「ユネスコの各種会議への積極的な関与・貢献を通じて、途上国の文化遺産の保存・修復や人材育成事業の発掘と円滑な実施を図るとともに、(中略)「世界の記憶」事業については、加盟国間で合意に達した新制度の下、同事業が加盟国の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的に沿って運用されるよう、責任ある加盟国として積極的に取り組んでいく。」を達成するための手段の一つ。より具体的には、令和５年度目標「国連教育科学文化機関拠出金を一層戦略的に活用し、途上国の有形・無形文化遺産の保存修復や保護促進、人材育成、AIの倫理、防災等に協力していくとともに、これをユネスコ事務局との綿密な調整の下に実施することで、ユネスコのマンデートの実現に貢献する。同時に、日本信託基金への拠出に見合った我が国のプレゼンスが確保されるよう、ユネスコの組織改革や様々な意思決定の場で我が国の立場を積極的に発信し、議論を主導していく」ために拠出するもの。(令和５年度外務省政策評価事前分析表292～296ページ参照)
1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替可能性等を含む。)
・ユネスコは、教育、科学、文化等を所掌する国連専門機関であり、世界遺産及び無形文化遺産の登録のみならず、国際的取組・協力の推進や「持続可能な開発目標(SDGs)」達成に不可欠な、外交上重要な国際機関である。日本は、ユネスコにおける議論に歴史問題が持ち込まれるユネスコの政治化にかかる問題等に対処しており、ユネスコの責任ある加盟国として、上記 1-1(1)の目標達成のため、世界遺産登録を含む様々な意思決定の場で議論を主導できるよう、日本のプレゼンス確保のために本拠出金を戦略的に活用している。 ・本拠出金を通じて、途上国における人類の貴重な有形・無形文化遺産の保存や保護、人材育成事業に対する直接的支援を実施。これらの事業は、日本の持つ専門的知見や技術的能力を開発途上国に提供し、当該国が能力を高めることを目標に策定されており、分担金と異なる「日本の顔が見える」支援として不可欠な手段であり、その結果は、ユネスコ事務局内及び加盟国において、日本の政策や立場に対する理解の醸成に繋がっている。 ・第 220 回執行委員会(2024 年 10 月)において、ユネスコの自然科学分野の取組である防災に関し、2025 年の仙台防災枠組 10 周年を踏まえ、本拠出金事業として貢献することを前提に、ユネスコの防災面での対応を強化するための議題を提案、80 か国以上の共同提案国を得て決議が採択された。本拠出は、ユネスコの自然科学分野におけるマンデート強化に貢献したことで、事務局及び加盟国に高く評価され、ユネスコにおける日本のプレゼンスを高めることに資するものとなっている。また、当該事業の担当部局の日本人職員支援の点からも重要な成果となった。 ・また、2024 年 10 月の第 220 回執行委員会において、レバノンの発議により、ユネスコによるレバノン支援の議題が扱われた。コンセンサスでの成立が困難となった中、各地域グループと広く密に連携して本決定を成立させるべく積極的に協議に参画し、最終的に賛成多数で採択することが可能となった。本決議の実施に当たっては、日本は先駆けて支援を表明、拠出金による支援事業として、児童・生徒などを対象としたメンタルヘルス及び心理的社会支援(MHPSS)に拠出したことで、ユネスコのマンデートである「緊急時における教育」への貢献と、当該分野における日本のプレゼンスの向上を実現できた。 ・本拠出金によるプロジェクトの選定に当たっては、日本人職員の関与が考慮事項の１つとなっており、日本人職員が主担当となる案件が多く採用されている。ユネスコ事務局で活躍する日本人職員の担当業務における目的達成の一助となっているほか、職員のキャリア形成に繋がる有益なものとなっている。 ・「ユネスコ活動に関する法律」第5条に基づき、昭和 27 年(1952 年)に「日本ユネスコ国内委員会」が設置され、ユネスコとの協力を推進している。
1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
・本拠出は、日本政府が100%拠出する信託基金に対するものであり、その用途はユネスコ事務局の優先分野・地域

を踏まえ、必要に応じて事務局や申請を希望する加盟国とも直接意見交換の上、日本の外交上の有用性にも照らして日本政府が承認し、決定している。拠出先であるユネスコ自体の意思決定プロセスにも日本は以下の通り意向を反映できる地位等を確保している。

- ・現在、日本は、ユネスコの事業・予算をはじめとした主要政策の検討・実施に関する審議を行うユネスコ執行委員会の委員国（2021年-2025年）として活動している。同委員会は、加盟国194か国のうち、2年ごとの総会における選挙で選出された58か国から構成され、基本的に年に2回（通常4月と10月）開催される。ユネスコの運営に積極的に関与するためには、執行委員国であることが不可欠であるが、日本は、1952年以来継続して執行委員国を務めている。直近では、第220回執行委員会（2024年10月）、第8回執行委員会特別会合（2024年11月）及び第221回執行委員会（2025年4月）に出席し、ユネスコの予算の審議、行財政における課題、各事業における重要事項の決定等に関する議論及び決定などに参画し、適切な予算の編成、予算執行、組織運営に積極的に関与している。

- ・さらに、2021年11月に、日本は、世界遺産の審議・登録決定を行う世界遺産委員会委員国（196の世界遺産条約締約国の中から選挙で選ばれた21か国で構成）に選出され（2021年-2025年）、世界遺産委員会（直近では2024年7月にインドで開催）における日本関連案件を含む世界遺産に関する円滑な審議のため、ユネスコ事務局や他の加盟国との連携に精力的に取り組んでいる。2024年の世界遺産委員会においては、日本が推薦した「佐渡島の金山」が世界遺産一覧表に登録された。

- ・また、「世界の記憶」事業については、日本は記録遺産の持続可能な保存とアクセスを議論する枠組みであるグローバル・ポリシー・フォーラムを支援しており、2024年10月のユネスコ本部における第4回会合でも日本の取組に触れつつ、紛争・災害などで危機に瀕する記録遺産の保護に係る国際協力の重要性を強調するなど、当該分野の取組・議論に貢献している。

- ・ユネスコの政府間海洋学委員会（IOC）執行理事会においては、現在、東京大学の道田豊特任教授・総長特使が議長を務めている（2023-2025年）他、日本政府も理事国（2023-2025年）として、持続可能な海洋計画と管理、IOCデータ構造の改革等、科学に基づく政策課題の解決に向けた取組に積極的に参画するなど、ユネスコの海洋学の取組に貢献している。2024年6月に第57回IOC執行理事会、2025年1月にIOC役員会合が開催され、日本政府として積極的に議論に貢献した。

- ・ユネスコ総会下部機関においては、行財政分野では法規委員会（2023-2025年）、自然科学分野では人間と生物圏計画国際調整理事会（2021-2025年）、政府間水文学計画政府間理事会（2021-2025年）、人文社会科学分野では政府間生命倫理委員会理事会（2023-2027年）の委員国又は理事国に選出され、それぞれの会合及び取組に参画するなど、ユネスコの様々な分野における活動や取組に貢献している。2024年7月に第36回人間と生物圏（MAB）計画国際調整理事会、6月に第26回政府間水文学計画（IHP）政府間理事会、11月にユネスコ政府間水文学計画（IHP）第31回アジア太平洋地域運営委員会（RSC-AP）が開催され、それぞれの取組や運営につき理事国として議論に貢献した。

- ・また、文化財の保護の分野では、特に近年文化財返還への関心が高まる中、条約によって設置されている武力紛争の際の文化財の保護に関する委員会（1954年ハーグ条約1999年第二議定書政府間委員会）（2021-2025年）及びユネスコ総会下部機関である文化財原保有国返還促進政府間委員会（ICPRCP）（2023-2027年）の委員国に選出されたほか、2024年12月の1954年ハーグ条約1999年第二議定書政府間委員会第19回会合ではビューロー国（副議長）を務めるなど、条約の規定に基づく専門的かつ重要な審議及び決定を行う場に主体的に参画している。これらの機関については、2年に1度半数の委員国が改選対象となり、各国からの支持を得て選出されている。

- ・以上のように、日本は、ユネスコ全体の意思決定に繋がる議論を行う場である執行委員会をはじめとするそれぞれの委員会等の場で、各種議題の議論に積極的に参加し、適切な事業の運営等に携わってきており、ユネスコの各組織の運営に大きく貢献してきている。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

●2023 年1月、岸田総理大臣は、アズレー事務局長と会談し、日ユネスコ関係について意見交換を行い、今後も、日本とユネスコの協力を一層強化することで一致した。アズレー事務局長から、ウクライナ支援を始めとする日本のユネスコに対する財政的支援等への謝意が表明された。

●2023 年6月、林外務大臣は、アズレー事務局長と、米国のユネスコ復帰やこれまでの日本とユネスコの協力等について電話会談を行い、アズレー事務局長から、米国のユネスコ復帰に向けた日本の積極的な協力を謝意が表明された。

●2023 年11月、高村外務大臣政務官は、フランスで開催された「第4回アンコール遺跡救済・持続的開発に関する政府間会議」に出席し、アズレー事務局長と会談し、日ユネスコ関係について意見交換を行った。アズレー事務局長は、日本のユネスコに対する財政的貢献及び長年にわたる文化遺産保護への貢献に対する感謝を表明した。

●2023 年12月、盛山文部科学大臣は、東京において、文部科学省とユネスコの共催により開催した「第1回 ESD-Net 2030 グローバル会合」に出席のため来日していたステファニア・ジャンニーニ・ユネスコ教育担当事務局長補の表敬を受け、教育分野における協力・連携を一層強化していくことで一致した。

●2024 年1月、上川外務大臣は、訪日中のエルネスト・オットーネ・ユネスコ文化担当事務局長補の表敬を受け、日本とユネスコの協力等について意見交換を行った。オットーネ事務局長補は、日本による財政的貢献や米国のユネスコ復帰に向けた外交努力に謝意を表するとともに、文化遺産保護の分野をはじめ、日・ユネスコ関係の一層の強化に向けた熱意を表明した。

●2024 年2月、上川外務大臣は、ブラジルで開催された G20 外相会合の機会に、アズレー事務局長と会談し、文化や教育の分野におけるユネスコの役割、及び日ユネスコ関係について意見交換を行った。アズレー事務局長から、日本の長年にわたる財政的及び人的貢献や米国のユネスコ復帰に向けた外交努力、また、ユネスコを通じた日本のウクライナ支援に感謝が述べられた。

●2025 年5月、岩屋外務大臣は、パリのユネスコ本部にて、アズレー事務局長と会談を行い、日本とユネスコの協力等について意見交換を行った。アズレー事務局長からは、任期中の日本からの幅広い支援に対しての謝意が述べられた。

●2025 年5月、加納ユネスコ代表部大使及び関係省庁（外務省、文部科学省、国土交通省）の出席者は、日本政府のユネスコ拠出金に関する年次レビュー会合に出席し、ユネスコの事務次長他、各局事務局長補と共に、日本の拠出金事業の現状やニーズについて協議すると共に、日本側の要望について申入れを行った（1-5 参照）。先方より、日本の貢献への感謝表明と共に今後の連携や日本の要望に対する回答がなされた。

1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

本拠出金で行う事業については、具体的内容を検討する際に、可能な限り日本の専門的知見や技術・能力を開発途上国支援に生かせるよう、日本の関係機関、有識者との連携を図ってきている。具体的な例は以下のとおり。

●1994年以来継続して支援を行っているカンボジア・アンコール遺跡の修復事業では、「日・アプサラ・アンコール遺跡救済チーム（JASA）」を通じて、これまで多くの日本人専門家が現地へ赴きカンボジア人スタッフと共同で保存修復作業を実施している。2023年に設立30周年を迎えた「アンコール遺跡保存開発国際調整委員会」では日本は引き続きフランスとともに共同議長を務めているほか、塚脇真二金沢大学名誉教授及び稲葉信子筑波大学名誉教授らが専門家として参画した。また、2025年2月にはJASAチーム結成30周年を記念した国際シンポジウムが東京で開催され、専門家間の情報交換が実施されたほか、学術書「バイオン、謎と希望へのJSA/JASA30年の挑戦」が出版され、日本研究者等に共有された。

●「シルクロード世界遺産推薦プロセス支援事業（第3期）（2021年～2024年11月）」では、2011年に開始した事業第1期から、山内和也帝京大学教授が専門家として継続的に関与し、中央アジア諸国におけるシルクロードの世界遺産推

薦のための人材育成を行い、シルクロードの「長安・天山回廊」や「ザラフシャン・カラクム回廊」の世界遺産登録に貢献してきた。第3期事業では「ヴォルガ・カスピ海回廊」を構成する西アジア及びカスピ海周辺の6か国においてドキュメンテーションや人材育成を実施した。

●「ザンジバル・ストーンタウンのマジェスティックシネマ修復(2022年開始、継続中)」では、世界遺産であるストーンタウンの建築遺産を文化的拠点として再生、活用するための支援を実施している。2024年7月には文化遺産国際協力コンソーシアムのアフリカ分科会にて、岡崎瑠美芝浦工業大学准教授がザンジバルで行われた会合で日本における建築修復保存の事例を紹介したほか、後日文化遺産国際協力コンソーシアムにおいて日本人研究者らを対象に報告を行い、日本人専門家の貢献領域や今後の国際協力・連携の可能性が示唆された。

●「アメンヘテプ3世王墓壁画保存修復事業(第3期)(2023年～2025年2月)」では、2002年から吉村作治早稲田大学名誉教授らが関与し壁画修復等を実施した遺跡において、第3期事業として、東日本国際大学の関与を得て、王墓内の壁画及び支柱の保存修復作業に加え、一般公開に向けた照明、標識等の設置と安全対策、遺跡マネジメントと持続可能な観光に関する能力向上を行った。修復作業の過程においては、エジプト政府側担当者への技術移転が行われた。

●「東南アジアにおける文書遺産の保全にかかる能力向上支援」事業(2023年6月終了)では、頻繁に大規模な洪水や暴風が発生し常に文書遺産が水損リスクにさらされている東南アジアや東アジア各国に対し、水損資料の保全に深い知見を有する日本の国立公文書館が、能力開発プログラムの開発と実施に携わった。研修はオンラインで実施され、東南アジアだけでなくエジプトを含めて27名が参加し、保全事業の担当者の能力向上に貢献した。日本の国立公文書館を含む様々なステークホルダーも関与して作成した水損資料の保全マニュアルを2024年8月にインドネシアで開催した世界遺産アーカイブ管理に関する3か国合同入門ワークショップでも活用しており、事業終了後も成果を他の国・地域において普及させる等、効果を最大化するよう努めている。

●「ラテンアメリカ及びカリブ海地域の建築環境における能力構築」(2020年5月～2023年12月)では、一般社団法人日本建築防災協会と日本建築学会が、学校の改修計画についてキューバのエンジニアに解決の立案をし、日本の専門的な知見やノウハウが活かされた。

●1954年ハーグ条約及び関連二議定書(1954年・1999年)に関し、昨今の武力紛争、直近ではロシアによるウクライナ侵略に伴う文化財破壊、イスラエル・パレスチナ・レバノン情勢等の影響で注目が増し、文化財の保護に関する日本の道義的な国際貢献の重要性が高まっているところ、2011年以来日本政府が関連会議への出席及び各種助言を依頼している藤岡麻理子國學院大學准教授が、ユネスコ事務局から指名を受け、世界会議でのプレゼンターを務めるなど、日本として知的貢献を行い、国際的プレゼンスを維持・強化している。また、「文化財不法輸出入等禁止条約」(1970年条約)及びICPRCP関連会合へは、2014年以降、八並廉九州大学准教授に出席、登壇及び各種助言依頼をし、直近の1970年条約第8回締約国会議及び同条約締約国会議補助委員会第13回会合(2025年5月)においても、各国代表発言及び決議案審議における法的・技術的な指摘及び各国からの質疑に対して助言を行い、法的分野における人的資源の貢献を行っている。また、両有識者によるプレゼンスを通して、日本は、国内法整備が遅れている途上国のモデルとなって、各国の法体系及び措置のギャップを埋めること、及びユネスコ関連条約間のシナジーを強化することで国際約束の実施及び遵守において貢献している旨、事務局の報告書でも言及されている。例えば、1970年条約、1954年ハーグ条約及び関連二議定書の規定及びその実施措置に係る、紛争時及び紛争後の地域、自然災害に起因する緊急事態への準備措置の重要性及び日本における地震関連の措置及び活動の紹介、各国際約束及びユネスコ憲章に基づき締約国の義務である実施状況国別定期報告書の様式・形式の利活用のポイントについて、両専門家が各自出席する会合にて言及し、それぞれの専門分野の観点から説明や専門のパートナー機関への照会を行っている。

・2024年12月、ユネスコ国内委員会及び国内のユネスコ関連団体によるユネスコウィーク企画の中で「今から、ここから、わたしから—ユースが集い、創るユネスコ活動の未来—」というテーマで「ユースフォーラム」が開催された。国内に

おけるユースの活動を活性化させることを通じて、日本の対ユネスコ外交を後押しするとともに、ユネスコに対する日本政府の関与の在り方へのインプットが行われ、ユネスコの8か年中期戦略(2022-2029年)においてプライオリティ・グループとされているユースの活動を後押しする貢献に繋がっている。

1-5 本件提出に係る日本側の取組等

・第 220 回執行委員会(2024 年 10 月)においては、日本は、予算、人事、地域情勢などの行財政議題において積極的に議論をリードした。次期2か年予算案(2026-2027 年)の議題においては、他の委員国と緊密に連携しつつ、安易な予算増の動きを抑えるべく同様の問題意識を発言する等、次回の執行委で予算シーリングを議論する上での足がかりを作ることに貢献した他、人事議題では、幹部ポストの地域バランスの不均衡に焦点を当てて改善の提案を行う等、ユネスコ事務局の運営の適正化に関する議論に貢献している。

・また、同委員会の会期中には、日本の発案で始まった持続可能な開発のための教育(ESD)に関するサイドイベントを、事務局とカリブ・アフリカの小島嶼国2か国と連携して開催し好評を博した他、「日本のタベ」レセプションを開催し、日本文化のパフォーマンスや無形文化遺産登録候補であった日本酒のデモンストレーション、大阪万博のPRビデオ上映を行うなど、日本のプレゼンス向上を確保した。

・第 221 回執行委員会(2025 年4月)における予算議題においては、前回執行委員会での議論も踏まえつつ、更に米国がユネスコ加盟についてのレビューを実施している状況下において、予算案の内容をよく検討・審議すべきであるとの問題意識を醸成させることに貢献した。また、ユネスコ・アーカイブ等の保全、ASP ネット(The UNESCO Associated Schools Network)、及び政府間海洋学委員会(IOC)関連で、修正提案を行い、各国の賛同を得た。また、各国支援関連議題において、シリア支援議題では議題の共同提案国として議論に参画、ウクライナ支援議題ではウクライナ・フレンズグループによるステートメントに共同署名国として参加する等、ユネスコの活動に関する議論と採択に貢献した。

・第 221 回執行委員会会期中のサイドイベントとして、防災分野の取組強化を目的とした会合を主催し、ブリトー自然科学局担当事務局長補を始め、多くの加盟国の出席を得て、ユネスコや各加盟国における防災分野の取組について各国から紹介がなされる等、ユネスコの防災の取組についての関心、及び防災分野における日本の提出金事業による貢献の認知度を高めることに貢献した。

・ユネスコ事務局と年に1度レビュー会合を開催し、同提出金に関する全体的な方針の議論や、実施中の案件についての進捗確認を行っており、評価対象期間中には 2025 年5月にパリのユネスコ事務局における対面と日本からのオンライン出席によるハイブリッド形式で実施した。同会合では、外務省の他、文部科学省、国土交通省、海洋研究開発機構(JAMSTEC)の関係者が揃って参加する形式をとり、ユネスコ側からは事務次長及び各局の事務局長補に加え、行財政部門として人事部幹部の出席も得た。関係幹部に対し、日本の関心事項及び重視する分野などについて説明するとともに、ユネスコ側の関心や取組の状況について質問した。また、事務局に改善及び留意を希望する点などを要請する等、ドナーとして提出金の効果的かつ適正な使用を要請しつつ、日本としてのユネスコに対する積極的な支援の状況を、局を越えてアピールする重要な機会となった。各局の事務局長補及び関係者からは、日本の支援に対する感謝や評価、今後の支援継続への期待について言及があったほか、ユネスコが重視している分野や取組の紹介などがあった。また、実施中の案件については、日本側の担当者がユネスコ事務局及びフィールドオフィスの担当者とオンラインで会合を行い、日ユネスコ双方の担当者同士で状況を確認するとともに今後の方針を議論し、ユネスコ事務局で適切なフォローアップを行うよう要請した。

・日本がユネスコに加盟した7月2日に、日本の対ユネスコ支援をプレイアップする「ビジビリティ・キャンペーン」を実施予定。具体的には、日本が提出した事業や支援内容をユネスコ本部、各ユネスコ事務局、日本の関係省庁のホームページにて一斉に紹介予定。また、日本人専門家や日本の関係機関との積極的な連携を通じてビジビリティを確保すべく、今年はユネスコに勤務する日本人職員のビジオメッセージも掲載すべく準備を進めている。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件提出の貢献度に係る総括

- ・国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)拠出金は、日本が戦略的にユネスコと連携して、両者のプライオリティまたはニーズに基づき選択的に事業を実施することで、ユネスコのマンドート実現に貢献し、ユネスコにおいて日本のプレゼンスを確保するに当たって不可欠なツールとなっている。
 - ・本拠出金を通じて、日本は主に途上国の有形・無形文化遺産の保存修復や保護促進、人材育成、文書遺産の保護や防災等ユネスコ事務局の優先分野に基づいた事業を行ってきており、2-2 のとおり効果をあげている。
 - ・また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。行財政マネジメントにおいては、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。
 - ・基準4については 4-1 のとおりの状況である。
- 2024 年5月に開催された ICPRCP 第 24 回会合において、日本が補正予算から拠出したモスル復興事業について、イラクから謝意が示され、同会合専門家フォーラムにおける同国専門家による「最良の事例」をテーマとしたプレゼンにおいても、同事業によりイラクと他国との連携・国際協力が強化された旨紹介された。さらに、同フォーラムでは、日本が日本信託基金から拠出した事業(サヘル地域における文化遺産保存・修復に関する人材育成及びデジタル化支援)について、スーダンから謝意表明及び当該事業の成果に関する言及があった。
- 2024 年6月、高村政務官のリトアニア訪問時にオットーネ事務局長補から、ユネスコにおける財政面にとどまらない日本の貢献及び補正予算によるウクライナ支援に謝意が表明されたほか、ウクライナ情報文化大臣代行からも日本の支援に対する謝意表明があった。
- 2024 年 10 月、第 220 回執行委員会において、アズレー事務局長は、パレスチナをはじめとする各地のジャーナリストの保護に関して、日本、フランスをはじめとする支援国に感謝。また、ウクライナに関し、特に日本の卓越した貢献に感謝を述べ、日本の支援であるウクライナにおけるメンタルヘルスの維持の重要性に言及した。また、アフガニスタンにおける日本、スペイン、ドイツ等の協力に感謝し、女性に対する差別との戦いに今後もコミットしていく旨表明した。更に、日本の提案議題であるユネスコにおける防災への取組につき、組織的な対応を可能にするものと評価し、感謝を述べた。
- 2024 年 12 月、カンボジア文化芸術大臣から、ICC アンコールのメカニズムにおいて、アンコール遺跡の顕著な普遍的価値(OUV)を守るため、遺跡の修復、保全に協力する日仏、ユネスコそして全ての国際的なパートナーに感謝が表明された。
- 2025 年4月、第 221 回執行委員会の議題 5.I.G.「アフガニスタン支援事務局報告」では、アフガニスタンより日本含め主要なドナー国に対する謝意が示されたほか、タンザニアより日本の文化遺産保護のための支援に謝意が表明された。
- 2025 年4月のユネスコのホームページにおいては、ロシアによるウクライナへの全面侵攻が4年目を迎えウクライナ状況を報道するウクライナ人ジャーナリストへの支援の必要性が高まっているところ、日本が日本信託基金から拠出した「ウクライナ・ジャーナリスト緊急支援」の枠組みの中で、2024 年秋からユネスコとキーウ・インディペンデント紙が主導で 50 人以上のウクライナのメディア専門家を対象に英語のジャーナリズム事業が実施され、ウクライナからの英語報道の質の向上につながっているとの評価及び日本からの多大な支援のおかげであるとして掲載された。
- 2025 年5月、岩屋外務大臣がパリのユネスコ本部でアズレー事務局長と面会した際、同事務局長から、日本が文化遺産の分野を始めとする様々な分野において実施してきた長年にわたる貢献に対する謝意が表明された。
- 2025 年5月、日本信託基金の支援により実施された「アフリカにおける文化遺産に関する国際会議」において、ケニアのルト大統領及び文化大臣から、日本の支援に対する謝意表明あり。
- 以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果
本拠出金は、ユネスコの所掌分野(教育、科学、文化、情報コミュニケーション等)全体におけるニーズの中で特に日本の国益の増進につなげるために重要と考えるプロジェクトに対する柔軟かつ分野横断的な支援を行うことで、ユネスコの戦略目標の実現に貢献し、加盟国の友好と相互理解を促進し、ユネスコにおける日本の発信力を強化することを目的とする。 評価対象期間内に完了した事業は6件、現在実施中の事業は 20 件。完了した案件については、いずれも当初の目標を達成している。 【評価対象期間内に完了した事業】 ●「サヘル地域における写本の保存と公開」(2022 年1月～2024 年 12 月)では、マリとスーダンを対象地域とし、紛争等で損害を受けたサヘル地域の重要な文書遺産である写本の保存修復及び公開を目的に、修復に係る人材育成や資料のデジタル化等の支援を実施した。本事業で開発した古代写本に関するモデル授業では、当初は 100 人の若者の参加を予定していたが、最終的に 12,584 人が参加し、54 校が古代写本に関するコミュニティを設立した。現在、648 人の生徒(そのうち 40%が女子)がこれらのコミュニティに積極的に参加し、当初の目標を大幅に上回る成果が得られた。本事業はユネスコのホームページ(HP)でも大きくプレイアップされ、第 221 回執行委員会(2025 年4月)では事務局長が日本のサポートに言及し謝意を述べた。2024 年 12 月5日、当該事業の運営委員会がマリで開催され、在マリ大使がスピーチをした他、高等教育・科学大臣、工芸・文化・ホテル産業・観光省次官が出席し、現地ではテレビや新聞など各種メディアで報道されビジビリティ確保に大きく貢献した。 ●倫理的リスクに配慮したAI技術への対応支援(アフリカとSIDS)では、2021 年のユネスコ総会で採択された「AI の倫理に関する勧告」を、アフリカ及び小島嶼開発途上国(SIDS)が効果的に実施することを支援。具体的には、ユネスコの戦略目標である「持続可能な開発のための科学、政策及び社会と倫理的で包括的な政策との連携の促進」のため、途上国における、AI の倫理的、公平な開発・利用を実現することにより SDG 等の開発目標達成に貢献することを狙いとし、ユネスコ勧告で示された AI に関する倫理影響評価・準備評価方法、AI の倫理関連施策のモニタリング・メカニズム及び人材育成のツールを開発・具体化し、各国における政策に取り入れていくプロセスを支援することで、ユネスコ勧告の実施に貢献した。3か年事業でアフリカと小島嶼開発途上国の 21 か国(南アフリカ共和国、ナミビア、モザンビーク、ジンバブエ、マラウイ、ボツワナ、ケニア、ルワンダ、コンゴ民主共和国、チャド、ガボン、モーリシャス、サントメ・プリンシペ、モルディブ、東ティモール、アンティグア・バーブーダ、バルバドス、ドミニカ共和国、フィジー、キューバ、キュラソー(オランダ))を対象として実施し、対象国以外の加盟国にもツールを共有し、国レベルでの AI の倫理の普及に効果をあげることができたとして、実施対象国をはじめとするユネスコ加盟国、ユネスコ事務局より高い評価を得ている。 ●「カリブ小島嶼開発途上国(SIDS)における自然災害に対する地域コミュニティ能力強化」(2021 年 12 月～2024 年 12 月)では、特にハリケーンに対して脆弱なカリブ小島嶼開発途上国(SIDS)であるドミニカ共和国、バハマ、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ハイチを対象地域とし、教育・研修を通じて地域社会レベルでの自然災害に対する能力強化事業を実施し、自然災害の発生前／発生中／発生後における個人やコミュニティの懸念やニーズについてソーシャルメディアを用いて分析し、コミュニティや個人レベルに対するコミュニケーション戦略を策定する能力強化が実現した。予定された 15 の活動の全てを達成し、全体的なパフォーマンスは非常に良好であった。本事業を通じて、目標どおりではあるが、自然災害による人的・経済的損失の削減率を2年目までに 20%、3年目までに 30%の削減を達成することができ、レジリエンス強化に大きく貢献した。

●「シルクロード世界遺産推薦プロセス支援事業（第3期）（2021年～2024年11月）」では、2011年に開始した事業第1期から、山内和也帝京大学教授が専門家として継続的に関与し、シルクロードの世界遺産登録を支援するため段階的に実施した。これまでにシルクロードの「長安・天山回廊」と「ザラフシャン・カラクム回廊」が登録された実績を踏まえ、「ヴォルガ・カスピ海回廊」（アゼルバイジャン、イラン、カザフスタン、ロシア、トルクメニスタン）の登録に向けた、関係国の能力強化と協力体制構築に注力した。2022年から2024年にかけて、オンライン会議やバクーでの地域会議、現地実習ワークショップを開催し、カスピ海-ヴォルガ・シルクロード遺産回廊のための指導文書と勧告の作成、遺産目録と科学的文書の作成、遺跡の優先順位付けの基準の定義、事務局の役割についての合意、水中遺産に関する研究と陸路考古学と水中考古学の連携促進と調整を推進した。また、2024年12月のトルクメニスタン・アシガバット会議では、各国からの専門家を招集し、地図アトラスの作成と図表資料の収集開始、比較分析の実施、登録プロセスにおける水中遺産の役割の評価など、登録申請に向けた最終的なロードマップを策定した。

●「世界遺産「仏陀の生誕地ルンビニ」保全管理強化事業（第4期）（2021年11月開始、2024年11月終了）」では、1970年代、国連による事業の一環としてルンビニ地域の保存・開発のための「マスタープラン」が建築家の丹下健三氏の協力のもと立案され、現在に至るまでネパール政府のルンビニ開発トラスト（LDT）によりプランの実現化が進んでいる。今回の第4期事業では、包括的管理フレームワークに基づくルンビニ世界遺産サイトの保全状況の改善とともに、ルンビニ開発地域保護のための戦略及び活動計画策定、ティラウラコット遺跡世界遺産推薦のための支援を行った。日本は特にルンビニ世界遺産の価値に関する定義づけ、歴史的意義の再評価、景観保全や考古学的保存戦略の策定、地理情報システムを活用した地図及び考古学的図面の作成等を行った。これらを反映した世界遺産登録の推薦書類は2024年1月末にネパール政府からユネスコ世界遺産センターへ提出され、2025年に審議される予定である。

●「アメンヘテプ3世王墓壁画保存修復事業（第3期）（2023年～2025年2月）」では、2002年から吉村作治早稲田大学名誉教授らが関与し壁画修復等を実施した遺跡において、第3期事業として、東日本国際大学の関与を得て、王墓内の壁画及び支柱の保存修復作業に加え、一般公開に向けた照明、標識等の設置と安全対策、遺跡マネジメントと持続可能な観光に関する能力向上を行った。王墓内の壁画および支柱の保存修復計画の大部分が完了し、記録文書が整備された。また、遺跡管理に関する国際的な専門家や現地マネージャ等約30名が集まり、遺跡管理に関するワークショップを開催した。一般公開に向けた準備の一環として、女性・若年層・児童を主な対象としたワークショップも実施され、延べ200名以上の参加を得た。

【現在実施中の事業の例】

●「東南アジアにおける世界遺産アーカイブの保護」（2023年2月～2025年6月）では、アユタヤ歴史都市（タイ）、ポロブドゥール寺院遺跡群（インドネシア）、コー・ケー遺跡（カンボジア）を対象とし、世界遺産に関連する文書遺産を保護することを目的としている。世界遺産アーカイブのマニュアルを作成し、当初の予定の3言語に翻訳予定だったが4言語に翻訳する準備をしている。2024年11月にワークショップが実施され、東南アジア内外16か国から選抜された244名が参加し、アーカイブ管理の人材育成と確保に多大な貢献をしている。世界遺産アーカイブを保護することは文書遺産の保護のみならず、これまでの知見を集積し残すことで、将来的な学術的研究や保存修復技術の向上にも貢献し、幅広い意味での遺産保護に繋がっている。本事業は2年間を予定していたが、インドネシアで2024年10月の新大統領政権による省庁再編が行われた影響を受け、5か月の延長を承認した。

●「アフリカ地域世界遺産推薦のためのキャパシティビルディングプログラム（2021年6月～2025年6月）」では、アフリカ諸国の有する世界遺産数は他地域と比べて極めて少ない（108件：61件（文化遺産）・42件（自然遺産）・5件（複合遺産）：2024年10月時点）ことを踏まえ、アフリカの文化・自然資産の世界遺産登録実現を促進するためのキャパシティビルディング、すなわち世界遺産推薦に必要な知識・見識を具備する専門家の育成とともに、登録された世界遺産が現在及び将来に亘って良好な状況で保全が図られるよう教育を行った。本事業の主な成果として、ルワンダ・ニュンゲ国立公園の世界遺産登録の実現（2023年9月）が挙げられる。また、エスワティニ、ジブチ、リベリア、南スーダン

では、推薦書作成が進行中である。さらに、ブルンジおよび赤道ギニアにおいては、将来の推薦に向けた候補地の選定作業が開始されている。本事業は、世界遺産の地域的バランスの是正と、アフリカにおける遺産保護に向けた着実な実績を上げた。

●「アンコール遺跡保存開発国際調整委員会 (ICC アンコール) (2024 年 12 月～2025 年6月)」では、ICC アンコールは、1993 年の創設以降、カンボジア駐在の日仏両大使が共同議長となり、カンボジア政府側のアプサラ機構及び事務局を務めるユネスコと共に、年1回の全体会合(12 月)及び年2回の技術会合(6月、12 月)をシエムリアップで開催している。事業概要として各会議の開催支援及び専門家派遣を通じて各事業の成果と課題を共有する機会を創出している。会合では保存修復及び持続的な開発の観点から専門家による技術的助言・提言がなされており、文化遺産国際協力のモデルケースとして参照されている。

●「太平洋地域で唯一の危機遺産東レンネルにおける災害対応力強化に向けた地元先住民コミュニティ支援(2022 年 10 月～2025 年 12 月)」では、地元コミュニティに対し、参加型資源管理 (Community-based Resource Management) の手法を取り入れた生計向上パイロットプロジェクトの実施を通じて、サイクロン等の自然災害を含む社会経済的・文化的・環境的インパクトへの対応力強化を図っている。この取組は、災害や気候変動に対する地域コミュニティのレジリエンスを強化すると同時に、商業伐採や鉱山開発といった環境破壊的行為の抑制に向けた解決策への社会的認識を促すものである。地域住民の生活の質の向上とともに、文化・自然遺産の保全と持続可能な開発の両立を図り、2025 年までに世界遺産危機遺産リストからの除外を目指すための包括的な保全環境の整備を行っている。

●「ゴレ島の海岸浸食に対する保護強化のための緊急対策(2024 年 12 月～2027 年 12 月)」では、セネガルのゴレ島における緊急的な護岸修復工事を実施するとともに、地域の学校およびコミュニティを対象に、持続可能な開発のための教育(ESD)の観点から、伝統的知見を活用した環境管理、文化遺産の保全、災害リスクの軽減(DRR)に関する普及・啓発活動を展開している。過去に日本は日本信託基金事業(2016-2018 年)を通じて、ゴレ島南岸の緊急対策措置を実施しており、当該護岸は現在も良好な状態を維持している。本事業では、ゴレ島西岸、特にマリアマ・バ教育センター(女子中等学校)周辺の護岸の修復と建物の改修を行うとともに地元職人への技術移転を進め、持続可能な支援体制の構築を図っている。

●「復興のためのユネスコのマルチハザード、マルチセクター災害対応(2025 年2月～2028 年2月)」では、ユネスコの戦略目標である「平和、持続可能性及び社会的包摂のための国際科学協力の強化」の推進のため、仙台防災枠組の目標に沿って早期警報システムを確立、維持、強化するための加盟国の能力強化を支援するものである。事前に対象国を定めず、災害発生後、日本政府の承認を得て災害国に対し迅速に支援を行うが、現在までに、本事業の一環で、2025 年3月 25 日にミャンマー地震への対応として、同国へ建築リスク評価専門家を迅速に派遣している。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024年7月、12月
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025年7月頃
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
本拠出金は、ユネスコに設置している日本信託基金に対して拠出するものであるが、ユネスコ事務局とあらかじめ合意した取決めに従い、毎年6月末と12月末の2回、財務報告書が提出されることとなっている。このサイクルに基づき、2024年には2回(6月、12月)財務報告書が提出された。最新の財務報告書(2024年12月31日付)では、2023年度に拠出した4,508,591ドル、2024年度に拠出した3,619,832ドルを含めて21,825,395ドルが全体収入、支出分を引いた後	

の残高として6,889,157ドルが記載されている。

このほか、事業が完了した案件については、作業が終わり次第、最終財務報告書が提出されることとなっている。評価対象期間においては、5件の最終財務報告書が提出され、実施中・終了直後の16案件について中間報告書が提出された。内容において特段の問題は見られない。

なお、ユネスコ全体予算につき、2024年9月公表の2023年財務報告書によると、総収入額は、過去5年で増加傾向にあり、2023年の総収入額は前年度比28%増の8億4,200万ドルであった。対する支出は、7億3,900万ドル(前年度比8%増)となった。

本拠出金については、ユネスコの規則等で定める内部・外部監査(南アフリカ共和国会計監査総局がユネスコの外部監査官として実施)手続に従うものとされる旨ユネスコ事務局との間で取決めが交わされている。最新の外部監査報告(2024年10月に報告)における評価及び指摘事項については以下のとおりであり、本拠出金に係る指摘はない。

ユネスコ全体の外部監査は、2023年の第42回総会における選挙において、2023年～2029年の6年の任期で選出された南アフリカ共和国の会計監査総局がユネスコの外部監査官として実施し、執行委員会及び総会に報告書を提出している。直近では、第220回執行委員会(2024年10月)において、2023年の財務状況等の監査結果が報告された。この報告書においては、2023年のユネスコの財務状況は、ユネスコの財務規則に従い国際公会計基準(IPSAS)に準拠して適正に処理されており問題はないこと、機関の権限内で取引が行われていること、財務関係資料は全ての重要な点において合理的であり、適切に管理されていることが報告されている。また、2023年の財務状況の注目すべき点として、同年7月の米国のユネスコ復帰に関連し、日割りで算出された7月から12月の米国の分担金支払いにより、(i)危機への備え、緊急対応、復興、(ii)メディアと情報リテラシー、デジタル学習、デジタル・シチズンシップ、(iii)アフリカの文化遺産及び自然遺産、大西洋横断奴隷貿易のルートに沿ったアフリカのディアスポラの場所に関連する共通の歴史、記憶、文化、(iv)オープンサイエンス、科学情報へのオープンアクセス及び科学の自由、女性科学者及び若手研究者のための新たな機会の促進、(v)海洋及び水管理などの分野において、重要かつプラスの財務的影響が生じたことが言及されている。

今後、第222回執行委員会(2025年10月)において、2024年の財務状況等の報告書、続けて第43回総会(2025年11月)において、2023年及び2024年の財務状況等の監査結果が全加盟国に報告され、採択される予定である。

ユネスコは、組織機能の強化及び管理のために独立した統合監視機構である内部監査サービス部門(IOS)を有する。IOSは、IOS憲章に基づき、4つの機能(内部監査、評価、調査及び諮問サービス)の実施を通じて、ユネスコの事業が効率的かつ効果的に提供され、戦略的な管理情報が信頼し得る及び時宜を得たものであること、並びにユネスコ事業の質と影響を高める方法及び手続の継続的な改善が促進されていることを保証するよう義務づけられている。また、国際的な基準(「内部監査の専門的実践のための国際基準」、「調査のための統一ガイドライン」及び「国連システムにおける評価のための規範と基準」、内部監査人協会(IIA)が規定する倫理綱領)を遵守し、国連システム全体の専門ネットワーク(国連評価グループ(UNEG)等)のメンバーとなっている。

実際の監査については、学習、説明責任、意思決定を評価の3つの重要な目的と定義した2022-2029年の評価方針に沿って実施し、年に2回開催される執行委員会において、分野及び事業ごとの報告及び総括報告を行い、総括報告についてはIOSのウェブサイト上で一般に公開している。直近の内部監査報告としては、第220回執行委員会(2024年10月)において事業運営分野において、2024年のユネスコ全体の総合評価、2017年から2024年3月の期間におけるユネスコスクールネットワーク(ASPネット)の活動に対する評価、2023年11月から2024年5月の期間における世界水アセスメントプログラム(WWAP)の活動評価が報告された。この評価においては、ステークホルダーへのアウトリーチの改善、新たな資金源の確保、他の機関との相乗効果や補完など、事業の改善のための勧告が行われている。また、財政に関しては、ユネスコの統合予算枠組みにおける運営状況の内部監査結果が報告されたが、この報告の中では、予算の手続の文書化が不十分であること、2023年の主要な職員の離職により予算ユニットの能力が最適といえる状況にないことについて早急な改善を勧告しつつ、42 C/5(2023-2024年の2か年予算)より、ユネスコ財務規則が

更新され、統合予算枠組が反映されていることを良い予算慣行であると評価している
また、第221回執行委員会(2025年4月)においては、事業分野では、アブダス・サラム国際理論物理学センター(ICTP)の活動について、2024年4月から8月の期間で監査が行われ、2025～2029年の新戦略を策定すること、戦略的計画とモニタリングを強化し、より体系的にデータを収集することで、その影響をより適切に測定できるようにすることを提言したこと、また、総会下部機関のひとつである社会変容マネジメント(MOST)プログラムについて、自発的な拠出金の資金調達を評価しつつ、ガバナンスの強化、コミュニケーションの改善、プログラムの焦点の明確化などの勧告を行ったことが報告された。また、行財政分野においては、統合予算枠組における運営状況の監査においてIOSが提案した合意された管理措置の実施に関する進捗報告、2024年の年次報告等が行われた。この年次報告においては、ユネスコ事務局内における予算・財務委員会の設立、次期予算計画立案にあたっての予備費(Contingency reserve)計上及び会計ソフトの脆弱性克服等、ユネスコ事務局が行財政ガバナンス強化のために実施した一連の取組が記述されている。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)
ユネスコ全体としては、職員人事につき、多様性及び生産性の向上を目的として2023-2027年の人事戦略を策定している(2023年11月の総会にて採択)。当該戦略に基づき、事務局が定期的にロードマップを示しているが、第220回執行委員会(2024年10月)では、国連のメンタルヘルス戦略をユネスコにおいても適用することとなり、メンタルヘルス対応を含む福利厚生サービスの向上、障害のあるスタッフの包摂及び待遇改善を実施すること、そのために官房局に障害者・アクセシビリティ包括担当ポストを設置し、人事部と連携させること、より良いインターンシップ制度への移行プロセスの中で、関係者への効果的かつ包括的なコミュニケーションを図るプラン等が報告され、委員国から評価されている。また、人事業務の効率化のため、今後、AIツールを活用することを検討する他、人事異動の際の知見の引き継ぎについて、人事部でガイダンスを作成し、部署横断的に組織活用することが予定されている。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
該当なし。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
53	45	45	47.67	42	-5.67	1276(注)
備考	(注)JPO 及び一般職員、契約職員を含まない。					
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
4	3	1	2.67	2	-0.67	76

備考	
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)	
JPOを除いた専門職(P)以上の全職員に占める日本人職員数は上位10か国中、フランス、イタリア、中国に次ぐ4位であり、3.3%を占める。なお、ユネスコが定める日本の「望ましい職員数」(分担金による通常予算で人件費が手当されている専門職(P)以上の850ポストを対象とし、分担率及び人口などの要素を用いて算出)は、18名から30名であり、当該対象ポストの日本人職員数は32名で、上限を超えている。職員数における公平な代表性は事務局長の優先事項となっており、ユネスコの新規採用において「望ましい職員数」を満たしていない加盟国出身者が優先されるため、新規の日本人職員の採用が現在是不利な状況にあり、これ以上の上積みは容易ではない。 上記の状況ではあるものの、人事支援については、事務局との対話及び意見交換を通じて情報収集を行っている他、日本人職員の送り込みのために、特に日本が重視する分野、日本が高い技術や経験を有する等得意な分野について洗い出すなど、戦略を策定している。また、日ユネスコの共同プロジェクトを主管する地域事務所等から日本人職員の採用希望に関する相談が寄せられる場合には、事務局に検討を依頼している。更には、外務本省から幹部職員が現地に出張する機会などを通じて、可能な限り日本人職員との面会の場を設け、ユネスコの人事募集や採用方針の現状について情報収集を行うとともに、各日本人職員の昇進の希望や、昇進に資する拠出金事業の可能性などについて聴取及び意見交換を行っている。 また、ユネスコ代表部においては、ユネスコへの関心惹起とともに、中長期的な日本人職員の増強も見据え、ユネスコ日本人職員の声を同代表部HP上で紹介したり、高校生や大学生といったユース世代によるユネスコ及び代表部訪問を積極的に受け入れたりしている。2025年1月～3月にかけて、東京都立高校生、東京大学、京都大学、慶應義塾大学、北海道大学、上智大学、東京外国語大学、玉川大学の生徒・学生を受け入れ、ユネスコの日本人職員やユネスコ代表部大使との懇談など、ユネスコを体験できる機会を設けた。こうした機会を通じて、広く国際機関でのキャリア形成の魅力、意義等を紹介し、ユース世代にユネスコをはじめとした国際機関に関心を持ってもらうための取組を進めている。	
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由	

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A

s

a

b

a

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際連合大学(UNU)拠出金	
2 拠出先の名称	
国際連合大学	
3 拠出先の概要	
国際連合大学(以下、国連大学)は、日本の積極的な誘致活動の結果、国連決議(1973 年、第 28 回総会決議 3081)に基づき、1975 年の国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定によって設立された日本(東京都渋谷区)に本部を置く唯一の国連機関である(本部内にはサステナビリティ高等研究所(以下、UNU-IAS)が併設されており、同研究所は金沢市にいかわ・かなざわオペレーティング・ユニット(以下、UNU-IAS OUIK)を設置している)。国連大学は、地球規模課題等の解決、SDGs 達成等のための調査・研究を行い、その調査・研究の成果を国連諸機関等に提言することで国連のシンクタンクとしての役割を果たすとともに、大学院教育やセミナー、各種プログラムを通じた人材育成にも貢献している。	
4 (1)本件拠出の概要	
本拠出金は、国連大学本部の運営及び事業活動のための経費であり、国連大学の活動基盤を支援するコアファンドである(文部科学省及び環境省からの拠出金は、主に UNU-IAS のプロジェクトへのイヤーマーク拠出となっている)。日本政府は、ホスト国として国連大学本部機能の基盤を下支えすることにより、国連大学の学術研究、教育、出版、国際会議、シンポジウムの開催等、国連大学の地球規模での活動に貢献するとともに、日本国内における SDGs 達成に向けた活動や、長期的な目標である国際機関を目指す日本人の人材育成を支援している。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 159,442 千円	
●2024 年(令和6年)分の日本の拠出額:4,207,416USD、日本の拠出率:17.33%(拠出順位:2位、外務省、文部科学省、環境省の拠出合計額)。参考:1位 ドイツ(8,779,326USD)、3位 ノルウェー(2,832,014USD)	
●2023 年(令和5年)分の日本の拠出額:5,258,359USD、日本の拠出率:17.29%(拠出順位:2位、外務省、文部科学省、環境省の拠出合計額)。参考:1位 ドイツ(9,400,289USD)、3位 ノルウェー(3,067,164USD)	
●2022 年(令和4年)分の日本の拠出額:4,649,103USD、日本の拠出率:17.9%(拠出順位:3位、外務省、文部科学省、環境省の拠出合計額)。参考:1位 ドイツ(7,149,453USD)、2位 ノルウェー(4,796,782USD)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
大臣官房(外務報道官・広報文化組織) 国際文化協力室	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1(1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策」、「施策Ⅲ-1 内外広報・文化交流・報道対策」、「個別分野5 文化の分野における国際協力の実施」、「測定指標5-1 文化、教育、知的交流の分野における国際協力・貢献」の下で設定された中期目標「国連大学との連携強化を通じ地球規模課題等についての我が国の政策発信の推進と、途上国を中心とした能力育成事業への協力を図る」を達成するための手段の一つと位置づけている。具体的には、国連大学との間で、持続可能な開発目標(SDGs)を始めとする日本が推進する地球規模課題の分野に関する研究やシンポジウム等の行事・事業での協力・連携の強化の他、日本で開催される国際行事に際する協力を促進するとともに、本部と UNU-IAS の国内外での活動を支援することを目標とする。

(令和5年度外務省政策評価事前分析表 292～295 ページ参照)

1-1(2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

●国連大学は、各国の分担金を財源とする国連の通常予算からの運営資金配分はなく、第27回国連総会決議(2951 (XXVII))を基に、国連大学本部及び世界12か国13の研究所・プログラムの受入国政府からの任意拠出金等により運営している。日本政府は、ホスト国として国連大学の活動を支援する責務があるところ、本拠出金は、国連大学本部の運営及び事業活動のための経費であり、国連大学の活動基盤となる本部の運営を支援する極めて重要なコアファンドである。本件拠出を通じて、国連大学の活動の中心である本部機能の基盤を下支えすることにより、国連大学の学術研究、教育、出版、セミナー、シンポジウムの開催等の地球規模での活動に貢献している。

●国連大学は、国連のシンクタンクとして、地球規模課題解決に関する研究、また国連諸機関の政策立案にむけた研究を行っている。SDGs やジェンダー、平和構築、環境、アフリカ支援等、日本が推進する地球規模課題の分野における研究やシンポジウム、セミナー等の行事・事業において、各国の指導者、政府職員、国際機関の職員、大学教授など各分野の有識者が政策発信を行うことにより、SDGs を始めとする国際的な問題に対する日本国内外での関心を高めている。

●国連大学は、2010年から、サステナビリティ高等研究所(UNU-IAS)大学院学位プログラムを開始しており、シンクタンクとしてだけでなく、教育機関として、途上国出身者を中心とする人材育成にも寄与している。2024年時点では、大学院学位プログラムに参加する321名の学生のうち54%が途上国出身であり、また、国連大学で開催された講座や研修に参加した31,609人のうち78%が途上国出身者であった。卒業後は国連システムや政府機関、大学・研究所等へ就職する学生も多く、途上国の人材育成にも貢献している。国連大学の途上国出身者に対する人材育成は日本の外交政策が掲げるグローバル・サウスとの連携にも寄与する活動である。

●国連大学では、毎年、学生や若い社会人を対象に、地球規模課題と国連大学の取組への意識を高めることを目的とした国連大学グローバル・セミナーを開催している。2024年8月、第40回国連大学グローバル・セミナー「持続可能な地球と社会へ向けて一能登、金沢、白山から学ぶレジリエンスとイノベーション」が開催され、参加した学生からは、環境問題や生物多様性の課題について学ぶ良い機会であった、また、国籍も社会経験も異なる方々と意見交換をすることで、相手の考え・価値観の違いを受容して調整する力なども身についた等の感想を得るなど、日本の若者の知見を広げることに寄与している。

●2025年3月に国連大学が駐日南アフリカ大使館と共催で行ったセミナーでは、G20議長に就任した南アフリカのマシヤティーレ副大統領他を招き、地球規模課題解決の実現に向け日本と南アフリカの外交・協力関係を例に、グローバル・サウスの声を取り入れられるような多国間ガバナンスの成功例を共有するなど、日本の外交政策上重要な課題にも取り組んでいる。

●2023 年3月から学長を務めるチリツィ・マルワラ学長(南アフリカ出身、国連事務次長(日本国内の国連職員で最も高位))は、①日本における国連大学のビジビリティの向上、②国連大学と日本の大学との連携強化、及び③日本の大学とグローバル・サウスの大学をつなげる架け橋としての国連大学の役割の強化を目指しており、同学長の取組を後押しすることは、日本が掲げる外交政策上の目標と合致するものであるため、国連大学への支援は重要である。また、マルワラ学長と日本政府関係者との連携も緊密であり、2024 年7月に上川外務大臣、同 12 月には生稲外務大臣政務官、2025 年2月には藤井外務副大臣と女性・平和・安全保障(WPS)の推進や、地球規模課題への対応など、日本の外交政策上重要な課題について意見交換を行っており、その際にも、日本政府として国連大学の活動を引き続き支援していく旨表明した。こうした緊密な連携・協力は、日本に本部を置く唯一の国連機関である国連大学だからこそ実現できるものであり、比較優位及び代替不可能性を示している。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

●国連大学の最高意思決定機関である理事会は、個人資格で選任される理事 12 名のほか、3名の職権上の理事(国連事務総長、ユネスコ事務局長及び国連訓練調査研究所(UNITAR)所長)及び国連大学学長で構成されている。個人資格の理事 12 名の任期は6年で、半数が3年毎に改選されるが、歴代日本人が1名選出されており、日本政府とも連携して、日本の意向をハイレベルで反映できる地位を確保している(2022 年5月から佐藤元ユネスコ代表部大使が理事を務めている。)

●2021 年 10 月から、白波瀬氏(東京大学特任教授)が上級副学長を務めている。白波瀬氏は、文部科学省の科学技術・学術審議会の会長代理や復興庁の復興推進委員会の委員長代理、ジェンダー平等アドバイザリー評議会(GEAC)議長、外務人事審議会委員等、日本政府のさまざまな審議会や政策提言に携わる委員会への参加経験がある。上級副学長は、国連事務次長補ランクの重要ポストであり、同ポストを日本人が務めることにより、引き続き日本の意向を国連大学の意思決定プロセスに効果的に反映できる体制となっている。

●国連大学に拠出する各省(外務省、文科省、環境省)と国連大学とのハイレベル協議を年1回開催している。国連大学の方針、運営、日本政府との共同事業等についての協議を行うことにより、日本の意向を直接学長に伝達できるという意思疎通の体制が構築されている。また、日本に本部があるという地理的メリットを最大限活用し、ハイレベル協議の他にも非公式な対話・協議を頻繁に実施し、日本の意向を可能な限り反映できるよう緊密な意思疎通・連携を行っている。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

●前述(1-2)のとおり、年に1回の頻度で日本政府と国連大学とのハイレベル協議を実施しており、評価対象期間においては、2025 年2月に対面で実施(先方:チリツィ・マルワラ学長、白波瀬上級副学長、山口 UNU-IAS 所長、日本側:外務省岡野国際文化交流審議官他)し、国連大学の方針、運営及び日本政府との協力等について協議した。同協議以外にも、マルワラ学長と岡野国際文化交流審議官は日頃より緊密な意思疎通を図っており、日本と国連大学の連携等について意見交換を行っている。

●2024 年7月、外務省と国連大学はユースとの対話イベントを共催し、上川外務大臣が国連大学を往訪してマルワラ学長と意見交換を行った後、2024 年9月に行われた未来サミットに向け、ユースの問題意識や考えを傾聴して日本の外交政策に活かすことを目的に、ユースとの意見交換を行った。

●2024 年 12 月、生稲外務大臣政務官、小林環境副大臣、金城文部科学大臣政務官が、外務省主催の国連大学理事会レセプションに先立ちマルワラ学長と意見交換を行った。レセプションでは、生稲外務大臣政務官から、国際社会の分断が進み、直面する問題が複雑化する中、グローバルな諸課題に創造的にアプローチする国連大学の役割がより一層重要となっている、日本に本部を置く唯一の国連機関である国連大学との関係強化を重視している旨述べた。マルワラ学長からは、日本による支援に謝意を表するとともに、国連大学と日本の一層の協力強化に取り組んでいきたい旨述べた。

- 2024 年 12 月、マルワラ学長は宮路外務副大臣主催カリコム外相等との昼食会に有識者として参加し、「AI ガバナンスの重要性和グローバル・サウスへの影響」というテーマで講演を行った。
- 2025 年2月、藤井外務副大臣は国連大学を訪問し、マルワラ学長と意見交換を行った。国連大学と日本の一層の協力強化に取り組んでいきたいとするマルワラ学長の発言を受け、藤井外務副大臣から、国連大学の SDGs の実現を含む地球規模課題解決への尽力に敬意を表するとともに、国連大学が引き続き重要な役割を果たすことを期待する旨述べた。
- これまでに、マルワラ学長は 2023 年3月に林外務大臣、永岡文部科学大臣、河野内閣府特命担当大臣、山田環境副大臣とも会談しており、2023 年 11 月、上川外務大臣に表敬訪問している。
- その他、今次評価対象期間内に、マルワラ学長は、海外出張の機を捉え、加納ユネスコ日本政府代表部大使、新美 OECD 日本政府代表部大使、遠藤駐フィリピン大使等、日本の在外公館長を表敬訪問し、日本と国連大学の更なる協力の可能性について意見交換を行っている。
- なお、国連大学と外務省国際文化協力室の間では、日頃から緊密な意思疎通を図っており、案件毎に意見交換や情報共有を行っている。また、年次報告等の主要資料に加え、四半期毎に国連大学関連のメディア掲載情報や運営ホームページ及び SNS の閲覧数等の報告を受けている。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

- 国連大学の最高意思決定機関である理事会に、個人資格で選出される理事 12 名のうち1名は歴代日本人が務めてきており、国連大学の運営原則・方針の決定、予算や事業プログラムの検討・承認等に関与している。
- 2024 年 11 月には、国連大学が会場を提供し、第 18 回全日本高校模擬国連大会が開催された(本大会参加:84 チーム 166 名)。高校生たちが各国の国連大使になりきり、国際問題解決を目指して本物の国連さながらに熱く議論する場の提供に貢献した。
- UNU-IAS の大学院学位プログラムでは、東京大学大学院工学研究科(都市工学専攻)とのダブルディグリープログラムや、東京大学大学院新領域創成科学研究科及び上智大学との共同ディプロマのほか、東京大学、上智大学、国際基督教大学との間で単位互換制度を設けており、日本の大学の国際化に寄与している。
- 国連大学では、若手研究者、専門家と国連大学との交流と対話を促進することを目的に、国連、特に国連大学での活動に関心のある大学院生を対象に年に2回募集を行い、国連大学で実践的な経験を積む機会を提供するジュニア・フェローシップ・プログラムを実施している。年間8名の採用をめざし、特に 2024 年からは半数が日本人となるよう調整し(2010 年に開設以来 80 名以上のインターンを受け入れている)、国連機関への日本人職員派遣に繋がる取組を実施している。
- 国連大学は日本の公益団体との連携も積極的に行っており、2024 年6月には UNU-IAS は公益財団法人イオン環境財団との間で、昆明・モンリオール生物多様性枠組やパリ協定などの国際目標の達成に向けた取組を加速させることを目的とした連携協定を締結している。同協定により、SDGs 達成に向けた共同研究やユース世代の人材育成等を協同して行うことが可能となった。
- 2024 年7月 31 日、那覇市と社会的課題の解決に向けた学術協力に関する了解覚書(MOU)に署名し、能力開発に関する取組や、セミナーやワークショップや講演などの知識交換の取組、学術プログラムでの協働など、多様な連携が期待されている。
- 2025 年3月4日、立命館大学と協力協定を締結し、国際関係及び SDGs 分野において、両大学の強みを生かしながら、SDGs や平和構築といった地球規模の課題解決に向けた共同研究や人材育成といった学術的・教育的連携を目指している。

●2024 年 10 月、パソナグループと、淡路島を含む日本各地における地方創生を促進する教育プログラムの構築に向けた連携を開始する了解覚書に署名した。同了解覚書は、日本の小都市の開発課題に対応する様々な教育機会を創出するもので、国連大学が日本の民間企業と署名する初めての了解覚書であり、国連大学と日本企業の連携強化を象徴するモデルケースとなった。

●白波瀬上級副学長は日本の中学校から大学に至る教育機関と連携し、SDGs、特に目標5「ジェンダー平等」の普及・啓発を目指しており、特別講演会「Gender Talks」シリーズを実施している。これまでに、洗足学園中学校・高校、飯塚高校、あさか開成高校、青山学院大学、立命館大学、事業構想大学院大学東京校、武蔵大学、沖縄大学、京都大学、九州大学、長崎大学、東北大学、広島大学、大阪大学、名古屋大学、筑波大学など計 17 校にて、世界及び日本のジェンダー格差やジェンダー問題に関するデータの提示・解説を通じて、若年層の理解促進を図っている。

●2024 年8月、高島芦屋市長をマルワラ学長の対談シリーズに招き、「ユースの政治参画と次世代のリーダー育成における教育の役割」について対談を行った。同対談には 150 名を超える参加者が参集し、日本の政治・行政におけるユース参画に向けた改革について意見交換を行い、ユースがグローバル市民として自身の未来について検討する機会となった。

●2024 年8月、国連大学は外務省の関連プログラムとして初めて「こども見学デー」を開催し、小学4年生から6年生の児童約 60 名とその保護者が参加し、国連や国連大学に関する講義並びに国連大学内の視察を行うことで、幅広い年代への広報に寄与した。

●国連大学は、国際協力や SDGs に関心のある児童・学生たちを対象に国連大学本部ビル見学ツアー（UNU School Visit）を実施している。評価対象期間においては、日本国内外の学校（小学校から大学まで）23 校、合計 400 人以上の学生・教員を受け入れ、若者の国際問題への関心を高めることに貢献した。

●日本の 28 大学と連携して設立された UNU-IAS による「国連大学 SDG 大学連携プラットフォーム（SDG-UP）」については、2025 年1月に第 30 回ワークショップを、2025 年3月には公開シンポジウムを開催し、SDGs 達成に向けた議論が行われた。

●マルワラ学長は日本の 47 都道府県を訪問し、地方において直接発信することで国連や SDGs についての認知度を高めることを目指しており、訪問先の主要な大学等で教員や学生、市民を対象に特別講演会を実施している。評価対象期間には、東京大学、慶応義塾大学、順天堂大学、大阪大学、岡山大学、奈良教育大学、豊橋技術科学大学、関西学院大学、立命館大学、龍谷大学などにおいて学生・教職員を対象とする特別講演会を実施し、また、経団連、日立市、四日市市、NPO 法人 子ども大学くにたちなどが主催するイベントにも出席し、石川県や金沢市に表敬訪問を行うなど、日本の大学、企業、地方自治体との連携が強化されている。

●2024 年8月、国連大学で小学生を対象とした「さかなクンと国連大学で学ぼう：海とプラごみの大切なお話」を開催し、約 250 名が参加した。冒頭、マルワラ学長が国連大学について紹介する等、環境保全について学びつつ、国連に関する知識の普及にも貢献した。

●UNU-IAS は、2024 年の能登半島地震、さらに同年に発生した豪雨による被害からのレジリエントな復興に向けた取組を推進している。2025 年3月 20 日には、環境省、石川県、公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）、公益財団法人国連大学協力会（JFUNU）の共催で石川県金沢市にて「能登復興支援 国際シンポジウム」を開催した。山口 UNU-IAS 所長や小山 UNU-IAS OUIK 研究員が登壇し、自然を活かした復興や災害対応の重要性について言及した。また、能登地域の現場からは行政、研究者、地域団体など多様な立場の登壇者が参加し、震災後の課題と地域に根ざした取組について議論が行われた。このシンポジウムに先駆けて 2024 年 11 月と 2025 年2月に能登の醤油、塩、和菓子などの生産者を東京の国連大学本部に招き、持続可能な震災からの復興や地域づくりについて紹介する「能登里海里山トーク」も行った。

1-5 本件提出に係る日本側の取組等

●上川外務大臣が出席した「ユースとの対話：未来サミットに向けて」では、外務省と国連大学が共催でユースとの対話イベントを開催し、問題意識や考えに傾聴、意見交換することで、2024年9月の未来サミットにおける日本の外交政策に活かすことができた。

●他にも、外務省が主催や共催、協力したイベントとして「分極化時代における人間の安全保障—危機と未来に向けた連帯—（穂坂外務大臣政務官が出席）」、第2回「東京国際法セミナー（上川外務大臣によるビデオメッセージ）」、第1回日本グローバル難民フォーラム・ネットワーク会合（日下部外務省国際協力局審議官が出席）、第71回国際理解・国際協力のための高校生の主張コンクール（外務省共催）、国際協力70周年記念シンポジウム（小淵衆議院議員（JICA議員連盟会長）挨拶、岩屋外務大臣（宮路外務副大臣が代読）及びアヒム・シュタイナーUNDP総裁による基調講演）、女性・平和・安全保障（WPS）フォーカルポイント・ネットワーク東京会合（藤井外務副大臣出席）、「南アフリカ議長下でのG20：連帯、平等、持続可能性～日本との対話～（英利外務大臣政務官が出席）」等に国連大学及びマルワラ学長が協力するなど、日本政府と国連大学の連携は強化されている。

●国連大学が積極的に実施している学長による対談シリーズ（23回実施）や上級副学長によるBIG IDEAS対話シリーズ（22回）を始めとする有識者との意見交換等のイベントについて、外務省はSNS等の広報活動に協力した。

●1-3 のとおり、2024 年 12 月、日本と国連大学との協力関係促進のため、第 82 回国連大学理事会が日本で開催される機会を捉え、外務省主催レセプションを開催。同レセプションには、国連大学の職員、理事、各研究所所長をはじめ、生稲外務大臣政務官、小林環境副大臣、金城文部科学大臣政務官他9名の国会議員、日本の教育・学術関係者など約 150 名が出席し、日本と国連大学との協力について活発な交流・意見交換が行われた。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件提出の貢献度に係る総括

国連大学提出金は、国連大学が持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた研究、人材育成等を行うことで、目標4（質の高い教育をみんなに）、目標5（ジェンダー平等を実現しよう）、目標10（人や国の不平等をなくそう）等を達成し、ひいては日本の「途上国を中心とした能力育成事業への協力を図る」等の外交政策上の目標に資することを目標としており、引き続き日本外交とのシナジーを生んでいる。

また、国連大学は、2-1(2)のとおり、SNS を活用した国連大学を含む国連全体の活動に係る発信も積極的に行うなど、日本国民への知識普及に貢献し、また、SNS のフォロワー数も増加基調にあり、国連大学のビジビリティは着実に向上している。

2-1(1)の「政策に関連した研究プログラムの追求」に関しては、平和とガバナンス、社会変化と経済発展、環境・気候・エネルギーの3つの研究テーマを掲げ、世界各地にある13の各研究所にて、1,245件の学術論文を出版し、また、シンポジウム、講演会を積極的に開催等している。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件提出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等提出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア提出分のみ】提出先の戦略目標

●国連大学は、国連大学戦略計画（2020 年-2024 年）において、以下の4つの包括的な目標を設定している。なお、今般、戦略目標が改訂されたところ、2025-2029 年の戦略目標は2-1(1)下部のとおり。

(1)政策に関連した研究プログラムの追求

平和とガバナンス、社会変化と経済発展、環境・気候・エネルギーの3つの研究テーマを掲げ、各研究所で学術研究、出版、国際会議、シンポジウム、講演会の開催及び大学院レベルの人材育成等の活動を行う。また、3つの研究テーマのもと、各研究所の大学院プログラムが運営されており、若手研究者が複雑な政策課題に関する実践的な経験を積む機会を提供している。各研究所は、現地のパートナーの支援を受けながら運営しており、現地の大学との強固なパートナーシップを活用する。

(2) 組織文化への投資とイノベーションの推進

- ① 性別や地理的な多様性の向上への取組。ジェンダー公正 (Gender Parity) の達成を目指す。
- ② 平等、公平、包括的な職場を確保するため、障害者の参加を支援する。

(3) コラボレーションとコミュニケーションの強化

- ① 大学とその活動の認知度を高めるための大学全体のコラボレーションとコミュニケーションを強化する。
- ② 今後5年間で活動の拠点をヨーロッパ(ジュネーブ、ブリュッセル、ウィーン)とアフリカ(ナイロビ)に広げることを目指す。

(4) 財務の持続可能性を促進する。

本部が日本にあるという地の利を活かし、日本政府をはじめ、日本の大学や企業との連携の幅を広げ、国連大学の認知度のさらなる向上を目指している。

●国連大学は、国連大学戦略計画(2025 年-2029 年)において、以下の3つの包括的な目標を設定している。

(1) 知識: 研究と教育を通じて知識と能力を高める

- ① 影響力のあるタイムリーな研究の強化
- ② 能力開発、教育、学位プログラムの増加

(2) パートナーシップ: 特にグローバル・サウスにおける強化と国連システム内の協力強化

- ① パートナーシップとコラボレーションの強化
- ② 研究者と政策立案者を結びつけ、研究の取組を促進する

(3) インパクト: 特にグローバル・サウスにおける事業拡大とアウトリーチを通じて、知名度と影響力を向上させる

- ① 新たな地域や新たなテーマへの戦略的拡大
- ② アイディアとタイムリーな解決策のカタリストとなる

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

●2-1(1)の戦略目標に基づき、主に以下の取組・活動を実施している。

(1) 2024 年には、国連大学全体で 173 の履修プログラムが実施され、31,609 名が参加した。メディアへの露出や国連大学と連携している大学等で広報協力を得るなどし、学生の関心を高めたことが参加者増加につながったと考えられる。2024 年は 1,245 件の内部・外部出版物があり、国連大学の研究成果や知識の共有が図られている。

(2) ①国連大学理事会の理事は、12 人中 10 人が女性であり、国連大学職員は、675 人中 45%が途上国出身、51%が女性。学生においては、321 人中 54%が途上国出身で、64%が女性である。2024 年に実施された研修参加者の 78%が途上国出身であり、途上国出身者に対する人材育成についても引き続き、積極的に取り組んでいる。

②障害者雇用についても、推進するべく、現在も、引き続き取組が行われている。

(3) ①国連大学は、各研究所の所長 13 人と学長をはじめとする国連大学本部の職員との間で国連大学研究所長・研修センター長会議(CONDIR)を年に1度対面で開催している。テレビ会議も定期的に行っており、国連大学全体の方針について緊密に意思疎通を行っている。また、地球規模課題に対応するため、国連大学のデジタル出版物を効率的に検索し活用できるよう、国連大学のホームページにおいて研究成果や論文等を掲載、一般公開するなどの取組が行われている。2024 年から 2025 年にかけては(評価対象期間外も含む)、350 件以上が掲載され、知識の普及や国際共同研究を促進する機会の提供など、国際的なシンクタンクとしての体制をデジタル面からも強化した。

②2022 年の UNU-CPR のジュネーブ事務所開設に続き、2025 年9月、ボローニャ(イタリア)に、AI に関する研究所を新設予定。ビッグデータや AI から得られる知見を SDGs 達成のために活用し、グローバル・サウス研究者とも共有する構想となっており、デジタル社会におけるシンクタンクとしての機能強化が期待される。

(4) 日本とマレーシアに所在する国連大学事務局は、財政・財務システムの管理、国連大学理事会への予算報告のほか、国連大学に人事・財務システム、調達サービスを提供しており、引き続き健全な財務状況の維持に努めている。また、国連大学理事会では、財政・予算・人材委員会にて予算の審議・承認が行われている。また、財源については、加盟国の拠出金だけではなく、石川県や金沢市等の地方自治体をはじめ、リソナホールディングス等の民間団体からも支援を受けており、多様な財源を組み合わせることで国連大学の活動及び研究の質の向上を確保している。

●併せて、国連大学は認知度向上につながる取組として、以下の事業を実施した。

1-4 に記載のとおり、日本の 47 都道府県における直接の発信を目指しているマルワラ学長は、着任以来、北海道から沖縄までの各都道府県の主要な大学や自治体等を訪問し、学生・教職員、市民に対して特別講演会を実施するなど国連大学をはじめとする国連の活動を紹介、国連大学の認知度向上に向け、活発に活動している。

●評価対象期間中には、学長による対談シリーズ(23 回実施)や上級副学長による BIG IDEAS 対話シリーズ(22 回)を始めとする有識者との意見交換等のイベントを積極的に行った。

●国連大学の SNS のフォロワー数は着実に伸びており、X(旧 Twitter)に関しては、2024 年春の時点で 7,647 人であったが、評価対象期間中には、8,000 人を超える登録者となった。Linked In についても、1,065 人から 1,505 人と約 50% 増加し、2023 年8月に新設したInstagramの登録者も 770 名を超えるなど、SNS を活用した国連大学の活動の紹介が活発に行われている。また、国連大学の活動の一部は、新聞やテレビ等のメディアで取り上げられており、NHK 出版の中学生基礎英語「ラジオ #中学生の基礎英語 レベル1」に毎月マルワラ学長のコラムが掲載されるなど、メディアへの掲載件数も約 180 件と引き続き高い露出件数を維持している。

●1-4 で述べたとおり、白波瀬上級副学長は日本の中学校から大学に至る教育機関と連携し、特別講演会「Gender Talks」シリーズを実施している。これまでに、洗足学園中学校・高校、飯塚高校、あさか開成高校、青山学院大学、立命館大学、事業構想大学院大学東京校、武蔵大学、沖縄大学、京都大学、九州大学、長崎大学、東北大学、広島大学、大阪大学、名古屋大学、筑波大学など計 17 校にて、世界および日本のジェンダー格差やジェンダー問題に関するデータの提示・解説を通じて、若年層の理解促進を図っている。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024年7月(日本の2023年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025年7月(日本の2024年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
●直近の財務報告書は、拠出先機関全体の決算をカバーしている。日本の拠出は国連大学の運営にかかるコア予算に充当され、外務省の2023年度拠出分155,530千円については国連大学の2023会計年度として計上された。決算状況に関しては、2023会計年度末で、国連大学の総収入は117,779千ドル、総支出は81,440千ドルであった。なお、残余金については、次年度以降の運営費等に充てられる旨確認されている。	

●国連大学は、各国の分担金を財源とする国連の通常予算からの運営資金配分はなく、国連大学本部及び世界 12 か国に所在する 13 の研究所の受入国政府からの任意拠出金、国連大学基金の運用益及び寄付金（国連加盟国、各種財団、研究機関等からの寄付）を主な財源として運営している。

●上記の財務報告書については、国連会計検査委員会（BOA）が外部監査を実施した。外部監査報告書においては、決算報告書が正確かつ適正に作成されている旨確認されている。主な問題点として（1）不十分な人員採用、情報処理システムの移行に係る問題、予算管理の不適切さについて指摘があり、これに対し5件の主な勧告が出されている。なお、30 件の未解決の勧告があったが、本対応については、3-2(1)に記載のとおり。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント（ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。）（コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。）

3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況（改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等）

BOA により監査が行われている。3-1(4)に記載のとおり、未解決の勧告は 30 件あった。2022 年 12 月の時点で、BOA の未解決の勧告 30 件のうち、14 件（46.7%）の実施が完了、人材採用や予算管理等に係る残りの 14 件（46.7%）についてはほぼ実施されている。なお、その他2件についてはもともと勧告事項であったものの、その後の状況の変化を踏まえて対応が必要な事項ではなくなった経緯あり。

3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案（国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む）の概要・対応ぶり。

該当なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況（専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。）

4-1(1) 日本人職員数の増減（日本人幹部含む）

過去3年の日本人職員数（日本人幹部含む）				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		（参考） 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
4	3	5	4	5	1	92

備考

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数						（参考） 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
2	2	2	2	2	0	17

備考

4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況（ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等）

●国連大学幹部との面会の機会を捉え、国連事務次長補（ASG）ポストはじめ、日本人職員の増強に向けた働きかけを行っている。国連大学側は日本人職員増強に理解を示すとともに、協力する姿勢を示している。2021 年 10 月より、白波瀬氏が上級副学長（ASG ポスト）を務める他、2023 年には日本人職員が1名増となった。

●2023 年、人事部長として JPO 出身の岡本氏が新たに採用され、日本人職員採用に向けたワークショップを定期的に開催(対象期間内 10 回、参加者 256 名)する等、日本人職員増強に積極的に取り組んでいる。具体的には、国連機関への就職を希望する日本人を対象に、選考試験のための履歴書の書き方や、面接対応等、キャリアカウンセリングを行う他、キャリアアドバイスのビデオ作成を行っており、今後の日本人の積極的な採用等が期待できる。また 2024 年 9 月に国連大学内のメンターシップ制度を創設し、日本人職員がキャリア相談できる仕組み作りを進めている。

●過去2年間で世界各地にある国連大学の研究所にて新たに2名の日本人研究者(合計 11 名)を配属し、更に Academic Affiliation Agreements(AAA)契約制度を新設し、研究者と国連大学が直接学術連携契約を結ぶことを可能とした。同制度により新たに2名の若手日本人研究者に活躍の場を提供している。さらに、国連ボランティア(UNV)と新しく MOU を締結し、日本人 UNV を新たに1名受入れている。

●外務省より、国連大学内における JPO ポスト新設の働きかけを行い、今般、国連大学パリ事務所において、JPO ポストが新設されることとなった。日本は、国際機関職員増強を掲げており、今回の国連大学における JPO ポストの新設が将来的に国際機関の日本人職員増強に繋がることが期待される。

●2024 年に設立 10 周年を迎えた UNU-IAS では、日本人職員である山口氏が約6年間所長を務めており、各大学や企業との共同研究の実施や、公開フォーラムの積極的な実施、大学院生の受入れやその指導等の実績により、国連大学幹部より高い評価を得ている。

●1-4のとおり、2024年8月、外務省の提案を受け、初めてこども霞ヶ関見学デーの「関係機関のプログラム」として国連大学による「こども国連大学見学デー」を実施し、日本人の小学生約60名及びその保護者が参加。また、同月、さかなクンを招いて、小学生を対象とした海とプラスチックごみに関するイベントを開催し、小学生とその引率者約250名が参加、若い世代に対する広報の一環として、国連大学の活動及び国連の取組を知る有益な機会を提供した。

●2024年9月、国連大学とWIPO日本事務所は、国際機関で働く日本人インターンを招いてのオンライン・パネルディスカッションを共催。大学生を中心に約100名が視聴し、国際機関におけるインターンの日々の業務やキャリア展望等について発信する機会となった。また、同イベントに先立ち、国連・国際機関の駐日事務所等の現役・元インターン約20名を集めてのネットワーキング・イベントを行い、国際機関でのキャリアを目指す若手同士の交流を図った。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B

b

b

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
アセアン留学生交流等拠出金	
2 拠出先の名称	
アスジャ・インターナショナル	
3 拠出先の概要	
2000年4月、東南アジア諸国連合(ASEAN)元日本留学生評議会(ASCOJA:ASEAN諸国の元日本留学生会(同窓会組織)の連合体)の日本側カウンターパートとして設立された(事務所は東京)。日本とASEAN諸国間の友好協力関係の中核的担い手となる人材の育成を目的とする。日本及びASEAN10か国の理事による理事会と事業を実施する事務局により構成され、外務省の拠出金により運営される国際組織。2025年5月現在、日本とASEAN10か国が参加している。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、①ASCOJAから推薦されたASEAN出身の国費留学生を対象とする日本国内での交流事業、②ASCOJAがASEAN各国において実施するシンポジウムの開催に充てられる。元日本留学生会(同窓会組織)としては世界最大の団体であるASCOJAと協力し、ASEAN地域の人材育成、日本との交流強化、元日本留学生のフォローアップ、元日本留学生間のネットワークの強化を行うことで、ASEAN地域における対日理解・友好関係増進へ貢献する人材の一層の増加を図り、ひいては日本とASEAN諸国のさらなる関係強化を図る。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 55,465 千円	
拠出率 100%(日本のみが拠出)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
外務報道官・広報文化組織 人物交流室	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策」、「施策Ⅲ-1 内外広報・文化交流・報道対策」、「個別分野4 国際文化交流の促進」、「測定指標4-3 人物交流事業の実施」の下に設定された中期目標「人的交流を通じて、各国に親日層・知日層を形成し、外交活動に活用する」ことを達成するための手段の一つと位置づけている。(令和5年度政策評価事前分析表)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

ASEAN との留学生交流への日本の貢献(任意拠出金)を通じ、人的交流を通じた対日理解・友好関係増進に貢献する人材の育成に主体的に関わり、それらの人材を外交活動に活用している。

(1) アスジャ・インターナショナル(以下、「アスジャ」)の有用性・代替不可能性

アスジャは、ASEAN の国費留学生が日本留学中に対日理解を深め、日本人学生とのネットワークを構築することを支援する活動を実施しており、自由で開かれたインド太平洋(FOIP)の観点でも重要な ASEAN 各国との関係を念頭に、対日理解・友好関係増進に貢献する人材を継続的に育成するものとして非常に重要。また、2000 年以来約 25 年にわたりアスジャが築いてきた ASCOJA との厚い信頼関係は、ASEAN との留学生交流の推進において必要不可欠かつ代替不可能である。アスジャが交流事業の対象として育成した ASEAN 出身の元国費留学生の中には、帰国後 ASCOJA の活動を支えている者や日本に残りアスジャの活動を支えている者も多く、対日理解・友好関係増進に貢献する人材育成の好循環が実現できている。

(2) 学生向け交流事業の重要性

アスジャは、ASCOJA が在外公館と協力して推薦する ASEAN 出身の国費留学生約 75 名(以下、「アスジャ生」)を対象として、日本国内において様々な交流事業(日本人学生との国際交流ワークショップ、文化交流、地方産業文化体験等)を継続的に実施している。これら交流事業により、アスジャ生は、国費留学生が通常の日本留学で得られる以上の日本に関する知識、経験、人的つながりを得ており、将来の対日理解・友好関係増進へ貢献する人材の育成に貢献している。また、アスジャ生による小学校・中学校・高校訪問や「ASEAN 紹介ウェビナー」等の交流事業は、日本人の ASEAN に対する理解を草の根レベルで深めるものであり、受け入れ高校やウェビナー受講者から高い評価を得ている他、両国の人的交流促進に役立っている。アスジャが ASCOJA 推薦の国費留学生の受け皿となっていることは、ASEAN 側から優秀な留学生を送り出す気運を高めることにもつながっており、有望な留学生の受け入れ拡大を目指す日本政府の方針とも一致するものである。

(3) ASCOJA シンポジウム開催の有用性

ASCOJA には、元留学生であるラオス教育スポーツ大臣、同保健大臣、インドネシア元国会副議長等閣僚、駐日大使、企業幹部、大学学長等、ASEAN 各国の政財官界の重鎮が所属しており、約 6.1 万人の会員を擁している(2025 年 1 月現在)。アスジャへの拠出を通じて、各国で活躍する ASCOJA 会員が一堂に会するシンポジウムを支援することは、日本の外交資産である ASEAN の元日本留学生のネットワーク維持・活性化に貢献している。また、同シンポジウムでは、一般聴衆の参加を得て、日本と ASEAN との人的交流・ビジネス交流などのあり方について多岐に亘る分野で議論が行われるところ、同シンポジウムは、ASCOJA 会員のみならず、ASEAN 各国市民の対日理解促進及び友好関係増進にも貢献している。2024 年 6 月にカンボジアで開催されたシンポジウムには、日本政府を代表し柘植外務副大臣が出席し、開会式にて「『世代を超えた心と心のパートナー』として関係を再確認し、次世代に繋ぐための大きな一歩として」、同シンポジウムが非常に重要である旨述べている。

(4) その他

ア 2025 年 3 月、母国で活躍中の元日本留学生を集めた国際会議である帰国留学生総会が開催され、アスジャの支援を得て ASCOJA に所属する ASEAN10 か国からも参加を得た(外務省からは、藤井副大臣が出席)。総会開催に際し、石破総理大臣がビデオメッセージにて、「日本を深く理解している元留学生は、留学中に育んだ友情、親善、学びを、世界中に広げていく大きな役割を担っている」旨述べたとおり、日本の貢献(任意拠出金)を通じた、ASEAN を始めとする元留学生への支援の重要性は引き続き高い。また、同総会において、ASCOJA に所属する ASEAN10 か国の幹部より、アジア、大洋州、中南米、中東、アフリカ等の他地域からの参加者に対して、帰国留学生会の運営や外国の帰国留学生との協力等に関する知見の共有が行われるなど、本拠出金を通じた支援による ASEAN 以外の地域への波及効果も生まれている。

イ 2-1(2)のとおり、2024 年 10 月、アスジャは、アスジャ生が岡山県、香川県、愛媛県及び広島県を訪問する「地方産業文化体験」事業を実施。広島県では、「広島で被爆した南方特別留学生(注:太平洋戦争中に東南アジアから招へいされた日本最初の国費留学生)との絆」と題するワークショップを開催し、アスジャ生が被爆の実相の理解を深め、広島で現在も受け継がれるASEAN留学生の原点となる南方特別留学生と日本人コミュニティの絆を実感する機会を提供し、アスジャ生の対日理解促進・友好関係増進に貢献した。

ウ 2023 年 12 月に日本 ASEAN 友好協力 50 周年特別首脳会議で採択された共同ビジョン・ステートメントでは、日本とASEANが「世代を超えた心と心のパートナー」であることが確認され、その実施計画においてアスジャ及び ASCOJA を含む人的交流を一層促進することが発表されているが、2024 年 10 月に発表された、日 ASEAN 首脳会議議長声明においても、アスジャ及び ASCOJA が日本と ASEAN の人的交流促進の手段として引き続き定義づけられており、本件拠出金はその実現の一助となるもの。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

アスジャの意思決定機関であるアスジャ理事会(日本及び ASEAN10 か国の理事が出席)に際しては、審議事項につきアスジャ事務局から日本政府に事前に確認が求められており、日本政府の意向を確実に反映させてきている。また、上記アスジャ理事会に出席する日本理事は、日本政府が指名することとなっており、同理事を通じて、日本の発言力を確保している。加えて、外務省員もオブザーバーとしてアスジャ理事会に参加しており、必要に応じて日本政府の意向を表明する地位・機会を確保している。

2024 年 10 月にアスジャが実施したアスジャ生による「地方産業文化体験」事業に際しては、外務省人物交流室から、ASEAN からの留学生に広島への訪問を通じて被爆の実相を学ばせ、平和の実現に向けて日本とともに貢献する人材を育成することの重要性を伝達したところ、これを受け、アスジャが広島を訪問先に追加した。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

アスジャと外務省との間では、必要に応じ随時打ち合わせを行い、重点分野の特定、事業報告、今後の事業計画等について意見交換を行っている。加えて、担当者レベルでは毎週連絡・調整を行っている。

2025 年3月、アスジャ理事会でアスジャ理事が東京に集まる機会に、アスジャ理事をはじめとする関係者約 40 名と ASCOJA・アスジャ議員連盟との懇親会が開催され、今後の ASCOJA・アスジャ間の協力や議員レベルの往来につき意見交換が行われた。同懇親会には同議連から鈴木俊一会長、田中和徳幹事長、あべ俊子副幹事長(文部科学大臣)、堀井巖幹事、松川るい事務局次長が出席した。

2024 年6月にカンボジアで開催されたアスジャ・ASCOJA・カンボジア元日本留学生協会(JAC)共催による分野別シンポジウムには、日本政府を代表し柘植外務副大臣が出席し、開会式にてスピーチを行った。また、ASCOJA に所属する帰国留学生会である JAC 主催のレセプションに出席し、JAC 幹部やその他 ASCOJA 所属の帰国留学生会幹部と、日 ASEAN 留学生交流に関し意見交換を行った。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

(1) 地方公共団体、企業による支援

アスジャは 2-1(2)のとおり、「地方産業文化体験」事業を実施しており、ここ数年、関係団体からは、将来的に、海外向けの広報や地元企業と学生のマッチングにつながり、地方の活性化に裨益しうることであると評価を得ている。2024 年 10 月、同事業による広島訪問の一環として、ワークショップ「広島で被爆した南方特別留学生との絆」を開催した際には、広島市役所を通じて広島平和記念資料館から無償での会議室の提供や、広島市役所から被爆体験講話者の紹介があった。同セミナーに出席した広島市役所幹部からは、ASEAN の若い学生に、平和に向けた広島の取組を学んでもらうことは、広島市にとっても有意義である旨コメントがあった。

(2) 日系企業との共催事業

アスジャは、2014 年以來、公益財団法人東芝国際交流財団とともに毎年1回、ASCOJA が推薦する高校生と日本の高校生の約1週間にわたる交流事業を日本で実施。2024 年 12 月に行われた同交流事業には、日本と ASEAN の高校生 16 名とアドバイザー数名が参加し、プログラムを通じて相互理解を深めるとともに、持続可能な社会を作るためのアジアの長期ビジョンを共同で構想した。プログラムに参加する ASEAN の優秀な高校生選定に当たってはアスジャがこれまで ASCOJA と築いてきた協力関係が活用されており、同財団からも実施に不可欠な共催相手として高い評価を受けている。

また、アスジャは、事業対象の ASEAN 出身の国費留学生向けに日本での就職等をテーマとするウェビナー(2-1(2)の(9)参照)を開催し、卒業後の日本への定着にも貢献している。2000 年から 2025 年までに日本におけるアスジャ交流事業に参加した ASEAN 出身元国費留学生約 260 名の2割程度は日系企業に就職し、各企業の活動に貢献している。なお、アスジャは 2022 年度から、経済界との結びつきを更に強めるべく、ASEAN に高い関心を有する経済団体などのセミナーなどにも参加している。

(3)教育機関との関係

アスジャは、2-1(2)のとおり、アスジャ生と日本の学生との交流も進めている。(6)の「日本人学生との国際交流ワークショップ」事業では、参加した日本人大学生から、「優秀なアスジャ生と交流することができ、とても刺激になった。ASEAN の学生とのネットワークが構築された」といった好意的な意見が寄せられた。また、(5)の「国際理解協力のための学校訪問」事業では、アスジャ生が関東近郊の小学校・中学校・高等学校を訪問し、自国の文化習慣等を教える授業を行っており、小中高生の ASEAN 地域に対する理解を深めるとともに、国際感覚の醸成に寄与している。

1-5 本件提出に係る日本側の取組等

今後も安定的にアスジャを運営するため、外務省から人事体制の強化を累次にわたり働きかけ、アスジャが職員募集を行ったところ、2025 年9月よりアスジャ修了生が正規職員として勤務することとなった。

上記 1-2 のとおり、2024 年 10 月実施の「地方産業文化体験」事業については、戦後・被爆 80 周年を控え、外務省から広島訪問を強く推奨したのに加え、広島市役所の参加を得るために外務省が広島市役所との橋渡しを行い、日本原水爆被害者団体協議会のノーベル賞受賞直後に時宜を得たワークショップの成功に貢献した。また、広島訪問には外務省人物交流室長(以下「室長」)及び担当官が同行し、ワークショップの円滑な進行を支援するとともに、室長から開会挨拶を行い外務省の関与を広くアピールした。

2025 年3月に開催されたアスジャ理事会において、室長から、前年(2024 年)に引き続きアスジャ生が広島を訪問するよう働きかけた結果、戦後 80 周年を迎える重要な年である本年(2025 年)も「地方産業文化体験」事業の一環としてアスジャ生が広島を訪問することが決定した。

その他、アスジャが主催するイベントには、上記 1-1(2)の(3)及び 1-3 のとおり、総理大臣メッセージを発出するほか、外務副大臣、外務省政務・幹部及び担当官が可能な限り出席し、政府・外務省としてのプレゼンスを示すとともに、アスジャが各種交流事業を適切に実施しているか、外務省からの提出金を受けて事業を実施していることをしかるべく広報しているか、確認を行っている。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件提出の貢献度に係る総括

アセアン留学生交流等提出金は、アスジャ・インターナショナルが、元日本留学生会(同窓会組織)としては世界最大の団体である ASCOJA と協力し、ASEAN 地域の人材育成、日本との交流強化、元日本留学生のフォローアップ、元日本留学生間のネットワークの強化を行うことで、ASEAN 地域における対日理解・友好関係増進へ貢献する人材の一層の増加及び日本と ASEAN 諸国の更なる関係強化を図ることを達成し、ひいては上記 1-1(1)の外交政策目標である「人的交流を通じて、各国に親日層・知日層を形成し、外交活動に活用する」ことに貢献することを目標としている。

アスジャ・インターナショナルは、基準2のとおり、アスジャ生向け交流事業を通じて、親日派・知日派の育成といった効果を着実に上げている。具体的には、2000 年の本件事業開始以降、2024 年までにプログラムを修了した者は約

250 名であるが、このうち 2024 年9月時点で日系企業在職中(国内外)の者が 47 名、日本語教師・通訳として活躍中の者が 21 名となっており、こうした人材が日本と ASEAN の協力関係強化に大きく貢献している。また、アスジャ生としての活動修了後に日本に残り就職活動をした、実際に就職したりする者の割合は、約 13%から約 26%と増えており、日本政府が奨励する留学後の日本への定着にも貢献している。

また、基準2のとおり、シンポジウム開催等の ASCOJA の活動支援を通じて、日本の外交資産ともいえる ASCOJA と日本との関係維持・強化や元日本留学生同士のネットワーク構築・強化にも貢献している。具体的には、カンボジアでのシンポジウムの機会に「ASCOJA 世代交代に関するミーティング」を開催し、これからの日・ASEAN 関係強化を担う若者同士での交流を深めた。ASCOJA の活動支援を通じて、ASCOJA 傘下の各国帰国留学生会は、前年比で 2,000 人増加し約 6.1 万人となった。ASEAN 各国の政財官界の重鎮を擁し、持続的な日・ASEAN 関係強化のため ASEAN からの留学生の親日・知日派育成を望む ASCOJA が期待する成果を上げており、高い評価を受けている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-2 の理由から N/A としている。

2024 年9月に行われた ASCOJA・アスジャ議連総会では、会長を務める鈴木俊一衆議院議員より、ASCOJA・アスジャは、ASEAN の元日本留学生との交流を深めるのに重要な役割を果たしているとの高い評価がなされた。

以上から、本件提出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等提出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア提出分のみ】提出先の戦略目標

①ASEAN から優秀な留学生を受け入れ、日本の大学や大学院における教育研究を支援するとともに、留学生に日本語習得及び日本文化・日本人を深く理解する機会を提供し、将来の日本と ASEAN との架け橋となるリーダーを育成すること。そのために年間を通じて、交流事業の参加留学生数を 70 名程度確保する。

②人材交流、ビジネス交流等のシンポジウムを開催することにより、日本と ASEAN における元留学生同士のネットワークを強化するとともに、日本の関心事項に関するインプットを行うこと。また、アスジャ・ASCOJA シンポジウムを毎年開催し、200 名程度の対面参加を確保する。これらの活動を通じ、ASCOJA 全体の会員数の増加を目指す。

2-1 (2) 【コア提出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための提出先の取組及びその成果

●上記 2-1(1)①の戦略目標に基づき、主に以下の取組・活動を行っている。

【対日理解促進】

(1) 地方産業文化体験

2024 年 10 月、岡山県、香川県、愛媛県及び広島県を訪問。広島県では、ワークショップ「広島で被爆した南方特別留学生との絆」を開催(23 名のアスジャ生が参加)。

(2) 日本生活体験

2024 年7月に栃木県小山市で、8月に茨城県守谷市にて日本家庭へのホームステイ事業を実施(14 名のアスジャ生が参加)。

(3) 日本文化体験

2024 年9月に文楽、2025 年2月に浮世絵をテーマに、日本の伝統文化を座学と体験を通じて学習する日本文化体験事業を実施(それぞれ 18 名、25 名のアスジャ生が参加)。

(4) 知日家育成ウェビナー

2024 年7月及び9月、日本の近代化をテーマとするウェビナーを実施(それぞれ 12 名、39 名のアスジャ生が参加)。

【国際交流】

(5) 国際理解教育のための学校訪問

2024 年7月から 2025 年2月にかけて、東京都内の小学校と高校を計4回訪問し、ASEAN を紹介するプレゼンを実施するとともに、小中学生との交流会を実施した(それぞれ約 10 名のアスジャ生が参加)。

(6) 日本人学生との国際交流ワークショップ

2024 年9月、アスジャ生が日 ASEAN の諸課題や国際協力について日本の学生と議論する4日間のワークショップを合宿形式で開催(アスジャ生 28 名と日本人大学生 13 名が参加)。

(7) 開発合宿

2024 年8月、ASEAN に所在する元日本留学生会(同窓会)の組織化や日 ASEAN の人的交流などについて議論する合宿を開催(12 名のアスジャ生が参加)。

(8) ASEAN 紹介ウェビナー

2025 年3月、アスジャ生が国際交流と英語学習に関心を有する日本人を対象に、ASEAN の文化や観光など身近な話題をテーマに英語で紹介するウェビナーを開催(26 名のアスジャ生が参加)。

【高度人材育成】

(9) 高度人材育成ウェビナー

2024 年 10 月及び 12 月、過去にアスジャの交流事業に参加した ASEAN 元国費留学生で現在日系企業に勤める先輩を講師として招き、日本での就職活動やビジネスマナーをテーマとするウェビナーを開催(各回とも5名のアスジャ生が参加)。

(10) 日本語による自己紹介スピーチ大会

2024 年6月、2024 年度に新たに来日した学生を対象に日本語での自己紹介を内容とするスピーチ大会を実施(25 名のアスジャ生が参加)。

上記の活動を通じて、日本文化・日本人を深く理解する機会を幅広く提供し、将来の日本と ASEAN との架け橋となるリーダー(知日家)を育成することができた。また、2024 年度を通じて、ASEAN 出身の国費留学生計 77 名を対象として事業を実施することができた。

●上記 2-1(1)②の戦略目標に基づき、2024 年6月に第 22 回アスジャ・ASCOJA 分野別シンポジウムをカンボジアで開催した。同シンポジウムには、ASEAN 各国の元日本留学生、現地の大学関係者等計 158 名が参加した。

また、同シンポジウムの開催などを通じ、ASCOJA の総会員数は前年比で約 2,000 名増加し、6.1 万人(2025 年1月)に増加した。

●これらのアスジャの取組に参加したアスジャ生からは、「日本での留学生活だけでは体験することができない貴重な体験をすることができた」、「日本と ASEAN の結びつきの強さを実感し、日本と ASEAN の架け橋として活躍していかなければならないとの自覚が芽生えた」などの感想が寄せられた。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

該当なし。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	4月から3月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024 年7月(日本の 2023 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025 年7月頃(日本の 2024 年度拠出分)

3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等						
本件拠出金は、独立行政法人日本学生支援機構東京日本語教育センター内に設けられているアスジャ事務局が策定し、例年3月に開催される理事会で承認された各種事業に充てられる。事業終了後、例年6月に開催される理事会の機会に報告書が作成され、拠出国である日本に提出される。 2023 年度末決算においては、予算額 99,834 千円、決算額 70,232 千円となった。余剰金が生じているが、2020 年～2023 年頃のコロナ禍により、対面イベントが軒並み中止されたことを受けて生じた繰越金であり、アスジャはコロナ禍に生じた繰越金を減少させるよう、積極的に活動を拡大している。令和4年度の繰越金が 32,272 千円であったのに対し、令和5年度の繰越金は 29,602 千円となっており、繰越金額は着実に減少している。 毎年外部の業者（朝岡公認会計士事務所）による監査が行われているが、外部監査報告の中で、決算報告書が正確かつ適正に作成されている旨確認されており、本拠出金について特段の指摘はされていない。						
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)						
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)						
【人事関連】						
下記の会計手続きに関する内規の改定等の整備を進めるなど、会計の透明化と効率化を図っている。また、安定的な事務局運営のため、新規人員確保など人事体制の整備に努めている。						
【予算関連】						
予算執行にあたっては、交流事業において、安価な施設(国立オリンピック記念青少年総合センター等)を利用するなど節約できる部分は節約して、プロジェクトの重要な部分に予算を最大限利用できるよう、メリハリをつけて予算の執行に努めている。また、会計手続きに関する内規の改定を会計事務所とも相談を繰り返しながら進めている。						
【調達関連】						
調達に当たっては、相見積もりをとることを徹底するなど、コスト効率の向上に努めている。						
【DX 関連】						
業務におけるデジタル化を推進しており、業務効率化に努めている。						
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。						
該当なし						

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
3	3	4	3.33	3	-0.33	5
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数

2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
1	1	1	1	1	0	1
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
100%日本の拠出金であり、直接雇用の正規職員(常勤)は全て日本人、かつ日本にある小規模な団体であるため、日本人職員増強の対象とするのは適当ではない。						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
A-	a	a	b	N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
親日派・知日派育成のための交流拡充拠出金(対日理解促進交流プログラム)	
2 拠出先の名称	
本件拠出先は、本拠出事業を対象とする地域により異なり、以下の通り合計で 11 機関ある。 (アジア大洋州地域) 東南アジア諸国連合 (ASEAN)、日中友好会館、中華経済研究院、日韓学術文化青少年交流共同事業体、南アジア地域協力連合 (SAARC)、AFS Intercultural Programs, India (AFS India)、南太平洋大学 (USP)、(北米地域) モーリソン・アンド・マイク・マンズフィールド財団、カナダ・アジア太平洋財団、(欧州地域) アジア欧州財団 (ASEF)、(中南米地域) ラテンアメリカ社会科学研究所	
3 拠出先の概要	
上記2の 11 の拠出先は、いずれも関係国・地域の条約又は複数の国・地域の団体により設立された国際機関等であり、おおむね当該地域に本部を置いている。いずれの機関も経済・社会・文化的発展等の促進、域内の諸問題に関する協力等を活動目的とし、人材育成、人的交流及び教育・文化・学術面にて実績を有しており、友好協力、研究等の促進において積極的な取組を行っている。	
4 (1) 本件拠出の概要	
本件拠出は諸外国・地域における青年の招へい・派遣・オンライン交流事業の費用に使用される。具体的には、4 地域における事業 (JENESYS (ジェネシス) (アジア大洋州地域)、カケハシ・プロジェクト (北米地域)、MIRAI (ミライ) (欧州地域)、Juntos!! (ジュントス/フントス) (中南米地域)) の下、10 日間程度の招へい・派遣 (オンラインによる事前学習を含む) 及びオンライン交流のプログラムに諸外国・地域の青年を参加せしめ、専門性、関心分野に沿った形で講義、視察、意見交換会等を行い、日本の政治、経済、社会、歴史、外交政策等に対する理解を促進し、当該地域における親日層・知日層を形成する。オンライン事業では、本拠出事業の過去参加者 (以下「同窓生」という) とのネットワークと友好活動の活性化を促進することを目的にフォローアッププログラムを実施する。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模 (予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 531,956 千円 (令和6年度補正予算: 531,957 千円)	
日本側の拠出率 100%	
2024 (令和6) 年度当初予算額	1,182,124 千円
2023 (令和5) 年度当初予算額	637,724 千円 (令和4年度補正予算: 844,400 千円)
2022 (令和4) 年度当初予算額	1,688,798 千円
5 担当課室・関係する主な在外公館	
外務報道官・広報文化組織対日理解促進交流室、関係地域課・在外公館 (例: アジア大洋州局地域協力室、中国・モンゴル第一課、北東アジア第一課、大洋州課、南部アジア部南東アジア第一課、南東アジア第二課、南西アジア課、	

北米局北米第一課、欧州局政策課、中南米局中米カリブ課、ASEAN 日本政府代表部、在中国日本国大使館、在大韓民国日本国大使館、在ネパール日本国大使館、在インド日本国大使館、在フィジー日本国大使館、在米国日本国大使館、在シンガポール日本国大使館等、合計約 140 公館)

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1(1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策(モニタリング)」、「施策Ⅲ-1 内外広報・文化交流・報道対策(モニタリング)」、「個別分野4 国際文化交流の促進」、「測定指標4-3 人物交流事業の実施」の下に設定された中期目標「人的交流を通じて、各国に親日層・知日層を形成し、外交活動に活用する。世界的な新型コロナウイルスの状況を踏まえ、実施可能な人物交流事業の促進に努め、様々なレベルでの二国間関係の発展に取り組む。」を達成するための手段の一つと位置づけている。(令和5年度政策評価事前分析表)

1-1(2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

本件拠出先は、いずれも各地域で広範なネットワークを形成するとともに、対象地域における政府及び関係機関との間で太いパイプを有し、人的交流分野において十分な経験及び知見を有している。また、在外公館を通じて外務本省と常時密接に意思疎通を行っており、本件事業の趣旨・目的について十分に理解している。このため、本件拠出先は、いずれも日本の政策趣旨に沿って効果的・効率的に事業を実施することができる体制となっており、参加者による事後の対外発信による効果の最適化、親日派・知日派の発掘、日本の対外発信力の強化、国際社会における日本の外交基盤の拡充に有用な拠出となっている。

本拠出事業を通じた人的交流は首脳会談や共同文書においてその重要性が強調されているように、日本外交における重要且つ不可欠な外交政策の要素。周年行事においても本拠出事業は象徴的にプレイアップされており、日カンボジア友好 70 周年、日ベトナム外交関係樹立 50 周年、日パナマ外交関係樹立 120 周年、日ペルー外交関係樹立 150 周年、日カリブ交流年などの機会を捉えプログラムを実施することで、国内外での報道、参加者の SNS による発信を通じた高い相乗効果を得ている。本拠出先はいずれも人的交流に関する知見を有する国際機関であり、参加者の選定、プログラムの設計、戦略的な対外発信、フォローアップを通じたネットワーク構築において、民間企業を含め代替機関を見つけることは困難。各国・地域における本拠出事業の重要性の一例については以下のとおり。

ASEAN 諸国:第 27 回日・ASEAN 首脳会議(2024 年 10 月)において、ASEAN 各国から、日本との協力を高く評価しており、日本と ASEAN の協力が着実に進展していることを歓迎する旨の発言があり、議長声明に、「我々は、日本・東アジア青少年大交流計画(JENESYS)を含む様々なプログラムを通じて、人的交流、教育、スポーツ、文化交流、(中略)を促進するための継続的な努力を歓迎した。」と記載された。また、日 ASEAN 友好協力 50 周年共同ビジョン・ステートメント下での主な取組の1つとして、JENESYS が様々な分野で国際的かつ世代を超えた人と人とのつながりを広げている旨が記載された。また、ASEAN 諸国は、「インド太平洋に関するアセアン・アウトルック」(AOIP)の中で将来を担う若者の人材育成を重視しており、日本がJENESYSを通じて域内の人的な連結性を強化していくことは、日 ASEAN の協力関係の強化及び FOIP(自由で開かれたインド太平洋)と AOIP の連携の観点からも有用性が高い。

韓国:2024 年5月にソウルで行われた日韓首脳会談において、日韓国交正常化 60 周年を迎える明年(2025 年)に向け、日韓関係を更に飛躍させるため、それぞれが政府内に指示を出して準備を進めていくことで一致した。また、両首脳は、将来を担う世代の交流の強化の重要性について認識を共有し、岸田総理大臣から、日韓青少年交流事業(JENESYS)の 2024 年度の規模を約 900 名まで更に拡大する意向を表明した。

また、2025 年1月にソウルで行われた日韓外相会談において、2025 年の日韓国交正常化 60 周年のスタートに当たり、両国間の協力を紡いでいくことの重要性を確認するとともに、この節目の年を通じて、両国国民、特に日韓関係の未来を担う若者の交流を更に後押ししていくことで一致した。

2025 年6月4日に発足した李在明政権との間でも、近年の両国関係の良好な基調の下、両国間の国民交流を後押ししていくことで一致している。

ベトナム:2024 年 11 月の日・ベトナム首脳会談において、両首脳は、新たなパートナーシップの下、様々な層での人的交流の強化、人材育成、高齢化社会への対応等、あらゆる分野での協力を深めていくことで一致した。

インド:2024 年度は複数回の日印首脳会談を実施し、日印関係を一層強化していくことに合意し、経済、安全保障、そして人的交流分野における協力をも飛躍的に拡大していくことで一致した。

太平洋島嶼国:本事業は太平洋島嶼国との人的交流における重要な構成要素となっている。第 10 回太平洋・島サミット(PALM10)(2024 年7月)における首脳宣言において、日本と太平洋諸島フォーラム(PIF)メンバーとの間の活発な人的交流、特に現在及び将来のリーダーである若者の交流が、PALM パートナーシップの礎であるとの認識を共有するとともに、JENESYS を含む様々なプログラムやネットワークを通じた人的交流の拡大の重要性が強調された。2025 年3月に行われた日・マーシャル首脳会談において、JENESYS を含む青少年交流を通じ、未来を担う世代の間で友好関係が構築されることへの期待が述べられた。

中国:2018 年 10 月の安倍総理大臣訪中時、李克強国务院総理との間で、双方向の国民交流、特に若い世代等の交流を更に拡大する必要があるとの認識で一致し、両国外相間で、今後5年間で3万人規模の青少年交流を実施していくこと等を内容とする覚書に署名。また、2023 年 11 月以来、首脳会談や外相会談において、両国の未来を担う青少年を含む国民交流を再活性化させていくことで一致するなど、本事業は「建設的かつ安定的な日中関係」の構築に向け、中長期的に両国関係の基盤強化に資するもの。

米国:2024 年4月の日米首脳会談において、両首脳は、人的交流は将来の日米関係を担う人材育成に最も効果的な方法であり、カケハシ・プロジェクト等の交流プログラムの成果を認識するとともに、今日のニーズに応えるためより多くの機会を提供するコミットメントを確認した。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

本拠出先は、対象国・地域における政府及び関係機関との太いパイプを有し、綿密な調整を担うことができ、また、在外公館を通じ外務省と密接な意思疎通が行える機関が選定されている。本事業はいずれも日本が 100%拠出するものであり、拠出金の支払いに先立って、本件拠出事業の実施に関する詳細を定めたガイドライン等を拠出先に手交し、これに沿った執行を行うことで合意している。そのため、日本の意向を反映した事業を推進できる体制が確立している。

各国・地域の事業に関する一例は以下のとおり。

東南アジア諸国連合:日本政府は ASEAN 日本政府代表部を通じて、日常的に連絡を取り合う緊密な関係を構築している。また、2015 年の本件拠出開始時以降の長年の協力により、拠出先機関の担当部署である教育・青年・スポーツ課が、当該機関内において本件拠出にかかる事業についての日本の意向が明確に反映されるべく役割を果たしており、本事業を円滑に行える体制が確保されている。

韓国:拠出金の拠出に当たっては、日本政府が作成した事業計画を誠実に実施することを条件にしている。事業の実施に当たっては、事業計画の立案から具体化に至るまでの段階において、日本側実施機関である日韓文化交流基金との間で緊密に意思疎通を図っていることから、その時々の特で重要な外交課題の要素を加味した日本政府の意見は、意思決定のプロセスにおいて明確に反映されている。

南アジア地域協力連合(SAARC):本件拠出先である SAARC(事務局所在地:カトマンズ)は、域内政府及び関係機関との太いパイプを有し、綿密な調整を担うことができ、また、外務本省が在ネパール大使館を通じ密接な意思疎通が行える機関である。具体的な連絡・調整に関しては、外務本省は在ネパール日本国大使館を通じて、同事務局と日常的に連絡を取り合い、緊密な関係を構築している。拠出先機関の事務局長が本件拠出事業を総括し、当該機関内

において本件拠出事業についての日本の意向を明確に伝達する役割を果たしており、本事業を円滑に行える体制が確保されている。

アジア欧州財団(ASEF):日本は ASEF における理事会(年1回)、執行委員会及び財政監査委員会(それぞれ年2回)に日本理事を派遣している。現職の日本理事は、2022 年2月に就任し、同年6月の理事会で執行委員に、また2023 年7月の理事会で財政監査委員に選出されている。外務本省は同理事と綿密な協議・意思疎通を行い、日本が重視する効率的な機関の運営や適切な手続の確保等が ASEF の意思決定プロセスに反映されるよう努めている。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

拠出先の間では、要人往来の際の意見交換や拠出先の日本人幹部等との緊密な意思疎通、協力、連携が行われている。

2024 年度の一例については以下のとおり。

アジア欧州財団(ASEF):森川徹 ASEF 事務局長(日本人初の事務局長、2020~2024 年)が任期満了により退任し、ポーランド出身の新事務局長が就任したところ、理事会・執行委員会の場等を活用した協議・意見交換を実施している。

ASEAN 事務局:

- ・第9回 ASEAN+3 青少年に関する閣僚会合(AMMY+3)及び第 12 回 ASEAN+3 青少年に関する高級実務者会合(SOMY+3)(2024 年 11 月)において、日本はオンライン出席し、JENESYS 事業の進捗報告及び日本の ASEAN 地域における青年交流の継続協力について意思疎通を行った。

- ・第 13 回青少年高級事務レベル会合(2025 年4月)において、日本が JENESYS 事業の進捗報告及び事業計画につき ASEAN 事務局と意思疎通を行った際、ASEAN 側からプログラムの継続的な運営及び効果的な実施に対して謝意が表明された。

- ・2024 年6月から 2025 年5月までに、日本と ASEAN 各国の首脳・外相・政務レベルにおける会談(対面)時における、本件拠出事業に関わる人的交流の推進等についての政策対話や言及は 66 件に上り、外交上も重要な位置を占めている。また、実務者レベルでの会合も複数回実施された。

日中友好会館:評価期間内においても宮本雄二・日中友好会館会長(元駐中国特命全権大使)や小川正史・同理事長(元駐ネパール大使)等との間で緊密に協議・意見交換を行った。

カナダ・アジア太平洋財団(APFC):APFC はカナダ連邦法で設置された団体であり、カナダ外務省と深く関わりを持ち、カナダのインド太平洋戦略でも同財団のアジア関与強化を打ち出している。2025 年2月にクリスティーナ・ナカムラ APFC 副総裁が来日した際にも、日加関係の深化を踏まえ、日本の在カナダ公館と密接に協力し、カケハシ・プロジェクトを継続していく意義を再確認した。

モーリソン・アンド・マイク・マンズフィールド財団:2025 年3月、ジャヌージ理事長が来日した際、有馬外務省北米局長との意見交換を実施した。

日韓学術文化青少年交流共同事業体:同事業体の日本側事務局である日韓文化交流基金は 2024 年 10 月に趙兌烈(チョ・テヨル)外交部長官を表敬(水嶋光一大使同席)した。長官は、本基金が日韓交流おまつり等の文化・芸術行事を開催し続け、学術文化や研究、青年交流等の様々な事業を実施し、両国の友好増進に貢献してきた点を評価した。また、特に 2025 年が日韓国交正常化 60 周年になる年であるだけに、日韓関係の未来志向的な発展の主要な契機になるよう、基金レベルでも積極的に関心を持って意味ある交流行事を推進するよう要請した。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

本件拠出においては、事業目的達成のために、専門性・テーマ性に沿ったプログラムが企画され、関係各所への訪問、視察・体験、講義・意見交換等がプログラムの主な内容となる。国内の受入先として、地方自治体、高校・大学・研究機関、海外展開等を希望する民間企業及び NGO/NPO 等へ協力を依頼しており、本拠出事業のプログラム内容を

充実させる上で不可欠な要素となっている。また、受入先の各自治体、機関や団体においても、国際化に資するだけでなく、それぞれの魅力や優位性を対外的に宣伝・発信することができる有効な機会となっており、日本と各国・地域との間のネットワーク構築、地方活性化にも有用。さらに、本件事業の参加者は、プログラム参加中及び参加後に、SNSを活用し、多くの人と訪日中の学び・交流について共有し、日本と各国・地域の友好関係の向上、日本の対外発信の強化に貢献している。さらに参加者は、本事業の参加後、各々の所属先における日本関連行事の開催、日本への留学、各国・地域における日系企業への就職、プログラムでの訪問先関係者と同窓生の交流継続という事例が確認されており、日本の関係者にとって大いに裨益する重要な事業となっている。

2024 年度に訪問した自治体、非営利団体、教育機関、民間企業及びその有用性の一例については以下のとおり。

ASEAN 事務局:ASEAN 諸国における本件拠出事業の下、23 の都道府県、約 20 の教育機関(学校法人東海大学札幌キャンパス、学校法人京都外国語大学、学校法人津田塾大学、学校法人早稲田大学、国立大学法人福井大学文京キャンパス、国立大学法人東海国立大学機構、岐阜大学、福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校、秋田県立由利高等学校、市立札幌開成中等教育学校、学校法人鎮西敬愛学園敬愛高等学校等)、約 80 の日系企業、NPO、NGO、地方自治体等(一般財団法人マリンオープンイノベーション機構、特定非営利活動法人 APLA、amps 国際アニメ学院(パイオニアプロダクション)、社会福祉法人 善光会 サンタフェ総合研究室 サンタフェガーデンヒルズ、株式会社ウラタ、増永眼鏡株式会社、共同通信社、つばめ BHB 株式会社、滋賀県商工観光労働部商工政策課、北海道庁、福島県国際課、三重県国際戦略課、福井県若狭町等)を訪問し、日本関係者による講義、専門性やテーマに沿った視察、体験、意見交換会を通じて、日本関係者の事業・技術・農産品・製品等の広報、留学説明会の実施、ネットワーク構築等々に貢献した。

日韓文化交流基金(日韓学術文化青少年交流共同事業体の日本側事務局):13 の地方自治体(北海道、広島県、宮城県、新潟県十日町市、沖縄県、和歌山県、長野県、鹿児島県、石川県、福井県、熊本県、宮崎県、長崎県)及び 9 の大学(神田外語大学、獨協大学、広島修道大学、安田女子大学、法政大学、沖縄国際大学、慶應義塾大学、東京大学、石巻専修大学)を訪問した。訪問先となった地方自治体、大学・研究機関等にとっても、自己の PR 魅力や優位性を対外発信することができる有効な機会が創出されるとともに、日韓両国の関係者間のネットワーク構築、地方活性化にもつながっている。

モーリーン・アンド・マイク・マンズフィールド財団:訪問先等は、参加者の属性やニーズに合わせて調整した。例えば、日本への留学や就職への可能性がある招へいプログラムの参加者に対しては、彼らの「先輩」にあたる、IUC(アメリカ・カナダ大学連合日本研究センター)所属の北米からの留学生との交流や自治体による高度外国人材の呼び込みに関する取組の説明(横浜市)、日本の技術を体験できる企業博物館・ショールームの見学(パナソニックセンター東京、NEC 等)を行い、参加者の関心を増進した。オンラインプログラムとして、JET プログラム参加者からのプレゼンテーションや、公益財団法人大阪観光局留学生支援推進室による留学支援制度の説明を行った。ほぼすべての参加者から、日本への留学又は日本企業への就職を希望するコメントが寄せられた。東京で開催した対面同窓会では、ジョンズ・ホプキンス大学高等国際問題研究大学院の元客員研究員の講義の後、未来の社会課題解決企業を視察した(LEAF FACTORY TOKYO、東京スイソミル)。若手社会人については、経済同友会や国際交流関係 NPO 等、参加者と将来的な連携の可能性が見込まれる団体・企業や、共通の問題意識を持つ団体との面会を行った。議会関係者は在日米軍施設やその地元自治体、三菱重工を訪問した。またユダヤ系若手リーダーのグループは人道の港敦賀ムゼウムを、柔道招へい者は講道館など、関連の深い施設・団体を訪問した。

また、地方訪問については、参加者の関心事項を踏まえつつ、京都府以外、特に東日本大震災被災地(宮城県、福島県)及び広島県、沖縄県への訪問を重点的に実施した。防災関連施設も多く訪問した(神戸市の「人と防災未来センター」、池袋防災館、御殿場市消防団女性部、都民防災教育センター本所防災館)。いずれの訪問も、参加者から、現地に行くことで防災や平和について多くのことを学べたという感想が寄せられた。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

事業の実施において、招へいグループによる外務省政務等への表敬を通じて招へいの効果の強化が図られた。具体的な例は以下のとおり。

2024 年度のカケハシ・プロジェクトにおいては、招へい 21 件中、14 件で外務省政務、総理大臣夫人、内閣官房副長官、総理大臣補佐官が表敬訪問を受け、日米関係や日本の外交・社会課題、教育・科学技術・文化・人的交流など様々な分野について参加者と懇談し、参加者との交流を深めながら対日理解を促進した。

JENESYS2024 中国事業においては、招へい 11 件中 10 件で外務省政務の表敬訪問を実施。そのうち、3月3日の生稲外務大臣政務官表敬では、国民交流の輪を広げていくことが、両国関係の深化につながることに言及しつつ、今回の訪日が更なる対日理解につながることを期待すると参加者に呼びかけた。

また、2024 年度 Juntos!!中南米対日理解促進交流プログラムにおいては、2月 17 日、中米統合機構(SICA)・キューバグループ参加者による英利外務大臣政務官表敬が行われ、英利政務官から、2025 年の日本と中米5か国の外交関係樹立 90 周年を契機に、参加者がプログラムを通じて得られた経験や人的ネットワークを活かし、帰国後は日本の良き理解者として、母国で活躍してほしい旨の期待を述べる等、周年事業との相乗効果が見られた。

さらに、事業の実施に際し、外務本省や在外公館は、訪問先の決定や一部調整について積極的に協力するとともに、招へい・派遣、オンライン交流、フォローアップの各プログラムにおける成果報告会等へ職員が出席するなどして人脈構築の機会を強化した。具体例は以下のとおり。

東南アジア諸国連合(ASEAN)

- ・日 ASEAN 間の実務レベルの会議等において、日本から事業の実績・進捗を説明すると共に、プログラムの実施に当たり、ASEAN 各国からの理解・円滑な協力を得られるよう意見交換を行った。
- ・外務本省、日本大使館、ASEAN 事務局の職員は招へい・派遣、オンライン交流、フォローアップの各プログラムにおける成果報告会等へ出席し、挨拶や講評を行った。本邦で実施の報告会には、各プログラムテーマに関係する専門家や在京大使館職員等を招待し、参加者が多様な人脈を築く機会を提供した。
- ・上記のとおり、本件拠出事業に関する行事に日本政府及び ASEAN 事務局や ASEAN 各国関係者(現時点でミャンマー政府関係者は除く)が参加することにより、参加者の意欲向上、FOIP の推進、親日層・知日層の発掘・育成に資するネットワーク作りに貢献した。また、外務本省と関係在外公館は、ホームページや Facebook 等に本件拠出事業について掲載し、両国・地域の協力関係について周知するとともに、友好行事に向けての機運を高めることに貢献した。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

本拠出事業は拠出先が諸外国・地域における青年の招へい・派遣・オンライン交流事業をすることで各国に親日層・知日層を形成するという目標を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である外交活動への活用に貢献することを目標としている。

拠出先は、基準2のとおり、多くの地方自治体や非営利団体、教育機関、民間企業等との協力関係を最大限活用し効果的に事業を実施した。日本国内でも、参加者による教育関係機関や企業、被災地・被爆地・沖縄などへの訪問・交流を通じ、日本として重視している留学生・高度人材の獲得といった政策の推進に加え、二国間・多国間・地域の外交政策の浸透、震災からの復興の歩みや平和に向けた取組の発信などへも大きく貢献している。また、親日層・知日層のネットワークの活性化等を目的としたオンラインのフォローアップ・プログラムを通して継続的な日本との関係が構築され、より効果の高いプログラムが設計されている。その結果、世界約 130 か国・地域において FOIP、平和構築、気候変動、防災、日本の食品に対する安全性、福島再生の歩み、SDGs 達成等を含む日本の多様な分野の情報や魅力が発信され、各国・地域における日本関連情報の浸透に大きく貢献すると共に、親日・知日ネットワークの連結強化につながった。具体的には、2-2 の記載のとおり、各種プログラムを実施し、ソーシャルメディアなどによる発信や国内外での報道につながった。

また、基準3については、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-2 のとおりの状況である。

また、2024 年度に行われた複数の外相会談(日ペルー外相会談、日ジャマイカ外相会談、カオ・キムホン ASEAN 事務総長との会談等)や各事業実施時における政務表敬においても、人物交流を通じた両国関係の強化に向けた日本の取組に謝意が示された。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

ポスト・コロナで国際的な人的往来が本格的に再開する中で、本事業の目的である、対日理解の促進、親日派・知日派の発掘・育成、対外発信の強化、外交基盤の拡充等を達成するために、各国際機関等は、コロナ禍において発展したオンラインの利点を活かした「訪日前の事前学習」と「フォローアップ事業」を継続しつつ、渡航を伴う招へい・派遣による交流を実施した。

具体的には、各プログラムにおいて、国際機関等は、日本と各国又は地域についての講義などを行い、諸外国の参加者に対し日本と各国・地域との関係を意識づけ、効果的に対日理解を促進した。国内の物価上昇、渡航費の高騰にもかかわらず、オンラインと対面を併用することで、計画通り計 113 件の渡航を伴うプログラムに交流指標 1,776 人を超える 2,768 人が参加し、活発な交流を実施できたことは、親日派・知日派の発掘・育成に有効であった。また、オンライン・フォローアップ事業では、同窓生を対象に、学生会議、再訪日プログラム、有識者との意見交換会、同窓会を計 89 件実施したことにより、同窓生 2,393 人が参加を得て、ネットワーク強化と親日・知日的活動の活性化が可能となった。これらのプログラム後、参加者は、プログラム参加経験等について、目標(10,600 回)に対して計 20,378 回の対外発信を行い、また、本事業についての国内外の報道件数は目標(113 件)を上回る 818 件に上った。このようにオンライン交流と対面交流との相乗効果が如実に表れ、国際社会における日本についての対外発信強化にも資する成果があった。国際機関等別の取組・成果の一例は以下のとおり。

ASEAN 事務局:2024 年度は、コロナ禍において発展した「オンラインによる訪日前の事前学習」と「オンラインによるフォローアップ」を継続しつつ、プログラムの内容を充実させて渡航を伴う対面交流を実施した。具体的には、各専門分野の講義、視察時に、参加者と専門家の意見交換の時間を多く確保することで、参加者の日本に対する理解を促進し、全てのプログラムで、日本と対象国の関係、AOIP・FOIP に関するオンデマンド講義を含め、日本語・日本文化、政治、経済、外交、社会(国連、FOIP、SDGs、農業、水産業、環境、観光開発、エネルギー)、スポーツ等の分野において日本と ASEAN 諸国との間で計 35 件のプログラムを実施した。本拠出事業の下、日本と ASEAN の青年約 770 名(計画:550 名)が参加し、各々の専門分野やテーマ関連の学習内容、日本の訪問地の魅力、日本人関係者との交流、日本文化体験、日本と ASEAN 諸国の関係・協力・連携等について、SNS 等を通じた対外発信が約 7,100 回確認された。特に、招へい・派遣では、オンラインによる訪日前の事前学習が功を奏し、対面時に、日本関係者とのより深い交流が可能となり、日本の施策や各専門分野への関心を増進した。ASEAN 青年のオンライン・対面による訪日は、FOIP を含む日本の外交政策、日本と ASEAN 各国との関係、日本の ASEAN への貢献、日本の正しい姿、魅力の広報の他、姉妹都市の強化、企業や団体の海外進出への足がかりとして役立つとともに、SDGs を通じた平和的共生、震災復興支援と風評被害の払拭に資する成果があった。また、本拠出事業の実施は、国内外において、約 350 件報道され、日 ASEAN 両国・地域の相互理解と友好の促進気運を高め、大きな効果をもたらした。本件拠出事業を通じて、

ASEAN 青年が日本の施策・取組についての理解を深め、日本の多様な分野においてネットワークを構築し、また、同窓生のネットワークを活性化することで、親日・知日的活動の幅を多層的に広げることができた。

公益財団法人 日中友好会館：中国においては、2024 年度事業において、日本への招へいを 11 件、中国への派遣を4件、オンラインでの交流とフォローアップ事業を6件実施した。モンゴルにおいては 2022 年に発出した日モンゴル共同声明及び同声明の付属文書である「行動計画(2022 年～2031 年)」に明記したコミットメントを踏まえ、対面での招へいを1件実施し、青少年間の交流・相互理解の効果的な促進を追求するとともに、フォローアップ事業として、招へい時のタイミングに合わせて当該招へいの参加者と同窓生を招いた対面での同窓会を1回、オンラインによる同窓生向け講演会を1回、オンラインによる同窓生と日本大学生との学生会議を1回実施し、親日派・知日派のネットワークの強化を追求した。成果としては、中国においては、日本を訪れた計 336 名が、帰国後に日本の魅力や日本の事情(社会、歴史、文化、政治、経済、外交関係)等の対日理解に関する対外発信を行い、国内外の新聞等に本事業が報道された。また、中国へ派遣された計 220 名の日本の大学生・大学院生、青年が北京や山東省、山西省、広東省、広西チワン族自治区などを訪れ、生の中国文化に触れることで両国の若者の間に友情を醸成し、相互理解の更なる深化を果たした。また、オンライン交流を3件、フォローアップ事業を2件実施しそれぞれ 94 名と 96 名が参加した。加えて、オンライン参加と日本での合宿形式による対面参加を組み合わせたフォローアップ交流事業を1件実施し、過去の参加者が集まって持続的に関係を保つことで、交流事業の有意性を一層確認することができた。モンゴルにおいては、計 53 人の青少年の訪日を実現することにより、視察やホームステイ等を通じて日本の魅力や日本社会に対する理解を効果的に深め、本事業の目的の達成に大きく貢献することができた。また、計3回のフォローアップ事業を実施し、計 69 人の同窓生が集まったことで、本事業における歴年の参加者間のネットワークを強化し、本件事業が相互理解の促進や知日派・親日派の育成等にもたらす効果の中・長期的に高めることができた。

日韓学術文化青少年交流共同事業体：招へい事業においては、復興支援及び風評被害払拭を目的とした東日本大震災被災地(宮城県)、グローバル課題解決のため日韓協力の議論や原爆や大戦の経験を経た平和教育を取り入れたプログラム(広島県・長崎県・沖縄県)、日韓の草の根交流行事として最大のイベントである「日韓交流おまつり in Tokyo」において、韓服試着体験や交流イベントができるブースの運営(東京都)、日韓の共通課題である少子高齢化対策や SDGs の議論や好事例の紹介(新潟県・長野県・岐阜県・愛知県・和歌山県他)、保育園留学等日本の最新の地域活性化の好事例の紹介(北海道・富山県・大阪府)等、各種取組を実施した。さらには、新たな取組として、日韓関係の未来をリードしていく「ニューリーダー」を対象にした訪日団、両国の職業系高校生同士の交流事業としてロボット工学を専攻する高校生の訪日団も実施した。また、日本の一般的な家庭の暮らしに実際に触れ、観光旅行では得ることの出来ない日本の文化や生活に関する知見を深めてもらうことを目的として、訪問した各地域でホームステイを実施した。

派遣事業においては、韓国外交部への表敬・講義聴講、大学(東国大学、釜山大学)訪問・学生交流、企業訪問(自動車関係企業、電子関係企業等)、その他現地視察(DMZ(非武装地帯)、戦争記念館等)等を実施し、韓国における政治的・社会的課題や、日本文化が韓国内に与えた影響等、幅広い分野に関しての理解を深めると同時に、出会った人々に日本についても幅広く紹介することにも努め、招へい事業と同様に、訪問した地域でホームステイを実施した。

プログラム終了後には、拠出先及び在外公館のフォローアップにより、参加者による各種活動の報告会や OB・OG 組織との同窓会等を実施することで、プログラム参加者が中・長期的に本事業に関わり、日韓両国の青少年が一過性でないネットワークや関係性を構築することに寄与している。

南太平洋大学(USP)：本拠出を通じて、日本と大洋州の各国との間で、対外発信力を有し、将来を担う人材の招へい、派遣、オンライン交流及びフォローアップの実施により、政治、経済、社会、文化、歴史及び外交政策等に関する対日理解の促進を図るとともに、親日派・知日派を発掘し参加者自ら世界に向け発信してもらうことを目標とした。取

組として、2024 年度は、招へい6事業、派遣1事業に計 169 名が参加した。オンラインの事前学習が効果的に活かされ、招へい時のより深い日本への理解促進につながった。

プログラムの具体例は、以下のとおり。

1月 21 日～1月 28 日 招へいプログラム Group1・2 テーマ:平和構築／防災・環境

1月 29 日～2月5日 招へいプログラム Group3・4 テーマ:ツーリズム／海洋

2月 26 日～3月5日 招へいプログラム高校生① テーマ:科学技術

3月 12 日～3月 19 日 招へいプログラム高校生② テーマ:気候変動、スポーツ、日本文化

2月 15 日～2月 23 日 派遣プログラム テーマ:日・パプアニューギニア外交関係樹立 50 周年

また、フォローアップ事業として学生会議及び再訪日プログラムを実施し、計 39 名が参加し、本事業における歴年の参加者間のネットワークを強化することができた。

上記のとおり、2024 年度の本件拠出事業は、各国・地域の実情や参加者の関心・専門分野に応じた対日理解促進プログラムの着実な実施、参加者のプログラム参加後の活動の推進を通じて、親日派・知日派を発掘・育成し、恒常的ネットワークの構築、対外発信の強化、日本と各国・地域間の関係向上、外交基盤の拡充に資する極めて有意義な事業であった。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月又は4月から3月(国際機関等による)
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024 年6月～7月又は2024 年9月～10 月 (2023 年度拠出分報告)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	該当なし
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025 年6月～7月又は2025 年9月～10 月 (2024 年度拠出分報告予定)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
当該国際機関等は、本件拠出による事業終了後、通常通り決算・外部監査を行い、当該国・地域の在外公館等を經由し適切な時期に日本へ報告した。 当該国際機関等の決算報告書については、いずれの機関も本拠出金は本件拠出事業にのみ使用しており、また、銀行口座残高証明等の照合資料と共に報告が行われた。 当該国際機関等の監査報告書には、監査法人からの「会計報告が正確かつ適正に作成されている」、「特段問題ない」等の評価が明記されていた。 いずれの機関等も本件拠出事業の執行・管理については、その状況を速やかに適切に日本へ報告する体制を維持できており、特段問題はなかった。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
当該国際機関等における組織・行財政マネジメントの取組については、理事会・各種委員会での事業の計画・進捗についての報告、複数の加盟国がある拠出先については全加盟国の承認、外部監査法人による会計検査の実施、業務及び資金管理に係るマニュアル等の改訂、適正な運営のための業務改善等が行われる体制が十分に確保されている。具体的な取組例は、以下のとおり。	

日中友好会館：

1. 年2回、外部監査法人による会計監査を実施。加えて監事2名（公認会計士、弁護士）による決算書類等の閲覧、会計帳簿・資料の調査等により、事業執行の妥当性、財務諸表の適正性等の監査を受けている。
2. コンプライアンスにかかる規程を整備し、役職員による法令順守を徹底している。
3. 個人情報管理や情報セキュリティ管理に関する規程を整備するとともに、事業実施委託団体や旅行代理店に対しても情報管理を求め、また事業実施に関するマニュアルや緊急連絡体制の策定、保険付保等により、リスク管理を行っている。
4. 会館ホームページ等で事業内容について公開し、事業の透明性を確保している。

カナダ・アジア太平洋財団：

本拠出による事業についての当該機関における資金管理及び報告体制は十分確保されている。当該機関は、連邦法の規定により関連の報告書を議会に提出する義務があり、理事会による監督等を高い水準で実施している。また、拠出先は、委託業者に対し、年度途中の中間報告、事業終了 60 日以内の事業完了報告及び会計報告を求めており、期限を定めた資金管理と適切な報告体制の維持を徹底している。当該機関から日本政府に対しては、委託業者との精算終了後、当該機関が速やかに実施した外部監査の報告書を踏まえて会計報告を行っている。外部監査報告書においては、会計報告が正確かつ適正に作成されている旨明記され、これまでに行財政マネジメントについての指摘事項はない。カケハシ・プロジェクトの事業運営と同様に、当該機関は在カナダ日本国大使館と緊密に連携し、かつ定時適切に予算の入出金の連絡、会計報告を行っているため、日本は当該機関の本拠出にかかる資金運用・管理状況を随時把握できる体制となっている。

南太平洋大学(USP)：

外務本省は、在フィジー日本国大使館を通じて、当該拠出先における事業の実施及び予算管理につき、定期的に連絡・確認を行うことで、財政・運営状況を明確に把握できた。

中華経済研究院：

・本拠出先については、覚書や契約書の締結など重要度の高いものを拠出先上層部及び院長まで決裁をとるなど、徹底した内部確認体制を保持している。

・外部監査を年3回実施し、適切な予算執行を行っている。

・事業計画・実施状況を本拠出先上層部へ報告を行う体制をとっている。

日韓学術文化青少年交流共同事業体：

年8回(9日間)、外部監査法人(興亜監査法人)による会計監査を実施している。

拠出先においては、会計年度終了後の3か月以内に報告書を提出することになっているが、報告書の中で、本拠出金拠出先機関等について、同機関の財務諸表等及び財産目録は、日本において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、財産、損益の状況を適正に表示していると認められるとして、特段大きな問題は生じていない旨指摘されている。

東南アジア諸国連合(ASEAN)事務局：

・ASEAN 事務局における本事業の拠出金の管理は、日本政府が設置した外部機関(JAIF Management Team (通称 JMT))が行っている。JMT には日本人職員4名が勤務し、同事務局の会計担当(渉外部)と緊密に連携しており、外務本省へ月次会計報告を行うなど、外務本省は、ASEAN 事務局の本拠出金事業にかかる資金管理状況を的確に把握できる体制を維持している。

3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。

該当なし。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
-	-	-	-	-	-	-
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
-	-	-	-	-	-	-
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
本件拠出先には、本来域内での事業実施を主体としている機関が多く含まれており、このような機関においては人材採用に際して関係地域内の人材を優先又は関係域内での人材に限定して採用している実績があり、日本人を含む地域外の人材を雇用する体制にはないため。						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B

b

b

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
サイバーセキュリティ能力構築信託基金拠出金	
2 拠出先の名称	
世界銀行(The World Bank)	
3 拠出先の概要	
世界銀行は、貧困削減と持続的成長の実現に向けて、途上国政府に対し融資、技術協力及び政策助言を提供する国際開発金融機関として 1945 年に設立され(本部所在地はワシントン D.C.(米国)、1970 年には東京事務所開設。)、日本とのパートナーシップ強化を進めている。世界銀行は、居住可能な地球で極度の貧困を撲滅し、繁栄の共有を促進するために、「人々」、「繁栄」、「地球」、「インフラ」及び「デジタル」の5つの開発分野に焦点を当てており、近年のデジタルトランスフォーメーション(DX)の進展によるサイバーセキュリティの重要性に鑑み、2021 年8月には、世界銀行の下に、途上国におけるサイバーセキュリティ能力向上を行うための信託基金がデジタル開発担当局によって立ち上げられた。	
4 (1)本件拠出の概要	
世界銀行は、デジタル開発パートナーシッププログラムにおいて開発途上国のデジタル化の支援を行ってきている。「サイバーセキュリティ・マルチドナー信託基金(Cybersecurity Multi-Donor Trust Fund)」は、サイバーセキュリティ分野での能力構築に特化した支援の提供を目的としており、世界銀行は、本基金を通じて、医療機関を含む重要インフラ等のサイバーセキュリティ強化に資する人材育成やサイバーセキュリティ分野の技術支援等を実施することにより、開発途上国のサイバーセキュリティ能力を包括的に向上させることを意図している。 日本から本基金に拠出することにより、サイバーセキュリティ分野の関連する知識、技術協力や実用的なツールを提供し、各国及びその国民が近年急速に進展しているデジタルトランスフォーメーションの恩恵を安全に最大限活用できるようにすることを目的とした能力構築支援に貢献することを通じ、国際社会の平和と安定に寄与する。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 14,606 千円 (97,373 米ドル)	
本基金は、2024 年 10 月付けの年次報告書によれば、日本(外務省及び財務省)、ドイツ、オランダ、ビル&メリンダ・ゲイツ財団、英国、イタリア、米国、イスラエル及びエストニアが拠出するマルチドナー基金であり、マルチヤー・ノンイマークで運用されている。同年次報告書によれば、日本はこれらの最大の拠出国であり、これまでの本基金に対する日本からの拠出金の総額は、全ドナーからの拠出金の総額の5割を超えている。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
総合外交政策局安全保障政策課、在米国日本国大使館	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1(1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件拠出は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交」、「施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策」、「測定指標2-4 自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出するためのサイバー外交の推進」の下に設定された中期目標「二国間、地域及び多国間の枠組みを通じて、サイバー空間における法の支配の推進や信頼醸成措置の推進等の取組を進め、自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出し、ひいては国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障を実現する。」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和6年度外務省政策評価書)

日本の国家安全保障戦略において、サイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させることを目標に掲げ、その柱として、2025 年5月に能動的サイバー防御を導入するためのサイバー対処能力強化法及び同法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法が成立したことも踏まえ、世界銀行を含む多国間の枠組みを通じたサイバー空間における国際連携を一層進めていく必要がある。

1-1(2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

近年、世界各地でサイバー攻撃の脅威が急速に高まる中、サイバー空間の脆弱性が国際社会の安全と繁栄に対する喫緊の課題となっている。その中で、東アジア地域や太平洋島嶼国地域を含む開発途上国へのサイバーセキュリティ分野での能力構築支援は、日本を含む世界全体へのサイバーセキュリティ上のリスクを低減させるとともに、サイバー空間における法の支配を推進することに寄与し、自由、公正かつ安全なサイバー空間を確保する上で大きな重要性を有する。これらは、日本政府においては、「サイバーセキュリティ戦略」(2021 年9月閣議決定)、「サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る基本方針」(2021 年 12 月サイバーセキュリティ戦略本部決定)や国家安全保障戦略(2022 年 12 月閣議決定)において確認されている。また、2025 年2月の第 42 回サイバーセキュリティ戦略本部においては、日本の政府機関や重要インフラ分野のレジリエンス向上が重要となる中、関係府省庁におけるサイバーセキュリティ確保に向けた取組を着実に進めることの重要性が確認されているが、本件拠出はこうした日本のサイバーセキュリティ確保の取組とも軌を一にするもの。

2024 年7月の日米豪印外相共同声明においては、「我々は、より開かれた、安全で、安定し、アクセス可能かつ平和なサイバー空間への我々のコミットメントを再確認する。(略)我々は、フィリピンでのサイバー能力構築に関する国際会議(略)等の、我々の能力構築プロジェクトを加速させる意向である。」と言及され、日米豪印の枠組みでも引き続きサイバーセキュリティ分野での能力構築支援に取り組むことが確認された。

また、全ての国連加盟国が参加する国連「オープン・エンド作業部会(OEWG)2021-2025」においては、2024 年7月に国連オープン・エンド作業部会(OEWG)で採択された第3回年次報告書において、サイバー空間における責任ある国家の行動に係る自主的かつ非拘束的な規範、信頼醸成や能力構築、協力等を進めていくことが確認されたほか、ASEAN 諸国を含む開発途上国に対する能力構築支援や本基金への日本からの拠出を通じた支援は各国から評価されている。

さらに、2024 年4月の G7外相コミュニケ「グローバルな課題への対処及びパートナーシップの促進」においては、「我々は、各国がサイバーセキュリティ及び強靱性という複合的な課題に対処するための能力向上を支援すべく、連携し、可能な場合には努力を結集し続ける。(略)我々は、例えば世界銀行といった国際金融機関や民間部門が関連する場合には、これらの機関との協力を継続する。」として、サイバーセキュリティ分野の能力構築支援における世界銀行の役割が評価されている。実際に、本基金においては、2023 年から英国及びイタリアが新たにドナーとして参加し拠出するなど、世界銀行の運用する本基金の注目度と重要性は高まっている。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

2024 年 11 月、パリ(フランス)において、世界銀行(デジタル開発局長)や拠出国(ドイツ、オランダ、米国、イスラエル及びエストニアに加え、初参加である英国及びイタリア)を中心としたステアリング会合がハイブリッド形式で開催された。日本からは、外務省、財務省及び総務省の3省庁が出席し、本基金に関するこれまでの取組及び今後の計画等について意見交換を実施し、サイバー空間における法の支配を推進する取組の重要性や日本が戦略的に重視するインド太平洋地域における取組の重要性について説明し、世界銀行から、DX 担当の副総裁職が新設され、デジタル分野の重要性が一層認識されている旨述べるとともに、各国からの指摘を踏まえつつ取組を進めていく旨述べた。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

2024年11月のステアリング会合等の様々な機会を通じて、世界銀行と意見交換を行ってきている。政務レベルにおいては、2022年6月のフェッロ世界銀行副総裁による三宅外務大臣政務官への表敬にて、両者は、国際社会が直面する課題に対処するため、様々な機会を捉え、引き続き連携していくことを確認した。また、2023年5月の林外務大臣とマルパス世界銀行総裁との会談において、林大臣から、日本の重要なパートナーである世界銀行と、保健、債務問題、気候変動、質の高いインフラ等、幅広い分野で今後も連携を深めていきたい旨述べた。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

サイバー空間には国境がなく、空港、港湾、病院等におけるサイバー攻撃の被害が近年増大していることから、本基金を通じて開発途上国のサイバーセキュリティ上の脆弱性を改善していくことは、政府のみならず日本の民間企業や個人など様々なレベルでのサイバーセキュリティに係るリスクを低減させることにつながる。また、サイバー空間における法の支配を推進し、国際社会において日本の立場を広め、理解を得ることにつながる。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

本件拠出に係るステアリング会合以外の機会も活用し、世界銀行と意見交換を行い、サイバー空間における法の支配を推進する取組の重要性や日本が戦略的に重視するインド太平洋地域における取組の重要性について説明しており、世界銀行は、2024 年 10 月付けの年次報告書において日本をトップドナーとして紹介するとともに、日本のトップドナーとしての貢献を踏まえて具体的なプロジェクトの形成・実施を図っている。

本基金の活動や意義のビジビリティを確保する観点から、藤井外務副大臣は、日本経済新聞社主催の「サイバー・イニシアチブ東京 2024」でのスピーチを通じて、「サイバー空間においては、一部の国の脆弱性が日本を含む世界全体のリスクにつながる。この観点から、日本にとって途上国を支援することは、自国のサイバーセキュリティにとっても重要な取組である。(略)同盟国・同志国や世界銀行などの国際機関とも連携して、インド太平洋地域を中心に、トレーニングの実施や知見・経験の提供を行っていく。」と述べた。また、2024 年 10 月の第 17 回日 ASEAN サイバーセキュリティ政策会議においては、外務省から、ASEAN 加盟国のサイバーセキュリティ関係省庁等の関係者に対し、本基金への貢献と協力について紹介した。さらに、2024 年 12 月の第6回国連 OEWS 会合においても、齊田サイバー政策担当大使から、全ての国連加盟国に対し、本基金における日本の貢献について説明した。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

本件拠出は、世界銀行がサイバーセキュリティに係る開発途上国の能力構築を支援することで、開発途上国がサイバー攻撃への対応、サイバーセキュリティのリスク管理や重要インフラの保護等を適切に実施し、ひいては日本の外交政策上の目標である自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出するためのサイバー外交の推進に貢献することを目標としている。

評価基準2(国際機関等拠出先の活動の成果)については、世界銀行は、サイバー攻撃には国境がないことから、「グローバルな取組」として様々な国をグローバルに対象とする能力構築支援や「各国の取組」として個別の国が抱える課題への対応のための支援を行っている。具体的には、2-2 のとおり、「グローバルな取組」として、サイバーの強じ

ん性のためのグローバル・ナレッジベースの構築や高度なサイバーセキュリティ技術取得のプロジェクトを実施するとともに、「各国の取組」として、太平洋島嶼国、アフリカ、中南米地域等における各国別のプロジェクトを実施している。

評価基準3(国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント)については、3-1 のとおり、毎年1回決算報告書を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

評価基準4(日本人職員・ポストの状況等)については、4-2 のとおり、本基金は日本人職員増強の目標になじまないため N/A としている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1(1)【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
2-1(2)【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2-2【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果
【目標】 本件拠出を通じて、ASEAN及び太平洋島嶼国を含む開発途上国におけるサイバーセキュリティに関するガバナンスの強化、サイバーセキュリティのリスク管理や重要インフラの保護、サイバー攻撃への対応、サイバーセキュリティ対応能力の向上や啓発活動の促進が期待される。また、これらを通じてサイバー空間における法の支配が推進され、自由なサイバー空間の分断や不安定化の防止に寄与することが期待される。
【今次評価対象期間中に実施した取組】 世界銀行は、「グローバルの取組」として、サイバー攻撃のリスク評価や経済的利益などこれまで8プロジェクトを実施しており、2024年10月から、サイバーの強じん性のためのグローバル・ナレッジベースの構築や高度なサイバーセキュリティの専門性取得のためのプロジェクトを実施中。また、「国別の取組」として、フィリピンにおけるサイバーセキュリティのマルチセクター評価、キリバス、サモア及びトンガにおけるサイバー・レジリエンス強化、ネパール及びスリランカに対するサイバーセキュリティのアドバイスを始め、アジア、アフリカ、中南米地域等において約36プロジェクトを実施している。例えば、フィリピンにおいては、フィリピン情報通信技術省への支援として、身分証明制度(PhilSys)のサイバーセキュリティ強化に係る支援といったデジタルインフラの整備のための取組を実施しているほか、2024年10月から複数の産業にわたるサイバーセキュリティ評価に係るプロジェクトを実施中。また、2024年10月から、太平洋島嶼国、アフリカ、中南米地域等において新たに計14のプロジェクトを実施予定である。例えば、太平洋島嶼国については、パラオにおいてはサイバーセキュリティや国家デジタルインフラ強化に係るプロジェクトを実施しているほか、トンガにおいては包括的なサイバーの強じん性構築に係るプロジェクトを実施中。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1(1) 会計年度	世界銀行としては7月から6月、本件拠出金は11月ごろのステアリング会合時に報告
3-1(2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024年11月(日本の2023年度拠出分)
3-1(3) 報告書未受領の場合、その理由	

(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025 年 11 月ごろ(日本の 2024 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
本件拠出は、他ドナー国からの拠出と共に、世界銀行デジタル開発担当局の「サイバーセキュリティ・マルチドナー信託基金(Cybersecurity Multi-Donor Trust Fund)」に組み入れられ、ドナーの参加を得て開催されるステアリング会合でプロジェクト案に係る議論を経て、承認された各プロジェクトの活動のための資金に充てられる。 本基金の財政状況については、2024 年 10 月付けの年次報告書によれば、本基金が創設された 2021 年から 2024 年 10 月付けの年次報告書の策定時点までの間にドナーが支払を約束した拠出金(signed contributions)の総額が約 2,800 万米ドルであり、当該時点までに本基金から支出の割当てを行った総額が 2,060 万米ドルであるため、当該時点での本基金の残余金は 740 万米ドルとなっている。 本基金の財政状況及びプロジェクト実施実績については、毎年 11 月ごろに開催されるステアリング会合で世界銀行から報告されている。日本は、2024 年 11 月に実施されたステアリング会合にドナーとして出席し、2024 年 10 月付けの年次報告書に基づき当該残余金は世界銀行の次のサイクルのプロジェクトの実施に当たっての収入として繰り入れることとする意思決定に参画し、本件は承認された。また、2024 年 10 月付けの年次報告書により、日本の 2023 年度拠出額の適切な計上が確認されている。 拠出先の直近の会計年度(2024 年6月 30 日を最終日とする1年間)については、2024 年 11 月に受領した同年9月付けの決算報告書のとおり、Deloitte & Touche LLP が本基金を含む世界銀行の信託基金に対する監査を実施しており、本基金の支出入や残高等の財務諸表は適正との評価であり、特段の指摘事項はない。 世界銀行内に独立評価局があり、本基金を含む世界銀行の活動やプロジェクトについて開発効果や被益者による評価等の観点から評価を行っており、デジタル関連プロジェクトに対し全体として7割を超える評価となっている。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
世界銀行は、より問題解決型の組織・行財政マネジメントを目指し、融資比率調整等による財政改革や民間セクターとの投資協力、開発途上国の市場データ構築、危機対応などについて改善を進めている。	
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。	
該当なし。	

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☒ 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等)(デジタル開発担当局) ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
-	-	-	-	-	-	-
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考)

						全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
-	-	-	-	-	-	-
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
本件拠出金の使途範囲内の拠出先の部局等であるデジタル開発担当局は、現時点では同局のリソースの範囲内で本プロジェクトを遂行しようとしているところ、日本人職員増強の目標になじまないと考えられるため。						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A-

a

a

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称

国際移住機関(IOM)拠出金(人身取引被害者の帰国支援事業及びバリ・プロセスのウェブサイト運営経費)

2 拠出先の名称

国際移住機関(International Organization for Migration: IOM)

3 拠出先の概要

国際移住機関(International Organization for Migration: IOM)は、1951年に「暫定欧州移民移動政府間委員会」として設立。第二次世界大戦により避難民となった1,100万人を支援し、1989年に国際移住機関(IOM)となった。2016年に世界的な人の移動(移住)の問題を専門に扱う国連機関となった。

IOM憲章に基づき、IOMの活動は人道的かつ秩序ある移住管理の確立を支援しつつ、移住の課題に関する国際協力を推進し、移住の課題に対する実際的な解決策を求める支援、難民・避難民や移住を余儀なくされた人々への支援等の活動を実施している。また、「安全で秩序ある移住のためのグローバル・コンパクト(Global Compact for Safe, Orderly and Regular Migration: GCM)」のコーディネーターとしての役割を担い、「持続可能な開発目標(SDGs)」(例えば目標10.7(安全で秩序ある正規の移住促進)、目標5.2(人身売買や性的搾取等の女性・子供へのあらゆる暴力排除)や目標8.7(強制労働や人身売買根絶のための措置の実施))を達成する上で必要な知見とリソースを有する。人身取引対策については、出身国における潜在的被害者の自立支援を通じた予防、保護された国における被害者に対する直接支援(保護・避難所の提供、医療・精神的ケアの提供、法律相談等)、自主的帰国支援(被害者の本国への安全な移動並びに帰国後の受入れ及び社会復帰支援)等を中心に、各国の政府機関・NGO等のステークホルダーと連携しつつ、世界各地域で活動を展開しており、国際的な組織犯罪である人身取引の実態並びに被害者の認定、保護及び支援の在り方等に関する広報・啓発活動や調査・情報収集も含めて、この分野で主導的な役割を果たしている。

日本は1993年に加盟し、加盟国は2025年4月時点で175か国。本部はジュネーブ(スイス)に所在。東京に駐日事務所が所在。

4 (1)本件拠出の概要

本件拠出に係る外国人人身取引被害者の帰国支援事業は、2004年に犯罪対策閣僚会議(議長は内閣総理大臣)で決定された「人身取引対策行動計画」に基づき、2005年から開始され、同計画の3度にわたる改訂を経ても継続して重要政策として位置付けられている。事業内容は、国内で出入国在留管理官署や警察等に認知された外国人の人身取引被害者のうち母国への帰国を希望する者に対し、カウンセリングを行い支援の希望を確認した上で、帰国を希望する場合には、航空券等の渡航の手配、出国手続・搭乗の補助、到着後の滞在先の手配や安全な移動の支援、帰国後の社会復帰支援(心身のケアや法律相談のほか、職業訓練、起業支援、就学支援、医療支援等)を提供するもの。

また、本件拠出の一部は、密入国・人身取引及び関連の国境を越える犯罪に対するアジア太平洋地域の協力枠組みである「バリ・プロセス」(2002年設立。45か国・地域、4国際機関が参加)の[ウェブサイト運営費](#)(IOMが管理)を用途としている。

4 (2) 本件拋出の形態	☐ コア拋出 ☒ ノンコア拋出
4 (3) 本件拋出額の規模(予算額、拋出率、拋出順位等)	
令和7年度当初予算額	13,774 千円
日本のみの拋出。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
総合外交政策局 国際安全・治安対策協力室、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拋出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拋出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拋出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交:国民の安全の確保と繁栄を目指し、望ましい国際環境を確保すること」、「施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪対策協力の推進」の下に設定された中期目標「テロ及び暴力的過激主義の脅威並びに国際組織犯罪に対処し、G7伊勢志摩サミット行動計画の具現化や、外交方針の柱の一つである法の支配の推進の具現化の観点も踏まえ、国際社会との連携・協力を強化するとともに、アジアを含む途上国の能力を強化する。」を達成するための手段の一つと位置づけている。(令和6年度外務省政策評価書)
1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件拋出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
日本は、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、2022 年 12 月に「人身取引対策行動計画 2022」を策定した。同計画では、「外国人被害者の自主的帰国・社会復帰支援」として、「本国への帰国を希望する外国人被害者の帰国を更に円滑にするため、IOM(中略)との情報交換と連携を一層密にしながら、被害者の保護及び帰国支援に取り組む」とともに、「被害者の円滑な帰国及び帰国後の社会復帰と、再被害の防止に向けた最適な支援を行う」として、本件拋出事業の内容が明記されている。また、人身取引対策に関する「年次報告」においても継続的に公表している事業である。 人身取引対策行動計画は、2017 年に日本が締結した人身取引議定書に規定された「人身取引を防止し、及びこれと戦うこと」並びに「人身取引の被害者(中略)が再び被害を受けることのないようにすること」についての包括的な政策ないし計画(同議定書第9条1)として位置付けられる。被害者を他の締約国に送還する場合には「その者の安全及びその者が人身取引の被害者であるという事実に関連するあらゆる法的手続の状況に妥当な考慮を払う」とされ(第8条2)、被害者へのカウンセリング、医学的、心理的及び物的援助、並びに雇用、教育及び訓練の機会の提供が求められている(第6条3)。そのため、本件拋出により行う帰国支援事業及び社会復帰支援事業は、日本が国際約束を適切に履行する上でも不可欠である。 IOM は、人身取引被害者との接触から帰国支援、出身国における社会復帰に至るまでの包括的かつ効果的な支援に関する豊富な実績及び知見を有する。本件事業は、2005 年に開始して以来、IOM 駐日事務所や被害者の出身国の IOM 事務所と連携して実施してきており、日本で保護される外国人の人身取引被害者の多くはフィリピン及びタイ国籍の女性であるところ、IOM 駐日事務所ではタガログ語及びタイ語での職務遂行が可能なスタッフが、ジェンダーにも配慮した専門的見地から被害者の保護・カウンセリングを実施している。さらに、IOM 駐日事務所は、警察庁、出入国在留管理庁(以下、「入管庁」)、女性相談支援センター、在京大使館等の日本国内の関係機関との協力ネットワークを構築して案件に対応し、公務員、移民ケースワーカー等の研修にも職員を講師として派遣するなど、日本の関係機関の体制強化に幅広く貢献している。また、被害者の帰国後には被害者の出身国を管轄する IOM 事務所や現地当局と協力し、国際機関ならではのネットワークや知見を生かしながら被害者の安全の確保、効果的な社会復帰支援事業

やフォローアップ、及び、再被害の防止を行っている。このように、高い専門性を有するスタッフによって支えられた長年の実績や、国内外の関係当局と築きあげた協力体制に基づく本件事業の実施を他の機関が代替することは不可能であることから、上記 1-1(1)の目標を達成する上で、本件拠出は有用かつ重要である。

バリ・プロセスのウェブサイト運営事業は、アジア太平洋地域における人身取引対策の課題、各国の取組状況、関連会合の成果等を広く発信することを可能にし、また、人身取引対策のための連携・協力を更に強化するためのオンライン・プラットフォームを提供している。人身取引議定書においては、人身取引を防止し、及びこれと戦うための情報提供活動等の措置をとるよう努めるものとされるところ(第9条2)、「バリ・プロセス」のウェブサイト運営は、かかる情報提供の一環と位置付けられる。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

IOM との間では、定期的に政策協議を実施しており、日本の考えを IOM のハイレベルに対して直接伝達することが可能。

本件拠出金は 100%日本が拠出するものであり、IOM 駐日事務所内に本件拠出金の実施に特化したプロジェクトチーム(日本人職員で構成)が設置されている。外務省は、本プロジェクトの実施について、IOM 駐日事務所と日頃からメール・電話等で緊密に連絡をとり合っており、例えば、2024 年10 月及び 12 月にはプロジェクトの具体的な内容や方向性、最近の被害者の傾向、拠出金の効果的な活用法について対面での意見交換を実施した。また、IOM 駐日事務所から外務省を含む人身取引関連省庁に対し、人身取引被害者の支援実績が毎月送付されており、情報共有体制が確立されている。

バリ・プロセスに関し、2024 年 12 月に、バリ・プロセスの地域事務所の担当者とのやり取りを通じて、バリ・プロセスの活動に関する日本への情報共有の強化を依頼し、日本からの要望がメールベースで直接伝達可能な状況が確保されている。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

・2022 年 10 月、ポープ IOM 副事務局長が訪日し、高木外務大臣政務官を表敬。日・IOM の協力関係をより一層強化していくことを確認し合った。

・IOM とは、2021 年から政策協議を実施。評価対象期間においては、2025 年2月に第3回日・IOM 政策協議を東京で初めて対面で開催(先方ダニエルズ副事務局長、日本側外務省日下部国際協力局審議官)。

・2022 年 12 月、入管庁の主催する国際フォーラム「東京イミグレーションフォーラム」で、齋藤法務大臣が開会挨拶、ヴィトリノ IOM 事務局長が基調講演(オンライン参加)を行い、コロナ禍後の人の移動の効果的な管理やグローバルパートナーシップの強化について、アジア太平洋及び他の地域の入管職員に発信した。また、2日間にわたる全体会合及び分科会において、国際的な国境管理や共生社会に関して IOM 駐日事務所職員が3回にわたりプレゼンテーションを行った。

・2024 年2月、ポープ事務局長が訪日し、上川外務大臣を表敬、緊密に協力していくことで一致。同事務局長は「外国人の受入れと社会統合のための国際フォーラム」に出席。

・2025 年2月、ダニエルズ副事務局長訪日、上記第3回日・IOM 政策協議の他、「外国人の受入れと社会統合のための国際フォーラム」に出席。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

・IOM 駐日事務所と外務省は 2005 年以来、移民の社会統合のあり方などをテーマに、「外国人の受入れと社会統合のための国際フォーラム」を共催し、外国人を受け入れる側である日本社会の共生に関する理解を深めるための取組等におけるグッドプラクティスや課題等を紹介している。2025 年2月には「共生社会実現に向けた自治体間の国内外

連携」をテーマに、総務省・千代田区・一般財団法人自治体国際化協会の後援を受けてフォーラムを開催し、宮路外務副大臣が開会挨拶、ダニエルズ IOM 副事務局長が基調講演を行い、IOM の取組や課題等を社会に発信した。

・2009 年より継続的に、司法修習の選択型実務修習(2週間)の一環で、毎年数名の司法修習生に駐日事務所での実習の機会を提供しており、今年度は 2025 年 1 月と 2 月に各 1 名、計 2 名を受け入れた。

・2024 年 9 月には、タイにおける「責任あるビジネスと人権フォーラム 2024」の期間中、IOM は日本企業向けにワークショップ(企業関係者など 42 名参加)やスタディツアー(同 18 名)、ネットワーキングのためのレセプション(同 57 名)をジェットロ・アジア研究所などと共催。レセプションでは、ファーストリテイリングのサプライチェーン関連の担当者が基調講演を行った。同年 11 月にも東京で、Global Compact Network Japan の協力のもと、東南アジアで働く移住労働者の人権デュー・ディリジェンスをテーマにワークショップを行い 83 名が参加した。また、2025 年 3 月に、バンコクの在タイ日本国大使館において、ジェットロ・アジア経済研究所他との共催で、「在タイ日系企業に求められる『人権デュー・ディリジェンス』とは」と題したセミナーを開催し、34 名が参加した。さらに、駐日事務所は、2025 年 1 月と 3 月に、タイ事務所と協力し、依頼を受けた 2 社のサプライヤーに対して責任ある雇用など、ビジネスと人権に関する研修を実施した。他にも、駐日事務所は、通年、企業からの個別の相談や研修依頼に対応し、企業のサプライチェーンの管理向上及び移住労働者の人権と労働権の保護に関する取組の強化に貢献している。

・IOM は、武田薬品工業より提供された資金で、移民や避難民を対象とした「電子個人保健記録」(e-PHR)のシステム開発と運用を 2025 年 1 月まで実施。同システムは、コロンビア、エクアドル、エチオピア、ケニア、ウガンダ、イエメンで運用され、約 6 万 7,000 件に活用された。

・2023 年に引き続き、評価対象期間外ではあるが、2024 年 2 月にウクライナ支援実施を希望する全国賃貸管理ビジネス協会、及び APAMAN 株式会社から資金提供を受け、キーウ近郊で戦闘の被害を受けた集合住宅の大規模修理を行った。

・IOM 駐日事務所は、2024 年 7 月 30 日の人身取引反対世界デーにあわせて ANA ホールディングス株式会社が主催した「人身取引防止フォーラム」に参加し、人身取引の現状に関する基調講演では本事業について言及し、パネルディスカッションでは ANA、JAL、成田国際空港株式会社、国際航空運送協会(IATA)と共にパネリストとして議論することで、人身取引対策における民間企業との連携強化や啓発事業に貢献している。[ANA](#)、[JAL](#) は関連してプレスリリースを出している。

・同じく人身取引反対世界デーにあわせて、世界各地で広報キャンペーンを実施。駐日事務所は、SNS 等を通じた日本語での発信を行った。通年、国際機関としての専門的知見やネットワークに基づき収集した情報を日本社会に向けて日本語で啓発する役割を担っている。

・2024 年 11 月には、駐日事務所は、国立女性教育会館(NWEC)が JICA と連携し開催した課題別研修(「アセアン諸国における人身取引対策協力促進」)にて ASEAN 各国の人身取引対策に携わっている行政職員に対して本事業での取組の紹介を含めた講義・情報提供を行い、NWEC より感謝状を受けた。

1-5 本件抛出に係る日本側の取組等

・本件抛出に係る事業の効果的な実施及び IOM との協力態勢の強化を図るため、駐日事務所と外務省との間で、2024 年 10 月及び 12 月に本件抛出事業に関する意見交換を実施し、2024 年度事業の実施状況について駐日事務所からの報告を受け、日本国内の省庁との連携が強化されている旨の説明を受けた。また、外務省からは、引き続き日本からの支援についてのビジビリティ向上や広報啓発への取組への期待について伝達したところ、本事業についてのウェブサイト・SNS での発信についてビジビリティを向上、人身取引対策に関する概説ページもリニューアルするようとした旨の説明とともに、外務省からの働きかけを受け、今後更に意識して取り組んでいく旨の意向が示された。また、本件事業の対象となる人身取引被害者数の増加により予算が不足したため、被害者の早期の帰国を優先し、社会復帰事業の一部については翌年度に持ち越すなどの調整を行った。

- ・2025 年2月には、内閣府作成の人身取引対策に関する啓発ポスターについて、内閣府からの依頼により IOM 駐日事務所が啓発文章の文言等への提案を行うなど、日本政府の人身取引啓発広報にも寄与している。
- ・2025 年2月に、外務省が他国と人身取引対策に関する協議を行った際に、外務省からの依頼で IOM 駐日事務所が 2024 年度の帰国・社会復帰支援事業の成果について説明し、本事業によって日本国内における保護の取組が強化されていることへの評価が相手国から得られた。
- ・2025 年2月に第3回日・IOM 政策協議においても本件抛出に言及し、引き続き緊密に連携していくことを確認した。
- ・また 2022 年から、日本側からの要請に応じ、入管庁職員を IOM のアジア太平洋地域事務所(タイ)で受け入れる人的交流を実施しており、同事業は現在も継続している。
- ・人身取引の被害者を IOM が適切に保護し、帰国支援するためには、日本の法執行機関職員(入管・警察・婦人相談所・労働基本監督署等)が、被害者を適切に認知し、保護のための知識を習得し、相互に緊密に連携することが必須である。これらの機関は、IOM と本事業実施時以外でも連携・関係強化を図っている。IOM 駐日事務所職員による警察庁の人身取引対策コンタクトポイント会議での発表(2024 年 10 月)や入管庁職員研修での講義(5月以降、オンライン聴講も含め延べ約 726 名)、厚生労働省の女性相談支援センター職員研修「全国女性相談支援センター所長及び女性支援主管係長研究協議会」での講義(2024 年7月、約 100 名)、警察大学校「専科第 2523 期(風俗事犯等取締り)教養」での講義(2024 年 10 月、約 40 名)等、行政職員への本事業の取組に関連した講義・情報提供も昨年度に引き続き実施された。2024 年 11 月には福岡県人身取引対策関係機関連絡会議にオンライン参加し、講義を実施した。このような活動は本事業のみならず、日本政府機関職員の知見向上に資するものであり、日本政府全体としての人身取引対策強化に貢献するなど、人身取引の最新の傾向や IOM による支援、調整活動について地方行政へも周知し、日本の関係機関の体制強化に幅広く貢献している。
- ・バリ・プロセスのウェブサイトへの抛出事業に関しては、バリ・プロセス地域事務所を通じて日本の抛出金へのビジビリティの確保を依頼しており、ウェブサイト上に日本の抛出に関する言及と日本国旗の掲載が引き続きなされている。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件抛出の貢献度に係る総括

国際移住機関(IOM)抛出金(人身取引被害者の帰国支援事業及びバリ・プロセスのウェブサイト運営経費)は IOM が国内認知された外国人の人身取引被害者のうち母国への帰国を希望する者に対して帰国支援及び社会復帰支援を実施し、また、バリ・プロセスのウェブサイトの運営を通じて人身取引対策のための連携・協力を更に強化するためのオンライン・プラットフォームを提供することで、国際組織犯罪に対処するため、国際社会との連携・協力を更に強化することを達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である法の支配の推進の具現化に貢献することを目標としている。

IOM は、2-2 のとおりの効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-2 のとおりの状況である

第三者による評価として、米 국무省の人身取引報告書でも、本事業については、2024年報告書をはじめ、日本による人身取引被害者の保護のための取組として繰り返し言及されてきている。

また、本件事業の 2024 年度の支援対象者に対して質問票を用いてアンケートを行ったところ、同年度帰国の 15 名全員(女性)が、支援に満足していると答えている。

バリ・プロセス・ウェブサイトに関し、ウェブサイトが付随するフィードバック機能において、一貫してウェブサイト閲覧者から好意的な反応が寄せられており、バリ・プロセス加盟国からもナビゲーションのしやすさ、コンテンツの妥当性、改善されたデザインに対して高評価が得られている。

以上から、本件抛出自は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等抛出自先の活動の成果

2-1 (1) 【コア抛出自分のみ】抛出自先の戦略目標

2-1 (2) 【コア抛出自分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための抛出自先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア抛出自分のみ】ノンコア抛出自による実施事業の目標、取組及びその成果

IOM は、2005 年5月の本件抛出自に係る事業の開始以降、2025 年3月末までに計 377 名の外国人被害者に対し帰国支援を行い、そのうち計 237 名に対し社会復帰支援を実施してきた。本事業は法執行機関による被害者の認知が支援の条件となっており、被害者が少ない年度は支援対象者が少なく、被害者が多い年度は対象者が増える。各年度に保護される被害者数を事前に予測することは困難であり、また、「目標人数何名」といった具体的目標を立てることには馴染まない。他方、IOM では、日本で認知を受けた外国人被害者の 85%に IOM の支援について情報提供すること、及び、帰国支援を受けた被害者の 80%に継続して社会復帰支援を行うこと等を事業目標としており、2024 年は警察庁で認知された全ての外国人被害者に情報提供を行った。帰国後の社会復帰支援率は 100%を達成している。本事業には、ケースワーカー2名、プロジェクトマネージャー1名、会計担当2名、フィリピン事務所ケースワーカー1名等が携わっており、通年を通して警察、入管、女性相談所等関係機関と連携をとり、被害者の保護・支援に迅速に対応し、十分な支援を行えるよう体制を確保しており、IOM に付託(refer)された人身取引被害者のうち、帰国・社会復帰支援を希望する者に対しては、100%、個々人の希望に沿った支援ができています。

起業支援に関しては、資金援助のみならず、帰国後のカウンセリングを通じて本人の希望、スキル、事業内容、ビジネス環境(立地、ニーズ、家族の支援の有無他)等を踏まえた本人の計画立案、その実施のための支援及びモニタリングを帰国後から1年程度の期間で行っている。

2024 年度は、東京、岡山、千葉で保護された外国人被害者 15 人を支援したため、支援対象となった被害者数は2023 年度の7名から倍増した。2024 年度に支援した 15 人全員に対し聞き取りとカウンセリングを行い、全員が帰国を希望したことから、帰国支援及び帰国後の社会復帰支援事業を実施している。また、これ以外にも、人身取引被害者である可能性がある被害者が保護された場合には、警察等と連携して面会を実施した。

帰国支援事業については、15 名の被害者に対し、IOM 駐日事務所が、警察、婦人相談所、在京大使館等と相互に協力し、関係機関と調整しながら、本人達と面談・カウンセリングして帰国の意思確認やニーズの特定を行い、航空券支給等の渡航手配、一時宿泊先の提供、社会復帰・経済的自立支援事業として小売業、食品デリバリー業等の起業支援、帰国後の安全対策支援として、空港での出迎え、最終目的地までの送迎が提供されるとともに、帰国後、被害者3名に対してリクルーターからの法的手続きや契約違反にかかる支払いの請求があったため、同3名を含む 13 名が、フィリピン法務省下の人身取引対策評議会(IACAT)に相談できるよう、IACAT に 13 名との面談やアセスメントを依頼するなど、被害者のニーズ及び状況に応じたきめ細やかな支援が提供された。

さらに、IOM 駐日事務所は、自主的帰国・社会復帰支援の経験を基に作成した小冊子「帰国の準備(Preparing for Return)」に加えて、帰国後再度海外での就労を希望する者が多いフィリピンの被害者に対しては、「安全で正規の移住の重要性」に関する情報を記載したタガログ語のパンフレットを帰国後手交し、カウンセリングにおいても利用するなど、継続的に活用している。

また、IOM 駐日事務所は、そのウェブサイトにおいて、これまでも、本事業等の人身取引対策を含めた活動内容のほか、支援の効果を測定した調査研究の報告書や、政策決定者並びに被害者との接触から社会復帰に至るまでの保護及び支援のプロセスに関与する実務家に向けた指針を示した参考資料を掲載している。2024 年度は、広報を更

に強化し、人身取引対策に関する概説ページをリニューアルして、最新の世界的な動向を反映した。また、人身取引反対世界デーには、PR タイムズにリリースを掲載し、国内の各オンラインメディアにも同内容が掲載された。同身取引反対世界デーの前後には並行して、IOM 駐日事務所のソーシャルメディアでも関連の投稿を行い、本件事業や IOM のグローバルな人身取引対策の周知、関連の課題の啓発に努めた。

本件拠出のうち 119 万円がバリ・プロセスのウェブサイト管理運営費に充てられており、同ウェブサイトは、主にバリ・プロセスメンバー国間での情報共有及びメンバー国の参考となる資料の掲載、ハイレベル会合や各種下部会合等に関するオンライン・プラットフォームとなっている。日本も参加した 2023 年2月のバリ・プロセス閣僚級会合で採択された成果文書や共同議長声明を含む情報、例えばオンライン詐欺に関する人身取引といった喫緊の地域的課題に対するハイレベルのメッセージ等が掲載されており、アーカイブとしても機能している。今次評価期間は閣僚級会合の開催年ではなかったが、下位機関である各種作業部会（人身取引作業部会、帰国と統合に関する技術的専門家会合等）の活動等に関する情報が頻繁に更新され、例えば 2024 年 11 月の第 10 回人身取引作業部会及び第8回計画・準備タスクフォースの開催概要や、2024 年 12 月に第7回帰国と統合に関する技術的専門家会合の開催概要が掲載され、各種会合に出席したメンバー以外に対しても活動の様子が伝わるよう更新・発信されている。また、各会議の概要に関連文書のリンクも掲載するなどして、訪問者にとってより見やすいデザインに改善された。

同ウェブサイトのトップページの一番下に、日本によってウェブサイトがサポートされている旨が記載されており、日本の貢献の視認性を高めるため、日本の国旗が掲示されている。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	4月から3月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024 年6月(日本の 2023 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考) 次回報告書の受領予定時期等	2025 年6月頃(日本の 2024 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
(1) 決算報告書等(ノンコア拠出) 拠出先は、日本の拠出入金後から事業を開始し、2023 年4月から 2024 年3月末を対象期間とする決算報告書が 2024 年6月に提出された。決算報告書は本ノンコア拠出金事業に特化したものであり、プロジェクト完了後、3か月以内に報告書が提出されることとなっている。また、提出され次第日本側で確認している。人身取引被害者の帰国支援・社会復帰支援事業及びバリ・プロセスのウェブサイトへの拠出事業について、それぞれ各1部ずつ、合計 10 数ページに亘る詳細な事業報告書及び決算報告書が提出された。同決算報告書によれば、2023 年度拠出分の決算書において残高及び繰越金はなく、財政状況に係る報告は、支出経費の内訳(人件費、事務所費、事業経費等)が正確かつ適正に記載されている。 【人身取引被害者帰国支援事業】執行済額 13,823,880 円 執行残額:0 【バリ・プロセス支援】執行済額:1,190,120 円 執行残額:0 (2) 外部監査 IOM の外部監査については、2022 年から 2024 年までガーナ会計検査院室(Office of the Auditor-General of Ghana)が務め、毎年、前会計年度の外部監査報告書が発表されており、2023 年度報告書においては、適正意見が表明されている。2025 年から 2027 年まではフランスの会計検査院が務める。 (3) 内部監査	

IOM では内部ガバナンス強化を機関全体で実施しており、ポーブ事務局長が就任後に進めている構造改革の中で、内部監査等の独立性の担保が重視されている。内部監査報告書は高い透明性確保のため、IOM ウェブサイト上で公表されており、2022 年からは、35 件公表済み。内部監査については 2021 年、KPMG の品質評価を受けている。2024 年 10 月の駐日事務所の内部監査報告によれば、部分的に効果的だが組織の内部統制や会計処理の分野で主要な改善が必要と指摘されている。						
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)						
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)						
【人事関連】IOM はこれまで人件費をプロジェクトベースで捻出するなど、人事面でのコスト削減も徹底している。 【予算関連】拠出金の管理に関しては、約 15 年前(2011 年度:約 27 万米ドル)に比べ拠出金額が 大幅に削減される中、人件費等を切り詰めて効率的な資源配分のための工夫を行い長期にわたり事業に取り組んでいることは高く評価されるべきである。 【組織・行財政マネジメント】IOM は 2019 年からガバナンス強化に取り組み、国際機関を評価する国際機関評価ネットワーク(MOPAN)の最新の評価(IOM については 2022-2023 年に実施)では、IOM の組織改革について、機関側の努力を認めつつ、その効果が現れるのには時間がかかる旨評価がなされている。また、同機関の移住分野における重要性について改めて評価されている。なお、財務枠組みや資金調達モデルについては、課題があるとも指摘されている。 このような評価もあり、ポーブ事務局長は、2023 年 10 月の就任時より、強力なリーダーシップをもって組織改革を推進。具体的には、法務、内部監査、倫理等の部署の報告ラインを事務局長直下に置く、パートナーシップやアドボカシー部門の強化、地域事務所の報告ラインを官房長直下におくことにより、幹部職員、地域事務所、事務局長とをつなぐ役割に更新等本部機能を強化するとともに、地域事務所の配置の見直し等を実施し、効率性と効果を意識した体制に移行させた。 また、事業面においても、2024 年1月に戦略計画を発表し、①人命救助、②避難民に関する課題解決、③正規ルートを通じた移住の促進といった3つの戦略の柱を策定し、同戦略を踏まえた事業実施を展開。 直近の課題としては、米国の大幅な資金減に伴う組織改編の必要性に迫られているが、ポーブ事務局長は単なるコスト削減ではなく、現場を重視した構造改革を重視し、人員削減とともに本部部局のジュネーブ外への移転等機動的に推進。加盟国とも透明性をもって状況の報告を行い、パートナーシップの多様化をより強力に推進している。						
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。						
該当なし。						

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☒ 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等)(IOM 駐日事務所) ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
2	2	2	2	3	1	3

備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
0	0	0	0	1	1	1
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況 (ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
本拠出は、1-1(1)の目標達成に向け、効果的かつ効率的なプロジェクトの実施のために真に必要なかつ適切な規模の費用(IOM側人件費を含む。)をノンコア拠出するものであり、現状、拠出金の範囲内において、プロジェクトの実施目的を超えて日本人職員の増強を図ることは困難。						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B	a	a	b	d

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) 拠出金	
2 拠出先の名称	
国連薬物・犯罪事務所	
3 拠出先の概要	
1990 年及び 1991 年の国連総会決議によってそれぞれ設立された国連薬物統制計画及び犯罪防止刑事司法計画が統合され、2002 年に設置。加盟国数(国連)は 193。本部はウィーン(オーストリア)。駐日事務所なし。 国連麻薬委員会(CND)、国連犯罪防止刑事司法委員会(CCPCJ)及び国連犯罪防止刑事司法会議(通称 कांग्रेस、直近は 2021 年3月に京都で開催)並びに麻薬3条約、国際組織犯罪防止条約(UNTOC)及びその3追加議定書、並びに国連腐敗防止条約(UNCAC)、国連サイバー犯罪条約(未発効)の事務局機能を有し、テロ・国際組織犯罪に対する包括的なマンデートを付与された唯一の国連機関として、政策決定・規範設定・各国への技術協力を行う。	
4 (1) 本件拠出の概要	
東南アジア諸国等に対するテロ・国際組織犯罪・麻薬対策の能力構築支援等に拠出することにより、これらの犯罪を防止・撲滅し、諸外国の犯罪情勢と直結する日本の治安向上及び国際社会の平和と安定・繁栄の確保に寄与することを目標とする。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 34,961 千円	
2024 年: 日本の拠出率 7.24%(拠出順位4位)(UNODC 公表データによる。本拠出金だけでなく日本の全ての拠出金(補正予算や他省庁拠出も含む)をもって算出されている。)。全額イヤーマーク拠出。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
総合外交政策局 国際安全・治安対策協力室、在ウィーン国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 II 分野別外交: 国民の安全の確保と繁栄を目指し、望ましい国際環境を確保すること」、「施策 II-1 国際の平和と安定に対する取組(施策レベル)」、「個別分野4: 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪対策協力の推進」の下に設定された中期目標「テロ及び暴力的過激主義の脅威並びに国際組織犯罪に対処し、G7伊勢志摩サミット行動計画の具現化や、外交方針の柱の一つである法の支配の推進の具現化の観点も踏まえ、国際社会との連携・協力を強化するとともに、アジアを含む途上国の能力を強化する。」を達成するための手段の一つと位置づけている。(令和6年度外務省政策評価書)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

UNODC は、テロや組織犯罪などのグローバル化の負の側面に対し、国際規準・規範の形成から各国に対する技術支援の提供に至るまで包括的に対処する能力を持つ唯一の国連機関。アフガニスタン情勢やウクライナ情勢を含む社会・経済情勢の動向や技術革新も背景に、テロ・国際組織犯罪の活動領域の拡大や新たな犯罪手法の出現等により、テロ及びサイバー犯罪、薬物の違法取引、人身取引、腐敗といった組織犯罪に対する途上国の対応能力強化は喫緊の課題。これらの犯罪の根絶には、法執行当局の能力構築や暴力的過激主義対策といった中長期的なソフト面での取組が必要であり、また、これらの犯罪は国境をまたいで行われているところ、途上国を中心に世界各地に事務所を有し、また、深い知見と高い正統性を有し、各国の治安・法執行機関との関係も深い UNODC との連携・協力が、上記外交政策上の目標を遂行する上で不可欠な手段となっている。

ルールに基づく国際秩序が大きく揺らぐ中、法の支配の推進等をマニフェストとする UNODC への拠出の有用性及び重要性は近年一層高まっている。2022 年 12 月に発表された「国家安全保障戦略」は、日本の国益として、「自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値や国際法に基づく国際秩序を維持・擁護する。特に、我が国が位置するインド太平洋地域において、自由で開かれた国際秩序を維持・発展させる。」こととしており、そのための戦略的アプローチとして、「国際テロ対策」及び「ODA を始めとする国際協力の戦略的な活用」を挙げている。

2023 年3月に岸田総理大臣が発表した自由で開かれたインド太平洋(FOIP)のための新たなプランにおいて、UNODC は、「自由、公正かつ安全なサイバー空間の確保(事例②③)」「東南アジアにおける組織犯罪に関連する詐欺拠点・サイバー詐欺・オンラインカジノへの地域的協調支援」(当初予算)、「児童と女性に対するサイバー犯罪への対策: 東南アジア等におけるオンライン上の性的虐待と搾取に対処するための法執行と刑事司法の能力強化」(補正予算)の取組を実施中)、「テロ・暴力的過激主義対策、テロの資金源ともなる国際組織犯罪対策(事例②⑥)」「南部アフリカ開発共同体(SADC)における責任ある鉱物サプライチェーンを促進するための「法の支配」戦略」及び「サヘルにおけるテロ及び暴力的過激主義対策を通じたアフリカ地域の安全保障と安定の強化」(いずれも補正予算)の取組を実施中)、「海における法の支配の確保のための理念・知見の共有(事例④①)」、「海上保安機関間の協力(事例④③)」、「海洋状況把握(MDA)の強化(事例④⑦)」「東南アジアにおける自由で開かれた海洋空間を維持するための海上法執行及び海洋における法の支配の強化」、「中東・アフリカにおける自由で開かれた海洋空間を維持するための海上法執行及び海洋における法の支配の強化」、「東アフリカの海上法執行機関の態勢改善」、「アフリカの角地域における海上安全保障のための地域訓練能力の確立」及び「アフリカにおける自由で開かれた海洋空間を維持するための海上法執行及び海洋における法の支配の強化」(いずれも補正予算)の取組を実施中)」における連携パートナーとして挙げられている。

また、UNODC との連携強化は、2022 年 12 月に改定された犯罪対策閣僚会議の「人身取引対策行動計画 2022」においても引き続き重要施策の一つとして位置付けられており、国連における人身取引対策の主要機関として、他の国際機関にはない比較優位性を有するほか、2023 年8月に策定された「第六次薬物乱用防止五か年戦略」においても UNODC を始めとする国際機関との連携について記載され、本件拠出で支援している Global SMART プログラム(2024 年度に SMART 犯罪科学プログラムに名称変更)を通じて、途上国における薬物対策への取組を強化することも記載されている。

加えて、急増する詐欺被害への対策として、2025 年4月に犯罪対策閣僚会議で策定された「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」には「国連薬物・犯罪事務所(UNODC)を始めとする国際機関と連携し、外国の法執行機関の取組み能力を強化する支援に継続的に取り組む」と記載されたほか、同年5月には、在タイ日本大使館と UNODC 東南アジア大洋州地域事務所の共催により、タイ政府を始め、ASEAN 諸国及び関係国大使館関係者が参加した、オンライン詐欺及びその他の越境犯罪と闘うためのバンコクにおける地域ネットワークの実務者会合を開催した。さらに、サイバ

一犯罪対策の枠組みを普及させる上でも、東南アジア地域を中心とした能力構築支援が重要であるところ、かかるプロジェクトを実効的なものとするためには、UNODC の有する専門性が不可欠である。

テロ対策の関連でも、世界各地にテロや国際組織犯罪が拡散し、地理的にも日本に近いアジアにおいて日本人が巻き込まれるケースが生じる中、G7伊勢志摩サミットにおいて策定したテロ及び暴力的過激主義に対する G7行動計画や G20 大阪サミット文書等にもみられるとおり、日本は国際テロ対策の推進を重要な外交課題として位置付けている。また、2024 年6月の G7プーリア・サミット首脳コミュニケにおいて、テロリズム及び暴力的過激主義への非難・対抗、並びに、国際組織犯罪のネットワーク解体等へのコミットメントを表明したほか、同年 10 月の G7 内務・安全大臣会合では、国際組織犯罪グループも関与している移民の密入国対策として G7 行動計画が策定され、2024 年 11 月の G20 リオデジャネイロ・サミット首脳宣言では、テロを非難し、腐敗への取組において国際社会に模範を示す旨謳われている。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

UNODC は、国連経済社会理事会の機能委員会である犯罪防止刑事司法委員会(CCPCJ)及び国連麻薬委員会(CND)の事務局を務めている。CCPCJ や CND で採択され、その後上部機関である経社理で採択された決議は、UNODC の事業の方向性に指示を与える。日本は、いずれの委員会においても、長年にわたり委員国として意思決定に関与する地位を確保してきており、現在、CCPCJ は 2026 年まで、CND は 2027 年まで委員国を務める。なお、委員国は CCPCJ40 か国、CND53 か国。

2023 年9月から、海部在ウィーン国際機関日本政府代表部大使が国連再犯防止準則政府専門家会議議長を務めた。また、同大使は、2023 年の国連腐敗防止条約(UNCAC)締約国会合のビューロー副議長も務めた。また、UNODC が事務局を務める国連サイバー犯罪条約交渉会合においては、2022 年の交渉開始以降、外務省国際安全・治安対策協力室長がビューロー副議長を務め、2024 年8月の交渉妥結に貢献し、また、2025 年2月以降は暫定議長を務めるなど、これらの活動を通じて、事業内容に係る日本の意向の反映は確保されている。

本件拠出案件を含む当初予算拠出案件については、案件形成の段階から、UNODC と在ウィーン代表部及び外務本省との間で調整を行い、内容の確認等を繰り返して決定しており、事業終了後に UNODC から提出される最終報告書についても内容を精査し、要すれば UNODC に加筆・修正させるなどの対応を行っている。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

2024 年7月、東京において第 11 回日・UNODC 戦略政策対話が開催され(日本:河邊外務省総合外交政策局長、UNODC:ワーリーUNODC 事務局長)、同対話開始以降、初めて関係省庁(法務省、厚生労働省、警察庁及び海上保安庁)全ての幹部及び外務省内関係課からも出席を得て実施。海上犯罪、違法薬物、ウクライナの経済復興及び法の支配強化、東南アジアにおけるサイバー犯罪・詐欺・マネロンといった組織犯罪等に対する支援のあり方、日本人職員の増強等について意見交換を行うとともに、今後の連携強化につき確認した。より一層戦略的に取り組むとの観点から、今後3年間の戦略的目標や取り組むべき優先分野・地域について取りまとめた成果文書に署名した。

また、同対話のため訪日したワーリー事務局長は、上川外務大臣を表敬。WPS(女性・平和・安全保障)推進に留意した UNODC との協力、アフガニスタンやミャンマーにおける違法薬物対策、日本人職員の増強等にかかる意見交換を行った。

2025 年2月及び5月、割澤外務省国際安全・治安対策協力室長がウィーンを訪問し、マティアセン UNODC 事業局長やダグラス事務局長首席補佐官らとの間で、次回の日・UNODC 戦略政策対話、今後取り組むべき新たな協力分野・地域、日本人職員の増強、UNODC の認知度の向上等に関する意見交換を行った。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター(DAPC)は、日本国内における薬物乱用防止の普及啓発とともに、開発途上国等で薬物乱用防止活動を実施する民間組織・慈善活動団体の活動資金を支援すること目的に、日本の青少年育成支援団体等による募金活動を行っており(国連支援募金運動)、同運動による募金の一部を毎年 UNODC に寄付している。

第 14 回国連犯罪防止刑事司法会議(京都 kongress)のフォローアップとして、定期開催されることとなっていた「法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」については、2025 年2月に第3回フォーラムがハイブリッド方式にて京都で開催された。同フォーラムでは、「法務・司法分野における AI・デジタル技術の活用及び課題」をテーマとして、約 80 名のユースが議論に参加し、その成果は「勧告」として今後、国連に提出される予定(2-2 の(5)参照)。

1-5 本件提出に係る日本側の取組等

プロジェクトの効果的な実施を確保すべく、UNODC 関係者との意見交換等の機会に、事務局長を含む UNODC 側関係者に対応を申し入れるとともに、2024 年7月に実施した日・UNODC 戦略政策対話の成果文書でも日本の拠出金による事業のレジリエンス向上や透明で責任ある迅速な報告を通じた説明責任の確保等について確認している。また、こうした取組の結果、日本の拠出金による事業の開始式典やワークショップ等への在外公館の関与、UNODC によるホームページや SNS 等を通じた迅速な広報の実施が確保されている(例:「SMART 犯罪科学プログラム」事業のワークショップ(2024 年9月、於:プノンペン、令和5年度当初予算提出案件)、「自由で開かれたインド太平洋に向けた海上安全保障と海洋における法の支配の強化」事業開催式典(2024 年 10 月、リーブルビル、令和5年度補正予算案件))。なお、令和5年度当初予算案件については、「合成薬物対策(SMART 犯罪科学プログラム(旧:Global SMART プログラム))」案件の成果物である「新精神活性物質の傾向に関する報告書」や「ミャンマー・けし栽培モニタリング」案件の成果物である「Southeast Asia Opium Survey 2024」に、日本の提出に感謝する旨の記述が記載され、日本のレジリエンス向上に貢献している。

財政面では、CCPCJ 及び CND において、提出国に対して2年ごとに予算計画の審議が行われるとともに、毎年財政状況が報告されている(直近は 2024 年 12 月実施)。このほか、UNODC の行財政問題について、より実務的に議論を行う場としてワーキンググループ(FINGOV)が設置されており、2025 年2月には事務局長との各国の対話を始め、財政状況の報告やジェンダーや地域バランスに配慮した人事等に関する報告や議論が行われた。

また、評価対象期間外であるが、2021 年には、日本も積極的に参加した加盟国間の議論の結果として、FINGOV を各地域グループの代表がビューローを務める形態に刷新したこと、それまで2年ごとのマンドートを更新する形であったものを無期限としたこと、さらには FINGOV の枠組みの中に UNODC 事務局長との対話を組み込むなど、ガバナンスと機能をより強化することに成功している。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件提出の貢献度に係る総括

国連薬物・犯罪事務所(UNODC)拠出金は、UNODC がテロ・国際組織犯罪対策に関する政策決定・規範設定及び技術協力にかかる支援をすることで、「法の支配」の推進を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である国民の安全の確保と繁栄を目指し、望ましい国際環境を確保するために国際の平和と安定に対する取組として、国際テロ対策協力及び国際組織犯罪対策協力の推進に貢献することを目標としている。

UNODC は、基準2の取組・成果の例のとおり効果を上げている。

また、基準3においては、入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-1 のとおり、然るべきタイミングで報告を受領し、確認している。3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題として、事業実施時の実施パートナーの執行状況管理や出張旅費の管理で適時に処理を行うべきとの課題がみられる。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

また、日本による本件提出は、特定の国を対象とした案件ではないが、特定の国を支援対象とする補正予算案件では、今回評価対象期間内において、例えば、案件の開始式典等の際に、ガボン、マリ、コンゴ共和国、セーシェルの閣

僚から、日本に対する謝意表明があったほか、その他の国からも外務次官や内務省長官といった高官、また、法執行機関関係者からも謝意表明を受けている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

テロ組織や国際組織犯罪集団による犯罪手口が多種多様化していることを踏まえ、本拠出金は、法執行当局に対する最新の犯罪情報のインプットや取締・捜査能力向上のための研修事業等に充てており、その結果、違法取引の摘発や犯罪の未然防止が強化され、対象国・地域の安全確保に寄与している。また、麻薬等原料作物の違法栽培や合成薬物に関するモニタリング等、長期的・継続的に実施する必要がある事業を米国等と共同で支援。これらの案件は、日・UNODC 戦略政策対話の結果及び共同行動計画を踏まえて実施。各案件の進捗等は以下のとおり。

【今次評価対象期間内に完了した事業：○】【実施中の事業：△】

事業名	拠出年度				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
合成薬物対策				○	△
ミャンマー・けし違法栽培モニタリング				○	△
東南アジアにおける刑事司法能力強化				○	△
サイバー犯罪対策				○	
国際組織犯罪対策(データベースの維持・運営)				○	△
京都コンGRESフォローアッププロジェクト(再犯防止に関する国連準則策定)			△	○	△
腐敗対策(UNCAC レビューメカニズム)	△				
東南アジアの組織犯罪に対する地域的協調支援					△

【今次評価対象期間中の主な成果】

(1) 合成薬物対策(SMART 犯罪科学プログラム(旧:Global SMART プログラム))(令和5年度拠出金充当)

違法合成麻薬や新精神活性物質及び前駆物質を含むそれらの原料化学物質に関する情報収集及び分析等の能力強化を目指し、合成薬物に関する情報発信(UNODC Early Warning Advisory (EWA)。データ量は、2023 年の 37,000 から 2024 年に 51,000 に増加。)やそれらを反映した報告書等の公表([新精神活性物質の傾向に関する報告書\(2024 年 7 月\)\(日本の財政支援意に関する言及あり\)](#))や季刊の Emerging drug-related challenges in East and Southeast Asia)及びワークショップの開催(東アジア及び東南アジア各国を対象とした地域ワークショップ(2024 年 9 月、プノンペン))等を随時実施。

(2) ミャンマー・けし栽培モニタリング(令和5年度拠出金充当)

軍事政権崩壊後のミャンマー等におけるアヘン栽培の動向を調査し、[結果を2024年12月に公表](#)。同プログラムを担当しているUNODC 東南アジア大洋州地域事務所は公表にあたり、記者会見を行ったほか、同報告書には、日本の抛出についても記載されている。同報告書については、朝日新聞など、国内メディアでも報じられた。

(3) 東南アジアにおける刑事司法能力強化(令和5年度抛出金充当)

治安向上等を目的に、関連法令の起草又は運用改善に向けたワークショップ、検察官の実務能力向上や刑事司法実務者の対処能力向上を図るための研修を実施し、地域の安全確保に寄与している。今次評価期間中の主な活動は、充実した公判活動実現に向けた検察官の能力向上、女性・子供など脆弱な者の保護の向上を目指した刑事司法実務者の理解と能力向上、並びに、刑事司法関連法令の起草や運用改善等の重要課題に対処するための理解向上及び枠組みの強化。

ベトナムでは、2回にわたり JICA 専門家との共同により、日越の制度比較や充実した公判実現に向けた準備と訴訟活動の具体例の紹介を通じた検察官の公判遂行能力強化の研修(参加者 86 名)を実施。また、刑事訴訟法や人民検察組織法の運用改善に関する3回のワークショップ(参加人数:190 名)、検察官や裁判官やソーシャルワーカー等を対象とした、女性と女兒に対する暴力や児童の性的搾取への対応に関する5回の研修(参加人数:181 名)に加え、起草中の少年法に関する意見聴取会(参加人数:43 名)を実施した。ワークショップや研修実施前後の評価アンケートでは、全参加者から、公判遂行能力の向上、女性に対する暴力及び児童の性的搾取の問題に対処するための参加者の知識とスキルの向上、刑事訴訟法や人民検察組織法に関する運用改善点の具体化と共通認識の醸成が図られたとの意見が寄せられ、研修効果の高さが示された。

新たな取組として、タイでは、タイ法務研究所(Thailand Institute of Justice)との共催で、第1回東南アジア犯罪予防刑事司法研修(T4SEA)を開催し、刑事司法実務者を対象に、犯罪予防と刑事司法に関する国際基準・規範の理解を深めるべく、犯罪被害者の保護をテーマとした研修を実施した(参加人数:37 名)。

(4) 国際組織犯罪対策(データベースの維持・運営)(令和5年度抛出金充当)

本抛出を通じて各国の法令・判例等のデータベース「SHERLOC(Sharing Electronic Resources and Laws on Crime)」(2020 年 12 月開始)を維持・運営し、2021 年 11 月に日本の審査・被審査が開始した国際組織犯罪防止条約(UNTOC)レビューメカニズムの円滑な実施を確保。同データベースでは、立法ガイドライン、関連資料書誌、大学向けの教材等、国際組織犯罪に対応する刑事司法制度に係る総合情報ポータル(3,387 の組織犯罪・テロのケース、258 の戦略、13,783 の法律等)となっており、ニュースレターを発行して広報に努めている。2024 年1月から 10 月までのアクセス数数は前年同期比で 25%増加し、390,275 ユーザーとなった。

(5) 京都 kongress フォローアッププロジェクト(グローバルユースフォーラム)(令和5年度抛出金充当)

京都会議のフォローアップとして、また日本と UNODC の協力の一環として、「第3回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」が 2025 年2月 15 日から 16 日にかけて日本・京都で開催された。本フォーラムには、35 国から 79 名の若手リーダーが集い、デジタル技術を活用して、より安全で公正な社会をいかに実現できるかについて議論した。このフォーラムでは、国連の最新の指針を反映した議論の枠組みや、主催者が用意した参考資料に基づき、世界各地の多様な若者たちの間で活発な意見交換が行われ、これらの対話を通じて、将来を見据えた若者中心の提言がとりまとめられた。

(6) 京都 kongress フォローアッププロジェクト(再犯防止に関する国連準則策定)(令和5年度抛出金充当)

京都 kongress で採択された犯罪防止・刑事司法分野の国際的な指針となる「京都宣言」に記載された再犯防止に関する加盟国の基本的な指針と実践のために必要な規準(国連再犯防止準則)を策定するための取組。

同準則については、2022 年以降、日本主導により、策定に向け、海部在ウィーン国際機関日本政府代表部大使が議長を務める政府間専門家会合やサイドイベント等が実施されてきた。令和6年度には、2025 年1月の政府間専門家会合に向け、同会合の準備、報告書作成支援等を実施。なお、その後4月に政府間専門家会合が再度開かれ、交渉が妥結。同年5月の CCPCJ において同準則が採択された。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024年7月(日本の2023年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025年7月(日本の2024年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
機関全体としての決算報告書は、下記の監査報告書と併せて公表される。直近の決算報告書(国連会計年度2023年)では概要以下のとおり記載。 1 予算執行状況 2023年の予算規模は429.7百万ドル。支出の分野としては、「国際組織犯罪対策」及び「司法」分野に関する支出が全体の52.9%を占めており、支出対象の地域的な区分では、世界全体を対象とした事業等のカテゴリーである「グローバル」(32.9%)を除けば、「アフリカと中東」が24.5%、「中南米」が21.0%を占めている。 また、2023年における特筆すべき事業支出については、「コロンビアにおける代替開発プログラム」(13.9百万ドルの増加)、「環境および気候に影響を与える犯罪に関するグローバルプログラム」(10.0百万ドルの増加)、「パナマにおける刑事手続き改革プロジェクト」(8.1百万ドルの増加)、「持続可能な開発目標16を支援するための国連腐敗防止条約の効果的な実施を通じた腐敗防止及び対策グローバルプログラム」(5.8百万ドルの増加)、「東南アジアおよび太平洋地域プログラム」(3.4百万ドルの増加)、「ウガンダにおける新しい国別プログラム」(2.4百万ドルの増加)が挙げられる。 2 リスク・改善点 イヤーマーク付拠出財源とイヤーマークなし拠出財源の割合がアンバランスな状況が継続している。2023年における前者は396.1百万ドルである一方、後者は、3.6百万ドルであり、総収入のわずか0.8%となっており、かかる状況は、急速に変化する世界的な優先事項に対応し、グローバルな使命を果たし、開発の促進要因を強化する能力に影響を与えるなど、UNODCにとって重大な課題をもたらしている。 3 本件拠出に関し、拠出先においては、日本の拠出金入金後から個別イヤーマーク・プロジェクトを開始。事業実施期間はプロジェクトによって異なるが、プロジェクト完了後6か月以内に、3-1(2)の決算報告書とは別途、プロジェクトごとに報告書が作成されることになっている。 ●令和2年度拠出 8件中8件完了済み(100%) 執行額 642,727 米ドル。 ●令和3年度拠出 7件中7件完了済み(100%) 執行額 642,752 米ドル ●令和4年度拠出 6件中6件完了済み(100%) 執行額 817,803 米ドル。 ●令和5年度拠出 6件中6件完了済み(100%) 執行額 549,161 米ドル。 ●令和6年度拠出 2024年度中に5件全て開始済み、2025年度中に終了予定。 日本の拠出金のみについての監査は実施されていないが、機関全体については国連会計検査委員会(BOA)が監査を実施し、上記の決算報告書と併せて公表している。直近の監査報告書(国連会計年度2023年)においては、財務上の重大な誤りはなく、UNODCの全体的な財務状況は健全かつ安定的に推移しているとされている。他方、事業実施時の実施パートナーの執行状況管理やパフォーマンス評価(遅れが見られる)の点、また、出張旅費の管理(申請・承認のタイミングに遅れが見られる)の点で改善の余地があると指摘している。 外部監査以外のチェック機能については、2010年、CND及びCCPCJの決議に基づき、UNODC内部において、機能的及び運営的に独立した独立評価課(IES)が設立された。これによって、独立評価課長は、評価の結果明らかにな	

った成果、課題等について、UNODC 事務局長及び加盟国に直接報告することが可能となっている。なお、同拠出金の みについての報告書は出されていない。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出 の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計 画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)
2020 年2月に就任したワーリー事務局長の下、UNODC の今後5年間の活動の指針となる組織戦略の策定作業が 行われ、2021 年 12 月に発表された。同戦略では、組織・行財政マネジメントに関し、業務合理化の観点から、地域事 務所の機能強化、成果重視型マネジメント等を進めるとしている。 今次評価対象期間外であるが、この組織戦略に基づき、2022 年2月、アフガニスタンの政変を受け、同国とその周 辺における違法薬物製造・取引等、犯罪、テロに起因する国境を越えた課題に対応するため、UNODC は、UNODC Strategic Stability Grid (SSG)を策定。 また、同様に、ワーリー事務局長の就任以降、組織の一部改編が実施され、国境管理関係については、これまで各 局に分散していたプログラム(グローバル海上犯罪プログラム(GMCP)、環境に影響を与える犯罪に関するグローバ ル・プログラム、空港コミュニケーション・プロジェクト(AIRCOP)、貨物管理プログラム(CCP)等)を集約し、事業局に新 たに国境管理部を設置した。なお、AIRCOP については、2025 年1月、CCP と統合して旅客貨物管理プログラム (PCCP)として再編し、世界税関機構(WCO)や INTERPOL といった関係国際機関との連携を強化することとなった。ま た、薬物関係については、事業局で薬物の予防・治療や HIV/AIDS 対策、代替開発を担当していた薬物予防・健康部 と、研究分析部のラボ科学課を合併し、新たに政策分析・公共局に薬物・ラボ・科学サービス部を設置。さらに、犯罪 防止や刑事司法に係る規範等の業務を担当していた司法課を、事業局から条約局に移し、新たに犯罪防止・刑事司 法課に改組した。さらに、評価対象期間中には、研究・傾向分析部内の再編が行われ、それまでの薬物や犯罪調査と いった分野別に存在していた課が分野横断的な分析・研究を行うとともに地理空間分析を行う体制となった。加えて、 今次評価対象期間中には、国連サイバー犯罪条約の採択に伴い、同条約にかかる批准プロセスや技術支援を行うた めに 15 のポストを新設。 なお、今次評価対象期間外であるが、2022 年5月、事務局長に直接報告する権限を持つ独立評価課が UNODC 評 価方針の大幅な改訂を行い、各地域や個別プロジェクトの評価に加えて、UNODC の戦略レベルの独立評価も行われ ることとなった。 事務局職員のジェンダーパリティについて、事務局長の強い方針の下、改善に向けた試みが進められている。2025 年2月現在のジェンダーパリティは男性 47%、女性 53%であった(P2は 68%、P3は 50%、P4は 46%、P5は 48%、 D1は 41%、D2は 0%、SSG は 100%)。既に P3レベルまでのジェンダー平等は達成されており、P4 以上については 引き続き取組が必要。事務局中堅及び上級幹部職員へのジェンダーに関する研修も積極的に実施されており、2023 年に、延べ 700 名の職員がジェンダーチームによる各種研修を受講した。 事務局職員の地域バランスの是正にも務めている。多様性を確保するため、2023 年1月から 2024 年6月にか けて、48 回のセミナー等が実施された(その内、1回は、日本の学生を対象としたセミナー)。2020 年のワーリー事務局 長就任時は、WEOG(西欧及びその他諸国グループ)の職員数は全体の 63%だったが、2025 年2月現在は、51%とな っている。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含 む)の概要・対応ぶり。
該当なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
15	13	11	13	9	-4	564
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
1	1	1	1	0	-1	19
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
UNODCに対しては、上川外務大臣とワーリーUNODC事務局長のバイ会談や日・UNODC戦略政策対話の機会をはじめ、日本人職員の貢献に向けた取組を議論しているほか、前述の同対話に際し改訂した成果文書にも日本人職員の強化について記載している。また、将来的な日本人職員の採用に向け、2025年7月には、ワーリー事務局長訪日の機会を捉え、早稲田大学において、ワーリー事務局長講演会及びキャリア・セミナーを実施(参加人数:約200名)、同年11月には、東京外国語大学においてUNODC人事担当者等による大学生を主な対象としたキャリア・セミナー(ハイブリッド形式)を実施(1回、参加人数:約150人)。加えて、主要なポストが公募となった際は、国際機関人事センターや在ウィーン代表部のメーリングリストを活用して広報に努めている。 20人の幹部職員のうち、組織のトップである事務局長に次ぐ局長ポストは4つあり、そのうちの1つである事業局長ポストを日本人職員が占めていたものの、2024年6月に同人が退職したため、現在は幹部職員に日本人職員はいない。かかる状況に伴い、幹部ポストが公募ポストとなった場合には、国連機関人事センターのメーリングリストで広報を行うほか、適当な人物の発掘に努めている。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B

b

b

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
アジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP) 拠出金	
2 拠出先の名称	
アジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP) 情報共有センター (ISC)	
3 拠出先の概要	
2001 年、小泉総理大臣がアジアの海賊問題に有効に対処すべく地域協力促進のための法的枠組の作成を提案し、日本主導の下で作成された ReCAAP 協定が 2006 年9月発効。同年、同協定に基づきシンガポールに情報共有センター (ISC) を設置。海賊・海上武装強盗に関し、締約国間の情報共有の促進、独自情報の収集・分析・発信、締約国の能力構築支援等を実施。現在の締約国数は 21 か国。	
4 (1) 本件拠出の概要	
本拠出は ISC 主催の能力構築セミナー等の開催費用に使用されている。締約国の海上法執行機関の能力構築のための事業実施を支援することで、アジア海域における船員誘拐やハイジャック、サイバー犯罪等の重大な海賊・海上武装強盗事案の発生を防止・抑止するとともに、「自由で開かれた海洋秩序の維持・強化」に向けた日本の決意を示し、指導力を発揮することを目的とする。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模 (予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 14,938 千円	
令和6年度当初予算額 (16,045 千円) は、事務局が所在し、その経費等を負担しているシンガポールに次ぐ第2位 (拠出率約 5.3%)。 (参考: 1位シンガポール、2位日本、3位韓国、4位インド、5位ノルウェー)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
総合外交政策局宇宙・海洋安全保障政策室、在シンガポール日本国大使館	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標 (外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ：分野別外交」、「施策Ⅱ－1：国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野2：日本の安全保障に係る基本的な外交政策」の下に設定された中期目標「ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海賊等事案への対策を通じ、同海域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、海上交通の安全を確保する。」を達成するための手段の一つと位置づけている。 (令和6年度外務省政策評価書)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
インド太平洋地域の発展と繁栄のため、日本は同盟国・同志国とともに、船舶の航行の自由を含む法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・発展を推進している。特に、貿易の大半を海上輸送に依存する日本にとってシーレーンの安全確保は国民生活の保障にとって極めて重要であり、政策上高い優先度が付されている。このため、アジア地域の海賊・海上武装強盗対策を実施するにあたっては、情報共有や海上法執行能力等の地域協力が必要であり、この専門的な知見と経験を有する ReCAAP・ISC に対し拠出を行う。 ISC は、1. 情報共有、2. 能力構築、3. 関係機関等との協力をその活動の三本柱に掲げ、地域協力を促進するとともに、アジア地域における海賊・海上武装強盗対策に係る情報のハブとなるという目的を掲げ活動してきた。加えて、サイバーセキュリティやテロ等の新たな脅威への対応等や、ISC は国際海事機関(IMO)やシンガポール・情報フュージョン・センター(IFC)の連携により、より効果的な取組を進めている。シーレーンの安全確保のために日本単独でこれらの事業を実施することには限界があり、ISC を通じ、より効果的・低コストで日本の関係船舶の航行の安全確保という目標を達成している。 これらの ReCAAP・ISC の活動に対する日本の貢献は、2023 年3月に発表したされた FOIP のための新たなプランの取組における柱4において、「海」から「空」へ拡がる安全保障・安全利用の中に ReCAAP を活用した外国海上保安機関との連携・協力や、海における法の支配の確保のための理念・知見を通じた「自由で開かれたインド太平洋」実現に向けた取組の一環として取り組んでいるもの。これらは、2022 年1月の第 15 回日本・シンガポール・シンポジウムでの林外務大臣の基調講演(「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて日本はシンガポールと ReCAAP を通じた海賊対策といった海洋協力等を継続することについて言及)や、2021 年 11 月の第 21 回環インド洋連合(IORA)閣僚会合において本田外務大臣政務官が発信したビデオメッセージ(IORA 憲章に従い、日本は ReCAAP・ISC を通じたアジアにおける海賊対策への長年の貢献を含む各種取組を継続してきた点について言及)等においても表明してきている。ISC も日本の貢献を重視しており、2025 年3月の ReCAAP 総務会の場合や、2023 年 10 月の海上保安庁主催の世界海上保安機関長官級会合の際に石井海上保安庁長官に対して、ReCAAP 事務局長から謝意表明があった。また、2024 年3月の G7海洋安全保障宣言において海賊対策の重要性を指摘されるなど、ISC の活動は国際的にも高く評価されている。 現在、欧州諸国からは英国、ドイツ、オランダ、ノルウェー、デンマークの5か国が加盟しており、2025 年3月に開催された第 19 回総務会のオープンセッションには加盟の意向を表明しているフランスやギリシャが参加した。これらは、欧州の FOIP への関与を深めるツールとしての ReCAAP の重要性を示している。
1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
日本にとって、アジアの海洋安全保障の強化のために、海賊・海上武装強盗対策や沿岸国の海上法執行能力の向上が急務であり、ReCAAP を通じこれを促進している。特に全締約国の代表で構成され、年1回開催される総務会での実質的な意思決定プロセスにおいて、日本は ISC への第2の資金拠出国として影響力を保持しており、また、日本の拠出金は全て能力強化支援事業に投入し、ISC 設置後、一貫して能力強化支援担当の事務局長補を日本(海上保安庁からの出向職員)が担い、日本の問題意識や意向を十分に踏まえた形での事業展開が行われている。 ReCAAP の事務局である情報収集センター(ISC)のトップである事務局長とは良好な協力関係にあり、これまで事務局長の訪日時や総務会などの機会を捉えた意見交換や、海上保安庁によるシンガポールでの訓練に招待する等、緊密な意思疎通を図っている。
1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等
ReCAAP・ISC とは、以下の通り外務省、海上保安庁や日本の海運事業団体と緊密に意見交換を行っている。

- ・2024 年 10 月、ナタラジャン事務局長が訪日し「ReCAAP 能力構築エグゼクティブプログラム (CBEP)」に参加したほか、2025 年3月、シンガポールにて総務会が開催 (2025 年3月に実施され、日本からは海上保安庁総務参事官らが参加)。
- ・ISC の活動の柱である能力構築事業の進め方や締約国の拡大等の重要な決定に際しては駐シンガポール日本大使が事務局長と面会し意見・情報交換を行っている。
- ・2025 年4月にチャフェカー新事務局長が就任したところ、日本としてはこれまでと同様に緊密に連携していく。

1-4 日本政府以外の日本関係者 (日系企業 (調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等) による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

ReCAAP は、8万隻以上の日本船舶が航行し日本の輸入原油の約9割が経由するなど、日本の経済・安全保障にとって死活的に重要なシーレーンであるマラッカ・シンガポール海峡における海賊・武装強盗事案への対応を求める海運業界の要望を受け、日本が交渉を主導し設立した経緯がある。今日、ReCAAP を通じた協力により同海域における海賊・武装強盗事案の脅威度は低下しており、海運業界のみならず日本の経済界全体が大きく裨益している。

また、ISC が発信する海賊・海上武装強盗に関する情報や民間向けガイドラインの策定を踏まえ、日本の海運業界による海賊・海上武装強盗対策 (ガイドラインに沿った対策の策定、ISC のレポートに基づく航路の選定など) が前進した。加えて、2022 年 10 月にはアジアの漁船の図鑑を作成・配布し、日本企業を含む海運業界が不審な船舶と一般船舶を見分けることを容易にし、業界の危機管理体制の向上に役立った。

2024 年 10 月に東京で実施した「能力構築エグゼクティブプログラム (CBEP)」の際に、日本の海運業界団体による日本の海運業の取組と安全確保の重要性に関するセミナーを開催し、日本企業側から ISC の取組について感謝と支持が表明された。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

ReCAAP・ISC の活動の三本柱の一つである能力構築事業は、沿岸国の海上法執行能力を強化し、以て地域の海上安全保障環境の向上につなげるもの。日本は、拠出金の全額をこの能力構築事業に投入し、ISC の全ての能力構築事業の計画を、ISC に派遣中の専門的知見を有した日本人職員が一手に担わせ、極めて質の高い事業を展開してきた。同海域における海賊の脅威度の大幅な低下はこの証左。

2024 年 10 月、外務省及び海上保安庁が締約国の海上法執行機関等職員を対象とした5日間にわたる能力構築事業 (CBEP) を共催した (今回で7回目)。日本からは、海上保安庁、外務省、防衛省、国土交通省及び内閣官房が参加し、日本の海上安全保障の取組、海賊及び海上武装強盗対処のための日本の取組並びに沿岸国との海上法執行分野での協力について説明し、参加国との間で知見を共有した。

さらに、ReCAAP 欧州加盟国との連携強化に関する協議への参加、ReCAAP が主催する能力構築事業 (7案件) に海上保安庁職員を派遣することで日本の知見や経験を他の締約国に共有するなど、本件拠出による能力構築事業の成果を高めるための取組を継続して実施している。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

アジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP) 拠出金は ReCAAP・ISC がアジアの海における海賊・海上武装強盗対策を実施することで地域の海洋安全保障を確保、ひいては日本の外交政策上の目標である自由で開かれた海洋秩序の維持・発展に貢献することを目標としている。

ReCAAP・ISC は、基準2に記載のとおり、活動の三本柱である1. 情報共有、2. 能力構築、3. 関係機関等との協力の取組を通して、アジアの海における海賊・海上武装強盗の半減といっためざましい成果を上げている。

また、基準3においては、3-1のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はなく、これまで適切に財務管理

が行われてきた。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はなく、設立以来一貫して柔軟でクリーンかつ質の高いマネジメントが行われ、ISC の成果の土台となってきた。

基準4については、一貫して高い知見を有する海上保安庁の職員を事務局長補(プログラム担当)として派遣している。他方で、ReCAAP の幹部ポストは事務局の1ポストのみであり、協定発行後5期 15 年間にわたり日本人事務局長を派遣してきたが、ReCAAP の規定改定により、日本は 2028 年の次期事務局長選挙まで事務局長ポストに立候補をすることができないため、現時点では幹部職員を派遣することができない。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1(1)【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

ReCAAP・ISC は、日本を含むアジア地域の海上安全にとって極めて重要な海賊・海上武装強盗対策のための、1. 情報共有、2. 能力構築、3. 関係機関等との協力を戦略目標としてその活動の三本柱に掲げ、地域協力を促進するとともに、アジア地域における海賊・海上武装強盗対策に係る情報のハブとなるという目標を有している。

(上記3つの柱に基づき策定された 2017 年～2027 年のロードマップには、情報共有体制の改善、各国海上法執行機関との協力促進、海事コミュニティとの信頼関係強化、ReCAAP 締約国の拡大、関係者との協力、ReCAAP 知名度の向上、事務局強化が掲げられており、これらは概ね達成されたとの評価が総務会にて成されている。また、事業計画を策定し、DX 化の促進による情報共有体制の強化、能力構築支援の拡充、外部機関との協力強化の3につき具体的な計画を策定し取り組んでいるところ。)

2-1(2)【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

(1)戦略目標1:情報共有

＜取組＞月間、四半期、半期、年次の定期報告に加え、2024 年には3件の警戒情報を関係国・機関・海運業界等に共有。発生から 24 時間以内に報告された事案の割合は 2007 年の6%から 2024 年は 51%に上昇。

ホームページに報告書、能力構築支援事業の講義、地域ガイドや海上法執行機関の連絡先を掲載した図表等を公開し、安全対策強化に役立てている。加えて、事務局長による積極的な情報発信を行い、定例の記者ブリーフを開催するとともに、SNS を通じた発信を強化。X(旧 Twitter)のインプレッションは 177, 555 件となり、これは 2023 年比で 72,484 件の増となった。

分析ツールの開発や迅速な情報共有、能力構築支援の効果により、海賊等事案の深刻度は着実に低下している。2024 年度は海賊事案が2件、海上武装強盗が 105 件(未遂 11 件を含む)であり、ピーク時の約半数の規模となった。また、2016 年以降スルー・セレベス海域でアブ・サヤフ・グループによる船員誘拐事案が頻発していたが、同海域においては 2020 年以降、船員誘拐事案は発生していない。状況の改善により、2022 年5月にフィリピン政府は同海域の脅威度評価を「Moderate」から「Moderate Low」に下げるに至り、その評価を継続中(2025 年4月時点)。

＜成果＞上記から、ISC の対策は引き続き効果的に進められていると見受けられる。

(2)戦略目標2:能力構築支援

＜取組＞2024 年は6月に中国・広州にて Capacity Building Workshop (CBW)(13 締約国及びマレーシア当局が参加)、10 月に東京にて Capacity Building Executive Programme (CBEP、ISC、外務省、海上保安庁共催)(13 締約国が参加)、11 月に韓国・仁川にて Capacity Building Senior Officers' Meeting (CBSOM)(15 締約国及びインドネシア当局が参加)を開催。また、7月に講義形式による能力構築研修(参加者 37 名)、8月、9月、12月に机上演習をオンライン開催し、知見の共有、認識の深化、対応能力や専門知識の強化が図られ、各国の海賊等対策能力向上に貢献した。

＜成果＞上記から、沿岸国の海上法執行能力の向上が図られ、その結果が(1)のとおり海賊等事案の抑制につながっている。また、これらの能力構築支援事業には日本の拠出金が活用されており、東アジアの重要なシーレーンにおける海上安全保障という外交目標の実現に資する成果につながっている。

(3)戦略目標3:関係機関等との協力

＜取組＞2024 年、ReCAAP は引き続き外部の機関との連携を強化するとともに、関連する国際会議に積極的に参加した。国連薬物・犯罪事務所(UNODC)、国際海事機関(IMO)、アジア海上保安機関長官級会合(HACGAM)等の国際会議に出席し、海賊・海上武装強盗に関する情報及び分析結果を共有し、引き続き連携を強化した。加えて、ISC 事務局が所在するシンガポールにおける海上安全ウィークにも主要参加者として企画・実施に関与し、また、アジア船主協会(ASA)、国際独立タンカー船主協会(INTERTRANKO)等の民間海運団体との協議を開催し、安全対策に関する知見の共有を行った。この他、南洋理工大学(シンガポール)や日本の政策研究大学院大学(GRIPS)に職員を派遣し集中講義を開催した。

＜成果＞上記から、ISC と外部の関係機関との連携が加速し、これは ISC が様々な知見を吸収し、人材を育成し、また課題に連携して対処することを可能とし、その結果、今後の海賊等の抑制やサイバーセキュリティ等の新たな課題への対応、国際機関のリソースを通じた能力構築支援等につながる事が期待できる。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	4月から3月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024 年 10 月 31 日(日本の 2023 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025 年 10 月(日本の 2024 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
直近の決算報告書は、対象期間における拠出先機関全体の決算をカバーするものである。日本の拠出は先方コア予算に充当されており、日本の 2023 年度拠出分 169,010 シンガポール・ドルについて先方 2023 会計年度の収入として計上されている。 決算状況に関しては、先方 2024 会計年度末の時点で、為替変動の影響により、2024 会計年度単年分予算 47,135 シンガポール・ドルの赤字となり、2025 年3月に実施された総務会(日本を含む全ての締約国が出席)において繰越金から補填することが承認された。 なお、ReCAAP・ISC は、外部監査機関である Fiducia LLP 社に委託して、2023 年度決算報告書について外部監査を実施した。その結果、決算報告書は正確かつ適正に作成されていることが確認されており、指摘事項は特段ない。また、別の監査法人である ROBIN CHIA PAC も監査を行ったところ、2023 年度の決算報告書は Fiducia LLP 社の基準に沿って作成されており、公正な内容となっている。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
ReCAAP・ISC の財政運営は各締約国からの任意拠出に依存しているため、毎年コスト削減に取り組んでいる。また、ReCAAP・ISC は 2017 年に 10 年間(2017 年～2027 年)の目標を定めたロードマップを作成しているが、その中で、	

事務局強化や DX 化を推進し、人事配置の見直しを行い、事務効率化等を進めてきた。特に DX 化については迅速な情報共有のためのシステムの更新を完了し、今後、より効率的な運営につながることを期待できる。ISC は事務局長以下実員 16 名で運営しており、少ない人数で業務に対応するため、2024 年も一部スタッフの配置の見直しを行った。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
該当なし。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
2	1	1	1.33	1	-0.33	16
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
1	0	0	0.33	0	-0.33	1
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
ReCAAP の幹部ポストは事務局の1ポストのみであり、協定発行後5期 15 年間にわたり日本人事務局長を派遣してきたが、ReCAAP の規定改定により、日本は 2028 年の次期事務局長選挙まで事務局ポストに立候補をすることができない。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B

b

b

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国連宇宙部拠出金	
2 拠出先の名称	
国連宇宙部	
3 拠出先の概要	
国連宇宙部は、宇宙空間の平和利用における国際協力の促進を担当する国連事務局の一部局であり、国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)の事務局。COPUOS では、宇宙活動を規律する最も基本的な国際約束である宇宙条約を含む宇宙諸条約の作成・運用、近年では宇宙空間の長期持続可能性に関するガイドライン等の採択、この他、宇宙分野における能力構築や国際協力、啓発活動等の事業を行っており、国連宇宙部はこれらの活動を事務局として実施している。なお、COPUOS 加盟国は日本を含む 104か国(2025 年4月現在、2024 年にジブチとラトビアが新たに加盟)。COPUOS 本委員会の下には、科学技術小委員会及び法律小委員会が設置されており、いずれも会合が年1回ウィーン(オーストリア)において開催される。	
4 (1)本件拠出の概要	
宇宙空間の継続的かつ安定的な利用を確保するため、宇宙新興国に対する宇宙関連法令の整備・運用に係る能力構築支援を行う「宇宙新興国のための宇宙法プロジェクト」への拠出を実施。具体的には、1. アジア太平洋地域の制度・法令等基礎調査、2. 対象国での国内法整備及び許可監督体制構築に向けた助言、3. 日本とのワークショップ共同開催、及び4. アジア太平洋地域外に対する本事業の広報活動を通じて、宇宙空間における法の支配の実現を目指す。 2021 年5月 31 日、COPUOS 法律小委員会第 60 会期に際し、日本政府及び国連宇宙部は、日本政府による本件拠出について発表した。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 13,191 千円	
2024 暦年の日本の拠出順位は5位(1位:サウジアラビア系 PSIPW(Prince Sultan Bin Abdulaziz International Prize for Water)、2位:英国宇宙機関、3位:中国、4位:ドイツ、5位:日本)であり、拠出率は 8.7%である。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
総合外交政策局宇宙・海洋安全保障政策室、在ウィーン国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ：分野別外交」、「施策Ⅱ－1：国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野5：宇宙に関する取組の強化」の下に設定された中期目標「宇宙空間における法の支配の確立に向けて、宇宙活動に関する国際的なルール作りを推進するため一層大きな役割を果たし、宇宙空間の安定的な利用を確保する。」を達成するための手段の一つと位置づけている。[\(令和6年度外務省政策評価書\)](#)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

宇宙活動国の増加及び宇宙利用の多様化が進む中、各国による宇宙活動に関する国際的なルールの適正な国内実施の重要性は増しており、宇宙空間の持続的かつ安定的な利用の確保のために不可欠である。このような背景を踏まえ、2023年5月のG7広島首脳コミュニケ及び2024年6月のG7プーリア首脳コミュニケでは、COPUOSで採択された国際ガイドラインの実施に対する支持やスペースデブリの低減と改善のための取組の歓迎、破壊的な直接上昇型ミサイルによる衛星破壊実験不実施へのコミットメントが盛り込まれた。

本件拠出は新興国における宇宙関連法令の整備・運用に係る能力構築によりこれを実現するもの。2023年6月に閣議決定された宇宙基本計画では、「宇宙新興国に対しては、相手国のニーズに寄り添った人材育成や能力構築支援…等による協力」を行い、「特に我が国が位置するインド太平洋地域において、自由で開かれた国際秩序を維持・発展させる」こととされている。

また、事業を実施する国連宇宙部との関係強化は、宇宙分野における日本の国際的な影響力を確保する上で極めて重要。なお、COPUOSにおける議論等と効果的に相互補完をしつつ、本件拠出による事業内容の作り込みを行っている。

さらに、日本は主な宇宙活動国の中でも、ガイドライン策定等を含む国内の法整備を積極的に進めており、その知験を活かして宇宙新興国に対する法制度整備の支援を国連宇宙部への拠出を通じ行うことができる。この支援は、宇宙新興国が直面する諸課題に対する解決策やプラクティスを提供している。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

本拠出金については、日本政府と国連宇宙部の間で協議の上、支援の対象国や用途等を決定する等、日本の意向を反映している。

また、これまで日本は、COPUOSにおける議論を通じて、宇宙活動に関する国際的なルール作りに積極的に関与してきた。特に宇宙活動に関する長期的持続可能性(LTS)に関する問題や、宇宙資源に関する問題について、積極的に日本の法政策や取組を発信し、COPUOSにおける国際的なルール作りに貢献している。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

国連宇宙部と在ウィーン国際機関日本政府代表部の間では、2023年9月に着任したホラ＝マイニ国連宇宙部長と在ウィーン代表部大使間を含め、日頃から協議を行っており、本拠出金のプロジェクトについても、全体的な方向性や具体的内容について意見交換を行う等、緊密に連携している。

2025年2月には、内閣府主催のイベント「第10回宇宙空間の安定的利用の確保に関する国際シンポジウム」登壇のため、ホラ＝マイニ国連宇宙部長及び国連宇宙部幹部らが来日した。来日中に行われた、青木内閣官房副長官との意見交換では、宇宙分野における持続可能性やルールメイキングについて取り上げられ、国連宇宙部長は、日本のリーダーシップと貢献を高く評価し、特に本拠出金による「宇宙法プロジェクト」が新興国における法制度整備に大きく寄与している点に言及した。また、国連宇宙部長は中村軍縮不拡散・科学部長及び齊田総合外交政策局参事官との意見交換も実施し、本拠出の重要性や継続、拡大につき言及した。

これらのやり取りを通じて、日本の宇宙政策への国際的な貢献が強調され、国連宇宙部との連携がより一層深化した。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)は、アジア太平洋地域宇宙機関会議(APRSAF)のイニシアチブの一環として、アジア 11 か国と共同し、2025 年6月に開催予定の COPUOS 本委員会に向けて、同地域の宇宙法整備の状況を取り纏めた報告書を国連宇宙部に提出予定である(今回は、同イニシアチブの第三フェーズであり、第一フェーズでは、2021 年の COPUOS 法律小委員会にアジア9か国と共同で報告書を提出、第二フェーズでは、2023 年の COPUOS 本委員会にアジア 12 か国と共同で報告書を提出。)。

本件拠出による宇宙新興国に対する宇宙関連法令の整備・運用に係る能力構築支援を通じて、宇宙空間における法の支配が実現することにより、宇宙空間の持続的かつ安定的な利用を確保できる。また、宇宙新興国が日本との共通の法的基盤を整備することや、宇宙新興国の宇宙法能力を向上させることにより、日本の宇宙システムの海外展開に繋がる等、宇宙関連経済活動の振興に資する。

さらに、宇宙新興国が日本との協力を通じて宇宙関連法令の整備を進めることで、両国間の信頼関係が深まり、長期的なパートナーシップが築かれることも期待される。このような協力関係は、将来的な共同プロジェクトや技術移転、研究開発の分野においても有益である。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

2024 年 11 月にフィリピンのマニラにて開催した本件拠出事業におけるワークショップにおいて、日本(内閣府、JAXA、JICA 及び有識者)から、本件拠出事業の意義や宇宙法の基本原則、日本の宇宙活動の監督・許可に関する法制度の紹介等についてのプレゼンテーションを実施した。

2025 年1月にタイのバンコクにて開催した本件拠出事業におけるワークショップでも、日本(外務省、JAXA、JICA 及び民間関連企業)が宇宙活動のグローバルガバナンスや宇宙物体の登録、宇宙活動の安全性等についてのプレゼンテーションを実施した。これにより、フィリピンおよびタイにおける国内宇宙関連法令整備・運用に係る能力構築支援が進展した。なお国内宇宙関連法令整備・運用に係る能力構築支援のカリキュラムは、日本と国連宇宙部の協議の中で決定・実施されている。

2024 年6月に開催された COPUOS 本委員会、2025 年2月に開催された COPUOS 科学技術小委員会及び 2025 年5月に開催された COPUOS 法律小委員会における日本のステートメントにて、本件拠出による支援について言及した。これにより、日本の政策提案が国際的な議論に反映され、宇宙法分野における日本の貢献が強調され、宇宙法の整備と運用における日本の取組が広く認知される結果となった。

さらに、COPUOS 科学技術小委員会の下で日本と国連宇宙部の共催で実施したサイドイベントにおいては、日本の宇宙機関や民間企業が登壇の上、日本のデブリ除去や衛星データ利用に関する取組を紹介した。また、COPUOS 法律小委員会の下での国連宇宙部主催「宇宙法プロジェクト」に関するイベントにおいても、日本からもドナー主要国として発言する機会を得た。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

国連宇宙部拠出金は、国連宇宙部が宇宙新興国に対する宇宙関連法令の整備・運用に係る能力構築支援を行う「宇宙新興国のための宇宙法プロジェクト」を実施することで宇宙空間の継続的かつ安定的な利用の確保を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である「宇宙空間における法の支配の確立に向けて、宇宙活動に関する国際的なルール作りを推進するため一層大きな役割を果たし、宇宙空間の安定的な利用を確保する。」の達成に貢献することを目標としている。

国連宇宙部は、基準2のとおり、フィリピンおよびタイでのワークショップ開催等に対し、2-2 のとおりの効果を上げている。本取組は、宇宙活動に関する国際的なルール作りにおける日本の影響力強化や各国との関係強化に資するも

のとなっている。また、日本として国連宇宙部の本件拠出に係る事業実施の内容についての協議や、国連宇宙部等とのワークショップを通じて日本の法制度を紹介したりすることにより、日本の貢献を国連宇宙部に示すことができた。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。なお、「宇宙新興国のための宇宙法プロジェクト」の担当者が所属している国連宇宙部「Committee Policy and Legal Affairs Section」の課長として、2024 年には日本人が着任するなど、本拠出金は、国連の日本人職員の支援においても重要な役割を果たしている。

さらに、本件拠出金により行われたワークショップが実施されたフィリピン及びタイから、2025 年2月の COPUOS 科学技術小委員会及び 2025 年5月の COPUOS 法律小委員会において、本件拠出事業の意義や日本への謝意表明があった。また、ホラ＝マイニ国連宇宙部長が来日した際には、本拠出金による「宇宙法プロジェクト」を高く評価する発言があった。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

【概要】

国連宇宙部による「宇宙新興国のための宇宙法プロジェクト」に対するイヤマーク拠出。このプロジェクトのうち、日本は国連宇宙部と協力し、アジア太平洋地域の新興国を対象とした国内宇宙関連法令整備・運用に係る能力構築支援を行い、宇宙関連条約及びガイドラインの国内実施を支援する。アウトプットとして、これらの国における国内宇宙関連法整備の構築を目指し、宇宙空間における法の支配の確立、持続的な宇宙活動の発展につなげる。

【具体的な活動内容】

これまでブータン、マレーシア、ベトナム、フィリピン、タイ、モンゴル、カンボジア、インドネシアなどにワークショップを実施。2023 年度は、2024 年1月に、アジア太平洋地域の宇宙新興国7か国（ブータン、カンボジア、インドネシア、マレーシア、モンゴル、フィリピン及びタイ）に対して、宇宙活動の監督及び許可に関するワークショップを開催した。

2024 年度は、過去の活動等も踏まえて以下の活動を実施し、フィリピンおよびタイ国内宇宙関連法整備の構築に貢献した。なおこれまで継続して支援を行ってきたフィリピンは、2024 年の5月に宇宙物体登録条約に新たに加盟し、宇宙空間における法の支配の確立や持続的な宇宙活動の発展の観点で大きな成果となった。

2025 年度は、引き続きアジア・太平洋地域の宇宙新興国に対して国内宇宙関連法令整備・運用に係る能力構築支援を行う予定。

1. ニーズ調査

アジア太平洋地域から、対象国を選定。各国から国連宇宙部に対して出された要望等を踏まえ、対象国のニーズに関する調査を行い、ワークショップを効果的に実施するための準備を行う。

2. ワークショップの開催

2024 年 11 月にフィリピンのマニラにて、2025 年1月にはタイのバンコクにて、ワークショップ「宇宙新興国のための宇宙法プロジェクト(Space Law Technical Advisory Mission)」を開催した。当該ワークショップは、それぞれ各国の実務

者に対して対面で実施し、宇宙活動の監督及び許可に関する法制度や宇宙活動の安全性について、国内外の有識者（アカデミア関係者、政府関係者、宇宙機関や国連関連機関の実務者等）から講義を実施した。また、これらの講義を踏まえたケーススタディ及びプレゼンテーションが行われ、参加者の間で活発な議論が行われた。

フィリピンのワークショップにおいては、宇宙活動の継続的な監督及び許可や保険等、今後の宇宙活動に具体的に役立つ知識を効果的に共有した。タイでは、実際に宇宙関連の国内法を整備中であり、本ワークショップを通じて日本の知見等を導入することにより国内法制度の構築の参考・指標となった旨の声が聞かれた。こうした活動全体を通して、日本の取組が認知されるとともに、法の支配や持続的な宇宙活動の発展に貢献した。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	2024 年4月から 2025 年3月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024 年9月(日本の 2023 年度拠出分最終報告書)及び 2025 年3月(日本の 2024 年度拠出分進捗報告書)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025 年9月(日本の 2024 年度拠出分最終報告書)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
国連宇宙部は、自らの事業全体について毎年年次報告書を公開しており、1年間の活動報告や予算及び支出の報告等を通じて透明性を確保している。 2025 年3月に、2024 年度拠出金のうち 2025 年1月末までの決算進捗報告書(本件拠出事業に特化したもの)が提出された。同報告書によると、残余金は 35,558.29USD である。これは、会場、ケータリング、IT サービスにかかる費用が当初の予想よりも低かったこと等によるものである。なお、残余金については 2025 年度に繰り越し、当該残余金の使途について日本政府と国連宇宙部の間で協議の上で、本件拠出に係る 2025 年度の事業に利用する予定である。(残余金の執行内訳等については、国連宇宙部との間で確認を実施。) また、今後は、2025 年9月頃(2024 年度の事業終了後6か月以内)に、拠出先より 2024 年度拠出金に係る最終決算報告書を受領する予定である。上記提出時期については、拠出先と日本で合意していた内容に沿ったものである。 国連宇宙部の資金は、国連の規則等で定められた監査手続(国連会計監査委員会(Board of Auditors)を含む。)の対象となっており、本件拠出金についてもそれらの監査手続の対象である。監査による指摘等は確認できていない。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
3-1(4)のとおり、国連宇宙部は、自らの事業全体について毎年年次報告書を公開しており、1年間の活動報告や予算及び支出の報告等を通じて透明性を確保している。また、本拠出事業についても上述のとおり中間報告書の提出を完了しており、手続きや内容について懸念事項はないため財政面について特段の課題は認められない。	
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。	
該当なし。	

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
2	2	2	2	3	1	42
備考	2024 年9月、「Committee Policy and Legal Affairs Section」の課長(P5)に日本人が着任。上記3名のほか、日本人 JPO2名が在籍中。全職員数 42 名は、各国の JPO も含んだ人数。					
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
0	0	0	0	0	0	2
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A-

a

a

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
東京国際連合広報センター拠出金	
2 拠出先の名称	
東京国際連合広報センター(UNIC 東京)	
3 拠出先の概要	
東京国際連合広報センター(UNIC 東京)は、1958 年4月、東京に設置された駐日事務所。ニューヨーク(米国)に所在する国連事務局の広報部局である国連グローバル・コミュニケーション局(DGC)直轄の機関。世界 63 か所にある国連広報センター(UNIC)のうち、北東アジアに設置されているのは日本だけ。国連公用語ではない日本語を用いて、国連の取組や日本の国連を通じた国際貢献、日本人国連職員の活躍等について、人々の関心を高め、理解を深めることを目的とする。更に、DGC の出先事務所として、日本に拠点を構える多数の国連諸機関を広報面で束ねる調整役を担う。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、UNIC 東京の広報活動事業費、及び、施設費に充てられている。広報活動事業費については、国連に関する講演会・シンポジウム等の開催、日本語資料(国連資料の日本語への翻訳を含む)の作成、日本語ウェブサイトやソーシャルメディアの運営及び国連幹部職員の訪日支援等にかかる経費として使用。日本の国連政策に対する理解促進、グローバル人材育成の促進を通じた国際機関における日本人職員の増強に多大な貢献を行っている。施設費については、UNIC 東京は国連大学本部ビルに所在しており、同ビルに事務所を有する全ての国連諸機関が専有面積等に応じて支払うことになっている施設維持費として使用。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 26,750 千円	
日本の拠出率: 100%。全額ノンイヤマーク拠出。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
総合外交政策局 国連課	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 II 分野別外交: 国民の安全の確保と繁栄を目指し、望ましい国際環境を確保すること」、「施策 II-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野6: 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」の下に設定された中期目標「国連の効果的・効率的な運営に向けた改革を後押ししつつ、安保理改革を含む国連の機能強化を推進する。」「国際機関における邦人職員の

一層の増強に向けて、候補者の能力や資質の向上を図る共に、潜在的な候補者を掘り起こすために裾野を広げる啓発活動を強化する。」を達成するための手段の一つと位置づけている。(令和6年度外務省政策評価書)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件提出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

・UNIC 東京は、1958 年に設置されて以来 60 年以上にわたり、国連総会や国連安全保障理事会決議等の日本語への翻訳を行う唯一の機関、且つ、北東アジア唯一の国連広報センターとして活動。国連の取組や、国連を通じた日本の国際貢献について広報を実施しており、国連による活動及び日本の国連政策、国連を通じた国際貢献に対する日本国民の理解促進に貢献し世論の形成に強い影響力を有している。

・UNIC 東京は、国連公用語ではない日本語で、国連の取組について広報を行う唯一無二の機関であり、国連に関心のある日本国民、企業、大学、NGO 団体等にとって重要な情報源となっている。UNIC 東京の取組は、日本の人々の国連への関心・理解を高め、政府の国連政策の基盤となる世論形成に大きく寄与。

・対象期間においては、国連総会議長(2025 年1月)等、国連幹部が訪日し、UNIC 東京は、外務省や関係機関と協力して、様々な広報イベントやメディアインタビューをアレンジしたほか、若者との対話の機会などを設定。日本政府や企業、市民団体等の関係者に対する国連の文脈での情報提供のみならず、意欲ある若者を支援する上で、ハイレベルの訪日を有効活用している。特に、国連事務総長訪日に際しては、広島平和記念式典参加、原爆資料館視察等を通じ、国連を通じて被爆の実相を国内外へ発信する大きな効果が得られた(1-3 のとおり)。

・UNIC 東京は、気候変動対策への理解促進に向けて、国連とメディアとのグローバルな連携の枠組みである「SDG メディア・コンパクト」に加盟する日本のメディア有志とともに「1.5℃の約束 - いますぐ動こう、気温上昇を止めるために。」キャンペーンを 2022 年に立ち上げ、2025 年も4年目のキャンペーンを実施し、参加メディアの拡大を実現した(2-2 のとおり)。

・UNIC 東京は、日本に拠点を構える他の国連諸機関に対して、DGC の策定した広報戦略ガイドラインや優先課題について共有するとともに、日本での広報実践を支援し、これら諸機関を広報面で束ねることにより、日本における国連諸機関活動の重複を避け、さらに相乗効果を高めるため、UN コミュニケーショングループの事務局として月例或いは2か月に一回の定例会合を主催するなど調整役を担っている。大手メディアでの勤務経験がある根本 UNIC 東京所長は、日本のマスコミとも緊密に連携し、こうした他の国連諸機関と連携したワンボイスでの広報を効果的に行うことを可能にしている。

・UNIC 東京は、単に国連の活動を発信するだけでなく、国連諸機関における日本人職員の活躍についても紹介している。UNIC 東京のブログでは、評価対象期間中に国連関連機関で働く日本人職員の活動を発信。また、国際社会に向けて、日本人が国連とどのように関わっているかについても広く周知している。2-2 のとおり、「日本から世界に伝えたい SDGs」シリーズとして、気候変動・海洋保全・貧困・不平等・エネルギーといったテーマで活躍する日本人職員の活動をブログで紹介する記事を、評価対象期間中に掲載。こうした国際機関や国際社会で働く日本人についての広報活動は、将来国際機関への就職を志す若年層の裾野拡大に大きく貢献している。

・岸田総理大臣は、第 79 回国連総会の機会に開催された未来サミットに出席し、「人間一人ひとりが自らの可能性を発揮し、より良い未来を実現できるよう、世界の指導者は、多国間主義の名の下に結集しなければなりません。国連に対する日本のコミットメントは揺らぐことはありません。」と述べた。また、第 217 回国会における岩屋外務大臣の外交演説の中で、「本年(2025 年)、国連が創設八十周年を迎える中、分断や対立が深刻化する国際社会を融和と協調に導くべく、安保理改革を含め国連の機能強化に取り組んでまいります。」「気候変動、国際保健、防災といった地球規模課題については、人間の安全保障の理念の下、2030 年までの SDGs の達成に向けて、取組を加速してまいります。また、ポスト SDGs を見据えての国際的なルール形成を主導します。国際機関における邦人職員の活躍も一層後押ししてまいります。」との言及があり、UNIC 東京の活動はこれら日本の外交施策にも資するものである。

・2025 年は国連創設 80 周年の節目の年であり、DGC が国連の大阪・関西万博への参加を担当している。UNIC 東京は、大阪・関西万博に出展している国連パビリオンにおいて、国連の歴史や取組を日本及び世界に発信している。
1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
・UNIC 東京は、事業計画の策定、事業実施等に際して、日本政府と十分協議し、緊密に連携・協調している。拠出金は、UNIC 東京の広報活動事業費及び施設費に特化したノンコア拠出であり、その用途については、UNIC 東京側との協議により日本の意向の反映が図られている。
1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等
・2024 年2月 11 日～15 日、デニス・フランシス第 78 回国連総会議長が閣僚級招へいにて来日し、岸田総理大臣を表敬し、上川外務大臣と会談。 ・2025 年1月、フィレモン・ヤン第 79 回国連総会議長が閣僚級招へいにて来日し、石破総理大臣を表敬し、岩屋外務大臣と会談。 ・2025 年5月には、メリッサ・フレミング国連事務次長(グローバル・コミュニケーション担当)が来日し、大阪・関西万博を視察した他、藤井外務副大臣との会談や、東京大学及び国内メディア各社との間で、対話イベントやシンポジウム等を行った。
1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。
・UNIC 東京は、国連公用語ではない日本語で、国連の取組について広報を行う唯一無二の機関であり、国連に関心のある日本国民、企業、大学、NGO 団体等にとって重要な情報源となっている。UNIC 東京の取組は、日本の人々の国連への関心・理解を高め、政府の国連政策の基盤となる世論形成に大きく寄与している。 ・UNIC 東京は、通常、その調達のほぼ全てを日本企業から行っている。 ・UNIC 東京は、例年外務省主催の国連調達セミナーの実施に際して側面的に支援。国連事務局調達部作成の国連調達関連情報を日本語に翻訳し、UNIC 東京のウェブサイトにて公開しており、英語記載の煩雑な手続きを日本企業に分かりやすく提供することに貢献している。直近では、2025 年3月に実施されたセミナーにおいて後援団体となり、案内を SNS 等で拡散し、結果として 42 の企業・団体から 72 名が参加した。 ・SDGs 推進に向けて、行政・NGO・NPO・民間セクターなどの関係者が集まり意見交換を行う「SDGs 推進円卓会議」において UNIC 東京所長は構成員を務め積極的に議論に参加(任期は 2024 年6月まで)。対象期間外となるが、2024 年5月 21 日に SDGs 推進円卓会議第 14 回会合等に参加。 ・UNIC 東京は、大阪・関西万博において、「すべての参加者が笑顔でひとつになる日」を目指す『Walk the Talk for SDGs in EXPO2025 UN&YOSHIMOTO』(注:Walk the Talk は「有言実行」を意味する。)と題するイベントを開催するなど、民間企業と連携した取組を実施してきている。
1-5 本件拠出に係る日本側の取組等
外務省の招へい等のスキームにて、国連から要人が訪日した際などには積極的に情報共有を行い、イベントのアレンジや現場サポートなどを連携して行っている。UNIC 東京が持つメディアネットワークを通じて、国内向けの広報や、イベントへの集客を効果的に行うことができた。2024 年7月に上川外務大臣が出席した「ユースとの対話:未来サミットに向けて」と題するイベントを開催するにあたり、参加するユースの選定や声かけなどを行い、大臣とユースとの間で闊達な議論を行うことができた。 ・日本政府は、UNIC 東京の事業計画の策定、事業実施等に際して、十分協議し、緊密に連携・協調している。また、外務省国際機関人事センターの SNS アカウントと UNIC 東京の SNS アカウントで相互にシェア等をおこない、SNS 上でも緊密に連携している。 ・国連総会議長(2025 年1月)等、国連幹部の訪日に際し、外務省は UNIC 東京と緊密に連携し各種行事をアレンジ。

・2025 年3月に外務省と公益財団法人日本国際連合協会が共催で実施した奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団派遣事業において、UNIC 所長は全国から集まった中高生による表敬訪問を受けた。このように、UNIC 東京は、外務省と連携したアウトリーチ事業にも積極的に協力している。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件抛出の貢献度に係る総括

東京国際連合広報センター（UNIC東京）抛出金は、UNIC東京が国連の活動を日本国内に向けて広報することで、若者を始めとする日本国民の国連に対する理解の増進、国連を通じた日本の貢献に対する理解を促進するほか、より多くの日本人に国際機関における勤務への関心を喚起するといった目標を達成し、ひいては、日本の外交政策上の目標である、効果的なグローバル課題解決に向けた取組に貢献している。

UNIC東京は、1-1(2)及び2-2のとおり、単に国連の活動を発信するだけでなく、国連諸機関における日本人職員の活躍についても紹介。こうした国際機関や国際社会で働く日本人についての広報活動は、将来国際機関への就職を志す若年層の裾野拡大に大きく貢献している。また、2-3のとおり、外務省主催事業においてUNIC所長は中高生による表敬を受け、また、国連事務局幹部とユースとの対話の機会を積極的に設けるなどして若者の国連や国連の取組への関心を喚起することに大きく貢献している。

また、基準3においては、3-1のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

更に、基準4については4-1のとおり状況である。

以上から、本件抛出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等抛出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア抛出分のみ】抛出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア抛出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための抛出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア抛出分のみ】ノンコア抛出による実施事業の目標、取組及びその成果

【目標】

・UNIC 東京は、国連が直面する様々な課題や国連が推進する価値・政策についての日本国民の理解促進やエンゲージメント獲得を目標とし、国連の重要文書等の日本語への翻訳、日本の官民含む様々なステークホルダーとの連携強化、ハイレベル協議への協力等に積極的に取り組んでいる。

【評価対象期間における成果】

(1) 要人訪日

・ハイレベルの訪日に際して、各種メディアインタビューや学術機関との共催でシンポジウムなどをアレンジするなどし、国連や国連を通じた日本の活動について国内外に発信することに大きく貢献した。

・2025 年1月のフィレモン・ヤン国連総会議長の訪日に際して、各種メディアインタビューをアレンジ。

(2) SDGs、気候変動関連

・2024 年1月1日から12月31日にかけて、「1.5℃の約束 - いますぐ動こう、気温上昇を止めるために。」キャンペーンの3期目を実施。同キャンペーンは、2022 年6月から11月にかけての期間を1期目として、SDG メディア・コンパクトに加盟する日本メディアの有志が情報発信を通じて、地球温暖化をはじめとする気候変動対策を提示し、個人や組織に行動変容を促すことを目的としたもの。参加メディア数は、2022 年の第1期においては、キャンペーン開始時の108社から、2024 年7月時点で165社と、着実にその数字を伸ばしている。2024 年8月、日本は未曾有の猛暑に見舞われた

が、UNIC 東京はその時機を捉え、「このままでは気温がさらに高くなる」と警鐘を鳴らす目的でソーシャルメディア・ムーブメントを開始した。具体的には、参加メディアに対し、ソーシャルメディアやメディアを通じて、組織やキャスターなどの個人の気候変動への行動を紹介し、視聴者にも気候変動への行動を促すよう呼びかけた。約2か月間のソーシャルメディア・ムーブメント期間中、参加メディアは、テレビキャスターや地域住民が主導する気候変動アクションを発信したり、共同テレビ番組でムーブメントのハッシュタグをつけた個人のソーシャルメディア投稿を紹介したりするなど、さまざまなアプローチをとった。UNIC 東京は、同ムーブメントに向けて独自の投稿を行ったり、メディアのソーシャルメディア投稿を、アカウントを通じて毎日共有したりするなど、気候変動にアプローチするメディアの投稿事例を紹介した。その結果、UNIC 東京と参加メディアは、あわせて 320 以上の投稿を行い、その結果 X のみで 120 万回の閲覧数を得た。

・2024 年9月 23 日から 27 日まで、第 79 回国連総会ハイレベルウィークの機会に、国連グローバル・コミュニケーション局（UNIC 東京の親組織。以下、DGC が主催した SDGs メディアゾーンにおいて、UNIC 東京は1つのセッションを主催し、2つのセッションを支援した。UNIC 東京は、パネルディスカッション「平和と安全保障の課題における若者のリーダーシップ」を主催し、根本 UNIC 東京所長がモデレーターを務めた。フェリペ・パウリエ ASG に加え、日本からは、未来アクションフェスを開催した日本のユース団体の一つであるカタワラの高橋悠太氏、ユースと平和について考える没入型体験プロジェクトを実施している TBS の井上波氏が登壇した。UNIC 東京は、他地域の SDGs メディア・コンパクト・メンバーとともに、報道機関の貢献を紹介するセッションへの井上氏の参加も支援した。さらに UNIC 東京は、DGC の EXPO チームが主導する 2025 年大阪・関西万博に特化したセッションの進行役を務めた。

(3) 国際機関等で働く日本人についての広報

・UNIC 東京は、国連の活動の発信に限らず、国連諸機関における日本人職員の活躍についても紹介している。評価対象期間中は、「世界人権宣言 75 周年リレーエッセイ 人権とわたし」等を通して、UNIC 東京のブログにて国連関連機関で働く日本人職員の活動を発信。

・国際社会に向けて、日本人が国連とどのように関わっているかについても広く周知している。「日本から世界に伝えたい SDGs」シリーズとして、気候変動・海洋保全・貧困・不平等・エネルギーといったテーマで活躍する日本人職員の活動をブログで紹介する記事を掲載。

(4) UNIC 東京の 2024 年度(2024 年1月～12 月)の活動による定量的な成果としては下記のとおり。

・国連広報センターによる情報発信に対するアクセス数

a. ホームページアクセス数 7,171,622 (見込 7,000,000、達成度 102%)

b. YouTube UNIC チャンネル視聴者件数 752,968 (見込 700,000、達成度 108%)

c. Facebook フォロワー数 49,201 (見込 49,000、達成度 100%)

d. X(Twitter)フォロワー数 50,995 (見込 48,000、達成度 106%)

e. Instagram フォロワー数 9,175

合計: a+b+c+d+e=8,033,961

・国連文書等翻訳数 128 (見込 80)

・広報資料発行数 34,000 (見込 35,000)

・シンポジウム・セミナー等開催数 53 (見込 25)

・シンポジウム・セミナー等参加者数 592,460 (見込 10,000)

・プレス対応・記事・インタビューの実施等 102 (見込 50)

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

3-1 (1) 会計年度	1 月から 12 月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024 年 12 月(日本の 2022 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025 年 11 月(日本の 2023 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
2024 年 11 月に受領した決算報告書は、国連会計年度 2023 年(2023 年1月～12 月)における UNIC 東京の決算をカバーするもの。日本の拠出は先方ノンコア予算として広報活動事業費及び施設費に充当されており、日本の 2023 年度拠出分 30,328 千円については先方 2024 会計年度の収入として計上されている。 国連会計年度 2023 年については、国連会計検査委員会(BOA)が外部監査を国連事務局全体に対して実施。UNIC 東京については特段の指摘事項はなかった。 なお、決算報告書上赤字の計上はなく、残余金については、2023 年1月から12 月までの会計年度において、56,567 ドル発生しており、翌年度予算に繰り越されている。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
当初予算額が前年に比して減少する一方で、国連大学の施設使用料が増額されている。これに伴い、UNIC 東京の活動費に充てられる予算も減少していることから、効率性を追求した効果的な広報のあり方を追求するよう注意喚起を行っている。	
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。	
該当なし。	

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
1	1	1	1	1	0	1
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
1	1	1	1	1	0	1
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
UNIC東京のウェブサイトでは、「国連で働く」と題した特設ページを設置し、ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー						

(JPO)、ヤング・プロフェッショナル・プログラム(YPP)、インターンシップなどの国連における採用関連情報を常時掲載。最近では、UNIC東京のTwitterを活用し、外務省国際機関人事センターが主催する関連セミナーや国連諸機関で活躍する日本人のエッセイ等の对外発信を迅速に拡散し、広報面で日本人職員増強のために貢献している。同活動は国連システム全体に裨益するもの。また、UNIC東京でのインターンを経て、国連職員となり国連事務局や国連南スーダンミッション(UNMISS)、日本政府代表部等で活躍している日本人職員もいる。

UNIC東京では、所長(D1)に加えて7名の日本人現地職員が勤務しており、抛出率(100%)と同等の比率の日本人職員が採用されている。ただし、給与は抛出金ではなく、国連通常予算でまかなわれている。

4-2 本件抛出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B	b	b	b	N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国連総会議長信託基金拠出金	
2 拠出先の名称	
国連総会議長室	
3 拠出先の概要	
国連総会は、国連の全加盟国によって構成される国連の主たる審議機関である。総会の決定は、加盟国政府に対して法的拘束力を持つものではないが、重要な国際問題に対する世界の世論の重みや国際社会の道徳的な権威を備えている。国連総会議長は国連総会を代表するポストであり、総会の議事を取り仕切るほか、国連総会におけるテーマ別討論等の開催や国連が取り組むアジェンダ推進のための各国政府要人との協議等を行っている。国連総会議長室は、総会議長が任務を遂行する上で必要とする助言や事務・調整を行っている。	
4 (1) 本件拠出の概要	
国連総会議長の主たる活動資金である国連総会議長信託基金への拠出を通じ、国連総会議長との関係を強化するとともに、国連において日本の地位を向上させ、日本の国益と国際社会共通の利益に資するより望ましい国連の実現に貢献する。 具体的には、国連総会議長の活動経費（出張旅費、国際会議開催経費）への財政的貢献を通じて、総会議長による、国際社会の平和と安定の維持や SDGs の実現等の日本が重視する課題に関するハイレベル会合等の開催又は会議への出席等を支援することにより、総会議長との関係を強化し、安保理改革の実現を含む、日本の国益と国際社会共通の利益に資するより望ましい国連の実現に貢献する。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模（予算額、拠出率、拠出順位等）	
令和7年度当初予算額 4,746 千円	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
総合外交政策局国連課、国際連合日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標（外交戦略、重要政策、重点分野等）
本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交」、「施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野6 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」の下に設定された中期目標「国連の効果的・効率的な運営に向けた改革を後押ししつつ、安保理改革を含む国連の機能強化を推進する。」を達成するための達成手段の一つと位置づけている。（令和6年度外務省政策評価書）
1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性（その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。）

日本は、自国の安全保障及び持続可能な成長のために、軍縮・不拡散、平和維持・平和構築、人間の安全保障、環境・気候変動、防災、保健、アフリカへの支援等を政策目標に掲げているが、これらを日本だけで実施することは人的にも財政的にも不可能であるとともに、分野によっては中立的な立場を有する国連が実施する活動に協力するのが適当である。

国連総会議長は、安保理改革、SDGs、気候変動等の地球規模課題に関する国際的議論の場として重要な国連総会の取組の中で重要な役割を担う、日本の国連外交推進における最重要のキーパーソンの一人である。総会議長は、特に日本が重視する安保理改革において政府間交渉議長の任命を行う等重要な役割を担っており、日本が重視する地球規模課題に関する国連政策を前進させるためには、国連総会議長とのより一層の連携が必要である。

近年、国連総会議長の役割が拡大しつつあるなか、総会議長室は活動資金の確保を非常に重視している。他国が拠出するなか、日本が拠出を行わないことにより、日本の影響力の相対的低下が懸念される。

日本は毎年、国連総会議長を招へいし、政府ハイレベルとの会談の機会を設けており、そうした機会に日本が重視する安保理改革等について取り上げている。また、毎年9月の内閣総理大臣の国連総会出席の際にも国連総会議長との会談を行っている他、政務レベルがニューヨーク(米国)を訪問する際にも会談を行っている。

日本の政策目標のほとんどが国連の目標と一致しており、日本は国連においてイニシアティブを発揮しながら平和と安全の確保及び持続可能な成長の推進等が可能になっていることから、拠出に見合うだけのメリットを享受していると考えられる。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

本件信託基金の拠出により、国連総会議長室と強固なつながりを構築できており、その結果、日本の意向について検討され、反映されうる関係を築いている。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

2025 年1月、閣僚級招へいのスキームで来日したフィレモン・ヤン第 79 回国連総会議長は、日本滞在中、石破総理大臣、岩屋外務大臣と会談を行った。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

2025 年1月 30 日から2月4日にかけて、フィレモン・ヤン第 79 回国連総会議長が訪日した際、広島を訪問し、平和記念資料館の見学、原爆死没者慰霊碑への献花や、被爆者との対話を行い、被爆の実相に触れた。この他、ヤン議長は、国連大学においてユースフォーラムに参加し、マルワラ同学長及び参加学生とのディスカッションを行った。また、ヤン議長は滞在中、田中 JICA 理事長とも会談し、SDGs 達成に向けた課題や展望、SDGs に関連した研究内容などについて意見を交わした。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

本基金は、総会議長室の活動を支援し、もって日本の国益に裨益することを主目的としている。平素、総会議長室に勤務している日本人職員を通じ、総会議長室の関心事項等について頻繁にやりとりを行っており、こうした取組を通じて、あり得べき訪日の時期を見定めたり、総会議長室の活動のうち日本の国益に合致する活動を支援したりすることにつながっている。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

国連総会議長信託基金拠出金は、国連総会議長の活動を支援するとともに、日本の国連外交への理解促進と連携を強化するという目的を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である、安保理改革を含む国連改革、軍縮・不拡散、気候変動をはじめとする地球規模課題の解決に貢献することを目標としている。

国連総会議長は、基準2のとおり、毎年閣僚級招へいのスキームで訪日しており、直近の今年1月の訪日の際には、石破総理大臣や岩屋外務大臣などと会談を行い、日本が重視する国連外交の方針に支持を得るとともに、日本と国連との更なる連携を確認するなど、その効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2) のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない

基準4については 4-2 の理由から N/A としている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果
総会議長は、任期一年であり、毎年6月の総会にて選出される。本拠出金事業は、総会議長の活動を支援すると共に、日本の国連外交への理解促進と連携強化を目指すことを目的として拠出するものである。具体的には、新議長が就任後に訪日する際の旅費として活用しており、2025 年1月にフィレモン・ヤン総会議長が訪日した際の旅費に活用した。滞在中、石破総理大臣及び岩屋外務大臣と会談を行い、日本が重視する国連外交の方針について支持を得ると共に、未来サミットの成果文書「未来のための約束」の実施や、今夏の TICAD9など、日本と国連が引き続き連携していくことで一致することができた。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	9月から9月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024 年9月(日本の 2022 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025 年9月(日本の 2023 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
第 78 会期(2023 年9月～24 年9月)中、国連総会議長信託基金(OPGA)は、20 の加盟国から 1,459,357.05ドルの任意拠出を受けた。全ての拠出金は、受理され次第、OPGA のウェブサイトに掲載される。第 78 会期の OPGA は、前回第 77 会期から未使用資金 1,711,570ドルを繰り越した。 第 77 会期決算書によれば、日本からの拠出については、送金額(92,592USD)と利息で合計 96,502USD の収入があり、89,598USD を支出済みであり、残額は 6,904USD となっている。残余金については、次会期に繰り越した。 拠出先が国連の一部局であり、当該一部局に限定した監査はなく国連の監査全体でカバーされている。 本信託基金のみを対象とした外部監査、又は本信託基金を含む外部監査は行われていない。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
毎会期、総会議長の下、総会再活性化作業部会が開かれ、国連総会の役割と権威の強化、作業方法の最適化、総会議長の役割と指導力の強化などが議論されている。2023 年に出された総会再活性化決議(2年毎に決議が行われる)の結果として、総会議長室の人員増加(任期が1年で交代する総会議長室の引継ぎを円滑行うことを目的に、P 3/4レベルの一般臨時職員3名増に合意)が実現した。	
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。	

該当なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
-	-	-	-	-	-	-
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
-	-	-	-	-	-	-
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
本件拠出を日本人職員の増強と結び付けることは、1-1(1)の政策目標達成手段として本件拠出が果たす役割との関係でトレードオフとなりかねない。						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
A-	a	b	b	a

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
政務案件支援信託基金拠出金	
2 拠出先の名称	
国際連合事務局政務平和構築局(DPPA)	
3 拠出先の概要	
DPPA は、予防外交、紛争の政治的解決、平和構築、仲裁等をツールとして、国連憲章第1条で国連設立の目的として規定される「国際の平和及び安全を維持する」ための、国連の政治分野における業務を所掌する重要部署の一つである。具体的には、安保理が所掌する地域情勢(北朝鮮、ウクライナ、中東、ミャンマー、アフリカ等)について情報収集を行い、ブリーフィングや報告書等を通じて安保理への情報提供等を行う他、特別政治ミッション(SPM)、事務総長特使等のツールを活用し、紛争の政治的解決、紛争予防等に貢献している。	
4 (1)本件拠出の概要	
冷戦終結後、事務総長が 1997 年に設置した「国連予防外交信託基金」(主に事務総長が実施する予防外交・平和創造活動に関する支援に使用)について、2008 年に名称等の変更を行い、国連通常予算で手当てされない国連事務局の諸活動(世界各地における紛争予防、危機対応、「平和の持続」のための取組等)の支援に幅広く活用される基金となった。以来、多くの国連加盟国(約 60 か国)がその重要性を認識して本基金に拠出している。日本として、本基金への拠出を通じて国連事務局による機動的・効果的な活動を支援することにより、国際の平和と安全の維持のために積極的に貢献し、安保理を始め国際社会での同分野における日本のプレゼンスを一層高めることを目指している。 なお、本件拠出金は、DPPA から接到する案件プロポーザルの内容を踏まえつつ、日本が拠出先としてふさわしい案件を見極め、イヤマークするものである。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 21,542 千円	
2024 年拠出順位第 17 位(第1位:韓国、第2位:ノルウェー、第3位:デンマーク、第4位:オランダ、第5位:フィンランド)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
総合外交政策局国連政策室、国際連合日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標 II:分野別外交」、「施策 II-1:国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野6:国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」の下に設定された

中期目標「国連の効率的・効果的な運営に向けた改革を後押ししつつ、国連通常予算及び PKO 予算の抑制に向けて働きかけを行うとともに、国連改革（日本の常任理事国入りを含む安保理改革等）の実現に向けた環境を整備する。」を達成するための手段の一つと位置づけている。（[令和6年度外務省政策評価書](#)）

1-1（2）上記 1-1（1）の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性（その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。）

上記 1-1（1）で目標として掲げる日本の常任理事国入りを含む安保理改革等を実現するためには、安保理が主要な責任を担う国際社会の平和と安全の維持に積極的に貢献し、日本のプレゼンスを高めることが不可欠である。

本信託基金は、国連通常予算では手当てされない案件を支援することを目的としており、DPPA の所掌する国際の平和及び安全の維持のための業務の中でも、国連の機能強化、平和構築・紛争予防、ウクライナや中東等の喫緊の地域情勢への対応等、最も必要な分野に貢献するものである。

DPPA は国連の中で非常に重要な組織であり、DPPA の長たるディカルロ国連政務・平和構築担当事務次長は、国連事務局におけるキーパーソン（役職順ナンバー3）である。同事務次長は政務・平和構築分野を中心に幅広い事項についてグテーレス事務総長に助言する立場にあり、同事務次長が重要視する本基金への拠出を通じて DPPA との関係を発展させることは、日本の国連外交全体に資するもの。

また、DPPA の諸活動に対して本基金へ拠出することは以下の点で日本の取組とも補完的である。

【国連の機能強化】

ウクライナ情勢やガザ情勢を経て、安保理改革を含む国連の機能強化が加盟国からますます強く期待されている。グテーレス事務総長が 2023 年7月に発表した「新・平和への課題」で、国連の機能強化を呼びかけつつ、紛争解決のための調停を始めとする事務総長の役割の強化を指摘した。2024 年9月の未来サミットの成果文書「未来のための約束」においては、事務総長に対して積極的に調停・周旋を行うことを求める旨が確認されたほか、世界首脳が安保理改革の緊急の必要性で一致した。DPPA の所掌業務は、まさに安保理を始めとする平和と安全に関する国連機能の実施であり、DPPA への拠出は国連の機能強化の目的に直接資するもの。

【平和構築】

DPPA は、和平交渉や危機外交に従事する多数の事務総長特使を支援するとともに、各国・地域の紛争や緊張の平和的解決を支援する、現地に拠点を置く国連特別政治ミッション（SPM）を監督しており、DPPA への拠出は紛争解決や平和構築の目的に直接的に資するもの。

加えて、本件拠出には、日本が別途拠出する国連平和構築基金やその他二国間支援との補完及び相乗効果が期待できる。本件拠出はイヤマークが可能であるため、ウクライナ支援のような日本の重点政策を反映することができ、また、経済協力等の二国間支援を補完することで対象国との関係強化も期待できる。

【地域情勢対応】

DPPA は安保理が所掌する地域情勢について情報収集を行い、ブリーフィングや報告書等を通じて安保理への情報提供を行う他、SPM 等の活動に係る業務に対応しており、DPPA への拠出は地域情勢対応に資するもの。日本は 2023 年と 2024 年に安保理非常任理事国を務めたが、任期中はウクライナ、中東、北朝鮮、アフガニスタン情勢等について、DPPA と連携しつつ対応した。

また、安保理非常任理事国任期終了後も、北朝鮮をはじめとする日本の安全保障に直結する地域情勢への対応に際しては、安保理に対してブリーフィング等を行う DPPA との連携は極めて重要である点からも、本拠出は非常に重要。

安保理任期を終えた現在においても、国連加盟国及び国連事務局から日本への期待は極めて高く、日本が存在感を発揮できる安保理改革や平和構築において貢献することがこれまで以上に求められる。国連機能強化、紛争予防・平和構築、地域情勢対応に直接関わる DPPA への拠出は、目に見える日本の貢献としてアピールしやすいものであり、国連事務局との更なる関係強化及び国連における日本のプレゼンス向上が期待できる。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は 2023 年 1 月から 2 年間安保理非常任理事国を務め、安保理を所掌する部局を含む DPPA との間では、国連代表部及び外務本省の担当レベルからハイレベルまで日々緊密なやり取りを行っていた。また、1-3 のとおり国連事務局との間で、要人往来・政策対話を頻繁かつ継続的に行之、国連の所掌する問題に関して日本の考えを丁寧に意思疎通してきている。この結果として、国連事務局との日常的なやり取りがよりスムーズになり、例えば、北朝鮮による安保理決議違反の挑発行為の際には北朝鮮情勢に関する国連事務局による適時適切な対外発信につながっている。

また、これまで日本の拠出は、DPPA を含む国連事務局から高く評価されており、DPPA トップのディカルロ事務次長から岩屋外務大臣に対してこれまで累次日本の貢献への謝意が示されつつ、今後も日本と国連との協力関係を進化させていきたい旨表明があった。このような経緯から、日本は DPPA 始め国連事務局と良好な関係を築いている重要国であると認識されており、その意思決定プロセスに大きな影響力を有する。

また、本拠出は、DPPA から接到する案件プロポーザルの内容を踏まえつつ、日本が拠出先としてふさわしい案件を見極め、イヤマークするものである。したがって、平素からの国連代表部を含め日本と DPPA の間の緊密な関係を踏まえて、案件の目的、取組及び見込まれる成果について日本が自ら検討し、拠出先を決定することが可能であり、拠出金の使途について日本の意向を確実に反映することができる。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

●2023 年 4 月、ローズマリー・ディカルロ国連政務平和構築担当事務次長が林外務大臣を表敬した際、ディカルロ事務次長から、これまでの日本の国連に対する貢献は極めて重要であり、感謝している旨が示された。双方は安保理改革を含む国連の機能強化についても意見交換を行った。

●2023 年 7 月、アトゥル・カレ国連活動支援担当事務次長が林外務大臣を表敬した際、カレ事務次長から、国連三角パートナーシップ・プログラムを通じた、PKO 要員の能力構築支援等、国連平和活動への日本の貢献に対する謝意が述べられるとともに、安保理非常任理事国を務める日本との協力を強化したい旨が表明された。双方は国連機能強化についても意見交換を行った。

●2023 年 9 月、国連総会出席のためニューヨーク(米国)を訪問した上川外務大臣がグテーレス国連事務総長と会談を実施した際、上川大臣は国連を強化する必要性に言及したほか、国連改革に関して説明した。これに対し、グテーレス事務総長からは、日本の国連に対する貢献への謝意が示された。

●2024 年 3 月、安全保障理事会閣僚級会合出席のためニューヨークを訪問した上川外務大臣は、グテーレス国連事務総長と会談した。グテーレス事務総長からは日本の国連に対する貢献に深い感謝の念が示され、双方は多国間主義の強化のために協力していくことで一致した。

●2024 年 10 月、外務省の招待により訪日したローズマリー・ディカルロ国連政務・平和構築担当事務次長が林官房長官を表敬した際、ディカルロ事務次長からは、DPPA をはじめとする、国連に対するこれまでの日本の貢献への謝意が表明された。また、林官房長官からディカルロ事務次長に対し、国連の機能強化の重要性を強調しつつ、日本として、国際の平和と安全に貢献していく旨述べた。

●2024 年 11 月、外務省の招待により訪日したローズマリー・ディカルロ国連政務平和構築担当事務次長が岩屋外務大臣を表敬した際、DPPA を含め国連に対するこれまでの日本の貢献への感謝が示され、引き続き緊密に連携していきたい旨表明された。また、安保理改革を含む国連の機能強化含め、幅広い課題について連携を確認した。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

2024 年 10 月実施のディカルロ事務次長招へいに際して、東京外国語大学で今後の国連の役割をテーマにディカルロ事務次長による講演を実施した。講演は対面とオンラインのハイブリッド形式で行われ、合計 200 名程度から参加申し込みがあったほか、メディア取材が実施され、参加学生との質疑応答の様子を含め、テレビ番組で報道された。
1-5 本件抛出に係る日本側の取組等 ●1-3 に記載のとおり、2024 年 10 月には、DPPA の長たるローズマリー・ディカルロ国連政務平和構築担当事務次長を外務省の招待(戦略的実務者招へいのスキーム)で招待し、林官房長官・岩屋外務大臣への表敬のほか、与党関係者・JICA 副理事長・省内関係幹部との意見交換を実施した。この際、ディカルロ事務次長との間で本抛出金について、今後も友好な案件を実施するべく DPPA 側と緊密に連携していくことを確認した。また、意見交換の場では、ディカルロ事務次長から日本の抛出に感謝する旨表明あり、訪日後には同事務次長の SNS 上でも今後も日本と協力していきたいとして対外的に発信がなされ、日本による支援のビジビリティの向上にも寄与した。 ●2-2 に継続案件として記載のとおり、「ウクライナに関する国連の政治的取組支援事業」の一環として、ウクライナの首都キーウで本抛出金を利用して本年5月に実施したウクライナの平和構築における女性及び若者に関するフォーラムで、日本の駐ウクライナ大使が出席しスピーチを実施した。スピーチの中では、侵略終結後の平和や復興のテーマにも日本が積極的に関与していくことを示し、日本のプレゼンスの向上に寄与した。 ●DPPA に対しては、個別プロジェクトの具体的な実施内容、成果及び評価の公表等を行う必要があるなど、PDCA サイクルや評価の透明性を確保する必要があること等を十分に説明し、適正な執行にも努めている。
1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件抛出の貢献度に係る総括 政務案件支援信託基金抛出金は、DPPA が世界各地における紛争予防、危機対応等を行うことで国際の平和と安全を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である国連を始めとする国際機関における日本の地位向上、望ましい国連の実現に貢献することを目標としている。 DPPA は、基準2のとおり、包括的な和平プロセスのための AI デジタル対話・ウクライナに関する国連の政治的取組支援等に対し、それぞれ 2-2 のとおりの効果を上げている。AI デジタル対話については、アラブ連盟案件やグアテマラ案件で、それまでマイノリティだった女性や先住民族などから、政治参加が実現された事への感謝の声が届いている。 また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。行財政マネジメントにおける更なる改善として、国連会計検査委員会ならびに国連内部監査部による監査への協力や、業務の妥当性・有効性・効率性を評価するための独自の取組を実施している。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。 基準4については 4-1 のとおりの状況である。 また、裨益者による日本の貢献に対して謝意が表明されており、例えば 2025 年5月にキーウで実施の「Voices of Ukrainian women and youth for sustainable peace in Ukraine」と題されたイベントに際しては、ウクライナにおける持続可能な平和を促進するための重要な側面について共同で議論し有益な提言が行われた等として、市民団体や、ハルキウ州 Zlatopil 市の市長を含む自治体関係者等、多くの参加者から日本が議論の場を提供したことや、ウクライナへの連帯を行動の形で示したことに対して感謝の声が寄せられた。 以上から、本件抛出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等抛出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア抛出分のみ】抛出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

【完了案件】

●包括的な和平プロセスのための AI デジタル対話(令和5年度分本件拠出金のイママーク事業)

本事業は、AI を用いたデジタル対話による政治・和平プロセスの包括性ならびに国連の発信の有効性向上を目標としている。従来のタウンホールミーティングとは異なり、AI デジタル対話には同時に 1,000 人まで匿名で参加でき、AI アルゴリズムにより、参加者の意見を即座に分析できる。集積されたデータは平和構築の取組支援等に役立てられ、従来は過小評価されてきた女性、若者及びマイノリティの意見の政治プロセスへの反映が期待される。本事業は過去にリビア、ハイチ、ボリビア、レバノン等で実施され、2024 年には日本の拠出を活用し以下の活動を行った。

- ① アラブ世界の若者、平和、安全保障に関するデジタル対話: 2024 年5月にアラブ連盟首脳会議で採択された「地域アラブ若者・平和・安全保障戦略(2023-2028)」の実施計画策定に向けた意見交換を目的として、DPPA のイノベーション・セル(イノベセル)と国連アラブ連盟連絡事務所(UNLOLAS)がアラブ連盟(LAS)と協力して行った取組。2024 年に2回の AI デジタル対話が実施され、17 のアラブ諸国から 115 名の平和構築関係者が参加した。その 44%は女性であり、これはアラブ世界においては非常に高い数値。
- ② グアテマラ若者対話イニシアティブ: 2024 年9月から 11 月にかけて、イノベセルの支援を受け、300 人以上のグアテマラの若者が一連の AI デジタル対話に参加。全 22 県から 18 歳から 30 歳までの若者が参加し、参加者の約 60%が女性、40%が先住民族という大きな成果を残した。また、国連地域協力機構(UNRCO)とエスキプラス財団(Fundación Esquipulas)による共同プロジェクトを支援し、選挙改革・開発・汚職防止の取組についてマイノリティの視点を取り入れた提言を策定し、今後主要な政府関係者に提出予定。
- ③ アフガニスタンのデジタル対話準備: 日本も積極的に関与した国連の「ドーハ・プロセス」に基づき設立されたワーキンググループの活動の一環として、イノベセルはアフガニスタンの AI デジタル対話の準備を支援した。バーチャルファシリテーターの訓練や、ツールの言語処理能力の強化を実施し、2025 年の議論開始に備えている。

【継続中案件】

●ウクライナに関する国連の政治的取組支援(令和6年度分本件拠出金のイママーク事業)

本事業は、ロシアによるウクライナ侵略の長期化に伴う、キーウを中心としたウクライナ諸地域における DPPA 調査ユニットの継続的な活動担保を主要な目標とする。調査ユニットは、最前線での情報収集を始め、ウクライナの政府高官、市民社会など多様な関係者とのやり取りを通じ、各戦線の分析、奪還した地域のガバナンス、キーウを含む各地における民間人およびインフラの被害状況(例: 昨年7月の小児病棟へのミサイル攻撃)等、幅広い分野の情報を集約する。収集された情報は、関係各所に共有され国連の即応体制に貢献するとともに、ウクライナに関する公開声明の準備および安全保障理事会へのブリーフィング(事務総長および DPPA 高官による様々な形式での 100 回以上のブリーフィング、特に 20 回を超えるウクライナ情勢に関する緊急会合)に不可欠な情報として活用されてきている。侵略開始後3年を迎え、ウクライナにおける人道状況がますます悪化する中、同ユニットは安保理の機能を果たす上でこれまで以上に重要な存在となっている。

さらに、調査ユニットはウクライナの市民社会コミュニティや女性・若者と積極的に関与し、侵略終結後の持続可能な平和と復興に関する議論において、これらの主体が積極的に役割を果たすよう支援している。同ユニットの活躍もあり、2023 年 10 月にキシナウ(モルドバ)で開催された、国連による女性・平和・安全保障(WPS)関連会議に、ウクライナの女性グループ約 100 人が参加することができた。これを受け、2024 年9月に女性・若者のエンパワーメントに関連する地域イベントが開催された。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024年11月(2023年度拠出 包括的な和平プロセスのためのAIデジタル対話事業分) 2025年5月(2024年度拠出 ウクライナに関する国連の政治的取組支援事業分の中間報告書)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025年6月(2024年度拠出 ウクライナに関する国連の政治的取組支援事業分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
●DPPA からの連絡によれば、日本の 2024 年度拠出(ウクライナに関する国連の政治的取組支援事業)について、2024 年4月末時点で 166,459 ドルの残余金が生じている。本残余金の利用のため、外務本省の同意の上で、本事業期間を、2024 年3月末から6月末に延長した。 ●なお、2023 年7月付のウクライナ迅速支援事業報告書、9月付のインタラクティブ・ハンドブック事業報告書によれば、2022 年に拠出した、「対話型ハンドブック」事業終了時、活動費の節約などにより 6,338 ドルが、また、2023 年に拠出した、「ウクライナ迅速支援」事業終了時、同様の理由で 534 ドルが、それぞれ発生したところ、外務本省の同意の上で、それらは日本の 2023 年度年度当初予算を活用して実施予定であった「包括的な和平プロセスのための AI デジタル対話」にすべて使用された。「AI デジタル対話」の残余金 8,711 ドルについては、すべて同事業への日本からの寄付金によって新たに生じたものであり、過去2回の事業の繰り越しではない。また、日本の 2023 年度拠出分については全額使用済みである。 ●国連会計検査委員会(UN Board of Auditors)による機関全体(国連)の 2023 年分監査報告によると、本監査においては 2023 年に DPPA に関わる提言があったが、いずれも対応済み、または対応中である。なお、日本の拠出しているプロジェクトにかかる特段の指摘はなかった。 ●国連内部監査部(UN Office of Internal Oversight Services: OIOS)は内部監査部門(Internal Audit Division)、検査評価部門(Inspection and Evaluation Division)、調査部門(Investigation Division)に分かれているが、2023 年7月から 2024 年6月を対象とした、国連内部監査部の活動報告によると、該当期間内に、本基金について内部監査部門からの特段の指摘はなされておらず、検査評価部門から 2024 年5月に「DPPA に対する OIOS 勧告の実施状況に係る3 年レビュー(Triennial review of the implementation of recommendations made by the OIOS evaluation of DPPA)」と題する1件のレポートが発出された。 ●上述の DPPA に対する OIOS 勧告の実施状況に係る3 年レビューには、2020 年に OIOS の検査評価部門が DPPA に提示した4つの勧告について、DPPA の実施状況を OIOS が調査した結果が記載されている。同レビューは、2020 年のいずれの勧告も DPPA は実施済みと結論づけ、実施状況調査の過程における DPPA の協力に感謝を述べている。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
●同信託基金の拠出先案件のみに焦点を当てた取組については公表されていないが、DPPA は、2023 年から 2026 年にかけての「戦略的計画」において、DPPA が優先すべき課題と取組及びそのために必要な拠出額を示した。 ●国連通常予算以外での DPPA の活動資金源となる Multi-Year Appeal (MYA)に関し発行されている年間報告書においても、組織・行財政マネジメントの更なる改善やそれに向けた取組について言及されている。2024 年の中間報告	

書では、DPPAは業務の妥当性・有効性・効率性を評価するための取組に予算を割いてきたと記述され、その成果として、2024年にはDPPAの機能の一つである和平調停について、同評価プロセスを完了したと記載された。また、上述した国連会計検査委員会ならびに国連内部監査部と緊密に協力し、適切なフォローアップや進捗状況の監視を行うことで、これらの監査組織の評価プロセスを後押ししてきたと記載されている。さらに、単独の評価・監査に加え、DPPAに対するOIOS勧告の実施状況に係る3か年レビューや、国際連合システム全体における評価の役割強化に関するOIOS 2022-2023年2か年調査(OIOS 2022-2023 Biennial Study)の準備も支援したと記述される。

3-2(2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。

該当なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☒ 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等)(政務平和構築局(DPPA)) ☐ 拠出先全体	(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減
9	11	14	11.33	14	2.67
					2024
					未公表

備考 ●DPPA 全職員数は、2023 年 12 月 31 日時点で 377 名(出典:A/79/584、21 ページ)。2024 年は未公表。

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数				(参考) 全幹部職員数	
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減
2	2	2	2	4	2
					2024
					未公表

備考 ●DPPA 幹部職員数は、A/79/584 に記載無く、未公表。

4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)

●拠出時には、引き続き国連政務平和構築局における日本人職員の積極的な採用・昇進を期待する旨伝達している。

●2024年10月実施のディカルロ事務次長招へいに際しては1-4のとおり東京外国語大学で講演を実施したが、その事前調整の際に、山崎国連大使から先方に同講演を日本人職員の国連機関での更なる活躍を慫慂する機会ともすることが望ましい旨申し入れた。先方からは、講演では、日本の若者に国連業務の内容や魅力を伝えられるよう努力したいと返答があり、当日も上記を踏まえた講演及び質疑応答が実施された。

●上記招へい時には、表敬に際し、与党議員からも、日本人職員の更なる活躍を期待する旨ディカルロ事務次長に申し入れた。

●幹部職員以外の例として、DPPAに勤務する日本人職員が、2019年にDPPA内に新規部署であるイノベーション・セル(イノベセル:最新の技術のDPPA業務への活用を推進する部署)の立ち上げをおこない、現在同部署のトップを務めている。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
A-	a	a	b	b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際連合平和構築基金(PBF)拠出金	
2 拠出先の名称	
平和構築支援事務局(Peacebuilding Support Office: PBSO)	
3 拠出先の概要	
平和構築支援事務局(PBSO)は国連事務局の政務・平和構築局(DPPA)の下に設置され、国連総会及び安全保障理事会(安保理)への政府間諮問機関である国連平和構築委員会(Peacebuilding Commission: PBC)の議事運行や報告書作成等を支援する他、2006年10月に設立された平和構築基金(Peacebuilding Fund: PBF)の運用を通じて、和平プロセス・政治対話への支援、経済活性化、国家の制度構築、女性・若者の平和構築への参画支援等を実施し、国際社会の紛争の複合的な根本原因に対処し、暴力の拡大・拡散を防止する上で重要な役割を果たしている。	
4 (1)本件拠出の概要	
●本件拠出は、国連マルチパートナー信託基金事務局が財務管理を担当し、PBF の以下優先分野及び重点分野に基づき世界各地における平和構築の取組を支援するために使用される。(2020-2026年PBF戦略文書) 【優先分野】 ・移行支援、女性と若者のエンパワメント、国境・地域横断型アプローチ 【重点分野】 ・平和協定の実施と維持、対話と平和共存、平和の配当、基礎的サービスの再構築 ●PBF は、タイムリーな支援及び他の投資を呼び込む触媒効果、リスク許容性を特徴としており、包摂性や国家のオーナーシップを確保しつつ、一貫性のある国連の戦略に基づき、統合的な支援を提供する。 ●PBF には、平和構築復旧枠(紛争後の国家の平和構築を計画的に進めるための枠組み。当該国政府と現地国連機関があらかじめ共同で「優先計画」を策定し、計画に基づき拠出を決定。)及び緊急対応枠(平和構築及び復興に緊急に資金を必要とする場合、迅速かつ柔軟に対応するための枠組み。プロジェクトベースで申請され、承認後1週間以内に拠出を決定。)の2つの支援枠が存在する。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 39,710 千円	
2024 年: 拠出率 3.3%、拠出順位 11 位(1位:カナダ、2位:ドイツ、3位:デンマーク、4位:ノルウェー、5位:オランダ)	
※日本の拠出率及び拠出順位は 2024 年拠出総額(令和6年度当初予算による拠出額と令和5年度補正予算による拠出額の合計)から任意拠出分のみ算出。	
(参考)	
2023 年: 拠出率 1.2%、拠出順位 17 位(1位:ドイツ、2位:オランダ、3位:カナダ、4位:スウェーデン、5位:ノルウェー)。	

2022 年：拠出率 2.4%、拠出順位 13 位（1位：ドイツ、2位：オランダ、3位：スウェーデン、4位：ノルウェー、5位：カナダ）
5 担当課室・関係する主な在外公館
総合外交政策局国連政策室、国際連合日本政府代表部

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1(1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標（外交戦略、重要政策、重点分野等）
本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 II：分野別外交：国民の安全の確保と繁栄を目指し、望ましい国際環境を確保すること」、「施策 II-1：国際の平和と安定に対する取組（施策レベル）」、「個別分野6：国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」の下に設定された中期目標「国連の効率的・効果的な運営に向けた改革を後押ししつつ、国連通常予算及びPKO 予算の抑制に向けて働き掛けを行うとともに、国連改革（日本の常任理事国入りを含む安保理改革等）の実現に向けた環境を整備する。（中略）国連事務局との一層の関係強化を目指し、平和構築基金及び政務案件支援信託基金の拠出額増加に努める」を達成するための手段の一つと位置づけている。（令和6年度外務省政策評価書）
1-1(2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性（その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。）
【平和構築の重要性】 国際社会では依然として、民族・宗教・歴史の違いなどを含む様々な要因、また、貧困や格差などの影響によって地域・国内紛争が発生し、近年、特にその長期化が課題となっている。このため、国連 PKO の派遣などによる紛争後の平和維持に加え、紛争の予防や再発防止、紛争後の国家の国造りと平和の持続のため、開発の基礎を築くことを念頭に置いた平和構築の取組が課題となっている。 【PBF の有用性（全般）】 PBF は、国連 PKO の活動が終了し、開発のフェーズに移行するまでの不安定な時期に、紛争へ逆戻りしないようにするための取組、また、紛争発生の可能性のある地域における紛争予防の取組等を支援の対象とし、紛争のライフサイクル全体を通じた切れ目のない支援を実施するとの目的を有している。国連安保理及び総会の諮問機関であるPBC 等と連携していることから、最新の国際情勢に対応し、他の機関・基金が支援を行うことが難しい段階から迅速、柔軟に支援を実施し、紛争予防や紛争後の平和構築に資することが大きな特徴。 特に紛争の発生と再発を防止することは、人命や開発利益への悪影響等紛争の壊滅的な影響を回避するのみならず、国連 PKO の活動含め、実際に紛争が発生した場合に生じる政治的、社会経済的、財政的コストを考慮すると、はるかに費用対効果が高いことが頻繁に指摘される。PBF は、強靱性の向上及び予防の取組を支援する重要な媒体と評されている。 【PBF 拠出の重要性（文書）】 PBF は 2005 年の国連首脳会合で設立が宣言されたものであり、その必要性及び独自性は国連事務局のみならず全加盟国が認識。累次の総会決議及び安保理決議でも PBF の重要性が確認されている。PBF は国連事務総長が指揮・監督し、平和の持続を確保するための筆頭となる基金と位置付けられており、本件を重視しているグテーレス事務総長は 2024 年の平和構築及び平和の持続に関する事務総長報告書及び様々な機会において、国連平和構築に資金ギャップが存在しているとの認識のもと、国連加盟国に対して、PBF への更なる財政的貢献を求めている。2024 年、国連平和構築の資金調達課題に対処するため、毎年 50 百万ドルを上限に分担金化する総会決議が採択され、2025 年1月から適用が開始されているが、国連分担金から供与される拠出金は、平和構築復旧枠に用途が決まった形で

供与されるイヤーマーク拠出であり、上述の総会決議においても、任意拠出金等を代替するものではないと明言されている。依然として PBF による支援の需要は高く、引き続き各国からの任意拠出金は重要。

2024 年に国連加盟国の全首脳が合意した未来サミット成果文書「未来への約束」においても、国連や国際金融機関、加盟国が連携して、紛争の予防や平和構築の取組を支援する旨、平和構築のための適切で予測可能かつ持続的な資金調達が不可欠である旨が言及されている。このように、本拠出を含む国連による平和構築及びそのための資金の重要性は評価期間中の各種国際文書でも認められている。

【日本が拠出する意義】

日本は、PBC の設立時から一貫してメンバーを務め、2025 年には PBC の組織委員会副議長（2020 年以来2度目）に選出されるなど、日本は継続して国連平和構築に積極的に取り組んでいる。2024 年9月の国連総会における岸田総理の一般討論演説において、「紛争の根本原因に対処することが重要」として、「PBC と安保理との連携を強化すべき」旨述べたなど、日本は国連における優先課題の一つとして引き続き平和構築に取り組む。

特に、PBF はアフリカ地域の平和と安定のための支援を重点的に実施しており、これは 2024 年8月の TICAD 閣僚級会合における深澤外務大臣政務官のステートメントにおける、アフリカ自身による平和と安定に向けた取組にも資するもの。

また、令和6年度においては、当初予算に加えて補正予算支援を追加することで、平和構築のニーズに対応し、PBF が更なる効果を出すことに努めた。こうした日本の PBF に対する継続的な貢献もあり、近年、PBF はアジア太平洋地域の平和構築支援も増やしている（2024 年はイラクやスリランカへの支援を実施）。これは日本が重視する「自由で開かれたインド太平洋」の実現にも資する。日本が支援に積極的に協力し、それを発信することにより、安保理改革や安保理非常任理事国選挙において重要地域でもあるアフリカや大洋州地域への日本の影響力を高めることにもつながっている。

PBF による支援事業は、日本が推進してきている「人間の安全保障」「法の支配」「制度構築の重要性」といった概念とも親和的であり、ODA の基本方針である「開発協力大綱」（2023 年6月閣議決定）とも一致。同大綱において、「人間の安全保障」の実現に向け、我が国は紛争や不安定の様々な要因に包括的に対処するとともに、人道・開発・平和の連携（ネクサス）に留意しつつ、切れ目のない平和構築支援を行う。」との記載がある。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

【前提】

PBF による個別案件の選定については、当該国政府と現地国連機関があらかじめ共同で策定した「優先計画」に基づき、国連計画・基金（UNDP、IOM、UN Women 等）等から提出され、国連カントリーチームを通じて申請された案件について、PBSO のプロジェクト審査委員会が審査を行い、最終的には、PBF の資金状況等を勘案して、PBSO が決定することとなっている。

【PBF トップドナー会合】

PBSO は PBF の主要ドナートップ 12 か国を対象に年次の戦略対話を開催している。日本は継続的な拠出の結果、主要ドナー国の一つとして戦略対話に招待されてきており、PBSO トップのスペーハー平和構築担当事務次長補や担当者に対して、PBF の支援方針について日本の考えを伝達してきている。前回 2024 年6月にノルウェー・オスロで開催された戦略対話には国連代表部参事官が参加した。

【PBC との連携】

PBSO は、PBF のプロジェクト選定を含めた政策上・戦略上の優先事項を判断するにあたって、平和構築のための統合戦略を安保理及び総会に助言・提案する役割を持つ、PBC の議論をフォローしている。

上記を踏まえ、日本は、PBC の創設以降現在に至るまで、PBC の組織・手続・戦略・政策事項について議論する「組織委員会」の構成国を務めている（主要財政貢献国枠5か国のうちの1か国（注：財政貢献国の内、安保理枠で必然

的に構成国を務める P5 を抜いた、上位 5 か国))。この枠に留まるためには、PBF 等への継続的な拠出により「主要財政貢献国」の地位を維持することが必要。))。

PBC では、大使級会合から専門家会合に至る様々な会合が定期的開催(2024 年は計 17 回)。日本はこれらの会合に積極的に参加し、制度構築や紛争予防の重要性等、日本として重視している事項を発信。PBF による拠出に日本の意向が反映されるよう努めている。2025 年は、PBC 副議長のほか、総会との非公式調整役を務めるなど積極的に貢献している。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

●2022 年 11 月、スベハー国連平和構築担当事務次長補が訪日し、林外務大臣から平和構築に一層貢献することを伝達したほか、その他日本政府・与党関係者等との意見交換を行った。先方からは、日本のこれまでの貢献に対する感謝と、今後の更なる貢献への期待の表明があった。

●2022 年 12 月、山田外務副大臣は、グテーレス国連事務総長及びガイ・ライダー国連政策担当事務次長と会談を行い、2024 年に開催の「未来サミット」(平和構築は優先事項の一つ)に向けた連携を確認した。

●2023 年 1 月、林外務大臣はグテーレス国連事務総長との会談において、「未来サミット」や国連機能強化について、今後緊密に連携していくことを確認した。

●2023 年 3 月、日本が G7 議長国として主催する「平和維持・平和構築専門家会合」のオンライン会合にスベハー国連事務次長補が参加。平和構築のあり方や PBF の活用法を含めて、G7 との意見交換を行った。

●2023 年 4 月、ディカルロ国連政務平和構築担当事務次長が訪日し、林外務大臣に対し、これまでの日本の国連に対する貢献は極めて重要であり、感謝する旨表明した。

●2023 年 5 月、岸田総理大臣は、G7 広島サミットに出席するため訪日中のグテーレス国連事務総長と会談。同事務総長から、平和構築分野における日本の更なる貢献に対する期待の表明があった。

●2023 年 9 月、上川外務大臣はグテーレス国連事務総長との会談において、国連改革や PBC 等に関する日本の立場について説明し、グテーレス事務総長からは、日本の取組や立場への理解が述べられた。

●2024 年 3 月、上川外務大臣はグテーレス国連事務総長との会談において、復興・平和構築に WPS(女性・平和・安全保障)の視点を取り入れる必要性について述べ、双方は WPS のさらなる推進のために連携していくことで一致した。

●2024 年 5 月、スベハー国連平和構築支援担当事務次長補が訪日し、上川外務大臣表敬に加え、その他政府関係者や JICA との意見交換を行い、平和構築分野における日本の更なる貢献に対する期待の表明があった。

●2024 年 6 月、オスロ(ノルウェー)で行われた「PBF トップドナー会合」に日本も参加し、スベハー国連事務次長補や各国政策決定者と意見交換を行った。

●2024 年 10 月、ディカルロ国連政務・平和構築担当事務次長が訪日し、岩屋外務大臣に対して、これまでの日本の国連に対する貢献は極めて重要であり、感謝する旨表明した。

●2025 年 3 月、スベハー国連平和構築担当事務次長補をヘッドとする「PBF ハイレベル現地訪問」(中央アフリカ)に、主要ドナー国として日本も参加し、中央アフリカ政府関係者や PBF の資金で活動する現地国際機関等と意見交換を行った。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

●PBSO は、年に数度ドナー国によるプロジェクト現場の訪問等を実施。こうしたドナー訪問は、PBF の拠出上位の国に声がけがなされるものであり、拠出額上位のドナーに対するビジビリティ確保やその優先事項の反映に PBSO が意識して取り組んでいるといえる。日本は、PBF ドナー訪問に参加し、現場で PBF のプロジェクト実施に当たる国連関係

者や支援対象国の政府関係者、支援により裨益している市民等と意見交換することで、PBF の主要ドナーである日本の顔が見えるようにするとともに、日本の意向も反映した適切な支援がなされるよう努めている。直近では、中央アフリカ(2025 年3月)のドナー訪問に外務本省課長が参加した。

●PBC 会合における日本のステートメントにおいて、日本の貢献を積極的に発言。2024 年9月の PBF の取組に関する PBC 大使級会合において、志野国連次席常駐代表から令和6年度当初予算での拠出に言及。

●上記 1-2 のとおり、PBF の事業の決定及び実施にあたっては、各国の地域情勢や支援のあり方に関する PBC の議論が大きな影響を与えている。こうした観点から、日本として、PBC における地域別・テーマ別会合で積極的に日本の立場を発信し(国連大使等がステートメントを発出)、PBF による継続的な支援の必要性や、各国の実情に即し国際社会が協力して包括的アプローチをとることの重要性、長期的な視点をもって、人間の安全保障や女性・若者含む人への尊厳を重視しながら強靱な社会を作り、持続的な平和を目指すための支援のあり方について声を上げている。

●PBC への貢献を通じて国連の平和構築に積極的に関与しており 2024 年9月の未来サミットにおける成果文書「未来のための約束」においても PBC 及び PBF の重要性が評価されるよう、日本は積極的に交渉に貢献した。2025 年は5年に1度の国連平和構築アーキテクチャーレビューが行われる年であり、日本が重視する事項の反映を目指し、制度構築や紛争予防の重視、PBC と PBF との連携強化などを含め、議論に積極的に貢献している。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

PBF は PBSO による資金管理の下で国連 PKO の活動が終了し、開発のフェーズに移行するまでの不安定な時期に、紛争へ逆戻りしないようにするための取組、また、紛争発生のある地域における紛争予防の取組等を支援の対象とし、紛争のライフサイクル全体を通じた切れ目のない支援を行うことで紛争の予防や再発防止、紛争後の国家の国造りと平和の持続を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である国民の安全の確保と繁栄を目指し、望ましい国際環境を確保することに貢献することを目標としている。

PBF は、基準2のとおり、アフリカを始めとする地域紛争や内戦の終結後の再発防止、紛争の予防、「平和の持続」のための支援実施等に対し、2-2 のとおりの効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

【2020-2026 年戦略】

●PBSO は、PBF に関する「2020-2024 戦略」を発表し、本年、この戦略を 2026 年まで延長することとした。同戦略において、グテーレス事務総長は PBF を「紛争に対処し、これを防止するための国連の第一手段」と位置づけ、PBF の迅速性、リスク許容性及び触媒的効果の特徴を最大限活用して、増大する平和構築支援ニーズに対処するとしている。特に PBF が優先的に支援を行う分野について、1. 国境横断的・地域的な支援、2. 国連 PKO 等の撤退等の「移行」が発生する地域での支援、3. 女性と若者のエンパワメントのための支援をあげる。

【2025 年事務総長報告書】

●2025 年2月に発出された PBF に関する国連事務総長の年次報告において、2024 年の PBF による実施事業について以下のとおり総括がなされている。

・2024 年には、32 か国で 48 のプロジェクト、合計約1億 1,622 万ドルの支援が新たに承認された。

・PBF の「2020－24 年戦略」の中で3つの優先項とされている、1. 国境横断的・地域的な支援、2. 国連 PKO 等の撤退等の「移行」が発生する地域での支援、3. 女性と若者のエンパワメントのための支援に、それぞれ、1,624 万ドル(14%)、約 2,962 万ドル(25.5%)、約 3,180 万ドル(27.4%)が承認された。

・2024 年は、33 のドナー国により約1億 4,300 万ドル(2023 年比 8.5%増)が新たに拠出されたが、これは引き続き PBF の年間目標である5億ドルを大きく下回っている。この結果、本来実施すべきプロジェクトを断念せざるを得ないことが指摘されている。国連分担金からの一部拠出を踏まえても、任意拠出金は引き続き PBF の中心であり、現在の世界情勢により平和構築支援のニーズの増加に対して、それに見合った拠出金の増加が必要。

・平和構築の資金課題に対応するため、各国からの更なる貢献を求めるほか、国際金融機関とのパートナーシップを強化し、より効率的な基金の活用や PBF の触媒効果の向上も同時に図っている。

2024 年末までに事業・拠出が完了している事業は約 300 件、2024 年 12 月現在で実施中の事業は 216 件。完了した案件については、優先事項に沿って平和構築支援ニーズに対処し、対象国の平和構築の取組を支援するという当初の目的を果たしている。

●PBF による多数の支援事業のうち、2024 年に行った事業の一例は以下の通り(年次報告書より抜粋)。

1. マリ共和国(上記優先事項①:国連ミッションからの移行支援)

マリでは、国連マリ多次元統合安定化ミッション(MINUSMA)の任務終了と撤退を受け、PBF は平和構築と安定化の取組を維持し、さらに強化するためのイニシアティブを支援。偽情報やヘイトスピーチと闘うデジタルキャンペーンを展開するとともに、これらの取組を補完する形で、現地政府及び選挙管理委員会は、UNDP および UN Women の支援を受けて早期警戒ツールを運用するなどして選挙妨害のリスク指標を特定し、利害関係者とのワークショップを実施。

2. モルドバ(上記優先事項③:女性と若者のエンパワメントのための支援)

暴力を防止し、地域社会の結束を強化するために、女性と若者のエンパワメントは、効果的な紛争管理と紛争解決、そして包摂的な平和構築を促進するために不可欠である。モルドバでは、OHCHR、UNDP、UN Women の支援を受けて、ニストル川兩岸の若者 78 人からなる「ヤング・ピースビルダーズ・ネットワーク」が設立され、すでに欧州安全保障協力機構(OECD)の議長府と接触・会談し、若者と平和・安全に関する恒久的なプラットフォームの設立を約束した。

3. グアテマラ(上記優先事項③:女性と若者のエンパワメントのための支援)

グアテマラでは、先住民の若者たちが 73 の公共政策提案書を作成し、そのうち 38 の提案は、若者たちが優先する問題を反映しており、特に(1)若者の参加の改善、(2)ジェンダーに基づく暴力の防止、(3)紛争の予防と解決に焦点を当てている。これらは、IOM、OHCHR、UNFPA の支援を受けて、自治体の作業計画に組み込まれ、予算化された。

また、2024 年、PBF は新たな平和構築支援ニーズにも対処すべく3つの優先分野に加えて、様々な取組の支援も実施している。例えば、ボリビアにおいては、オンブズマン・オフィスを含め国家の制度構造を強化するプロジェクトが承認され、ボリビア外務省の WPS に係る最初の国家行動計画の作成を支援するほか、選挙における不正リスクに対処すべく市民社会との対話を支援する取組を実施した。さらに、支援対象国の拡大も図っており、2024 年には初めてイラクにおいて、協定の履行にかかる支援を行うプロジェクトが承認された。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2025年5月(日本の2024年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2026年5月下旬(日本の2025年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	●本件拠出は、国連事務局内に設置されたマルチチャイア信託基金事務局が管理しており、本基金の財政状況及びプロジェクト承認実績については、四半期に一度、加盟国に新規承認案件数と収支バランスが報告されるほか、年1回加盟国に提出される年次報告書及び会計報告書において包括的に報告される。2024年の残高は、28,597,963ドルとなっているが、翌年の拠出に充当される。 ●決算状況については、2024年12月31日時点で、71のドナーから1,897,854,328ドルの資金供与があり、また、38,605,904ドルの利子収入があり、基金残額は1,936,481,500ドルとなっている。そのうち、1,888,865,916ドルが118の実施機関に供与され、実施機関による支出額総額は1,729,233,421ドルである。 ●本件拠出は、PBSOのプロジェクト審査委員会が審査し、PBFの資金状況等を勘案してPBSOが実施を決定する各種案件に支出される。資金運用はPBSOの内規に則り適切に管理されており、事業の実施状況は、UN Chief Executive Board (CEB)によって定められた、国連の各機関で共通の8つのカテゴリー分けに従って、拠出先の各事業実施機関によってモニター、報告される。 ●同基金のみについての監査は行われていない。国連会計検査委員会(UN Board of Auditors)の2020年報告書においては、本基金について目標の達成のための資金不足などが指摘されていたが、これに対して、一部分担金化の措置などを行ったことにより、最新の2023年報告書では、上記指摘に対して国連が然るべく措置を実施済みであることが記載されている。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	●PBFのToR(terms of reference)によると、事務総長の年次報告書に基づいて、国連総会とPBCが基金の用途に関して全体的な政策指針を提供することとしており、特にPBCは平和構築にかかる統合的な戦略の発展を支援することとなっている。加えて、PBCが、PBFを運用するPBSOとともにPBFに関する年次会合を開催し、PBSOはPBCから優先事項にかかる助言を求めることとしている。このように、PBFが国連平和構築の取組と一貫性をもったより適切な支援を可能とするためにPBCによる関与を向上させている。 ●また、国連事務総長は、PBFの運用、監督にかかる助言を行う第三者機関として、独立した諮問委員を任命しており、2024年から諮問委員を12名(以前は10名)に増員するなど、適正な運用のための体制を強化している。 ●さらに、年次の会計報告書のほかに、4半期に一度の頻度でPBFの収支に関するレポートをホームページ上で公表している。また、紛争予防という成果が顕在化しにくい分野であるが、PBFによる支援が如何なる成果に繋がっているかについて検証する「インパクト・ハブ」と称するプロジェクトを立ち上げている。インパクト・ハブは、平和構築の取組の効果をより明確かつ信頼性が高い形で可視化すべく、より良い投資を行うためのエビデンスを生成、共同作業のためのツールや場を創出することを目的としている。2024年には、具体的な検証プロジェクトの成果として、スーダン・ダルフールにおける成果分析に関する報告書を発出した。現在は、スーダン・ダルフールの報告書の例も踏まえ、インパクト評価の手法や評価期間の教訓を集めつつ、ニューヨークにおいて平和構築委員会のメンバー国担当官を集めたミーティング等を実施している。このように透明性・説明責任を向上させる取組もあわせて実施している。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。	

該当なし。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☒ 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等)(国連平和構築支援事務局) ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
0	0	0	0	0	0	27

備考

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
0	0	0	0	0	0	4

備考

4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B+

b

b

b

a

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国連安保理レパトワール信託基金拠出金	
2 拠出先の名称	
国際連合事務局政務平和構築局(DPPA)	
3 拠出先の概要	
DPPA は、予防外交、紛争の政治的解決、平和構築、仲裁等をツールとして、国連憲章第1条(国連の目的)に規定する「国際の平和及び安全を維持する」ための業務を所掌する。具体的には、安保理が所掌する地域情勢(北朝鮮、ウクライナ、中東、ミャンマー、アフリカ等)について情報収集を行い、ブリーフィングや報告書等を通じて安保理への情報提供等を行う他、特別政治ミッション(SPM)、事務総長特使等の活動に係る業務に対応している。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件信託基金は、国連創設以来の国連安保理の活動実績・慣行等をまとめた「レパトワール」の作成と更新を主な目的としている。国連事務総長がレパトワール発行の遅れを解消するための信託基金の設立を提案し、国連総会決議(A/RES/54/106)で提案が承認されたことを受けて、2000年に設立されたもの。 レパトワールは、明文化されていない慣行も含め複雑な安保理の手続を視覚化する手引き書として、安保理の透明性向上及び運用の効率化に寄与するもの。ひいては、国際の平和及び安全に主要な責任を有する安保理の機能強化に貢献している。 本件信託基金の予算源は主に加盟国の任意拠出金であり、日本は、令和5年度までは補正予算として拠出、令和6年度からは当初予算として本信託基金に拠出している。なお、2024年時点で、日本は総拠出額第2位の主要ドナーである。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 5,444 千円	
2024 年: 拠出率 46.84%、拠出順位1位(2位:フランス、3位:イギリス、4位:スイス、5位:アイルランド)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
総合外交政策局国連政策室、国際連合日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標 II: 分野別外交」、「施策 II-1: 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野6: 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」の下に設定された中期目標「国連の効率的・効果的な運営に向けた改革を後押ししつつ、国連通常予算及び PKO 予算の抑制に向けて

働きかけを行うとともに、国連改革（日本の常任理事国入りを含む安保理改革等）の実現に向けた環境を整備する。」を達成するための手段の一つと位置づけている。（令和6年度外務省政策評価書）
1-1（2）上記 1-1（1）の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性（その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。）
●上記1-1（1）で目標として掲げる日本の常任理事国入りを含む安保理改革及び国連改革を実現するためには、安保理が主要な責任を担う国際社会の平和と安全の維持に積極的に貢献し、日本のプレゼンスを高めることが不可欠である。 ●本信託基金は、国連創設以来の国連安保理の活動実績・慣行等をまとめた「レパトワール」の作成と更新を主な目的としている。レパトワールの作成は、過去の安保理における手続きや慣行及びその問題点を洗い出すことにつながり、安保理の作業方法の改善、透明性・正統性の向上に資するもの。この観点から、DPPA によるレパトワールの作成・更新及びその知見に基づく安保理理事国への助言は安保理の慣行・手続に習熟する機会に乏しい国連加盟国（特に非常任理事国）から高く評価されている。 ●なお、レパトワール作成・更新を通じた安保理作業方法の改善は、単なる業務の利便性向上を目的としたものではなく、安保理への信頼を回復し、安保理を含む国連の機能強化を目指すものである。この点については、評価期間中にも政府方針としてハイレベルから打ち出されており、例えば、2025 年1月に発出した安保理任期を総括する外務大臣談話においても、安保理の透明性・効率性を高めることが国連の機能強化に繋がる旨明記されている。 ●加えて、本件拠出には、日本が別途拠出している政務案件支援信託基金との補完および相乗効果が期待できる。例えば、日本による政務案件支援信託基金への令和4年度拠出金は、安保理作業方法に関するインタラクティブ・ハンドブックの公開に活用された（2023 年8月 31 日に事業完了）。本件拠出によって国連安保理の活動実績・慣行等をまとめた「レパトワール」の作成・更新を可能にすることで、安保理作業方法の改善に向けた日本の重層的貢献を発信できる。 ●日本は 2023 年1月から 2024 年 12 月まで、安保理非常任理事国を務めたが（国連加盟国中最多の 12 回目）、安保理任期を終了してもなお、日本の国際の平和と安全の維持に対する貢献への国連加盟国及び事務局からの期待は極めて高い。国連機能強化に資するレパトワール作成・更新のための本件信託基金への拠出を通じ、国連事務局との更なる関係強化及び国連における日本のプレゼンス向上が期待できる。
1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
●日本は 2023 年1月から安保理非常任理事国を務めたが、2024 年には、安保理作業方法を所掌する安保理下部機関である、「安保理文書手続作業部会（IWG）」議長を務め、安保理の議事規則等に関する包括的かつ体系的な議長ノートを取りまとめた。議長を務めるに当たっては、DPPA の一部局でありレパトワールを実際に作成している安保理実行・憲章調査部（SCPCRB）との間で日程や議題の調整を含め、緊密な調整を行ったが、同部がレパトワールの作成を通じて得ている長年の作業方法に関する知見は IWG を運営するに当たって不可欠であり、次回日本が安保理理事国を務める際にも重要となる。これまで加盟国中最多となる 12 回目の非常任理事国として IWG 議長を務め、安保理作業方法に幅広い知見を有する日本が、本拠出を通じて、「お家芸」たる作業方法分野において資金的な協力を行い、拠出額上位国の地位を維持することは、日本に対する信頼の向上につながる。加えて、国連事務局との間で要人往来・政策対話を頻繁かつ継続的に行い、国連の所掌する問題に関して日本の考えを丁寧に意思疎通することで、日本は国連事務局の意思決定プロセスに大きな影響力を有している。
1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等
●2023 年4月、ローズマリー・ディカルロ国連政務平和構築担当事務次長が林外務大臣を表敬した際、ディカルロ事務次長から、これまでの日本の国連に対する貢献は極めて重要であり、感謝している旨が示された。双方は安保理改革を含む国連の機能強化についても意見交換を行った。

●2023 年7月、アトゥル・カレ国連活動支援担当事務次長が林外務大臣を表敬した際、カレ事務次長から、国連三角パートナーシップ・プログラムを通じた、PKO 要員の能力構築支援等、国連平和維持活動への日本の貢献に対する謝意が述べられるとともに、安保理非常任理事国を務める日本との協力を強化したい旨が表明された。双方は国連機能強化についても意見交換を行った。

●2023 年9月、国連総会出席のためニューヨーク(米国)を訪問した上川外務大臣がグテーレス国連事務総長と会談を実施した際、上川大臣は国連を強化する必要性に言及したほか、国連改革に関して説明した。これに対し、グテーレス事務総長からは、日本の国連に対する貢献への謝意が示された。

●2024 年3月、安全保障理事会閣僚級会合出席のためニューヨーク(米国)を訪問した上川外務大臣は、グテーレス国連事務総長と会談した。グテーレス事務総長からは日本の国連に対する貢献に深い感謝の念が示され、双方は多国間主義の強化のために協力していくことで一致した。

●2024 年10月、外務省の招待により訪日したローズマリー・ディカルロ国連政務平和構築担当事務次長が林官房長官を表敬した際、ディカルロ事務次長からは、DPPAをはじめとする、国連に対するこれまでの日本の貢献への謝意が表明された。また、林官房長官からディカルロ事務次長に対し、国連の機能強化の重要性を強調しつつ、日本として、国際の平和と安全に貢献していく旨述べた。

●2024 年11月、外務省の招待により訪日したローズマリー・ディカルロ国連政務平和構築担当事務次長が岩屋外務大臣を表敬した際、DPPA を含め国連に対するこれまでの日本の貢献への感謝が示され、引き続き緊密に連携していきたい旨表明された。また、安保理改革を含む国連の機能強化含め、幅広い課題について連携を確認した。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

●1-3 に記載のとおり、2024 年10月には、DPPA の長たるローズマリー・ディカルロ国連政務平和構築担当事務次長を外務省の招待(戦略的実務者招へいのスキーム)で招待し、林官房長官・岩屋外務大臣への表敬のほか、与党関係者・JICA 副理事長・省内関係幹部との意見交換を実施した。意見交換の場で、ディカルロ事務次長から日本の拠出に感謝する旨表明あり、訪日後には同事務次長の SNS 上でも今後も日本と協力していきたいとして対外的に発信がなされ、ビジビリティの向上に寄与した。

●本件拠出に当たっては、日本による安保理作業方法向上のための取組への支援に関するビジビリティを高めるべく、国連代表部の SNS アカウントにて広報を行った。2025 年5月時点で、GIF 動画を用いた X の該当投稿は、2300 回以上表示されている。

●DPPA に対しては、個別プロジェクトの具体的な実施内容、成果及び評価の公表等を行う必要があるなど、PDCA サイクルや評価の透明性を確保する必要があること等を十分に説明し、適正な執行にも務めている。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

国連安保理レパトワール信託基金拠出金は DPPA が国連創設以来の国連安保理の活動実績・慣行等をまとめた「レパトワール」の作成と更新をすることで過去の安保理における手続きや慣行及びその問題点を洗い出し、安保理の作業方法の改善、透明性・正統性の向上に資するとともに、ひいては日本の外交政策上の目標である安保理への信頼回復や、安保理を含む国連の機能強化に貢献することを目指している。

DPPA は、基準2のとおり、レパトワール事業について、2-1(2)のとおり効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標	
DPPA は、2023-2026 年の「戦略的計画」において、目標1:紛争予防・解決と平和維持、目標2:国際の平和と安全のためのより効果的な多国間主義、目標3:より強固で効果的な部局(Department)の3点を掲げており、なかでも目標2には、DPPA が安保理の支援や安保理における前例・慣行の分析を実施することを含め、国連機関を支援するという目標が含まれている。	
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果	
●レパトワールとは、安保理の手続きに関する手引書として、安保理の慣行を調査した結果を解説するもので、次項のような項目について、過去の安保理についてどのように扱われたかを解説している。これは、安保理の記録の補足となることを意図したものではなく、関連した手続について便利に参照できることを目的としたもので、安保理メンバー国(特に非常任理事国や安保理外の加盟国)にとって、過去の安保理のプラクティスを詳細に知ることのできる文献としての価値が極めて高く、国連の作業部会でも各加盟国からその重要性が指摘されている。	
●2008 年以降のレパトワールは 10 章で構成されており、議題ごとの安保理の活動概要、安保理手続仮規則、他の国連機関との関係、安保理の下部委員会、国連憲章第 1 章の条項の検討、国連憲章第 5 章の条項の検討等が含まれる。ある条文や規則が安保理でどのように扱われたかを示すため、会議、決議、その他の決定、公式報告書からの抜粋をケーススタディとして記載することで、安保理における前例のまとめにとどまらず、実用性の高い文書となっている。	
●レパトワールの初版は 1946 年から 1951 年までをカバーし、1954 年に発行された。それ以降の版はすべて補遺(supplement)と呼ばれる。1952 年から 2017 年まで、各補遺は2年～4年に一度発出されていたが、2018 年以降、補遺版の対象期間は1年となっている。	
●2024 年付で、安保理での会合や採択された決議の内容が記載された約 740 ページにわたる 2022 年分レパトワール補遺がホームページ上で公開されていることは、安保理における前例・慣行の詳細な分析が DPPA により行われていることを示しており、上記目標2:国際の平和と安全のためのより効果的な多国間主義達成に資する取組であると言える。	
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果	

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1 月から 12 月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2025 年4月(日本の 2023 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2026 年4月(日本の 2024 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	

●日本の補正予算による拠出に関して記載されている 2025 年4月受領の 2024 年度分報告書によれば、各国任意拠出 1,565,944ドルを含む 1,760,563ドルの収入のうち、計 1,460,998ドルが人件費や運営費等に使用され、109,648ドルの残余金が生じている。

●会計年度末で残余金は 109,648 ドルとなっているが、本拠出金については残余金が次期会計年度の収入に繰り越される規則となっており、繰越金は進行中のレパトワール作成事業に使用される(残余金の繰越に事務局の許可は不要)。

●国連会計検査委員会(UN Board of Auditors)による機関全体(国連)の 2023 年分監査報告によると、本監査においては 2023 年に DPPA に関わる提言があったが、いずれも対応済み、または対応中である。なお、日本の拠出しているプロジェクトにかかる特段の指摘はなかった。

●国連内部監査部(UN Office of Internal Oversight Services: OIOS)は内部監査部門(Internal Audit Division)、検査評価部門(Inspection and Evaluation Division)、調査部門(Investigation Division)に分かれているが、2023 年7月から 2024 年6月を対象とした国連内部監査部の活動報告によると、該当期間内に、本基金について内部監査部門からの特段の指摘はなされておらず、検査評価部門から 2024 年5月に「DPPA に対する OIOS 勧告の実施状況に係る3か年レビュー(Triennial review of the implementation of recommendations made by the OIOS evaluation of DPPA)」と題する1件のレポートが発出された。

●上述の DPPA に対する OIOS 勧告の実施状況に係る3か年レビューには、2020 年に OIOS の検査評価部門が DPPA に提示した4つの勧告について、DPPA の実施状況を OIOS が調査した結果が記載されている。同レビューは、2020 年のいずれの勧告も DPPA は実施済みと結論づけ、実施状況調査の過程における DPPA の協力に感謝を述べている。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)

3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)

●同信託基金の拠出先案件のみに焦点を当てた取組については公表されていないが、DPPA は、2023 年から 2026 年にかけての「戦略的計画」において、DPPA が優先すべき課題と取組及びそのために必要な拠出額を示した。

●国連通常予算以外での DPPA の活動資金源となる Multi-Year Appeal (MYA)に関し発行されている年間報告書においても、組織・行財政マネジメントの更なる改善やそれに向けた取組について言及されている。2024 年の中間報告書では、DPPA は業務の妥当性・有効性・効率性を評価するための取組に予算を割いてきたと記述され、その成果として、2024 年には DPPA の機能の一つである和平調停について、同評価プロセスを完了したと記載された。また、上述した国連会計検査委員会ならびに国連内部監査部と緊密に協力し、適切なフォローアップや進捗状況の監視を行うことで、これらの監査組織の評価プロセスを後押ししてきたと記載されている。さらに、単独の評価・監査に加え、DPPA に対する OIOS 勧告の実施状況に係る3か年レビューや、国際連合システム全体における評価の役割強化に関する OIOS 2022-2023 年2か年調査(OIOS 2022-2023 Biennial Study)の準備も支援したと記述される。

3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。

該当なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☒ 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等)(政務平和構築局(DPPA)) ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
9	11	14	11.33	14	2.67	未公表
備考	DPPA 全職員数は、2023 年 12 月 31 日時点で 377 名(出典:A/79/584、21 ページ)。2024 年は未公表。					
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
2	2	2	2	4	2	未公表
備考	DPPA 幹部職員数は、A/79/584 に記載無く、未公表。					
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
DPPAの中でも、レパトワール作成部署には、本年日本人JPOが1名着任。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
A-	a	a	b	b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際連合ボランティア計画拠出金(平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業)	
2 拠出先の名称	
国際連合ボランティア計画(UNV)	
3 拠出先の概要	
国連ボランティア計画(UNV)は、国連開発計画(UNDP)の下部組織として、1970年の国連総会決議(A/RES/2659(XXV))に基づき設立。本部はボン(ドイツ)。2023年時点で169の国・地域で活動を実施。開発途上国における開発支援や紛争地域での緊急援助、その後の平和構築活動等に貢献する意志のある人々を世界中から募り、各国政府や国連機関等の要請に応じて国連ボランティアとして現地に派遣。人種や国籍に関係なく全ての人々に参加の機会を広げることで、平和構築や開発支援等の目標に貢献。日本での拠点として東京駐在事務所を有する。	
4 (1) 本件拠出の概要	
本件拠出は、平和構築・開発分野において活躍する人材を育成し、同分野における日本のプレゼンス強化を目的とするもの。具体的には、外務省委託「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の一環として、同事業の国内研修に参加する日本人を、国連ボランティアとして国際機関フィールド事務所等に1年間派遣する経費等に充当。派遣された研修員が国際機関での実務経験を持つことで、その後に平和構築・開発分野の国際機関等でキャリアを構築するための機会を提供する他、平和構築分野において日本の顔が見える貢献を可能とするもの。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 44,921 千円。(参考: 令和6年度補正予算額 41,627 千円。)	
日本の拠出率 100%。全額イママーク拠出。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
総合外交政策局国際平和協力室、在ドイツ日本国大使館	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ: 分野別外交: 国民の安全の確保と繁栄を目指し、望ましい国際環境を確保すること」、「施策Ⅱ-1: 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野3: 国際平和協力やその他の安全保障上の協力の拡充、体制の整備」の下に設定された中期目標「国際平和協力分野の人材の裾野を拡充するため、人材育成や国内基盤の整備・強化を実施する」を達成するための手段の一つと位置づけている。(令和6年度外務省政策評価書)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

- 国連ボランティア計画(UNV)は、国連ボランティアの動員を通じて世界の平和と開発に貢献する国連機関。
- 国連ボランティアの活動分野は、平和維持、難民・避難民支援、教育、保健・医療、ジェンダー、環境保護、ガバナンス、人権、ビジネス支援等、多岐に亘る。中でも、紛争再発を防ぐため、和平プロセス促進から治安確保、復興・開発に至るまでの継ぎ目ない支援を行う平和構築は、世界が直面する重要な課題。また、日本の安全保障と国際社会の平和と安定は日本にとって主要外交政策であり、平和構築は重要課題。その課題解決に取り組む人材育成を推進するにあたり、UNV は外交上不可欠なパートナー。
- 本件拠出は、「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業(以下「本事業」)」に参加する日本人を、平和構築の現場で活動する国連機関等に派遣するために充当。本事業は、2007 年に麻生外務大臣政策演説で「平和構築を担う人材を育てるため、『寺子屋』を作ります」として設立され、2015 年に刷新・拡大。
- 近年のウクライナ侵略や中東情勢のみならず、世界各地で紛争が発生する中、紛争後の平和維持に加えて、紛争予防や再発防止、持続的な平和の定着のために開発の基礎を築くための平和構築の重要性が増している。本事業を通して、平和構築分野で活躍する人材育成を推進することは、日本が国際社会の平和と安定に責任を持つ一員としての日本の積極的な貢献を示すために不可欠。特に、資金を拠出するだけでなく、日本人が平和構築の現場で活動することで、派遣国・地域における日本の顔が見える支援として有用性が高い。
- また、本事業は、平和構築・開発分野の国連機関等における日本人のプレゼンス強化の点でも重要な施策。国連機関等の正規職員ポストを獲得する上で、応募時点で国際機関での勤務経験を有することが有利に働くとされている。多くの日本人はそのような勤務経験を積む機会が乏しいことが国連機関に挑戦するための障壁となっている。そうした中、本件拠出で国連機関等に1年間派遣されることは、国連機関等での勤務経験を積むだけでなく、広く国連機関等で勤務するためのスキルやノウハウを身につけ、人的ネットワークを形成するための貴重な機会となる。国連ボランティアとしての勤務経験は国連機関等正規職員になる入口の一つと言われており、このような経験なく正規職員ポストに応募する場合に比べて比較優位性を有する。
- UNV は、2023 年に 12,800 人以上の国連ボランティアを派遣し(2022 年に比べ4%増)、1970 年創設以来、約 1,600 名の日本人国連ボランティアが世界 115 か国以上で貢献しており、平和構築・開発分野の国連機関等への派遣実績において、この組織を代替できるものは存在しない。このような有用性を認め、本件拠出を通じて、これまで 250 名超の日本人を世界 70 以上の国々に派遣してきており、日本人の国連職員等を輩出する上で UNV は代替のきかない組織。
- なお、本事業で実施する国内研修は、国連ボランティアとしての派遣先での任務遂行に必要な多様なスキルや知識、ネットワークを習得・強化するためのものであり、本件拠出との間に、強い相互補完性がある。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

国連ボランティアの派遣を含む本事業の円滑な実施を確保するためには、UNV 関係者と外務省・在外公館関係者との緊密な意見交換が不可欠である。現在、本事業の国連ボランティア派遣業務全般を担当する東京駐在事務所には、本事業の修了生(日本人)が就いており、さらにその補佐を行う日本人職員(UNV)もいることから日本の意向が反映されやすい体制となっている。これらの日本人職員を始め、同機関の東京駐在事務所の職員とは、補正案件や本件拠出事業に関して、日常的にメールや電話、対面の会議等で連携を取り合う関係にあり、日本政府との円滑な意思疎通に加え、双方の利益を追求・調整できる信頼関係を維持している。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

上記 1-2 の通り、UNV 関係者と外務省・在外公館関係者との緊密な意見交換が不可欠なところ、担当者同士の日々の意見交換に加え、最近の意見交換の主な実績は以下のとおり。

・UNV 本部関係者が来日の際に、外務省関係者との間で、本事業に係る改善や広報協力、派遣分野のニーズ等について意見交換を実施(2024 年7月、10 月)。

・UNV 関係者が本事業関係者として藤井外務副大臣表敬に出席(2025 年2月)。藤井副大臣からは、本事業参加者を歓迎しつつ、平和構築や開発に従事する参加者に敬意を表する旨述べた他、研修を通じて平和構築・開発の第一線で従事するに当たり必要なスキルを身につけるとともに、お互いの経験を共有して、平和構築への解決策を多角的・多面的に導き出してってもらいたいとの激励があった。また、平和の構築と維持の重要性に触れた上で、参加者が今後、平和構築・開発分野において一層活躍することを期待する旨述べた。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

- 本件拠出については、2024 年度は本事業委託先の広島大学が、UNV 及び UNITAR 等と連携して事業を運営。
- 日本と UNV の関係は長く、1971 年に UNV 第1団派遣者として伊藤嘉一氏がイエメンで国土復興に従事。1993 年、カンボジアで選挙監視活動中に殉職した中田厚仁氏も国連ボランティアのひとり。1997 年には日本が主導して「ボランティア国際年」決議採択。それ以降も日本が原提案国としてフォローアップ決議案を3年に1回、国連総会に提出。直近では、2021 年「国連ボランティア計画(UNV)50 周年・ボランティア国際年 20 周年記念決議」採択。2024 年 11 月には、日本及びブラジル起案による「持続可能な開発目標を達成し、誰一人取り残さないためのボランティア活動の強化」決議がコンセンサスで採択。
- 「ボランティア国際年」は、1993 年に国連ボランティアとしてカンボジアで活動中に殉職された中田厚仁氏のお父様、中田武仁氏の提唱に基づき、1997 年に日本政府が国連総会に提案し、国連総会の場において決定されたもの。日本は国連ボランティア活動の提唱に取り組んだ中田氏の思いを改めて想起するとともに、今後とも、引き続きボランティア活動の世界的な推進を支援していくとしている。
- このように、ボランティアに関する国際的な取組を日本の官民が連携して世界をリードする中、本件拠出は現在外務省から UNV に対する拠出額の 100%を占めており、日本のボランティア活動の世界的な推進の観点からも必要不可欠な位置づけとなっている。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

- 本件拠出に関連し、本事業の国内研修では、日本人研修員のみならず紛争の影響を受けた国々からの研修員も受け入れ、地域の平和と安定の実現に向けたアフリカ自身の取組も支援。
- 上述 1-3 のとおり、2025 年2月、本事業参加者が藤井外務副大臣を表敬。副大臣からは、平和構築や開発に従事する参加者に敬意を表する旨述べた他、研修を通じて平和構築・開発の第一線で従事するに当たり必要なスキルを身につけるとともに、お互いの経験を共有して、平和構築への解決策を多角的・多面的に導き出してってもらいたいとの激励があった他、平和の構築と維持の重要性に触れた上で、参加者が今後、平和構築・開発分野において一層活躍することを期待する旨述べた。
- 1997 年に日本が主導して「ボランティア国際年」決議採択して以降、日本が原提案国としてフォローアップ決議案を3年に1回、国連総会に提出。直近では、2021 年「国連ボランティア計画(UNV)50 周年・ボランティア国際年 20 周年記念決議」採択。2024 年 11 月には、日本及びブラジル起案による「持続可能な開発目標を達成し、誰一人取り残さないためのボランティア活動の強化」決議案が国連総会第三委員会にてコンセンサス採択。上述 1-4 のとおり、日本の民間主導で国際的なボランティア活動の取組を継続的に喚起。
- 派遣先のポスト発掘、マッチング(2-2 参照)に際しても、UNV と協力しつつ、対応している。平和構築・開発分野における日本の支援案件と効果的に連携すべく、外務省関係課及び国際機関の現地ニーズも踏まえ、戦略的に

派遣先を選定したり、過去の研修員や国際機関駐日事務所関係者からもヒアリングを行い、研修員のキャリア構築や継続性の観点で効果的なポストの選定に努めた。また、派遣後も必要に応じて研修員からの個別の相談にのる等、丁寧なフォローアップに努めている。

- 広報に関しても、「外交青書」のコラム欄の一面において、本事業で国連ボランティアとして参加した研修生を掲載したり、外務省ホームページに5名の「研修生の声」を掲載した等により、本事業のビジビリティ向上に努めた。
- 他にも、大学や外部団体等による各種セミナーや会議等において本事業について紹介する等により、本事業に係る情報を発信した(評価対象期間中に合計4回)。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

本件拠出を通して、UNV が国連ボランティアとして日本人を平和構築・開発に携わる国連機関等に派遣することで、人種や国籍に関係なく全ての人々にボランティア参加の機会を広げ、平和構築や開発を支援するという事業目標を達成し、ひいては日本の主要外交政策である国際社会の平和と安定に貢献すること、さらに、国連機関等における日本人のプレゼンス強化にも貢献することを目標としている。

上述の国際社会の平和と安定における貢献と、平和構築・開発分野の国連機関等における日本人のプレゼンス強化を達成するために、本件拠出では、2-2 のとおり、派遣先の選定、マッチング方式の活用などの二つの取組を実施している。その結果、例えば、本事業の主要研修「プライマリー・コース」(国内研修及び国連ボランティアとしての1年間の海外派遣)では、長期目標を達成した(下記 2-2)。

基準3においては、3-1 のとおり、然るべきタイミングで報告を受領、適宜修正の上確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

また、基準4については 4-1 のとおりの状況である。

上述のとおり、2025 年2月、本事業の国内研修参加者による表敬を受けた際、藤井外務副大臣は、平和の構築の重要性が増す中、本事業の参加者に敬意を表し、平和の構築と維持の重要性に触れた上で、参加者が今後、平和構築・開発分野において一層活躍することを期待した。このように、政務レベルでも、本事業は、国際社会の平和と安定そして、平和構築・開発分野の国連機関等における日本人職員の増強に極めて効果的なツールとして後押しする姿勢が示されている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

- 本事業は、平和構築の現場で活躍できる人材を育成し、平和構築・開発分野の国際機関における日本人のプレゼンスの強化を目標とする。そのため、日本人を開発途上国における国連機関の事務所等に国連ボランティアとして1年間派遣している。目標達成のために、①国際機関ポストの発掘、②研修員と国際機関のマッチング、③キャリア支援(オンラインセミナー等)という三つの取組を行っている。
- 第一に、本事業に参加する研修員が多くの選択肢から自らの経歴や関心に近い派遣先を選択できるように、可能な限り多くの地域・分野の発掘に努めている。国連機関を通じて、多くのポストの発掘に務め、研修員の多様な関心をカバーできるように取り組んだ。その結果、2024 年度に本事業に参加した日本人は、120 近くのポストの中

から派遣先を選択することができた。具体的には UNDP や UNICEF、WFP 等 20 近くの国連機関、アフリカ・中東・アジア・ラテンアメリカ・欧州の 40 を超える国々を派遣先候補とした。

- 第二に、研修員自身の経験や能力が、派遣先の業務内容と一致するよう、マッチングを実施。具体的には、研修員自身が UNV のアドバイスを受けながら、多数の派遣先候補から国連機関や国・地域を基に優先順位をつけて希望を提出し、希望機関による面接を経て、当該研修員が同機関のニーズに合致する経歴や能力を持ち合わせていると判断された場合に、当該希望ポストに内定し、派遣先として決定された。
- 国連ボランティアとして派遣された後に研修員が国連機関の正規職員として採用されるためには、派遣先の上司や同僚に対し、十分なパフォーマンスを発揮し、能力と実績が認められる必要がある。上記のような研修員自身による派遣先の希望提出及び希望機関による面接という2段階のマッチングプロセスによって、ミスマッチングを防ぎ、国際機関への定着を図っている。本事業の第三の取組として、派遣中の研修員への支援にも尽力。派遣中及び派遣終了後のキャリア形成について研修員から相談があった際には、派遣先の国連機関や UNV 地域事務所等と連携して、必要な支援を提供。
- 上記研修員への支援に加え、応募者の発掘・広報も目的とし、例えば、事業委託先の広島大学らとともに、プライマリー・コース応募説明会及びキャリアセミナーを実施。応募説明会は 2024 年8月と9月に2回実施され、合計約 80 人が参加。オンライン開催で、外務省、広島大学、UNV、UNITAR、修了生が登壇し、プライマリー・コースの包括的な説明を行った。実施後のアンケートでは、有効回答数 32 のうち、約 97%が「満足」「やや満足」と回答し、満足度の高い説明会となり、本事業への応募数の増加及び広報に寄与した。また、キャリアセミナーは 2025 年3月に実施され、国内外から 156 名が参加。25 年以上国際機関及び人事経験のある専門家が登壇し、国際機関への就業やキャリア転換に必要なスキルや考え方に関するウェビナーを行った。ウェビナー中に実施したアンケートでは、有効回答数 57 では、「とても満足」40%、「満足」46%、「やや満足」14%、「不満」「とても不満」とともに 0%であった。回答者の 91%が「自身の職業上のニーズに関連していた」と答えたほか、96%が「国際機関でのキャリアに関する知識を深める助けになった」と答え、参加者の高い満足度を示した。また、ウェビナー中はチャット機能を活用して参加者から質問を募ったところ、約 40 件という大変多くの真摯な質問が寄せられ、参加者の意欲の高さと能動的な参加姿勢を示した。
- 本事業は上記のような様々な取組により、毎年着実に若い日本人国連職員を輩出している。本事業の進捗を測る短期的な成果目標として、海外派遣終了直後の研修員の平和構築・開発に関連する分野への就職率を 80%、国際機関への就職率を 70%と設定。評価期間内に派遣を終えた研修員の就職率は、前者・後者ともに 100%である((注)国連・国際機関職員、JPO、UNV を含む)。
- 長期的な成果目標としては、これまでの事業修了生の国際機関への就職率を 50%及び平和構築・開発に関連する分野への就職率を 70%と設定しているが、前者は 55%、後者は 85%と、2023 年度に続き 2024 年度も両方の目標を達成した。これらの数字は、本件拠出が日本の国際社会の平和と安定への貢献と、国連機関等における日本人職員増強に直結する効果を示すものといえる。
- 本事業の広報についても、UNV の日本人国連ボランティア特設ホームページにおいて、本事業でウガンダの UNHCR に派遣された研修員の難民保護に係る現地活動状況について紹介。また、1-5 のとおり、「外交青書 2025」のコラム欄の一面において、本事業でアフリカに派遣された研修員を掲載。同研修員は UNDP において、医療分野の汚職防止活動、現地政府との調整や、複数省庁の国家公務員に対して汚職リスク管理の能力構築支援に従事し、その仕事内容や意義、やりがいについて紹介した。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024年6月(日本の2023年度提出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025年6月(日本の2024年度提出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	UNV は外務省に対し、毎年夏頃、前年1年間の拠出金の執行状況を報告する。前回(2024年6月)提出の財務報告書は2023年末までの期間を対象とする。前述の報告書では、2023年末の執行状況として残額625,735.90ドルと記載されており、これは現在派遣中の研修員の経費に充当される見込み。なお、研修員の海外派遣の時期は、毎年の国内研修の実施時期や派遣先の国際機関の受入れ時期等の調整により異なる。今回は2024年末時点の執行状況について、2025年夏頃に外務省に報告予定。 2023年一年間のUNVの財政マネジメントについて、国連会計検査委員会(UN Board of Auditors)による監査結果が2024年7月に国連総会に提出された。この監査結果は国連で公表されているが、本件提出の執行状況も含め、特段の指摘事項はなかった。 国連の内部監査部である「監査・調査部」(OAI (Office of Audit and Investigations))が定期で調査を実施しており、その最新の報告書は2022年4月に発表された。この総合評価は「Satisfactory/Some Improvement Needed(十分な／多少の改善が必要)」となった。尚、2023年に同調査は行っておらず、2022年4月に発表された結果が最新である。本事業実施に直接影響を与えるような特定の問題は観察されなかった。
3-2 本件提出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア提出の場合、提出先機関全体にかかるマネジメント。コア提出でない場合、提出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	各年度の拠出金の執行計画や状況について、UNV 東京駐在事務所との間で頻繁に打合せを実施し、その都度、計画や状況について報告せしめることで組織・行財政マネジメント、コンプライアンスやリスク管理等を行っている。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。	
該当なし	

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
63	65	69	65.67	67	1.33	241
備考	上記「日本人職員数」は、本件拠出が、平和構築・開発分野の国際機関における日本人のプレゼンスを強化することを目的としていることから、UNV における日本人職員数ではなく、平和構築・開発分野の国際機関に正規職員として在籍する本事業(プライマリー・コース)の日本人修了生の人数を記載((注)JPO、国連ボランティア、コンサルタント、インターン等は含まない)。また、上記「(参考)全職員数」は本事業の日本人修了生の総数。(注)最新の現況調査を行った 2025 年3月時点。					
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						

過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
0	0	0	0	0	0	0
備考	上記「日本人幹部職員数」は、本件拠出が、平和構築・開発分野の国際機関における日本人のプレゼンスを強化することを目的としていることから、UNV における日本人幹部職員数ではなく、平和構築・開発分野の国際機関に正規幹部職員として在籍する本事業（プライマリー・コース）の日本人修了生の人数で D 以上の人数を記載。					
	4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況（ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等）					
平和構築・開発分野の国際機関に正規職員として勤務している日本人の中で、いまだD1ポストは輩出されていないものの、本事業のプライマリー・コースは、2007年度の事業開始から10年程度でP5ランク（含む相当）の日本人国連職員を計1名輩出。（注）一般的に、P4からP5までは約8～10年間、P5からD1までは更に約5～10年間の経験が必要と言われている。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合（「N/A」とする場合）、評価対象としない（「N/A」とする）合理的理由						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B

a

b

N/A

c

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国連平和活動局信託基金拠出金	
2 拠出先の名称	
国連平和活動局	
3 拠出先の概要	
国連平和活動局(DPO)は、国連加盟国や事務総長が国際の平和と安全を維持するために行う活動である平和維持活動(PKO)の派遣、関連政策の立案、評価、訓練等を担当する国連事務局の一部局。国連事務局の組織改編により 2019 年設立(前身となる国連平和維持活動局(DPKO)は 1992 年設立)。本部所在地はニューヨーク(米国)、駐日事務所無し。	
4 (1)本件拠出の概要	
国連 PKO は、国連が国際の平和と安全の維持という機能を果たす上で中心的な役割を果たす重要な政策ツールであるが、AI やドローンといった新たな技術を用いた脅威の出現を始め、紛争の複雑化・高度化により PKO の活動環境は一層熾烈さを増しており、要員の安全確保や PKO の実効性・効率性の向上が必要となっている。他方、国連加盟国が負担を義務付けられている PKO 分担金は、各 PKO ミッションが国連安保理決議によって定められたマンデートを実施する上で必要な経費を始め、PKO ミッションの管理・運営のために使用される、いわゆる足腰予算であり、PKO ミッションの強化や改善のための施策に必要な予算は、国連加盟国による DPO 信託基金への任意拠出金によって賄われている。 本件拠出は、DPO から接収する案件プロポーザルの内容を踏まえつつ、日本が拠出先としてふさわしい案件を見極め、イヤマークするものである。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 17,820 千円	
本件拠出は、令和6年度に新たに拠出することが決定された案件。2024 年の拠出順位は未公表。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
総合外交政策局国際平和協力室、国際連合日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ：分野別外交」、「施策Ⅱ－1：国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野3：国際平和協力やその他の安全保障上の協力の拡充、体制の整備」の下に設定された

中期目標「見え消し国連による平和維持活動を始めとする国際の平和と安定の維持に向けた取組や議論に積極的に貢献する」を達成するための手段の一つと位置づけている。(令和6年度外務省政策評価書)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件抛出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

●上記 1-1(1)の目標達成に向け、DPO は、PKO の実効性・効率性を向上させるため、即席爆発装置(IED)や偽情報・誤情報といった PKO が直面する課題への対応や、PKO ミッションの成果を客観的に評価するシステムや取組の整備・拡充、PKO ミッションの強化・改善に向けた国際的な議論の推進等を行っている。

●グテーレス国連事務総長は、国連 PKO が深刻な課題に直面し、危険かつ複雑でハイリスクな環境下での活動を余儀なくされているとして、2018 年、国連 PKO を改善・強化するためのイニシアティブ「PKO のための行動(A4P)」を発表。また、2021 年には A4P の取組を加速させるイニシアティブとして「PKO のための行動プラス(A4P+)」を発表し、国連加盟国に対して強力な共通の行動を求めており、このような呼びかけに応えることが必要。

●本件抛出は、PKO を通じた国際の平和と安全の維持に貢献し、引いては国際場裏における日本のプレゼンスを高めることに貢献するものであるが、これは、国連事務局内において DPO が専属的に PKO 政策立案を担っているからである。

●日本は、2011 年以降、国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)の司令部に自衛官を派遣している他、DPO や国連 PKO の後方支援やロジスティクスを所掌する国連活動支援局(DOS)にも自衛官を出向させる等の人的貢献を行っている。また、日本は、DOS が実施する各国の要員に対する訓練枠組「国連三角パートナーシップ・プログラム(TPP)」に対し、財政支援するとともに、教官として自衛官を派遣し、PKO に派遣される各国要員の能力構築支援も実施している。加えて、日本は、米国、中国に次ぐ第3位の PKO 分担金負担国として、PKO を中心的に支えるための財政貢献も行っている。本件抛出は、これらの取組と相互補完的に、PKO 分野での日本の取組を強化するものである。

●国連 PKO の強化を含む、国連の機能強化の重要性については、評価期間中にも日本の総理大臣や外務大臣から累次言及されている。例えば、岸田総理大臣は、2024 年9月の国連総会一般討論演説において、「繁栄の基礎を提供する平和と安全を実現するためのガバナンス強化」の必要性を挙げ、「国連創設 80 周年を迎え」、「国連を、喫緊の平和・安全の課題や、新しい時代のニーズに対処できるよう変革する時にきてい」と述べ、国連強化の必要性を強調。また、岩屋外務大臣は、2025 年1月の国会外交演説において、「国連が創設 80 周年を迎える中、分断や対立が深刻化する国際社会を融和と協調に導くべく、安保理改革を含め国連の機能強化に取り組んで」いく旨述べた。

●2024 年9月に国連総会で開催された「未来サミット」において採択された成果文書「未来のための約束」では、「国連の平和活動」は、「国際の平和と安定を維持する重要な手段」であり、「ますます複雑化する脅威に直面しており」、「早急に適応する必要がある」ということが、国連加盟国間で確認された。

1-2 抛出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

●1-3 に記載するとおり国連事務局と要人往来等を実施し、ハイレベルでのやりとりも含め、国連 PKO に係る取組に関して、日本政府としての取組や考え方を伝達してきている。国連事務局からは日本との協力を強化していきたい旨が繰り返し表明されており、日本は国連事務局の意思決定プロセスに大きな影響力を有している。

●日本は、国連において PKO 全般について包括的に協議する唯一の正式な会議の場である PKO 特別委員会において、1965 年の設立当初からのメンバー国であり、1972 年からは副議長を務め、国連 PKO の今後の方向性を決める議論に貢献している。加えて、国連 PKO が直面する課題について政治レベルで議論を行う PKO 閣僚級会合においても、2016 年の第1回会合から共催国として国際的な議論に貢献してきており、このような機会を通じて国連事務局との意思疎通を図っており、特に、閣僚級会合の事務局機能を担う DPO とは頻繁に連絡を取り、意見交換を行うことができる関係性を築いている。

●また、本件拠出は、DPO から接収する案件プロポーザルの内容を踏まえつつ、日本が拠出先としてふさわしい案件を見極め、イヤマークするものであり、案件の目的、取組及び見込まれる成果について日本が自ら検討し、拠出先を決定することが可能であり、拠出金の使途について日本の意向を確実に反映することができる。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

- 2024 年9月：岸田総理大臣とグテーレス国連事務総長との会談（ニューヨーク）
 - 2024 年 11 月：ラクロワ国連平和活動担当事務次長による岩屋外務大臣表敬（東京）
 - 2024 年 11 月：ラクロワ国連平和活動担当事務次長による金子防衛大臣政務官表敬（東京）
 - 2024 年 11 月：ラクロワ国連平和活動担当事務次長による吉田統合幕僚長表敬（東京）
 - 2024 年 11 月：ラクロワ国連平和活動担当事務次長による上田陸上幕僚副長表敬（東京）
 - 2024 年 11 月：森川内閣府国際平和協力本部事務局長とラクロワ国連平和活動担当事務次長との意見交換（東京）
 - 2025 年4月：森川内閣府国際平和協力本部事務局長とラクロワ国連平和活動担当事務次長との意見交換（パキスタン）
 - 2025 年4月：森川内閣府国際平和協力本部事務局長とピアース DPO 軍事顧問代行との意見交換（パキスタン）
 - 2025 年5月：藤井外務副大臣とラクロワ国連平和活動担当事務次長との会談（ドイツ）
- （注）国連平和活動担当事務次長は DPO のトップ。

1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

- 2025 年 PKO 閣僚級会合を主催するドイツから、PKO の将来の方向性に対する示唆と国連加盟国が今後の取組を検討する上での一助とするための、第三者による独立研究の実施が要請され、DPO は、日本人の東京大学大学院教授を含む3名の実務家及び研究者に本件を委託した。同教授は、独立研究グループ内で、唯一の女性でアジア出身のメンバーとして、国連事務局内や国連加盟国、関連する市民団体、シンクタンク等とのヒアリングを精力的に実施し、PKO の将来に係る議論における日本のプレゼンス向上に貢献した。
- 2024 年 11 月、ラクロワ国連平和活動担当事務次長の訪日の機会に、同教授を司会として、東京大学大学院総合文化研究科「人間の安全保障」プログラムの主催、外務省及び東京大学持続的平和研究センター（RCSP）の共催、国連広報センターの後援により、東京大学駒場キャンパス及びオンライン配信にて、PKO の現状と将来の展望についての特別講演が実施され、同大学の学生や教職員のみならず、シンクタンク関係者等多くの日本の実務者が参加し、複雑化する国際情勢における PKO の在り方についての有意義な議論が行われた。
- 2024 年 12 月、日本、ウルグアイ及び英国により、ウルグアイにおいて共催された PKO 閣僚級会合・準備会合にも、同教授はパネリストとして出席し、独立研究のプレゼンテーション及び PKO の将来に係る議論に対して知的貢献を行ったが、同教授のウルグアイまでの旅費は本件拠出事業において賄われたものである。
- DPO の委託を受けた同教授の存在は、PKO 分野の国際場裏における日本のプレゼンス向上に貢献し、その機会をさらに増やすことに繋がった本件拠出による事業は有用性と重要性を有するものである。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

- ウルグアイでの PKO 閣僚級会合・準備会合の実施にあたり、日本は、より良い方向への議論の展開と会合の成功に寄与すべく、パネリストとして適当と考える PKO ミッション関係者や各国政府・軍関係者等を国連事務局に提案した結果、6つあったセッションのほぼ全てにおいて少なくとも1名は、日本側が提案する関係者を参加させることができ、有意義な会合となった。
- PKO の実効性・効率性の向上にあたり、日本は、現地で様々な取組を実施するミッション内の軍事部門がそのパフォーマンスを最大限に発揮することの重要性を指摘し、DPO 内でミッション軍事部門の能力評価を所掌する部署の長

で、日本の自衛隊から出向している自衛官に働きかけた結果、日本人のリーダーシップの下で軍事部門の能力評価に係る事業を実施することとなった。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

国連平和活動局信託基金拠出金は国連平和活動局が PKO が直面する課題への対応や、PKO ミッションの成果評価、PKO ミッションの強化・改善に向けた国際的な議論の推進等を実施することで PKO の実効性・効率性の向上を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である国際の平和と安全の維持に貢献することを目標としている。

国連平和活動局は、基準2のとおり、PKO 閣僚級会合・準備会合においては、日本が提案したものを含む計 13 名のパネリスト及び関係国の政府関係者の旅費支弁を行い、有意義な議論の実施及び会合の成功といった効果を上げている。

基準3については、本件拠出金事業が引き続き実施中のため、現時点で評価は行えない。なお、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については、4-1 のとおりの状況である。

また、インドネシアで行われた PKO 閣僚級会合・準備会合では、本件拠出事業により旅費支弁を行ったパネリストが登壇する各セッションにおいて、パネリストの紹介とともに、日本の支援に対する謝意表明が行われた。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

【実施中の事業】

2024 年度:PKO 閣僚級会合・準備会合経費

(1)目標:2025 年 PKO 閣僚級会合に向けて国連加盟国間における能力構築やパートナーシップに関する主要課題への取組を増強させる。

(2)取組:PKO 閣僚級会合に先立って実施される準備会合の議論が充実したものとなるように、適当なパネリストや議論に参加することが望まれる主要な要員派遣国等を特定し、旅費支弁等の会議参加への便宜を図る。

(3)成果:日本が共催国となったウルグアイ会合(2024 年 12 月)において9名のパネリスト及び関係国の政府関係者の旅費支弁を行い、ほぼ全てのセッションにおいて日本が提案するパネリストを参加させ、有意義な議論が行われた。また、インドネシア会合(2025 年2月)においても4名のパネリストの旅費支弁を実施し、会合の成功に貢献するとともに、各参加者からは日本の支援に対する謝意が述べられた。

(4)今後の見通し:拠出金は使い切ったとの報告を受けており、最終財務報告書及び最終事業報告書の提出待ち。

2024 年度:PKOミッション軍事パフォーマンス向上事業

(1)目標:PKO ミッションにおける軍事パフォーマンスを著しく向上させる。

(2)取組:軍事部門の能力評価を行うため、要員派遣国への視察、ミッションの評価活動に係るワークショップの企画・実施、評価結果の PKO 関係者への共有、関連する教材の開発・改訂等を実施する。

(3)成果:DPO の関係部署と中央アフリカのミッションとの間で5日間のワークショップを行い、DPO 軍事部とミッションの軍事部門が、作戦の効率性を向上させるためのデータ分析及び勧告の作成を行う能力を向上させることが図られた。また、派遣国の部隊を視察し、派遣のための準備状況や必要なスキルの習得等について確認を実施した。

(4)今後の見通し:2025 年9月頃に事業終了予定。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	—
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	本件拠出事業は継続中のため。
(参考)次回報告書の受領予定時期等	未定
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
PKO 閣僚級会合・準備会合経費は、2025 年4月末で事業が完了し、現在、決算報告書を作成中。PKO ミッション軍事パフォーマンス向上事業は、2025 年 12 月末まで実施予定であり、事業終了後に決算報告書を作成予定。 なお、拠出を行うタイミングで、国連平和活動局に対して、事業報告書や決算報告書等の書類を迅速に作成し、提出するよう申し入れを行っている。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。	
該当なし	

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2020	2021	2022	平均値	2023	日本人職員数の増減	2024
15	15	12	14	13	-1	未公表
備考	・最新の集計結果が未接到のため、2023 年 12 月末時点の数字で算出。 ・2023 年 12 月末時点での全職員数(ただし、一般職等専門職以外の職種も含む。)は 533 名。					
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2020	2021	2022	平均値	2023	幹部職員数の増減	2024
0	0	0	0	0	0	未公表
備考	最新の集計結果が未接到のため、2023 年 12 月末時点の数字で算出。					
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況 (ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						

2025年5月、藤井外務副大臣からラクロワ国連平和活動担当事務次長に対して、日本人職員の採用・昇進に向けた働きかけを実施した。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合（「N/A」とする場合）、評価対象としない（「N/A」とする）合理的理由

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B

b

b

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際機関幹部職員増強拠出金	
2 拠出先の名称	
国連児童基金(UNICEF)、国連開発計画(UNDP)、国際民間航空機関(ICAO)、国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)、国連事務局グローバル・コミュニケーション局(UNDGC)、国連総会議長室(OPGA)、国連事務総長イエメン担当特使事務所(OSESGY)、国連女性機関(UN Women)、国際農業開発基金(IFAD)	
3 拠出先の概要	
外務省と取決めを交換し、外務省が当該年度において日本人職員を派遣している機関	
4 (1) 本件拠出の概要	
外交上の諸政策を推進しグローバル課題に対応するため、国際機関の活用は重要である。国際機関の職員は中立的な存在であるが、日本人職員の活躍は国際機関との連携強化につながるとともに、日本の「顔」としてプレゼンス向上にも寄与している。 政府として、国際社会における日本の貢献の一つとして、より多くの日本人が国際機関で活躍することを支援しており国連関係機関に勤務する日本人職員(専門職以上)は2015年の799名から2023年末現在で958名に増加した。特に、プレゼンス強化のためには、日本人職員の総数の増加のみならず、よりランクの高い幹部職員数の増加が極めて重要であることから、2017年度から、将来的に幹部候補となり得る日本人職員を国際機関の中堅ポストに派遣するため、本拠出を開始した。 本拠出金は、将来的な幹部職員増加のため、外務省との間で派遣に係る取決を交わしている国際機関等の中堅レベルのポストに日本人を派遣するもので、派遣先各機関では、本拠出金をもって日本側が日本人派遣に係る経費(給与、手当等)を負担することにより、当該日本人を当該機関の職員として採用及び処遇することとしている。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 260,654 千円	
令和6年度当初予算 304,858 千円、令和5年度当初予算 174,444 千円、令和4年度当初予算 212,735 千円、補正予算 106,368 千円。いずれも100%日本による拠出。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
総合外交政策局国際機関人事センター、国際連合日本政府代表部、国際民間航空機関日本政府代表部、在ラマツラ出張駐在官事務所(対パレスチナ日本政府代表事務所)、在イエメン日本国大使館、在ローマ国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交」、「施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野6 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」の下に設定された中期目標「国際機関における邦人職員の一層の増強に向けて、候補者の能力や資質の向上を図ると共に、潜在的な候補者を掘り起こすために裾野を広げる啓発活動を強化する。」を達成するための手段の一つと位置づけている。 (令和6年度政策評価書) 2015 年、2016 年の日本再興戦略改訂工程表、2017 年の未来投資戦略工程表では、人材の発掘・育成を目指した、広報、就職支援、JPO 拡充、中堅送り込み強化等の日本人職員増加のための支援に触れているほか、2018 年以降は「骨太の方針」脚注、2021 年以降は本文に「国際機関邦人職員増強」として記載され、政府全体で取り組んでいる。2022、2023 年には、「新しい資本主義」フォローアップ、2022 年の「国家安全保障戦略」にも言及されている。
1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
本派遣は 2017 年度に開始されたものであるが、本拠出により派遣される日本人は、各機関の中堅レベルの正規職員として派遣され、経験を積むことで、将来的な幹部職員としてのキャリア構築と昇進を目指す。派遣された日本人職員は、派遣期間中及び派遣期間後にわたり、キャリア構築と昇進に努めながら、国際機関の中堅レベル以上の職員として活躍することにより、それぞれの所掌分野において、国際共益と日本の国益の双方の実現に貢献することが期待される。 国際機関職員全体における日本人職員の人数構成を見ると、P2レベルのエントリーレベルにおいては、JPO 派遣により、全体の 3.6%(200 人/5,566 人:JPO を含む:2022 年末外務省調べ)に上るものの、中堅レベルは2パーセント台にとどまっている(P5レベル:2.5%、P4レベル:2.1%、P3レベル:2.0%)。今後更なる幹部職員増加を目指す上で、次の幹部のなり手となるこのレベルの人材層の強化が急務となっているところ、本件派遣はこれに直接的に貢献する。JPO はエントリーレベルの若手層から国際機関の日本人職員の裾野を広げることに資し、本件派遣はより高位の人材層がさらに幹部職員へ昇進していくことを企図するものであり、両制度は補完的で代替不可能なものである。 同時に、国際機関が行う意思決定に参画していく中堅レベルの職員として、派遣中も直接的に国際機関との関係強化と日本政府との連携の促進に資するよう、外交上の重要性も考慮して派遣先分野・ポストを選定している。現在までに派遣された日本人職員は、例えば、日本が積極的貢献を行う「国連グローバル・コンパクト」に基づく難民・移民支援 (UNHCR、IOM)、近年、途上国支援において重視される「人道と開発の連携 (Nexus)」(UNHCR、IOM、UNDP)、COVID-19 対応をはじめとする保健分野における地域支援 (UNICEF)、人道面における気候変動・環境問題との取組 (IOM)、日本を中心としたドナー連携 (IOM、UNDP、UNFPA、UN Women) や国際機関間連携 (UNFPA)、日本が先進的・高度な知見・ノウハウを有する気象分野 (WMO) や日本が重視している原子力の平和利用分野 (IAEA) への日本人の参画等において、国際共益とともに日本の国益の実現等にも貢献してきた。
1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
派遣先のポストに関しては、国際機関側と調整の上、日本側が選択している。また、人選に関しては、国際機関側の規則により日本側から複数の候補者の提示が求められるが、日本側による選考を経た人物を派遣している。
1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等
以下のハイレベルでの協議も含め、日本と国際機関との間において協議が行われてきている(役職は当時のもの)。(2023 年) 7 月、林外務大臣はシュタイナー UNDP 総裁と会談を実施。また、ニューヨークを訪問した武井外務副大臣とラッセル UNICEF 事務局長との間でも会談が行われた。

8月、高木外務大臣政務官はエザコンワ UNDP 総裁補兼アフリカ局長と会談を実施した。
9月、国連総会出席のためニューヨークを訪問した上川外務大臣はグテーレス国連事務総長と会談を行った。
10月、上川外務大臣はラザリーニ UNRWA 事務局長と会談を実施した。
11月、モデル UNDP 総裁補兼対外関係・アドボカシー局長による穂坂外務大臣政務官表敬、ウィグナラジャ UNDP 総裁補兼アジア太平洋局長による穂坂外務大臣政務官表敬が行われた。

(2024 年)

5月、上川外務大臣はマディ UN Women 事務局次長による表敬を受けた。
6月、徐浩良国連事務次長兼 UNDP 副総裁による穂坂外務大臣政務官表敬が行われた。
9月、岸田総理大臣はグテーレス国連事務総長と会談を行い、岸田総理大臣から、日本人職員の増強への配慮について述べた。

(2025 年)

1月、石破総理大臣は、ヤン第 79 回国連総会議長の表敬を受けるとともに、岩屋外務大臣も同議長と会談を実施。
2月、藤井外務副大臣は、マディ UN Women 事務局次長による表敬を受けた。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

各国際機関が各分野で行う規範設定やルールメイキングは、民間企業を含めたあらゆる活動に影響を与えるものであり、国際機関との連携における鍵となる日本人職員の重要性は、日本政府に限られたものではない。例えば、内閣官房健康・医療戦略推進本部が取りまとめた『グローバルヘルス戦略』(2022 年5月同本部決定)においては国際機関の職員などの人材について、「新しい時代のユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)や、官民連携(PPR)に対応するためのグローバルヘルス・アーキテクチャーの強化、更に国際的規範設定にも貢献していくためには、相手となる国・機関との強い関係を築き、交渉力を高め、国際場裏での議論をリードしていけるような、グローバルヘルス人材の育成を推進していく必要がある。そのためには、外務省、厚生労働省等の関連省庁及び JICA や国立研究開発法人国立国際医療研究センター(NCGM。2025 年4月1日より、NCGM は国立感染症研究所と統合され、国立健康危機管理研究機構(JIHS)として発足。)、NGO、大学・研究機関等国際協力に携わる組織・機関におけるグローバルヘルス人材を増強することが重要である。(中略)多様化するグローバルヘルス課題の解決に一層貢献するため、国際機関や官民連携基金といった主体の担い手となる、適切な人材を発掘・育成していくことも重要であり、外務省国際機関人事センター、NCGM グローバルヘルス人材戦略センター、国際協力人材・キャリア総合サイト(PARTNER)を運営する JICA など関係機関を活用して、民間企業、市民社会との人材交流を強化する」としており、民間企業や NGO・NPO、大学機関など関係する機関にとっての重要性やそのための人材育成の各機関の連携の必要性を示している。

上記は、国際機関の中の「グローバルヘルス」という分野の例であるが、各国際機関が担当する分野はそれぞれこれと同様に政府以外の関係各機関にとっても重要であり、そのための人材育成・送り込みが求められているところ、本拠出金はそのような各分野の人材育成・送り込みを支援できるものである。

また、2023 年度から「国際協力人材キャリア支援に関する意見交換会」が開始し、外務省、国際機関、JICA、NGO、開発コンサルタント関係者が参加の上、人材交流や人材育成の連携に関する協議を継続するとともに、2024 年8月の「JICA PARTNER キャリア相談」への登壇、9月の「グローバルフェス JAPAN2024」での合同キャリアセミナー実施、2025 年1月の「JICA 海外協力隊員向けアクター合同キャリアセミナー」の実施など連携が強化されている。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

幹部職員増強のため、日本人候補者の競争力を強化すべく、有識者による応募書類添削・面接指導を継続的に実施した(令和6年度応募書類添削・面接指導:15 回)。また、令和2年度(令和3年2月)に第1回を開催した「国際機関幹部ポスト獲得等に戦略的に取り組むための関係省庁連絡会議」について、令和7年3月には第6回を開催し、国際

機関幹部ポスト獲得に向けた人材育成を含む取組の強化等について意見交換が行われ、引き続き政府全体として戦略的に取り組んでいくことを確認し、関係省庁間における連携の強化を図った。これらの取組により、官民の内外から、優秀な人材が国際機関で活躍していけるよう、政府一体となった人材派遣や人材育成に関する体制を整備した。更に、令和5年度からは、幹部職員のコンピテンシー（資質）向上に資する研修事業を開始した。

内閣官房及び外務省の共同議長の下、国際機関幹部ポスト獲得等に戦略的に取り組むための関係省庁連絡会議を2021年から開催しており、2025年3月、第6回会合を開催し、国際機関幹部ポスト獲得に向けた人材育成を含む取組の強化等について意見交換を実施した。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

国際機関幹部職員増強拠出金は、派遣取決めにに基づき、外務省が日本人を国際機関の中堅レベルのポストに派遣することで、将来的な幹部職員としての経験・キャリア構築と昇進を目指す機会を提供するもので、日本の外交政策上の目標である国際機関における日本人職員増強に貢献することを目標としている。

外務省が日本人職員を派遣する国際機関は、基準2のとおり、各派遣先機関・ポストにおける業務を通じ、同機関の活動に貢献するとともに、派遣者に将来の幹部職員としての実績を積み増す機会を提供している。

また、基準3においては、3-1のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については4-2のとおり状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

今次対象期間中においては、各国際機関と交渉・調整を行い、UNICEF への教育専門家(P4ポスト)の派遣を実現し、対象期間前からの派遣者24名と合わせ、合計25名の派遣を実現した。また、国連事務局管理・戦略・政策・コンプライアンス局人的資源部(P4ポスト)への派遣を新たに決定した(被派遣者選考中)。同2ポストはいずれも、教育や国連事務局における日本人職員増加という日本政府にとって重要な分野を担うものであり、日本政府の外交政策の達成への貢献が期待される。

また、これまでの派遣実績として、2025年5月までに任期を終了した派遣者19名のうち、15名が引き続き国際機関においてポストを獲得しており、うち1名が派遣時のP3からP4へ昇進している。

なお、前年度からの継続派遣の成果等は以下のとおり。

・UNDP は、本部における加盟国等とのパートナーシップに関わるポストであり、SDGs 達成に向けた活動の中核機関において、日本政府との連携や資金調達を通じ、SDGs 達成のための活動の推進に貢献した。

・OPGA は、加盟193か国から構成され、その意思決定は国際社会全体の見解を示すものとして重要とされる国連総会の運営や調整を担う総会議長の業務遂行を支援する部署への派遣であることから、ロシアによるウクライナ侵略をはじめ法の支配に基づく国際秩序が揺らぐ今日において、一層重要性が高まっている国連の機能強化に貢献した。

・UNDGC は、2025年の大阪・関西万博への国連参加を所掌する部局への派遣であることから、日本の国連政策上のみならず、SDGs 達成に資する大阪・関西万博の成功裡の開催に貢献している。

・OESGY については、イエメン担当特使の政務官としての派遣であり、イエメン問題解決支援のみならず、ひいては日本の中東和平・安定化にも貢献している。 ・UNRWA については、日本の民間部門からの資金調達等による同機関の喫緊の課題である財政基盤の強化に資する業務に従事するものであり、中東地域の安定化支援における日本のプレゼンス強化に貢献している。 ・UN Women については、国際社会が日本政府の政府方針についての理解を深め、日本政府がジェンダー分野の国際協力を円滑に推進することに貢献した。 ・IFAD は、日本の途上国に対する農業開発・農業金融開発等の支援の推進や同機関との連携・協力関係の一層の進展を通じ、日本の SDGs 達成に向けた支援の推進に寄与した。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024 年6月(日本の 2023 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025 年6月(日本の 2024 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
当該年度において幹部職員候補者を派遣している国際機関に対しては、年末時点の当該派遣経費にかかる財務報告書を提出させ、同拠出金が的確に派遣者に給与・手当等として支給されていること、派遣任期を終えた職員にかかる経費精算が適切に完了していること等を確認している。	
監査については、拠出先の機関が受ける外部監査(国連機関であれば国連会計検査委員会(BOA))の一環で監査を受けている。これまで本件拠出に関して指摘を受けたことはない。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。	
該当なし。	

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
-	-	-	-	-	-	-
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						

過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
-	-	-	-	-	-	-
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた抛出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件抛出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
本件派遣は派遣した経験を活かして将来的な幹部候補者を増やすことを目的としている。国際機関においても他の機関の人事と同様、中堅レベルへ就任してから幹部ポストに昇進するには一定の期間を要する。過去に幹部まで昇進した日本人の例を見ても、P4レベル就任から幹部レベルまで昇進するには早くても10年程度を要するため、派遣開始から7年の本派遣の効果について評価対象とするには時期尚早である。						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A

a

a

b

s

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際機関職員派遣信託基金拠出金(JPO)	
2 拠出先の名称	
国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、国連事務局(UN)、国連開発計画(UNDP)、国連世界食糧計画(WFP)、国連環境計画(UNEP)、経済協力開発機構(OECD)、世界保健機関(WHO)、国際労働機関(ILO)、国連人口基金(UNFPA)、国連工業開発機関(UNIDO)、国際移住機関(IOM)、国連人間居住計画(UN-Habitat)、国際連合食糧農業機関(FAO)、国連教育科学文化機関(UNESCO)、国連児童基金(UNICEF)、緑の気候基金(GCF)、国際獣疫事務局(WOAH)、国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)、国連女性機関(UN Women)、国際原子力機関(IAEA)、国際貿易センター(ITC)、ワクチンアライアンス(Gavi)、国際自然保護連合(IUCN)、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)、国連薬物犯罪事務所(UNODC)、国連防災機関(UNDRR)、国際刑事裁判所(ICC)、化学兵器禁止機関(OPCW)、世界知的所有権機関(WIPO)、世界気象機関(WMO)等(2025年4月現在)。	
3 拠出先の概要	
外務省とジュニア・プロフェッショナル・オフィサー(JPO)派遣に係る取決めに交換し、外務省が当該年度においてJPOを派遣している国際機関	
4 (1) 本件拠出の概要	
外交上の諸政策を推進しグローバル課題に対応するため、国際機関の活用は重要である。国際機関の職員は中立的な存在であるが、日本人職員の活躍は国際機関との連携強化につながるとともに、日本の「顔」としてプレゼンス向上にも寄与している。 政府として、国際社会における日本の貢献の一つとして、より多くの日本人が国際機関で活躍することを支援しており、国連関係機関に勤務する日本人職員は2015年の779名から、2023年末現在で958名に増加した。国連関係機関をはじめとする国際機関において正規ポストを獲得するための最も効果的な手段の一つがJPO派遣制度となっている。 本拠出金は、個別に日本とJPO派遣制度に係る取決めに交わしている国際機関に拠出され、同制度により国際機関に派遣されたJPOの必要経費(給与、手当等)に充てられる。なお、対象期間中において、約30の国際機関に対し、125名のJPOを派遣している。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 1,597,764 千円	
令和6年度当初予算 3,044,938 千円、補正予算 1,295,261 千円、令和5年度当初予算 1,360,955 千円、令和4年度当初予算 2,538,779 千円、補正予算 1,269,390 千円。いずれも100%日本による拠出。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	

評価基準1 本件提出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件提出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件提出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交」、「施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野6 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」の下に設定された中期目標「国際機関における邦人職員の一層の増強に向けて、候補者の能力や資質の向上を図ると共に、潜在的な候補者を掘り起こすために裾野を広げる啓発活動を強化する」を達成するための手段の一つと位置づけている。
(令和6年度政策評価書)

2015 年、2016 年の日本再興戦略改訂工程表、2017 年の未来投資戦略工程表では、人材の発掘・育成を目指した、広報、就職支援、JPO 拡充、中堅送り込み強化等の日本人職員増加のための支援に触れているほか、2018 年以降は「骨太の方針」脚注、2021 年以降は本文に「国際機関邦人職員増強」として記載され、政府全体で取り組んでいる。2022、2023 年には、「新しい資本主義」フォローアップ、2022 年の「国家安全保障戦略」にも言及されている。

1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件提出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替可能性等を含む。)

国際機関職員になる手段としては、空席ポストへの応募(空席公募)もあるが、空席公募は世界中の候補者と競うため競争率が非常に高くなることに對し、JPO 派遣制度は日本人候補者のみから選抜を行うため、確実に日本人を送り込むことが可能となっている。外務省では、国際機関における日本人職員増加に向け、制度が開始した 1974 年以降、日本の優秀な若手人材を国際機関に JPO として継続的に派遣しており、その結果、国連関係機関における日本人職員 958 名(2023 年末)のうち、JPO 経験者は 468 名で約半数を占めていることに加え、JPO 出身の幹部職員も生まれている。日本人職員の中で最高位となる中満泉国連事務次長(軍縮担当上級代表)はその代表例であり、日本が重視する軍縮・不拡散の分野で国内外において多大な影響力を発揮し、活躍している。このように、日本人職員増加において JPO 派遣制度は最も効果的な手段となっており、他に代替するものはない。

また、JPO は、派遣費用自体は各国政府が負担するものの、身分は正規の国際機関職員として勤務するものであり、国際機関職員としての業務実績を積むことに加え、内部で人脈を得る、また、組織によっては採用に有利に取り扱われる内部候補生となることができる等、JPO 派遣期間中、あるいは派遣後において次のポストを得やすくなっている(JPO 終了者(3年度前に派遣手続をとった者)の定着率は7割以上)。

なお、外務省では別途、「国際機関幹部職員増強提出金」を提出しているが、当該提出金は国際機関における将来的な幹部職員の増加を目指し、その候補となる日本人職員を国際機関の中堅レベルのポストに派遣するものであり、35 歳以下の若手人材を対象とし、エントリーレベルのポストに派遣して日本人職員の裾野を広げる JPO 派遣とは相互補完的なものとなっている。

1-2 提出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

JPO の派遣先は、国際機関側と調整の上、日本側が選択したポストに派遣している。また、JPO の人選に関しては、国際機関によっては日本側から複数の候補者の提案が求められるが、日本側による選考を経た人物を JPO として受け入れている。

1-3 提出先との間での要人往来、政策対話等

UNICEF、UNHCR、WFP、IOM といった、JPO を多く派遣している国際機関との間で政策対話が行われた他、以下のハイレベルでの協議も含め、日本と国際機関との間において協議が行われてきている(役職は当時のもの)。

(2023 年)

4月、林外務大臣はマケイン WFP 事務局長、ウングボ ILO 事務局長と個別に会談を実施し、先方から日本人職員の更なる活用に関する連携について言及があった。

5月、ガイ・ライダー国連事務次長による林外務大臣表敬が行われるとともに、クレメンツ国連難民副高等弁務官による武井外務副大臣表敬が実施された。

7月、林外務大臣はシュタイナーUNDP 総裁と会談を実施。また、ニューヨークを訪問した武井外務副大臣とラッセル UNICEF 事務局長との間でも会談が行われた。

8月、林外務大臣はグロッシーIAEA 事務局長と電話会談を、高木外務大臣政務官はエザコンワ UNDP 総裁補兼アフリカ局長と会談を実施した。

9月、上川外務大臣はグロッシーIAEA 事務局長、ワーリーUNODC 事務局長と個別に会談を実施。また、国連総会出席のためニューヨークを訪問した上川外務大臣はグテーレス国連事務総長と会談を行った。

10月、上川外務大臣はラザリーニ UNRWA 事務局長、グランディ国連難民高等弁務官との間で個別に会談を実施するとともに、コーマン OECD 事務総長と会談を実施。また、エヴラール IAEA 事務次長による辻外務副大臣表敬、ダ・シルバ UNOPS 事務局長による穂坂外務大臣政務官表敬が行われた。

11月、アル＝ナシフ国連人権高等弁務官による辻外務副大臣表敬、モデル UNDP 総裁補兼対外関係・アドボカシー局長による穂坂外務大臣政務官表敬、ウィグナラジャ UNDP 総裁補兼アジア太平洋局長による穂坂外務大臣政務官表敬、クラメルト WFP 事務局長による穂坂外務大臣政務官表敬が行われた。

12月、上川外務大臣はポープ IOM 事務局長と会談を行った。

(2024 年)

1月、上川外務大臣はホフマンスキ ICC 所長と会談を実施。

2月、上川外務大臣はポープ IOM 事務局長と会談を実施。

3月、上川外務大臣はグロッシーIAEA 事務局長と会談を実施。

5月、上川外務大臣は、JPO 出身で、日本人女性初の国連事務次長・日本人で最高ランクの国連職員として活躍する中満国連事務次長(軍縮担当上級代表)の表敬を受け、国連における中満次長の活躍は若い世代にとってのロールモデルになることを指摘しつつ、2024 年に 50 周年を迎えた JPO 派遣制度により累計 2,000 人以上が国際社会の平和と安定のために活躍してきており、これを次の若い世代につなげて日本人職員増強の実績を積むことが重要である旨強調した。また、上川外務大臣はまた、マディ UN Women 事務局長による表敬を受け、穂坂外務大臣政務官はクレメンツ国連難民副高等弁務官と会談を行った。

6月、赤根 ICC 所長による上川外務大臣表敬、徐浩良国連事務次長兼 UNDP 副総裁による穂坂外務大臣政務官表敬が行われた。

7月、上川外務大臣は、ワーリーUNODC 事務局長と会談を実施。

9月、岸田総理大臣はグテーレス国連事務総長と会談を行い、岸田総理大臣から、日本人職員の増強への配慮について述べた。

10月、岩屋外務大臣は、中満国連事務次長(軍縮担当上級代表)による表敬を受けた。

11月、岩屋外務大臣は、グランディ国連難民高等弁務官と会談を行うとともに、ラクロワ国連平和活動担当事務次長及びディカルロ国連政務・平和構築担当事務次長の表敬を受けた。

12月、岩屋外務大臣は、赤根 ICC 所長による表敬を受けた。

(2025 年)

1月、石破総理大臣は、ヤン第 79 回国連総会議長の表敬を受けるとともに、岩屋外務大臣も同議長と会談を実施。また、林内閣官房長官及び岩屋外務大臣は、中満国連事務次長(軍縮担当上級代表)による表敬を個別に受けた。

2月、石破総理大臣は、グロッシーIAEA 事務局長からの表敬を受けた。また、藤井外務副大臣は、マディ UN Women 事務局次長による表敬を受けた。

4月、英利外務大臣政務官は、トレロ FAO チーフエコノミストによる表敬を受けた。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

各国際機関が各分野で行う規範設定やルールメイキングは、民間企業を含めたあらゆる活動に影響を与えるものであり、国際機関との連携における鍵となる日本人職員の重要性は、日本政府に限られたものではない。例えば、内閣官房健康・医療戦略推進本部が取りまとめた『グローバルヘルス戦略』(令和4年5月同本部決定)においては国際機関の職員などの人材について、「新しい時代のユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)や、予防・備え・対応(PPR)に対応するためのグローバルヘルス・アーキテクチャーの強化、更に国際的規範設定にも貢献していくためには、相手となる国・機関との強い関係を築き、交渉力を高め、国際場裏での議論をリードしていけるような、グローバルヘルス人材の育成を推進していく必要がある。そのためには、外務省、厚生労働省等の関連省庁及び JICA や国立研究開発法人国立国際医療研究センター(NCGM。2025 年4月1日より、NCGM は国立感染症研究所と統合され、国立健康危機管理研究機構(JIHS)として発足。)、NGO、大学・研究機関等国際協力に携わる組織・機関におけるグローバルヘルス人材を増強することが重要である。(中略)多様化するグローバルヘルス課題の解決に一層貢献するため、国際機関や官民連携基金といった主体の担い手となる、適切な人材を発掘・育成していくことも重要であり、外務省国際機関人事センター、NCGM グローバルヘルス人材戦略センター、国際協力人材・キャリア総合サイト(PARTNER)を運営する JICA など関係機関を活用して、民間企業、市民社会との人材交流を強化する」としており、民間企業や NGO・NPO、大学機関など関係する機関にとっての重要性やそのための人材育成の各機関の連携の必要性を示している。

上記は、国際機関の中の「グローバルヘルス」という一分野の例であるが、各国際機関が担当する分野はそれぞれこれと同様に政府以外の関係各機関にとっても重要であり、そのための人材育成・送り込みが求められているところ、本拠出金はそのような各分野の人材育成・送り込みを支援できるものである。

また、2023 年度から「国際協力人材キャリア支援に関する意見交換会」が開始し、外務省、国際機関、JICA、NGO、開発コンサルタント関係者が参加の上、人材交流や人材育成の連携に関する協議を継続するとともに、2024 年8月の「JICA PARTNER キャリア相談」への登壇、9月の「グローバルフェス JAPAN2024」での合同キャリアセミナー実施、2025 年1月の「JICA 海外協力隊員向けアクター合同キャリアセミナー」の実施など連携が強化されている。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

・JPO の任期中及び任期後の正規ポスト獲得率の向上を目指し、JPO 対象のオンライン研修を実施し、応募書類の書き方、面接の受け方等の個別指導を行い、本件拠出金の効果を補完した。2024 年度は、2024 年6月 11 月1日から2025 年2月 28 日までの研修期間中に 60 名の JPO が受講した。

・可能な限り幅広い分野の潜在的な人材層から、JPO 任期中及び任期後の正規ポストを獲得できる優秀な人材を送り込むべく、国際機関の就職セミナーや JPO 派遣候補者選考説明会を、夜間や週末も含め、オンラインで実施するとともに、コロナ禍の影響で停滞していた地方出張を再開し、対面での説明会も実施した。また、海外におけるアウトリーチ活動のため、在外公館の協力を得て、英国と米国においても対面・ハイブリッドでの就職ガイダンスを実施し、即戦力となり得る社会人を含め、世界中に在住する幅広い層にアプローチした。2024 年度には、外務省主催による国内外でのセミナーの実施や国際機関や大学等のイベントへの参加を合計 65 件行い、セミナー動画の再生と合わせ、合計約 12,000 名へアウトリーチした。これら取組を通じ、JPO 応募者は過去 10 年間だけを見ても、例年、300 名以上の応募者を確保してきている。

- ・国際機関人事センターの Facebook フォロワー数は 2025 年5月時点で約 47,200 名となっている。X(旧 Twitter)のフォロワー数は、2023 年6月時点の約 14,500 名から、2025 年5月時点では約 16,600 名となり、2020 年から開始した LinkedIn も順調に伸び、2025 年5月現在のフォロワー数は約 8,500 人となっている。2024 年度には Instagram のアカウントも開設した。
- ・JPO を含む日本人職員に関する状況の一元的管理が可能となるデータベースシステムを新規に導入し、JPO の応募から任期終了後のポスト獲得状況を含め、中長期的に日本人職員の動向を蓄積・活用する仕組みを構築した。
- ・内閣官房及び外務省の共同議長の下、国際機関幹部ポスト獲得等に戦略的に取り組むための関係省庁連絡会議を 2021 年から開催しており、2025 年3月、第6回会合を開催し、国際機関幹部ポスト獲得に向けた人材育成を含む取組の強化等について意見交換を実施した。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件抛出の貢献度に係る総括

国際機関職員派遣信託基金抛出金は、派遣取決めに基づき、外務省が JPO を派遣している国際機関に日本人の若手人材を派遣し、国際機関職員としての勤務経験の機会を提供することで正規ポスト獲得という目標を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である国際機関における日本人職員増加に貢献することを目標としている。

外務省が JPO を派遣する国際機関は、基準2のとおり、約 125 名を JPO として約 30 の国際機関に派遣している。JPO の任期終了後の次の国際機関ポストの獲得率(定着率)は7割と高い割合を維持するとともに、最新の数値(2023 年末)では、JPO 後の一般的なポストである P3から、幹部ポストの D2までのおおむね全てのランクにおいて、JPO 出身者の数が大きな部分を占めており、国際機関日本人職員に占める JPO 派遣経験者数は全体人数(958 人)の約半数にあたる 468 人、幹部レベル以上でも全体人数 91 人の 44%にあたる 40 人となっている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件抛出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等抛出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア抛出分のみ】抛出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア抛出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための抛出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア抛出分のみ】ノンコア抛出による実施事業の目標、取組及びその成果

本評価対象期間(2024 年6月1日～2025 年5月 31 日)において、新たに 41 人を JPO として国際機関に派遣。2024 年度末時点において、約 125 名が JPO として国連事務局、UNICEF をはじめとする約 30 の国際機関で活動している。

国際機関側で新規採用凍結や財政難が継続するとともに、為替の影響等で派遣費用も増える傾向にある中、JPO の任期終了後の次の国際機関ポストの獲得率(定着率)は、近年、継続して7割と高い割合を維持しており、本制度が日本人職員の増加に大きく貢献していることがわかる。なお、2024 年度の評価時の定着率は8割以上となっている。JPO 終了後の国際機関におけるポスト獲得数は、2024 年の集計では 39 名、2023 年は 43 名、2022 年は 40 名となっている。

また、最新の数値(2023 年末)では、JPO 後の一般的なポストである P3から、幹部ポストの D2までのおおむね全てのランクにおいて、JPO 出身者の数が大きな部分を占めている。

なお、国際機関日本人職員に占める JPO 派遣経験者数は全体人数(958 人)の約半数にあたる 468 人、幹部レベル以上でも全体人数 91 人の 44%にあたる 40 人となっている(2023 年末現在)。

出身	P2	P3	P4	P5	D1	D2
JPO	33	160	150	85	27	11
空席公募等※	37	111	146	77	22	10
省庁等の出向等	6	17	23	20	7	4

※空席公募や競争試験等により、JPO を経ずに直接採用された人

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024 年6月(日本の 2023 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025 年6月頃(日本の 2024 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
JPO を派遣している国際機関に対しては、各年末時点の JPO 派遣経費にかかる財務報告書を提出させ、JPO 拠出金が的確に派遣者に給与・手当等として支給されていること、派遣任期を終えた JPO にかかる経費精算が適切に完了していること等を確認している。 監査については、拠出先の機関が受ける外部監査(国連機関であれば国連会計検査委員会(BOA))の一環で監査を受けているが、これまでに日本の JPO 派遣経費の関連で指摘を受けたことはない。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。	
該当なし	

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
464	468	468	466.67	(注1)	-	未公表(注2)
備考	上記は国連関係機関の専門職以上の職員の中の JPO 経験者数及びその増減。2020 年は 446。2020 年から 2022 年の平均値は 459.33。 (注1) 2024 年度末の人数については未確定。					

	(注2) 国連関係機関の専門職以上の全職員数については例年9月以降に国連が公表。2023 年 12 月末時点は 47,570 人。					
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
38	39	40	39	(注1)	-	未公表(注2)
備考	上記は国連関係機関の幹部のうちの JPO 経験者数及びその増減。2020 年は 38。2020 年から 2022 年の平均は 38.33。 (注1) 2024 年度末の人数については未確定。 (注2) 例年9月以降に公表。					
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況 (ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする場合)合理的理由						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B	b	b	b	N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際移住機関(IOM)拠出金(第三国定住難民支援関係)	
2 拠出先の名称	
国際移住機関(IOM)	
3 拠出先の概要	
国際移住機関(International Organization for Migration: IOM)は、1951年に「暫定欧州移民移動政府間委員会」として設立。第二次世界大戦により避難民となった1,100万人を支援し、1989年に国際移住機関(IOM)となった。2016年に世界的な人の移動(移住)の問題を専門に扱う国連機関となった。 IOM 憲章に基づき、IOMの活動は人道的かつ秩序ある移住管理の確立を支援しつつ、移住の課題に関する国際協力を推進し、移住の課題に対する実効的な解決策を求める支援、難民・避難民や移住を余儀なくされた人々への支援等の活動を実施している。また、「安全で秩序ある移住のためのグローバル・コンパクト(Global Compact for Safe, Orderly and Regular Migration: GCM)」のコーディネーターとしての役割を担い、「持続可能な開発目標(SDGs)」(例えば目標10.7(安全で秩序ある正規の移住促進)、目標5.2(人身売買や性的搾取等の女性・子供へのあらゆる暴力排除)や目標8.7(強制労働や人身売買根絶のための措置の実施))を達成する上で必要な知見とリソースを有する。 日本は1993年に加盟し、加盟国は2025年4月時点で175か国。本部はジュネーブ(スイス)に所在。東京に駐日事務所が所在。	
4 (1)本件拠出の概要	
・本件拠出金は、第三国定住により日本に受け入れる難民に対する出国前の支援(現地での健康診断、出国前研修(生活オリエンテーション及び日本語教育)及び日本到着までの渡航)により、受け入れた難民が、日本において生活保護を受けることなく自立生活を営むことを目標とするもの。 ・日本100%拠出のイヤーマーク事業を実施するもの。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 13,169 千円	
日本のみの拠出。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
総合外交政策局人権人道課	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 II 分野別外交」、「施策 II-1 国際の平和と安定に対する取組（施策レベル）」、「個別分野 7 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」の下に設定された中期目標「第三国定住による難民の受入れ等を通じ、我が国の社会的安定を維持しつつ、人道分野で国際貢献を行う。」を達成するための手段の一つと位置づけている。（令和6年度外務省政策評価書）

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性（その他手段との相互補完性、比較優位性、代替可能性等を含む。）

上記 1-1(1)の目標を達成する上で、IOM は日本が第三国定住難民を受け入れる際の各種研修、健康診断、出国及び入国に係る手続き等の円滑な実施のために、長年のノウハウから代替不可な貢献をしている。2010 年から 2025 年 5月までに 135 家族 332 名の受入れを実施した実績を持つ。

第三国定住による難民の受入は、自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つとされているところ、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は、難民問題に関する負担の適正化の観点から第三国定住を重視し、日本を含む各国に対してその受入れを要請している。日本においては、国際貢献及び人道支援の観点から 2010 年より受入れを実施している。第三国定住による難民受入れをアジアで開始したのは日本が初めてである。

平成 23 年（2011 年）11 月 21 日付第 179 回国会における難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取組に関する決議にも「難民保護の国際法及び国際的基本理念を尊重し、日本は国際的組織や難民を支援する市民団体との連携を強化しつつ、国内における包括的な庇護制度の確立、第三国定住プログラムの更なる充実に向けて邁進する。同時に、対外的にも従来どおり日本の外交政策方針にのっとった難民・避難民への支援を継続して行うことで、世界の難民問題の恒久的な解決と難民の保護の質的向上に向けて、アジアそして世界で主導的な役割を担うべきである。」との記載がある。さらに、「第三国定住による難民の受入れ事業の拡大等に係る検討会」（2018 年 10 月～。外務省と内閣官房の共催）の報告を経て、令和元年（2019 年）6月 28 日付閣議了解及び難民対策連絡調整会議決定に基づき、アジア地域に一時滞在する難民を年1～2回、年に 60 人の範囲内で受入れ、定住支援を実施することを決定しており、この中で「面接調査は UNHCR 及び国際移住機関等の協力を得て、対象国において行う」「IOM に委託し、対象国において、日本に受入れ予定の第三国定住難民に対し、出国前研修及び健康診断を実施する」と記載している。受入れにあたって実施する各種の研修、健康診断、出国及び入国に係る手続き、難民の第一次庇護国に事務所を有し第三国定住に係る業務経験のある IOM に委託することにより、円滑な受入れが確保されている。

同業務については、IOM 以外に実施できる機関が見当たらず、「難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取組に関する決議」（平成 23 年 11 月衆参全会一致で可決）においても国際的組織との連携を強化することが謳われている。また、本件拠出は、第三国定住難民に対する一時庇護国（アジア地域）から日本入国までの支援を対象とするのに対し、外務省が別途実施する「第三国定住による難民の受入れ」事業では、入国後の定住支援（入国当初の初動支援、第三国定住支援施設における定住支援、同施設退所後の定住支援）を対象としている（両者の役割分担は上記令和元年6月 28 日付け難民対策連絡調整会議決定において規定。）。本件拠出は、こうした外務省の事業や、別途厚生労働省が実施する就労支援、文化庁が実施する日本語教育と相互補完性を有している。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

本件拠出金は 100%日本が拠出するものであり、IOM 駐日事務所内に本件拠出金の実施に特化したプロジェクトチーム（日本人職員で構成）がある。外務省は、本プロジェクトの実施について、IOM 駐日事務所と緊密に連絡をとりあっているほか、2025 年3月に、関係省庁の担当者がバンコクのアジア太平洋地域局を往訪し、プロジェクトの改善点や具体的な方向性について意見交換を実施した。

また、2025 年2月に実施された IOM との政策協議においても本件拠出事業は話し合われており、本件事業における日本の意向をハイレベルに対して伝達する枠組を確保している。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

- ・2022 年 10 月、ポープ IOM 副事務局長が訪日し、高木外務大臣政務官を表敬。日・IOM の協力関係をより一層強化していくことを確認し合った。
 - ・IOM とは、2021 年から政策協議を実施。評価対象期間においては、2025 年2月に第3回日・IOM 政策協議を東京で初めて対面で開催（先方ダニエルズ副事務局長、日本側外務省日下部国際協力局審議官）。
 - ・2022 年 12 月、出入国在留管理庁の主催する国際フォーラム「東京イミグレーションフォーラム」で、齋藤法務大臣が開会挨拶、ヴィトリノ IOM 事務局長が基調講演（オンライン参加）を行い、コロナ禍後の人の移動の効果的な管理やグローバルパートナーシップの強化について、アジア太平洋及び他の地域の入管職員に発信した。また、2日間にわたる全体会合及び分科会において、国際的な国境管理や共生社会に関して IOM 駐日事務所職員が3回にわたりプレゼンテーションを行った。
 - ・2024 年2月、ポープ事務局長が訪日し、上川外務大臣を表敬、緊密に協力していくことで一致。同事務局長は「外国人の受入れと社会統合のための国際フォーラム」に出席。
 - ・2025 年2月、ダニエルズ副事務局長訪日、上記第3回日・IOM 政策協議の他、「外国人の受入れと社会統合のための国際フォーラム」に出席。
- 1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。
- ・IOM 駐日事務所と外務省は 2005 年以来、移民の社会統合のあり方などをテーマに、「外国人の受入れと社会統合のための国際フォーラム」を共催し、外国人を受け入れる側である日本社会の共生に関する理解を深めるための取組等におけるグッドプラクティスや課題等を紹介している。2025 年2月には「共生社会実現に向けた自治体間の国内外連携」をテーマに、総務省・千代田区・一般財団法人自治体国際化協会の後援を受けてフォーラムを開催し、宮路外務副大臣が開会挨拶、ダニエルズ IOM 副事務局長が基調講演を行い、IOM の取組や課題等を社会に発信した。
 - ・2009 年より継続的に、司法修習の選択型実務修習（2週間）の一環で、毎年数名の司法修習生に駐日事務所での実習の機会を提供しており、今年度は 2025 年1月と2月に各1名、計2名を受け入れた。
 - ・2024 年9月には、タイにおける「責任あるビジネスと人権フォーラム 2024」の期間中、IOM は日本企業向けにワークショップ（企業関係者など 42 名参加）やスタディツアー（同 18 名）、ネットワーキングのためのレセプション（同 57 名）をジェトロ・アジア研究所などと共催。レセプションでは、ファーストリテイリングのサプライチェーン関連の担当者が基調講演を行った。同年 11 月にも東京で、Global Compact Network Japan の協力のもと、東南アジアではたらく移住労働者の人権デューデリジェンスをテーマにワークショップを行い 83 名が参加した。また、2025 年3月に、バンコクの在タイ日本国大使館において、ジェトロ・アジア経済研究所他との共催で、「在タイ日系企業に求められる『人権デュー・ディリジェンス』とは」と題したセミナーを開催し、34 名が参加した。さらに、駐日事務所は、2025 年1月と3月に、タイ事務所と協力し、依頼を受けた2社のサプライヤーに対して責任ある雇用など、ビジネスと人権に関する研修を実施した。他にも、駐日事務所は、通年、企業からの個別の相談や研修依頼に対応し、企業のサプライチェーンの管理向上及び移住労働者の人権と労働権の保護に関する取組の強化に貢献している。
 - ・IOM は、武田薬品工業より提供された資金で、移民や避難民を対象とした「電子個人保健記録」（e-PHR）のシステム開発と運用を 2025 年1月まで実施。同システムは、コロンビア、エクアドル、エチオピア、ケニア、ウガンダ、イエメンで運用され、約6万 7,000 件に活用された。
 - ・2023 年に引き続き、評価対象期間外ではあるが、2024 年2月に、ウクライナ支援実施を希望する全国賃貸管理ビジネス協会、及び APAMAN 株式会社から資金提供を受け、キーウ近郊で戦闘の被害を受けた集合住宅の大規模修理を行った。
 - ・日本国内において第三国定住難民に対する定住支援を実施する機関（アジア福祉教育財団）と IOM 駐日事務所との間で、第三国定住難民受入れのための緊密な連携をとっている。

・2024 年9月及び 2025 年3月にマレーシアで実施された日本への第三国定住難民に対する渡航前語学研修では、IOM は日本の公益法人からの日本語教師の派遣、研修の実施に拠出金を活用した。 ・渡航前支援の一環として、ファーストリテイリング社、UNHCR と連携し、ファーストリテイリング社から寄付を受けた冬服などを来日前の難民に希望に応じて配布した。
1-5 本件拠出に係る日本側の取組等
第三国定住により受け入れることとしている「日本社会への適応能力がある者であって、生活を営むに足る職に就くことが見込まれるもの及びその家族(閣議了解(平成 26 年1月 24 日、令和元年6月 28 日一部変更))」に、日本への定住に関心を持ってもらうためには日本の第三国定住事業に対する広報が重要である。そのため、令和6年度には、内閣官房が作成した、日本の第三国定住に関する広報動画を難民に対するオリエンテーションで IOM に使用してもらうなど、日本の第三国定住事業への認知向上に取り組んでいる。さらに、かかる広報活動を、難民キャンプ内の会議室の使用や、通訳サポート等で IOM の協力を得つつ実施していく方針。
1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括
国際移住機関(IOM)拠出金(第三国定住難民支援関係)は、日本に受け入れる難民に対する出国前の支援(現地での健康診断、出国前研修(生活オリエンテーション及び日本語教育)及び日本到着までの渡航)を IOM が行うことで人道的かつ秩序ある、すべての人々の利益となる移住の促進を達成し、ひいては難民が日本において生活保護を受けることなく自立生活を営むことにより日本の外交政策上の目標である「第三国定住による難民の受入れ等を通じ、我が国の社会的安定を維持しつつ、人道分野で国際貢献を行う。」に貢献することを目標としている。 IOM は、2-2 のとおりの効果を上げており、IOM の貢献なしには日本が第三国定住難民の受入れを実施し、国際貢献をすることは困難であり、この分野における日本の国際貢献において不可欠の役割を果たしている また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。 基準4については 4-2 の理由から N/A としている。 来日した第三国定住難民からは、「一時避難国では教育へのアクセスがなかったが、日本で教育が受けられたことで将来の夢が広がった」などの声が寄せられている。 以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果
・本件拠出による実施事業の目標:第三国定住難民の日本への移動に際し、現地での健康診断、出国前研修(生活オリエンテーション及び日本語教育)及び日本到着までの渡航に関し、UNHCR 及び NGO との連携を強化し、円滑な難民支援を実施する。 ・国際貢献等の観点から、2024 年9月には 11 家族 18 名、2025 年3月には2家族9名の第三国定住による難民の受入れを行い、受入れ難民に対する定住支援を行った。具体的には、受け入れた難民が、日本において生活保護を受けることなく自立生活を営むことを目標として、第三国定住により日本に受け入れる難民に対する出国前の支援(現地での健康診断、出国前研修(生活オリエンテーション及び日本語教育)及び日本渡航の手配)を円滑に実施した。IOM の貢献なくして、第三国定住難民の受け入れは不可能であった。また、本拠出金による出国前研修等の成果により、

過去5年間に受け入れた難民の9割以上が雇用されるか、その見込みが立つなど、第三国定住の円滑な実施に寄与している。

・また、2017 年度から、難民問題への理解が全国規模で広がることを期待して、定住先を可能な限り首都圏以外の自治体とすることを新たな方針としており、上記についても受け入れた難民の地方定住の実現に寄与した。この間、IOM は受入れ対象者の入国や研修の方法などを積極的に検討し、準備を進めてきたところ、難民に実施する出国前研修の内容の改善など、今後の受入に際しても必ず有益となる知見が蓄積した。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	4月から3月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024 年6月(日本の 2023 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025 年6月(日本の 2024 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
拠出先においては、日本の拠出金後から本件拠出による事業を開始し、事業実施期間は事業によって異なるが、事業完了後3か月以内に報告書が提出されることとなっている。 上記の報告書では、日本の 2023 年度拠出分を含め、収入、支出、残余额が記述されており、残余额については次年度予算に繰り越されている。 IOM の外部監査については、2022 年から 2024 年までガーナ会計検査院室(Office of the Auditor-General of Ghana)が務め、毎年、前会計年度の外部監査報告書が発表されており、2023 年度報告書においては、適正意見が表明されている。2025 から 2027 年まではフランスの会計検査院が務める。 IOM では内部ガバナンス強化を機関全体で実施しており、ポープ事務局長が就任後に進めている構造改革の中で、内部監査等の独立性の担保が重視されている。内部監査報告書は、高い透明性確保のため、IOM ウェブサイト上で公表されており、2022 年からは、35 件公表済み。内部監査については 2021 年、KPMG の品質評価を受けている。2024 年 10 月の駐日事務所の内部監査報告によれば、部分的に効果的だが組織の内部統制や会計処理の分野で主要な改善が必要と指摘されている。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
IOM は 2019 年からガバナンス強化に取り組み、国際機関を評価する国際機関評価ネットワーク(MOPAN)の最新の評価(IOM については 2022-2023 年に実施)では、IOM の組織改革について、機関側の努力を認めつつ、その効果が現れるのには時間がかかる旨評価がなされている、また、同機関の移住分野における重要性について改めて評価されている。なお、財務枠組みや資金調達モデルについては、課題があるとも指摘されている。 このような評価もあり、ポープ事務局長は、2023 年 10 月の就任時より、強力なリーダーシップをもって組織改革を推進。具体的には、法務、内部監査、倫理等の部署の報告ラインを事務局長直下に置く、パートナーシップやアドボカシー部門の強化、地域事務所の報告ラインを官房長直下におくことにより、幹部職員、地域事務所、事務局長とをつなぐ役割に更新等本部機能を強化するとともに、地域事務所の配置の見直し等を実施し、効率性と効果を意識した体制に移行させた。	

また、事業面においても、2024 年1月に戦略計画を発表し、①人命救助、②避難民に関する課題解決、③正規ルートを通じた移住の促進といった3つの戦略の柱を策定し、同戦略を踏まえた事業実施を展開。 直近の課題としては、米国の大幅な資金減に伴う組織改編の必要性に迫られているが、ポーブ事務局長は単なるコスト削減ではなく、現場を重視した構造改革を重視し、人員削減とともに本部部局のジュネーブ外への移転等機動的に推進。加盟国とも透明性をもって状況の報告を行い、パートナーシップの多様化をより強力に推進している。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
該当なし。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☒ 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等)(IOM 駐日事務所) ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
2	2	2	2	3	1	3
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
0	0	0	0	1	1	1
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
本拠出は、1-1(1)の目標達成に向け、効果的かつ効率的なプロジェクトの実施のために真に必要なかつ適切な規模の費用(IOM側人件費を含む。)をノンコア拠出するものであり、現状、拠出金の範囲内において、プロジェクトの実施目的を超えて日本人職員の増強を図ることは困難。						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B

b

b

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際連合人権高等弁務官事務所(OHCHR)拠出金	
2 拠出先の名称	
国際連合人権高等弁務官事務所(OHCHR)	
3 拠出先の概要	
国連人権高等弁務官のポストは、1993年12月、第48回国連総会決議48/141により創設。国連人権高等弁務官事務所は、同弁務官を長とし、国連事務局の中で人権を包括的に扱う唯一の機関(加盟国数は国連加盟国に準ずる。)。本部はジュネーブ(スイス)にあり、事業の目的は、人権享受の普遍的な促進、人権に係る国際協力の推進等で、年3回行われる国連人権理事会の事務局及び主要な人権条約委員会の事務局として機能。駐日事務所はなし。	
4 (1) 本件拠出の概要	
本件拠出は、特別手続(special procedures。国連人権理事会において、国別又はテーマ別の人権分野において独立専門家が報告等を行う。)や OHCHR フィールド事務所の活動支援費用等、条約体改革への活動支援費用の経費に充てられている。これをもって、国際社会における人権・法の支配・民主主義等の促進に貢献する。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 1,487 千円	
任意拠出金総額に占める日本の拠出率:2023 年度 0.63% (25 位)(日本全体の拠出額)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
総合外交政策局人権人道課、ジュネーブ国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標施策 II 分野別外交:国民の安全の確保と繁栄を目指し、望ましい国際環境を確保すること」、「施策 II-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野7:国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」の下に設定された中期目標「国連等国際フォーラムへの積極的な参加及び二国間対話等の実施等を通じて、国際社会の関心事であり、我が国にとって重要な普遍的価値の一つである人権・民主主義の国際的な保護・促進に取り組む。また、国際社会の責任ある一員として、締結している人権条約を着実に履行する。さらに、第三国定住による難民の受入れ等を通じ、我が国の社会的安定を維持しつつ、人道分野で国際貢献を行う。そして、我が国の人権人道分野における上記取組について国際社会に適切に発信し、国際社会の理解を促進する。」を達成するための達成手段の一つと位置づけている。(令和6年度外務省政策評価書)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拋出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

- ・日本は、人権は普遍的価値であるとの基本的立場の下、多国間及び二国間の議論や対話への積極的な参加といった日本らしい「対話」と「協力」の姿勢に立ち、日本を含む国際社会の人権状況改善に向けた取組を行っている。
- ・この取組の一つとして、日本は OHCHR が事務局機能を果たしている人権理事会の理事国として、また、国連総会や安全保障理事会においてその意思決定プロセスに積極的に参加し、また、日・OHCHR 政策協議(直近の第3回日・OHCHR 政策協議は 2023 年 11 月に実施)における協議等を通じ、その目標実現を推進している。
- ・OHCHR は国連の中で人権を包括的に扱う唯一の機関である。毎年3回開催される国連人権理事会の事務局となっているほか、各地域事務所において技術協力等を通じて世界の人権状況の改善に向けた取組を実施している。
- ・日本は、2006 年より毎年1回、人権理事会ハイレベルセグメント(各国首相、閣僚等によるスピーチセッション)に外務省政務レベルや政府要人が出席している。2021 年2月には、日本の外務大臣として初めて茂木外務大臣がビデオメッセージの形でステートメントを実施した。直近の第 58 回人権理事会(2025 年2月)には生稲外務大臣政務官が出席し、人権擁護に向け国際社会が対話と協力を続けることが重要と訴え、様々な人権課題に対する日本の取組や方針を説明した。また、日本は、人権理事会理事国として、引き続き、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持に強くコミットしていくことを表明した。
- ・OHCHR への拋出金は、日本が重視するアジアにおける人権状況やハンセン病差別撤廃をはじめとした諸課題の解決に向け、OHCHR が非常に重要な役割を果たすことが期待されるところ、二国間の取組を補完し、「対話」と「協力」に基づく日本らしい人権外交を主体的かつ積極的に進めるうえで有用である。また、日本が外交において人権を重視していること及び、世界の人権状況改善へのコミットメントを示す観点からも、本件拋出は重要である。具体的には、日本は過去のハンセン病政策も踏まえ、2008 年以降、国連人権理事会に「ハンセン病差別撤廃」決議案を提出するなど、ハンセン病患者、回復者及びその家族に対する偏見・差別の解消に向けて、国際社会において主導的な役割を果たしてきている。2017 年に採択された同決議により設立された「ハンセン病差別撤廃」特別報告者への日本による拋出は、こうした日本の立場を一層強化するための取組の一環といえる。

1-2 拋出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

- ・本拋出はイヤマーク拋出であり、OHCHR から提案を受けたもののうち、日本が重視する事業に対して支出を認めるため、日本の意向反映は確保されている。
- ・OHCHR が事務局機能を果たしている人権理事会は、年3回開催、年間 10 週間にわたって開催(今回対象期間には、2024 年6～7月、9～10 月、2025 年2～4月の計3回開催)され、人権理事会における人権関連決議案が毎年 120 本程度作成される。また、国連加盟国(193 か国)全ての国の人権状況を普遍的に審査する枠組みである普遍的・定期的レビュー(UPR)等も人権理事会の重要な機能である。これに加えて、OHCHR は、人権関連決議によって設定される特別手続や各種人権条約体の事務局機能も果たしている。日本は、OHCHR が事務局機能を果たしている人権理事会の理事国として、これらの意思決定プロセスに積極的に参加している。日本は、2023 年 10 月の人権理事会理事国選挙に当選し、2024 年1月～2026 年 12 月の任期中、理事国を務める。

1-3 拋出先との間での要人往来、政策対話等

- ・例年2～3月に行われる人権理事会ハイレベルセグメントでは、例年マージンで外務大臣政務官や政府要人が国連人権高等弁務官等と会談。
- ・2025 年2月の人権理事会ハイレベルセグメントのマージンにおいて、生稲外務大臣政務官はナダ・アル＝ナシフ国連人権副高等弁務官等と会談し、日本と OHCHR の協力強化や、人権分野等における日本の取組について議論を行い、引き続き緊密に連携していくことを確認した。また、同ハイレベルセグメントステートメントにおいても、日本の人権外交への取組を発信している。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。
・日本は、OHCHR が事務局を務める主要な人権条約委員会で、日本人委員を継続的に確保している。自由権規約委員会では寺谷広司委員(2023 年～2026 年)、女子差別撤廃委員会では秋月弘子委員(2022 年～2026 年)、拷問禁止委員会では前田直子委員(2022 年～2025 年)、障害者権利委員会では田門浩委員(2025 年～2028 年)が現在任期を務めている。 ・その他、様々なステークホルダーから、人権分野の取組強化を求める声が上がっている。
1-5 本件拠出に係る日本側の取組等
・「ハンセン病差別撤廃」決議に基づいて設置された特別報告者の活動支援について、日本は過去のハンセン病政策も踏まえ、2008 年以降、国連人権理事会に「ハンセン病差別撤廃」決議案を提出するなど、ハンセン病患者、回復者及びその家族に対する偏見・差別の解消に向けて、国際社会において主導的な役割を果たしてきている。同決議案は「ハンセン差別撤廃」特別報告者の任命についても決定しており、選定された「ハンセン病差別撤廃」特別報告者は、人権理事会及び国連総会への報告書提出、各国政府及び様々なステークホルダーとの対話・協議等を通じ、ハンセン病患者等の人権享受の実現に向けて精力的に活動を実施。 ・2023 年 10 月に就任した現特別報告者は、世界各地で、学術機関、市民社会等ステークホルダーと会合を行っているほか、講演やインタビューを通じて、ハンセン病差別撤廃における特別報告者の役割の周知を行っている。同特別報告者は、2-2 のとおり、2024 年4月及び 2024 年7月に活動の報告書を公表している。日本による拠出は、ハンセン病に係る差別撤廃に向けて活動する同特別報告者の活動を支援するものといえる。
1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括
国際連合人権高等弁務官事務所(OHCHR)拠出金は、国際連合人権高等弁務官事務所(OHCHR)が、特別手続や OHCHR フィールド事務所の活動支援、条約体改革への活動支援をすることで、国際社会における人権・法の支配・民主主義等の促進を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である国民の安全の確保と繁栄、望ましい国際環境の確保を目標としている。また、日本が重視する北朝鮮による拉致問題についても、国際社会の世論喚起、事実関係の調査を含め、重要な役割を果たしており、OHCHR との協力関係を築くことは日本にとって重要。 国際連合人権高等弁務官事務所(OHCHR)は、2-2 のとおりの効果を上げている。 また、基準3においては、3-1(4)のとおり対応している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。 基準4については4-2の理由からN/Aとしている。 以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果
【終了した事業】なし
【実施中の事業】

・2024 年度は、2023 年度と同様、「ハンセン病差別撤廃」決議に基づいて設置される特別報告者の活動支援に拠出。当該特別報告者のマンデートは、2023 年から 2026 年までであり、ハンセン病患者・回復者及びその家族による人権の享受を実現し、平等な社会参加を妨げる差別や偏見を撤廃することを目的に、各国での「ハンセン病差別撤廃のための原則及びガイドライン(P&G)」の進捗フォローアップ、WHO 等の国際機関や NGO 等の関連ステークホルダーとの対話・協議実施、ハンセン病患者等に対する差別撤廃に向けた啓発活動の実施、人権理事会及び国連総会への毎年の報告書提出(評価対象期間においては、2024 年7月)が行われている。現在事業実施中。このほか、2024 年4月にも報告書が公表されており、例えばケアと支援の定義の再考などについての報告が行われている。これは国際社会におけるハンセン病差別問題の解消に向けた日本の取組に大いに貢献するものとなっている。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1 月から 12 月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024 年5月(日本の 2022 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	3-1(4)のとおり
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025 年6月(日本の 2023 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
個別の決算報告書の作成はないものの、年次報告書において OHCHR の収支報告やマネジメントなどについての報告がなされている。上記報告書によれば、2023 年度の総収入は 459.7 百万ドル、総支出は 439.9 百万ドル。日本の 2022 年度拠出分(ハンセン病特別報告者等本拠出以外の拠出も含む)に関し、予算 1,763,471 ドルが日本から拠出されている旨記載があり、日本のイヤマーク拠出金(1,763,471 ドル)の内訳に記載されている「人権理事会と特別報告者(Subprogramme 4 Supporting the Human Rights Council and its Special Procedures)」に対する拠出 16,036 ドルについても言及がある。これは、2022 年度当初予算分に当たる。個別事業については、在外公館の担当レベルで状況等を確認のうえ、随時本省に報告し、問題がないことを確認している。 本件拠出金のみは監査は行われていない。OHCHR については、国連の一部として、国連会計検査委員会(BOA)による監査を受けている。BOA による監査報告において、OHCHR については、権限委譲のアカウンタビリティ向上が助言されている。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
OHCHR としては、通常予算の効果的かつ効率的な使用に最大限努力を行い、通常予算及び任意拠出金の使途についても、年次報告書や OHCHR マネージメントプラン(OMP)等を通じ明確化していく努力をしている。OMP とは OHCHR のいわゆる事業計画書であり、同プランは2か年の OHCHR の事業内容及びそれに伴う予算措置について、明確性・透明性を確保すべく、テーマ別優先課題を設定するとともに、目標の達成度を評価するための基準を設定している。	
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。	
該当なし。	

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
-	-	-	-	-	-	-
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
-	-	-	-	-	-	-
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
本拠出は、1-1(1)の目標達成に向け、効果的かつ効率的なプロジェクトの実施等を支援するためにノンコア拠出するものであり、現状、拠出金の範囲内において、日本人職員の増強を図ることは困難。						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B+	a	b	b	N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際連合人権高等弁務官事務所(OHCHR)能力強化拠出金	
2 拠出先の名称	
国際連合人権高等弁務官事務所(OHCHR)	
3 拠出先の概要	
国連人権高等弁務官のポストは、1993年12月、第48回国連総会決議48/141により創設。国連人権高等弁務官事務所は、同弁務官を長とし、国連事務局の中で人権を包括的に扱う唯一の機関(加盟国数は国連加盟国に準ずる。)。本部はジュネーブ(スイス)にあり、事業の目的は、人権享受の普遍的な促進、人権に係る国際協力の推進等で、年3回行われる国連人権理事会の事務局及び主要な人権条約委員会の事務局として機能。駐日事務所はなし。	
4 (1) 本件拠出の概要	
本件拠出は、脱北者等から北朝鮮における人権状況の実態等を聴取し、収集した情報をジュネーブで一元的に管理し、法的観点からの分析を行う、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)ソウル事務所を含むOHCHRの能力強化を行うもの。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 18,524 千円	
(本プロジェクトにイイマークしているのは日本のみ。)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
総合外交政策局人権人道課、ジュネーブ国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交」、「施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野7 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」の下に設定された中期目標「国連等国際フォーラムへの積極的な参加及び二国間対話等の実施等を通じて、国際社会の関心事であり、我が国にとって重要な普遍的価値の一つである人権・民主主義の国際的な保護・促進に取り組む。また、国際社会の責任ある一員として、締結している人権条約を着実に履行する。さらに、第三国定住による難民の受入れ等を通じ、我が国の社会的安定を維持しつつ、人道分野で国際貢献を行う。そして、我が国の人権人道分野における上記取組について国際社会に適切に発信し、国際社会の理解を促進する。」を達成するための手段の一つと位置づけている。(令和6年度外務省政策評価書)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
日本は、これまで国連人権理事会及び国連総会において、北朝鮮人権状況決議を主導してきており、2017 年に OHCHR ソウル事務所を含む、OHCHR の能力強化事業が開始され、その後、2019 年、2021 年、2023 年及び 2025 年に採択された同決議では、OHCHR ソウル事務所を含む、OHCHR の能力強化事業を引き続き2年間行うとの内容が含まれている。本件拠出は、OHCHR ソウル事務所が、北朝鮮における人権状況の実態等を脱北者等から聴取し、収集した情報をジュネーブで一元的に管理し、分析を行うことを可能にするものであり、本件拠出を通じ、OHCHR の取組を財政面からも後押しすることが重要である。また、こうした取組は拉致問題の解決のための取組にも資する。 なお、OHCHR は、北朝鮮における人権状況の実態等を聴取し、収集した情報を一元的に管理し、法的観点から分析を行っている。OHCHR 能力強化で行われているような事業は、他では行われていないため、代替は不可能である。また、OHCHR は、能力強化の取組を行うに当たり、関係国のみならず、北朝鮮における人権状況の収集等を行っている市民社会組織及び被害者団体等とも緊密に連絡をとり、ネットワーク構築に取り組む等相互補完に努めている。 本件拠出以外に、日本から OHCHR に対し、別途任意拠出(令和7年度当初予算 1,487 千円)を拠出しているが、いずれも重要度の高い、異なる目的を有する案件への拠出(本件は、北朝鮮の人権状況の実態等に関する情報収集・分析のための拠出であり、別途の任意拠出は、特別手続や OHCHR フィールド事務所、条約体改革への活動支援費用の経費に充てられており、令和6年度拠出は、「ハンセン病差別撤廃」決議に基づいて設置される特別報告者の活動を支援に充てられた)である。
1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
本件拠出はイママーク拠出であり、その用途に係る日本の意向は確保されている。 OHCHR は、国連人権理事会決議において決定された人権状況の監視等を実施することから、日本も国連人権理事会決議を通してその意思決定プロセスに積極的に参加している。日本は、2022 年 12 月まで国連人権理事会理事国を務めた後、2023 年 10 月の人権理事会理事国選挙において、理事国として選出された(任期は、2024 年1月～2026 年 12 月)。
1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等
・例年2～3月に行われる人権理事会ハイレベルセグメントでは、例年マージンで外務大臣政務官や政府要人が国連人権高等弁務官等と会談。 ・2025 年2月の人権理事会ハイレベルセグメントのマージンにおいて、生稲外務大臣政務官はナダ・アル＝ナシフ国連人権副高等弁務官等と会談し、日本と OHCHR の協力強化や、人権分野等における日本の取組について議論を行い、引き続き緊密に連携していくことを確認した。また、同ハイレベルセグメントにおける生稲政務官ステートメントにおいても、全ての拉致被害者の即時帰国を強く求める旨訴えた。
1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。
北朝鮮の人権状況に関心のある市民社会組織等と OHCHR は緊密に連絡をとり、情報交換を行っている。また、本件拠出は、拉致問題解決のための取組に資するものとして、広く日本国民にとって有用・重要である。
1-5 本件拠出に係る日本側の取組等
OHCHR ソウル事務所を含む、OHCHR の能力強化事業への言及が含まれている北朝鮮人権状況決議は、日本が共同提案国となり、積極的に議論等にも参加した結果、2024 年 12 月の国連総会本会議及び 2025 年4月の人権理事会において、無投票で採択された。
1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

OHCHR 能力強化拠出金は、OHCHR が、脱北者等から北朝鮮における人権状況の実態等を聴取し、収集した情報をジュネーブで一元的に管理し、法的観点からの分析を行う能力を強化するものであり、ひいては日本の外交政策上の目標である「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」に貢献すると共に、拉致問題解決のための取組に資することを目標としており、日本の外交において極めて重要な一端を担っている

OHCHR は、2-2 のとおりの効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2) のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については、4-2の理由からN/Aとしている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標	
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果	
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果	
本拠出事業は、脱北者等から北朝鮮における人権状況の実態等を聴取し、収集した情報をジュネーブで一元的に管理し、法的観点からの分析を行う、OHCHR ソウル事務所を含む OHCHR の活動の能力強化を行うもの。本拠出により、OHCHR ソウル事務所が、脱北者等から聴取し、収集した北朝鮮における人権状況の実態等に関する情報をジュネーブで一元的に管理し、法的観点から分析し、保存する取組が一層進展し、OHCHR の活動の強化が達成された。また、北朝鮮の人権状況に関する説明責任についての議論にもその知見をもって貢献し、市民社会及び被害者団体等との各種協議等の実施を通じ、ソウルはじめ国際社会において意識啓発が進んだ。 さらに、OHCHR は、本拠出による活動支援も得た上で、評価期間中に以下のような成果を挙げた。 ・2024 年の国連総会には、北朝鮮の人権状況に関する国連事務総長及び北朝鮮人権状況特別報告者による報告書が提出された。両報告書には、拉致問題に記述が含まれている。 ・2025 年2～4月の人権理事会には、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況に関する国連人権高等弁務官及び北朝鮮人権状況特別報告者による報告書が提出された。 ・また、2024 年7月、OHCHR は強制労働をテーマとした北朝鮮の人権状況に関する報告書を公表。 これらの報告書は、北朝鮮の人権状況の視認性を高め、国際社会における関心を惹起する効果があり、有用である。かかる活動は、拉致問題解決にも資するものであり、日本の外交に多大な貢献をしている。 OHCHR による能力強化の取組は、国連総会及び国連人権理事会において採択される北朝鮮人権状況決議に基づいて行われるものであるが、1-5 のとおり、同決議の内容に関する議論に日本は共同提案国として積極的に関与し、同決議が無投票という形で、国際社会における幅広い支持を得て採択されることに向けて貢献してきた。	

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024 年 11 月(日本の 2023 年度拠出分)

3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考) 次回報告書の受領予定時期等	2025 年7月(日本の 2024 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
個別の決算報告書の作成がなされており、拠出国たる日本に対して適切な報告がなされている。2023 年度拠出は、予算 205,927 米ドルで、プロジェクト職員に一時的に空席が生じたことにより、29,787.13 米ドルの残余金が生じた旨報告があった。2024 年度拠出分に関する報告書は、2025 年7月接到見込み。 本件拠出金のみ監査は行われていない。OHCHR については、国連の一部として、国連会計検査委員会(BOA)による監査を受けている。BOA による監査報告において、OHCHR については、権限委譲のアカウンタビリティ向上が助言されている。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
OHCHR としては、通常予算の効果的かつ効率的な使用に最大限努力を行い、通常予算及び任意拠出金の使途についても、年次報告書や OHCHR マネージメントプラン(OMP)等を通じ明確化していく努力をしている。OMP とは OHCHR のいわゆる事業計画書であり、同プランは2か年の OHCHR の事業内容及びそれに伴う予算措置について、明確性・透明性を確保すべく、テーマ別優先課題を設定するとともに、目標の達成度を評価するための基準を設定している。	
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。	
該当なし。	

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
-	-	-	-	-	-	-
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
-	-	-	-	-	-	-
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

本拠出は、1-1(1)の目標達成に向け、効果的かつ効率的なプロジェクトの実施等を支援するためにノンコア拠出するものであり、現状、拠出金の範囲内において、日本人職員の増強につなげることは困難。

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

S

s

a

a

s

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関拠出金	
2 拠出先の名称	
国連女性機関 (UN Women)	
3 拠出先の概要	
ジェンダー平等と女性のエンパワメントを専門に扱う唯一の国連機関。2010 年7月の国連総会において、国連婦人開発基金 (UNIFEM) 等既存の4機関を統合してジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関 (略称: 国連女性機関 (UN Women)、以下「UN Women」という。) を設立。加盟国数は 193 か国。本部はニューヨーク (米国)。駐日事務所あり (東京)。 優先的活動分野は、1 女性のリーダーシップと政治参画、2 女性の経済的エンパワメント、3 女性に対する暴力の撤廃、4 平和・安全保障・人道支援・災害リスク削減への女性の関与。	
4 (1) 本件拠出の概要	
UN Women の主な役割は、①国・地域レベルでの支援活動の実施、②加盟国におけるジェンダー平等に向けた規範作り、③ジェンダー平等に関する取組における国連機関間の調整であり、本件拠出はこれらの取組の実施及び同機関の運営経費に充てられる。女性の参画の拡大、女性の経済的エンパワメント、女性に対する暴力撤廃、女性・平和・安全保障、人道支援、災害リスク削減、政策・予算におけるジェンダーへの配慮、グローバルな規範・政策・基準の構築に貢献することを目標とし、日本の重視する人間の安全保障にも合致。さらに、本件拠出は UN Women 日本事務所の維持・運営経費にも充てられており、日本政府のジェンダー平等促進の取組を世界に対して発信する活動に加え、ジェンダー平等実現に向けた日本国民の啓発にも貢献。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模 (予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 296,998 千円	
(参考) 令和6年度補正予算額 275,218 千円	
2024 年: 日本の拠出額 (コア拠出のみ): 約 4.1 百万米ドル 3.2% (拠出順位 13 位) 【外務省令和5年度補正予算、国際機関連携無償資金協力、令和6年度当初予算を含む合計額ベース (約 23 百万ドル、拠出順位9位)】 参考: ドイツ 16.8% (1位)、フィンランド 16.3% (2位)、スイス 14.0% (3位)	
2023 年: 日本の拠出額 (コア拠出のみ): 約 4.0 百万米ドル 2.9% (拠出順位: 12 位) 【外務省令和4年度補正予算、国際機関連携無償資金協力、令和5年度当初予算を含む合計額ベース (約 21 百万ドル、拠出順位: 8位)】 参考: ドイツ 20.4% (1位)、フィンランド 13.8% (2位)、スイス 12.6% (3位)	
2022 年: 日本の拠出額 (コア拠出のみ): 約 4.5 百万米ドル 3.0% (拠出順位: 10 位)	

【外務省令和3年度補正予算、令和4年度当初予算を含む合計額ベース(約 14 百万ドル、拠出順位:11 位)】 参考:フィンランド 13.0%(1 位)、ドイツ 12.4%(2位)、スイス 11.0%(3位)
5 担当課室・関係する主な在外公館
総合外交政策局女性参画推進室、国際連合日本政府代表部

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1(1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 II 分野別外交:国民の安全の確保と繁栄を目指し、望ましい国際環境を確保すること」、「施策 II-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野8:ジェンダー平等の実現に向けた国際協力の推進」の下に設定された中期目標「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントの推進に関する国際的議論に参画するとともに、女性・平和・安全保障(WPS)アジェンダを一層推進することにより、国際社会のジェンダー分野における日本のプレゼンスを向上させつつ、国内外におけるジェンダー平等及び女性のエンパワーメント推進に貢献する。」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和6年度外務省政策評価書)
1-1(2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
UN Women は、ジェンダー分野を専門とする唯一の国連機関。世界中でジェンダー平等及び女性・女児のエンパワーメントに向けた規範、政策、プログラム等の企画立案を政府や市民社会と協力して実施するほか、持続可能な開発目標(SDGs)のゴール5(ジェンダー平等)の実現に向け、国連機関間におけるジェンダー平等の取組を主導・調整。その取組への支援は、1-1(1)の目標達成に向けて、日本政府の国内外のジェンダー課題への対応方針に一貫性を持たせ、同分野における日本政府のリーダーシップを国際社会に示す上で不可欠。日本は人間の安全保障の理念を踏まえ「誰一人取り残さない」支援を重視しているところ、UN Women は日本大使館がない又は退避中等その活動が困難な国でも事業を実施しており、日本による直接的な二国間支援が困難な国においてそれを補完する役割を果たすことにより、日本の政策実現に貢献。 本拠出を通じた男女共同参画社会の実現は、2023 年に改定された ODA の基本方針である「開発協力大綱」(2023 年6月閣議決定)とも合致。「第5次男女共同参画基本計画」(2020 年 12 月閣議決定)においても、UN Women との連携強化を積極的に図る旨明記。 日本は、女性・平和・安全保障(WPS)を外交の優先事項として積極的に推進。日本政府が WPS を重視している証左として、日本の予算の基礎となる「骨太の方針 2023」に WPS が初めて明記され、「骨太の方針 2024」でも明記。 WPS は UN Women が取り組む4つの重点分野の一つ。UN Women は安保理において WPS の世界的な取組状況について報告する役割を担うほか、WPS 推進に係る国連加盟国間のネットワークである WPS フォーカルポイント・ネットワーク(FPN)の事務局も務めるなど、国連における WPS 推進の中核となる機関。WPS に関する初の安保理決議第1325 号の採択から 25 周年を迎える 2025 年、日本はノルウェーと共に WPS・FPN の共同議長を務め、2025 年2月には UN Women と連携しつつ、WPS・FPN 東京会合を開催。WPS 推進において主導的役割を果たす UN Women との連携は、日本が WPS 分野で国際社会へ貢献する上で不可欠。日本は WPS アジェンダの履行に関する行動計画を策定してきており、本拠出は、現在実施中の第3次 WPS 行動計画(2023-2028)の具体的な取組にも貢献。 UN Women は、世界各地におけるジェンダー平等及び女性・女児のエンパワーメントの達成に資する取組により培った知見をベースに、政府間の国際会議体の成果文書への提言活動も積極的に行っており、例えば 2024 年 10 月に開催された G7男女共同参画大臣会合の共同声明において、UN Women による専門知識と経験の提供に対する謝意が示されている。また、日本は UN Women からのインプットも得つつ G20 の成果文書交渉に積極的に参加し、2024 年 10 月の G20 リオデジャネイロ首脳宣言に WPS の考え方を反映した文言が初めて明記された。

UN Women が事務局を担う国連女性の地位委員会(CSW)は、ジェンダー平等の実現に係る国際的議論の場であり、日本が国内外で行う取組をアピールする上でも重要。2025 年3月の第 69 回 CSW には、ジェンダー平等を目指す取組の指針となる北京宣言及び行動綱領の採択 30 周年の節目の年に、これまでの進展をレビューしつつ課題と展望について議論する特に重要な会期であることを踏まえ、7年ぶりに日本から政務レベル(英利外務大臣政務官)が出席し、ジェンダー平等達成と女性・女児のエンパワーメントの加速に向けた日本の取組について発信。

日本は、アジアを中心に世界と共に SDGs のゴール5を推進し、多様性と包摂性に富み、新たな課題にも対応できる柔軟で強靱な将来社会を実現するため、①ユースの育成、②若手研究者の研究支援・ネットワーク構築、③「次世代フォーラム」の開催を柱とする新たなプログラムを立ち上げる旨、2024 年9月の国連未来サミットで岸田総理大臣から言及。本プログラムの実施においても UN Women との連携は不可欠。

石破総理大臣は、2024 年 10 月の所信表明演説で、若者・女性の幸せや人権が守られる社会の実現に取り組む旨表明。また、2025 年3月の国際女性の日に合わせてビデオメッセージを発出し、女性活躍・男女共同参画は、全ての人が生きがいを感じられ、多様性が尊重される社会の実現、日本の経済社会の持続的な発展において、不可欠な要素である旨強調。本拠出の一部を充当している日本事務所は、1-4 のとおり日本国民向けの啓発活動を積極的に展開し、日本国内のジェンダー平等の推進にも寄与。

日本は、補正予算や国際機関連携無償資金協力により、UN Women を通じて開発途上国の女性・女児の生計支援や起業支援等を通じた経済的エンパワーメント、ジェンダーに基づく暴力の被害を受けた女性・女児の保護、紛争や自然災害の影響を受けた地域での女性のリーダーシップ向上等に資するプロジェクトを実施する一方で、本拠出を通じて、UN Women がその役割(①国・地域レベルでの支援活動の実施、②加盟国におけるジェンダー平等に向けた規範作り、③ジェンダー平等に関する取組における国連機関間の調整)を国際社会で発揮するための組織としての機能を支援しており、それぞれの拠出は互いに補完性がある。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は UN Women の設立以来、最高意思決定機関である執行理事会(41 か国で構成)の理事国に継続して選出されており、2025 年4月には6選(任期 2026 年1月～2028 年 12 月)を果たしている。さらに、UN Women へのドナー国上位 25 か国のみが招待されるドナー会合にも、2020 年の開始以降、日本は毎年参加し、執行理事会と併せ、同機関の意思決定プロセスに日本の意向を反映できる地位を維持している。なお、日本事務所と日本政府との間で随時意見交換する機会を設けており、日本事務所を通じ日本側の意向がその都度遅滞なく UN Women 本部に伝達されるよう努めている。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

【ハイレベルの往来】

UN Women は、男女平等促進のためには男性の関与が不可欠であるとして、2014 年から「HeForShe イニシアティブ」を実施。日本の総理として、安倍総理大臣に続いて 2022 年に HeForShe チャンピオンに就任した岸田総理大臣は、2024 年9月、ニューヨーク(米国)で開催された HeForShe10 周年を記念する「HeForShe サミット 2024」にビデオメッセージの形で参加し、チャンピオン就任時に表明した4つの約束(①女性の経済的自立、②女性活躍促進に関する積極的発信、③UN Women との更なる協力強化、④紛争下の性的暴力の終焉への取組)について、国内の男女の賃金差異の情報開示や税と社会保障の見直しから、UN Women を始めとする国際機関への積極的な拠出まで、様々な取組を通じてジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントに貢献してきた旨表明。同サミットにはバフス UN Women 事務局長等が出席。

2024 年9月、UN Women が事務局を務める WPS・FPN ハイレベルサイドイベントがニューヨーク(米国)で開催され、日本が 2025 年に FPN の共同議長をノルウェーと共に務めることを踏まえた上川外務大臣のステートメントを松尾総合外交政策局審議官が代読。同サイドイベントにはバフス UN Women 事務局長も出席し、日本及びノルウェーによる 2025 年共同議長就任を歓迎する旨発言。

2025 年2月4日から6日まで、日本は、WPS・FPN の 2025 年共同議長として、FPN の事務局を務める UN Women と連携しつつ、WPS・FPN 東京会合を国連大学にて開催。4日午前の同会合のオープニングセッションでは藤井外務副大臣が開会挨拶を行い、日本政府はアジア太平洋地域における WPS 行動計画策定や FPN の事務局機能を支援するため、約2百万米ドルを UN Women に拠出し、25 年の節目に WPS アジェンダを更に国際的に推進していく旨表明。4日夜には同会合に際して岩屋外務大臣主催のレセプションを飯倉公館にて開催。5日午後には同会合に合わせて一般公開シンポジウムを開催し、藤井外務副大臣が開会挨拶を実施。同会合に合わせてマディ UN Women 事務局次長を日本に招へいし、マディ事務局次長は、オープニングセッション及び一般公開シンポジウムにて挨拶を行ったほか、レセプションでは岩屋外務大臣と立ち話を行った。さらに、マディ事務局次長は、訪日中に、藤井外務副大臣への表敬、高橋 WPS 担当大使との意見交換及び上川前外務大臣を含む WPS 議連幹部との意見交換を行った。

2025 年3月、英利外務大臣政務官がニューヨーク(米国)に出張し、UN Women が事務局を務める第 69 回 CSW に出席。英利外務大臣政務官は、CSW 閣僚級ラウンドテーブル及び一般討論にてステートメントを行い、ジェンダー平等の実現に向けた日本の取組について説明するとともに、UN Women への拠出等を通じて日本が WPS を推進していくことを強調。さらに、英利外務大臣政務官は、パフス UN Women 事務局長とバイ会談を実施し、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントという基本的な価値は重要であると述べ、引き続き日本と UN Women とのパートナーシップを深化させることで一致するとともに、パフス事務局長から訪日に対して前向きな反応があった。

【事務レベルでのやり取り】

2024 年7月、同年5月に松尾総合外交政策局参事官とマディ UN Women 事務局次長(対面)及びグンボンズバンダ同事務局次長(オンライン)との間で実施した第5回日・UN Women 政策協議のフォローアップとして、古本総合外交政策局女性参画推進室長、福岡 UN Women 日本事務所長及び UN Women の各地域事務所代表らが出席して政策協議地域セッション(オンライン)を開催し、日本側が重視する事項・分野等を各地域事務所の代表らに直接伝達。

2024 年 11 月、国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)及び UN Women 主催による「北京+30 レビューアジア・太平洋閣僚級会合」がタイ・バンコクで開催され、大崎麻子 CSW 日本代表、小八木内閣府男女共同参画局審議官他が出席。本会合は、1995 年の第4回世界女性会議で採択された「北京宣言」及び「行動綱領」について、アジア太平洋地域における実施状況のレビューを行い、2025 年3月に開催される第 69 回 CSW のグローバルレビューに貢献することを目的としたもので、日本からは、一般討論において小八木内閣府男女共同参画局審議官が日本の取組についてステートメントを行うとともに、大崎 CSW 日本代表が2つのパネルディスカッションにおいて発言。

2025 年5月、英国で開催された UN Women ドナー会合に松尾総合外交政策局審議官が出席し、UN Women のトップドナーとしての日本の貢献をアピールするとともに、引き続き UN Women との連携を強化していく旨表明。

2025 年5月、第6回日・UN Women 政策対話を東京で実施。日本側は松尾総合外交政策局審議官、UN Women 側はマディ事務局次長をヘッドとし、WPS 分野や若者を対象とした新たなプログラムを始めとするジェンダー平等達成のための取組での更なる連携を確認。また、日本事務所が国内のあらゆる関係者と更に連携を深めることができるよう、UN Women 側に要請した。UN Women からは、日本からの揺るぎない政治的・財政的支援に対して深く感謝の意が表明された他、WPS・FPN 共同議長としての日本のリーダーシップを評価するとともに、若者の参画は持続可能な開発目標達成の鍵であるとして、若い世代に焦点を当てた日本の取組を評価した。政策協議のために来日したマディ事務局次長は、同年2月に続いて藤井外務副大臣を表敬し、WPS のほか、若者を対象とした新たなプログラムなど、ジェンダー分野における日本の外交政策について意見交換を行った。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

本拠出の一部を充当している日本事務所は、日本関係者との連携や日本国民向けの啓発活動を積極的に展開し、日本国内のジェンダー平等の推進に寄与。

【企業】

・令和5年度の日本の補正予算にて実施中の、日系企業辻プラスチックから UN Women ニジェール国事務所が太陽エネルギーキットを調達する案件は、輸送経路上の安全対策に係る調整に時間を要したために遅れが生じているものの、事業の着実な完了に向けて事業を継続中。

・UN Women は、メディアと広告によって有害なステレオタイプ(固定観念)を撤廃するための世界的な取組として、「アンステレオタイプアライアンス(UA)」を推進。2020年5月に設立されたUA日本支部は、2025年5月現在、6社と2つの同盟で活発な活動を展開中で、さらに1社・1団体の加盟手続きが進行中。定期的に会員企業が参加する勉強会を開催し、2024年7月には Getty Images の Creative Insights Manager を招いた特別ワークショップを、2024年10月には DEI (多様性、公平性、包括性)の取組に関する Unilever Japan による講演を実施。

・2025年2月、HeForShe の企業部門のチャンピオンであるリクルートホールディングスと共に、ジェンダー平等を推進する上での連携を視野に、SIIF(一般財団法人 社会変革推進財団)及び三菱 UFJ 信託銀行と意見交換を実施。

・2025年2月、訪日したマディ UN Women 事務局次長は NEC と面会し、今後の連携の在り方につき意見交換。

・2025年3月、国際女性デーに合わせて、東京証券取引所、IBM、トレンダーズ株式会社、McCann World Group(社内向けイベント)と協働し、講演やウェビナーを実施。

・2025年5月、訪日したマディ UN Women 事務局次長は、大阪・関西万博に立ち寄り、カルティエが出展するウーマンズ・パビリオン関連イベントに出席(カルティエは、2021年にUAに加盟)。朝日新聞にマディ事務局次長のインタビュー記事掲載。

・2025年5月、Bloomberg の Women's Community(BWC)と Association for Women in Finance(AWF)が開催するイベントに、在日米国商工会議所専務理事及びブルームバーグ日本セールス部長と共に登壇、約100名が参加。

【地方自治体】

・2024年7月、東京都教育庁グローバル人材育成部からの要請を受け、「英語でジョブチャレンジ2024」の枠組みの中で、都内の高校生約10名を日本事務所が受け入れ、3時間のワークショップを開催。

・2024年11月、同月25日の「女性に対する暴力撤廃の国際デー」に合わせた文京区の企画に日本事務所が協力機関として参加し、ポスター展示や啓発品配布を通して女性への暴力撤廃について関心喚起を実施。

・2025年3月にも国際女性デーのイベントを文京区と共催。経団連、NHK、ユニリーバ・ジャパン、IBM、博報堂から、DEI(多様性、公平性、包括性)やジェンダー平等を第一線で推進する方々を招いてパネルディスカッションを実施。

【教育機関】

・2024年6月、神田外語大学にて、福岡日本事務所長がジェンダー主流化の重要性及び国際社会における推進の在り方をテーマとする特別講義を実施。

・2024年6月、創価大学にて、日本事務所インターン生が「Say Nothing, Change Nothing」というテーマでワークショップを実施。

・2024年12月、順天堂大学国際教養学部グローバル社会領域の授業にて、岡田日本事務所パートナーシップ専門官が講義。

・2025年3月、東洋学園大学の「人道危機とジェンダー」研究会にて焼家日本事務所長が挨拶。

・2025年4月、ICU キャリアイベントである国際公務員養成講座にて焼家日本事務所長が講義。

【その他】

・上川陽子衆議院議員(前外務大臣)・WPS 議会人ネット JAPAN(WPS 議連)会長は、2025年2月の WPS フォーカルポイント・ネットワーク東京会合で挨拶し、WPS に関する初の安保理決議採択 25 周年の節目に日本が同ネットワークの共同議長を務める意義と共に、得られた知見を WPS 推進の具体的行動につなげる重要性を強調した。マディ UN Women 事務局次長は、2025年2月及び5月に来日した際に、上川会長を始めとする WPS 議連メンバーと面会し、WPS の更なる推進について意見交換したほか、5月の来日では女性活躍を国際的に推進する議員連盟及び自民党大阪

府支部連合会とも意見交換を行い、女性のエンパワメントに関して幅広く議論した。

・2024 年 11 月、駐日コロンビア大使館と日本事務所との連携により、「水が集う時」ドキュメンタリー上映会を開催。上映後には、幡谷則子上智大学教授、長島美紀プランインターナショナルジャパン・アドボカシーグループリーダー及び岡田日本事務所パートナーシップ専門官によるパネルディスカッションを実施。

・2024 年 12 月、「UN Women × 若者ワークショップ」第一弾を開催。I&S BBDO のプランニンググループ執行役員、エグゼクティブプランニングディレクター及び長島美紀プランインターナショナルジャパン・アドボカシーグループリーダーが登場し、WPS と女性とメディアという観点から意見交換。

・2024 年 12 月、国連地域開発センター(UNCRD)が主催する「国連を職場として」をテーマとするパネル・イベントに岡田日本事務所パートナーシップ専門官がパネリストとして登壇。同イベントは名古屋国際センター別棟ホールで行われ、名古屋の高校生を含む参加者が参加。

・2025 年3月、「UN Women × 若者ワークショップ」第二弾を開催。多賀太関西大学教授を招き、男性の生きづらさや、ジェンダー平等推進に男性の参画を促すことの重要性についての講演を実施。

・2025 年3月、国際女性デーに合わせて中国新聞が焼家日本事務所長のインタビューを掲載。

1-5 本件抛出に係る日本側の取組等

日本は、令和6年度補正予算により、WPS・FPN の事務局経費、アジア・太平洋地域の WPS 行動計画支援費、UN Women 日本事務所のパートナーシップ専門官(P4)の人件費を盛り込んだ WPS プログラムとして、約 200 万ドルを UN Women に抛出。これによって国連安保理決議第 1325 号から 25 年の節目の年に日本が FPN の共同議長に就任することが可能となり、2025 年2月の WPS・FPN 東京会合の開催を始め、日本が WPS に関する国際的議論をけん引し、WPS 推進においてリーダーシップを発揮することにつながった。

さらに、令和6年度補正予算により UN Women が実施するプロジェクトに計約 700 万ドル抛出し、中東、アフリカの8か国・地域において、紛争や災害による影響を受けやすい女性・女兒への支援や女性・女兒のエンパワメントに資する事業を計7件実施することにより、日本が人間の安全保障の理念を実践し、各国から信頼を得ることに大きく寄与している。

日本企業との連携につながった例として、令和5年度補正予算により UN Women ベトナムで実施した女性の水へのアクセス改善に関するプロジェクトでは、日本大使館の連絡が契機となり、当該プロジェクトのコンサル業務を日本のコベルコベトナム社が受注。2025 年2月の当該プロジェクトの終了式典には同社も出席し、UN Women ベトナム事務所からは、同社により水へのアクセス改善に係る今後の計画が作成されたことを挙げつつ日本政府からの支援に謝意が示された。

日本抛出案件については、国際連合日本政府代表部を始めとする日本の在外公館から随時働きかけを行っているほか、UN Women との政策協議においてもビジビリティ確保に務めるよう申し入れている。こうした働きかけの結果、UN Women の各国事務所や地域事務所においては、ビジビリティを確保するため、ショートムービーやパンフレットの作成、SNS による広報やメディアインタビューなど、様々な取組が行われている。例えば、2024 年 11 月に UN Women ベトナム事務所が実施した、令和5年度補正予算事業による水タンク供与式典には、日本大使やコベルコベトナム社副社長が出席し、式典の概要は UN Women ベトナム事務所のホームページや SNS による広報のほか、ベトナム全国を対象とした複数の主要メディアで報じられた。UN Women 中央アフリカ事務所では、日本人職員が中心となって、2015 年から 2025 年まで断続的に実施されている日本の補正予算事業を包括的に紹介するパンフレットが作成された。令和5年度補正予算によるスーダンでの事業は、2025 年5月に読売新聞の記事で取り上げられた。

UN Women 日本事務所は、週3～4回の頻度で、国際デーやその時のトレンド、世界情勢を考慮したコンテンツを SNS で発信。アナリティクスの情報分析を活用し、アドボカシーメッセージや日本事務所の動向についての情報が幅広く届くよう工夫。例えば、2025 年2月の WPS・FPN 東京会合に際しては、オープニングセッションでの藤井外務副大臣及び上川 WPS 議連会長(前外務大臣)の挨拶の内容をクオートカードにして SNS 発信。WPS 推進に果たす日本の

役割及び日本と UN Women との連携を強調。フォロワー数は、2025 年5月現在、X(旧ツイッター)8,859 人(前年比 5.4%増)、フェイスブック 5,154 人(前年比 2.4%増)、インスタグラム 4,814 人(前年比 2.3%増)と確実に増加している。さらに、2024 年5月に先行して英語で作成された日本と UN Women との連携に関するパンフレットの日本語版も作成され、日本との緊密な連携が分かりやすくなるよう、日本政府によるプロジェクトの例が掲載されている。UN Women 国内委員会(国連ウィメン協会)とも広報を始めとする連携を実施。

2025 年2月のマディ UN Women 事務局次長の戦略的実務者招へいスキームによる招へい及びそれに際しての同次長による藤井外務副大臣表敬、同年3月の英利外務大臣政務官とバフス UN Women 事務局長との面会、さらに同年5月政策協議に合わせたマディ UN Women 事務局次長と藤井外務副大臣表敬等を通じて、WPS を含むジェンダ一分野での国際協力の推進に向けてハイレベルでの意思疎通を継続。

日本は UN Women との政策協議を 2019 年以降継続的に開催し、2025 年5月に第6回を実施。案件の執行管理の徹底、目に見える成果の報告、残余金を可能な限り生じさせない予算編成について要請した。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関拠出金は、UN Women が①加盟国におけるジェンダー平等に向けた規範作り、②国連機関間の調整、③国・地域レベルでの支援活動の実施をすることでジェンダー平等と女性のエンパワメントを達成し、ひいては日本の外交政策上の目標であるジェンダー平等及び女性のエンパワメントの推進に関する国際的議論に参画するとともに、WPS アジェンダを一層推進することにより、国際社会のジェンダ一分野における日本のプレゼンスを向上させつつ、国内外におけるジェンダー平等及び女性のエンパワメント推進に貢献することを目的としている。

UN Women は、1-1(2)、1-4、2-1(2)、のとおりに実績を上げており、日本がジェンダー平等の実現に向けた国際協力を推進し、ジェンダ一分野における日本のリーダーシップを発揮するとともに国内的に発信する上でも極めて重要な役割を果たしてきた。特に、国連機関の中で WPS 推進のための主導的役割を果たす UN Women との連携は、日本の外交政策目標である国際の平和と安定への貢献においても不可欠である。

基準3については、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。

基準4については、4-1 のとおりの状況である。

本評価期間中、日本が拠出し UN Women と協力して実施する事業について、パナマのプロジェクトサイトを視察したパラシオス・パナマ女性大臣が、当該プロジェクトは移民女性保護のための重要な柱になっているとして日本による支援に謝意を述べたほか、ベトナムで水タンク供与式典に出席したイエン・ベトナム・カマウ省女性連合会長は、省内の女性の多くが生活安定化のために水タンクを必要としているとして日本による支援に謝意を述べ、コートジボワールで機材引渡式に出席したジャン＝ピエール・コートジボワール・チョロゴ州知事及びジェルマン同国国家安全保障会議技術アドバイザーは、流入難民女性に対する日本からの支援に謝意を述べた。また、例えばアフガニスタンで実施した女性のレジリエンス強化支援事業では、裨益者の女性たちから、「職業訓練を通じて自ら仕立屋を営むことにより、地域の他の女性を雇うことができるようになった。」、「農業による収入を得られるようになったことで、自ら家族や生計に関する決定ができるようになった。」、「温室を得たことで、食料のみならず未来をも育てることができるようになり、洪水への備えもできている。」といった謝意表明があった。ポーランド、スロバキア、ジョージアにおけるウクライナ避難民女性・子供の強靱性強化事業では、ウクライナの避難民女性から、トレーニングを通じて避難先で就職先を見つけられたことに対して謝意が示された。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて極めて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

UN Women は、4年ごとにその活動の指針となる戦略計画を立てており、2022 年からは「戦略計画(2022-2025)」に基づいて活動している。持続可能な開発目標(SDGs)の 2030 年のゴールを見据え、3つのマニフェスト(①加盟国におけるジェンダー平等に向けた規範作り、②国連機関間の調整、③国・地域レベルでの支援活動の実施)の下、4つの重点分野と7つの活動及び成果目標を掲げている。重点分野は、①女性のリーダーシップと政治参画、②女性の経済的エンパワメント、③女性に対する暴力の撤廃、④平和・安全保障・人道支援・災害リスク削減への女性の関与。活動及び成果目標は、①国際規範、ジェンダー平等を志向する法律、政策、機関の強化、②ジェンダー平等のための資金調達、③男性及び男児のエンゲージメントを含めた、ポジティブな社会規範、④サービス、財、資源への女性の平等なアクセス、⑤女性の声、リーダーシップ、行為主体性、⑥ジェンダーに基づいた統計、性別別データ、情報の作成、分析、利用、⑦ジェンダー平等及び女性のエンパワメントのための国連システムの調整。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

上記 2-1 (1)の戦略目標(「戦略計画(2022-2025)」)に関し、2024 年の UN Women の主要な成果は次のとおり。

- ① 活動目標①については、全体の達成率 117%。これは下位8項目の達成率の平均で、例えば、ジェンダー分野における取組に関する国別レビューを実施した国の数は 89 개국(ベースライン 16、目標値 68)で達成率 131%、各国がジェンダーへの配慮を向上させるための知識を得るために UN Women が作成した資料の数は 41(ベースライン 32、目標値 37)で達成率 111%。また、国連総会等の決議の 60%(ベースライン 54%、目標値 56%)がジェンダーに基づく視点を統合するに至った。さらに、WPS 国家行動計画を策定した国の数は、104 개국となった(ベースライン 86、目標値 96)。これらの目標値は、基本的に 2021 年の実績値を基に設定されている(以下②～⑦についても同様。)。同機関の支援により、各国で計 175 本のジェンダーに配慮した政策、戦略及び計画が採択、シエラレオネでの児童婚の廃止など計 77 本の法律が採択、改定、又はジェンダー平等を前進させるため廃止となった。中央アフリカ共和国では、地方選挙の候補者リストが男女同数となるよう選挙法典が改正された。加えて、UN Women は 27 개국でエイズ対応機関のジェンダーに係る専門性強化に取り組んでいるところ、リベリアのエイズ委員会に新たにジェンダー対応部門が設置された。
- ② 活動目標②については、全体の達成率 87%。これは下位5項目の達成率の平均で、例えば、ジェンダー平等を財政に関する法・政策・基準に統合する能力を備えたパートナーの数は 362(ベースライン 101、目標値 303)で達成率 119%、ジェンダー平等のために革新的金融やアカウンタビリティを支援するために導入された手法の数は 95(ベースライン 24、目標値 91)で達成率 106%。また、20 国のジェンダー平等に資する予算増額に貢献したほか、548 の国家及び非国家機関に対してジェンダーに配慮した財政手法を取り入れるための能力強化を実施した。例えばインドでは 2024 年の政府予算全体のうち、過去最高となる 6.8%、38 億ドルがジェンダー関連予算に充てられた。モロッコでは、2025 年予算案に、ジェンダーに配慮した予算原則が盛り込まれた。アルバニアでは、予算に女性の意見が反映された結果、2万9千人以上の暴力の被害者に対するサービスの強化、8千の女性世帯主家計の経済的支援、5万 1 千人以上に裨益する母子保健サービスにつながった。
- ③ 活動目標③については、全体の達成率は 90%。これは下位4項目の達成率の平均で、例えば、差別的な社会的ジェンダー規範を特定し、対処する能力を向上させた機関の数は 133(ベースライン 97、目標値 108)で達成率 123%。UN Women は、差別的な社会規範を変革するために、23 개국で 101 のプログラムを実施。これらのプログラムは、(1)コミュニティでの対話促進(エジプト、ヨルダン、モロッコ)、(2)差別的規範撤廃の提唱支援(太平洋諸国)、(3)法・政策の変革促進を通じた物質的条件の整備、という3つの段階で行われた。その結果、22 개국で、暴力を正当化する差別的な規範を取り除きつつ、女性に対する暴力を防止するために包括的な国家的又は準国家的戦略が策定された。例えば、タンザニアでは、ケア労働の責任を女性のみが負っている状況及び無償のケア労働削減に係る国の役割を認識する新たな戦略を発表した。ジョージアでは、6つの政府機関がセクハラ防止及び対応に関する政策及び仕組みを導入した。

- ④ 活動目標④については、全体の達成率は 84%。これは下位5項目の達成率の平均で、例えば、UN Women が女性・女兒に対する暴力根絶サービス改善のためのガイドライン等の改訂・作成・実施を支援した国の数は 29(ベースライン 35、目標値 23)で達成率 126%、公共の場でのセクハラ等を含む性的暴力を防止・対処するためのマルチステークホルダーの活動が実施されている国の数は 25(ベースライン 37、目標値 20)で、達成率 125%。また、34 か国(ベースライン 27、目標値 31 か国)で社会保障を含むサービス、財、資源への女性の平等なアクセスと利用を促進するための多部門的なシステム、戦略、プログラムを実施した。暴力や差別の被害に遭った女性の関連サービスへのアクセスは、30 か国で増加した。また、UN Women の支援により、アフガニスタン、レバノン、ナイジェリア及びウクライナでは、計約 13 万人の女性がジェンダーに基づく暴力からの保護に関するサービスや生計支援、多目的の現金給付等を受けた。
- ⑤ 活動目標⑤については、全体の達成率は 107%。これは下位6項目の達成率の平均で、例えば UN Women がジェンダー平等と女性のエンパワメント推進に向けて活動する市民社会団体を支援するために提供した額は約1億 993 万ドル(ベースライン約 6980 万ドル、目標値約 7740 万ドル)で達成率 142%、公共生活に参加してリーダーシップを発揮するための能力を向上させた HIV 感染の女性・女兒の数は約 10 万7千人(ベースライン約7万9千人、目標値約9万4千人)で、達成率 114%。UN Women の支援により、47 か国の 3,572 の市民団体が、法や政策、人道活動や平和構築に影響を与えることが可能となった。ウガンダの難民キャンプでは、UN Women の研修に参加した南スーダンの難民女性が、初めて難民福祉委員会の委員長に選出された。また、ボスニア・ヘルツェゴビナ及びパプアニューギニアでの地方選挙への準備を含め、3,000 人余りの女性が政治的リーダーシップを強化した。
- ⑥ 活動目標⑥については、全体の達成率は 116%。これは下位6項目の達成率の平均で、例えば、ジェンダー統計の収集・分析・普及・活用を強化したデータ作成者及びユーザーは 8,450 人(ベースライン 4,050 人、目標値 5,725 人)で、達成率 148%。UN Women は、22 か国でジェンダーに関するデータによって法や政策、プログラムに影響を与えることに貢献。ジョージアでは、UN Women の支援を受けた女性に対する暴力の調査の結果が、意識向上及びシェルターへの献金につながった。トンガでは、初のジェンダーと環境に関する調査により、災害リスク管理政策の実施における説明責任の強化につながった。
- ⑦ 活動目標⑦については、全体の達成率は 102%。これは下位6項目の達成率の平均で、例えば、ジェンダー平等と女性のエンパワメントに焦点を当てた国連機関間の成果物及びサービスの数は 216(ベースライン 200、目標値 200)で達成率 108%、ジェンダーマーカーを適用して資金の 15%以上をジェンダー平等に資するプログラムに充てている国連のプール基金の割合は 47%(ベースライン 50%、目標値 39%)で達成率 121%。UN Women の事務局長室は、2024 年に国連事務総長が打ち出した「国連システム全体ジェンダー平等促進計画」を率いる事務局を務めることとなり、国連の組織及びプログラムレベルでジェンダー平等を推進する役割を発揮。成果の一例として、UN Women が機関間常設委員会(IASC)の一員として役割を果たすことにより、国連の全ての人道対応計画にジェンダーに基づく暴力の緩和及び対応の提供が盛り込まれた。

WPS 分野に関しては、UN Women の支援を受けて8か国が新たに WPS に関する国家行動計画を策定し、これらの国で約1億 4,100 万人の女性・女兒が紛争予防、持続可能な平和、暴力の影響の軽減に係る包括的な取組を通じて裨益することに貢献。また、UN Women は、実施パートナーとの協働を通じて中東8か国で約 47 万人を支援するなど、脆弱な状況にある 24 か国において、女性・女兒の命を救うサービスへのアクセスを改善した。また、UN Women の支援により、30 か国の女性・女兒が、災害リスク軽減のための法律、政策、戦略、計画及び評価の採用によって裨益した。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2025年5月(日本の2024年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2026年5月(日本の2025年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
2024年会計報告によれば、同年のUN Womenの収入は520,494千米ドル。支出は622,770千米ドルで、収入に為替レートの影響(1,887千米ドル)を加えて支出を差し引いた欠損額は100,389千米ドル、2024年のUN Womenの過年度の積残金は1,281,296千米ドルである。UN Womenは、国際公共部門会計基準(IPSAS)に基づいて年間会計を作成しており、同基準に従い、拠出金収入は、拠出金を実際に受領したか否かにかかわらず、拠出文書への署名をもって認識される。UN Womenは、長期的な計画の実施を容易にするために、資金調達に係る努力の一環として、ドナーに複数年拠出を積極的に呼びかけており、これを受けて、トップドナーを含む多くのドナーが、最新の戦略計画サイクルの前年又は最初の年に複数年拠出に署名しているため、年間収入が年間予算額と必ずしも一致するものではないが、その年に配分された資金は常に年間利用可能額と整合している。 2024年の通常財源の任意拠出収入は97,616千米ドル(2023年:108,600千米ドル)、通常拠出金は151,800千米ドル(2023年:164,100千米ドル)であった。また、ドナー上位20組織・国からの拠出金は2024年490,983千米ドルであり、2023年の456,871千米ドルから約7.5%増加しており(日本は9位、単独政府ドナーとして8位)、UN Womenの役割や活動の重要性、ジェンダー平等に対する加盟国の取組の活発化の傾向が2024年に引き続き見られる。 国連会計年度2023年については、国連会計検査委員会(BOA)が外部監査を実施している。BOAからの勧告への対応は3-2(1)に記載のとおり。なお、国連会計年度2024年分のBOAの報告書は、2025年8月に発出見込み。上記外部監査に加え、2025年4月に発出された2024年分の内部監査及び調査活動報告書によれば、UN Womenの独立評価監査室(IAS)による内部監査では、UN Womenのコポーレートガバナンス、透明度、インテグリティが同年のうちに成熟してきたことが指摘されている。また、同室からの優先度合いの高い及び中程度の勧告のうち、2023年の勧告3件、2022年の勧告4件、2021年の勧告9件、2020年の勧告2件、2019年の勧告1件に現在引き続き対応している。信託基金の設立及び運営に関する政策の策定に係る勧告(2020年)については、政策案が作成されており、2025年6月に関連の手続が行われる予定。反腐敗政策に係る勧告(2021年)については、政策案が作成され、2025年第一四半期までに最終化される予定。定期的リスク分析のガイダンス策定に係る勧告(2021年)については、2025年第一四半期までに最終化される予定。セキュリティ管理に関する政策に係る勧告(2022年)については、2025年第二四半期までにアップデートが完了する予定。当該報告書は、日本も理事国を務める執行理事会において確認されている。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
UN Womenは、2025年5月に2024年分の「UN Women職員、関係機関職員又は第三者による不正行為、犯罪行為の可能性のある事例に対してとられた懲戒処分及びその他の措置に関するUN Women事務局長報告書」を発表。UN Womenは不正行為に対する強い対処方針をとっており、事例を公表しつつバフース事務局長が全職員に引き続き透明性の確保や説明責任を果たすことを求めるなど、コンプライアンスを強く意識した対応を行っている。その結果、2024年は、スタッフその他の人員や第三者に対する不正行為による懲戒処分は0件であった。	

UN Women は戦略計画、リスク管理及び資源管理を一つの部門が管轄し、効率的な意思決定、透明性、説明責任を担保している。「戦略計画(2022-2025)」規定の、組織効果・効率性の枠組み(OEE)の下、UN Women は組織のパフォーマンス向上のため、5つのアウトプットを設定している。内容と達成率は以下のとおり。 ① 原則に基づいたパフォーマンスを通じ、説明責任を果たす組織を保証(105%、2023 年比+4%) ② パートナーシップと資金調達の推進、効果的な影響力と規模の拡大(81%、2023 年比-13%) ③ ビジネス変革の推進(103%、2023 年比+10%) ④ エンパワーメントされた人材の育成、包括的な組織文化の推進(99%、2023 年比-1%) ⑤ 効果的な規範、プログラム、調整の成果、サービス、プロセス(82%、2023 年比-10%) なお、3-1(4)に記載のとおり、BOA と OIOS による監査が行われている。UN Women は、2024 年に内部調査機能を創設し、内部の調査機能を強化している。BOA については 2022 年末時点で未解決となっていた勧告は 26 件(2020 年分1件、2021 年分7件、2022 年分 18 件)であったが、2023 年末の時点で実施済みが 24 件、実施中が2件で、これまで2年以上に亘って残った勧告は無く、本勧告は確実に実施されている。また 2023 年に OIOS は、UN Women に対する 88 件の申立てのうち、71 件の調査勧告報告が完了している。OIOS は、腐敗など財政上の問題のほか、禁止行為や性的いやがらせ、報復等の申立てに対応しており、88 件はこれら申立ての受理件数の合計。これら申立てには、内部の国連職員からのもの、他の国連機関からの連絡、外部関係者からのもの、匿名又は不明のものが含まれる。71 件の完了案件のうち、62 件については利用可能な情報に基づく初歩的な分析により完了となり、その他9件は調査の結果完了した(これら申立てについて、令和6年度評価シート 3-1(4)において「財政上の不正行為」との記載している部分があったが、これは本来上記の申立てに相当するものが日本語訳されたものであり、これを修正する。)						
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。						
該当なし。						

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
12	11	11	11.33	16	4.67	656
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
1	1	2	1.33	2	0.67	35
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
2025 年2月に焼家直絵日本事務所長(D1)が公募により着任。前任者の福岡史子所長(2023 年 11 月～2024 年 11 月)に続いて2期連続で D1 の所長が配置された。それ以前は P5 のポストであったが、日本は UN Women の重要性、						

特に民間との連携や議員との関係構築、ジェンダー問題を巡る世論にも配慮した慎重なマネジメントが求められる重要なポジションであることに鑑みて一貫して D1の所長を求めてきており、こうした日本側の意向を踏まえた人事が行われていることは、UN Women 側として日本との関係を重視している証左といえる。また、前任の福岡所長は他の国連機関からの出向による配置であったが、今般 UN Women は当該ポストを正式に D1に格上げし公募を行った上で焼家所長の着任に至った(上記表には原則 2024 年 12 月末時点の数値を記載することとなっているが、2024 年 11 月の福岡前所長の離任後、2025 年2月に焼家新所長が着任しているため、日本人幹部職員(D1以上)は2名と記載。)。幹部を含む日本人職員数も、11 人から 16 人に大幅に増加した。

2025 年5月にマディ事務局次長が訪日して第6回日・UN Women 政策協議を実施した際、松尾総合外交政策局審議官から、日本人ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー(JPO)任期終了後の正規採用も含む日本人職員増強についての協力を依頼。特に、国連の予算削減に伴い人員削減が進められているとの情報を踏まえ、日本人職員が人員削減の対象とならないよう依頼した。2025 年3月、ニューヨークにて古本総合外交政策局女性参画推進室長からナシリ UN Women 官房長及びセイモア戦略パートナーシップ局長に対しても、幹部レベルを含む日本人職員増強に対して要請。

UN Women は日本事務所のホームページで、過去 11 回にわたり日本人職員紹介の特集記事を掲載、日本人の学生向け講演を評価期間内に8件、合計約 260 人を対象に実施。

2025 年4～5月に広島平和文化センターが企画する「平和首長会議」でニューヨークに派遣された日本人高校生8名に対し、UN Women の広田美和子職員及び林佐和美職員が講義を実施。

2024 年8月には、外務省国際機関人事センターが開催したオンライン国際機関就職セミナーに、UN Women 本部の現役 JPO1名が登壇し、キャリア形成や業務内容について説明した。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A-

a

a

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
紛争下の性的暴力担当国際連合事務総長特別代表事務所拠出金	
2 拠出先の名称	
紛争下の性的暴力担当国際連合事務総長特別代表(SRSG-SVC)事務所	
3 拠出先の概要	
紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表(SRSG-SVC)事務所は、紛争下の性的暴力が紛争遂行の手段として組織的に用いられる中、加害者の不処罰文化に対応するため、紛争影響国において政府高官を含む幅広い関係者への働きかけを通じて紛争下の性的暴力の撲滅を目指すことを目的に、国連安全保障理事会決議第 1888 号(2009 年)に基づき創設された。関係機関と協力し、紛争影響地域の政府と法執行制度の能力強化によって加害者処罰を促進するとともに、紛争下の性的暴力の防止に尽力することを目標として活動を行い、同分野において指導的な役割を果たしている。本部はニューヨーク(米国)。	
4 (1) 本件拠出の概要	
SRSG-SVC 事務所は、対象国の法・司法・警察制度の支援を通じて性的暴力対策を強化する「専門家チーム (Team of Experts)」の活動や、国連の機関横断的なイニシアティブである「紛争関連の性的暴力に対する国連アクション」を通じ、既存の国連の調整メカニズムを強化しながら関係機関の連携を促進しつつ、司法・警察の能力強化、被害者支援といった各種の事業を実施し、政府と市民社会に政策提言を行っている。また、国連平和維持軍及び政治ミッションに対し女性保護アドバイザーを派遣し、性的暴力発生状況の分析・モニタリング、関係者との対話を通じた保護の確保等を通じ、安保理決議第 1888 号の履行を促進している。日本は、2014 年より同事務所が実施する関連プロジェクトに対して拠出を開始。2020 年からは、紛争下の性的暴力は看過できない問題であるという立場から、同事務所の活動が更に効率的、効果的に実施されるよう、同事務所の運営機能強化につながる本件コア拠出を開始している。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 15,136 千円	
2023 年: 日本の拠出率: 3.6% (拠出順位: 4位) (参考: 1位米国、2位デンマーク、3位フランス)	
2022 年: 日本の拠出率: 7.5% (拠出順位: 2位) (参考: 1位米国)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
総合外交政策局女性参画推進室、国際連合日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1(1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交：国民の安全の確保と繁栄を目指し、望ましい国際環境を確保すること」、「施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野8 ジェンダー平等の実現に向けた国際協力の推進」の下に設定された中期目標「ジェンダー平等及び女性のエンパワメントの推進に関する国際的議論に参画するとともに、女性・平和・安全保障(WPS)アジェンダを一層推進することにより、国際社会のジェンダー分野における日本のプレゼンスを向上させつつ、国内外におけるジェンダー平等及び女性のエンパワメント推進に貢献する。」を達成するための手段の一つと位置づけている。(参照：[令和6年度外務省政策評価書](#))

1-1(2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

紛争下の性的暴力加害者に対する不処罰の終焉を目指す活動は、国際社会における法の支配の定着につながるものであり、安定かつ予見可能性が高い国際環境の創設にも資する動きであることから、日本にとって望ましい国際秩序の維持発展につながる。2013年及び2014年に国連総会において安倍総理大臣が、「紛争下での性的暴力をなくすため、国際社会の先頭に立ってリードしていく」と発言し、SRSG-SVC事務所との連携強化を表明した。これを踏まえて2014年以降、日本はプロジェクトに拠出する形で同事務所の活動を支援してきている。本拠出は、同事務所が更に効率的、効果的に活動を行うための本部運営機能強化を目的に、2020年度から開始した。

女性の人権擁護という観点からは、紛争下の性的暴力のサバイバーに対して償い金の支給等を通じた救済を目指す紛争関連の性的暴力生存者グローバル基金(GSF)や、広く女性のエンパワメントを促進する国連女性機関(UN Women)とも連携しているが、SRSG-SVC事務所は、女性・平和・安全保障(WPS)アジェンダを構成する決議の一つである国連安保理決議1888号に基づき紛争下の性的暴力の防止及び撲滅を目指すとのマンデートを付与され、紛争影響国政府に直接働きかけコミットメントを引き出す等の活動を実施しており、他組織によって代替することはできない。

昨今の国際情勢も踏まえ、紛争下の性的暴力の防止及び撲滅の取組に対する履行強化の必要性が国内外で一層高まりを見せている。2022年6月及び2023年5月のG7首脳会合や2023年4月のG7外相会合において紛争下の性的暴力の撲滅がコミットされた後、2023年5月の広島サミット首脳コミュニケでは、紛争下の性的暴力の撲滅を含むWPSアジェンダの前進もコミットされ、ジェンダー平等に関するG7ファクトシートでは、本拠出がG7メンバーによる取組の好事例として言及されている。また、2022年9月、ニューヨーク(米国)でUN Womenが開催した「HeForSheサミット」に参加した岸田総理大臣は、HeForSheチャンピオンとしてのコミットメントの中で、紛争下の性的暴力終焉を掲げ、SRSG-SVC事務所との連携強化についても明言している。2025年3月、第69回国連女性の地位委員会に出席中の英利外務大臣政務官は、「紛争下の性的暴力に対する国連アクション」のサイドイベント及び紛争下の性的暴力防止(PSVI)国際アライアンス会合に参加し、紛争下の性的暴力の撲滅及び不処罰文化の終焉に向けて日本がコミットする旨発言した。

上記のような国内外の紛争下の性的暴力に対する関心の高まりを受け、SRSG-SVC事務所は、紛争関連性的暴力への対応に向けて、紛争当事国政府のコミットメントを引き出している。ウクライナでは2022年にウクライナ政府と国連との「紛争関連性的暴力の予防と対応に関する連携枠組」を締結(国連側はパッテン紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表が署名)。同枠組を基に、2024年には関係省庁、国連、市民社会が参加するセッションが13回開催され、同問題への対応状況を踏まえた改善策や翌年以降の優先課題について共有する等、取組が広がっている。また、スーダンにおいても、2025年4月パッテン特別代表はポートスーダン(スーダン)を訪問し、スーダン政府と国連との「紛争下の性的暴力の予防及び対応に関する連携枠組改定」に署名。特に紛争下の性的暴力の状況が懸念されている両国において取組が推進されていることは、本拠出金の意義を高めている。

日本はWPSを主要な外交政策の一つに位置づけ、力強く推進。安保理決議第1325号から25周年を迎える2025年、日本はノルウェーと共にWPS推進に関する国連加盟国のネットワークであるWPSフォーカルポイント・ネットワークの共同議長を務めている。SRSG-SVC事務所の活動はWPSアジェンダの一部であり、本拠出金を通じた同事務所との連

携は上記のような国際場裏における日本の姿勢と合致する。

また、日本は「女性・平和・安全保障(WPS)」に関する行動計画」を策定。2023年4月に第3次行動計画(2023―2028年度)を公表し、主な取組の柱のひとつである「性的及びジェンダーに基づく暴力への対応と防止」を継続して実施中。司法制度強化とサバイバー中心アプローチの両面に触れている。

なお、SRSG-SVC事務所へは補正予算を通じた拠出も実施しているが、補正予算が国連アクション及び専門家チームを通じた各被益国におけるプロジェクト実施に対する拠出である一方で、本拠出金は対象国の政府高官との交渉、対象国の取組に対する国際社会の支援取り付け、案件実施機関間の調整等、同事務所のより国際的な規模での活動や同事務所の機能強化に貢献しており、本課題への支援全般に対する相互補完性を高めるという観点からも適切かつ必要である。特に当該事務所に対し継続的に拠出するドナー国が少ない中、日本が一貫して支援を継続していることは大変意義深い。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

SRSG-SVC 事務所と国際連合日本政府代表部は、同代表部大使と特別代表レベルでは年1―2回、公使や担当官レベルでは頻繁に必要に応じて会合を行い、日本側の考えや意向を伝えている。特に同代表部担当官と同事務所担当官との間では、実施する案件の管理状況や管理のあり方、案件形成に係る調整、日本人職員増強についての協議を常日頃から行っており、意思疎通が十分に図られている。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

2024年10月、SRSG-SVC事務所はマンデート15周年記念イベントをパッテン紛争下の性的暴力国連事務総長特別代表出席の下開催。日本からは梅津国連代表部大使が出席し、ステートメントを実施した。

2024年12月、パッテン特別代表が山崎国連日本政府代表部特命全権大使を訪問し懇談。

2025年3月、第69回国連女性の地位委員会(CSW)の際に開催された紛争下の性的暴力に対する国連アクション(議長:パッテン特別代表)イベントでは、日本はノルウェーと共に共催し、パッテン特別代表がオンラインで出席。日本からは第69回CSWのため米国出張中の英利外務大臣政務官が出席し、閉会時にステートメントを実施した。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本のNGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

2022年10月、上川陽子衆議院議員は会長としてWPS 議会人ネット JAPAN を発足。紛争下の性的暴力の撲滅を重要な要素として含む WPS アジェンダの実施の促進に取り組む内容を提言書としてまとめ、複数回にかけて岸田総理大臣や林外務大臣を始めとする関係閣僚や、外務省及び関係省庁に手交した。また、同議連は2025年2月に開催された「WPS フォーカルポイント・ネットワーク東京会合」のサイドイベントとして「WPS ダイアログ」を開催し、東京会合に出席した各国議員を招き、WPS 議連の活動について発表するとともに、紛争下の性的暴力への対応を含む WPS アジェンダの推進に向けて、議員としての取組について意見交換が行われた。

本拠出金は、WPS に関する第三次行動計画の達成に係る具体策に寄与する活動の一つと捉えられており、ウクライナ情勢等を背景として日本国内における注目が高まっている WPS アジェンダを推進し、国内外にリーダーシップを示す上でも非常に意義がある。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

2024年3月、古本総合外交政策局女性参画推進室長はブライト SRSG-SVC 事務所官房長と面会し、日本人職員増強や JPO 派遣等について意見交換を実施。その成果として、本拠出の一部を活用し、同事務所元 JPO が2024年3月から TA(P3)契約で勤務を開始した。日本からの本拠出及び補正予算からの拠出に対し、本事務所が日本人職員の雇用を確保した好例である。

また、1-3 でも述べたとおり、同事務所と国連日本政府代表部とは大使から担当まで様々なレベルで意思疎通を図っており、その結果として継続した連携関係を築いている。

2024 年は SRS-G-SVC のマンデート 15 周年であり、これを記念するイベントが 10 月に開催され、日本は、梅津国連代表部大使が出席し、SRS-G-SVC 及び同事務所が不可欠な存在であり、今後も支持する旨ステートメントにて言及した。

この他、日本は補正予算でプロジェクトに拠出しており、案件プロセスの節目及びその他機会を捉えて日本拠出案件における日本のビジビリティ確保を要請。上記要請の結果、「紛争下の性的暴力に対する国連アクション」(SRS-G-SVC が議長を務める、国連 26 機関から構成されるネットワーク)のニュースレターにおいて日本がドナーとして紹介された他、2024 年4月～2025 年3月に実施されたスーダンにおける拠出案件をはじめとする日本拠出3案件の概要が国連アクションホームページ上に掲載された。また、SNS においても、パッテン紛争下の性的暴力国連事務総長特別代表と山崎国連日本政府代表部特命全権大使の懇談に触れ、日本が重要な連携パートナーであると紹介している。

また、2025 年2月、日本は「WPS フォーカルポイント・ネットワーク東京会合」を開催し、日本を含む 63 か国から 172 名が参加した。会合では、紛争下の性的暴力が世界的に増加傾向であることに對し深刻な懸念が共有され、こうした意識に基づいて議論された内容を共同コミュニケとして公表した。

日本国内においても、2024 年7月、外務省国際機関人事センター主催オンライン国際機関就職セミナー「ジェンダー分野の国際機関で働く」に、JPO キャリアセッションに同事務所職員(元 JPO)が登壇し、参加者である一般聴衆に対し、自身の勤務経験に加え紛争下の性的暴力の問題や同事務所の活動内容について広く説明した。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

SRS-G-SVC 事務所拠出金は、同事務所が国際社会のリーダーシップ、国連調整システムの強化、軍及び司法関係者を含む政府関係者や、紛争当事者グループ、市民社会団体に対するアドボカシー努力等の活動をすることで、紛争下の性的暴力の撲滅を目指し、ひいては日本の外交政策上の目標である「国際機関や実施団体等と連携し、また、国内においては市民社会や有識者等と協力することによって、国際社会においてジェンダー平等と平和構築に資する施策を推進し、国内外におけるジェンダー平等の一層の定着を図る。」に関し、紛争下の性的及びジェンダーに基づく暴力の防止の面で貢献している。

同事務所は基準2のとおり、紛争下の性的暴力に関する不処罰の文化の終焉また予防の取組に対し、支援対象国の軍、警察、及び司法組織に対するトレーニング等の実施といった成果を上げている。また、持続可能でサバイバー中心の対応を実施するよう各国に働きかけ、オーナーシップとリーダーシップを促進する取組に関しては、対象国政府や関係者らへの直接の働きかけや、ドナー国や国際場裏においてアドボカシーを実施。さらに、紛争下の性的暴力の根本的原因への取組については、紛争関連性的暴力に関する国連事務総長年次報告書や国別・テーマ別報告書の作成を通じて経済・社会状況分析結果を公表、また紛争関連の性的暴力に対する国連アクション内の国連機関間連携を推進することで、構造的ジェンダー不平等と差別、貧困、周縁化に対する取組を実施している。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

日本が拠出し SRS-G-SVC 事務所の調整を通じて実施された、「コンゴ民主共和国における紛争関連性的暴力を含むジェンダーに基づく暴力と女性と女児への Covid-19 の影響の緩和ならびに女性による対応の強化」プロジェクトの裨益者から、「(プロジェクトを通じて)私たちは、人権研修で学び、人間の尊厳を取り戻した。今や私たちを打ち破るものは何一つない。プロジェクト終了後もこの成果を永続させるために、私たちは引き継いでいく。」と、プロジェクトの成果と感謝が述べられている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

SRS-G-SVC 事務所は紛争下の性的暴力の問題に取り組むために、既存の国連の調整メカニズムを強化しながら関係する国連機関の協力を促進しつつ、軍、司法関係者を含む政府と市民社会に政策提言を行い、紛争下の性的暴力の解決に指導的な役割を果たすことを目的として、以下のような戦略的優先目標を掲げている。

1. 効果的で一貫した訴追によって不処罰の文化を司法と説明責任の文化に変容させること。また、被害が発生しないように性的暴力を予防することに焦点を当てること。
2. 持続可能でサバイバー中心の対応を行うように、各国がオーナーシップとリーダーシップを持つように養成すること。性的暴力の被害を受けた者が、ヘルスケア、精神的支援、法的サービスなどの適切かつ良質でアクセスし易い支援を得られるようにすること。
3. 構造的ジェンダー不平等と差別、貧困、周縁化を含む、紛争下の性的暴力の根本的原因に取り組むこと。

(参照: [紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所ホームページ](#))

さらに、定量的な目標として(括弧内は目標指数)、①安保理に提出する国連事務総長年次報告書の作成(1)、②紛争下の性的暴力に関する国別・テーマ別報告書の作成(1)、③行財政諮問委員会への貢献回数(1)、④第五委員会への貢献回数(1)、⑤安保理へのブリーフィング回数(5)、⑥人権条約体へのブリーフィング回数(2)、⑦国連総会 PKO 特別委員会への支援回数(1)、⑧紛争下の性的暴力の予防及び対応に関する警察及び軍隊へのトレーニング開催日数(15)、⑨紛争下の性的暴力の調査及び訴追に関する司法関係者に対するトレーニング開催日数(15)、⑩女性保護アドバイザーとのワークショップ回数(2)を設けている。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2023 年、上記 2-1(1)の指標に対し、次のとおり項目を達成した:①、②、③、④、⑥、⑦ではいずれも目標回数を達成した。⑤安保理へのブリーフィングは、目標の5回に対し4回実施。⑧紛争下の性的暴力の予防及び対応に関する警察及び軍隊へのトレーニング及び⑨紛争下の性的暴力の調査及び訴追に関する司法関係者に対するトレーニングについては、治安、ホスト国の準備状況等の影響を受け、それぞれ5日間、6日間の実施に留まった。しかし、近年継続して司法制度強化を含む性的暴力被害者に対する交差的支援を行ってきたコンゴ民主共和国では、その取組の成果として、2023 年にレイプや強制妊娠を含む人道に対する罪に問われた武装勢力リーダーが訴追され、また被害者の保護及び賠償措置に関する法律が可決された。これまで、見過ごされてきた紛争下における性的暴力が、社会の中で犯罪として認識され、国内の司法枠組において取り扱われるようになったという点で、画期的な成果に結びついているといえる。

その他、18 か国における紛争関連性的暴力の傾向やパターンに関するコンサルテーション及び報告書作成を実施。加えて、紛争関連性的暴力に関する国連事務総長年次報告書に掲載されている、紛争関連性的暴力を犯したとされる関係者・グループとの関与及び対話を行い、予防及び対応措置の促進を図っている。

パッテン特別代表は、現場視察も行い、現状把握に努めている。一例として、2024 年7月にチャドを訪問し、62 万人を超えるスーダン難民の状況を視察。政府及び国連関係者の他、紛争下の性的暴力サバイバーと面会し、急増する難民に対応しサバイバー自身のニーズに合わせた支援の必要性を訴えた。

2024 年8月、パッテン特別代表は、「イスラム国」によるヤジディ教徒に対する襲撃発生から 10 年の節目に、ヤジディ教徒サバイバーらを忘れず、正義及び説明責任の追求、継続支援を求める声明を発表した。

その他、ミャンマーやコンゴ民主共和国など、紛争によって性的暴力が継続して戦争の道具として使用されている状況に対し強い懸念を表明するプレスリリースを発表し、紛争当事者や武装集団等に性的暴力の即時停止と国際人道法及び人権法の遵守を求めるとともに、女性に対する緊急医療サービス支援及び同サービスへのアクセスの確保の重要性を訴えた。

さらに、2024 年 10 月 SRS-G-SVC マンデート 15 周年記念会合が開催され、イスラエル、パレスチナ、イラク、スーダン、ウクライナ、コンゴ民主共和国等紛争影響国の性的暴力サバイバー本人らが登壇し、同事務所の取組が重要で

あることに言及した。開会式にはクリントン元米国務長官が登壇し基調講演を実施。また、カナダ、デンマーク、ドイツを含む12の国と2地域機構がステートメントを実施。日本は、梅津国連代表部大使が出席し、紛争下の性的暴力国連事務総長特別代表及び同事務所が不可欠な存在であり、今後も支持する旨述べた。会合の一部はABCニュース及び国連TVを通じて当日ライブ配信された他、米国、ベルギー、ギリシャ、アラブ首長国連邦、リトアニア等多数の国がSNSで会合開催について、また特別代表のマンドートを支持するメッセージを投稿した。

2025年3月、第69回国連女性の地位委員会(CSW)のマーゲンで、紛争下の性的暴力に対する国連アクション(議長:パッテン特別代表)イベントを開催(日本共催)。パッテン特別代表はオンラインで出席し、これまでに18か国において60を超える国連機関間の共同プロジェクトを取り纏め実施してきた実績を強調するとともに、特に南スーダン及びウクライナでの案件事例について紹介した。本会合共催者として、日本から英利外務大臣政務官が出席し閉会時にステートメントを実施した。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024年9月(日本の2023年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025年8月(日本の2024年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
直近の決算報告書は、2023年の拠出先機関全体の決算である。これによると、同年のSRSG-SVC事務所の収入は5,692,659ドル、支出は5,225,176ドルである(収入には各国が当該年に表明したコミットメントの額(複数年分の拠出を含む)が含まれる)。本拠出金を含めたコア予算に対する任意拠出金は使用期限の定めがなく、繰越金は次年度以降の活動に引き継がれ、同事務所のニーズに基づき使途が決定される。日本の2023年度の拠出分123,453ドルについては、先方の任意拠出金として収入に計上されている。 監査報告については、国連会計検査委員会(BOA)が国連事務局全体を対象に監査を実施しているが、2023年内拠出金にかかる報告書においてSRSG-SVC事務所に対して問題は指摘されていない。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
人事や財務管理、意思決定の効率性等を改善する国連事務局の改革取組に準じた改善を実施中。特に紛争下の性的暴力への対応に資する取組の国連システム内の効率化を図るため、26の国連機関から構成される「紛争下の性的暴力に対する国連アクション」の議長として、効率的に同分野の課題に対応できるよう精力的に調整を行っている。現在6つ、また2009年以降通算で60を超える国連機関間プロジェクトを実施しており、これは上記の努力の成果と言える。また、イスラエルやコンゴ民主共和国など性的暴力のケース対応が行われている国では、その対応能力の強化に向けて精力的に関係者と調整し、対応に当たっている。	
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。	
該当なし。	

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
0	0	0	0	1	1	23
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
0	0	0	0	0	0	3
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
日本人職員のポストに関して、評価期間中も日頃から国連日本政府代表部から同事務所に対し働きかけを実施している。それに加え、2024年3月、ニューヨーク訪問中の古本総合外交政策局女性参画推進室長がブライトSRSG-SVC事務所官房長と面会し、日本人職員増強に向けて意見交換を行った。1-5にも記載のとおり、同事務所に2023年12月まで在籍していたJPOが、2024年3月からTA職員(P3)として引き続き勤務することになり、日本からの拠出が日本人職員増強に貢献する好例となった。これまで日本人職員の活躍は同事務所幹部より高く評価されており、過去に在籍していた別の日本人JPOも、2022年12月にSRSG-SVC事務所と日本の費用折半の契約に切り替わっている。評価対象期間前には、2018年から2年間日本人幹部職員が在籍しており、2016年からJPOとして勤務した日本人職員も2019年には正規職員として採用され、2020年まで在籍していた。さらに、2024年12月、山崎国連日本政府代表部特命全権大使はパッテン特別代表と、日本人職員の更なる登用について意見交換を行った。上記から、同事務所は日本人職員の採用、昇進に向けても真摯に取り組んでいると評価できる。 さらに、1-5に記載のとおり、2024年7月、外務省国際機関人事センター主催オンライン国際機関就職セミナー「ジェンダー分野の国際機関で働く」に、JPOキャリアセッションに同事務所職員(元JPO)が登壇し、参加者であるJPO制度に関心のある一般聴衆に対し、自身の勤務経験に加え同事務所の活動内容について広く説明した。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B+	a	b	b	b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金拠出金	
2 拠出先の名称	
紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金(GSF)	
3 拠出先の概要	
多くの紛争関連の性的暴力生存者が公的償いを受けられていないことを背景に、生存者に対する償いや救済へのアクセス促進を目的とし、2018年のノーベル平和賞受賞者であるデニ・ムクウェゲ医師及びナディア・ムラド氏を中心となって創設した基金。2019年のG7ビアリッツ・サミットの成果文書「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントに関するG7宣言」にて、本基金の設立が奨励され、同年10月に正式に立ち上げられた。事務局はジュネーブ(スイス)。理事会メンバー国は日本、フランス、英国、韓国の4か国。	
4 (1) 本件拠出の概要	
本件拠出は、基金事務局の機能の維持・運営強化や世界各地の紛争影響国における紛争関連の性的暴力生存者救済のための財政的補償、心理的支援、医療支援などを含む各種事業実施に活用される。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 163,000 千円	
2024 年: 日本の拠出額 447,000 千円(拠出率、順位は未発表)(補正 149,000 千円含む) 2023 年: 日本の拠出額 140,000 千円、拠出率 17%、拠出順位2位 参考: 英国 25%(1位)、フランス 16%(3位)、韓国 15%(4位)、欧州連合(EU) 10%(5位) 2022 年: 日本の拠出額 384,000 千円 拠出率 16%、拠出順位4位(補正予算 128,000 千円含む) 参考: フランス 35%(1位)、英国 18%(2位)、韓国 17%(3位)、ベルギー 7%(5位)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
総合外交政策局女性参画推進室、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 II 分野別外交: 国民の安全の確保と繁栄を目指し、望ましい国際環境を確保すること」、「施策 II-1 国際の平和と安定に対する取組(施策レベル)」、「個別分野8: ジェンダー平等の実現に向けた国際協力の推進」の下に設定された中期目標「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントの推進に関する国際的議論に参画するとともに、WPS アジェンダを一層推進することにより、国際社会のジェンダ

一分野における日本のプレゼンスを向上させつつ、国内外におけるジェンダー平等及び女性のエンパワメント推進に貢献する。」ための達成手段の一つと位置づけている。(令和6年度外務省政策評価書)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

本基金は、2019 年の G7ピアリッツ・サミットの成果文書「ジェンダー平等及び女性のエンパワメントに関する G7 宣言」にて、設立が推奨された。日本は、紛争関連の性的暴力生存者に対する償いや救済へのアクセスの促進を目的とする同基金に拠出を行うことで、本分野において、フランス・英国と共に G7をリードしている。

日本は、紛争関連の性的暴力は看過できない問題との観点から、紛争関連の性的暴力生存者救済プログラムへの財政的、技術的支援を目的に、2020 年から本基金に拠出している。それを通じて、紛争関連の性的暴力の生存者救済のための国際的メカニズム構築及び関連プロジェクトの実施に寄与している。紛争関連の性的暴力の問題は近年のウクライナ・中東の状況を含め、紛争影響国における性的暴力が問題視されるなど、その重要性は益々高まっている。日本は本基金の設立当初から拠出を行い、理事会メンバー国として同基金の運営に積極的に関与することで紛争下の性的暴力の生存者支援における日本の存在感を一層高め、国際的な女性支援の取組に対する日本の積極的な貢献を国内外に広く発信している。

日本は女性・平和・安全保障(以下「WPS」という。)を主要外交政策の一環としている。2000 年に安保理決議第 1325 号で初めて平和・安全保障の文脈に女性が関連付けられ、WPS の重要性が明記された。具体的には、①紛争下における女性など脆弱な立場の人々の「保護」に取り組みつつ、②女性自身が指導的立場で紛争の「予防」や「人道・復興支援」に「参画」することで、より持続可能な平和に近づくことができるとの考え方であり、紛争関連の性的暴力生存者への支援は、WPS が重要な柱としてしているところである。

安保理決議第 1325 号の採択から 25 周年の節目となる本年、日本は WPS フォーカルポイント・ネットワーク(注: WPS のコミットメント促進を目的とし、各国の教訓や好事例を紹介し、関心国に広く共有するための国連加盟国間のネットワーク)の共同議長をノルウェーと共に務め、2月に東京で首都会合を開催した。東京会合には、62 か国から日本も含めて 172 名が参加し、現在の世界情勢に照らして将来に向けたコミットメントを新たにし、今後の WPS アジェンダ推進について議論を深めた。

その他にも国際場裏において、日本は積極的に議論に参加し、各国との協力を通して、WPS の重要性を発信している。例えば、2023 年の G7広島サミット首脳コミュニケでは、紛争下の性的暴力の撲滅を含む WPS アジェンダの前進にコミットし、2024 年6月の G7プーリア首脳コミュニケには、「WPS アジェンダを前進させ、紛争に関連した性的暴力を含むあらゆる形態のジェンダーに基づく暴力を根絶することにコミットする」との内容が盛り込まれた。また、2024 年ブラジル議長国下の G20 首脳宣言には、「平和の代理人としての女性の役割を認識する」と、初めて WPS の考え方を反映した文言が盛り込まれた。

さらに、2025 年、日本は紛争下の性的暴力防止イニシアティブ(PSVI)の国際アライアンス共同副議長をコロンビアと共に務めており、紛争関連の性的暴力防止の取組により一層貢献している。なお、本基金も、PSVI の国際アライアンスの非政府メンバーとして加盟している。PSVI と本基金における日本の貢献は、相乗的に効果を発揮し、日本の本分野におけるプレゼンスを高めることに寄与している。

また、2025 年3月にニューヨークで開催された第 69 回国連女性の地位委員会(CSW)には、日本から英利外務大臣政務官が参加し、英国主催女性の人権擁護者に関するハイレベルイベント、ウクライナ主催紛争下の性的暴力防止(PSVI)国際アライアンス会合、紛争下の性的暴力に対する国連アクション主催イベント、CSW 閣僚級ラウンドテーブル、CSW 一般討論に出席し、日本は引き続き WPS アジェンダの推進を始め、女性の権利の向上に対し支援していくこと、日本は紛争下の性的暴力を終焉させ、包摂的な社会の構築及び国際的な平和と安全に貢献すべく、今後も連携していくこと等を発信した。PSVI 国際アライアンス会合には本基金も対面で参加しており、英利政務官からは紛争下の性的暴力防止における日本の取組の一つとして、本基金への貢献について、ステートメント内で紹介した。

以上を総合的に勘案すれば、本基金への拠出は、評価対象期間中において、本件外交目標達成に向けて大きく貢献したと総括できる。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

政府代表理事としての資格は、まずは3年間で 600 万ユーロを拠出する国家に与えられており、現在の政府代表理事国は、日本、フランス、英国、韓国の4か国。日本は基金の設立当初から理事会メンバーを務めている。今後も継続して、政府代表理事を務めるには、年間 200 万ユーロの拠出を行う必要がある。日本として理事の役職を確保し続けることは政策上不可欠であり、補正予算を含めこの額の拠出を行い、日本政府の意向を積極的に GSF 側に申し入れている。

日本はこれまで開催された全 14 回の理事会(過去1年では 2024 年6月及び 12 月(オンライン形式)、2025 年1月(対面形式)、2025 年5月(オンライン形式)で開催)に出席してきており、本基金の運営や活動方針の議論に積極的に関与している。理事会以外でも総合外交政策局女性参画推進室長や同室担当が、事務局長や財務責任者と定期的に連絡を取り合い、本基金の運営や予算関連資料の提供を求め、予算管理の透明性や基金の継続性につき、随時働き掛けを行っている。このような働き掛けを通して、日本のプレゼンスを示すとともに本基金事務局や他の理事会メンバーとの関係強化を図っている。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

2025 年2月、ディンゲマンズ本基金事務局長が WPS フォーカルポイント・ネットワーク東京会合出席のため来日した際に、松尾総合外交政策局審議官を表敬訪問し、意見交換を行った。

2025 年3月、第 69 回国連女性の地位委員会(CSW)の際にウクライナ国連代表部が開催したサイドイベント、紛争下の性的暴力防止(PSVI)国際アライアンスに本基金も対面で参加し、本基金からの出席者が基金の取組について発表。日本からは、英利外務大臣政務官が出席し、紛争下の性的暴力防止における日本の取組の一つとして、本基金への日本の貢献を紹介した。

以下は評価機関対象外であるが、2022 年9月に本基金と日本等が共催した第 77 回国連総会のサイドイベントにて林外務大臣がビデオ・メッセージにて、日本は、本基金の趣旨に当初より賛同し、今回 200 万ユーロの追加拠出したこと、これまでに計 600 万ユーロを拠出したこと、理事国として、その運営に積極的に関与してきたことを発信し、日本の本分野での取組及び拠出等を通じた本基金との協力・連携の重要性を強調した。

2022 年 12 月に日本政府が開催した国際女性会議 WAW!の分科会において、本基金の共同創設者でありノーベル平和賞受賞者のムクウェゲ医師がオンライン形式で登壇し、紛争関連の性的暴力生存者の社会復帰には医療・心理・経済等の包括的な支援が必要であると述べ、本基金の活動を通じた生存者の自立支援の重要性について述べた。

2023 年3月、G7議長である岸田総理大臣により召集されたジェンダー平等アドバイザリー評議会(GEAC:G7首脳に対してジェンダー平等に関する提言を行う外部諮問機関)の委員としてムクウェゲ医師が参加した。ムクウェゲ医師は、GEAC の定期会合にほぼ毎回参加し、紛争関連の性的暴力撲滅の観点から提言作成に携わった。同年 12 月に、GEAC の最終報告書「包摂的、平和的、公正な社会のためのジェンダー主流化」が議長の白波瀬国連大学上級副学長により岸田総理大臣に手交され、岸田総理大臣は G7のプロセスを通じて一層のジェンダー主流化の促進を更に進めたいと述べ、GEAC によるインプットに感謝を述べた。さらに、2025 年5月、ムクウェゲ医師は、本基金とは別の用務ではあるが、訪日の上、他の国際 NGO メンバーと共に石破総理大臣を表敬し、国際社会の直面する幅広い課題について意見交換を行った。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

2022 年 10 月、上川陽子衆議院議員を会長とする WPS 議会人ネット JAPAN(以下、WPS 議連)が発足。紛争下の性的暴力の撲滅を重要な要素として含む WPS アジェンダの実施の促進に取り組む内容を決議としてまとめ、2022 年 12 月及び 2023 年4月には岸田総理大臣、2022 年 11 月及び 2023 年4月には林外務大臣、2024 年2月には上川外務大臣を表敬の上、提言を手交。評価対象期間中に WPS 議連会合は 5 回開催され、総合外交政策局女性参画推進室からも出席。2025 年2月に開催された WPS 議連主催「議連ダイアログ」では、松尾総合外交政策局審議官から、先に開催された WPS フォーカルポイント・ネットワーク東京会合の結果概要を報告し、WPS 議連側からは、紛争下における女性の参画、保護、救済、人道支援を進めるべく、国連機関、市民社会団体、他国政府らとの連携を広げていきたいと発表があった。

2025 年2月にディングマンズ本基金事務局長が WPS フォーカルポイント・ネットワーク東京会合出席のために来日した際、笹川平和財団や日本財団との面会を行いその後も継続して関係を深めており、本基金は日本の CSO とのネットワークも広げている。

1-5 本件抛出に係る日本側の取組等

古本総合外交政策局女性参画推進室長が政府代表理事メンバーとして、理事会における本基金の運営方針や活動について積極的に議論に関与し、本基金の活動を支えている。2024年12月の理事会では、2025年度の予算計画、今後の本基金の持続的な財政・運営を人件費、活動費の面から細かく確認し、助言した。さらに、理事会の場以外においても事務局長や財務責任者とオンラインミーティングを行うなど、密なコミュニケーションをとることで本基金の運営に深く関わっている。

3-1(4)で報告している監査法人からの指摘事項については、日本政府が理事を務めていることから本基金側から理事会への報告という形で情報入手ができた。2024年12月に本基金から個別打ち合わせの際に報告を受けたのち、2025年1月の理事会、5月の理事会で本基金側に監査法人とのコミュニケーションについて進捗を確認。5月の理事会では、女性参画推進室担当(政府理事代理)から、今後の抛出については本基金の事業の透明性とビジビリティが重要であり、特に現在はEUからの追加監査に関するこまめな報告が重要である旨を伝え、本基金運営の透明性とビジビリティ確保について働きかけを行った。

また、古本総合外交政策局女性参画推進室長から本基金の担当者との面会のたびに日本人職員の採用について働き掛けを続けた結果、本基金から、2024年3月 にAdvocacy and Policy Officer for Asia、同年4月にSenior Advocacy and Policy Officerの公募がそれぞれ出た旨日本側に通報があり、外務本省から国際機関人事センターや女性参画推進室SNSなどを活用して積極的に広報を行った。その結果、2024年10月、初めて1名の日本人職員がAdvocacy and Policy Officer for Asiaとして採用された。日本人職員はバンコクを拠点に活動し、本基金のアジアでの活動拡大に貢献している。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件抛出の貢献度に係る総括

紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金抛出金は、紛争下において、性的暴力が武器として用いられることに関し、紛争関連の性的暴力の加害者に対する不処罰の問題がある一方、生存者に対し、関係国政府の償い金の支払いや支援が十分でない等の事例があることから、本基金が、①紛争関連の性的暴力の生存者に対し、生存者のニーズに沿った暫定的な救済措置及び賠償プログラムを提供するために行動する、②地方、地域、および国際的な政策において、紛争関連の性的暴力の生存者への救済を優先し、またそれを実施する責任を負うよう政府や国際社会に提唱する、③生存者中心の国家賠償プログラムを策定及び実施し、賠償における好事例を収集及び普及するために、専門知識と技術支援を政府や関係者に提供することで、紛争関連の性的暴力生存者に対する償いやその他の救済へのアクセスの促進を通じて、世界中の紛争関連の性的暴力の生存者が補償を受ける権利の獲得を実現することを達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である「国民の安全の確保と繁栄を目指し、望ましい国際環境を確保すること/国際の平和と安定に対する取組」に貢献することを目標としている。

本基金は、基準2のとおり、紛争関連の性的暴力生存者への暫定的救済措置や賠償プログラムの提供、国際社会や各国政府に対する生存者中心の賠償措置の重要性や政策提言活動・技術的支援等の取組に対し、2-2 のとおりの効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はないも、追加監査の結果、現在拠出金に対応中の事案はあり、その詳細は3-1(4)のとおり。それに対する日本側の対応は1-5 のとおり。

基準4については、4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

紛争関連の性的暴力の生存者に対する償いや救済へのアクセスを促進するために、1. 紛争関連の性的暴力の生存者に対し、生存者のニーズに沿った暫定的賠償措置(注1)及び賠償プログラムを提供するために行動する、2. 地方、地域、及び国際的な政策において、紛争関連の性的暴力の生存者への救済を優先し、またそれを実施する責任を負うよう政府や国際社会に提唱する、3. 生存者中心の国家賠償プログラムを策定及び実施し、賠償における好事例を収集及び普及するために、専門知識と技術支援を政府やその関係者に提供することの3つを事業の主要な柱として掲げている。

[戦略計画 2024-2030](#) における優先事項は、(1) 上記3つの戦略の柱に生存者の完全な参画を達成し、生存者との協同を進めること、(2) 暫定的賠償措置プロジェクトの拡大を通して本基金の影響力を最大化すること、(3) 革新的な資金調達を促進することで、資源が生存者に配分され、加害者及び共犯者の資産を補償に使用することを提唱すること、(4) 紛争関連の性的暴力の影響を受けた子ども達の権利とニーズを補償プログラムに取り入れることの4点。

具体的数値目標として 2030 年までに組織のスタッフ規模を 65FTE(注2)まで増やし、通算合計5万人の生存者に支援を届けることを目標としている。その目標達成のため、暫定的賠償措置を通して支援する紛争関連の性的暴力生存者の目標数を、2024 年～2025 年で新たに 1,500 人、2026 年～2028 年で合計 6,500 人、2029 年～2030 年で合計 7,000 人にする、また、本基金の支援を受けた政府を通して支援される生存者の合計数を 2024 年～2025 年で 3,000 人、2026 年～2028 年で 6,000 人、2029 年～2030 年で合計 7,000 人にする。

注1: 暫定的賠償措置とは、国家や他の義務を負う者が賠償を提供する義務をまだ果たしておらず、かつその必要性が緊急である状況において、非政府組織や市民社会組織などの義務を負わない者が、生存者に医療や心理ケア、生計のための賠償給付、教育等を通じて提供する、癒やしや再建を目的としたプロセスの支援措置。

注2: フルタイム当量(FTE: Full-Time Equivalent)のこと。労働力の規模を測定するための指標で、特定のプロジェクトや業務に対する労働力の投入量をフルタイム労働者に換算して表す。1 FTE は、通常、週 40 時間働くフルタイムの労働者 1 人分の労働時間に相当。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

戦略計画 2024-2030 の初年度ということで種まきのフェーズとなった。

2024 年 1 月から 12 月(以下 2024 年)までの間に、新たに 38 の新しいパートナー団体への助成が開始された(前年は 31 団体)。実施対象国として 18 か国(カンボジア、中央アフリカ、チャド、コロンビア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、グアテマラ、ギニア、イラク、ケニア、マリ、ネパール、ナイジェリア、南スーダン、東ティモール、トルコ、ウガンダ、ウクライナ)に注力し、2024 年は 416 名の生存者に緊急暫定的賠償、799 名に暫定的賠償を給付した。

2024 年は、戦略(1)の結果として、本基金との協同を通じて暫定的賠償措置を受け始めた生存者は 799 名である。

戦略(2)に関しては、2020年から累計で暫定的賠償を受領した生存者の家族の数が2024年は21,630名と前年の15,555名から増加しており、2020年から累計で本基金との協同を通じた暫定的賠償措置、又は緊急暫定的賠償措置を受けている生存者の数が2024年は4,327名と設立時から着々と暫定的賠償措置を受けられる生存者及びその家族の数が増えており、本基金の活動が徐々に影響力を拡大しているといえる。

戦略(3)への取組結果として、コロンビア、コンゴ民主共和国、ギニア、コートジボワール、ナイジェリア、ウガンダ、ウクライナに直接的な技術支援を行い、生存者や市民団体とのパートナーシップを通してカンボジア、コートジボワール、中央アフリカ、ネパール、南スーダンに支援を行った。

具体的に特筆する成果としては、以下3か国での活動が挙げられる。

- ・ウクライナ: 政府、立法府、検察庁に賠償の提供能力を強化し、国際基準に沿った形で生存者のニーズに適合する法律を採択することを目的とした技術支援を提供した結果、2024年11月のウクライナ議会による「ロシア連邦のウクライナに対する侵略に関連する性的暴力の被害者の権利に関する法的及び社会的保護に関する法律」と「緊急暫定賠償法」の採択につながった。

- ・ギニア: 生存者の団体や国際組織と共に、行政による賠償に関する法律案について議論するワークショップを開催し、ギニア司法省は法案に生存者の提案を取り入れることを約束し、賠償法の策定と採用に向けたハイレベルワークショップを本基金と司法省で共催した。

- ・コロンビア: コロンビア革命軍の元戦闘員にトレーニングを提供し、加害者が、自身が引き起こした性的暴力を含む犯罪の罪の重さを完全に理解し、The Special Jurisdiction for Peace (JEP: 2016年にコロンビア政府とFARC(コロンビア革命軍)の間で結ばれた和平合意に基づいて設置され、コロンビアにおける和平プロセスの一環として設立された司法機関)のプロセスから生じる修復的制裁に意味のある参加を確保することを目的としたJEPのプログラムの重要な部分を担った。

また、第79回国連総会のイベントでミャンマーにおける残虐犯罪の被害者向けの基金設立と資金調達に関する講演を行い、本基金の活動戦略に関して提言した。

戦略(4)に向けた取組結果として、紛争関連の性的暴力によって生まれた子供たちに関する専門家ラウンドテーブルの成果報告書を発表。(3)の結果として報告しているウクライナで採択された法律には、性的暴力の結果として生まれた子どもたちも対象として含まれており、有望な前進となる。2024年、ナイジェリアで、教育の形としての補償のイニシアティブを、パートナー団体との協力の下、始動した。ボコ・ハラムの反乱の直接の被害者、戦争で生まれた子供、他の生存者の子供、暴力を目撃した子供を含む8歳から19歳までの200名が参加しており、そのうちの120人が既に補償を受けていて、9月には31名がトラウマの影響を受けた子供たちの特別なニーズに対応するために設計された学校に入学し、89名が、通常教育に戻るための6～8ヶ月の学習プログラムに参加した。

そのほか、評価期間中に広報活動として、LinkedInで16ポストを投稿、InstagramとFacebookでパートナー団体と生存者のそれぞれの国での活動を投稿した結果、2024年は253,000の高評価と約3,700の新規フォロワーを獲得(2023年比187%と25%増。2023年時点のフォロワー数11,000からの増加。)。また、20名以上のジャーナリストに本基金の活動説明を行い、2024年末までに100のメディアに取り上げられた。2022年時点ではウェブサイトのアクセス数を目標値としていたが、現在は時代に合わせた広報活動を行っており、ソーシャルメディアやフォロワー数・高評価数を計上して効果を評価することとしている。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024年8月(日本の2023年度拠出分)、 2025年5月(日本の2024年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2026年6月(日本の2025年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
評価対象期間内に2023、2024会計年度対象期間における拠出先基金の決算書を受領した。2024会計年度決算報告書は、理事会に例年よりも早く提出され、監査法人も理事会(オンライン開催)に同席し、決算報告を受け、問題なく承認されている。なお、日本の拠出は本基金コア予算に充当されており、日本の2023年度拠出分100万ユーロ(政府理事会メンバーシップである拠出金200万ユーロのうち100万ユーロは2022年度補正予算にて拠出済み。)については、2023会計年度の収支として、2024年度拠出分200万ユーロは、2024会計年度の収支として計上されている。 2024年は8.6百万スイスフラン(基金の公式通貨)の剰余金が発生しているが、こちらはスイスZEW(注:スイス所在のアセスメント機関。スイスZEWはスイスのチャリティーの基準を設定。これらの基準には、倫理と誠実さ、コーポレート・ガバナンス、資金の効率的な使用、成果、真実かつ公正な会計、透明性、説明責任、募金活動、コミュニケーションなどが含まれている。これらの基準に照らし合わせて慈善団体を監視し、基準を満たした団体には認証を与えている。また同団体は、スイスの寄付、資金調達、慈善団体に関する情報を一般に提供している。)が3~18か月の準備金を蓄えることを推奨していることに則っており、マネジメント上必要な剰余金となる。本基金においては、パートナー団体への支払い分と人件費2か月分を最低限準備金として確保している。 同決算報告書についてはEcho SAが外部監査を実施した。外部監査報告書においては、決算報告書がスイスの法律に従い、正確かつ適正に作成されている旨が確認されており、特段の問題は指摘されていない。 同基金は、理事国のみならず多くの国や団体からの拠出に基づき、中立性をもって紛争関連の性的暴力の問題に多角的に取り組んでいる。また、理事国とも透明性の高いやり取りを行いつつ、業務を遂行している。 EUからの求めにより、2024年12月監査法人KPMGから2021年~2023年における本基金へのEUからの拠出金の使用に関して追加監査が行われ、一部の本基金理事の潜在的利益相反の可能性とギニア、コンゴ民主共和国、イラクにおけるパイロットプロジェクトの選定プロセス、トルコとナイジェリアでの賠償措置の機会に関する国別調査と助成対象団体へのアドボカシー助成金の選定プロセス、各プロジェクトにおけるスタッフ費用の配分に関連する文書不足のために不適格扱いの指摘があった。 本基金からは2024年12月中にKPMGに対し、助成対象団体の選定プロセスやスタッフ費用の配分に関する資料、KPMGが指摘する潜在的利益相反については、一部の本基金理事と助成対象のパートナー団体との関係性について誤認識があるため、正確な情報を説明する資料、利益相反に関するポリシー、職務規程、理事会の議事録等を提出した。本基金が弁護士に相談したところ、KPMGから指摘された潜在的利益相反には該当しないという判断があった旨、2025年5月の理事会で説明があった。それに対するKPMG及びEUからの回答は2025年5月時点で届いていないため、本基金は引き続きKPMG及びEUと本件対応中。本基金としては、2024年に利益相反に関するポリシーを更新して、上記EUからの拠出期間には含まれていなかった潜在的利益相反に関する規定も追記し、事業の透明性を確保するように基金の運営について見直しを行っている。 なお、KPMGによる追加監査の最終報告は未接到ではあるが、本基金運営側は潜在的利益相反ではないと主張しつつも、指摘事項を真剣に受け止め、今後の教訓とし、再度、利益相反が指摘されないような運営をしていくことを再確認している。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	

3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)
本基金は組織としてまだ活動年数が短く、発展途上であり、組織マネジメントについては引き続き体制の確立をしているところである。組織のリスクマネジメントやプロジェクト管理に新しいシステムを導入するなど基金運営の改善や、よりバランスのとれた理事会を目指すべく、2024 年6月以降、理事のローテーションについて理事会メンバーと共に検討している。また、予算承認を円滑に行うための仕組みを確立するための取組が行われ、2025 年1月の理事会前にはオンライン予算説明や、予算承認に向けた事前オンライン理事会、基金運営側との追加二者間協議が行われた。これらから得た学びを次回の予算承認プロセスに生かすべく、引き続き、理事会で予算承認プロセスの確立に向けて議論している。 また、2023 年 12 月及び 2024 年2月の理事会で理事の潜在的利益相反のリスクが議論されたことを鑑みて、利益相反開示フォームを理事全員が提出するなどの、透明性を確保する厳格なプロセスを策定した。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
該当なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
0	0	0	0	1	1	55
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
0	0	0	0	0	0	6
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
古本総合外交政策局女性参画推進室長から本基金の担当者との面会の折に日本人職員の採用について働き掛けを続けた結果、2024年3月及び4月に、本基金から、Advocacy and Policy Officer for Asia とSenior Advocacy and Policy Officerの公募が出た旨、基金側から日本に通報があり、外務本省から国際機関人事センターや女性参画推進室SNSなどを活用して、積極的に広報を行った。その結果、2024年10月、初めて1名の日本人職員が Advocacy and Policy Officer for Asiaとして採用された。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B+	a	b	b	N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	対人地雷禁止条約拠出金			
2 拠出先の名称	ジュネーブ人道的地雷除去国際センター（Geneva International Centre for Humanitarian Demining: GICHD）			
3 拠出先の概要	2001 年9月、ジュネーブ人道的地雷除去国際センター（Geneva International Centre for Humanitarian Demining: GICHD。地雷、クラスター爆弾、弾薬備蓄に焦点を当てた、地雷対策と爆発物のリスク削減に取り組んでいる国際的非営利団体）がホストする形で、対人地雷禁止条約履行支援ユニット（Implementation Support Unit: 以下、ISU）が設立された。ISU は、対人地雷の廃絶を目指して作成された対人地雷禁止条約の事務局機能を担い、同条約の締約国が条約上の義務を履行するための直接的、間接的な支援を提供する役割を担っている。2025 年4月時点での本条約の加盟国・地域数は 164（マーシャル諸島が条約を批准済であり、2025 年9月に加盟国数は 165 となる見込み）。本件拠出金は、GICHD が受領主体であり、ISU が事業実施主体となっている。			
4 (1) 本件拠出の概要	対人地雷禁止条約は、対人地雷の使用・開発・生産・取得・貯蔵・保有・移譲等を全面的に禁止する他、貯蔵されている対人地雷の廃棄、地雷敷設地域における対人地雷の廃棄等を締約国に義務付け、また、被害者支援を含む国際的な協力及び援助を規定することで、対人地雷によって引き起こされる苦痛及び犠牲を終止させることを目的とした条約である。ISU は、締約国がこれらの義務を履行し条約が適切に運営されるための様々な条約履行促進関連業務を担う。この観点から ISU は、締約国会議開催にあたっての調整も主任務の1つとして行う。日本を含む締約国等からの拠出金は対人地雷禁止条約の年次会合の決定に基づき ISU の活動経費に充てられており、本件拠出金は、ISU の人件費、旅費等に充てられる。なお、対人地雷禁止条約との関係では、締約国会議等の開催経費として分担金も別途支出している。			
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出			
4 (3) 本件拠出額の規模（予算額、拠出率、拠出順位等）	令和7年度当初予算額 2,430 千円（14,205 スイスフラン） 2025 年の ISU 予算全額（775,684 スイスフラン）に対する拠出率は 1.83%。			
5 担当課室・関係する主な在外公館	軍縮不拡散・科学部 通常兵器室、軍縮会議日本政府代表部 軍縮不拡散・科学部 通常兵器室、軍縮会議日本政府代表部			

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標（外交戦略、重要政策、重点分野等）

本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ分野別外交：国民の安全の確保と繁栄を目指し、望ましい国際環境を確保すること」、「施策Ⅱ－1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野9 軍備管理・軍縮・不拡散への取組」の下に設定された中期目標「条約普遍化の促進、「対人地雷のない世界」に向けた尽力」を達成するための手段の一つと位置づけている。（令和6年度外務省政策評価書）

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性（その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。）

日本は、自国の安全保障及び国際社会の平和と安定のために、軍縮・不拡散への取組を重視している。中でも対人地雷については、1999 年の対人地雷禁止条約発効以前から、対人地雷の規制に積極的に関わってきた。特に1998 年の日本による条約締結以降は、対人地雷の実効的な禁止と被害国への地雷対策支援の強化を中心とした同条約の包括的な取組を推進すると共に、主にアジア太平洋地域各国への条約締結に向けた働きかけに加え、国際社会において地雷除去や被害者支援などを通じた国際協力も着実に実施してきている。

2024 年7月、上川外務大臣は、カンボジア訪問時に、ODA を触媒に、国際機関、NGO、日本企業等の多様なパートナーと連携し、リスク回避教育・啓発から地雷の探査・除去、さらには地雷被害者に対するサポートまで、地雷に関する様々なニーズ、段階に応じた包括的な支援 を実施することを主眼とした「地雷対策支援に関する包括的パッケージ」を発表した。合わせて、同訪問時において、「日カンボジア地雷イニシアティブ」を発表し、カンボジアを第三国支援のハブとして、第三国での地雷対策の支援を共同で実施すること（三角協力）等を発表した。

また、条約の履行状況をレビューする重要な機会となる5年に1度の検討会議は、2024 年 11 月にカンボジアで第5回会議が開催され、日本から英利外務大臣政務官が首席代表として出席、ハイ・レベルセッションでステートメントを行い、日本の支援に関して説明、更にカンボジア地雷対策センター（CMAC）とのサイドイベント共催等により、主要地雷対策支援国としての貢献や対人地雷の非人道性及びその撲滅の必要性を国際社会に向けて広くアピールした。また、同検討会議において、市川軍縮会議日本政府代表部大使がステートメントで、日本が 2023 年度において、20 か国・地域において計約 6,700 万ドルの対人地雷対策支援を行ったことを述べた。更に、同検討会議の最終日においては、市川軍縮代表部大使がカンボジアから議長職を引き継ぎ、第 22 回締約国会議議長に就任した（議長期間は 2024 年 12 月～2025 年 12 月）。こうした観点から、対人地雷対策分野における日本の貢献及びその広報は、日本にとって外交面でのプレゼンスを高める極めて重要なツールとなっている。

ISU は対人地雷禁止条約の事務局として運用全般を担っており、条約に関する情報を管理・提供・発信し、公式・非公式の会議記録及び文書を管理・保存し、締約国会議（及び検討会議）議長、各作業部会を支援し、締約国の求めに応じた条約関連業務を包括的に行っている。日本が ISU を支えることは、地雷問題への貢献に直接繋がり、日本が実施する地雷対策支援の強化にもつながる。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

対人地雷禁止条約の関連会合（締約国会議、検討会議）は、全ての締約国、オブザーバーである非締約国、国際機関、NGO を含む市民社会が参加する全体会合の形式を基本としており、意思決定は締約国のコンセンサスが原則である。発言権は基本的に出席する全ての代表団に与えられており、締約国の合意が形成されれば、日本の意見を会議の決定事項として反映させることが可能である。本件拠出に関連する年次予算案、財政モデルを始めとする ISU の運営やマンデートに関連する事項の決定も、締約国会議又は検討会議に委ねられている。締約国会議又は検討会議は、各国からの分担金により賄われるものであるが、ISU はこうした会議の運営等を支える為に主要な役割を果たしており、双方の拠出は相互補完的な関係にある。日本は締約国として、今まで全ての関連会合に参加し、同 ISU 関連の事項も含め、締約国会議又は検討会議での意思決定プロセスに参加している。ISU のマンデートや所掌業務については、締約国会議及び検討会議で議論・決定されることから、日本も全会議に出席の上、条約の履行や運用に関する議論に積極的に参加している。また、会議の場以外でも、日本が重視している普遍化促進の取組や、その他条約の履行や運営に関する取組について、非公式の意見交換を個別に行っている。

日本は、2024 年第5回検討会議において、対人地雷対策における各国間の協力関係や国際支援を推進することを目的とした、条約における主要委員会の一つである「協力・支援強化委員会」の委員を務め、同委員会のジェンダーフォーカルポイントを務めた。特に、2025 年において市川軍縮代表部大使は、第 22 回締約国会議議長職を務めていることから、条約及び ISU に対して、2025 年は最も重要な影響力を有していると言える。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

2024 年 11 月の第5回検討会議に、英利外務大臣政務官を団長とする日本代表团（林軍縮不拡散・科学部審議官、市川軍縮代表部大使他が同席）が出席。その際、英利政務官は、リー・トーイツ上級大臣兼カンボジア地雷対策犠牲者支援庁副議長（第5回検討会議議長）やミルアド・ビン・ラアド・ビン・ザイド・ヨルダン王子殿下（条約普遍化特使）等と協議した。

市川軍縮代表部大使が、第 22 回締約国会議議長に就任した 2024 年 12 月以降は、ISU と一層の連携が高まっており、2025 年は原則毎月（現時点で1～3月毎月）、協力支援強化委員会などの各委員会委員国が一同に介する調整委員会会合を市川軍縮代表部大使の主催の下で行っており、これは ISU による事務的調整の下で実施されている。更に、同じタイミングで条約普遍化グループ会合も ISU 及び同グループ国との間で行われている。

2025 年2月、ジンバブエで開催された「人道的地雷対策及び被害者支援に関する国内ステークホルダー対話会合」に軍縮代表部の永井書記官が出席、この会合の準備や開催のための調整に向け、ルアン ISU 長が積極的に関与し、会合に出席した。この会合には山中在ジンバブエ大使も出席した。同会議において、議長国である日本として、ガーナやアフリカ諸国における対人地雷対策の必要性をアピールした。

1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

地雷廃絶日本キャンペーン（JCBL）及び難民を助ける会（AAR Japan）は、2024 年の第5回検討会議に出席した。外務省通常兵器室は、両市民団体と定期的に意見交換を行っている。

日本は、対人地雷対策に関して、日本企業と緊密に連携しており、第5回検討会議前日（11 月 24 日）のサイドイベントを日本政府とカンボジア地雷対策センター（CMAC）が共催し、同サイドイベントに日本企業（ALISys、日建、コマツ、IOS）及び日本地雷処理を支援する会（JMAS）が参加し、日本が有する対人地雷対策に関する技術やカンボジアにおける日本の支援、カンボジアとの協力でウクライナやアフリカ諸国に対して行っている第3国支援（三角協力）等の貢献を国際社会に幅広く紹介した（同イベントには、豪元国防大臣始めハイレベルの出席があり、300 名以上の参加の他、カンボジアや日本のメディアでも報道された）。また、第5回検討会議期間中に、日本政府として、日本企業（NEC、ALISys、IOS）と共催で日本の対人地雷対策技術を紹介するサイドイベントを行った。更に、JICA は、第5回検討会議に出席する等、様々な機会において対人地雷対策における能力構築支援等の成果を積極的に国際社会に広報している。こうした活動において、ISU は積極的に日本の関係者を支援している。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

2024 年において、日本は、当該年の議長及び前年・翌年の議長から構成されるトロイカメンバー（カンボジア、独、日本）の一員であったため、ジュネーブ（スイス）において、市川軍縮代表部大使はじめ軍縮代表部は、ISU との間で密接な連絡及び協議を行った。2024 年6月及び9月に実施された第5回検討会議会期間会合において、ルアン ISU 長始め ISU メンバーとの間で、第5回検討会議で採択されたアンコール・シェムリアップ宣言及び行動計画の草案等について、市川軍縮代表部大使始め軍縮代表部職員が密接に連携した（同会議以前に非公式協議を ISU との間で数回行った他、外務省通常兵器室からもオンライン会議や E メールを通じて、ISU と緊密に連絡・調整を行った）。

その上で、2024 年 11 月の第5回検討会議において、ISU の拠出金にかかる情報や今後の活動計画等を説明、日本は ISU と連携してカンボジアを支援し、同会議の成功に貢献した。

こうした ISU の役割の重要性に鑑み、日本として 2016 年の対人地雷禁止条約第 1 回プレッジング会合以降出席し、ISU の活動支援のための拠出の重要性を国内外にアピールしてきている。2025 年 3 月の第 10 回会合は市川軍縮代表部大使が条約議長として主催した。同会議において、英利外務大臣政務官がビデオメッセージにより、令和 6 年度予算から日本より ISU に任意拠出する旨のステートメントを行うとともに、各国による ISU への拠出を呼びかけ、日本の貢献や対人地雷の撲滅の必要性や普遍化の重要性等について説明した。同ステートメントについては日本語・英語で報道発表を発出し、国内外に向けて広報した。

こうした日本を含む各締約国及び ISU の活動を行った結果として、2-1(2)のとおり成果が現れている。

2024 年において、日本は、条約締約国数増加(条約の普遍化)のための働きかけとして、中国、ラオス、インド、ミクロネシア、トンガ、マーシャル諸島に対して、様々なレベルで働きかけを行った。そうした日本の努力も一因となり、マーシャル諸島は 2025 年 3 月に条約への批准を発表した。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

対人地雷禁止条約拠出金は、対人地雷禁止条約履行支援ユニット(Implementation Support Unit: 以下、ISU)が対人地雷禁止条約の事務局機能を担い、同条約の締約国が条約上の義務を履行するための直接的、間接的な支援を提供する役割をになうことで、対人地雷禁止条約が定める対人地雷の使用・開発・生産・取得・貯蔵・保有・移譲等を全面的に禁止する他、貯蔵されている対人地雷の廃棄、地雷敷設地域における対人地雷の廃棄等を締約国に義務付け、また、被害者支援を含む国際的な協力及び援助を規定することで、対人地雷によって引き起こされる苦痛及び犠牲を終止させることを目的とし、対人地雷のない世界を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に資する取組に貢献することを目標としている。

対人地雷禁止条約拠出金は、基準 2 のとおり、戦略目標で説明されている行動目標等に対し、対人地雷の除去、被害者支援、普遍化(マーシャル諸島の批准)、国際協力の促進等の効果を上げている。

また、基準 3 においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2) のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準 4 については 4-1 のとおりの状況である。

また、地雷敷設地域の対人地雷廃棄については、2024 年第 5 回検討会議にセルビア代表団から、日本の地雷除去支援に対する謝意が表明された。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準 2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

対人地雷禁止条約自体は、直近の検討会議である第 5 回検討会議(2024 年 11 月)で採択された成果文書である「シェムリアップ・アンコール行動計画」が次回の第 6 回検討会議(2029 年)までの活動指針となっている。「シェムリアップ・アンコール行動計画」には、貯蔵地雷廃棄、埋設地雷除去、被害者支援、国際協力・支援等の分野において締約国が取り組むべき今後 5 年間の具体的行動が記載されている。締約国は同行動計画に従って条約の履行に取り組み、毎年開催される締約国会議で取組状況を評価することになっている。

また、第 5 回検討会議では、締約国のコミットメント(取組の誓約)を謳う政治宣言である「シェムリアップ・アンコール宣言」も採択された。この「シェムリアップ・アンコール宣言」は、条約締約国だけでなく、地雷分野に関わる国際機関や NGO にとっての活動指針となっている。

対人地雷禁止条約の目的は、「持続可能な開発(SDGs)のための 2030 アジェンダ」と深く関わっており、埋設地雷の除去による土地の開放は、目標 1(貧困)、2(飢餓)、3(保健)、4(教育)、5(ジェンダー)、6(水・衛生)、11(都市)、1

3(気候変動)、16(平和・公正)と、被害者支援は目標1、3、4、5、8(成長・雇用)、9(イノベーション)、10(不平等の是正)、16と、国際協力案件として実施される危険回避教育は目標1、2、3、4、5、6、11、16の実現に直接的に貢献するものであり、また、貯蔵地雷の廃棄は目標16の実現に貢献している。条約の履行を支援するISUの活動も、これらの目標に貢献するものとなっている。

2025年は、12月に開催予定の対人地雷禁止条約第22回締約国会議の成功に向けて、日本は、議長として、トロイカメンバー(カンボジア及びザンビア)やその他のステークホルダーと緊密に連携し、準備を進めている。具体的には、日本は、協力・支援強化委員会を始めとする各作業委員会メンバー国で構成される調整委員会の定期会議(毎月開催)を通じ、また、6月に開催予定の会期間会合に向けて議題調整等の準備を進めている。こうし調整段階始め、ISUは恒常的に全体の調整役を担い、サブスタンス面でも支援している。こうした条約体及びISUの活動を通じて地雷のない世界の達成を目指す。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記2-1の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

条約が発効した1999年以降、締約国94か国の締約国が計5,500万個の対人地雷の貯蔵弾を廃棄し、締約国の内、2023年には280km²以上の地雷原が除去された、現在までの対人地雷除去数は160,566個。

ISUは、条約事務局として、検討会議(準備会合含む)、締約国会議、政府専門家会合を開催のための調整を行っており、2024年には会期間会合(6月、9月)及び第5回検討会議等が開催された。その他、2024年3月には、第9回プレッジング会合が開催され、会議開催に向け議長カンボジアへの支援を行った。日本が2024年11月に議長職を引き継いで以降、毎月の調整委員会開催のための支援を行っている。ISUは、対人地雷禁止条約の締約国会議、検討会議での議論やその他の活動について、公式ホームページやSNSを通じて積極的に对外発信を行っており、2024年も積極的な発信を行った。ISUは、毎年、対人地雷禁止条約のホームページ内でISUの「行動計画及び予算」を発表しており、「2024年ISU予算及び行動計画」は、2024年10月23日に発表されている。

https://www.apminebanconvention.org/fileadmin/_APMBC-DOCUMENTS/Meetings/2024/5RC-ISU-2025-budget-work-plan-en.pdf

合わせて、「2025年～2029年ISU5か年予算及び行動計画」も同様に発表されている。両文書は、2024年11月の第5回検討会議において、締約国会議の承認を得ている。

https://www.apminebanconvention.org/fileadmin/_APMBC-DOCUMENTS/Meetings/2024/5RC-ISU-work-plan-and-budget-2025-2029-en.pdf

会議の作業文書だけでなく、各国のステートメント(声明)や、条約上の規定に基づき提出する報告書が閲覧でき、また各締約国別に履行状況を示すページが設けられており、会議概要や条約の進捗状況に関する詳しい情報を得ることができた。2025年3月に実施された第10回プレッジング会合の状況は、対人地雷禁止条約のホームページで掲載されており、本プレッジに係る広報が然るべく行われている。

<https://www.apminebanconvention.org/en/pledging-conferences/tenth-pledging-conference>

対人地雷禁止条約は、地雷対策分野に携わる他の国際機関(UNMAS、UNDP、UNICEF、ICRC、GICHD等)のほか、対人地雷禁止条約の交渉過程(オタワ・プロセス)を主導した地雷禁止国際キャンペーン(ICBL)等の国際NGO、NPOを含む市民団体に対しても、関連会議にオブザーバーとして参加することを認めており、同会議は条約の進捗や締約国や国際社会の取組に関する幅広い情報共有の場となっている。ISUは、これらの機関の代表者が対人地雷禁止条約の関連会議に参加できるよう、ロジスティックな支援を提供した。

ISUは、ホスト協定を結んでいるGICHDと、引き続き、条約の効率的な運用や、ISUの体制に関する情報共有や意見交換を日常的に行った。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024 年7月(日本の 2023 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025 年7月(日本の 2024 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
ISU が当該年の活動目標、実際に行った活動及び費用等を纏めた決算報告書を作成。2023 年の各国からの拠出(日本含む)と前年からの繰り越し等の合計 2,531,338 スイスフランのうち、2023 年には 1,576,360 スイスフランを執行し 954,978 スイスフランが翌年に繰り越された旨報告。執行残は、今後の予算不足等に対応するためのバッファの役割も果たしている。当該残余金は 2024 年 11 月の第5回検討会議において次期会計年度の収入に繰り入れることが承認された。 スイスの監査会社である MAZARS が監査を実施し、決算報告書の内容はスイスの法律を遵守していると結論。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
現在の財政モデルは、ISU の予算項目を①ISU によって義務的に実施される必要のある、会議開催支援及び締約国が義務を履行するための助言と技術的支援の提供、関連国際機関・NGO 等との連携・調整、文書管理・情報共有・条約の進捗状況等の広報といったコア支援業務(core support)のための予算、②コア支援業務予算が不足する際に補填する準備金(financial security buffer)、並びに③ISU のコア業務に影響しないこと等を条件として実施する被害者支援実施のための助言及び技術的支援の提供といった強化業務(enhanced support)のための予算に3分類し、財政状況の予測可能性を確保している。2015 年の第 14 回締約国会議以降、ISU に対する資金拠出のプレッジ(事前通報)を行うプレッジング会合の開催が決定された。同プレッジング会合は毎年1回開催され、2025 年3月には第 10 回会合が開催された。こうした措置を通して、ISU の財政モデルに持続性と予測可能性が確保され、各国からの拠出が確保されるようになっており、引き続き ISU 財政は健全であり、ISU はその任務を遂行している。 特定の通常兵器の使用を禁止又は制限するという目的を同じくした、特定通常兵器使用禁止制限条約(1983 年発効)の ISU 及びクラスター弾に関する条約(2010 年発効)の ISU とは、効率的な条約運営のための知見の情報交換や、費用対効果の向上のために連携している。	
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。	
該当なし。	

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☒ 拠出金の使途範囲内 ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024

0		0		0		0		0		3.6		
備考		定員は 3.6 人であり、事務局長を含む 3 名のフルタイム勤務職員に加え、パートタイム勤務の職員を「0.6 名」とカウントしている。										
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減												
過去3年の日本人幹部職員数										(参考) 全幹部職員数		
2021		2022		2023		平均値		2024		幹部職員数の増減		2024
0		0		0		0		0		0		0
備考												
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)												
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由												
ISUの活動経費は締約国からの任意拠出金で賄われているところ、締約国の負担を減少させるために可能な限り小規模とし、効率的な組織であることを重視した結果、定員が3.6名となっている。既に事務局として適切・必要な人員規模に達しており、現時点で空席もないことから、日本人職員増強の目標に馴染まない。												

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B	b	b	b	N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
クラスター弾に関する条約履行支援ユニット拠出金	
2 拠出先の名称	
ジュネーブ人道的地雷除去国際センター (Geneva International Centre for Humanitarian Demining: GICHD)	
3 拠出先の概要	
2015 年5月、ジュネーブ人道的地雷除去国際センター (Geneva International Centre for Humanitarian Demining: GICHD。地雷、クラスター弾、弾薬備蓄に焦点を当てた、地雷対策と爆発物のリスク削減に取り組んでいる国際的非営利団体) がホストする形で、クラスター弾に関する条約履行支援ユニット (Implementation Support Unit: ISU) が設立された。ISU は、クラスター弾の廃絶を目指して作成されたクラスター弾に関する条約の事務局機能を担い、同条約の締約国が条約上の義務を履行するための直接的、間接的な支援を提供することを目的としている。2025 年4月時点での本条約の加盟国・地域数は111。なお、リトアニアが2025年3月に同条約から脱退している。本件拠出金は、GICHD が受領主体であり、ISU が事業実施主体となっている。	
4 (1) 本件拠出の概要	
クラスター弾に関する条約は、クラスター弾の使用、開発、生産、取得、保有及び移譲等を全面的に禁止する他、貯蔵されているクラスター弾の廃棄、クラスター弾による不発弾汚染地域における不発弾の除去等を締約国に義務付け、また被害者支援を含む国際的な協力及び援助を規定することで、クラスター弾によって引き起こされる苦痛及び犠牲を終止させることを目的とした条約である。ISU は、締約国がこれらの義務を履行し条約が適切に運営されるための様々な条約履行促進関連業務を担う。 日本を含む締約国等からの拠出金はクラスター弾に関する条約の年次会合の決定に基づき ISU の活動経費に充てられており、本件拠出金は、ISU の人件費、旅費等に充てられる。ISU への支援を通じ、条約の効果的な運営を確保し、クラスター弾のない世界の実現に向けた締約国を中心とする国際社会の取組の促進を図る。 なお、クラスター弾に関する条約との関係では締約国会議等の開催経費として分担金も別途支出している。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模 (予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 569 千円 (3,326 スイスフラン)	
2025 年の ISU 予算全額 (497,138 スイスフラン) に対する拠出率は 0.67%。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
軍縮不拡散・科学部 通常兵器室、軍縮会議日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標 (外交戦略、重要政策、重点分野等)
--

本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交」、「施策Ⅱ－１ 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野Ⅸ 軍備管理・軍縮・不拡散への取組」、「測定指標Ⅸ－４ 通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組」の下に設定された中期目標「通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に資する取組を強化する。」を達成するための手段の一つと位置づけている。[（令和6年度外務省政策評価書）](#)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

クラスター弾がもたらす被害は、人道上の観点から国際的に深刻に受け止められている。日本は、国際的なクラスター弾不発弾問題への対応を、軍縮・人道・開発の分野に跨がる重要な政策課題として位置づけ、不発弾対策支援を行って来ている。2008年のクラスター弾に関する条約(オスロ条約)の署名後、2010年に、第1回締約国会議が開催され、日本を含む計120か国が出席。条約の運用に関する具体的な取組(条約の普遍化、貯蔵するクラスター弾の廃棄、クラスター弾残存物の除去・廃棄、リスク低減教育、犠牲者支援等)についての議論や、「ビエンチャン宣言」、「ビエンチャン行動計画」等の成果文書の作成により、クラスター弾による被害を終了させるとの締約国による力強い決意を確認するとともに、締約国が条約を履行する上での今後の具体的な指針が提示された。

同会議以降も、日本は、被害者支援や不発弾処理といった対策を実施するとともに、クラスター弾に関する条約(CCM)の締約国を拡大する取組を継続しており、2024年9月に開催されたクラスター弾に関する条約第12回締約国会議においても、これらの課題に関する議論に参加し、日本の積極的な取組をアピールした。

「履行支援ユニット(ISU)」はクラスター弾に関する条約の事務局を担っており、条約に関する情報を管理・提供・発信し、公式・非公式の会議記録及び文書を管理・保存し、締約国会議議長・各委員会の共同議長を支援し、その他締約国の求めに応じた条約関連業務を行っており、条約の運営に不可欠の役割を果たしている。そのため、本件拠出は、クラスター弾問題の解決に重要な役割を担う同条約の効果的な運用の確保につながり、軍縮・不拡散の促進に資するものである。なお、同条約の締約国会議等の開催のための分担金は、会議における通訳や文書翻訳等の経費を締約国が義務的に負担するものであり、条約の事務局を担うISUの活動経費のための本件拠出とは異なった性質のものである。

また、クラスター弾による被害がウクライナを始め世界各地で発生しており、リトアニアにより条約からの脱退が行われるという厳しい状況において日本がISUを支えることは、クラスター弾問題に真剣に取り組んでいる姿勢を国際社会に示すことにもつながり、日本の不発弾対策支援と相互補完の関係があるとともに、ISUを支援する手段として代替の不可能なものである。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

クラスター弾に関する条約関連会合は、全ての締約国、オブザーバーである非締約国、国際機関、NGOを含む市民社会が参加する全体会合の形式を基本としており、意思決定は締約国のコンセンサスが原則である。発言権は基本的に出席するすべての代表団に与えられており、締約国の合意が形成されれば、日本の意見を会議の決定事項として反映させることが可能である。本件拠出に関連する年次予算案、財政モデル、事務局長人事を始めとするISUの運営やマンデートに関連する事項の決定も、締約国会議又は検討会議に委ねられている。日本は締約国として、すべての関連会合に参加し、同ISU関連の事項も含め、締約国会議又は検討会議での意思決定プロセスに積極的に参加している。

第12回締約国会議には、市川軍縮代表部大使が出席し、クラスター弾による被害がウクライナを始め世界各地で発生していることを踏まえ、本条約の普遍化及び履行促進の重要性を指摘しつつ、締約国に対し、クラスター弾による惨禍のない世界に向けた決意を一層新たにするよう訴えとともに、全ての非締約国に対して本条約の早期締結を呼びかけた。また、不発弾除去や被害者支援、リスク低減教育等における我が国の取組を紹介しつつ、引き続き他の締約国と協力して条約の履行促進に向けた取組を進めていくとのコミットメントを示した。

また、会議の場以外でも、日本が重視している普遍化促進の取組や、その他条約の履行や運営に関する取組について、意見交換を個別に行っている。
1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等
2024 年5月、市川軍縮会議日本政府代表部大使は ISU 事務局を訪問し、モラガ ISU 長に対し、令和6年度の ISU 経費拠出を伝達した。これに対しモラガ ISU 長から、ISU の活動経費に対する日本の拠出に対し謝意が述べられるとともに、条約履行に関する日本の更なる貢献に期待している旨述べられた。その後、ISU の活動状況等に関し意見交換を行った。 2024 年9月、クラスター弾に関する条約第 12 回締約国会議に、市川軍縮代表部大使が出席。
1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。
日本の NGO もメンバーとなっているクラスター兵器連合（CMC）は、直近の第 12 回締約国会議でも各議題においてステートメントを発表するなど積極的に参加している。なお、市民社会団体は、規定された手続きを経れば会議期間中にサイドイベントを開催することも可能であり、組織の取組を紹介するなど、アピールすることもできる。 第 12 回締約国会議では、CMC のほか、市民社会団体である「Landmine and Cluster Munition Monitor」、「Mine Action Review」、「Mines Advisory Group」等によるサイドイベントが開催された。
1-5 本件拠出に係る日本側の取組等
本件拠出につき、2024 年5月の市川軍縮代表部大使によるモラガ ISU 長への令和6年度 ISU 経費拠出の伝達の模様を軍縮代表部 HP 及び SNS に掲載することで日本の支援のビジビリティ確保に努めた。 また、2024 年9月のクラスター弾に関する条約第 12 回締約国会議における市川大使によるステートメント（ウェブ TV を通じて全世界に公開）において不発弾除去や被害者支援、リスク低減教育等における日本の取組を紹介することにより、クラスター弾に関する日本の国際貢献につき発信した。
1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括
クラスター弾に関する条約履行支援ユニット拠出金は、クラスター弾に関する条約履行支援ユニットが条約履行促進関連業務を行うことで、条約を通じてクラスター弾の使用、取得、保有等の全面的禁止、貯蔵されているクラスター弾の廃棄、クラスター弾による不発弾汚染地域における不発弾の除去や国際協力・援助等により、クラスター弾によって引き起こされる苦痛及び犠牲の終止に貢献し、ひいては日本の外交政策上の目標でもある国際社会の平和と安定、通常兵器の軍備管理・軍縮に貢献するものである。 クラスター弾に関する条約履行支援ユニットは、条約関連会合の事務局としての役割を果たし、条約に関して積極的に対外発信を行う等の効果を上げている。 また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している（事実関係に応じ適宜修正）。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。 基準4については 4-1 のとおりの状況である。 第三者からの評価として、2024 年9月に実施された第 12 回締約国会議において、ラオスから日本の支援についての謝辞があった。 以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

クラスター弾に関する条約自体は、直近の検討会議である第2回検討会議(2020年11月と2021年9月の2回に分けて開催)で採択された成果文書である「ローザンヌ行動計画」が次回第3回検討会議(2026年開催予定)までの活動指針となっている。同計画には、貯蔵クラスター弾の廃棄、不発弾除去、被害者支援等の分野において締約国が取り組むべき具体的な行動が記載されている。締約国は同計画に従って条約の履行に取り組み、毎年開催される締約国会議で取組状況を評価することになっている。

また、第2回検討会議では、締約国のコミットメント(取組の誓約)を謳う政治宣言である「ローザンヌ宣言」も採択された。同宣言は、条約締約国だけでなく、クラスター弾分野に関わる国際機関やNGOにとっての活動指針となっている。

ISUは条約事務局として、締約国が義務を履行し本条約の効果的な運用を実現することを目標としている。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2024年、ISUは条約事務局として、9月に第12回締約国会議を開催した。本締約国会議では2020年11月と2021年9月の2回に分けて開催された第2回検討会議以降、条約の普遍化、貯蔵弾の廃棄及び除去、リスク低減教育、被害者支援、国際協力等の諸分野でみられた進展及び条約履行期限延長等の課題について、参加国の間で検討が行われたほか、第2回検討会議において採択された「ローザンヌ行動計画」の実施状況について確認が行われた。「ローザンヌ行動計画」には、条約普遍化、貯蔵弾廃棄、除去及び危険軽減教育、被害者支援、国際協力及び支援、透明性措置、国内実施措置の各分野において締約国が取り組むべき今後5年間の具体的な行動が盛り込まれている。本行動計画を念頭に、第12回締約国会議では、各国の条約履行状況(履行期限延期申請含む)、普遍化調整委員会による条約普遍化に係る取組、貯蔵弾薬の廃棄調整委員による取組、被害者支援調整委員による取組、条約の財政状況等に係る報告及び議論が行われた。貯蔵弾薬の廃棄については、条約の全ての締約国が廃棄を完了した旨が報告された。また、同年7月にリトアニアによる条約からの脱退表明があったことを受け、議長による同国への働きかけに関する説明があったほか、参加国から意見表明があった。また、本締約国会議において、ラオスから日本の支援に係る言及があった。締約国会合の開催は、目標とする成果の実現に向けた進捗を確認する重要な機会となっており、ISUは係る会合の開催を担う事務局としての不可欠な役割を果たしている。

ISUは、クラスター弾に関する条約の締約国会議、検討会議での議論やその他の活動について、公式ホームページやSNSを通じて積極的に対外発信を行っている。会議の作業文書だけでなく、各国のステートメント(声明)や、条約上の規定に基づき提出する報告書が閲覧でき、また各締約国別に履行状況を示すページが設けられており、会議概要や条約の進捗状況に関する詳しい情報を得ることができる。

クラスター弾に関する条約は、クラスター弾対策分野に携わる他の国際機関(国連地雷対策サービス部(UNMAS)、国連軍縮部(UNODA)、赤十字国際委員会(ICRC)等)のほか、クラスター弾に関する条約の交渉過程(オスロ・プロセス)を主導したクラスター兵器連合(CMC)等の国際NGO、NPOを含む市民団体に対しても、関連会議にオブザーバーとして参加することを認めており、同会議は条約の進捗や締約国・国際社会の取組に関する幅広い情報共有の場となっている。ISUは、これらの機関の代表者がクラスター弾に関する条約の関連会議に参加できるよう、ロジスティックな支援を提供した。

ISUは、ホスト協定を結んでいるGICHDと、引き続き、条約の効率的な運用や、ISUの体制に関する情報共有や意見交換を日常的に行った。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

3-1 (1) 会計年度	1月から12月
--------------	---------

3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024 年7月(日本の 2023 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025 年7月(日本の 2024 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
ISU が当該年の活動目標、実際に行った活動及び費用等を纏めた決算報告書を作成。2023 年の各国からの拠出(日本含む)と前年からの繰り越しの合計約 84 万スイスフランのうち、2023 年には約 56 万スイスフランを執行し、約 28 万スイスフランが翌年に繰り越された旨報告。執行残は、今後の予算不足等に対応するためのバッファーとしての役割を果たしている。なお、当該残余金は 2024 年9月の第 12 回締約国会議において次期会計年度の収入に繰り入れることが承認された。 外部監査については、スイスの監査会社である MAZARS が監査を実施し、決算報告書の内容はスイスの法律を遵守していると結論。 毎年の条約関連会合(締約国会議・検討会議)において、ISU の機構・運営方法について議論を行う時間が割り当てられている。第 12 回締約国会議においては、ISU 長により 2024 年予算案及び作業計画案が提示され、締約国によって承認された。関連会合における係る手続・議論を通じて、ISU の透明性強化及び運営の安定性強化に貢献している。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
条約関連会合(締約国会議・検討会議)において、ISU の機構・運営方法について議論を行う時間が割り当てられており、また、ISU により提示される予算案及び作業計画案を各国が検討する体制となっている。 特定の通常兵器の使用を禁止又は制限するという目的を同じくした、特定通常兵器使用禁止制限条約(1983 年発効)の ISU 及び対人地雷禁止条約(1999 年発効)の ISU とは、効率的な条約運営のための知見の情報交換や、費用対効果の向上のために連携している。	
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。	
該当なし。	

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☒ 拠出金の使途範囲内 ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
0	0	0	0	0	0	2.5
備考	定員は 2.5 人であり、事務局長を含む2名のフルタイム勤務職員に加え、パートタイム勤務の職員を「0.5 名」とカウントしている。					
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数

2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
0	0	0	0	0	0	0
備考	ISU は、非常に小規模の組織であることから、幹部(D1相当以上)のポストが存在しない。					
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
ISUの活動経費は締約国からの拠出金で賄われているところ、締約国の負担を減少させるために可能な限り小規模とし、効率的な組織であることを重視した結果、定員が2.5名となっている。既に事務局として適切・必要な人員規模に達しており、現時点で空席もないことから、日本人職員増強の目標に馴染まない。						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B

b

b

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
特定通常兵器使用禁止・制限条約(CCW)締約国会議等拠出金	
2 拠出先の名称	
国連欧州本部	
3 拠出先の概要	
特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)は、軍事的必要性及び人道上の考慮のバランスを保つとの考えの下、兵器自体の効果又はその使用方法のいかんによっては非人道的効果をもたらす特定の通常兵器について国際規制を設けるもの。非人道的な効果を有する特定の通常兵器の使用の禁止又は制限については、ジュネーブ第一追加議定書(1977 年採択、78 年発効、日本は 2004 年加入)が採択される過程において議論されたものの結論が得られず、その後、1979 年及び 1980 年の2回の特定通常兵器の使用禁止・制限に関する国連会議の結果、1980 年の国連総会決議で CCW 枠組条約が採択された(1983 年に発効)。 特に、5つの附属議定書の内、附属議定書 V は不発弾及び遺棄弾(爆発性戦争残存物:ERW)を対象とし、事後的に爆発して被害を与えることを予防する機能の付加、及び不発弾及び遺棄弾の事後処理を義務付けている(2003 年採択、2006 年に発効)。CCW の締約国・地域数は 128 であり、附属議定書 V の締約国・地域数は 99。CCW の履行支援ユニット(ISU)は国連欧州本部内に事務局を有する国連軍縮部(UNODA)の一部として設置されているため、拠出金は同欧州本部に支出され、事業の実施は ISU が担っている。拠出先の国連欧州本部の所在地はジュネーブ(スイス)。	
4 (1)本件拠出の概要	
本拠出金は、5つの附属議定書の内、附属議定書 V の運用、特に締約国会議及び関連会議の開催経費に支弁される。日本は附属議定書 V を批准していないが、批准している CCW 枠組条約及び附属議定書 I ～IVにおける議論とも関連することから、拠出を通じて附属議定書 V の関連会合へオブザーバーとして参加し、議論を慎重にフォローし、必要に応じて日本の立場を表明し、会合における議論が日本の政策と整合的なものとなることを目指す。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 824 千円	
日本の拠出率は7%～9%(国連分担率をベースとし、2025 年の締約国数、オブザーバー数から最終的な拠出率が算出される。)。最終的な拠出額は米国、中国、ドイツに次ぐ4位となる見込み。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
軍縮不拡散・科学部 通常兵器室、軍縮会議日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 II 分野別外交」、「施策 II-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野9: 軍縮・不拡散への取組」の下に設定された中期目標「4 通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に資する取組を強化する」を達成するための手段の一つと位置づけている。(令和6年度外務省政策評価書)
1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
特定通常兵器禁止制限条約(CCW)は、非人道的な効果を有する通常兵器の使用を禁止ないし制限するものであり、上記の目標達成にとって最も重要な条約の一つ。国家は、その国内治安及び安全保障の両側面の要請から、通常兵器の開発・生産、所有について、その使用や所有の禁止を一般に避けようとするため、兵器の法的規制は国際人道法の中でも困難な部類に属すると言われている。一方、CCW の枠組みでは、国際法の専門家や安全保障当局者が参加して、軍事的必要性和人道的考慮の両側面の要請についてバランスをとりつつ、CCW 成立以前の、国際人道法上の諸原則に照らして兵器使用の妥当性は判断されるべきとの考え方を更に進めることで、特定の通常兵器の使用を条約上の義務として禁止・制限することを可能にしている。 この条約の締約国会議及び関連会合では、法律の専門家と軍事の専門家が一同に会する機会となり、通常兵器の開発・製造技術の向上等を考慮しつつ、通常兵器の使用の禁止及び制限のための条約の実施、新技術及び新型兵器への対応に関する議論が行われている。CCW が発効した 1983 年以降、使用を禁止・制限する特定の通常兵器毎に附属議定書が作成され、これまで5つの附属議定書(附属議定書 I・II 及び III (1983 年発効)、改正議定書 II・附属議定書 IV (1998 年発効)、附属議定書 V (2006 年発効))が成立している。この内、本件拠出金にて会議開催経費を負担している附属議定書 V は、爆発性戦争残存物(ERW)に関するものとなる。2017 年 6 月に採択された地雷対策に関する安保理決議(第 2365 号)においても、地雷、即席爆発装置(IED)と並び、ERW の脅威を軽減させる適切な手段を講じる必要性が強調されるなど、国際的な取組が重視されているテーマの一つとなっており、日本して附属議定書 V 関連会議における議論をフォローしていくことは極めて重要。
1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
附属議定書 V 関連会議を含め、CCW は締約国会議、政府専門家会合、非公式専門家会合等の関連会合においても、全ての締約国、非締約国のオブザーバー、市民社会(NGO、教育機関、研究機関等)が参加する全体会合の形式を基本としている上、意思決定は締約国間のコンセンサスが原則である。附属議定書 V に係る会合においては、日本としてはオブザーバーの立場から必要に応じて発言を行い、日本として好ましい議論や決定が行われることに努めている。
1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等
・2024 年 11 月 CCW 締約国会議 浪岡軍縮会議日本政府代表部公使等出席 ・2024 年 11 月 附属議定書 V 締約国会議 浪岡軍縮会議日本政府代表部公使等出席 ・その他、軍縮会議日本政府代表部と ISU の間で随時意見交換を実施。
1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。
本会合は、NGO、市民社会、学術機関等に対してオープンな形で会合が開催されている。日本の NGO、市民社会、学術機関等は、本会合を通じて関連情報を得て、各自の活動に活用している。また、日本の NGO、市民社会、学術機関等が関係するプロジェクトが本会合を通じて紹介されることで、日本関係者への評価向上に繋がっている。
1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

日本はこれまで CCW 締約国会議および5年に1度開催される運用検討会議に、安全保障の観点も考慮しつつ、国際人道法の基本概念でもある軍事的必要性和人道的考慮のバランスを追求するとの観点を踏まえ、国際的なルール作りに積極的かつ建設的に参加し、議論に貢献してきた。2024 年 11 月に行われた CCW 締約国会議においても、厳しい安全保障環境の中で、CCW の重要性が一層高まっているとの立場を踏まえ、議論に積極的に参加した。日本の CCW に対する貢献は、国連側からも高く評価されている。附属議定書 V を紛争後の復旧に関する措置を規定し、ERW が文民にもたらす紛争後の人道上の問題への国際的取組を促進するものとして意義があると考えており、附属議定書 V 締約国会議へのオブザーバー参加を通じて、締約国による議論を適切にフォロー、貢献してきている。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件提出の貢献度に係る総括

特定通常兵器使用禁止・制限条約(CCW)締約国会議等提出金は、国連欧州本部が爆発性戦争残存物(ERW)について、主に不発弾等の危険を最小化するために、紛争後の対応措置や、不発弾の発生を最小化するための技術的予防措置を規定することで、ERW によって生じ得る紛争後の人道上の課題に対応し、ひいては日本外交政策上の目標である、通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に資する取組の強化に貢献することを目標としている。

国連欧州本部は基準2のとおり、紛争当事者及び爆発性弾薬の使用者による不発弾及び遺棄弾(爆発性戦争残存物:ERW)の除去又は破壊、ERW 情報の記録・保持・伝達、ERW の危険性及び影響から文民及び民用物を保護するための予防措置、現存する ERW についての援助、ERW の発生を最小化することを目的とした一般的予防措置等について規定し、ERW が紛争後に文民にもたらす危険や人道的被害を最小化すること、ERW 発生 の最小化及び紛争後の復旧促進等に向けて取り組んでいる。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。基準4については4-2 の理由から N/A としている。

以上から、本件提出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等提出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア提出分のみ】提出先の戦略目標

CCW は、非人道的な効果を有する通常兵器の使用を禁止ないし制限することを目的とした条約であり、軍事的必要性和人道的考慮のバランスを踏まえた検討を行っている。ISU は条約事務局として、締約国が義務を履行し CCW の効果的な運用を実現することを目標としている。

本提出対象となる附属議定書 V は、紛争当事者及び爆発性弾薬の使用者による不発弾及び遺棄弾(爆発性戦争残存物:ERW)の除去又は破壊、ERW 情報の記録・保持・伝達、ERW の危険性及び影響から文民及び民用物を保護するための予防措置、現存する ERW についての援助、ERW の発生を最小化することを目的とした一般的予防措置等について規定された議定書。ERW が紛争後に文民にもたらす危険や人道的被害を最小化すること、ERW 発生 の最小化及び紛争後の復旧促進等を目的としており、締約国会合及び専門家会合を年に1度ずつ開催している。

2-1 (2) 【コア提出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための提出先の取組及びその成果

提出先である国連欧州本部内に事務局を有する、国連軍縮部(UNODA)の一部として設置されている CCW の履行支援ユニット(ISU)が、締約国会議、政府専門家会合を開催。

2024 年 11 月に実施された CCW 締約国会議においては、ウクライナ情勢等を踏まえた議論、自律型致死兵器システム(LAWS)に係る議論等、国際社会の高い関心を集めるテーマについて取り扱われた。また、同じく2024 年 11 月に実施が予定されていた附属議定書 V 締約国会議は、ロシアが提起した手続き事項を巡る問題により、非公式の形で

実施された。また、新たにトリニダード・トバゴが新たに CCW の締約国となった他、同国及び英国が附属議定書 V の締約国に加わった。

なお、各種会合における議論や、その他の活動等の情報は UNODA 公式ホームページ及び SNS を通じて对外発信が行われた。これらの会議は、2-1 (1) の戦略的目標達成に向け、幅広い情報共有、意見交換が可能な場となっている。ISU はそうした幅広いステークホルダーの参加が可能となるよう、ロジスティックな支援を提供した。さらに、特定の 通常兵器の使用を禁止又は制限するという目的を同じくした対人地雷禁止条約(1999 年発効)及びクラスター弾に関する条約(2010 年発効)の ISU とは、効率的な条約運営に向けた知見の共有や、費用対効果の向上のための連携を強化しており、シナジー(相乗)効果を追求している他、小型武器、弾薬の軍備管理に係る国際場裡の議論を進める上でも有意義な意見交換が行われている。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2025 年 1 月(日本の 2023 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考) 次回報告書の受領予定時期等	2025 年 10 月(日本の 2024 年度拠出分)

3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等

ISU が当該年の実際に行った活動及び費用等を纏めた決算報告書を作成。2023 年議定書 V 専門家会合の暫定予算 15,900 米ドルに対し実際の使用額は 15,634 米ドル、同年議定書 V 年次会合の暫定予算額 78,400 米ドルに対し実際の使用額は 38,788 米ドル。なお、本件拠出金は令和4年度から拠出を開始。

2021 年 12 月に新財務規則が成立し、同規定に準じた決算処理が開始されている。同新財務規則の運用開始後、オブザーバー国への請求は締約国による分担金支払い後に行われることになったため、2023 年分経費の請求は 2024 年8月に接到し、日本側からは令和6年度拠出金にて送金手続きを完了した。UNODA の活動を含む国連の活動は、国連財務規則第 V 項(e)に従い、国連内部監査局(OIOS)による独立した内部監査の対象になる。2021 年 12 月に新財務規則において、締約国は UNODA に対し、遅くとも CCW 財務規則導入後5年以内に OIOS に CCW の監査を提案するよう求めている。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)

3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)

本件拠出金の対象である附属議定書 V 関連を含め、CCW の活動に係る財政の安定化を目的として、2021 年 12 月、CCW 第6回運用検討会議において新財務規則案が成立。同財務規則には、5年暫定予算制度、コンティンジェンシー条項、余剰金の返金規則等含まれており、財政状況改善に資する内容となっている。2022 年 11 月に実施された CCW 締約国会議でも、新財務規則の下、引き続き財政健全化に向けた取組を進めていく旨確認された。また、ISU は財政難により一時期体制が縮小していたが、財政改善のための新財務規則案の検討と平行して人員増強が図られ、2023 年度より正規職員が1名増員となり事務局長を含む事務局員2名が正規職員として勤務している他、JPO を独から1名受け入れており、事務局体制の強化を図られている。

3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。

該当なし。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☒ 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等)(国連欧州本部・ISU(CCW)) ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
0	0	0	0	0	0	-

備考

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
0	0	0	0	0	0	-

備考 ISU は、非常に小規模の組織であり、幹部(D1相当以上)ポストが存在しない。

4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

本件拠出金を活動経費としているISUは、常設事務局ではなく、あくまで会議運営支援を行うための機関であり、極めて少人数の職員での運営となっていることから、日本人職員増強の目標に馴染まないため。

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B+

a

b

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称

国際科学技術センター(ISTC)拠出金

2 拠出先の名称

国際科学技術センター(ISTC)

3 拠出先の概要

1994 年に「国際科学技術センターを設立する協定」に基づき設立。現在は「国際科学技術センターを継続する協定」(2017 年)に基づき活動。日本、米国、EU、ノルウェー、韓国、カザフスタン、アルメニア、キルギス、ジョージア、タジキスタンの 10 か国・機関が加盟。本部はアスタナ(カザフスタン)、支部はアルメニア、ジョージア、キルギス、タジキスタン。ソ連時代に大量破壊兵器関連の研究開発に従事したこれら地域の科学者・技術者を平和目的の事業に従事させる支援を実施し、近年は CBRN(化学・生物・放射性物質及び核)分野で様々な地域の科学者らの事業を支援。

4 (1) 本件拠出の概要

本件拠出は、事業の管理、監査等を行う ISTC 事務局の運営経費に充てられる。潜在的な懸念国及びテロ組織への大量破壊兵器関連技術の拡散を防止する国際的な取組、及び諸課題に対処し、国際社会の平和と安定に資する多国間の科学技術協力の推進に貢献する。

なお、外務省による本件拠出(コア拠出)とは別途、文部科学省が主としてプロジェクト支援費を拠出(ノンコア拠出)している。

4 (2) 本件拠出の形態

☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出

4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)

令和7年度当初予算額 6,186 千円

2024 年度(令和6年度)の拠出順位等は公表されていないが、2023 年度(令和5年度)については、次のとおり。

日本の拠出率: 4.13%(拠出順位: 4位)(外務省・文科省の拠出合計額ベース)

参考: 米国 45.50%(1位)、EU 41.29%(2位)、シンガポール 7.11%(3位)、英国 0.82%(5位)等(シンガポールと英国は特別にプロジェクトを実施)

5 担当課室・関係する主な在外公館

軍縮不拡散・科学部 国際科学協力室、在カザフスタン日本国大使館

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交: 国民の安全の確保と繁栄を目指し、望ましい国際環境を確保すること」、「施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野11: 科学技術に係る国際協力の推進」の下に設定された中期目標「二国間科学技術協力の枠組み活用や国際機関・計画との連携、

外務大臣科学技術顧問の活用などを通じ、科学技術に係る国際協力を推進し、国際社会の平和と安定及び我が国の安全と繁栄の確保に貢献する。」を達成するための手段の一つと位置づけている。(令和6年度外務省政策評価書)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

大量破壊兵器の研究開発に従事していた旧ソ連諸国の科学者・技術者を平和目的の研究開発事業に従事させる事業を実施してきた ISTC との連携は、人的不拡散に対する日本唯一の取組と言える。ISTC の活動は G7グローバル・パートナーシップ(GP)の優先分野である科学者の雇用への取組であり、G7で ISTC へのより広範な参加が奨励されている。その GP の重要性は、2024 年 G7プーリア首脳コミュニケでも確認されており、ISTC との連携は、唯一の戦争被爆国である日本の不拡散分野の国際的な取組として重要な意義がある。また姉妹機関であるウクライナ科学技術センター(STCU)が現下の地政学状況の中で活動に支障をきたしていることから、ISTC は STCU を支援し、ウクライナ人科学者の頭脳流出防止に関する活動も行っている。このような ISTC との連携はウクライナ人科学者の不拡散への貢献に繋がる取組でもある。2024 年6月に開催された ISTC 創設 30 周年記念会合では、現協定下における初めての日本政府ハイレベルによる ISTC 会合参加者として深澤外務大臣政務官が出席し、不拡散のための頭脳流出防止に向けた ISTC との連携の重要性についてスピーチを行っており、人的不拡散の取組として ISTC を支援することは、日本国政府としてのコミットメントである。

近年 ISTC は、食料安全保障やエネルギー・環境問題を含む平和的取組においても様々な地域の科学者を支援しており、二国間・多国間科学技術協力場として、日本と各国との関係強化にも貢献している。2024 年、ISTC は日本と連携し、日本で開催された 10 月の STS フォーラムや Bio Japan、11 月の World Smart Energy Week に中央アジア・コーカサスの研究者を合わせて 11 名派遣することで、当地域の研究コミュニティと日本の研究コミュニティとのネットワークの機会を提供した。また、深澤外務大臣政務官による ISTC 創設 30 周年記念会合参加のためのカザフスタン訪問は、ISTC 事務局長との意見交換に加え、カザフスタン科学・高等教育大臣や外務省第一次官、エネルギー省次官等との意見交換の機会も提供し、カザフスタン政府要人と二国間・多国間の協力案件について連携していくことで一致したり、大学間交流や ISTC を通じた連携を含む更なる科学技術協力の可能性が議論されたほか、同国外務省のホームページで広報もされるなど日カザフスタン関係の強化や関係構築につながるという意義も持つことになった。

ISTC は大阪・関西万博への協力という点でも重要であり、万博に参加する7つの国際機関の一つとして、早期に事務局員を大阪に派遣しブース設置のための準備を進めたほか、開幕日には事務局長も訪日し多くの来場者への対応を行うなど、万博の成功裡の出発に貢献した。

文部科学省は ISTC との事業費を別途拠出し、日本の大学や研究機関が関与する形で米国や EU と連携した事業を支援しているが、ISTC 事務局の管理運営のための外務省からの支援(2025 年度当初予算 6,186 千円)と補完的であり、本件拠出は文科省拠出の「事業費」とともに、車の両輪のごとく事務局の効果的運営を支えている。

日本の政策目標に沿う国際機関である ISTC との連携は有意義であり、上記 1-1(1)を達成する上で ISTC への拠出は有用かつ重要である。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

ISTC の意思決定は、全加盟国から構成される最高意思決定機関である運営理事会においてコンセンサス方式で決定される。日本は運営理事会(今次評価期間中は、2024 年6月と 11 月の2回開催された。)に外務省国際科学協力室長を常任理事として参加せしめているほか、ワーキンググループ会合(日米 EU の担当レベルで運営理事会に向けた共通認識の醸成やその他事務的調整等を行う。今次評価期間中は、2024 年 10 月と 2025 年4月に開催された。)にも外務省国際科学協力室の担当を参加せしめることで、ISTC の意思決定に積極的に参画している。さらに、ISTC の 2024-30 年戦略ロードマップ作成の際には、日本は同ロードマップ作成の議論に参加し、大量破壊兵器技術の拡

散防止、SDGs の促進及びパートナー国の科学技術発展促進などの日本の関心事項が同ロードマップに反映されるよう努めたほか、ロードマップが 2023 年末に発表された後は、そのフォローアップについての議論にも参加している。

また、日本は米国や EU と並ぶ原署名国として創設当時から ISTC 内で主要な地位を維持確保してきており、ISTC の事業を審査する科学諮問委員会 (SAC) 委員長を輩出し続けるなど負担応分の人的プレゼンスも確保している (現 SAC 議長は 2021 年 7 月就任、任期 5 年)。さらに事務局には日本からシニアプロジェクトマネージャー (SPM) を 1 名派遣している。これにより、支援事業候補を審査する SAC で日本の考えが反映されるのみならず、事務局の活動においても、事業採択後の執行から終了まで SPM が関与することで、日本の意向を反映した運用が確保されてきている。特に 2024 年からは日本から派遣する SPM の人選に外務省が関与することで、より頻繁に SPM と意見交換し、日本の意向を事務局に伝達しやすい体制の構築に努めている。

このように日本は、運営理事会等の場において、ISTC の運営計画の策定、ターゲット分野の選定に関する議論、案件採択等を含む意思決定の各段階における対象地域への科学的価値の普及の重要性を度々インプットし、日本の関心課題が ISTC の活動に反映されるよう継続的に働きかけを行っている。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

2024 年 6 月、深澤外務大臣政務官が ISTC 創設 30 周年記念会合に参加するためにカザフスタンを訪問し、ISTC 事務局長や運営理事会議長、カザフスタン科学・高等教育大臣、外務省第一次官、エネルギー省次官などの要人と意見交換した。ISTC 事務局長との意見交換では、同事務局長から、ISTC の三大支援国の一つである日本の貢献の重要性を確認するとともに、謝意が表明された。また、運営理事会議長からは、日本が中央アジア・コーカサス地域と戦略的に関係構築していることについて高い評価が示された。さらに、カザフスタン科学・高等教育大臣との会談では ISTC を通じた科学技術協力の可能性等について意見交換が行われた。

2024 年 9 月には、ISTC 事務局長が山田駐カザフスタン日本国大使を訪問し、ISTC の大阪・関西万博参加に関する協力についての意見交換を行った。

2025 年 4 月、同年 2 月に就任したばかりの ISTC 新事務局長が大阪・関西万博の開幕に併せて訪日し、ISTC ブースへの来場者への対応を行い万博の成功裡の出発に貢献したほか、軍縮不拡散・科学部長や国際科学協力室長等と ISTC の現状や将来の課題について意見交換を行った。

1-4 日本政府以外の日本関係者 (日系企業 (調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等) による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

ISTC には民間企業等がパートナー (事業協力企業) として研究プロジェクトに投資する制度があり、民間企業等のニーズに応じたプロジェクトの実施が可能である。ISTC の仲介により、各種税金の免除、機材の調達、プロジェクト実施に当たっての各種手続の代行等、調達や手続が容易となり、日本の研究機関や民間企業等が低コストでカザフスタン、アルメニア、キルギス、タジキスタン及びジョージアの研究機関と共同研究を行うことができるというメリットがあり、日本の産業界における研究開発促進にも貢献している。2025 年 5 月現在、78 の日本企業 (海外法人含む)・機関がパートナーとなっている。

ISTC が支援する研究開発プロジェクトのうち、2024 年に終了したプロジェクトの中には日本原子力研究開発機構 (JAEA) がコラボレータとして関与したプロジェクトがある。また、名古屋工業大学、千葉大学、岐阜大学、東京大学、長岡技術科学大学、物質・材料研究機構及び早稲田大学等が参加するプロジェクトも進められている。また、2025 年に新しく ISTC が支援することを決定したカザフスタンにおけるプロジェクトに JAEA がコラボレータとして関与し、ジョージアにおけるプロジェクトには、量子科学技術研究開発機構 (QST) がコラボレータとして関与しているなど、ISTC の活動は日本の研究機関に裨益している。2025 年 4 月に ISTC 事務局長が訪日した際には、早稲田大学や JAEA、QST を訪問し、現在タジキスタン国立科学アカデミー／ウマロフ記念物理学研究所との協力プロジェクトに参加している早稲田大学との間では、プロジェクトの成果を継続していくことやタジキスタンの若手研究者の育成の重要性について話し

合い、JAEA と QST とはカザフスタン及びジョージアとの 2025 年の新規プロジェクトや今後の協力について意見交換するなど ISTC との更なる関係構築が行われた。このような ISTC の活動を支える事務局経費を負担する本件拠出は日本政府以外の日本関係者にとっても有用かつ重要である。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

2024 年6月の ISTC 創設 30 周年記念会合への深澤外務大臣政務官の出席は、ホスト国のカザフスタンを除けば唯一の政府ハイレベルの参加となり、日本の ISTC への貢献とプレゼンスのアピールや ISTC 加盟国との連携・協力関係の確認につながった。また、ISTC が 2025 年大阪・関西万博に参加することにも触れ、多くの関係者に大阪・関西万博への積極的な参加を呼びかけた。2025 年8月の万博 ISTC スペシャルデーには ISTC 関係国から多くの参加者が見込まれている。2025 年2月に ISTC 事務局長の交代があったところ、新事務局長が同年4月の大阪・関西万博の開幕にあわせて訪日する際に外務省軍縮不拡散・科学部長との意見交換を行った。新事務局長が日本の ISTC への貢献や連携について理解する機会となった。

日本は理事国として他の加盟国と共に運営理事会等を通じて運営の効率化と経費削減について働きかけを行って、直近では運営理事会(2024 年6月、11 月)及びワーキンググループ会合(2024 年 10 月)を通して働きかけてきている。

本件コア拠出と合わせて、文科省が事業費を拠出することにより、事務局の効果的運営を支えており、2024 年に、カザフスタンにおけるミネラル絶縁体ケーブルの耐放射線性に関する研究(コラボレータは JAEA)の中間結果が国際的な学術誌(<https://doi.org/10.1016/j.nimb.2024.165235>)に掲載されるなど、ISTC の目標に貢献しつつ、日本の科学技術基礎研究への貢献を果たした。日本は、これらの日本による支援事業が ISTC の年次報告書にしかるべく掲載されるよう運営理事会やワーキンググループ会合において指摘し、2023 年次報告書には、日本で開催された国際フォーラム等への中央アジア・コーカサスの科学者の派遣や実施中の日本による支援事業が幅広く記載され、ISTC のホームページ等でも紹介された(<https://www.istc.int/files/ISTC%20Annual%20Report%202023.pdf>)。また、日本は、2025 年大阪・関西万博への ISTC 参加を積極的に支援しており、ISTC はホームページで同万博の広報と日本の支援に対する謝意を表明した。さらに万博では日本との連携などの活動を広く紹介するブースを設置し、はじめの 20 日間で 35,000 名以上の来場者を得た(万博全体の来場者は約 201 万名(AD 証来場者含む))。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

国際科学技術センター(ISTC)拠出金は ISTC が中央アジア・コーカサス地域を中心に CBRN(化学・生物・放射性物質及び核)分野や大量破壊兵器関連の研究開発の知見を有する科学者・技術者を平和目的の事業に従事させる支援活動を行うことで国際社会における不拡散の取組への貢献及び中央アジア諸国の科学者らの雇用確保・国際科学コミュニティへの統合や日本を含む加盟国間の科学技術協力の進展への貢献を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である国民の安全の確保と繁栄を目指し、望ましい国際環境を確保することに貢献することを目指している。

ISTC は、基準2のとおり、科学者・技術者を平和目的の事業に従事させる支援活動や大阪・関西万博を通じた ISTC の国際的プレゼンス向上等に対し、それぞれ合計 46 件の平和的研究開発事業に約 270 万米ドルの支援を実施することで、そうした平和的事业に 722 名の科学者を従事せしめたり、大阪・関西万博の ISTC ブース(9㎡の小ブース)に初日に約 1400 名の来訪者を得る等といった効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な大きな課題はないが、行財政マネジメントにおける更なる改善として事務所所在国の消費者物価や人件費、旅費の上昇などにより、事務局運営費を上がってしまう状況の中、更なる運営の効率化と経費削減に努めてもいる。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-2 の理由から N/A としている。

深澤外務大臣政務官とISTC 事務局長との意見交換において、同事務局長から日本の貢献に対する謝意が表明された。また、同政務官が米国が輩出している運営理事会議長やカザフスタン要人と意見交換した際には、中央アジア・コーカサス地域との関係構築のための日本の活動について高い評価が示されるなど、加盟国からの評価も高い。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2015 年のロシアの脱退や近年の安全保障環境の変化等を踏まえ、2017 年には「継続協定」が発効した。ISTC は同協定に基づき、支援対象国を広げると共に新規加盟国の獲得を目指しながら、国際社会における不拡散の取組への貢献及び中央アジア諸国の科学者らの雇用確保・国際科学コミュニティへの統合や日本を含む加盟国間の科学技術協力の進展に資する活動を行うことを基本的な目標としている。事業の対象分野は、基礎研究、核融合、エネルギー、原子力安全、医学、電子工学、材料、宇宙・航空等と幅広い。

また、ISTC は、2023 年末に 2024-30 年戦略ロードマップを発表し、同期間の戦略目標として、「大量破壊兵器の拡散を防止し、ISTC の戦略的優先事項に沿った科学技術協力を促進するため、平和的で安全な科学技術パートナーシップを支援すること」、「不拡散・安全保障問題についての政府間科学技術プラットフォームとしての活動を行うこと」、「ISTC の成果の認知度向上」を掲げている。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

ISTC 設立から 2024 年末までに、食料安全保障やエネルギー・環境問題、CBRN などの多岐にわたる 3,770 件以上の事業に 77,544 名の被支援国の科学者・技術者が従事した。

2024 年に ISTC は、国際社会における不拡散の取組への貢献及び中央アジア・コーカサス地域の科学者らの雇用確保・国際科学コミュニティへの統合や加盟国間の科学技術協力の進展を目指し、CBRN 施設のセキュリティ強化事業やデュアルユース技術の輸出管理強化研修、水質・資源モニタリング、再生可能エネルギー技術開発、小型モジュール炉関連等をはじめとする 46 件の平和的研究開発事業に約 270 万米ドルの支援を実施することで、そうした平和的事業に 722 名の科学者を従事せしめた(2023 年実績:33 件、719 名)。これら支援活動には、1-1(2)のとおり、日本で開催された STS フォーラムや Bio Japan 等への合計 11 名の研究者派遣や文部科学省の拠出により支援している研究開発プロジェクトなども含まれている。

また、ISTC は、中央アジア・コーカサス地域だけでなく、欧米、中東、アジア、アフリカ等の政府関係者や科学アカデミー等にも新規加盟に向けた働きかけを行っており、2024-30 年戦略ロードマップに沿って、新規加盟の働きかけを強化する対象国を絞ってアウトリーチすることで、いくつかの国から新規加盟に向けた具体的関心を得ている。

ISTC は、認知度の向上に向け、ホームページや SNS の刷新を行い、日本の支援を含む上記事業の積極的な広報に取り組むなど、同機関の活動の可視化を進めている。さらに 2025 年大阪・関西万博を ISTC の国際的プレゼンス向上の機会とすべく、事務局員を日本に長期派遣してブースの設置やコンテンツ開発などの準備を進めた。4 月の大阪・関西万博開幕には ISTC 事務局長が訪日し、ISTC のブースにおいて積極的な広報活動を行い、9㎡という小スペースに初日に約 1400 名、最初の 20 日間で約 35,000 名の来訪者を得た。また、大阪・関西万博の機会を最大限活用すべく、2025 年 8 月 27 日末には万博の ISTC スペシャルデー開催を決定している。スペシャルデーでは、公式の式典に加えてサイドイベントなども企画し、多くのステークホルダーの参加を呼びかけることで、国際的な科学技術パートナーとのネットワーキング強化も図っている。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024 年6月(日本の 2023 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025 年8月(日本の 2024 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
2024 年6月の運営理事会で提出された 2023 会計年度事務局運営経費決算報告書によると、日本の 2023 年度の拠出金が含まれる同事務局運営経費(1,210,565 米ドル)の決算・執行率は 100%となった。 外部監査については、2024 年に監査会社 RSM が 2023 年決算の監査を実施した結果、ISTC 事務局による決算報告は正確かつ公正であり、国際財務報告基準に則ったものであるとする外部監査報告書が提出され、マネジメントに対する指摘事項もなかった。 2024 年の運営理事会では決算報告及び外部監査報告について特に問題が指摘されることはなかった。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
ISTC 事務局は、運営理事会の働きかけを受け、運営の効率化と経費削減に努めている。事務所所在国の消費者物価や人件費、旅費の上昇などの状況がある中、運営理事会による経費削減努力の指摘などに対し、オンライン会議の活用などで可能な限りの経費削減や運営理事会に対する必要経費の詳細説明に努めている。また、ISTC 事務局は、事務局を効率的に運営し、より多くのプロジェクトを実施する観点から、事務局運営経費の対プロジェクト・事務局事業費を 10%以下とする目標を設定している。2023 年は前述した状況により事務局運営経費が増額となった一方で、想定よりもプロジェクトの実施が少なかったことから事務局運営経費の対プロジェクト・事務局事業費割合は 10.37%と目標達成には至らなかったが、プロジェクトのポートフォリオの見直しなどを進めてプロジェクト実施状況を改善し、シンガポールや英国などの ISTC 加盟国外の協力案件の形成などにも努めたことで、2024 年は ISTC 創設 30 周年記念事業の実施費用等で事務局運営経費が前年比 10%弱の増額となったものの、事務局運営経費の対プロジェクト・事務局事業費割合は 9.7%となった。	
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。	
該当なし。	

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則2024年12月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
-	-	-	-	-	-	9
備考						

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
-	-	-	-	-	-	-
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
ISTC事務局における専門職相当以上の職員数は2024年11月時点で9名であり、そのうち5名が日・米・EUの原署名国から派遣されている。日本からは1名の日本人(シニアプロジェクトマネージャー)を派遣しており、既に適切に人的貢献をしていることから、現状を超えて日本人職員数の増強(増員)を目指してはいない。						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A

s

a

b

a

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
平和的利用イニシアティブ拠出金	
2 拠出先の名称	
国際原子力機関(IAEA)	
3 拠出先の概要	
IAEA は 1957 年に発足(2024 年 11 月現在の加盟国 180 か国)、その目的は「全世界における平和、保健及び繁栄に対する原子力の貢献を促進し、増大するように努力する」こと、及び IAEA が関与する「援助がいずれかの軍事的目的を助長するような方法で利用されないことを確保する」こと(国際原子力機関憲章第2条)。本部はウィーン(オーストリア)に置かれ、毎年9月に総会、年5回理事会が開催される。東京に地域事務所を置く。	
4 (1)本件拠出の概要	
IAEA は、同機関が有する原子力技術における専門性や各国研究機関・国際機関とのネットワークを活かし、発電分野に加えて、保健・医療、食料・農業、水資源管理・環境、産業応用等の非発電分野を含む幅広い分野において、加盟国を対象とした技術協力プロジェクト等を実施し、国際社会における原子力の平和的利用の促進に大きな役割を果たしている。平和的利用イニシアティブ(PUI)は、2010 年5月に開催された核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議において、原子力の平和的利用の促進に係る IAEA の活動を支援するための追加的な財源として設立されたものであり、本拠出は、途上国等を国際的な核軍縮・不拡散体制につなぎとめ、NPT体制を下支えするとともに、社会・経済的発展を支援し、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に寄与することを目指す。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 68,209 千円	
日本の拠出率 27% (拠出順位2位。2024 年 12 月末時点での各国拠出総額に基づき算出)	
日本を含む 25 か国と欧州委員会、民間企業等が拠出。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
軍縮不拡散・科学部 国際原子力協力室、在ウィーン国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交」、「施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野 10 原子力の平和的利用のための国際協力の推進」の下に設定された中期目標「原子力の平和的利用のための国際協力の推進のため、IAEA やG7各国との協議を通じ原子力安全・核セキュリティを確保するとともに、IAEA 主導の様々なプロジェクトへの拠出金等を通じた支援を実施しつつ、また、二国間協定の適切な運用

を推進する。加えて、東日本大震災からの復興プロセスにおける重要課題である ALPS 処理水の海洋放出の安全性については、IAEA と緊密に連携しつつ、科学的根拠に基づき、高い透明性をもって国内外に丁寧に説明するとともに、事故や廃炉等の取組を通じて得られた経験と教訓を国際社会と共有することで、国際社会の一層の理解を醸成していく。」を達成するための手段の一つと位置づけている(令和6年度外務省政策評価書)。

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

IAEA は、原子力を専門とする国際機関であり、原子力の平和的利用の促進において中心的役割を担っている。具体的には、同機関が有する原子力技術における専門性や各国研究機関・国際機関とのネットワークを活かし、発電分野に加えて、保健・医療、食料・農業、水資源管理・環境、産業応用等の非発電分野を含む幅広い分野において、加盟国を対象とした技術協力プロジェクト等を実施している。さらに、ロシアによるウクライナ侵略により脅威にさらされているウクライナを原子力施設の安全・セキュリティの確保のために IAEA 職員の駐在等の取組も行っている。原子力の平和的利用の促進において、IAEA は、技術、知見、及び国際的認知度の点で他の国際機関に対して極めて強い比較優位性を有しており、代替不可能である。

日本は、唯一の戦争被爆国として、国際的な核軍縮・不拡散体制の維持・強化を重視。原子力の平和的利用は、核軍縮、核不拡散と並ぶ NPT の3本柱の1つとされており、日本は、「奪い得ない権利」としての原子力の平和的利用を重視する途上国等を NPT 体制につなぎとめ、同体制を下支えするための国際協力を推進している。原子力の平和的利用の促進に係る IAEA の活動を支援する本拠出金は、2025 年4月の NPT 関連会合において岩屋外務大臣が言及した「核兵器のない世界」の実現に向けた「現実的かつ実践的なアプローチ」を具体化するための効果的なツールの1つであると言える。

本拠出金は、持続可能な開発目標(SDGs)の達成にも貢献するものである。IAEA は、「平和と開発のための原子力(Atoms for Peace and Development)」という信条を掲げ、SDGs1~17のうち目標2(飢餓の撲滅)、3(健康と福祉)、6(水・衛生)、7(エネルギー)、9(技術革新)、13(気候変動)、14(海洋資源)、15(陸上資源)を、原子力科学技術を用いて貢献し得る分野として特定し、これに基づいて技術協力プロジェクト等を実施している。2019 年 12 月に就任したグロッシーIAEA 事務局長のイニシアティブの下、IAEA は、原子力科学技術の活用を通じて海洋プラスチック問題への対処に貢献する事業(NUTEC Plastics)、がんの放射線治療や画像診断・核医学検査等の能力構築のための事業(Rays of Hope)、食料問題への対応にあたり原子力科学技術の活用を促進する事業(Atoms4Food)など、様々な取組を進めている。こうした取組を財政面で支えることは、SDGs の推進を重視する日本の外交政策とも合致するものである。

日本はこれまで PUI を通じて 8,000 万ユーロ以上を拠出しており、米国に次ぐ第2位の拠出国。PUI を通じて社会経済開発を支援する日本の姿勢は途上国等から高い評価を受けており、本拠出金は、IAEA をはじめとした国際場裡における日本のプレゼンス強化に大きく貢献している。また、ALPS 処理水の海洋放出を含む東京電力福島第一原子力発電所の廃炉や福島復興といった日本政府の重要課題にとって、IAEA との連携は不可欠であり、本拠出金は、IAEA との関係強化の点でも有効に機能している。また、本拠出金は、IAEA の枠組みの下で実施されている ALPS 処理水の海洋放出に関する追加的モニタリングにも活用されている。

IAEA に対しては、通常予算である分担金や技術協力活動のための予算である技術協力基金といった義務的拠出金の拠出も行っているが、本拠出金はイヤマーク拠出金であり、日本が外交的に重視する IAEA のプロジェクトに柔軟かつ機動的に割り当てることが可能である点で、極めて重要な外交上のツールとなっている。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

【IAEA 全体について】

日本は、原子力先進国であり、加盟国 180 か国中、35 か国から構成される理事会において、IAEA 設立以来一貫して指定理事国を務めており、IAEA の予算や政策策定、重要課題への対応及び一連の活動実施で積極的に関与し、意向を反映できる地位にある。

【本拠出について】

本件拠出は 100%イママーク拠出金であり、日本が外交的に重視する IAEA のプロジェクトに機動的に予算を割り当てることが可能。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

評価対象期間中、日本と IAEA の間では、以下のとおり、ハイレベルでの要人往来が頻繁に行われており、本拠出金についても取り上げられている。

(1) 2024 年9月、オーストリア・ウィーンで開催された日本政府代表として第 68 回 IAEA 総会に出席した上坂内閣府原子力委員会委員長は、一般討論演説の中で、国際社会における平和的利用促進に向けて、日本は、平和的利用イニシアティブへの拠出も含め、Rays of Hope、Atoms4Food といったグロッシェ事務局長のイニシアティブを力強く支援している旨述べた。また、上坂委員長は、グロッシェIAEA 事務局長と会談し、ALPS 処理水の海洋放出に係る IAEA との連携、原子力の平和的利用における IAEA との協力等につき意見交換した([国際原子力機関\(IAEA\)第 68 回総会](#)参照)。

(2) 2024 年9月、岸田総理大臣は、グロッシェIAEA 事務局長と電話会談を行った([岸田総理大臣とグロッシェ国際原子力機関事務局長との電話会談](#)参照)。

(3) 2024 年9月、米国・ニューヨークにおいて、上川外務大臣、レイナ・ホンジュラス共和国外務大臣及びグロッシェIAEA 事務局長の三者間による、ホンジュラス共和国における医療分野(放射線治療)での三者協力に関する意図表明書の持ち回りでの署名が完了した([ホンジュラス共和国及び国際原子力機関\(IAEA\)との医療分野\(放射線治療\)での協力に関する意図表明書の署名](#)参照)。

(4) 2024 年 11 月、オーストリア・ウィーンで開催された IAEA 原子力科学技術・応用・技術協力閣僚会議に出席した宮路外務副大臣は、閣僚セグメントにおける演説で、平和的利用イニシアティブを通じた IAEA の活動への貢献を含む原子力科学技術に関する日本の取組について発表した。また、宮路副大臣は、本閣僚会議の期間中に、グロッシェIAEA事務局長と会談し、宮路副大臣から、原子力科学技術の分野における日・IAEA 間での緊密な連携を歓迎する旨述べたのに対し、グロッシェ事務局長から、IAEA が推進する医療や農業に関する原子力科学技術を用いたイニシアティブに対する日本の貢献に改めて謝意が表明された([宮路外務副大臣の原子力科学技術・応用・技術協力閣僚会議への出席\(結果概要\)](#)参照)。

(5) 2025 年2月、グロッシェIAEA 事務局長は、外務省賓客として訪日し、滞在中、石破総理大臣への表敬、岩屋外務大臣との会談を始め、日本政府要人と会談を行ったほか、福島県の訪問を含む視察や日本の民間組織との意見交換を行った。石破総理大臣への表敬では、石破総理大臣から、原子力需要が世界的に高まる中、これに応えるためのグロッシェ事務局長の取組を後押しする旨、また、国際情勢が大きく変化する中、原子力の平和的利用の促進と核不拡散は一層重要であり、来年の NPT 運用検討会議も念頭に、引き続き IAEA と緊密に連携していきたい旨述べた。岩屋外務大臣との会談及びワーキング・ディナーでは、岩屋大臣から、保健・医療、環境などの分野における原子力の平和的利用は SDGs 達成に資するものであり、この促進に向けたグロッシェ事務局長の取組を支持する旨、また、この取組を支えるべく、日本政府として、IAEA に対して、約 1,400 万ユーロの拠出を決定した旨、さらに、こうした取組における日本企業・機関との協力の一層の拡大に期待する旨述べた。なお、グロッシェ事務局長は訪日中、IAEA の枠組み下で実施された追加的モニタリングにおいて、東京電力福島第一原子力発電所近傍で行われた海水の採水を統括した。([グロッシェ国際原子力機関\(IAEA\)事務局長の訪日\(結果\)](#)参照)。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

日本は、原子力に関連する多くの分野において優れた技術を有しており、日本政府のみならず、原子力関連機関や大学、個人の専門家等が IAEA の活動に協力・関与している。

例えば、2023 年には、日本非破壊検査協会と IAEA は、非破壊検査分野における協力に関する実施取決めを結んだ。同分野に関しては、日本は、PUI を通じた支援により、IAEA の非破壊検査サービスセンターに対して関連機材を供与しており、2024 年 11 月の原子力科学技術・応用・技術協力閣僚会議に際して開催された同サービスセンターの竣工式では、こうした日本の官民の取組がハイライトされた。また、2024 年には、放射線腫瘍学・医学物理学分野及び核医学・放射線診断分野を専門とする 16 の大学や研究機関、病院のネットワークが、IAEA の Rays of Hope イニシアティブの協働センター(アンカーセンター)として指定された。この後、日本は、PUI を通じて、IAEA による同アンカーセンターを通じたがん対策分野での活動への支援を決定した。

原子力科学技術分野の日本人専門家が、個人の立場から IAEA の活動に参加・協力している例もあり、こうした活動に対しても、PUI を通じた支援を行っている。

企業の関与としては、IAEA が加盟国に対して供与する機材や、IAEA の研究所において使用する機材として、日本企業の製品が活用されている。例えば、IAEA の線量測定研究所は日本企業の線量計を活用しており、原子力科学技術・応用・技術協力閣僚会議に際して日本が主催したサイドイベントでは、PUI を通じた貢献や日本企業の製品の活用を含めた日本の医療分野における貢献が紹介された。

このように、PUI を通じて IAEA の活動支援を行うことで、優れた技術や製品を有する日本の研究機関、大学、企業等による国際的な活動を支援することができ、これら研究機関、大学、企業等による活動と日本政府による財政的支援との間に、具体的な相乗効果が生まれている。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

本拠出金を通じて支援を行う技術協力プロジェクト等の承認及び実施に際しては、IAEA と十分な調整を行っており、日本の外交政策との整合性を確保しているほか、日本の取組に対する国際社会の認知向上に努めている。

例えば、2025 年には、同年開催予定の第9回アフリカ開発会議(TICAD 9)を見据えたアフリカにおける医療分野での支援や、第 10 回太平洋・島サミット(PALM10)の首脳宣言において示された太平洋島嶼国に対するモニタリング能力構築支援等、日本の重要な外交上の取組に資するプロジェクトへの支援を決定し、同年2月のグロッシーIAEA 事務局長訪日時に発表した。また、本拠出金も活用して IAEA の枠組みの下で実施されている ALPS 処理水の海洋放出に関する追加的モニタリングは、国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行うという日本の重要な外交課題に貢献している。

本拠出金を通じた支援については、NPT や IAEA の関連会合での日本のステートメントにおいて言及しており、一部の会合の成果文書においても PUI を通じた貢献が取り上げられている。また、IAEA との間でのハイレベルでの要人往来や、IAEA 理事会理事招へいの機会等も捉えて、原子力の平和的利用の促進や本拠出金による日本の貢献をプレイアップするとともに、外務省や在外公館によるプレスリリースや SNS 等を通じて積極的に発信している。

さらに、IAEA 側にも日本の支援に関するプレイアップやビジビリティの確保に努めるよう働きかけており、IAEA のプレスリリースや事務局長の SNS において日本の支援について取り上げられているのに加え、事務局長自身により、IAEA 関連会合や講演等の様々な場で、日本の支援に対する謝意が表明されている。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

平和的利用イニシアティブ拠出金は IAEA が加盟国に対する技術協力プロジェクト等を実施することで、全世界における平和、保健及び繁栄に対する原子力の貢献の促進及び増大を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である原子力の平和的利用のための国際協力の推進に貢献することを目標としている。

IAEA は、2-2 のとおりの効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2) のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

本拠出金を通じた支援による原子力の平和的利用を重視する日本の外交姿勢は国際社会に幅広く認知されており、ハイレベルからのものも含め、裨益国からは、国際会議や二国間会談等、様々な場で日本の支援に対する謝意が伝えられている。例えば、ガーナ政府のアフリエ気候変動担当大統領特使から、IAEA が推進する農業に関する原子力科学技術を用いたイニシアティブに対する日本の貢献を高く評価するとともに、原子力関連分野における日本の技術協力への期待が改めて示された。また、ハイン・マーシャル諸島大統領からは、日本の透明性のある情報提供への歓迎とともに、モニタリング能力構築支援に係る日本の取組に期待が示された。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

2024 年 12 月末時点の事業報告書によると、評価対象期間内に完了した事業は 14 件、現在実施中の事業は 41 件。完了した事業については、いずれも当初の目標を達成している。

【今時評価対象期間内に完了した事業の例】

(1) 「人材開発及び新興ニーズを含む原子力技術支援」事業

IAEA の非破壊検査サービスセンターに対して、自然災害により損傷した可能性のある民間インフラの健全性を検査するための非破壊検査関連機材を供与した。同機材は、被災国の要請に応じた災害現場での活用や、同サービスセンターでの研修等での活用が想定されている。

(2) 「中等教育における原子力科学技術教育」事業

アジア太平洋地域における原子力科学技術に関するリテラシー向上と原子力安全の知見の醸成を目的として、日本の NPO や大学がホストする形で、理科教師を対象とした研修コースや調整会合を開催した。研修コースには、12 か国の加盟国から 20 名が参加し、教室内及び課外学習を通じた放射線防護の教育のための方法を学んだ。また、研修コースに参加した教師が自国で行った授業の効果に関する分析・評価や、事業の成果や使用教材を公表するためのウェブサイトを作成した。これは教師を対象にしたものであるため、参加した教師による生徒へ教育の効果は大きい。

(3) 「電離放射線を利用した構造材料および非構造材料における高分子廃棄物の再利用に関する共同研究」事業

原子力科学技術の活用を通じて海洋プラスチック問題への対処に貢献する IAEA の「NUTEC Plastics」イニシアティブの一環として、放射線を活用した高分子廃棄物のリサイクル技術の確立のために、24 か国の加盟国の参加を得て、2回の研究調整会合を開催。その結果、架橋(クロスリンキング)、相溶化(グラフト化、酸化)、分解・熱変換といった主要な技術の分野において、技術を実証。

(4) 「緊急対応のための調達(スタンドバイ取決め)」事業

感染症のアウトブレイクや自然災害といった緊急事態に際して、IAEA によるウイルス診断用の機器や移動式 X 線装置等の迅速な供与を可能にすることを目的として、パイロット調達の実施により得られた成果も踏まえ、IAEA と機器の供給業者との間でスタンバイ取決めの締結を実現した。

(5)「ウクライナの原子力安全のための機材支援」事業

ロシアによるウクライナ侵略により脅威にさらされているウクライナの原子力関連施設の安全・セキュリティを確保することを目的として、ウクライナ国内の9カ所の施設に対して、放射線測定のための機器やその他電子機器等を供与した。

【現在実施中の事業の例】

(1)「アウトブレイク、緊急事態、及び災害発生時の能力およびサービスの構築、強化、復旧における加盟国の能力強化」事業

新型コロナウイルスのアウトブレイクへの対応能力強化のため、33 か国の加盟国に対して PCR 検査キットを含む感染症パッケージを提供し、14 か国の加盟国に対して感染者の評価に必要な移動式X線装置を供与した。また、2024 年のハリケーン・ベリルによる被害を受けたグレナダの病院の医療設備の復旧を目的として、X 線装置を供与した。

(2)「マリー・キュリー奨学金」事業

IAEA のマリー・キュリー奨学金(原子力分野における女性のキャリアを促進するため、修士課程の奨学金を付与するとともにインターンシップの機会を提供するプログラム)への PUI を通じた支援により、これまで、評価対象期間中に支援が決定した8名を含む、23 名の女子学生に対する奨学金の支援が実施された。

(3)「がんの放射線治療及び核医学の質強化」事業

がん対策のための IAEA の「Rays of Hope」イニシアティブの一環として、セネガルにおけるがん治療及び診断の能力を強化するため、4名の放射線薬剤師を含むスタッフを対象としたフェローシップ研修を実施した。評価対象期間以降も、がん治療のための線形加速器の性能向上や、サイクロトロン調達を予定。

(4)「太平洋地域の途上国における海洋放射能モニタリング能力の構築」事業

東南アジア諸国や太平洋島嶼国を中心に、海洋における放射能のモニタリング能力の向上のため、研修コースや機材供与を実施。2025 年3月には、日本の大学において、ガンマ線検出装置の使用方法に関する研修コースを実施し、13 か国の加盟国から専門家が参加した。評価対象期間以降も、研修コースやワークショップの開催、分析機器の供与等を予定している。

(5)「ALPS 処理水海洋放出の追加的モニタリング」事業

国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行うため、2024 年9月 20 日の岸田総理大臣とグロッシーIAEA 事務局長との電話会談において、IAEA の枠組みの下で現行のモニタリングを拡充することで一致。これを踏まえ、PUI を通じて予算の一部を支弁する形で、評価対象期間中に3回の追加的モニタリングが実施され、参加国の専門家による試料の採取等が実施された。2024 年 10 月に実施された追加的モニタリングについては、2025 年6月に報告書が発出された([ALPS 処理水の海洋放出に関する国際原子力機関の枠組みの下での追加的モニタリングの分析結果に関する報告書の公表](#)参照)。また、追加的モニタリングの実施及びハイレベルを含む中国側への働きかけの結果、2025 年5月 28 日に北京で開催された4回目の技術協議において、日中双方は、中国向け輸出再開のために必要な技術的要件について合意に至った([日本産水産物の対中輸出再開に向けた日中当局間の技術協議](#)参照)。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2025 年4月(日本の 2024 年度拠出分)

3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考) 次回報告書の受領予定時期等	2026 年4月(日本の 2025 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
(1) 決算報告書等 IAEA は、年1回、PUI に関する財務報告書を日本に提出している。2025 年4月に提出された直近の財務報告書(2024 年 12 月 31 日時点)は、日本が PUI への拠出を開始した 2011 年以降の収支をカバーするものであり、同報告書によると、評価対象期間中に拠出した 12,602,226 ユーロを含め、総収入は 70,870,448.79 ユーロとなっており、総支出分の 69,871,946.79 ユーロを除く、998,502 ユーロが残高として残っている。 また、IAEA は、年1回、PUI を通じて日本が支援した個別のプロジェクトに関する事業報告書を日本に提出している。 評価対象期間中に提出されたいずれの報告書においても、内容に特段の問題はないことを確認済み。なお、プロジェクト終了時に未使用金が発生した際には、日本と IAEA で協議の上、日本のリザーブファンドに戻し入れる、あるいは、後継プロジェクトに割り当てる等の対応を実施している。 (2) 外部監査報告書 本拠出金のみについての外部監査は行われていないが、IAEA 全体については外部監査国であるインドが実施、無限定適正意見が付与されている。同監査報告の中で本拠出金について特段の指摘はなされていない。 (3) その他(内部監査、又は、評価等の制度) 本拠出金のみについての内部監査は行われていないが、IAEA の技術協力活動全体については、内部監査室(OIOS)による監査が行われている。2024 年、OIOS は、アフリカにおける食品安全、突然変異育種、害虫対策の分野に焦点をあてた技術協力活動に関する評価を行い、知識の創造や技術移転が高い効率性をもって行われていると結論づけた。OIOS はまた、地域的ないし地域横断的なプロジェクトに関する評価を行い、かかるプロジェクトが国レベルでのプロジェクトでカバーされないニーズに対処する上で高い妥当性があると結論づけている。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
【IAEA 全体】 IAEA 全体としては、ウクライナの原子力安全等の確保、イランや北朝鮮といった地域の核問題への対処、SDGs 達成に向けた技術協力等、グローバルな課題への取組において、IAEA の役割及び IAEA 加盟国のニーズが益々増大している。その一方で、厳しい財政状況の中で IAEA の主要な活動を維持・強化していくため、日本を含む主要加盟国は、IAEA に対し、事業の優先順位設定や事業間の相乗効果の最大化による予算の効率化と経費削減を厳格に求めてきており、IAEA 事務局もかかる課題に真摯に取り組んでいる。 予算サイクル(2か年)のもと、計画予算委員会(PBC)や理事会等の場で加盟国と IAEA 事務局の間で審議がなされ、経費削減・予算の効率化に向けた努力が行われている。例年、加盟国の要請を踏まえた数度にわたる減額修正を経て、各国が重視するプログラムが異なる中でもバランスの取れた予算策定が行われている。 【PUI 関連】 PUI を通じて支援しているプロジェクトについても、上記同様、プロジェクトの目的、事業内容及び予算の妥当性等を含め、提案されたプロジェクトについては理事会や総会での議論を経て、加盟国の支持を得たうえで実施されている。	
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。	
該当なし。	

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
41	40	36	39	42	3	1,848
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
1	2	2	1.67	2	0.33	56
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
IAEA事務局長の側近である特別補佐官のポジションを維持。同ポジションは、事務局長が抱える重要案件について、事務局長と緊密に連携できるポジションであり、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉や福島の復興といった日本政府の重要課題等でのIAEAとの協力促進に貢献している。 IAEAにおける日本人職員数は、本拠出金を含む日本のIAEAへの貢献度合いに鑑みれば少数にとどまっているため、IAEAに対しては、機会を捉えて、本拠出金を通じた貢献をハイライトしつつ、日本人職員の更なる正規採用に向けた働きかけを行っている。 日本人職員が少数にとどまっている要因としては、日本人応募者数自体が少数にとどまっているという事情も大きいため、原子力人材育成ネットワーク(日本国内の産官学から成る原子力人材育成推進のためのネットワーク)等とも連携しつつ、JPO派遣制度の周知やIAEAの採用に関する説明会やワークショップの開催等、応募を増やすための取組も行っている。2024年には、日本人職員の採用に向けた以下のような取組を行い、その実施及び実施結果について外務省のプレスリリースやSNS等を通じて発信を行っている。 (1) 2024年10月、フローベルIAEA人事部長の訪日機会を捉え、外務省の協力のもと、原子力人材育成ネットワーク及び東京科学大学の主催により、学生向け・社会人向けの講演会・採用説明会をそれぞれ開催した。本イベントは、国際機関における日本人職員増強を目指し、原子力分野に関心がある日本の学生・社会人がIAEAの人事部門の責任者に対面又はオンラインで直接質問等できる機会を提供したものであり、合計約70名の参加を得た。イベント後には、個別の質疑応答が行われ、参加者からは好評を得られた。 (2) 2024年11月、外務省はIAEAとの共催により、採用オンラインワークショップを開催した。本ワークショップは国際機関における日本人職員増強の取組の一環として、2023年に続き、オンライン形式で実施したものであり、IAEAの人事担当者から、IAEAにおける勤務(含むウィーンでの生活)や採用情報、応募書類の書き方、ビデオ面接の心得等を網羅的に紹介した。本ワークショップには、原子力関係団体・企業関係者・大学生・大学院生等、延べ約90名が参加した。また、参加者のうち約20名は、最終日に開催した個別模擬面接やキャリア相談にも参加し、IAEAの人事担当者から個別に助言を得る機会を得た。 こうした働きかけや取組の成果もあり、2024年には日本人職員数全体として前年の36名から42名に増加した。						

4-2 本件抛出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B

b

b

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際原子力機関緊急時対応能力研修センター(CBC)拠出金	
2 拠出先の名称	
国際原子力機関(IAEA)	
3 拠出先の概要	
IAEA は 1957 年に発足(2024 年 11 月現在の加盟国 180 か国)、その目的は「全世界における平和、保健及び繁栄に対する原子力の貢献を促進し、増大するように努力すること、及び IAEA が関与する「援助がいずれかの軍事的目的を助長するような方法で利用されないことを確保すること(国際原子力機関憲章第2条)」。本部はウィーン(オーストリア)に置かれ、毎年9月に総会、年5回理事会が開催される。東京に地域事務所を置く。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、東京電力福島第一原発事故後の日本と IAEA の原子力安全分野における緊密な連携の一環として、2013 年5月に福島県に指定された緊急時対応能力研修センター(CBC: Capacity Building Centre)のために活用されるためのもの。具体的には、①CBC 常駐の IAEA 職員雇用費用、②原子力事故への対応能力の強化等を目的とした国内外の参加者に向けたワークショップ等の活動費用及び③CBC の維持費に活用されている。こうした CBC における取組を実施することで、以下の効果が期待されている。 (1)福島の実験を国際社会に共有し、国際的な原子力安全へ貢献すること。 (2)IAEA の人材育成の活動拠点となることで、IAEA 及び国際社会における日本のプレゼンスが向上すること。 (3)原子力分野での国際的権威である IAEA の拠点として世界各地より来訪者を受け入れ、福島の実験について上記ワークショップ参加者を通じて発信し、福島の復興に貢献すること。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 29,672 千円	
本件拠出は日本が 100%拠出するもの。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
軍縮不拡散・科学部 国際原子力協力室、在ウィーン国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交」、「施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野 10 原子力の平和的利用のための国際協力の推進」の下に設定された中期目標「原子力

の平和的利用のための国際協力の推進」を達成するための手段の一つと位置づけている(令和6年度外務省政策評価書)。

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

本 CBC は、原子力に係る専門性を有し、国際協力を推進する唯一の国際機関である IAEA の活動の一環で、チェルノービリ事故を受けて発効した「原子力事故または放射線緊急事態に関する援助に関する条約」及び「原子力事故の早期通報に関する条約」に基づく国際的な支援の枠組みである緊急時対応援助ネットワーク(RANET: Response and Assistance Network)のための世界唯一の人材育成センターであり、代替可能性が高い。昨今のウクライナ情勢に鑑み、原子力安全分野での国際的な関心が高まる中、CBC における活動の重要性も高まっている。

本 CBC の有用性かつ重要性は主に(1)原子力及び放射線緊急事態に対する能力を強化するためのワークショップや RANET 共同支援チーム(JAT)演習を通じ、日本を含む IAEA 加盟国の緊急時対応能力の強化が期待されること、(2)東京電力福島第一原発事故の経験や教訓を国際社会に共有すること、(3)RANET の機材を保管し、原子力及び放射能緊急事態に必要な機材が迅速に利用できる体制を整えることにある。

(1)に関し、CBC における活動では、参加者に対して、放射線モニタリング等、原子力及び放射線緊急事態に必要な知識と技術の訓練が行われることで、放射線事故が発生した際の迅速かつ効果的な対応が可能となることが期待され、国際的な原子力安全に貢献しており、上記基本目標に合致する。この点については、2024 年7月に開催された、第 11 回(2026 年)NPT 運用検討会議第2回準備委員会のクラスター3の(原子力の平和的利用)の日本ステートメントにおいても言及されている。(以下 1-5「本件拠出に係る日本側の取組等」参照)。また、二国間支援と比較して、IAEA の拠点として世界各地より来訪者を受け入れており、より多くの国・人に対する支援を行うことができ、同分野での国際協力の促進にもつながっている。

(2)に関し、外交青書 2025 に「東京電力福島第一原子力発電所事故の当事国として、事故の経験と教訓を世界と共有し、国際的な原子力安全の向上に貢献していくことは、日本の責務である」とあるように、東電福島第一原発事故の経験を国際社会に共有することで国際的な原子力安全に寄与してきており、IAEA 及び国際社会における同分野での日本のプレゼンスの向上につながっている。また、IAEA の拠点として世界各地より来訪者を受け入れ、福島の実況を発信することを通じ、福島の復興に貢献していくことは我が国の責務であり、上記中期目標における重要事項の一つとなっている。

(3)に関し、CBC における機材の保管は、日本のみならず近隣国の原子力及び放射能緊急事態に際して安全に寄与することとなり、上記基本目標に合致するもの。

このように、本拠出金は当該目標を達成するために外交政策上重要な施策となっている。

また、IAEA との更なる関係強化が期待されている福島県に関連する IAEA のプロジェクトについて相互補完性が認められる。具体的には、(1)ALPS 処理水については、処分を進めるにあたり、IAEA との連携が不可欠であり、ALPS 処理水処分にかかる日本の分析機関のモニタリング能力及び分析結果の信頼性向上を図る「国際原子力機関(IAEA)拠出金(東電福島第一原発関連)」と本拠出金は、原子力安全分野及び福島の復興に向けた貢献という観点で相互補完性がある。(2)2012 年から継続している IAEA と福島県の実施取決めに基づく IAEA と福島県の協力プロジェクト(「福島県に対する除染、廃棄物管理及び放射線モニタリングの長期的支援」)は、福島の経験を国際社会に共有し、本プロジェクトで得られる分析結果やデータは国際的な原子力安全に貢献している観点から、相互補完性が認められる。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

【IAEA 全体について】

日本は、原子力先進国であり、加盟国 180 か国中、35 か国から構成される理事会において、IAEA 設立以来一貫して指定理事国を務めており、IAEA の予算や政策策定、重要課題への対応及び一連の活動実施で積極的に関与し、意向を反映できる地位にある。

【本拠出について】

本件拠出金は日本が全額を支出するものであり、任意拠出金として、IAEA が事業計画案を作成し、日本側に提出。日本側においては、精査を行い、また、日本の外交政策との連携を十分に考慮し、必要に応じ修正を行った上で承認の判断を行う。IAEA の事業計画案の作成時点から、必要に応じて、CBC 福島を通じて事前の調整を行うことで、日本の意向を反映させている。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

日本と IAEA の間では、以下のとおり、ハイレベルでの要人往来が頻繁に行われた他、原子力安全における協力について会合が多数開催され、本拠出についても取り上げられている。

(1) 2024 年 6 月、IAEA が主催する第 12 回原子力事故早期通報条約及び原子力事故援助条約当局者会合において、原子力及び放射能緊急事態における国際的な協力体制について協議された他、本 CBC における取組が紹介された。

(2) 2024 年 9 月、オーストリア・ウィーンで開催された第 68 回 IAEA 総会に日本政府代表として出席した上坂内閣府原子力委員会委員長は、一般討論演説の中で、原子力安全に関し、東京電力福島第一原子力発電所事故の経験について近隣諸国を含めた国際社会に共有していること、IAEA の独立した、科学的根拠に基づく、長期にわたるコミットメントに対して感謝及び敬意を表するとともに、引き続き、内外のステークホルダーへの関与を継続・強化し、国際社会に対して透明性の高い説明を続けていく旨述べた([国際原子力機関\(IAEA\)第 68 回総会](#)参照)。

(3) 2024 年 9 月、岸田総理大臣は、グロッシー IAEA 事務局長と電話会談を行い、岸田総理大臣から、グロッシー事務局長に対して、ALPS 処理水の海洋放出についての同事務局長のコミットメントに改めて謝意を述べた上で、今後、日本からの提案を踏まえ、IAEA の枠組みの下で現行のモニタリングを拡充することについて一致できたことを歓迎する旨述べた。また、岸田総理大臣から、日本は、IAEA と連携しながら「最後の一滴」まで安全な放出を行い、国際社会に対して透明性高く自国の取組を説明していく旨述べた。グロッシー事務局長からは、ALPS 処理水の海洋放出は、引き続き、IAEA の安全基準に即した形で計画どおり実行されていることが確認されており、IAEA の枠組みの下での追加的なモニタリングの早期実施に向けて、引き続き日本政府と強力に連携して取り組んでいく旨述べた([岸田総理大臣とグロッシー国際原子力機関事務局長との電話会談](#)参照)。

(4) 2024 年 9 月、米国・ニューヨークにおいて、上川陽子外務大臣、レイナ・ホンジュラス共和国外務大臣及びグロッシー (IAEA 事務局長の三者間による、ホンジュラス共和国における医療分野(放射線治療)での三者協力に関する意図表明書の持ち回りでの署名が完了した([ホンジュラス共和国及び国際原子力機関\(IAEA\)との医療分野\(放射線治療\)での協力に関する意図表明書の署名](#)参照)。

(5) 2024 年 10 月、本 CBC において原子力及び放射線緊急事態のモニタリングに関するワークショップが開催され、田中国際原子力室長が冒頭挨拶を行った([IAEA ホームページ](#) 参照)。

(6) 2024 年 11 月、IAEA 原子力科学技術・応用・技術協力閣僚会議に出席した宮路外務副大臣は、本閣僚会議の期間中に、グロッシー IAEA 事務局長と会談し、宮路副大臣から、原子力科学技術の分野における日・IAEA 間での緊密な連携を歓迎する旨述べるとともに、ALPS 処理水の海洋放出に関する事務局長の力強いコミットメントに改めて謝意を表明した。これに対し、グロッシー事務局長から、ALPS 処理水の海洋放出に対する継続的なコミットメントに加え、IAEA が推進する医療や農業に関する原子力科学技術を用いたイニシアティブに対する日本の貢献に改めて謝意が表明された([宮路外務副大臣の原子力科学技術・応用・技術協力閣僚会議への出席\(結果概要\)](#)参照)。

(7) 2025 年 2 月、グロッシー IAEA 事務局長は、外務省賓客として訪日し、滞在中、石破総理大臣への表敬、岩屋外務大臣との会談を始め、日本政府要人と会談を行ったほか、福島県の訪問を含む視察や日本の民間組織との意見交換

を行った。石破総理大臣への表敬では、石破総理大臣から、原子力需要が世界的に高まる中、これに応えるためのグロッシェ事務局長の取組を後押しする旨、また、国際情勢が大きく変化する中、原子力の平和的利用の促進と核不拡散は一層重要であり、来年の NPT 運用検討会議も念頭に、引き続き IAEA と緊密に連携していきたい旨述べた。これに対し、グロッシェ事務局長は、東京電力柏崎刈羽原子力発電所への視察は日本の原子力エネルギー政策を知る上で有意義であったと述べ、IAEA の取組に対する日本の継続的な支援に謝意を表するとともに、これらの分野で日本との連携を強化していきたい旨述べた。岩屋外務大臣との会談及びワーキング・ディナーでは、岩屋大臣から、岩屋大臣から、国際情勢が厳しさを増す中で、核不拡散体制の礎石である NPT と IAEA の取組の維持は一層重要である旨述べました。両者は、北朝鮮やイランの核問題、ウクライナにおける原子力安全等についても意見交換を行い、これらの分野において、引き続き緊密に連携することで一致した。[\(グロッシェ国際原子力機関\(IAEA\)事務局長の訪日\(結果\)参照\)](#)。

その他、定期的に IAEA 関係者と外務省員の往来があり、2024 年度はピナック IAEA 原子力安全・核セキュリティ局放射能安全・モニタリング課長及びが 2 回来日し、CBC のコスト・フリー・エキスパート(CFE)と共に外務省国際原子力協力室と CBC の予定、CFE の活用や CBC 予算等について協議を行い、今後の CBC の活動について双方の意見の擦り合わせを行うことができた。また、IAEA と福島県も打ち合わせを行い、IAEA と福島県の協力プロジェクトの中での CBC 活用について協議を行った。また、外務省担当が福島県を往訪し、福島県環境創造センターに指定されている CBC を視察の上、福島県庁職員及び CBC の CFE とそれぞれ CBC の意義を確認の上、今後の CBC の活用について意見交換を行った。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

【IAEA 全体について】

日本は、原子力に関連する多くの分野において優れた技術を有しており、日本政府のみならず、原子力関連機関や大学、個人の専門家等が IAEA の活動に協力・関与している。例えば、2023 年には、日本非破壊検査協会と IAEA は、非破壊検査分野における協力に関する実施取決めを結んだ。同分野に関しては、日本は、PUI を通じた支援により、IAEA の非破壊検査サービスセンターに対して関連機材を供与しており、2024 年 11 月の原子力科学技術・応用・技術協力閣僚会議に際して開催された同サービスセンターの竣工式では、こうした日本の官民の取組がハイライトされた。また、2024 年には、放射線腫瘍学・医学物理学分野及び核医学・放射線診断分野を専門とする 16 の大学や研究機関、病院のネットワークが、IAEA の Rays of Hope イニシアティブの協働センター(アンカーセンター)として指定された。この後、日本は、PUI を通じて、IAEA による同アンカーセンターを通じたがん対策分野での活動への支援を決定した。原子力科学技術分野の日本人専門家が、個人の立場から IAEA の活動に参加・協力している例もあり、こうした活動に対しても、日本政府が支援を行っている。

企業の関与としては、IAEA が加盟国に対して供与する機材や、IAEA の研究所において使用する機材として、日本企業の製品が活用されている。例えば、IAEA の線量測定研究所は日本企業の線量計を活用しており、原子力科学技術・応用・技術協力閣僚会議に際して日本が主催したサイドイベントでは、PUI を通じた貢献や日本企業の製品の活用を含めた日本の医療分野における貢献が紹介された。

このように、IAEA の活動支援を行うことで、優れた技術や製品を有する日本の研究機関、大学、企業等による国際的な活動を支援することができ、これら研究機関、大学、企業等による活動と日本政府による財政的支援との間に、具体的な相乗効果が生まれている。

【CBC について】

当該拠出金事業においては、効果的かつ効率的なワークショップ実施に向け、会場手配、現場演習に係る必要手続き、参加者への講義等において、福島県や日本原子力研究開発機構(JAEA)の協力を得ている。本件拠出金を活

用して実施されるワークショップは、国内及び海外の政府関係者等を対象に福島県で実施されることになっている。権威ある国際機関の拠点として世界各地より来訪者を受け入れ、福島の現状を発信することで、福島の復興に貢献している。

また、本件拠出金を元に雇用されている IAEA 職員は、IAEA の他の関連事業の機会も捉え、福島県内の大学(福島大学や東日本国際大学他)に対する講座を側面支援しており、学生が福島の復興や原子力安全に関する知見を深める機会を得られることとなった。

CBC は福島県環境創造センターに位置し、福島県と IAEA の協力促進の役割を担ってきており、2024 年度は 11 月に IAEA 専門家ミッションを受け入れた。

その他、文部科学省、環境省の関係者、福島県や市町村等の自治体関係者や県議会議員が、CBC が指定されている福島県環境創造センターを視察する際に CBC についても紹介された。

このように本拠出金を通じて、東電福島第一原発の事故の経験の共有や福島県の復興の発信につながっており、ひいては ALPS 処理水の海洋放出や廃炉に向けた取組への理解醸成につながっていると考えられる。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

本拠出金を通じて支援を行うプロジェクト等の承認及び実施に際しては、IAEA と十分な調整を行っており、日本の外交政策との整合性を確保しているほか、日本の取組に対する国際社会の認知向上に努めた。また、本拠出金を通じた支援については、NPT や IAEA の関連会合での日本のステートメント、外務省のプレスリリースや SNS 等を通じて積極的に発信しているほか、IAEA 側にも日本の支援に関するプレイアアップやビジビリティの確保に努めるよう働きかけている。

具体的には、2024 年7月に開催された、第 11 回(2026 年)NPT 運用検討会議第 2 回準備委員会のクラスター3(原子力の平和的利用)の日本ステートメントにおいて、日本は東京電力福島第一原子力発電所の事故から学んだ教訓を念頭に、福島にある IAEA RANET 能力構築センター(CBC)において、原子力安全、緊急事態への備え、原子力事故への対応に関する世界の国際的な能力構築の取り組みに貢献してきた旨発言した([第 11 回\(2026 年\)NPT 運用検討会議第2回準備委員会](#)参照)。

また、10 月に開催されたワークショップにおいて、外務省(国際原子力協力室長)が挨拶をする機会を作り、参加者に対し、日本政府の本 CBC を通じた国際的な原子力安全への貢献について説明した。また、IAEA 側に対しては、CBC における活動の積極的広報について累次の機会を捉えて要請し、10 月のワークショップにおいては、昨今のウクライナ情勢を踏まえ、原子力安全への関心が国際的に高まりを受け、CBC の重要性がより増している点等につき説明の上、直接申し入れをした結果、過去数年掲載されていなかった、本 CBC における活動が [IAEA のホームページ](#)に掲載されることとなった。

こうした取組により、CBC を通じた国際的な原子力安全への日本の貢献について、国際社会で認知が広がっている。

予算に関連しては、PDCA サイクルが確立しており、各段階で日本側も関与している(3-2(1)参照)。IAEA 事務局による効率化・経費削減の努力を働きかけており、予算増額が避けられない状況の場合にはその増額根拠について十分な説明を求めるなどをしている。IAEA 担当者が来日する際には、国際原子力協力室長から、日本側の上記意向を改めて説明するとともに意見交換を行っている。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

国際原子力機関緊急時対応能力研修センター(CBC)拠出金は、IAEA が加盟国に対する原子力及び放射線緊急事態に対する能力を強化のための人材育成をすることで、国際的な原子力安全、全世界における平和、保健及び繁栄に対する原子力の貢献の促進及び増大及び原子力の安全を強化するためのグローバルなプラットフォームとなることを達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である原子力の平和的利用のための国際協力の推進に貢献することを目標としている。

IAEA は、2-2 のとおり効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2) のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-2 の理由から N/A としている。

福島県からは、外務省原子力協力室関係者の福島出張時や先方の外務省来訪時等面会した際に、CBC をはじめとした福島県における IAEA 活動への外務省の支援について謝辞が述べられている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

本件拠出により、以下(1)～(3)の効果を出すことを目標としている。

(1) 福島の実験を国際社会に共有、国際的な原子力安全への貢献。

(2) IAEA のキャパシティ・ビルディングの活動拠点となることで、IAEA 及び国際社会における日本のプレゼンスの向上。

(3) 権威ある国際機関の拠点として世界各地より来訪者を受け入れ、福島の実況について上記ワークショップ参加者を通じて発信し、福島の復興に貢献。

本 CBC の目的の下、IAEA が IAEA の総会や加盟国との協議を経て決定した活動方針を踏まえて、CBC の活動計画を日本側に提案する。例えば、2024 年 10 月のワークショップ(以下(1))においては、加盟国が原子力・放射線災害への対応準備能力を強化する目的で実施され、参加者は座学と福島県の制限区域内における実習を通じて、原子力・放射線災害への対応準備能力にかかる専門知識と知見を深めることができた。

本拠出金の活動として、福島 CBC を拠点に国内外の政府関係者等向けに原子力又は放射線緊急事態に関するワークショップを 2013 年度から実施。累計 85 か国から 640 人が参加しており、二国間支援と比較して、より多くの国・幅広い人材に対する支援を行うことができています(注: なお、本拠出は 2018 年度から実施しており、2013 年度から 2017 年度までは日本政府の IAEA に対する拠出金から支弁されていた。2018 年度以降、日本が本件拠出金をノンコア事業として 100% 拠出し、ワークショップ事業を継続して実施することとなったもの。)また、ワークショップに関しては、1-5 のとおり、外務省からも出席したり、外務省ホームページで広報を行い、本件の国際社会の認知向上や日本の支援に関するプレイアアップやビジビリティの確保に取り組んでいる。

2024 年度については、以下の(1)、(3)及び(4)に加え、以下(2)のプロジェクトの側面支援を行い、上述の効果に貢献してきている。

本プロジェクト運営のために、福島県に常駐する IAEA 職員をプロジェクト開始当初の 2013 年から雇用している。任期は各 IAEA 職員で異なっているが、直近の IAEA 職員(CFE)は 2023 年 10 月から雇用しており、CBC プロジェクト実施のための業務をすべて一人で担っており、1つのプロジェクト(以下(1))の実施及び保管機材の管理を行った。本 CFE により、プロジェクト関係者(主に IAEA、外務省、福島県)のコミュニケーションがスムーズとなっている。また、関連事業の IAEA ミッション受け入れも行っており、福島県におけるネットワーク構築や福島県内における IAEA 事業の円滑化が認められる。

【今時評価対象期間内に完了した事業の例】

(1)原子力及び放射線緊急事態のモニタリングに関するワークショップ

実施期間予定:2024 年 10 月 21 日～25 日 (対面)

内容:参加者の放射線モニタリングの能力強化及びモニタリングに基づく原子力・放射線緊急時の公共防護戦略のための訓練。5カ国から8名参加。外務省からも挨拶を行い、事後 IAEA のホームページに掲載された他、日本の新聞でも原子力にかかる国際協力の一環として紹介された。参加者からも、実際に原子力事故が起こった現場に研修を受けられたことへの感謝が寄せられた。

【現在実施中の事業の例】

(2)福島県に対する除染、廃棄物管理及び放射線モニタリングの長期的支援

実施期間:2023 年4月1日～2028 年3月 31 日

内容:2013 年～2022 年まで実施されたプロジェクトの継続案件。IAEA と福島県の実施取決めにに基づき、放射線モニタリング及び除染に関連した分野における IAEA から福島県への広範囲な支援の提供が目的。今次プロジェクトでは、過去のプロジェクト成果の情報発信をすることを主眼とし、大学生向けに講座が開催されている。2024 年 11 月第 1 回目の講座が開催され、本拠出で雇用されている CFE が IAEA ミッションの受入れや関係者間の調整を行った。

(3)放射線モニタリング機材を管理し、同機材を研修活動等に活用し、また、アジア太平洋地域において、原子力緊急事態を避けるためのあらゆる努力にもかかわらず同事態が発生した場合に IAEA が同機材を展開するという CBC の役割を果たしている。

(4) RANET 共同支援チーム(JAT) 演習

実施期間予定:2025 年 10 月6日～10 日内容:IAEA の加盟国の原子力又は放射線の緊急事態時における準備及び対応能力の強化が目的。本ワークショップでは、原子力又は放射線の緊急事態時に RANET 参加国から構成されるチーム(JAT:Joint Assistance Team)に関する演習を実施予定。13 カ国から参加が予定されている。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1 月から 12 月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2025 年 5 月(日本の 2024 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2026 年 4 月(日本の 2025 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
(1)決算報告書	
IAEA 事務局においては、日本の拠出を IAEA 職員雇用費用及び福島 CBC で実施されるワークショップの費用に充当してきている。日本の 2024 年度拠出分については先方 2024 会計年度の収入として計上され、2025 年 5 月に、ドナーレポートが提出されており、2024 年度の財政収支状況は差し引き0であり、日本の拠出金が適切に取り扱われていることを確認した。	
(2)外部監査報告書	
本拠出金のみについての外部監査は行われていないが、IAEA 全体については外部監査国であるインドが実施、無限定適正意見が付与されている。同監査報告の中で本拠出金について特段の指摘はなされていない。	
(3)その他(内部監査、又は、評価等の制度)	
本拠出金のみについての内部監査は行われてはいないが、IAEA の技術協力活動全体については、内部監査室(OIOS)による監査が行われている。	

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)

3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)

【IAEA 全体】

IAEA 全体としては、ウクライナの原子力安全等の確保、イランや北朝鮮といった地域の核問題への対処、SDGs 達成に向けた技術協力等、グローバルな課題への取組において、IAEA の役割及び IAEA 加盟国のニーズが益々増大している。その一方で、厳しい財政状況の中で IAEA の主要な活動を維持・強化していくため、日本を含む主要加盟国は、IAEA に対し、事業の優先順位設定や事業間の相乗効果の最大化による予算の効率化と経費削減を厳格に求めてきており、IAEA 事務局もかかる課題に真摯に取り組んでいる。

予算サイクル(2か年)のもと、計画予算委員会(PBC)や理事会等の場で加盟国と IAEA 事務局の間で審議がなされ、経費削減・予算の効率化に向けた努力が行われている。例年、加盟国の要請を踏まえた数度にわたる減額修正を経て、各国が重視するプログラムが異なる中でもバランスの取れた予算策定が行われている。

【CBC 関連】

CBC の関連では、IAEA は、日本側と緊密に連絡し、事業計画案を作成し、日本側に提出。日本側においては、精査を行い、また、日本の外交政策との連携を十分に考慮し、必要に応じ修正を行った上で承認の判断を行う。

IAEA は日本からの拠出金に係る年次報告書を提出しており、こうした報告書や、随時の意見交換等を通じ、拠出金の使用状況をチェックし、事業を評価。また、IAEA は毎年、財務諸表を理事会に提出し、ホームページ上に公開している。さらに IAEA によるワークショップへの参加国に対する効果に対するインタビューを実施し、本事業の成果についても確認する。

以下のとおり、PDCA サイクルが確保されており、各段階で日本側も関与している。

PLAN:IAEA は、日本側と緊密に連絡し、事業の計画案を作成し、日本側に提出。日本側においては、精査を行い、また、日本の外交政策との連携を十分に考慮し、必要に応じ修正を行った上で承認の判断を行う。

DO:IAEA は日本側と緊密に連携しつつ、事業を実施。外務省もワークショップの調整、また開会式典への出席(2024年度は対面ワークショップに軍原協長及び担当官が出席)等を通じてビジビリティを確保する。

CHECK:IAEA は日本からの拠出金に係る年次報告書を提出しており、こうした報告書や、随時の意見交換等を通じ、拠出金の使用状況をチェックし、事業を評価。また、IAEA は毎年、財務諸表を理事会に提出し、ホームページ上に公開している。さらに IAEA によるワークショップへの参加国に対する効果に対するインタビューを実施し、本事業の成果についても確認する。ワークショップ参加者からは、事後のインタビューによる調査の結果、講義に対する高い評価(全講義で最高評価である「Very Satisfied」の評価)を得ている。

ACT:事業実施による成果を踏まえ、IAEA は、日本側と緊密に連携し、必要に応じ改善を行った上で、今後の事業計画案を策定。

上記の“CHECK”に加えて、外務省担当官は開催された CBC のワークショップには全て出席し、実施状況をフォロー、適正に執行されているか確認を行う。

上記の“ACT”に加え、毎年定期的に、総会、理事会、ワークショップ等の機会を通じて、より効果的な案件の形成、事業の実施に向けて IAEA 側と協議を行う。また 2023 年度 CBC の CFE が交代になり、着任者に対し、国際原子力協力室長から本件事業の目的や重要性を改めて説明し、意見交換を行なった。

3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。

該当なし。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☒ 拠出金の使途範囲内 ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
-	-	-	-	-	-	-
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
-	-	-	-	-	-	-
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
本件拠出金については、福島CBCに向けて拠出されているものであり、職員増員の動きもないことから、日本人職員の増強になじまない。						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A

s

a

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際原子力機関(IAEA)拠出金(東電福島第一原発関連)	
2 拠出先の名称	
国際原子力機関(IAEA)	
3 拠出先の概要	
IAEA は 1957 年に発足(2024 年 11 月現在の加盟国 180 か国)、その目的は「全世界における平和、保健及び繁栄に対する原子力の貢献を促進し、増大するように努力する」こと、及び IAEA が関与する「援助がいずれかの軍事的目的を助長するような方法で利用されないことを確保する」こと(国際原子力機関憲章第2条)。本部はウィーン(オーストリア)に置かれ、毎年9月に総会、年5回理事会が開催される。東京に地域事務所を置く。	
4 (1)本件拠出の概要	
2021 年4月に公表された ALPS 処理水の処分に関する日本政府の基本方針において、モニタリングの強化及び IAEA との協力が取り上げられているところ、この実施に向けて拠出するもの。具体的には、IAEA が有する原子力分野の専門家・技術や、IAEA と各国研究機関間のネットワークを活用し、各国の専門家の参加を得て、IAEA による海洋モニタリングを実施することにより、東電福島第一原発の ALPS 処理水処分にかかる日本の分析機関のモニタリング能力及び分析結果の信頼性向上を図る。海洋モニタリングでは、分析機関間比較(ILC: Interlaboratory Comparison)および分析能力テスト(PT: Proficiency Tests)等を実施し、その結果を報告書として公開している。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 44,168 千円	
本件拠出は日本が 100%拠出するもの。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
軍縮不拡散・科学部 国際原子力協力室、在ウィーン国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交」、「施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野10 原子力の平和的利用のための国際協力の推進」の下に設定された中期目標「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」を達成するための手段の一つと位置づけている(令和6年度外務省政策評価書)。
1-1 (2) 上記 1-1 (1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

・東電福島第一原発事故の経験を国際社会に共有し、国際的な原子力安全に貢献することは重要であり、日本の責務。原子力に係る専門性を有し、国際協力を推進する唯一の国際機関である IAEA の活動を支援することは、日本の外交政策を遂行する上で必要不可欠。ALPS 処理水の海洋放出に関しては、2021 年4月の「ALPS 処理水の処分に関する基本方針」に基づき、IAEA と連携して国際社会に対し、科学的根拠に基づき、透明性高く情報発信を行い、また、風評被害を助長しかねない主張に対しては、しっかりと反論していくことが極めて重要。

・国際的な原子力安全への貢献という観点では、「国際原子力機関緊急時対応能力研修センター（CBC）拠出金」にて、日本が東電福島第一原発事故の経験から得られた教訓を活かし、緊急事態の準備及び対応の分野での貢献として、海外からの参加も得た研修を実施してきており、相互補完性を有する。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

【IAEA 全体について】

日本は、原子力先進国であり、加盟国 180 か国中、35 か国から構成される理事会において、IAEA 設立以来一貫して指定理事国を務めており、IAEA の予算や政策策定、重要課題への対応及び一連の活動実施で積極的に関与し、意向を反映できる地位にある。また、IAEA 事務局長の側近である特別補佐官のポジションを維持している。同ポジションは、事務局長が抱える重要案件について、事務局長と緊密に連携できるポジションであり、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉や福島復興といった日本政府の重要課題等での IAEA との協力促進に貢献している。

【本拠出プロジェクトについて】

本件拠出金は日本が全額を支出するものであり、任意拠出金として、IAEA が事業計画案を作成し、日本側に提出。日本側においては、精査を行い、また、日本の外交政策との連携を十分に考慮し、必要に応じ修正を行った上で承認の判断を行う。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

評価対象期間中、日本と IAEA の間では、以下のとおり、ハイレベルでの要人往来が頻繁に行われており、本拠出金についても取り上げられている。

(1) 2024 年9月、日本政府代表として第 68 回 IAEA 総会に出席した上坂内閣府原子力委員会委員長は、グロッシェー IAEA 事務局長と会談し、ALPS 処理水の海洋放出に係る IAEA との連携、原子力の平和的利用における IAEA との協力等につき意見交換した（[国際原子力機関（IAEA）第 68 回総会](#)参照）。

(2) 2024 年9月、岸田総理大臣は、グロッシェー IAEA 事務局長と電話会談を行い、岸田総理大臣から、グロッシェー事務局長に対して、ALPS 処理水の海洋放出についての同事務局長のコミットメントに改めて謝意を述べた上で、今般、日本からの提案を踏まえ、IAEA の枠組みの下で現行のモニタリングを拡充することについて一致できたことを歓迎する旨述べた。また、岸田総理大臣から、日本は、IAEA と連携しながら「最後の一滴」まで安全な放出を行い、国際社会に対して透明性高く自国の取組を説明していく旨述べた。グロッシェー事務局長からは、ALPS 処理水の海洋放出は、引き続き、IAEA の安全基準に即した形で計画どおり実行されていることが確認されており、IAEA の枠組みの下での追加的なモニタリングの早期実施に向けて、引き続き日本政府と強力に連携して取り組んでいく旨述べた。両者は、引き続き、ALPS 処理水の海洋放出を含め、様々な分野で緊密に連携していくことで一致した。（[岸田総理大臣とグロッシェー国際原子力機関事務局長との電話会談](#)参照）。

(3) 2024 年 11 月、IAEA 原子力科学技術・応用・技術協力閣僚会議に出席した宮路外務副大臣は、本閣僚会議の期間中に、グロッシェー IAEA 事務局長と会談し、宮路副大臣から、原子力科学技術の分野における日・IAEA 間での緊密な連携を歓迎する旨述べるとともに、ALPS 処理水の海洋放出に関する事務局長の力強いコミットメントに改めて謝意を表明した。これに対し、グロッシェー事務局長から、ALPS 処理水の海洋放出に対する継続的なコミットメントに加え、IAEA が推進する医療や農業に関する原子力科学技術を用いたイニシアティブに対する日本の貢献に改めて謝意が表明された（[宮路外務副大臣の原子力科学技術・応用・技術協力閣僚会議への出席（結果概要）](#)参照）。

(4) 2025 年2月、グロッシーIAEA 事務局長は、外務省賓客として訪日し、滞在中、石破内閣総理大臣への表敬、岩屋外務大臣との会談を始め、我が国政府要人と会談を行い、意見交換を行った。

石破総理大臣への表敬では、石破総理大臣から、原子力需要が世界的に高まる中、これに応えるためのグロッシー事務局長の取組を後押しする旨、また、国際情勢が大きく変化する中、原子力の平和的利用の促進と核不拡散は一層重要であり、来年の NPT 運用検討会議も念頭に、引き続き IAEA と緊密に連携していきたい旨述べた。これに対し、グロッシー事務局長は、東京電力柏崎刈羽原子力発電所への視察は日本の原子力エネルギー政策を知る上で有意義であったと述べ、IAEA の取組に対する日本の継続的な支援に謝意を表するとともに、これらの分野で日本との連携を強化していきたい旨述べた。[\(グロッシー国際原子力機関事務局長による石破内閣総理大臣表敬参照\)](#)

岩屋外務大臣と会談及びワーキング・ディナーを実施では、福島復興に向けた協力に関して、岩屋大臣からはグロッシー事務局長が滞在中に福島県を訪問予定であることに触れつつ、追加的モニタリングを始めとする ALPS 処理水の海洋放出への事務局長自身の力強いコミットメントを含め、福島復興に向けた日本の取組に対する、IAEA による科学的根拠に基づく中立的・専門的な立場からの協力を謝意を述べた。これに対しグロッシー事務局長は、今次訪問を通じて、日本の様々な取組について、その安全性を自ら確認する旨述べた上で、ALPS 処理水の海洋放出について「最後の一滴」まで安全な放出を確認することを含め、IAEA として引き続き、日本の取組に協力していく旨を述べた。また、日本の支援に対する謝意を表した上で、世界的に拡大しつつある原子力需要に応えるため、日本の支援を通じて取組を強化する旨述べた。さらに、両者はガンの放射線治療の更なる普及に向けた協力につき検討していくことを確認した。[\(グロッシー国際原子力機関 \(IAEA\) 事務局長の訪日 \(結果\) 参照\)](#)。

訪日中、グロッシー事務局長は福島県を訪問。東京電力ホールディングス株式会社と会談し、ALPS 処理水の海洋放出がこれまで安全に行われており国際的な安全基準に基づくレビューを今後も継続することを確認した。同社からは東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組状況について説明があり、それに対し、グロッシー事務局長からは、ALPS 処理水の放出や燃料デブリの試験的取り出し等、廃炉に向けた取組に関する情報のアップデートに感謝する旨の発言があった。[\(グロッシー国際原子力機関 \(IAEA\) 事務局長の福島県訪問 \(結果\) 参照\)](#)

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

本件拠出を活用し、IAEA による海洋モニタリングを実施することにより、東電福島第一原発の ALPS 処理水処分ににかかる日本の分析機関のモニタリング能力及び分析結果の信頼性向上を図り、日本が公開するモニタリングデータへの国内外からの信頼を醸成し、風評被害の発生リスクの低減につながる事が期待される。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

本件拠出を活用し、2023 年 10 月、日本の分析機関が海洋モニタリングを実施し、2024 年 12 月、IAEA から同モニタリングに関する報告書が公表された。同報告書において、IAEA は、日本の分析機関が高い正確性及び能力を有しており、日本が公開するモニタリングデータが科学的な根拠に基づいた信頼性のあるものであることが示された。さらに、2024 年 10 月にも海洋モニタリングが実施され、IAEA と日本の分析機関が試料を採取しており、今後前年と同様に IAEA が報告書を公表される予定である。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

国際原子力機関 (IAEA) 拠出金は、IAEA が 2021 年4月の「ALPS 処理水の処分に係る基本方針」に基づき、ALPS 処理水の安全性や規制面及び海洋モニタリングに関する IAEA のレビューの実施に協力していくこと、東京電力福島第一原発の状況について、国際社会に対して、科学的根拠に基づき、透明性高く説明を継続していくことで、東電福島第一原発事故の経験の共有を通じた国際的な原子力安全への貢献、IAEA の活動支援にも大いに寄与するものであり、ひいては 1-1(1)の日本の外交政策目標貢献することを目標としている。

IAEA は、2-2 のとおりの効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2) のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果
[目標] ・2021 年4月に公表された「ALPS 処理水の処分にに関する基本方針」に基づき、IAEA が有する原子力分野の専門家・技術や、IAEA と各国研究機関間のネットワークを活用し、各国の専門家の参加を得て、IAEA による海洋モニタリングを実施することにより、東電福島第一原発の ALPS 処理水処分にかかる日本の分析機関のモニタリング能力及び分析結果の信頼性向上を図る。 [取組] ・IAEA 海洋環境研究所と日本の専門家が共同で東電福島第一原発近傍の海水・海底土及び福島県での水産物を採取した後、IAEA 専門家によって採取した試料の前処理を確認し、各研究機関に試料を輸送。その後、IAEA 及び日本国内外の研究機関による試料の個別分析を行い、これらの分析結果を IAEA が比較評価することで、日本の分析機関のモニタリング能力及び分析結果の正確性及び能力を確認する。これらの活動は、報告書として取りまとめられ、IAEA のホームページで公表される。 [成果] 2023 年 10 月7日から 15 日に実施した海洋モニタリングについて、2024 年 12 月 30 日に IAEA から報告書が公表され、同報告書において、IAEA は、日本の分析機関の試料採取方法は適切であり、かつ、海洋サンプル中の放射性核種の分析に参加した日本の分析機関が、引き続き高い正確性と能力を有している旨報告している。報告書の URL は以下の通り。 https://www.iaea.org/sites/default/files/24/12/japan_ilc_2023_report.pdf ・2024 年5月7日には仏領ポリネシアが日本産食品への輸入規制を撤廃。 ・2024 年 10 月 7 日から 15 日にかけて実施され、第三国研究機関(韓国、スイス、中国)が参加した海洋モニタリングにおいて採取された試料については、現在、分析結果がとりまとめられているところであり、追って結果を公表予定。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2025 年4月 (日本の 2024 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2026 年4月 (日本の 2025 年度拠出分)

3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等						
IAEA 事務局においては、日本の拠出金後から当該事業を開始し、定期的に、ドナーレポートが提出されており、日本の拠出金が適切に取り扱われていることを確認。プロジェクト終了時に未使用金が発生した際には、日本のリザーブファンドに戻し入れる、或いは、後継プロジェクトに割り当てる等の対応を実施することを日本として承認している。2024 年度の残余金は 293,486 ユーロ。 外部監査は、本拠出金のみについての監査は行われていないが、機関全体については外部監査国であるインドが実施、無限定適正意見が付与されている。同監査報告の中で本拠出金について特段の指摘はなされていない。						
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)						
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)						
【IAEA 全体】 IAEA 全体としては、ウクライナの原子力安全等の確保、イランや北朝鮮といった地域の核問題への対処、SDGs 達成に向けた技術協力等、グローバルな課題への取組において、IAEA の役割及び IAEA 加盟国のニーズが益々増大している。その一方で、厳しい財政状況の中で IAEA の主要な活動を維持・強化していくため、日本を含む主要加盟国は、IAEA に対し、事業の優先順位設定や事業間の相乗効果の最大化による予算の効率化と経費削減を厳格に求めてきており、IAEA 事務局もかかる課題に真摯に取り組んでいる。 予算サイクル(2か年)のもと、計画予算委員会(PBC)や理事会等の場で加盟国と IAEA 事務局の間で審議がなされ、経費削減・予算の効率化に向けた努力が行われている。例年、加盟国の要請を踏まえた数度にわたる減額修正を経て、各国が重視するプログラムが異なる中でもバランスの取れた予算策定が行われている。 【海洋モニタリング関連】 ・海洋モニタリング関連では、IAEA は、日本側と緊密に連絡し、事業計画案を作成し、日本側に提出。日本側においては、精査を行い、また、日本の外交政策との連携を十分に考慮し、必要に応じ修正を行った上で承認の判断を行う。 ・IAEA は日本からの拠出金に係る報告書を提出しており、こうした報告書や、随時の意見交換等を通じ、拠出金の使用状況をチェックし、事業を評価。						
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。						
該当なし。						

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
—	—	—	—	—	—	—
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数

2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
—	—	—	—	—	—	—
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
本拠出は、1-1(1)の目標達成に向け、効果的かつ効率的なプロジェクトの実施のために真に必要なかつ適切な規模の費用をノンコア拠出するものであり、現状、拠出金の範囲内において、プロジェクトの実施目的を超えて日本人職員の増強を図ることは困難。						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B+

a

b

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センター拠出金	
2 拠出先の名称	
東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センター(日本アセアンセンター)	
3 拠出先の概要	
1981 年5月、当時の東南アジア諸国連合(ASEAN)加盟国(原加盟国であるインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ)政府及び日本政府が、「東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センター設立協定」に署名し、設立した国際機関。日本とASEAN 諸国間の貿易、投資、観光、人物交流等の促進を主な目的として活動している。 ASEAN の加盟国拡大に伴い、現在はASEAN 全加盟国 10 か国及び日本の計 11 か国が加盟。現事務総長は平林国彦氏(2021 年9月就任。任期3年で現在二期目)。事務局は東京都港区に所在し、総合インフォメーションコーナーやイベントホールを備える。	
4 (1)本件拠出の概要	
日本はセンターに対し、センターの通常予算に充当される義務的拠出金に加え、本件拠出金(任意拠出金)を拠出してきている。本件拠出金では、ASEAN が重要課題として掲げる域内格差是正の観点から、ASEAN の後発加盟国(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム。以下、CLMV)を対象とした事業を中心に実施している。また、近年では、ASEAN の抱える新たな課題に対応すべく、グリーンやデジタル等、新たな分野においても貿易、投資、観光、人物交流を促進し、日 ASEAN 関係の強化に資する事業を行っている。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 37,367 千円	
日本の拠出率 100%	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
アジア大洋州局地域政策参事官室	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅰ：地域別外交」、「施策Ⅰ—1：アジア大洋州地域外交」、「個別分野1：東アジアにおける地域協力の強化」、「測定指標 1-1：日 ASEAN 協力の進展」の下に設定された中期目標「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の新たなプランを念頭に、FOIP 実現の要であるASEAN の中心性・一体性を尊重しつつ、FOIP と本質的な原則を共有する「インド太平洋に関するASEAN アウトルック(AOIP)」の優先協力分野(海洋協力、連結性、国連持続可能な開発目標、経済等)に沿った具体的協力を推進し、AOIP の主流化を後押しす

る。」を達成するための手段の一つとして位置付けられている(令和5年度外務省政策評価事前分析表 7ページを参照)。

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

日本アセアンセンターは、日 ASEAN 間の貿易、投資、観光及び人的交流の促進を目的とする唯一の国際機関である。センターは、国際機関としての比較優位を活かし、加盟各国政府機関の関与を得て、そのリソースとネットワークを活用し、日 ASEAN 間の貿易、投資、観光及び人的交流の促進に資する数多くの有益な事業を実施してきている。これらの事業は、日本が掲げる「自由で開かれたインド太平洋」と、平和と協力を推進する上で関連する本質的な原則を共有する「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック(AOIP)」の実現に貢献し、日本と ASEAN のパートナーシップの強化に資するものとなっている。

またセンターは、義務的拠出金を原資とした日 ASEAN 全体を対象とする事業活動と、任意的拠出金を原資とした後発加盟国の CLMV 諸国を対象とする格差是正および ASEAN の抱える新たな課題を主な目的とする事業活動の双方を実施しており、それぞれ相互補完性を有している。義務的拠出金に関しては、外務省のほか、経産省、観光庁からも拠出がなされているが、2025 年5月には本センター設立協定第二次改正が採択され、同改正の効力が生じた後、5年間をかけて段階的に分担率が日本 80%、ASEAN20%となることとなっている。任出金については ASEAN 共同体ビジョン 2045 において、ASEAN の更なる統合を目指していく上で、域内の経済格差の是正が最大の課題の一つとされていることに鑑みれば、日本としても積極的に格差是正のための支援を継続していく意義がある。

本センターによる輸出能力強化支援事業や観光分野研修事業等の実施に際しては、各国の政府機関や地元産業界の要望を取り入れつつ準備しており、現地の実情に即したプログラム内容は、各国政府・産業界などでも高く評価されている。ASEAN 側から高い評価を得ており、ASEAN 関連外相会議や首脳会議の議長声明でもセンターについて度々言及され、日本と ASEAN との貿易、投資、文化、観光及び人的交流を促進する取組が称賛されている。2024 年 10 月の日 ASEAN 首脳会議の議長声明には、日本アセアンセンターの貿易・投資・観光・交流分野における貢献が評価されるとともに、センターを含む機関による事業の実施が日 ASEAN 経済関係の着実な進展の一部であることが言及されている。

本センターの活動をモデルに設立された中国 ASEAN センター、韓国 ASEAN センターが存在感を高め、さらに 2023 年 12 月には米国アセアンセンターが設立、2024 年 7 月には豪 ASEAN センターが設立されており、パイオニア的な存在である本センターの活動の維持・強化は非常に重要である。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

センターの最高意思決定機関である理事会は日本を含む各加盟国から1名ずつ指名される理事によって構成されており、決定は年2回の理事会をもってコンセンサスで行われる。日本側の理事は、外務省南部アジア部長が務めている。なお、センターの歴代の事務総長は全て日本人が務めている。

事務総長を含むセンター事務局と外務省の主管課とは事務レベルで頻繁にやり取りを行い、日本政府の立場についても随時伝達してきている。こうしたやり取りを通じ、日本政府の対 ASEAN 外交の方針に沿った事業の実施など、具体的な改革(以下3-2(1)参照)が推進されている。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

日本アセアンセンター事務局は東京都内に所在しており、上記1-2のとおり頻繁にやり取りを行っている。2024 年 12 月の ASEAN 事務総長の訪日の機会を活用し、岩屋外務大臣と ASEAN 事務総長との会談の後に、ASEAN 事務総長、日本政府 ASEAN 代表部大使を含めた意見交換を開催。また、2025 年4月の ASEAN 事務総長の大阪・関西万博開会式典参加のための訪日の際に、日本アセアンセンター事務局は、関西で ASEAN に積極的にかかわっている地方自治体や団体等と ASEAN 事務総長の意見交換の場を設け、日 ASEAN 関係の強化に貢献した。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

貿易投資分野では、日本経済団体連合会や日本商工会議所といった経済団体、日本繊維輸出入組合や一般社団法人日本物流団体連合会、日本デザイン振興会、日本科学機器協会、日本 DIY ホームセンター協会、日本食品包装協会、デジタルコンテンツ協会等の ASEAN 諸国での事業が活発な業界団体の他、外務省、経済産業省、観光庁、中小企業庁、中小機構及び JETRO、JICA、IGES などの政府及び公的機関と連携をとりながら、日 ASEAN 企業双方に有益な情報を提供し、ビジネスパートナーシップの醸成に貢献している。

日本の NGO/NPO、地方自治体、大学との関りについては、センター事務総長や職員が、複数の大学等で講演等を実施し、積極的な情報発信等に努めている(例:堺市・大阪公立大学とのアセアン特別ワークショップ共催、東広島市議会アセアン研究会での講演、九州大学での講義等)企業向けに行う海外セミナーにて、アセアン市場動向についての講演(2025 年3月)を行った。さらに、2024 年 10 月より沖縄県の「地域外交に関するアドバイザリーボード」の委員、2024 年5月より JETRO「ビジネスと人権」研究会の委員として、東南アジア関係について助言している。

また、上記に加えて事務総長が、立命館アジア太平洋大学 学生団体主催イベントにて基調講演(2024 年7月)、港区国際協力協会 MIA「みなとく多文化共生シリーズ」キックオフシンポジウム ～世界とつながり、ともに歩む“多文化共生”のまち 港区～にパネリストとして登壇(2024 年 12 月)、対日理解促進交流プログラム JENESYS 日本・ASEAN 学生会議 基調講演(2025 年1月)、大阪商工会議所主催「日本アセアンビジネス促進プラットフォーム EXPO2025 シンポジウム」にて、「日 ASEAN の持続可能な未来に向けて」をテーマに特別公演(2025 年4月)を行った。

さらにまた、福岡市が進める国際金融機能誘致事業に関し、ASEAN の在京大使館職員による ASEAN の在京大使館職員と福岡市の外国企業誘致施設訪問、および大使館職員とビジネス関係者(九州経済連合会及び福岡市商工会議所メンバー)によるとの、日本と ASEAN 諸国による協業についての意見交換を行った。

また、2-2のとおり、企業関係者を中心とした登録者数約2万 6,000 名のメールマガジン登録者に対し、ASEAN 最新事情やセミナー情報を提供している他、年間 30 件程度の ASEAN 諸国のビジネスを対象としたメールによる問い合わせにも対応している。

上記のとおり、日本企業、地方自治体、各種協会、教育関係者等多方面にわたる国内関係者とのネットワークを活かしつつ、相互理解と連携を促進する事業を定期的実施しており、本件拠出はこれら関係者にとっても有用なものとなっている。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

日本政府と本センターの間では、日 ASEAN 友好協力 50 周年特別首脳会合の開催や、同会合で採択された共同ビジョンステートメント及び実施計画の推進において、緊密に連携している。

また、カンボジア、ラオスといった日本に貿易投資機関の出先機関がない ASEAN の国々から、首脳や貿易投資関係閣僚が訪日する場合の支援・調整に従事し、それらの要人の来訪の意義・効果を高める上で欠かせない役割を果たしている。具体的には、2025 年1月にラオスの首相や閣僚が訪日した際は、投資促進ラウンドテーブルを開催し、日ラオスの経済、投資関係の強化に貢献した。センターによる観光事業については、日 ASEAN 観光大臣特別対話(2023 年 10 月)および第 24 回 ASEAN+3観光大臣会合(2025 年 1 月)の共同メディア声明において謝意の表明があった。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センター拠出金は、東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターが従来の貿易・投資・観光といった活動分野に加え、日本政府の推進する「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」及び「インド太平洋に関するASEANアウトルック(AOIP)」の実現に資する案件形成にも協力する等により日ASEAN包括的戦略的パートナーシップの一層の強化を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である東アジアにおける地域協力の強化に貢献することを目標としている。

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターは、具体的な AOIP 協力の一環として、2023 年より海洋プラスチックごみを含む環境問題の解決を目指す日 ASEAN の若手リーダーによるネットワーク(AJYELN)を立ち上げ、2024 年は日 ASEAN 出身の 33 人(15 歳～25 歳)がリーダーとしてのトレーニングを受け、彼らによる 47 のプロジェクトを支援した。2025 年3月には、第2回 日本・ASEAN 若手環境リーダーズ・ネットワーク(AJYELN)シンポジウム「革新的行動、持続可能な進展」をハイブリッド形式で開催、ASEAN 事務局、環境省、ERIA からの参加を得た。今次評価対象期間末時点の AJYELN 公式 Facebook のアクティブフォロワーは、5万3千人に達しているように、効果を上げている。

また、基準3においては、3-1のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している(事実関係に応じ適宜修正)。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については4-1のと通りの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

センターは ASEAN 各国政府と緊密に協議しつつ、ASEAN 側の要望が高く、日本の政策目的にも沿う事業を行っている。事業の実施にあたっては、センターの目的である以下の4本柱に基づきつつ、日ASEAN友好協力 50 周年共同ビジョンステートメント実施計画や関連分野の閣僚級共同声明にも沿った形で日ASEAN関係を強化することを目標としている。

- (1)ASEAN 諸国から日本への輸出促進
- (2)日本と ASEAN 諸国の双方向の投資促進
- (3)日本と ASEAN 諸国の双方向の観光客の増加
- (4)日本と ASEAN 諸国の人物交流の拡大

上記の目標に関しては、理事会で採択されたセンター改革報告書(2022 年3月)に基づき、重複していた事業の統廃合を行った結果、2022 年度よりプログラムの数が半減し、個別の事業により注力できるようになった(2021 年は 21 であったところ、2022 年は 11、2023 年は 10、2024 年は 10、2025 年は 10)。

今次評価対象期間における本件拠出金による主な取組及び成果は以下のとおり。

CLMV 諸国 を対象とした貿易促進事業として、ベトナム貿易振興庁(VIETRADE) と共催で、農産物輸出および持続可能な包装にかかるセミナー等を3日間にわたってハイブリッド形式で開催した(於ホーチミン、2024 年 12 月)。CLMV 諸国の農業従事者を主な対象に、日本人専門家の協力をえて、現状の国際食糧市場ニーズを踏まえた農産物の市場対応力強化や E コマース活用に特化した SNS ブランディング手法の紹介と実践を目的とした能力強化を実施。80 名の対面参加(および 89 名のオンライン参加)を得た農産物のブランディングに関するワークショップにおいては5段階のうち上位二つの評価の合計は 100%(回答数 37)であった。

また、ASEAN 諸国を対象とした貿易促進事業として、2025 年3月に ASEAN 諸国と日本の協力による低炭素農業の推進およびカーボンプレジットを活用した農業の持続可能な発展をテーマに、ASEAN 諸国の農業、環境、経済関連省庁及び国際機関の政策担当者や農業関連の中小企業や研究者が参加する3日間のワークショップを国際稲作研究所 (IRRI)、東南アジア地域農学高等教育研究センター (SEARCA) との共催で開催した(於東京)。

更に ASEAN 議長国支援および投資促進事業として、2024 年の ASEAN 議長国であるラオス(於ビエンチャン)で ASEAN 首脳会議のサイドラインで開催された ASEAN 投資フォーラム(AIF:10 月7日)および ASEAN ビジネス・投資サミット(ABIS:10 月9日)で、前者においては協力団体及び講演者、後者においてはパネルのモデレーターとして参加し、地域全体で持続可能な発展を推進するセンターの役割を強調するとともに事業の実施から得られた知見を共有した。

また、具体的な AOIP 協力の一環として、2023 年より海洋プラスチックごみを含む環境問題の解決を目指す日 ASEAN の若手リーダーによるネットワーク(AJYELN)を立ち上げ、2024 年は日 ASEAN 出身の 33 人(15 歳～25 歳)がリーダーとしてのトレーニングをうけ、彼らによる 47 のプロジェクトを支援した。2025 年3月には、第2回 日本・ASEAN 若手環境リーダーズ・ネットワーク(AJYELN)シンポジウム「革新的行動、持続可能な進展」をハイブリッド形式で開催、ASEAN 事務局、環境省、ERIA からの参加を得た。25 年6月時点の AJYELN 公式 Facebook のアクティブフォロワーは、5万3千人に達している。

更に日 ASEAN の女性起業家の支援を目的とし、24 年11月には ASEAN および日本の若手女性起業家円卓会議(於ビエンチャン、35 人の女性起業家が参加)を実施。右結果をふまえて、2025 年2月には、日 ASEAN 女性起業家サミット(2025 年2月於クアラルンプール)を開催した。サミットには、経産省および ASEAN 事務局長の参加を得た。これら2つの事業においては女性起業家によるビジネス上の問題として資金調達やデジタル化の困難さが参加者より指摘され、この指摘をふまえた女性起業家向けのワークショップを 2025 年度中に開催予定である。

また、メールマガジン(購読者約 26,000 名、去年に比べて 18%増)は、JETRO や中小機構、駐日/在京 ASEAN 各国大使館及び関係機関によるイベント案内を含め、月 2 回配信されており、関係機関からも重要な広報ツールとして評価されている。SNS(Facebook 及び X(旧 Twitter))を活用した貿易投資に関する発信には、15,000 以上のフォロワーを獲得している。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	4月から3月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024 年6月(日本の 2023 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025 年6月(日本の 2024 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
センターに関する決算報告書は、日本における毎会計年度(4月～翌3月)における義務的拠出金、任意拠出金を含むセンターの全体の決算がカバーされており、本任意拠出金に関する会計状況報告もこれに内包され報告されている。決算状況に関しては、2023 会計年度任意拠出金の繰越金は 9,530,752 円であり、これらの残余金は、日本 ASEAN センターの財務規則に沿って、発生した翌々年度の予算に組み込まれる(理事会(日本と ASEAN 加盟国政府で構成)に報告後、日本を含む加盟国理事の承認を受けた後に適正に翌々年度予算に組み込まれる)。繰越金は 2022 年度(6,808,651 円)と比較して増となっているが、これは、貿易関連事業において、活動の現地調査を中心に行ったところ、2回目の調査については、実施時期が次年度4月にずれ込んだことなどによる。 本決算報告書の外部監査は有限責任監査法人トーマツが実施しており、外部監査報告書においては、決算報告書が正確かつ適正に作成されている旨が確認されており、指摘事項は特段ない。	

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)
センターは組織や事業内容や効率性の向上を含む改革に取り組んできており、本件任意拠出金で実施される事業も含め運営管理費の削減等に取り組んできている。1-5でも言及された改革案については、2023年の日ASEAN友好協力が50周年となる節目に活動内容を抜本的に見直し、センターが優良分野・案件を戦略的かつ果敢に実施していくことで、日ASEAN関係が抱える新たな課題に対応し、関係の一層の発展に貢献することを目的に日本政府から提言したもの。同改革案は2022年3月の理事会で採択され、以降の活動計画に具体的な形で取り込まれている。また、同改革案における個々の提案については、2022年6月および2023年3月の理事会において、事務局より進捗報告があり、2024年3月の理事会の最終報告では、すべての提案において進捗があったことが加盟国によって確認された。義務的拠出金での例をあげると行財政にかかるセンターの予算外の資金源を活用した事業の実施という提案については、2024年9月にラオス情報文化観光省(MICT)およびメコン・ツーリズム・コーディネーティング・オフィス(MTCO)と連携し実施したメコン地域の観光セクターにおける女性のエンパワーメントを目指す研修プログラムにおいて資金面においてアジア開発銀行(ADB)と協力した。 本改革案を受け、事務局は事業計画の見直しを行い、その一環として上記2-2のとおり重複していた事業の統廃合を行い、より効率的・効果的に事業が行われるよう改善が行われた。これらの事業は年次事業報告書において各事業の事業概要及び評価を記載している。また会計報告書(外部監査結果)は加盟国に適切に送付されており、財務報告書をウェブサイトにも公開している。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
該当なし。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
9	8	9	8.67	9	0.33	14
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
1	1	1	1	1	0	1
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
「ASG相当以上の重要ポスト獲得状況」については、2024年8月に平林事務総長の第1期の任期が満了し、再選のうえ、同年9月より第2期を務めている。						

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B	b	b	b	N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
在サハリン「韓国人」支援特別基金拠出金	
2 拠出先の名称	
在サハリン「韓国人」支援共同事業体	
3 拠出先の概要	
在サハリン「韓国人」支援共同事業体は、在サハリン「韓国人」支援共同事業体協定書に基づき、在サハリン「韓国人」の一時帰国及び永住帰国等の支援を行うため、1989 年度に日本赤十字社・大韓赤十字社間で設立された。独立した本部は存在せず、両赤十字社（東京（日本）、ソウル（韓国））に事務所が置かれている。	
4 (1) 本件拠出の概要	
戦前、様々な事情でサハリンに渡った朝鮮半島出身者は、戦後、サンフランシスコ平和条約の発効によって日本国籍を喪失したが、1990 年まで旧ソ連と韓国との間に国交がなかったことから、大部分は引揚げの機会がないまま、長期間サハリンに残留を余儀なくされた。このような歴史的な経緯及び人道的な立場から在サハリン「韓国人」の一時帰国及びサハリン再訪問等の支援のため並びに支援事業実施のための費用及び今後の支援策の検討のための協議費用を拠出するもの。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模（予算額、拠出率、拠出順位等）	
令和7年度当初予算額 59,428 千円	
日本の拠出率 100%。全額イヤマーク拠出。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
アジア大洋州局 北東アジア第一課	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標（外交戦略、重要政策、重点分野等）
本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅰ：地域別外交」、「施策Ⅰ－1：アジア大洋州地域外交」、「個別分野3：日韓関係の改善」、「測定指標3－4：日韓の連携、協力を通じた地域及び国際社会の課題への寄与」の下に設定された中期目標「グローバルな課題について日韓両国の連携を強化していく。」を達成するための達成手段の一つと位置づけている。（ 令和5年度外務省政策評価事前分析表 （17 ページ参照））
1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性（その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。）
本支援事業は日韓共同で過去 36 年にわたり実施している事業であり、日本としては、2024 年度末までに累計約 88.7 億円の支援策を講じてきたところ。過去の首脳会談及び外相会談等でも評価されており、韓国国内でも評価は高い。

また、2024 年は5回の日韓首脳会談、4回の外相会談が行われた。財務、防衛、文科、環境、経産、総務の閣僚レベルでの会談も実現し、日韓の対話と協力は多岐にわたる分野で質量ともに力強く拡大している。2025 年は、日韓国交正常化 60 周年という節目の年であり、前向きな協力案件を着実に実施することは、日韓関係を安定的に発展させる観点からも極めて重要である。

2010 年8月に当時の菅政権により発出された内閣総理大臣談話においては、本件支援が盛り込まれており、また、2014 年3月参議院外交防衛委員会でも岸田外務大臣が本事業の重要性を述べていることなどからも、継続的な実施が重要である。

旧ソ連と韓国との間に国交が無かったことから引揚げの機会を逸し、その結果として長期間サハリンへの残留を余儀なくされた在サハリン「韓国人」に関しては、その歴史的な経緯及び人道的な立場からも、少なくとも日本側が支援対象者としている戦前生まれのいわゆる在サハリン「韓国人」一世が御存命の限り、本支援を継続することが必要である。また、対象者の高齢化(平均年齢:84 歳)が進む中で、本支援の重要性は一層高まっている。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

「一時帰国支援」や「外部看護サービス費支援事業」といった5つの分類ごとの予算額について日本政府が決定した上で予算を採択する形となっている。また、在サハリン「韓国人」支援共同事業体運営委員会(日韓両赤十字社の代表から構成され、前年度の事業報告及び当該年度の事業計画の確認・報告が行われる。)においては、例年外務省職員がオブザーバーとして出席することとなっており、日本政府としての意見を述べた上で、実際に事業を執行する共同事業体と議論する場も確保されている。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

2023 年8月にはコロナ禍が明けて以来はじめて東京で「在サハリン『韓国人』支援共同事業体運営委員会」(運営委員会)が開催された(日本政府・韓国政府はオブザーバー参加、日本赤十字社・韓国赤十字社の共同事業体主催)。本運営委員会では前年の予算報告、2023 年度の予算案についての議論、付議案件等について取り上げられた。また、2024 年度においては、6月にソウルで運営委員会が催され、日本政府及び韓国政府、日本赤十字社と韓国赤十字社の共同事業体が参加。2025 年度においても、7月にオンラインでの運営委員会を開催することが予定されている。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

事業の性質上、日本政府以外の日本関係者等による拠出先への関与等は想定されない。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

在サハリン「韓国人」支援共同事業体運営委員会(日韓両赤十字社の代表から構成され、前年度の事業報告及び当該年度の事業計画の確認・報告が行われる。)においては、例年外務省職員がオブザーバーとして出席することとなっており、日本政府としての意見を述べた上で、実際に事業を執行する共同事業体と議論する場も確保されている。日本政府は、共同事業体に対し、旅費単価等の経費を削減して業務の効率化を図る旨働きかけを実施してきた。2024 年6月には、永住帰国者の一部(73 名)が入居する「仁川サハリン同胞福祉会館」を外務本省職員2名(地域調整官、事務官)が訪問し、事業実施状況の把握に努めた。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

在サハリン「韓国人」支援特別基金拠出金は、在サハリン「韓国人」支援共同事業体が、在サハリン「韓国人」の一時帰国支援事業及び再訪問支援事業等を実施することで、在サハリン「韓国人」に対する人道的な立場からの支援を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である日韓関係の更なる発展に貢献することを目標としている。

在サハリン「韓国人」支援共同事業体は、基準2のとおり、日韓共同で過去 36 年にわたり実施している事業であり、日本としては、2024 年度末までに累計約 88.7 億円の支援策を講じてきており、2025 年3月末までに、延べ 17,650 名の一時帰国、3,770 名の永住帰国、8,646 名のサハリン再訪問等を支援してきており、2-2 のとおり効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-2 の理由から N/A としている。

これらの支援は支援対象者のみならず、過去の首脳会談及び外相会談等でも評価されているほか、韓国国内でも高い評価を得ている。なお、2024 年6月に仁川サハリン同胞福祉会館に視察をした際、福祉会館の担当者及び支援を受けた対象者から、日本政府にはこのような支援をいただき感謝している旨、外務省職員に伝えられた。支援対象者の高齢化が進む中で、本件事業については、歴史的な経緯や人道的な見地を踏まえ、少なくとも日本側が支援対象者としている戦前生まれのいわゆる在サハリン「韓国人」一世が御存命の限り、本支援を継続することが必要であり、対象者の高齢化が進む中で、本支援の重要性は一層高まっている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

日本政府が提示する予算の範囲内で可能な限り多くの支援を実施することを目標に、共同事業体は事業実施にあたり、入札を行うなど経費削減に取り組んでいるところ。

サハリン再訪問支援や韓国への一時帰国支援、日本政府が建設を支援した現地の療養院の老朽化に伴う補修支援等を行うとともに、療養院に入所している者への外部看護サービス支援、サハリン残留者の医療事情の増進を図るための医療相談サービスの支援を実施している。

2022 年度は新型コロナウイルスの影響やロシアのウクライナ侵略の影響で、一時帰国支援ができなかったが、2023 年度については目標とする実績率の 73.3%に上がり、22 名が一時帰国をした。サハリン再訪問等支援も、2022 年度には実施できなかったが、2023 年度においては 51 名に対し実施された。なお、2022 年度はロシアのウクライナ侵略による移動手段の制限が課題となっていたところ、新たに船舶を移動手段として検討し、2023 年度については、再訪問事業の実施の中で、航空機と併せて船舶での移動の利用もあった。また、2023 年度に続き、2024 年度に関しても、療養院に入所中の対象者9名に対して外部看護サービス支援を実施した。

2024 年度においては、外務省が支援している全ての事業が再開され、一時帰国支援は 31 名に対し、再訪問支援は 196 名に対し実施することができた。医療相談サービス支援事業は、在サハリン韓人会の内部対立によって、実施を見合わせていたが、韓人会側から一連の裁判手続が終了した旨の公式報告書が 2024 年5月に接到したことをもって、2024 年8月に事業を再開した。

2025 年度においても、拠出金が速やかに送金されれば確実に事業が実施される見込みであり、一時帰国支援は 30 名、サハリン再訪問事業支援は 200 名への実施を目標にしている。

このような過去 36 年にも及ぶ支援事業の積み重ねを経て、2025 年3月末までに、延べ 17,650 名の一時帰国、3,770 名の永住帰国、8,646 名のサハリン再訪問等を支援してきており、これらの支援は現地や韓国国内からも高い評価を受けている。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	4月から3月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024 年7月(日本の 2023 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025 年7月(日本の 2024 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
決算報告書(事業報告書)については、それぞれの対象期間における本支援事業全体の決算をカバーするものとして、日本政府が予算を拠出している「サハリン『韓国人』支援特別基金(共同事業体)」を構成する日本赤十字社及び韓国赤十字社より、収支報告書が接到する。決算状況に関しては、2023 年度拠出分の繰越金は、20,164 千円となっている。 在サハリン「韓国人」支援共同事業体を構成する日本赤十字社及び大韓赤十字社内の事務手続き上、年度の開始後ただちに前年度の決算報告書(事業報告書)を受領することが困難であるところ、また、ロシアの気候特性上、支援開始が寒冷期に後ろ倒しとなってしまうことは、高齢となっている支援対象者の身体的負担が大きくなること等に鑑み、同事業体の求めに応じて、同事業体運営委員会における共同事業体による事業報告に問題がないことを条件に、決算報告書(事業報告書)の受領を待たずに、繰越金を用いて、日本政府が策定した当該年度の予算案の範囲内で事業を開始することを認めている。 同事業体業務のみを対象にした監査はないが、大韓赤十字社については、業務全体に対する外部監査は行われている。監査結果は政府に直接提出されていないが、同事業体運営委員会の場で、本件事業に係る問題の指摘があれば、報告を受けることができるよう仕組みが確保されており、現在までに問題の指摘に関する報告は受けていない。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
例年、同事業体における事業計画やそれに基づく予算案に関するやり取りは、日本赤十字社を窓口として行っている。日本赤十字社より提出された事業計画及びそれに基づく予算配分案を踏まえ外務省にて検討し、拠出を行なっている。拠出金の執行後には、共同事業体から前年度の決算報告書(事業報告書)が送付されており、計画通りの成果を上げているか、拠出金が共同事業体において適正に執行されているか、外務省が確認している。在サハリン韓人会の内部対立事案については、一連の裁判手続きが終了した旨、韓人会側から公式報告書が 2024 年5月に接到した。本件をもって、実施を見合わせていた医療相談サービス支援事業は 2024 年8月に再開されている。	
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。	
該当なし。	

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☒ 拠出金の使途範囲内 ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
-	-	-	-	-	-	3
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
-	-	-	-	-	-	-
備考	幹部職員は存在しない。					
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
本件事業に従事する職員数は固定(大韓赤十字社側2名、日本赤十字社側1名の計3名)されているため。						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B

b

b

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
日韓学術文化青少年交流基金拠出金	
2 拠出先の名称	
日韓学術文化青少年交流共同事業体	
3 拠出先の概要	
1988 年2月の日韓首脳会談において、両国の人的交流、特に青少年交流事業を拡大することに合意したのに基づき、その後二度にわたる日韓外相定期協議を通じて、1989 年5月1日に「日韓学術文化青少年交流共同事業体」が設立された。同事業体の日本側事務局は東京に所在する「公益財団法人 日韓文化交流基金」が、韓国側事務局はソウル郊外に所在する「国立国際教育院」が担っている。	
4 (1)本件拠出の概要	
本拠出金は、日韓両国民の相互理解と信頼関係の醸成を図ることを目的として、日韓両国政府が策定する日韓間の学術文化知的交流事業の実施及び事務局経費に使用される。	
日韓学術文化青少年交流共同事業体は、日韓両国政府が策定する日韓間の学術文化知的交流事業（日韓の研究者及びオピニオンリーダーが相手国での滞在研究を行うための支援事業、両国の有識者による学術・文化関連会議事業、両国間で実施される民間の草の根交流に対する支援事業等）を実施している。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模（予算額、拠出率、拠出順位等）	
令和7年度当初予算額 0 千円（令和6年度補正予算額 134,280 千円）	
日本側事務局の事業経費、管理費については、日本側が 100%負担。全額イヤマーク拠出。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
アジア大洋州局北東アジア第一課、在韓国日本国大使館、在釜山日本国総領事館、在済州日本国総領事館	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標（外交戦略、重要政策、重点分野等）
本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅰ 地域別外交」、「施策Ⅰ-1 アジア大洋州地域外交」、「個別分野3 日韓関係の改善」、「測定指標3-2 人的交流の拡大」の下に設定された中期目標「日韓間の人的往来の維持・強化に努める。」を達成するための手段の一つとして位置付けられている。（ 令和5年度外務省政策評価事前分析表 73-74 ページ参照）
1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性（その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。）
・上記1-1 (1) の目標達成に向け、本事業を継続的かつ確実に実施していくことは不可欠。

・日韓は様々な国際社会の諸課題にパートナーとして協力して取り組むべき重要な隣国同士であり、2024 年度には7 回(韓国大統領権限代行との会談を含まない)もの日韓首脳会談が行われている。2025 年1月にソウルで行われた日韓外相会談においても、現下の戦略環境の下、日韓関係の重要性は変わらないことを、改めて強調した。また、2025 年の日韓国交正常化 60 周年のスタートに当たり、両国間の協力を紡いでいくことの重要性を確認するとともに、この節目の年を通じて、両国国民、特に日韓関係の未来を担う若者の交流を更に後押ししていくことで一致しており、両国間の人的往来や文化交流を促進する本拠出は、未来志向の日韓関係を深化させる観点から、極めて有用かつ重要性が高い。

・2025 年6月に新大統領に就任した李在明氏も5月に発表した外交・国防公約の中で、日本は重要な協力パートナーであり、韓日国交正常化 60 周年を迎え、社会・文化・経済領域は前向き・未来志向で対応していく、一貫して堅固な韓日関係の土台を築くと発表しており、国交正常化以来築いてきた日韓関係の基盤に基づき、これを更に発展させていくことが期待できる。

・李在明新大統領就任後の石破総理大臣ぶら下がり会見の中でも、2025 年は日韓国交正常化 60 年という節目の年でもあり、この節目の年に民間を含めた日韓交流のさらなる活発化をやっていききたい、本当に韓国と胸襟を開いて、民間も含めて積極的な交流をすることによって、よりつながりは強いものになっていく、また、それに向けて政府としても努力をしたいと思っていると述べた。

・日韓文化交流基金は、日韓間の人的交流分野で十分な知見と経験を有しており、また日韓両国の多様な分野の関係機関と太いパイプを有していることから、日本の意向に沿った形で本件事業を効果的・効率的に実施することが可能である。

・日韓文化交流基金は、カウンターパートである国立国際教育院と共に、日韓学術文化青少年交流共同事業体を構成し、それぞれ両国政府から資金の拠出を受けて事業を継続してきていることから、本件拠出は韓国側と共同事業を行うために不可欠である。役割分担としては、基本的に、日韓文化交流基金が日本からの派遣者の渡航及び韓国からの派遣者の日本滞在に関する事業を、国立国際教育院は韓国からの派遣者の渡航及び日本からの派遣者の韓国滞在に関する事業をそれぞれ実施しており、本件拠出は相互交流を行う上で必須である。

・「対日理解促進プログラム」(JENESYS)では、日韓間の大学生や高校生の交流事業を行っているが、日韓両国民の相互理解の向上のためには幅広い世代での交流が重要。その観点から、本件拠出は、「対日理解促進交流プログラム」(JENESYS)では対象にならない教員等の社会人にも交流の対象を拡大している他、民間レベルによる草の根交流事業に対して支援を行うことで、在外公館が実施する政府主催の文化事業等と併せて、より幅広い層での国民間の相互理解が促進されるよう、工夫している。

・また、日韓の研究者やオピニオンリーダーが相手国での滞在研究や調査を行うための支援事業(学術文化知的交流事業)を通して、両国の学術的な交流を深めると共に、知日派有力者の発掘・育成に精力的に取り組んでおり、現在の日韓関係の発展においても大きな役割を果たす有力者を多く排出していることから、本拠出の有用性は極めて高いものと言える。

・学術文化知的交流事業は、日韓間の相互理解促進に寄与することを通じて、日本の外交基盤を強化することに大きく貢献し、結果として日韓関係全体の改善を後押しする効果があるところ、日韓両国の人的・文化の幅広い交流を引き続き着実に進めていくことが必要。特に、韓国国民に対し、直接の体験・経験を通じた対日理解の機会を与えることが、戦略的にも外交的観点からも重要であり、そのため時々の二国間関係の状況に関係なく、同事業は継続・拡充していくことが重要。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

・拠出金の拠出にあたっては、日本政府が作成した事業計画を誠実に実施することを条件にしている。事業の実施にあたっては、事業計画の立案から具体化に至るまでの段階において、日本側実施機関である日韓文化交流基金との

間で緊密に意思疎通を図っていることから、その時々で重要な外交課題の要素を加味した日本政府の意見は、意思決定のプロセスにおいて明確に反映されている。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

・2024 年 10 月にラオスで行われた日韓首脳会談において、両首脳は、来年、両国が国交正常化 60 周年を迎えることを見据えつつ、人的交流の推進、経済面での連携、安全保障分野における協力など、幅広い分野で協力を強化していくことや、国際社会の中で日韓がパートナーとして果たすべき役割について、率直な意見交換を行い、国交正常化 60 周年である 2025 年を、日韓関係を大いに飛躍させる年とすべく、両国間の議論を加速することで一致した。また、2025 年 1 月にソウルで行われた日韓外相会談において、両外相は、両国国民、特に日韓関係の未来を担う若者の交流を更に後押ししていくことで一致している（詳細は 1-1 のとおり）。

・日韓文化交流基金の鹿取理事長は、青少年交流事業の関係者、また学術文化知的交流事業のフェローシップ対象者や過去のOB／OG等との面談を随時実施しており、2024 年度は、韓国国立国際教育院のパク・ヒョンジョン高等教育国際化部長一行、趙眞九(チョ・ジング)慶南大学校日本研究センター長、金漢正(キム・ハンジョン)前韓国国会議員などをはじめとする計 15 名の表敬を受けた。この他にも、朴喆熙(パク・チョルヒ)駐日本大使との懇談、韓国の諸機関・人士との意見交換などを行った。(キム・ビョンヨン ソウル大学国家未来戦略研究院院長一行、李振翎(イ・ジンヨン)仁荷大学国際関係研究所長一行、朴枝香(パク・チヒャン)東北亜歴史財団理事長一行、趙正湜(チョ・ジョンシク)・金永培(キム・ヨンベ)韓国国会議員(「ともに民主党」所属)一行ほか)

・また、日韓文化交流基金は 2024 年 10 月に趙兌烈(チョ・テヨル)外交部長官を表敬(水嶋光一大使同席)した。長官は、本基金が日韓おまつり等の文化・芸術行事を開催し続け、学術文化や研究、青年交流等の様々な事業を実施し、両国の友好増進に貢献してきた点を評価した。また、特に 2025 年が日韓国交正常化 60 周年になる年であるだけに、日韓関係の未来志向的な発展の主要な契機になるよう、基金レベルでも積極的に関心を持って意味ある交流行事を推進要請した。

・2024 年 5 月に東京で行われた第 56 回日韓経済人会議(一般社団法人日韓経済協会、社団法人韓日経済協会及び一般社団法人日韓産業技術協力財団が主催、日本側佐々木幹夫団長、韓国側金銃団長)では、共同声明において日韓の連携を未来へつなげるには、お互いに対する関心や好感度が一層高まることが重要であり、そのために日韓の経済人は次世代、文化、地域間といった各種交流についても積極的に支援し貢献すると述べている。

・2024 年 10 月にソウルで行われた日本経済団体連合会(十倉雅和会長)と韓国経済人協会(柳津会長)との第 31 回経団連・韓経協首脳懇談会では、60 周年を記念するための様々なアイデアが議論されたが、多様な分野で 30～40 代の交流を活性化し、お互いをより良く理解する専門家を養成するなど、今後築いていく両国関係の構想を活発にするための取組を検討することとした。

・2025 年 5 月に朝鮮王朝が日本に派遣した外交使節「朝鮮通信使」の復元船が大阪・関西万博の会場に近い大阪南港に入港し、万博の韓国「ナショナルデー」に当たる 13 日に同港で記念式典が開かれた。この式典の中で柳仁村(ユ・インチョン)文化体育観光部長官は、「韓国と日本は引越すことができない。とても近くに住み、親しく過ごさなければならない関係」とし、「通信使船の復元で航海の道を開いたように、韓国と日本の未来がさらに成長し発展する機会が必ず用意されることを願う」と強調した。また、日韓の若者の文化交流についても強調し、映画やドラマ、アニメーション、ゲーム、音楽など数多くのコンテンツを通じて両国の若者はすでに国境という概念を超越したと考えると指摘した。

・また、日韓文化交流基金は 2025 年 5 月に日韓国交正常化 60 周年記念シンポジウムとして「朝鮮通信使という「知恵」」を開催し、約 160 名(会場 70 数名、オンライン 90 名)が参加した。

・このほか、日韓文化交流基金との間では、年に 2 回の理事会(6 月、3 月)に外務省から日韓交流室長及び事務担当者がオブザーバーとして出席している他、交流事業の訪日団に対しての日韓交流室長による日韓関係の講義、事務担当者に対する事業報告・事業説明会(不定期)等を行っている。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

・本拠出先の日本側事務局である日韓文化交流基金は、事業目的の達成を念頭に、カウンターパートである韓国国立国際教育院や日韓双方の同窓会組織等の関係各所と連絡・調整の上プログラムを企画しており、プログラムに係る地方自治体、大学・研究機関等に視察・講義・意見交換・人材受入等について協力を依頼する等の連絡調整を行っている。こうした受入れ先の協力により、本事業は充実したプログラム内容で成立しているが、受入れ先となった地方自治体(2024 年度は、北海道、宮城県、新潟県十日町市など 13 自治体を表敬訪問)、大学・研究機関(2024 年度は東京大学、慶応大学、石巻専修大学など 9 大学を訪問)等にとっても、自己の PR 魅力や優位性を対外発信することができる有効な機会を創出するとともに、日韓両国の関係者間のネットワーク構築、地方活性化にもつながっている。

・受け入れ先となった地方自治体や大学・研究機関等からも、国際的な視野の広がりや「気づき」を感じ取れる良い機会であったとの評価や、受け入れを機に定期的な学校間交流が始まるなど、本件拠出により関係者の裨益につながった事例も多く存在している。

・受け入れ先からのコメントとして、「のと鉄道や和倉温泉の旅館では、震災後、初めてのインバウンドのお客様だったので、訪日団の皆さまの温かく前向きな発信は、復興に向けて歩み出す能登の観光事業者の方々の大きな励みになったと思う。金沢をはじめ加賀、能登の魅力が、皆さまの訴求力ある発信をきっかけに、韓国で広く認知されることを期待している。そして日韓国交正常化 60 周年の記念の年に来日された参加者の皆さまや今回の訪日に関係された全ての皆さまの力で、両国の友好関係が更に進展することを願っている。」(石川県庁関係者)、「石巻の街歩きワークショップをこれまで実施してきたが、訪日団の皆さんが積極的に参加してくれたおかげで今まで以上に充実した会となった。ワークショップでの発表内容も石巻の街にとって大変貴重な意見になった。街づくりに関わる人たちと共有し、アクションに繋げていこうと思う。」(石巻専修大学関係者)といったコメントをいただいている。

・本事業の参加者は、帰国後、所属先で、または SNS 等を利用して広く一般の方々に対し、訪日・訪韓中の訪問・交流・体験について共有することが必須課題となっているが、そうした発信は、日韓の草の根交流の活性化や日本の外交基盤の強化に貢献している。また、基金の実施する事業は、日本国内のみならず、韓国においても多数のマスコミに報道されている。

・フェローシップ経験者の中にはその後、日韓関係の諸分野で活躍している例も多く見られる(例:李成権(イ・ソングォン)第 22 代国会議員(2018 年度招へいフェロー)、金大植(キム・デシク)第 22 代国会議員(2018 年度招へいフェロー)、梁起豪(ヤン・ギホ)聖公会大教授(前駐神戸韓国総領事:2016 年度招へいフェロー)、陳昌秀(チン・チャンス)駐大阪韓国総領事(2018 年度招へいフェロー)、辛貞和(シン・ジョンファ)東西大学校日本研究センター長(2024 年度招へいフェロー)、黄仁賛(ファン・インチャン)東亜日報オピニオンチーム長(2023 年度招へいフェロー)、許文明(ホ・ムンミョン)東亜日報出版局副局長(2022 年度招へいフェロー)、西野純也慶應義塾大学教授(2023 年度派遣フェロー)、佐藤大介共同通信社編集委員(同))。

・本拠出先の日本側事務局である日韓文化交流基金は、本拠出金を用いた企画競争等の公示情報や刊行物について、同基金のホームページを通して透明性をもって分かりやすく公表しており、日本企業の調達確保にも寄与している。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

日韓間では首脳レベルでも随時、交流促進への強い期待が示されており(具体的には上記 1-1)、学術文化知的交流事業は日韓関係強化に資する重要な事業となっている。日韓関係の前進に向けた官民の動きが活発化する中で、将来を見据え、中長期的な視点から両国民間の相互理解向上のために、様々なレベルでの交流事業を継続していく

必要性が一層高まっている。このような目的を達成するために、本拠出金を日韓学術文化青少年交流共同事業体に拠出することで、両国国民が負担感なく参加しやすい事業として推進していくことが可能となっている。

政府としても、2024 年末から民間団体や地方自治体が主導する日韓交流を 60 周年記念事業として認定する取組を行っているところ、日韓文化交流基金主催の事業及び助成事業に採用された事業の多くが、記念事業として申請をし、認定されている。また、政府は特設ウェブサイト及び特設 SNS アカウントを通じて、認定事業を発信しており、官民一体となって、本年が日韓国交正常化 60 周年であることを広く知らしめ、日韓協力の裾野を広げ、様々なレベルで更なる交流を後押しする環境を醸成している。

また、2025 年5月に開催された日韓文化交流基金主催のシンポジウム(詳細は上記 1-3)では、石破総理大臣がメッセージを寄せ(日韓文化交流基金事務局長代読)、政府としても引き続き、両国国民同士による交流を後押ししていく旨を述べている。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

日韓学術文化青少年交流基金拠出金は、日韓学術文化青少年交流共同事業体が日韓間の学術文化知的交流事業(日韓の研究者及びオピニオンリーダーが相手国での滞在研究を行うための支援事業、両国の有識者による学術・文化関連会議事業、両国間で実施される民間の草の根交流に対する支援事業等)を実施することで日韓両国民の相互理解と信頼関係の醸成を図ることを達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である日韓間の人的往来の維持・強化に貢献することを目標としている。

日韓学術文化青少年交流共同事業体は、基準2のとおり、学術・文化関連会議事業、助成事業(民間の日韓交流事業に対する支援)等に対し、2-2 のとおりの効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-2 の理由から N/A としている。

また、本拠出により支援を行った草の根交流事業の実施団体や、学術文化知的交流事業のフェローシップ対象者からは、「相手国の悪い印象をなくすことができるように活動するのが日韓交流団体だと考えます。日韓文化交流基金には今後も私たちのような草の根交流を後押ししてほしいと思います。」(第 38 回日韓学生会議代表者)、「現地で韓国を研究することで得られたさまざまな財産は、研究を通じて「過去」をめぐる日韓間のわだかまりを解きほぐし、心の通った日韓関係の構築に貢献することで、社会に還元していきたい。」(2024 年度訪韓フェロー、早稲田大学大学院政治学研究科の佐藤雪絵氏)、「韓国高校生訪日団(第3団)にて水原ハイテク高等学校、ソウルロボット高等学校の生徒・教員が鹿児島情報高等学校を訪問した後、高校生訪韓団(第3団)にて、鹿児島情報高等学校の生徒・教員が水原ハイテク高等学校、ソウルロボット高等学校を訪問した一連の交流について、韓国高校生訪日団(第3団)で鹿児島情報高等学校を訪問した際は本当に温かくお迎えいただき、生徒も私たちも今回の訪韓団の訪問を心待ちにしていた。日韓両国はさまざまな問題を抱えているが、高校生のような若い世代が未来志向的な考えを基に友情を深めて行ってもらえれば、より良い関係を築けるのではないかと考えている。当校においても先生方との懇談の時間も設けられたため、教職員同士の理解も深まったように思う。今回このような機会をいただけたことに感謝している。」(水原ハイテク高等学校関係者)といったコメントが寄せられている。また、2022 年度に実施した「日韓教員オンライン交流」で出会ったソウル工業学校の教員と大分情報科学高校の教員が、事業実施後に互いのクラス同士のオンライン交流をスタートさせた後、2023 年度に初めて対面し、その後、生徒の相互訪問が実現、2024 年1月には、姉妹校連携の締結式が行われるなど、事業実施後も交流が継続・広がっている例が多数ある。両国の学術・文化・知的分野での交流を継続させていくことは今後の日韓関係の発展を下支えする重要なファクターであり、同分野でのより一層の交流促進が求められる。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果
(1) 学術・文化関連会議事業 ・研究者や有識者を対象とするフェローシップ事業として、招へい・派遣事業を実施。同事業の OBOG は、2024 年度まで通算で 805 名(招へい 707 名、派遣 98 名)に上る。 ・2024 年度のフェローシップ事業は、特に次代を担う、中堅・若手世代をはじめとして、政治、経済及び社会・文化等の様々な分野の研究者・有識者を対象に実施し、目標 20 名に対して、20 名(招へい 17 名、派遣 3 名)(【参考】前年度 16 名(招へい 12 名、派遣 4 名))が滞在研究を行った。 ・本フェローシップ事業の対象者は、訪日・訪韓中の研究の成果を土台に、大学・研究機関における教員・研究員職に就き活躍する者はもちろん、政界、政府機関等、日韓関係に直接、間接的に影響を与える場で活躍する者も出ている。具体的な実績は 1-4 のとおり。 ・本フェローシップの成果として、多数の対象者が書籍刊行(例として、伊藤弘太郎氏(2018 年度派遣、フェロー受給時研究テーマ: 韓国の外交・安全保障政策、現: 法政大学人間環境学部特任・任期付講師、一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所特任研究員)の『韓国の国防政策』や雑誌・ウェブサイト等への記事掲載(例として、明熙眞(ミン・ヒジン)氏(2019 年度招へい、フェロー受給時研究テーマ: 日韓ジャーナリストの相互認識「フレーム」)に対する質的研究-根拠理論による分析、現: ソウル新聞東京支局長)の『特派員コラム 新大久保の義人が残した種』)を行っている。 (2) 助成事業(民間の日韓交流事業に対する支援) ・自治体や学校、NPO 団体などによる草の根レベルでの日韓の民間交流事業に対して、1 件あたり最大 50 万円の助成を実施。2024 年度は、学校交流、学生会議、文化交流など目標 32 件に対して、計 31 件(【参考】前年度 35 件)の事業を採用。 ・事業の例として、日韓両国の環境教育に取り組むグループが両国の青少年(中学生から大学生まで)を対象に実施したプログラム「パワーアッププロジェクト～交流・体験・発信～琵琶湖編」や、教育格差やネットリテラシーなど新しい社会問題について、日韓をはじめとするアジアの若者たちが一堂に集い議論を行う「北東アジア学生ラウンドテーブル 2024」など、諸種の草の根交流事業に対して幅広い支援を行っており、日韓の友好親善促進に寄与している。 ・採用団体からは、「韓国からの 38 名の参加者が地域の観光や文化を満喫し、SNS を通じて宮城の魅力を積極的に発信。インバウンド効果は 600 万円以上と推測され、地域経済にも貢献しました。また、参加者同士の交流を通じて国際的な相互理解が深まりました。現在、第 2 回目の開催を計画中です。SNS を活用した宮城の PR や韓国側の作家とのコラボレーションをさらに発展させ、地域活性化と持続的な文化交流を目指します。」(美しい韓国書芸の世界―仙台展 ～書道を通じて世界と触れ合おう 実施団体関係者)、「令和 6 年度能登地震に寄せられた韓国社会からの応援に応え、加賀の獅子舞を披露することで復興の姿を象徴し、日本を代表する孝藤右近の経験と実績をもとに、日本の文化と伝統の美しさと精神性を広く知らしめ、友好を促進する市民間の交流に大いに貢献できた。」(「日韓交流おまつり 2024 in Seoul」孝藤右近派遣事業 実施団体関係者)といったコメントが寄せられるなど、学術・文化・知的分野での交流にとどまらず、地域経済や復興の発信にも貢献している。 (3) その他交流事業

・国立国際教育院との間では、教員を中心とした若手の教育関係者を韓国に派遣し、教育現場の視察、関係者との懇談及び交流を通じ、互いの教育への取組に接することで、学校レベルでの相互理解と信頼関係の増進に寄与することを目的とする事業を行った。2024 年度においては、本交流事業で 49 名を派遣し、互いの教育分野における取組の紹介を通じ、日韓間の相互理解と信頼関係に寄与した。また、本事業から派生した、日韓のオンライン学校交流事業 9 件が実施され、小学生から高校生まで約 800 名の日韓の生徒たちが交流する等、目に見える効果も現れている。

・上記成果については、同基金のホームページ(2024 年度総アクセス数:約 50,000 回)や「X」、facebook、2024 年3月から新設した Instagram(2025 年4月時点の総フォロワー数:約 3,300 人)で発信するとともに、広報誌「日韓文化交流基金 NEWS」でも紹介する等、広報活動に努めている。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	4月から3月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024 年6月(日本の 2023 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025 年6月頃(日本の 2024 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
・拠出先においては、会計年度終了後の3か月以内に報告書を提出することになっており、このサイクルに基づき、2024 年6月、2023 年度拠出金による事業報告書が提出された。 ・2023 年度は約 174,833 千円の繰越金が発生しているが、これらは翌年度始め、翌年度拠出金が拠出されるまでの間、日韓学術文化青少年交流共同事業体の日本側事務局である日韓文化交流基金の組織運営を行うために最低限必要な運転資金として活用されている。なお、前年度の繰越し金額を次期会計年度の収入に繰り入れることは、日韓文化交流基金の決算理事会で毎年決定しているものであり、下記のとおり、内部監査及び外部監査のいずれにおいても、不適正との指摘は受けていない。 ・2024 年度の決算報告書は、未受領であるが、フェローシップ事業の執行率は 93%(予算額:30,000 千円執行額:28,046 千円)、助成事業の執行率は 94%(予算額:15,000 千円 執行額:14,106 千円)の見込みである。 ・年8回(9日間)、外部監査法人(興亜監査法人)による会計監査を実施している。 ・報告書の中で、本件拠出金拠出先機関等について、同機関の財務諸表等及び財産目録は、日本において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、財産、損益の状況を適正に表示しているものと認められるとして、特段大きな問題は生じていない旨指摘されている。 ・内部の監事1名から決算書類等の閲覧、会計帳簿・資料の調査等により、事業執行性の妥当性、財務諸表の適正性等の監査を受けている。 ・監査結果については、上記外部監査と同様に、特段大きな問題は生じていない旨指摘されている。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
・原則として年2回の理事会、年1回の評議員会を開催し、事業計画と執行状況について報告、承認を受けており、適切な事業執行を確保している。 ・コンプライアンスにかかる規程を整備し、役職員による法令順守を徹底している。	

・個人情報管理や情報セキュリティ管理に関する規程を整備するとともに、事業実施委託団体や旅行代理店に対しても情報管理を求め、また事業実施に関するマニュアルや緊急連絡体制の策定、保険付保等により、リスク管理を行っている。 ・ソーシャルメディアポリシーを整備し、これを日韓文化交流基金のホームページで公開している。 ・事業内容についてはホームページ等で公開し、事業の透明性を確保している。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
該当なし。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
12	11	12	11.67	13	1.33	13
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
2	1	1	1.33	1	-0.33	1
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
拠出先は本件事業の日本側事務局であり、職員は全て日本人であるため。						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B

b

b

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
日韓産業技術協力共同事業体拠出金	
2 拠出先の名称	
日韓産業技術協力共同事業体	
3 拠出先の概要	
1992 年1月の日韓首脳会談における合意に基づき、同年6月に作成された「日韓貿易不均衡是正等のための具体的実践計画」において、日韓間の産業・技術協力を促進するための新たな財団の設立、両政府がそれぞれの財団が実施する適切な事業に対して相当規模の支援をしていくことが確認された。同計画に基づき、日韓両国にそれぞれ産業技術協力財団（日本側は東京都千代田区）が設立され、日韓間の産業技術協力事業を実施することを目的として、日韓産業技術協力共同事業体が発足した。同共同事業体は、当初は、貿易不均衡是正を目的とする事業を多く行っていたが、近年は日韓間の産業技術交流、ビジネス交流の促進に事業の軸足を移している。	
4 (1) 本件拠出の概要	
本拠出は、日韓産業技術協力共同事業体（以下「共同事業体」とする。）の運営及びその実施する事業に充てられ、これをもって、日韓の産業技術協力、ひいては日韓経済関係の拡大・強化に貢献することを目的とする。本拠出は共同事業体が発行する次の事業に充当される：1 日韓ビジネス交流促進事業（例：日韓 SDGs ビジネスセミナー）、2 産業・技術・人材交流事業（例：次世代経営者交流事業、次世代若手人材交流）、3 地域間交流事業（例：日韓経済連携関連事業）、4 各種調査・研究事業。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模（予算額、拠出率、拠出順位等）	
令和7年度当初予算額 0 千円（令和6年度補正予算額 5,720 千円）	
経済産業省と共同予算で日本政府として「日韓産業技術協力財団」に拠出。経済産業省の令和7年度当初予算額 105,300 千円。特定産業部門への個別的な支援や具体的な企業支援に直結する事業は経産省が拠出し、より一般的な形で日韓企業間の連携を促進する人的交流や情報提供に係る協力や産業横断的な事業は外務省が支援している。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
アジア大洋州局 北東アジア第一課	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標（外交戦略、重要政策、重点分野等）
本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標 1 地域別外交」、「施策 1-1 アジア大洋州地域外交」、「個別

分野3 日韓関係の改善」、「測定指標3-3 経済関係緊密化のための各種協議等の推進」の下に設定された中期目標「幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。」を達成するための手段の一つと位置づけている。(令和5年度政策評価事前分析表 13～14 ページ参照)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件提出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

・共同事業体は日韓関係上、重要な一翼を担う事業を実施している。共同事業体は、日韓間において分野横断的に産業・技術交流を行っており、第三国での日韓企業共同での資源開発やインフラ開発、ICT 振興企業同士の技術連携等の新しい協力分野に加え、民間ベースだけでは協力・理解が進みにくい分野(日本企業の韓国への貢献に対する啓蒙活動や、企業間競争の枠を超えた経済交流)におけるセミナーやシンポジウムを開催し、日韓企業間協力を促進する枠組みとしても機能している。産業技術協力のビジネスマッチングや産業技術分野の人材育成等につながる事業(例:日韓経済人会議)については経済産業省が、その他交流促進(例:次世代経営者交流事業、次世代若手人材交流事業)の事業については外務省が所管し、緊密に連携の上事業を推進している。2024 年度は日韓海外・地域間産業連携事業(経済産業省提出事業)に併せてシンポジウム(外務省提出事業)を同時開催するなど、提出金間の相乗効果を意識しながら、官民が連携し、産業技術交流を中心とした各事業を実施することにより、日韓両国の産業技術協力を推進するとともに、両国の理解促進、経済関係を発展させることに寄与している。

・本提出は、日韓の青少年の相互交流を促進することを目的とする「親日派・知日派育成のための交流拡充提出金(対日理解促進交流プログラム)」や、日韓の学術文化知的交流を担う「日韓学術文化青少年交流基金提出金」ではカバーが難しい、日韓の産業技術分野に関する交流事業をメインとして各種事業を実施することで、他の提出事業と相互補完的な関係を保ちつつ、より広い分野での日韓交流に寄与するものである。

・また、韓国における唯一の経済・人材交流窓口として、日系企業の商工会議所としての機能を有するソウル・ジャパンプラブ(SJC)とも連携しながら、韓国内の規制緩和を要求し、在韓日本企業のビジネス促進、企業の社会的責任(CSR)活動支援を通じた韓国内のビジネス環境整備にも貢献している。

・2024 年度には7回(韓国大統領権限代行との会談を含まない)もの日韓首脳会談が行われ、両国関係の改善が進む中、産業・技術分野における交流促進事業を着実に実施することは、両国の更なる連携・協力を推し進めるものとして有用性が高い。2024 年5月に岸田総理大臣が日韓中サミット出席のため、ソウルを訪問した際に行われた尹錫悦韓国大統領との首脳会談では、金融監督や税関、ICT、観光振興、航空安全、保健医療といった政策分野を例に挙げつつ、経済分野での日韓両政府間の対話が数多く行われ、協力が強化されていることを歓迎する旨述べた。また、2024 年 10 月に行われた日韓首脳会談においては、来年(2025)、両国が国交正常化 60 周年を迎えることを見据えつつ、人的交流の推進、経済面での連携における協力など、幅広い分野で協力を強化していくことや、国際社会の中で日韓がパートナーとして果たすべき役割について、率直な意見交換を行い、国交正常化 60 周年である明年(2025)を、日韓関係を大いに飛躍させる年とすべく、両国間の議論を加速することで一致したことからも日韓経済人会議を始めとした種々の経済界の交流活動を担う本共同事業体の事業の重要性が高まっている。

1-2 提出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

・前年度事業報告・支出報告の承認、今年度の事業計画・予算等を承認する意思決定を行っている日韓財団の理事会に先立ち、日本政府は予算の作成及び事業内容について参画し、国・政府としての意向を反映することに努めている。

・日本政府は共同事業体の最高意思決定機関である日韓・韓日両財団の連絡協議会に参加し、日韓産業技術協力財団の理事会(2024 年6月、2025 年3月)からの事業実施報告を受け、活動実績、事業計画を精査し、緊密な連携を図っている。連絡協議会の場合には、外務省からは担当官が、韓国側からは駐日韓国大使館の商務担当職員が参加し、両国政府・財団等も交えて、率直な意見交換を行うことで、日本政府の意図の反映がなされており、日本側の意図に反した決定は全く行われていない。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

- ・日韓経済人会議（日韓・韓日財団及び日韓・韓日経済協会の四者共催）の際に、両国政府の要人を表敬訪問し、日韓間の経済・人材・文化交流の重要性を訴えてきた。
- ・2024 年5月の経済人会議（東京にて開催）の際に、韓国側代表団は岸田総理大臣を表敬し、総理からは、韓国側代表団の訪日を歓迎するとともに、政府、国会、民間のあらゆるルートで日韓の協力を更に幅広く堅固なものとしていく、2025 年（令和7 年）に、国交正常化 60 年を迎えることも見据え、様々な協力と相互理解の芽を育てていきたい旨述べた。また、上川外務大臣への表敬において、大臣からは、現在、日韓間では、政府・民間の双方で幅広い分野の協力が進んでおり、二国間の取組に加え、厳しい国際情勢の中で、ルールに基づく自由で公正な経済秩序の維持・拡大においても日韓は重要なパートナーである旨言及しつつ、現在の良い流れを支え、両国国民の間で日韓協力の機運を一層高めていくべく引き続き取り組んでいきたい旨述べた。
- ・2025 年5月の経済人会議（ソウルにて開催）の際に、日本側代表団は趙兌烈（チョ・テヨル）外交部長官を表敬し、長官からは、3月の来日時に小路明善次期会長と交わした「経済人会議の時に再び会いましょう」との約束が実現できたことを喜び、近くて遠い国ではなく、近くて近い国であるには、お互いの交流によってよく知り理解することが大切と挨拶を受けた。また、安德根（アン・ドクン）産業通商資源部長官を表敬し、長官からは、前回のソウル開催にも参加していることから、今回も提言を楽しみにしていると挨拶を受けた。
- ・日韓経済人会議は、日韓関係の状況にかかわらず、過去一度も途切れることなく開催されてきており、当該会合を通じて、経済連携、文化交流、人材交流といった様々な分野での関係強化が図られてきた。
- ・2025 年 1 月、岩屋外務大臣は在韓国日系企業関係者及び韓国企業関係者と意見交換を行い、互恵的な日韓経済関係は、日韓関係の基盤であり続けると考える旨述べた。その上で、岩屋大臣から、経済分野における協力・交流が拡大・深化し、日韓経済関係がますます堅固なものとなり、発展することを願う、日本政府としても、韓国政府と協力し、経済界の活動を応援していきたい旨述べ、日韓間のビジネスの現状や日韓間の経済交流・協力等について、参加者と活発な意見交換を行った（参加した日韓企業関係者：井口韓国三井物産代表理事社長（ソウルジャパンクラブ理事長）、松浦韓国三菱商事代表理事社長、佐藤みずほ銀行ソウル支店支店長、柳韓国経済人協会会長、金韓日経済協会会長、李東レ先端素材会長）。
- ・この他、日韓・韓日両財団の連絡協議会に外務省から事務担当者がオブザーバーとして出席している他、事務担当者に対する事業報告・事業説明会（不定期）等を行っている。

1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

- ・共同事業体、日韓・韓日財団の性格上、日本企業の参加抜きでの活動は考えられず、日韓経済協会の会員企業や SJC の積極的な参加を得て、事業を行っている。例えば、SJC への支援を通じて既に韓国で生産・営業活動を営んでいる日系進出企業の現地経営の高度化を支援すべく各種調査・研究事業を実施している。また、SJC を通じた在韓日本企業から韓国政府への建議書提出等も側面支援している。さらに、事業の成果についても参加企業と共有している。
- ・日韓間の産業技術協力により、日系企業の韓国進出、日韓共同での第三国進出、韓国企業からのノウハウ取得、人材交流等、日本のビジネス推進に寄与している（例：次世代経営者交流事業）。
- ・また、日韓ビジネス交流促進事業として、商談会やセミナーを定期的実施している。近年は、日韓共通の社会問題である少子・高齢化社会に対応すべく医療・介護に関する先進機器等をテーマに特化した交流会を実施している。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

- ・日本側財団から逐次事業実施報告を受けて活動実績及び事業計画を精査するなど、共同事業体と緊密な連携を図っている。その都度、事業の方針や計画に対して意見提出を行っている。2024 年度は韓国側財団との連絡協議会は

開催されなかったため、両財団の日常的なオンラインを含めた打合せ、協議に基づく個別事業について、進捗報告を受け、今後の事業計画の方針について忌憚なく議論を行った。2025 年度は対面にて連絡協議会を行う予定。

・また、経済産業省拠出事業である日韓経済人会議の開催に先立ち、日本政府は外務省、経産省から参加者に対し、最近の日韓関係についてブリーフィングを行い、参加者の理解が深まるよう努めた。

・2024 年5月の経済人会議の共同声明では、日韓の経済連携において、一体となったサプライチェーンの構築や共同での資源開発、半導体、ディスプレイ、DX や GX、水素など新産業分野などにおける協力などに加え、スタートアップやベンチャーの育成においても課題が共通することを確認すると共に、日韓の経済人は相互の連携・協力を通じてこれらの解決・実現をめざすこととし、その一環として日韓・韓日経済協会・財団は経済人のネットワークがより強靱となるよう取り組むことに合意した。

・2025 年5月の経済人会議の共同声明では、両国の経済人はこれまで幾多の困難に直面しながらも、経済・文化・人材など様々な分野で交流・協力を続け、互いに成長と発展を遂げてきた、国交正常化 60 周年を迎え、両国経済人はお互いに積み重ねてきた信頼と友情の価値を再確認し、日韓と世界の輝く未来の為、革新的な連携・協力を努めることを決意することに合意した。

・2025 年1月にソウルで行われた日韓外相会談において、岩屋外務大臣と趙韓国外交部長官は、日韓は互いに国際社会のさまざまな課題にパートナーとして協力すべき重要な隣国であり、現下の戦略環境の下、日韓関係の重要性は変わらないことを、改めて強調した。また、本年(2025)の日韓国交正常化 60 周年のスタートに当たり、両国間の協力を紡いでいくことの重要性を確認するとともに、この節目の年を通じて、両国国民、特に日韓関係の未来を担う若者の交流を更に後押ししていくことで一致した。

・2025 年6月にカナダで行われた日韓首脳会談において、石破総理大臣と李在明新大統領は、両首脳のリーダーシップの下、日韓関係の安定的発展に向けて両国政府間で緊密な意思疎通を推進していくことで一致した。また、近年の両国関係の良好な基調の下、両国間の国民交流や経済面での交流が活発に行われていることを踏まえ、国交正常化 60 周年である本年も、政府としてもそうした取組を後押ししていくことで一致した。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

日韓産業技術協力共同事業体拠出金は日韓産業技術協力共同事業体が日韓ビジネス交流促進事業、産業・技術・人材交流事業、地域間交流事業及び各種調査・研究事業をすることで日韓の産業技術協力、ひいては日韓経済関係の拡大・強化に貢献することを達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組むことを目標としている。

日韓産業技術協力共同事業体は、基準2のとおり、日韓海外・地域間産業連携事業としてのシンポジウムや次世代若手人材交流事業等に対し、2-2 のとおりの効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-2 の理由から N/A としている。

また、日韓間では首脳レベル、外相レベルでも随時、交流促進への強い期待が示されており(具体的には上記1-3)、また、多くの経済人から「未来に向けて両国関係を創っていく次世代の交流を拡大していくことが重要」、「交流の重要性に関する発信を強化していくことが必要」といった声が寄せられ、日韓間の産業技術協力事業は日韓関係強化に資する重要な事業となっている。共同事業体は「経済・人材・文化交流を3本柱に、民間交流の拡大と情報発信に取り組む」との事業方針の下、良好な日韓関係の維持・発展に寄与するよう取り組んでいる。

さらに、共同事業体の活動による日本の裨益として、日韓両国企業が連携して第三国に進出する事例が増加していると同時に、経済産業省拠出事業では中小企業のビジネスマッチング支援も着実な制約の成果を毎年上げており、経済人会議の場において参加者の経済人から評価の声が寄せられるなど、両国の産業技術交流は日本企業に利益

をもたらしている。また、人的交流が厳しい中において、日韓交流が途絶えることなく継続し、両国国民の相互理解促進、日韓経済関係を更に発展させていくためには、本件拠出の有用性・重要性がより一層高まっている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

・共同事業体は、以下の事業（及び経済産業省からの拠出による事業）を通じて、日韓間の貿易・投資関係や、第三国における日韓企業間の協力を促進しており、日韓経済関係の拡大・強化を目的として事業を行っている。なお、実施された事業に関しては広報誌を作成して、情報発信に努めている。

・また、毎年度財団ホームページで[事業計画書](#)、[事業報告書](#)等を掲載し、事業の透明化に努めているほか、外務省と経済産業省の拠出金が用いられている旨記載しており、日本政府の意向を反映することに努めている。

・上記目的の下、経団連、韓国産業通商資源部、韓国雇用労働部、韓国産業人力公団等と連携して日韓の労働力の流動性向上に努めている。

・2024 年度は、主に下記の取組を実施した。なお、過去に実施していた日韓 SDGs ビジネスセミナー、次世代経営者交流事業は予算の観点から開催を見送った。

(1) 日韓経済連携関連事業

日韓海外・地域間産業連携事業（経済産業省拠出事業）に併せてシンポジウムを現地開催。日韓企業が取り組む第三国におけるプロジェクトに対し、事業環境や地域貢献、波及効果などを含めた幅広い理解を促した上で、インフラ整備やモノづくり、ロジスティクス、エネルギー開発など具体的な経済連携を議論し、次なる第三国での連携の可能性を見出すことを目的とする。コロナ禍により中断していたが、2024 年 12 月に5年ぶりにインドネシアへの第三国ミッション派遣事業を実施した。駐インドネシア韓国大使との夕食会や二つの企業・工場訪問を行い、最終日にシンポジウムを実施。シンポジウムには、日韓経済協会、ソウルジャパンクラブなどから日本側 14 名、韓国側 19 名が参加し、6名の発表者から講演を行い、活発な意見交換が行われた。

(2) 次世代若手人材交流事業

両国の未来を担う若手人材を集め、経済現場の視察、産業分野に関する意見交換や SNS での発信を通じて、日韓の若手人材が、両国の産業技術協力等への興味・関心を強めることを目的として各種関連事業を実施。2024 年度は、「日韓高校生交流キャンプ」を7月～8月に韓国ソウルで開催した。日本側高校生 15 名と韓国側高校生 15 名（計画人数に対する参加人数：100%）が、10 人前後の日韓混成チームに分かれ、メタバースを利用した事前・期間中・事後トレーニングや交流活動を行うと共に、ソウルのソーシャルベンチャーバレーなどを訪れ、経済・文化の現場体験を行った。そのトレーニングや体験学習を基に、ソーシャルベンチャー起業案を企画・発表し、模擬ピッチを行った。本事業の参加者からは、「キャンプ期間中に多様な活動と講義を聞きながら、何が社会の持続可能な力になれるかについて知ることができて大きく役に立ちました。」、「自分の住んでいる地域（日本）ではなく、韓国で活躍しているスタートアップ企業の方のお話を聞いたのは、とても興味深く、世界に通じるような考え方を身につけられた。これからの夢は世界で働けるような人になること。」といった感想が寄せられた。また、本事業の OBOG（大学生）が主催している「日韓学生未来会議（於韓国高陽市）」への支援を行った。

(3) 各種調査・研究事業

日韓経済協会による韓国経済情報の収集及び発信活動と連携し、同共同体事業の活動報告も含め情報発信を行った。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	4月から3月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024 年6月(日本の 2023 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025 年6月(日本の 2024 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
・決算報告書は、対象期間における拠出先機関全体の決算をカバーするものである。2023 年度の繰越金は 62,413 千円である(経済産業省と共同予算で日本政府として共同事業体に拠出した各年度の繰越金額。2024 年度は 123,120 千円を経済産業省と共同拠出。)。繰越金は、翌年度当初の事業を円滑に進めていくための運転資金として活用している。 ・清陽監査法人が外部監査を実施し、外部監査報告書においては、決算報告書が正確かつ適正に作成されている旨が確認されており、指摘事項は特段ない。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
・原則として年2回の理事会を開催し、事業計画と執行状況について報告、承認を受けており、適切な事業執行を確保している。今次評価対象期間中は 2024 年6月及び 2025 年3月に開催された。 ・コンプライアンスにかかる規程を整備し、役職員による法令順守を徹底している。 ・個人情報管理や情報セキュリティ管理に関する規程を整備するとともに、事業実施委託団体や旅行代理店に対しても情報管理を求め、また事業実施に関するマニュアルや緊急連絡体制の策定、保険付保等により、リスク管理を行っている。	
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。	
該当なし。	

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
9	8	7	8	7	-1	8
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						

過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
1	1	1	1	1	0	1
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況 (ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
拠出先は本件事業の日本側事務局であり、職員は全て日本人であるため。						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B+

a

b

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
太平洋諸島フォーラム(PIF)拠出金	
2 拠出先の名称	
太平洋諸島フォーラム(PIF)事務局	
3 拠出先の概要	
1971 年8月、第1回南太平洋フォーラム(PIF の旧称)首脳会議がニュージーランドで開催されて以降、太平洋諸国の対話の場として発展。オーストラリア、ニュージーランド及び太平洋島嶼国 14 か国・2地域(ニューカレドニアと仏領ポリネシア)によって構成され、域内諸国間の政治、経済、安全保障など、幅広い分野における協力・協議を促進することを目的としている。年に1回開催される総会には各国・地域の首脳が出席、議長は加盟国が1年ごとに持ち回りで務める。PIF の決定は全てコンセンサスに基づき、総会において、PIF としての政策の意思・方向性がコミュニケの形で採択される。2000 年 10 月の総会にて PIF に名称を変更。事務局はフィジーのスバに設置。	
4 (1)本件拠出の概要	
PIF は、毎年の PIF 総会及び援助国との域外国対話を中心に、首脳レベル、閣僚レベル、事務レベルにおいて、政治、経済、貿易、経済開発、運輸、観光等様々な分野での対話を実施している。本件拠出金は、太平洋島嶼国における「安全保障」、「経済開発」、「良い統治」等のプロジェクト実施のための資金として活用することを想定し、具体的な事業については、当該年度に PIF からの申請を受けて検討され、日本の承認の下に実施される。令和6年度事業としては、PALM プロセスを通じた PIF 関係の強化を目指し、2024 年7年に開催した第 10 回太平洋・島サミット(PALM10)開催に向けた活動を支援した。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 3,179 千円	
日本が 約 0.5%拠出	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
アジア大洋州局大洋州課、在フィジー日本国大使館	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅰ 地域別外交」、「施策Ⅰ-1 アジア大洋州地域外交」、「個別分野8 大洋州地域諸国との友好関係の強化」、「測定指標8-2 太平洋・島サミット・プロセス等を通じた太平洋

島嶼国との関係強化」の下に設定された中期目標「太平洋島嶼国関係の強化」を達成するための手段の一つと位置づけている。（[令和5年度外務省政策評価事前分析表](#) 29～30 ページ参照）

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拋出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現に向け、インド太平洋地域において、ルールに基づく国際秩序を構築し、自由貿易や航行の自由、法の支配といった、地域の安定と繁栄を実現する上で欠くことのできない原理・原則を定着させていく取組を、日本は同志国と連携しつつ力強く主導。太平洋島嶼国地域は、FOIP 実現に向け要となる地域であり、2019 年には官邸主導で太平洋島嶼国協力推進会議を立ち上げ、オールジャパンで太平洋島嶼国との協力強化の基本方針が示されている。

こうした状況の中、PIF は、太平洋島嶼国 14 か国・2地域、オーストラリア及びニュージーランドが参加する地域における唯一の包括的取組であり、日本の対大洋州外交で最も重視すべき地域機構であり、他に代替するものはない。

日本が 1997 年から3年毎に主催する太平洋・島サミット(PALM)は、地域が直面する様々な問題について太平洋島嶼国首脳レベルが議論を行う協力枠組であり、日本と太平洋島嶼国との関係を強化する上での重要な基盤。本プロセスにおいて、PIF 事務局は、PIF 加盟国・地域間の実務的な調整役を担っており、PIF 事務局の協力を得ることは、PALMを成功裏に開催する上で不可欠となっている。2024 年7月に岸田総理大臣と PIF 議長のブラウン・クック諸島首相が共同議長を務め開催した第 10 回太平洋・島サミット(PALM10)においても、PIF 事務局は加盟国・地域間の意見の取りまとめ役として、首脳宣言の文言調整等において重要な役割を果たした。PALM10 で採択された首脳宣言では、PIF の「ブルーパシフィック大陸のための 2050 年戦略」(以下、2050 年戦略)の実施に向けて、日本と太平洋島嶼国・地域が共通の課題に取り組みながら、未来に向けて「共に歩む」関係を確認し、併せて共同行動計画において日本と PIF メンバーが今後3年で共に実施する行動を具体化することにより、日本と太平洋島嶼国との関係強化に大きく貢献した。

2021 年以降、米国、オーストラリア、中国、韓国といった主要国による太平洋島嶼国への関与が一段と強まっており、各国の政府要人がフィジーを訪問し、PIF 事務局長と会談する等、各国の対太平洋島嶼国外交において PIF の重要性が一層高まっている。

本件拋出は、2023 年度及び 2024 年度は PALM 関連会合の活動経費に使用され、日本にとって重要性を増しているルールに基づく国際秩序の堅持、自由、民主主義、法の支配、紛争の平和的解決等といった価値や原則を太平洋島嶼国と共有する上で、また、その基盤である PALM プロセスに資する PIF 事務局の活動を支える上で、必要不可欠なものである。地域全体としての日本との関係強化や PALM プロセスにおける調整といった役割は、同地域唯一の地域機関である PIF 事務局にしか担うことができない役割である。また、日本は ALPS 処理水の海洋放出の安全性について政務を含む様々なレベルで太平洋島嶼国に丁寧な説明を行っているが、かかる観点からも同地域との意思疎通の強化は一層重要となっており、PIFとの認識醸成が不可欠となっている。PIF のメンバー国ではない日本が PIF に直接関与する上で本件拋出は必要不可欠であり、各国の PIF に対する関与が強まり日本としてこれまでの関係強化の努力を一層強化してプレゼンスを確保すべきところ、日本も引き続き本拋出金を通じて日 PIF 関係の強化を図る必要がある。

1-2 拋出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

PIF は年1回の総会で決議等を採用しているが、加盟国・地域以外が同決議等に関わることはできない。他方、日本は PIF の域外対話国として議論に参加する機会を確保しており、本件拋出を通じ、同対話における日本のプレゼンスを確保している。2024 年7月の PALM10 では、ALPS 処理水放出について、IAEA を原子力安全の権威として認識し、科学的根拠に基づく対応の重要性で一致できた。2024 年8月には、総理特使として高村外務大臣政務官が域外国対話に出席。PALM10 の成果を改めて強調するとともに、ALPS 処理水の海洋放出の安全性について説明した。

1-3 拋出先との間での要人往来、政策対話等

PIF 加盟国及び事務局との間の以下の要人往来等を通じ、二国間関係・日 PIF 関係の強化及び PALM10 に向けた協力等を確認した。

・2023 年4月、武井外務副大臣はフィジーを訪問し、プナ PIF 事務局長との会談を実施。

・2023 年5月、招待国として PIF 議長のブラウン・クック諸島首相がG7広島サミットに参加。岸田総理大臣と首脳会談を実施。

・2023 年 10 月、堀井外務副大臣はパプアニューギニアを訪問し、マラペ首相を表敬するとともに、ナザブ・トモダチ国際空港開港式に出席。

・2023 年 11 月、堀井外務副大臣は、PIF 議長国であるクック諸島で開催された PIF 域外国対話に出席。PIF 議長であるブラウン・クック諸島首相と会談するとともに、タンゲランギ・ニウエ首相、ファカヴァメイリク・トンガ首相、フィアメ・サモア首相とそれぞれ会談を行った。

・2023 年 12 月、ロバート・ミクロネシア連邦外相が訪日し、上川外務大臣と外相会談及びワーキング・ランチを実施。

・2024 年1月、アイタロー・パラオ国務相が訪日し、上川外務大臣と会談を実施。

・2024 年1月、上川外務大臣は、日本に大使館を設置している7か国の駐日大使によるグループの表敬を受け、日本と太平洋島嶼国との関係の一層の強化を確認。

・2024 年2月、上川外務大臣はサモアを訪問し、トゥイマレアリファノ国家元首及びフィアメ首相を表敬するとともに、ムリポラ女性・共同体・社会開発相と会談を実施。

・2024 年2月、太平洋島嶼国での初めての開催となる PALM 第5回中間閣僚会合がフィジーで開催され、上川外務大臣が出席。エリカナ・クック諸島首相特使と共同議長を務め、2021 年開催の PALM9以降の政策面での進展や国際情勢の変化について意見交換をするとともに、パプアニューギニア、トンガ、クック諸島、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦、パラオ、ナウル、フィジー、バヌアツの代表及びプナ PIF 事務局長と会談を実施した。

2024 年3月、ハイネ・マーシャル諸島共和国大統領が訪日し、岸田総理大臣と首脳会談を実施。

・2024 年4月から5月にかけて、高村外務大臣政務官は総理特使としてフィジー、ツバル、パラオ、ミクロネシア連邦を訪問。フィジーではンゲレンゲレタンブア副議長兼外務副大臣、ツバルではテオ首相、ネレソネ副首相及びパナパ外相、パラオではウィップス大統領及びアイタロー国務相、ミクロネシア連邦ではシミナ大統領及びロバート外相との表敬・会談を実施。

・2024 年4月から5月にかけて、石原総理大臣補佐官は総理特使としてパプアニューギニア及びナウルを訪問し、パプアニューギニアではマラペ首相及びジョセフ国防相、ナウルではアデアン大統領、エニミア外相、スティーブン国会議長との表敬・会談を実施。

・2024 年5月、柘植外務副大臣は総理特使としてトンガを訪問し、トゥポウトア・ウルカララ皇太子殿下及びファカヴァメイリク首相への表敬を実施。

・2024 年6月、石原総理大臣補佐官は総理特使としてソロモン諸島を訪問し、マネレ首相への表敬を実施。

・2024 年6月、松山参議院幹事長は総理特使としてバヌアツ共和国を訪問し、ヴロバラヴ大統領、サルワイ首相、ナウル副首相、シメオン国会議長との表敬・会談を実施。

・2024 年8月、高村外務大臣政務官は、PIF 議長のトンガ王国でPIF域外国対話に出席。また、会合の間では、シミナ・ミクロネシア連邦大統領への表敬、カネコ・マーシャル諸島外相との会談、米豪との意見交換を通じ、協力関係強化を確認した。

・2025 年1月、岩屋外務大臣はパラオを訪問し、日本の外務大臣として初めてパラオの大統領就任式に出席、ウィップス大統領表敬、アイタロー国務大臣との外相会談を行ったほか、同席したワンガ PIF 事務局長との立ち話やマーシャル諸島やPNG首脳との挨拶を通じて関係を深めた。

・2025 年2月、ウィップス・パラオ大統領が2期目の就任後初めて訪日し、石破総理大臣との首脳会談を実施、首脳間の信頼関係を構築し、二国間関係強化を確認。

- ・2025 年3月、石破総理大臣は、訪日したハイネ・マーシャル諸島大統領との間で首脳会談を実施、首脳間の信頼関係を構築し、二国間関係強化を確認。同月、実務訪問賓客として訪日したシミナ・ミクロネシア連邦大統領との間でも首脳会談を行った。
- ・2025 年3月、閣僚級招へいにより訪日したワンガPIF事務局長は、岩屋外務大臣との会談を実施、日・PIF事務局間の意思疎通を緊密化するための新たな高級事務レベルの対話枠組みを立ち上げることで一致。また、大学や国際交流 NPO 訪問を通じ、日・太平洋島嶼国間の人的交流についても意見交換。
- ・2025 年4月、宮路拓馬外務副大臣は、パラオ共和国を訪問し、アイタロー国務相との会談を実施。
- ・2025 年4月、トゥポウトア・ウルカララ・トンガ王国皇太子殿下・外相兼国防相が大阪・関西万博のトンガ王国ナショナルデー出席のため訪日し、岩屋外務大臣等との会談を実施。
- ・2025 年5月、生稲晃子外務大臣政務官は、マーシャル諸島共和国を訪問し、ハイネ大統領への表敬等を実施。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

日本政府と PIF 事務局との間で設立された太平洋諸島センター(PIC)が幅広い国内関係者を対象として日 PIF 加盟国間の貿易・投資・観光の促進を目的とした事業を取り進めており、各種交流プログラム、投資ミッション、貿易・投資環境に関する報告会等のセミナー開催により太平洋島嶼国に携わる関係者の関わり及びオールジャパンでの連携の強化につなげている。詳細については、南太平洋経済交流支援センター(SPEESC)拠出金評価シートを参照。

また、PIF の関係機関であるフォーラム漁業機関(FFA)は、水産資源等の天然資源の有用な供給国である太平洋島嶼国の政策を左右する機関であり、日本の漁業関係者にとっても有益である。

とりわけ、今次評価期間中の 2024 年 10 月、PIC 及び経済産業省との共催により、フィジーの首都スバで投資セミナーを実施。PIC として日本企業5社をスバに派遣し、同セミナーには太平洋島嶼国 14 か国・2地域の投資関係者が参加(約 150 名参加)。日本企業および太平洋島嶼国関係省庁・諸機関のマッチングイベントがおこなわれ、日本と太平洋島嶼国双方の闊達な意見交換の場となり、今後の経済協力の足掛かりとなった。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

・2023 年 11 月の PIF 域外国対話では、堀井外務副大臣が海洋・環境、気候変動・防災に関するテーマ別対話にパネリストとして出席し、PIF の「ブルーパシフィック大陸のための 2050 年戦略」に基づく日本の太平洋島嶼国地域に対する力強いコミットメントのうち、太平洋島嶼国が最大の脅威と位置付ける気候変動を中心に説明するとともに、ALPS 処理水の海洋放出の安全性について改めて丁寧に説明した。

・2024 年7月、PALM10 を東京で開催。日本、太平洋島嶼国 14 か国、仏領2地域、豪州、ニュージーランド計 19 か国・地域の首脳等及び PIF 事務局長が参加。PIF の「2050 年戦略」に定められる7分野に沿って、ア 政治的リーダーシップと地域主義、イ 人を中心に据えた開発、ウ 平和と安全保障、エ 資源と経済開発、オ 気候変動と災害、カ 海洋と環境、キ 技術と連結性の7つの分野を中心に議論を行うとともに、地域・国際情勢について議論を行った。その上で、日本と太平洋島嶼国・地域が共通の課題に取り組みながら、未来に向けて「共に歩む」関係を確認し、議論の成果として「第 10 回太平洋・島サミット(PALM10)首脳宣言」及び附属文書である「第 10 回太平洋・島サミット(PALM10)共同行動計画」を採択した。

・2024 年8月の PIF 域外国対話では、高村外務大臣政務官が、同会合のテーマである「Build Better Now」について、日本でも災害復興に当たって「より良く復興する」ことを掲げてきたことに触れ、「より良く積み上げる」ことは共通の目標である旨述べた。また、PALM10 について、「2050 年戦略」及び地域の一体性を強く支持する旨を改めて表明し、「太平洋気候強靱化イニシアティブ」を基に協力を進めていく旨述べた。

・本件拠出を通じたPIF事務局との連携強化を図るべく、2025 年3月にワンガPIF事務局長を閣僚級招へいスキームにて訪日招待。岩屋外務大臣との会談では、PALM11 やその先を見据え、日・PIF事務局間で高級事務レベルの対話

を立上げることを発表。同対話を通じ、PALM プロセスにおける意思疎通の緊密化が期待され、本件抛出の使用用途に係る協議やフォローアップ体制が強化される。また、ワンガ事務局長は関東、大分、福岡にて、再生可能エネルギー関連施設や海底ケーブル事業所、JAXA センター等を訪問。PALM10 の共同行動計画が日本の具体的取組により裏付けされていることをインプットした。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件抛出の貢献度に係る総括

PIF 抛出金は PIF が太平洋島嶼国における「安全保障」、「経済開発」、「良い統治」等のプロジェクトを実施することでオーストラリア、ニュージーランド及び太平洋島嶼国 14 か国・2地域(ニューカレドニアと仏領ポリネシア)によって構成され、域内諸国間の政治、経済、安全保障など、幅広い分野における協力・協議を促進することを達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である太平洋島嶼国関係の強化に貢献することを目標としている。

PIF は、2-2のとおり効果を上げている。基準3においては、3-1のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については4-2の理由 から N/A としている。

さらに、日本の取組については、累次にわたり PIF 事務局及び太平洋島嶼国地域から評価を得ており謝意が表明されている。

以上から、本件抛出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等抛出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア抛出分のみ】抛出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア抛出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための抛出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア抛出分のみ】ノンコア抛出による実施事業の目標、取組及びその成果

【目標】

本抛出金は、太平洋島嶼国を代表する地域国際機関である PIF の活動を資金面で支援するとともに、PALM プロセス等を通じた日 PIF 関係の強化促進を目標としている。

【実施済みの事業】

1. 2024 年度抛出: PALM10 に関連する活動

・取組・成果: PALM10 に向けた交渉プロセスに際し、地域機関として PIF 加盟国・地域間の意見集約を行い、PALM10 の成功に向けて大きな役割を果たした。その結果、日本と太平洋島嶼国・地域が共通の課題に取り組みながら、未来に向けて「共に歩む」関係を確認し、議論の成果として「第 10 回太平洋・島サミット(PALM10)首脳宣言」及び附属文書である「第 10 回太平洋・島サミット(PALM10)共同行動計画」を採択した。

【実施中の事業】

1. 2022 年度抛出: 第5回 PALM 中間閣僚会合に関連する活動

・取組・成果: PALM9で同意されたことに沿った、共通の関心分野における日 PIF の関与とパートナーシップの強化を支援するものであり、主に第5回 PALM 中間閣僚会合に向けた準備を行うものであり、全体会合及び各国とのバイ会談を通じて日本として確認すべき内容を議長総括に含めることができた。PALM10 の準備及びフォローアップに有効活用するという理由から残余金の使用延長申請がなされ、今次評価対象期間中は、PALM10 に向けた準備作業、PIF メンバー国間の関連会議を実施し、PALM10 の成功に貢献した。

2. 2023 年度抛出: PALM10 及び PALM 第5回中間閣僚会合に関連する活動

・取組・成果:初めての太平洋島嶼国開催となったフィジーでの PALM 第5回中間閣僚会合に際し、準備段階から議長総括採択に至るまで、PIF 加盟国・地域間の意見集約のみならず、会場の準備を担うなど、大きな役割を果たした。その結果、太平洋島嶼国との間で、共通の価値観を共有していることについて確認、ALPS 処理水についての科学的根拠に基づく対応の重要性で一致するに至るなど関係強化に資することができた。PALM10 の準備及びフォローアップに有効活用するという理由から残余金の使用延長申請がなされており、今次評価対象期間中は、PALM10 に向けた準備作業、PIF メンバー国間の関連会議を実施し、PALM10 の成功に貢献した。加えて、2025 年3月のワンガ PIF 事務局長訪日時には、事務局長のみならず、次長、調整官、ゼネラルマネージャー、広報担当が随員として訪日した結果、新たな高級事務レベルの対話枠組みを立ち上げることができ、訪日中の様子を SNS などで発信することにより日・PIF 事務局並びに日・太平洋島嶼国の協力関係について効果的な広報を実施した。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024 年5月 (日本の 2023 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025 年7月頃 (日本の 2024 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
PIF事務局は、事務局全体の年間の財政報告書をウェブサイト上で公開。日本の拠出入金後から個別イヤーマーク・プロジェクトを開始し、事業実施期間はプロジェクトによって異なり、完了後は報告書を提出するとともに、内部での確認を経た会計報告(バランシート)を定期的に提出することになっている。 2021 年度拠出分及び 2024 年度拠出分に関しては、2024 年度内にそれぞれプロジェクトは完了しており、現在報告書提出待ち。また、2022 年度及び 2023 年度拠出分に関しては、プロジェクト進捗報告待ちの状態であり、今後仮に延長申請がなされる場合には、延長承認可否について日本政府内で協議予定。 PIF事務局全体の年間の財政状況に関し、PwC が外部監査を実施の上、財政報告書とともに監査報告を PIF 事務局のウェブサイト上で公開している。同監査報告の中で本拠出金について特段の指摘はなされていない。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
従来、PIF 事務局の幹部構成として、事務局長1名、事務局次長1名の体制が取られていたが 2021 年以降、PIF メンバー内での分裂が生じたことに対応すべく、2022 年7月に発表された「スバ合意」に基づき、2024 年7月に事務局次長をもう1名追加し、2名の次長体制が取られるようになった。スバ合意では、事務局長のポストは3地域からの輪番制で選出することを明記しており、事務局次長は、事務局長の出身地域とは別の2地域からそれぞれ選出することが決定された。現在のワンガ事務局長はナウル出身(ミクロネシア地域)であり、2023 年7月から次長職に就いていたフィジー出身(メラネシア地域)のナヤシ次長に加え、今般の改革により、サモア出身(ポリネシア地域)のソロファ次長が加わり、次長2名体制となった。これにより、PIF 事務局の地域代表の均衡が図られたことに加え、増大する PIF 事務局の業務が次長2名により分業されることとなった。	
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。	
該当なし。	

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
-	-	-	-	-	-	約 100 人
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
-	-	-	-	-	-	約6人
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
PIFは加盟国出身者のみを職員募集の対象としているところ、日本はPIF加盟国ではなく、日本人がPIFの職員として雇用されることが想定されていないため。						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B+

a

b

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
南太平洋経済交流支援センター(SPEESC)拠出金	
2 拠出先の名称	
南太平洋経済交流支援センター(SPEESC)((注)略称:太平洋諸島センター(PIC))	
3 拠出先の概要	
南太平洋フォーラム(SPF)(2000年に太平洋諸島フォーラム(PIF)へ改称)から日本政府に対し、日本と同フォーラム参加国間の経済交流を支援するセンター設立要請があったことを受け、1996年10月、日本政府とSPF事務局が共同で東京に本センターを設立。太平洋島嶼国に対する日本の窓口として、日本とフォーラム加盟国との貿易・投資・観光の促進を図り、特に経済分野における太平洋島嶼国の経済的発展を支援することを目的とする。 PIFは、太平洋島嶼国14か国及び2地域、オーストラリア及びニュージーランドが加盟する唯一の包括的地域機関であり、PICは日PIF連携の重要な柱の1つとなっている。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出金は、本センターの事業経費として、貿易・投資・観光にかかる各種照会への対応、展示会・セミナーの企画・実施・参加、ミッションの派遣・受入れ、企業に対する助言、市場調査・統計整備、出版物作成、電子広報経費等に利用される。本活動を通じ、太平洋島嶼国からの対日輸出及び日本から太平洋島嶼国への投資や観光の促進、太平洋島嶼国への関心向上や理解促進を図ることで、両者間の経済関係・友好関係を強化するとともに、国際場裡における太平洋島嶼国からの支持獲得及び日本の外交プレゼンスの向上を目指す。 なお、本センターは、日本とPIF事務局との設立協定に基づき設立され、事業経費に関しては本件拠出、事務所運営経費に関しては日本(義務的拠出)及びPIF事務局が共同で拠出し運営されている。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 4,375 千円	
日本が 100%拠出	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
アジア大洋州局大洋州課、在フィジー日本国大使館	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅰ 地域別外交」、「施策Ⅰ-1 アジア大洋州地域外交」、「個別分野8 大洋州地域諸国との友好関係の強化」、「測定指標8-2 太平洋・島サミット・プロセス等を通じた太平洋

島嶼国との関係強化」の下に設定された中期目標「太平洋島嶼国関係の強化」を達成するための手段の一つと位置づけている。(令和5年度外務省政策評価事前分析表(29～30 ページ参照))
1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
日本はこれまで10回の太平洋・島サミット(PALM)等を通じ、日本と太平洋島嶼国との間の力強いパートナーシップを確認し、更なる二国間関係の強化を目指してきている。「自由で開かれたインド太平洋戦略(FOIP)」の実現に向け、2019年には官邸主導で太平洋島嶼国協力推進会議を立ち上げ、オールジャパンで太平洋島嶼国との協力強化の基本方針が示されている。2023年5月に開催されたG7広島サミットの首脳コミュニケにおいても、FOIPの重要性が改めて表明されるとともに、太平洋島嶼国とのパートナーシップを再確認し、太平洋諸島フォーラム(PIF)の「ブルーパシフィック大陸のための2050年戦略」に従って、これらの国の優先事項及びニーズを支持する重要性が改めて表明される等、日本と太平洋島嶼国との関係強化は一層その重要性が増してきている。 このような状況の中、PICは、日本と太平洋島嶼国との間の貿易・投資・観光促進を目的とする唯一の国際機関であり、その活動を通じて、二国間関係及び日・太平洋島嶼国関係の強化に貢献してきている。2024年7月に東京で開催した第10回太平洋・島サミット(PALM10)にて策定された共同行動計画では、重点協力分野の一つである「資源と経済開発」分野において、「経済・貿易パートナーシップの強化」が具体的な策として掲げられ、PICが主催した投資セミナーもその一環として明記された。PALM10のフォローアップのため、日本として太平洋島嶼国が重視する貿易・投資・観光促進に対する支援を一層加速していくことが重要である。その中で、同業務を担う唯一の国際機関であるPICは今後ますます重要な役割を担うことが期待されている。 また、日本に大使館を設置している太平洋島嶼国は14か国のうち7か国のみであるが、PICはその活動を通じ、大使館未設置の7か国を支援することにも貢献してきている。 太平洋島嶼国は経済規模が極小であることから、日本政府や日本貿易振興機構(JETRO)にはアウトリーチが困難な中小企業がビジネス展開に関心を持つ可能性が高い。PICは情報や機会の不足が課題となりがちな日・太平洋島嶼国の貿易・投資・観光に関する情報を積極的に発信し、各種イベント等を通じて日本の民間企業等と太平洋島嶼国の関係強化を図り、ひいては日本と太平洋島嶼国との間の経済関係の強化に貢献している。 PICは、SPF(現在のPIF)からの強い要請に基づき、日本政府とPIF事務局との間で設立。PIFは、太平洋島嶼国14か国及び2地域、オーストラリア・ニュージーランドが加盟する大洋州地域における唯一の包括的な枠組かつ日本の対大洋州外交で最も重視すべき地域機構である。このようなPIFとの関係に鑑み、PICは日 PIF 関係強化においても重要な要素となっている。
1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
日本は PIF 事務局とともに PIC の理事を務めており、各種事業実施に際しては事前に協議を受けるなど PIC に係る意思決定に日本の意向を反映できる立場にある。
1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等
・原則1年に1回、理事会を日本またはフィジーで開催。 ・2025年3月、理事会を約6年ぶりに東京で開催。日本側から大洋州課長、PIF からソロファ次長、PIC から斎藤所長が出席し、PICの活動や運営に関する協議を行った。 【更に、PIF事務局と以下の要人往来等の機会を通じ、意見交換を実施】 ・2023年4月、武井外務副大臣は、フィジーを訪問し、プナ PIF 事務局長との会談を実施。 ・2023年11月、堀井外務副大臣は、総理特使としてクック諸島で開催された PIF 域外国対話へ出席。 ・2024年1月、上川外務大臣は、日本に大使館を設置している7か国の駐日大使によるグループの表敬を受け、日本と太平洋島嶼国との関係の一層の強化を確認。

- ・2024 年2月、上川外務大臣は、PALM 第5回中間閣僚会合出席のため、フィジーを訪問し、プナ PIF 事務局長と会談を実施。
- ・2024 年8月、高村外務大臣政務官は、総理特使としてトンガ王国で開催された PIF 域外国対話に出席。
- ・2025 年3月、ワンガPIF事務局長が訪日。岩屋外務大臣との会談で日・PIF 事務局間の意思疎通を緊密化するための新たな高級事務レベルの対話枠組みを立ち上げることで一致。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

PIC は、日本と太平洋島嶼国との貿易・投資・観光の促進を主たる目的として活動しており、太平洋島嶼国とのビジネスや観光に関わる日本の民間企業、地方自治体、大学等の関係者にとって、太平洋島嶼国に対する日本の窓口になっている。さらに、セミナーやイベント、講演や SNS 等を通じ、一般に向けても関連情報や知見を積極的に発信しており、貿易・投資、観光の環境に関する調査報告を投資セミナーにおいて中小企業を含む民間企業に提供し、ビジネス機会の拡大に貢献している。

今次評価対象期間中の一例として、ワンガ事務局長率いる PIF 事務局長一行訪日、トンガ漁業省 CEO 訪日、外務省が実施する対日理解促進交流プログラム「JENESYS 2024」に参加した 160 名の太平洋島嶼国の大学生及び高校生の PIC 訪問受入れ、太平洋諸島学会への参加、Pacific Islanders Club 懇談会の開催、バヌアツ投資庁と「バヌアツビジネスセミナーin 東京」共催、PIF 事務局と「投資セミナーin フィジー」共催、FOODEX Japan2025 への出展及びそれに際する太平洋島嶼国5か国からの販売関係者の招へい、太平洋島嶼国の観光プロモーション冊子の作成やインフルエンサーを活用した観光促進等、太平洋島嶼国に携わる関係者の関わり及びオールジャパンでの連携の強化に貢献した。

PIC は、日頃から在京の太平洋島嶼国大使と意見交換し、現地のニーズに沿った取組を実施。特に 2025 年4月開催の大阪・関西万博に際し、太平洋島嶼国からの出展支援も実施している。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

・2023 年 11 月の PIF 域外国対話では、堀井外務副大臣が海洋・環境、気候変動・防災に関するテーマ別対話にパネリストとして出席し、PIF の「ブルーパシフィック大陸のための 2050 年戦略」に基づく日本の太平洋島嶼国地域に対する力強いコミットメントのうち、太平洋島嶼国が最大の脅威と位置付ける気候変動を中心に説明するとともに、ALPS 処理水の海洋放出の安全性について改めて丁寧に説明した。

・2024 年7月、PALM10 を東京で開催。日本、太平洋島嶼国 14 か国、仏領2地域、豪州、ニュージーランド計 19 か国・地域の首脳等及び PIF 事務局長が参加。PIF の「2050 年戦略」に定められる7分野に沿って、ア 政治的リーダーシップと地域主義、イ 人を中心に据えた開発、ウ 平和と安全保障、エ 資源と経済開発、オ 気候変動と災害、カ 海洋と環境、キ 技術と連結性の7つの分野を中心に議論を行うとともに、地域・国際情勢について議論を行った。その上で、日本と太平洋島嶼国・地域が共通の課題に取り組みながら、未来に向けて「共に歩む」関係を確認し、議論の成果として「第 10 回太平洋・島サミット(PALM10)首脳宣言」及び附属文書である「第 10 回太平洋・島サミット(PALM10)共同行動計画」を採択した。

・2024 年8月の PIF 域外国対話では、高村外務大臣政務官が、同会合のテーマである「Build Better Now」について、日本でも災害復興に当たって「より良く復興する」ことを掲げてきたことに触れ、「より良く積み上げる」ことは共通の目標である旨述べた。また、PALM10 について、「2050 年戦略」及び地域の一体性を強く支持する旨を改めて表明し、「太平洋気候強靱化イニシアティブ」を基に協力を進めていく旨述べた。

・PIC の取組が PIF 事務局や太平洋島嶼国地域の要人にしかるべくインプットされるよう、ハイレベルで会談が実施される際などに PIC の取組に言及しインプットしている。

・PALM10 の共同首脳宣言及び共同行動計画において、PIC の役割の重要性について言及すべく提案し、反映された。

・2025 年3月にワンガ PIF 事務局長が訪日した際には、PIC が出展している FOODEX2025 の視察プログラムを提案。結果として、PIC の取組がいかに日・太平洋島嶼国間の経済活動活性化に裨益しているかを事務局長自らが確認する機会を確保できた。また、ワンガ事務局長は関東、大分、福岡にて、再生可能エネルギー関連施設や海底ケーブル事業所、JAXA センター等を訪問し、PALM10 の共同行動計画が日本の具体的取組により裏付けされていることをインプット。また、大学や国際交流 NPO 訪問を通じ、日・太平洋島嶼国間の人的交流についても意見交換。PIC のアレンジするフードエキスポを視察し、太平洋島嶼国からの農産・加工品の出品状況を確認したほか、PIC はレセプションを主催し、東京での PIF の認知向上にも努めた。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件抛出の貢献度に係る総括

南太平洋経済交流支援センター(SPEESC)抛出金は、太平洋諸島センター(PIC)が貿易・投資・観光にかかる各種照会への対応、展示会・セミナーの企画・実施・参加、ミッションの派遣・受入れ、企業に対する助言、市場調査・統計整備、出版物作成、電子広報を行うことで太平洋島嶼国からの対日輸出及び日本から太平洋島嶼国への投資や観光の促進、太平洋島嶼国への関心向上や理解促進を図り、両者間の経済関係・友好関係を強化するとともに、国際場裡における太平洋島嶼国からの支持獲得及び日本の外交プレゼンスの向上を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である太平洋島嶼国関係の強化に貢献することを目標としている。

PIC は、2-2のと通りの効果を上げており、活動については、在京太平洋島嶼国大使から評価されているほか、各種会談の際に、PIF事務局から謝意が表明されている(例:2025 年3月、岩屋外務大臣とワンガ PIF 事務局長の会談時)。

基準3においては、3-1のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については4-1のと通りの状況である。

以上から、本件抛出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等抛出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア抛出分のみ】抛出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア抛出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための抛出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア抛出分のみ】ノンコア抛出による実施事業の目標、取組及びその成果

日本企業の太平洋島嶼国におけるビジネス機会の発掘に貢献するとともに、事業実施のノウハウの提供、太平洋島嶼国から日本の市場へのアクセスの足掛かりとなるよう、活動を実施するとともに、PIC のホームページ、Facebook、メールマガジン等を通じて積極的な発信を実施、関係者及び参加者から好意的な反応を得ている。特に、2024 年7月の PALM10 に際しては、主に以下の事業が PALM10 記念事業として認定を受けて開催され、PALM10 実施との相乗効果も得つつ、日本における太平洋島嶼国の魅力や課題の認知度拡大へと繋がった。

- ・太平洋島嶼国経済復興支援事業 投資セミナー「島嶼国投資調査報告と事業展開事例」
- ・オンラインセミナー「太平洋ビジネス展望 島しょ国の今を知る」
- ・オンラインセミナー「パラオで廃棄物を観光資源に—サーキュラーエコノミーに向けて」
- ・オンラインセミナー「日本・太平洋島嶼地域持続可能なグローバルツーリズムネットワーク」

【観光】

・太平洋島嶼国 14 か国・2地域の観光の魅力を伝えるパンフレット(日・英)を作成し、2024 年7月に発行。紙での印刷物の他、PDF、電子書籍としての提供も可能であり、幅広い層に太平洋島嶼国の魅力を伝えることが期待される。

・2023 年9月、かいはつまマネジメント・コンサルティング社と共同で、日本と太平洋島嶼国の観光事業全般に係る情報や課題を共有する「グローバルツーリズムネットワーク」を設立。2024 年4月、第2回テーマ別分科会「火山を活用した観光開発」を実施し、三宅島観光協会、サモア観光局、バヌアツで火山ツアーを催行している「South Pacific Tours」から、現在取り組んでいる観光事業について発表するとともに、関係者間の意見交換を通じて観光施策のヒントや学びを得ることにつながった(51 名参加)。6月には、第4回セミナー「パラオで廃棄物を観光資源に:サーキュラーエコノミーに向けて」を開催(85 名参加)。長年パラオのコロール州で廃棄物管理事務所にコンサルタントとして在籍し、廃棄物処理やリサイクルの観点からパラオの環境保護に取り組んでいる責任者が登壇し、現在取り組んでいる廃瓶をリサイクルして、ガラス工芸品を生み出す完全循環型のベラウ・エコ・グラス・センターについて紹介。太平洋島嶼国ならではの課題である廃棄物処理、環境、観光という3つのキーワードについての啓発機会となった。

・2024 年12月から、高山印刷と業務契約し、太平洋島嶼国観光促進事業としてインフルエンサーを活用した観光事業を開始。太平洋島嶼国の観光促進のため、インフルエンサーを各国に派遣し、現地の魅力や社会課題について発信。

【貿易・投資】

・2024 年11月、貿易ハンドブックを発行。太平洋島嶼国から日本に向けた輸出を促進する際、輸入手続きの複雑さが問題となるケースが多かったことから、品目別の規制や必要事項が把握できるように工夫されたブックレットを作成し発行。太平洋島嶼国から日本への輸出を検討する際に参照され、これまで照会・回答プロセスで要していた時間が短縮され、今後より多くの輸出が促されることが期待される。

・2024 年5月、東京にて太平洋島嶼国投資セミナーを実施。(参加者 88 名)。大洋州課課長による来賓の挨拶に続き、「太平洋島嶼国経済復興支援事業」の中で実施した各国の調査内容の報告(貿易・投資分野/観光分野)、太平洋島嶼国へ進出中/進出予定の日本企業の取組についてポリネシア・ミクロネシア・メラネシア地域からそれぞれ1社、計3社からの発表、バヌアツ共和国の投資庁によるビデオメッセージ上映を実施。最後に、駐日トンガ王国大使館マンギシ大使による閉会の挨拶でしめくり、セミナー終了後は、闊達なネットワーキングが行われた。

・2024 年10月、太平洋諸島フォーラム事務局及び経済産業省との共催により、フィジーの首都スバで投資セミナーを実施。PIC として日本企業5社をスバに派遣し、同セミナーには太平洋島嶼国 14 か国・2地域の投資関係者が参加(約 150 名参加)。日本企業および島嶼国関係省庁・諸機関のマッチングイベントがおこなわれ、日本、島嶼国双方の闊達な意見交換の場となり、今後の経済協力の足掛かりとなった。

・2024 年8月、太平洋島嶼国・日本双方の貿易に関するマッチングを促進するためのオンラインプラットフォームを構築。2025 年3月末時点で日本側 37 名、太平洋島嶼国側 88 名が登録しており、今後、貿易活性化に結び付けることが期待される。

・2025 年3月、国際食品・飲料展(Foodex 2025)に参加し、クック諸島、フィジー、バヌアツ、サモア、ソロモンからそれぞれ1名ずつ事業者を招へい。各国の産品を日本国内で紹介するとともに、事業者に日本での商談機会を提供。日本市場参入のノウハウを体験してもらう機会となった。商談交渉実績は、クック諸島3件、バヌアツ4件、サモア2件、ソロモン2件であり、Foodex 終了後も、メールでの商談が継続されている。既に日本での販路を獲得しているサモアは、更なる販売拡大に向けた交渉を進めている。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

3-1 (1) 会計年度	4月から3月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2025 年3月 (日本の 2024 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考) 次回報告書の受領予定時期等	2026 年3月頃 (日本の 2025 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
直近の決算報告書は、2024 年度における拠出先機関全体の決算をカバーするもの。2024 年度の残余金は 1,811,000 円であり 2025 年度に繰り越した(今後、外部監査法人による監査を実施予定)。関係者の渡航費用削減や宿泊先変更、産品郵送費削減といった経費削減に向けた取り組みにより Foodex2025 への出展費用が約 1 百万円削減、貿易・投資・観光に係る新規事業が 2023 年度に PIC に拠出した補正予算により実施されることになったため、当該残余金が発生。残余金の使途については PIC と協議の上で日本政府として承認している。 外部監査につき、年度終了後の6月末までに、PIC 所長が監査法人に財務資料を提出し、監査法人は速やかに監査を行い、所長に報告するとともに、所長は理事会に先立ち、監査報告書を理事に提出することになっている。 2023 年度予算は全額執行済であり、A&A パートナーズによる監査においては、財務書類はすべて公正に示されている旨所見が付されている。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
・これまで、PIC 職員規則では病気休業や育児・介護休業についての記載がなかったが、育児・介護休業法に基づき、新たに職員規則を設けた。2025 年 3 月に実施した PIC 理事会にて、同規則の導入を日・PIF 双方にて承認。職員による柔軟な働き方の実現による生産性向上が期待される。 ・2025 年度から、AI 機能を用いた業務合理化を進めるべく、必要な機能導入を実施中。	
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。	
該当なし。	

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
4	4	4	4	4	0	4
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
2	2	2	2	2	0	2
備考						

4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた抛出先及び日本側の取組状況等)

PICは東京所在であり、現在は全員が日本人である。

4-2 本件抛出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B+

a

b

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
日・カリコム友好協力拠出金	
2 拠出先の名称	
カリブ共同体(カリコム)事務局	
3 拠出先の概要	
1973 年7月、カリブ共同体(カリコム)を設立するためのチャガラムス条約が署名され、同年8月に発効。設立の目的として、(1)調和とバランスのとれた発展を促進するための加盟国間の経済及び貿易関係の調整と法制度の強化、持続的発展と経済的統合の継続及びそれらの利益の公平な分配、加盟国の経済的自立等を目的とした共同市場制度の設立による加盟国の経済統合を目指す、(2)加盟国間の外交政策の調整を行う、(3)加盟国民の利益となる共通のサービスや事業の効果的実施、国民間の理解と社会的・文化的・技術的発展の促進等を含む機能的な協力を行う、の3つを掲げる。本部はガイアナ。2025 年4月現在、加盟国は 14 か国(アンティグア・バーブーダ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ドミニカ国、グレナダ、ガイアナ、ハイチ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、スリナム、トリニダード・トバゴ)。	
4 (1)本件拠出の概要	
本拠出金は、カリコムからの要請に基づき、支援分野の限定なく、日・カリコム友好協力の促進及びカリコム諸国の経済開発等発展に資するプロジェクトに使用される。これにより、日・カリコム諸国間の友好・信頼関係の増進及び国際社会におけるカリコム 14 か国との協力関係の維持・強化を図る。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 3,930 千円	
日本の拠出率: 100%(日本の拠出のみ)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
中南米局 カリブ室、在トリニダード・トバゴ日本国大使館	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅰ 地域別外交」、「施策Ⅰ-3 中南米外交」の施策目標である近年活発化している対中南米外交の機運の盛り上がりを活用し、政治・経済のみならず、文化面も含めあらゆる分野での交流・連携を促進すべく、「個別分野1 中南米地域及び中米・カリブ諸国との協力及び交流強化」、「測定指標 1-2 中米・カリブ諸国との二国間関係及び国際社会における協力の強化(往来・交流促進を含む)」の下に設定された中期

目標「招へいや派遣事業など多種のスキームを活用し、(中略)、二国間関係の強化及び国際社会の諸課題に関する協力を進める。また、人的交流の促進については、各種招へいスキームを利用した招へいや派遣事業も活用しつつ、親日派・知日派の増加にも取り組む。特に、令和6年は日カリブ交流年であり、(中略)、これらの周年を契機として様々なレベルでの交流を促進し、二国間関係の強化及び国際社会共通の諸問題の解決に向けて、重要なパートナーである中米・カリブ諸国と共に取り組む。」を達成するための手段の一つと位置づけている。(令和5年度外務省政策評価事前分析表(46～47 ページ参照))

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

●本拠出金は、カリコム諸国 14 か国との協力関係の維持・強化を目的とし、2000 年 11 月の第1回日・カリコム外相会合で採択された「21 世紀における日・カリコム協力のための新たな枠組み」を踏まえて設置されたものであり、日本の対カリコム協力の中核を成す。2014 年7月の日・カリコム首脳会合で表明された対カリコム政策、及び 2024 年 12 月の第8回日・カリコム外相会合の成果文書「日・カリコム共同閣僚声明」においても、3つの柱の一つとして「小島嶼国特有の脆弱性克服を含む持続的発展に向けた協力」を掲げているが、本拠出金においても、同柱に合致する案件を実施している。

●カリコム諸国は、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を擁護し、自由・民主主義等の価値・原則を共有する日本の重要なパートナーであるとともに、国際社会における一大勢力である。

●14 か国を取りまとめているカリコム事務局と連携することはカリコム 14 か国との包括的な協力強化にとり重要かつ最も効果的であり、また 14 か国が等しく裨益するという観点からも適切であり、他の手段による代替は困難。

●カリコム諸国は日本との自然環境上の共通性、地球規模課題(気候変動、環境、防災、国際保健等)での協力パートナーという観点や、2023 年5月の G7広島サミットの議題の一つでもあったグローバル・サウスとも呼ばれる新興国・途上国との関与の強化という観点からも、日本にとって重要な地域。

●総理、外務大臣レベルでも、同地域と連携することの重要性については、繰り返し発信している。2024 年 12 月、石破総理大臣は、日本とカリコム諸国がグローバル・パートナーシップに基づき、気候変動や自然災害を始めとする共通の課題、国際秩序の維持等国際社会の諸課題に共に取り組んでいきたい旨述べたが、これは上記で述べた本拠出金の趣旨に合致する。

●また、2024 年 12 月、岩屋外務大臣は、日・カリコム外相会合にて、2014 年以降、カリコム諸国の脆弱性克服に向けて、日本は様々な分野における支援を実施しており、今後も価値と原則を共有する日本及びカリコム諸国が「対カリコム政策三本柱」の下で協力していく決意を述べた。また、本拠出金の重要性は成果文書である「第8回日・カリコム共同閣僚声明」でも、協力の具体的な内容と共に、直接言及された。これらの発言でも明らかなように、本拠出金は日・カリコムの協力関係において重要な役割を担っており、また現状、カリコム諸国全体が裨益する代替性のある手段の確保が困難であることも鑑み、日・カリコム間の一層の連携強化の観点から、重要であり不可欠。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

●本拠出金の使途決定プロセスについては、カリコム事務局内にて決定された要請の口上書が担当在外公館に提出され、同要請について日本側(外務省)にて審査・承認手続を経た案件のみに使用できることとしており、日本側の意向が反映されることが担保されたプロセスとなっている。

●また、日・カリコム外相会合や日・カリコム事務レベル協議等の日・カリコム間の対話を定期的実施してきており、2024 年7月にもガイアナで開催された日・カリコム事務レベル協議の中で、日・カリコム友好協力拠出金によるプロジェクトを含む日・カリコム協力について議論するとともに、国際社会における様々な課題やそれら課題に対する日本の政策・方針等につき説明及び支持要請等を行ってきた。

●また、上記のとおり、2024 年 12 月には第8回日・カリコム外相会合が 10 年ぶりに東京で開催され、3日間に渡って、岩屋外務大臣はカリコム外相とマルチ会合及び各国外相とバイ会談、宮路副大臣は昼食会に加えカリコム事務局

次長や外務次官と会談する機会を得た。これら会合は、日本の政策・方針を広くハイレベルに知らしめる場として活用された。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

●カリコムとは、1993 年以降、事務レベルでの協議を定期的実施するなど、カリコムとの政策対話の枠組みを有するとともに、閣僚級の対話の枠組みも有しており、2000 年から日・カリコム外相会合を定期的実施してきている。その他、カリコムの外相が集まる会合である COFCOR の域外国(通例3か国)招待による参加も不定期に行われている。

評価期間中のカリコム関係者との要人往来は以下のとおり。いずれの機会にも本拠出金を念頭に先方から謝意が表明され、日本の政策・方針への協力に対して積極的な反応があり、本拠出金の有用性を高く評価できる。

●2022 年9月:ニューヨーク(米国)でスリナム(同年下半期議長国)と外相会談を実施し、日本からの支援に対して謝意が示された。

●2023 年5月:武井外務副大臣は日本が域外国として招待された COFCOR 出席のためジャマイカを訪問。カリコム加盟国9か国の外相(ジャマイカ、ベリーズ、セントルシア、セントクリストファー・ネービス、ハイチ、ドミニカ国、セントビンセント、グレナダ、スリナム)及びカリコム事務局長(閣僚級)と個別に会談を実施。カリコム事務局長とは、本件拠出金の有用性と重要性について意見交換を行った。

●2023 年 11 月:深澤外務大臣政務官は、パサード・ガイアナ共和国(2024 年上期議長国)外務長官による表敬を受けた。パサード外務長官から、対カリコム協力における日本のこれまでの支援に対し謝意が示された。

●2024 年3月:柘植外務副大臣は、訪日中のバーネット・カリコム事務局長と会談を実施。事務局長から、様々な分野における日本の協力に対する謝意を示した上で、引き続き、日本との協力を重視していく考えが示された。

●2024 年3月:上川外務大臣から、訪日中のバーネット・カリコム事務局長に対して、カリコムとの間で一層の相互理解と国際社会での連携を促進したい旨、発言があり、バーネット事務局長からは、我が国の防災分野などにおけるカリコムとの協力に対する謝意が述べられた。表敬訪問に続き、カリコム事務局長、上川外務大臣のほか、カリコム諸国の若手外交官・行政官も参加する日・カリブ交流年レセプションが飯倉公館にて開催され、上川外務大臣は、「我が国とカリコム諸国は、まさにこれらを共有する重要なパートナー」である旨述べ、次の 10 年に向けた協力を推進していくことについても改めて強調した。バーネット・カリコム事務局長からは、本拠出金に関する言及と長年にわたりカリコムを支援してきたことに対する感謝の意が述べられ、この様子はスピーチ内容と共にトリニダード・トバコ、ガイアナ等の現地主要紙でも大きく報じられた。

●2024 年5月:第4回小島嶼開発途上国(SIDS)国際会議出席のため、アンティグア・バーブーダを訪問した穂坂外務大臣政務官は、バーネット・カリコム事務局長と会談。日本のカリコムへの協力に感謝が述べられ、気候変動、防災、対ハイチ協力における女性・平和・安全保障(WPS)等の分野で引き続き協力していくことで一致した。

●2024 年5月:穂坂外務大臣政務官はガイアナ(同年上半期カリコム議長国であり、カリコム事務局の所在地)を訪問し、トッド・ガイアナ外務大臣及びパサード・ガイアナ外務長官との会談を実施。先方からは日本の支援に対する感謝が述べられ、カリコム議長国であり、日本と同時期に安保理理事国であるということも踏まえ、日・カリコム関係及び国際場裡での連携を一層深めていくことで一致した。

●2024 年 12 月:第8回日・カリコム外相会合が 10 年ぶりに東京で開催された。14 か国の外相(12 か国)及び事務次官、大使、カリコム事務局次長が参加し、岩屋外務大臣との全体会合及びバイ会談が実施された。また、宮路副大臣も昼食会を主催したほかカリコム事務局次長や外務次官との会談を実施した。岩屋大臣は、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序に対する挑戦、気候変動を始めとする地球規模課題の深刻化といった世界的な課題に対し、価値と原則を共有する日本及びカリコム諸国が「対カリコム政策三本柱」の下で協力していく決意を述べ、カリコム側から、日・カリコム関係が強化されていること、日本からの支援への謝意が表明された。また、日・カリコムがグローバル・パ

ートナーシップの下、国際場裡で連携して声を上げていく必要がある点で一致し、会合後、合意した内容の成果文書として、本拠出金の重要性を再確認する内容も含む、「日・カリコム共同閣僚声明」が発出された。

●2025 年：1月に宮路外務副大臣及び古賀経済産業副大臣が、カリコム事務局が所在するガイアナから投資庁長官（カリコム全体の投資推進を行う組織の議長でもある）と東京で会談を実施した。また、4月には竹内経済産業大臣政務官が、来日中のウォルロンド観光・産業・商業大臣と会談を行った。

1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

●一般財団法人国際協力推進協会（APIC）が、日・カリコム友好協力の一環として、評価期間中、ジャマイカやトリニダード・トバゴから記者や学生、また、西インド諸島大学の学部長など文化交流として招聘、また、ジャマイカからは外務・貿易省二国間関係局長を招待するなど、多くの訪日招へい事業を実施した。

●上智大学は、西インド諸島大学（The University of the West Indies（UWI））・上智大学・APIC（一般財団法人 国際協力推進協会／The Association for Promotion of International Cooperation）の三者間で協定を締結し、カリブ地域の国々の環境問題に関して取り組み、国際社会に貢献できる人物を育成することを目的として、上智大学大学院地球環境学研究科で修士号の取得を支援するプログラムを 2023 年度から開始しており、第2期 UWI 留学生1名が 2024 年9月に入学した。（尚、同大学は 2015 年に西インド諸島大学（UWI）と連携協定を締結しており、これまでにカリブ地域からは 50 名以上が留学プログラムに参加している。）

●また、2024 年 10 月に外務省招へい事業「Juntos!!中南米対日理解促進交流プログラム」を通じて、カリコム諸国及びカリコム事務局の若手外交官・行政官が 15 名訪日し、複数の日本企業を訪問するとともに、琉球大学や国際海洋環境情報センターで海洋問題について学び、交流を深めた。

●日本国内の事業関係者においても、本拠出金を通じて、裨益国との協力関係・信頼関係が深化し、日本企業がカリコム地域で大型プロジェクトを受注する例が相次いでいる。2025 年4月に日本企業がガイアナにて2機目となる浮体式海洋石油・ガス生産貯蔵積出設備に関する大型受注があった。

●また、2024 年 11 月には、日・カリブ交流年イベントとして、カリコム事務局及び域内各国の水セクター関係者を招待し、我が国の対カリブ協力の概要や、我が国企業の技術を発信するイベントが国際協力機構と米州開発銀行の主催の下、開催され（在トリニダード・トバゴ日本大使館認定事業）、出席したカリコム事務局長から、カリブ地域への戦略的融資、専門的な指導、能力強化に対する期待が示された。

●さらには、2025 年1月には、カリコム事務局が所在するガイアナから、カリブ地域全体の投資推進を行う組織の議長でもある同国投資長官が訪日し日本企業と意見交換を行い、日本によるカリブ地域への進出につき検討する機会となったほか、2025 年2月にアンティグア・バーブーダ首相が日本企業の研究開発拠点を自ら訪問する（同企業とは、水問題解決に向けて契約を締結。国際協力銀行（JBIC）も融資。）など、カリコム諸国とのハイレベルでの信頼関係・協力関係を背景に、民間も含めた経済面での交流も活発になっている。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

●2024 年7月にガイアナで開催された日・カリコム事務レベル協議の中で、日・カリコム友好協力拠出金によるプロジェクトを含む日・カリコム協力について議論するとともに、国際社会における様々な課題やそれら課題に対する日本の政策・方針等につき説明及び支持要請等を行ってきた。

●2024 年 12 月には 10 年ぶりに日本での対面開催となる、第8回日・カリコム外相会合が開催された。岩屋外務大臣は、約4時間半に渡る日・カリコム外相会合及びワーキング・ランチの場にて、日本が 2014 年以降、カリコム諸国の脆弱性克服に向けて、様々な分野における支援を実施しており、今後も世界的な課題に対し、価値と原則を共有する日本及びカリコム諸国が「対カリコム政策三本柱」の下で協力していく決意を述べ、日本の政府の意向、立場に対する働きかけを行った。これに対して、カリコム側から、日・カリコム関係が強化されていること、日本からの多岐にわたる支

援への謝意が表明され、両者は、グローバル・パートナーシップの下、国際場裡で連携して声を上げていく必要がある点で一致した。成果文書では、本拠出金に対する謝意や重要性に関する言及とともに、核軍縮・核不拡散、拉致問題の即時解決への支持を含む、日本の政策・方針に対する協力を明確に確認することができた。

●実施されている各プロジェクトは、カリコム諸国の複数国が裨益する案件であり、先方要人を含むカリコム諸国側からの高い評価も得るなど、日・カリコム諸国間の関係増進につなげ、本拠出金による取組を背景に、国連加盟国の7%を占めるカリコム諸国に対して、日本の重要政策をインプットし、理解と支持を取り付け、価値や原則を共有するパートナーとして国際社会の抱える諸問題に共に取り組むよう働きかけることを目的としている。

●現地の要請に合致した案件を実施しており、案件に関するフォーラムや引渡式には在外公館が積極的に出席し、関与することや日本政府の関与が明らかになるようホームページ等で公開するなど、本拠出金を始めとするカリブ諸国への協力実績の広報に努めてきた。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

日カリコム友好協力拠出金はカリコム事務局が日・カリコム友好協力の促進及びカリコム諸国の経済開発等発展に資するプロジェクトを実施することにより、日・カリコム諸国間の友好・信頼関係の増進及び国際社会におけるカリコム 14 か国との協力関係の維持・強化を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である中南米地域及び中米・カリブ諸国との協力及び交流強化に貢献することを目標としている。

カリコム事務局に対しては、基準2のとおり、カリコム側が要請したプロジェクトに対し、それぞれ日本の政府の関与が明らかになるように働きかけを行っている。結果、各プロジェクトに対し、ハイレベルで謝意が表明され、閣僚宣言にも日・カリコム諸国の具体的な協力内容と共に本拠出金の重要性が盛り込まれた。このように、予算の額に比して、日・カリコム諸国間の友好・信頼関係の増進及び国際社会におけるカリコム 14 か国との協力関係の維持・強化に対して非常に高い効果を上げている。

また、基準3については、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-2 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

本件拠出により実施されている各プロジェクトは、基本的にはカリコム諸国が裨益する案件であり、採択には我が方の承認を必要とすることを通じて日本のプレゼンスを確保しつつ、先方要人を含むカリコム諸国側からの高い評価も得るなど、日・カリコム諸国間の関係増進につなげ、本拠出による取組を背景に、国連加盟国の7%を占めるカリコム諸国に対して、日本の重要政策をインプットし、理解と支持を取り付け、価値や原則を共有するパートナーとして国際社会の抱える諸問題に共に取り組むよう働きかけることを目的としている。

14 か国(アンティグア・バーブーダ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ドミニカ国、グレナダ、ガイアナ、ハイチ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネービス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、スリナム、トリニダード・トバゴ)、総人口約 2000 万人が対象であり、2024 年 12 月の日・カリコム外相会合におけるカリコム事務局側の日本へ

のコメントや、各国外相との会談を含む様々な機会に、日本に対する本拠出金を含む支援に対する謝意が示され、成果文書である「日・カリコム共同閣僚宣言」にも本拠出金の重要性和カリコム諸国との国際的な協調が確認され、評価期間中においては、強い外交上の効果を発揮したといえる。

【完了事業】

●2021 年度拠出:新型コロナウイルス感染症ワクチン接種啓発プログラム・プロジェクト

ワクチン接種を推進し、コロナ感染症対策を終わらせるだけでなく、カリブ地域での経済活性化にも貢献するプロジェクト。コロナ感染症ワクチン接種の安全性に関する正しい情報を提供する手段を開発・実施し、加盟国におけるワクチン接種率を向上させることが目標。コンサルタントを選出し、ワクチン接種啓発ビデオ6本及び啓発カード5種類を作成し、低接種率の加盟国6か国で使用。7本のビデオは Meta プラットフォームの Facebook 及び Instagram、そして X (旧 Twitter)に掲載し、Meta プラットフォームでは、再生回数は4か月間でリーチ数は計 523,652 回、インプレッション数は計 8,266,079 回、X のインプレッション数は計 1,108,886 回を達成。ワクチンに関する偽・誤情報を是正し、地域レベルでワクチン接種を推進することに貢献した。同プロジェクトは 2023 年1月に完了したが、コンサルタントからの結果報告書の提出が遅延したことで、実施機関である CARPHA が完了報告書を提出できたのは 2025 年3月 14 日になった、現在同報告書を精査中。

●2022 年度拠出:カリコム諸国における小規模電力網ビジネスモデル構築プロジェクト(完了と報告あり)

クリーンで持続可能なエネルギーのビジネスモデル構築により、環境負荷を減少させると同時に、経済活動の活性化、生活の質が向上する効果が期待されるプロジェクト。完了報告書待ち。

【実施中事業】

●2023 年度拠出:カリブ地域看護師試験評価実施プロジェクト

現在カリコム加盟国では、熟練看護師の先進国への流出が後を絶たず、結果域内における看護師不足が顕著な問題であり、看護師など医療人材をカリコム全体で強化していくことは喫緊の課題。

看護学生の試験及び評価基準や看護師の相互登録制度の導入、専門看護師育成等において、地域看護師登録試験 (REN R) がどの程度貢献しているかを評価し、成果物として4つの報告書を作成予定。同地域全体の長期的な医療の質の向上により、日本の新型コロナウイルス対策支援等保健分野協力を補完するという観点からも裨益効果が高いプロジェクト。しかしながら、予算の制限もあることから、コンサルタントの入札不調が続き、事業完了期間を 10 か月延長。

【実施予定事業】

●2024 年度拠出:カリコム事務局の中間・上級管理職を対象とした効果的なリーダーシップとガバナンスのための調停能力構築研修

カリコム事務局及びその傘下の地域機関・組織は、多様な民族・国籍職員で構成されているほか、経験等が一様ではない専門家の融合体である。このような多様性故の職員間での不和を調整し、円滑な業務運営を推進する観点から、また、外交や国際関係に関わる業務における事務局内外の利害関係者と協議するにあたり職員に求められる調停能力の向上の観点から、カリコム事務局・関連組織の中間・上級管理職を対象に、効果的なリーダーシップを強化するための調停能力構築研修を実施し、問題解決へ導くことのできる人材の育成を目的とするものである。4月 20 日に着金が確認され、プロジェクトを開始予定。日本の国旗や適切な文言を研修資料等に組み込んでもらう等、カリコム関係者に対して、日本の協力に関する可視化の向上を図っている。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	四半期毎の報告

	(プロジェクトごと且つアクティビティごとの使用額及び残余金の状況を明記。なお、完了事業と実施中事業は別々の報告書にまとめられる。)
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	日本からの 2023 年度拠出分を含む 2024 年1月～3月分:2024 年6月3日受領 2024 年4月～6月分:2024 年8月 23 日受領 2024 年7月～9月分:2024 年 12 月6日受領 2024 年 10 月～12 月分:2025 年3月 14 日受領
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025 年1月～3月分:2025 年6月
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
拠出先においては、日本の拠出入金後から個別プロジェクトを開始し、事業実施期間はプロジェクトによって異なるが、プロジェクト完了後に報告書が提出される。 拠出金の管理状況は、拠出先が各四半期の締め後に実施中及び完了案件の収支決算報告書を作成し、複数の部署で精査した後、在外公館に提出される。なお、カリコム全体に対する監査は定期的の実施されており、本拠出金に関して問題が生じたことはない。また、完了事業において発生した残余金の取扱いに関しては、新たな事業に振替予定であり、現在発生している残余金についても、カリコム事務局が具体的な事業を検討中であり、方針が確定した後カリコム事務局から日本側に申請がなされ、日本側で審査することとなる。 外部監査は、ガイアナに拠点を置く、監査、保証業務、税務、アドバイザリー等のサービスを提供する会計法人 TSD Lal & Co.により毎年度末に実施されている。同監査法人は、国際公会計基準審議会(IPSASB)が定める公的部門の会計基準である国際公会計基準(IPSAS)を用い、カリコム事務局における内部統制システム及び財務情報の監査を実施し、違法及び虚偽がないことを確認(監査報告書から抜粋:“We did not observe any material non-compliance with agreement terms, applicable laws and regulations”; “An examination of the financial statements (was conducted) to ensure no material misstatement and compliance with their reporting requirements”)。例年同監査結果は翌年前半に監査済財務諸表にまとめられ、在外公館を含むドナーや他利害関係者に報告されている。 内部監査は、上記「決算報告書及び監査結果の要点等」に記載のとおり、カリコム事務局内の内部監査部により毎年実施されている。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
拠出先は、資金活用・技術支援部のプロジェクトオフィサーを本拠出金管理担当者として配置し、在外公館との連絡が滞りなく行われるようにしている。また、拠出先は下部機関の個別プロジェクト実施先と MoU(覚書)を結び、実施内容・責任の所在を明確にするよう努めている。 拠出先は、2023 年5月に策定された「カリコム事務局戦略計画 2022-2030」を基に、事務局次長室の下に新たにプログラム支援ユニットを設置し、全てのプロジェクトやプログラムが同戦略計画に沿って実施されるよう監督できる体制を構築しており、その実施に向けて取り組んでいる。また、カリコム事務局は、同計画を、加盟国、地域、国際情勢の変化を考慮して3年ごとに見直す予定であり、見直しの正確な時期は決定次第追って在外公館を含む関係者に伝達される予定。 拠出金を管理するカリコム事務局が所在するガイアナには日本の在外公館がないことから、兼轄の在トリニダード・トバゴ日本国大使館から適宜電話・メールベースでの進捗状況の確認と連絡調整を行うことで、案件の適切な計画立	

案と実施管理を促している。また、実施機関が拠出先の下部機関となる場合も、在外公館から直接事業実施状況の確認が取れるよう工夫している。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
該当なし。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
-	-	-	-	-	-	263
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
-	-	-	-	-	-	16
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
カリコムはカリコム諸国の地域機関であり、カリコム事務局はカリコム諸国出身者のみで構成されているため、日本人職員の採用は想定されていない。一方、現在 JICA から日本人のカリコムアドバイザー専門家が1名派遣されている。						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B

b

b

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
欧州安全保障協力機構(OSCE)拠出金	
2 拠出先の名称	
欧州安全保障協力機構(OSCE)	
3 拠出先の概要	
1975 年、欧州安全保障協力会議(CSCE)設立。1995 年、OSCE に名称変更。北米(米国、カナダ)から、欧州(含むロシア及びウクライナ)、中央アジアの 57か国が参加する世界最大の地域安全保障機構。本部は、ウィーン(オーストリア)。 ①幅広い安保問題の政治的対話を行う場の提供、②紛争予防、危機管理、紛争後の再建を通じて、参加国間の相違を橋渡しし、信頼醸成を行うことを目的とする。政治・軍事のみならず、経済、環境、人権を含む包括的アプローチにより幅広い分野の課題に取り組む。	
4 (1)本件拠出の概要	
OSCE は冷戦終焉後、特に民主主義と法の支配の確立が地域の安全保障上不可欠であるとの考えの下、アフガニスタン及び中央アジアにおいて多くのプロジェクトを実施し、その実績は国際社会においても高く評価されている。我が国は、分野的にも地域的にも幅広い OSCE プロジェクトの中から国境管理プロジェクトや女性の社会進出支援プロジェクト等を中心とする我が国の政策に合致し、かつ費用対効果の高い適切な案件を支援している。OSCE は、政治・軍事、経済、環境、人権を含む包括的アプローチにより、各種課題に取り組んでおり、日本は OSCE を通じた拠出により、日本単独では支援困難な分野や地域における各種プロジェクトを効果的に行うことができる。本件拠出を通じて、中央アジア等の国境管理や女性のエンパワーメント、ウクライナにおける対話促進等の分野で貢献。国際社会の平和と安定への寄与、さらにこれらを通じた OSCE 参加国をはじめとする各国との協力関係の強化は、日本の経済成長の基盤となる。その活動成果は、日本単独での拠出額に比して効果的であり、かつ同地域の平和と安定に貢献している。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 323 千円	
本件拠出に対しては、OSCE の実施するプロジェクトの一部を部分的に切り出して拠出しているため、拠出率、拠出順位を示すことは困難。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
欧州局政策課、在オーストリア日本国大使館	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件抛出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件抛出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅰ 地域別外交」、「施策Ⅰ—4 欧州地域外交」、「個別分野1 欧州地域との総合的な関係強化」、「測定指標 1—2 安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化」の下に設定された中期目標「国際秩序が挑戦を受ける中、法の支配に基づく国際秩序の維持・強化に向けて、日 OSCE 間の協力を強化する。」を達成するための手段の一つと位置づけている。(令和5年度外務省政策評価事前分析表 57～58 ページ参照)
1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件抛出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
世界の安全保障が混迷を極める中、欧州・大西洋とインド太平洋地域の安全保障は不可分であるという認識の下、G7を始めとする国際社会と緊密に連携することが重要である。特に東アジアの厳しい安全保障環境の中で、日本を取りまく状況についての欧州の理解は不可欠であり、欧州諸国を主要参加国とする OSCE との関係維持・強化等への一定の貢献は有益である。また、法の支配と民主主義の確立等に係る OSCE の活動を支援することは、日本の安全保障上の外交政策を具体化させるとともに、国際的な安全保障上の重要課題を複数抱える欧州における最新情勢を把握する上でも有益。日本は、OSCE の各種プロジェクトへの抛出を行うことにより、ウクライナを含む欧州、中東及び中央アジアにおいて、日本単独では支援困難な分野に対し貢献を行うことが可能となっている。 日本は、OSCE を通じて、ウクライナ及び周辺国における女性リーダーシップ強化や人身売買対策への支援を行っており、日 OSCE 間で連携してウクライナ支援を実施してきた。また、アフガニスタンや中央アジアにおいて国境管理支援を行っており、2024 年度はタジキスタンにおける国境管理スタッフカレッジに対する講師の派遣を実施。各国の選挙監視には、これまで 18 か国 90 件以上の各国選挙等に対し、350 名以上の邦人(うち有識者 60 名以上)を監視要員として派遣してきている。選挙は第3国による不当な介入等、民主主義の根幹を揺るがす要因となる側面も持っており、近年、ロシアのウクライナ侵略が長期化する中で、その貢献の意義は益々高まっている。 2024 年 12 月に開催された第 31 回 OSCE 外相理事会において藤井外務副大臣が述べたように、ロシアによる国際秩序の根幹を揺るがす暴挙が続く中、強力なウクライナ支援と厳しい対露制裁に取り組む姿勢は不変であること、また、世界のどこであっても一方的な力による変更は許されないという姿勢のもと、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障は不可分であり、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化のため、OSCE と引き続き連携していく必要がある。また、OSCE トロイカに対して、アジア・パートナー国として両地域の安全保障は密接に関連しているとの認識の下、アジア・パートナーの視点を OSCE 参加国へインプットすること等を通じて、より強固かつ相互補完的な協力関係を確立させていく。 上記の通り、政治・軍事面だけでなく、人権・民主主義等、包括的な視点から安全保障に取り組む OSCE の活動は、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化を掲げる日本の外交・安全保障政策と親和性が高く、OSCE が掲げる政治・軍事、経済・環境、人権・法の支配の3つの分野に対して恒常的に関与し、各種プロジェクトへの貢献を通じ、インド太平洋の安全保障を強化することが重要である。
1-2 抛出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
日本は、OSCE 参加国ではなく、「協力のためのパートナー国」であるため、OSCE の意思決定に直接関与しない。しかし、OSCE は、参加国及びパートナー国等を対象として首脳会合を不定期(直近は 2010 年)に開催し、外相理事会を年1回開催しており、日本からは例年政務レベルがこれらの会合に参加している(2024 年 12 月の外相理事会には 外務副大臣が出席)。同理事会においては、全体会合等の場でスピーチを行い、日本の安全保障政策や OSCE における日本の取組を発信することにより、OSCE の意思決定に影響を与えることができる。抛出先の事業に対しては支援先の運営委員会に参加する等、事業の方向性等の意思決定プロセスに参加している。
1-3 抛出先との間での要人往来、政策対話等

・2022 年7月、鈴木外務副大臣は日・OSCE パートナースシップ 30 周年を記念して開催された OSCE アジア・パートナー・グループ会合にビデオメッセージ形式で出席し、国際社会が歴史的な岐路に立つ状況下において、国際社会が連携して対処することの重要性について触れつつ、日本は引き続き平和構築の実現に取り組んでいく旨述べた。

・2022 年 12 月、第 29 回 OSCE 外相理事会(於:ポーランド)に武井外務副大臣が出席し、日・OSCE パートナースシップ 30 周年を節目にウクライナを含む OSCE 地域に対する日本の貢献及びインド太平洋の厳しい安全保障環境を発信し、引き続き OSCE との協力を継続する旨述べた。また武井副大臣は同理事会出席の機会にヘルガ・マリア・シュミット OSCE 事務総長との会談を実施し、30 年にわたる最も歴史の長いアジア・パートナーとして、引き続き連携を継続していきたい旨述べ、同事務総長から日本の貢献に謝意が表明された。

・2023 年5月、林外務大臣は、訪日中のシュミット OSCE 事務総長の表敬を受け、日本は OSCE との協力を重視する旨、また国際秩序が挑戦を受けるなか、法の支配に基づく国際秩序の維持・強化に向けて、OSCE と連携していきたい旨述べ、同事務総長から日本の協力に謝意が表明された。

・2023 年5月、山田外務副大臣は、訪日中のシュミット事務総長と会談し、ロシアとウクライナを参加国とする OSCE にとって、ロシアによるウクライナ侵略は大きな試練と理解する旨述べつつ、ウクライナ情勢に対して OSCE が果たしている役割・活動を評価する旨述べ、同事務総長から OSCE への日本の貢献に対する謝意が表明された。

・2023 年11月、第 30 回 OSCE 外相理事会(於:北マケドニア)には深澤外務大臣政務官が出席し、日本政府を代表してスピーチを行い、世界のどこであっても一方的な力による変更は許されず、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障は不可分であり、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化のため、日本として OSCE と引き続き連携していく旨述べた。また、深澤政務官は、同理事会出席の機会にシュミット OSCE 事務総長との会談を実施し、ウクライナ支援を始めとした OSCE の活動に日本として引き続き貢献していきたい旨述べた。同事務総長からは、日本のこれまでの OSCE との協力に対する深い謝意が表明された。

・2024 年 10 月、柘植外務副大臣は、OSCE 本部のあるウィーンで開催された、日本が OSCE と共催する OSCE アジア共催会議に出席し、開会セッションにおいて、挨拶を行い、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化のため、日本として OSCE と引き続き連携していく旨述べた。

・2024 年 12 月、藤井外務副大臣は、第 31 回 OSCE 外相理事会(於:マルタ)に出席した。同理事会には、OSCE 参加国(57 か国)及びパートナー国(11 か国)が出席する中、藤井副大臣は日本政府を代表してスピーチを行い、世界のどこであっても一方的な力による現状変更は許されないことを改めて強調するとともに、世界を分断や対立ではなく協調に導くため、また、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化のため、引き続き OSCE と連携していく旨述べた。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

本拠出は、OSCE を通じて欧州、中東、中央アジア等に対して貢献してきており、OSCE のみに対する拠出で幅広い地域の理解が得られることによる効果は大きい。また、OSCEを通じた日本の拠出は、ウクライナ、アフガニスタンにおけるプロジェクト等、国際的な関心の高い地域で実施されていることから、日本のプレゼンスの発揮に貢献していると評価できる。日本は、OSCE の最も古いパートナー国として本拠出を行い、この成果を一助として 1-3 に記載した各年実施されている外相理事会等へ参加しており、パートナー国という地位でありながらも日本のプレゼンスを発揮できている。

本件において拠出している各種プロジェクトは、複数のドナーによる拠出があるため、日本の拠出に限った成果を特定することは困難であるが、日本単独で行えば巨額の支出を伴うところを、少額の支出でも、効果的に事業を実施す

ることが可能となっている。なお、日本の貢献については、2023 年5月のシュミット OSCE 事務総長による林外務大臣表敬、2023 年5月の山田外務副大臣と同事務総長との会談や 2023 年 11 月の深澤外務大臣政務官の同事務総長との会談、更には 2024 年 10 月の柘植外務副大臣とフィアロン事務総長代行との会談でも、深い謝意が表明される等、高い評価を得ている。以上を総合的に勘案し、本拠出は、評価対象期間中において、その有用性・重要性がなお一層高まり、本件外交目標に向けて相応の貢献を行った。

令和5年度行政事業レビューの結果を受けて、「今後も限られた外交資源を有効に活用しつつ、事業の効率化に努めていく。」としたことから、2024 年は在オーストリア大日本国大使館員が OSCE タジキスタン事務所を訪問し、「地域爆発物処理訓練センター」、「OSCE 国境管理スタッフカレッジ」及び「女性支援センター」と意見交換し、現場の関係者との関係構築やニーズの聴取を行うことで、効果的な案件選定に努めた他、「OSCE 国境管理スタッフカレッジ」のトレーナー訓練コース開所式において冒頭挨拶を行う等に積極的に取り組み、日本のビジビリティを高めた。

令和6年度の行政事業レビューに記載のとおり、国民の要請の高い国際社会共通の諸課題に対する協力関係を一層発展させるため、要人の往来や協議等を活性化させ、関係の更なる緊密化を図るとともに、政府レベルにとどまらず、引き続き人的・知的交流等、民間交流の促進を図っており、日本の外交政策に対する欧州諸国の理解を促進し、事業の実施にあたっては、競争性のある調達を行う等効率的な実施に努めている。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

OSCE拠出金は、OSCE が欧州、中東、中央アジア等における安全保障強化と信頼醸成に貢献すべく、地域の安定、民主化推進のために、政治・軍事面のみならず、経済・環境、人権・法の支配等の重要な分野で活動することで、国際秩序が挑戦を受ける中、法の支配に基づく国際秩序の維持・強化に向けて、日 OSCE 間の協力を強化できる。OSCE を通じた日本の拠出は、ウクライナ、アフガニスタンにおけるプロジェクト等、国際的な関心の高い地域で実施されていることから、日本のプレゼンス向上に貢献していると評価できる。ひいては、日本の外交政策上の目標である安全保障に関連する国際機関との連携を継続・強化することを通じて、欧州地位との総合的な関係強化を図ることに貢献することを目指している。

OSCE は、下記 2-2 のとおりの効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。尚、3-2(2)のとおり、評価対象機関内における不適切事案の認知はない。基準4については 4-2 の理由から N/A としている。

更に、OSCE からは日本がアジア・パートナー国として 30 年以上にわたり OSCE の活動に多大な貢献をしていることに対して、大いなる感謝を受けている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

【今次評価対象期間内に完了した事業】

2022 年度拠出：

「南・東欧、東欧、南コーカサス、中央アジアにおける気候変動による安全保障リスクへの対応強化」事業

(1) 目標：同地域において、気候変動に関連して生じる安全保障脅威を低減させる

(2) 取組・成果: 2023 年6月に発行された「中央アジアにおける気候変動と安全保障に関する地域協議の報告書」(英語版)を中央アジア各国の関係者が利用することができるようロシア語に翻訳する費用に充てられた。翻訳された報告書は中央アジア各国の関係者によって、中央アジアにおける気候変動のリスクが高い地域の特定をはじめ、同地域での協力を強化するための戦略策定等に利用されている。

「女性と男性のための WIN-特にウクライナの戦争における紛争解決及び人道的対応における女性のリーダーシップの強化に焦点を当てた男女共同参画のための革新とネットワークを通じた包括的セキュリティの強化」事業

(1) 目標: 安定し繁栄した平和な社会の構築、維持の前提条件としてジェンダー平等を促進する

(2) 取組・成果: ウクライナ非常事態庁の職員 76 名(うち女性 66 名)に対し、ウクライナ戦争におけるジェンダーと障害といった課題を考慮した包括的な人道的対応のための訓練を3回実施した。また、女性のリーダーシップ強化を目指し、ウクライナ及び近隣国における紛争解決及び災害対応における女性の役割に関するネットワーキング会合等を3回開催し、紛争解決及び災害対応に携わる 30 名以上の女性の参加を得た。

「ウクライナの戦争における人道的危機の中での人身売買防止と対策の構築」事業

(1) 目標: ウクライナの戦争における人道危機の中での人身売買を効果的に防止し、対処する

(2) 取組・成果: 我が国の拠出を活用し、モルドバ、ルーマニア、ポーランド、スロバキア、ハンガリーの5か国において、人身売買対策に関するワークショップが 13 回実施されたほか、ソーシャル・メディアを通じて人身売買に関する普及啓発活動が行われた。これらワークショップには、議員、人身売買対策専門家、社会サービス・児童保護当局関係者等約 300 名が参加した。

2023 年度拠出:

「タジキスタン・ドゥシャンベにおける国境管理スタッフカレッジ」事業

(1) 目標: 国境管理における脅威に対する取組の効率性を高める

(2) 取組・成果: 我が国の拠出は、国境管理スタッフカレッジにおいて 2024 年4月から、政府高官向けのセミナーを実施し、2024 年7月に開催した第 37 回上級職員コースには講師5名を招聘し、カレッジでのプログラム実施による国境管理スタッフの育成を行った。

2023 年度拠出:

「ウクライナ特別プログラム(SPU)—サイバー犯罪を含む人身売買対策のためのウクライナ警察の能力強化」事業

(1) 目標: ウクライナ警察を強化し、特に子どもの性的搾取に関するサイバー犯罪を含む、人身売買の捜査能力を高める。

(2) 取組: 我が国の拠出は、人身取引撲滅に向けたシミュレーションの開発費に活用され、ウクライナの 12 の地域から 124 名がシミュレーションに参加した。また、ウクライナ内務省所轄大学のサマースクール、ウィンタースクールにおいて 24 名の士官候補生が人身取引撲滅のために必要な技術を身につけるため訓練が実施された。

【実施中の事業】

2024 年度拠出:

「アフガニスタン女性の発展に向けたアフガニスタン及び中央アジアにおける女性支援(OSCE アカデミー支援)」事業

(1) 目標: 女性、若者等に平和と紛争予防に関連する知識の向上や職業訓練等の機会を提供し、アフガニスタン及び中央アジア地域一帯を中心とする女性・平和・安全保障及び若者・平和・安全保障の推進に貢献する。

(2) 取組: 我が国の拠出は、アフガニスタン人女性に対する教育機会の提供に活用されている。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1 月から 12 月

3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	随時
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	実施中の事業以外は受領済
(参考)次回報告書の受領予定時期等	—
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
・2022 年度当初予算による「南・東欧、東欧、南コーカサス、中央アジアにおける気候変動による安全保障リスクへの対応強化」事業について、日本からの拠出は執行済みであり、執行残はなし。(2023 年 10 月 31 日受領) ・2022 年度補正予算による「女性と男性のための WIN-特にウクライナの戦争における紛争解決及び人道的対応における女性のリーダーシップの強化に焦点を当てた男女共同参画のための革新とネットワークを通じた包括的セキュリティの強化」事業及び「ウクライナの戦争における人道的危機の中での人身売買防止と対策の構築」事業に関しても、日本からの拠出は執行済みであり、執行残はなし。(2023 年 11 月 10 日受領) ・2023 年度当初予算により「国境管理スタッフカレッジ」への拠出を行い、執行残はなし。(2025 年 1 月 10 日受領) ・2023 年度補正予算による「ウクライナ特別プログラム(SPU)—サイバー犯罪を含む人身売買対策のためのウクライナ警察能力強化」事業については、日本からの拠出は執行済みであり、執行残はなしの見込み)。(2025 年6月 20 日受領) ・2024 年度当初予算により「アフガニスタン女性の発展に向けたアフガニスタン及び中央アジアにおける女性支援(OSCE アカデミー支援)」への拠出を行ったが、この事業は 2025 年3月～2026 年2月に実施が予定されており、精算終了次第、最終報告書が提出される予定。 機関全体に対する内部監査及び外部監査(OSCE 設置の Audit Committee)については引き続き実施されており、日本の拠出金事業に対する指摘事項は特段ない。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
OSCE 参加国であるロシアによるコンセンサス・ブロックのため、統一予算が未承認の状態が継続している。しかし、ロシアのコンセンサスなしに事業を展開するため、暫定予算で事業実施を行う対応を取っている。	
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。	
該当なし。	

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
0	0	0	0	0	0	-
備考	日本はパートナー国であるため、日本人職員の採用は想定されていない。					
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数

2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
-	-	-	-	-	-	-
備考	日本はパートナー国であるため、日本人職員は幹部ポストに就くことはない。					
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
日本は参加国ではなくパートナー国であるため、日本人職員採用増強の対象として想定されていないため。						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B

a

b

c

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
北大西洋条約機構(NATO)信託基金拠出金	
2 拠出先の名称	
北大西洋条約機構(NATO)	
3 拠出先の概要	
1949年設立。原加盟国は12か国。東西冷戦終焉後加盟国が増加し、現在、32か国が加盟。本部はブリュッセル（ベルギー）。加盟国の自由及び安全保障を政治面・軍事面での保障を目的とする組織であり、加盟国の「抑止と防衛」のほか、治安維持活動やテロ対策など、加盟国の安全保障上の直接の脅威となり得る域外の「危機予防・管理」、パートナー国・機関との協力による「協調的安全保障」に取り組んでいる。NATOは複数の域外国とパートナーの関係にあり、日本も世界におけるパートナー（partners across the globe）の一員。2022年に採択されたNATOの「戦略概念」では、インド太平洋のパートナーとの対話・協力の強化の指針が示されており、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障は不可分であるとの認識の下、日・NATO間の協力の重要性が高まっている。	
4 (1) 本件拠出の概要	
日本は、これまで平和のためのパートナーシップ(PfP)信託基金や防衛能力構築支援(DCB)信託基金に拠出している。これら基金は、NATO の軍事的専門知識を活用し、パートナー国等における老朽化余剰兵器(武器、地雷、不発弾等)の安全な管理・処理、元軍人の社会復帰支援、軍事基地の民生利用促進や軍内のジェンダー主流化といった防衛改革支援等を目的としている。また、近年ではロシアによるウクライナ侵略を受け、ウクライナに対して殺傷性のない装備品等を供与する「ウクライナのための包括的支援パッケージ(CAP)」信託基金等にも拠出している。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 1,314 千円	
NATO 加盟国及び NATO との共通の利益に基づいて協力関係を発展させる日本を含むパートナー国による信託基金であり、全額イヤマーク拠出。 (令和6年度は当初予算:1,920 千円、補正予算:3,475,000 千円)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
欧州局政策課、北大西洋条約機構(NATO)日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

ロシアによるウクライナ侵略やインド太平洋地域における力による一方的な現状変更の試みをはじめ、国際的な安全保障環境が厳しさを増す中、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障が不可分であり、基本的価値を共有する同志国との一層の連携を強化することが重要であり、2022 年 12 月付国家安全保障戦略にて同盟国・同志国間のネットワークを重層的に構築するとともに、それを拡大し、抑止力を強化していくために、NATO との安全保障上の協力の強化にも言及されている。上記外交戦略を踏まえ、本件拠出を通じて日 NATO 関係を強化する。

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

2022 年に採択された NATO の「戦略概念」では、インド太平洋のパートナーとの対話・協力の強化の指針が示された。このような NATO のインド太平洋への関心の高まりを受け、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障は不可分であるとの認識の下、日・NATO 間の協力の重要性が高まっている。

インド太平洋パートナー(IP4: 日本、豪州、ニュージーランド、韓国)は 2022 年に初めて NATO 首脳会合に招待され、2024 年7月の NATO 首脳会合には岸田総理大臣が日本から3年連続で出席した。同首脳会合において、IP4 と NATO の間で持続的な協力を確立すべく、4つの分野(①ウクライナ支援、②サイバー防衛、③偽情報対策、④テクノロジー)を旗艦事業とすることが発表された。

2025 年4月には、岩屋外務大臣が、日本から4年連続となる NATO 外相会合に出席し、世界のどこであれ、力による一方的な現状変更の試みは許されないことについて述べ、NATO 及び加盟国との連携を確認した。また、同月、ルッテ NATO 事務総長が訪日し、日本と NATO のパートナーシップが欧州・大西洋及びインド太平洋地域の双方にとって戦略的に重要であることを確認した。

NATO は、主に欧州・中央アジアの旧共産主義国、アフガニスタン、中東といった、民主化途上にある非 NATO 加盟国の民主化・安定化を支援するため、各種信託基金を活用して不発弾処理、小型武器弾薬等の破壊を含む危機管理関連等の様々なプロジェクトを実施するとともに、ロシアによるウクライナ侵略を受け、ウクライナに対する支援も重視している。日本は、NATO との間で、2023 年7月に合意された国別適合パートナーシップ計画(ITPP)に基づき、サイバー防衛、海洋安保等の分野における実務的協力を進めており、さらに、各種プロジェクトへの拠出を行うことにより、ウクライナ、中央アジア・コーカサス地域等における平和構築事業に高い実績及び経験を有する NATO 及び関係諸国と緊密に連携するとともに、日本単独では支援困難な分野において貢献を行うことが可能となっている。特に、当初予算、予備費、補正予算で拠出している NATO の CAP 信託基金を通じたウクライナ支援は、軍事的な支援に制約がある中で日本のウクライナ支援の姿勢を示すことができ、また、ウクライナの緊急性のニーズに応える意味でも重要性が高く、また、日 NATO 関係の深化にもつながっており、NATO やウクライナからも高く評価されている。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は、加盟国ではなくパートナー国であるため、NATO の意思決定に直接関与しないが、日本の拠出は、NATO が実施する事業の中から拠出先を主体的に選びながらイヤマークして行われており、日本が重視する事業へ拠出することができる。また、2022 年以降の NATO 外相会合、首脳会合への日本の外務大臣、総理大臣による参加や 2025 年4月のルッテ NATO 事務総長訪日をはじめ、近年、日・NATO 間の対話及び協力は飛躍的に深化している。

今後こうした機会等を通じて日本の安全保障政策や NATO における日本の取組を発信することにより、NATO の意思決定に影響を与えることが期待される。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

・2022 年6月、岸田総理大臣が NATO 首脳会合に初めて参加し、日 NATO 国別パートナーシップ協力計画(IPCP)を新時代にふさわしいものにアップグレードすべく、新たな協力文書の早期合意に向けて作業を加速することを確認。
・2023 年1月、ストルテンベルグ NATO 事務総長が訪日し、共同声明を発出し、法の支配を始めとする共通の価値及び戦略的利益を共有する、日 NATO 間の協力の深化を再確認。

- ・2023 年4月、林外務大臣が、2年連続で NATO 外相会合に参加し、2023 年の G7議長国として、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向けて、国際社会の取組をリードしていく決意を表明。
- ・2023 年7月、岸田総理大臣は NATO 首脳会合に出席し、ロシアによるウクライナ侵略やインド太平洋情勢や NATO・IP4 協力について議論。日 NATO 協力に関する新たな計画「国別適合パートナーシップ計画(ITPP)」の策定を発表。
- ・2024 年2月、上川外務大臣は、訪日したカヴォリ NATO 欧州連合軍最高司令官の表敬を受け、国別適合パートナーシップ計画(ITPP)に基づく日 NATO 間の具体的な協力の推進について意見交換。
- ・2024 年4月、辻外務副大臣は、NATO 外相会合に参加し、ウクライナや東アジアの情勢を含む国際的な安全保障環境や NATO とパートナー間の協力等について議論を行った。
- ・2024 年4月、上川外務大臣は、G7外相会合の機会に、ストルテンベルグ NATO 事務総長と会談し、ウクライナやインド太平洋情勢に関して意見交換し、ウクライナ支援等においても引き続き緊密に連携していくことを確認。
- ・2024 年7月、岸田総理大臣は NATO 首脳会合に出席し、ロシアによるウクライナ侵略やインド太平洋情勢を含む国際安全保障環境について議論。NATO・IP4 間の4つの分野における協力を推進するための旗艦事業を発表。
- ・2025 年1月、石破総理大臣は、ルッテ NATO 事務総長と電話会談を行い、日 NATO 及び NATO・IP4 の関係強化に向けた協力を確認するとともに、地域を越えて同志国で対処すべき課題についても緊密に協力していくことで一致。
- ・2025 年2月、東京において、日・NATO 戦略的コミュニケーション会議を開催し、インド太平洋地域の情報環境や今後の連携の在り方について意見交換を行った。
- ・2025 年4月、岩屋外務大臣は NATO 外相会合に出席し、地域を越えた安全保障課題や NATO・IP4 協力等について議論を行った。日本の外務大臣は 2022 年以降、4年間連続して NATO 外相会合に出席している。
- ・2025 年4月、ルッテ NATO 事務総長が訪日し、石破総理大臣と会談を行うとともに共同声明を発出。日本と NATO のパートナーシップが、欧州・大西洋及びインド太平洋地域の双方にとって戦略的に重要であることを確認するとともに、日・NATO 協力を新たな高みに押し上げるべく、様々な分野における協力を一層深化させていくことで一致。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

2023 年1月に、首脳間で合意した「日・NATO 共同声明」では、協力の優先分野として新たな戦略的環境における協力として、サイバー、宇宙、偽情報、重要・新興技術等の分野、新たな安保課題での協力の重要性を再確認しており、2-2 に記載のとおり、日本の当該拠出は当該分野での協力関係の深化に貢献した。この成果を一助として、1-3 に記載した 2022 年以降の4年連続となる NATO 首脳会合及び外相会合への日本の招待をはじめ、2023 年1月のストルテンベルグ NATO 事務総長訪日や 2023 年7月の首脳会合の際には、日 NATO 協力を新たな高みに引き上げる日 NATO 間の新たな協力文書に合意し、また、2024 年7月には、NATO・IP4 間の旗艦事業に合意しており、これらを踏まえ、様々な分野で具体的な協力が進展している。

2025 年4月のルッテ NATO 事務総長の訪日の際には、防衛産業協力の強化は、日・NATO 双方の優先事項であることを確認するとともに、サイバー、海洋安全保障、戦略的コミュニケーション、相互運用性を含む様々な分野における協力を一層深化させていくためにハイレベルで議論を行った。以上を総合的に勘案し、本件拠出は、評価対象期間中において、その有用性・重要性がなお一層高まり、本件外交目標に向けて大きく貢献した。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

NATO の各信託基金への拠出は、日本及び NATO が重視する地域の平和と安定に寄与することで、平和構築分野において NATO 及び同加盟国・パートナー国との協力を推進する、外交上の極めて有力なツールである。日本は、NATO が有する武器回収や軍事施設の民生転換等の専門的なノウハウを活用することで、平和構築に効率的かつ効

果的に取り組むことができる。また、これを通じた中央アジア・コーカサス、中東欧地域、西バルカン地域等における平和と安定への寄与し、ひいては日本の外交政策上の目標である自由・人権・民主主義等の共通の基本的価値を共有する NATO 及び関係諸国との関係の強化に貢献している。

また、NATO の CAP 信託基金を通じたウクライナへの殺傷性のない装備品の供与は、NATO のノウハウを活用し、ロシアによる侵略を受け、困難に直面するウクライナの人々に寄り添った支援を実施することを可能としており、ウクライナ及び NATO から感謝されている。

上記に鑑み、北大西洋条約機構(NATO)は、2-2 のとおりの効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 及び 3-2 のとおりである。

基準4については 4-2 の理由から N/A としている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献をした。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標	
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果	
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果	
・2020 年度当初予算により拠出した防衛能力構築支援(DCB)信託基金「国連通信学校(エンテベ)能力構築プロジェクト」については、国連 PKO のパフォーマンス向上のため、NATO の実施する軍・警察の通信専門家を対象とする教官育成等への支援事業を実施。2024 年 12 月に事業が終了し、現在、終了手続き中。最終事業報告書を請求中。	
・2021 年度当初予算により拠出した防衛能力構築支援(DCB)信託基金「ジョージア・サイバー防衛研究所事業」については、ジョージアのサイバー防衛能力向上のため、セキュリティ研究所の設立等への支援事業実施中。	
・2022 年度当初予算により拠出したウクライナのための包括的支援パッケージ(CAP)の医療用品調達・搬出プロジェクトについては、2023 年 10 月にウクライナへの物品供与が完了し、最終事業報告書を請求中。	
・2022 年度予備費により拠出したウクライナのための包括的支援パッケージ(CAP)の対無人航空機検知システムの供与プロジェクトについては、2023 年3月に NATO への資金拠出が完了し、ウクライナへの支援事業実施中。	
・2023 年度当初予算により拠出したウクライナのための包括的支援パッケージ(CAP)の毛布調達・搬入プロジェクトについては、2024 年 10 月にウクライナへの物品供与が完了し、最終事業報告書を請求中。	
・2023 年度補正予算により拠出したウクライナのための包括的支援パッケージ(CAP)の対無人航空機検知システムの供与プロジェクトについては、2024 年1月に NATO への資金拠出が完了し、ウクライナへの支援事業実施中。	
・2024 年度当初予算により拠出した防衛能力構築支援(DCB)信託基金「ボスニア・ヘルツェゴビナのサイバー防衛能力向上プロジェクト」については、ボスニア・ヘルツェゴビナのサイバー防衛能力向上のための支援事業実施中。	
・2024 年度補正予算により拠出したウクライナのための包括的支援パッケージ(CAP)の軍事医療・リハビリテーション能力向上プロジェクト等については、2025 年3月に NATO への資金拠出が完了し、ウクライナへの支援事業実施中。	

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	随時

3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	事業実施中のため
(参考) 次回報告書の受領予定時期等	—
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
・本件拠出金は、NATO において設立されている防衛能力構築支援(DCB)信託基金や「ウクライナのための包括的支援パッケージ(CAP)」信託基金の下で立ち上げられたプロジェクトに対し、日本からイヤマークされた資金として、NATO 事務局にて管理され、他の加盟国・パートナーからの拠出金を合わせ、プロジェクトの実施のために支出される。NATO 側から事業報告書等を通じて事業の実施状況については定期的に報告を受けている。 ・決算報告書については、事業毎に随時受領しており、少なくとも事業完了時の最終決算報告書により適切に管理しているが、本評価対象期間中において事業実施中の案件(※終了手続き中の案件も含む)については、決算報告書を受領していない。一部の事業終了案件については、決算報告書を請求中である。 ・監査に関しては、NATO 国際監査委員会という NATO の独立した外部監査機関による監査の対象となっているが、日本が拠出した事業についての指摘事項はない。 ・拠出先が NATO に設置された信託基金であるため当該基金に限定した監査はないが、NATO の信託基金関連プロジェクトの進捗や財務に関する監督体制は、NATO 支援調達庁(NSPA:NATO Support and Procurement Agency)や NATO 通信情報庁(NCIA:NATO Communications and Information Agency)がプロジェクトの進捗や財務状況を監督し、進捗状況報告書や財務報告書という形でドナーに適宜報告するという形をとっており、特段の問題が指摘されたことはない。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。	
該当なし。	

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
-	-	-	-	-	-	-
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
-	-	-	-	-	-	-
備考						

4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況（ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた抛出自先及び日本側の取組状況等）

4-2 本件抛出自金を基準4の評価対象としない場合（「N/A」とする場合）、評価対象としない（「N/A」とする）合理的理由
日本は加盟国ではなく、日本人職員採用が想定されていないため。

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B

b

b

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
アジア欧州財団 (ASEF) 拠出金	
2 拠出先の名称	
アジア欧州財団 (ASEF)	
3 拠出先の概要	
1996 年に開催された第1回アジア欧州会合 (ASEM) 首脳会合において、アジア・欧州の更なる相互理解を促進するための常設機関を設置することに合意。翌年2月、シンガポールにアジア欧州財団 (Asia-Europe Foundation, ASEF) が設立された。参加国は ASEM と同じくアジア・欧州の 51 か国・2機関。文化、教育、ジャーナリズム、ガバナンス、環境、国際保健、人権などの分野で交流事業を実施。	
4 (1) 本件拠出の概要	
本件拠出は、ASEF が実施するアジア・欧州の相互理解を促進するための事業のうち、日本がこれまでも国際的に貢献してきた分野においてそのプレゼンスを高めることにつながる事業にイヤマーク (任意で支払うもののうち、用途を指定して行う拠出) するもの。なお、日本からは、本件拠出とは別途、ASEF の運営経費向けのコア拠出 (義務的拠出金: 令和7年度 19,284 千円 / 170,654 星ドル) を実施してきており、事業実施の前提となる組織運営 (スタッフの人件費や施設維持費等) を支えている。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模 (予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 830 千円 / 7,343 星ドル	
令和6年度は本件拠出 (1,114 千円 / 10,815 星ドル) を実施。コア拠出 (16,837 千円 / 163,462 星ドル) を実施。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
欧州局アジア欧州協力室	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標 (外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標 1 地域別外交」、「施策 1-4 欧州地域外交」、「個別分野1 欧州地域との総合的な関係強化」、「測定指標 1-1 欧州地域との政治的な対話・協力の進展」の下に設定された中期目標「基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との関係を総合的に強化する。」を達成するための手段の一つと位置づけている。令和5年度外務省政策評価事前分析表 57 ページ参照)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

ASEF はアジア・欧州間の相互理解促進のために事業を実施しているところ、本件拠出により日本に対する理解を高めることにつながる事業やビジビリティの高い事業の実施経費を負担し、主体的に関わることで、より見える形で、ASEF との協力関係強化、欧州地域との総合的な関係強化につなげるべく、17th ASEF Classroom Network (2024) への具体的な貢献を行った。日本は、本件拠出以外に、ASEF の運営経費向けのコア拠出(義務的拠出金)を実施し、事業実施の前提となる組織運営(スタッフの人件費や施設維持費等)を支えており、本件拠出と補完的な関係となっている。ASEF の活動は、ASEM 首脳会合や外相会合の議長声明において高く評価されており、例えば、2021 年 11 月の第 13 回 ASEM 首脳会合(ASEM13)議長声明においては、ASEF が主催した、若者を対象にしたヤング・リーダーズ・サミットや編集者によるラウンドテーブルなどの事業への言及がある。このように ASEF の活動は、ASEM の重要性及びビジビリティを高めるものと認識されており、前述のような日本の貢献は、ASEM 首脳会合や閣僚級会合をはじめとする ASEM・ASEF 場裏における日本の影響力・発言力を維持・強化するため、さらには、日本の関心事項(アジアの安保環境、質の高いインフラ等)に関するアジア欧州間の協力・連携を推進するために必要不可欠である。また、日本人初の事務局長が任期満了により 2024 年に退任したところ、新しい事務局長との関係強化等の意味でも、本拠出及びコア拠出等を通じた ASEF との協力関係強化は重要性を増している。

この他、日本は、ASEM 参加国におけるパンデミック発生時に迅速に対応するため、能力強化事業やパブリック・ヘルス・ネットワーク事業、感染症対策物資の備蓄事業に係る経費を拠出(平成 19 年補正、令和2年補正)し、支援している。その一環として、新型コロナのパンデミックの際は、備蓄物資をアジアの ASEM 参加国に提供した他、ウクライナ及び ASEM 参加国を含む周辺国におけるウクライナ避難民の感染症対策のための支援を実施した。また、国際赤十字・赤新月社連盟(IFRC)を通じた、アジアの ASEM 参加国5カ国における感染症予防・対応能力強化のための備蓄事業を実施している。このような公衆衛生分野における支援は直接裨益する ASEM 参加国及び国際的な注目度が高く、また、日本と ASEF の協力により時宜を得た支援が可能となっていることの証左となっている。また、日本は、ASEF を欧州青年向け対日理解促進交流プログラム「MIRAI」の拠出先としており、アジア・欧州両地域にネットワークを有する ASEF の協力を得て同事業を実施している。

日本としては、このように多層的な支援を通じて ASEF との協力関係を構築してきており、その中で、本件拠出により ASEF が企画・立案する事業に貢献することにより、その他日本が重視する案件についても ASEF の積極的な協力を得られやすくなり、相乗効果が期待できる。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

・日本は ASEF における理事会(年1回)に日本理事を派遣している。現職の日本理事は 2022 年2月に就任し、同年6月の理事会で執行委員に選出されている。同委員会への日本理事の選出は5回目。(なお、執行委員会は、ASEF 事務局長、同次長並びにアジア地域及び欧州地域からそれぞれ6名ずつの理事、合計 14 名から構成され、年に2回(第2四半期に開催される理事会の前、及び第4四半期に)開催され、ASEF の活動や財政状況等を事前に審査し、理事会に報告する権限を有する。理事会は、執行委員会からの報告を概ね追認することから、執行委員会が ASEF の活動の方向性を実質的に決定づけているといえる。)また、同理事は、2023 年7月の理事会で財政監査委員に選出され、現在執行委員と財務監査委員を兼務している。我が国は、運営経費の上振れを押さえるため、理事会や執行委員会、財政監査委員会を通じ、主要財政貢献国と協調しつつ、ASEF 事務局に対して効果的且つ効率的な財政運用に努めるよう要請してきており、今後もこれを継続していく。

・理事は ASEF 規則上、各国ではなく、ASEM 全体の利益を代表することになっているが、外務省は理事と綿密な協議・意思疎通を行い、日本が重視する効率的な機関の運営や適切な手続の確保等が ASEF の意思決定プロセスに反映されるよう努めている。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

森川徹 ASEF 事務局長(日本人初の事務局長、2020 年～2024 年)が任期満了により退任し、ポーランド出身の新事務局長が就任したところ、理事会・執行委員会の場等を活用した協議・意思疎通を実施している。また、本件拠出によって日頃から ASEF との良好な関係を構築していることにより、ASEF からの要望を受け、2025 年5月にリガ(ラトビア)で実施された ASEF 事業「女性・平和・安全保障(Women Peace and Security (WPS))に関するセミナー」のパネルディスカッションに、嘉治美佐子外務省参与が登壇することにつながり、近年の日本の WPS 外交の動向等に言及すること等を通じて、日本のプレゼンスを示すことができた。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

令和6年度に拠出した 17th ASEF Classroom Network(2024)には、11 月にマニラ(フィリピン)にて実施された対面会議に日本人の教育関係者(2名)が「AI に関する学習、AI を通じた学習」をテーマとする、本事業のリソース・パーソン(対面会合のパネリスト等)としての協力を通じて日本のプレゼンス確保及びビジビリティ向上に寄与した。本件拠出は日本を含むアジア地域及び欧州地域の教育分野における一層の交流拡大及び相互理解の促進に役立っており、日本人の教育関係者(2名)もオンラインで参加している。また、事業の成果物である AI の学校への導入に関する調査報告書、及び同報告書の共有を通じた日本の教育関係者への裨益拡大が期待できる。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

・本件拠出を通じて、日本は、ASEM 首脳会合や閣僚級会合における日本の影響力・発言力を維持・強化し、成果文書に日本の重視する政策・価値観を盛り込むことを目指すことを念頭に、戦略的に日本に対する理解を高めることにつながる事業、ビジビリティの高い事業に焦点を当てて支援してきている。

・ASEF は、2-2 のとおり本件拠出による事業実施において実績を上げており、アジア・欧州間の相互理解の促進のための日本の貢献をより具体的な形で示すことができ、両地域間の草の根レベルの交流を促進するとともに、ASEF との協力関係を強化することができた。このような継続的な支援は、日本の関心事項に関するアジア欧州間の対話・協力を推進するために引き続き必要不可欠。

・また、このような継続的な拠出に裏打ちされた日本への信頼は、2020 年8月の日本人初の ASEF 事務局長就任及び 2022 年6月の日本理事の執行委員選出、並びに 2023 年7月の財政監査委員選出につながり、ひいては ASEF との協力関係の強化、ASEM における一層の日本のプレゼンス拡大に貢献した。

・本 2024 年拠出事業の後継である 2025 年事業(18th ASEF Classroom Network(2025))が開始されている。オンラインプログラムのオープニング式での挨拶要請を受け、2025 年 5 月に外務省アジア欧州協力室長が冒頭挨拶を実施。日本への信頼の現れの一例といえる。

・なお、本事業への日本からの参加者が確保できるよう、本事業への応募オープン・コールが開始された際には、関係省庁への周知をした上で、日本の教育関係者の目にとまる可能性が高いサイト(ユネスコスクールの公式サイト)に本研修について掲載している。このような地道な取組が日本人教育関係者の参加につながっている。

・さらに、日本の拠出事業については、報告書等に日本の貢献について明示的に記載されるよう、従来から働きかけを行っており、17th ASEF Classroom Network(2024)参加者らを対象に 2024 年3月-5月に実施された成果物(調査報告書「AI と教育(2024 年 11 月発行)」)では、日本を含む本件事業拠出国・機関への謝辞が記載されている。

・以上を総合的に勘案すれば、本件拠出は、評価対象期間中において、1-1 (2)で述べたとおり、義務的拠出金(ASEF の組織運営に向けたコア拠出)と効果的に相互補完しつつ、本件外交目標にむけて相応の貢献をしたと総括できる。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

アジア欧州財団(ASEF)拠出金は、アジア欧州財団(ASEF)がアジア・欧州の更なる相互理解を促進することで、日本の外交政策上の目標である「基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との関係を総合的に強化する。」に貢献することを目標としている。

アジア欧州財団 (ASEF) は、基準2のとおり、アジア地域・欧州地域間における中等教育関係者等に対し、それぞれ (1) 学校間・教員間の協力強化、(2) 共同研究推進、(3) 「AI に関する学習、AI を通じた学習」のテーマに関する認識強化等といった効果を上げている。今般は、38 の ASEM 参加国から 330 名の教育機関関係者のオンライン参加を得ており、その他の成果等は 2-2 のとおり。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2) のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

・2024 年度拠出 (1,114 千円) : 17th ASEF Classroom Network (2024) にイヤマーク。「AI に関する学習、AI を通じた学習」をテーマに、AI の教育への活用に係る課題 (使用目的、教授法、プライバシー、安全性、及び倫理)、また、教育における AI についての指導に関する意見交換・共同研究をアジアと欧州の中等教育機関の関係者間で実施した。本事業の目標は、アジア地域・欧州地域間における中等教育関係者について、(1) 学校間及び教員間の協力強化、(2) 共同研究推進、(3) 前述のテーマに関する認識強化であった。本事業の活動はハイブリッドで開催され (1) に関しては、38 の ASEM 参加国から 330 名の教育機関関係者がオンラインで参加し、学校間の協力強化に関しては、日本人 2 名を含む、196 名の参加者のコネクティビティ・ネットワークが強化された。また、11 月にマニラ (フィリピン) にて実施された対面会議では、日本の教育関係者 (2 名) が①ラウンドテーブル (テーマ: 「教育における、道徳的、安全、効率的及び賢明な AI ツールの使用-アジア・欧州地域の学校をどのように準備するのか」) の発表者、また、②教員間の協力強化事業の発表者として参画した。この対面会合の成果等は、ビジビリティの高いイベント (於: 北京 (中国) (参加者 800 名)、パリ (フランス) (参加者 300 名)、東京 (日本) (参加者 100 名)) にて報告された。東京では、「教育における AI-その可能性と課題」をテーマとして UNESCO チェア・シンポジウムにて、対面会合に参加した日本人発表者がモデレーターを務め、会合成果等が報告された。また、(2) 共同研究 (オンライン) には目標 250 名の参加に対して 330 名の教育関係者の参加があり、事業の成果物であるアジア及び欧州地域の中等教育関係者から聴取した教育における AI の活用に関する報告書の作成につながった。さらに (3) に関しては ASEF のソーシャルメディアプラットフォーム等を通じた発信活動 (目標 5 万ソーシャルメディア・リーチに対し 2.9 百万超のソーシャルメディア・リーチ、及び目標 7,000 人の閲覧者数に対して 8,000 人超のホームページ閲覧者達成) により本事業関連情報を拡散し、事業のテーマに対する認識強化を図った。

・新型コロナウイルス感染症等の影響でアジア・欧州間の人々の交流が大きな制約を受ける中、これまでに日本が拠出した Classroom Network 2020 事業、Classroom Network 2022 事業、Classroom Network 2023 年事業に引き続き、本 17th ASEF Classroom Network (2024) 事業では、交流イベントや共同研究についてはハイブリッドで開催し、オンライン講義・対面会議等を通じて効果的に事業を実施し、参加者間のネットワーキング強化により、50 件の革新的な教授法の実践、9 件の教員協力の提案を含む、前述の目標に見合った成果を上げたことは、ASEF の安定した対応能力の証左

となった。なお、ビジビリティ確保に向けた取組としては、その他、日本の拠出により支援した本事業関連の報告書については、日の丸のロゴが入った形で明示的に記載されており、関係機関に共有されている。

- ・本件事業については、1998 年以降継続的に開催されている ASEF の教育分野の主幹事業となっており、日本を含むアジア地域及び欧州地域における教育分野関係者の評価も高い。現時点で ASEM 参加国から累計で 2,500 名を超える教師、また 36,000 名を超える生徒の参加、430 の連携プロジェクト、125 超の革新的な教授法実践等の実績を誇る。
- ・2025 年度拠出：イヤマークする事業候補について、ASEF と協議中。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2025年3月(日本の2024年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2026年4月(日本の2025年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
・本件拠出は、ASEF事務局が策定し、理事会で承認された事業に充てられる。事業実施後、例年3月から4月にドナーに報告が行われている。2024年度拠出による17th ASEF Classroom Network(2024)の会計報告書は2025年3月に提出された。同会計報告書にて、2024年度拠出金が、本事業実施のため全額適切に使用されたことを確認した。 ・財政監査委員会が精査した財務報告書が理事会に提出される仕組みとなっている。なお、制度として、外部監査が実施されることとなっており、2023年度にRSM SG Assurance LLP社が実施したASEF全体の外部監査報告の中で、決算報告書が正確かつ適正に作成されている旨が確認されており、本拠出について特段の指摘はなされていない。 ・本件拠出金のみについての監査は行われていないが、直近の財政監査委員会において本拠出について特段の指摘はなされていない。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
これまで組織内のルールが必ずしも全て関係者間で共有されていなかったことを受け、森川前事務局長のイニシアティブにより、2022年10月以降の経費返済手続きのデジタル化や調達ルールの明確化、2023年の顧客情報管理に資するコンプライアンス・ガイドラインのデータベース化の推進等、ASEF組織内の行財政関連ルールの明確化及び透明化が進められ、本件拠出を含む、組織全体の透明性確保に寄与。2024年に任期満了で森川事務局長が退任し、ポーランド出身の事務局長が選出されたところ、拠出金の適時の支払い、事務局と理事とのコミュニケーションの向上、欧州を含むASEFのビジビリティ強化等に係る協議が継続されている。	
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。	
該当なし。	

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則2024年12月末時点。)
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
3	3	2	2.67	2	-0.67	37
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
1	1	1	1	1	0	9
備考	ASEFは職員数が少なく拠出金の使途範囲内といった絞り込みが困難であるため拠出先全体の職員数等を使用。2024 年に関し、日本の任意拠出金の割合が 0.39%であるのに対し日本人職員が占める割合は 5.41%となっており拠出率と比較して日本人職員比率は既にかなり高い状況にある。さらに、ASEF は拠出する国・機関の数(53)より職員数が少ないことから本拠出の貢献を直ちに日本人職員の増強につなげるのは困難。					
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
・2020 年8月、初の日本人事務局長が就任(任期4年)。2024 年9月に退任。 ・日本人事務局長の任期満了による退任後、外務省から1名を、日本の拠出事業を総括する事務局長アドバイザーとの役職の幹部として出向させている。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B

b

b

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際連合開発計画(UNDP)拠出金(日本・パレスチナ開発基金)	
2 拠出先の名称	
国際連合開発計画(UNDP)	
3 拠出先の概要	
UNDP は、国連総会決議(A/RES/2029 (XX))に基づき、1966 年に設立。本部はニューヨーク(米国)。2024 年現在、加盟国数は 193 国・地域。様々な形態の貧困の撲滅、持続可能な開発に向けた構造改革の促進、及び危機やショックに対するレジリエンスの構築を目標として、約 170 の国・地域で活動を実施。東京に駐日事務所を置く。	
4 (1)本件拠出の概要	
本拠出金は、UNDP のパレスチナ支援プログラム内の「日本・パレスチナ開発基金」に対して拠出するもので、パレスチナのヨルダン川西岸・ガザ地区のパレスチナ人の民生の安定と開発のために充てられ、中東和平達成への環境づくりに貢献することを目的とし、イヤマーク拠出(任意で支払うもののうち、使途を限定して行う拠出)を行うもの。近年は、主に日本独自の中東和平政策である「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業であるジェリコ農産加工団地(JAIP)を推進するためのプロジェクトに加え、ガザ地区教員招へい事業、太陽光発電といった再生可能エネルギー導入も含む電力支援、若者のエンパワーメントや医療廃棄物管理等、本拠出金を通じて幅広いプロジェクトを実施している。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 47,513 千円	
日本の拠出率:100%、全額イヤマーク拠出。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
中東アフリカ局中東第一課、国際連合日本政府代表部、在ラマツラ出張駐在官事務所(対パレスチナ日本政府代表事務所)	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅰ:地域別外交」、「施策Ⅰ-5:中東地域外交」、「個別分野1:中東地域の安定化に向けた働きかけ」、「測定目標 1-1:中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果」の下に設定された中期目標「イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ、関係者間の信頼醸成措置及び対パレスチナ支援を実施し、イスラエルとパレスチナ関係の強化やパレスチナ経済の自立に貢献する」を達成するための手段の一つと位置づけている(令和5年度政策評価事前分析表)。

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

中東和平問題は、中東地域の中核的課題であり、中東地域の安定は資源の安定供給の確保の観点からも日本にとって重要である。日本は、国際社会と共に、イスラエルとパレスチナが平和裡に共存する二国家解決を通じた中東和平の達成に向けた取組を積極的に行っており、対パレスチナ支援はその柱の一つとなっている。中東和平の動向については、2023 年 10 月7日以降のガザ情勢や不安定化する西岸情勢の影響を受け不透明な状況が続いている。このような状況下であるからこそ、パレスチナ経済の自立及び社会の安定に向けた支援を着実に継続することが極めて重要である。現下のガザ及び西岸情勢を受け、国際社会が二国家解決を念頭にパレスチナの国づくりを支援する必要性及び信頼醸成(相互不信の解消)の重要性は以前にも増して高まっている。

パレスチナ支援においては、パレスチナの民政の安定化と経済的自立が将来的にパレスチナが国家として独立するために必須であることは国際社会の一致した認識である。日本としては、経済及び社会の自立に向けた支援を継続することが重要であり、このためには、「日本・パレスチナ開発基金」への通常拠出金の活用が必要不可欠である。本基金による支援は、パレスチナ側のニーズに対し迅速な決定・実施が可能なため、大統領を始めとするパレスチナ自治政府要人のみならず、主要ドナー諸国からも高く評価されている。さらに、本基金を通じた支援によりパレスチナ人の行政面を含めた能力強化を図ってきているほか、プロジェクト関連物資及び工事の調達・請負契約に際してはパレスチナ企業や労働者を積極的に活用する等、パレスチナ経済にも裨益する援助形態であるため、パレスチナ住民からも高く評価されている。

より具体的には、本基金を通じ、日本独自の中東和平政策である「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業であるジェリコ農産加工団地(JAIP)開発推進のための事業に加え、中東和平プロセスの停滞や社会・経済状況の悪化(パレスチナ全体の失業率は 24.4%(国際労働機関 2022))などから子供や青年が社会に希望を見出しにくい状況を踏まえた若年層のエンパワーメントのための支援、ガザで逼迫する電力を踏まえた学校へのソーラーパネルの設置支援、パレスチナ自治政府(PA)の行政能力強化のための支援などを実施している。

このうち「平和と繁栄の回廊」構想については、日本、パレスチナ、イスラエル、ヨルダンの四者による地域協力によりヨルダン溪谷の社会経済開発を進め、パレスチナの経済的自立を促す中長期的取組であり、2006 年に小泉総理大臣がパレスチナを訪問した際に提唱したものである。UNDP パレスチナ支援プログラムは、本拠出を通じ、JAIP を、民間企業 17 社、パレスチナ人約 285 人を雇用する重要な産業拠点に発展させるにあたり大きな役割を果たしている。JAIP の総面積は 115ha であり、フェーズⅠ(11.5 ha)、フェーズⅡ(50ha)、フェーズⅢ(50ha)で構成されている。現在、フェーズⅠのみ完成している。入居企業に対するインセンティブの増強により、現存するフェーズⅠに加え、フェーズⅡの開発需要が生まれており、JAIP への支援は本基金を通じて引き続き実施していく必要がある。

JAIP は、パレスチナの経済自立に大きく貢献しているとして、PA のみならず、イスラエル政府や国際社会からも高く評価されているが、日本の JAIP 支援の成果の最大化を図るために、JAIP が製造業の拠点としての機能を強化する観点から、物流活性化や企業の能力向上も併せて支援すべく、日本はカルテット事務局や国連産業開発機構(UNIDO)を通じた事業(令和4年度補正予算案件「移動と貿易(2022-2023 年)」及び「パレスチナ・ビジネス繁栄センターを通じた脱炭素化及び経済社会領域の活性化に向けた総合的サービス促進プロジェクト」)を実施しており、本プログラムを通じた事業を補完している。なお、国連パレスチナ難民救済機関(UNRWA)の事業は全て難民を対象としたものであり、本基金による裨益対象とは異なっている。

このように、その時々々の現地の事情に沿った幅広い要請に応えつつ、日本の中東和平政策や人間の安全保障の推進に関する意向も酌んだ形で的確な案件形成とプロジェクトの実施をできる機関は、パレスチナにおいて、現地での長い経験と人脈、及び高い専門性を有する UNDP パレスチナ支援プログラム以外にはなく、本件拠出は、上記 1-1(1)の目標達成に向けて、重要な役割を果たしていると言える。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

イヤマークの 100%日本拠出のため、日本は個別プロジェクトの選定・形成・実施管理等々全ての意思決定プロセスに主体的に関与している。日本は、UNDP の最高意思決定機関である執行理事会の議席(全 36 議席)を、西欧及び他のドナーグループの一員としてローテーション(コア・ファンド拠出額等に基づき決定)により、2007 年～2029 年のうち4年間(2009 年、2014 年、2019 年、2027 年)を除いて、最大の 19 会期にわたり確保している。
1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等
2024 年5月、深澤外務大臣政務官は、アブダラ・アル・ダルダリ国連開発計画(UNDP)総裁補兼アラブ局長による表敬を受け、長年の支援に対し謝意が示された。また、同席していた野口パレスチナ人支援プログラム副所長からも謝意表明があった。
1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。
評価期間対象外ではあるが、本件拠出金を活用して実施した ICT を活用したビジネスアイデアを競う 2018 年9月の ICT コンペ事業に際しては、UNDP と JETRO の協力のもと、JAIP を訪れた日本企業 13 社(本件 ICT コンペの後半も視察)と ICT 分野でビジネスを展開するパレスチナ企業 12 社との間で B to B ミーティング及びレセプションが開催された。
1-5 本件拠出に係る日本側の取組等
在ラマツラ出張駐在官事務所と UNDP パレスチナ事務所との間で不定期に協力分野や優先事項等につき協議し、日本からの要望を伝えている。また、技術的なレベルにおいても緊密な意思疎通を図り、課題の解決等について話し合う機会を設けている。これら協議の成果の一例として、2022 年度拠出金「パレスチナ・ビジネス繁栄センターの運営(パルプロセンター第二フェーズ)」の実施過程で課題や成果に係る議論を繰り返すことで得られた教訓や知見を 2023 年度拠出金「JAIP フェーズ2の開発促進」の事業計画策定と実施監理に生かし、活動内容の充実や実施の円滑化などが図られるようになったことが挙げられる。また、日本が主導して立ち上げた東アジア諸国のリソースや経済発展の知見を活かしてパレスチナの国づくりを支援する「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合(CEAPAD)」の枠組みで、中東和平への取組の一環として 2024 年度拠出金「工業団地の発展:カンボジアからの洞察」の案件形成を行った。 本件拠出金の全ての案件に対して、ビジビリティの確保を要請し、日本の国旗を明示する等、日本の支援であることが現地で十分に広報されており、アッバース自治政府大統領を初めとするパレスチナ自治政府要人のみならず、パレスチナ住民からも高く評価されている。
1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括
国際連合開発計画(UNDP)拠出金は、UNDP が中・長期的な観点から、パレスチナの行政能力向上、経済開発、改革支援、双方の信頼醸成に資する案件を形成し、実施することで、イスラエルとパレスチナの「二国家解決」を念頭に置いた、パレスチナの民政安定と、パレスチナの国づくり、人づくりを支援することに貢献することを達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である「平和と繁栄の回廊」構想に貢献することを目指している。 UNDP は、基準2のとおり JAIP のインフラ整備、運営能力強化を目的として事業を実施しており、効果を上げている。 また、基準3においては、3-1のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。 基準4については、4-1のとおり状況である。

また、2022 年9月の故安倍晋三國葬儀の際に訪日したハムダッラー元首相から岸田総理大臣に対して、「平和と繁栄の回廊」構想を含むこれまでの日本に対する謝意が表明された。また、同元首相は、訪日時に別途会談した山田外務副大臣に対し、パレスチナに対する日本の長年の協力について謝意を表明した。

2023 年2月にパレスチナを訪問した高木外務大臣政務官に対し、アッバース大統領やアブー・アムロ副首相、国民経済庁副大臣等から日本の支援に対する高い評価が示された。

2023 年7月にパレスチナを訪問した河野デジタル大臣は、シュタイエ首相からこれまでのパレスチナに対する日本の支援を賞賛されるとともに、今後も技術、指導力、経験交流の分野における協力強化の必要性が示された。

2023 年8月にパレスチナを訪問した山田外務副大臣はシュタイエ首相と「平和と繁栄の回廊」構想について意見交換を行い、シュタイエ首相からは日本のパレスチナへの政治的、経済的な支援に対する謝意と、更なる関係強化に向け、協力していきたい旨が表明された。また、山田外務副大臣はマーリキー外務・移民庁長官とも会談し、マーリキー外務・移民庁長官から日本の支援に謝意が表明され、今後も日本との関係を強化していきたい旨の発言があった。

2023 年9月にパレスチナを訪問した西村経済産業大臣は、アッバース大統領からパレスチナ問題における日本国政府の立場、及びパレスチナ人、パレスチナ国家機関、経済に対する継続的な支援に謝意が表明された。また、西村経済産業大臣は JAIP を視察し、オサイリー大臣から、JAIP をはじめとした日本国政府の継続的な支援に謝意が表明された。

2023 年9月にエジプト・アラブ共和国での日アラブ政治対話の機会にマーリキー外務・移民庁長官から林外務大臣に対して「平和と繁栄の回廊」構想や JAIP といった中東和平に向けた取組は、非常に優れたビジョンに基づく政策であるとして、日本の様々なパレスチナ支援への深い謝意が表明された。

2024 年2月にパレスチナを訪問した辻外務副大臣に対し、アッバース大統領やシュタイエ首相から長年の日本によるパレスチナ支援に対する謝意が表明され、今後の日本の役割を期待する旨の発言があった。

2024 年4月にムスタファ・パレスチナ新首相兼外務・移民官長官から上川外務大臣に対し、「平和と繁栄の回廊」に言及する形で日本のこれまでのパレスチナ支援に対して謝意が表明されるとともに、今後の日本の支援に期待する旨の発言があった。

2024 年9月に、上川外務大臣は、ジブリール・ラジュブ・パレスチナ・オリンピック委員会委員長による表敬を受け、先方から日本によるパレスチナ支援に対する謝意が表明された。

2024 年12月に、岩屋外務大臣は、ムハンマド・シュタイエ・パレスチナ前首相による表敬を受け、先方から日本による長年のパレスチナ支援に対する謝意が表明された。

2025 年3月に、安藤中東アフリカ局長はムスタファ・パレスチナ首相兼外務・移民庁長官と会談し、先方からは日本のパレスチナに対する一貫とした支援に謝意が示された。

2025 年6月、岩屋外務大臣は、ムハンマド・アル・アムール・パレスチナ国民経済相との会談を行い、日本による長年のパレスチナ支援に対する謝意が表明された。

以上から、本件提出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等提出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア提出分のみ】提出先の戦略目標
2-1 (2) 【コア提出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための提出先の取組及びその成果
2-2 【ノンコア提出分のみ】ノンコア提出による実施事業の目標、取組及びその成果
【評価対象期間内に完了した事業】

・2023 年度:「JAIP フェーズ2の開発促進」

(1) 目標:「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業である JAIP のフェーズ2のオフサイトインフラ整備の一環として、ワディで分断されたフェーズ2内のステージ1とステージ2をつなぎ、フェーズ2の開発を促進することで、企業の JAIP 入居インセンティブを向上させる。

(2) 取組・成果:パレスチナ工業団地・自由区域庁 (IPIEA)、パレスチナ水当局 (PWA)、ジェリコ市、ジェリコ農業工業団地会社 (JAIPCo) と緊密に連携してプロジェクトを実施。ワディにより分断された JAIP フェーズ2内のステージ1とステージ2との間の行き来を可能とする橋の機能を果たすコンクリート箱型構造物3個を設置し、車両、トラック、車が通行できるようになり、JAIP フェーズ2のテナントは JAIP フェーズ2をスムーズかつ容易に移動可能となった。また、オンサイトインフラと接続するための関連インフラ工事の実施及び関係機関との必要に応じた技術的調整、JAIP マスタープランと整合性のあるフェーズ2オフサイトインフラの建設促進のための投資促進・工業団地庁 (IPIEA) に対する能力強化支援を実施。2024 年9月末に事業完了。17 社が入居済みで、稼働準備中企業は5社となっている。

・2024 年度:「工業団地の発展:カンボジアからの洞察」

(1) 目標:PA の投資促進及び工業団地開発・運営を所管するパレスチナ工業団地・フリーゾーン庁が、JAIP を拠点としたパレスチナの製造業活性化のために官民がそれぞれカンボジアの経験及び知見から示唆を得ること。

(2) 取組・成果: 2025 年2月 22 日～28 日に PA 工業省、パレスチナ工業団地・フリーゾーン庁 (PIEFZA) 等 JAIP 関係者7名がパレスチナから参加し、カンボジアへ視察を実施。カンボジア開発評議会 (Cambodia Development Council: CDC) や UNDP、カンボジア外務国際協力省、プノンペン経済特区 (Phnom Penh Special Economic Zone: PPSEZ) 等との面会を行い、カンボジアの経済特区をツールとした経済発展の過程及び知見を学び、カンボジアとの関係醸成を行った。パレスチナ側からは、民間部門の成長及び JAIP の活性化を目指す上で、カンボジアという渡航先が最適な選択であったとの発言があった。また、パレスチナと前提が異なる点は認識しつつも、進展し過ぎた国の事例は必ずしも参考にはならず、カンボジアという国の変遷の過程を見ることができたのが大きな収穫であったことを工業大臣等に報告したいとの意思の共有があった。2025 年2月末に事業完了。2025 年8月頃に事業完了報告書提出見込み。

【実施中の事業】

・2022 年度:「パレスチナ・ビジネス繁栄センターの運営 (パルプロセンター第二フェーズ)」

(1) 目標: JAIP のパレスチナ・ビジネス繁栄センター (通称、パルプロセンター) に対する事業。同センターの運営にあたり、管轄する国民経済庁及び投資促進・工業団地庁 (IPIEA) の運営計画及び、企業支援内容の詳細の確定を支援することで、同センターの運営の自立化を図る。

(2) 取組・成果: JAIP 入居企業及び農業・食品加工分野の中小零細企業への支援を目的として、製品のブランド化、パッケージング、商品開発、食品品質検査・認証及び市場参入を含む事業開発支援サービスを提供する。具体的な活動内容は以下のとおり。

活動1: JAIP 入居企業のブランディングと商品・パッケージ開発サービスの提供

活動2: JAIP 入居企業及び JAIP 外の中小零細企業に対し、食品及び水質検査サービス並びに研究分野との連携による先端的サービスを提供する。また、食品ラボ機器を調達する。

活動3: JAIP 入居企業及び中小零細企業の国内・海外市場へのアクセス拡大のための支援。

活動4: JAIP 入居企業のリソースやビジネスプロセスの利用を促進するための ICT 及びデジタルマーケティング・ソリューションの導入に係るロードマップの開発、ロードマップ策定過程で特定された課題に対する解決策の特定、並びに必要に応じたデジタルマーケティングや事業開発の支援。

活動5: パルプロセンターの企業支援活動を活性化させるために、地域コミュニティの参加を促進し、現地の機関・組織との連携を促進・活用する。

2024 年9月末までに事業終了予定であったが、ガザでの紛争の影響により事業が遅延し、2025 年6月末まで事業期間を延長した。

・2024 年度:「パレスチナの行政能力の強化と技術協力」

(1) 目標: 独立したパレスチナ国家建設に向けた制度改革・経済改革を推進していくために必要なパレスチナ自治政府 (PA) の行政能力の強化を行う。

(2) 取組・成果: PA は首相府、工業省及び計画・国際協力省等において具体的な政策の立案及び実施に中核的役割を果たす職員を雇用している。他方で、PA は慢性的な財政難にあえいでおり、特に 2023 年 10 月 7 日のガザ情勢勃発以降は、イスラエルによる税還付金 (イスラエルが代理徴収した関税等をパレスチナに還付する制度。2023 年の PA の歳入総額に占める税還付金の割合は、PA 財務省によると約 68%) の支払差止めや、パレスチナ人労働者のイスラエル労働市場からの放逐等に伴う税収入の減少等により、PA の財政状況は極めて厳しい状況にある。こうした中で PA は、上記中核的役割を果たす職員の雇用支援をドナーに求めているところ、PA が職員を雇用することを財政的に支援するもの。また、PA の緊急オペレーション・ルームで使用するテレビ会議関連機材の調達等も行う。2026 年 3 月末に事業完了予定。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1 月から 12 月
3-1 (2) 決算報告書の受領 (先方公表) 年月	イヤマーク拠出の対象個別案件ごとに報告書を受領。評価期間中、以下の案件につき受領。 ・2023 年度拠出金「JAIP フェーズ 2 の開発促進」: 2025 年 6 月
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考) 次回報告書の受領予定時期等	・2022 年度拠出金「パレスチナ・ビジネス繁栄センターの運営 (パルプロセンター第二フェーズ)」: 2025 年 12 月頃 ・2024 年度拠出金「工業団地の発展: カンボジアからの洞察」: 2025 年 8 月頃 ・2024 年度拠出金「パレスチナの行政能力の強化と技術協力」: 2026 年 9 月頃
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
拠出先においては、日本の拠出金後 (又は事業承認後) から個別イヤマーク・プロジェクトを開始し、事業実施期間はプロジェクトによって異なるが、プロジェクト完了後 6 か月以内に完了報告書及び財務報告書が提出されることとなっている。なお、本件拠出金については、拠出時の口上書で「日本政府と UNDP の間で残余金または不足額について協議を行う」としており、UNDP との協議の上で残余金を活用する案件形成を行っている。なお、残余金については、現在の残余金額が報告されており、追って日本政府と UNDP との間で決定される事業で使用するまでの間、UNDP 日本・パレスチナ基金で管理される。 2023 年度拠出金「JAIP フェーズ 2 の開発促進」については 2024 年 9 月に完了しており、2025 年 4 月に報告書の提出があった後、日本政府が内容を確認、最終的に同 6 月に受領した。 監査報告等については、2023 年会計年度の国連会計検査委員会 (BOA) の報告書において本件拠出金関連の指摘事項はなかった。 UNDP パレスチナ支援プログラムは、本ノンコア拠出事業に対しては、内外の組織を通じた監査を個別に行っているわけではないが、プログラム内のプロジェクトに関するモニタリング及び事業の健全性保持を徹底するため管理層及びプロジェクト理事会を少なくとも年に一回 (緊急時やその他要すればそれ以上の頻度で) 開催し、定期的にプロジェクトの見直しを行っており、各事業の資金使途やプロジェクト効果においても問題は見られない。	

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)
UNDP パレスチナ事務所においては、2020 年より全体的な組織・行財政マネジメントの見直しを行っており、「全てのパレスチナ人が尊厳ある生活を享受し、平和で統一された自由な社会という自らのビジョンを実現できる世界」というビジョンの下で、パレスチナ・プログラム・フレームワーク(PPF)2023-2025 を 2023 年2月に策定。このアプローチは国連全体で取り組んでいる Humanitarian Development Peace Nexus(人道・開発・平和の連携)に沿ったもの。「パレスチナの人々の社会経済的回復力の強化」を目的に、2023 年～2025 年の3年間は、「民主的ガバナンスと質の高いサービス」、「包括的な経済機会」、「持続可能な自然資源管理」の3つを重点分野として定めた。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
該当なし。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☒ 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等)(パレスチナ支援プログラム(PAPP:Program for Assistance to the Palestinian People)) ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
1	1	1	1	1	0	8(注)
備考	2022 年 10 月より、新規 JPO(気候変動・環境)が着任。 (注)全職員数は、プログラム内インターナショナル(P)スタッフ数。JPO は含まれない。					
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
1	1	1	1	1	0	2(注)
備考	現パレスチナ事務所副代表である野口千歳氏(D1)は、2019 年4月よりガザ事務所長(P5)を務め、2020 年8月に空席となっていたパレスチナ事務所副代表代理に就任。2021 年7月に正式に同副代表に就任。 (注)全幹部職員数は、プログラム内の人数。					
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B	b	b	b	N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
多国籍部隊・監視団(MFO)拠出金	
2 拠出先の名称	
多国籍部隊・監視団(MFO)	
3 拠出先の概要	
多国籍部隊・監視団(MFO)は、1979年の「エジプト・イスラエル平和条約」附属の「MFO 設立議定書」(1981年)に基づき設置。両国国境地帯の平和維持を目的として 1982 年からシナイ半島に展開しており、同半島における両国軍の展開・活動状況・停戦の監視が主要任務。シナイ半島の停戦監視任務は、当初、国連による平和維持活動が追求されたものの、冷戦下の国際情勢により実現しなかった。 本部はイタリアのローマに所在。現在の要員派遣国は日本を含む 15 か国。 1982 年の MFO 展開後、過去4度にわたって戦火を交えたエジプトとイスラエルの和平が 40 年にわたり維持されており、包括的な中東和平実現の基礎となっている。	
4 (1)本件拠出の概要	
MFO は、1979 年の「エジプト・イスラエル平和条約」附属「MFO 設立議定書」に基づき、シナイ半島に展開する多国籍部隊・監視団であり、同半島における両国軍の展開・活動状況・停戦の監視を主要任務とする。平成 17(2005)年からは、ガザ地区との国境沿いに展開したエジプト国境警備隊の監視が任務に追加された。 MFO の予算は、当事国であるエジプト、イスラエル及び米国がそれぞれ 2,400 万ドル(約 30%)を拠出し、日本を含む他のドナーによる拠出及び利息収入を充当する仕組みとなっている。 本件拠出金は、MFO の通常予算向けのコア拠出であるが、文民職員の給与と監視活動に当たる軍人の食糧調達費に限定して使用される。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 2,394 千円	
現時点までに MFO 側から各国の拠出額が公表されているのは 2023/24 年度(令和6年度)分までであり、同年度の日本の拠出額は約 52.6 万ドル(当初予算:約 2.2 万ドル、補正予算:約 50 万ドル)で、拠出率は 0.6%、第6位。全額イヤマーク拠出。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
担当課室:中東アフリカ局 中東第一課 関係する主な在外公館:在イタリア日本国大使館、在エジプト日本国大使館、在イスラエル日本国大使館	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅰ 地域別外交」、「施策Ⅰ－5 中東地域外交」、「個別分野1 中東地域の安定化に向けた働きかけ」、「測定指標1－4 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力への支援」の下に設定された中期目標「中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力を適時適切に国際機関等と連携を図って支援する。」(令和5年度外務省政策評価事前分析表(78～79 ページ参照))、及び「基本目標Ⅱ 分野別外交」、「施策Ⅱ－1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野3 国際平和協力やその他の安全保障上の協力の拡充、体制の整備」の下に設定された中期目標「1 国際社会の平和と安定に向けて、我が国の国際平和協力を推進・拡充する」を達成するための手段の一つとして位置づけている(令和6年度外務省政策評価書)。

また、MFO に対しては、日本からは資金拠出とは別途、2019 年以降、国際平和協力法に基づき、司令部要員として、2019 年から自衛官2名、2023 年からは4名の派遣を実施している。同派遣は、日本の「平和と繁栄の土台」である中東の平和と安定に資するものであり、日本の「積極的平和主義」の実践例の一つと言える。

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

本件拠出は、日本の中東和平への取組を補完するものであり、日本の貢献とプレゼンスを確保する上で、その有用性の高い事業である。

実際に、1988 年からの本件拠出は、日本の重要外交課題の一つである中東地域の安定に対する日本の貢献策として、MFO 事務局のみならず、主要関係国であるイスラエル、エジプト、米国からも様々な外交上のやりとりの中で高く評価されるとともに、日本からの継続的な貢献が求められており、その外交的意義は大きい。日本として財政支援による貢献を継続することの重要性を踏まえ、本件拠出に加えて、MFO の安全や運営に関わるインフラ整備のうち緊急性のある事業に対して補正予算による支援(イヤマール)を行っており、事業対象物(監視カメラ等)への日の丸貼付、引き渡し式実施、ホームページや年時報告書での紹介など MFO 内外で明示される機会が増えており、日本の貢献がより広く周知され、一層の広報効果が得られている。

2025 年2月の MFO 総会では、ディブル事務局長から日本の財政的支援について補正予算案件を紹介しつつ日本の支援に対する謝意が表明され、ギャラウェイ司令官からは日本の支援はMFOの活動に大いに役立っていると高く評価する発言があった。また、当日配布された年次報告書 51 ページ目には日本のみ特出しでその貢献が記載されるなど、MFO が日本からの支援を重視している姿勢が見受けられる(日本の貢献を含めた各国による注目すべき貢献は別ページにまとめて記載あり)。

また、日本は、2019 年4月から MFO に司令部要員2名の派遣を開始、その後、MFO 事務局からの要請を踏まえて要員の追加派遣を決定し、2023 年6月からは2名増員され計4名を司令部要員として派遣している。要員派遣の期限は毎年 11 月末までであり、派遣の必要性和意義を精査の上で1年毎に期限を延長している。

2023 年4月にエジプトを訪問した岸田総理大臣は MFO へのこれまでの財政支援・人的貢献に加え、今後更に人的貢献を強化する方針をエルシーシ大統領に伝達し、同大統領は地域の安定に向けた日本の貢献を高く評価すると述べた。また、2025 年1月に森川内閣府国際平和協力本部事務局長がシャブル・エジプト国防省国際機関連絡調整庁(LAWIO)長官と意見交換を行った際、同長官は、日本の派遣隊員が任務をバランスよくプロフェッショナルに遂行していることを評価しつつ、日本の更なる貢献への期待を述べた。

引き続き MFO における日本の存在感を維持するためには、財政的貢献と要員派遣をともに継続することが重要である。

2023年10月に発生したハマス等によるテロ攻撃以降、イスラエル・パレスチナ情勢は悪化の一途を辿っており、ガザ地区においては甚大な死傷者やインフラ壊滅など深刻な人道危機が発生している。エジプトを筆頭とする周辺国は医療・物資等の人道支援や傷病者の治療受け入れ、戦闘の休止や人質の解放等の交渉を仲介するなど、事態の沈静化に向けた政治・外交努力を続けている。このようにイスラエル・パレスチナ情勢は、当事者間のみならず、中東諸国

とイスラエルとの関係にも影響を及ぼしており、2020年のアブラハム合意を受け、一部のアラブ諸国とイスラエルの国交正常化に向けた合意の動きも事案発生後には暗礁に乗り上げた状態となっている。

このような不安定な状況の中、エジプト・イスラエル間の停戦維持は中東地域全体の安定にとって極めて重要であり、MFOは地域大国であり安定の要であるエジプトとイスラエルの停戦監視という重要な任務を担っている。日本が中東に依存するエネルギーの安定供給を確保する上でもMFOへの拠出は重要と言える。

シナイ半島における停戦は、今回の評価対象期間中も含め継続的に遵守されているが、これはMFOの監視活動の結果達成できているものである。例えば、ガザ情勢を受けてのエジプト軍の増兵や装甲車の追加配備、イスラエル側の軍備増強等は、MFO仲介の元で両国間の協議・調整を経て双方合意によって実施されることにより、不慮の対立の可能性の芽を摘んでいる。今後の衝突回避のためにも、引き続き高いレベルの監視活動の継続が必要であり、その観点からも、日本を含む国際社会からの積極的な貢献が求められており、日本政府からのMFOへの財政的支援は、MFOの活動に対する着実な支援と評価できる。

また、イスラエルと周辺アラブ諸国との和平問題への関与においては、公平性とバランスが不可欠であるが、中立性の高いMFOの活動への支援は、日本の中東和平に係る二国間支援を補完する重要な手段となっている。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

毎年1回、MFOの新会計年度開始後の適切なタイミングでMFO本部（ローマ）においてMFO年次総会が開催される（注：MFO会計年度は10月1日から9月30日）。直近では2025年2月に総会が開催され、日本からは在イタリア日本国大使館の代表が出席してMFOの活動に関する日本の意見や貢献にかかる説明を発表した。

また、駐エジプト日本大使、駐イスラエル日本大使や防衛駐在官が定期的にMFOカイロ事務所代表と面会し、日本隊指揮移転式、ドナー・デーや補正予算案件の引き渡し式等の機会にシナイ半島のキャンプを訪問して、MFOの活動状況、現地情勢について協議を行い、日本の問題意識を伝えている。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

MFOの事務局長が2015年から定期的に来日し、内閣府、外務省、防衛省幹部に対し、MFOの活動報告並びに日本の支援に対する謝意及び継続的な拠出に対する期待を伝えてきているほか、シナイ半島情勢や中東情勢全般に関する意見交換を行っている。また、その際に、日本から、日本の支援の適切な広報についても求めている。

直近では2025年1月に森川内閣府国際平和協力本部（PKO）事務局長がエジプト及びイタリアへ出張し、MFO南キャンプ視察のほか、ディブルMFO事務局長、ギャラウェイMFO司令官、リンチMFOカイロ事務所事務局長とそれぞれ会談を行った。ディブルMFO事務局長からは、日本の令和5年度補正予算によるROプラント（逆浸透プラント）、令和6年度補正予算によるリモートサイト（RS3）、令和元年度補正予算によるエアポートターミナル等のインフラ整備、令和4年度補正予算による防弾バスや令和3年度補正予算による飛行場消防活動車両及び機器配備等の装備の提供に対して感謝の意が述べられ、MFOに要員派遣と資金拠出を両方実施している国は、日本を含め3か国のみであり、MFOにおける日本の存在感は極めて高いとの評価が示された。ギャラウェイMFO司令官からは、MFOは各国からの財政支援・要員派遣により成り立つ小さな組織であり、日本の多大な支援に心より感謝するとして、昨年完成したROプラントは、日本が現場のニーズを丁寧に把握し、部隊防護の意味を柔軟かつ広義に解釈してくれたことにより実現したものとの評価が示された。

2023年7月に訪日した際に山田外務副大臣を表敬したディブルMFO事務局長からは、MFOに対する我が国の継続的な支援につき謝意表明と共に、日本の支援による飛行場消防活動車両及び機器によりMFOの機能が向上し、安全に任務が遂行できることになった旨説明があり、当事国であるエジプトとイスラエルからも評価されている旨発言があった。2024年9月には工藤内閣府副大臣がエジプトを訪問し、シャルム・エル・シェイクのMFO南キャンプを視察、ギャラウェイMFO司令官およびリンチMFOカイロ事務所長等と意見交換を行った際には日本からの資金面・人員面での貢献に謝意が述べられ、特にガザ情勢が緊迫する中であって日本の貢献を重視する発言があった。

2024年5月には齋田PKO事務局長同席の下での日本隊指揮移転式、2024年12月には令和5年度補正予算事

業引渡式が、2024 年2月及び 2025 年4月にはドナー・デーが開催され、駐エジプト日本大使や防衛駐在官が出席し、現地を視察、派遣要員を激励した。

また、要員の派遣にあたっては、内閣府において出発式・帰国式が行われており、直近では4月の第7次隊出発式に生稲外務大臣政務官が、6月の第6次隊帰国式に松本外務大臣政務官がそれぞれ出席した。

1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

MFO に派遣している司令部要員4名のうち、2023 年6月から派遣を開始した施設の整備等にかかる企画及び調整関連業務を担当する2名は、自衛隊の強みである施設分野の知見・能力をもって、日本の「平和と繁栄の土台」である中東の平和と安定に一層の貢献をすべく、MFO の活動基盤であるインフラ整備等を担当している。両名は令和5年度補正予算による RO プラント事業の調達から完了、引き渡し式まで一貫して担当し、日本が財政支援・要員派遣の両面から MFO に貢献していることを十分にアピールすることができた。

日本は MFO に対して、「日本の顔」が見える支援の適切な広報を行うよう求めており、日本の拠出金にかかる年次報告書や財務報告書への記載に加え、インフラ整備等の事業に対する補正予算支援については、案件完了時に日本関係者の立ち会いで引き渡し式を実施し、その様子を MFO 公式ホームページに掲載している。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

多国籍部隊・監視団(MFO)拠出金は多国籍部隊・監視団(MFO)がシナイ半島におけるエジプト、イスラエル両国軍の展開・活動状況・停戦の監視を行うことで両国国境地帯の平和維持を達成・維持し、ひいては日本の外交政策上の目標である日本の国際平和協力等を通じて中東地域の安定に対して貢献することを目標としている。

MFO は、基準2において、停戦監視等に対し、2-2 のとおりの効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-2 の理由から N/A としている。

また、MFO からは、MFO 設立初期からの平和維持・監視活動に対する継続的な日本の貢献を高く評価するとともに、補正予算によるインフラ整備等の支援を 2014 年から継続して行っており、MFO のインフラや業務にかかる機能が向上していることに対しても謝意が述べられている。

また、上述のとおり、日本政府は2019年4月から司令部要員として自衛官2名を派遣しており、2023年6月からは追加要員2名の派遣を開始した。要員を派遣している14か国の中で、財政支援も行っているドナーは日本を含む3か国のみであることから、MFO側からは、例えば1-3などのように、日本による財政的、人的貢献の双方に対し高い評価が得られており、様々な機会に謝意表明がなされている。ディブル事務局長からの令和6年度拠出金要請書簡では、日本政府がMFOミッションへの財政的貢献の継続に対して心からの謝意を表明するとともに、日本の寛大な貢献はシナイ半島の安定及びエジプト・イスラエル間の平和に資するとの称賛が述べられた。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

MFO の基本的な目標は、平和条約遵守の検証、条約当事者であるエジプト・イスラエル間の対話促進と関係の安定

化、ひいては平和の強化・促進であり、そのための活動を継続している。

具体的には、停戦監視を主要任務としており、シナイ半島に駐留して、エジプトとイスラエル間との停戦維持と紛争防止を唯一の目的とし、紛争発生件数を0とすることを目標としている。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

MFO の現地活動部隊は総数 2,000 人超、30 か国から派遣された3個歩兵大隊、沿岸哨戒部隊(イタリア派遣、3 隻、乗組員 78 名)、航空部隊等 1164 名、文民監視団や事務局・リエゾン事務所等の国際スタッフ(文民)、現地職員(業者等)により構成されており、停戦監視及び紛争防止のため高い専門性を有する活動を行っている。

MFO は中東地域において休戦協定の履行監視等を任務とする国連休戦監視機構(UNTSO)等国連機関と必要な情報共有を行っている。

2024 年度(2023 年 10 月～2024 年9月)の主な実績は以下のとおり。

- 文民監視ユニットは、エジプト及びイスラエルが平和条約における合意事項の遵守状況を監視・検証・報告する中心的な役割を担っており、空路及び陸路の両方から検証。一回の検証ミッションでは、陸路 6500 kmと空路 158 kmによる検証結果を統合する。2024 年度には計画通り 24 回の検証ミッションを実施。現地偵察ミッションはガザ情勢の影響により年初のミッションを中止せざるを得なかったため、当初計画 22 回のうち 19 回を実施。
- 沿岸哨戒部隊は、シャルム・エル・シェイク港からの監視と海上哨戒活動(年間通算 4380 時間)を実施。
- ガザ地区近郊の監視活動強化のため、当事国双方からの承認を得て、2024 年8月にケレム・シャローム検問所向かいに第8監視カメラ・チェックポイントを新設。
- 年度を通じて、MFO はエジプト、イスラエル間の会議の実施を仲介、促進させ、二国間の信頼醸成に貢献。

1982 年の MFO 展開後、エジプトとイスラエルとの間で戦闘は発生しておらず、両国の和平が 40 年以上にわたり、維持されている。MFO の取組の成果は、年次報告書の形でドナー各国に配布されている。

また、上述のとおりMFOは停戦監視を主要任務としており、シナイ半島に駐留して、エジプトとイスラエル間との停戦維持と紛争防止を唯一の目的とし、紛争発生件数を0とすることを目標としているところ、今回の評価期間についても紛争発生0として目標を 100%達成している。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

3-1 (1) 会計年度	10 月から翌年9月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024 年 11 月 (日本の 2023 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025 年 11 月 (日本の 2024 年度拠出分)

3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等

日本の拠出総額の 2023 年度分(603,781 米ドル)については、先方の 2023/24 年度会計(2023 年 10 月～2024 年 9 月分)の収入として計上されている。同会計年度(先方 2024 年度)の収入は 87,748 千米ドル、支出 78,783 千米ドルであった。日本の当初予算による拠出分の用途については、MFO からの拠出金要請書に「食糧費、並びに直接雇用の文民職員の給与に充当する」旨記載されており、財務報告書によって、要請通りそれらに充当されたことが確認できた。

なお、2010 年に当事国(エジプト、イスラエル、米国)の要請により、同3か国の毎年の拠出の残余金を原資とする予算安定準備資金基金(Budget Stabilization Reserve Fund)を設立しており、2021 年度、2022 年度及び 2023 年度の

超過支出金は同基金から充当、2024 年度の余剰金は同基金に組み入れた。2024 年度決算における予算安定準備資金は 56,665 千米ドル。
日本の 2024 年度分拠出金については、先方は 2025 年度会計(2024 年 10 月-2025 年9月)の収入として計上予定。
先方の 2023/24 年度分についてはクロウ社が外部監査を実施。同報告書において、財務状況に係る報告が正確かつ適正に作成されていることを、日本を含むドナー国が確認し、総会において承認された。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)
MFO は、直接雇用している職員に関し、①人材を通じた成功、②任務を正しく判断し、人材に着目、③多様性重視、④一つのチームで任務にあたる、⑤柔軟性と順応性、⑥責任の分担の6つの柱に基づく人事戦略 2021-25 を策定。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
該当なし。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
0	0	0	0	0	0	141
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
0	0	0	0	0	0	—
備考	文民国際職員の全職員数の内訳は、ローマ本部事務局が 12 名、カイロ事務所が2名、イスラエル事務所が1名、シナイ半島キャンプが 126 名(文民監視団も含む)。					
	日本からは、2019年4月から司令部要員2名、2023年6月に増員し、現在計4名が派遣されているが、これら4名は上記の職員(国際機関としての多国籍部隊・監視団)とは別枠の各国要員派遣にあたる。					
	2019 年夏から 2020 年夏まで、文民の日本人職員1名が MFO 司令部(シャルム・エル・シェイク)において勤務していたが、同職員の MFO 退職以降、文民の日本人職員は不在となっている。					
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
MFO(ローマ事務局本部、シャルム・エル・シェイクの司令部など)において日本人職員が勤務できるよう、希望者に						

係る情報があり次第、政府として側面支援する取組は実施していくものの、例えば文民監視団は米国籍者に限るという規定があるなど、基本的には本件拠出先において一般の日本人職員の採用が想定される文民国際要員数は限定的であるため。

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B-

b

b

c

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
中東淡水化研究センター拠出金	
2 拠出先の名称	
中東淡水化研究センター(MEDRC)	
3 拠出先の概要	
1991年のマドリッド中東和平会議で決定され、92年に開始された多国間協議の下に設けられた5つの作業部会(①環境、②水資源、③経済開発、④難民、⑤軍備管理)のうち、水資源作業部会において、オマーンの提案により1996年12月、日本、オマーン(執行理事会議長)、米国、イスラエル、韓国が設立国となり発足。多国間協議の枠組みで設立された機関のうち現在も活動を続けている唯一の機関。本部をマスカット(オマーン)に置き、淡水化に関連する基礎研究及び応用研究の振興、実施、調査等、また、中東和平プロセス並びに中東及びその他地域の人々の生活水準の向上に貢献する事業、具体的には、①調査研究、②人材育成、③情報交流、④提携関係促進を実施。	
4 (1)本件拠出の概要	
MEDRC への拠出は、日本による中東和平問題への取組(パレスチナ支援)の一環であり、中東地域の平和と安定は、日本の平和と安定、同地域にエネルギーの安定供給を依存する日本経済の安定的成長の確保の観点から極めて重要。日本からの拠出は、主に、運営管理費、技術協力支援活動費に充当される。本件拠出を通じ、水資源の確保が死活的に重要であるパレスチナを淡水化の切り口から支援するとともに、淡水化技術者の育成を通じた中東和平当事者の生活水準の向上に貢献する。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 3,052 千円	
2024 年度 MEDRC 会計年度予算:オランダ(約 731 千ドル、40.79%)、ドイツ(約 504 千ドル、28.13%)、米国(500 千ドル、27.9%)、韓国(約 41 千ドル、2.29%)、日本(約 16 千ドル、0.89%)(注)日本の2023年度拠出金が計上。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
中東アフリカ局 中東第一課、在オマーン日本国大使館	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、外務省政策評価体系上「基本目標Ⅰ:地域別外交」、「施策Ⅰ-5:中東地域外交」、「個別分野1:中東地域の安定化に向けた働きかけ」、「測定目標 1-1:中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果」の下に設定された中期目標「イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きか

け、関係者間の信頼醸成措置及び対パレスチナ支援を実施し、イスラエルとパレスチナ関係の強化やパレスチナ経済の自立に貢献する」を達成するための手段の一つと位置づけている(令和5年度政策評価事前分析表)。

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拋出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

MEDRC は、1996 年の設立以降、「淡水化に関連する基礎研究及び応用研究の振興、実施、調整等を行うこと。また、淡水化の技術的な工程を改善することにより、中東和平プロセス並びに中東及びその他地域の人々の生活水準の向上に貢献すること」を活動目的と定める設立協定に従って、①調査研究、②人材育成、③情報交流、④提携関係促進を実施してきている。近年の活動の柱は、中東和平当事者たるイスラエル・パレスチナ・ヨルダン三者関連事業(研修、共同研究、パレスチナ人及びヨルダン人に対する奨学金付与等)や、その他中東地域における淡水化の技術研修、研究助成など。MEDRC が実施している三者関連事業は、政治トラックとは異なる実務者同士の技術協力を通じて、中東和平当事者間の信頼醸成を目的とするものであり、イスラエル、パレスチナ、ヨルダンの実務者が一同に顔を合わせることができる、数少ない貴重な協力の場であり、代替不可能なものである。とりわけ、2023 年 10 月 7 日以降のガザ情勢や不安定化する西岸情勢の影響を受け、中東地域では不透明な状況が続いている。このような状況下であるからこそ、パレスチナ経済の自立及び社会の安定に向けた支援を着実に継続することが極めて重要である。現下のガザ及び西岸情勢を受け、国際社会が二国家解決を念頭にパレスチナの国づくりを支援する必要性及び信頼醸成(相互不信の解消)の重要性は以前にも増して高まっている。MEDRC はイスラエルとパレスチナが共に代表されるユニークな事業であり、今後の和平・復興プロセスにおいても一層貴重な役割を果たし得る。2025 年 2 月にオマーンを往訪した宮路外務副大臣は、バドル・オマーン外務大臣に対し、ガザ地域の安定化において、MEDRC の果たす役割は重要である旨述べている。

MEDRC は、イスラエルとパレスチナが協力する限られたチャンネルの継続に向けた努力を続けており、中東和平情勢に大きく影響を受ける中、静かな形で実務協力を継続できるのは、MEDRC がこの分野で長年培った経験と人脈を活かし、関係者間の信頼を積み重ねてきているからであり、本件拋出は、上記 1-1(1)の目標、特に三者事業を通じた当事者間の信頼醸成や、キャパシティ・ビルディングを通じたパレスチナの経済的自立のための支援に重要な役割を果たしていると言える。水資源の限られている中東地域(とりわけ水利権問題を抱えるパレスチナ)にとって、安全な水の持続的な確保と適切な管理はパレスチナの経済的自立のために必要不可欠であり、かつ、MEDRC の実施するイスラエル・パレスチナ・ヨルダン三者関連事業は実務者同士の技術協力を通じて、中東和平当事者間の信頼醸成に貢献するものである。また、ガザ情勢を受け、燃料不足のため淡水化施設が稼働できず水源が枯渇し、汚水処理もままならない現状となっており、今後の復興にあたり本拋出金の必要性は高い。

1-2 拋出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

予算と活動計画の承認を行う執行理事会(加盟 10 か国の代表が参加。年 2 回程度。)には、日本執行理事(外務省中東第一課長又はその代理)が出席し、予算の執行や活動方針等に関して、意思決定に関与している。2022 年 10 月に開催された執行理事会には、山本駐オマーン大使、及び中東第一課長の代理が出席し、バドル・オマーン外務大臣(前 MEDRC 執行理事会議長)や中東和平当事国を含む加盟国出席者に対し、中東和平にかかる日本の取組等につき説明を行った。2023 年 10 月以降、ハマス等によるイスラエルへのテロ攻撃を受けたイスラエルによるガザ地区への軍事作戦を受けて、政治的に実施が困難となったことから執行理事会は対面開催されていないものの、関係者間でのやりとりは継続しており、在オマーン大使館と対面やメールでの情報交換は適宜行われている。

1-3 拋出先との間での要人往来、政策対話等

2024 年 9 月、山本駐オマーン大使はキーラーン・オクイン所長や MEDRC 関係国と MEDRC の今後の活動について協議を行った。

2025 年 2 月に、オマーンを往訪中の宮路外務副大臣は、バドル・オマーン外務大臣から、MEDRC に関して、積極的な関与と支援を続けてほしいとの発言を受けた。

1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。
MEDRC は、淡水化研修プログラムを補完する研修プログラムについて協議を行っており、日本関係者含めた多数の対象者向けの研修の実施について試みている。
1-5 本件拠出に係る日本側の取組等
本件拠出にあたり、2023 年 10 月以降、以前と同様の活動が困難な状況となっていると承知しつつも、しかるべき成果目標を設定した事業を適切に実施いただくよう伝えとともに、活動状況報告を適切なタイミングで提供いただくようオマーン日本大使館を通じて伝達している。
1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括
中東淡水化研究センター拠出金は、中東淡水化研究センター（MEDRC）がイスラエル・パレスチナ・ヨルダン三者関連事業（研修、共同研究、パレスチナ人及びヨルダン人に対する奨学金付与等）や、その他中東地域における淡水化の技術研修、研究助成を行うことで淡水化に関連する基礎研究及び応用研究の振興、実施、調整等を行うこと、また、淡水化の技術的な工程を改善することにより、中東和平プロセス並びに中東及びその他地域の人々の生活水準の向上に貢献している。中東和平実現の唯一の方途であるイスラエルと共存共栄するパレスチナ独立国家樹立に向けての「国づくり」、人間の安全保障の観点から「人づくり」に寄与するとともに、パレスチナの和平プロセスへの支持と取組を維持・強化し、和平実現への適切な環境を醸成し、ひいては日本の外交政策上の目標である中東和平の安定化に貢献することを目標としている。 MEDRC は、2-1(2)のとおり、2023 年 10 月以降のハマス等によるイスラエルへのテロ攻撃を受けたイスラエルによるガザ地区への軍事作戦を受け、一部事業を実施できていない状況ではあるが、デスクベースでの研究を行い、効果を上げている。 また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。 基準4については 4-2 の理由から N/A としている。 また、2025 年2月に、オマーンを往訪中の宮路外務副大臣は、バドル・オマーン外務大臣から、MEDRC に関して、積極的な関与と支援を続けてほしいとの発言を受けた。 以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
MEDRC は、中期戦略計画を立て、同戦略計画に基づき、①中東和平プロセスに貢献すること、及び②淡水化技術の向上を通じて中東及び各地における生活レベルを向上させることを目標に、①淡水化研究、②淡水化技術の研修事業、③開発協力（パレスチナ及びヨルダン向け）、④中東当事者の三者関連事業を行っている。
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
●三者事業 中東和平問題の当事者であるイスラエル、ヨルダン、パレスチナの三者間で行う協議や研修（三者関連事業）が、開催されている。2023 年1月にパリ（フランス）で水分野におけるガバナンスに関する三者事業が開催され、2月にローマ（イタリア）にて財務管理に関する同事業が開催された。2023 年 10 月以降のハマス等によるイスラエルへのテロ攻撃を受けたイスラエルによるガザ地区への軍事作戦を受け、実施が難しくなったことから開催されていない状況が続いている。

●研修事業

パレスチナ人に対する海水淡水化と廃水にかかる研修事業も実施されている。ヨルダンとパレスチナにおける研修は、2023 年 10 月以降のハマス等によるイスラエルへのテロ攻撃を受けたイスラエルによるガザ地区への軍事作戦を受けて実施できない状況が続いているが、オマーンにて淡水化研修プログラムが 2024 年 10 月から 2025 年 2 月まで実施され、現在も 2025 年 4 月から 2025 年 7 月に終了予定のものが実施されている。次回の研修は 2025 年下半期に開催される予定。これらの研修の対象は、オマーンおよび周辺地域の淡水化プラントのオペレーターや企業。また、MEDRC は、要請に応じて個別研修を提供し、2025 年 7 月にモルディブの水道衛生局向けに研修を実施予定。

●パレスチナ人及びヨルダン人向けの研究プロジェクト及びフェローシップ

パレスチナ及びヨルダンにおいて、水関係の研究プロジェクトを実施している。2023 年 10 月以降のハマス等によるイスラエルへのテロ攻撃を受けたイスラエルによるガザ地区への軍事作戦の影響を受け、2024 年の活動は主にデスクベースでの研究を行っている。2024 年 1 月以降、政治的および安全保障の文脈に加えて、水および広範な環境に関連する問題に特に焦点を当てた月次状況分析を行っており、MEDRC 加盟国や関係組織に対する内部参照資料として機能している。

また、現在までに、MEDRC のフェローシッププログラムは、パレスチナとヨルダンで 200 名以上の修士課程学生と 15 名以上の博士課程学生に資金を提供してきており、現在、パレスチナでのフェローシッププログラムを再開するために取り組んでいる。

●ガザ復興への取組

MEDRC はガザの復興への対応を優先事項としており、2024 年 10 月にはパレスチナ水利庁(PWA)事務局長や MEDRC 加盟国の代表者との会合を行い、ガザのディアフターにおける MEDRC の支援の可能性について議論を行った。また、米 국무省含む様々な政府関係者に、水インフラプロジェクトについて説明。主要関係者との協議を経て、人道的ニーズ、短期・中期・長期的なインフラ計画を含む作業計画を策定した。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1 月から 12 月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024 年 6 月(日本の 2022 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025 年 8 月頃(日本の 2023 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
日本の拠出は先方コア予算に充当され、MEDRC の人件費と管理費に充てられている。日本の 2022 年度拠出分 17,855 ドルについては先方 2023 会計年度の収入として計上される。	
直近の外部監査報告書(実施主体: Grant Thornton)は、対象期間における拠出先機関全体の決算をカバーするものである。監査報告書によれば、先方 2023 会計年度末で 22,889 ドルの赤字(損益計算上の損失)を計上している。キャッシュ・フロー計算書によると、同赤字は MEDRC 保有キャッシュ資産から補填されている。	
商業ベースの収益が、加盟国からの支援額の変動に対する一定のバッファーとして機能しているが、MEDRC は本来非営利機関であり、財務状況は引き続き厳しい。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	

3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)
2010 年頃から深刻な財政難に直面していた MEDRC は、それまで運営費は全て加盟国の拠出金に頼ってきたが、2013 年に就任したオクイン事務局長の下、2014 年に、財政維持のための運営方針に関する新戦略が策定され、現在も事業の効率化など、財政改革に取り組んでいる。オクイン事務局長は、MEDRC が資金難に陥ることがないように、拠出国の多角化や拠出条件の緩和等に取り組んできており、その成果として、2019 年以降、スウェーデンやドイツなどの新規拠出を獲得することに成功している。また、2022 年 10 月には、ドイツが正式に加盟国となっている。引き続き中核的諸経費と運営予算の節約と経費削減の継続、拠出金の増額要求を行っている。持続可能な資金調達手段と、長期的な財務の回復力を確保するため費用対効果の高い対策に重点を置いている。MEDRC は、間接経費の拠出金と職員の時間は、プロジェクトベースの活動と CSR 活動全体で比例して適切に賄われるようにしている。また、コンサルティングサービスの提供、新規会員の獲得を行っている。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
該当なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
-	-	-	-	-	-	-
備考	現地採用職員は 18 名。					
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
-	-	-	-	-	-	-
備考	MEDRC は幹部職というカテゴリーを採用していないため、センター長であっても幹部として計上されない。					
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
小規模で、かつ、淡水化という専門分野を扱う機関であり、オマーンに駐在でき該当分野を扱う日本人研究者が見つからない状況である。						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B+

a

b

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
アフリカ連合委員会(AUC)政治・平和・安全局(PAPS)への拠出金	
2 拠出先の名称	
アフリカ連合委員会(AUC)	
3 拠出先の概要	
アフリカ連合(AU)はアフリカ全ての国・地域が加盟する世界最大級の地域機関である。2002 年7月、アフリカ統一機構(OAU)(1963 年5月設立)から発展改組されて発足した。本部はアディスアベバ(エチオピア)に所在する。アフリカ統合の象徴として、開発分野とともに平和安全保障分野においても、紛争・政治的混乱時における調停活動等の重要な役割を果たしている。駐日事務所は設置されていない。AU の中核的な執行組織は、アフリカ連合委員会(AUC)であり、傘下には6つの専門部局がある。平和・安全保障に関する施策は政治・平和・安全局(PAPS)が担っており、AU が実施するアフリカの平和、安全保障を推進するための本拠出金は PAPS に対して拠出されるものである。本拠出金の拠出先(PAPS)を明示するべく、これまではアフリカ連合(AU)平和基金拠出金としていたものを、令和7年度から拠出金の名称を変更する。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、AU 紛争予防・管理・解決メカニズムの個別施策を執行する AU 委員会部局である政治・平和・安全局(PAPS)に対するものであり、AU の平和安全保障分野での活動(調停活動等)の強化に寄与することを目的としている。域内において役割を拡大する AU の諸活動のうち、特に AU において重要性が高く、また、日本の対アフリカ外交政策を推進する上で意義の大きい「アフリカの平和と安定」の分野の取組を支援することにより、国際社会の主要関心事であるアフリカの平和と安定に対する日本の貢献を果たし、AU との更なる関係強化を図る。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 10, 319 千円(68,793 米ドル)(拠出率、拠出順位については非公表)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
アフリカ部アフリカ第一課、アフリカ連合日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、政策評価体系上「基本目標Ⅰ地域別外交」、「施策Ⅰ-6 アフリカ地域外交」、「個別分野1 TICAD プロセス、多国間枠組み等を通じたアフリカ開発の推進」/「測定指標 1-2 対アフリカ協力における関連諸国との協力の推進」の下に設定されている中期目標「他国との政策協議を積極的に行い、また、G7・G20 関連会合等の国際的フォーラムに積極的に参加することで、我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携を図り、アフリカ

開発を効果的に促進する。また、国際機関と連携し、アフリカ開発及びアフリカの平和・安定に向けた国際社会における議論を主導することで、国際社会での我が国のリーダーシップを強化する。」を達成するための手段の一つと位置づけている。(令和5年度外務省政策評価事前分析表(86 ページ参照))

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件抛出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

AU は、アフリカ 55 の国・地域が加盟する地域機関であり、平和安全保障分野において、紛争・政治的混乱に対応すべく、調停等において大きな役割を果たしている。近年、紛争予防・解決におけるアフリカ自身の取組(平和維持部隊派遣、調停、選挙監視団派遣、早期警戒システム等)の重要性が認識され、AU の重要性はより一層高まっている。AU は、2013 年から 50 年先を見据えたアフリカの統合と開発の大綱である「アジェンダ 2063」の下、アフリカにおける全ての紛争の終結を目指す「紛争停止(Silencing The Guns)」事業を実施中である。

AUC 政治・平和・安全局(PAPS)は、アフリカの平和安全保障面での AU の枠組みである AU 平和安全保障アーキテクチャー(APSA)の構成要素の1つであり、アフリカ自身の取組を後押しする上でも本件抛出の果たす役割は非常に大きい。2-2 に記載のとおり、各事業を通じて AU によるアフリカ域内の平和と安定に係る取組を支援することは、アフリカにおける紛争からの復興に日本が具体的な貢献を行うと同時に、AU 自身によるアフリカ域内の平和活動の実施能力を高めることにも資するものであり、また、日本と AU のみならず日本とアフリカ各国との関係強化を図る上でも重要な役割を果たしている。

2022 年8月に開催した TICAD8では、岸田総理大臣は、司法・行政分野の制度構築・ガバナンス強化を通じた法の支配の推進、憲法秩序への回復・民主主義の定着に向けたアフリカ自身の取組を力強く後押しする考えを発表した。「TICAD8チュニス宣言」においては、「我々は、紛争を予防し、紛争の根本的原因に対処することにより平和を強化するためのアフリカの努力を支援するとのコミットメントを新たにし、国際人権法及び国際人道法を遵守しつつ持続可能な平和を達成するための具体的行動をとることで一致」し、取組として、日本はアフリカ自身の仲介・紛争予防努力を、AU を始めとする地域機関への支援を通じて後押しすることを打ち出した。2024 年8月の TICAD 閣僚会合では、参加国は、根深く、再発する社会不安の根本原因に取り組むことにより、紛争、危機、暴力的過激主義、テロリズム、海賊行為を含む海洋安全保障上の脅威、人身売買及び麻薬取引、サイバーセキュリティ、小型武器の不正取引及び不正な資金の流れに対する長期的に継続する解決策を確保するために協力しつつ、予防を優先することが重要であることを再確認した。また参加各国閣僚は、APSA を強化し、能力構築及び適切な場合に持続可能で予見可能な資金を通じて、国連安全保障理事会決議第 2719 号(2023 年)に基づき、国連安全保障理事会によって承認された AU 主導の平和支援活動を支援する必要性に留意した。本抛出金を AU にとって安定した資金として活用し、2025 年に横浜で開催する TICAD9に向けて、TICAD プロセスの重要な柱であるアフリカの平和と安定に日本として引き続き貢献していくことが重要である。

また、2024 年4月の G7外相会合ではアフリカの平和と安定に向け、アフリカ自身の取組を後押ししていくことが重要との認識が共有された。同会合では、上川外務大臣から、アフリカの持続的発展に向けた日本の取組を説明しつつ、政治的安定の重要性に関して、G7を含む国際社会が、AU や西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)と連携し、サヘル諸国への関与を継続することが重要であることを強調した。また、同年6月のG7首脳会合では、岸田総理大臣から、アフリカにおける開発等の取組のためには平和と安定が不可欠である旨指摘し、日本は民主主義の定着や法の支配の強化のため、これまで人材育成、国境管理支援、司法・行政制度構築支援等をアフリカで実践してきたことを紹介し、今後も協力していきたい旨述べた。本抛出金は、まさにアフリカの平和と安定の実現に日本が国際社会の責任ある立場として貢献する取組の1つである。

AU が国際場裏におけるアフリカ統一ポジションの取りまとめを行っている中、G20 の正式なメンバーとなった AUC は 2025 年2月の G20 外相会合では大きな存在感を示した。日本が国連安保理改革等を含む日本の外交政策に対してアフリカ諸国からの支持を得るためには、AU との協力は不可欠となっている。同外相会合には岩屋外務大臣が出

席し、アフリカの平和と安定の重要性、スーダンやコンゴ民主共和国東部の情勢について憂慮しつつ和平のために国際社会が一致して行動する必要があることを述べた。

アフリカの平和と安定の達成に向け、AU は日本からの本拠出金を活用して、AU ソマリア暫定ミッション(ATMIS)が2024 年末に撤収するにあたり(2025 年からアフリカ連合ソマリア支援・安定化ミッション(AUSSOM)へと改組)、その後のソマリア政府による同国警察力向上、AU 関連組織の能力向上等を支援している。更に日本政府は、ATMIS 後継として当地域の安定を志向する AUSSOM の治安維持機能を支援する PAPS 向け補正予算を採択、安保理決議 2719 号を補完する形で 2025 年初頭に拠出を実行、AU 側から高く評価されている。本拠出金は、そうした環境下で、日本政府の外交方針に合致する案件に絞って AU の平和・安定施策を推進しており、AU との外交関係構築上、重要な位置づけを有している。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本はアフリカ 54 か国との外交を二国間関係としてだけでなく、アフリカ大陸の統合を掲げる AU とのマルチの関係として重視しており、AU の執行機関である AUC をアフリカ開発会議(TICAD)の共催者として尊重している。2025 年 2 月の AU 総会において長年委員長を務めたムーサ・ファキ・マハマト委員長から、マハムッド・アリ・ユスフ新委員長への交代が決定した際には外務報道官談話を発出しユスフ新委員長への祝意とファキ前委員長への労いの意を表明した。

本件拠出金は AU 関係部局と調整の上、日本の意向を反映させることができるイヤマーク拠出金であり、アフリカ主導の予防・調停・仲介のための活動支援等を中心に案件形成を行っている。案件形成に当たっては、アフリカ連合日本政府代表部と PAPS 間で、大使と担当委員というハイレベルを含めたやり取りを行っており、先方のオーナーシップを尊重しつつ、日本の重点分野を反映するような案件形成を行っている。例えば、現在、西アフリカの政治移行期を経験する国々への支援案件を実施しているが、これは、2023 年 5 月に岸田総理大臣が表明したサヘル地域とギニア湾沿岸諸国の平和と安定への日本の貢献と密接的に関連するものである。2024 年に拠出した令和 5 年度当初予算 10 万ドルは、日本政府の財政支援にて推進したソマリア安全保障部門開発計画(SSDP)が ATMIS の 2024 年末撤退が決定したことで形骸化する可能性があった中で、ソマリア連邦政府の警察力を強化・支援する案件の財資として投入することができたことにより、SSDP の継続を保全できたとともに、外交政策上、日本政府のプレゼンスを示した形となった。AU が G20 メンバーとなり国際場裏における存在感を大きくしている状況に比し、日本のこれまでの AU に対する直接支援は年間 10 万ドル程度と限定的であったところ、アフリカ大陸の統合に向けてその指導力を増しつつある AU との関係強化は極めて重要との判断から令和 6 年度補正予算にて対 AU 支援予算を要求したもの。更に国連安保理決議 2719 号がソマリア地域に適用されるかが不透明な状況下、日本政府は PAPS に対し 3 百万ドルの補正予算を拠出し 2025 年当初から ATMIS 後継である AUSSOM の立ち上げに他国に先がけて貢献することで、AU 内で高い評価を獲得している。アフリカの角地域だけではなく、2025 年 3 月には西アフリカのシエラレオネ・ギニア国境における合同平和・安全ユニット設立支援案件への拠出を実施し、PAPS が志向するアフリカ広域の平和維持への貢献を日本の支援が支えていることを示すことに成功している。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

2024 年 8 月に開催された TICAD 閣僚会合にンサンザバガンワ AUC 副委員長が参加、上川外務大臣と会談した。平和と安定を含む広範なアジェンダにつき対話し、日-AUC 間の協力を確認するとともに、上川大臣から 2025 年 8 月に開催される TICAD9 に向けて共催者としての連携を期待する旨表明された。上川大臣は同じく TICAD 閣僚会合に参加したソマリアのアフメド・モアリム・フィキ外務大臣と会談、ソマリアの平和と安定に向けた日本の取組に言及し、同国の平和の定着、経済開発に向けて協力していきたい旨述べた。

日本からのハイレベルによるアフリカ往訪としては、2024 年 4 月 27 日～5 月 1 日には上川外務大臣がマダガスカル、コートジボワール、ナイジェリアを往訪、大統領、外相と面談を行い平和と安定アジェンダにつき意見交換を実施した。

2024 年 12 月、大串経済産業副大臣及び松本外務大臣政務官が第3回日・アフリカ官民経済フォーラムへの出席のためにコートジボワールを訪問。 2025 年1月にはアフリカ貿易・投資促進官民合同ミッション参加のため藤井外務副大臣がタンザニア及びケニアを訪問し、首相、外務大臣への表敬を実現している。 2025 年2月には AU 代表部中川大使主催のレセプションを大使公邸で開催し、ラトバイエ AU 副官房長、また、現在の AU 議長国であるモーリタニアを代表してフォール同国 AU 常駐代表(大使)と意見交換。直近ではAU総会等の機会を捉え 2025 年2月に英利外務大臣政務官がエチオピアを往訪し、各国外相等との間で会談を実施したほか、2025 年4月に岩屋外務大臣がセネガルを訪問して外相会談、大統領及び首脳への表敬を行ったことに加え、英利外務大臣政務官がウガンダ及びジブチを、松本外務大臣政務官がアルジェリア及びチュニジアを訪問し、各国要人との会談を実施した。同じく4月には中川大使及び出張中の丸山 TICAD 担当大使がユスフ AUC 新委員長との面会を果たしている。
1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。 日本政府以外の日本関係者の拠出先への往訪、関与はなし。拠出事業と直接関連はしないものの、拠出先である AU の政治・平和・安全局(PAPS)の所掌に含まれる地雷対策分野に関して言えば、日本企業 NEC・大学関係者(早稲田大学)が地雷探知技術の試験的实施に至っており、AU・アフリカ諸国との連携を見据えて、PAPS 関係者との意見交換が実施されている。
1-5 本件拠出に係る日本側の取組等 アフリカ連合日本政府代表部は、大使レベルを含め、本件拠出の実施機関である AUC・PAPS との間で、少なくとも月に一回程度、拠出事業の実施状況等をモニタリングしている。また、日本拠出による対外広報効果を最大限にするべく先方と調整しており、例えば、エチオピアにおける紛争孤児支援事業においては、AU側が発出する事業開始に係るプレスリリースに日本による拠出であることを明記させた。AU 代表部独自の活動としては 10 月、日本勤務・留学経験等日本との関係が深い AUC 職員を公邸に招き、意見交換会を開催、日本経験を通じた新たなネットワーク構築の機会となった。
1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括 AUC・PAPS への拠出金は AUC、特に PAPS が注視するアフリカの角地域においてソマリア連邦警察能力の向上を図ることで治安維持を実現することで AU 加盟国及びアフリカ大陸内で発生している紛争、安全を脅かす事象を回避、解決、予防し、平和と治安の維持を実現するという PAPS の戦略目標を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標であるアフリカ自身による仲介・紛争解決努力を、AU を始めとする地域機関への支援を通じて後押ししていくという外交目標に貢献することを目標としている。 AUC・PAPS は、基準2のとおり、2023 年度拠出案件「ソマリア連邦政府の和平プロセス能力構築支援」に対し、2024 年末の ATMIS 撤退、後継である AUSSOM へのスムーズな移行を実現、といった効果を上げている。 また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。 基準4については 4-2 の理由から N/A としている。 以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果
(1) 2023 年度拠出案件 (2024 年 3 月～2025 年 12 月実施) : ソマリア連邦政府の和平プロセス能力構築支援 (100,000 ドル) (目標) AU 移行ミッションソマリア (ATMIS) の成果を維持しソマリア安全保障開発計画を支援するために、ソマリア警察と ATMIS 民軍調整活動を支援する。 (取組) アル・シャバブを封じ、ソマリアの治安維持に貢献してきた ATMIS が 2024 年末に撤収するに当たり、達成された成果を維持するためにソマリア連邦政府の警察の安全保障能力構築と向上を支援する。具体的には、首都モガディシュに警察施設を建設、通信機器の導入、地域警察業務の訓練、児童保護・児童兵徴用防止のワークショップを AU が実施する。 (成果) 2024 年末の ATMIS 撤退、後継であるアフリカ連合ソマリア支援安定化ミッション (AUSSOM) へのスムーズな移行を実現した。本拠出 10 万ドルに加え、別案件残余金約 5.6 万ドル充当を承認し本案件拡充実施中。達成度は下記のとおり: 1 ソマリア警察 (SPF) のための駐在所 (1 か所) をモガディシュに建設 (予算執行率: 102%) 実施完了。 2 モガディシュに新設された駐在所へ ICT (情報通信技術)、事務機器、家具の提供 (予算執行率: 0%) 家具、ICT、オフィス機器の調達遅延、輸送ルート確保に苦慮。 3 モガディシュにおけるソマリア警察官 (SPF) のためのコミュニティ警察研修ワークショップの開催 (予算執行率: 79%) 実施完了。2024 年 7 月 28 日～8 月 1 日にかけて、第一回目のワークショップ (対象者 60 名) が実施され、第二回目 が 2024 年 8 月 4 日～8 日 (対象者 60 名) に実施され、合計 120 名のソマリア警察官に対する研修が完了した。 4 モガディシュにおける地域社会を担当するソマリア警察官を対象に、子どもの保護と子ども兵士の徴用・使用の防止に関するワークショップの開催 (予算執行率: 89%) ほぼ実施完了。2024 年 8 月 11 日から 15 日にかけて、30 名のソマリア警察官を対象としたワークショップが実施された。 5 ジョワール (Jowar) 空港、キスマヨ港 (Kismayo Seaport)、バイドア (Baidoa) 空港の警察署への ICT (情報通信技術)、事務機器、家具の提供 (予算執行率: 62%) (2) 2023 年 AU 平和基金残余金案件 (2021 年度拠出分残余金、2025 年 4 月に報告書受領) : ア サヘル諸国への政権移行と憲法秩序実現への支援 (56,816.50 ドル) (目標) 複雑な政治的移行期にある国々を支援し、憲法秩序への早期復帰を促進する。 (取組) 包括的な管理と憲法秩序への移行のための対話と調停に取り組むため、ECOWAS と協力して賢人パネルと AUC 代表団を派遣する。 イ 政治移行期にある選挙機関への制度的・技術的能力開発支援 (38,335.00 ドル) (目標) 選挙機関及び関係者に対し、制度的・技術的な能力開発支援を提供する。 (取組) AU-ECOWAS 経験共有ミッションとして選挙管理委員を民主化が進んでいるセネガルの独立国家選挙管理委員会 (INEC) に派遣することで、選挙プロセス管理手法等を修得する。 (成果) 上記 2 案件は、同地域の軍事政権 (UCG) から AU の支援を拒否されており実施できておらず、現在 AUC と事業内容変更を念頭に調整中。

(3)2024 年度当初予算(2025 年3月～2026 年3月実施、2026 年5月に報告書受領予定):

シエラレオネ・ギニア国境における合同平和・安全ユニットの設立支援(96,468.00ドル)

(目標)シエラレオネ・ギニア間の国境地域で合同平和・安全ユニットを設立し、国境の安全管理を強化、国境地域の自由な移動と貿易を促進し、経済・社会発展に寄与、住民・行政・警察等の関係者が協力して治安維持を行う体制を確立するとともに地域社会の主体的な参加を促進し、長期的な国境管理の枠組みを確立する。

(取組)(1)シエラレオネおよびギニアの国境地域の利害関係者会合の開催と協議、(2)合同平和・安全ユニットの設立と同ユニットの能力強化トレーニングの実施

(成果)報告待ち

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

3-1 (1) 会計年度	1 月から 12 月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2025 年4月(日本の 2023 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2026 年5月(日本の 2024 年度拠出分)

3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等

2025 年4月に提出された決算報告書によれば、日本の令和5年度拠出金当初予算及び令和4年度拠出金の残余金を活用した事業「AU ソマリア暫定ミッション(ATMIS)を通じたソマリア治安組織の能力構築活動」つき、本件事業への拠出金である 156,321.84 米ドルのうち、97,357.56 米ドルが使用され、58,964.28 米ドルの残余金が発生している。2-2 のとおり、同事業中の5プログラムのうち、ソマリア警察(SPF)のための駐在所の建設事業は完全に執行されているが、駐在所への ICT や事務機器等の提供プロジェクトを始め、他の4プログラムについては、ソマリアにおける流動的な治安情勢や AUC の内部手続きの長期化等を背景に建設や実施が遅れたために、残余金が発生したとの報告がなされている。なお、現時点に至るまで未実施となっている駐在所への ICT や事務機器等の提供プログラムについては、2025 年中の完了を目指した実施延長の要請がなされている。

また令和3(2021)年度までの拠出金の残余金(444,634.72 米ドル)を活用した事業が進行中である。

	案件内容	予算(US\$)
1	AU主導のエチオピア和平プロセスからの教訓の文書化支援	80,000
2	選挙プロセスへの女性及び若者の参加に向けた効果的なプロセスの確立(大湖地域支援)	169,500
3	エチオピア・メケレにおける戦争孤児支援(PCRD)	100,000
4	複雑な状況にある国(ニジェール、ブルキナ・ファソ、マリ、ギニアの中の1ヵ国)への政権移行と憲法秩序実現への支援(=上記2-2(2)アの案件)	56,816.50
5	政治的移行期にある国の選挙機関への制度的・技術的能力開発支援 マリ及びブルキナ・ファソ選挙管理委員会委員をAU-ECOWAS 経験共有ミッションとして民主化が進んでいる国に派遣。独立国家選挙管理委員会(INEC)から効果的な選挙プロセス管理手法等を学ぶ。(=上記2-2(2)イの案件)	38,318.22
	合計	444,634.72

令和7年4月15日付で提出がなされた報告書によれば、354,887.64 米ドルの残余金が発生している。この残余金については、発生毎に AUC が報告書を添えた使途要請を口上書として AU 代表部に提出、要請内容を外務本省で吟味した上で、事業承認をするという AUC や外務本省との適正な手続を経て、その使途を検討する予定である。 2022 年度の AUC Final Audit Report を確認したところ、監査は、国際最高監査機関基準 (ISSAIS) に則り実施され、必要な監査証拠は十分かつ適切に取得されたとされている。執行幹部とガバナンス関係者の財務報告責任についても言及されており、内部統制や AU の持続的な業務遂行能力 (going concern) について評価がなされ、重大な不備や虚偽表示、内部統制上の重大な問題に関する指摘は見られていない。監査意見は肯定的であり、会計方針の適切性、会計見積りの合理性、AU の活動継続の前提 (going concern basis) についても問題なしと結論づけられている。 内部監査が実施されている。F15 (Committee of Fifteen Ministers of Finance) は、PAPS のみならず AUC 全ての財務関連事項を監視しており、その下に Audit Over Unit があり、こちらも PAPS のみならず全ての AUC が実施しているプロジェクトの監査 (audit)、検査 (inspect)、監視 (monitor)、報告 (report) を行っている。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント (ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況 (改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)
AU は 2016 年以降、AU 加盟 15 か国財務相委員会 (F15) を定期的に開催し、AU 予算の策定準備、予算執行監査、加盟国分担金及び滞納国に対する制裁レジームに関する評価、AU 予備基金等に係る取組の強化を図っている。 2024 年中に開催された F15 会合では、予算執行の課題自体に関する勧告等は出していないものの、AU の加盟国分担金の支払い状況等に関する評価を行った上で、2025 年の AU 総会では、2026 年の総会までに、分担金の支払い状況に関する評価尺度の策定を命じている。 加えて、2025 年3月に就任したユスフ新 AUC 委員長は、AU・AUC の財政的自律性の重要性を唱えるとともに、各種事業の履行率向上を重視しているため、新体制の下で更なる改善が期待される。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 (国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む) の概要・対応ぶり。
該当なし。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
0	0	0	0	0	0	1,700
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
0	0	0	0	0	0	90
備考						

4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況（ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた抛出先及び日本側の取組状況等）
4-2 本件抛出金を基準4の評価対象としない場合（「N/A」とする場合）、評価対象としない（「N/A」とする）合理的理由
日本はAU加盟国ではなく、日本人職員採用が想定されていないため。

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A-

a

a

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際連合開発計画(UNDP)拠出金(アフリカ PKO センター支援)	
2 拠出先の名称	
国際連合開発計画(UNDP)	
3 拠出先の概要	
UNDP は、国連総会決議(A/RES/2029(XX))に基づき、1966 年に設立。本部はニューヨーク(米国)。2024 年現在、加盟国数は 193 か国・地域。様々な形態の貧困の撲滅、持続可能な開発に向けた構造改革の促進、及び危機やショックに対するレジリエンスの構築を目標として、約 170 の国・地域で活動を実施。東京に駐日事務所を置く。本拠出金の管理は、UNDP 広報渉外局ジャパン・ユニットがアフリカ局 TICAD ユニットとの連携の下で行う。	
4 (1)本件拠出の概要	
本拠出金は、UNDP を通じ、アフリカ諸国出身の平和維持要員の訓練を担う PKO 訓練センター(15 か国)の訓練能力の強化及びこれらセンターによる各種研修・訓練の活動支援に使用され、アフリカ自身の平和維持・平和構築に係る能力を向上させることを目的としている。支援対象となる PKO 訓練センターは、アフリカ各国政府等により設立され、アフリカ自身が国連 PKO を始めとする地域の平和支援活動に参加する要員等の能力を強化するため、各種研修・訓練を行う施設である。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 70,096 千円(467,303 米ドル)	
日本による 100%拠出(令和7年度)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
アフリカ部アフリカ第一課、国際連合日本政府代表部、在ナイジェリア日本国大使館、在ガーナ日本国大使館、在コートジボワール日本国大使館、在エジプト日本国大使館、在ケニア日本国大使館、在マリ日本国大使館、在ベナン日本国大使館、在タンザニア日本国大使館ほか。	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、政策評価体系上「基本目標Ⅰ 地域別外交」、「施策Ⅰ-6 アフリカ地域外交」、「個別分野1 TICAD プロセス、多国間枠組み等を通じたアフリカ開発の推進」/「測定指標 1-2 対アフリカ協力における関連諸国との協力の推進」の下に設定されている中期目標「他国との政策協議を積極的に行い、また、G7・G20 関連会合等の国際的フォーラムに積極的に参加することで、我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携を図り、アフリカ開発を効果的に促進する。また、国際機関と連携し、アフリカ開発及びアフリカの平和・安定に向けた国際社会におけ

る議論を主導することで、国際社会での我が国のリーダーシップを強化する。」を達成するための手段の一つと位置づけている。(令和5年度外務省政策評価事前分析表(86 ページ参照))

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

アフリカは、長期化する紛争や衝突、政治的混乱、テロを始めとする安全保障上の脅威や、そこから生じる深刻な人道的問題に晒され続けている。2022 年8月の TICAD8では、岸田総理大臣が「人への投資」を強調し、アフリカの平和と安定のためのアフリカ自身による取組を日本が後押ししていく考えを示した。「TICAD8チュニス宣言」においては、「我々は、紛争を予防し、紛争の根本的原因に対処することにより平和を強化するためのアフリカの努力を支援するとのコミットメントを新たにし、国際人権法及び国際人道法を遵守しつつ持続可能な平和を達成するための具体的行動をとることで一致」し、日本はアフリカの PKO 訓練センターにおける PKO 要員の能力強化を実施することを打ち出した。2023 年1月に林外務大臣は外交演説において、「PKO その他の国連の平和構築の取組にも引き続き貢献」していくと言及しており、アフリカ PKO 訓練センター支援は、上記 1-1(1)の目標を達成するための重要なツールの1つである。2024 年8月の TICAD 閣僚会合において、参加国は、根深く、再発する社会不安の根本原因に取り組むことにより、紛争、危機、暴力的過激主義、テロリズム、海賊行為等を含む海洋安全保障上の脅威、人身売買及び麻薬取引、サイバーセキュリティ、小型武器の不正取引及び不正な資金の流れに対する長期的に継続する解決策を確保するために協力しつつ、予防を優先することが重要であることを再確認した。

アフリカでは、国連 PKO ミッションや、アフリカ連合(AU)等地域・準地域機関主導の平和支援ミッション、テロ対策のための多国籍合同チームが数多く展開するものの、専門的な訓練を受けた平和支援要員が不足している。そのため、日本は本拠出金により、訓練施設・設備の整備、訓練プログラム経費支援等を行い、アフリカ各地に所在する PKO 訓練センター等での訓練能力強化支援を行っている。

2025 年2月、南アフリカで開催された G20 外相会合では、岩屋毅外務大臣が出席し、スーダンやコンゴ民主共和国東部の情勢について、両国及び周辺国、特に現地の人道状況の悪化について言及し、アフリカの平和と安定のため、国際社会が一致して行動する必要があると表明している。そうした中、本拠出を通じたこうした貢献は、日本の平和構築分野での貢献を国際社会にアピールする上で重要な役割を果たしている。特に、日本は 2023 年から2年の任期で安保理非常任理事国に選出され、法の支配に基づく国際秩序の維持・強化を目指していくことを表明した。国連安保理の議題の多くがアフリカに関わるものであり、アフリカの平和安全保障のために具体的な支援策を実施する重要性が高まる中、日本は、PKO 支援を通じてアフリカを重視する姿勢を示している。2024 年9月の国連平和構築委員会(PBC)閣僚級会合に出席した赤堀外務審議官は、日本の平和構築にかかるこれまでの活動を踏まえ、制度構築や人への投資の重要性や平和構築委員会と安保理の連携強化等を強調するとともに、2025 年平和構築アーキテクチャーレビューに向けて、日本が積極的に議論に貢献する旨発言している。また、国際選挙において、54 か国を擁するアフリカからの支持を得る観点から、本拠出金を通じた支援により、アフリカの平和と安定への直接の貢献をアピールすることは、アフリカ諸国からの支持を集める上で重要である。

PKO 訓練センター支援における本拠出金の比較優位としては、復興・開発分野の中核的国連機関である UNDP を通じた支援を行うことで、日本がアフリカの平和構築分野において国際的なイニシアティブを発揮しやすくなることが挙げられる。また、UNDP は日本大使館が無い国を含む約 170 か国・地域に事務所を有しており、センター単独による各種研修・訓練や財政管理を適切に行う能力に不安を抱えている一部の PKO 訓練センターに対する案件では、UNDP による案件監理・実施推進を中心とした側面支援が必要不可欠である。

なお、流動的な情勢が続くサヘル地域は、ドイツ、フランス、EUを始めとする欧米諸国の関心も高いため、本拠出金による支援は同地域においてはトーゴの即席爆発装置(地雷等)対策、ナイジェリアにおいては暴力的過激主義対策を実施し、グローバルな平和と安定への日本の貢献をアピールする上で重要な役割を果たしている。各国 PKO 訓練センターにおける受講者、訓練参加者は年々代わっていく中で平和維持、安全保障の現場における技術面の能力

強化を継続的な日本の財資提供とそれを活用した講師派遣は多くの PKO 訓練センターから要請されており日本独自の支援となっている。こうした訓練が繰り返し持続的に維持される意義は大きい。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

本拠出金は 100%日本が拠出するものであり、UNDP では本拠出金を含む日本政府予算プロジェクトの管理を行う担当部署が設置され(主要な担当職員は日本人)、国際連合日本政府代表部とも緊密に連携しながら、プロジェクトを実施している。

また、これまでの日本からの支援に対する評価から、日本の意向が反映されやすい立場を確保している例としては、具体的には、2022 年度拠出金の事業の支援対象である「マリ平和維持学校(EMP)」においては、日本は定期執行理事会(年2回、評価期間中は 2024 年6月、12 月開催)の理事国としてのステータスを維持しており、同校の運営状況を把握、理事国として発言している。また、エジプトの PKO 訓練センターである「紛争解決・平和維持・平和構築のためのカイロ国際センター」(CCCCPA)には3年連続で拠出しているが、同センターが事務局を務めるアフリカ地域の和平フォーラムである「持続可能な平和と開発のためのアスワン・フォーラム」では、日本は唯一の戦略的パートナーとして同フォーラムの方針策定等に関与するほか、同フォーラムにおいて日本の取組を発信する機会が優先的に与えられている。2024 年7月には清水アフリカの角大使がフォーラムのアフリカの角セッションのパネリストとして招かれ、日本のアフリカの ownership を尊重するアプローチや貢献、WPS(女性、平和、安全保障)の重要性について発信できた。公式パンフレットや会場でも日の丸が掲げられるなど特別扱いが確認された。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

アフリカの PKO 訓練センターからの来日としては、ガーナのコフィ・アナン国連平和維持訓練維持センター(KAIPTC)からリチャード・アッド・ジャネ少将(所長)以下3名が 2024 年 10 月末に来訪、堀内外務省アフリカ部長と有意義な意見交換を実施した。日本からの往訪は新任の内閣府森川国際平和協力本部事務局長が 2024 年 12 月にエチオピアに出張し同国 PKO 訓練センター(IPSTI)を事務局長としては3年ぶりに訪問、1月にはエジプトを往訪し CCCCCPA のセイフ・カンディール所長と会談し、PKO 訓練センター支援を含む日本の PKO 支援につき、連携の継続を確認した。

評価対象期間の UNDP との要人往来は下記のとおりである。

- (1)2024 年8月、清水 TICAD 担当大使は、ニューヨークにおいてエザコンワ UNDP 総裁補兼アフリカ局長と意見交換。
- (2)2024 年8月、中村地球規模課題審議官は、東京においてエザコンワ UNDP 総裁補兼アフリカ局長と意見交換。
- (3)2024 年8月、堀内アフリカ部長は、東京においてエザコンワ UNDP 総裁補兼アフリカ局長と会談。
- (4)2024 年8月、辻外務副大臣は、東京においてエザコンワ UNDP 総裁補兼アフリカ局長と会談。
- (5)2024 年 12 月、岩屋外務大臣は、東京においてシュタイナーUNDP 総裁と意見交換。
- (6)2024 年 12 月、義本駐ガーナ大使は、アクラの KAIPTC を往訪。ジャネ司令官と意見交換。
- (7)2025 年3月、御巫国連日本政府代表部大使は、ニューヨークにおいてエザコンワ UNDP 総裁補兼アフリカ局長と意見交換した。
- (8)2025 年3月、東京においてエザコンワ UNDP 総裁補兼アフリカ局長は、東京会議に出席し、岸田前総理などの出席者の中で基調講演を行い、TICAD9がアフリカのリーダーシップを支援し、より強靱で団結した世界に向けて重要な役割を果たしていることを強調した。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

アフリカへの投資環境面での課題として、日本企業からは治安など不安定な政治・社会情勢が指摘されている。本件拠出金を通じてアフリカの平和と安定に貢献することは、中長期的に日本関係者(日系企業等)のアフリカにおける

ビジネス環境改善を図る上でも重要である。特に、周辺地域における安定化の鍵となるサヘル地域や「アフリカの角」地域の平和構築に貢献することにより、近隣各国で活動する日系企業等の事業安定化及び従業員の安全並びに日本企業の一層の進出促進に寄与するほか、ギニア湾沿岸国に対して実施中の同湾における海賊対策支援を通じて周辺海域の治安改善に貢献することにより、日本関連船舶の航行の安全確保に裨益することも期待される。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

各案件の進捗状況については、外務本省は、UNDP 現地事務所から中間報告(案件の成果、会計報告を含む)を提出させているほか、案件フォロー用フォーマットを用いてセンター、現地日本大使館、現地 UNDP 事務所の三者から定期的に報告を求め、訓練受講生の人数把握や邦人講師派遣のより円滑な実施に向けた体制を構築している。

2024 年度拠出分については、日本の厳しい財政状況下で、引き続き本拠出金の予算は限られたものとなったが、その中で本拠出金の目的である PKO 活動の能力向上に最大限に裨益し、ひいてはアフリカの平和と安定の貢献に繋がるよう、支援案件を厳選した。その他、日本が関与する他の PKO 支援と相乗効果が得られる例もある。

2024 年 10 月にはガーナ KAIPTC 所長のリチャード・アッド・ジャネ少将が来日した際、防衛省統合幕僚学校の国際平和協力センターに来訪し、国際平和活動の訓練への取り組みについて相互に説明を行い、国際平和協力活動の教育に関する今後の協力等について意見交換を行ったほか、防衛大学校において武官に対してサヘル地域における平和維持活動についての講義を行った。

2024 年 8 月から 9 月にかけては国連三角パートナーシップ・プログラム(UN Triangular Partnership Programme)の下、国連活動支援局がケニアで実施するアフリカ地域の施設要員を対象とした教官養成のための重機操作訓練に、陸上自衛官 23 名及び内閣府国際平和協力本部事務局国際平和協力研究員 1 名が教官及び連絡調整要員として派遣された。本訓練は、ケニア及び周辺国の要員を教官として養成するために、PKO におけるインフラ整備、宿营地等の造成等に必要な知識及び技能を習得させることを目的としたもの。日本が、本プログラムの枠組みで重機操作訓練に貢献するのは、10 回目となり、8 か国 312 名の施設要員に対して訓練を行った。

2024 年 12 月には義本駐ガーナ大使が KAIPTC にてジャネ司令官へ表敬訪問を行い、同センター内の各施設を視察した。義本大使は、日本の平和と安定への貢献を強調し、KAIPTC との長年の協力関係を歓迎。ジャネ司令官からは、義本大使着任への歓迎と共に、長年に亘る日本からの支援への感謝の言葉が述べられた。

2025 年 2 月に南アフリカで開催の G20 外相会合で岩屋外務大臣がアフリカの平和と安定のために国際社会の一致が必要との発言は 1-1(2)に記載済み。

また、2025 年 1 月、中川アフリカ連合(AU)日本政府代表部大使はバンコレ・アデオエ政治・平和安全保障担当委員と会談し、スーダン、ソマリア、サヘル地域を始めとするアフリカの地域情勢や AU 主導の平和支援活動について意見交換を行いアフリカの平和・安全保障分野への継続した貢献を表明した。

1-3 に記載の UNDP 要人往来の際の面談においては UNDP パートナーシップに言及し、本 PKO 訓練センター支援業務の重要性と的確な案件管理につき謝意と引き続きの期待を述べ、関係の維持を相互に確認している。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

国際連合開発計画(UNDP)拠出金(アフリカ PKO センター支援)は UNDP 現地事務所を通じてアフリカ各国の PKO 訓練センターが平和構築、紛争解決、治安維持、テロ・紛争防止のために PKO 従事者、地場コミュニティ関係者への研修、訓練を実施することでアフリカ大陸内で発生している紛争、安全を脅かす事象を回避、解決、予防し、平和と治安の維持を実現するという PKO 訓練センターの事業目標を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標であるアフリカ自身による仲介・紛争解決努力を、AU を始めとする地域機関、PKO 訓練センター等への支援を通じて後押ししていくという外交目標に貢献することを目標としている。

UNDP 及び各 PKO 訓練センターは、基準 2 の 2-2 とおり、2023 年度拠出案件等に対し、それぞれ市民の能力強化、即席爆発装置(IED)・地雷・不発弾の爆発阻止技術獲得、コミュニティの能力及び強靱性の向上、安全保障関係者と市民社会との協力・連携の強化等といった効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2) のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4について 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

・2023 年度拠出については、以下の4か国における PKO 訓練センターの活動支援プロジェクトにイヤマークしている。報告書は 2025 年6月に受領予定。[]内は目標値。

1. ナイジェリア:西アフリカにおける効果的な平和支援維持活動の実施の為のマーティン・ルーサー・アグワイ国際リーダーシップおよび平和維持センター(MLAIPKC)能力強化プロジェクト[目標:801 名の参加]
2. トーゴ:PKO 訓練センター(CEOMP)訓練員の地雷除去能力等強化[25 名、5名、200 名の3コースの実施]
3. エジプト:アフリカの平和と安全保障が直面する課題への地域的対応の強化[15 名、30 名、15 名、230 名の4コースの実施]
4. ガーナ:西アフリカとサヘル地域アクラ・イニシアティブ(AI)の実施効率向上を支援するための能力強化[85 名の参加]

提供する支援は、ナイジェリア、ガーナのセンター支援では西アフリカとサヘル地域の警察関係者及び市民社会・文民の参加者に暴力的過激主義、テロの脅威、海上安全保障に関する知識の付与、トーゴでは地雷除去能力の訓練、エジプトは東アフリカを中心に広範に受講者を募り地域の安全保障情報の共有と脅威に対する対処能力向上である。受講者、参加者は年々代わっていく中で継続的に日本の財資提供により地域の PKO 訓練が繰り返し持続的に維持される意義は大きい。

成果は以下のとおり:

1. ナイジェリア:この研修は 2024 年 10 月 26 日から 11 月8日まで約2週間に対面式で行われ、リーダーシップと国民の結束(Leadership and National Cohesion)、武力紛争下での民間人保護(Protection of Civilians)、暴力的過激主義への対策(Countering Violent Extremism)といったテーマ別モジュールが提供された。各モジュールで専門家によるプレゼンテーションやディスカッションが行われ、国内外から招聘された有識者が講師・ファシリテーターを務めている。特に暴力的過激主義対策の分野では、非軍事的アプローチ(教育・社会経済的要因への対応等)を重視した内容となった。こうした手法により、参加者の批判的思考や統率力を養い、過激主義の根本原因に対処する能力育成が図られた。研修には西アフリカ地域から6か国(ガーナ、シエラレオネ、カメルーン、ギニアビサウ、トーゴ、リベリア)が参加、各国の軍・治安機関や関係機関から派遣された参加者 32 名が本研修を修了した。西アフリカ地域における反政府活動及び暴力により荒廃したコミュニティの住民に、暴力的過激主義への対抗、武力紛争における市民の保護の能力強化の研修を実施した。最終的には 852 名が参加。
2. トーゴ:西アフリカ各国の警察要員 25 名の即席爆発装置(IED)・地雷・不発弾の爆発阻止、女性のリーダーシップ、平和維持活動におけるジェンダー主流化に関する技術能力を強化、トーゴの治安部隊要員 200 名

(うち 40%は女性)が緊急時に安全を確保できるよう、国連応急手当コースを受講した。CEOMP 指導官5名の日本での IED 攻撃防止訓練は未実施であり 2025 年度に実施予定。

3. エジプト: 海上安全保障能力構築の訓練、紛争後復興開発(PCRD)、コミュニティの能力及び強靱性の向上、地方、国家及び地域機関並びに協力促進のための能力強化に関するワークショップを実施し、治安に従事する政府関係者延べ 290 名の参加を目標としたところ、最終的に 1,739 名の参加を得ることができた。
4. ガーナ: ベナン、ブルキナファソ、コートジボワール、ガーナ、トーゴなどアクライニシアティブ(AI)関係国の平和と安定に従事する政府、市民関係者 85 名(うち女性 34 名)にテロと暴力的過激主義の防止・対処に関する安全保障関係者と市民社会との協力・連携の強化及び AI 政策立案者との対話に関する研修を実施した。本事業は 2025 年6月末まで延長され、5月末時点で 83 名の参加を得ている。

・2024 年度拠出案件は以下の5か国における PKO 訓練センターの活動支援プロジェクトにイヤマークしている。報告書は 2026 年6月に受領予定。

5. エジプト: アフリカ大陸における進化する紛争の力学と安全保障上の脅威に対応するためのアフリカ諸機関の強化
6. タンザニア: タンザニア TPTC の能力開発支援
7. カメルーン: 準地域における平和支援活動のための EIFORCES 訓練能力強化
8. トーゴ: トーゴ PKO 訓練センターの即席爆発装置(IED)リスク管理のための能力構築
9. ケニア: ケニアにおける平和と安全、海洋安全、災害リスク管理の能力強化

なお、日本支援における PKO センター能力強化プロジェクトに関しては国別ファクトシートを作成し TICAD 閣僚会合のタイミングで WEB サイト上で公開、配布するなどしてビジビリティの強化に努めている。(以下はナイジェリアの例) [undp-factsheet-nigeria-2024.pdf](#)

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要								
3-1 (1) 会計年度	1 月から 12 月							
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	評価期間中の 2024 年7月(日本の 2022 年度拠出分)							
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	案件毎に受領、トーゴ報告遅延あり							
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025 年7月頃(日本の 2023 年度拠出分)							
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等								
拠出先においては、日本からの拠出金が UNDP に入金後、個別イヤマーク・プロジェクトを開始し、事業実施期間中はプロジェクトによって異なるが、プロジェクト完了後、原則1年以内に報告書が提出されることとなっている。このサイクルに基づき、2024 年4月以降に接到した財務報告書については以下のとおり。残余金については適正な手続を経て UNDP 現地事務所から UNDP 本部経由で国庫返納されている。2023 年度拠出分に係る財務報告書は原則 2025 年7月頃に提出される見込みである。								
国名	報告書日付	予算年度	予算年度	当初・補正	事業完了	承認金額	執行金額	残余金
マリ	令和6年4月	2021	令和3年	当初	2023年3月	360,000.00	346,432.47	10,003.53
ベナン	令和5年3月	2021	令和3年	当初	2023年3月	209,865.00	207,016.96	771.04
ジブチ	令和6年7月	2021	令和3年	当初	2023年12月	190,890.00	172,653.43	16,346.57

UNDP は国連会計検査委員会(Board of Auditors)より 19 年連続で、無限定適正意見(Unqualified Opinion)を取得。2023 年の BOA 報告書(2024 年7月発表)は①2024 年7月 23-24 日に開催された執行理事会で承認されている。同報告書においては、本件拠出金関連の指摘事項はなかった。 財務報告書は適切に記載、報告されている。内部監査は BOA が適切に実施しており問題なし。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等) UNDP 全体の取組として、成果実績、透明性及び説明責任を UNDP の最優先事項と位置付け、ガバナンス・メカニズムと説明責任枠組み手続により資金が適切に管理されることを確保している。また UNDP は、BOA による監査を受けており同委員会が報告書を作成・公表し、結果および勧告は同委員会が行政・予算問題に関する国連行財政問題諮問委員会(ACABQ)を通じて総会にて報告している。UNDP では同委員会による勧告を受け止め、実行することで、効率性と有効性を促進している。拠出金等の日本資金を扱うジャパン・ユニット、アフリカ関連支援を業務とする TICAD ユニットもこうした UNDP 全体の取組や管理方針の下で本件拠出金に係る事業の運営を行っている。加えて、UNDP は全体として、監査対応を戦略的に実施しており、UNDP 総裁と副総裁が直接主導して、監査の優先事項への対応を継続的に改善している。ジャパン・ユニット、TICAD ユニットに、所属局の監督のもとで不正防止メカニズムが運用されており、上記オンライン研修会合に参加したマネジメント層やオペレーションチームの決裁を受けて資金執行を行っている。本拠出金を活用して実施する活動に必要な調達についても同様に、全て管理部局の策定した内部規定に基づいて調達管理が実施されている。このように本拠出金の運用は UNDP 全体のマネジメント計画に則って行われており、PKO 訓練センター支援についても事業を実施する各国事務所が事業運用と進捗のモニタリングを行っており、上記戦略に沿った資金執行と調達を実施している。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
該当なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☒ 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等)(広報渉外局 ジャパン・ユニット) ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
4	4	4	4	4	0	4
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
42021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
1	1	1	1	1	0	1
備考						

4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた抛出先及び日本側の取組状況等)

UNDP は広報渉外局が中心となり日本人職員の増強に取り組んでおり、日本人の JPO 希望者に対する具体的な指導や実務の実態を様々な機会を通じて積極的に情報発信している。広報渉外局ジャパン・ユニット並びにアフリカ局 TICAD ユニットにおいても駐日事務所と緊密に連携を取りながら、アフリカにおける日本人職員の活躍を積極的にアピールしている。UNDP アフリカ局では、評価対象期間中に延べ7名の日本人インターンを活用しているほか、アフリカ局内の関係者と調整を行い、同局の戦略的地域プログラムに対して JPO ポスト獲得を支援している。2025 年2月からは JPO 職員が TICAD ユニット及びタンザニア事務所に着任している。

4-2 本件抛出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A-

a

a

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称
国際連合開発計画(UNDP)拠出金(TICAD プロセス推進支援)
2 拠出先の名称
国際連合開発計画(UNDP)
3 拠出先の概要
UNDP は、国連総会決議(A/RES/2029(XX))に基づき、1966年に設立。本部はニューヨーク(米国)。2021年現在、加盟国数は193か国・地域。様々な形態の貧困の撲滅、持続可能な開発に向けた構造改革の促進、及び危機やショックに対するレジリエンスの構築を目標として、約170の国・地域で活動を実施。東京に駐日事務所を置く。
4 (1)本件拠出の概要
TICAD (Tokyo International Conference on African Development)は、1993年以降、日本政府が主導し、国連、UNDP、世界銀行及びアフリカ連合委員会(AUC)と共同で開催するアフリカ開発会議の略称。UNDPはTICAD共催者として、2000年にアフリカ局内にTICADユニットを設置し、総裁補兼アフリカ局長の下でTICAD関連業務を遂行している。同局は、46の国事務所を管轄しており、TICADユニットを通じてアフリカ各国事務所の幅広い専門性やネットワークがTICADプロセスの推進のため活用されている。 本拠出金は、UNDPアフリカ局TICADユニットによる管理・活用により、日本政府が重視するアフリカ開発の優先課題に資する事業やTICAD関連会合の円滑な運営のために使用され、日本の対アフリカ外交の中核をなすTICADプロセスを推進することを目標とする。特に、本拠出金を通じて日本政府単独では実施が困難な事業の実施やTICAD共催者間の各種調整を円滑化し、日本の取組を補完することを目指している。
4 (2) 本件拠出の形態
☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)
令和7年度当初予算額 50,949 千円 (339,665 米ドル)
日本 100%拠出のイヤーマーク資金
5 担当課室・関係する主な在外公館
アフリカ部アフリカ第一課、国際連合日本政府代表部

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅰ 地域別外交」、「施策Ⅰ-6 アフリカ地域外交」、「個別分野1 TICAD プロセス、多国間枠組み等を通じたアフリカ開発の推進」、「測定指標 1-1 TICAD プロセスの推進」の下で設定されている中期目標「TICAD8で打ち出したコミットメントの着実なフォローアップ等」を通じて、アフリカ自身が目指す強靱で持続可能なアフリカの実現を効果的に後押しするとともに、アフリカとの協力関係を強化し、対アフリカ外交

における国際社会での我が国のリーダーシップを強化する。」を達成するための手段の一つと位置付けられている。
(令和5年度外務省政策評価事前分析表(86 ページ参照))

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

本拠出金は、日本がアフリカ開発に関する国際的な連携を主導する極めて重要なプロセスである TICAD を推進するにあたり、業務プロセスを効果的に進めるために役立っている。

2024 年8月に東京で上川外務大臣がアフリカ各国から外務大臣級閣僚を迎える形で TICAD 閣僚会合を開催し「アフリカと共に革新的な解決策を共創する」という TICAD9の主要テーマの下、「社会」、「平和と安定」、「経済」の3つの柱について議論を行い、閣僚会合として初めて共同コミュニケを発出した。TICAD 閣僚会合の機会を捉え、上川外務大臣はアフリカ各国の外相らと相次いで会談し、経済や平和構築などでの協力を確認した。閣僚会合に先立ち 2024 年6月には UNDP、世界銀行、アフリカ連合委員会(AUC)、国連の TICAD 共催者がニューヨークに参集して TICAD 共催者会合を開催し、閣僚会合のテーマ、招待方針等につき協議し、準備態勢を整えたが、当該共催者会合の設営に当たっては UNDP TICAD ユニットが大きく貢献、本拠出金の一部が有効に活用された。また、2024 年6月にイタリアで開催された G7サミットにおいて、岸田総理大臣は TICAD9に触れ、「アフリカ諸国との連携を一層強化したい」と述べ、G7サミットでの成果を TICAD にもつなげていく考えを強調した。これらの取組を通じて、日本とアフリカとの連携強化の基盤として、多国間フォーラムである TICAD の重要性は一層高まっている。TICAD の貢献については、アフリカ諸国からも高い評価を得ており、TICAD8以降に行われたエジプト、ケニア、エチオピア、ガーナ、ザンビア、南アフリカ等との首脳会談においても、TICAD の下での日本のアフリカ支援や TICAD の重要性が言及されている。

UNDP は開発分野の中核的国連機関であり、アフリカ各国の事務所を通じて得られる知見を有する。現地政府関係者のみならずアフリカ大陸自由貿易圏(AfCFTA)事務局や商工会等にもネットワークを有しており、TICAD の重要な柱であるビジネス・投資促進を進めるべく、日本企業のアフリカ進出において有益な情報を提供している。

本拠出金を通じて実施される TICAD ユニットの活動は、日本が重視するアフリカ開発の優先課題を官民で後押しするための重要なツールとなっている。具体的には、UNDP ニューヨーク本部アフリカ局、各国事務所などが有する専門的知見とネットワークを活用し、TICAD プロセスを効果的に広報してきた。2024 年8月には、UNDP 総裁補兼アフリカ局長のアフナ・エザコンワ氏がアフリカ各国政府やビジネス界のリーダーと共に、TICAD の将来や日本とアフリカのパートナーシップ強化について議論すると共に、広く一般市民やメディアに対して TICAD のビジビリティ向上に寄与した。

また、UNDP は本拠出金を活用して TICAD モニタリング・プラットフォームを構築し、開発パートナーからの建設的なインプットをとりまとめ、このプロセス全体のアカウンタビリティの向上に大きく貢献している。

さらに、TICAD8フォローアップ事業としてアフリカで拡大する債務危機に対する新たなアプローチの1つとして、アフリカ諸国の経済発展の最大のネックとなっている借入金利の高止まりを改善する方策として、国家信用格付の引き上げという課題に日本が先駆的に取り組むべく、2024 年6月にはタンザニアでのパイロット事業を立ち上げ、TICAD9アジェンダの1つとして提起。UNDP は本活動の拡大を図るべく、東アフリカではケニア、西アフリカではガーナ、ベナン、コートジボワールで同事業展開を提案、令和6年度補正予算(TICAD9パッケージ)を採択し、推進することが決定している。更に同予算では日本とアフリカとの「共創」をテーマに、戦略的な地域案件を立案。これらを通じて、大陸間の貿易・投資促進、人材育成、雇用創出といった課題への貢献を目指す。具体的には、前述の信用格付事業を発展させるとともに、AfCFTA の発展に寄与する事業、Timbuktoo イニシアチブを活用したスタートアップ育成支援、アフリカの大学内で行う学生スタートアップ支援事業(UniPod)、さらにアフリカの若い女性のキャリア支援及び人材交流事業に注力する。加えて、上記補正予算では、日本企業の技術を生かしたエチオピアの農業支援、ジンバブエで AI 技術とドローンを活用した害鳥駆除農業支援、マダガスカルでの選挙プロセス支援、ギニアの紛争予防体制の構築、スタートアップ起業の支援エコシステム構築等を提供する。当初予算に加え、補正予算においてこのようなプロジェクト型の取組

を行うことを通じ、TICAD9のサブスタンスの打ち出しの実績が積み上がり、日本政府が推進する TICAD プロセスを通じたアフリカの課題に対する革新的解決策の共創に大きく貢献している。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

本拠出金は 100%日本からの拠出によって構成されている。UNDP アフリカ局の TICAD ユニット、国際連合日本政府代表部及び外務本省の間で緊密に連携を取り、事業計画を策定し、日本政府の意向を反映した事業の運用・執行がなされている。事業計画の内容は、TICAD 共催者の一員として、日本が掲げる重要外交方針及び優先課題を反映した形で、TICAD プロセスの運営、対アフリカ開発の優先課題の特定、共催者間のコンセンサス形成、アドボカシーとビジネス・投資促進等に貢献するものとなっている。

具体例としては、2024 年8月に東京で開催された TICAD 閣僚会合で、日本側の意図を反映し、UNDP の専門的知見を準備段階と会合本番で活用する形で、エザコンワ総裁補兼アフリカ局長が TICAD の価値を訴求したほか、UNDP サポートによる2つのテーマ別イベントが実施され、アフリカ諸国、国際機関、企業、アカデミア、NGO 等の関与を通じて TICAD に有益な議論をもたらした。

また、外務本省と国際連合日本政府代表部、UNDP アフリカ局 TICAD ユニットとの間で、随時情報交換及び進捗確認が行われており、同事業計画書に基づいた執行が案件ごとに確認されている。即ち、業務に関わる情報交換や進捗確認は日常的に行われ、TICAD プロセスに関する考え方等に係る意見交換については、2024 年度は計 17 回実施した(具体的には、2024 年6月(1回)、9月(1回)、10 月(5回)、2025 年2月(7回)、3月(2回)、4月(1回)。加えて UNDP 駐日事務所には、TICAD パートナーシップ専門官が常駐しており、こうした情報交換、進捗確認や意見交換を一層円滑かつ迅速に実施することができている。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

本拠出に関連した評価対象期間における主な往来・対話は下記のとおりである。

- (1)2024 年8月、清水 TICAD 担当大使は、ニューヨークにおいてエザコンワ UNDP 総裁補兼アフリカ局長と意見交換。
- (2)2024 年8月、中村地球規模課題審議官は、東京においてエザコンワ UNDP 総裁補兼アフリカ局長と意見交換。
- (3)2024 年8月、石月国際協力局長は、東京においてエザコンワ UNDP 総裁補兼アフリカ局長と会談。
- (4)2024 年8月、堀内アフリカ部長は、東京においてエザコンワ UNDP 総裁補兼アフリカ局長と会談。
- (5)2024 年8月、辻外務副大臣は、東京においてエザコンワ UNDP 総裁補兼アフリカ局長と会談。
- (6)2024 年8月、石井経済産業大臣政務官は、エザコンワ UNDP 総裁補兼アフリカ局長と意見交換。
- (7)2024 年 12 月、岩屋外務大臣は、東京においてシュタイナーUNDP 総裁と意見交換。
- (8)2025 年1月、堀内アフリカ部長は、エザコンワ UNDP 総裁補兼アフリカ局長とオンラインで会談。
- (9)2025 年3月、三樋国連日本政府代表部副代表は、ニューヨークにおいてエザコンワ UNDP 総裁補兼アフリカ局長と意見交換。
- (10)2025 年3月、東京においてエザコンワ UNDP 総裁補兼アフリカ局長は、東京会議に出席し、岸田前総理などの出席者の中で基調講演を行い、TICAD9がアフリカのリーダーシップを支援し、より強靱で団結した世界に向けて重要な役割を果たしていることを強調した。
- (11)2025 年3月、加藤経済産業大臣政務官は、東京においてエザコンワ UNDP 総裁補兼アフリカ局長と意見交換。
- (12)2025 年3月、藤井外務副大臣は、東京においてエザコンワ UNDP 総裁補兼アフリカ局長と意見交換。
- (13)2025 年3月、中村地球規模課題審議官は、東京においてエザコンワ UNDP 総裁補兼アフリカ局長と意見交換。
- (14)2025 年3月、堀内アフリカ部長と、丸山 TICAD 担当大使は、東京においてエザコンワ UNDP 総裁補兼アフリカ局長と意見交換。以上のほか、UNDP アフリカ局ではエザコンワ UNDP 総裁補兼アフリカ局長の来日時に加えて、チーフ・エコノミストや TICAD プログラム・アドバイザーの来日時に、自民党国際協力調査会 TICAD プロジェクトチームとの

面談を行い、同チームによる TICAD に関する提言のフォローアップとして、今後の展望について国際機関として継続的な意見交換も行っている。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

【ユース事業】

UNDP はアフリカの発展を進めるための戦略の一つとして、基準2のとおり、2024 年は本拠出金を活用してユース・エンゲージメントに注力した。

特に、日本で初めての開催となった模擬アフリカ連合(MAU)では、28 の都道府県 36 の大学からアフリカと日本の大学生約 300 名が参加した。「グリーンアフリカに向けたユースの解決策」というテーマのもと、参加者はアフリカ各国の首脳や大臣の役割を担い、気候変動などのアフリカの最重要課題に対する革新的な解決策を提案した。このイニシアチブは、NHK でも取り上げられ、ユースリーダーシップを強化し、アフリカの「アジェンダ 2063」の実現を目指す重要なステップとなった。

加えて、もう一つのユース・エンゲージメント・イニシアチブである「アフリカ-日本ユース・ドライブ」では、アフリカと日本の若者が共に持続可能な未来を創造するための協力を進めた。本イニシアチブは、アフリカ及び日本の若者によって構成される「Africa Asia Youth Nest(AAYN)」及び「Africa Diaspora Network Japan(ADNJ)」が主導し、UNDP が伴走する形で TICAD9に向けた「若者からの提言と行動計画」を発信することを目的として展開された。

2025 年2月には、東京で「Youth TICAD 2025 プレイベント」、エチオピアで第2回「アフリカ-日本ユース・ドライブ」を開催した。東京のイベントでは、さらに5つの日本の若者団体と共催し、日本在住のアフリカ系及び日本人の若者 180 名が参加し、若者の「理想の未来」の実現に向けた若者自身の行動宣言書の作成に取り組むワークショップを行った。

【官民連携】

官民連携推進の枠組みとしても TICAD は有用なプラットフォームである。日系企業の間でも TICAD に対する関心が高く、アフリカ諸国から投資促進の要請が年々強まっている。例としての経済同友会との取組及び対話イベント「AFRI CONVERSE」については評価基準 2-2 に詳述。

さらに、「サヘル人間開発報告書 2023」や「アフリカのグリーンビジネス及びファイナンス報告書」、「アンゴラ、南アフリカ、ザンビアのアフリカスタートアップエコシステムマッピング報告書」などの報告書を日本語で提供し、日本の民間企業へ知見を提供した。

その他のアクションとしては、2019 年8月に締結した JICA・JETRO、経済同友会との連携協定及び 2022 年8月に締結した JICA・JETRO・UNIDO との四機関連携協定を活用し、幅広い日本企業に対してアフリカの投資・ビジネスに関する専門的知見を提供し、投資・ビジネスの推進を支援した。また、2024 年8月には東京イノベーションベース(TIB)にて「Meet the Tōshikas」プログラムの一環として、アフリカのスタートアップを対象にしたピッチイベントを実施した。このイベントでは、アフリカから選抜されたスタートアップ6社が日本の投資家や企業とネットワーキングし、ビジネスに機会を共有するなど、日本の企業がアフリカ市場への投資機会を認識し、新たなパートナーシップ創出に繋がる重要な場となった。2024 年 12 月にコートジボワールで開催された日本アフリカ官民経済フォーラムでは、UNDP はテーマ別イベントを実施した。このイベントでは、アフリカのスタートアップの成長を促進するための政策提案や、アフリカと日本の協力強化に向けた議論が行われた。日本企業にとっては、アフリカの経済成長やスタートアップに投資する新たな機会を得る場となり、UNDP は今後のビジネス展開に寄与しており、この時に紹介したスタートアップのうち、日本企業・VC と2社のスタートアップとの間で具体的な投資の話が進んでいる。

- UNDP はアフリカ・ディアスポラ・ネットワーク・ジャパン(ADNJ)との連携を戦略的に活用し、大陸での活力ある投資機会と、社会課題に取り組む若手起業家による革新的なビジネスアプローチの普及を推進した。

- こうした UNDP 主催のイベントには、鈴木貴子衆議院議員、岩井睦雄経済同友会副代表幹事、洪澤健経済同友会グローバルサウス・アフリカ委員会委員長、モニク・ンサンザバガンワ アフリカ連合委員会(AUC)副議長、暁道佳明 上智大学学長、山本絹子パソナグループ副社長等といったハイレベルの参加を促すことでビジビリティの強化にも貢献している。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

本拠出金は、日本政府と UNDP アフリカ局 TICAD ユニットが緊密に連携し、TICAD の成功に向けた共催者間の調整と日本とアフリカの関係者を円滑に動員し、国際社会の関与を促す重要な役割を果たしている。

日本側の活動としては機会ある毎に拠出先要人との面談を精力的に実施(上記 1-3 ご参照)し、TICAD プロセスを通じたアフリカ開発における日本のリーダーシップの評価、アフリカ諸国の開発課題解決に向けての日本と UNDP の連携強化、アフリカとの新たなパートナーシップ構築における若年層の参加促進の重要性、官民連携を通じた企業の参画促進を TICAD9の成果とすること等重要な項目を相互に確認し、ハイレベルの一致を得ることを成果としている。

例として、2025 年3月、エザコンワ UNDP 総裁補兼アフリカ局長が東京において藤井外務副大臣、中村地球規模課題審議官、堀内アフリカ部長、丸山 TICAD 大使と各々意見交換し、TICAD9に向けたアフリカ諸国との関係強化に向け、UNDP との協力を強化していくこと、共創を中心とした新しい開発協力のビジョンを確立し、アフリカにおける発展とイノベーションの重要性を強調、アフリカを人間の安全保障の実現における重要な地域と位置づけ、UNDP の支援を得てさらに推進していくこと、TICAD9に向けて日本とアフリカの協力を強化し、グローバルなプラットフォームと連携させることで一致した。

本拠出金が拠出先の財資となり、拠出先の知見・能力、高い専門性を日本関係者の政策立案や、TICAD の議論形成に貢献せしめている。例えば、2024 年6月及び 12 月に開催されたアフリカ経済会議(AEC)においては、日本側からの要請を受け UNDP アフリカ局チーフ・エコノミストがアフリカに対する日本のリーダーシップへの見解や TICAD の価値を強調している。

さらに、同拠出金を活用して拠出先と連携し TICAD 各種会合のロジスティック構築、モニタリング、広報・啓発、ビジネス連携推進促進が実施され、TICAD 及び日本のビジビリティ向上を実現している(特に2-2で、具体的な数値で列举)。加えて、経済プレナリーセッションを拠出先(UNDP)と連携して JICA や JETRO と共催せしめ、コンセプト作りを主導することができた。拠出先にアフリカからのスタートアップ企業を閣僚会合に招聘させ、投資家とアフリカのスタートアップの橋渡しを担うイベントが実施できた。ロジスティック支援の観点からも、閣僚会合について、拠出先が果たした役割は大きい。

2025 年3月に東京で開催した TICAD 共催者会合では会場を拠出先(UNDP)が入居している国連大学ビルの会議室提供、会合全体のロジスティクスを手配した。

TICAD 重点分野の下で実施される拠出先(UNDP)の活動は須らく日本側の要請・指示に基づき形成・実施されるものであり、アフリカの課題に対する革新的解決策の提供、ガバナンス向上、日・アフリカ若者の交流イベントの開催、スタートアップ企業支援や国家与信等ビジネス環境の改善といった新分野を含め、日本のアフリカ外交推進の一翼を担わせている。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

国際連合開発計画(UNDP)拠出金(TICAD プロセス推進支援)は UNDP TICAD ユニットがアフリカ各国事務所の幅広い専門性やネットワークを活用してアフリカ開発の優先課題に資する事業や TICAD 関連会合の円滑な運営等を行うことで日本の対アフリカ外交の中核をなす TICAD プロセスを推進するという目的を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標であるアフリカ自身が目指す強靱で持続可能なアフリカの実現を効果的に後押しするとともに、アフリカとの協力関係を強化し、対アフリカ外交における国際社会での我が国のリーダーシップ発揮に貢献することを目標としている。

UNDP は、基準2のとおり、日本の対アフリカ外交の中核をなす TICAD プロセスの推進に向けた活動として、日本とアフリカ諸国間のビジネス連携を推進し、2024 年1月から 12 月までに延べ 62 回のビジネスマッチングや情報提供を行った。また、アフリカ開発への関心を高めるために、アフリカ各国政府、国際機関、企業、アカデミア、NGO 等と連携し、アドボカシー活動に 4,665 名を動員するなど、TICAD に関連する広報・啓発活動を成功させている。更に TICAD 共催者間の調整の円滑化、TICAD プロセスへの国際社会の関与促進等の役割を果たす等といった効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

1-1(1)の目標に沿って、本拠出金を通じ、日本の対アフリカ外交の中核をなす TICAD プロセスを推進する。また、本拠出金を通じて、日本政府単独では実施が困難な事業の実施、TICAD 共催者間の調整の円滑化、TICAD プロセスへの国際社会の関与促進等の役割を果たし、対アフリカ外交政策に係る日本の取組を補完することを目指す。拠出金の使途計画において指標を設定し、年度末のレポートで定量的かつ定性的報告を実施している。2024 年1-12 月の計画に対する成果指標は以下の通り達成した。1) TICAD プロセスの円滑な実施に関するアドバイザリーの実施: 26 回(目標4回)、2) 日本とアフリカのビジネス連携の推進(連絡の仲介): 延べ 62 回(目標 60 回)、3) アドボカシー活動への人員動員: 延べ 4,665 名(目標 1,200 名)。

UNDP アフリカ局 TICAD ユニットは、在京国際機関、日本企業、NGO、アカデミア、地方自治体等日本の多様なセクターとの間のアフリカ開発に関する議論の促進や、継続した広報・啓発活動及びビジネス促進活動等により、アフリカ開発への関心と TICAD の認知・理解の向上に寄与する取組を実施している。上記の通り、アドボカシー活動への人員動員は、国内の大学との連携を強めているほか、ユース・エンゲージメントのイニシアチブ(ユース提言と模擬 AU)を通じて国内のユース団体や学生とのネットワークが強化されたといった背景を受け、2024 年1-12 月の目標設定 1,200 名に対し延べ 4,665 名と成果を達成した。

評価期間中の実施事業(拠出資金年度: 2024 年度予算)

- TICAD 共催者会議等を通じ、30 周年の節目を迎えた TICAD プロセスの振り返りと今後の展望について、世界情勢とアフリカの現状を踏まえた知見を提供した。
- TICAD 閣僚会合を通じて、TICAD9開催に向けた機運を醸成し、アフリカ各国代表者と幅広いステークホルダーを動員して意見聴取に貢献した。同会合にはエザコンワ総裁補兼アフリカ局長が参加し、日本による多国間主義推進とアフリカ開発を牽引するリーダーシップに対する評価に言及した。同行事に伴い、エザコンワ総裁補兼アフリカ局長は、辻外務副大臣、清水 TICAD 担当大使、中村地球規模課題審議官、石月国際協力局長、堀内アフリカ部長、石井経済産業省大臣政務官と面談し TICAD9の素地を整えた。ハイレベルかつタイムリーなコミットメントの表明を通じ、多国間プラットフォームとしての TICAD の価値と日本のリーダーシップの打ち出しに寄与した。
- TICAD 閣僚会合テーマ別イベントを2件実施し、日本とアフリカの大学生が参加する新たな取組である「模擬アフリカ開発会議」を実施した。

リカ連合 (Model African Union) 」を立ち上げ、加えて、アフリカと日本の若者が共に未来を創ることを目指した「アフリカ-日本ユース・ドライブ」も行った。ユース事業を下記例示する：

「模擬アフリカ連合」(8月 23 日 場所上智大学四谷キャンパス、8月 24 日 場所ホテルニューオータニ) 日本で初めての開催となった模擬アフリカ連合 (MAU) では、28 の都道府県 36 の大学からアフリカと日本の大学生約 300 名が参加した。「グリーンアフリカに向けたユースの解決策」というテーマのもと、参加者はアフリカ各国の首脳や大臣の役割を担い、気候変動などのアフリカの最重要課題に対する革新的な解決策を提案した。このイニシアチブは、NHK でも取り上げられ、ユースリーダーシップを強化し、アフリカの「アジェンダ 2063」の実現を目指す重要なステップとなった。

「アフリカ-日本ユース・ドライブ」(8月 24 日 場所ホテルニューオータニ)には、現地参加者及びオンライン参加者を合わせて約 450 名以上が参加し、関係者との意見交換が行われた。また、UNDP はこれらテーマ別イベントを通じて多くのパートナーと連携し、TICAD9 に向けた準備を進めた。特に、外務省やアフリカ連合 (AUC)、JICA、学界、そしてアフリカ諸国の外交団など、広範なステークホルダーとの協力を深めた。各イベントについては、ウェブストーリーとして日本のメディアやオンラインプラットフォームに掲載され、TICAD に関連するテーマについて広く情報発信が行われた。これにより、アフリカ開発と TICAD に対する認知度と理解がさらに深まった (例えば模擬アフリカ連合に参加した学生からは、これまで学ぶ・知る機会のなかったアフリカ、また自身がデリゲーションを務めた国についてその国出身の学生とチームを組んで情報収集をすることでアフリカ開発や TICAD に対する認知度が高まり、またアフリカへの関心が非常に高まったというコメントが多数寄せられている。また、いくつかの在京アフリカ大使館は学生チームに対してブリーフィングを実施する形でエンゲージしており、こうした機会を通じてアフリカに対する認知度と理解を深めることができたという学生から好評が寄せられた。)。

エチオピアで開催された第2回「アフリカ-日本ユース・ドライブ」(2月 23 日 場所アディスアベバ スカイライトホテル)には 31 以上のアフリカの国から 330 名が参加した。これによって、ユース自らが考える日本とアフリカの「理想の未来」に対して、より多くの意見を集めることができたと同時に、アフリカのユースから日本に対する親近感が高まり、また重要に感じるようになったとの声があった。

TICAD7前に立ち上げたアフリカに関心を有する官民の幅広い関係者による対話イベント「AFRI CONVERSE」を四半期に一度(2024 年8月、2024 年12月、2025 年3月、2025 年5月)日本各地の大学と共催して、毎回 200~300 名以上を日本とアフリカで動員し、評価期間中延べ約 1,500 名の参加者に対して TICAD9に向けたアジェンダ(人的資本への投資、気候変動、若手リーダーの推進、社会的起業)を提唱した。イベント記事を日本語と英語で作成してホームページや SNS に掲載するなど、継続的な TICAD の広報・啓発において成果を上げている。広報・ビジビリティの効果として、ホームページ該当記事への日本国内アクセス数は 14,392 回、SNS (Facebook)でのリーチ数は 127,008 人(2025 年4月 15 日時点)。

(その他)2025 年3月には、アカデミア Roundtable、市民社会 (NGO・NPO)・ユースとのコンサルテーション、そして在京アフリカ外交団 (ADC)とのコンサルテーションを開催した。これは、TICAD9に向けたステークホルダーとの対話の場なり、アフリカと日本の未来に関わる多様な意見を収集し、積極的なエンゲージメントの促進を実現した。3月7日に開催したアカデミア Roundtable では日本の学識者と共催者計 20 名が参加、アフリカの発展における知識共有と共同創造の重要性が議論された。同日に続けて開催した市民社会・ユースとのコンサルテーションでは日本とアフリカのユース団体と日本の NGO 代表と共催者計 20 名が参加、若者の積極的な参加を促進し、未来のアフリカ発展における彼らの役割を強調した。4月 22 日に開催された ADC とのコンサルテーションでは、UNDP アフリカ局長とアフリカ外交団計 54 名が参加、TICAD9に向けた戦略的な意見交換を行い、アフリカのオーナーシップを強化し、地域統合と持続可能な発展の重要性を再確認する場となった。これらの活動は、TICAD9を成功に導くための重要なステップとなる。

これは、TICAD9に向けたステークホルダーとの対話の場となり、アフリカと日本の未来に関わる多様な意見を収集し、積極的なエンゲージメントの促進を実現した。アカデミア Roundtable では、アフリカの発展における知識共有と共同

創造の重要性が議論された。市民社会・ユースとのコンサルテーションでは、若者の積極的な参加を促進し、未来のアフリカ発展における彼らの役割を強調した。ADC とのコンサルテーションでは、アフリカの大使たちが TICAD9に向けた戦略的な意見交換を行い、アフリカのオーナーシップを強化し、地域統合と持続可能な発展の重要性を再確認する場となった。これらの活動は、TICAD9を成功に導くための重要なステップとなる。

● 官民連携を推進する事業：

官民連携推進の枠組みとしても TICAD は有用なプラットフォームである。日系企業の間でも TICAD に対する関心が高く、アフリカ諸国から投資促進の要請が年々強まっている。

経済同友会は TICAD8でインパクトファンドの設立を提言し、会員企業の出資を呼び込み、ファンド運営会社「株式会社 and Capital」を設立した。このファンドは、2025 年5月時点で運用を開始しており、対象事業への拠出を実施している。経団連は 2024 年 12 月にはモロッコにミッションを派遣し、アフリカへの展開を促している。このようなモメンタムを推進すべく、TICAD ユニットでは本拠出金を活用して、これらパートナーと連携して UNDP の有する知見を活用したビジネスセミナーを実施している。また、同ユニットではシュタイナーUNDP 総裁、エザコンワ総裁補兼アフリカ局長、アフリカ局チーフ・エコノミストを積極的に動員し、政治・経済・社会課題に係る最新の知見を日本・AU 友好議連や経済界、アカデミア、メディアなど関係者に提供しているほか、市民社会やシンクタンクをアドボカシー・イベントの登壇者や対話の参加者として積極的に関与させている。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024 年 12 月(日本の 2022 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025 年 12 月(日本の 2023 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
本拠出金は UNDP アフリカ局 TICAD ユニットが運営・管理を行っており、UNDP 内の会計システムデータを定期的に抽出し、同ユニットの収支記録(管理簿)と連動させる形で確認を行いながら管理されている。通常、拠出年度の1月から個別イヤーマークとして事業が開始され、当該年 12 月までの事業の収支が翌年7月頃に決算としてまとめられ、同年 12 月頃に会計報告書が提出されている。このサイクルに基づき、2024 年 12 月に 2023 年度(日本の 2022 年度拠出分)の会計報告書が提出された。各年の収支報告は、毎年 12 月頃を目途に外務省に提出される。2023 年の収支報告は、2024 年 12 月に提出された。同報告書には、2023 年中の拠出額、前年からの繰越、支出(2023 年中に実施された活動)及び 2023 年末時点の残高(2024 年へ繰越)が明記されており、適切な基金管理が行われていることが確認されている。 2025 年3月の UNDP 監査・調査局(Office of Audit and Investigations: OAI)の年次報告書(DP/2025/10)によれば、同局は計 108 件の監査、434 件の調査実績あり。 UNDP によれば、本拠出金については、個別監査の実施ではなく、国連会計検査委員会(Board of Auditors)による UNDP 全体の監査で扱われており、本拠出について特段の指摘事項はなかった。 UNDP は、成果・透明性・説明責任の確保を優先課題として掲げ、内部監査・調査体制の強化を継続している。	
(1) 監査における成果と評価：	
○ 2024 年の監査報告の総合評価としては、「概ね良好で一部改善が必要(satisfactory, with some improvements needed)」とされており、具体的には、統治・リスク管理・統制が概ね機能していると評価されている。	

プロジェクト運営、調達、財務管理、ガバナンスの分野の指摘としては、各国事務所の資金持続性やリスク対応体制の強化が必要との指摘があったことについて、OAIによる監査勧告の実施率は 85.9%に達し、多くの勧告が適時に対応されていることが確認された。
(2)調査における取組: 2024 年には合計 419 件の調査を完了し、特に調達不正(103 件)や性的ハラスメント・搾取(38 件)に関する通報対応がなされた。
(3)その他の改革・改善施策: - 各国事務所での直接実施案件(DIP)に対する監査のうち 89%が「修正意見なし」と評価され、2023 年の 75%から大幅に改善された。 - DEI(多様性・公平性・包摂)に関する取組では、採用・昇進における性別バランスの確保(2024 年新規採用者の男女比 50%ずつ)などが進展。 - 研修体制も強化され、倫理研修の受講者数は前年より 78%増加し、組織全体での説明責任と誠実性の確保に寄与した。 組織の環境面での取組としては、温室効果ガス排出量を 13.3%削減し、2,200 万ドル相当の環境コスト削減を実現している。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等) UNDP 全体の取組として、成果実績、透明性及び説明責任を UNDP の最優先事項と位置付け、ガバナンス・メカニズムと説明責任枠組み手続により資金が適切に管理されている。また、UNDP は、BOA による監査を受けており同委員会が報告書を作成・公表し、結果及び勧告は同委員会が行政・予算問題に関する諮問委員会を通じて総会にて報告している。UNDP では同委員会による勧告を受け止め、実行することで、効率性と有効性を促進している。TICAD ユニットもこうした UNDP 全体の取組や管理方針の下で本件拠出金に係る事業の運営を行い、結果適正に管理運営され、特段の指摘事項はない。加えて、UNDP は全体として、監査対応を戦略的に実施しており、UNDP 総裁と副総裁が直接主導して、監査の優先事項への対応を継続的に改善している。 なお、UNDP アフリカ局に属する TICAD ユニットについては、アフリカ局の監督のもとで不正防止メカニズムが運用されており、上記オンライン研修会合に参加したアフリカ局マネジメント層やオペレーションチームの決裁を受けて資金執行を行っている。また、本拠出先である UNDP は、調達機関のモニタリングや過去の記録の維持、適正評価手続のために、定期的に実施すべき手順を定めた管理部局向けの指導要領を強化するとともに、調達機関のデータベースを定期的に見直し、不適格な業者を除外するための手続導入を実施している。UNDP の TICAD ユニットが本拠出金を活用して実施する活動に必要な調達についても同様に、全て管理部局の策定した内部規定に基づいて調達管理が為されている。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
該当なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☒ 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等)(アフリカ局 TICAD ユニット) ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
3	3	3	3	3	0	3
備考	UNDP アフリカ局 TICAD ユニット内の専門職以上のポスト(2019 年以後3ポストに増強)は全て日本人職員である。アフリカ局を含む UNDP 内における日本人職員の増強とレジリエンスの向上に大きく貢献している。同ユニットで勤務する3名日本人職員全員が JPO 経験者であり、JPO の 残留率とレジリエンスの向上にも貢献。さらに、2名の日本人 UNV 職員と、1 名の JPO を採用し、TICAD ユニットが実施する活動に従事している。					
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
1	1	1	1	1	0	1
備考	アフリカ局全体で 2024 年 12 月現在日本人幹部職員は2名であり、うち1名が同ユニット所属の職員。アフリカ局を含む UNDP 内における日本人職員の増強とレジリエンスの向上に大きく貢献している。					
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
UNDPは広報渉外局が中心となり日本人職員の増強に取り組んでおり、日本人のJPO希望者に対する具体的な指導や実務の実態を様々な機会を通じて積極的に伝えている。アフリカ局TICADユニットにおいても駐日事務所と緊密に連携を取りながら、アフリカ局における日本人職員の活躍を積極的にアピールしている。またUNDPアフリカ局では、評価対象期間中に延べ7名の日本人インターンを活用しているほか、アフリカ局内の関係者と調整を行い、同局の戦略的地域プログラムに対してJPOポスト獲得を支援している。2025年2月からはJPO職員がTICADユニットならびにタンザニア事務所に着任している。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B	b	b	b	N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
経済協力開発機構 (OECD) 拠出金	
2 拠出先の名称	
経済協力開発機構 (OECD)	
3 拠出先の概要	
OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development)は経済成長、開発援助、自由かつ多角的な貿易の拡大を目的とする国際機関(本部:パリ。設立:1961 年)であり、「共通の価値」を有する 38 か国が加盟している。OECD は経済政策・分析、規制制度・構造改革、貿易・投資、環境・持続可能な開発、公共ガバナンスなど多岐にわたる経済・社会分野において、調査、分析、政策提言を行うことから「世界最大のシンクタンク」とも呼ばれている。 OECD は経済・社会分野の政策協調の場であり、加盟国間での議論を通じ、質の高いスタンダードの形成や先進的課題への対応・ルール作りを先取りしてきた。加盟国は、こうした OECD の活動に参加することを通じ、自国の経済・社会政策や制度を調整・改善する機会を得ている。 なお、東京に OECD の海外拠点の一つとして OECD 東京センターが設置されており、2024 年春以降、同センターは OECD の活動の国内広報に加え、主にアジア太平洋地域に対するアウトリーチ活動の役割を付与されている。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出金は、経済的威圧、非市場的政策及び慣行並びにそこから生じる過剰生産、強制技術移転や技術窃取による機微技術の流出といった経済安全保障上の課題について OECD に調査・分析、その結果の発信、非加盟国へのアウトリーチ等を実施せしめることを通じ、こうした経済安全保障上の課題に関する国際社会の関心喚起、国際連携の促進、国際規範の形成を日本が主導することを目的とするもの。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 17,908 千円	
拠出率: 100%(見込み) 拠出順位: 1位(見込み)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
経済局経済安全保障課、OECD 日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ分野別外交:国民の安全の確保と繁栄を目指し、望ましい国際環境を確保すること」、「施策Ⅱ-1国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野2日本の安全保障

に係る基本的な外交政策」の下に設定された中期目標「5 我が国を取り巻く安全保障環境が急速に変化しており、従来の安全保障と経済を横断する領域で国家間の競争が激化する等、近年安全保障の裾野が経済、重要・新興技術分野に急速に拡大している。我が国の経済安全保障を着実に強化していくためには、国際社会や主要国の関連の動向も見極めた上で我が国自身が主導的に取り組んでいく必要があり、その上で、米国・欧州を始めとする自由、民主主義や市場経済等の基本的価値観を共有する同盟国・同志国とも戦略的に連携していく必要がある。そのような観点から、同盟国たる米国との緊密な協力を進めつつ、経済安全保障という新たな政策領域においても、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の構築に主体的に取り組んでいく。」を達成するための手段の一つと位置づけている。(令和6年度外務省政策評価書)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件抛出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

外務省は二国間や多国間の枠組みを活用しながら①国の自律性の向上、②技術・経済の優位性・不可欠性の確保、③ルールに基づく国際秩序の維持・強化を3つの主要な柱とする経済安全保障政策に取り組んでおり、特に、2023G7広島サミットにおいては当該分野では初となる『経済的強靱性及び経済安全保障に関する G7首脳声明』を発出し、本分野における国際連携を主導する姿勢を示している。

OECD は上述のとおり経済成長、開発援助、自由かつ多角的な貿易の拡大を目的とする国際機関として経済・社会分野における調査、分析、政策提言を行うことから「世界最大のシンクタンク」とも呼ばれ、また、経済・社会分野の政策協調の場として加盟国間での議論を通じて質の高いスタンダードの形成や先進的課題への対応・ルール作りに貢献していることから、G7等の少数枠組みで議論した取組を拡大させる場として最適である。

こうした考えに基づき、国際社会における経済安全保障の取組への関心喚起の一環として、令和5年度予算においては、ルールに基づく国際経済秩序の形成において重要な役割を果たす OECD に経済的威圧に関する調査レポートを作成せしめ、日本が議長国を務めた 2024 年5月の OECD 閣僚理事会(MCM)に際してその成果を公表させた。

上述のとおり、OECD は質の高いスタンダードの形成や先進的課題への対応・ルール作りに貢献する機関であるところ、同レポートの内容に対する信頼性は高く、日本政府が国際場裏において途上国・新興国を始めとする諸外国に対して経済的威圧への対処について取り上げる際、客観的な分析に基づく同レポートを用いることで一定の説得力をもった説明が可能となっている。また、経団連が 2024 年6月に公表した「公正・公平で強靱かつ持続可能な貿易投資環境を求めー自由で開かれた国際経済秩序の再構築に関する提言ー」において同レポートは引用されており、諸外国のみならず民間セクターにおいても経済的威圧への対処策を検討する上で参照されている。

なお、令和6年度予算においては、2025 年6月の OECD 閣僚理事会の機会を捉え、同レポートの内容の発信を含む広報イベントを実施する方向で調整している。

また、令和6年度補正予算においては、経済安全保障上の重要物資である鉱物資源について、その安定的確保のためのサプライチェーンの強靱化と併せて重要な採掘、製錬・加工における高い ESG 基準(環境・社会・ガバナンス)の遵守・適用を拡大することを目的として、新興国・途上国における重要鉱物の ESG 基準の遵守・適用状況の実態調査、分析、国際社会における世論喚起等の活動を実施せしめる予定である。

1-2 抛出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

上述のとおり、経済安全保障に関する国際規範形成は日本が G7等の同盟国・同志国との連携を通じて国際社会を主導しており、本件抛出金の扱いについては、OECD 日本政府代表部及び本省経済安全保障政策室を通じて OECD 事務局が日本の意向を随時確認しながら緊密に連携の上でプロジェクトの企画立案、実施を行っており、日本の意向を反映できる状況である。

1-3 抛出先との間での要人往来、政策対話等

2023 年6月、OECD 本部(パリ)において、OECD 閣僚理事会が開催され、日本から、山田外務副大臣、中谷経済産業副大臣ほかが出席した。

2024 年5月、日本議長下において OECD 本部にて開催された OECD 閣僚理事会では、日本から、岸田総理大臣、上川外務大臣、新藤内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、齋藤経済産業大臣、松本総務大臣、河野デジタル大臣及び森屋内閣官房副長官他が出席した。 2025 年の OECD 閣僚理事会は6月3日から4日にかけて OECD 本部においてコスタリカの議長下で開催され、日本からも関係閣僚が出席予定。
1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。
OECD は加盟国・非加盟国から幅広い分野のデータ・政策情報を収集し、一国では実施できない各国のデータに基づく客観的な分析を行っている。OECD が提供する報告書、統計、刊行物等は、政府機関のみならず、日本の研究機関、大学、民間企業、NGO 等でも購読・参照されており、政策立案や研究分析等に活用されている。 また、OECD はビジネスとの連携強化にも力を入れており、年1回（2024 年は5月）開催される OECD 閣僚理事会や主要関連会議には、BIAC（OECD 経済産業諮問委員会）及び TUAC（OECD 労働組合諮問委員会）の代表も参加している。 上述の経済的威圧に関する OECD による調査レポートは、上述のとおり、例えば経団連が 2024 年6月に公表した「公正・公平で強靱かつ持続可能な貿易投資環境を求める－自由で開かれた国際経済秩序の再構築に関する提言－」においても引用される等、日本の民間セクターにおいても経済的威圧への対処策を検討する上で参照されている。
1-5 本件拠出に係る日本側の取組等
本件拠出金を活用した事業においては、事業計画策定時から、事業内容や実施時期について、OECD代表部を通じて、OECD事務局と相談し、日本の経済安全保障分野における政策目的に沿った内容になるよう緊密に連携した。令和6年度は、上述の2024年OECD閣僚理事会の際にその概要版を公表した経済的威圧に関する調査レポートの成果に基づき、2025年6月のOECD閣僚理事会の機会を捉え、同レポート内容の発信を含む広報イベントを実施する方向で調整している。
1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括
経済協力開発機構（OECD）拠出金は、政策提言を行う世界最大のシンクタンクとしての役割と、世界のルール形成の場としての機能を有する OECD を活用し、経済安全保障上の喫緊の課題に対する調査・分析、加盟国を中心とする同志国間の議論の促進を通じて、国際社会の関心を喚起するとともに国際規範の形成を目指すことで、日本の外交政策上の目標である自由で開かれたルールに基づく国際経済秩序の形成に貢献することを目標としている。 OECD は、基準2のとおり、経済安全保障上の喫緊の課題に対する調査・分析、加盟国を中心とする同志国間の議論の促進において、調査レポートの作成及びその内容の発信、閣僚理事会等のハイレベル会合の開催を通じた国際的な議論の促進を通じて、途上国・新興国が経済的威圧への対処について検討する際の説得的な指針を提供しているほか、経団連の提言に引用される等、民間セクターにおいても経済的威圧への対処策を検討する上で参照される等、国際社会の関心喚起において効果を上げている。 また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2) のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。 基準4については 4-2 の理由から N/A としている。 以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果
本拠出事業の目標は、OECD を活用し、経済安全保障上の喫緊の課題に対する調査・分析、加盟国を中心とする同志国間の議論の促進を通じて、国際社会の関心を喚起するとともに国際規範の形成を目指すことで、日本の外交政策上の目標である自由で開かれたルールに基づく国際経済秩序の形成に貢献すること。 【今次評価対象期間中に実施した取組】 ・令和5年度拠出金ではOECD事務局に経済的威圧に関するOECD初となる調査レポートを作成させ、その概要版が2024年5月のOECD閣僚理事会に際して公表されるとともに、同レポートは、2024年OECD閣僚理事会の議題3「経済的強靱性に関するファクト・ベースの課題抽出と議論」における議論の基盤となった他、同閣僚理事会の成果文書として採択された閣僚声明においてもOECDの貢献が表明された。 ・当該レポートは上述のように質の高いスタンダードの形成や先進的課題への対応・ルール作りに貢献する機関であるOECDが公表した経済的威圧に関する初の調査レポートとして、途上国・新興国が経済的威圧への対処について検討する際の説得的な指針を提供している。また、上述のとおり、経団連が2024年6月に公表した「公正・公平で強靱かつ持続可能な貿易投資環境を求めるー自由で開かれた国際経済秩序の再構築に関する提言ー」において同レポートは引用されており、諸外国のみならず民間セクターにおいても経済的威圧への対処策を検討する上で参照されている。 令和6年度拠出金では、上述の調査レポートの成果に基づき、2025 年6月の OECD 閣僚理事会の機会を捉え、同レポート内容の発信を含む広報イベントを実施する方向で調整している。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024 年8月(日本の令和5年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2026 年3月頃(日本の令和6年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
本件拠出金については、拠出対象事業終了後に当該事業に係る最終会計報告書(FINAL FINANCIAL REPORT)が提出されている。2024 年3月に拠出した日本の令和5年度拠出金 121,428 ユーロについては、上述の調査レポート完成をもって 2024 年8月にその全額を支出した旨の上述の最終会計報告書を受け取っている。2025 年3月に拠出した日本の令和6年度拠出金 118,988 ユーロについては、現時点でプログラム継続中のため、2026 年3月頃に最終会計報告書を受領予定。 OECD の予算全体については、財務規則により外部監査機関による報告書が作成されている。本件拠出金も監査対象の一部を成しており、特に問題は指摘されていない。 会計監査は外部監査のみで行われているが、組織の効率的運営・透明性のあるマネジメントを達成するためのガバナンスに係る監査は内部監査でも行われている。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	

3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)
OECD がより効果的、効率的に機能していくため、組織運営のあり方を見直していくことの重要性については、理事会等でも議論されている。2021 年6月に就任したコーマン事務総長のイニシアティブの下、OECD は 2023-2024 年の2か年予算計画の実施において、予算のガバナンスの向上や組織改革に引き続き積極的に取組を行った。その一環として、OECD は 2023 年初頭より、2021-2022 年予算期間における事業成果を評価するための「事業実施報告 (Programme Implementation Report)」の調査を加盟国向けに実施している。また、2か年予算の中間にあたる2023 年末頃には、予算の組織内配分について加盟国に意向に関するアンケートを実施するなど、2025-2026 年の2か年予算計画策定においても、OECD の諸活動に対する加盟国の意見をより適切に事業計画に反映させるべく取組を行った。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
該当なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
-	-	-	-	-	-	-
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
-	-	-	-	-	-	-
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
本拠出金事業はOECD事務局の既存のリソースの範囲内で実施可能であり追加職員の雇用等を必要としないところ、日本人職員・ポストの増減は本事業に期待する効果には影響を及ぼさないため。						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B+

b

b

b

a

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際貿易センター(ITC)拠出金	
2 拠出先の名称	
国際貿易センター(ITC)	
3 拠出先の概要	
1964年5月、開発途上国の輸出振興策への技術支援を行う目的で、「GATT 貿易センター」として発足。1995年、世界貿易機関(WTO)の発足後に「国際貿易センター(International Trade Centre)」と名称変更された。WTO 及び国際貿易開発会議(UNCTAD)の2国際機関の下に設立され、貿易のための援助(Aid for Trade:AfT)に特化した唯一の国際機関。本部はジュネーブ(スイス)。	
4 (1)本件拠出の概要	
本拠出金は、女性の経済的エンパワメントのため 2015 年に立ち上げられた SheTrades Initiative のプロジェクトのひとつ“ <i>SheTrades Connect</i> ”及びスリランカの対日輸出支援を後押しするプロジェクトに対する拠出。前者は開発途上国が政府及び民間の努力を通じ、適切な貿易促進策を企画・立案・実施することに対する技術援助を行うことを目的としており、女性起業家が貿易に参画するにあたり、ビジネス環境を含む制度的、社会的、能力的障壁に直面していることに鑑み、女性起業家の能力構築及び買い手や投資家が女性起業家とビジネスを行うための支援を行っている。後者は、コロナ禍を経て 2022 年に経済危機に陥ったスリランカに対し、対日輸出促進を通じた経済回復を支援することを目的に、スリランカの輸出企業及び貿易関連政府職員を対象としたワークショップの開催等を実施し、スリランカ企業の海外市場への参画支援を行っている。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 6,000 千円	
2023 年の日本の拠出率 1.31%(拠出順位8位)(当初予算のほか、補正予算による拠出も含む。全額イヤマーク拠出。)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
経済局国際貿易課、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交:国民の安全の確保と繁栄を目指し、望ましい国際環境を確保すること」、「施策Ⅱ-2 国際経済に関する取組(施策レベル)」、「個別分野1 多角的貿

易体制の維持・強化と経済連携の推進」を達成するための手段の一つと位置づけている。(令和6年度外務省政策評価書)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

多角的貿易体制の中核を担う WTO においては、途上国の貿易関連能力の向上を通じて経済発展と貧困削減の達成を目指す「貿易のための援助(Aid for Trade:AfT)」の取組が重視されており、近年 AfT の取組に関連した議論が活発化している。多角的貿易体制の維持・強化は同志国のみで達成されるものではなく、開発途上国を含む国際社会全体の関与が必要である。AfT は開発途上国を含む各国が経済活動を活発に行い、国際貿易ルールの実効的運用を確保したり、新たなルールのための交渉等に参画したりすることを促進する取組として重要。

ITC は AfT に特化した唯一の国際機関であり、開発途上国や中小零細企業への直接的な支援を行っている。日本は ITC への拠出を通じ、途上国が貿易交渉を進め国際市場に参入するための能力を強化すること、及び WTO 協定を履行する能力を付けることを目指している。AfT の重要性については、2024 年2月の第 13 回 WTO 閣僚会議(MC13)成果文書でも「我々は、LDC 諸国を含む開発途上加盟国の貿易関連の能力構築のため、また多角的貿易体制への統合に貢献するための「貿易のための援助(Aid for Trade)」イニシアティブの重要性を認識する。」旨確認されており、こうした取組に対する日本の拠出は WTO における日本のプレゼンス向上にもつながっている。2024 年7月にイタリアで行われた G7貿易大臣会合では、会合後に発出された大臣声明において、G7各国が「貿易の開発側面の重要性を認識しており、アフリカやその他の地域における後発開発途上国やその他の開発途上国の国際貿易への統合をより良く支援するために、それらの国々に引き続き適切に関与する」ことが確認された。さらに 2024 年 10 月にブラジルで行われた G20 貿易・投資大臣会合では、日本から、「国際貿易における女性に関して、企業における女性活躍の推進は重要」である旨述べた上で、「日本国内での女性起業家支援を含む取組に加え、国際貿易センター(ITC)を通じた世界の女性の就労・起業支援を継続していく」ことを発言した。

本拠出を通じた支援対象の一つとして 2018 年度から新規にイヤマークした SheTrades Connect は、SheTrades Initiative の一環として実施される事業で、開発途上国の起業家と国外の投資家及び輸入者との間のビジネス関係構築を包括的に支援することで開発途上国による貿易拡大及び経済発展に貢献するものである。本事業は、開発途上国が電子商取引に参入するに当たっての技術的課題の克服に働きかけるものでもあり、日本が WTO 改革の柱の一つとして主導する WTO における電子商取引交渉の共同声明イニシアティブ(JSI)に対する開発途上国の支持の確保にも貢献している。また、女性を中心とする貧困層の経済的能力構築に資するものとして、持続可能な開発目標(SDGs)のターゲット 5.c「ジェンダー平等の促進及び女性の能力強化」につながる事業であり、開発途上国の女性能力強化支援を掲げる日本の ODA 政策とも高い親和性を有する他、日本の重要外交課題の一つであり、総合的かつ効果的に推進している SDGs に関する施策の達成に寄与している。

また、本拠出を通じたもう一つの事業であるスーダンの WTO 加盟支援案件は、スーダンの国内情勢に鑑みて ITC 側から実施困難との連絡を受け、代わりに、日本を重要な貿易相手国とするスリランカに振り替えることにした。スリランカの対日輸出支援は、スリランカ製品の輸出拡大だけでなく、スリランカ経済の包括的かつ持続的な成長及び雇用促進に貢献するとともに、途上国の WTO 体制への参加拡大に貢献し、ひいては多角的貿易体制の維持・強化に資するものである。スリランカは過去、30 年にわたる内戦の混乱を経て回復を遂げてきたものの、コロナ禍を経て 2022 年に経済危機を経験し、ラニル・ウィクラマシンハ大統領は輸出志向の経済に基づいて政策を決定する必要性を強調した。スリランカの日本への主な輸出品目は紅茶、ゴム、魚、アパレルだが、日本市場への参入を期待するスリランカの企業は、品質基準等の障壁に直面している。こうした対日輸出の技術的要件を満たすための技術支援は、(a)日本市場に進出するに当たり求められる基準・要件等に関するスリランカの輸出業者の知識を高め、(b)日本市場への参入を支援し、(c)日本への輸出を増加させることが期待できる。これにより、日本の消費者はスリランカ製品に関する新たなビジネスチャンスと、日本市場で求められる基準・要件等を満たした高品質なスリランカ産品をより入手しやすくなる。

さらに、スリランカの輸出促進を通じた経済回復を支援することは、日本のグローバル・サウスへの連携を示すものとして、WTO 等での国際場裏における日本のプレゼンス向上につながる。
1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
本拠出金は日本がイイマークする事業に充当されるため、日本の意向の反映は確保されている。日本の拠出案件については、プロジェクトチームや ITC 内国別プログラム局長に対して、同局職員を通じて、また必要に応じて大使レベルで日本としての意見を伝え、内容の改善や修正を行っている。また、諮問委員会（JAG: Joint Advisory Group、評価期間中は 2024 年6月に開催）、信託基金協議委員会（CCITF: Consultative Committee of the ITC Trust Fund、評価期間中は 2025 年3月に開催）及びドナーと幹部の非公式な意見交換を不定期に開催し、同機関の事業及び財政状況について報告及び評価を実施している。また、少数の出席者（ドナー20 名ほど）と幹部（ED）が直接に対話する機会が必要に応じてあり、日本の意見も幹部に届きやすく、高い透明性が保たれている。在ジュネーブ国際機関日本政府代表部は、JAG、CCITF 及び CCITF 非公式会合等へ積極的に参加し、日本の意見が反映されるよう努めている。
1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等
2023 年8月、インドにて開催された G20 貿易・投資大臣会合の機会に、山田外務副大臣はコーク＝ハミルトン事務局長と会談した。同事務局長からは、日本のデジタル分野における ITC への支援に対する感謝が示され、このような支援は、WTO において日本が共同議長を務める電子商取引交渉の共同声明イニシアティブ（JSI）への途上国による参加にも重要な役割を果たす旨言及があった。 2024 年2月、UAE にて開催された MC13 の機会に、辻外務副大臣はコーク＝ハミルトン事務局長と会談した。同事務局長からは、日本による複数のプロジェクトにおける多くの支援に対して改めて感謝が示されるとともに、日本の支援が女性を含む社会的弱者に向けられたものであることを評価する旨発言があり、このような対象への支援の重要性について両者の間で確認された。なお、本件については ITC のプレスリリースでも取り上げられている。 また、2024 年6月に世界貿易機関（WTO）が ITC と共催で行った AFT のグローバル・レビュー会合・サイドイベントには、1-5 で後述するとおり、日本からも大河内経済局参事官がオンライン形式で参加した。
1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。
本件拠出は、途上国による貿易拡大及び経済発展に貢献することから、途上国との間の取引や途上国でのビジネスを行っている日本の企業にとって、ビジネス環境の向上やビジネスチャンスの拡大をもたらしうるものであり重要性が認められる。たとえば、スリランカの対日輸出支援案件の一環として実施されたワークショップには日本の輸入企業や NPO から参加し、スリランカ側への情報提供とともにビジネスチャンス拡大に向けた意見交換が行われた。
1-5 本件拠出に係る日本側の取組等
本件拠出に限らず、ITC 事務局長を初めとする様々なレベルの ITC 職員と外務省関係者との間で、拠出先プロジェクトの選定や実施方法を含む日本側の要望について、具体的な意見交換を行っており、実際の案件形成・実施の段階においてはこれらの要望が考慮されている。日本による支援をプレイアップするため、令和6年度当初予算及び補正予算分の日本の拠出については、2025 年3月、彦田ジュネーブ代表部大使とコーク＝ハミルトン ITC 事務局長との間で文書交換式を実施した。この模様は ITC のプレスリリースで紹介されている他、ジュネーブ代表部のホームページでもプレスリリースとして取り上げている。 また、1-3 でも記述した 2024 年2月の MC13 の機会における辻外務副大臣とコーク＝ハミルトン事務局長の会談では、会談前にウクライナ支援事業のための日本の拠出に関する文書交換式を実施した。本交換式はウクライナの代表も同席し、ITC のプレスリリースにも日本の支援の詳細が紹介されている他、外務省の報道発表及びホームページでも広報している。

2024 年6月に世界貿易機関(WTO)が ITC と共催で行った Aft のグローバル・レビュー会合・サイドイベントでは、日本からも大河内経済局参事官がオンライン形式で参加し、日本が ITC を通じて拠出しているナイジェリアの中小企業の電子商取引に関する能力構築支援の取組を紹介するとともに、開発途上国の多角的貿易体制への統合の重要性についての議論に貢献した。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

国際貿易センター(ITC)拠出金は、ITC が SheTrades Connect やスリランカの対日輸出拡大といったプロジェクトを行うことで開発途上国の多角的貿易体制への参画支援を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である多角的貿易体制の維持・強化に貢献することを目標としている。

ITC は上記の案件の実施等を通じて、2-2 のとおり、国際貿易への女性および開発途上国の参画といった効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

・SheTrades Initiative

(全体の取組状況)SheTrades Initiative は、設立時の 2015 年に、2021 年までに 110 万人の女性起業家を国際市場に輩出することを目標としていたが、2019 年時点ですでに 150 万人の女性起業家を輩出し、目標を達成した。その後新たに、2021 年までに 300 万人という目標を設定し、日本拠出プロジェクトを含む多様なプロジェクトを実行した結果、この目標も達成した。2022 年からは、4年計画(ジェンダー・ムーンショット)のもと、2025 年までに、ITC が国際貿易に関わる女性のエンパワーメントに係るアジェンダ・セットを主導することを目指している。

(日本の拠出事業)日本のプロジェクトである SheTrades Connect においては、国際貿易への女性起業家の参画を増やすために、持続可能性とそれが貿易とビジネスに及ぼす影響に焦点を当て、事業が実施された。本事業では3つの成果目標として、①買い手及び投資家が女性起業家とビジネスを行う可能性の拡大、②女性起業家の貿易や投資におけるスキル向上及び競争力の拡大、③買い手及び投資家と女性企業家のリンケージを増やすことをかかっている。具体的な活動として、2021 年にはナイジェリアとザンビアにおいて 54 名の女性起業家と中小零細企業を対象とした貿易と投資に係るスキル向上のためのオンライン研修を開催し、2022 年には持続可能かつグリーンなビジネス戦略及び規制についての女性起業家向けイベント(トレーニング)を開催(参加者 53 名)した。2023 年には、女性主導の企業の競争力を高めるためのマスタークラスを含む複数のイベント等の開催や、女性起業家が自らのビジネスへの投資を獲得するためのフィナンシャル・リテラシー向上等を目的としたオンラインコースの実現にも貢献した。これらへの参加を通じて、6か国からの計 30 名の女性起業家が競争力及び能力を向上させるという成果を得た。2024 年には、SheTrades Connect は、女性の貿易・経済への参加を支援することで、SheTrades イニシアティブ全体及び SDG5 への貢献を目指し活動を行った。限られた予算の中で効果を最大化するべく、プロジェクトチームは世界知的所有権機関

(WIPO)とのパートナーシップを活用し、知的財産(IP)とビジネス競争力に焦点を当てた包括的なコーチングプログラムを5人の若い女性起業家に提供した。このプログラムには、オーダーメイドのトレーニングセッション、先進国のカウンターパートとの国境を越えたメンターシップ、知的財産戦略と事業目標の整合性に関するガイダンスなどが含まれた。ブランディング、イノベーション能力、市場でのポジショニングを強化することで、新たな成長機会を引き出し、持続可能で競争力のある事業規模を拡大できる若い女性主導のダイナミックなネットワークを育成することを目的としている。このプログラムを通じて、バングラデシュ、インドネシア、ボツワナ、アラブ首長国連邦、エチオピアの5人の女性起業家が競争力と能力の向上の恩恵を受け、全ての参加者が、知的財産権保護、ブランド開発、戦略的事業計画に関する知識とスキルを向上させた。なお、2019年の本件事業開始以来、事業を通じたイベント等への女性参加者の数は200名に上る。

・スリランカの対日輸出拡大支援

日本が拠出したプロジェクト「スリランカの対日輸出増加支援」は、対日輸出ガイドの作成及び能力構築ワークショップの開催(参加者目標:20名)を目標にITCにより実施されたが、結果としてプロジェクトはこれらの目標を達成しただけでなく、大幅に上回った。

対日輸出ガイドの作成については、日本市場への輸出に関する包括的な一般ガイドの作成に加え、スリランカからの輸出可能性が潜在的に高い4つの製品別ガイド(紅茶・アパレル・ココナッツ製品・スパイス)も提供した。その結果、日本経済や貿易政策、日本とスリランカの二国間貿易、市場参入条件、規制要件、輸出手続き、障壁に関する洞察を含み、日本におけるスリランカ製品のビジネスチャンスを書いた総合ガイドと、紅茶・アパレル・ココナッツ製品・スパイスのそれぞれについて日本市場でのビジネスチャンスをまとめた製品別小冊子が作成された。各冊子には、日本における製品の市場環境、消費者の嗜好、包装・表示基準、品質要件、市場参入戦略に関する推奨事項など、的を絞った見識が記載されている。

能力構築ワークショップは、ガイドの開発を補完し、情報の実用的な利用を確実にするため、「スリランカから日本への輸出」と題して2025年2月24日に開催された。本ワークショップの目的は、①スリランカの民間セクター関係者及び貿易関係者の能力を高め、日本市場の要求に応えること、②経験豊富な輸出業者、貿易支援機関、新規市場参入者間の知識交換を促進すること、③開発したガイドを普及させ、日本市場参入の機会と課題に関する対話を促進することであった。ワークショップには、多様なステークホルダーを代表する64名(うち女性24名)が参加した。この中には、40の民間企業や中小企業、輸出開発庁(EDB)、商務省(DoC)、JICA、JETRO、在スリランカ日本大使館の関係者などが含まれた。ワークショップでは、日本市場をターゲットとするスリランカの輸出業者の能力を高めるため、技術的なプレゼンテーション、実践的な洞察、双方向のディスカッションを組み合わせた包括的な議題が取り上げられた。主な技術セッションには、日本市場の紹介と概要が含まれ、消費者行動、規制の枠組み、分野別の動向など、日本のマクロ経済と貿易の状況を説明した。スリランカの輸出業者にとっての機会と市場参入に関するセッションでは、スリランカ製品の主要参入ポイント、市場参入手続き、障壁を回避するための貴重な洞察が紹介された。「スリランカの対日輸出業者による経験共有」と題された専用セッションでは、経験豊富な輸出業者と輸出開発局(EDB)の職員が実際の見識を披露した。このセッションでは、初期課題の克服、製品品質の維持、バイヤーの期待への適応など、日本市場への参入とプレゼンス維持に関する貴重な教訓が提供された。もう一つの重要なセッションは、「日本の輸入業者の越境要件と期待」であり、ここにはJICA、JETRO、日本の大手商社が参加し、日本の輸入基準、必要書類、バイヤーの嗜好、長期的な取引関係の重要性などについて、実地に基づいた知識を共有した。彼らの指導は、日本の輸入業者が期待する高いコンプライアンス基準を満たそうとする中小企業にとって、特に適切なものであった。

ワークショップの参加者から寄せられたフィードバックによると、回答者の満足度は100%であり、参加者全員が、このワークショップによって日本市場の構造と需要、市場参入を成功させるための戦略とベストプラクティス、越境貿易のコンプライアンスと輸入者の期待について理解が深まったと回答した。ワークショップでは、総合ガイドと商品別小冊

子の電子版が全参加者と関係機関に配布され、また、各国パートナーはこれらのガイドを各自のウェブサイトで公開し、参加者はこれらの資料を各自のネットワーク内で共有するよう奨励された。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2025年4月(日本の2024年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	—
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
拠出先においては、日本の拠出入金(通常年度末(ITCの会計年度当初))に基づき、送金後に個別イヤマーク・プロジェクトを開始し、プロジェクト完了後速やかに報告書が提出されることとなっている。これに基づき、2025年5月、2024年度拠出金による「SheTrades Connect」について決算報告書が提出され、残余金がないことが確認された。仮に残余金があった場合でも、当該残余金は、複数年プロジェクトの経費が含まれており、翌年度の繰越額として、次年度の事業経費に充てられる(例年、各国・機関からの拠出は年度後半に集中するため、次年度前半の事業費として支出。)こととなっている。また、スリランカ対日輸出拡大支援については、2025年5月、2023年度拠出金によるスリランカ対日輸出拡大支援プロジェクトについて決算報告書が提出され、残余金はない。 同拠出金のみについての監査は行われていないが、機関全体の財務報告は国際公会計基準(IPSAS)に従って監査役会(BOA: Board of Audit)による外部監査が実施され無限定適正意見を受けており、本基金についての特段の指摘は受けていない。 また、SheTrades Initiative については内容面を含めて独立評価ユニット(IEU: Independent Evaluation Unit)の評価が公表されており、本イニシアティブは、ITCにとってジェンダーと貿易に係る活動に関する強い「ブランド」になっている、と評価された。他方、今後の本イニシアティブにかかる活動においては、女性の中でも異なるグループが存在することに着目する必要性や、本イニシアティブが高いレベルの成果を出すうえで人的な側面を含むリソースが不足していることが指摘された。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
ITCのJAGやCCITFを含む定期・不定期の会合を通じて、日本を含む加盟国がITCの活動をモニタリングしている。具体的には、各国がプロジェクトごとに事務局から提出されるプロポーザル及び報告書、また、ITC年次報告書(公開)やCCITF報告書について確認を行っている。2021年時点で、組織戦略の実行のために、組織としてのITCの高レベルな中長期的な目標と1年ごとの目標の両方を達成する枠組みとして、ステークホルダーと連携して作成した戦略計画(ITC Strategic Plan 2022-2025)が発表され、この計画に沿って様々なプロジェクト等が実施されている。2025年6月には新たな戦略計画(ITC Strategic Plan 2026-2030)も示され、従来のトップダウン型のアプローチから、トップダウン型・ボトムアップ型、双方の活用等が道筋として示された。2024年のCCITF報告書の中で、ITCは、資金元の国連及びWTOの財政状況を受けて、国連とWTOの下にあるITCとして、通常予算の削減が見込まれることから、効果的な資金運用の重要性が指摘された。	
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。	

該当なし。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
2	2	2	2.00	3	1.00	-

備考

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
0	0	0	0	0	0	6

備考

4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)

在ジュネーブ国際機関日本政府代表部は、代表部として国際機関側に様々な直接の働きかけを行っているところであるが、これに加え、2024年2月に着任した日本のJPOを通じて、日本政府としても日本人職員を増強したい旨を事務局に対して伝え、事務局側からも日本人採用のためのアウトリーチイベントを開催したい旨の意向が示される等、同JPOの存在が、日本人の採用に関して強力なパイプとなっている。また、日本としての拠出の在り方やプロジェクトの起案に際しても、日常的なJPOとのやり取りを通じ、日本側の意向が反映されている。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B+

a

b

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
世界貿易機関(WTO)事務局拠出金	
2 拠出先の名称	
世界貿易機関(WTO)	
3 拠出先の概要	
ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、1994 年に合意に至った世界貿易機関(WTO)を設立するマラケシュ協定に基づき、1995 年1月1日に設立された国際機関。加盟国・地域数は 166 か国(2025 年4月時点)。本部はスイスのジュネーブに所在。WTO 協定(WTO 設立協定及びその附属協定)の実施・運用を行うと同時に、新たな貿易課題への取組を行い、多角的貿易体制の中核を担っている。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出金は、日本を含む先進国の任意拠出によって WTO 内に創設されたグローバル・トラスト・ファンドに拠出され、加盟国の約3分の2を占める開発途上国のニーズに応じた技術支援を行うとともに、開発途上国の能力構築を行うことを目的として、開発途上国の交渉能力不足や新分野への理解不足などの解消に向けた技術協力のための事業経費に充てられる。 なお、本件拠出とは別途、日本は WTO に対し、WTO の活動の基盤となる分担金(令和2年度:869 百万円、令和3年度:859 百万円、令和4度:884 百万円、令和5年度:988 百万円、令和6年度:826 百万円を拠出(コア拠出)してきている。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 18,036 千円	
拠出率及び拠出順位は、2023 年について、4.02%(158,879 スイスフラン)で8位。(2025 年4月時点。) 2024 年及び 2025 年の拠出率及び拠出順位については、2025 年4月時点で未発表。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
経済局国際貿易課、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交:国民の安全の確保と繁栄を目指し、望ましい国際環境を確保すること」、「施策Ⅱ-2 国際経済に関する取組(施策レベル)」、「個別分野1 多角的貿

易体制の維持・強化と経済連携の推進」を達成するための達成手段の一つと位置づけている。(令和6年度外務省政策評価書)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

WTO は(1)多角的貿易体制の維持・強化のため、①貿易自由化・ルール作りのための交渉、②協定履行監視、③紛争解決制度の3つの機能・目的を持ち、また、同時に(2)持続可能な開発目標(SDGs)のターゲット 8.a である開発途上国に対する「貿易のための援助(AfT)」にも重点をおいている。

1-1(1)の目標達成に向け、まず日本はこうした WTO の活動全体を支えるため、本件拠出金とは別途の分担金を拠出してきている。2025 年の第 217 回国会における岩屋外務大臣の外交演説では、日本経済及び世界経済において「ルールに基づく自由で公正な経済秩序の維持・拡大」が重要であり、そのために「多角的貿易体制の一層の強化のための WTO の改革」が必要である旨述べ、多角的貿易体制の維持・強化が日本にとっても利益となることを指摘している。

その上で、(2)の取組に係る個別具体的な支援プログラムに要する事業費については、主に本件拠出金の拠出先である「グローバル・トラスト・ファンド」によって充当され、「技術支援及び訓練計画」(the PA plan)に基づいて、途上国に対して WTO の各協定や新分野に関する理解の促進を行う途上国支援プログラム等が提供されている。グローバル・トラスト・ファンドのもとでは、貿易円滑化、農業、サービス等多岐の分野にわたる活動として、2001 年のファンド設立から 3,000 程度のワークショップが行われており、2023 年には、計 301 件の技術支援活動が行われ、16,095 人が参加した。WTO ではこうした取組を通じ、開発途上国が多角的貿易体制に組み込まれるための土台を形成している。

WTO における途上国支援の重要性については、2024 年2月に開催された第 13 回 WTO 閣僚会議(MC13)で採択された閣僚宣言において、「後発開発途上国(LDC 諸国)を含む開発途上加盟国の多角的貿易体制への完全な統合が、これらの国の経済発展にとって重要であることを認識し、マラケシュ協定に従い、貿易から得られる利益が開発途上加盟国に恩恵をもたらすよう積極的に努力する必要性を強調」するとされた。加えて、2024 年7月の G7貿易大臣会合の際に発出された大臣声明においても、参加閣僚は「貿易の開発側面の重要性を認識しており、アフリカやその他の地域における後発開発途上国やその他の開発途上国の国際貿易への統合をより良く支援するために、それらの国々に引き続き適切に関与する」ことが合意された。

このように、上記 1-1(1)の目標達成に向けて、本拠出金は、別途拠出の分担金と相互補完性・相乗効果を有する形で、WTO 協定の義務履行(通報等)や交渉参加に必要な専門知識を途上国政府関係者が習得できるよう各種ワークショップ等を開催することにより、WTO における交渉、協定履行監視、紛争解決の各機能への参画を促す役割を果たしている。またこのような支援は、LDC を含む途上国の能力向上を通じてそれらの国々に対する日本の影響力の向上にも資するものである。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

グローバル・トラスト・ファンドの運用については、数か月に1回開催される行財政委員会において加盟国間のコンセンサスで人事・予算等の意思決定がなされる。年1回一般理事会に財政報告書が提出され、加盟国間のコンセンサスにより承認される。日本は、行財政委員会(評価期間中7回開催)、一般理事会(評価期間中6回開催)の双方に毎回参加し、適切な運用の実現に向け積極的に議論に参加している。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

本件グローバル・トラスト・ファンド関連に限らず、主に WTO 閣僚会議や非公式閣僚会合等の機会に日本の要人が歴代 WTO 事務局長と会談してきており、直近でも、WTO との間では次のような要人往来等が行われている。2024 年2月、辻外務副大臣はアラブ首長国連邦で開催された第 13 回 WTO 閣僚会議(MC13)に出席し、オコンジョ＝イウェアラ事務局長と会談を行った。同事務局長からは、MC13 の成功に向けた日本の貢献に謝意が示されたほか、引き続き日本のリーダーシップを期待する旨発言があった。

2025 年3月には WTO の No. 2であるアンジェラ＝エラード事務局次長が招へいにより来日し、藤井外務副大臣や高村法務副大臣などと意見交換を行った。

同月には赤堀毅外務審議官がスイス・ジュネーブのある WTO 本部を訪問し、オコンジョ＝イウェアラ事務局長と会談した。

2025 年5月にはオコンジョ＝イウェアラ事務局長が来日し、石破総理大臣を表敬した他、岩屋外務大臣、加藤財務大臣、武藤経済産業大臣等と会談した際には、WTO を中核とする多角的貿易体制の維持・強化に向けた連携を改めて確認した。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

本件グローバル・トラスト・ファンド関連に限らず、WTO 全体として次のとおり。

多角的貿易体制を担う唯一の国際機関として、WTO 諸協定及び加盟国によるその履行は、国際貿易及びそこに参画する日本企業に多大な影響を与えている。例えば、加盟国の採用する貿易制限的な措置は企業活動等に影響を与えかねない。こうした措置により影響を受けた、あるいは受ける可能性のある企業を有する加盟国政府は、WTO 協定上の義務に従い事務局に通報し、分野毎の委員会で改善を求めることができる。加えて、日本企業の間では、WTO における新たなルール作りに高い関心が示されており、とりわけ、日本が共同議長を務める電子商取引交渉については、デジタル経済の国際ルールを形成するものとして、経済界から強い期待が寄せられている。例えば、2024 年6月に発出された経団連による提言においては、WTO ルールの策定機能の強化の一部として、WTO において有志国間で行われている電子商取引協定の議論について、出来る限り早期の収斂を期待する旨表明された。

また、2024 年7月のG7貿易大臣会合における民間企業との共同セッションにおいては、経団連を含むG7のビジネス代表(B7)から、ビジネス界が直面する様々な貿易課題について説明があり、これら諸課題には官民の連携なくして対応できないとの発言があった。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

開発途上国支援を含む WTO での活動において、日本は一般理事会(評価期間中6回開催)をはじめとした各種委員会や非公式閣僚会合(評価期間中5回開催)における議論に積極的に貢献し、途上国・先進国双方を含む WTO 加盟国のコンセンサス形成に向けて、ルール交渉を含む WTO 改革を主導している。

日本からの拠出は、2024 年 11 月の WTO のプレスリリースにおいて紹介されており、同プレスリリースでは、日本が 20 年以上にわたり WTO の各種トラスト・ファンドに合計約 1,360 万ユーロ(約 1,280 万スイスフラン)を拠出してきたことは、開発途上国および LDC の国々が WTO に関する専門知識を拡大し、技術を獲得することで、貿易ルールの交渉と実施を効率的に行うことに貢献してきた旨評価された。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

WTO 事務局拠出金は、WTO がグローバル・トラスト・ファンドの活動を通じて、途上国に対して WTO の各協定や時宜に適した分野に関する技術協力プログラムを定期的実施し、途上国の交渉や活動参加を促すことを達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である多角的貿易体制の維持・強化に貢献することを目標としている。

WTO は、2-2 のとおり、途上国に対して技術協力プログラムを実施。これは持続可能な開発目標(SDGs)のターゲット 8.a である開発途上国に対する「貿易のための援助(AfT)」を具体化するものであり、WTO での交渉を前進させ、途上国の貿易能力の底上げによる多角的貿易体制強化につながるものであり、効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

なお、オコンジョ＝イウェアラ事務局長は、WTO のプレスリリースの中で「日本が WTO グローバル・トラスト・ファンドへの寛大かつ継続的な貢献を行ったことに感謝。この支援は、開発途上国及び LDC の政府関係者が、世界貿易の潜在力を最大限に活用し、自国民のためのより良い未来を築くための貿易に関する専門知識を獲得するのを支援する。」として謝意を示している。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標	
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果	
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果	
本グローバル・トラスト・ファンドを活用し、WTO 事務局は途上国に対して技術協力プログラム(各地域における対面及びオンラインのセミナーや各国への専門家派遣等)を実施。これは持続可能な開発目標(SDGs)のターゲット 8.a である開発途上国に対する「貿易のための援助(AFT)」を具体化するものであり、WTO での交渉を前進させ、途上国の貿易能力の底上げによる多角的貿易体制強化につながるものである。 2024 年7月公表の 2023 年年度報告書によれば、2023 年には、計 301 件の技術支援活動が行われ、16,095 人が参加し、参加者は 2022 年比で 32%増加、活動件数は 24%増加した。参加者の数はまだコロナ禍前の水準には完全に戻っていないが、LDC からの参加者は 2022 年比で 40%増加した。また技術支援活動は、WTO 協定に関する加盟国の知識を拡大・強化することで、受益国の多国間貿易体制への効果的な参加を促進することを目的としており、WTO 機関の作業は加盟国が提出する文書に基づいて行われるため、開発途上国および最貧開発途上国(LDC)加盟国の文書提出能力(提案、声明、質問と回答、報告書など)は、彼らが審議に積極的に貢献する能力の指標となる。2023 年、開発途上国及び LDC メンバーが提出した文書の数、前年に比べて 20%増加し 700 件となった。うち 13%が LDC からの提出であり、文書提出件数は前年より 50%増え 117 件となった。また LDC メンバーによる貿易の技術的障害(TBT)通報数は前年に比べて約5%増え、751 件となった。こうした取組の結果、加盟国が承認した結果に基づく管理(RBM)アプローチに基づき測定された技術支援活動成功率は 2023 年の値で 79%に達し、コロナ禍前の過去3年間の実績レベルに戻った。	

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024 年7月(日本の 2022 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025 年6月(日本の 2023 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
本件拠出は、他の加盟国の拠出と共に、WTO 事務局内に設置されたグローバル・トラスト・ファンドに組み入れられ、事務局が作成し、行財政委員会で採択された計画に基づき各プロジェクトに充てられる。また、毎年 11 月の一般理事会において加盟国に報告が行われている。	

直近の決算報告書は、今回評価の対象期間中である 2024 年6月に受領した 2023 会計年度報告書であり、日本の 2022 年度拠出分である約 16 万フランが先方 2023 年会計年度の収入として計上されている。

また、グローバル・トラスト・ファンド全体の 2023 会計年度の収入は約 1,810 万スイスフラン(前年度からの繰越金約 1,414 万フランを含む。)であり、支出等は約 739 万スイスフラン、残高は約 1,079 万スイスフランであった。本ファンドは、2年毎の実施計画に沿って案件を実施しており(複数年プロジェクト、翌年度初旬より開始するプロジェクトを含む)、年度末に翌年度の案件実施に係る費用を一定額確保する必要があることから、残高の金額は翌年度に繰り越される(本基金の TOR(設立要件)には前年度末までに翌年度予算の 25%、3月末までに 75%、6月末までに 100%確保する旨規定がある。例えば 2022 会計年度の繰越金は適切に 2023 会計年度収入に繰り越されており、繰越金に関するこの規定は適切に運用されている。)。

2023 会計年度の財務諸表については、全体として、フランス会計検査院が外部監査を実施し、国際公共部門会計基準(IPSAS)に準拠して適正に表示しているものと認めた。本グローバル・トラスト・ファンドについて特段の指摘はなされていない。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)

3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)

毎年、財政報告書およびアニュアルレポートが WTO 事務局から発行され、財務報告書については一般理事会においてコンセンサスで承認されたうえで発行される。また、WTO における行財政委員会(評価期間中6回開催)では、コンセンサスにより予算や人事に関する提案や計画が採択される。WTO 全体の厳しい財政状況を踏まえ、主要加盟国は、これまでも本グローバル・トラスト・ファンドについても事業の優先順位設定と経費削減を厳格に求め、その事業実施を監視してきている。例えば、技術協力活動を仮想プラットフォームを通じて提供することによるコスト削減も模索されている。2024 年 11 月に二期目の続投が決定したオコンジョ＝イウェアラ事務局長は、その長い経験を生かして WTO の行財政マネジメントにイニシアチブを発揮している。さらにオコンジョ＝イウェアラ事務局長は、途上国(ナイジェリア)出身かつ世銀等の国際機関での長い勤務経験から、国際貿易へ途上国が参画するに際しての課題及び必要な支援について熟知しており、日本としても同事務局長との緊密な関係も生かしつつ、上記予算計画策定プロセスへの積極的な参加を通じ、本グローバル・トラスト・ファンドのこれまでの成果も踏まえつつ、一層効果的かつ効率的な運用に貢献していく。

3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。

該当なし。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
5	5	6	5.33	6	0.67	604
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						

過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
2	2	2	2	2	0	24
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況 (ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた抛出先及び日本側の取組状況等)						
WTO事務局は、GATT時代から、能力(メリット)ベースで採用を決めてきた伝統があり、またJPO制度を採用せず、出向元が給与を負担する形であっても出向を受け入れない等、職員の採用をめぐることは独自の事情がある。2021年には事務局官房に日本人職員1名(宇山WTO事務局長上級補佐官)が採用となり、日本人幹部職員が計2名となった。日本人職員増強に向け、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部は、WTOに勤務する日本人職員の活躍ぶりについてホームページに掲載し、WTOでの勤務の魅力を発信している。						
4-2 本件抛出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A-

a

b

b

a

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
経済協力開発機構(OECD)拠出金	
2 拠出先の名称	
経済協力開発機構(OECD)	
3 拠出先の概要	
OECD(Organisation for Economic Co-operation and Development)は経済成長、開発援助、自由かつ多角的な貿易の拡大を目的とする国際機関(本部:パリ。設立:1961年)であり、「共通の価値」を有する38か国が加盟している。OECDは経済政策・分析、規制制度・構造改革、貿易・投資、環境・持続可能な開発、公共ガバナンスなど多岐にわたる経済・社会分野において、調査、分析、政策提言を行うことから「世界最大のシンクタンク」とも呼ばれている。 OECDは経済・社会分野の政策協調の場であり、加盟国間での議論を通じ、質の高いスタンダードの形成や先進的課題への対応・ルール作りを先取りしてきた。加盟国は、こうしたOECDの活動に参加することを通じ、自国の経済・社会政策や制度を調整・改善する機会を得ている。 なお、東京にOECDの海外拠点の一つとしてOECD東京センターが設置されており、2024年春以降、同センターはOECDの活動の国内広報に加え、主にアジア太平洋地域に対するアウトリーチ活動の役割を付与されている。	
4 (1)本件拠出の概要	
経済協力開発機構拠出金は、日本が関心を有するOECDの主要プロジェクトの支援や各種セミナーなどを行うことを目的として日本とOECDとの間で設けられた枠組み。世界経済の成長センターとされ、OECDの重点地域の一つである東南アジアを始めとするOECD非加盟国を対象とするセミナーの開催や、OECDの調査、分析、政策提言等の事業の実施のため、同任意拠出金を拠出している。 日本は、本件拠出を通じて、国際社会の変化を踏まえて新たに対応を求められる課題に関する活動に積極的に関与するとともに、OECDの最新の分析等を適時に国内に紹介しているほか、OECDの経済・社会分野の知見や経験を活かしてOECD非加盟国との協力を行い、それら地域の経済成長や持続可能な開発に資するプロジェクト(東南アジアへのアウトリーチ活動等)を支援している。これらを通じて、OECDの経済・社会分野の取組に日本の考えを反映させ、同分野でのルール策定に貢献することに寄与している。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 27,767 千円	
本件拠出金は、当初予算額を一括送金の上、OECD事務局から特定プロジェクトに対する支援要請を受けて外務省が個々のプロジェクトへの拠出を承認するもの。各プロジェクトに対する日本を含めた各国からの拠出率は案件毎に異なっていること等から、拠出率を一概に記述することは困難。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
経済局経済協力開発機構室・OECD日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1(1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 II 分野別外交:国民の安全の確保と繁栄を目指し、望ましい国際環境を確保すること」、「施策 II-2 国際経済に関する取組」、「個別分野4 国際経済秩序形成への積極的参画等」の「中期目標2 日本が議長国を務めた令和6年の OECD 閣僚理事会の成果も踏まえ、OECD の各分野の委員会や事業に積極的に参加し、国際経済・社会分野の取組や東南アジアを始めとする非加盟国との関係強化などの分野において、我が国の考えを反映させ、国際経済・社会分野でのルール策定を主導する。また、人事ミッションの受入等を通じて応募者数増を目指し、OECD における日本人職員の採用拡大に取り組む。」を達成するための手段の一つと位置づけている。(令和6年度外務省政策評価書)
1-1(2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
OECD は①経済成長、②開発援助、③自由かつ多角的な貿易の拡大を目的とする国際機関であり、多岐にわたる経済・社会分野において、調査、分析、政策提言を行うことから「世界最大のシンクタンク」とも呼ばれている。また、経済・社会分野の政策協調の場であり、加盟国間での議論を通じ、質の高いスタンダードの形成や先進的課題への対応・ルール作りに貢献してきた。 外務省は、OECD に対し、上記 1-1(1)で述べた目標達成に向け、本件拠出とは別途、分担金を拠出している。分担金は、OECD の規定に基づき、OECD の予算委員会が毎年決定する分担率に従って加盟国で分担するものであるが、任意拠出金は拠出国が OECD の事業実施のため使途を指定して任意に拠出するものであり、外務省からの任意拠出金は、日本が重視する OECD による東南アジアへのアウトリーチに関する活動や、日本国内における広報等を対象とした事業に充てられている。OECD は、上記のとおり、先進国レベルの質の高いルール・スタンダードを策定している国際機関であり、これらルール・スタンダードが東南アジア諸国に普及し、国内改革を促すことにより、東南アジア域内の投資環境の改善が見込まれる。東南アジアは日本企業の主要な投資先でもあるところ、同地域への OECD のアウトリーチは日本企業の進出支援の観点からも有意義。 主な取組としては、日本が主導して 2014 年に立ち上げた OECD の東南アジア地域プログラム(SEARP)の関連活動を始め、日本が重視する OECD の主要プロジェクトへの支援、OECD の広報等の事業に拠出してきた。具体的には、SEARP の重要な要素であり、OECD による東南アジアへのアウトリーチの中核を担っている「東南アジア・中国・インド経済アウトルック」の策定支援や、2022 年 10 月にハノイで開催された SEARP の閣僚フォーラムで立ち上げられた OECD と ASEAN との協力に関する MOU の実施計画に沿ったプロジェクトを支援するなど、SEARP の取組の推進に貢献している。 『外交青書 2025』(p.276)に記載のとおり、OECD は世界経済の成長を牽引する東南アジア地域との関係強化に取り組んでおり、特に本任意拠出金の大部分を占める SEARP 関連活動は、東南アジア諸国の将来的な OECD 加盟も念頭に、OECD のルールやスタンダードの東南アジア各国への普及を通じ、各国において国内改革を促し、持続可能で包摂的な経済成長や地域統合を後押しするとともに、日本企業が活動しやすい環境作りに貢献することを目的としており、日本が追求する自由で公正な経済秩序を形成する上で重要な役割を果たしている。 2024 年に SEARP が設立 10 周年を迎えた中、同年2月、東南アジアから初めてインドネシアの OECD 加盟審査開始が決定されたことに続き、同年6月にはタイの加盟審査の開始が決定されるなど、本件拠出金にて支援している SEARP の取組が大きな成果を生んでいる。 日本の OECD 加盟 60 周年に際し、日本が議長国を務めた 2024 年の OECD 閣僚理事会において開催された SEARP10 周年記念式典では、岸田総理大臣から、SEARP がこの 10 年間で大きく飛躍し、節目を迎える本年(2024

年)、インドネシアの加盟ロードマップが採択され、さらにタイが加盟申請したことを心より歓迎する旨述べ、14 億円規模の拠出を予定する「日本 OECD・ASEAN パートナースhip・プログラム(JOAPP)」の立ち上げを表明し、民間投資、連結性、持続可能性、デジタルといった分野でプロジェクトを実施していく旨を述べた。本件拠出金も活用した OECD を通じた支援については、2025 年4月 28 日にハノイで行われた日・ベトナム首脳会談、2025 年5月 30 日に東京で行われた日・タイ外相会談及び同日に同じく東京で行われた日・カンボジア首脳会談で取り上げられ、日・カンボジア首脳会談の成果文書である「日・カンボジア共同声明」及び同声明別添の「日本・カンボジア経済共創パッケージ」に盛り込まれるなど、高い有用性・重要性が示されている。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

本件拠出金の扱いについては、OECD 日本政府代表部を通じて OECD 事務局と緊密に連携を取りながらプロジェクトの企画立案、実施を行っており、日本の意向を反映できる状況である。

また、OECD 東京センター(所長:上田奈生子元外務省アジア太平洋経済協力室長)とも連携を取りながら、プロジェクトの企画立案、実施を行っており、同センターは、OECD 東南アジア地域プログラム(SEARP)関連事業の成果等について積極的に情報発信を行っている。

なお、OECD による東南アジアへのアウトリーチ強化に向けて東京センターを一層活用していくことについては、日本と OECD 幹部との意見交換等の機会も捉えて確認しており、直近では 2025 年1月の武内 OECD 事務次長による英利外務大臣政務官表敬において、東京センターの活動を通じた東南アジアとの関係強化の重要性を再確認している。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

2023 年6月、OECD 本部(パリ)において、OECD 閣僚理事会が開催され、日本から、山田外務副大臣、中谷経済産業副大臣ほかが出席した。同理事会において、山田副大臣から、OECD の共通の価値を維持・促進することは、OECD 自体の有用性、影響力、正当性を向上させるために重要であり、非加盟国を OECD のルールやスタンダードに近づけていく努力が引き続き必要である旨指摘するとともに、2024 年に 10 周年を迎える OECD 東南アジア地域プログラム(SEARP)を通じ、OECD の東南アジアへのアウトリーチを積極的に支えていく旨述べた。また、山田副大臣は、コマン OECD 事務総長と会談を行い、インド太平洋地域へのアウトリーチへの重要性を確認した。

2023 年 10 月、ハノイ(ベトナム)において、OECD 東南アジア閣僚フォーラムが開催され、日本から辻外務副大臣が出席した。辻副大臣からは、OECD の東南アジアへのアウトリーチは、法の支配に基づく自由で開かれた経済秩序の維持・強化を目指すものであり、日本はその理念を共有する旨発言した。また、同副大臣とコマン OECD 事務総長との会談においては、日本が議長国を務める 2024 年 OECD 閣僚理事会に向けて緊密に連携していくことを確認するとともに、OECD による東南アジアへのアウトリーチの更なる強化の重要性を確認した。

2023 年 10 月、上川外務大臣は、G7大阪・堺貿易大臣会合のアウトリーチ会合に出席するため訪日中のコマン OECD 事務総長と会談を行い、2024 年は、日本の OECD 加盟 60 周年に当たる年であり、日本が議長を務める同年の OECD 閣僚理事会に向けて、東南アジアへのアウトリーチ、自由貿易の推進、デジタル、持続可能で包摂的な経済社会の実現など様々な分野で、引き続きコマン事務総長と連携していきたい旨述べた。

2023 年 12 月、高村外務大臣政務官は、戦略的実務者招へいにより訪日中のバーズレー OECD 事務総長首席補佐官による表敬を受け、両者は、2024 年の閣僚理事会に向けて、OECD の東南アジアへのアウトリーチ、自由で公正な経済秩序の推進、デジタルなどの分野で、連携を深めていくことで一致した。

2024 年1月、林官房長官は、訪日中のコマン OECD 事務総長の表敬を受け、OECD の東南アジア地域へのアウトリーチの重要性を指摘し、その関連で OECD 東京センターを一層活用することについて、引き続きコマン事務総長と連携していきたい旨述べた。

2024 年1月、辻外務副大臣は、訪日中のコマン OECD 事務総長と会談を行い、日本が議長国を務める5月の OECD 閣僚理事会では、OECD の東南アジアへのアウトリーチ、生成 AI 等のデジタル分野などについて議論していく

考えであると述べた上で、有意義な会合にするため、コーマン事務総長と引き続き連携していきたい旨述べた。

2024 年5月、OECD 本部(パリ)において、OECD 閣僚理事会が開催され、日本から、岸田総理大臣、上川外務大臣、新藤経済財政担当大臣、齋藤経済産業大臣、松本総務大臣、河野デジタル大臣及び森屋内閣官房副長官ほかが出席した。同閣僚理事会では、日本は 10 年ぶり3回目となる議長国を務め、多国間での協力を通じ国際社会が直面する危機を乗り越えられるよう議論をリードした。また、同閣僚理事会において開催された SEARP10 周年記念式典では、上記 1-1(2)のとおり、岸田総理大臣から、「日本 OECD・ASEAN パートナリシップ・プログラム(JOAPP)」の立ち上げを表明した。

また、同閣僚理事会出席に際し、岸田総理大臣は、コーマン OECD 事務総長による表敬を受け、近年の東南アジアへのアウトリーチの進展は、OECD 及び東南アジア双方にとって重要な意義があるところ、インドネシアの OECD 加盟審査開始決定を喜ばしく思っている旨述べた。

2025 年1月、英利外務大臣政務官は、外務省と OECD 東京センターとの共催により、在京東南アジア各国及び OECD 加盟国の大使等を招いて外務省で開催された第1回目となる「OECD-東南アジア・ハイレベル・パネル・ディスカッション」(OECD-Southeast Asia High-Level Panel Discussion in Tokyo)に出席するとともに、本行事出席のため訪日した武内 OECD 事務次長による表敬を受けた。

2025 年2月、松本外務大臣政務官は、パリ(フランス)において、コーマン OECD 事務総長と会談し、AI 分野等での OECD との協力やインドネシアとタイの OECD 加盟プロセス支援について意見交換を行い、スタンダードセッターとしての OECD の役割は重要であり、このような OECD に対する日本のコミットメントは不変である旨述べた。

2025 年5月、新美 OECD 日本政府代表部大使は、OECD 事務局とタイ政府の共催によりバンコクで開催された「OECD 東南アジア地域フォーラム」(OECD Southeast Asia Regional Forum)に出席し、SEARP に対する日本の強いコミットメントについて改めて表明した。同フォーラムにおいては、タイやベトナムの政府代表、OECD 事務局から、2014 年の SEARP 設立を主導し、その後も支援を継続してきた日本の貢献を改めて高く評価する旨の言及があった。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

OECD は、加盟国・非加盟国から幅広い分野のデータ・政策情報を収集し、一国では実施できない各国のデータに基づく客観的な分析を行っている。OECD が提供する報告書、統計、刊行物等は、政府機関のみならず、日本の研究機関、大学、民間企業、NGO 等でも購読・参照されており、政策立案や研究分析等に活用されている。

また、OECD はビジネスとの連携強化にも力を入れており、年1回(2024 年は5月)開催される OECD 閣僚理事会や主要関連会議には、BIAC(OECD 経済産業諮問委員会)及び TUAC(OECD 労働組合諮問委員会)の代表も参加している。2025 年1月、OECD 東京センターが外務省と共催した「OECD-東南アジア・ハイレベル・パネル・ディスカッション」(上記 1-3 参照)には、日本の大学や研究機関の関係者も出席した。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

1 本件拠出金を活用した事業においては、事業計画策定時から、事業内容や実施時期について、OECD代表部を通じて、事務局と相談し、日本の要請が反映されるよう緊密に連携した。

2 上記1-3に記載のとおり、OECDとの間での要人往来や閣僚理事会等への外務省政務が出席した機会を捉え、OECDの東南アジアへのアウトリーチの重要性を双方で再確認している。

3 事業実施における日本政府の支援のビジビリティ確保のため、OECD事務局が作成する資料・配布物等において、日本政府からの支援に対する謝意が明記されるよう働きかけた(ビジビリティ確保の具体的成果の事例については、下記2-2参照)。

4 OECDにおいては、コーマン事務総長のイニシアティブの下、継続的にOECDの予算のガバナンス向上や組織改革の取組が行われており、OECDの効率的な予算執行や組織運営について、OECD理事会、執行委員会及び予算委員

会等の関係委員会における議論に日本も積極的に参加している。
1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件提出の貢献度に係る総括
経済協力開発機構拠出金は OECD が東南アジアへのアウトリーチを強化することで、東南アジアを始めとする非加盟国との関係強化を達成し、ひいては OECD の活動に我が国の考えを反映させ、国際経済・社会分野でのルール策定を主導する。 OECD は、基準2のとおり、SEARP の推進に資する各事業の実施を通じて、東南アジア各国の経済・社会開発を支援する政策策定の助言・提言を行っている。東南アジア各国及び OECD 事務局からは、SEARP 設立を主導して以来、支援を継続してきた日本の貢献は高く評価されており、上記 1-3 のとおり、2025 年 5 月にバンコクで開催された「OECD 東南アジア地域フォーラム」においては、タイやベトナムの政府代表、OECD 事務局幹部から、日本の貢献を改めて高く評価する旨の言及があった また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。 基準4については 4-1 のとおりの状況である。 以上から、本件提出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等提出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア提出分のみ】提出先の戦略目標
2-1 (2) 【コア提出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための提出先の取組及びその成果
2-2 【ノンコア提出分のみ】ノンコア提出による実施事業の目標、取組及びその成果
1 【今次評価対象期間内に完了した事業】 ●OECD 東京センター事業に対する支援 (1)事業目的:本事業は、OECD の世界各地における広報活動の強化・多様化を図る取組の一環として、OECD 東京センターによる東南アジアへのアウトリーチ活動の更なる強化を図るもの。 (2)取組:東南アジア関係の他機関と連携しながら、東南アジア諸国の OECD への関与を高める。具体的には、セミナーやウェビナー等を通じ、政府・企業関係者との協議の開催や、アジア地域における重要政策課題についての OECD の取組の紹介などを実施。 ●「東南アジア・中国・インド・経済アウトルック」2024 年版の策定支援 (1)事業目的:本アウトルックは、アジアの経済成長、開発及び地域統合プロセスに関する出版物であり、SEARP の重要な取組の一つである同アウトルックの策定支援を通じて、SEARP の取組を支援するもの。 (2)取組:2024 年版は、「災害リスクの中での開発」をテーマに、災害リスクへの対応を改善するための政策提言がなされており、東南アジア各国による関連分野の取組推進に活用されることが期待される。2024 年版の本アウトルックは 2024 年5月の OECD 閣僚理事会における SEARP10 周年記念式典の機会に OECD 事務総長によりローンチされ、日本の支援に謝意が示された。また、同日、OECD のホームページで公開された 2024 年版の本アウトルックには、日本政府からの支援に対する謝意が明記されている(本事業は 2024 年6月に完了)。 2 【実施中の事業】 ●メコン地域における投資政策改革支援事業

- (1)事業目的:カンボジア、ラオス、タイ、ベトナム、マレーシア及びインドネシアにおける政策対話・政策分析実施による東南アジアへのより良い海外直接投資の促進支援。
- (2)取組:①より良い海外直接投資誘致に向けた政策対話の実施、②地域レポートの作成(OECD によるメコン地域諸国への政策提言)、③ベトナムにおける持続可能な投資政策レビューの実施。2024 年7月にハノイで行われたベトナム政府関係省庁とのタスクフォース会合での事務局プレゼン資料に日本の支援が明記された。
- 「東南アジア・中国・インド・経済アウトルック」2025 年版の策定支援
- (1)事業目的:本アウトルックは、アジアの経済成長、開発及び地域統合プロセスに関する出版物であり、SEARP の重要な取組の一つである同アウトルックの策定支援を通じて、SEARP の取組を支援するもの。
- (2)取組:2025 年版は、例年の地域マクロ経済分析に加え、2025 年の ASEAN 議長国を務めるマレーシアと協議のうえ、ASEAN の意向も反映して決定するテーマに沿った分析も取り上げる。また、本アウトルック 2025 年版のフォローアップ(ワーキングペーパー及びポリシーブリーフの出版)も行う予定。
- 3【実施に向けて調整中の事業】
- SEARP 関連の取組について、東南アジア各国のニーズも踏まえながら、OECD のルールやスタンダードの普及を支援する事業の調整を進めている。具体的には、東南アジア諸国を対象に OECD による AI 関連ワークショップをタイで 2025 年8月に開催予定。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2025 年5月(日本の 2024 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2026 年5月頃(日本の 2025 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
本件拠出金については、本拠出全体に関する収支報告書が四半期毎に作成(上記 3-1 (2)に記載の5月受領分は1年分を報告するもの)されるとともに、拠出対象事業終了後に当該事業に係る報告書が提出されている。本件拠出金の収支状況に関しては、2024 会計年度は、収入が 192,376.42 ユーロ(日本の 2024 年度拠出額及び利子を含む)、支出が 388,736 ユーロ、前年繰越分を含め差し引いた 2025 年3月末時点の次年度繰越額が 123,585.08 ユーロとなっているが、当該繰越額については、上記 2-2 のとおり、OECD 事務局との間で、SEARP の取組推進のための事業実施に向けた調整を行っている。 今回の評価対象期間内には2件の事業(2-2 の1の事業)が完了し、「東南アジア・中国・インド・経済アウトルック 2024 年版策定支援」については報告書受領済み(当該事業の執行残なし)。「OECD 東京センター事業に対する支援」の報告書は取り付け中。 OECD の予算全体については、財務規則により外部監査機関による報告書が作成されている。本件拠出金も監査対象の一部を成しており、特に問題は指摘されていない。 会計監査は外部監査のみで行われているが、組織の効率的運営・透明性のあるマネジメントを達成するためのガバナンスに係る監査は内部監査でも行われている。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	

OECD がより効果的、効率的に機能していくため、組織運営のあり方を見直していくことの重要性については、理事会等でも議論されている。2021 年6月に就任したコーマン事務総長のイニシアティブの下、OECD は 2023-2024 年の2か年予算計画の実施において、予算のガバナンスの向上や組織改革に引き続き積極的に取組を行った。その一環として、OECD は 2023 年初頭より、2021-2022 年予算期間における事業成果を評価するための「事業実施報告 (Programme Implementation Report)」の調査を加盟国向けに実施している。また、2か年予算の中間にあたる2023 年末頃には、予算の組織内配分について加盟国に意向に関するアンケートを実施するなど、2025-2026 年の2か年予算計画策定においても、東南アジアへのアウトリーチを含む対外関係を始め、OECD の諸活動に対する加盟国の意見をより適切に事業計画に反映させるべく取組を行った。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
該当なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
77	77	78	77.33	78	0.67	2508
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
5	6	5	5.33	6	0.67	73
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
(1)国連のASG相当以上等の重要ポストの状況等						
・武内良樹OECD事務次長(2021年11月就任)。						
・OECD事務総長を補佐する幹部の事務次長は4ポストあり、過去30年以上にわたり、そのうちの1ポストにOECD理事会の任命を受け、日本人が就いている。						
(2)日本人職員の採用・昇進に係る拠出先の取組、日本側の取組						
・OECDと日本政府との間で策定した日本人職員増加に向けた「邦人職員増強5か年計画」を2020年2月に改定し、同計画も踏まえ、日本人職員の増強の必要性について機会を捉えて様々なレベルからOECD側に協力を要請したほか、OECD事務局への日本人職員応募者数の増加を目的としてOECDに勤務する日本人職員を紹介するOECD代表部ウェブサイト内ページを更新し、「OECD邦人職員の声」として掲載した。						
・OECD事務局は、人事ミッションを通じて国内8つの大学とインターン受入れに関する覚書を結んでおり、毎年数名の学生が当該覚書によってインターンを経験しており、卒業後、OECD事務局職員に採用された学生もいる。2024年10月に訪日した人事ミッションにおいては、新たに覚書の締結を希望する大学を含め、国内9大学と国連大学でキャリア・						

セミナーを開催し、その多くはオンライン開催とのハイブリッド形式として、参加者の増加を目指した。

・また、転職求人サイト「エン・ジャパン」に人事ミッションの訪日及びキャリア・セミナーの開催に関する案内を掲載したほか、外務省国際機関人事センター等のメールマガジン、各SNSに掲載した。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合（「N/A」とする場合）、評価対象としない（「N/A」とする）合理的理由

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B+	a	b	b	N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
APEC ビジネス諮問委員会(ABAC) 拠出金	
2 拠出先の名称	
APEC ビジネス諮問委員会(ABAC)国際事務局	
3 拠出先の概要	
1995 年の APEC 大阪首脳・閣僚会議において設立が決定され、翌 1996 年より活動を開始。APEC 唯一の公式民間諮問機関。委員は APEC 参加 21 개국・地域の首脳が指名した経済界の代表者。事務局所在地はフィリピン。APEC による貿易・投資の自由化・円滑化促進のための助言が期待され、年4回の総会等での議論の成果を APEC 首脳及び閣僚に対して毎年提言している。	
4 (1)本件拠出の概要	
ABAC は毎年、アジア太平洋地域のビジネス界の見解、政策提言、政策実施状況についての評価をとりまとめて「APEC 首脳への提言」を作成しており、この提言に基づき、秋の APEC 首脳会議開催の際に「APEC 首脳と ABAC 委員との対話」が行われ、直接首脳と意見交換を行っている。また、必要に応じて貿易、財務、中小企業などの担当大臣会合議長、高級実務者(SOM)会合議長らに ABAC 議長名の書簡を発出している。近年、閣僚級会合、SOM 会合でも ABAC との対話が行われるようになっている。 加えて、ABAC の会合は、意思決定を行う全体会議(Plenary)と、その年に検討するテーマに沿って専門分野毎に開かれる作業部会(Working Group)及びタスクフォースから成り、原則毎年4回開催されており、本件拠出金は、ABAC 会議開催経費、議論のための研究、国際事務局の運営に必要な経費などに充てられている。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 6,870 千円	
日本の拠出率は、17.7%を占め、米国と並んで1位(2位はカナダ(10.2%))。なお、日本の拠出は外務省と経済産業省が2分の1ずつ分担して負担しており、日本からの合計拠出金額(令和6年度予算分まで)は 221,799 千円となっている。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
経済局アジア太平洋経済協力室	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交」、「施策Ⅱ-2 国際経済に関する取組」、「個別分野4 国際経済秩序形成への積極的参画等」の下に設定された中期目標「日本の関心事項を APEC 首脳宣言等の成果文書に反映させ、重要文書の交渉に積極的に関与し、APEC プロジェクトの実施に貢献する。APEC ビジネス諮問委員会の活動を支援する」を達成するための手段の一つ。(令和6年度外務省政策評価書)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

日本は、総理大臣が経済界の代表として任命した3名の委員及び2名の代理委員を ABAC の会合に派遣。各委員は専門性を活かし、所属する作業部会及びタスクフォースにおいて議論を牽引している。本件拠出により、ABAC の円滑な運営を支援することは、日本の経済界の意見を ABAC へ、更には APEC での議論に反映すると同時に、ABAC からの提言等を通じて日本政府として APEC 地域内の問題意識を汲み取ることを可能としている。日本の経済界にとって好ましい投資環境や貿易ルールの形成の在り方を検討し、APEC の取組に反映するためには、唯一の公式民間諮問機関である ABAC が必要不可欠である。

日本政府は、日頃から SOM と ABAC 日本委員との定期的な意見交換を通じ、緊密に意思疎通を行っている。その結果、ABAC 委員が年間の議論を通じて毎年作成している ABAC から APEC 首脳への提言には、これまで多角的貿易体制の支持、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)構想の推進、国境を越えたデジタル貿易金融サービスの促進、公正で、現実的かつ野心的で、持続可能なエネルギー・トランジションの推進、女性や中小零細企業に対する貿易の包摂性増進等、日本の政府の考えと軌を一にする日本の経済界の意見が数多く反映されてきている。APEC の活動や成果文書に日本政府及び経済界の立場が反映されることは、日本にとって好ましい貿易・投資環境の実現や、国際的なルール作りを行っていく上で極めて重要な意義を有しており、実際、ABAC の「首脳への提言書」は、APEC 首脳宣言及び閣僚声明等に反映されている。

2024 年は、11 月の APEC 首脳会議(於:リマ(ペルー))に際し、ABAC の「首脳への提言書」に基づいた「APEC 首脳と ABAC との対話」が開催された。日本からは石破総理大臣が各エコノミーの ABAC 委員との議論に参加し、気候変動や自然災害リスクに対する技術革新の必要性、社会課題解決のために AI やデジタル技術の活用推進、アジア太平洋地域における知見共有の重要性等多岐にわたる分野について、率直で自由な意見交換を行った。また、閣僚共同声明において、ABAC の協力・貢献への謝意と今後の関係深化への期待が記載され、首脳宣言においては、「我々の関係者及びビジネス界は、創造性、ダイナミズム、エネルギーをもたらし、また、我々の活動にとって不可欠なパートナーであり続けている。我々は、ABAC や太平洋経済協力会議(PECC)を含め、また「APEC・CEO サミット」や「持続可能な未来フォーラム」などの行事などを通じて、マルチ・ステークホルダーとのより広範な関係を構築することを期待する。」旨記載されるなど、ABAC の重要性を示すものとなっている。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

総理大臣が任命した3名の ABAC 日本委員及び2名の代理委員は、各々の専門性を活かして、ABAC 内の作業部会で議論を牽引し、ABAC の意思決定に深く関与している。2024 年は、中曽委員(大和総研理事長)が金融タスクフォースの議長を務め、トランジション・ファイナンスを支援する相互運用可能な金融市場の整備を主導した。また、國分委員(丸紅取締役会長)が地域統合作業部会において FTAAP に関する議論、持続的成長作業部会において、公正で、現実的かつ野心的で、持続可能なエネルギー・トランジションに関する議論を促進させ、鈴木委員(帝人シニア・アドバイザー)がデジタルとイノベーション作業部会においてデジタルヘルスの議論に積極的に貢献するなど、各委員が専門分野で意見を反映する立場を担った。2025 年は、池田委員(商船三井取締役会長)が地域統合作業部会副議長を務めるなど、引き続き日本が議論をリードする地位を維持している。

なお、ABAC 日本支援協議会が経団連内に設置され、ABAC 日本委員の活動を支援している。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

ABAC 日本委員は毎年、総理大臣、外務大臣及び経済産業大臣それぞれに対して提言を手交している(直近では、2024 年 10 月に岩屋外務大臣及び武藤経済産業大臣、2024 年 11 月に石破総理大臣へ手交)。岩屋外務大臣からは、ABAC 日本委員の貢献に謝意を表し、提言を踏まえながら、アジア太平洋地域の経済連携の質的な深化や、自由貿易の基盤である WTO の維持・強化の重要性について、日本の立場を発信し、APEC を通じ日本の経済外交推進のためにも本提言を最大限活用していきたい旨述べた。

毎年、同提言を受けて APEC 首脳会議に際し、「APEC 首脳と ABAC 委員との対話」として、日本の総理大臣を含む各エコノミーの首脳と直接意見交換を行っている。2024 年 11 月ペルーで開催された対話には、日本からは石破総理大臣が各エコノミーの ABAC 委員との議論に参加した。

また、2024 年8月には、2024 年第3回 ABAC 会合が東京で開催され、岸田総理大臣、上川外務大臣、齋藤経済産業大臣らが登壇し、APEC 首脳に対する唯一の公式民間諮問機関としての ABAC の果たす役割への期待を示した。同会合には、各 APEC エコノミーのビジネス界を代表する ABAC 委員 60 名程度が参加。会合では、ABAC 日本委員がホストとして 2024 年の ABAC による首脳への提言の最終化に貢献した。

日本側における連携としては、年に2回経団連(2024 年9月、2024 年1月)、年に1回関西経済連合会(2024 年1月(オンライン形式))において開催される、日本の経済団体関係者に対する ABAC 活動報告会に、日本政府側から SOM が出席。APEC 首脳会議などで表明した日本政府の立場を説明するとともに、会合の成果、今後の方策等について意見交換を行うとともに、経済界の幅広い意見を聴取する機会となっている。

加えて、ABAC 日本委員と日本の SOM は、年4回意見交換会を開催している(2024 年は1月、4月、6月、9月、2025 年は1月、4月に実施)。双方がそれぞれの議論を報告し、日本の優先事項を ABAC 及び APEC にて効果的に発信するための方策を検討している。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

ABAC 日本委員は、日本の経済界の代表として総理大臣から任命されていることから、年に2回経団連(2024 年9月、2025 年1月)、年に1回関西経済連合会(2025 年1月(オンライン形式))において開催される、日本の経済団体関係者に対する ABAC の活動報告を行う会合等を通じて、経済団体に所属する日本企業関係者に対し、活動概要を報告し、意見交換を行うことで、ABAC における議論や活動に日本の経済界の意見等を反映させている。これらの会合には日本の SOM も参加し、APEC 首脳会議などで表明した日本政府の立場を説明するとともに、会合の成果、今後の方策等について意見交換を行い、経済界の幅広い意見を聴取する機会となっている。以上のとおり、ABAC 及び ABAC 日本委員の活動は、広く日本の経済界関係者にとって、APEC や日本の政府関係者との貴重な接点となっていることに加え、日本の経済界の考えを APEC での取組に反映させる機会を提供しており、重要といえる。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

2024 年8月、東京で 2024 年第3回 ABAC 会議が開催された際、ABAC 日本委員と連携し、岸田総理大臣、上川外務大臣、齋藤経済産業大臣らが登壇し、日本が ABAC と APEC の連携を重視し、APEC が目指す「開かれた、ダイナミックで、強靱かつ平和なアジア太平洋共同体の実現」へ向けて官民連携で取り組んでいる姿勢を発信し、会議を成功裏に導くことができた。また、日本政府は同会議の歓迎レセプションを主催するとともに、同会議に際し開催されたサイドイベントについても、政府からの登壇者に係る協力等を行った。

また、2024 年の APEC 首脳会議の際の「APEC 首脳と ABAC の対話」には、石破総理大臣が出席し、2024 年も例年通り総理大臣、外務大臣及び経済産業大臣を ABAC 委員が表敬し、提言書を手交の上、ABAC の取組の報告を行い、ABAC の取組の成果と政府との連携の強化に留意した。

2-1(2)のとおり、日本の SOM は ABAC 日本委員と定期的な懇談(年4回)を通じて連携し、日本が重視する事項を APEC 首脳宣言及び閣僚声明への反映させている。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件抛出の貢献度に係る総括

ABAC 抛出金は、ABAC が APEC の唯一の公式諮問機関として、首脳等に対して直接提言をする機会を活用して、日本を含む経済界の視点を APEC の取組に反映することで、APEC による貿易・投資の自由化・円滑化促進に達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である国際経済秩序の形成に貢献することを目標としている。

ABAC は、アジア太平洋地域の経済界の考えを反映した提言をまとめ、APEC の首脳等との対話や連携を通じて、その提言内容を APEC の活動や首脳宣言及び閣僚声明に反映するといった成果を上げている。その中で、日本は、ABAC 日本委員と連携し、日本の優先政策課題や経済界の関心事項を ABAC 全体の活動に組み込んでいる。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-2 の理由から N/A としている。

以上から、本件抛出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等抛出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア抛出分のみ】抛出先の戦略目標

ABAC の論点は、APEC と軌を一にするものが多く、アジア太平洋地域における貿易・投資の枠組みのあり方をビジネスの立場から議論し、経済界の意見を APEC の取組に反映させることを目指して議論が進められている。

ABAC は APEC 首脳宛提言の策定に向けて、毎年テーマと作業計画 (Work programme) を策定し、重点項目を特定の上、年4回行われる総会を通じて議論を進めている。

2024 年は、「People, Business, Prosperity」をテーマとし、アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) 構想に向けた具体的措置の実施、公正で、現実的かつ野心的で、持続可能なエネルギー・トランジション推進等について、以下 2-1(2) のような取組が行われた。

2025 年は「Bridge, Business, Beyond」というテーマのもと、5つの作業部会 (地域経済統合、持続可能性、AI とデジタル・イノベーション、金融と経済、バイオとヘルスケア) において、FTAAP とより安全で強靱なサプライチェーンの構築、低炭素経済への移行とエネルギー・トランジションの推進、AI やデジタル技術の活用等に関する取組が行われている。

2-1 (2) 【コア抛出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための抛出先の取組及びその成果

2024 年、ABAC は「People, Business, Prosperity」をテーマに掲げ、地域経済統合、持続可能性、デジタルとイノベーション、包摂、金融といった分野毎の議論に加え、4回の全体会議 (2月、4月、8月、11 月) を開催し提言を取り纏めた。また、APEC の SOM との対話 (2024 年1月) や APEC の SOM 会合 (2024 年3月、5月、8月、12 月、2025 年3月) での議論を展開しながら、首脳や分野別閣僚宛て書簡の発出をとおして、APEC に対して提言を行っている。

さらに、ABAC 日本委員と日本の SOM との定期的な懇談 (年4回) を通じた連携の結果、提言書には日本が重視する公正で透明性のある貿易・投資環境の維持・強化や WTO を中核とする多角的貿易体制の維持・強化、脱炭素化に向けたエネルギー移行等の論点が盛り込まれており、APEC 首脳宣言及び閣僚声明への反映という成果につながっている。例えば、首脳宣言には、「我々は、自由で、開かれた、公正で、無差別で、透明性があり、包摂的かつ予見可能な貿易・投資環境を実現する重要性を認識し、その実現のために引き続き取り組む。我々は、WTO を中核とするルールに基づく多角的貿易体制を支持し、WTO の全ての機能の改善に必要な改革の推進に引き続きコミットすることを再確認する。」と明記された。また、ABAC で日本委員が積極的に議論へ貢献している脱炭素社会の実現に関し、全ての国・地域が一足飛びに脱炭素化が可能なわけではなく、長期的な戦略で移行ができるよう、「多様な道筋を通じ」と

いう文言を入れ、各国事情に応じた取組を追求していくとした。また、2024 年閣僚共同声明において、市場主導型の経済統合の推進のため、ABAC の貢献の重要性が認識されている。

このような ABAC の提言内容や取組は、ABAC 日本支援活動協議会のホームページ等を通じて発信されており、ABAC のビジビリティ向上に繋がっている。

このほか、1-3 のとおり、2024 年8月、東京で開催された第3回 ABAC 会議では、ABAC 日本委員がホストとして2024 年の ABAC による首脳への提言の最終化に貢献した。また、日本政府が推進する AI や女性の STEM 教育の重要性を発信するサイドイベントや、アジアの金融・イノベーションのハブとしての東京を発信する現場視察等を開催した。1-5 記載の日本政府の協力もあり、日本が官民連携してアジア太平洋諸国・地域との更なる協力強化をリードしていく姿を APEC 域内のビジネス界関係者に示すことができた。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024年6月(日本の2023年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025年6月頃(日本の2024年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
2024年6月にABAC日本支援協議会を通じて受領した決算報告書及びPWCによる外部監査報告書によると、2023年の年末残高は374,881USD(ABAC国際事務局は各エコノミーの拠出によって運営されているところ、各エコノミーの拠出金支払時期が均一でないことから一定の時期残高が多くなってしまうことがある由。)。主な支出内訳は、人件費、旅費、諸経費(事務所の借料、光熱水料、維持管理費等)、印刷・出版、研究等となっており、監査報告書には問題点や課題は指摘されていない。 この決算報告書についてはPWCが外部監査を実施した。外部監査報告書においては、決算報告書が正確かつ適正に作成されている旨が確認されており、指摘事項は特段ない。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
2025年に、これまで3つあった作業部会(経済統合、持続的成長、デジタルとイノベーション)と横断的テーマを扱う2つのタスクフォース(金融、包摂)を統合し、5つの作業部会(地域経済統合、持続可能性、AIとデジタル・イノベーション、金融と経済、バイオとヘルスケア)が設置された。APECの優先課題に沿った形で活動分野を選択し、APECに対して質の高い提言を行うための改革が引き続き行われている。	
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。	
該当なし。	

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
-	-	-	-	-	-	-
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
-	-	-	-	-	-	-
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
ABAC国際事務局はフィリピンに設置されており、経費削減の観点から職員は全てフィリピン人を採用する方針が採られており、その人数も最小限のものとなっている。そのため、日本人職員の採用は対象となっていない。						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B	b	b	b	N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
ブルー・ドット・ネットワーク(BDN)事務局拠出金	
2 拠出先の名称	
経済協力開発機構(OECD)BDN 事務局	
3 拠出先の概要	
ブルー・ドット・ネットワーク(以下、BDN)は、2019 年 11 月、米国が主導し、日米豪で立ち上げた、質の高いインフラ案件に国際的な認証を与える枠組み。この枠組みにより、質の高いインフラであると認証された案件に民間投資を呼び込むことともに、官民両セクターが質の高いインフラ投資に関する基準につき認識を共有することを目指す。メンバー国は年々拡大しており、主要先進国のほか、グローバルサウスを含む 11 か国が参加。BDN の重要性及び規模の拡大を踏まえ、日米豪主導で、2024 年4月9日には OECD に BDN を担当する独立した事務局が設置された。続く 2025 年には同事務局の専属職員の雇用が開始され、運営体制が強化されるとともに、質の高いインフラ案件に対する認証制度の本格的な運用が開始され、初の BDN 認証案件が4件承認された。現在、日米豪に加え、英国、スペイン、スイス、トルコが参加する運営委員会にて制度設計の最終化等の議論を行っている。	
4 (1)本件拠出の概要	
立ち上げ国である日米豪のほか、英国、スペイン、スイス、トルコが共同で資金拠出し、BDN の運用及び更なる促進に向けた作業(基準や評価の仕組みの精緻化、個別案件に関する円滑な基準適用のための技術支援及び途上国に民間投資を呼び込む際の課題の把握・対応策の検討)を行うとともに、多様なステイクホルダーの参加やネットワークの拡大のための BDN のアウトリーチに関する活動を行う。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 30,858 千円	
本件拠出金は、日本、米国、オーストラリア、英国、スペイン、スイス、トルコが共同で拠出するもの。令和6年度における日本の拠出率は、約 6.7%。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局開発協力企画室、OECD 日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標VI 経済協力」、「施策VI-1 経済協力」、「個別分野1『質の高い成長』とそれを通じた貧困撲滅」で定められている中期目標(「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現するための支援を行う。)及び「個別分野4 連携の強化」で定められている中期目標(ODA が、開発に資する様々な活動

の中核として、多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する)、また、「基本目標Ⅱ 分野別外交」、「施策Ⅱ-2 国際経済に関する取組」、「個別分野2 日本企業の海外展開支援」で定められている中期目標(日本経済の足腰と競争力強化のために、海外で活動する日本企業を支援し、その活力を最大限に引き出す以下の取組を実施する。)を達成するための重要な手段の一つと位置づけている。(令和6年度外務省政策評価書「[個別分野1](#)」、「[個別分野4](#)」、「[個別分野2](#)」)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件抛出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

日本は、政府の重要施策である「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の具体化を推進する上での柱の一つとして、質の高いインフラの整備を通じた連結性の強化を掲げ、途上国を始めとする各国の質の高いインフラ整備を積極的に支援し、貧困撲滅を実現するための支援を行っている。また、2023 年6月の閣議決定により改定された開発協力大綱においても、質の高いインフラ普及を重点政策の一つとして挙げている。

BDN は、日本が主導して策定した「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」等の国際スタンダードを反映した認証制度により、質の高いインフラ案件に国際的な認証を与え、質の高いインフラに関する国際スタンダードの遵守及び普及の促進に寄与する重要な取組である。2024 年4月に設置された BDN 事務局は、2025 年4月には、BDN の初の認証案件としての4つのインフラ案件の認証式が行われた。今後、BDN による認証案件が更に増え、当該プロジェクトに対して民間資金動員が促進され、日本が主導する国際スタンダードを遵守した形での質の高いインフラ案件が普及することは、日本の外交的プレゼンスを高めるとともに、途上国のインフラ・ギャップへの対応にも繋がる。また、当該4案件のうちの一つは、日本企業が参画する官民連携プロジェクトである。BDN は、日本企業の海外展開支援にも資する取組として、今後も海外で活動する日本企業を支援し、その活力を最大限に引き出すための認証制度として活用が見込まれる。

また、BDN は、多様な主体が参加する取組としての優位性を有している。例えば、BDN の民間諮問機関であるエグゼクティブ・コンサルテーション・グループ(ECG)は、200 以上の民間企業、市民社会、学術界等の関係者から構成され、BDN と民間の結節点として、これまで6回の会合を実施してきた。2025 年4月には ECG 議長及び副議長が新たに設置され、民間セクターとの関与促進が見込まれる。また、グローバルサウス諸国にもメンバーシップが拡大しており、トルコ、チェコ、パラオ、ペルー、モンテネグロが参加を決定した。更に、事務局は、アウトリーチを積極的に行っており、例えば、多国間開発銀行(MDBs)との質の高いインフラ推進のための BDN と MDBs の連携可能性に関する協議や、中東・アフリカ地域の官民インフラ投資家に対する BDN に関するプレゼンテーションの実施など、様々な主体との互恵的な連携を強化している。

更に、BDN の取組を推進していく重要性は様々な外交機会において確認されている。2024 年4月の日米首脳会談のファクトシートでは、「日米両国は、質の高いインフラ事業を認証するため、OECD におけるブルー・ドット・ネットワーク事務局の設置に取り組んできた」ことを確認している。2024 年6月の G7プーリア・サミットの首脳コミュニケでは、BDN の認証スキームを通じたものを含め、質の高いインフラのための高い基準を前進させることにコミットしている。

なお、同じく質の高いインフラ事業に関連する拠出金として、「経済協力開発機構(OECD)・開発センター拠出金」が存在するが、OECD・開発センターにおける質の高いインフラ事業に関する業務は、先進国のみならず、途上国や新興国も含む全ての主体により「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」等の国際ルールやスタンダードが遵守される国際環境を醸成することを念頭としているのに対して、BDN に関しては、事務局が OECD 内に独立した形で設置されており、上述のとおり参加国も主要支援国が中心、また BDN については民間が ECG を通じて直接声を届ける仕組みを有している点等で異なるものであり、代替は不可能である。

1-2 抛出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

BDN の制度設計にかかる意思決定は、BDN 運営委員会メンバー(日本、米国、オーストラリア、英国、スペイン、イス、トルコ)の合意によって行われ、BDN に対して抛出を行わない国は、BDN ネットワークメンバー(カナダ、チェコ、

パラオ、ペルー、モンテネグロ)として同枠組みには参加できるものの、意思決定には関与できない。BDN 運営委員会は定期的に会合を開催し、BDN 認証制度の設計、運用に係る重要な決定を実施している。日本として、日本企業が参画し、関与する質の高いインフラ・プロジェクトが BDN 認証案件として選出され、日本企業の海外インフラ展開を促進することが重要であり、その観点から、日本の民間セクターの声がしっかりと反映され、日本にとって有益な認証制度となるよう、資金拠出を通じて、制度設計や運用に係る議論をリードし、積極的にインプットを行ってきている。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

これまで、日本の関心事項や制度構築にあたっての懸念事項をインプットすべく、BDN 事務局長との個別の対話を実施してきている(開発協力企画室長(2024 年 12 月)及び OECD 代表部次席(2025 年 3 月))。なお、BDN では、OECD 事務局も参加する形で運営委員会会合を開催し、BDN 運用の本格化に向けた議論を続けており、これまで、19 回の運営委員会会合に加え、1-1 (2)にもあるとおり、民間セクターで構成される ECG 会合が6回開催され、日本からも適切に参加し、インプットを行っている。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

日本が主導する国際スタンダードを遵守した形での質の高いインフラ案件が普及することは、日本企業の海外展開に資する。2024 年 10 月に提出された経団連からの提言書「海外から選ばれるインフラシステムの展開に向けて」においても、日本の優れた技術を最大限に活用し、インフラシステムの海外展開を推進する観点から、国際標準獲得のための取組が不可欠であり、日本が主導して国際規格を確立・普及する重要性が強調されている。

1-1 (2)にもあるとおり、BDN は民間セクターとの連携を重視した枠組みであり、諮問機関の ECG には経団連や日本企業約 10 社参画している。2024 年 1 月には、経団連の OECD 諮問委員会において、BDN に係る意見交換が行われ、同年 3 月に発表された経団連からの提言書「複雑さを増す世界における OECD への期待～わが国の OECD 加盟 60 周年にあたって～」にて、BDN は、質の高いインフラのメリットを客観的に訴求する上で重要なツールとして位置づけられるとともに、審査項目を企業にとって使いやすいものとするとの要望も出された。これを受け、企業に過度な負担を課さない制度を設計すべく、日本は、本件拠出を通じて BDN 運営委員会において積極的に働きかけを行ってきた。同年 5 月には、経団連に対する BDN 事務局長による説明会の機会を設け、説明会后、同団体からは、BDN 認証を取得することで、当該プロジェクトの投資家への訴求力が高まり、資金調達が容易になることへの期待が示されるとともに、ECG 関連の報告書作成の簡素化、建設請負業者やプロジェクト開発業者等のステイクホルダーによる評価の向上、入札の際の有利性の確保等の具体的なメリットが挙げられた。

上記の日本政府の取組が実を結び、2025 年 3 月に BDN 認証を初めて得た 4 案件のうちの 1 つは、国際協力銀行(JBIC)や三井住友銀行(SMBC)などが融資に参加する「パラオ国営海底ケーブル公社海底ケーブルプロジェクト」となった。同官民連携プロジェクトには、日米豪が共同で総額 3,000 万米ドルを出資し、NEC が海底ケーブルを敷設に参画している。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

BDN による認証制度の運用、アウトリーチ活動に係る進捗を、不断に把握・管理し、より効果的な政策目標の達成に向け尽力している。具体的には、1-2 のとおり、BDN 運営委員会の初期メンバーとして、認証基準や要件を設定する設計段階から、重要な意思決定に関与してきた。日本企業にとって有益な制度を追求した結果、1-4 にもあるように、日本企業等も参画するインフラ・プロジェクトが初の BDN 認証案件の 1 つとして採択された。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

ブルー・ドット・ネットワーク(BDN)事務局拠出金は経済協力開発機構(OECD)BDN 事務局が「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」等の国際スタンダードを反映した質の高いインフラ案件に国際的な認証を与えることで、当該認証案件に民間投資を呼び込むとともに、官民両セクターが質の高いインフラ投資に関する基準につき認識を共有する

ことを可能とし、ひいては日本の外交政策上の目標である「『質の高い成長』とそれを通じた貧困撲滅」、「連携の強化」及び「日本企業の海外展開支援」に貢献することを目標としている。

経済協力開発機構(OECD)BDN 事務局は、2-2 のとおりの効果を上げており、裨益国や経団連を含む日本企業などから、様々なアクターとの連携に係る BDN 事務局の活動に対して、BDN 認証への関与を検討するにあたっての有意義な機会となったとの評価の声が上がっている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-2 の理由から N/A としている。

以上から、本件提出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等提出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア提出分のみ】提出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア提出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための提出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア提出分のみ】ノンコア提出による実施事業の目標、取組及びその成果

【今次評価対象期間内に完了した事業】

令和6年度中の BDN 運用の本格開始を目標として、主に以下の取組が行われた。

1. BDN 認証フレームワークの運用開始

BDN 認証制度の運用を開始し、「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」や IFC パフォーマンス・スタンダードなど既存の国際的なスタンダードを踏まえて設定された BDN の 10 の認証要件に基づき、認証の申請者は自己評価と共に根拠資料を認証機関に提出し、同機関により認証基準への適合性が検討された。結果として、30 件以上の認証候補案件の中から、4案件(ユーラシア・トンネル建設事業(トルコ)、水・衛生関連事業(ブラジル)、海底ケーブル敷設事業(パラオ)、空港関連事業(コロンビア))が初の BDN 認証案件として承認された(パラオの案件については日本企業も参画するプロジェクト)。2025 年4月に開催された「OECD インフラフォーラム」では OECD 日本政府代表部大使も同席のもと認証式が行われた。4つの認証案件は、透明性、効率性、強靱性等の BDN の基本原則を反映したものであり、これらの認証実績は、長期的な価値を提供するインフラ投資を促進する上で、独立した基準に基づく認証システムの重要性が強調された。同フォーラムに参加した政府、国際開発金融機関、市民社会、民間セクターのリーダーなど、幅広いステイクホルダーや投資家に対して、BDN のメリットをアピールする機会となった。これらの実績を踏まえて、BDN 事務局としては今後 2026 年末までに 25~30 件の認証案件が生まれることを想定している。

2. 多様なステイクホルダーの参加、ネットワークの拡大

1-1(2)にも記載したとおり、BDN 事務局はアウトリーチに力を入れており、様々なアクターとの連携を推進してきた。200 以上の民間セクターの関係者から構成される ECG は、民間企業、市民社会、学术界等の視点を BDN 認証制度に反映していく上で重要な役割を果たしている。2025 年2月にはオンライン、同年4月には ECG 会議を開催し(対面で官民関係者約 80 名参加)、BDN 認証を投資家やインフラ関係者にとって意義ある制度とするために、官民のインフラ投資家との意見交換を実施した。また、2025 年4月の ECG 議長及び副議長の任命は、多様なステイクホルダーによる参加とアウトリーチの拡大を促進する体制の構築に大きく資する。

また、BDN はグローバルサウス諸国にもネットワークを広げてきた。2024 年4月には、トルコが BDN 運営委員会メンバーとして加盟した。さらに同年、パラオ(6月)、ペルー(8月)、モンテネグロ(11 月)が BDN ネットワークメンバーとして参加を決定し、先進国のみならず、途上国・新興国においても質の高いインフラを普及することに貢献している。

今後さらに BDN が拡大していけるよう、BDN 事務局は官民のインフラ投資家等が集まる会議やイベントも戦略的に活用してきている。例えば、2025 年2月に開催された、中東・アフリカ地域の 100 以上のインフラ関係者が揃う「第9回イスタンブール PPP ウィーク」において、BDN の認証制度に関する発表を行った。また、2025 年4月開催の持続可能なインフラと連結性をテーマとした「OECD 新興市場フォーラム」においてサイドイベントを開催し、官民あわせて 80 名以上が対面で参加し、BDN に係る活発な意見交換が行われた。

3. 認証プロセスの一貫性、質、信頼性、効率性の確保

BDN 事務局は、2024 年 12 月に認証プロセスの委託先3社(Bureau Veritas 社(仏)、Ricardo 社(英)、SGS(仏))の選定を終え、認証体制を整備した。また、同事務局の専任職員(政策アナリスト(2名)、コミュニケーション・マネージャー(1名)、オフィス・マネージャー(1名))を採用し、BDN 認証制度の本格的な運用開始に向け、事務局の運営体制の強化に着手した。

4. 質の高いインフラのエコシステムにおけるグローバルな認証枠組みの調整

2024 年 10 月、IMF・世界銀行年次総会の機会に、MDBs との間でラウンドテーブル会議を実施し、国際的な質の高いインフラ基準の推進のために両者が今後どのように連携していけるのかについて意見交換した。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2025年3月(日本の2024年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	未定
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
今次評価対象期間内である2025年4月、BDN 運営委員会にて全体収支に関する2024年(実績)及び2025年(積算)が報告された。同収支報告によると、2024年の収入(日本からの令和6年度拠出金を含む)は約217万ユーロ、2024年の支出は92万ユーロとなっており、125万ユーロの繰越金が発生した。理由としては、2024年中に雇用開始を予定していたBDN 事務局長及び専属職員の採用プロセスにおいて、専門性の高い優秀な人材を獲得すべく、慎重な選考審査を重ねた結果、公募プロセスが延長されたこと等により、職員人件費が想定を下回る結果となったことが挙げられる。人員体制については、専属職員4名が既に雇用され、事務局長についても2025年前半には採用が見込まれる。また、BDN 事務局の活動やプロジェクト認証は上述のとおり、今後本格化するため、支出見込みは高いと想定される。 本拠出金のみについての監査は行われていないが、ポーランド会計検査院により、OECD 事務局の下で活動するBDNを含むOECD全体の外部監査が行われた。2024年12月のOECD理事会において、外部監査人より2023年の決算報告の監査結果が説明され、2023年のOECDの財務諸表について、すべての重要な点において財政状態を適正に表示しているものと認めるという意見が出されており、本件拠出についての指摘はなかった。 なお、内部監査は外部監査と独立して客観的に遂行され、OECD 事務総長に直属する内部監査委員会が、OECD全体組織の財務管理、ガバナンス、リスク管理、内部統制に関して、年次報告書をまとめて報告している。内部監査においても、指摘事項は特段なされなかった。	

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)
本件拠出は、以下の BDN 全体としての取組の下、適切に実施管理されている。 - 組織マネジメントに関しては、BDN の運用開始に向けた制度設計は、今まで OECD 事務局内のパブリックガバナンス地域開発局が担当していたが、2024 年4月に BDN 事務局が設立され、専属職員(政策アナリスト(2名)、コミュニケーション・マネージャー(1名)、オフィス・マネージャー(1名))の雇用に伴い、BDNに関する制度設計の技術的な精緻化作業に加え、アウトリーチ拡大のための情報提供や広報活動の体制が整備された。現在は BDN 事務局長の採用プロセスを進めている。また、BDN の民間諮問機関である ECG 議長及び副議長も新たに設置し、様々なステイクホルダーとの調整を行う体制が強化された。 - 財政マネジメントに関しては、OECD 全体として毎年4月には収支報告書が発行されており、本拠出金を含む BDN 全体の財務状況について厳正な管理がなされ、適切な執行が担保されている。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
該当なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
-	-	-	-	-	-	5
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
-	-	-	-	-	-	1
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
拠出先であるBDN事務局は、2024年4月に設立され、2025年に入って初めて専属職員が雇用され、事務局長含めて全職員数は未だ4名である。更なる職員拡充については、認証制度の安定的な運用体制が確保された後に検討される見込みであり、現時点で未定である。						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B+

a

b

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
経済協力開発機構(OECD)・開発センター拠出金	
2 拠出先の名称	
経済協力開発機構(OECD)・開発センター	
3 拠出先の概要	
1962年にOECD内部で設立。①様々な開発課題・経済政策に関する調査・研究、②先進国、新興国及び途上国による対話やセミナーを通じた開発・経済に関する知見・経験の共有・普及、政策オプションの提供を行う機関。SDGs実施に関し、OECD 非加盟国へのアウトリーチ強化に向けたOECDの戦略的なツールの一つとして位置付けられている。本部所在地はパリ(フランス)。メンバーは56か国(OECD加盟国25か国、非加盟国31か国)。EUも議論に参加する。 OECD 東京センターは、OECDに対する理解をアジア・太平洋地域で促進するために1973年に設立。OECD 開発センター(以下、DEV)による東南アジア経済アウトルックの広報活動を含むアウトリーチ等を含め、OECD加盟国および非加盟国の経済発展に貢献すべく活動を行っている。	
4 (1)本件拠出の概要	
2018年度以降、G20大阪サミットで承認された「質の高いインフラ投資に関するG20原則」(以下、G20原則)の国際社会への普及・実施に関する事業に従事する日本人職員1名の人件費及び当該日本人職員の活動費(出張費、会議費、事務経費等)に充当。なお、日本からDEVに対しては、本件拠出とは別に、DEVの運営予算向けのコア拠出(分担金)を拠出してきている。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 15,323 千円	
全額イヤマーク拠出。日本の拠出率:7.22%、拠出順位5位(2023年)。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局開発協力企画室、OECD 日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 VI 経済協力」、「施策 VI-1 経済協力」、「個別分野1『質の高い成長』とそれを通じた貧困撲滅」で定められている中期目標(「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現するための支援を行う。)及び「個別分野4 連携の強化」で定められている中期目標(ODA が、開発に資する様々な活動の中核として、多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互惠

的な連携を強化する。)を達成するための重要な手段の一つと位置づけている。(令和6年度外務省政策評価書「個別分野1」、「個別分野4」)
1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
日本は、「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の具体化を推進する上での大きな柱の一つとして質の高いインフラの整備を通じた連結性の強化を掲げ、途上国を始めとする各国の質の高いインフラ整備を積極的に支援し、貧困撲滅を実現するための支援を行っている。また、2023 年6月の閣議決定により改定された開発協力大綱においても、質の高いインフラ普及は重点政策の一つとして挙げられている。2024 年6月の G7プーリア・サミットでは、岸田総理大臣から、質の高いインフラへの公的及び民間投資を促進するグローバル・インフラ投資パートナーシップ(PGII)の取組を推進していきたい旨述べた。また、同サミットで採択されたコミュニケには、アフリカ連合と DEV が共同で設立した「アフリカ・バーチャル投資プラットフォーム(AVIP)」が支持されている。2024 年7月の G20 開発大臣会合では、穂坂外務大臣政務官から、全ての開発協力提供者による G20 原則を始めとする国際ルールやスタンダードの遵守の重要性を呼びかけた。 DEV は、2019 年 G20 大阪サミット(日本が議長)において、中国等の新興ドナーも含む G20 原則の承認に大きく貢献し、現在も G20 等の枠組みにおける G20 原則の普及・促進に重要な役割を果たしている。DEV は、母体の OECD と異なり、途上国や新興国も参加するフォーラムであるという優位性を有しており、質の高いインフラの普及に際して、先進国のみならず途上国も対象にした活動を行う等重要な役割を担っている。例えば、2024 年 12 月に行われた DEV ハイレベル会合の成果文書では、質の高いインフラに向けて取組を強化する旨言及された。また、2024 年7月には、持続可能なインフラの重要性に言及した報告書「アフリカ開発ダイナミクス 2024」をアフリカ連合と共同で出版し、同年 12 月の「第 23 回アフリカ国際経済フォーラム」において、同報告書に係るパネルディスカッションが行われた。同じく 12 月に、国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会、ラテンアメリカ開発銀行、EU と共同で、強靱なインフラの重要性に言及した報告書「ラテンアメリカ経済アウトLOOK 2024」も出版した。2025 年中に、アフリカ連合と共同し、質の高いインフラをテーマにした調査報告書(「アフリカ開発ダイナミクス」)を出版予定である。 日本は、分担金により DEV の運営予算を拠出しているのに加え、本件拠出により人件費・活動費を負担している日本人職員を通じて、質の高いインフラの普及・促進を進めている。同ポストの活躍もあり、DEV では、2021 年に質の高いインフラの専門部署が新設され、事業計画書では、質の高いインフラ推進が優先項目の一つとして反映されている。これに基づき、OECD の知見を活用しつつ、質の高いインフラ推進に関するセミナーの開催や、G20 原則の実施に際して途上国が直面する課題についての政策対話の実施、グッド・プラクティス集の作成など、質の高いインフラの促進に一層力を入れている。また、これまでの日本の働きかけもあり、2025 年3月の OECD 開発援助委員会(DAC)ハイレベル会合の議長声明では、質の高いインフラへの資金動員について言及された。
1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
DEV の意思決定に際して重要な役割を担うビューロー・メンバー(議長国+OECD 加盟国6か国+非 OECD 加盟国6か国により構成)に、OECD 代表部次席が選出されている。ビューロー・メンバーによる非公式会合(2024 年 11 月、2025 年3月に開催)では、理事会(最高意思決定機関及び予算決定機関)の議題やその他戦略的な議論が行われる会合について事前に議論を行っている。議長及び副議長は選挙で選ばれるが、実際には事前の候補者調整があり、選挙の度にポストの数だけ立候補者が出て、サイレント手続きによって選出される。ビューロー・メンバーである利点を活用し、質の高いインフラのみならず、DEV を用いた途上国へのアウトリーチや分担金の非 OECD 加盟国負担の見直しといった議論をリードし、日本に有益となるよう導いている。 また、本件拠出にて人件費を負担している日本人職員以外にも、国土交通省出身の日本人職員が DEV の次長(ナンバー2)を務めている。
1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

- ・2023 年3月、アルナドゥティル DEV 事務局長が訪日し、吉川外務大臣政務官に表敬。日本の OECD 加盟 60 周年となる 2024 年に向けて、質の高いインフラの普及・実施等の分野で一層緊密に連携していくことを確認した。
- ・2024 年5月、岸田総理大臣と上川外務大臣が、日本議長下の OECD 閣僚理事会に出席。DEV 事務局長も出席する同理事会において、総理大臣より、持続可能な開発や OECD スタンドアードの促進等につき発言し、大臣は、持続可能な開発との議題の下、開発途上国の持続可能な社会への発展等につき言及した。
- ・2024 年 10 月、外務省国際協力局長、同総合外交政策局審議官、同経済局審議官等が、戦略的実務者招へい事業にて訪日したアルナドゥティル DEV 事務局長とそれぞれ会談を行い、質の高いインフラの整備のための政策の推進や OECD の開発戦略、日本人職員の増強等について議論した。また、国土交通省国土交通審議官、同海外プロジェクト審議官等とも会談を行い、災害からの復興に向けた質の高いインフラの実現における協力の可能性について意見交換した。
- ・2024 年 10 月、DEV と世界銀行東京開発ラーニングセンターが、「アフリカの開発に関するセミナー」を共催。アルナドゥティル DEV 事務局長より、2025 年8月に横浜市で開催される第9回アフリカ開発会議（TICAD9）との連携につきスピーチが行われた。また、外務省国際協力局審議官より、パートナーとして開発途上国と共創する時代の中、重要な役割を担う DEV の役割について強調した。

1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

質の高いインフラは日本企業の海外進出に資するものであり、2024 年4月に提出された経団連からの提言書「グローバルサウスとの連携強化に関する提言」においても、グローバルサウス諸国のインフラ・プロジェクトについて、ファイナンス上の課題に加え、技術的に日本企業が参入しにくい仕様となることが少なくないため、G20 原則に基づく入札が行われるよう支援することが、海外展開に重要である旨指摘されている。また、2024 年 12 月、内閣官房の経協インフラ戦略会議で決定された「インフラシステム海外展開戦略 2030」では、日本の「稼ぐ力」の向上と国際競争力強化には、開放性、透明性、ライフサイクルコストからみた経済性、債務持続可能性等の要素を含む G20 原則に沿った質の高いインフラの整備が必要であることが記載されている。

さらに、2024 年 10 月に DEV と世界銀行東京開発ラーニングセンターが共催したアフリカの開発に関するセミナーでは、パネリストに海外建設協会専務理事等を迎え、アフリカ諸国の成長と発展についてパネルディスカッションが行われた。2050 年には世界最大の経済圏になると予測されているアフリカにおいて、インフラ投資、ビジネス、貿易の機会拡大によって経済成長を促進するためには、G20 原則に沿った質の高いインフラの促進のための政策を推進していく重要性が確認された。同セミナーには、多数の経済関係者、民間企業等オンラインも合わせて 260 名が参加し、活発な意見交換が行われた。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

DEV による質の高いインフラに関する事業の進捗を、不断に把握・管理し、より効果的な政策目標の達成に向け尽力している。具体的には、DEV 理事会に先立ち、ビューローにより開催される非公式会合において、質の高いインフラに関する事業を DEV の予算・事業計画に組み込むべく議論を主導している。その結果、2025-2026 年の事業計画において、質の高いインフラ事業が DEV の活動の優先項目の一つに位置づけられた。また、日本が質の高いインフラの重要性につきこれまで働きかけてきた結果、2025 年3月の OECD 開発援助委員会（DAC）ハイレベル会合の議長声明では、質の高いインフラへの資金動員について言及された。さらに、現在 DEV を含む OECD 全体で、2024 年3月に採択された「インフラ関連業務を強化・連携させるためのハイレベルアプローチ」に沿い、インフラに関するデータ収集、分析、好事例の発掘、政策枠組みの策定を行っているが、同議論にも OECD 代表部が積極的に参加し、インフラ投資が G20 原則と整合的に行われるよう、G20 原則を補完する国際的ガイダンスの策の必要性を伝達してきている。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

経済協力開発機構(OECD)・開発センター拠出金は、DEV が質の高いインフラの普及・促進をすることで、先進国のみならず、途上国や新興国も含む全ての主体により G20 原則等の国際ルールやスタンダードが遵守される国際環境を醸成し、ひいては日本の外交政策上の目標である「『質の高い成長』とそれを通じた貧困撲滅」及び「連携の強化」に貢献することを目標としている。

DEV は、基準2においては、質の高いインフラの普及・促進等に対し、今次評価対象期間内に 2-2 のとおりの効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2) のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

質の高いインフラ推進に係るグッド・プラクティス集や調査報告書の作成・普及、専門家会合や政策対話の開催は、本件拠出で人件費を負担している日本人職員が中心的役割を担って進めている。こうした DEV の取組は、日本人の DEV 次長の支えもあり、国内外の開発関係者に広く広報されており、専門家間の議論のみならず、開発協力の裾野を広げることに寄与している他、DEV 内における質の高いインフラへの取組強化につながっている。質の高いインフラ分野における DEV の取組は、国内外の開発関係者から評価を得ており、本件拠出は質の高いインフラの普及・実施に貢献している。

【今次評価対象期間内に完了した事業】

- 2023 年-2024 年の事業計画書には、「OECD インフラフォーラム」におけるインフラに係るセッションの開催、同フォーラムにおけるハイレベル政策対話の実施、同対話に向けたインフラ開発に関する文書の作成、また「より良い将来に向けたインフラ投資タスクフォース」の開催等をアウトプットとして設定しており、この目標に基づき、2024 年4月には「OECD インフラフォーラム」が開催されるとともに、同フォーラムで政策対話を実施し、自然災害等のリスクに対する強靱性に焦点を置いたグッド・プラクティス集をローンチした。2024 年中に DEV が作成・関与した文書で、質の高いインフラに言及した文書数は 14 本(2023 年 10 本)。また、質の高いインフラを紹介した国際会議の数は 35 回(2023 年 30 回)。これらは本件拠出対象の日本人職員が中心となって貢献したもの。(正式な 2024 年度実績報告は今後 DEV より受領予定。)
- 上記 1-1(2)に記載したとおり、G7、G20、DAC 等の様々な国際的な枠組みにおける議論に参加し、成果文書の交渉過程において継続的に働きかけを行った結果、成果文書で G20 原則や質の高いインフラについて言及されている。その他、アフリカやラテンアメリカ等の地域機関とも緊密に連携し、途上国や新興国における質の高いインフラの普及・実施にも寄与している。
- 上記 1-5 に記載したとおり、OECD 部局横断的に取り組んでいる質の高いインフラの促進にかかる議論に貢献している。具体的には、防災先進国である日本の強みを活かし、気候変動に強靱なインフラをテーマにした報告書の作成に積極的に関与した。また、2025 年4月に開催された「OECD インフラフォーラム」にも参加し、インフラの

ガバナンスに関するイベントが開催され、2050 年まで持続可能で質の高いインフラを提供するために、各国がどのように政策、規制、商業環境を改善できるかについてロードマップを策定すべく意見交換を行った。

【実施中の事業】

- ・ アフリカ連合と共同し、質の高いインフラをテーマの一つとした調査報告書「アフリカ開発ダイナミクス 2025」を作成中で、2025 年中に出版される見込み。
- ・ 2025-2026 年の事業計画書にも記されている、質の高いインフラ投資にかかるグッド・プラクティス集も作成中。
- ・ 上記 1-3 に記載したとおり、2026 年の OECD 閣僚理事会で採択予定の OECD 開発戦略に向けた議論が進行中。DEV が途上国のみならず、民間企業や慈善団体とも関わりがあるという特異性を持つことから、G20 原則等の政策対話や様々なアクターへのアウトリーチを実施する機関として重要であることが確認される予定。
- ・ 上記 1-5 に記載したとおり、OECD 部局横断的取組として、G20 原則を補完する国際的ガイダンス策定に向けた議論が進行中。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024年8月(日本の2023年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025年6月予定(日本の2024年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
本件拠出は、DEV における「質の高いインフラ投資に関する事業」として、日本人職員の人件費や活動費に充てられ、質の高いインフラを普及するための政策対話、途上国において質の高いインフラを実施するに当たっての課題の分析、OECD の横断的取組へのインプット等を行った。今次評価対象期間においては 2023 年度拠出金による同事業(2023 年6月1日～2024 年5月 31 日実施)に係る財務報告書が提出された。収入は 136,086 ユーロ、支出も同額の 136,086 ユーロ。用途は質の高いインフラを普及するための活動に従事する日本人職員の人件費及び活動費となっており、適切な内容である。 本件拠出のみを対象とした監査は実施されていないが、ポーランド会計検査院により OECD 全体としての外部監査が行われており、DEV についても対象に含まれている。2024 年 12 月の OECD 理事会において、外部監査人より 2023 年の決算報告の監査結果が説明され、2023 年の OECD の財務諸表について、すべての重要な点において財政状態を適正に表示しているものと認めるという意見が出されており、本件拠出についての指摘はなされなかった。 なお、OECD 全体では、内部監査と外部監査が独立して客観的に遂行され、事務総長に直属する内部監査委員会が、組織の財務管理、ガバナンス、リスク管理、内部統制に関して、年次報告書をまとめて報告している。内部監査においても、指摘事項は特段なされなかった。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
本件拠出は上記 3-1 のとおり、G20 原則の普及に関する事業に従事する日本人職員の人件費等に充当されるものであるが、以下の DEV 全体としての取組の下、本件拠出分についても適切に実施管理されている。 ・ DEV 理事会では、OECD 加盟国と OECD 非加盟国間の協議体制の確立、メンバーシップ戦略、予算・活動計画に関する協議、分担金改革、及び各種活動の進捗状況の報告等が行われ、組織マネジメントが透明性をもって	

行われている。また、DEV のリソースマネジメントユニットでは、同日本人職員を含む職員の人件費等の管理が適切に行われている。

- ・ 財政マネジメントに関しては、2か年ごとに策定される事業計画書で実施する事業内容が定められ、予算支出や進捗状況をモニタリングする報告書「プロGRESS・レポート」が半年毎に発行されている。2024 年 10 月には、2023 年1月～12 月の同報告書が提出された。「質の高いインフラ投資に関する事業」においては、上記 2-2 でも言及した、2024 年4月に発行されたグッド・プラクティス集(自然災害等のリスクに対する強靱性に焦点を置いたもの)や、上記 1-5 でも言及した OECD 部局横断的に取り組んでいる質の高いインフラの促進にかかる取組等が具体的なアウトプットとして報告されている。さらに、毎年4月には決算書が発行されており、本拠出金を含む DEV 全体の財務状況について厳正な管理がなされ、適切な執行が担保されている。

3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。

該当なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
4	5	4	4.33	3	-1.33	76

備考

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
1	1	1	1	1	0	3

備考

4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)

- ・ 2020年2月、OECDと日本政府の間で、日本人職員増加に向けた「邦人職員増強5か年計画」(2018年策定)を改訂し、共同で各種取組を行っている。例えば、OECD日本政府代表部のホームページに、「OECD邦人職員の声」と題した職員インタビューを掲載し、OECDの業務や雰囲気に関する情報提供を行っている。また、OECD東京センターは、日本国内で空席情報を積極的に広報するため、JICAが管理する国際協力キャリア総合情報サイト「パートナー」に随時掲載している。
- ・ 2024年10月、OECD人事ミッションが訪日し、日本人職員の増強も念頭に、東京大学や早稲田大学等を始めとする国内9大学及び国連大学においてキャリア・セミナーを開催。オンライン参加も含め合計で約800名の学生・社会人が参加した。
- ・ 日々の日本側の働きかけもあり、JPOとして採用され、その後契約職員だった日本人職員が2023年8月よりA1として勤務を開始している。また、2024年2月には、国土交通省出身の日本人職員がDEV次長に就任しており、DEVの活動をOECD内及び国内外に広めるべく、精力的に活動している。

4-2 本件抛出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B+

a

b

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
経済協力開発機構・開発関連(DAC)拠出金	
2 拠出先の名称	
経済協力開発機構(OECD)開発援助委員会(DAC)	
3 拠出先の概要	
1960 年、経済協力開発機構(OECD)開発援助委員会(DAC)の前身である開発援助グループ(DAG)が、OECD の前身である欧州経済協力機構内に設立、1961 年に DAC に改組。 2025 年6月現在、33 のメンバーから構成される。事務局はパリ(フランス)に所在。OECD 東京センターは、OECD に対する理解をアジア・太平洋地域で促進するために 1973 年に設立。開発分野を担当している DAC 所管事項を含め、OECD 加盟国及び非加盟国の経済発展に貢献すべく活動を行っている。 DAC のマンデートは、包摂的かつ持続可能な経済成長、国内及び国家間の平等の推進、貧困撲滅、途上国の人々の生活水準の改善を含む、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(以下、2030 アジェンダ)の実施に貢献するため、また援助に頼る国がなくなる未来のため開発協力・政策を促進すること。OECD の中でも開発協力政策を専門的に議論し、開発協力に関する国際ルール・スタンダードの策定、ODA 実績集計、相互レビューの実施等を通じ、開発協力に関する国際的な議論の潮流を決める重要な役割を担っている。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、日本の開発協力政策を国際的な議論の潮流に反映させていくために、日本の重要課題に関する調査・分析、報告書作成、会合開催等に活用している。日本政府は、1995 年以来、毎年 DAC に拠出しており、DAC の2 か年事業計画書の優先事項にも該当する分野のうち、日本の重視する案件に拠出してきている。 例えば、2023 年度拠出は「効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ(GPEDC)支援関連事業」、2024 年度拠出は「インドネシアによる開発協力の透明性強化支援事業」にイヤーマークしている。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 8,271 千円	
全額イヤーマーク拠出。日本の拠出率:0.4%、拠出順位は 26 位(出典:2023-2024 年の任意拠出金拠出額、2024 年12 月末時点)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局開発協力企画室、OECD 日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 VI 経済協力：政府開発援助（二国間）又は多国間の開発協力を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献し、これにより日本の平和と安全の維持、一層の繁栄の実現といった国益を確保すること」、「施策 VI-I：経済協力」、「個別分野3 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築」で定められている中期目標（国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会の構築を目指し、地球規模課題に率先して取り組む。）及び「個別分野4 連携の強化」で定められている中期目標（ODA が、開発に資する様々な活動の中核として、多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する。）を達成するための重要な手段の一つと位置づけている。（令和6年度外務省政策評価書「[個別分野3](#)」、「[個別分野4](#)」）

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性（その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。）

2023 年6月の閣議決定により改定された開発協力大綱にもあるとおり、気候変動、感染症を始めとする地球規模課題が深刻化し、国際社会が複合的危機に直面する中、2030 年までの達成を目指している持続可能な開発目標（SDGs）の進捗に遅れが生じている。そのため、二国間及び多国間双方の開発協力を有機的に連携させながら、SDGs 達成に向けた取組の加速化等を通じて、地球規模課題の解決に向けて取組を強化していく必要性が高まっている。

DAC は、2030 アジェンダの実施に向けた開発課題の政策提言や知見の共有、国際的なルール・スタンダード策定、ODA 実績集計、相互レビュー等、開発協力分野における国際的な潮流を形成する重要なフォーラムである。日本は、DAC の様々な会合における議論に積極的に参加し、日本独自の知見をインプットすることで、DAC の活動に肯定的な影響を与えながら、国際社会との連携推進や地球規模課題の取組に貢献してきた。こうした重要な DAC の活動の中で、特に日本に比較優位があり、連携して取り組むべき分野に拠出することで、日本の重要政策を DAC に反映させてきた。拠出事業の成果は、日本にとって有益な議論の促進をはかり、国際社会において当該分野を主導する立場の確立に寄与するとともに、各国の発展や国際社会全体の ODA 効率化にも貢献している。

具体的には、膨大な開発資金ニーズに対処するため、国内・民間資金動員に加え、新興国を含む ODA ドナーベースの拡大を通じた新たな資金動員に向けた取組を強化する必要性が高まっていることを踏まえ、これまで日本は、全ての開発協力提供者による国際ルール・スタンダードの遵守、とりわけ透明で公正な開発資金の促進に資する DAC の活動に主に拠出してきた。途上国の自立的・持続的成長を実現するため、包摂性、透明性及び公正性に基づく国際的なルール・スタンダードの普及・実践を主導していくことは、開発協力大綱の基本方針の一つとなっている。また、その重要性は、2025 年6月の OECD 閣僚理事会の成果文書や 2025 年3月の DAC ハイレベル会合の議長声明のみならず、2024 年 11 月の G20 リオデジャネイロ首脳宣言、同年7月の G20 開発大臣会合コミュニケ等においても強調されている。

例えば、2023 年度拠出で実施した「GPEDC 支援関連事業」においては、新興国・途上国による主体的なモニタリングとデータ分析等を通じて、全ての開発協力提供者による効果的な開発協力の原則の遵守促進、開発協力の透明性と説明責任の強化に貢献した。また、2024 年度拠出では「インドネシアによる開発協力の透明性強化支援事業」の実施を決定したが、本事業は、近年グローバル・サウスの一員として影響力を増すインドネシアの国際開発庁に対して、開発協力の実績の報告能力や汚職・コンプライアンス対策の強化支援を実施することにより、新興ドナーによる開発協力の透明性及び説明責任の改善、国際スタンダードの遵守に貢献することが期待される（詳細は 2-2 を参照）。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

2017 年1月以降、JICA の上級審議役（2024 年以降はシニアアドバイザー）が、ODA 統計ルール（含む ODA 適格性等の議論）を担当する DAC の下部組織・開発ファイナンス統計作業部会（WP-STAT）で副議長を務めている。同人を通じて、支援の供与条件等も考慮しつつ ODA 実績を従来以上に正確に測ることで日本を含む各ドナーの ODA への取組がより正しく反映されるよう努めている。例えば、同人が議論を主導し 2023 年 10 月に合意を実現させた民間へ

の公的資金供与案件に係るルールに沿って、2025 年4月より日本の関連実績も DAC 統計に反映されており、日本を含む各ドナーの努力が国際的に正しく理解されることの後押しとなっている。また、民間資金の動員額の計上・公開方法の議論や DAC アンタイド化勧告の見直しの議論の調整を行うなど、本件拠出を含め、日本の優先課題にも積極的に取り組むことができる余地が確保されている。

また、2019 年1月から 2025 年3月まで、JICA 出身の日本人職員が DAC の事務局を務める OECD 開発協力局 (DCD) の次長(ナンバー2)を務めていたため、拠出金の使途等、同職員が、日本の OECD 代表部と密に連携しながら、中立性を保ちつつ、必要に応じて日本の優先課題を考慮して対応してきた。

さらに、2021 年5月以降、外務省の参与が、環境・気候等分野の開発アプローチ(化石燃料支援を含む)を担当する DAC の下部組織・環境と開発協力ネットワーク(ENVIRONET)の副議長を務め、日本の優先事項に対する一定の配慮を行う余地が確保されている。

上記の重要ポストにおける日本人職員の支えに加え、2024 年1月以降、日本は、OECD/DAC 事務局及び UNDP が共同で事務局を務める GPEDC の運営委員を務めている。これにより、開発効果向上の取組における日本のプレゼンスを高めるだけでなく、GPEDC ハイレベル会合等の議題設定において、日本の関心事項等を積極的に反映させやすくなっている。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

- ・ 2023 年 10 月、辻外務副大臣が OECD 東南アジア閣僚フォーラムに出席し、OECD の国際スタンダード推進や、OECD の東南アジアへのアウトリーチを通じた法の支配に基づく自由で開かれた経済秩序の維持・強化について発言した。
- ・ 2023 年 10 月、上川外務大臣がコマン OECD 事務総長と会談を行い、日本議長下の OECD 閣僚理事会やグローバル・サウスとの関係強化等について議論した。
- ・ 2023 年 12 月、高村外務大臣政務官がバーンズレー OECD 事務総長首席補佐官と会談を行い、OECD の東南アジアへのアウトリーチ、日本議長下の OECD 閣僚理事会及び OECD のスタンダード遵守促進のための取組等について議論した。
- ・ 2024 年1月、岸田総理大臣、辻外務副大臣及び林官房長官がコマン OECD 事務総長とそれぞれ会談を行い、OECD の東南アジアへのアウトリーチや日本議長下の OECD 閣僚理事会等について議論した。
- ・ 2024 年5月、岸田総理大臣と上川外務大臣が、日本議長下の OECD 閣僚理事会に出席。総理の基調演説において、東南アジアへのアウトリーチや持続可能な開発等に言及し、外務大臣からは、持続可能な開発の議題下(議題5:分科会2)で、途上国の開発資金ニーズに応えるため、ODA を触媒とした民間資金の動員の重要性を指摘し、発展に必要な資金を安定的・持続的に確保できるよう、日本として MDBs 改革にも積極的に貢献している旨述べた上で、OECD は持続可能な開発のために「共創」の考えの下、専門的知見や人材を総動員していくべき旨強調した(なお、同議題は昨年の英国議長下の閣僚理事会ではなし)。
- ・ 2024 年 10 月、国際協力局長、総合外交政策局審議官、経済局審議官等が戦略的実務者招へい事業にて訪日したアルナドッティル OECD 開発センター事務局長とそれぞれ会談を行い、質の高いインフラの整備やそれを通じた国際ルール・スタンダードの遵守促進等について意見交換した。
- ・ 2024 年 10 月、国際協力局審議官は、OECD 開発センターと世界銀行東京開発ラーニングセンターが共催した「アフリカの開発に関するセミナー」に登壇し、開発協力大綱の基本方針としても位置づけられている、アフリカと共に成長するパートナーとしての日本の共創の取組を強調した。
- ・ 2025 年1月、英利外務大臣政務官は、外務省と OECD が共催した「OECD 東南アジア・ハイレベル・パネル・ディスカッション」において、OECD による東南アジアへのアウトリーチ等を議論したほか、武内 OECD 事務次長と会談を行い、OECD 東京センターの活動を通じた東南アジアとの関係強化について議論した。

- ・ 2025 年2月、松本外務大臣政務官がコーマン OECD 事務総長と会談を行い、インドネシア及びタイの OECD 加盟プロセス支援及びスタンダードセッターとしての OECD の役割等について議論した。
- ・ 2025 年3月、国際協力局開発協力企画室長が第 54 回 DAC ハイレベル会合に出席し、開発協力における効果、新興ドナーを含む多様なパートナーとの連携と協働、民間資金動員、国内資金動員、ドナーベースの拡大も含めた持続的な開発のための資金動員の促進等について、開発協力を担当する各国の閣僚や高官等と議論した。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

2018 年7月、DAC が市民社会団体との対話枠組みを創設し、日本のネットワーク NGO である国際協力 NGO センター(JANIC)も参加している。JANIC は、2021 年7月に採択された DAC の市民社会勧告の策定過程にも参加。同勧告は日本の NGO の活動指針として活用されている。上述の取組を始め、JANIC は DAC の市民社会団体との対話枠組みに参加することで各種関連会合に参加し、適切な助言を実施し、DAC の活動に貢献している。

また、2025 年3月、OECD の公式諮問機関である経済産業諮問委員会(BIAC)と OECD の年次協議が開かれ、日本の経団連も参加した。同協議において、BIAC の OECD に対する提言書「経済協力を通じた繁栄の実現」が議論され、2024 年5月以降 DAC が主導する OECD の開発戦略の議論を歓迎する旨記載されている。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

日本は、ほぼ毎月開催されている DAC 定例会合等において、本件拠出も通じた開発協力の透明性と説明責任の強化の重要性について積極的に発言してきている。日本による継続的な働きかけの結果、2025 年3月に開催された DAC ハイレベル会合の成果文書には、開発協力における透明性及び説明責任向上に向けた国際スタンダード遵守の重要性について記載された。

また、2023年度拠出で実施したGPEDC支援関連事業では、新興国・途上国が主体的に行う開発協力のモニタリングとデータ報告について、モニタリング実績報告書が作成されたが、上記1-2に記載のとおり、日本は2024年1月以降、GPEDCの運営委員も務めている。今次評価期間中に、運営委員会合が計3回実施され、開発協力企画室長が出席。議題設定において、日本は、本件拠出でも重視された、全ての開発協力提供者による国際的な原則の遵守促進、開発協力の透明性と説明責任の強化を始めとする日本としての優先事項を反映すべく、議論を積極的に主導してきた。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

経済協力開発機構・開発関連(DAC)拠出金は、DAC が国際ルール・スタンダードの遵守や透明で公正な開発資金の促進等の活動を行うことで、2030 アジェンダの実施に貢献し、ひいては日本の外交政策上の目標である「地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築」及び「連携の強化」に貢献することを目標としている。

DAC は、基準2のとおり、GPEDC 支援関連事業等に対し、モニタリング実績報告書の作成、DAC 関連会合における不透明な開発資金や非 DAC メンバーへの国際ルール・スタンダード普及に関する議論の活性化、インドネシアにおけるイベントの開催や中国と DAC の対話を通じた新興ドナーとの関係強化、OECD 閣僚理事会や DAC ハイレベル会合の成果文書における国際スタンダード・慣行に沿った透明で公平な開発金融の促進への取組確認等の様々な効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果
【今次評価対象期間中に完了した事業】 2023 年度拠出「GPEDC 支援関連事業」 (1) 目標: 新興ドナーを含む全ての開発協力提供者による効果的な開発協力の原則の遵守促進、及び開発協力の透明性と説明責任の強化に貢献すること。 (2) 取組・成果: 本事業を通じて、新興国・途上国が主体的に行う開発協力のモニタリングとデータ報告について、モニタリング実績報告書が作成された。本事業の取組が貢献した主な具体的な成果は以下の通り。 ・ 合計 11 か国(ブルキナファソ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カンボジア、コンゴ民主共和国、インドネシア、ラオス、ネパール、フィリピン、ウガンダ、イエメン及びザンビア)の開発協力に関して報告書が作成された。同報告書は、GPEDC のホームページ上で掲載され、効果的な開発協力の原則の遵守及び開発協力の透明性と説明責任の強化に貢献している。 ・ DAC において、新興ドナーを含む非 DAC メンバーの開発協力の実態や不透明な開発資金に関する議論が一層活発に行われ、DAC メンバーの理解向上につながった。DAC 定例会合や対外関係グループ会合(非公式)において、不透明な開発資金や非 DAC メンバーへの国際ルール・スタンダード(持続可能な開発のための公的総支援(TOSSD)を含む)の普及が議題に上がった回数は令和3年度には8回であったが、令和4年度には 10 回、令和5年度には 11 回、令和6年度には 12 回に増加した。また、2025 年3月に DAC が開催したイベント「21 世紀の開発ストーリーの再考」(100 名以上が対面で参加)において、スタール DAC 議長が基調講演を行ったほか、連帯を進めていくための鍵として、新興ドナーも含めた新興国・途上国との共創が議論された。 ・ 2024 年9月、GPEDC は、インドネシアにおいて開催された「マルチステイクホルダー・パートナーシップに関するハイレベル会合」においてサイドイベントを開催し、コンゴ民主共和国計画大臣やスウェーデン国際開発協力庁(Sida)次官等の各国要人らの参加を得て、本件拠出を含めた様々な取組を通じて、新興国・途上国の主体的な開発協力のモニタリング強化、及びそれを通じた透明性と説明責任の強化について議論した。 ・ 2024 年 12 月、スタール DAC 議長は、「中国と国際開発フォーラム 2024」にて中国商務部国際貿易経済合作研究院(CAITEC)が開催したイベントで基調講演を行い、説明責任や透明性の重要性について強調したほか、DAC との対話や開発協力の評価について議論した。 ・ 2024 年の OECD 閣僚理事会や 2025 年の DAC ハイレベル会合の成果文書において、国際スタンダード・慣行に沿って透明で公平な開発金融を促進していくことが確認された。 ・ 非 DAC メンバーへのアウトリーチに関して、2025 年3月に新たにラトビアが DAC メンバーとなったことに加えて、DAC Participation Plan(注: DAC メンバーの承認後に、DAC 会合及び下部組織の会合に参加可能な資格をもつ非 OECD 加盟国をまとめたリスト)において、2025 年1月に新規に3か国が追加されたこと等を通じて、国際ルール・スタンダード普及にも貢献してきている。 【実施中の事業】 2024 年度拠出「インドネシアによる開発協力の透明性強化支援」 (1) 目標: インドネシアの開発協力の実績・会計報告能力強化を通じて、新興ドナーによる開発協力の透明性改善及び国際スタンダードの遵守を推進すること。

(2)取組・今後の見通し:2025 年3月に事業を開始。2025 年 12 月に事業終了予定。インドネシアに対して、開発協力の実績・会計報告能力を強化するため、2025 年通年で OECD によるインドネシア国際開発庁職員への定期的支援並びに同庁職員やインドネシア政府開発協力関係者向けの OECD による対面セミナー等を実施する。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2025 年4月(日本の 2023 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2026 年3月予定(日本の 2024 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
DAC は、日本からの拠出金の送金後、イヤーマークされた事業を開始する。事業実施期間はプロジェクトによって異なるが、完了後2か月以内を目処に個別の財務・事業報告書が提出されることとなっている。今次評価対象期間においては 2023 年度拠出金による「GPEDC 支援関連事業」に係る財務報告書が提出され、日本が 2023 年度に拠出した 60,814 ユーロについては、使途、期間、金額等の全てにおいて適切な内容であり、残額も発生していない。 本件拠出のみを対象とした監査は実施されていないが、ポーランド会計検査院により OECD 全体としての監査が行われており、DAC についても対象に含まれている。2024 年 12 月の OECD 理事会において、外部監査人より 2023 年の決算報告の監査結果が説明され、2023 年の OECD の財務諸表について、すべての重要な点において財政状態を適正に表示しているものと認めるという意見が出されており、本件拠出についての指摘はなされなかった。 なお、内部監査は外部監査と独立して客観的に遂行され、OECD 事務総長に直属する内部監査委員会が、OECD 全体の財務管理、ガバナンス、リスク管理、内部統制に関して、年次報告書をまとめて報告している。内部監査においても、指摘事項は特段なされなかった。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
本件拠出は、以下の DAC 全体としての取組の下、適切に実施管理されている。 ・ 財政マネジメントについては、DAC 事務局が、2か年ごとに事業計画書を策定し、活動内容の優先順位、資金配分を、DAC メンバーとの議論を通じて調整する。2025 年-2026 年の事業計画書は、2024 年6月の DAC 会合において合意された後、同年 12 月の OECD 理事会で承認された。DAC メンバーの合意に基づき綿密に予算・事業の計画が策定されている。また、DAC 事務局は、予算支出や進捗状況をモニタリングする報告書「プロGRESS・レポート」を半年毎に発行し、DAC メンバーで議論される。さらに、毎年4月には決算書が発行されており、本拠出金を含む DAC 全体の財務状況について厳正な管理がなされ、適切な執行が担保されている。 ・ 組織マネジメントについては、ほぼ毎月開催される DAC 定例会合にて、ガバナンスの改善・機能強化のため議論が適宜なされている。例えば、2024 年1月に DAC 事務局は組織改編を行い、DAC 非加盟国へのアウトリーチなど、組織横断的かつ重要度の高い業務を所掌するチームを局長直轄に配置するなど、体制の改善を行っている。2025 年4月以降、より効果的な ODA の実施や、そのための DAC の改革に関する会合が実施されており、今後も協議が継続する見通し。	
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。	

該当なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
2	2	2	2	2	0	-

備考 全職員数については例年夏頃に公表。2023 年は 118 人。

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
1	1	1	1	1	0	3

備考

4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)

- 2020年2月、OECDと日本政府の間で、日本人職員増加に向けた「邦人職員増強5か年計画」(2018年策定)を改訂し、共同で各種取組を行っている。例えば、OECD日本政府代表部のホームページに、「OECD邦人職員の声」と題した職員インタビューを掲載し、OECDの業務や雰囲気に関する情報提供を行っている。また、OECD東京センターは、日本国内で空席情報を積極的に広報するため、JICAが管理する国際協力キャリア総合情報サイト「パートナー」に随時掲載している。
- 2024 年 10 月、OECD 人事ミッションが訪日し、日本人職員の増強も念頭に、東京大学や早稲田大学等を始めとする国内9大学及び国連大学においてキャリア・セミナーを開催。オンライン参加も含め合計で約 800 名の学生・社会人が参加した。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B+

b

a

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
アジアパシフィックアライアンス(A-PAD) 拠出金	
2 拠出先の名称	
アジアパシフィックアライアンス(A-PAD)	
3 拠出先の概要	
アジアパシフィックアライアンス(A-PAD)は、日本で誕生したジャパン・プラットフォームをモデルとして、アジア太平洋地域において大規模な自然災害が発生した際に、同アライアンスに参加する各国の NGO、民間セクターが各国政府と連携・協働し、迅速かつ効果的な緊急人道支援活動を行うこと、及びアジア太平洋地域における包括的な防災体制の構築を目的として、日本が主導し 2012 年に設立。事務局は東京に所在。統括責任者(CEO)は大西健丞氏((特活)ピースウィンズ・ジャパン代表理事/経済同友会副代表幹事・業務執行理事(2024 年4月~))が務める。 現在、日本、韓国、インドネシア、フィリピン、スリランカ、バングラデシュの6か国のメンバーNGO、民間セクターからなるナショナル・プラットフォーム(NP)が構築され、各国政府と協力しながら、各国内のマルチセクター連携による事業や、域内各国間による災害支援連携事業を実施している。日本からは、公益社団法人 Civic Force が A-PAD のナショナル・プラットフォームとして加盟している。	
4 (1)本件拠出の概要	
アジア太平洋地域における大規模災害発生時の緊急人道支援活動(各国の NP が協働・連携しての即時出動、搜索活動、被災者支援等の緊急人道支援活動、民間資金や企業による支援の動員等)に充当される他、各メンバー国 NP の強化・人材育成、NP 間の連携促進、アジア各国で NP を構築するためのアウトリーチ活動、域内における人材育成・能力強化事業、事務局の体制強化のための活動等が本件拠出により行われている。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 77,188 千円	
日本のみの拠出	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局 NGO 協力推進室	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅵ 経済協力」、「施策Ⅳ-I 経済協力」、「個別分野4 連携の強化」の下に設定された中期目標「ODA が、開発に資する様々な活動の中核として、多様な力を動員・結

集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する」を達成するための達成手段の一つと位置づけている。(令和6年度外務省政策評価書)

さらに、2024 年に改定された開発協力大綱において、Ⅲ実施「1. 効果的・戦略的な開発協力のための3つの進化したアプローチ」として「(1)共創を実現するための連帯」及び「(3)目的に合致したきめ細やかな制度設計」の重要性が指摘されている。A-PAD は、民間セクターや市民セクターが参加する途上国が主体のプラットフォーム形成という点でこれらのアプローチに合致する取組を先駆的に実践しており、本件拠出金によってこれらの新たなアプローチの更なる推進が期待できる。

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

アジア太平洋地域では自然災害が多発し、その被害も広域にわたる。こうした大規模な自然災害の発生に備えるとともに、その被害をできる限り軽減するためには、各国政府に加え、国連機関、NGO、企業等様々なアクターがそれぞれの専門性・強みを活かした防災体制を構築し、官民一体となって対応することが不可欠である。A-PAD は、この地域において各国の官・民・NGO の三者協働による災害対応を目指すプラットフォームとして唯一の組織であり、このような日本発の仕組みをアジアで展開しているという点においても、上記中期目標「ODA が、開発に資する様々な活動の中核として、多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する」を達成する上で不可欠な取組を行っている。

実際に、2025 年3月のミャンマー地震では、同国の複雑な政治情勢により各国政府や NGO が具体的な支援実施のための調整に時間を要する中、A-PAD はトルコのパートナー団体(GEA)と連携して現地にいち早く捜索救助チームを派遣し、2名の生存者救出に成功した他、現地住民に緊急の衛生キットを配布する等、極めて迅速な活動を展開した。また、スリランカ政府による緊急医療支援チームの派遣に際しても、A-PAD スリランカが医療資機材の準備で貢献する等、A-PAD の日頃からのネットワークや災害対応訓練等が目に見える形で大いに発揮され、上記 1-1(1)の目標達成に貢献したと言える。

新開発協力大綱では、多様なアクターとの連携や新たな資金動員の重要性が指摘されているが、A-PAD は災害対応において、民間企業の資金や物資、技術の提供の窓口となって調整を行うことで、多様なリソースの動員を実現している。A-PAD への拠出金を原資とした、大規模災害発生時の緊急人道支援活動を目的とした緊急支援金があるが、A-PAD はこの緊急支援金を初動対応の際に呼び水として活用し、各国 NP が調達した民間資金や物資・技術等のリソースと組み合わせることにより、当初の政府資金のインパクトを最大化する支援実施を可能としており、多様なアクターとの連携や新たな資金動員といった点において、個別の国際機関や NGO にはない特質を有している。また、A-PAD の各国 NP は、それぞれ国内の多様な現地 NGO との協力関係を平時から構築し、災害時・復興時に開発現場の多様なニーズや考え方をきめ細やかにくみ取り、迅速かつ柔軟に対応できるプラットフォームとなっている。A-PAD の活動ではこのアドバンテージを活かした取組が期待でき、現地 NGO を通じた支援の実施と相互補完性を有している。

こうした重要性に鑑み、A-PAD への拠出を通じ、アジア太平洋地域における大規模な自然災害や感染症対策をめぐる一層の連携体制強化を図り、メンバー国拡大を後押しつつ、本取組の定着を進めていくことは、日本発の仕組みをアジア全域の災害時の緊密な連携につなげていく観点からも重要である。

令和7年の石破総理大臣施政方針演説においても、日本を世界一の防災大国にし、災害対策の知恵や技術を海外に発信し、世界の防災に貢献するとともに、新たな産業の柱にする旨言及している。本件拠出金によって、日本の防災の知見を A-PAD の官民連携の仕組みを通じてアジア太平洋地域の防災取組に広く展開していくことは、現政権の最優先課題とも一致している。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

A-PAD の創設者、及び、A-PAD メンバー6か国から各1名の理事で構成される理事会にて、組織の事業方針、運営方針等、重要な事項につき意思決定を行っている。

現在、A-PAD の統括責任者（CEO、注）は日本人の理事でもある大西健丞氏であり、本部事務局が日本に設置され、本部職員も大半が日本人であること、また、日本の拠出金が A-PAD の主要な活動資金となっていることから、日本は A-PAD 幹部と随時意見交換を実施でき、日本の発言力・影響力を確保しつつ意見を反映することができる。

（注：CEO は、理事会が任命し、A-PAD の運営における責任者となる。）。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

2024 年 12 月に根木 A-PAD 事務局長が宮路外務副大臣を表敬し、アジア太平洋地域における A-PAD による災害支援等について意見交換を実施した。

各国 NP 主催の国際シンポジウムには、各国要人として、スリランカ国家災害管理長官（2024 年9月）、フィリピン外務省及び保健省の担当局長（2024 年 10 月）、バングラデシュ国会議員（2024 年 11 月）が出席すると共に、日本大使または公使が出席している。A-PAD は、これらの会議を通じて、各国における防災対策の方針や具体的計画作りにおいて建設的役割を果たすとともに、存在感を高めている。

このほか、A-PAD と NGO 協力推進室との間で、四半期毎に定期報告会を開催し、活動報告及び今後の戦略について協議している。本評価期間中は、2024 年7月、10 月、2025 年1月、4月に開催した。

1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

A-PAD は日本企業の災害支援参加を推進するため、拠点を有するフィリピン、スリランカ、インドネシアの日本商工会議所または日本人会に入会し、各国での災害発生時に現地日本企業及び在留邦人からの支援を呼びかけている。また、これらの会員企業や在留邦人に対して、災害時の各国 A-PAD による支援活動情報を共有する等、防災分野での連携強化に努めている。

国内では、A-PAD と LINE ヤフー株式会社が共同代表として設立した「緊急災害対応アライアンス（SEMA）」が国内災害発生時に加盟企業と加盟 NGO が連携して迅速な支援を実施する仕組みとして機能しており、国内での災害対応や企業及び NGO との連携推進に貢献している。直近では、2024 年9月の奥能登豪雨被害、2025 年2月の岩手県大船渡市山林火災被害に際し、企業からの支援物資提供を実施した（加盟企業は立ち上げ時の 15 社から現在 100 社にまで増加）。

地方自治体との連携については、A-PAD は愛知県、三重県、静岡県袋井市、宮城県気仙沼市、同県南三陸町、佐賀県、佐賀県佐賀市、同県武雄市、同県大町町、和歌山県と災害支援協定を締結しており、防災や災害時の緊急支援等の活動を継続している。

A-PAD は、日本の NGO ネットワーク組織である特定非営利活動法人国際協力 NGO センター（JANIC）の団体協力会員となっており、日本国内の NGO とのネットワークを有している。また、災害発生時には、（特活）ピースウィンズ・ジャパン、（公社）Civic Force 等との連携により、迅速に効果的な緊急人道支援の実施に取り組んでいる。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

外務省は A-PAD に対し、同アライアンスの事業内容が日本の外交政策及び二国間支援の方針に沿ったものとなるように、四半期毎の定例報告会等の場において適宜助言・指導している。その結果、A-PAD の事業は、防災、人間の安全保障、マルチステイクホルダー連携等、日本が重視する外交上の取組に沿った内容となっている。

各国での活動においては、国際会議の際に現地日本大使が出席し（2024 年 10 月フィリピンでの会議に遠藤駐フィリピン大使、2024 年 11 月バングラデシュでのシンポジウムに岩間駐バングラデシュ大使が出席）、A-PAD に対する日本の支援を対外的にアピールすると共に、A-PAD が日本大使及び大使館員と意見交換を実施することにより各国の情勢やニーズを反映した活動実施に努めている。

また、事務局の行財政管理全般を改善し、拠出金管理の透明性を確保するため、外務省として定例報告会等の場を通じ、拠出金の使途照会や固定資産管理の強化(50 万円以上の固定資産の管理は書面で実施)、購入・調達に係る監督強化(当初の計画から変更がある場合には外務省への事前通知を義務化)等を実施している。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

アジアパシフィックアライアンス(A-PAD)拠出金は A-PAD がアジア太平洋地域における包括的な防災体制の構築と緊急災害対応を実施することで、この地域の官・民・NGO の連携・協働体制強化を図り、ひいては日本の外交政策上の目標である ODA が多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携の強化に貢献することを目標としている。

A-PAD は、基準2のとおり、災害対応のマルチセクター連携のための事業を推進し、各国の参加メンバー拡大とともに台湾のような地域パートナーと連携し、アジア太平洋地域全体の災害対応能力向上に貢献するといった効果を出している。また、2-2 のとおり、対象期間中に6件の緊急人道支援を実施し、計 20,650 人が裨益した。

さらに、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。行財政マネジメントにおける更なる改善として財源の多様化に取り組んでいる。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-2 の理由から N/A としている。

また、2025 年2月及び4月には朝日新聞においてスリランカにおける A-PAD の活動が掲載され、A-PAD の支援を受けた学校や A-PAD による水難救助訓練の参加者からの謝意等が紹介されている([朝日新聞記事](#)、[朝日新聞記事](#) 2)他、各国での緊急対応時の活動が現地メディアで報道されている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

基本目標:アジア太平洋地域における包括的な防災体制の構築と緊急災害対応を目的として、各国 NP の構築・強化、人材育成等を通じて A-PAD の組織体制、ひいては、地域における官・民・NGO の連携・協働体制を強化する。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2023 年8月に 2025 年までの3年間で「災害支援におけるマルチセクター連携のハブとして、イノベーションとコレクティブインパクトをもたらす存在となる」を活動目標に掲げ、以下の3つの柱に基づくアクションプランを策定し、具体的な取組を実施している。

1. 災害対応のマルチセクター連携のための事業の推進

災害時の緊急支援活動を念頭に、平時から搜索救助チームを含む災害時即応体制の整備・強化や職員対象の能力強化研修等を実施した。実際に、2025 年3月のミャンマー地震に際しては、A-PAD 設立以来、災害時感染症対策や搜索救助活動支援等を重ねてきたトルコのパートナー団体 GEA に対し、A-PAD が被災地での活動を主導した UNDAC(国連災害評価調整チーム)等の国連機関との連絡調整、現地への移動手段及び資機材輸送の手配、査証取得手続き等のロジスティクス支援を提供した。この支援により、現地の被災地に派遣された GEA の搜索救助チームは、2名の生存者救出を実現した。また、各国 NP も日頃から現地の官・民・NGO の連携強化に取り組んでおり、スリランカ政府によるミャンマーへの緊急医療支援チーム派遣の際には A-PAD スリランカが医療資機材の準備で貢献する等、その成果が目に見える形で発揮された。

また、各国 NP が主体の活動としては、スリランカでは搜索救助訓練、インドネシアでは観光分野における防災、フィリピンでは災害医療、バングラデシュでは緊急災害管理調整センターの整備等、それぞれの国のニーズや状況を踏ま

えた分野に特化した能力強化支援を実施しており、実際の災害発生時にも成果を発揮している。①スリランカにおいては、官民軍連携のレスキューチームに対する搜索救助訓練を継続して実施しており、今次対象期間では 2024 年6月の海外専門家による訓練に 24 名のリーダー候補生が参加し(過年度を含めると累計で 160 名が受講済み)、実践的な知識や技術の獲得を支援した他、同年 10 月に台湾で開催されたアジア合同訓練に 10 名の訓練性を派遣して練度の向上に努めた。②インドネシアでは、防災ガイドライン作成やホテル防災認証制度の普及促進を通じた「災害に強い観光村事業」を実施した。③フィリピンでは、医療機関に対する研修実施や被災地での行動指針や医療措置、派遣体制の確認訓練等を通じた緊急災害医療体制の強化に加え、国内 10 地域で地方自治体と企業代表者による災害対応訓練等を実施し、実際に7月の台風「Carina」や 10 月の熱帯暴風雨「Kristina」の被災者に対して、物資支援等を効果的に実施することができた。④バングラデシュでは、国内8か所の緊急災害管理調整センターを中心とした地域コミュニティの早期避難や防災啓発活動等を通じた防災力強化等に取り組んでおり、8月の豪雨災害の際には避難所の運営支援や国内の病院及び NGO と連携して経口補水液や浄水タブレット等の物資配布を実施した。以上のような活動を通じて、各国において防災体制が強化されるとともに、各国 NP のメンバー増加を達成した(メンバー数(前年からの増加数)／スリランカ: 653 団体(22 団体増加)、バングラデシュ: 73 団体(13 団体増加)、インドネシア 263 団体(12 団体増加)、フィリピン: 140 団体(10 団体増加))。

さらに、メンバー国拡大に向けた取組も継続しており、東アジア及び大洋州の島しょ国について、A-PAD 理事からの情報提供や国連機関からの紹介を受けて、カウンターパート候補団体へのヒアリングを通じた調査を開始しプラットフォームの形成に努めている。2025 年1月にはニュージーランドの団体(タスクフォース・キウイ)と災害時の連携対応に関する覚書(MOU)を締結する等の進展があった。また、2024 年には、台湾が主催する水難救助合同訓練に初めて A-PAD スリランカの訓練生が参加する等、今後も台湾と連携して災害時の緊急対応能力向上を目指す取組を継続する予定である。

2. A-PAD の価値の向上、対外発信と資金調達の強化

2025 年2月までに3年間の資金調達戦略を各国で策定し、本部事務局で定期的な進捗の確認を行うこととした。2024 年度は毎月理事会を開催し、国際会議への参加、財団やグローバル企業などのドナーとの関係について戦略策定及び取組強化を行った。また、メディアでの発信強化については、日本のメディアをスリランカに誘致し、2025 年2月から連続した記事が紙面及びオンラインで掲載された(上記 1-6 記載の朝日新聞記事)。さらに、各国における国際シンポジウムでは、各国政府高官、国会議員を招へいしハイレベルの政治的コミットメントを高める取組を行った。また、2024 年3月にアジア最大の財団等のネットワークである AVPN(Asian Venture Philanthropy Network)のメンバーとなり、アジアの財団による災害支援を促進するため、国際会議への参加や国際メディア、グローバル企業との連携を強化した。

3. 各国及び事務局における共通の戦略をもとにした組織運営

各国における日本 NGO 連携無償資金協力事業実施、緊急対応、訓練、BCPトレーニングについてそれぞれのガイドラインや報告書を各国 NP に共有するとともに、マネジメントオフィス及び理事会が各国の状況を定期的に確認・評価し、効果的な事業の実施に努めている。各国 NP の課題解決へのアプローチ等の経験が A-PAD 全体で共有されることにより、各国 NP の連携が深まり、活動の改善に繋がっている。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

アジア太平洋地域における大規模自然災害発生時、A-PAD に参加する各国の NP が、迅速かつ効果的な緊急・人道支援活動を行うことを目標としている。

今次評価対象期に拠出金による緊急支援金にて対応した事案は、バングラデシュのサイクロン対応(2024 年6月: 食糧配布、経口補給食塩の配布と漁網支援)、フィリピンでの台風(同年7月: 衛生用品、食糧の配布)、バングラデシュでの広域水害(同年9月: 食糧、衛生用品の配布、巡回診療)、フィリピンでの熱帯暴風雨(同年 10 月: 食糧配布、浄水フィルター付きバケツ配布)、インドネシアでの洪水(2025 年3月: 衛生用品、清掃用品の配布)、及びミャンマーでの

地震(同年3月:捜索救助で2名の生存者救出、ならびに衛生用品の配布)の6件で、計 20,650 人が裨益した(月数は当該災害に対して支援を開始した月)。

なお、本件拠出金によるものではないが、各国内で資金調達して対応した災害としては、日本での奥能登豪雨被害(2024 年9月)、岩手県大船渡市山林火災被害(2025 年2月)、韓国での山林火災(2025 年3月)の計3件である。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	9月から8月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024 年 11 月(日本の 2024 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025 年 11 月(日本の 2025 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
・直近の決算報告書は、対象期間における拠出先機関全体の決算をカバーするものである。日本の拠出は主に先方のコア予算に充当されており、2023 年度拠出金分の 90,278 千円については先方の 2023 年度(2023 年9月～2024 年8月)収入として、それぞれ計上されている。 ・拠出先機関全体の決算状況に関しては、先方 2023 年度会計年度末での残高が 240,280,272 円となっているが、2024 年 11 月 26 日付けで理事会により次年度会計年度に繰り越すことが承認された。 ・A-PAD は、2023 年9月1日から 2024 年8月 31 日までの財務状況に関して公友監査法人の監査を受け(2024 年 11 月報告書提出)、「我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、財務諸表等に係る期間の財産および損益(正味財産増減)の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める」との意見が表明されている。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
A-PAD は以下の観点から、組織・行財政マネジメントの改善に向けて取組を進めている。 1. 戦略性の強化:前述の各国 NP と A-PAD の成長と進化に向けたアクションプランの策定に加えて、各国の取組の相乗効果が生まれる取組を推進。 2. 財源の多様化:A-PAD は、財政基盤強化に向けた新たなファンドレイジングの取組実績として、個人・企業・団体からの直接寄付の他、日本国内向けクラウドファンディング(Yahoo 募金、Ready For)を活用した募金活動を引き続き実施しており、今次評価対象期間には、各国総額で約1億 3,542 万円の資金が得られ、各国での災害発生時の緊急人道支援活動に活用された。また、平時における資金動員を一層強化すべく各国政府資金の獲得にも取り組んでおり、A-PAD がインドネシアで実施したホテル防災認証制度の取組が現地州政府に評価され、州政府で予算化された実績もある。こうした拠出金を呼び水とした財源の多様化に向けた取組により、現地政府による防災対策の取組が拡大延長される等、相乗効果をもたらしている。 3. 広報の強化:より高い透明性を担保し、説明責任をより良く果たすため、ホームページでの年次報告書及び財務諸表の公開並びに公認会計士による執行部や監事との年次協議など事務局の行財政管理全般の改善に向けた取組を実施している。また、日本国内及び各国における認知度の更なる向上を目指し、ホームページや国際会議での発信活動を強化している。	

3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。

該当なし。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
12	13	11	12	12	0	15

備考

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
3	3	3	3	3	0	3

備考

4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

100%日本の拠出金で、職員の大多数及び幹部職員の全ポストを既に日本人が占めており、日本に所在する小規模団体であるため、日本人職員増強の目標に馴染まない。

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B	a	b	b	c

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際連合地雷対策支援信託基金 (UNMAS・VTF) 拠出金	
2 拠出先の名称	
国際連合地雷対策支援信託基金 (UNMAS・VTF)	
3 拠出先の概要	
国際連合地雷対策支援信託基金 (UNMAS/VTF) は対人地雷問題の国際社会の関心の高まりを受け 24 のドナー国・団体による任意拠出金 (Voluntary Trust Fund: VTF) をもとに 1994 年に設立。主に国際連合地雷対策サービス部 (UNMAS) の行う人道的地雷対策事業の資金拠出に充てられており、その資金管理も UNMAS が主に行っている。なお UNMAS は、国連システムの地雷対策を調整する中核機関として、1997 年に国連事務局平和維持活動局 (DPKO) 内に設立。2019 年の国連改革の際に平和活動局 (DPO) の「法の支配・治安機関部 (Office of Rule of Law and Security Institutions)」の中に位置づけられた。本部所在地はニューヨーク (米国)、駐日事務所は無い。	
4 (1) 本件拠出の概要	
UNMAS は国連システムにおける地雷対策の調整を義務づけられており (国連総会決議 72/75)、その役割は国連安保理決議 2365 で確認されている。国連の地雷対策等の調整、国レベルでの地雷対策事業実施の統率、国連平和活動のサポート、国際地雷対策基準等の策定を行うことにより、地雷、爆発性戦争残存物 (ERW)、即席爆発装置 (IED) 等爆発物による脅威を排除することを目的とする。 UNMAS の運営資金は、PKO や特別政治ミッションに組み込まれている場合は、国連総会での充当を通じた分担金で賄われるが、その他活動は VTF を通じ加盟国からの任意拠出金で賄われている。本件拠出金は、1. 地雷等除去、2. 危険回避教育、3. 埋設状況調査、4. 地雷等被害者支援、5. 貯蔵弾廃棄処理、6. 当事国のキャパビルのための研修及び政府機関の地雷対策センター等を運営する上で必要とする組織運営費等、7. 地雷対策の調整、8. 地雷の脅威なき世界への啓発等に充当されている。本件拠出金を通じて爆発物による脅威を軽減し、爆発物起因の被害の削減、犠牲者の社会復帰に貢献し、日本の推進する平和構築、「人間の安全保障」の実現と「積極的平和主義」に大きく貢献するものである。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模 (予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 3,883 千円	
日本の拠出率 (2024 年): 7.3% (拠出順位5位) 【補正予算を含む外務省の拠出合計額ベース (約 337 万ドル)】 参考: デンマーク 20.6% (1位)、UNDP (プール基金) 13.2% (2位)、米国 10.2% (3位)、EU 7.6% (4位)、日本 7.3% (5位)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局 緊急・人道支援課、国際連合日本政府代表部、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1(1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 VI 経済協力」、「施策 VI-1 経済協力」、「個別分野 2: 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」の下に設定された中期目標「自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う。」を達成するための達成手段の一つと位置づけている。(令和6年度外務省政策評価書)。

より具体的には、令和6年度外務省政策評価、上記施策 VI-1 経済協力、個別分野2に掲げられている「難民・避難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、災害時の緊急援助」を達成するための拠出である。

1-1(2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

・積極的平和主義の下、平和構築への取組は「人間の安全保障」等の日本の重要外交政策の一つであり、UNMAS の主要任務である地雷対策は人道支援、その後の開発協力、社会安定化に大きく寄与するものであり、これと軌を一にしている。

・1998 年、日本は対人地雷禁止条約(APMBC、通称:オタワ条約)に批准。条約の主要義務には、地雷敷設地域における対人地雷の廃棄、国際的な協力及び援助等があり、日本は地雷対策について引き続き積極的支援を行う姿勢を表明している。

・UNMAS は 20 のプログラムをガザ、エチオピア、ナイジェリア、ソマリア、南スーダン等、治安情勢が不安定で人道支援のアクセスが限定的な地域においても実施している。こうした危険地域で UNMAS を通じた地雷対策支援を行うことにより、同地域での日本が掲げる人間の安全保障の推進への貢献が可能となる。

・2024 年7月、上川外務大臣はカンボジアを訪問し、フン・マネット・カンボジア王国首相を表敬した際に、両国の長年の地雷協力実績を基盤として、第三国支援が進展していることに歓迎の意を表するとともに、今後、第三国支援や地雷除去関連技術の開発での協力のほか、国際社会における啓発でも協力したい旨述べたところ、同首相より、日本によるこれまでのカンボジアの地雷対策支援に謝意を表明するとともに、上川大臣のイニシアティブに賛同する、ウクライナを含む第三国の地雷対策支援で日本と連携していきたい旨の発言があった。

・また、同訪問でのソック・チェンダ・サオピア・カンボジア王国副首相兼外務国際協力大臣との会談では、上川大臣から、地雷対策分野においては、カンボジアは日本にとって特別なパートナーであり、第三国支援や地雷除去関連技術の開発での協力のほか、オタワ条約第5回検討会議等の機会を活用し、国際社会における啓発でも協力していきたい旨述べたところ、同副首相より、世界の地雷対策において日本と協力していきたい旨発言があり、地雷分野を含む両国の協力アプローチについての支持が表明された。

・さらに、同訪問で、当国の地雷除去活動を担う公的機関であるカンボジア地雷対策センター(Cambodian Mine Action Center, CMAC)を視察し、CMAC 長官から説明を受けた際、日本として、地雷対策支援の各フェーズで女性・平和・安全保障(WPS)の視点を踏まえた取組を進めていきたい旨述べた。

・また、この機会を捉え、日本の世界全体における地雷対策のビジョンとして、地雷対策支援に関する包括的パッケージを発表した。本パッケージのもと、日本は、第一に、カンボジアをハブとした三角協力の推進、第二に、同志国、国際機関との連携強化、第三に、最新の科学技術/イノベーションの活用を実施していくことを説明した。

・さらに、本パッケージを体現するため、カンボジアと協力して、日カンボジア地雷イニシアティブを立ち上げることを発表した。このイニシアティブのもと、(1)地雷の非人道性の認知向上・地雷削減に向けた国際的な機運醸成、(2)カンボジア関係機関に地雷なき世界のための国際協力チームを創設、(3)日・カンボジア連携による第三国での地雷対策支援、(4)最新技術を用いた機材開発の4つの柱の協力を強化していくことを説明しており、世界的に地雷対策の必要性・重要性が増す中で、UNMAS との連携は一層不可欠となる。

・地雷対策は高度な専門性を要する分野であり、UNMAS は専門的な知識及び実績を有するとともに、国連システムにおいて唯一の地雷対策に特化した機関であることから、他機関等によりその役割を代替できず、かつその専門性に鑑みて日本政府のみで効果的に実施することが困難な役割を果たしている。

・UNMAS は戦後復興・開発協力や教育の中での地雷対策を主とした事業を行う UNDP や UNICEF 等の他国連機関に対して活動実施国での活動調整、専門家派遣や知見の共有を行うとともに、ジュネーブ人道的地雷除去国際センター (GICHD) や各国地雷対策関連組織、NGO 等とも協力し、国際地雷対策基準 (IMAS) や即席爆発装置廃棄基準 (IED Standard) を制定する等、世界の地雷対策の議論をリードしている。例えばウクライナ国内では、11 の国際機関が地雷対策を実施しており、当国政府及び複数の国際機関間での調整が最大の課題の一つである。ウクライナ国連常駐調整官事務所 (Resident Coordinator's Office、RCO) は、その調整を担うよう国連から要請されているが、UNMAS は RCO に駐在する国連常駐調整官に対し、地雷対策について助言を行う地雷対策調整専門家を派遣し、地雷対策における調整の重要な役割を担っている。

・2024 年 11 月、英利外務大臣政務官は、シェムリアップ (カンボジア) において開催されたオタワ条約第 5 回検討会議のハイレベル・セグメントに出席し、日本が人間の安全保障の理念の下、普遍化の取組を始め、オタワ条約に貢献してきたことに言及しつつ、締約国に対し、オタワ条約の遵守や着実な履行、条約への新たなコミットメントを呼びかけた。UNMAS への支援は、かかる日本の地雷対策の取組と相互補完性を有している。

・地雷対策は分野横断的な活動であるため、UNMAS は国連機関の中でも最も多くの SDGs に資する活動を行う機関の一つである。UNMAS は、1: 貧困撲滅、2: 飢餓撲滅、3: 健康と福祉の促進、4: 教育機会の提供、5: ジェンダー、6: 安全な水とトイレへのアクセス、8: 持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、9: 産業と技術革新、10: 不平等の是正、11: 国内及び国家間の格差の是正、16: 平和、公正、制度の構築、17: パートナリーシップの 12 の SDGs 目標の達成に地雷・不発弾対策を通じて貢献している。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

・2024 年 11 月にシェムリアップ (カンボジア) で開催されたオタワ条約第 5 回検討会議においては、2025 年第 22 回締約国会議議長職に選出された市川軍縮会議日本政府代表部大使 (2023 年 12 月に着任) が協力・支援強化委員会委員、及び同委員会のジェンダー・フォーカル・ポイントを務めた。「協力と支援」のセッションにおいてステートメントを行い、2024 年 7 月に日本が発表した「地雷対策支援に関する包括的パッケージ」及び「日カンボジア地雷イニシアティブ」に触れ、リスク回避教育・啓発支援、能力強化支援、新興技術も活用した地雷・不発弾対策、地雷被害者支援等、多様なニーズと段階に応じた包括的な支援を実施していくことを念頭に、今後も国際社会における地雷対策に貢献していく旨述べた。

・更に、同大使は、各委員会のジェンダー・フォーカル・ポイントを代表し、60 か国が参加した「シェムリアップ・アンコール行動計画」後のジェンダー及び多様化に係る共同声明を読み上げた。

・2025 年 12 月に予定される第 22 回締約国会議 (於ジュネーブ (スイス)) において議長を務める同大使は、議長就任ステートメントを行い、日本の議長期間中 (2024 年 12 月～2025 年 12 月) における優先テーマとして、(1) 地雷対策における「国家の主体性」の強化及び「能力構築」支援、(2) 新興技術を活用した対人地雷対策の促進、(3) 地雷対策における WPS (女性・平和・安全保障) との連携、(4) 条約普遍化取組の継続、の 4 分野を掲げることを発表した。

・上記の通り、日本は、地雷対策において、世界の声をとりまとめリードしながら、日本の意向を反映できる重要な地位を確保している。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

・2024 年 7 月、カンボジアを訪問中の UNMAS トップのコーン部長と植野在カンボジア日本国大使が面会し、UNMAS、CMAC、JICA による三角協力やオタワ条約第 5 回運用検討会議について意見交換を行い、地雷対策分野におけるカンボジアの経験を生かした取組の意義について確認した。

・2024 年9月、UNMAS パレスチナ事務所が主催するドナー・フォーラムに、ラマツラ出張駐在官事務所職員が出席し、UNMAS 及び他ドナーとの意見交換を行い、地域別の支援ニーズや活動継続に当たっての課題等の認識を共有している。

・2024 年 10 月、2023 年に引き続きコーン部長が訪日し、石井公明党代表等国会議員を表敬、新妻国際委員長(参議院議員)、中川衆議院議員、平木参議院議員同席の元、意見交換を行った。関連部課長等と、CMAC、JICA との連携による三角協力の実施、オタワ条約第5回検討会議における新規技術の紹介への期待、即席爆発装置に対する支援及び対策の必要性、地雷のない世界の実現に向けた長期的な支援の必要性等、意見交換を行った。またコーン部長からは、国際社会で注目を浴びづらいものの重要な活動である、ナショナル・キャパシティ強化を支援している日本の取組等への感謝の意が表明された。

・また、UNMAS 本部と国際連合日本政府代表部及びジュネーブ代表部とは、ハイレベル及び担当レベルで頻繁に意見交換の機会を設け、最新状況や課題、他ドナー支援状況の共有を図るなど綿密な意思疎通を行っている。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

【NGO】NPO 法人 AARJapan(難民を助ける会)とは、アフガニスタン、スーダンなどで事業を共同実施した実績があることから、コーン部長の 2024 年 10 月の訪日の際に意見交換を行い、治安の安定している UNMAS 活動国での共同事業実施の可能性を継続的に検討中のほか、難民を助ける会が活動を実施しているウクライナでの協力の可能性についても検討を継続している。

【JICA】2023 年に立ち上がった JICA、UNMAS、CMAC の三角パートナーシップを実施に移すべく、2024 年7月に三者が共催しエチオピアでワークショップを行い、南スーダンとナイジェリアの政府地雷対策担当者が実際の地雷問題の現状を視察し、どのような連携が可能かを議論したほか、2024 年 11 月にカンボジアで行われた第5回対人地雷禁止条約運用検討会議において JICA、UNMAS、CMAC の共催でサイドイベントを実施し、本パートナーシップの進捗状況などを会議参加者に広く説明することができた。2025 年には JICA と UNMAS の間でパートナーシップ合意書を締結し、協力関係をさらに深めることを予定している。

【日本企業】複数の日本企業が地雷探査・除去にかかる新技術を開発しており、これら企業は JICA、UNMAS との協力により地雷対策を進める CMAC と連携して実証実験を行っており、今後の活用が見込まれる。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

・UNMAS は国連事務局平和活動局(DPO)の一部署であるため理事会や委員会はなく、日本は、地雷対策支援グループ(MASG)に参加し、UNMAS や他メンバー国と地雷対策における優先分野や相乗効果等の協議に参加し調整を行っている。

・2024 年 12 月、安保理アリア・フォーミュラ会合「生命を守り、平和を持続させる: 安定、保護、復興及び包摂のための地雷対策の強化」を国際連合日本政府代表部が主催した。本会合にて、UNMAS を統括するラクロウ国連平和活動担当事務次長は、地雷対策は喫緊の課題で多くの地域で需要が急増しており、地雷に汚染された地域の約8割が農業生産に不可欠で、世界の食料安全保障にも直接の影響を及ぼす点を指摘するとともに、UNMAS に関し、地雷リスクに関する教育を通じて民間人や人道支援関係者の安全を確保しており、地雷が除去された土地が、民間利用に再活用されるよう行っていることを紹介した。また、同事務次長は、日本の平和維持活動に参加する国々を支援する三角パートナーシッププログラムへの貢献、及び日本から UNMAS への財政支援へ感謝を述べた。

・同会合で、オタワ条約第5回検討会議を開催したカオ・カンボジア常駐代表は、オタワ条約で採択された行動計画(2025-2029 年)が、国際的な地雷除去努力の方向性を示す、重要な成果であることを強調した。このほか、本会合には安保理理事国の常駐代表等が多く参加し、重要トピックながらも、安保理でしばらく取り上げられてこなかった地雷対策をテーマにした本会合を日本が開催したことに対し、多くの国から感謝の意が表明された。

・2025 年2月、上述の地雷対策に関する安保理アリア・フォーミュラ会合のフォローアップとして、国連代表部とコーン部長による意見交換が行われ、CMAC を通じた三角協力の実施の意義、地雷対策が人間の安全保障に寄与する取組である点等、地雷対策に関する重要な観点について話し合われたほか、安保理でしばらく扱われていなかった地雷対策を本会合で取り上げたことに関し、改めて UNMAS より日本への感謝の意が表明された。

・上記機会の他、2024 年 12 月、日本が拠出しているエチオピアでの UNMAS 事業において、JICA との連携に関する意見交換が行われ、TICAD9に向けた協力強化も検討されるなど、事業実施地においても持続的な協力関係の取組が進んでいる。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

国際連合地雷対策支援信託基金 (UNMAS・VTF) 拠出金は、これを管理運営する UNMAS が地雷対策及び係る地雷被害者支援を行うことで、国連地雷対策戦略に掲げている5つの戦略目標 (2-1 (1) 参照) を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である「基本目標 VI 経済協力: 政府開発援助 (二国間) 又は多国間の開発協力を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献し、これにより日本の平和と安全の維持、一層の繁栄の実現といった国益を確保すること」、「施策 VI-1 経済協力」、「個別分野2: 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」に貢献することを目標としている。

上述 1-5 の通り、UNMAS を統括するラクロフ国連平和活動担当事務次長から日本の UNMAS 及び地雷対策への貢献について謝意が表されたほか、安保理理事国の多くの常駐代表等の第三者から、地雷対策に焦点を当てたことに対し感謝の意が表明されるなど、基準 1 の日本の外交政策目標へ貢献している。

UNMAS は、基準2のとおり、地雷回避教育、除去を含む地雷対策に対し、それぞれ 93 万人以上に地雷回避教育を実施し、2,591 個の地雷の廃棄、3,954 キロメートルの道路における爆発物の除去等といった成果を上げている。また、地雷対策専門家派遣に関しては、ウクライナ常駐調整官事務所に専門家を派遣し、調整官に適宜助言を行うなど、複数の関連省庁及び国際機関が地雷対策に関与する中で、調整のリードを取るなどの効果を上げている。ビジビリティにおいては、UNMAS は日本の拠出について英語及び日本語により SNS で発信しているほか、国連広報センターの SNS が UNMAS 及び関連する投稿を引用する形で広めている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。組織・行財政マネジメントにおいて、2019 年7月から 2020 年6月までを対象とした国連会計検査委員会 (BOA) による勧告に対し、2024 年までに適切に対応し、手続きは終了している。また、3-2(2) のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

・UNMAS は 2024 年1月に発効した国連地雷対策戦略の策定を主導した。本戦略は、今後2年ごとに定期的に見直されることとなった。

・本戦略が掲げるビジョンは以下の通り。

「地雷、爆発物、クラスター弾を含む爆発性戦争残存物 (ERW)、即席爆発装置 (IED) の脅威のない世界」

・本戦略における戦略目標は以下の通り。

1. 爆発物からのリスク及び社会経済的影響からの人々及びコミュニティの保護の強化。
2. 爆発物による被害を受けた被害者が、医療や教育を平等に受けられ、社会生活や経済活動に完全に参加できるようにする。

3. 国家機関による地雷対策機能及び責任の効果的な主導及び管理。
 4. (分野横断的)人道支援、人権、平和構築、安定化、持続可能な開発などを通じた地雷対策活動の推進力と重要性を維持・強化する。
 5. (分野横断的)地雷対策プログラムが、多様なグループの女性・女の子・男性・男の子の具体的なニーズに取り組むと同時に、それぞれの能力強化と包摂を促進する。
- ・地雷対策事業は予期せぬ紛争の勃発や人道危機の発生等により爆発物を除去したものの再汚染されてしまうことが数多くあり、また様々なタイプの爆発物の登場によってその除去の手順が変わるなど、定量的な数値をもって目標を定めることは困難である。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

【2024 年の取組及び成果】

- ・2024 年年次報告書に基づく UNMAS の主要な取組及び成果については下記の通り。(前年度実績)
 - 1. 21 の国・地域に対して地雷回避教育、地雷除去、地雷被害者支援で構成される地雷対策事業の実施、治安上等の理由により地雷除去の困難なガザ、スーダン、ウクライナに対して地雷回避教育を実施する地雷対策事業の実施。
 - 2. 戦争残存物(即席爆発装置含む)58,874 個(137,299 個)、地雷 2591 個(2,820 個)を廃棄。
 - 3. 31.7 平方キロメートル(419 平方キロメートル)の土地及び 3,954 キロメートル(121 キロメートル)の道路の爆発物を除去。
 - 4. 武器庫及び弾薬庫の設置(1か所)、修復(1か所)。(武器庫及び弾薬庫の設置(1か所)、修復(49 か所))
 - 5. 93.7 万人以上に危険回避教育を提供。(490 万人以上)
 - 6. 国連、現地政府関係者等 265 人以上に研修を実施。(6,588 人以上)
 - 7. ガザの他、状況が緊急に変化したスーダンやコンゴ民主共和国などへ専門家の緊急派遣を実施した。
- このほか、ウクライナに関し、UNMAS は地雷対策専門家をウクライナ常駐調整官事務所に派遣し、調整官に適宜助言を行うなど、複数の関連省庁及び国際機関が地雷対策に関与する中で、調整のリードを取るなどの効果を上げている。現在のところ、ウクライナへは 2025 年末まで専門家を派遣予定である。
- ・UNMAS の公式 SNS アカウント(X(旧ツイッター、フォロワー数約 55,000)、フェイスブック(フォロワー数約 77,000)等)では、日本が拠出した案件の活動や謝意を含む広報を行い、国際連合日本政府代表部や外務省などの日本政府のアカウントをタグ付することで、それらの紹介及び誘導にも貢献している。また、英語や現地語のみならず、特に日本からの拠出事業においては日本語での発信も行っている他、国連広報センター(UNIC)の SNS アカウントを通じても日本の支援による UNMAS 事業の貢献や、2024 年 10 月のコーン部長訪日の紹介など、日本の支援についても感謝と説明がなされている。より多くの日本人への情報提供により、日本からの拠出がどのように使われているかの説明責任及び透明性の明示に寄与している。
 - ・UNMAS プレスリリースによる日本の拠出への感謝及び事業の紹介例:ソマリアの平和と安全促進のための爆発物脅威緩和に関する能力強化、ナイジェリア北東部における爆発物による脅威の軽減(2025 年3月)、日本によるエチオピア、ナイジェリア、ソマリア、パレスチナへの拠出及びアリア・フォーミュラ会合主導への謝意(2025 年1月)、日本が拠出するナイジェリアでの地雷回避教育実施、アリア・フォーミュラ会合実施(2024 年 12 月)等。
 - ・2024 年 10 月のコーン部長訪日の際、NHK 及び朝日小学生新聞の取材を受けた。NHK においては、ガザ地区では不発弾など爆発物が残されているとされる場所の危険度を評価し、住民向けのショートメッセージを送ったほかラジオを通じた周知を行った活動などを説明し、大量に存在し、処理の間に合っていない不発弾の残る環境で移動を強いられる住民や支援活動に当たるスタッフの安全を懸念し、国際社会に協力を呼びかけた。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024年10月(日本の2023年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025年10月(日本の2024年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
UNMAS・VTFの2023年の収入は、31.1百万ドルで、前年(55.1百万ドル)比、約4割減となっている。UNMASは国際連合平和活動局(Department of Peace Operation、DPO)の下に位置づけられているため、国連平和維持活動(Peace Keeping Operation、PKO)及び国連特別政治ミッション(Special Political Mission、SPM)の予算動向に大きく影響を受け、同予算が減少傾向にあることに伴い、UNMAS・VTF予算も減少傾向にある。 2023年、世界各地で20のプログラムを実施する中で、イヤマール拠出金を最も多く受けた国はイラク(7.5百万ドル)、シリア(4.8百万ドル)、アフガニスタン(4.3百万ドル)の3か国で、イヤマール拠出総額の約6割に相当する。 一方、2023年の支出は39.4百万ドルで、次年度繰越額が8.4百万ドルとなっているが、ドナー国の財政年度と国連の財政年度が異なること、ドナー国による拠出の遅延、国連の会計処理上決算済み最終財務報告書の提出から記録までに時間を要するなどの理由から、収入と支出が必ずしも同年に一致することがないが、必ずしも損失ではなく、ドナー拠出額以上の活動実施は不可能なことから、2024年やそれ以降の決算報告書により報告がなされる予定である。 本決算報告書については、国連会計検査委員会(BOA)が外部監査を実施し、決算報告書が国際公会計基準(IPSAS)に準拠して、適正に報告されている旨が確認されている。 BOAは、2019年7月から2020年6月までを対象期間として、UNMASに対して、財政管理と責任所在の観点から、業務委託に関する勧告を2件行った。経緯及び2024年の対応は、3-2(1)に記載の通り。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
・BOAの2件の勧告は、(1)UNOPS(United Nations Office for Project Services、国連プロジェクト・サービス機関)と国連事務局の地雷対策プログラムのチーフ(Chief of Mine Action Programme – CMAP)の責任所在の明確化と報告義務をUNOPSとの業務委託書類の中に明記し、またUNOPSに委託せずに地雷対策を実施する場合の国連事務局内部の責任、役割分担を明確化すべき、(2)国連ミッションでの地雷対策実施の際に、国連ミッションがどのような機材をUNOPSに提供するのか明確にした上で、そのコストをUNOPSとの業務委託書類から除外し、またCMAPがこれらの機材管理等に関われるように新しい国連事務局とUNOPSとのMOUに明記すべき、というものである。 ・これら勧告に基づいてUNMASは2022年度と2023年度に対応を進めており、内部のプロセス、業務委託書類の改訂と管理強化、また国連ミッションとの連携強化などを中心に改善がなされている。2024年度は更にUNOPSへの業務委託書類の管理強化を進め報告義務の範囲などについてもより厳格に指定されており、またUNOPSを通さない直接実施の場合における現地ミッションとの管理システムの整理や定期的なモニタリング会合なども実施した。 ・また、UNMASによるUNOPSへの委託は、管理体制やコスト面等での課題につき整理が必要であることは、本勧告の事案に限定せず国連総会においても議論が継続しており、第75回(2020年)国連総会において、総会は決議をもって事務総長に対し、UNMASがUNOPSと協力して実施している地雷対策事業に関するデリバリーモデルの独立調査を要請した(A/RES/75/298)。	

・2023 年2月、上記独立調査の結果が事務総長報告書(A/77/747)として提出され、第 77 回国連総会第5委員会において、2023 年5月から6月の間に本報告書の結果を踏まえた審議が行われたが、本件についての決議案は採択に至らず、次年度へ持ち越され、2024 年に審議及び採択の検討が行われることとなっていたものの、2024 年に新たな審議は行われず、2025 年への持ち越しも検討されなかったため、手続きは終了となった。 ・報告書では独立調査の結果いくつかのデリバリーモデルのオプションが示され、いずれのオプションを実施することになっても UNMAS と国連事務局が事業計画立案、モニタリング、報告を全面的に担うためのリーダーシップと専門性が必要であり、特に(1)UNMAS と国連事務局の能力強化のためのリソースの提供、(2)既存の UNOPS とのパートナーシップの強化、(3)プログラムごとにその現状に即した最適なデリバリーモデルを見つけるために段階的なアプローチを取るべき、といった3点の勧告がなされている。 ・2024 年には審議が行われなかったものの、加盟国などから反対の意見表明もなされなかったことから国連事務局と UNMAS は引き続きこの報告書を元に、現状での地雷対策事業の実施に支障が出ないように留意し段階的なアプローチを取りながら、既存のプログラムで UNOPS 以外の実施オプションが可能かどうかの議論と現場での調整を実施中。 ・上記を踏まえ、パイロット事業として 2024 年7月から国連アビエイ暫定治安部隊(UNISFA)と国連レバノン暫定駐留軍(UNIFIL)の地雷対策事業を、UNOPS との連携ではなく国連事務局が直接実施し、2025 年1月から国連リビア支援ミッション(UNSMIL)及び国連アフガニスタン支援ミッション(UNAMA)の地雷対策職員も国連事務局が直接雇用を開始した。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
該当なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
9	6	6	7	5	-2	266
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
0	0	0	0	0	0	3
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
要人との面談が行われる都度に日本人職員の雇用につき働きかけを行っており、例えば2024年10月のUNMAストッ プのコーン部長が来日した際、同部長のジュネーブ代表部訪問の機会、UNMAS本部と国際連合日本政府代表部との 面談の機会を捉え、各担当課長等から働きかけを行った。また、特に日本が拠出する特定の国・地域での事業において、各在外公館より日本人職員の積極的雇用を働きかけている。						

2025年4月現在、JPOを含め3名の日本人職員がUNMAS本部に在籍、他3名が治安の不安定な地で活躍しており、活動のフィールドを広げることにつながっている。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合（「N/A」とする場合）、評価対象としない（「N/A」とする）合理的理由

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
A-	a	a	b	a

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際連合人道問題調整事務所(OCHA)拠出金	
2 拠出先の名称	
国際連合人道問題調整事務所(OCHA)	
3 拠出先の概要	
1971年国連総会決議2816に基づいて設立された国連災害救済調整官事務所(UNDRO)が、1997年、コフィー・アナン事務総長による国連改革の一環として改組され、同年の国連総会決議に基づき設立。本部所在地は、ニューヨーク(米国)及びジュネーブ(スイス)。1999年に神戸事務所を開設。OCHAの代表は、人道問題担当国連事務次長兼緊急援助調整官が務める。 大規模な自然災害や紛争が発生した際、各種支援機関が活動の偏り及び重複を避けつつ効果的に活動できるよう、被害状況・支援ニーズの把握や調整を行うことを主な目的とする。	
4 (1) 本件拠出の概要	
本件拠出金は、各国際機関等が実施する人道支援事業の総合的な調整業務等に充てられ、これによる人道支援の効果的・効率的な実施により、普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現を目的としている。OCHAは、世界各地の人道危機への活動資金提供等のためにCERF(国際連合中央緊急対応基金)及びCBPF(国際連合国別プール基金)を管理するが、本拠出はこれらの基金ではなく、OCHA本体の調整業務等のために向けられたものである。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 63,114 千円	
2024年1～12月の日本の拠出率 1.3%(拠出順位16位) (当初予算、補正予算、緊急無償資金協力を含めた合計額。CERF、CBPFへの拠出は除く。) 参考: 米国 22.5%(1位)、英国 11.3%(2位)、スウェーデン 10.7%(3位)、ドイツ 8.8%(4位)、EU 6.7%(5位)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局 緊急・人道支援課、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部、国際連合日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標VI 経済協力」、「施策VI-1 経済協力(施策レベル)」、「個別分野2: 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」の下で設定されている中期目標「自由、民主主義、基本的人権の

尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う」を達成するための手段の一つとして位置づけている(令和6年度外務省政策評価書)。

具体的には難民・避難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、災害時の緊急援助のための拠出となっている。

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

OCHA は国連における唯一の人道支援の調整機関であり、人道支援全体の指揮官として、現地政府等との協議を主導し、人道支援機関や団体(国連のみならず NGO 等を含む)の総合調整役を務めている。

国際社会において、OCHA 以外に中立的な立場で緊急人道支援の全体調整を行う組織は存在せず、日本が重視する人間の安全保障に基づく人道支援外交の推進において、OCHA との連携は極めて重要である。2025 年1月の第 217 回国会における石破総理大臣の施政方針演説において、各地の人道状況に引き続き正面から取り組む旨の言及があり、また、2025 年1月の第 217 回国会における岩屋外務大臣の外交演説においても、中東情勢の文脈で、人道状況の改善に向けて外交努力を重ねていく旨の言及がなされている。こうした方針を実施に移す上でも OCHA との連携は極めて重要である。

OCHA のトップを務める人道問題担当国連事務次長兼緊急援助調整官(OCHA 代表)は人道問題対応における国連の最高幹部であり、政府、非政府組織との協議において中心的な役割を担っている。OCHA 代表は人道上の緊急事態に対応するため、国連安全保障理事会(安保理)に招集され、人道状況に関する報告を行う役割を担う。今次評価期間中には、安保理において OCHA 代表を始めとする OCHA 幹部による人道状況の報告(公開)が 51 回行われ、シリアやガザ等の人道状況についての報告を実施。これらの報告を通じ、OCHA は、国際人道法の順守を度々訴えかけている。

また、OCHA は人道コミュニティの調整、政策の協議、意思決定のための主要なグローバルフォーラムである機関間常設委員会(IASC)の事務局も務めており、人道コミュニティ全体の中心的な役割を担っている。グテーレス国連事務総長も、このような OCHA の役割を重視している。OCHA の総合調整役としての役割は、日本が上記 1-1(1)の目標(特に難民・避難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、災害時の緊急援助)を達成する上でも、極めて重要であり、毎年国連総会において、緊急人道支援の調整強化の重要性に関する決議(2024 年は国連総会決議 79/140)が採択され、OCHA への拠出が促されている。

OCHA のコア予算への拠出は、OCHA 本部及び神戸事務所の運営費用に充てられ、日本と OCHA の関係や人道分野での発言力の維持に重要。また、突発的な人道危機には補正予算(2023 年度は 185 万ドル)を通じた追加的支援の実施により、コア予算への拠出を効果的に補完している。

具体的な活動として、2024 年 10 月のレバノン情勢の悪化においては、フラッシュアピールを発出するとともに、OCHA 加盟国及び国連機関に対してレバノン情勢ブリーフィングを主催。国際機関から現地の深刻な状況が報告されるとともに、フラッシュアピールで要請された支援の充足率が 15%と低いことを示しつつ、国際社会への支援を呼びかけた。この場において、日本からは 10 百万ドルの緊急無償を発表し、レバノン常駐代表や国連機関から謝意表明がなされた。その他にも、2024 年7月、OCHA はマラウイの干ばつに対するフラッシュアピールを発表、2025 年2月にはモザンビーク、2025 年3月にはパレスチナにおける人道支援に関するドナーブリーフィングを主催するなど、難民・避難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、災害時の緊急援助をリードする役割を担っている。

また、OCHA は、日本も参加する国際搜索緊急援助グループ(INSARAG)の事務局も務め、地震演習・アジア太平洋地域グループの会合(2024 年 10 月、パキスタン)、チームリーダーズ会合(2025 年2月、チュニジア)、人道ネットワーク及びパートナーシップ週間(HNPW)における各種会合(2025 年3月、ジュネーブ(スイス))を通して被災地における国際救助活動の円滑化及び効果の最大化に取り組んでいる。このような OCHA の活動は、国際的にも高く評価されており、人道危機の緩和と人道支援の環境整備に貢献している。

OCHA への拠出は、OCHA が管理するプール基金である CERF や CBPF を効果的に運用するために必要不可欠であり、両基金への拠出を補強している。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は、長年に亘り、OCHAに年間50万ドル以上拠出する主要ドナー30か国で構成されるOCHAドナー・サポート・グループ(ODSG)のメンバー国である。評価期間中において、日本は、2回のODSGハイレベル会合(2024年6月シェンゲン(ルクセンブルグ)、同年12月ニューヨーク(米国))、2回の実務者会合(2024年10月、2025年2月ともにジュネーブ(スイス))に参加。また、現地視察(2025年5月バマコ(マリ))に参加予定。これらの会合は、OCHAの活動・運営、さらには人道支援全体の政策や課題の議論を行う場となっており、日本も積極的に意見を述べ、OCHAの政策立案、活動実施面で発言力・影響力を確保している。

同時に、日本は、国連第3位の主要な財政貢献国として、国連総会第5委員会や国連行財政問題諮問委員会において発言力・影響力を保持しており、これらの委員会での審議を通して、国連事務局の一部局であるOCHAの行財政に日本の意向を反映することができる。

また、OCHA事務次長補(OCHA次長)と外務省国際協力局長との年次政策協議(2025年1月東京、審議官が代理出席)等の機会を捉えて、日本の意向を伝達し、OCHAの取組に反映する体制を維持している。2025年1月には、OCHA次長が加藤財務大臣を含む国会議員の要請に応じて、世界の人道危機の状況とそれに対するOCHAの取組についてブリーフィングを行い、日本との連携の可能性等について意見交換を実施。

OCHAは、兵庫県神戸市に駐日事務所(1999年開設)を置いており、同事務所からは、日本が人道支援を検討する際、必要となる世界各地の最新の人道状況や国連全体の調整状況等の情報提供を随時受けており、日本の人道支援の決定の際の意思決定に役立っている。また、日本の意向をニューヨーク、ジュネーブのOCHA本部や各国事務所に正確に伝える上で駐日事務所が重要な役割を果たしている。さらに、神戸事務所は日頃から日本の意向を踏まえ、ビジビリティの向上に尽力しており、必要に応じて外務省からOCHA側に意見を伝えている。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

- ・2024 年6月、ウォソルヌ OCHA オペレーション・アドボカシー局長と志野国際連合日本政府代表部大使が面談し、中東アフリカ地域における人道危機対処等について意見交換を行った。
- ・2024 年8月、本清在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使とラジャシガム OCHA ジュネーブ事務所長が面談し、ガザ、スーダン、ミャンマー等の状況及び国別プールファンド(CBPF)等につき意見交換を行った。
- ・2024 年8月、加藤財務大臣(超党派・災害時医療等船舶利活用推進議員連盟会長)とニューヨーク訪問中の有識者がムスヤ OCHA 代表代理と面談し、災害時の船舶活用医療に関する意見交換を行った。
- ・2024 年 10 月、田口緊急・人道支援課長とアル・ハーディ・ラマツラ国連常駐・人道調整官及びウィットール・ラマツラ OCHA OPT 事務所代表代行が面会し、ガザの人道支援等について意見交換を行った。
- ・2024 年 10 月、山中国際連合日本政府代表部大使、梅津国際連合日本政府代表部大使とムスヤ OCHA 次長が面談し、日・OCHA で緊密に連携していくことを確認した。
- ・2024 年 11 月、松井気候変動課長とドーテン OCHA ファイナンス・パートナーシップ局長が面会し、人道危機禍における気候変動対応等について意見交換を行った。
- ・2025 年1月、ムスヤ OCHA 次長が訪日の上、第2回日・OCHA 政策協議が開催された。
- ・2025 年1月、ムスヤ OCHA 次長が松本外務大臣政務官を表敬し、世界各地の人道危機と、自然災害への対応における連携等について意見交換を行った。
- ・2025 年2月、梅津国際連合日本政府代表部大使とムスヤ OCHA 次長が面談し、米国新政権による援助停止・見直し及び USAID の解体の影響及び人道支援を巡る状況につき意見交換を行った。

- ・2025 年2月、尾池在ジュネーブ国際機関日本政府代表部特命全権大使が人道・開発・平和の連携(HDP ネクサス)に関する意見交換会を開催。フレッチャーOCHA 代表が共同議長として参加し、HDP ネクサスの実践に関する現状、課題、提言を共有した上で、日本を含む国連加盟国との連携について協議した。
- ・2025 年2月、梅津国際連合日本政府代表部大使と小野 OCHA オペレーション・アドボカシー局副局長が面談し、スーダン及びミャンマーの状況につき意見交換を行った。
- ・2025 年5月、田口緊急・人道支援課長とレイ OCHA 中東・北アフリカ地域事務所代表を含む複数の国連機関の現地事務所代表が面会し、ガザやシリアの人道支援等について意見交換を行った。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

OCHAは、2014年にJICAと業務協力協定を締結しており、OCHAが事務局を務める国際搜索救助諮問グループ(INSARAG)や国連災害評価調整チーム(UNDAC)の活動に、JICAの国際緊急援助隊事務局も積極的に参加し、この分野での日本の知見を世界と共有している。

JICAは、INSARAGのアジア太平洋地域地震対応演習(2024年10月ラホール(パキスタン))、アジア太平洋地域会合(同年10月イスラマバード(パキスタン))、実務者会合、そしてUNDAC実務者会合(ともに2025年3月ジュネーブ(スイス))に参加し、30か国以上の国家災害管理局等と訓練やネットワーキングを行った。また、JICA職員1名がUNDACチーム養成トレーニング(2024年10月ナイロビ(ケニア))を受講し、2025年4月現在、2023年の倍となる6名の日本人がUNDAC構成員ロスターに登録されている。

OCHAとJICAとの間では情報交換を積極的に行っており、ミャンマー地震(2025年3月)等、世界各地で大規模自然災害が発生した際の情報交換は、日本の国際緊急援助隊の派遣準備に役立っている。

OCHAは、日本のNGOの国際貢献にも寄与。日本のNGOが海外の被災地で支援活動を行うにあたって、情報提供や関係組織への紹介等のサポートを行っている。また、海外の財団へ日本のNGOの強みを説明し、関係者へ繋いだ。

さらに、OCHA は、日本の人材育成にも貢献しており、学生に向けて世界の人道状況、OCHA や日本の役割について講演する他(4-1(3)に記載)、国際ボランティア学会のシンポジウム(2025 年2月大阪)に登壇し、研究者、実務家、学生等と意見交換を行った。人道データのオープン・プラットフォームについては、宇宙航空研究開発機構や JICA に個別のブリーフィングを行い、Humanitarian Data Exchange の枠組みで連携を開始した。

公文教育研究会は、人道危機禍にある子供たちの苦境と将来の夢を伝える活動を OCHA と連携して進めている。2025 年7月に OCHA が主催し同社が協賛する形で大阪・関西万博で実施する写真展に向けた撮影を 2025 年2月に実施。能登半島で地震や豪雨を経験した 36 名の小学生や高校生が撮影に参加する模様は地方紙で取り上げられた。

OCHA は、国連アピールを取りまとめる中立的な立場で、海外の人道危機へ支援を検討している日本のビジネスに情報を提供。国際人道支援の仕組みや各被災国の支援ニーズを説明し、企業の理念や活動内容に合った支援が実施されるよう働きかけている。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

OCHA 本部(ジュネーブ及びニューヨーク)と在ジュネーブ国際機関日本政府代表部、国連日本政府代表部、外務省国際協力局と OCHA 駐日事務所、各在外公館と OCHA 国・地域事務所の各レベルにおいて、世界各地の最新の人道状況に関する情報共有や人道支援政策に係る意見交換等を実施し、連携を密にしている。

OCHA の「戦略計画 2023-2026」策定にあたり、日本は、ODSG ハイレベル会合等において、日本として重視している人間の安全保障、人道・開発・平和の連携(HDP ネクサス)やレジリエンスの強化、民間セクターを含めたドナーベースの拡大等を盛り込むことの重要性を指摘。

日本は、OCHA のより効率的で現場の状況に即した人道支援活動の調整を積極的に支援すべく、2024 年は、補正予算を通じ、スーダン、エチオピア、シリア、アフガニスタンの4か国及びアジア太平洋地域の活動に対し拠出を実施した他、緊急無償資金協力を通じ、レバノン及びレバノンからシリアに流入した人々に対する人道支援に対し拠出を実施。これは、コア予算に対する拠出に加え、世界各地における人道状況の変化に迅速に対応する日本の支援を国際社会に示すと同時に、被災国・被災者及び、他のドナーとの連帯を表明する効果もあり、人道コミュニティにおける日本のプレゼンス向上につながっている。

日本は、OCHA が事務局を務める INSARAG 及び UNDAC(国連災害評価調整)の活動に積極的に関与しており、地震演習・アジア太平洋地域グループの会合(2024 年 10 月、パキスタン)、チームリーダーズ会合(2025 年2月、チュニジア)、人道ネットワーク及びパートナーシップ週間(HNPW)における各種会合(2025 年3月、ジュネーブ)にも国際緊急援助官が積極的に参加するとともに、今年 INSARAG の地域議長を務めており、8月には太平洋地域グループの会合を東京にて開催する予定。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

OCHAへの拠出金は、OCHAが気候危機や地政学的情勢等の課題によって悪化した人道状況に対処することにより、人道状況の改善を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現に貢献することを目標としている。

OCHAは、基準2のとおり、2026年以降の人道状況を見据え人道危機禍にある人々により良い支援を届けるため、OCHAの優先事項や努力指針をまとめた戦略計画(2023-2026)の中で、OCHA及び人道コミュニティが直面する課題に対処するための優先改革目標を設定し、5つの分野を特定しつつ、それらを細分化した67項目の主要事業評価指標を設けその実施を通じて目標の達成を追求している。これにより、2-1(2)の効果を上げている。

また、基準3においては、3-1のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については4-1のとおり状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1(1)【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

OCHAは、4年ごとに戦略計画を立てており、現在は2023年2月に発出された「戦略計画2023-2026([OCHA's Strategic Plan 2023-2026](#))」に基づいて活動。同戦略計画は、2026年以降の人道状況を見据え、人道危機禍にある人々により良い支援を届けるため、2023年から4年間のOCHAの優先事項や努力指針をまとめており、OCHAはその達成に向け活動している。

OCHA及び人道コミュニティが直面する課題として、(1)気候危機、(2)経済成長の鈍化と不均衡、(3)格差の拡大、(4)不安定さや脆弱性・紛争の増大、(5)パンデミック及び感染症の拡大、(6)細分化された競争的な地政学的情勢を指摘。これらに対処するため、優先改革目標として、(1)人道危機に見舞われた人々を中心に、状況に応じた、コミュニティの回復力に貢献する一貫した対応、(2)人道アクセスに関する体系的かつ予測可能なリーダーシップ、(3)長引く国内避難に対し恒久的な解決策を見出すこと、(4)包括的で誰一人取り残さない人道支援活動の調整、(5)人々の生活にインパクトを与える触媒的な人道資金、(6)変化する状況に適応するリスクとトレンドに関する戦略分析を掲げている。また、これらの目標を達成するため、(1)効果的で責任あるリーダーシップ、(2)多様性、公平性、包括性の推進、(3)学び、評価、イノベーションと結果を重視する組織文化の醸成、(4)分析とエビデンスに基づいた意思決定、(5)パートナーシップを推進するとしている。

OCHAは、本戦略計画の主要事業評価指標(KPI)67項目を設定し、2023年の目標設定や成果を2024年6月に公表した。

また、OCHAは、国連総会決議46/182(1991年)とその後続く総会、経済社会理事会や安全保障理事会による決議によって、国際人道支援の調整を強化する役割を担い、国際人道支援に関する国際基準・規範の形成に貢献している。

2-1(2)【コア拠出分のみ】上記2-1の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

最新の「戦略計画2023-2026」KPI報告(2024年6月まとめ)によると、優先目標毎の主要な取組及び成果は以下のとおり。なお、行財政に関するKPI1項目は、3-2(1)に、優先目標5に関するKPIはCERF、CBPFに関する評価シートに別途記載。67のKPIのうち、2023年の目標を達成した項目は54%(指標が異なるため単純比較はできないものの、2022年は、30のKPIのうち目標を達成した項目は43%であった)。総じてOCHAが単体で実施できる指標は達成率は比較的高いものの、ドナーや他の人道機関の協力等の影響を受ける指標の達成率は必ずしも高くない。以下は67指標の重要指標の一部の抜粋。

【優先目標1】

- ・ 世界各地の人道危機においてOCHAが取りまとめる人道対応計画の支援対象者62%に人道支援が届けられた(1億2,800万人)(前年比78%)。

人道対応計画は、各国が人道支援を行う上で最も重視する報告であり、人道状況の厳しい国・地域における支援必要者数、年間必要支援額や支援分野などがまとめられている。その作成には各国の人道機関との協議を通じ緻密がなされている。また、OCHAは人道資金の獲得に向けたアピールなどを通じて必要額の確保に向けて大きく貢献している。しかしながら、2024年は人道支援への拠出金が2010年以降初めて世界的に減少し、裨益者が減少した。

- ・ 人道対応計画の42%が、人道・開発・平和の連携(HDPネクサス)を促進する目標を設定した(前年比95%)。別途、OCHAのサポートのもと、4か国(アフガニスタン、ハイチ、モザンビーク、ソマリア)の国連持続可能な開発枠組に同目標が設定された(この4か国の取組を考慮すると達成率は116%(前年比132%))。

HDPネクサスは日本が重視する人道支援政策であり、OCHAはその実施に積極的に貢献している。

【優先目標2】

- ・ 人道調整官等からの人道外交に関わるサポートの要請に全て応えた(前年比100%)。アフガニスタン、コロンビア、ガザ、ナイジェリアやスーダンの人道危機や黒海穀物イニシアティブにおける交渉をサポート。ウクライナでは、紛争当事者におよそ360の人的通知を提出し、人道支援コンボイを107回実現。紛争の最前線で身動きが取れずにいる40万人に支援を届けた。また、2,000万人への食料配給が6か月間停止されていたエチオピアでは、エチオピア政府と関係者間の対話を取り持ち、配給の再開に導いた。

とりわけ、ウクライナ、パレスチナやスーダンでの紛争などに際しては、OCHAは、人道調整官に対するサポートを超えて、グリフィスOCHA代表及びフレッチャー代表(2024年11月以降)が国連機関のみならず人道コミュニティ全体を代表し、人道外交を推進し、人道状況の改善や解決に向けて積極的な役割を担うなど、効率的・効果的な対応を行っている。

【優先目標3】

- ・ 人道対応計画の65%が、国内避難に対する恒久的な解決策を取り込んだ(前年比141%)。OCHAは国連総会決議51/950(1996年)により、日本が重視する国内避難民の保護と支援の調整を任されている。OCHAが取りまとめる人道対応計画は、24か国で被災している5,000万人以上の国内避難民を対象とした。

【優先目標4】

- ・ 人道カントリーチームの共通のアセットとして、「性的搾取・虐待・ハラスメントからの保護」専門家が12の人道危機に派遣された(8の人道危機)(前年比300%)。アフガニスタンでは、女性の人道支援従事者の活動が禁止される

中、女性の権利を守り、活動を継続できるよう働きかけた結果、人道支援に重要な役割を果たす女性従事者の活躍を得て、3,200万人へ支援が届けられた。

【優先目標6】

- ・ OCHAが人材育成を担当する人道調整官の45%が西ヨーロッパ・その他のグループ(WEOG)以外の地域グループ出身者となる(前年比107%)。

上記に加えて、OCHAは日本からの支援のレジリエンスの向上に取り組んでおり、ソーシャルメディア上のOCHA公式アカウントで、日本の支援に対する感謝の投稿を複数回掲載している(例えば、[2024年11月12日](#)、[2024年11月14日](#)、[2025年1月22日](#)投稿)。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024年6月(日本の2023年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025年6月(日本の2024年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	

直近の決算報告書は、国連会計年度2023年における拠出先機関全体の決算をカバーするものである。日本の拠出は先方コア予算(プログラム予算)に充当されている。

決算状況に関しては、先方2023年会計年度末で予算額は3億8,905万ドル、決算額は3億6,473万ドルである。その差2,432万ドル(予算額に占める割合は6%)は、次年度に繰り入れられる。

国連では単一監査の原則により、国連会計検査委員会(BOA)が国連事務局全体に対して実施する監査にOCHAも含まれており、監査報告と対応状況が公開されている。BOAの2023年報告書(A/79/5(Vol.I))においては、決算報告書の内容について特段の指摘事項はない。

他にも、OCHAを含む国連の活動全般について国連合同監査団(JIU)による監査が随時行われており、結果及び提言は報告書として公表されている(OCHAに関わる直近の監査は2013年)。

国連内部監査室(OIOS)がOCHAの内部監査を定期的実施している。2022年1月～2024年5月におけるOCHA南スーダン事務所の活動を対象とした内部監査報告書が2024年10月に公表された。同報告書においては、人道支援の調整メカニズムが国、地方単位で確立され、効果的に運営されていることが確認された他、南スーダン人道基金の運営の改善、ローカリゼーションの推進ならびにリスク管理の開始、民軍連携の要請等に関する記録や対応の強化、アビエイ地域に勤務する職員の就業環境の改善を含む6件の提言がなされた。OCHA南スーダン事務所はこれらの提言を受け入れ、対応に取り組んでいる。なお、2024年3月に公表されたOCHAナイジェリア事務所の活動を対象とした内部監査報告書による6件の提言は、2025年2月に対応済みである。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)

3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)

OCHAは、2023年2月に戦略計画2023-2026を発表したが、これは、それまでの5年間の振り返りとともに、この先の10年を見通し、厳しさを増す人道危機に対応するために組織がどう変わるべきかについて、ドナーや関係機関とも協

議し作成されたものであり、6つの優先目標と、その実現を可能にする5つの要因に対応するKPIも含まれる。2023年における組織・行財政マネジメントの課題克服に向けた主な取組は以下の通り。2024年の目標と成果は、2025年6月に公表予定。

【効果的で責任あるリーダーシップの推進】職員のウェルビーイングと健康を守る取組を強化した結果、紛争・自然災害発生時において、要請されたカウンセリングの90%に48時間以内に応えた。目標は90%。目標期限内に採用プロセスを完了した正規ポストの割合については、57%、と目標の63%に及ばなかった。人道危機の深刻化を機に職員の国外退避を伴う状況や国連平和維持活動の撤退が相次いだことが、国連事務局の一部局であるOCHAの採用活動にも影響した。

【学び、評価、イノベーションと結果を重視する組織文化の醸成】国連事務局のResults-Based Planningの最小要件のコンプライアンスは65%、と目標の70%に達しなかった。段階的なコンプライアンスの強化を目指している。

OCHAは、慎重な財政管理に努めており、国連会計年度2024年の特別拠出予算額を3億1,392万ドル（前年比0.3減）とし、2025年度も同規模の予算を維持している（前年比0.5%減）。2024年度特別拠出予算のおよそ72%が人件費、残りが旅費、事務所賃料、車両費、光熱費、通信費等である。賃料や光熱費が世界的に上昇する中、特別拠出予算抑制のため、本部の総務機能の分散や職員の更なるマルチスキル化等を通して、コスト効率向上に努めている。

OCHAは、2024年版の[Aid Transparency Index Report](#)で、Very Goodのカテゴリーに入り、50団体中4位（世界銀行の国際開発協会と同位、国連機関としては1位）の評価を得ている。

3-1(4)にある通り、本拠出金単体での監査はないが、国連事務局全体についての監査はBOAが行っている。本監査においては2023年にはOCHAに関わる10件の提言があり、対応中である。2022年度以前では、2022年報告書（A/78/5（Vol. I））でOCHAに関連して提言された9件のうち、5件が対応済み、4件が対応中である。

OCHAは、2024年3月現在、国際援助透明性イニシアティブ（IATI）透明性スコアで100点中99点の高評価を取得。IATIに情報提供を行っている1,600組織の中、最高点を獲得、透明性を確保している。

3-2（2）組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案（国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む）の概要・対応ぶり。

該当なし。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
11	12	11	11.33	12	0.67	2,515
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
0	0	0	0	1	1	46
備考	2024年は日本人女性職員のP5からD1への昇進が1件あり。					

4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)

日本人職員の採用・昇進については、OCHA次長が来日して開催される年次政策協議や、その他幹部職員との会談の機会を捉えて、重要課題の一つとして継続的に協議されており、2024年には初のD1レベルの日本人幹部職員が誕生した。さらに、OCHAの日本人職員はその6割近くがP4レベル以上に在籍している。P5レベルの1名は事務次長報道官というビビリティーの高い重要な役職を務めており、日本人職員のOCHAでの活躍に関する発信に貢献している。

日本人職員12名のうち、女性の割合は約9割であり、女性の活躍推進という日本政府の取組と合致している。2022年9月から、OCHAの「顔」と言えるOCHAニューヨーク本部の報道官として日本人職員が活躍している。

2025年1月、OCHA次長訪日時に国内の大学でJICAを交えてセミナーを開催し、国際人道支援やOCHAを含む国際機関でのキャリアについて講演。その模様をオンラインでも発信している。さらに、2024年6月以降、国内外の大学10校(うち、国内の大学は6校)に在籍する学生や国際機関でのキャリアを志望する実務者に対して、神戸事務所の所長やOCHA本部(ニューヨーク、ジュネーブ)の職員を交えてセミナーを5回開催。参加者は平均30名。OCHAでのキャリア形成に特に積極的な求職者に対して、個別のキャリア・アドバイスも提供している。

OCHAジュネーブ本部とOCHA神戸事務所は、各国の人道危機において国際人道支援の指揮を執る人道調整官といった、人道支援分野で活躍する幹部レベルの日本人を増やすため、人道調整官名簿や人材プールの登録状況などを外務省や日本のステークホルダーと定期的に共有している。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A

s

a

b

a

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際連合世界食糧計画(WFP)拠出金	
2 拠出先の名称	
国際連合世界食糧計画(WFP)	
3 拠出先の概要	
1961年の国連食糧農業機関(FAO)第11回総会決議及び第16回国連総会決議1714により、多数国間食料援助に関する国連及びFAOの共同計画として1963年に発足。本部はローマ(イタリア)。加盟国は、195か国・地域。国連唯一の食料支援機関として、飢餓と貧困の撲滅を使命とし、主として食料を通じて①自然災害や人為的災害による被災者、難民・国内避難民等に対する緊急支援、②世界の食料安全保障の推進、及び③開発途上国の経済社会開発支援を実施。横浜に日本事務所を置く。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、基本的にWFPのコア・ファンドに充当され、食料を通じた人道支援、人道・開発・平和の連携(HDPネクサス)のための事業に充てられる他、日本産の食料を通じた食料支援にも充てられる。本拠出により、災害時の緊急食料配給、栄養支援、学校給食支援、農家の自立促進等の支援が可能となり、人道状況が改善されるとともに、結果的に国際社会の平和・安定に寄与することとなる。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 210,661 千円	
2024年の拠出全体に占める日本の割合は1.59%(約1億5,548万米ドル、(外務省(補正予算等からの拠出も含む)及び農林水産省の拠出合計額ベース)で、第12位。 参考:米国45.65%(1位)、ドイツ10.22%(2位)、英国6.26%(3位)、EC6.06%(4位)、パキスタン2.34%(6位)、韓国2.08%(7位)、フランス2.02%(8位)。 2023年:日本の拠出率:2.50%(拠出順位8位)、参考:米国36.53%(1位)、ドイツ15.92%(2位)、EC6.04%(3位)、カナダ3.68%(4位)、英国3.48%(5位)、ノルウェー2.69%(7位) 2022年:日本の拠出率:1.87%(拠出順位6位)、参考:米国51.12%(1位)、ドイツ12.59%(2位)、EC4.93%(3位)、カナダ3.12%(4位)、英国2.94%(5位)、スウェーデン1.82%(7位)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局緊急・人道支援課、在ローマ国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 VI 経済協力：政府開発援助（二国間）又は多国間の開発協力を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献し、これにより我が国の平和と安全の維持、一層の繁栄の実現といった国益を確保すること」、「施策 VI-1 経済協力（施策レベル）」、「個別分野2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」の下に設定された中期目標「自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う」を達成するための達成手段の一つと位置づけている。（令和6年度外務省政策評価書）

1-1（2）上記 1-1（1）の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性（その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。）

WFP は国連唯一の食料支援機関として、紛争や自然災害等の影響を受ける人々に対する緊急食料支援や、途上国の経済社会開発を目的とする開発事業を、厳しい環境下において実施しており、上記 1-1（1）の目標達成に向けて、日本が世界の人道危機に対しリーダーシップをとり、日本の外交、ODA 政策を実施する上で不可欠なパートナーである。日本による直接的な支援が困難な国・地域においても、WFP は貧困層や脆弱層の生命に直結する緊急食料支援を実施しており、二国間支援を補完する大変重要な役割も果たしている。

WFP は 2020 年にノーベル平和賞を受賞しており、その受賞理由である食料支援を通じた世界の飢餓と貧困の撲滅のための貢献等は、「誰一人取り残さない」という持続可能な開発目標（SDGs）の理念の核心部分と軌を一にするものであり、ひいては人間の安全保障を謳う開発協力大綱に基づく ODA 政策の実施につながるものである。世界中で多発・長期化する紛争、気候変動、自然災害等の影響もあり、世界で急性食料不安（緊急の支援が必要とされる深刻な飢餓）に直面する人口は 2023 年より増加し、3億 4,300 万人にのぼり、世界の食料安全保障を巡る状況は深刻化している。

こうした状況の中、食料安全保障は 2023 年の日本議長下の G7広島サミットの主要テーマの一つとして取り上げられ、G7首脳コミュニケや「強靱なグローバル食料安全保障に関する広島行動声明」でも、食料安全保障の確保に向けた取組の重要性が呼びかけられた。2024 年6月の G7プーリア・サミット後に発出された首脳コミュニケにおいても、G7として、「エスカレートする世界の食料安全保障及び栄養危機に対処することを引き続き堅持している。」旨が明記されている。

2024 年 11 月の G20 リオデジャネイロ・サミットにおいて、飢餓・貧困対策に国際社会が広く連携して取り組むための「飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンス」が設立され、日本も参加を表明した。その際、石破総理大臣から、「日本は、人間の安全保障の理念の下、飢餓・貧困を撲滅し、誰もが人間の尊厳を持って幸福に生きられる豊かな社会を実現していきたいと考える。そのためには、食料安全保障や持続可能で強靱な食料システムの構築という観点が必要であり、日本は、『飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンス』にも積極的に貢献していく。」との趣旨の発言を行った。

WFP は、子どもの発育阻害の原因となる栄養失調等の予防・改善に繋がる学校給食支援にも注力しており、2030 年までに健康的かつ栄養価のある学校給食を全ての児童に提供することを目標とする学校給食コアリションの事務局も務めている。日本は同コアリションにタスクフォース国として参加しており、2023 年 10 月にフランスで開催された閣僚級会合には穂坂泰外務大臣政務官が出席し、WFP や JICA 等を通じた日本の学校給食支援の実績をアピールした。2024 年 10 月にはケニアにおいてタスクフォース国限定の閣僚級会合が開催され、日本政府代表から、日本の地産地消型学校給食の取組やアフリカ諸国への WFP を通じた学校給食支援の取組等をアピールした。

人道支援を被益者に届けるためにはロジスティクスが不可欠である。この点、WFP は人道支援におけるロジスティクスのリード機関を務めており、国連人道航空サービス（UNHAS）の運営等を通じて、治安や遠隔地等の理由で一般の航空便の運行や陸路のアクセスが困難な地域への人道支援物資・人員の輸送に貢献してきた。また緊急時に人道支援機関への情報・通信サービスの提供を行うことで、人道支援機関が効率的に支援活動を実施できるよう支えている。WFP はこうした取組を通じ、国連機関や NGO 等の人道支援コミュニティ全体を支えている。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は WFP の最高意思決定機関である執行理事会の理事国として議席を確保していることにより、日本の意向を反映できる地位を確保している。執行理事会は毎年3回(2回の会合(2024 年 11 月及び 2025 年2月)と年次会合(2024 年6月))、ローマ本部で開催されており、WFP の組織、運営、戦略(国別戦略含む)、人事、予算に関する審議・採決が行われ、日本も理事国として参加している。

執行理事国(36 議席)において、日本が属する「リスト D グループ」では、12 議席を有し、毎年、決められた数の理事国数の改選が行われる。日本は、1996 年以降、これまで継続的に執行理事国のステータスを維持している。

WFP は日本事務所を有しており、日本との連携を強化する上で、同事務所は大変重要な役割を果たしている。日本事務所は、日本と WFP 本部及び各国の国事務所との間の橋渡しの役割を担っており、日本の意向を WFP 内部に正確に展開する他、問題が発生した際には、日本と本部及び国事務所との間の調整等を行っている。

なお、世界における食料安全保障に関する重要性の高まりを受け、WFP を含むローマの3つの食料関連国際機関(国連食糧農業機関(FAO)、国際農業開発基金(IFAD))との連携を更に強化するべく、在ローマ国際機関日本政府代表部を新設するための在外公館名称位置給与法の改正案が 2023 年4月1日より施行され、同代表部が正式に 2024 年1月1日に開設された。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

2022 年7月、ビーズリー事務局長が訪日し、岸田総理大臣への表敬と林外務大臣との会談を実施。ウクライナ侵略の影響を受け深刻化する世界の食料安全保障について意見交換を行い、総理から WFP との連携は益々重要になっており、WFP と引き続き協力していきたい旨述べ、事務局長からこれまでの日本の支援に対する謝意と共に、食料危機が国際社会の更なる不安定化を招くことを防ぐため、引き続き日本と連携していきたい旨述べた。林外務大臣との会談では、大臣から、世界の飢餓と貧困の撲滅のために迅速・効果的に活動している WFP を高く評価している旨伝え、事務局長からはこれまでの日本の支援及び新規拠出への謝意と今後の更なる協力への期待が示された。

2022 年 10 月、クラメルト副事務局長が訪日し、吉川外務大臣政務官を表敬し、ウクライナをはじめとする人道状況、TICAD、気候変動、食料栄養危機への対応に向けて、日本と WFP の更なる協力を確認した。また、同副事務局長含む WFP 幹部出席の下、第 16 回日・WFP 政策協議を2年ぶりに対面で開催。黒海穀物イニシアティブ含めたウクライナ情勢や増大する人道支援ニーズへの対応等の優先政策、日本人職員増強、ドナーベースの拡大、デジタル化やイノベーションの活用、民間セクター連携、地域情勢等の共通の関心事項について有意義な議論が行われた。

2023 年4月、マケイン事務局長が訪日し、岸田総理大臣への表敬及び林外務大臣との会談を実施。深刻化する世界の食料安全保障について意見交換を行い、連携を一層強化していくことで合意。岸田総理大臣表敬では、総理から WFP との連携が益々重要になっており、引き続き協力していきたい旨述べたのに対し、事務局長から日本の協力に感謝するとともに、今後も協力をしていきたい旨述べた。林外務大臣との会談においても、大臣から国連における唯一の食料支援機関であり、人道危機に際しての豊富な活動実績を有する WFP を日本は高く評価している旨述べたのに対し、事務局長から世界の飢餓撲滅を目指す WFP にとって、日本は重要なパートナーである旨の発言があった。

2023 年 11 月、クラメルト事務局長が訪日し、穂坂外務大臣政務官を表敬。イスラエル・パレスチナ情勢について協議し、穂坂政務官から、WFP が実施しているガザ地区の人道状況改善のための活動を評価する旨述べるとともに、クラメルト事務局長からは、パレスチナを含む世界各地における日本の支援への謝意と今後の更なる協力への期待が示された。また事務局長は遠藤国際協力局長とも会談し、東アフリカ含む世界の食料安全保障等について意見交換を行った。

2024 年3月、スカウ副事務局長が訪日し、柘植外務副大臣と会談。両者は、ミャンマーやガザ等の人道状況について意見交換し、国際社会が協力して対応していく必要性を確認。また、両者は、WFP における日本人職員の活躍や来年の TICAD9に向けた協力等に関しても率直な意見交換を行い、2030 年までの世界の飢餓の撲滅という目標に向けて、引き続き緊密に連携していくことを確認した。スカウ副事務局長は石月国際協力局長とも会談し、紛争の影響を受

け食料不安が急速に悪化しているパレスチナ、スーダン、ミャンマーといった国・地域の現状や今後の対応策等について意見交換を行った。

2025 年3月、ダガシュ事務局次長が訪日し、松本外務大臣政務官を表敬。深刻化する世界の人道状況・食料安全保障の状況について、松本政務官から、食料危機が深刻化する中、WFP の重要性は更に高まっており、日本としても引き続き、国連唯一の食料支援機関である WFP と連携し、世界の食料危機に対応していきたい旨述べ、ダガシュ事務局次長からは、日本の WFP に対する支援への謝意と今後の更なる協力への期待が示された。また、同事務局次長出席の下、第 17 回日・WFP 政策協議を開催し、人道・開発・平和の連携(HDP-Nexus)を踏まえた取組や企業・NGO 等を含む様々なアクターとの連携強化の取組等含め、世界の食料安全保障の強化に向けた活発な議論が行われた。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

WFP は、1-1 に記載のとおり、日本の外交政策を達成する上で、重要な役割を果たしているのみならず、日本の企業、NGO、大学、地方自治体が裨益する形で事業を行っている。

【日本企業】

WFP は日本企業との連携・パートナーシップを積極的に促進しており、現在、豊田通商とのパートナーシップの下、西アフリカのガーナおよび東アフリカのケニアでの能力開発支援を実施中。今後は対象国の拡大を視野に入れ、関連するトレーニングプロジェクトを形成中。また、スカパーJSAT 株式会社とはフィリピンにおける災害通信支援分野での技術連携事業を展開しており、株式会社坂ノ途中とはラオスで小規模農家支援を実施中。さらに、伊藤忠商事とはジンバブエにおけるゴマのバリューチェーン構築に関して、NEC とはアフリカ及びアジア諸国における農業支援ソリューションの導入に関する協議が継続中である。加えて、栄養支援分野においても栄養改善事業推進プラットフォーム(2025 年6月以降はその後継組織)を通じ、継続的に栄養分野における民間企業の役割をサポートするために包括的な協議を実施。

【NGO】

日本の NGO との連携を引き続き推進。ウガンダでは、ササカワ・アフリカ財団が WFP の農業及び市場支援プログラムの協力パートナーとなっている。

【認定 NPO 法人国連 WFP 協会】

日本における WFP の公式寄付受付窓口として、国内で世界の飢餓問題や WFP の食料支援活動に関する情報発信、広報イベント活動を行うなど、多くの人々に WFP の活動を紹介しつつ身近に寄付に参加できる方法と機会を広く提供。2024 年は国連 WFP 協会を通じて個人・団体から約 26 億円の寄付が集まり、うち 19.5 億円が WFP に送金された。

【大学・地方自治体】

WFP 日本事務所代表をはじめ職員が講師となり、世界の飢餓問題や WFP の活動に関する講義を随時実施。大学生、高校生のみならず、広く一般や児童が聴衆となるイベントへの参加をすることで、これまでと異なった年齢層へのアウトリーチも実現し、食料危機や食料援助等、WFP が行う活動および WFP と日本の協力・連携に対する理解を深めることに寄与した。

・横浜市主催の「よこはま子ども国際平和シンポジウム」での登壇(2024 年 12 月、699 名参加)

・国連大学主催「BIG IDEAS: SDGs に関する対話シリーズ」での講演(2025 年2月、30 名参加)

・日比谷図書文化館主催「アフリカを知るタベ: 映画「地獄の黙示録」の原作『闇の奥』とその舞台コンゴ 英文学の原田範行さん、WFP の津村康博さんが語る」での講演(2025 年2月、84 名参加)

TIDAD9に向けて横浜市と駐日アフリカ外交団と学校給食などを通じた広報面での連携を強化。

2024 年5月、山中横浜市長がイタリアを訪問し、ダガシュ WFP 事務局次長と会談し TICAD9に向けての協力含む WFP との更なる連携強化等を協議した。

【国連 WFP 親善大使及び著名人と連携した取組】

WFP 日本事務所は横浜市と TICAD9に向けた連携を強化している。その中で、2025 年2月に横浜市内の市立中学校でセネガル料理が給食に出されることに合わせ、WFP の活動の主軸である学校給食について説明するボイスメッセージを WFP 日本親善大使である女優の杏氏の朗読により作成。このボイスメッセージは教育委員会を通じて横浜市内の全中学校に配布され、一斉に放送された。これは3月の「アフリカ給食の日」に合わせた企画であり、世界の飢餓や WFP の活動について、生徒たちが理解を深めるきっかけとなった。

2024 年 10 月の世界食料デーの際も、杏氏の SNS アカウントから食料の安全保障が平和の礎を築く一助となる趣旨の WFP のポストを投稿し、幅広い層への発信に尽力している。

また、WFP は株式会社 ABC クッキングスタジオと 2024 年 12 月に「広報パートナーシップ契約」を締結。国連 WFP 協会が開催する SNS キャンペーン「ごちそうさまチャレンジ」では、ABC クッキングスタジオと共同企画したInstagram ライブに女優の高橋メアリージュン氏、近藤しづか氏が出演し、WFP の活動や飢餓に対する取組について「WFP 日本事務所からの手紙」として紹介。SNS を通じた取組で、若年層に WFP の活動を周知することに尽力している。

【WFP 国会議員連盟の活動】

超党派で構成される WFP 国会議員連盟の高村正大会長らが、2024 年 12 月に松本外務大臣政務官を表敬。多くの国が深刻な食料危機に直面し、世界の飢餓人口が高止まりする中、危機的な世界の食料安全保障を巡る状況に対応するために、WFP に対する支援を強化していくべきとの要望を伝えた。松本政務官からは、同議員連盟に対して人道危機の最前線において WFP が果たす役割の重要性を認識しており、WFP 国会議員連盟が、WFP を通じて飢餓をゼロにする取組に貢献していることに敬意を表すると述べた上で、WFP と連携し、今後も必要な支援を実施すべく、引き続き協力していきたい旨述べた。2024 年3月、ダガシュ WFP 事務局次長を迎えて、同議員連盟総会を開催、悪化する世界の食料安全保障を巡る状況と WFP への支援の継続が議論・確認された。

1-5 本件提出に係る日本側の取組等

紛争地や大規模災害等の影響を受けた脆弱な人々へ食料支援等を届ける WFP の支援活動は、日本が提唱する「人間の安全保障」の実現に資するものであり、G7、G20、国連総会や関連会合、学校給食コアリション、飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンス等において、日本が世界の人道危機、その中でも特に食料危機の分野に対して実質的な貢献をしていることを各国首脳・閣僚レベルにアピールする上での代表例となるものである。

日本としても、執行理事会や原則年次の政策協議(直近では 2025 年3月開催)、WFP 幹部職員訪日等の機会において、組織運営について助言を与えるとともに、日本の優先政策との相乗効果の創出等について議論を行っており、そのような働きかけもあり、スーダン等における JICA との協力案件の創出や、ガーナ、ラオス、フィリピン等における日本企業との連携、日本人職員の全体数の増加の実現等に繋がっている。

2-1(2)に記載のとおり、2024 年6月から 2025 年5月の間に、WFP は、日本政府による支援を周知する 100 件以上の SNS 投稿や記事、ビデオを配信するなど、国内外に日本の支援・取組を積極的に発信している。

3-1(4)記載の不正リスク管理について、日本は政策協議や執行理事会の会合等を通じて、不正防止の取組強化等を申し入れてきており、WFP から不正防止の取組状況について説明を受けている。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件提出の貢献度に係る総括

国際連合世界食糧計画(WFP)拠出金は、WFP が、紛争や自然災害等の影響を受ける人々に対する緊急食料支援や、途上国の経済社会の安定に資する開発支援等を提供することで、世界の飢餓と貧困の撲滅を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である人間の安全保障に貢献することを目標としている。日本の WFP を通じた支援は裨益国政府からも高く評価され、累次にわたり裨益国の閣僚や政府高官等からの謝意が寄せられている。

WFP は、基準2のとおり、飢餓の撲滅のために、紛争・自然災害等の影響を受ける脆弱な1億 5,200 万人に対して食料支援を提供した他、150 以上の人道支援機関の要望に応じて 42 万トン以上の人道支援物資の輸送を支援する等、世界での人道支援活動の実施において直接的・間接的に大きな貢献をしている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、日本も執行理事国として参加する執行理事会年次会合(6月)のタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題が監査官室等によって指摘されているが改善に向けた適切な対応がWFP 執行部により取られている。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。他方、2023 年4月頃に発覚したエチオピアにおける人道支援用食料の不正流用については徹底した調査が実施されたが、WFP 及び関係機関職員の食料支援の流用への関与は認められなかった。他方、本件事案を契機として、エチオピアを含む 30 か国以上で不正防止の取組が強化された。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件提出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等提出先の活動の成果

2-1(1)【コア提出分のみ】提出先の戦略目標

紛争、気候変動、エネルギー・食料価格等の高騰を含む経済的ショックの影響を受け、近年、世界の飢餓人口は高水準で推移しており、2023 年には、最大で約7億 5,720 万人が飢餓に苦しんでいる。また WFP の 2024 年 11 月のレポートによれば、世界中の 4,440 万人が飢饉の瀬戸際にあり、WFP の重要性はさらに高まっている。このような状況下、WFP は「飢餓をなくすことを使命とする」国連唯一の食料支援機関として、緊急食料支援から、中長期的な母子栄養支援や学校給食支援、開発支援まで幅広く活動している。

WFP は、国連機関の中で最も早く、SDGs に整合した戦略計画を策定しており、2021 年 11 月の執行理事会において、2022 年から 2025 年を対象とする新たな戦略計画が日本を含む執行理事国により承認された。同戦略計画においては、①緊急的な食料及び栄養ニーズを満たす、②より良い栄養、保健、教育上の目標を達成する、③持続可能な生計を達成する、④各国のプログラム及びシステムを強化する、⑤人道及び開発のアクターがより効果的且つ効率的になる、という5つの戦略目標が設定されている。また、戦略計画を実行に移すためのオペレーションツールである、組織成果枠組み(Corporate Result Framework: CRF)も策定されており、CRF では、明確な3層のリザルトチェーン(インパクト、アウトカム、アウトプット)に、期待される成果、目標値等が明記されており、毎年の WFP の活動実績を目標と比較して評価することを可能としている。

WFP は 2023 年の支援活動における重要なパフォーマンス指標・目標値として、1億 5,050 万人への食料支援等の提供(目標数値はニーズに基づいて設定されている)や学校給食支援(目標 2,400 万人)、栄養支援(目標 3,380 万人)、自立支援等(目標 2,000 万人)、国別戦略計画のアウトプット(85%達成が目標)、アウトカム(75%達成が目標)等が設定されている。

2-1(2)【コア提出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための提出先の取組及びその成果

WFP は、上記戦略目標①～⑤に基づき、様々な国で支援活動を展開・実施しており、2024 年6月の執行理事会年次会合で 2023 年の活動成果報告として、CRF で定めたマネジメント成果毎の KPI に基づき、国別戦略計画(の実施状況)、緊急時への備え及び対応、運営管理、サプライチェーン、予算・支援プログラム、財務、人事、安全対策等の評価が行われた。国別戦略計画においては、ドナーからの提出が支援目標実現に必要な予算の約5割に留まったという予算的制約等もあり、アウトプット達成率が 67%(目標 85%)、アウトカム達成率が 52%(目標 75%)となった。その他組織管理の指標においては、内部監査による勧告への未対応案件の増加等改善の余地がある指標等もあったも

の、緊急事態への対応、人事（不正防止研修の徹底等）、財政管理等について目標値を超える（または近接する）良い評価となった。

WFP の取組・活動成果として、2023 年には約1億 5,200 万人に食料支援を提供した他、国連人道航空サービスを通じて、人道支援要員及び物資の輸送に貢献した。分野ごとの 2023 年の主な成果は以下のとおり（2024 年の事業成果は 2025 年6月頃に発表される予定）。なお、食糧援助規約に基づく食糧援助や、本件拠出金の一部を用いて、日本産食料を通じた支援を実施し、途上国の食料安全保障の改善に貢献するとともに、日本国内の農業及び漁業の振興にも貢献している。

【食料支援】

紛争、自然災害、経済的ショック等の影響を受ける1億 5,200 万人に対して、食料支援を提供（当初の目標は1億 5,050 万人。達成度は 101%）。特に、紛争の影響を受ける、アフガニスタン、イエメン、ソマリア、南スーダン、エチオピア、ウクライナ等、二国間支援が困難な環境下においても、現地の食料ニーズに対応するべく、迅速に活動を実施した。

【母子栄養支援】

母子・乳幼児の栄養改善のための支援を展開。2023 年には、53 か国で 2,700 万人に対して、栄養改善および栄養不良予防支援を提供（当初目標は 3,380 万人であり、達成度は 80%）。

【学校給食支援】

学校給食を通じた子どもの教育及び栄養不足の解消に努めており、2023 年には 61 か国の 2,140 万人が裨益した（当初目標は 2,400 万人であり、達成度は 89%）。また、WFP は世界的な学校給食の普及・促進を目指す学校給食コアリション（105 か国以上が参加）の事務局を務めており、2022 年 10 月のフィンランドでの閣僚級会合、2023 年 10 月のパリ（フランス）での全加盟国・機関が招待された閣僚級会合（グローバルサミット）に続き、2024 年 10 月にはナイロビ（ケニア）でコアリションの中核であるタスクフォース国のみを招待した閣僚級会合が開催され、在ケニア日本国大使館が参加し、WFP との連携案件を含め、日本の学校給食支援の取組について説明した。WFP は事務局としてこれまで3回の閣僚級会合の成功裏の開催に寄与するとともに、引き続き、発展途上国での学校給食の普及に貢献している。学校給食コアリション加盟国や事務局を担う WFP 等の働きかけにより、学校給食プログラムの重要性等について、G7広島サミットの首脳コミュニケ及び「強靱なグローバル食料安全保障に関する広島行動声明」、2024 年の G20 リオデジャネイロ首脳宣言に記載された。

【自立支援・強靱性構築（小規模農家・生計・食料システム・気候変動対策支援等）】

自然災害や紛争からの復興時において、自立支援や再来する可能性のある自然災害への強靱性を高めるためにフード・フォー・アセット（労働の対価としての食料支援）等を通じて学校、道路、橋、井戸や灌漑設備等の整備を実施し、2023 年には 900 万人が裨益（当初目標は 1,250 万人であり、達成度は 72%）。377,000 ヘクタールの耕作地の改善、4,900 か所の地域菜園の設立、4,200 ヘクタールの緑化、7,200km 以上の道路の建設・改修、10,300 か所の水道等の公共設備の整備等が行われた。また気候変動対応支援で約 280 万人が裨益し、130 万人以上が小規模農家向け農業市場支援プログラムを受けた。

【輸送・通信支援】

人道支援機関を代表して、空輸サービスや人道支援物資備蓄倉庫等のロジスティクス、緊急通信サービスを提供。2023 年には、人道支援機関等の要望を受け、42 か国において 159 の人道支援機関の 421,773 トンの食料等の支援物資や 1240 万リットルの燃料の輸送を支援した。また、国連人道航空サービス（UNHAS）を通じて、2023 年には 647 機関・団体の 38 万人以上の人道・開発支援・外交団関係者等及び 4,500 トン以上の支援物資を空輸した。

【日本のレジリエンス確保に向けた取組】

日本支援の広報にも積極的に取り組んでおり、2024 年6月から 2025 年3月の間に、日本政府による支援を周知する 100 件以上の SNS 投稿や記事、ビデオを配信し、国内外に日本の支援・取組を発信した。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024年6月(日本の2023年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025年6月(日本の2024年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
直近の決算報告書は、評価対象期間における拠出先機関全体の決算をカバーするものである。日本の拠出は先方コア予算に充当され、2023年度通常拠出分約197万ドルは先方2023年会計年度の収入として計上されている。 紛争、気候変動、経済的ショック等の複合的要因により、飢餓に直面する人口が増加する中、決算状況に関しては、2023年の収入は前年から大幅に減少し91億2,370万ドル(2022年は過去最高の144億1,760万ドル)、支出は108億6,440万ドル(2022年は114億4,760万ドル)で、年末の決算額は17億4,070万ドルの支出超過(2022年は次年繰越額29億7,000万ドル)となった。超過分は過去の剰余金により蓄積された基金残高を活用する等して対応している。毎年11月に行われる執行理事会において、次年度の予算計画が承認され、6月の執行理事会において、前年の会計報告が行われている。 直近の決算報告書については、外部監査機関(ドイツ連邦会計検査院)及び監査委員会(Audit Committee: 5か国の代表によって構成)が監査を実施し、決算報告書が正確かつ適正に作成されている旨が確認されている。 外部監査の結果、WFPによる資金見通しの正確性の改善及び予算見通しの急激な増減が起こった場合のより適切な対応方針の策定、通年で起こる予算計画の変更(当初計画・承認後計画・承認版修正後の予算計画の3点)を比較可能な形で纏めた文書の作成、予算関連規則・マニュアルの更新、年次報告書の簡潔・明瞭化等を含む複数事項について新たな指摘・勧告がなされた。前年度から対応が求められていた82件の監査指摘事項・勧告に関しては、対応完了が35件、対応中が43件、4件は情勢変化によって勧告自体が無効となった旨が報告された。 また、国連合同監査団(JIU)による監査も受けており、2025年2月の執行理事会ではWFPから、合計29件の勧告の内16件の対応が完了し、残り13件の勧告についても対応を進めている旨報告されている。 WFPは組織運営や活動における不正防止や適切性を担保するために、WFP内部に倫理室、オンブズマン事務所、評価室(Office of Evaluation)、監察官室(Office of Inspector General)を設置し、それぞれ調査・報告等を行っている。中でも評価室、監察官室については毎年執行理事会に直接報告書を提出している。監察官室による2024年6月の報告によれば、2023年のWFPのガバナンス、リスク管理、管理プロセス等の評価を実施した結果、WFPの戦略及び運営上の目的達成を妨げるような重大な問題点はなかったことが確認されている。 監査官室の一部を成す査察調査室(Office of Inspections and Investigations: OIGI)の報告によれば、WFPは、不正リスク管理の強化に取り組んでおり、OIGIによるアウトリーチやコミュニケーションの強化、OIGIのこれまでの不正対応等を通じた信頼感の向上により、WFPでは内部通報が可能な環境が醸成されており、2023年にはパートナー機関等によるものを含む152件の不正・腐敗やハラスメント等が立証された。WFPは評価シート1-6や3-2に記載のとおり、2023年より1億ドル以上を投じて不正リスク管理をさらに強化する取組を実施し、執行理事会や非公式会合を通じて日本はじめドナー諸国に定期的に進捗を報告している。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	

3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)

【戦略計画及び計画の実施体制の整備】

2-1(1)に記載のとおり、現行の戦略計画(2022-2026)と、2022年に発表した、同戦略計画を実行に移すためのオペレーションツールである、組織成果枠組み(CRF)により、透明性のある形での成果実績の測定が可能となっている。また、2024年11月の執行理事会で同CRFの改訂が行われ40の新たなプログラム指標が取り入れられた。

戦略計画の実施に必要な個別政策の更新が随時行われており、2023年11月の執行理事会では①レジリエンス(強靱性)強化、②学校給食プログラム、③気候変動対策、の3つの政策の更新が承認された。

WFPは、事業国ごとに5か年の国別戦略計画を策定しており、CRFにあわせた基準や目標の達成に必要な予算を算定、計画的な予算執行を担保すると共に、各国事務所が実施した事業成果及び予算執行割合等の情報を一元的に各ドナー向けに報告しており、事業国ごとでも、透明性のある形で説明責任を果たしている。

【リソース、財政、予算等に関するWFPマネジメントプランの整備】

WFPは限られた資金の中で必要な支援活動を効率的に実施するためのWFPマネジメントプラン(2025-2027)を2024年11月に策定した。本プランでは、より戦略的なボトムアップ型の予算編成やベースライン活動(組織運営に必要な最低限の活動)の優先順位の明確化、ドナーからの拠出金の組織運営費に充てられる資金の割合、戦略的財政手法等を定めることにより、柔軟で迅速な支援の実施を可能とするとともに、WFPの財政に関する透明性の向上に寄与している。

【更なる改善に向けた取組】

3-1(4)に記載のとおり、WFPは、内部に独立した評価室と監察官室を有している他、監査委員会と外部監査機関による監視を受けることとなっており、運営上の課題の特定及び改善に向けた体制が整っている。

3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。

【エチオピアにおける人道支援用食料の不正流用の概要】

2023年4月にAP通信の報道等により、エチオピア北部におけるWFPや米国国際開発庁(USAID)の支援物資の横領・不正転売等が報じられWFP、USAID、エチオピア連邦政府等が独自に調査を開始。5月、調査で不正が確認されたとしてUSAID、WFPは北部ティグライ州での食料支援を停止、6月には支援停止をエチオピア全土に拡大させた。

【WFPの対応ぶり】

WFPは2023年3月に監察官室による調査を開始し、2025年5月までに全ての最終報告書を策定。調査の結果、WFP職員による支援食料の不正流用への関与を裏付ける証拠は確認されず、一部受益者が食料以外の生活必需品購入のため支援食料を市場で売却したこと等が報告された。

【WFPによる再発防止策の導入】

食料不安に直面する脆弱な人々が多いエチオピアにおいて支援を再開するため、WFPは様々な取組を抜本的に見直し、適切な裨益者選定プロセス強化、モニタリング強化、食料の調達から最終配布までの管理強化、個別食料バッグ毎のマーキング管理、GPSトラッキングの強化、NGOや協力団体のマネジメント管理、難民支援のWFPによる直接実施等の再発防止策を策定し、ドナー国に説明の上、試験的支援を2023年7月末より実施、これまで不正の再発は報告されていない。

WFPはエチオピアでの事案を教訓とし、高リスク31か国での支援についても1億ドル以上の資金を投じ、不正防止の取組を強化し、紛争等の人道危機の最前線においても最大限不正を防止すべく、支援フレームワークの改善に努めている。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
50	55	57	54	58	4	2,589
備考	2024 年の日本人職員数は、2024 年6月の執行理事会で発表された、2023 年 12 月 31 日時点の職員数として いる。					
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
3	3	3	3	3	0	192
備考	2024 年の日本人職員数は、2024 年6月の執行理事会で発表された、2023 年 12 月 31 日時点の職員数として いる。					
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重 要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
2025年3月のダガシュ事務局次長訪日時の松本外務大臣政務官との表敬時及び外務省との政策協議実施時にそ れぞれの機会を捉え日本人職員の増強を働きかけており、WFPも日本の要請に理解を示し、協力する姿勢を示してい る。 継続的な働きかけの結果、日本人職員数は、着実に増加している。日本人の専門職職員の総数は、58名となっ ており、そのうち、半数以上が、P4またはP5レベルとなっている(P4が21名、P5が10名)。その58名のうち、約7割が女 性であり、女性活躍という日本政府の方針にも一致する。 またメーリングリストなどで、日本人に特定された求人情報の発信なども行い、JPOをWFP内で採用するため、JPO タレントプールと呼ばれるロスター制度や、フィットプール制度と呼ばれる外部公募のロスター制度を設けるなど、スキ ルの高い人材発掘にも工夫を行っており日本人の正規登用の促進にも貢献している。2025年1月にはWFP日本事務 所主催の「国連WFPキャリア・オンライン・セミナー」を開催、約80名が参加した。 東京国際大学(2024 年5月、50 名参加)、創価大学(2024 年5月、550 名参加)、國學院大學(2024 年6月、52 名参 加)、上智大学(2024 年6月、316 名参加)、東京女子大学(2024 年7月、268 名参加)、東洋大学(2024 年7月、11 名 参加)、横浜市主催の「横浜からアフリカにつながる学生プロジェクト」(2024 年 11 月、89 名参加)、学習院大学(2024 年 12 月、93 名参加)、法政大学(2025 年1月、292 名参加)で開催されたキャリアセミナーや講演に際しては、WFP 日 本事務所代表をはじめとする WFP 職員が講師として参加した。 加えて、横浜市国際機関実務体験プログラム参加学生による機関訪問(2024 年9月、3名参加および 2025 年2月、 2名参加)、創価大学法学部フィールドワーク(2024 年8月、9名参加)等の WFP 日本事務所訪問の受け入れや玉川 学園主催の「玉川学園・頌栄女子学院模擬国連のためのオンライン質問会」への参加(2024 年 10 月、12 名参加)、横 浜商業高校での講演(2024 年 11 月、33 名参加)を通し、日本人の学生や若者へも積極的なアウトリーチがなされ、外 務省が掲げる国連における日本人職員増強戦略にも貢献している。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
A	s	a	a	b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 拠出金	
2 拠出先の名称	
国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	
3 拠出先の概要	
1949 年 12 月、国連総会決議 319(IV)により設置決定。本部はジュネーブ(スイス)。東京に駐日事務所を置く。①難民に対する国際的な保護の付与、②難民・国内避難民等に対する水、食料、住居、教育等の生活支援の提供、③難民の自発的帰還、現地定住もしくは第三国定住による恒久的解決を図ることを目的とする。また、条約に基づき、無国籍者保護への活動を実施しているほか、国際的な人道支援枠組みに基づき国内避難民支援も実施。	
4 (1)本件拠出の概要	
本拠出は、UNHCR の事業実施経費及び人件費等に充てられる。本件拠出金を通じ、脆弱な立場に置かれやすい難民・国内避難民等に対して、法的、物的両面での保護・救済を支え、難民問題の恒久的解決および国内避難民支援に貢献することを目的とする。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 1,213,581 千円	
2024 年: 日本の拠出率 2.4%(拠出順位 7 位) 参考: 米国 42.1%(1 位)、ドイツ 6.8%(2 位)、EU 5.5%(3 位)	
2023 年: 日本の拠出率 3.1%(拠出順位 4 位) 参考: 米国 39.0%(1 位)、ドイツ 9.0%(2 位)、EU 5.4%(3 位)	
2022 年: 日本の拠出率 2.9%(4 位) 参考: 米国 37.5%(1 位)、ドイツ 9.2%(2 位)、EU 4.4%(3 位)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局 緊急・人道支援課、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅳ 経済協力: 政府開発援助(二国間)又は多国間の開発協力を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献し、これにより我が国の平和と安全の維持、一層の繁栄の実現といった国益を確保すること」、「施策 VI-1 経済協力」、「個別分野2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」を達成するための達成手段の一つと位置づけている。(令和6年度外務省政策評価書)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

UNHCR の難民支援活動は、日本の重要外交課題である人間の安全保障にかかる実践に大きく貢献するもの。また、UNHCR の活動は、人道的見地だけでなく、地域の安定の観点からも重要であり、日本が重視する「自由で開かれたインド太平洋」や「中東の平和と安定」、「アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ」などの取組に大きく貢献している。

- ・ UNHCR は、人道危機の初期段階で発生する避難に対する迅速な対応、庇護申請や帰還にかかる各国の能力及び体制強化等、他機関では対応できない難民保護の専門性を有する機関である。

- ・ また、UNHCR は、難民支援に関する世界最大規模の国際会議である「グローバル難民フォーラム」(4年毎に開催)を主催している。2023 年 12 月に開催された第2回会合に日本は共催国のひとつとして参加。会合に出席した上川外務大臣から、難民・避難民への対応を考える上では「女性・平和・安全保障」(WPS)の考え方が不可欠であり、日本として、国内外の難民・避難民の自立や受入国の負担軽減に向けて各国のニーズに対応した支援を実施するとともに、国際社会の団結と協力に向け、「人道・開発・平和の連携(HDP ネクサス)」を推進するプラットフォームを打ち出した。

- ・ 紛争や迫害などにより避難を余儀なくされている人は、2024 年6月時点で約1億 2,260 万人に上り、第二次世界大戦後最大規模となっている。また、近年の人道危機が長期化・複雑化する傾向にあることから、難民問題に対する国際的な負担と責任の共有が急務であり、日本としてその責務を果たしていくことが人道支援に対する姿勢を示すこととなり、重要である。

- ・ 人道状況が悪化しているミャンマー、スーダン、アフガニスタン等、日本による直接的な二国間支援が困難な国において、UNHCR は難民・避難民支援の迅速な実施を通じて、日本の二国間支援を補完する重要な役割を果たしており、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な社会の実現のための日本の取組を実施面で支えている。日本は、UNHCR を通じて難民支援の最前線への支援を実現させており、UNHCR への拠出は、日本が世界各地の人道危機への支援に貢献することを可能とし、また人間の安全保障や HDP ネクサスの促進といった日本の政策的重要事項の促進が図られている。

- ・ 2022 年2月以降のロシアによるウクライナ侵略により、欧州で第二次世界大戦後最大規模の難民・避難民(2025 年4月時点の世界のウクライナ難民数 691 万人)が発生し、深刻な事態が継続する中、UNHCR は難民・国内避難民の保護、シェルター支援、食料や医療サービスの確保等の人道支援を、ウクライナ及び周辺国政府やドナー政府等と連携して進めている。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

- ・ 1979 年以降、日本は UNHCR の意思決定機関である執行委員会(110 か国で構成)のメンバーであり、年1回開催される執行委員会(第 75 回執行委員会を 2024 年 10 月に開催)に出席している他、年3回開催される定例会合(常設委員会、2023 年6月、9月、2025 年3月に第 90 回～92 回を開催)にも出席し、UNHCR の組織や活動にかかる意見を反映させている。また、UNHCR では 2,000 万ドル以上の拠出を行う主要ドナーのみを対象とした非公式ドナーグループがあり、UNHCR の活動や組織等に関する最新状況の説明や議論を行う場となっており、日本も積極的に参加して意見を述べている。

- ・ また、日本は、UNHCR 主導の下、2023 年 12 月に開催された第2回グローバル難民フォーラムの共催国の一つ(その他の共催国は、コロンビア、フランス、ヨルダン、ウガンダ)として参加し、日本が重視する HDP ネクサスのマルチ・ステークホルダー・プレッジ(MSP)を打ち出し、国際社会においてリーダーシップを発揮する機会となった。各国政府や国際機関、民間企業、市民社会の代表等が難民問題の解決に向けて協議するプラットフォームとして機能しているグローバル難民フォーラム共催国として、日本が引き続き継続的に難民問題に真摯に取り組み、国際社会の一員としての責任を果たしていることを示している。特に、日本は HDP ネクサス MSP のイニシアティブを活用し、UNHCR 等との連携の下ラウンドテーブルの主催(2024 年に3回、2025 年は5月までに2回)等を通じ、HDP ネクサス促進の国際的議

論において主導的役割を担っている。このように難民保護や人道支援に関する国際的な協力枠組みの策定プロセス及びその実施に向けたフォローアップにおいて、これまでの難民支援の取組を通じて蓄積された日本の経験と、上記1-1(1)の目標の達成に向けた日本の意向を反映させる機会となっている。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

- (1) 2024年11月、グランディ国連難民高等弁務官が訪日し、以下の会見等が行われた。
- ・ 秋篠宮皇嗣同妃両殿下による御引見では、両殿下から、厳しい環境の中で活動する職員や関係者の活躍に感謝の意が表された。
 - ・ 岩屋外務大臣との会談では、世界の難民・避難民が1億人を超えた危機的状況における人道支援とともに、日本が重視する人道・開発・平和の連携に向けて、UNHCRとJICA(国際協力機構)との連携の進展を確認。また、持続可能な支援のため民間セクターなど多様な連携についての意見交換を行った。
- (2) 尾池在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使は、グランディ高等弁務官、クレメンツ副高等弁務官と懇談し、中・長期的な視点からの難民支援について意見交換を2024年10月、11月他複数回行った。
- (3) 2025年4月、日・UNHCR政策協議が行われ、日下部国際協力局審議官がクレメンツ副高等弁務官と深刻化する難民・避難民問題に対応する上で、人道・開発・平和の連携(HDPネクサス)の推進、JICA、企業、NGOを含む様々なアクターとの連携強化の重要性等についても議論し、日・UNHCR間の協力を一層強化していくことを確認。また、クレメンツ副高等弁務官は松本外務大臣政務官と会談を行い、深刻化する難民・避難民問題に対処するための人道支援をとりまく状況や日本人職員等について意見交換を行い、日本とUNHCRとの協力を一層強化していくことで一致した。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本のNGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

【市民社会の難民支援への参加(グローバル難民フォーラム)】

- ・ 2023年12月の第2回グローバル難民フォーラム(GRF)のフォローアップの一環として、宣言(プレッジ)を表明した約55のアクターによる進捗状況や好事例について情報共有する機会を設けると同時に、難民支援の輪をさらに広げるべく、外務省との共催のもと「日本グローバル難民フォーラムネットワーク」を発足。2024年9月には第1回会合を、2025年4月には第2回会合を(国連難民副高等弁務官の参加のもと)開催。

【民間との連携】

- 2024年、日本の民間によるUNHCR支援額は総額95億6572万円。世界第三位。
- ファーストリテイリング社との連携では、衣料支援をはじめ、自立支援、難民雇用、緊急支援、学校での啓蒙活動、チャリティTシャツ・キャンペーンの実施といった幅広い活動を世界で継続展開。バングラデシュにおける自立支援プロジェクトに2024年9月から2025年2月まで、同社の社員2名が現地参画し、2022年のプロジェクト開始以降773名が縫製研修を修了。
- 富士メガネは2024年6月に17回目のアゼルバイジャン視力支援ミッションを実施(1983年からは通算39回目)。
- 豊田通商との連携では、ウガンダ、カメルーンにて自動車整備訓練プログラムのパイロット事業を継続し、難民の自立を支援。
- ソニーグループ株式会社によるバングラデシュおよびアフリカでの保健衛生、水へのアクセス改善支援、富士通株式会社によるデジタル教育を含む教育支援など支援の取り組みが進んだ。2024年11月には、国連難民高等弁務官がソニーグループ株式会社、富士通株式会社を訪問し、難民支援における民間企業との一層の連携を要請。2025年4月の副高等弁務官来日時には、難民支援におけるテクノロジーの活用を含め、日本企業や経団連との協働の可能性について協議。

- 2024 年7月、経団連1%クラブ会合に UNHCR 駐日代表が登壇。人道支援活動への日本企業の一層の関与を呼びかけた。
- 国連 UNHCR 協会は、2024 年9月に企業の CSR・社会貢献活動担当者を対象としたセミナーを開催し、42 法人が参加。企業との連携の可能性等を議論。
- 国連 UNHCR 協会は、賛同企業 10 社の協力のもと 2024 年 11 月に「第 19 回難民映画祭」を開催。のべ 4,025 人が参加。メディア 122 媒体に取り上げられた。スピンオフプロジェクトである「難民映画祭パートナーズ」では、30 法人が上映会を企画・実施。

【NGO との連携】

- UNHCR は NGO と国連機関の協議体である日本 UNHCR・NGO 評議会(J-FUN)を共同運営し、2024 年も定例会を2か月に一回継続開催。勉強会では現地から UNHCR 職員がブリーフィングを実施し、プロジェクト実施を計画する NGO 向けに、現地のニーズやパートナーとなるステップにつき最新情報を提供。
- ジャパン・プラットフォーム(JPF)の事業審査分科会への審査委員としての参加を継続。また 2025 年3月に JPF と共同で勉強会を開催し、日本の NGO が UNHCR のパートナーとなるステップや要件等について情報を提供。
- 2024 年にブリッジ エーシア ジャパン(ミャンマー)、2025 年にピースウィンズジャパン(ケニア、南スーダン)とパートナー契約のもと連携し、水衛生環境の向上やシェルター改善の支援等を実施。

【地方自治体との連携】

- 駐日代表・副代表による自治体首長との意見交換(計 15 回)、テレビ・新聞等の地元メディアによる取材対応を通じて情報発信を強化。
- 平和首長会議については、「平和首長会議ユース」による UNHCR 本部への訪問を受け入れた他、国際機関として初めて国内総会にブースを出展。
- 自治体職員対象のセミナー参加自治体数は、2022 年 10 自治体から 2024 年 29 自治体に増加。
- 「世界難民の日」ブルーライトアップ事業への自治体参画数は 2022 年 14 から 2024 年 24 に増加。
- UNHCR によるグローバルキャンペーン「Cities #WithRefugees」に新たに 4 自治体が加わり国内参画数は合計 19 になり、広域自治体としては、東京都に次いで二番目となる神奈川県が参画。さらに 2025 年には、豊島区、熊本市が参画予定。
- 「難民 x 自治体」事業として、映画上映と難民の背景を持つ人によるトークイベントを組み合わせた活動を実施。2024 年 11 月に松江市で実施し、2025 年6月には世田谷区で実施。
- 2022 年構築された瀬戸内市によるふるさと納税をつかった UNHCR への寄附スキームは事業3年目となり、これまでの寄附総数は 1,693 件、寄附総額は 4020 万円(実質寄附額は諸経費を除いた 1,770 万円)。

【教育機関等との連携】

- 合計 15 の国内の大学と連携し、難民高等教育事業(難民奨学金事業)を継続実施。2025 年3月時点でのべ 120 名以上が本事業により大学に入学。また、2020 年以降、民間の財団の支援を通じて難民向け専門学校教育事業(難民奨学金事業)を継続実施。2025 年3月時点で 10 名が本事業により専門学校に入学。
- 日本の大学、キャリアフェア等において、世界の強制移動の問題、UNHCR への就職等につき職員が定期的に講義を提供(2024 年6月から 2025 年5月末までに 30 回)。小中高を対象にした啓発活動は国連 UNHCR 協会を通じて、55 校約 5,625 人へ実施。2024 年6月及び 2025 年5月には人事院公務員研修所にて、各年で本府省採用の職員 115 名を対象に「国際行政の現場」について、また、2024 年 12 月には防衛省防衛研究所で自衛隊員、省庁幹部職員等約 40 名を対象に「難民問題の現状」について講義を実施。

【ユースとの連携】

- 2024 年5月にボーイスカウト日本連盟、国連 UNHCR 協会と三者で締結した包括連携協定に基づき、8月には福島県で、9月には栃木県で、小学生から若手社会人向けに啓発セミナーやワークショップを実施。

- 「ユースなんみんプラットフォーム」と連携し、継続して大学生延べ約 80 人とともに多様な啓発活動を実施。2024 年6月には中野区の協力のもと、「なんみんとつながる Days」を開催し、難民の疑似体験による学びの機会を提供。
- 新たに若手社会起業家育成を目指した取組を開始。2024 年6月に「ビジネスの視点で難民問題にアプローチ！」と題しワークショップを開催し、続いて 12 月に UNDP 主催の「Youth Co:Lab ソーシャル・イノベーション・チャレンジ 日本大会 2024」で難民問題の解決を目的とした事業に対する「UNHCR 賞」を授与。200 名上のユースの積極的な参加を得た。

【国会議員との連携】

- 衆・参全議員を対象に、UNHCR 議員連盟(超党派、議員 45 名により構成)と勉強会を共催。高等弁務官、副高等弁務官訪日時の特別会合(2024 年 11 月、2025 年4月)および勉強会(2025 年5月)を開催し、世界の人道危機及び民間連携の情報共有、国内 NGO との意見交換等を行った。2024 年 11 月の特別会合は議員約 25 名が参加、2025 年4月の特別会合は約 20 名、5月の勉強会には約 25 名の議員が参加し、世界の難民が増加する中で日本の支援、人道・開発・平和の連携、長期的な視点からの対応の重要性について意見交換を実施。

【JICA との連携】

- 2001 年より継続している職員人事交流を引き続き実施。2024-25 年は引き続きウガンダ、ブルキナファソ、バングラデシュ、ヨルダン、ザンビア、ブラジル、アフガニスタン、ケニア、ウクライナ周辺国等の支援で連携し、「人道と開発と平和の連携(HDP ネクサス)」の実践に貢献。2024 年5月の副高等弁務官、11 月のグランディ高等弁務官訪日時には今後のさらなる連携強化のために協議。2025 年5月クレメンツ副高等弁務官訪日時にも意見交換を実施。
- JICA との MOC に基づく「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム (JISR)」事業において、シリア難民の留学生としての受け入れに関して JICA に協力を提供(2017 年以降合計 154 名が来日)。「シリアと日本の架け橋へ」という広報教材(動画)の作成に協力。

【UNHCR 親善大使、その他著名人と連携した取り組み】

- UNHCR 親善大使 MIYAVI と、国内外の活動、SNS での発信などを通じて連携を継続。2023 年 12 月に日本政府・JICA が開催した HDP ネクサス・サイドイベントに登壇。2024 年6月には難民事業本部(RHQ)で行われている第三国定住難民の研修を視察、その交流などの様子が UNHCR のホームページや SNS、YouTube に掲載された。
- 2024 年6月の「世界難民の日」に向けた特別企画として、「難民のものがたり展」を企画・開発。難民をテーマにした書籍を、著名人による紹介文とともに紹介。展示のスタートにあたり、CCC(カルチャ・コンビニエンス・クラブ)と連携し、蔦屋書店二子玉川店にてイベントを開催。多数のメディアに取り上げられ、その後、全国の自治体や図書館、学校などでの展示が実現。
- 「第 19 回難民映画祭」のオープニング上映会を TOHO シネマズ六本木ヒルズで開催。テレビ、新聞・雑誌、ラジオ、ウェブメディア、約 500 媒体で取り上げられた。また、著名人に応援メッセージを依頼し、新しい層への難民問題の周知を図った。
- 劇作家・演出家で教育者の平田オリザ氏が学長を務める芸術文化観光専門職大学との共同プロジェクトとして、「誰一人取り残さない社会」の醸成に必要な「他者理解」やコミュニケーション技術について学ぶ「演劇ワークショップ型教材」を、難民を題材に開発。映画監督の深田晃司氏、俳優の二階堂ふみ氏の協力を得て、映像教材は 2025 年2月に完成。期間中5つの高校で模擬授業を実施済みで、今後多くの学校・生徒への拡大を図る。

【民間・自治体等との連携】

- 国内外から 100 万人近くが来場する「瀬戸内国際芸術祭 2025」(4月 18 日開幕)に向けて、香川県が組織する芸術祭実行委員会と共催で、写真家ホンマタカシ氏による作品制作を企画。石橋財団、ウェスレー財団、グッチ

によるプロジェクト参画を得て、バングラデシュ、コロンビア、日本に暮らす難民・国内避難民の姿や旅路に焦点を当てた写真・動画作品を制作。全 107 日間の会期を通じ、難民問題に対する関心や理解向上をはかる。民間企業やユースなどを巻き込んだ関連イベントも予定。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

2024 年5月に開催された日 UNHCR 政策協議において、世界各地の難民・避難民、ホストコミュニティ、受入国への支援の在り方について議論を行うとともに、人道・開発・平和の連携(HDP ネクサス)の実現に向けた議論を実施。また、日本の拠出金を通じた UNHCR の活動におけるレジリエンスの確保について、様々な機会を通じて働きかけを実施した。加えて、グランディ高等弁務官の訪日時や、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部レベルでの意見交換を通じ、UNHCR 側は、HDP ネクサスの実現に資する形で、より広範なパートナーシップの構築を企図して、政策(sustainable response/持続的対応)の策定とその実施に向けて尽力している。

また、アフリカの人道危機に備え、対応する現地の人道支援従事者の能力強化の一環として、2024 年に新たな訓練プラットフォーム「アフリカ e センター」を立ち上げた。同プラットフォームのアフリカ向けへの拡大は、2023 年 12 月の GRF の際に、上川外務大臣の働きかけをきっかけとしたものであり、2025 年3月には本年の初回となる研修が開始された。このように、日本の働きかけをもとにして、UNHCR によって国際場裏で重要となっている人道要員の保護に資する訓練が実施されている。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)拠出金は UNHCR が難民・国内避難民の保護、人道支援の提供などといった活動を行うことで、(1)好ましい保護環境の実現(保護)、(2)安全な環境における基本的権利の実現(支援)、(3)コミュニティのエンパワメントとジェンダー平等の実現(エンパワメント)、(4)解決策の確保(解決)という戦略目標を達成し、緒方貞子元国連難民高等弁務官が主導して日本が推進してきた人間の安全保障の概念・理念を、最も脆弱な立場におかれている難民・国内避難民に対する支援で具現化することを達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である多国間の開発協力を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献し、これにより日本の平和と安全の維持、一層の繁栄の実現といった国益の確保や、普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現に貢献している。

UNHCR は、基準2のとおり、「保護」等に対し、約 1,930 万人(うち 700 万人が子ども)が 163 か国で保護支援を提供等といった効果を上げている。また、「支援」においては、避難を余儀なくされた人々数百万人に直接支援を提供し、住宅、清潔な水、医療、教育、清潔な調理用燃料、雇用などの状況を改善するための活動を提供し、810 万人が非食料援助物資を受けとった。1,460 万人が UNHCR による医療サービスを受け、290 万人がシェルターと住居支援を受けるなどの効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。さらに、副高等弁務官は 2024 年 10 月に行われた第 75 回執行委員会(ExCom)において、マネジメント改革の進捗について、業務変革プログラム(BTP)を通じて非効率な紙ベース業務を廃止し、国連機関の中でもいち早く完全にクラウド移行を実現。人工知能(AI)の導入による支援のスマート化。60 以上の AI 活用事例(ユースケース)と 30 以上のチャットボットを導入し、人道支援活動を向上。予測分析を活用することで、迅速かつデータに基づいた意思決定を行い、セキュリティ、適正手続き、データ保護基準を遵守している。データを活用した対応力の向上。オリオン・アナリティクス・センター(UNHCR のデータ分析センター)は、2022 年にはゼロだった組織横断的な自動データ処理件数は、2024 年には 1,770 万件に拡大した。UNHCR の複数の基幹システムからのデータを一元化・精査し、年齢、性別、多様性の視点を取り入れることで、支援配分を最適化し、包括的かつ個別対応型の支援を実現している。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-(1)のとおり、今次報告期間中、全体の職員数の大幅な減少により、日本人職員数も減少している一方で、幹部職員(D ランク)においては UNHCR 全体での数は減少する中、日本人職員数は1名増加しており、過去数年間にわたり幹部職員数を順調に伸ばしている

2024 年 11 月、グランディ国連難民高等弁務官の訪日に合わせて、UNHCR 国会議員連盟(UNHCR 議連)による特別会合が開催され、グローバル難民フォーラムのフォローアップへの期待が示されるとともに、多くの国会議員による UNHCR への理解と支持が示された。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

- ・ UNHCR は、難民に関するグローバル・コンパクト(GCR:世界で増え続ける難民・避難民への対応として、2018 年 12 月、国連総会にて採択された難民支援の新しい国際的な枠組み)が掲げる4つの目標(①難民受入国の負担軽減、②難民の自立支援、③第三国での解決策の拡大、④安全で尊厳のある帰還環境整備)の実現に向けた国際社会の連携をリードしており、2019 年 12 月には第1回グローバル難民フォーラム会合を、2023 年 12 月には第2回会合を開催し、各国政府や国際機関を始めとするパートナーによる難民支援に関する宣言(プレッジ)を取りまとめた。
- ・ また UNHCR が GCR の実現に向けて策定した事業戦略(UNHCR 戦略的指針 2022-2026)では、次の8分野を重点課題分野に指定している: 1)混合移動(mixed movements)を含む、国際的な保護の実施、2)支援対象者への UNHCR の説明責任の強化、3)性と性差に基づく暴力(SGBV)への対応の強化、4)第三国定住、補完的経路へのアクセス拡大、5)開発パートナーとの関係強化、6)国内避難民に対する取組の強化、7)無国籍問題への取組の強化、8)気候変動のインパクト軽減。
- ・ より詳細な年間計画である Global Appeal 2023 とその報告書 Global Report 2023 は、以下に示す4つの上位戦略目標と 16 の成果目標を示しており、GCR や SDGs、政府開発計画との関連を明確にしている。

上位戦略目標

- (1)好ましい保護環境の実現(保護)
- (2)安全な環境における基本的権利の実現(支援)
- (3)コミュニティのエンパワメントとジェンダー平等の実現(エンパワメント)
- (4)解決策の確保(解決)

成果目標

- (1)領土へのアクセス、登録、書類
- (2)難民認定
- (3)保護政策および法律
- (4)ジェンダーに基づく暴力
- (5)児童保護
- (6)安全と司法へのアクセス
- (7)コミュニティへの参画と女性のエンパワメント
- (8)健康と基本的ニーズ
- (9)持続可能な住居と居住地
- (10)健康的な生活
- (11)教育

(12) 清潔な水、衛生設備、衛生

(13) 自立、経済的な包摂、生計

(14) 自発的帰国と持続可能な社会復帰

(15) 再定住と補完的経路

(16) 現地への社会統合およびその他の現地での解決策

以上の戦略的目標に加え、世界的な取り組みとして、a) 国内避難民支援、b) 無国籍者支援 c) 気候変動への対応、d) 開発機関との連携、e) 影響を受けた人々へのアカウンタビリティ(AAP)の促進の5つを重点的強化分野としている。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2023年は、新たに43の緊急事態に対応。グローバルレベルでは、108のオペレーションにて1,266のパートナーと協力し、136の国・地域において122.6百万人の難民、避難民、無国籍者等を支援した。2-1(1)に示した4つの上位戦略目標における主な成果は次のとおり。(なお、2024年は、新たに発生した26緊急事態を含めて、43緊急事態に対応)。

【保護】

- 紛争や迫害、災害等により移動を余儀なくされた人々など約1,930万人(うち700万人が子ども)が163か国で保護支援を受けた。
- 255万人の難民登録、180万人の生体認証登録を完了したほか、45の難民・避難民等の発生している状況においてSGBVに対応する保護支援を提供した。
- 避難を余儀なくされた人々および無国籍の人々を保護するために、彼らの権利を擁護し、各国が1951年難民条約、その1967年の議定書、無国籍者条約、およびその他の関連する国際文書に沿った法律と政策を整備するよう働きかけた。法的に認められた身分証明書や資格を持つ人々の数が増加しただけでなく、国際文書に沿った法的枠組みが整備されている国が2022年よりも増加した。法的に認められた身分証明書または資格を有する人(無国籍者)の推定割合は2022年の97%から2023年99%へ増加。
- 過酷な状況下に置かれたチャドに逃れるスーダン人などを含め、新たに255万人を登録。世界的に庇護申請者の数が増加する中、各国の難民認定審査を支援、また、約50か国でマンドート難民認定審査を行い、全体の審査待機時間を短縮した。また、パートナー団体と協力して避難を余儀なくされた人々に法的助言を提供。180万人の生体認証登録を完了。
- 全体の72%の国事務所で、難民や避難民、無国籍者を対象としたジェンダーに基づく暴力(GBV)被害者向けの支援サービスを提供。45の避難状況において性暴力に対する対応を主導し、安全な場所、トレーニング、およびサバイバーのケース管理を行った。また、7百万人の子どもたちに保護支援を提供し、保護者のいない子どもや養育者から分離された子どもたちを支援し、子どもに優しい手続きをサポートし、初の「子どもの保護に関する政策」を完成させた。また、4万1千人の高齢者と48万人の障がい者に対して対象を絞った支援を提供した。

【支援】

- 避難を余儀なくされた人々数百万人に直接支援を提供し、住宅、清潔な水、医療、教育、清潔な調理用燃料、雇用などの状況を改善するための活動を行った。避難を余儀なくされた人々の貧困率が多くの場合ホスト国の貧困率を大きく上回るという状況の中で、UNHCRは110か国以上で730万人に7億6,000万ドル以上の資金型支援を行い、約810万人が非食料援助物資を受けとった。1,460万人がUNHCRが支援をする医療サービスを受け、290万人がシェルターと住居支援を受けた。就学については、高等教育レベルでは、難民の就学率は7%となり、世界平均をはるかに下回るものの、2019年の1%から大幅に向上した。
- 避難や無国籍状態が何十年にもわたって続く人が多い中、UNHCRは政府に対して、難民や庇護申請者を人道支援に頼らせ続けるのではなく、国家のシステムやサービスへ組み込むよう働きかけた。結果、強制移動がますます

ます開発問題として認識されてきており、580万人の難民および庇護申請者が政府の社会保障プログラムの恩恵を受け、難民の67%が合法的に働く権利を持ち、2021年の52%から増加した。UNHCRの難民の金融包摂を促進する努力も実を結び、より多くの人々が銀行口座を開設することができるようになり、地域経済への参加が可能となった。

- 栄養失調状態にある5歳未満の子ども 約19.1万人に対して適切な治療を行った。また、29カ国の難民・避難民に水・衛生サービスを提供した。また、緊急事態への対応として、72か国に支援物資を届け、810万人が裨益した。

【エンパワメント】

- 難民主導の組織、難民のイノベーション、難民の若者、女性のリーダーシップおよび意思決定への関与を支援。UNHCRの76の国事務所によって実施された参加型評価には、約4万8千人が参加。20の事務所は、避難をしているLGBTIQ+の人々との関与を促進し、63の事務所は、支援を通じて、彼らのニーズに応えることを目指した。ホットライン、ヘルプウェブサイト、ソーシャルメディアで、双方向のコミュニケーションを提供し、人々が安全に生活し、法的権利を知り、自分自身と家族のために最善の決定をするのに役立つ情報を提供。136か国のヘルプサイトには1,000万人の訪問を記録しており、少なくとも3万件について支援の紹介を推進した。UNHCRはまた、「デジタルゲートウェイ」を立ち上げ、対面サービスからより多くのデジタルサービスへの移行を始めた。
- UNHCRの Refugee-led Innovation Fundが22か国で27のイニシアティブに対して贈られた。Global Refugee Forum 2023に、難民・避難民や無国籍の背景をもつ人、320人以上が参加。これには、「難民・避難民及び無国籍者による組織とのパートナーシップに関するタスクチーム」の諮問委員会のメンバーも含まれる。

【解決】

- UNHCR支援による第三国定住は大幅に増加し、2023年は9万6千件以上の難民の第三国定住を支援した。地域連携を支援し、将来的な帰還にむけた基盤を築き、中央アフリカにおける解決支援プラットフォームの創設を手助けした。また、難民の社会統合を促進し、2023年には農業用地へのアクセス、財産権、自立の機会などにおいて顕著な改善が見られた。ケニアでは、今後10年間で難民居住地を地域社会に統合する重要な戦略的転換であるシリカ計画の立ち上げを支援した。無国籍、国内避難、気候変動と強制移動の関連性などに関する統計につき、政策立案者や開発関係者が利用できる証拠基盤を強化するために戦略的に投資した。グローバル難民フォーラムは世界的連帯の強さを示し、強制移動および無国籍に取り組む決意を、今後4年間で成果をもたらす実際の行動に変えた。2023年に国籍を付与された無国籍者の数は32,150人、640万人の難民が在留資格を付与されるか、在留資格が確認された。
- 2023年に、第三国定住で定住先に出発した難民・庇護希望者は15,870人。その他、640万人が受入国での在留資格を獲得し、約100万人の難民が帰還を果たした。

また、重点強化分野として行った主な活動と成果は以下の通り。

【気候変動への対応】

- 2021年のUNHCRの「気候変動対策の戦略的枠組み」に基づき、UNHCRは2023年に新しい「気候変動対策の重点分野戦略計画 2024-2030」を策定し、UNHCRの気候変動対策における役割を強化した。また、近年の緊急事態からの教訓と広範な協議に基づいて、新しい「緊急事態準備と対応に関する政策」を発表した。この新しい政策は、気候関連およびその他の自然災害によって引き起こされた緊急事態へのUNHCRの関与を明確にし、そのような関与に関する戦略的決定を準備段階で行うことの重要性を強調した。
- 洪水、サイクロン、干ばつなどの気候関連の緊急事態に対応するために6000万ドル以上が集められ、その大部分は2023年初頭のパキスタンでの洪水への対応に充てられた。

- 2010 年を基準にして 2030 年までに自らの直接的な環境負荷と温室効果ガス排出量を少なくとも 30%削減するという目標に向けて順調に進んでおり、太陽光サービスの提供に関する5つのグローバル商業契約を結び、75 の事務所ででのエネルギー評価が完了した。
- 難民・国内避難民が気候変動の影響を大きく受け、また避難先で災害に遭遇するリスクも高いことから、UNHCR は各国の気候変動適応・緩和を支援する気候基金との連携を強化し、2024 年には「緑の気候基金(GCF)」との間で協力覚書を締結した。

【無国籍者に対する支援】

- 2026 年までに無国籍の削減と予防、および無国籍者の保護において革新的かつ測定可能な変化を達成することを目指し、「2023-2026 年戦略計画:無国籍問題に対する取り組みの強化」を発表した。無国籍に関する法的および政策的枠組みを強化するよう提案し、技術的支援や援助を提供。14 の国々が無国籍を防止および削減するために法律、政策、手続きを改善し、いくつかの国々(モルドバ、北マケドニア、キルギス、バハマなど)は、子どもが無国籍として生まれないように、親から無国籍を引き継がないようにするための法的改正を導入した。2023 年、コンゴ共和国は無国籍に関する二つの条約の締約国となった
- 2023 年多くの国で無国籍問題につき前進が見られた。ケニアは正式にベンバ族を民族コミュニティとして認め、約 7,000 人がケニアの身分証明書を取得。カザフスタンは 1,622 人の無国籍者に市民権を確認し、ウズベキスタンは 4,993 人の無国籍者を市民として認めた。2023 年には、フィリピンとインドネシアとの共同プロジェクトの第一段階が終了し、フィリピンに住むインドネシア系の 8,745 人の国籍確認が行われた。タンザニアでは、無国籍のリスクがある 3,300 人以上がタンザニアの国籍を取得。2014 年に始まった無国籍終結キャンペーンの開始以来、55 万人以上の人々が国籍を取得。2023 年には、無国籍または国籍不明の 32,150 人が国籍を取得または確認した。
- 2024 年6月からは、日本政府からの国際機関連携無償資金協力を通じて UNHCR はフィリピン「バンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域」において無国籍住民のデジタル出生登録等に取り組んでいる。

【国内避難民支援】

- 30 か国以上で国内避難民の支援活動を行った。現金支給を重要な保護ツールとして継続し、2023 年は、200 万人以上の国内避難民に対して3億 500 万ドルを支給。InterAction と共に保護の中心性に関するタスクフォースを共同主導し、人道的対応において保護が優先され、リーダーシップの責任が強化されるよう努めた。また、2023 年に新しい「緊急事態準備と対応に関する政策」を発表。国内避難の状況を含む緊急事態への UNHCR の対応を強化した。この政策は、危機の開始時から持続可能な解決策の追求を強調し、当局の主要な責任とコミュニティ自身が果たす重要な役割を強調している。2023 年4月にスーダンで紛争が勃発した際、新しい緊急事態準備と対応に関する政策を直ちに実行に移し、コミュニティの能力と自立を迅速に強化した。

【影響を受けた人々へのアカウンタビリティ(AAP)】

- 2023 年に UNHCR は、影響を受けた人々への説明責任(AAP)に対する組織全体のコミットメントを強化するため、5か年の AAP 計画の4つの柱(1、運用および地域支援、2、能力構築とツール、3、調査と提唱、4、保護のリーダーシップと調整)に沿って活動を実施した。540 人の UNHCR およびパートナーのスタッフが計画の実施方法を学ぶためのトレーニングに参加。ヨーロッパでは、2022 年 12 月に開始されたウクライナ対応の地域コンタクトセンターがハンガリーとポーランドで運用され、1 日あたり約 300 件の電話に対応。情報提供、保護が必要な人々の特定と紹介に加えて、詐欺、性的搾取、虐待の申し立てに関連するケースの安全な報告の方法としても機能した。UNHCR のエジプト、イラク、ヨルダン、レバノン、リビアのコンタクトセンターは、フィードバック、資金型支援、登録、第三国定住、保健、法的保護のニーズをカバーする 100 万件の問い合わせに対応。UNHCR のデジタル変革戦略に沿って、デジタルツールの展開を拡大し、情報をよりアクセスしやすく、使いやすくする努力を強化し、個人が最適な方法で UNHCR にフィードバックを提供できるようにした。2023 年には、アフリカ、アジア、中

東、ヨーロッパの 31 か国がヘルプサイトを立ち上げた。年末時点で 136 か国でヘルプサイトが存在し、約 1,000 万人の訪問者を記録し、これらのデジタルチャネルを通じて少なくとも3万件の支援の紹介が行われた。

【開発機関との連携】

- 2023 年、UNHCR は「開発関係者との連携戦略」を策定。この戦略は、開発関係者とのパートナーシップを深め、その専門知識を活用し、財政的および技術的な資源を活用して、影響を受けた人々とその受入国の利益のために取り組むことに焦点を当てている。1) 保護と包摂に対するコミットメントの増加、2) 公共サービスへの公平なアクセスの改善、3) 経済活動と雇用機会の増加、4) 自立して安全に暮らせる地域への難民と国内避難民の自発的な帰還の増加の4つの主要な目標がある。2023 年のグローバル難民フォーラムでは、これらの目標に向けた新たな重要なコミットメントが含まれる様々なプレッジがなされた。日本とUNDP が主導し、72 のパートナーが支援するマルチステークホルダー・プレッジでは、強制移動を解決するための人道・開発・平和のネクサスアプローチの効果的な推進が求められた。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024 年9月(日本の 2023 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025 年9月(日本の 2024 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	

UNHCR の 2023 年の収入は 4,707.3 百万ドルで 1,360.1 百万ドル(22%)の減少。支出は 5,297.4 百万ドルで前年とほぼ同等。収入減少の主因はウクライナ危機への任意拠出の減少。任意拠出は全体収入の 96%で、前年から 24% 減少の 4,534.6 百万ドル。全体的に主要財政指標は依然として強固なレベルにある。世界的な支援ニーズを基に算出した必要額は 109.3 億ドル。

2023 年決算に対する監査において、国連会計監査委員会(BOA)は、財務諸表は、すべての重要な点において、2023 年 12 月 31 日現在の UNHCR が管理する任意拠出金の財務状況およびその年度の財務業績とキャッシュフローを、国際公共セクター会計基準(IPSAS)に従って、公正に表示しているとし、UNHCR の財務は依然として健全であり、高い流動資産を保持していると結論付けた。

UNHCR では、高等弁務官が、UNHCR の財務規則に則り、UNHCR の資源と資産を保護しながら、組織の目標と目的を達成するための合理的な保証を提供するように設計された内部統制システムを確立し、維持する責任を負っており、このシステムによりリスクを特定、管理している。内部統制は組織のすべてのレベルで行われており、日常業務に組み込まれている。また、組織のすべてのレベルで実施される統制に加えて、以下、1) 内部監視サービス事務所(OIOS)、2) パートナーによるプロジェクトに対する監査、3) 独立監査監視委員会、4) 監察総監室による強固な監査システムが設置されている。

1) 内部監視サービス事務所(OIOS) : OIOS は、UNHCR の内部監査を実施し、2023 年には 19 件(現地事務所の監査 10、地域事務所の監査2、本部の監査7)の報告書を発行。

2) パートナーによるプロジェクトの監査 : UNHCR は、パートナーによるプロジェクトの監査を重要な管理ツールとして使用し、リスクベースの監査アプローチを適用している。グローバルで独立した信頼できる監査サービスを調達し使用している。また 2021 年には、1,200 を超えるパートナー団体によるプロジェクト実施に関して、UNHCR は包括契約を結ん

でいる外部監査法人数を4社から8社に増やした。この変更により、監査サービスの競争入札の機会が増え、プロジェクト監査証明のプロセスが効率化され、質が高く時宜になった報告書提出へと改善された。

3) 独立監査および監視委員会: 独立監査及び監視委員会は、関連するベストプラクティス、業界標準、並びに UNHCR に適用される財務および職員規則に従い、高等弁務官と執行委員会が監視責任を果たすことを支援している。2023 年には3回のセッションを開催し、作業計画とその実施、内部及び外部の監査報告、調査、評価、並びに戦略的監視機能が議論された。2023 年9月に常任委員会に年次報告書を提出。

4) 監察官事務所: 監察官が率いる独立した内部監視機関。監察官事務所は、UNHCR の運営と本部活動の効果的かつ効率的な管理を支援し、監視機能間の一貫性を促進する。調査サービスと戦略的監視サービスの2つの活動で構成されており、不正行為の調査や重要な監視事項の管理者への通知を行っている。

なお、2024 年の MOPAN による評価では、UNHCR の任務は強力であり、その人道主義的原則と国際難民法へのコミットメントと焦点は、戦略的優先事項と活動に一貫したもの。組織の分権化と包括的な組織改革はすでに実を結んでおり、UNHCR の戦略的方向性を支え、複数年の展望に向けた道筋をつけていると評価している。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)

3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)

UNHCR は 2016 年から大幅な組織・業務改革を進めてきた。2024 年 10 月には「国境をこえて(Beyond Borders)」を発表し、過去8年間の改革について報告。副高等弁務官は同 10 月に行われた第 75 回執行委員会(ExCom)において、報告書にふれ、改革の進捗について、グローバル・コンパクトに沿って業務を近代化し、効率性、機敏性、協力、包摂性を強化したと報告した。2024 年を含めた8年間の主な達成は以下のとおり。

- 再生可能エネルギーへの移行を進め、特に気候変動の影響を受けやすい地域において、オフィスからの排出量の 80%を太陽光発電によって削減することを目標としている。この5年間の取り組みにより、オフィスの炭素排出量を年間 60~90%削減できる見込み(ジュネーブとニューヨーク間の往復航空便 15,152 回分に相当)。同時に最大 25%の財政的節約も可能となる。
- 難民・避難民に重要な情報を提供する「ヘルプ」ウェブサイトのネットワークを構築。2016 年にコスタリカの 1 つのサイトから始まったが、2024 年までに 141 か国に拡大し、1 年で 1300 万人に情報を提供。
- グローバル資産処分サービス(GDS)を通じて、15 の国連機関と連携し、車両や発電機などを再利用することで、過去 10 年間で国連システムに2億 1,000 万ドル以上の収益をもたらした。収益は、国連機関の各種支援活動に使用。
- 「制裁スクリーニングボット(自動チェックシステム)」を開発。WFP(世界食糧計画)および UNICC(国連情報通信技術機関)と連携して共同開発されたボットは、何十億件ものチェックを実施し、世界的な制裁への準拠を確保し、国連全体の財務的健全性を保護している。
- 難民主導のソリューションを支援。「難民主導イノベーション基金」を通じて、33 か国で 40 以上の難民主導団体に対し、200 万ドル(約2億円)の資金を提供。これにより、レジリエンスと持続可能な成果を築く「社会全体による取り組み」を促進。2024 年のプロジェクトには、女性の雇用促進と食料不安の解消を目的としたマラウイでのアクアポニク農業や、エクアドルでの経済統合を促進するためのデジタルハブなどがある。
- 全世界で 1,700 万人の難民に対応するために、2023 年、全難民登録システムをクラウドに移行。これにより、15,000 人以上のユーザーが 135 の拠点で一日当たり 10 万人の難民・避難民を支援することが可能となった。
- 完全にデジタル化を実現。業務変革プログラム(BTP)を通じて非効率な紙ベース業務を廃止し、国連機関の中でもいち早く完全にクラウド移行を実現。

- 人工知能(AI)の導入による支援のスマート化。60以上のAI活用事例(ユースケース)と30以上のチャットボットを導入し、人道支援活動を向上。予測分析を活用することで、迅速かつデータに基づいた意思決定を行い、セキュリティ、適正手続き、データ保護基準を遵守している。 - 危機の予測精度の向上。高度なリスク分析システムにより、2023年には紛争による緊急事態の80%を予測し、72時間以内に100万人分の支援物資を動員した。 - データを活用した対応力の向上。オリオン・アナリティクス・センター(UNHCRのデータ分析センター)は、2022年にはゼロだった組織横断的な自動データ処理件数を、2024年には1,770万件に拡大した。UNHCRの複数の基幹システムからのデータを一元化・精査し、年齢、性別、多様性の視点を取り入れることで、支援配分を最適化し、包括的かつ個別対応型の支援を実現。 - ジェンダー平等の達成。2022-24年ジェンダー平等行動計画を通じて、2024年国際的な職位において男女の平等を完全に達成し、国連システム全体のジェンダー平等戦略に沿った重要な成果を達成。 また、2023年決算において国連会計監査委員会(BOA)から、財務管理及び予算管理、大規模キャンプ管理等について主要な勧告を行っており、BOAによる以前に行われていた58の勧告のうち34件(59%)が完全に履行済み、21件(36%)について引き続き対応中。
3-2(2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
該当なし。

評価基準4 日本人職員・ポスの状況等

4-1 日本人職員・ポスの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
77	80	81	79.33	75	-4.33	4271
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
5	6	7	6	8	2	182
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
UNHCRは、外務省担当課との定期的な連絡の下、JPO採用等の広報や、日本人職員の増強について積極的に取り組んでいる。クレメンツ副高等弁務官が松本外務大臣政務官と会談を行った際、深刻化する難民・避難民問題に対処するための人道支援をとりまく状況や日本人職員等について意見交換を行い、日本とUNHCRとの協力を一層強化していくことで一致した。UNHCRは、難民支援の現場で活躍する日本人JPO、元JPOによる、ビデオメッセージ、またメディアへの露出を通じて、難民支援の実際の仕事の様子や、やりがいなどにつき積極的に伝える機会を設け、日本人職員増強に向け、志願者のすそ野を広げる活動を実施した。外交青書2025には、JPO派遣開始50周年のコラムに、						

伊藤礼樹緊急対応・保安・供給局局长 (UNHCR駐日代表)がJPOの経験を寄稿している。2024年10月には、上智大学における国際機関・国際協力キャリア・ワークショップに伊藤礼樹氏が参加。基調講演、ワークショップへの参加を通じて、日本人のキャリア構築に寄与。

また、UNHCRは、「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」を通じた日本人国連ボランティアの受け入れも積極的に行い、将来的なUNHCRへの採用も見据えた、難民支援分野での人材育成に貢献している。

今次報告期間中、全体の職員数の大幅な減少により、日本人職員数も減少しているものの、幹部職員 (Dランク) においてはUNHCR全体での数は減少する中、日本人職員数は1名増加しており、過去数年間にわたり幹部職員数を順調に増やしている。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合 (「N/A」とする場合)、評価対象としない (「N/A」とする) 合理的理由

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B+	a	c	b	a

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)拠出金	
2 拠出先の名称	
国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)	
3 拠出先の概要	
1948 年のイスラエル独立に伴う第一次中東戦争の結果発生したパレスチナ難民の救済を目的として、1949 年 12 月に国連総会決議により設立(マンデートは3年毎に更新)。本部機能はアンマン(ヨルダン)。ヨルダン、シリア、レバノン、ヨルダン川西岸地区及びガザ地区に居住するパレスチナ難民に対して、保健・医療、教育、食料援助等の不可欠なサービスの提供を担っており、パレスチナ難民の救済を専門的に行う唯一の機関。駐日事務所はない。	
4 (1)本件拠出の概要	
UNRWA は、141 の保健センターや 708 の学校を運営しつつ、ヨルダン、シリア、レバノン、ヨルダン川西岸地区及びガザ地区に居住し、UNRWA に登録されているパレスチナ難民に対し、保健・医療、教育等の支援を実施しており、本拠出金は、UNRWA の保健・医療、教育等の事業経費及び人件費等の一部に充てられる。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 47,582 千円	
補正予算等を含めた 2023 年の日本の拠出額は約 48.5 百万ドルであり、拠出率は 3.3%(拠出順位:6位) 参考:米国 28.83%(1位)、ドイツ 14.54%(2位)、EU 8.21%(3位)、フランス 4.26%(4位)、スウェーデン 3.34%(5位)。	
2022 年 日本の拠出率 2.6%(6位)参考:米国 29.3%(1位)、ドイツ 17.2%(2位)、EU 9.7%(3位)	
2021 年 日本の拠出率 4.3%(5位)参考:米国 28.5%(1位)、ドイツ 14.9%(2位)、EU 9.9%(3位)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局 緊急・人道支援課、在ラマツラ出張駐在官事務所(対パレスチナ日本政府代表事務所)	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 VI 経済協力:政府開発援助(二国間)又は多国間の開発協力を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献し、これにより我が国の平和と安全の維持、一層の繁栄の実現といった国益を確保すること」、「施策 VI-1 経済協力(施策レベル)」、「個別分野2:普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」の下に設定された中期目標「自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった

普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う。」(令和6年度外務省政策評価書)、また、令和5年度外務省政策評価事前分析表の、「基本目標 1 地域別外交」、「施策 1-5 中東地域外交」、「個別分野 1 中東地域の安定化に向けた働きかけ」、「測定指標 1-1 中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果」(より具体的には、「令和5年度目標」の「3 「パレスチナの経済的自立のための支援」)を達成するための手段と位置づけている。

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

1948 年 以来の パレスチナ 問題の 政治的 な 解決 が 実現 しな い中、多くの パレスチナ 難民 は 引き続き 経済的 困窮 を 極めて おり、日本 は、コミュニティ との 間の 強固 な 信頼 関係 の 下、パレスチナ 難民 に対して 保健・医療、教育、食料 援助 等の 不可欠 な サービス を 提供する UNRWA の 活動 を、日本の 国際 貢献 の 基本 理念 である 「人間の 安全保障」に 大きく 貢献 する もの、また、1-1(1)の 外交 政策 目標 (①自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全社会の実現のための支援、②パレスチナの経済的自立のための支援) 達成 への 貢献 として 重視 している。特に 2023 年 10 月 7 日以降のイスラエル・パレスチナ情勢によってガザ地区の人道状況が深刻化の一途をたどる中、UNRWA は自ら大きな犠牲を払いつつ(職員 310 人以上が死亡、311 以上の施設が損壊又は破壊)、ガザ地区の避難民に対して、人道支援物資の搬入制限の影響等を受けながらも最大限可能な範囲で、食料、水、医療サービスの提供といった人々の生命に直結する人道支援を行っており、極めて重要な役割を果たしている(紛争の拡大・深刻化により、UNRWA はより人道支援に注力せざるを得ず、5つの活動領域(ガザ地区、ヨルダン川西岸地区、ヨルダン、レバノン、シリア)のうち、ガザ地区における「パレスチナの経済的自立のための支援」(教育や職業訓練を実施)が困難な状況が続いた。また、ヨルダン川西岸地区における「生活向上の機会増進」や「包括的で公平な質の高い基礎教育」(職業訓練校や学校運営)については、2025 年 1 月末のイスラエル政府による移動制限や UNRWA の活動を大幅に制限する法案(UNRWA 関連法)の施行等もあり、一部活動の実施が制限されている。)

上述の国際社会による共通認識でもある UNRWA の極めて重要な役割に鑑み、イスラエル議会(クネセツ)において、UNRWA の活動を大幅に制限する法案が審議されていたことに対し、2024 年 10 月 27 日、日本は、カナダをはじめとする有志国と共に、本件法案に深刻な懸念を表明する外相共同声明を発出した。

2024 年 10 月 28 日、イスラエル議会(クネセツ)が UNRWA の活動を大幅に制限する法案を可決した際、グテーレス国連事務総長は声明を発出し、UNRWA はパレスチナ難民にとって必要不可欠な支援を提供する主要機関であり、UNRWA を代替可能な機関はないとして、UNRWA の重要性を訴えている。日本も 10 月 29 日、同法案が可決されたことについて、深刻な懸念を表明する旨の外務大臣談話を発出。同談話では「我が国は、1953 年以降、UNRWA への拠出及び UNRWA と連携したパレスチナ難民支援を行ってきています。UNRWA は、ガザ地区のみならず、中東地域全域における数百万人ものパレスチナ難民への支援において、人道支援の他、医療、教育等において必要不可欠な役割を果たしています。」と UNRWA の重要性・必要不可欠性が明示されている。10 月 30 日には、国連安全保障理事会によって報道声明が発表され、同法案の可決に対する深刻な懸念及び UNRWA の重要性・非代替性が示された。

2024 年 12 月 11 日、国連総会において、UNRWA の任務を全面的に支持する決議案が提出され、日本を含む 159 か国の賛成多数で採択された。山崎国連日本政府代表部大使からも投票後の声明において、UNRWA は 200 万人以上のパレスチナ難民に対する人道支援を提供する屋台骨であり、UNRWA を支え・維持していくことが必要であり、ガザ地区の停戦後の復興においてもパレスチナ難民の尊厳を再構築する上で不可欠な役割を果たすであろう旨国連総会の場において述べている。

イスラエルによる上記国内法案可決及び国連総会の上記決議案可決後の 12 月 26 日には、日・イスラエル外相電話会談が行われ、岩屋外務大臣からサアル・イスラエル外相に対して、イスラエル議会で可決された UNRWA の活動を大幅に制限する法律についての深刻な懸念を伝達した。

日本の国会においても UNRWA の重要性に言及する質疑は度々行われており、一例として 2024 年 12 月 18 日の衆議院・外務委員会の阪口議員の質問に対し、岩屋外務大臣から、「UNRWA は、ガザ地区だけではなくて、中東地域全域における数百万人ものパレスチナ難民への支援において、人道支援だけでなく、医療、教育において必要不可欠な役割を果たしていると思います。人道状況の改善には、UNRWA や、その他の国際機関による支援活動が可能な環境が持続的に維持、確保されることが重要でありまして、我が国は、イスラエル政府に対して、そのことを強く求めています。」との UNRWA の必要不可欠性に触れる答弁がなされている。また、石破総理大臣からも 2025 年 2 月 12 日の参議院・本会議で福山議員の質問に答え、パレスチナ難民支援において UNRWA は不可欠な役割を担っている旨の答弁をしている。

2023 年 10 月以降の紛争が激化するガザ地区では、多様な国際パートナーが緊密に連携して人道支援活動を行っており、WFP や UNICEF 等は、UNRWA とコミュニティとの強固なネットワークを活用して、それぞれ食料の供与や衛生用品の配布等を行っている。こうした国際パートナー間の連携において、UNRWA は「屋台骨」として不可欠かつ代替不可能な役割を引き続き果たしている。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は、1972 年から、UNRWA がその任務を遂行する上で必要な助言を与え支援する機能をもつ諮問委員会 (Advisory Commission, 29 か国で構成) のメンバーであり、諮問委員会会合 (例年 6 月と 11 月に開催、2024 年も 6 月と 11 月に開催) や、諮問小委員会 (不定期開催。報告期間中に 5 回開催)、また、国連総会下の UNRWA 財政作業部会 (10 か国で構成) への参加を通じて、UNRWA の運営に関する重要な決定プロセスにおいて、日本の意向が反映されるよう影響力を保持している。

さらに、2024 年 4 月の UNRWA への拠出停止の解除に際し設置した「日本・UNRWA プロジェクト管理・モニタリングメカニズム」においては、日本政府、UNRWA が参加するプログラム理事会を開催することとしており、本評価期間中の 2024 年 10 月及び 2025 年 5 月に同理事会を開催し、日本拠出プロジェクトの適正な実施の確保に日本政府と UNRWA が協力して取り組んでいる。定期的な同理事会の開催を通じて、日・UNRWA 間で直接、日本の意向を伝達できる機会を確保している (3-2(2) 参照)。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

2023 年 5 月、高円宮妃久子殿下と承子女王殿下が、奥山駐ヨルダン大使とともに、UNRWA と難民キャンプに暮らすパレスチナ難民への連帯と支援の気持ちを示すため、アンマン新キャンプを御訪問された。

2023 年 10 月、ラザリーニ UNRWA 事務局長が訪日。上川外務大臣との会談では、日・UNRWA パートナーシップが 70 周年を迎えたことに触れつつ、引き続きパレスチナ難民支援において緊密に連携していくことを確認するとともに、UNRWA の財政状況について意見交換した。また、会談冒頭に同席したガザ地区出身の中学生から、科学者になりたいとの夢が紹介され、これに対し上川外務大臣から、その夢が叶うことを願うと激励した。さらに、木原内閣官房副長官はラザリーニ事務局長の表敬を受け、パレスチナ難民支援における UNRWA の役割は、人道的要請と中東の安定の両方の観点からこれまで以上に重要になっている旨述べた。

2023 年 11 月、ヨルダン訪問中の上川外務大臣は UNRWA 本部を訪問。ラザリーニ事務局長からガザ地区の人道状況や UNRWA の現状や課題について説明があり、上川外務大臣からは、引き続き UNRWA をしっかりと支援していきたい旨述べた。

2024 年 2 月、パレスチナ訪問中の辻外務副大臣は、ラザリーニ事務局長と会談。2023 年 10 月 7 日のイスラエルへのテロ攻撃に UNRWA 職員が関与したとの疑惑を受け、日本として、UNRWA への拠出を一時停止せざるを得ないとの判断に至ったことに関し、UNRWA において、ガバナンスの強化を含め、適切な対応がとられることを求めるとともに、パレスチナ難民の人道状況が深刻化していることへの懸念を改めて共有し、国連内部監査部 (OIOS) による調査や第三者検証の進捗状況、他のドナー国の動向等を踏まえつつ、引き続き緊密にコミュニケーションをとっていくことを確認した。

2024 年3月、安全保障理事会閣僚級会合出席のためニューヨークを訪問した上川外務大臣は、グテーレス国連事務総長と会談した際に、ガザ地区の人道状況や、UNRWA に関する OIOS による調査や第三者検証、UNRWA 自身のガバナンス強化に向けた取組について議論し、引き続き日本と国連が緊密に連携していくことで一致した。同月、上川外務大臣は、訪日したラザリーニ事務局長と会談した際、UNRWA への拠出金は、日本国民の税金を原資とする貴重なものであると述べた上で、UNRWA のガバナンス強化に関して、日本の支援がいかなるテロ活動にも使われないことを確保する実効的な措置がとられることが重要である旨述べるとともに、UNRWA のアクションプランと日本との間の追加的措置(1-2、3-2(2)参照)を評価。

2024 年7月、石月国際協力局長とボウクリーUNRWA 副事務局長(プログラム・パートナーシップ担当)が日本において対面で会談し、日本の UNRWA への支援や教育の中立性確保の取組等について意見交換を実施。

2024 年7月、上村政府代表とボウクリーUNRWA 副事務局長が日本において対面で会談し、UNRWA 関連法やガザ地区の状況について意見交換を実施。

2024 年 10 月、第1回日・UNRWA プログラム理事会が東エルサレムで開催され、田口外務省国際協力局緊急・人道支援課長が共同議長を務めた。

2024 年 10 月、田口外務省国際協力局緊急・人道支援課長がボウクリーUNRWA 副事務局長とアンマンにおいて対面で会談し、UNRWA 関連法の影響等について意見交換を実施。

2024 年 10 月、田口外務省国際協力局緊急・人道支援課長がラザリーニ UNRWA 事務局長とアンマンにおいて対面で会談し、UNRWA 関連法の影響や UNRWA の対応等について意見交換を実施。

2024 年 11 月、清田 UNRWA 保健局長が石破総理大臣を表敬した。

2024 年 11 月にデ・メオ UNRWA 副事務局長(業務支援担当)と、2025 年1月にボウクリーUNRWA 副事務局長と、それぞれ田口外務省国際協力局緊急・人道支援課長が会談し、UNRWA の中立性の確保の取組や国際社会の UNRWA の支援状況等について意見交換を実施した。

2025 年5月、第2回日・UNRWA プログラム理事会がアンマン(ヨルダン)で開催され、田口外務省国際協力局緊急・人道支援課長が共同議長を務めた。また、ヨルダン滞在中に、ボウクリーUNRWA 副事務局長と面談し、日・UNRWA の連携強化に向け協議した他、翌週同課長とデ・メオ副事務局長がオンラインで会談し、第三者検証グループの提言を受けて策定されたアクションプランの進捗状況等について協議した。

2025 年5月、ラザリーニ UNRWA 事務局長が訪日し石破総理大臣を表敬。総理からパレスチナ難民支援を行う UNRWA への敬意及び日本としても、人道支援活動が可能な環境が持続的に確保されるよう取り組んでいく考えである旨述べたほか、日本と UNRWA が引き続き緊密に連携し、深刻な危機に直面するパレスチナ難民の支援に取り組んでいくことを確認した。同事務局長は岩屋外務大臣とも会談し、大臣から UNRWA は、中東地域におけるパレスチナ難民支援において必要不可欠な役割を果たしており、UNRWA を含む人道支援活動が可能な環境が持続的に確保されるよう、イスラエル政府への働きかけを含む外交努力を粘り強く行っていく旨述べるとともに、困難な環境下で活動する UNRWA にとって中立性は重要であり、UNRWA のガバナンス改善に向けた取組を、引き続き後押ししていきたい考えである旨述べたほか、引き続きパレスチナ難民の支援のための国際的な連携に共に取り組んでいくことを確認した。

2025 年5月、安藤外務省中東アフリカ局長と石月外務省国際協力局長はそれぞれ個別にラザリーニ UNRWA 事務局長と日本において対面で会談し、UNRWA 関連法の影響やパレスチナ難民の支援のための国際的な連携等について意見交換を実施した。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

UNRWA はドナーベース拡大に向けた取組の一環として日本における民間連携の拡大に取り組んでおり、UNRWA 渉外局内に民間連携促進に係るチームを設置し、日本の民間企業に対する働きかけを行っている。特に、日本のクラウドファンディング企業との協定の下、紛争下のガザ地区における UNRWA の活動を支援すべく民間の支援が活性化している。

UNRWA は日本における知名度・ビジビリティ向上のため、日本人職員トップである清田 UNRWA 保健局長自ら訪日時またはオンラインで様々なイベントに参加し UNRWA の支援活動を報告しており、2024 年 11 月 28 日には駒込平和教会で「ガザ…今、地上の地獄」と題する講演を行ったほか、同日には日本記者クラブにおいて会見を行い、ガザの危機的な状況を多数の報道関係者等に訴えた。また、2024 年中旬から 2025 年月上旬にかけて開催された複数回の超党派人道外交議員連盟の会合にもオンラインで参加し、最新のガザ地区を含むパレスチナにおける医療を含む人道状況や国際情勢等について、出席した国会議員、有識者、NGO 関係者等に説明を行った。

2024年11月、都内にて、「2024年度第31回読売国際協力賞 贈賞式」が開催され、清田UNRWA保健局長が受賞。同贈賞式には生稲外務大臣政務官が出席し、祝辞の中で、清田医師がこれまで世界保健機関(WHO)やUNRWAなどで30年以上にわたり保健医療支援に尽力されてきた貢献に敬意を表するとともに、清田医師の姿勢と行動は、国際協力を志す日本の若者たちの指針となる旨述べた。

2025 年2月には上智大学の東大作教授が統括する、「ガザの持続的平和と復興のために～UNRWA 清田明宏局長に聞く～」と題するイベントが開催され、清田 UNRWA 保健局長が最新のガザの人道状況等について学生や有識者等に講演を行った。

UNRWA には、今回評価期間において、渉外を担う日本人職員(コンサルタント含む)が1～2名在籍しており、本件抛出に係るビジビリティの向上について働きかけを実施している。UNRWA の[日本語ホームページ](#)では、活動報告やプレスリリース、イベント告知などが継続的にアップデートされている。

・2024 年6月 ヨルダン川西岸・ジェリコの難民キャンプにおける下水システム改善プロジェクト(完工式) [日本語の活動報告](#)

・2024 年6月 シリアにおけるパレスチナ難民の生活を支える日本の支援 [日本語の活動報告](#)

・2024 年 12 月 UNRWA 清田明宏保健局長、第 31 回読売国際協力賞を医療分野で受賞 [日本語のプレスリリース](#)

1-5 本件抛出に係る日本側の取組等

UNRWA を含む人道支援機関の活動の大きな制約となっているイスラエルによる人道支援物資の搬入制限等を改善すべく、2024 年 12 月の日・イスラエル外相電話会談において、岩屋外務大臣から、民間人保護と人道支援活動の一層の強化といった、国際人道法を含む国際法遵守を強く求めるとともに、イスラエル議会で可決された UNRWA の活動を大幅に制限する法律についての深刻な懸念を伝達し、人道支援活動が可能な環境の持続的な確保を求めた。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件抛出の貢献度に係る総括

国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)抛出金は UNRWA が5つの活動領域(ガザ地区、ヨルダン川西岸地区、ヨルダン、レバノン、シリア)でパレスチナ難民に対して保健・医療、教育、食料援助等の不可欠なサービスを提供することで脆弱なパレスチナ難民の生命や尊厳の保護を含む、パレスチナ難民の救済を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である①自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全社会の実現のための支援、②パレスチナの経済的自立のための支援に貢献することを目標としている。

UNRWA は、基準2のとおり、2023 年 10 月7日以降のイスラエル・パレスチナ情勢において人道支援に注力せざるを得ず、また、イスラエルによるガザ地区への物資搬入の制限や、UNRWA の活動を大幅に制限する法律の施行により、前年以上に活動の展開に著しい困難が伴い、本来の役割を十分に発揮できたとはいえない。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。3-2(2)のとおり、2024 年1月の UNRWA 職員によるテロ関与疑惑を受けて、UNRWA は組織・行財政マネジメントの改革を実施しており、これら改革は日本を含むドナー諸国の協力も受け、着実に前に進んでいる。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

UNRWA は、2023 年 1 月に「戦略計画 2023-28」([UNRWA Strategic Plan 2023-28](#))を公表し、パレスチナ難民の発展と保護ニーズに対応するための同機関のビジョンと目標を明確にした。6年間にわたる UNRWA の活動指針を示す同戦略計画は、支援活動及び事業管理業務の改善とパレスチナ難民の機会拡大に重点を置いており、それらを実現するための優先目標として、(1)国際法に基づくパレスチナ難民の権利の実現と保護、(2)健康的な生活、(3)包括的で公平な質の高い基礎教育、(4)毎日の営みに必要な生計機会の改善、(5)脆弱なパレスチナ難民への効果的な社会サービスの提供、(6)住居、水、衛生といった最も基本的なニーズの充足、(7)UNRWA のマンデートの効果的かつ責任ある遂行、の7つを掲げている。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

UNRWA の 2024 年の活動成果は以下のとおり。なお、2023 年 10 月 7 日以降のイスラエル・パレスチナ情勢において、UNRWA は人道支援に注力せざるを得ず、その5つの活動領域(ガザ地区、ヨルダン川西岸地区、ヨルダン、レバノン、シリア)のうち、ガザ地区における「パレスチナの経済的自立のための支援」(教育や職業訓練を実施)やヨルダン川西岸地区における「生活向上の機会増進」や「包括的で公平な質の高い基礎教育」(職業訓練校や学校運営)について、UNRWA が本来の役割を十分に発揮できたとはいえない。

特に、2024 年 10 月、イスラエル議会で UNRWA の活動を大幅に制限する法案が可決され、2025 年 1 月末に施行された結果、UNRWA の国際職員への査証が発給されず、職員の移動が困難となり、また、UNRWA による物資の搬入が困難となっている。2025 年 5 月には、UNRWA が東エルサレムで運営する教育施設6校が閉鎖された(このような事態に対して、日本を含む国際社会から累次にわたりイスラエル政府に対して、UNRWA やその他の国際機関による人道支援活動が可能な環境が持続的に確保されるよう強く要請してきている。)。UNRWA は、2025 年 1 月末以降も、現地職員等を通じ、ガザ地区を含め可能な限りの人道支援活動を継続しているが、同法の施行による新たな制限が加わったことで、活動の展開に著しい困難が伴っている。さらに、ガザ地区においては、2025 年 1 月 19 日の停戦合意の発効後、人道支援物資の搬入が大幅に改善されたが、UNRWA のみならず、全ての国際機関によるガザ向け物資の搬入が3月2日から 2.5 か月にわたり全面的に停止され、その後も搬入が制限される状況は続いている。

【2024 年の取組及び成果】

【権利の保護】

2024 年、UNRWA は引き続きパレスチナ難民の権利を促進し、彼らの生活に影響を及ぼす深刻な保護上の懸念に対応した。パレスチナにおける人道・保護環境状況の大幅な悪化に伴い、UNRWA による権利擁護のための外部関係者および義務負担者を対象とした保護介入の必要性が増大し、公式文書によるものも含め、アドボカシー介入の件数は前年 2023 年の 762 件から 992 件(どちらもガザを含まない実績)へ増加した。

【健康の維持】

2024 年、UNRWA はガザを除く4つの活動領域において、4,717,200 件の対面診察(前年は 4,343,831 件)を実施した(内女性を対象とする診察が 62.5%)。各医師の平均診療患者数は 71.62 名/日となった(73.75 人/日が目標値、ガザ地区を除く目標値)。ただし、ガザにおいては 7 か所の診療所を除き紛争の影響で活動が困難となったことからガザの実績については算出されていない。遠隔による医療相談の実施件数は 41,753 件となり、2023 年の 288,045 件から大幅に減少した。

【質の高い基礎教育】

UNRWA は小中学校等の運営を通じて、パレスチナ難民に基礎教育の機会を提供している。2024 年、イスラエル治安部隊(ISF)による軍事作戦や生徒・教師が避難を余儀なくされたことからガザ地区においては学校運営・教育機会の提供がほぼ不可能となった。西岸地区においても ISF の作戦や厳格な移動制限等により学校の頻繁な閉鎖を余儀なくされた。レバノンにおいてもヒズボラとイスラエルの攻撃の応酬により 2024 年の第4四半期に予定されていた新学期の開始が 12 月まで延期される事態が生じた。シリアも空爆が学校教育に影響を及ぼすこととなった。ヨルダンにおいては比較的安定していたが地域情勢の不安定化が一定の影響を及ぼした。

上記状況の中、ガザを除いた4つの活動領域の 423 校において、241,785 人の生徒(内女生徒が 125,386 人)に教育を提供した。

ガザ地区では、UNRWA が運営する避難シェルターの付近等において、非公式の教育や社会心理的支援を 53 万人(内 53%が女生徒)の児童に 500 人以上のカウンセラーを通じて提供した。また、2024 年8月からは緊急時の教育プログラム(EiE)を開始し、86 の簡易教育スペースで 18,000 人以上の生徒(60%が女生徒)に基礎的な国語・数学の指導、社会心理的支援を 900 人以上の教師を通じて提供した。また、12 月からは 7,000 以上のバーチャル教室において 26 万人以上の生徒に教育を届けることを目標とするプログラムを開始した。

【生活向上の機会増進】

UNRWA は8つの職業訓練校(VTC)(内2つはヨルダン・西岸地区の教員研修施設)を通じて、パレスチナ難民の高等教育へのアクセスを改善するとともに、労働市場ニーズに合致した職業訓練を提供しており、2024 年には、VTC に在籍する 7,668 人(内約 60%が女性)の学生に技術教育・職業訓練(TVET)を提供した。ガザ地区や西岸地区、レバノンにおいては紛争の影響を受け職業訓練プログラムの停止を余儀なくされたが、2024 年 11 月にはガザ地区の 550 人の生徒に対して途中で中断されていたコースの再履修を促した。西岸地区では移動制限により 1,759 名の生徒への訓練が中断され、レバノンにおいても 2024 年 10 月以降教育施設がシェルターへと用途変更され訓練が中断された。

【脆弱なパレスチナ難民への効果的な社会サービス(社会保障)の提供】

2024 年、困窮している脆弱層のパレスチナ難民への支援として、UNRWA は、基本的なフードバスケット、現金送金、電子キャッシュ・バウチャーなどの支援をガザを除く4活動地域の 309,100 人の脆弱層のパレスチナ難民に提供し、困窮を緩和した。またガザ地区においては 2023 年 10 月7日の紛争以降、現金へのアクセスの困難から現金支援は止まっていたが 2024 年 11 月に再開し 21,778 人が電子送金による支援を受けた。ただし、UNRWA の資金不足及び現地の高いインフレの影響を受け、これら裨益者は月に必要な最低限の生活費の約2割相当の額の支援しか受けられていない。

【住居、水、衛生等の基本的ニーズの充足】

UNRWA は、最も脆弱なパレスチナ難民のために、2024 年に 295 戸の標準的な住居(シェルター)を修復した(前年は 468 戸)。

【マンドートの効果的かつ責任ある遂行】

直接的にサービスを提供する UNRWA は、支援対象者であるパレスチナ難民への説明責任(AAP)の確保を重視しており、パレスチナ難民の公平・包括的な参加促進、対裨益者の双方向のコミュニケーションチャンネルの構築、裨益者からのより良いフィードバックシステムの開発等を含む新たな方針を 2024 年に策定し、2025 年から施行している。また、UNRWA は、内部監査局(DIOS)による監査結果として指摘された提言への対応等含め(詳細は 3-1(4)参照)、責任ある運営のために必要な組織の問題点の改善等に鋭意取り組んでいる。

【緊急支援】

2024 年に UNRWA は、上記取組に加え、ガザ地区やヨルダン川西岸地区での紛争の激化・人道状況の悪化に伴い発出した緊急アピールを通じて、両地区において食料、シェルター・避難所、医療、水・衛生、保護等の分野で脆弱なパレスチナ難民への支援を提供した。また、ヨルダン、レバノン、シリアでも、緊急アピールを通じて、食料支援、現金給付、保健、保護、教育・心理支援、生活必需品(NFI)の提供等の支援を行った。

紛争下のガザ地区においては、2024 年9月、2024 年 10 月～11 月、2025 年2月に、UNRWA、UNICEF、WHO がパレスチナ保健省と協力してポリオワクチン接種キャンペーンを実施。約 60 万人の子ども達が予防接種を受けた。
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024 年7月(日本の 2023 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025 年7月(日本の 2024 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
直近の決算報告書は、日本の令和5(2023)年度拠出金(600,234 ドル)を含む UNRWA 全体の決算をカバーするものである。なお、日本の通常拠出金は UNRWA のコア予算(Program Budget)収入として各年の予算に計上される。 UNRWA の 2023 年決算は、コア予算収入やノン・コア予算収入を含む 15 億 3,338 万ドルの総収入に対し、14 億 6,054 万ドルの総支出となり、7,284 万ドルの歳入超過となった。この収入の劇的な増加は、2023 年は民間からの寄付が前年の3倍に急増したこと等がその理由となっている。 UNRWA は国際公会計基準(IPSAS)に準拠しており、ドナーからの拠出に関しては、会計年度末に未使用の場合、標準会計処理とドナー契約に基づいて、未使用寄付金として貸借対照表に計上され、次年度に使途指定付きで使用するべく、自動的に繰り越されることとなっている。 直近(2023 年)の決算報告書に対しては国連会計検査委員会(Board of Auditors/BOA)による外部監査が行われた。その外部監査報告書(BOA 監査報告書(2024 年7月付))では、UNRWA の財務諸表の公正な表示に影響を与える可能性のある会計及び記録上の重大な欠陥は認められなかったとしつつ、財務・予算管理、資産・在庫管理、救援及び社会福祉事業の管理、人事管理といった様々な運営管理面での改善について勧告している。具体的には、ガザで損傷を受けた資産の現地調査とより適切な減損処理(現時点ではガザの建物・機材等約2億ドルを一括で残存価値0と査定している)、支援物資管理の改善(支援物資の使用期限等含め適切に把握・管理されていない)、死亡職員遺族への迅速な給付金支払い(118 名の死亡した職員遺族に支払われるべき 540 万ドルがガザで死亡証明書が発給されないことで未払いとなっている)、職員の雇用契約・形態の改善、支援対象者の適切な見直し、マイクロファイナンス部門のリスク管理(西岸地区及びヨルダン)やコンプライアンスの強化等の勧告がなされている。 UNRWA には、組織の中立性・透明性・説明責任を確保するため内部監査、調査、評価を実施する内部監査局(DIOS)が存在。DIOS は内部監査部門、調査部門、評価部門からなり、更に外部の立場から DIOS に諮問する監査諮問委員会(ACIO)が存在する(ドナーや外部有識者等で構成)。 直近の内部監査局報告書(2025 年5月公表)によれば、内部監査部門は、職員の補充まで平均 4.6 か月かかる等の人的リソースの不足が課題となったものの各種監査を遂行。監査では、UNRWA のガバナンス、リスク管理、統制プロセスに重大な弱点は見られなかったものの、実務面で引き続き改善の必要があるとの指摘がなされた。 調査部門は 2024 年、様々な疑惑に対する調査を実施。中立性違反に関しては、48 件の情報提供に基づく 173 人の疑惑を調査し、32 件の調査報告書を発出した。性的搾取・虐待(SEA)については 58 件の疑惑が受理され、前年の 38 件から大幅に増加した。調査の結果、17%が正式な調査対象となり、52%は情報記録に留まったほか、その他は管理的介入等が行われた。	

評価部門は、中央集約型及び分散型評価の実施や評価から派生した提言への対応状況のフォロー等を実施。2件の中央集約型評価から派生した 2024 年締切りの 12 件の勧告について、4件(33%)が期限内に対応が完了し、5件は対応期限を延長、1件は情勢変化により対応不要となり、2件は実施保留中となった。分散型評価から派生した 14 件の提言については、4件(29%)が期限内に対応が完了、1件が対応保留中、9件が対応中となった。これら提言への取組等の成果の一例として、ガザでの緊急支援対応に関する教訓が事務局長や幹部職員に発表・提示されたほか、ヨルダン事務所においてジェンダー平等に向けた行動計画が策定された。

UNRWA は DIOS による指摘等も踏まえ、改善に向けた各種取組を実施している。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)

3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)

3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。

2024 年1月の UNRWA 職員によるテロ関与疑惑を受け、UNRWA は以下の組織・行財政マネジメントの改革を実施している。これら改革は日本を含むドナー諸国の協力も受け、以下のとおり着実に前に進んでいる。

【テロ関与疑惑に関する国連の調査】

UNRWA 職員の 2023 年 10 月のテロ関与疑惑について、OIOS による調査結果の概要が 2024 年8月に発表され、調査対象になった 19 名について、9名が 2023 年 10 月7日の武力攻撃に関与していた可能性があることが示された。その全員が解雇され、うち1名は死亡している。これを受け、ラザリーニ事務局長は、中立性を含む国連の基本原則と価値観を引き続き堅持することにコミットするとともに、第三者検証の提言(以下参照)の履行に完全にコミットする旨のステートメントを発出している。日本政府も UNRWA の活動の重要性に鑑み、職員の研修を通じた中立性の確保等を含む同コミットメントの履行を後押ししている。

【第三者検証グループの提言と UNRWA の対応】

2024 年4月、上記テロ関与疑惑を受け、UNRWA の既存の制度・取組の過不足や適切性等を確認すべく国連が調査を委託した第三者検証グループ(議長:コロンナ元仏外相)の最終報告書を国連が公表。同報告書では、UNRWA は中立性の原則に重点を置きつつ、人道原則の遵守を確保するための相当数のメカニズムや手続きを確立しており、他の類似の国連機関や NGO よりも中立性に対するアプローチが発達していることが明らかになったが、このような強固な枠組みにもかかわらず、中立性に関する問題は根強く残っているとしつつ、以下の8つの分野において 50 項目の提言が行われた。

①ドナーとの連携強化

疑惑及び財政状況に関するドナーへの説明を強化し、信頼関係を構築し、パートナーシップを強化

②ガバナンス

中立性の問題を扱う諮問委員会ワーキンググループを創設

③マネジメント及び内部監査メカニズム

内部監査局(DIOS)等の能力強化、上級管理職員に関し、女性の増員、フィールドへの派遣及び研修強化、関心ドナーとのプロジェクト管理・モニタリングの枠組みの設置(外部専門家の関与も検討)

④職員の中立性

採用・昇進時のスクリーニングの強化、ホスト国・イスラエルに職員リスト(含む ID)を電子的に共有(ホスト国・イスラエルは独自のスクリーニング結果と、警告する場合には証拠を提供)

⑤施設の中立性

政治的・軍事的利用がないよう、年4回の査察を拡充、ホスト国・イスラエルとの連携強化

⑥教育

ホスト国の教科書等における不適切な内容の使用禁止、教育システムでの女性職員の責任強化

⑦職員組合

女性幹部の増員、独立機関による全ての職員組合代表の中立性審査

⑧他の国連機関との協力強化

国連の調整システムへの参画強化

【UNRWA のアクションプラン】

第三者検証グループの提言(上記)を受け、UNRWA は、同提言の履行・実施に完全にコミットする旨を累次の機会に表明するとともに、本部の現場へのグリップ強化や、職員の中立性を保つためのスクリーニング及び教育・研修の拡充等のアクションプランを策定し、2024 年5月以降ドナーに回付した。2024 年 12 月 11 日の国連総会において賛成多数で採択された UNRWA 支持に関する国連総会決議には、主文において、国連事務総長と UNRWA が表明した第三者検証の提言の完全な履行に向けたコミットメントを歓迎する旨が記載されている。

同アクションプランは、短期(2024 年)、中期(2025 年～2026 年)、長期(2026 年～)で実施可能な具体的な取組を明示している。UNRWA は、執行部にアクションプランの履行チームを編成し、着実に様々な取組を実施しており、四半期に1回、進捗報告書を公表している他、定期的に国連加盟国向けのブリーフを開催している。UNRWA の諮問委員会は、第三者検証グループの提言履行に関する UNRWA の初動と進捗を確認し、アクションプランを歓迎しており、その旨を 2024 年 11 月の「諮問委員会の提言」に記載し、UNRWA 事務局に提出している。

2025 年4月に発表された最新のアクションプランの進捗状況報告書(2025 年3月末までの実績)によれば、上記8分野の 50 項目の提言の内、5項目(①内部監査局(DIOS)と倫理室の活動地域の拡大、②国際職員による中立性調査ユニットの創設、③デジタル職員リストのホスト国・イスラエルとの定期共有の強化、④UNRWA 施設の文民性に関する職員研修、⑤人道調整システムへの UNRWA の積極的参画)については完全に提言が履行され、43 項目について対応中、2項目については対応を開始すべく準備中であるほか、対応中の 25 項目については 2025 年中に対応が完了する見込みである旨報告されている。アクションプランには、UNRWA のガバナンス強化における女性のリーダーシップの強化、幹部現地職員の研修への WPS の視点の反映等も含まれ、日本も一部の研修を支援している。令和6年度には、70 名の幹部現地職員に対して研修が実施された。

2025 年4月時点において、アクションプランは概ね計画通りに実行されているが、国連機関全体への資金の減少により、国連事務局から UNRWA への割当予算が減少する場合、本件に従事する職員の採用が凍結される可能性があり、国連の財政難の影響を含む予算的制約次第ではアクションプランの履行が遅延する可能性が懸念されている。

【日本・UNRWA プロジェクト管理・モニタリングメカニズム】

2024 年3月に訪日したラザリーニ事務局長と上川外務大臣の会談を経て、同年4月、UNRWA への資金拠出の一時停止を解除し、令和5年度補正予算の拠出を行うに際し設置。

同モニタリングメカニズムにおいては、日本政府、UNRWA、外部専門家が参加するプログラム理事会を年2回開催し、日本の資金によるプロジェクトの進捗管理やモニタリングを行うこととなっている。2024 年 10 月には東エルサレムにおいて第1回日・UNRWA プログラム理事会が開催され、日本側は田口国際協力局緊急・人道支援課長、UNRWA 側はカリム渉外・広報局パートナーシップ部長がそれぞれ共同議長を務め、UNRWA の地域事務所及び関連部局職員が参加した。同理事会においては、モニタリングの体制や実施方法を確認し、日本の資金によるプロジェクトの実施状況やモニタリング状況について報告を受け、意見交換を行った。また、国連の調達プロセスを経て選定された外部専門家が参加し、第三者モニタリング計画について説明を行った。

2025 年5月にはアンマン(ヨルダン)において第2回日・UNRWA プログラム理事会が同様に開催され(共同議長は第1回と同じ)、UNRWA の各地域事務所等のプロジェクト管理グループから、日本の資金によるプロジェクトの実施状

況、資金の流れやモニタリングの方法、プロジェクトの適正な実施を確認してきていること等について報告がなされた。また、国連の調達プロセスを経て選定された外部専門家からは、フィールド調査を含む関係者へのインタビューや情報収集・分析の結果、全てのプロジェクトにおいて、規則に従い、システム等の活用によって追跡可能な方法で資金が活用されており、透明かつ適切なプロセスがとられている旨が報告された。

【その他】

2025 年5月のラザリーニ UNRWA 事務局長と岩屋外務大臣との会談時、同事務局長から UNRWA による教育や職員の中立性を始めとするガバナンス改善に向けた取組状況等につき説明があった。教育の中立性に関しては、UNRWA の運営する学校で用いるパレスチナ自治政府の教科書に関し、国連等の基準に照らし一部不適切な記載のあった教科書について、UNRWA の運営する学校では使用しないこととした等の説明がなされている。

2024 年1月の UNRWA 職員によるテロ関与疑惑を受け 16 か国が一時的に UNRWA への資金拠出を停止したものの、2024 年7月までに 15 か国が拠出を再開した。他方、拠出再開に条件を付けたドナーも多く、これまで行われていなかったシステム監査や第三者モニタリング・メカニズム等の設置を求められ、UNRWA はそれら対応にも協力している。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
6	6	10	7.33	12	4.67	268
備考	サービス提供機関である UNRWA は多くのパレスチナ難民を雇用しており、3万人以上いる職員の 99%は現地雇用となっている。国際スタッフは 200 人程度と少なく、そのため日本人職員の増強は容易ではないが、2024 年は UNV やコンサルタントが P レベル職員として採用され、2024 年 12 月末時点の日本人職員数(専門職以上)は前年から2名増となった。					
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
1	1	1	1	1	0	28
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
UNRWAは日本人JPOの受入れを積極的に行っているほか、JPO派遣期間終了後も正規ポスト採用に至るまで関連の業務に従事させる等、日本人職員の経験の蓄積を支援する姿勢・配慮等が見られる。						
2025年5月、ラザリーニUNRWA事務局長が石破総理大臣を表敬した際にも、総理大臣より同席の清田保健局長といった幹部職員を含む日本人職員のUNRWAにおける活躍について言及し、日本人の活躍を支えていきたい旨述べ日本人職員増強に関する働きかけを行った。UNRWAの日本人職員は、日本の補正予算や緊急無償資金協力等による各種プロジェクトの適正な管理・執行に関与している。						

4-2 本件抛出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A-

s

a

a

c

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
赤十字国際委員会(ICRC)拠出金	
2 拠出先の名称	
赤十字国際委員会(ICRC)	
3 拠出先の概要	
赤十字国際委員会(ICRC)は、1863年に設立された、武力紛争の犠牲者等の保護・支援のために公平・独立・中立の立場で介入することを国際法で委任されている国際的な機関。本部はジュネーブ(スイス)。2009年に東京に駐日代表部を開設。国際人道法の守護者として、武力紛争およびその他暴力の伴う事態によって犠牲を強いられる人々の生命と尊厳の保護を中心に、医療支援、食料支援、水供給、衛生活動等の分野を横断した人道支援を100か国以上で実施。日本や他の国際機関が安全・能力上の制約から支援不可能な状況・場所で、時に「唯一の援助機関」として活動。	
4 (1) 本件拠出の概要	
本件拠出金はコア予算として充当され、紛争被害者等に対する物資供給、医療支援、生計の安定支援、行方不明になった家族の再会支援、亡くなった人の身元確認のための法医学サービス、地雷の被害予防支援等のために充てられる。これにより紛争地域での人道状況を改善し、ひいては国際社会の安定化に貢献する。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 60,826 千円	
日本の拠出率: 1.67%(拠出順位: 13位)	
2023年: 米国 24%(1位)、イギリス 10%(2位)、スイス 8%(3位)	
参考: 2023年度の日本の拠出率2%(14位)、2022年度の日本の拠出率2.61%(11位)	
(注) 日本は、アジアのドナー中、拠出額でトップ	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局緊急・人道支援課、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅵ 経済協力」、「施策Ⅵ-1 経済協力(施策レベル)」、「個別分野2: 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」の下で設定されている中期目標「自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う」を達成するための手段の一つとして位置づけている(令和6年度外務省政策評価書)。

具体的には、紛争被害者等に対する物資供給、医療支援、生計の安定支援、行方不明になった家族の再会支援、亡くなった人の身元確認のための法医学サービス、地雷の被害予防支援等の人道支援等を通じて、紛争地域の人道状況の改善を促進し、ひいては国際社会の安定化に貢献する。

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

ICRC は、戦争で傷ついた人々を敵味方の区別なく救うという赤十字思想から誕生した組織であり、全ての人から信頼されて最も助けを必要とする人びとに支援を届けられるよう、あらゆる権力からの中立、独立を維持しつつ活動している。

上記 1-1(1)の目標である「平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う」を達成するためには、日本による直接的な二国間支援が困難な紛争地域も含めた対応が必要となる。紛争地域の中には、治安状況の深刻化に伴い援助機関が撤退を余儀なくされる場合もあるが、ICRC はそのような紛争下でも、国際的に広く認知されている高度な中立性・独立性・公平性によって各紛争当事者からも信頼を得て活動を行うことが可能であり、他の人道支援機関と一線を画す存在である。また、ICRC は、紛争地域の国内避難民や難民などに対し、医療支援、水・食料・生活必需品等の支援や紛争犠牲者の保護等の活動を行っている。紛争地域等危険地における人道支援の前線での活動が困難な日本にとっては、ICRC に拠出を行うことで、他の国際機関ではアクセスが困難な紛争地域における支援活動を実現している。例えば直近では、人道状況が悪化の一途を辿るパレスチナにおいて、日本からの拠出金は引き続き南部に残り機能する数少ない医療施設の一つであるガザ野外病院の運営に使用されており、紛争下における医療アクセスの維持・改善に寄与している。また、現在、200 を超える紛争が世界中で起きているが、注目が集まらず、活動資金が集まりにくいものの人道的ニーズが大きい国々が多々ある中、日本政府からの拠出金は、コンゴ民主共和国やマリ、ソマリア等における活動にも使われ、最も助けを必要としている人々に支援が届いている。加えて、2025 年3月にミャンマーで大規模な地震が発生した際には、日本政府による迅速な支援金拠出(以下の緊急無償資金協力)もあり、紛争の影響下にある同国における地震対応医療緊急支援が行われている。このように ICRC は、日本の活動を補完する重要な機関であり、他の人道支援機関には代替不可能な役割を担っている。

ICRC の活動は日本の外交政策の主要な柱である人間の安全保障の理念と合致するものであり、日本は、中東、アフリカ、ウクライナ、ミャンマー等において ICRC を通じた人道支援を積極的に実施している。人道状況が悪化の一途を辿るパレスチナにおいては、ICRC に対し、補正予算を通じて医療・保健、保護、水・衛生等への資金提供を行っている。他、2024 年 10 月には、人道状況の悪化を受け、レバノンにおいても緊急無償資金協力を通じた保健・医療への資金提供を ICRC に対して行った。更に、2025 年4月にはミャンマー地震への支援として、緊急無償資金協力を通じた保健・医療への資金提供を ICRC に対して行い、時宜を得た人道支援を実現している。大阪・関西万博の国際赤十字・赤新月運動のスペシャルデー(2025 年5月8日)における公式式典の冒頭挨拶で、藤井外務副大臣は、「国際赤十字・赤新月運動」(注:ICRC が一部を構成)は、日本政府が世界中で紛争や災害、病気などで苦しむ人々に支援を届ける上で重要な存在となっており、今後も緊密に連携して緊急時の救援活動などに取り組んでいく考えである旨述べた。

また、日本として積極的に取り組んでいる SDGs の推進を行う上でも重要なパートナーであり、「SDGs アクションプラン 2024」の重点事項である「平和と安全・安心社会の実現」では医療・水・食料等救援活動、収容所の訪問、国際人道法の普及活動等で、それぞれ大きな役割を果たしている。さらに、ICRC は、日本の開発援助機関である JICA との連携を推進しており、上記 1-1(1)の目標である「平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う」の達成において重要な人道・開発・平和の連携(HDP ネクサス)の具現化に貢献している。

このほか、ICRC は、防衛省・自衛隊に対し、捕虜・被拘束者の保護や戦闘の手段・方法等について、国際人道法に基づいた指導や助言を行うという役割も担っており、自衛隊員の養成にも大きく貢献している。具体的には、ハイレベルやワーキングレベルでの対話、ICRC が主催するセミナーやワークショップへの防衛省職員及び自衛隊の参加、自衛隊幹部および隊員に対する講話や国民保護等に関する意見交換の実施、国内研修の実施、2024 年 10 月に自衛

隊の協力を得て開催した民間人保護をテーマとするセミナーの開催等が挙げられる。なお、ICRC のコア予算は、人件費や事務所経費に使用されることに加え、事業費にも充当されるが、コア予算への拠出後に発生した突発的かつ顕著な人道危機（紛争、難民・国内避難民の大量発生等）に対しては、補正予算によってそれらの危機に対応する個別具体的な事業に追加的に拠出し、コア予算への拠出を効果的に補完している。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

ICRC は政府間国際機関ではないため、ドナー国が機関の予算や事業を決定する執行理事会等は存在せず、組織としての意思決定は 15 名から 25 名までのスイス国民によって構成される理事会で行われる。

他方、ICRC には年間 1,000 万スイスフラン（CHF）以上を拠出する主要ドナー国で構成されるドナー・サポート・グループ（DSG）が設けられており、日本は 1998 年の DSG 創設以降一貫してメンバー国を務めている。ICRC は、DSG メンバー国を対象に、年次会合（2024 年 6 月）や政策フォーラム（2024 年 10 月、2025 年 2 月）といった定期協議の場を設けており、ICRC の事業計画や中・長期的政策は、これらの協議での各ドナーの意見も踏まえた上で決定されている。この DSG の枠組みを通じて、日本も ICRC の政策決定に係る議論に積極的に参加している。

現在、DSG は日本を含む 24 の国、機関で構成されており、1 か国・機関が 1 年交代の持ち回りで DSG 共同議長国を務めている。日本は ICRC からの要請を受け、2 度共同議長国に就任している。ICRC の駐日代表部からは、DSG の政策議論の背景にある情報や関連資料の提供を随時受けており、このようなインプットは、日本が DSG の議論を通じて ICRC の意思決定に影響を与える上で大きな役割を果たしている。

なお、コア拠出については、外務省と ICRC が個別に協議を行い、その内訳を決定している。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

【政策対話】

・2024 年 9 月に、クレヘンビュール ICRC 事務局長が訪日の上、第 5 回目・ICRC 政策協議が開催され、世界各地における人道危機と人道支援の状況を含む幅広い議題について意見交換が行われた他、引き続き ICRC と緊密に連携して人道支援に取り組んでいくことを確認。

【要人会談等】

・2022 年 11 月、中谷総理補佐官がスイスにおいてスポリアリッチ総裁と会談。スポリアリッチ総裁から、日本による ICRC への資金的貢献、ICRC の中立的な立場に対するサポートへの謝意、更なる支援への期待が表明された。

・2022 年 11 月、吉川外務大臣政務官がアイルランドにおいてスポリアリッチ総裁と国際場裡における協力の促進等について意見交換を実施。

・2023 年 6 月、林外務大臣とスポリアリッチ ICRC 総裁が日本において対面で会談し、日本が議長国を務めた DSG 年次会合での議論や ICRC の財政状況等について意見交換を実施。先方からは、DSG における日本の議長国としての貢献や日本の ICRC への支援について謝意が述べられたほか、継続した ICRC への支援が要請された。

・2023 年 6 月、木原内閣官房副長官とスポリアリッチ総裁が日本において対面で会談し、国際人道法に基づく活動の政治的支援と ICRC の財政状況等について意見交換を実施。

・2023 年 6 月、中谷総理補佐官がスポリアリッチ総裁と『複雑な環境下におけるセキュリティと人権の課題への取り組み』実践ツールキット日本語版 の刊行記念イベントで会談し、ウクライナを始め紛争地域で活動する ICRC の人道支援の状況、及び「ビジネスと人権」の取組について意見交換を実施。

・2024 年 2 月、深澤外務大臣政務官とカルボニエ ICRC 副総裁がジュネーブにおいて対面で会談し、パレスチナやウクライナ情勢に関する見解の共有等を実施。

・2024 年 8 月、本清在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使がクレヘンビュール ICRC 事務局長と HDP ネクサス・WPS 等の日本の優先事項等について意見交換を実施。

・2024 年 9 月、松田駐ウクライナ大使がエグラン ICRC ウクライナ常駐代表と ICRC の活動現況について意見交換を実施。

- ・2024 年9月、尾池在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使がスポリアリッチ ICRC 総裁と第 34 回赤十字・赤新月国際会議、日・ICRC 関係等について意見交換を実施。
- ・2024 年 10 月、原駐ジブチ大使がベルメラン ICRC ジブチ事務所代表とジブチやイエメンにおける ICRC の支援について意見交換を実施。
- ・2024 年 11 月、中川アフリカ連合日本政府代表部大使がマクラブ ICRC アフリカ連合常駐代表兼事務所長と地雷対策における日本と ICRC の協力に関する意見交換を実施。
- ・2024 年 12 月、尾池在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使がクレヘンビュール ICRC 事務局長と日・ICRC の協力関係等について意見交換を実施。
- ・2025 年2月、黒宮駐アフガニスタン大使がクレヘンビュール ICRC 事務局長、リズ ICRC アフガニスタン事務所長と今後のアフガニスタンにおける支援方針等について意見交換を実施。
- ・2025 年2月、生稲外務大臣政務官とスポリアリッチ ICRC 総裁がジュネーブにおいて対面で会談し、昨今の深刻な人道状況や紛争における国際人道法の不遵守等について意見交換が実施された他、同総裁より日本の大学・企業との幅広い協働への関心も示された。
- ・2025 年3月、尾池在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使がスポリアリッチ ICRC 総裁と国際人道法の遵守に関する取組や今後の支援の見通し等について意見交換を実施。
- ・2025 年5月、日下部外務省国際協力局審議官とサビオ ICRC アジア大洋州地域局長が日本において対面で会談し、ミャンマーやアフガニスタンにおける人道支援活動等について意見交換を実施。

1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

【日本の企業との連携】

2023 年6月以降、ジュネーブ・セキュリティ・セクター・ガバナンス・センター（DCAF）と協力し、『複雑な環境下におけるセキュリティと人権の課題への取り組み』実践ツールキットの普及を実施中。2024 年7月に在モザンビーク日本大使館、モザンビーク日本商工会議所と協力し、DCAF 職員が、複雑な環境下における責任あるビジネスについて説明しツールキットを紹介。JICA モザンビーク事務所、JETRO、モザンビークで事業を展開する 14 社の代表が参加。

日本企業からの 2024 年調達額はトヨタより調達した車両や三菱重工からの調達物品を中心に約 455 万スイスフランに上り、前回と比較して 215 万スイスフラン増加。また、日本通運より、2021 年以降 2025 年まで継続して、車両及び自動車部品等の物品等を調達しており、日本企業からの調達も拡大中。

【産学との連携】

2018 年に早稲田大学と、2021 年に NEC と協定を締結して以来、リモートセンシング、人工知能等の先端技術を活用した地雷や不発弾探知のためのソリューション構築を共同で推進。2025 年2月に ICRC ウクライナ代表部と協力し、オンラインセミナーを実施。ウクライナの地雷関係者 30 人以上が参加し、早稲田大学と共同開発しているリモートセンシングシステムを紹介。現在は、同システムのさらなる活用に向けた意見交換を実施しており、紛争の現場や復興が進む地域で人びとの命を守り、生活を改善することを目指している。

また、ICRC のバンコク地域事務所が早稲田大学、NEC と協議し、新たな分野での産学連携を模索している。

【日本赤十字社（日赤）との連携】

2024 年9月に開催された国際人道法国内委員会の会合（日本赤十字社、外務省共催）において協力。

日赤と日本政府との共同誓約に基づき、国際人道法の公教育等の普及において緊密に連携。また、国際人道法の ToT 教材の刷新についても連携を進めている。日赤内部での能力強化にも貢献しており、2024 年中は国際人道法に関する内部研修の他、Critical Incident Management Training 等を実施。

2024 年 12 月に在日スイス大使館、日赤と「War in Cities～戦争の街を体感する」企画展を共催。日本の人びとが戦争の現実に触れ、国際人道法について考える機会を提供。

日赤はウクライナ、イスラエル・ガザ、レバノン、ミャンマー等における人道危機支援のための海外救援金の募集、2024 年5月にガザ地区で開設した赤十字野外病院の手術室およびリハビリテーションサービスのための資機材の提供等、ICRC が行う紛争地域での支援活動に人材面、財政、資機材面において協力。

【JICA との連携】

2023 年6月に締結した JICA との協力覚書に基づき、ミャンマーにおいても保健分野にて 2024 年3月より連携事業を開始し、同年2月には、同連携事業をさらに 2025 年末まで延長して展開することが決定。特に、人道・開発・平和の連携(HDP ネクサス)の具現化が可能と思われる国、地域における更なる連携を鋭意模索中。

【日本の大学との連携】

学生に国際人道法の学習・実践の経験の場を提供しており、その一環として 2024 年 12 月に、ICRC 駐日代表部が主催した国際人道法模擬裁判大会国内予選には8大学が参加し、ロールプレイ大会国内予選にも8大学が参加。優勝校にはそれぞれアジア太平洋地域大会、世界大会へ日本代表として出場し、より研鑽を積む機会を提供。大会に出場した学生から、国際人道法だけでなく、戦争手段、民間人の保護や被拘束者の処遇改善のために紛争当事者と対話することの重要性や、中立な立場での支援や紛争当事者との対話における ICRC の重要性を学んだとの声が挙げられた。また、参加者が自身の大学で国際人道法を普及するサークルを立ち上げるなど、参加者による二次的な波及効果も見られている。

2024 年の War in Cities 企画展に東京大学大学院情報学環・渡邊英徳研究室がウクライナやガザなどの3D マップデータや原爆の被爆者の証言をまとめた作品を提供。2025 年3月渡邊研究室と ICRC は共同研究同意書を締結し、最新テクノロジーを活用した戦災アーカイブの作成を進めている。

2024 年、国際基督教大学(ICU)、上智大学、青山学院大学、東京大学、明治学院大学等の高等教育機関や陸上自衛隊の駐屯地で延べ 30 回講演。ICRC の役割や国際人道法の重要性について講義を実施。参加者から、中立的な仲介者としての ICRC にしか果たせない役割を高く評価、その活動を支持する声が多く寄せられている。また、講演の機会を通して、日本からの支援や ODA の重要性にも言及。日本国民の間の理解の醸成に貢献している。

【国会議員への説明等】

ICRC の活動への理解と支援を得ることを目的として、国会議員への説明・意見交換や勉強会への参加など積極的に実施。また、2024 年 12 月に開催された人道外交議員連盟会合に ICRC スタッフ(日本人医師)が登壇しガザの人道状況について説明。

1-5 本件提出に係る日本側の取組等

人間の安全保障、HDP ネクサスといった日本側の外交政策上の優先事項は、1-3 に記載のとおり ICRC 事務局長との政策協議における対話等の際に ICRC 側と共有が図られている他、累次のハイレベルでの会談を通じて問題意識の共有や今後の支援の方向性について認識を一致させるべく努めている。

また、日本は主要ドナー国で構成される DSG のメンバーとして、年次会合や政策フォーラム等の定期協議の場で ICRC の政策決定に係る議論に積極的に参加している。さらに、日本は、2024 年9月の第 79 回国連総会ハイレベルウィーク関連行事である「人道要員の保護に関する会合」に出席し、赤堀外務審議官が安保理決議第 2730 号を含む関連安保理決議の履行の促進、国際刑事裁判所への支援、赤十字国際委員会との協力、女性・平和・安全保障(WPS)等を通じ、国際社会と連携して国際人道法の遵守の促進や人道要員の安全確保に協力していく旨述べた。これらの取組によって、法の遵守に基づいた平和で安定した安全な社会の実現という同じ目標に向けた連携が着実に実施されている。

なお、外務本省及び在外公館(在ジュネーブ国際機関日本政府代表部、国際連合日本政府代表部、紛争地域のある国の日本大使館等)は平素から ICRC と緊密に連携し、情報共有や意見交換等を実施している。特に ICRC 駐日代

表部に対しては、日本から ICRC に対する拠出について、広く国民の間で理解が得られるように、日本国内での更なる認知度向上を求めているが、これに対し、「人道援助 कांग्रेस 2025」(外務省登壇)といった各種イベントの開催や大学での講義等での情報発信といった多様な活動が精力的に実施されている。また、高度な中立、公平性といった赤十字の性格から、ドナー国からの支援のビジビリティを示すことには一定の制約がある中で、メディアのインタビューの機会や自身の SNS ツールを使って日本の協力や拠出に対して謝意を表明するなど、日本との協力関係の広報にも努めている。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

赤十字国際委員会(ICRC)拠出金は ICRC が国際人道法の守護者として、武力紛争およびその他暴力の伴う事態によって犠牲を強いられる人々の生命と尊厳の保護を中心に、医療支援、食料支援、水供給、衛生活動等の分野を横断した人道支援を 100 か国以上で実施することで(1)保護の中心性と中立的な仲介者の役割を堅持、(2)国際人道法の推進、(3)紛争の急性期、長期化する紛争、その他の暴力状況における対応力の向上、(4)国際赤十字・赤新月運動における ICRC のアイデンティティの確認、(5)変化する世界のための新人道主義にフォーカスすることを達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である「自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う」に貢献することを目標としている。

赤十字国際委員会(ICRC)は、基準2のとおり、(1)支援(生計の安定、水と住宅、医療・保健、障がい者支援等)、(2)保護(被拘束者の訪問、家族の再会支援、敵対行為のモニタリング、法医学サービス等)、(3)予防(国際人道法の普及と国内法への適用、非国家武装集団等との関係構築等)、(4)連携(国際赤十字・赤新月社連盟及び各国の赤十字・赤新月社と緊密に連携)に関し、2-2 のとおりの効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。行財政マネジメントにおける更なる改善として、2023 年に性的搾取、虐待、ハラスメントの防止(PSEAH)に関する戦略 2023-2026 が開始された他、不正リスク管理戦略のもとで専任の不正防止専任担当官が採用され、2024 年に任務を開始したことが挙げられる。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

ICRC は、公平・独立・中立の原則に基づき、「支援」、「保護」、「予防」、「連携」を活動の柱としている。

ICRC は、4年ごとに策定され、活動の指針となる組織戦略に基づき活動を展開している。2021 年6月の理事会において、2019-2022 年の組織戦略の継続の必要性が大きいとして、2024 年末まで期間を延長することが決定され、また、組織戦略の実施をより明確かつ集中的に支援するために、戦略実施ロードマップが承認された。2019-2024 年の組織戦略においては、(1)国際人道法違反の予防と人々の苦痛の軽減に向けて行動するよう影響力を行使する、(2)影響を受けている人々とともに適切で持続可能な効果を生み出す人道支援活動を構築する、(3)より良い効果を生み出すためにパートナーと連携・協働する、(4)包括的で多様な労働環境を構築する、(5)デジタル・トランスフォーメーションに呼応する、の5分野が目標として掲げられ、現在これらに基づき活動が実施されている。

また、2023 年 11 月の理事会において、2024-2027 年の組織戦略が承認された。同組織戦略では、(1)保護の中心性と中立的な仲介者の役割の堅持、(2)国際人道法の推進、(3)紛争の急性期、長期化する紛争、その他の暴力状況における対応力の向上、(4)国際赤十字・赤新月運動における ICRC のアイデンティティの確認、(5)変化する世界のための新人道主義にフォーカスする旨規定されている。

ICRC は、SDGs の 17 の目標のうち、目標3「すべての人に健康と福祉を」(3.8:ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成)、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」(5.2:すべての女性及び女児に対するあらゆる形態の暴力を排除する)、目標6「安全な水とトイレを世界中に」(6.2:すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成)等含め、12の目標に資する活動を行っている。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

世界では約 120 の武力紛争が発生し、激化する敵対行為は膨大な人道的ニーズを生み出し、大規模な緊急対応を必要とした。同時に危機は長期化し、持続可能な人道的効果を持つプログラムの必要性が浮き彫りになった。このような状況を受け、ICRC は、上記 2-1(1)の活動の柱に基づき、戦略目標を念頭に以下を実施した。

【支援】(1)生計の安定、(2)水と住宅、(3)医療・保健、(4)障がい者支援、等

【保護】(1)被拘束者の訪問、(2)家族の再会支援、(3)敵対行為のモニタリング、(4)法医学サービス、等

【予防】(1)国際人道法の普及と国内法への適用、(2)非国家武装集団等との関係構築、等

【連携】上記3つの活動において、国際赤十字・赤新月社連盟及び各国の赤十字・赤新月社と緊密に連携

2023 年の事業収入(ドナーからの拠出金等)に対する支出率は約 90.1%。2023 年、ICRC は、スーダン、アルメニア・アゼルバイジャン、イスラエル・パレスチナ、シリア、リビア、ウクライナ、アフガニスタン、コンゴ民主共和国、ソマリア、イエメン、ミャンマーなど 100 か国以上で、101 の代表团とミッションを通じて活動。主な成果は以下のとおり。なお、2024 年の成果は、2025 年6月に公表予定。

【支援】

- ・約 190 万人に対して毛布、マット、調理器具、衛生用品等の生活必需品を供給(目標約 185 万人)。
- ・約 271 万人に対して食料支援を提供(目標約 258 万)。約 623 万人が食料生産プログラムの支援を享受(目標約 575 万人)。
- ・水・衛生事業により約 3,630 万人を支援(目標約 3,750 万人)。
- ・734 の病院に対して、定期的及び緊急支援を提供(目標 554)。うち、ICRC 職員が直接現地で支援とモニタリングを行った 149 の病院で武器による負傷者約 4.8 万人、妊産婦 11 万人の診療を行い、約 16 万件の外科手術を実施。679 のプライマリヘルスケア施設を支援し(目標 709)、約 10.5 万件の治療相談に対応した。また、行方不明者の家族、性暴力の被害者／生存者を含む約 3.1万人へ、メンタルヘルスと心理社会的支援を実施。
- ・289 の事業を通じて(目標 310)、障がい者リハビリテーションサービスを約 29 万人に提供。

【保護】

- ・ウクライナ戦争における戦争捕虜を含め、約 87.3 万人を拘束する、885 の収容施設を訪問。
- ・約 12.4 万通の赤十字通信(捕虜・被拘束者等と家族とのやりとりの手紙)が寄せられ、約 10 万通を家族に届けたほか、約 187 万件の家族間通話を支援。816 人が家族との再会を果たし、1.5 万人の消息や安否が判明。

【予防】

157 か国において、軍、警察、非国家武装グループのメンバー及び武器の携帯者の約 10 万 9100 人が、約 1,500 の ICRC による国際人道法に関連するイベント、トレーニングに参加した。

【連携】

190 以上の各国赤十字・赤新月社と連携し、医療支援、家族の再会支援、生計支援、水と生活支援のプログラム等を実施。また、2024 年 10 月に開催された第 34 回赤十字・赤新月国際会議(4年に1回開催)では、ジュネーブ諸条約締約国のうち 172 か国の政府代表者、ICRC、国際赤十字・赤新月社連盟(IFRC)、184 の各国赤十字社・赤新月社が一堂に会し、人道上の課題解決を推進するため、国際人道法の遵守に向けた普遍的な文化の醸成等、5つの決議が採択された。

【日本国内における予防及び連携の取組】

・国境なき医師団主催の人道援助コンGRESS東京 2025 に協力団体として関与し、実務者、政策立案者、研究者等と人道援助の課題について議論を行い、約 600 名にも及ぶ一般参加者に発信を行った。 ・また、ウクライナやガザでの紛争が注目され国際人道法や戦争犯罪が話題となり、特にガザでの人質解放時には現地広報官が日本メディアの取材に対応したほか、ICRC の総裁や事務局長、駐日代表、フィールド要員も折に触れてメディア取材や寄稿などを通じてビジビリティを確保した。2024 年6月以降の主要な露出は以下のとおり。 1. ガザ情勢：2024 年5月にガザ南部に開設した赤十字野外病院及び同病院に派遣されていた日本人医師が一年を通じて多数メディア露出（国内及び地方の新聞社、放送局、通信社、季刊アラブ等）。また、同医師や駐日代表、広報統括などの ICRC 職員が病院や教育現場でのセミナーなどに多数登壇。駐日代表が、ガザ紛争一年を特集した「外交」に、岐路にたつ国際人道支援と題して寄稿。 2. 日本赤十字社との公開イベント：①ガザ・イスラエル紛争激化1年、②ロシア・ウクライナ紛争拡大3年を機にイベントを開催。①は、浦和南高校で日本人医師と学生のトークイベントを実施。メディア9社（TBS、NHK ラジオ、朝日新聞、地元紙・テレビ局など）が取材し報道された（イベント録画をウェブ公開）。②は、防衛研究所の専門家と3年を振り返る一般向けウェビナーを開催、ウェビナー後は会場招待のメディア5社と質疑応答し、産経新聞や読売テレビで報じられた。この他、日赤本社情報プラザにおいて、企画展「万博と赤十字」を共催（2024 年 10 月から 2025 年 10 月まで）。 3. 武器汚染関連：ウクライナ代表部が武器汚染による被害防止のため子供用に制作した「すごろく」「パズル」「マンガ」を共同通信が2回にわたり記事化した。 4. ジュネーブ諸条約 75 周年：ジュネーブ本部において、ICRC 総裁や法律部長がメディアブリーフィングを開催。オンライン出席者のうち日本メディアが最も多く、手厚く報じられた（TBS、テレビ東京、日経新聞、読売新聞等）。また、2024 年 12 月に横浜で企画展「War in Cities～戦争の街を体感する」を開催。約 1,500 人が来場し、メディア内覧会には 17 団体が参加。主要新聞社や、地元紙、ハフポスト、NHK ラジオに取り上げられた。 5. 国際映画祭「ショートショートフィルムフェスティバル＆アジア」に立ち上げた「戦争と生きるカププログラム supported by 赤十字」が上映され、日本人監督制作のロシア・ウクライナ情勢を反映した作品が時事通信に記事化され、地方紙などでも報じられた。 6. 戦後 80 年関連：筑波大学の JV キャンパス用レクチャーシリーズで、第二次大戦末期の ICRC 駐日代表マルセル・ジュノーが抜擢され、映像教材を共同制作。制作過程で NHK の取材も加わり、別途番組化される。 7. ニッポン放送「阿部亮の NGO 世界一周」に ICRC 駐日代表部の広報統括が2週にわたり出演し、赤十字の役割やナイジェリア情勢について語った。 8. 主要メディア及び広島メディアが、これまですべての核兵器禁止条約締約国会議に参加してきた ICRC ユース代表を取り上げた。 9. TikToker で弁護士の岡野タケシ氏と、国際人道法で禁止されている兵器についてコラボ投稿。2,871 の「LIKE」を獲得。 上記以外の活動実績は以下。 ・赤十字の創始者アンリ・デュナンのマンガ偉人伝（2024 年 12 月、ポプラ社発行）において、日赤と共に制作協力。 ・オンライン媒体のアクセス増加（月刊 E-ニュースレター：クリック率 10%→14%、公式ホームページ：ページビュー 13,000→16,056）。
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024年6月(日本の2023年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025年6月(日本の2024年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	ICRC は、ドナーへの信頼の下、誓約された拠出金の支払いを待つことなく、年間を通じて活動を実施している。最新の決算報告書は、2024年6月に公表されている。2023年の厳しい財政状況から脱するための措置を受けて(令和6年度国際機関評価シートに明記)、2023年の収支は3億1,100万スイスフランの黒字で、2023年末の将来の活動のための準備金は8億7,400万スイスフランにまで回復した。経営陣は、継続的な対策により、ICRCの事業運営において重大な不確実性はないと判断。連結財務諸表は、2024年4月にICRC理事会(スイス人理事により構成される)において承認された。直近の決算報告書は、評価対象期間におけるICRC全体の決算をカバーするものである。日本の当初予算からの拠出は先方コア予算に充当されており先方2023会計年度の収入として計上されている。日本からの拠出金は双方で決定した用途に従って使用され、2023年度拠出分の残余金はゼロであった。 監査報告は監査法人のKPMGによって行われ、ICRCの財務諸表が国際財務報告基準(IFRS)及びスイス法に準拠しているかを監査している。前年度の報告書は2024年5月にDSGメンバーに公表された。2023年度の報告書は、前年同様、ICRCの会計方針がIFRS及びスイス法に準拠しており、寄付金/拠出金に関する経営陣の判断は合理的であると評価した。ICRC執行部の指示に従って連結財務諸表を作成するための内部統制システムが存在することを確認し、2023年度には新たな重要な管理上の欠陥は確認されなかった。2024年度の拠出金に関する監査報告書は2025年6月に発行される予定である。また、ドナーに対する透明性へのコミットメントの証として、ICRCは2017年以降、外部監査人立ち会いのもと、勧告書と主要な不正事例の詳細をDSGメンバーと共有している。今次監査法人は、1)新しいITプロセス導入に際し、IT統制の不備に対処することを推奨、2)ICRCがIT統制の適切な運用に引き続き焦点を当て、統制に関する役割と責任を定期的に伝達することで責任ある行動をとることを勧告、3)最後に、ICRCが着手している技術ロードマップに関連して、経営陣は「リスクとコントロール」を定義し、これらが早期にプログラムに完全に組み込まれるようにすべきと提言した。2024年2月、ICRCは緩和策として、データ移行に関するコントロールを再度実行し、適切にデータ移行を行うとともに2024年3月SOP(標準作業手順書)が作成された。 スイスの法律で義務付けられている通り、ICRCの内部統制の基本方針は、財務報告に使用される主要なプロセスごとに定められている。内部統制フレームワークは、以下の三つのラインからなっている。第一のラインは、フィールドマネージメントにおけるリスク管理・監督である。第二のラインは事務局長直轄の統制テスト・監視ユニットを有する倫理・リスク・コンプライアンス室(ERCO)であり、第一ラインと第二ラインのスタッフやマネージャーの能力開発、グローバルなフレームワーク、ツール、コミュニケーション・プラットフォームの開発などを通じて、具体的な調整と支援の役割を果たしている。またERCOは、活動の概要を提供する年次報告書を作成しており、2023年度の報告書では、下記3-2に記載された改善に向けた取組状況に加え、2023年の財政状況の困難や人員削減による職員の業務量の増加について言及があるものの、申し立ての大半は低リスクと判断され、現地の管理職によって適切に対処されたことが報告された。2024年度の報告書は2025年5月に発行され、DSGメンバーに共有される。第三のラインは、内部監査であり、独立した形でガバナンス、リスク管理、統制活動の全体的な有効性についての評価を行っている。内部監査報告書はDSGメンバーと随時共有され、ICRCのデータ保護等の更なる強化努力につながっている。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	

近年、ICRC は組織の基盤を大幅に強化し、倫理に基づく行動の推進、リスク管理、コンプライアンスを強化することにより、不正行為の特定とその対応のための重要な枠組みを整備している。2023 年には、性的搾取、虐待、ハラスメントの防止(PSEAH)に関する最初の戦略 2023-2026 が開始され、不正リスク管理戦略と同様に実施されている。後者については、専任の不正防止専任担当官が採用され、2024 年に、任務を開始した。さらに、不正行為防止のため、2022 年4月から ICRC の全職員を対象とした行動規範研修を実施しており、2025 年4月現在、全職員の 96%が研修を修了している。

2024-2027 年の新しい ICRC の組織戦略は、リスク管理の最適化と財政の安定化及びデジタル・トランスフォーメーションを通じて、組織としての準備態勢を強化することに重点を置いている。財政の安定化を図るために、新たに資金調達戦略 2025-2027 が制定され、ICRC 理事会にて承認された。概要は、2025 年2月の第2回政策フォーラムで DSG メンバーに口頭で共有された。新戦略の主要な戦略的方向性には、赤十字運動、民間セクター、開発機関との連携や、ドナー国家の多様化を促進する ICRC のアプローチが含まれる。また、ICRC は、米国の資金凍結にともなう資金を取り巻く困難な状況を注意深く分析し、対応を図っている。デジタル・トランスフォーメーションに関しては、ICRC はさらなるデジタル化を進めることで、その運営能力を強化し、よりスリムでコスト効率の高い組織モデルを求めるとともに、説明責任と透明性を高めることの重要性を認識。なお、組織内のデータセキュリティを引き続き向上させるため、全職員に対するサイバーセキュリティ研修を義務化している。

3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。

該当なし。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
33	37	39	36.33	28	-8.33	2485

備考

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
2	3	3	2.67	3	0.33	634

備考

4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)

日本人職員・インターンの体験談のホームページへの随時掲載や、国際開発キャリアガイドに毎年違う日本人職員の活動紹介記事を掲載するなど広報を通じて幅広く情報を発信。外国人職員等によるインタビューによりICRCでの活動の重要性、魅力などを伝え関心を高める記事も掲載。さらには、大学生のユースボランティアの国内、海外での活動をメディアにて紹介し若年層のICRCへの興味・関心を促す情報を発信。

ICRC駐日代表部において、ICRCの活動に関心を持ち、将来的にICRCでの勤務を希望する日本の若手専門家を対

象としたインターンシップ・プログラム（有給）を導入し、評価対象期間内に、3人が在籍した。また、2025年5月に新たに政務インターンのポジションも開設。

また、駐日代表部日本人職員を対象に、2025年2月にキャリアフェアを実施し、約10人が参加、ジュネーブ本部在籍の各部門のタレントマネージャーによる海外勤務、昇進に向けたキャリアパスの紹介、推奨、相談会を実施。アジア太平洋人事パートナーとの個別面談も合わせて実施し、現職員の今後のキャリアについてサポート体制を強化。

主要パートナーである日赤と連携し、日赤職員の派遣を継続・強化するための協議を進めている。2025年4月から日赤職員を保護要員としてICRCマニラ代表部に1年間派遣予定。

管理職を含むスタッフのダイバーシティ強化、特に女性の参画を積極的に推進しており、また、日本政府との戦略的な関係を一層強化することを目的に、2023年6月日本人職員女性として初となるICRC駐日代表が就任（全日本人スタッフの中でもっとも職位の高い唯一のC3レベルの職員）。同代表による大学、政府関係機関、各種団体での講話、講演、テレビ出演などを引き続き頻繁に実施。日本におけるICRC及び人道支援についての重要性、理解を進めるために奔走している。また、駐日代表部の管理職及び管理職を目指す職員に対し管理職研修を推奨し実施。

2023年5月、ジュネーブ本部資金調達局に、日本及び韓国を担当する日本人職員が着任。ICRC駐日代表部（駐日代表及び人道調整顧問）と緊密な調整のもと、ジュネーブ国際機関日本政府代表部と円滑な連携を図り、日本政府との関係強化に努めている。

2024年4月に駐日代表部に法律顧問を採用。ICRCにおける国際人道法の専門家として、自衛隊をはじめとする関係機関及び一般の人々を対象に国際人道法の理解を深める活動を担っている。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合（「N/A」とする場合）、評価対象としない（「N/A」とする）合理的理由

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B+	b	b	b	a

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際連合中央緊急対応基金(CERF)拠出金	
2 拠出先の名称	
国際連合人道問題調整事務所(OCHA)	
(注) CERF は国連事務局内の国際連合人道問題調整事務所(OCHA)が管理している。	
3 拠出先の概要	
CERF は、2006 年国際連合総会決議により、国連人道支援改革の一環として、国連機関が迅速に生命の確保(life-saving action)を行うための資金を無償で提供する基金として設置。同基金を管理する OCHA の本部所在地はニューヨーク(米国)及びジュネーブ(スイス)。日本では神戸に事務所を置く。 突発的な大規模災害、紛争発生時に緊急人道支援に関する初動財源を確保することにより、被害の拡大を最小限にすること及びドナーからの支援が行き渡らない資金不足の危機(いわゆる「忘れられた危機」)への対応を可能にすることを主な目的としている。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、主に緊急人道支援に関する初動対応(食料、水などの支援物資、医療、保護などの支援サービス)のために充てられる。初動対応の中でも人命を救う活動、特に被災者に直接届く支援に対して資金拠出し、人道危機への迅速な対応を行うことを目標としている。資金の流れをみると、2023 年には、CERF に対し 63 の国連加盟国等から約 5.6 億ドルの拠出があり、前年からの繰り越し分を含む約 6.7 億ドルを CERF から国連世界食糧計画(WFP)、国連児童基金(UNICEF)、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)を始めとする 13 の国連機関に提供している。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 7,801 千円	
2024 年1～12 月の日本の拠出率 0.01%(拠出順位 45 位)	
参考:ドイツ 19.0%(1位)、オランダ 12.2%(2位)、スウェーデン 12.1%(3位)、英国 11.4%(4位)、ノルウェー 7.4%(5位)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局 緊急・人道支援課、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部、国際連合日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅵ 経済協力」、「施策Ⅵ-1 経済協力(施策レベル)」、「個別分野2: 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」の下で設定されている中期目標「自由、民主主義、基本的人権の

尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う」を達成するための手段の一つとして位置づけている(令和6年度外務省政策評価書)。

具体的には難民・避難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、災害時の緊急援助のための拠出となっている。

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

OCHA は国連における唯一の人道支援の調整機関であり、人道支援全体の指揮官として、現地政府等との協議を主導し、人道支援機関や団体(国連のみならず NGO 等を含む)の総合調整役を務めている。加えて、大規模災害・紛争「忘れられた危機」に対応するための基金や人道危機が起きている国・地域で活動する人道支援機関に対し、活動資金を直接提供するための基金を運用している。

上記 1-1(1)の目標達成に向け、CERF は、大規模災害・紛争「忘れられた危機」への対応のため、国連機関への拠出を通じて、迅速かつ効果的な人道支援の実現に取り組んでいる。

CERF の支援は、人命救助、被災者への直接的支援に焦点を当て、日本が外交の柱の一つに据える人間の安全保障の実現、ひいては「誰一人取り残さない」という持続可能な開発目標(SDGs)の理念の実現に貢献。

2024 年にはアフガニスタン、ミャンマーをはじめとする 44 か国の人道危機の対応に資金拠出が行われ、これらの CERF による支援は、日本政府及び JICA、日本の NGO が活動困難な地域における人道支援の実施に大きく貢献している。グテーレス国連事務総長も、CERF が人道支援で果たす役割を高く評価し、効率的かつ戦略的な資金調達手段であると述べた。

また、自由で開かれたインド太平洋の実現のための平和と安定の確保には、世界中で発生する災害等への迅速かつ効果的な対応が必要であり、CERF のように事前に資金を用意し、発災時に迅速に支援を行う仕組みが重要。

近年、紛争、気候変動、経済ショック等の要因により世界の人道状況が悪化し、資金ギャップが生じる中、人道支援をより効率化する上でニーズに柔軟に対応するための「質の高い拠出」の重要性が指摘されている。2023 年3月の G7開発担当高官(SDO)会合の議長総括においても、長期化・複雑化する人道危機への対応のため、人道資金を増加させるとともに、「質の高い拠出」を通じて、人道支援の質的向上を図ることが確認されている。また、開発協力大綱の改定においても、ニーズに合わせた柔軟かつ効率的な協力の実施の必要性が指摘されており、「国際的潮流を踏まえ、必要な場合には、質の高い柔軟な拠出を取り入れる」と明記されている。

CERF への拠出は、国連総会決議 79/140(2024 年 12 月)においても、迅速、柔軟、効果的な資金としてその重要性が強調され、国際的に「質の高い拠出」の代表例として捉えられており、日本として他のドナー国と連携して人道支援の質的向上に貢献する上で、CERF への拠出は重要性を有している。

近年、国際社会で「先行的行動(Anticipatory Action)」の重要性が強調されており、予測される危機に対して事前に行動し、人道的影響を未然に防止または軽減することが求められている。CERF は、他のプール基金に先立って「先行的行動」のパイロット事業を実施するなど、人道支援の効率化に向けた取組に貢献。2022 年5月の G7外相会合で採択された「人道支援における先行的行動の強化に関する声明」の中でも CERF などの既存の手段への支援拡大について言及されており、先行的行動を実施するためのツールとして、危機に対応して迅速に資金提供ができる CERF の役割が高く評価されている。

直近の CERF が活用された具体例としては、2025 年3月、ミャンマー中部で発生した地震被害の対応として 1,000 万ドルの拠出が決定され、紛争が続いた最中の甚大な被害への対応に活用されている。また、CERF による事業においては、2020 年に開始された先行的行動のパイロット事業の成功と学びを踏まえて実施されている。その他、紛争が深刻化するスーダンへの対応のために2回(2024 年 11 月、2025 年2月)に、合計 4,700 万ドルの拠出を決定し、資金難に直面する人道コミュニティによる支援の継続を助けた。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は、長年に亘り、CERFを管理するOCHAに年間50万ドル以上拠出する主要ドナー30か国で構成されるOCHAドナー・サポート・グループ(ODSG)のメンバー国である。評価期間中において、日本は、2回のODSGハイレベル会合(2024年6月シェンゲン(ルクセンブルグ)、同年12月ニューヨーク(米国))、2回の実務者会合(2024年10月、2025年2月ともにジュネーブ(スイス))に参加。これらの会合は、OCHAの活動・運営のみならず、CERFを含むプール基金の拠出の在り方や課題について議論を行う場となっており、日本も積極的に意見を述べ、OCHAの政策立案、活動実施面で発言力・影響力を確保している。

同時に、日本は、国連第3位の主要な財政貢献国として、国連総会第5委員会や国連行財政問題諮問委員会において発言力・影響力を保持しており、これらの委員会での審議を通してCERFの行財政に日本の意向を反映することができる。

さらに、日本は、CERFの年次ハイレベル会合に、CERF設立当初より毎年参加している(直近では2024年12月ニューヨーク)。また、OCHA次長(人道問題担当国連事務次長補)と外務省国際協力局長との年次政策協議(2025年1月東京、審議官が代理出席)等の機会を捉えて、CERFの運用に対し、日本の意向が反映されるよう働きかけている。

OCHAは、兵庫県神戸市に駐日事務所(1999年開設)を置いており、日本の意向をニューヨーク、ジュネーブのOCHA本部や各国事務所に正確に伝える上で駐日事務所が重要な役割を果たしている。神戸事務所は日頃から日本の意向を踏まえ、レジリエンスの向上に尽力しており、必要に応じて外務省からOCHA側に意見を伝えている。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

- ・2024 年6月、ウォソルヌ OCHA オペレーション・アドボカシー局長と志野国際連合日本政府代表部大使が面談し、中東アフリカ地域における人道危機対処等について意見交換を行った。
- ・2024 年8月、本清在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使とラジャシנגラム OCHA ジュネーブ事務所長が面談し、ガザ、スーダン、ミャンマー等の状況及び国別プールファンド(CBPF)等につき意見交換を行った。
- ・2024 年8月、加藤財務大臣(超党派・災害時医療等船舶利活用推進議員連盟会長)とニューヨーク訪問中の有識者がムスヤ OCHA 代表代理と面談し、災害時の船舶活用医療に関する意見交換を行った。
- ・2024 年 10 月、田口緊急・人道支援課長とアル・ハーディ・ラマツラ国連常駐・人道調整官及びウィットール・ラマツラ OCHA OPT 事務所代表代行が面会し、ガザの人道支援等について意見交換を行った。
- ・2024 年 10 月、山中国際連合日本政府代表部大使、梅津国際連合日本政府代表部大使とムスヤ OCHA 次長が面談し、日・OCHA で緊密に連携していくことを確認した。
- ・2024 年 11 月、松井気候変動課長とドーテン OCHA ファイナンス・パートナーシップ局長が面会し、人道危機禍における気候変動対応等について意見交換を行った。
- ・2025 年1月、ムスヤ OCHA 次長が訪日の上、第2回日・OCHA 政策協議が開催された。
- ・2025 年1月、ムスヤ OCHA 次長が松本外務大臣政務官を表敬し、世界各地の人道危機と、自然災害への対応における連携等について意見交換を行った。
- ・2025 年2月、梅津国際連合日本政府代表部大使とムスヤ OCHA 次長が面談し、米国新政権による援助停止・見直し及び USAID の解体の影響及び人道支援を巡る状況につき意見交換を行った。
- ・2025 年2月、尾池ジュネーブ国際機関日本政府代表部特命全権大使が人道・開発・平和の連携(HDP ネクサス)に関する意見交換会を開催。フレッチャーOCHA 代表が共同議長として参加し、HDP ネクサスの実践に関する現状、課題、提言を共有した上で、日本を含む国連加盟国との連携について協議した。
- ・2025 年2月、梅津国際連合日本政府代表部大使と小野 OCHA オペレーション・アドボカシー局副局長が面談し、スーダン及びミャンマーの状況につき意見交換を行った。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

CERF を管理する OCHA は、日本の学生に向けて世界の人道状況、OCHA、CERF や日本の役割について講演したほか(4-1(3)に記載)、国際ボランティア学会のシンポジウム(2025 年2月大阪)に登壇し、忘れられた人道危機と垣根のない人道支援をテーマに研究者、実務家、学生等約 50 名と意見交換を行った。CERF が助成する先行的行動(Anticipatory Action)の促進に寄与する人道データのオープン・プラットフォームの活動については、評価対象期間内において、宇宙航空研究開発機構や JICA に個別のブリーフィングを複数回行い、それぞれが公開している災害関連情報などを世界の人道支援団体にも広く提供するための連携を進めている。 OCHA は、日本の NGO が海外の被災地で支援活動を行うにあたって、ブリーフィングや関係組織への紹介等を行っている。情報提供には、CERF の説明も含まれる。評価対象期間中は、ミャンマー地震に関する情報をジャパン・プラットフォーム事務局を通じて 47 の加盟 NGO へ提供。 OCHA 代表(人道問題担当国連事務次長)が世界の人道状況の改善を求めている活発なアドボカシーは、日本の各メディアに取り上げられ、日本社会による人道危機の認知向上に貢献している。評価対象期間中は、特にガザ地区、スーダン、シリアやミャンマーに関するフレッチャーOCHA 代表の発言を、新聞社、通信社、放送局等が伝えた。 また、CERF を通じた国連による支援として、ベトナムでの洪水被害への 200 万ドル(2024 年9月)やミャンマー地震被害への 500 万ドル(2025 年3月)の拠出がメディアに取り上げられた。
1-5 本件拠出に係る日本側の取組等
日本は、CERF を管理する OCHA のドナー・サポート・グループ等の会合や OCHA ハイレベルとの意見交換等を通じ、日本の外交政策の優先事項を OCHA/CERF と共有している。また、2024 年 12 月に開催された CERF の年次ハイレベル会合において、スーダン及びガザ危機をはじめとする世界各地における紛争、気候変動等への対応における CERF を通じた効率的・効果的な人道支援の実施、CERF への拠出の意義等の議論に参加している。 また、上記会合等を通じ、OCHA に対し、本件拠出に係るビジビリティの向上について働きかけを実施しており、その結果 OCHA/CERF 公式ホームページや CERF データ・ハブにおいて、日本の本件拠出への貢献が紹介されている。
1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括
CERFは、大規模災害・紛争「忘れられた危機」への対応のため、国連機関への拠出を通じて、迅速かつ効果的な人道支援の実現に取り組んでおり、ひいては日本の外交政策上の目標である普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現に貢献することを目標としている。 OCHAは、基準2のとおり、2026年以降の人道状況を見据え人道危機禍にある人々により良い支援を届けるため、OCHAの優先事項や努力指針をまとめた戦略計画(2023-2026)の中で、OCHA及び人道コミュニティが直面する課題に対処するための優先改革目標を設定し、5つの分野を特定しつつ、それらを細分化した67項目の主要事業評価指標を設けその実施を通じて目標の達成を追求している。これにより、2-1(2)の効果を上げている。なお、同計画は、それまでの5年間の振り返りとともに、この先の10年を見通し、厳しさを増す人道危機に対応するために組織がどう変わるべきかについて、ドナーや関係機関とも協議し作成されたもの。 また、基準3においては、3-1のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。 基準4については4-1のとおり状況である。 以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1(1)【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

本件拠出は、他のドナーの拠出と共に、国連事務局内に設置されたCERFに組み入れられる。国連総会が定めたCERFの3つの目的を達成するために、CERFからの拠出の2/3は突発的な大規模自然災害や紛争発生時に人道支援の初動財源を提供する事業に、1/3は資金不足に陥った人道危機に対応する事業に充てることとされている。

CERFを管理するOCHAは、4年ごとに戦略計画を立てており、現在は2023年2月に発出された「戦略計画2023-2026 ([OCHA's Strategic Plan 2023-2026](#))」に基づいて活動。同戦略計画は、2026年以降の人道状況を見据え、人道危機禍にある人々により良い支援を届けるため、2023年から4年間のOCHAの優先事項や努力指針をまとめたもの。

OCHA及び人道コミュニティが直面する課題に対処するため、6つの優先改革目標を設定。うち、優先目標5にあたる「人々の生活にインパクトを与える触媒的な人道資金」に対して、CERFに関する主要事業評価指標(KPI)を3項目設定した。最新の「戦略計画2023-2026」KPI報告(2024年6月まとめ)によると、主な取組及び成果は以下のとおり。なお、行財政に関するKPI1項目は、3-2 (1)に記載。

【優先目標5】

- ・ CERFが助成する事業は、その裨益者数目標を123%達成(前年比88%)。
- ・ CERFは、目標の55.9%の資金を獲得(前年比92%)。2023年、人道支援への拠出金は2010年以降初めて世界的に減少し、CERFへの拠出も減少した。

最新のCERF年次報告書(2024年6月公表)に記載の2023年(1~12月)の成果は以下のとおり。

- ・ 2023年、CERFは63の国・民間ドナーから5億5,900万ドル(前年比8.9%減)の資金を獲得。
- ・ CERFは、6億6,790万ドル(前年比9.1%減)を拠出し、国連機関やそのパートナー機関を通じ、スーダン、アフガニスタン、コンゴ民主共和国、エチオピア、シリア等40か国で3,280万人以上(前年比0.3%増)に対して、生命を守るための支援を実施。各支援分野の裨益者数は、医療1,740万人、水・衛生990万人、食料・農業760万人、保護650万人、栄養350万人、シェルター270万人、教育20万人。
- ・ 6億6,790万ドルのうち、紛争対応に3億8,420万ドル(58%)を拠出し、スーダンやガザ地区等、22か国の1,630万人を支援。また、自然災害や気候変動に起因する危機への対応では、2億5,500万ドル(38%)を拠出し、トルコ・シリア地震やアフガニスタンの地震被害等、22か国の1,400万人を支援した。2億5,500万ドルのうち、台風、洪水、干ばつ、寒波など気候変動に関連した災害には2億180万ドルを充て、19か国の1,000万人を支援した。
- ・ CERFは、2023年7月、コンゴ民主共和国でのコレラの感染拡大に対する先行的行動の枠組みへ75万ドルを拠出し、23万人に安全な飲み水、衛生施設、医療のケースマネジメントなどの支援が提供された。2023年は、8か国において260万人の裨益者を対象とした先行的行動の枠組みに7,300万ドルが確保され、バングラデシュで台風や洪水、ブルキナファソで干ばつ、フィジーで台風などの発生が予測された場合、被害を未然に防止または軽減するための体制が強化された。
- ・ CERFは、ジェンダー平等を促進する活動を含むプロジェクトに4億6,700万ドル(前年比15%減)拠出し、307件のプロジェクト(総数の83%)がジェンダーに基づく暴力への対応を実施した。
- ・ 初動財源を提供する事業では、国連機関が活動資金の申請をCERF事務局へ提出してから資金を受けとるまでの日数は前年の平均11.9日から平均10.0日へ短縮された。“Early start date”制度を活用した場合、申請から平均1.5日で支援活動を開始しており、迅速な申請手続きを維持している。

CERFは、日本人の国外退避等で日本政府による二国間支援や日本のNGOの活動が困難な人道危機においても、支援の継続性を担保する有効な手段である。スーダン危機では、2023年3月に「忘れた人道危機」のひとつとして1,800万ドルを拠出していたが、4月の内戦の激化を受け6月に2,200万ドル(裨益者160万人)、8月に2,000万ドル(裨

益者数370万人)を拠出し、被災者の保護、医療、シェルター支援などを助成。スーダンからの難民を受け入れた周辺国(中央アフリカ共和国、チャド、エジプト、エチオピア、南スーダン)への拠出を併せると、8月までに合計1億600万ドルを拠出。OCHAが管理するスーダン人道基金からは1年を通して8,120万ドルが拠出され、756万人への緊急支援を助成した。CERFは国連機関に、スーダン人道基金は主に地元の人道支援団体や国際NGOに拠出した。更に、イエメンへの支援として2024年11月に合計2,000万ドルを拠出し、人道支援活動の継続を可能にした。91万人に栄養、水と衛生、食料、医療、保護、シェルターや生活必需品等の支援を届けることを目標としている。

本件拠出における日本の貢献については、ソーシャルメディア上のOCHA公式アカウントで、日本の支援に対する感謝の投稿を複数回掲載している(例えば、[2024年12月18日投稿](#))。他のドナーの貢献も含む形ではあるが、3-2(1)に記載した複数のOCHA公式ホームページにおいても紹介している。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024年6月(日本の2022年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025年6月頃(日本の2023年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
本件拠出は、他のドナーの拠出とともに、国連事務局内に設置された CERF に組み入れられ、国連常駐調整官・人道調整官が作成し、国連事務総長に代わって緊急援助調整官(OCHA 代表、人道問題担当事務次長)が国連総会の定めた規定等に従って承認するプロジェクトに充てられる。事業実施期間は異なるが(最長9か月)、プロジェクト完了後3か月以内に国連常駐調整官・人道調整官が報告書を提出。また、CERF から拠出を受けた国連機関は、2種類の報告書を毎年第一四半期に提出することとなっている。これらの報告書に基づき、毎年8月に事務総長による報告書が国連総会に提出される他、同時期に CERF 事務局が成果報告書を公表している。 なお、日本の 2023 年度拠出分 97,080 ドルについては、先方 2023 年会計年度の収入として計上されている。2023 年会計年度の決算状況に関して、収入は約 2.8 億ドル、支出は約 7.1 億ドル、欠損金は約 4.2 億ドル。欠損金は次年度に繰り越された。ただし 2023 年末時点での純資産総額は約 6.3 億ドルであり基金として収支がマイナスということではない(2022 年末は、約 10.5 億ドル)。 国連では単一監査の原則により、国連会計検査委員会(BOA)による監査が唯一毎年 OCHA を監査する義務を負っている。BOA が国連事務局全体に対して実施する監査に CERF も含まれており、監査報告と対処状況が公開されている。BOA の 2023 年報告書(A/79/5 (Vol.I))には、OCHA に関わる 10 件の提言があり、うち1件が CERF を対象としている。本対応は 3-2(1)に記載のとおり。 国連内部監査室(OIOS)は、OCHA の内部監査を定期的に実施している。2024 年6月、CERF や CBPF が助成するプロジェクトを一元管理する One Grant Management System (GMS)の妥当性及びガバナンスやリスク管理の効果に関する内部監査報告書が公表された。同報告書において、One GMS の整備は、そのメリットを最大限に活用するために、CERF の機能並びに 2022 年に更新された CBPF グローバルガイドラインの実践に必要な機能強化を組み込む必要があるとし、10 件の提言がなされた。OCHA はこれらの提言を受け入れ、実施に取り組んでいる。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	

OCHAは、2023年2月に戦略計画2023-2026を発表し、6つの優先目標と、その実施を可能にする5つの要因に対応する主要事業評価指標(KPI)を策定。2023年における組織・行財政マネジメントの課題克服に向けた主な取組は以下のとおり。2024年の目標と成果は、2025年6月に公表予定。

「人々の生活にインパクトを与える触媒的な人道資金」の活用を目指して、業務の効率化を追求した結果、突発的な人道危機において、プロジェクト実施の開始日から平均10.38営業日で活動資金を実施機関へ拠出。(2023年のKPI目標は、10営業日。)プロジェクト実施の開始日は、“Early start date”制度を活用すると、発災日以降で、拠出の6週間前に遡って設定可能。

また、CERFは、透明性を促進するというコミットメントのもと、国際援助透明化機構(IATI)の基準を遵守し、2025年4月現在、[IATI透明性スコア](#)100点中95点を2020年から安定的に維持している。本スコアは、約1,660組織内上位0.4%である。

CERFは、全ての拠出金の決定をホームページ(cerf.un.org)の他、OCHAが管理する[プール基金データ・ハブ](#)、[資金追跡サービス](#)、[人道データ共有サイト](#)等を通じて公開している。また、CERFのホームページでは、年次報告書を始め「忘れられた危機」に対する配分方法及び国別選考プロセスのサマリー等も掲載し、様々なデータの情報公開に取り組んでいる。

3-1(4)にあるとおり、本拠出金単体での監査はないが、国連事務局全体についての監査は BOA が行っている。本監査においては、国連会計年度 2023 年に機密情報の取り扱いに関する1件の提言がなされ、対応中。なお、2022 年度以前の BOA の提言は、全て対応済みである。

3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。

該当なし。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
11	12	11	11.33	12	0.67	2,515

備考

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
0	0	0	0	1	1	46

備考 2024 年は日本人女性職員の P5から D1への昇進が1件あり。

4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)

CERF事務局を含むOCHAにおける日本人職員の採用・昇進については、OCHA次長が来日して開催される年次政策協議や、その他幹部職員との会談の機会を捉えて、重要課題の一つとして継続的に協議されており、2024年には初のD1レベルの日本人幹部職員が誕生した。さらに、OCHAの日本人職員はその6割近くがP4レベル以上に在籍して

いる。P5レベルの1名は事務次長報道官というビジビリティの高い重要な役職を務めており、日本人職員のOCHAでの活躍に関する発信に貢献している。

日本人職員12名のうち、女性の割合は約9割であり、女性の活躍推進という日本政府の取組と合致している。

2025年1月、OCHA次長訪日時に国内の大学でJICAを交えてセミナーを開催し、CERFを取り巻く国際人道支援環境やOCHAを含む国際機関でのキャリアについて講演。その模様をオンラインでも発信している。さらに、2024年6月以降、国内外の大学10校(うち、国内の大学は6校)に在籍する学生や国際機関でのキャリアを志望する実務者に対して、神戸事務所の所長やOCHA本部(ニューヨーク、ジュネーブ)の職員を交えてセミナーを4回開催。参加者は平均30名。CERF事務局を含むOCHAでのキャリア形成に特に積極的な求職者に対して、個別のキャリア・アドバイスも提供している。

OCHAジュネーブ本部とOCHA神戸事務所は、各国の人道危機において国際人道支援の指揮を執る人道調整官といった、人道支援分野で活躍する幹部レベルの日本人を増やすため、人道調整官名簿や人材プールの登録状況などを外務省や日本のステークホルダーと定期的に共有している。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B+	b	b	b	a

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際連合国別プール基金 (CBPF) 拠出金	
2 拠出先の名称	
国際連合人道問題調整事務所 (OCHA)	
(注) CBPF は国連事務局内の国際連合人道問題調整事務所 (OCHA) が管理している。	
3 拠出先の概要	
CBPF は、新たな人道危機が発生した場合、もしくは既存の危機が悪化した場合に、人道問題担当国連事務次長兼緊急援助調整官 (国際連合人道問題調整事務所 (OCHA) 代表) により国もしくは地域ごとに設置される人道対応基金。人命を救い、苦しみを軽減し、人間の尊厳を維持するために、国レベルで特定された人道的ニーズと優先順位に基づいて資金を配分することを主な目的としている。	
2024 年末時点において、ウクライナ、アフガニスタン、イエメンをはじめとする 17 か国・地域に設置されており、各国に置かれた人道調整官の指揮のもと、OCHA の現地事務所が、現地の人道支援団体と協議の上で管理している。また、世界各地に設置された CBPF を一元的に管理する OCHA の本部所在地はニューヨーク (米国) 及びジュネーブ (スイス)。日本では神戸に事務所を置く。	
4 (1) 本件拠出の概要	
本件拠出は、CBPF を通じ自然災害や紛争等による人道危機が起きている国々で活動する国際機関及び NGO、赤十字等の人道支援機関に対して、活動資金を直接提供し、優先的な人道ニーズへの迅速かつ効果的な対応を実現することを目的とするもの。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模 (予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 7,980 千円	
2024年1～12月の日本の拠出率: 0.2% (拠出順位: 25位)	
参考: ドイツ 20.5% (1位)、英国 16.7% (2位)、オランダ 9.7% (3位)、ノルウェー 5.4% (4位)、デンマーク 5.2% (5位)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局 緊急・人道支援課、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部、国際連合日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標 (外交戦略、重要政策、重点分野等)
令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅵ 経済協力」、「施策Ⅵ-1 経済協力 (施策レベル)」、「個別分野2: 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」の下で設定されている中期目標「自由、民主主義、基本的人権の

尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う」を達成するための手段の一つとして位置づけている(令和6年度外務省政策評価書)。

具体的には難民・避難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、災害時の緊急援助のための拠出となっている。

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

OCHA は国連における唯一の人道支援の調整機関であり、人道支援全体の指揮官として、現地政府等との協議を主導し、人道支援機関や団体(国連のみならず NGO 等を含む)の総合調整役を務めている。加えて、大規模災害・紛争「忘れられた危機」に対応するための基金や人道危機が起きている国・地域で活動する人道支援機関に対し、活動資金を直接提供するための基金を運用している。

上記 1-1(1)の目標達成に向け、CBPF は、紛争や自然災害・気候変動、感染症の流行、経済的混乱等による人道危機への対応のため、危機の第一線で活動する現地団体、国際 NGO、国際機関、赤十字等の幅広い人道パートナーに対する資金の拠出を通じて、タイムリーかつ効果的な人道支援の実現に取り組んでいる。

CBPF の支援活動は、特に最も困難な人道危機において、被災者に寄り添い、女性や子ども、障害者など脆弱な立場の人々のニーズに焦点を当てた支援を実施。日本の外交政策の柱である人間の安全保障の実現、ひいては「誰一人取り残さない」という持続可能な開発目標(SDGs)の理念の実現に貢献している。

また、CBPF は、人道危機が特に深刻な国・地域に設置され、日本政府や JICA、日本の NGO 等による直接的な活動が困難な地域での人道支援を支えている。グテーレス国連事務総長も、人道危機への迅速かつ効果的な対応のためには、CBPF をはじめとしたプール基金は不可欠なツールであると述べている。

近年、紛争、気候変動、経済的ショック等の要因により世界の人道状況が悪化し、資金ギャップが生じる中、人道支援の一層の効率化のため、ニーズに柔軟に対応するための「質の高い拠出」の重要性が指摘されている。2023 年の G7 開発担当高官(SDO)会合の議長総括においても、長期化・複雑化する人道危機への対応のため、人道資金の増加と「質の高い拠出」を通じた人道支援の質的向上を図ることが確認されている。また、開発協力大綱の改定においても、「国際的潮流を踏まえ、必要な場合には、質の高い柔軟な拠出を取り入れる」と明記されている。

CBPF をはじめとするプール基金への拠出は、国際的に「質の高い拠出」の代表例として捉えられており、日本として他のドナー国と連携して人道支援の質的向上に貢献する上で、CBPF への拠出は重要性を有している。CERF は国連総会決議により拠出の条件や対象を限定されているが、CBPF はより柔軟な運用を前提に設置されているため、CERF と CBPF は相互に補完している。例えば、CERF は国連機関にのみ比較的项目の数に絞って多額の拠出を行うが、CBPF は広く人道支援団体に拠出することができるため、主に国際 NGO や現地の NGO による小規模支援向けに多数の少額な拠出を行っている。CERF は世界中の危機に対応可能であるため、CBPF が設置されていない危機に対しては CERF からの拠出が望まれる。

さらに、CBPF は、2016 年5月の世界人道サミットで合意され、日本もドナー国として参画している、人道支援の「効率化」のための包括的な取組「グランド・バーゲン」で重要性が指摘されている「ローカリゼーション: 現地団体の支援への更なる参画」の実現に大きく貢献しており、2024 年には、資金の9割以上を第一線の現地団体及び国際 NGO に対し拠出し、資金提供とともに能力強化支援も行うなど、危機対応におけるローカリゼーションを推進するため重要な手段となっている。よって、CBPF への貢献は、日本のグランド・バーゲンへの貢献を国際社会に示す重要なツールの一つと言える。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は、長年に亘り、CBPFを管理するOCHAに年間50万ドル以上拠出する主要ドナー30か国で構成されるOCHAドナー・サポート・グループ(ODSG)のメンバー国である。評価期間中において、日本は、2回のODSGハイレベル会合(2024年6月シェンゲン(ルクセンブルグ)、同年12月ニューヨーク(米国))、2回の実務者会合(2024年10月、2025年2

月ともにジュネーブ(スイス))に参加。これらの会合は、OCHAの活動・運営のみならず、CBPFを含むプール基金の拠出の在り方や課題について議論を行う場となっており、日本も積極的に意見を述べ、OCHAの政策立案、活動実施面で発言力・影響力を確保している。

日本は、OCHAが諮問機関を務め、CBPFの戦略的方向性や運営について情報提供を行うプール基金作業部会(PFWG)にも参加している。

同時に、日本は、国連第3位の主要な財政貢献国として、国連総会第5委員会や国連行財政問題諮問委員会において発言力・影響力を保持しており、これらの委員会での審議を通して、CBPFの行財政に日本の意向を反映することができる。

また、OCHA事務次長補(OCHA次長)と外務省国際協力局長との年次政策協議(2025年1月東京、審議官が代理出席)等の機会を捉えて、CBPFの運用に対し、日本の意向が反映されるよう働きかけている。

CBPFを管理するOCHAは、兵庫県神戸市に駐日事務所(1999年開設)を置いており、同事務所からは、日本が人道支援を検討する際、必要となる世界各地の最新の人道状況や国連全体の調整状況等の情報提供を随時受けており、日本の人道支援の決定の際の意思決定に役立っている。また、日本の意向をニューヨーク、ジュネーブのOCHA本部や各国事務所に正確に伝える上で、駐日事務所が重要な役割を果たしている。さらに、神戸事務所は日頃から日本の意向を踏まえ、ビジビリティの向上に尽力しており、必要に応じて外務省からOCHA側に意見を伝えている。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

- ・2024 年6月、ウォソルヌ OCHA オペレーション・アドボカシー局長と志野国際連合日本政府代表部大使が面談し、中東アフリカ地域における人道危機対処等について意見交換を行った。
- ・2024 年8月、本清在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使とラジャシנגラム OCHA ジュネーブ事務所長が面談し、ガザ、スーダン、ミャンマー等の状況及び国別プールファンド(CBPF)等につき意見交換を行った。
- ・2024 年8月、加藤財務大臣(超党派・災害時医療等船舶利活用推進議員連盟会長)とニューヨーク訪問中の有識者がムスヤ OCHA 代表代理と面談し、災害時の船舶活用医療に関する意見交換を行った。
- ・2024 年 10 月、田口緊急・人道支援課長とアル・ハーディ・ラマツラ国連常駐・人道調整官及びウィットール・ラマツラ OCHA OPT 事務所代表代行が面会し、ガザの人道支援等について意見交換を行った。
- ・2024 年 10 月、山中国際連合日本政府代表部大使、梅津国際連合日本政府代表部大使とムスヤ OCHA 次長が面談し、日・OCHA で緊密に連携していくことを確認した。
- ・2024 年 11 月、松井気候変動課長とドーテン OCHA ファイナンス・パートナーシップ局長が面会し、人道危機禍における気候変動対応等について意見交換を行った。
- ・2025 年1月、ムスヤ OCHA 次長が訪日の上、第2回日・OCHA 政策協議が開催された。
- ・2025 年1月、ムスヤ OCHA 次長が松本外務大臣政務官を表敬し、世界各地の人道危機と、自然災害への対応における連携等について意見交換を行った。
- ・2025 年2月、梅津国際連合日本政府代表部大使とムスヤ OCHA 次長が面談し、米国新政権による援助停止・見直し及びUSAIDの解体の影響及び人道支援を巡る状況につき意見交換を行った。
- ・2025 年2月、尾池在ジュネーブ国際機関日本政府代表部特命全権大使が人道・開発・平和の連携(HDP ネクスス)に関する意見交換会を開催。フレッチャーOCHA 代表が共同議長として参加し、HDP ネクススの実践に関する現状、課題、提言を共有した上で、日本を含む国連加盟国との連携について協議した。
- ・2025 年2月、梅津国際連合日本政府代表部大使と小野 OCHA オペレーション・アドボカシー局副局長が面談し、スーダン及びミャンマーの状況につき意見交換を行った。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

CBPF を管理する OCHA は、日本の学生に向けて世界の人道状況、OCHA、CBPF や日本の役割について講演したほか(4-1(3)に記載)、国際ボランティア学会のシンポジウム(2025 年2月大阪)に登壇し、研究者、実務家、学生等と意見交換を行った。CBPF が推進する先行的行動(Anticipatory Action)の促進に寄与する人道データのオープン・プラットフォームの活動については、宇宙航空研究開発機構や JICA に個別のブリーフィングを行い、それぞれが公開している災害関連情報などを世界の人道支援団体にも広く提供するための連携を進めている。 OCHA は、日本の NGO が海外の被災地で支援活動を行うにあたって、ブリーフィングや関係組織への紹介等を行っている。情報提供には、CBPF の説明も含まれる。評価期間中は、ミャンマー地震に関する情報を提供。 OCHA 代表が世界の人道状況の改善を求めて行っている活発なアドボカシーは、日本の各メディアに取り上げられ、日本社会による人道危機の認知向上に貢献している。評価期間中は、特にガザ地区、スーダン、シリアにミャンマーに関するフレッチャー OCHA 代表の発言を、新聞社、通信社、放送局等が伝えた。
1-5 本件抛出に係る日本側の取組等 日本は、CBPF を管理する OCHA のドナー・サポート・グループ等の会合や OCHA ハイレベルとの意見交換等を通じ、日本の外交政策の優先事項を OCHA/CBPF と共有している。また、上記会合等を通じ、OCHA に対し、本件抛出に係るビジビリティの向上について働きかけを実施しており、その結果 OCHA 公式 SNS や駐日事務所の日本語 SNS において、日本の本件抛出への貢献が紹介されている他、謝意が寄せられている。 日本の働きかけによる今次評価期間中の抛出先の具体的な取組は以下のとおり。 【X/Twitter】 ・日本の支援に対して感謝のツイートを掲載。中央アフリカ人道基金ならびに OCHA の活動(2024 年 12 月 4 日)、アフガニスタン人道基金(2025 年 4 月 16 日)、国別人道基金(2024 年 11 月 12 日)等。
1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件抛出の貢献度に係る総括 CBPF の支援活動は、特に最も困難な人道危機において、被災者に寄り添い、女性や子ども、障害者など脆弱な立場の人々のニーズに焦点を当てた支援を実施しており、ひいては日本の外交政策上の目標である普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現に貢献することを目標としている。 OCHA は、基準 2 のとおり、2026 年以降の人道状況を見据え人道危機禍にある人々により良い支援を届けるため、OCHA の優先事項や努力指針をまとめた戦略計画(2023-2026)の中で、OCHA 及び人道コミュニティが直面する課題に対処するための優先改革目標を設定し、5 つの分野を特定しつつ、それらを細分化した 67 項目の主要事業評価指標を設けその実施を通じて目標の達成を追求している。これにより、2-1 (2)の効果을上げている。なお、同計画は、それまでの5年間の振り返りとともに、この先の10年を見通し、厳しさを増す人道危機に対応するために組織がどう変わるべきかについて、ドナーや関係機関とも協議し作成されたもの。 また、基準 3 においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また 3-2 (2) のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。 基準 4 については 4-1 のとおり状況である。 以上から、本件抛出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等抛出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア抛出分のみ】抛出先の戦略目標
2-1 (2) 【コア抛出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための抛出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

本件拠出は、他のドナーの拠出とともに、国連事務局内及び国連マルチパートナー信託基金に設置されたCBPFに組み入れられる。人道支援団体が作成したプロポーザルの中から、国連常駐調整官・人道調整官が現場の人道支団体と協議のもと、国連の定めた規定等に従って承認されたものが実施される。

CBPFを管理するOCHAは、4年ごとに戦略計画を立てており、現在は2023年2月に発出された「戦略計画2023-2026 ([OCHA's Strategic Plan 2023-2026](#))」に基づいて活動。同戦略計画は、2026年以降の人道状況を見据え、人道危機禍にある人々により良い支援を届けるため、2023年から4年間のOCHAの優先事項や努力指針をまとめたもの。

OCHA及び人道コミュニティが直面する課題に対処するため、6つの優先改革目標を設定。うち、優先目標5にあたる「人々の生活にインパクトを与える触媒的な人道資金」に対して、CBPFに関する主要事業評価指標(KPI)を3項目設定した。最新の「戦略計画2023-2026」KPI報告(2024年6月まとめ)によると、主な取組及び成果は以下のとおり。なお、行財政に関するKPI1項目は、3-2(1)に記載。

【優先目標5】

- ・ CBPFが助成する事業は、その裨益者数目標を101%達成(前年比109%)。
- ・ CBPFが直接助成する現地実施機関は、実施機関総数の32%(前年比114%)。間接的にCBPFの助成を受ける現地実施機関は、実施機関総数の8%(前年比80%)。KPI目標達成には、人道支援のローカリゼーションを推進するための戦略的な目標の設定や女性主導団体のキャパシティー強化が寄与した。

最新のCBPF年次報告書(2024年5月公表)によると、2023年度(1～12月)の主な成果は以下のとおり。

- ・ 2023年、CBPFは47の国・民間ドナーから11億6,000万ドル(前年比10.8%減)の資金を獲得。
- ・ CBPFは、世界の19の人道危機における効果的な人道支援のため、11億1,000万ドル(前年比9.0%減)を拠出。763の現地団体、国際NGO、国連機関、赤十字等のパートナーを通じて、3,450万人を支援した(うち、女性と女兒1,780万人、障害者470万人)。
- ・ 11億1,000万ドルのうち、紛争対応に6億6,760万ドル(57%)、自然災害や気候変動に起因する危機への対応に3億9,930万ドル(34%)、感染症対応に5,320万ドル(5%)を拠出した。

CBPFは、日本人の国外退避等で日本政府による二国間支援や日本のNGOの活動が困難な人道危機においても、支援の継続性を担保する有効な手段である。今評価対象期間中、スーダン人道基金は15件、総額1億4,330万ドルを拠出。さらに、アフガニスタン人道基金は、3件、総額6,500万ドルを拠出。厳しい環境の中で、人道支援活動の継続を可能にした。

本件拠出における日本の貢献については、ソーシャルメディア上のOCHA公式アカウントで、日本の支援に対する感謝の投稿を複数回掲載している(例えば、[2024年11月12日](#)、[2025年5月5日](#)投稿)。他のドナーの貢献も含む形ではあるが、3-2(1)に記載した複数のOCHA公式ホームページにおいても紹介している。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

3-1(1) 会計年度	1月から12月
3-1(2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024年6月(日本の2023年度拠出分)
3-1(3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025年6月(日本の2024年度拠出分)
3-1(4) 決算報告書及び監査結果の要点等	

本件拠出は、他のドナーの拠出とともに、国連事務局内及び国連マルチパートナー信託基金に設置されたCBPFに組み入れられ、国連常駐調整官・人道調整官が現場の人道支団体と協議のもと、国連の定めた規定等に従って承認するプロジェクトに充てられる。事業実施期間はプロジェクトによって異なるが（最長24か月）、プロジェクト完了後3か月以内に報告書が提出されることとなっている。

CBPFにかかる財務報告は、各CBPFの財務報告に記載されている。なお、日本の2023年度拠出分1,893,297ドルは、右財務報告に収入として計上されている。

決算状況に関しては、2023年末で、収入は約7.2億ドル、支出は6.9億ドルであり、繰越金が約2.5億ドルである。

国連では単一監査の原則により、国連会計検査委員会（BOA）による監査が唯一毎年OCHAを監査する義務を負っている。BOAが国連事務局全体に対して実施する監査にCBPFも含まれており、監査報告と対応状況が公開されている。BOAの2023年報告書（A/79/5（Vol.I））には、CBPFに関わる提言が8件あった。本対応は3-2（1）に記載の通り。

国連内部監査室（OIOS）は、OCHAの内部監査を定期的に実施している。2024年6月、CBPFやCERFが助成するプロジェクトを一元管理するOne Grant Management System（GMS）の妥当性及びガバナンスやリスク管理の効果に関する内部監査報告書が公表された。同報告書において、One GMSの整備は、そのメリットを最大限に活用するために、CERFの機能ならびに2022年に更新されたCBPFグローバルガイドラインの実践に必要な機能強化を組み込む必要があるとし、10件の提言がなされた。OCHAはこれらの提言を受け入れ、実施に取り組んでいる。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント（ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。）（コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。）

3-2（1）組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況（改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等）

OCHAは、2023年2月に戦略計画2023-2026を発表し、6つの優先目標と、その実施を可能にする5つの要因に対応する主要事業評価指標（KPI）を策定。2023年における組織・行財政マネジメントの課題克服に向けた主な取組は以下の通り。2024年の目標と成果は、2025年6月に公表予定。

「人々の生活にインパクトを与える触媒的な人道資金」の活用を目指して、業務の効率化を目指したが、プロジェクト実施の開始日から平均12.6営業日で活動資金を実施機関へ拠出。（2023年のKPI目標は、10営業日。）特定の国や銀行に対する制裁や人道危機毎の個別の銀経業務によって遅延が生じた。

また、CBPFを管理するOCHAは、2024年版の[Aid Transparency Index Report](#)で、Very Goodのカテゴリーに入り、高い透明性を確保している。50団体中4位（世界銀行の国際開発協会と同位、国連機関としては1位）の評価。また、国際援助透明性指数（IATI）透明性スコアで、100点中95点を維持し、援助透明性を持つ組織のトップカテゴリーに位置付けられている。

CBPFは、すべての拠出金の決定をOCHAの[CBPFデータ・ハブ](#)、[プール基金データ・ハブ](#)、[資金追跡サービス](#)、[人道データ共有サイト](#)等を通じて公開している。また、OCHAのホームページでは、年次報告書を始めサマリー等も掲載し、様々なデータの情報公開に取り組んでいる。

3-1（4）にある通り、本拠出金単体での監査はないが、国連事務局全体についての監査はBOAが行っている。本監査において、2023年にはCBPFに関して8件の提言がなされた。OCHAは、CBPFが助成した実施機関の監査、CBPFの資金管理、新CBPFグローバルガイドラインの実践、機密情報の取扱い、諮問委員会構成員の多様化などを含むこれらの提言を受け入れ、改善努力を続けている。2022年度以前では、2022年報告書（A/78/5（Vol. I））でCBPFに関して提言された3件に対応中で、他は対応済みである。

3-2（2）組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案（国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む）の概要・対応ぶり。

該当なし。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
11	12	11	11.33	12	0.67	2,515
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
0	0	0	0	1	1	46
備考	2024 年は日本人女性職員の P5から D1への昇進が1件あり。					
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
CBPFを管理するOCHAにおける日本人職員の採用・昇進については、OCHA次長が来日して開催される年次政策協議や、その他幹部職員との会談の機会を捉えて、重要課題の一つとして継続的に協議されており、2024年には初のD1レベルの日本人幹部職員が誕生した。さらに、OCHAの日本人職員はその6割近くがP4レベル以上に在籍している。P5レベルの1名は事務次長報道官というビジビリティの高い重要な役職を務めており、日本人職員のOCHAでの活躍に関する発信に貢献している。 日本人職員12名のうち、女性の割合は約9割であり、女性の活躍推進という日本政府の取組と合致している。 2025年1月、OCHA次長訪日時に国内の大学でJICAを交えてセミナーを開催し、CBPFを取り巻く国際人道支援環境やOCHAを含む国際機関でのキャリアについて講演。その模様をオンラインでも発信している。さらに、2024年6月以降、国内外の大学10校(うち、国内の大学は6校)に在籍する学生や国際機関でのキャリアを志望する実務者に対して、神戸事務所の所長やOCHA本部(ニューヨーク、ジュネーブ)の職員を交えてセミナーを4回開催。参加者は平均30名。OCHAでのキャリア形成に特に積極的な求職者に対して、個別のキャリア・アドバイスも提供している。 OCHAジュネーブ本部とOCHA神戸事務所は、各国の人道危機において国際人道支援の指揮を執る人道調整官といった、人道支援分野で活躍する幹部レベルの日本人を増やすため、人道調整官名簿や人材プールの登録状況などを外務省や日本のステークホルダーと定期的に共有している。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B+

b

b

b

a

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
アジア生産性機構(APO)拠出金	
2 拠出先の名称	
アジア生産性機構(Asian Productivity Organization: APO)	
3 拠出先の概要	
アジア太平洋諸国における経済社会の持続可能な発展に寄与するため、相互協力による生産性向上を目的として1961年に設立された地域国際機関。2023年4月現在の加盟国・地域(以下「加盟国」という。)は21か国・地域。本部事務局は東京。加盟国の生産性向上の努力の助成、生産性向上に必要な課題に係る調査・研究の実施、生産性運動を推進する組織・人材の育成等の活動を行う。近年は加盟国への支援レベルについて「Project Partner」から「Policy Partner」へのレベルアップを標榜し、加盟国における生産性に係る国家マスタープランの策定を援助し、国の政策決定といった根幹にも関わる取組を推進している。 なお、2022年9月にインドラ・プラダナ・スィンガウィナタ氏が事務局長に就任。同人は2025年5月の理事会にて再選され、任期は2028年9月まで。	
4 (1)本件拠出の概要	
APOは、加盟国の生産性本部(生産性運動の推進組織として加盟国政府により任命され、当該国におけるAPO事業の実施を支援する団体)や他の国際機関と連携して、工業、農業、サービス業、公共分野等において、各国事例の情報共有、研修、専門家派遣による組織・人材育成、加盟国政府による政策立案策定支援等を行い、加盟国の相互協力による生産性向上を図る取組を行っている。 本件拠出は、特に日本の外交政策と整合的な特定のプログラムをAPOが実施するための経費(含む当該プログラム実施のための一般管理費)に充てられる。なお、本件拠出とは別途、外務省がAPO通常予算向けの分担金(コア拠出)を拠出。また、農林水産省が日本の農業政策実施の一環として拠出(ノンコア拠出)を実施している。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 8,316 千円	
日本の拠出率(任意拠出金のみ): 100%(拠出順位: 1位)(2024年)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局 国別開発協力第一課	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅵ 経済協力」、「施策Ⅵ-1 経済協力」、「個別分野1 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅」の下に設定された「中期目標 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現するための支援を行う。」及び「個別分野3 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構

築」の下に設定された「中期目標 国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会の構築を目指し、地球規模課題に率先して取り組む。」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和6年度外務省政策評価書「[個別分野1](#)」、「[個別分野3](#)」)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

APO は、2025 年までの活動戦略において、包摂的で、イノベーションに導かれたアジア太平洋地域の生産性向上に取り組む方針を掲げ、現在、2025 年以降の活動戦略である「APO ポストビジョン 2025」を策定中。2025 年5月下旬の第 67 回理事会において次期ビジョンの全体的な枠組みをどのように洗練なものとし、その実施に向けた事業やイニシアチブを精緻化するためのステップを提言する「Initial APO Post-2025 Vision Formulation」が承認された。

日本は、プログラム実施のための一般管理費に充当される本拠出金その他、APO の通常予算向けの分担金及び APO 事務局経費を負担し、上記 1-1(1)の目標達成に資する APO による生産性向上の活動を支えている。

なお、分担金は加盟国の義務であり、APO 全体の事業費及び事務局運営費に充てられ、日本として用途を指定することができない一方、任意拠出金は用途が定められており、外務省は日本の外交政策の推進に資する事業を実施するため、また、農林水産省は主要政策である「みどりの食料システム戦略」に資する食の安全やスマート農業に関する案件等を実施するために、それぞれ拠出を行っている。農林水産省は令和5年度から農業のスマート化技術を有する日本企業の APO 加盟国への展開支援を継続中。2023 年に改訂された ODA 大綱においては、民間部門主導の成長を促進することで開発途上国の経済発展を一層力強くかつ効果的に推進し、またそのことが日本経済の力強い成長にもつながるよう、官民連携による開発協力を推進することが定められ、国際機関との連携の重要性についても言及されている。本件拠出金事業は、APO による事業実施を通じ、日本の民間企業の成長への貢献を推進するものであり、同大綱の方針に沿ったものである。

日本政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」において、中堅・中小企業の活性化を通じた持続的な経済成長の実現を掲げている。特に、人手不足への対応として、省力化投資への支援や自動化技術の導入促進、現場労働者のリスクリングを推進し、業務の効率化と生産性向上を図っている。また、中堅・中小企業の「稼ぐ力」を強化するため、成長市場への進出、新製品開発、デジタルトランスフォーメーション(DX)・グリーントランスフォーメーション(GX)の取組を支援し、サイバーセキュリティ対策やインボイス制度への対応も支援している。さらに、大企業と中堅・中小企業の協働によるオープンイノベーションや人材派遣を奨励し、地域経済の活性化を図っている。これらの取組は、地域経済を牽引する中堅企業と、雇用の約7割を支える中小企業の活力を高め、良質な雇用の創出や経済の底上げに寄与するものである。

これらの政策は、日本企業の海外展開を支援し、アジア大洋州地域の優れた取組に係る相互学習を促進する APO の活動強化にも資するものであり、日本政府の政策実現に貢献する。

特に、GX を通じた脱炭素社会への移行や、日本の主導で創出された生産性向上と環境保全の両立を図る「緑の生産性」の概念は、日本の経済・外交政策と高い整合性を有しており、APO が推進する緑の生産性(GP2.0)エコシステムの構築は、GX の実装支援策としても極めて重要である。日本政府の GP 関連事業への貢献は、こうした政策方針の具体化にも資するものである。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

本件拠出金は 100%日本が拠出するもの。APO は本部事務局が都内にあることもあり、外務省担当部局と APO 事務局との間で密に連携を取りながら、プロジェクトの形成・実施を行っている。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

APO は、本部事務局が都内にあることから、必要に応じ、外務省幹部と APO 事務局幹部との面談等を実施している。直近では、2024 年 12 月に、石月国際協力局長(APO 日本理事)及び長徳国際協力局審議官とインドラ APO 事務局長で、さらには 2025 年1月に長徳国際協力局審議官とインドラ APO 事務局長が面談し、APO の活動に係る主要議題について継続的に意見交換を行っている。また、2024 年 12 月には APO 議長(APO フィジー理事)ジョネ・マリティノ・ネマニ雇用・生産性・労使関係省(フィジー)事務次官が訪日時に、インドラ APO 事務局長とともに外務本省を表敬訪問し、榎下国別開発協力第1課長と面談している。また、2025 年5月にもインドラ事務局長と榎下国別開発協力第1

課長が面談している。上記のほか、APO の活動事項等について、2か月に1回程度、事務レベルの打合せを行っている。
1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。
APO は、加盟国の生産性本部と連携して、各国事例の情報共有、研修、専門家派遣による組織・人材育成、加盟国政府による政策立案策定支援等を行うところ、日本の生産性本部である(公財)日本生産性本部(JPC)と協力関係にある。JPC は、本件拠出によるものを含め、APO が日本で実施する研修等のホストや、海外に派遣される日本人専門家の推薦等、APO 事業の実施において不可欠な協力を行っている。なお、令和6年度の本件拠出金において、「アジアにおける中小製造業への IoT 化支援事業」の実施に際しても技術的助言を行うなどの協力が行われている(2-2 参照)。 また、設立当初より APO 事務局本部は日本に設置されていることから、APO 事務局が紹介する好事例等も他国と比して日本の取組が多い。 更に、2024 年3月には、松本外務大臣科学技術顧問(東京大学名誉教授)が、緑の生産性(GP)評議委員会委員に就任し、第1回評議委員会会合に出席。APO に対し、GP2.0 の実施に向けた具体的な提言を行うとともに、2024 年10月にフィジーにおいて開催された第65回生産性本部代表者会議に出席し、日本政府による GP2.0 に対する支持を表明した。また、2025 年5月には大阪関西万博会場において同評議委員会年次会合が開催され、GP2.0 エコシステムの構築進め方につき提言を行った他、万博会場における特別プレゼンテーションセッションにて講演。同提言は、2025 年5月の第67回理事会において承認された。GP2.0 は日本の政策目標と高い親和性を持ち、GX・DX・包摂的成長を通じてその実現を後押しする有効な手段であると国内外の聴衆に訴求した。今後、同顧問は、引き続き、定期的に会合に出席し、GP2.0 のエコシステム実施方針等につき助言を行っていくことになる(2-2 参照)。
1-5 本件拠出に係る日本側の取組等
2-2 の事業実施に際しては、事業のコンセプト段階から、外務省、APO 事務局及び JPC との間で協議を行い、上記 1-1(1)の政策目標の達成に資するようテーマの策定等を調整した。APO 事務局側は、外務省からのコメントを受けて、事業内容を調整するとともに、2-2 のように、日本の取組自体が中心となる事業形成に取り組んでいる。また、事業終了後も供与した機材が有効活用されるよう APO としてのフォローアップを申し入れる等、各事業の実施過程・実施後にも日本として積極的に関与した。APO 事務局は、JPC の協力も得つつ、より質の高い成長に貢献する生産性向上の取組を活用し、事業効果の向上に努めた。
1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括
アジア生産性機構(APO)拠出金は APO が日本の優れた生産性向上にかかる取組を紹介・導入することで加盟国の生産性向上を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現及び国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会の構築に貢献することを目標としている。 APO は、基準2のとおり、取組1等に対し、2-2 のとおりの効果を上げている。 また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。 基準4については 4-1 のとおりの状況である。 以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1(1)【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果	
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果	
(1)2020 年(令和2年)度事業:「緑の生産性 2.0」ロードマップ作成:実施完了 本件事業では、加盟国における環境に配慮した生産性向上の取組を促進するための基盤整備を目指す。具体的には、1996 年に APO が打ち出した「緑の生産性(Green Productivity)」「(生産性と環境保全の双方に配慮し、社会経済全体の持続的な発展を図る)の概念を、最新の気候変動課題やデジタル技術の進展等を踏まえて改訂し、緑の生産性 2.0(GP2.0)として実施することとなった。この GP2.0 は APO が有する独自性・専門性を活用し、APO の共通目標である「生産性と環境保護の双方に配慮し、SDGs の達成にも貢献する形での、APO 加盟国の生産性向上」を推進するものである。 また GP2.0 の概念を具体的な行動として実現するため、取り入れるべき規制・金融メカニズム・技術等を特定し、APO 域内のロードマップ案の作成を行った。加盟国からの7名の専門家により構成される技術作業部会が、加盟国における「緑の生産性」の取組状況のデータ収集を行い、さらに踏み込んだ「緑の生産性」の実践機会について分析を行った。2023 年 12 月、これらの情報を基に、導入が必要な技術や実践要因・手段を特定し、GP2.0 のロードマップ案を作成した。同ロードマップは APO 加盟各国のニーズに応じて、国家開発計画や政策への組み入れや、APO の事業計画・策定時の基盤として活用されることが想定されている。2024 年3月、GP2.0 具体化のための提言を行うため、6名の委員により構成される GP 評議委員会(議長:山本良一・東京大学名誉教授)が発足し、松本・外務大臣科学技術顧問(東京大学名誉教授)が委員に就任した。同委員会は 2024 年3月に第1回評議委員会会合を開催し、同ロードマップ案に関する議論を行った。同委員会の提言を踏まえて改訂されたロードマップ案は 2024 年5月に開催された第 66 回理事会において付託され、採択された。ロードマップ案の採択を受けて本事業は完了予定だったものの、APO による訴求活動を行うこととなったため、完了時期が延期された。同活動は 2024 年 11 月にフィジーで開催された、第 65 回各国生産性本部代表者会議で行われ、フィジー副首相ならびにその他閣僚が臨席するなか、松本・外務大臣科学技術顧問(東京大学名誉教授)が出席し日本政府による GP2.0 に対する積極的な支持を表明した。この生産性本部代表者会議での訴求活動をもって同事業は実施完了。 (2)2024 年(令和6年)度事業:「アジアにおける中小製造業に対するデジタル改善実証事業」:実施中 本件事業では、APO と日本生産性本部との協力により、「アジアにおける中小製造業に対するデジタル改善実証事業」を実施中。現在日本生産性本部および関係諸機関と調整が進んでいる。本事業は、特に中小企業のための包括的なデジタル技術を活用した改善を通じた生産性向上のロードマップを提供するために 2025 年に日本生産性本部が策定した「デジタル改善ガイドブック」を活用し、一方的な途上国支援だけではなく、加盟国のスタートアップ企業等の生産性向上のグッドプラクティスを日本企業にも紹介し、日本企業の生産性向上にもつなげるような双方が学べる取組を強化する。 (3)2025 年(令和7年)度事業については、高度な脱炭素・環境技術を活用した製品のデータベース構築を支援し、環境に配慮した形での APO 加盟国の生産性向上を通じた、APO の主要事業である緑の生産(GP)2.0 のエコシステムの開発・実施と連動させ、より大きな事業成果を創出すべく日本の諸機関の連携を調整中である。GP2.0 エコシステムについては、その進め方につき、2025 年5月の理事会において提言が承認されたことを受け、具体的な支援内容につき協議を開始した。これらの取組により、生産性と環境保護の双方に配慮し、SDGs の達成にも貢献する形での、各国の生産性向上を図るとともに、加盟国企業と日本の中小企業とのマッチングを通じた日本企業の海外展開支援にも寄与するものであり、日本の優れた環境技術・システム・製品の国際展開の基盤を築き、1-1(1)の目標達成を後押ししている。	

評価基準3
 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月

3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2025 年3月(2020 年度拠出分) 2023 年6月(2021 年度拠出分) 2024 年5月(2022 年度拠出分) 2024 年6月(2023 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	事業終了後提出予定
(参考)次回報告書の受領予定時期等	事業終了後提出予定
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
APO においては、日本の拠出金後から個別イヤマーク・プロジェクトを開始し、事業実施期間はプロジェクトによって異なるが、プロジェクト完了後に報告書が提出されることとなっている。 2020 年度(令和2年度)の拠出金による事業は完了。報告書受領済み。供与額 13,296,000 円のうち 12,767,479 円を事業に支出し、528,521 円の執行残が生じており、返還手続が行われる見込み。 2021 年度(令和3年度)の拠出金事業については、報告書受領済み。供与額 11,289,000 円のうち 9,994,812 円を事業に支出し 1,294,188 円の執行残が生じ、2023 年 11 月に返還手続が完了。 2022 年度(令和4年度)事業の拠出金による事業は完了。報告書受領済み。供与額 10,260,000 円のうち 8,495,186 円を事業に支出し、1,764,814 円の執行残が生じ、2025 年3月に返還手続が完了。 2023 年度(令和5年度)の拠出金による事業は完了。報告書受領済み。供与額 9,681,000 円のうち 9,248,071 円を事業に支出し、432,929 円執行残が生じ、2025 年3月に返還手続が完了。 2024 年度(令和6年度)の拠出金については、現在実施中。 日本の拠出は、APO 全体の会計報告の内数として、外部監査法人(2024 年度分は、PwC Japan 有限責任監査法人)によって監査されたが、APO の全ての支出は国際的な会計基準に基づいており、会計報告書に対する特段の指摘事項はなく、全ての項目につき適正(fairly)と評価された。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
APO は使途未定金の削減に取り組んできており、COVID-19 の影響による実地研修からオンライン研修への変更、円安による事務局経費の減少等により、2023 年末時点で 9,220,000 米ドルまで積み上がることもあったが、2024 年末には 5,981,279 米ドルとなり大幅に削減された。 2023 年5月開催の第 65 回理事会において、使途未定金に係る今後の方針について初期的な議論が行われた。その後、同年の第 64 回各国生産性本部代表者会合で使途未定金を活用した具体的な事業内容が検討。「各国生産性本部向け幹部研修事業」と「非 APO 加盟国参加支援基金」を行うことが合意され、Circular を通じて理事会の承認を得た。また、2024 年そして 2025 年には、それぞれ 344 万米ドルおよび 464 万米ドルを使途未定金から事業費に充当することを前提に事業計画が策定され、理事会の承認を得ている。現時点では、2026 年末には使途未定金が解消される見込みである。	
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。	
該当なし	

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)		
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)		
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)	☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体	(参考) 全職員数

2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
7	8	9	8	12	4	28
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
1	1	1	1	1	0	2
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B-

b

b

c

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際開発教育・研究機関拠出金	
2 拠出先の名称	
アジア工科大学院(AIT)	
3 拠出先の概要	
AIT はアジア地域の土木工学等のための国際高等教育機関として 1967 年にタイに設立。2025 年4月現在の加盟国は 13 か国。アジア地域の経済開発のために必要な土木工学等の技術者、特に、高級技術者の育成、強化を目的としている。近年は、気候変動や海洋プラスチック汚染などの環境問題にも注力するとともに、タイの関係機関と協力し、タイの SDGs 達成に関する事業も実施している。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出では、アジア地域における工学系人材の育成を目的に、リモートセンシング・地理情報システム学科(RSGIS)及びメカトロニクス学科への奨学金へ拠出している。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 6,226 千円	
日本の拠出率: 0.4%(拠出順位: 8位)(2024 年)	
参考:タイ 85.39%(1位)、バングラデシュ 4.7%(2位)、ドイツ 3.0%(3位)、米国 1.9%(4位)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局 国別開発協力第一課、在タイ日本国大使館	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
国際開発教育・研究機関拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅵ 経済協力」、「施策Ⅵ-1 経済協力(施策レベル)」、「個別分野1 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅」の下で設定されている中期目標「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅」のための支援を行う。」(より具体的には、「産業人材育成」)及び「個別分野3 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築」の下で設定されている中期目標「国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会の構築を目指し、地球規模課題に率先して取り組む。」(より具体的には、「教育」、「防災・津波対策」、「気候変動・地球環境問題」の各分野における国際協力を更に推進する。)を達成するための達成手段の一つと位置付けている。(令和6年度外務省政策評価書)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
本拠出金は、アジア地域の土木工学等のための国際高等教育機関であって、アジア地域でトップクラスの大学院大学である AIT の学生を支援するものである。アジア地域での知名度が高く、人脈・機材・知見の面で蓄積のある AIT を通じて多面的に支援を行うことは、日本が知見を有する先端技術分野の教育の実施、土木工学・リモートセンシング等の教育を通じた防災対策、AIT が注力する気候変動や海洋プラスチック汚染などの環境問題への対応に資するものである。 なお、AIT は、アジア地域の持続可能な開発と世界経済への統合において主導的な役割を果たす、高度な資格を持ち献身的な専門家を育成することを目的としており、工学部、環境・資源・開発学部、経営学部の3学部を置き、修士号(MBA、工学、理学)、博士号(PhD、工学、技術科学、経営学)を授与している。また、研究やアウトリーチを通じて、アジア・太平洋地域において技術革新・持続可能な開発の促進をするため、特に工学、自然科学及びその応用分野における大学院教育、アジアに関連する技術的問題解決のための研究、学会、セミナー、短期コース等の特別プログラムの提供等を実施してきた。近年では、JAXA の地球観測衛星など宇宙技術を使って得たアジア太平洋地域の災害関連情報をインターネット上で共有し、自然災害を軽減・予防するプロジェクトである「センチネルアジア」や、環境省による国家気候変動適応計画(NAP)策定支援プロジェクトなどが、AITとの協力により実施されている。 アジアを中心に 49 か国・地域から約 1,700 名の学生が在学し、107 か国・地域からの卒業生 27,195 名(2024 年まで)の約 70%から 80%が母国に戻り、それぞれの分野で活躍している。また、バイニマラマ・フィジー前首相、ツェリン・ブータンエネルギー天然資源大臣、ブンサーン・タイ上院議員・国家安全保障評議会議員、ハッター・メコン川委員会事務局長、元ネパール総務省次官、前アジア開発銀行(ADB)副総裁など各国の要職に就く人材を輩出している。
1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
日本の拠出金の使用方法については、本件拠出金の方針に沿った人材を育成するため、日本が毎年奨学金の給付学生の選定条件ガイドラインを策定し、AIT は当該条件に基づき給付学生を選定し、在タイ日本国大使館を通じて外務本省の承認を得ることとしており、日本の意見が反映される制度になっている。また、年2回開催される AIT 理事会には次席公使がオブザーバーとして参加しているとともに、折に触れ AIT 学長と在タイ日本国大使館幹部との意見交換を実施している。
1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等
AIT と在タイ日本国大使館の間で定期的に意見交換を行っており(直近では 2024 年8月に在タイ日本国大使と意見交換を実施)、日本の意向が事業実施に反映されるよう努めている。
1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。
現在も2名の日本人教員が AIT に在籍し、学生の指導に従事。平成 24 年度から、本拠出金の奨学金を得た学生は主に日本人教官が教鞭を執るリモートセンシング・地理情報システム(RS-GIS)学科及びメカトロニクス学科を受講することが条件となっている。このリモートセンシング講座の修了生は、日本企業への就職や、日本の研究機関と連携するなどして活躍している。具体的な貢献事例は以下のとおり。 ・山口大学に教員として在籍する当奨学金の修了生が、JAXA が主導する衛星リモートセンシングを活用した防災・減災国際イニシアチブである「センチネルアジア」に参加・貢献(プロジェクト期間:2027 年5月まで)。 ・当奨学金の修了生2名が、日本国内のベンチャー企業で複数のデータ・AI プロジェクトに参加・貢献。 1995 年には、日本人教授(村井俊治東京大学名誉教授)が私財を投じてリモートセンシング・地理情報(RS-GIS)センターを設立し、同センターを拠点に、現在も JAXA や、東京大学、東北大学、北海道大学、筑波大学、慶應義塾大学等の日本の主要な大学が共同研究等を実施。AIT との他の具体的な協力等の事例は以下のとおり。

- ・東京大学とGNSSの最新処理技術や低コストのGNSS機器開発に関するワークショップを開催。
 - ・東京大学及び中部大学が、宇宙・地理空間技術の応用に係る講義の実施及び研究の監修に協力。
 - ・一般財団法人WNI気象文化創造センターらの支援により鉄道の安全運行のための気象観測・予報施設を設置。
- また、2024年6月にはADBの浅川総裁に対してAITから名誉博士号が授与されている。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

1-2に記載の点について、引き続き当奨学金が適切かつ効果的に活用されるよう2024年8月に在タイ日本国大使とAIT学長間で意見交換を実施した。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

国際開発教育・研究機関拠出金はアジア工科大学院のリモートセンシング・地理情報システム学科(RSGIS)及びメカトロニクス学科への奨学金を拠出することでアジア地域における工学系人材を育成し、ひいては日本の外交政策上の目標である「質の高い成長」を達成し、これに伴い貧困の撲滅に寄与することを目標としている。

アジア工科大学院は、基準2のとおり、リモートセンシング・地理情報システム学科及びメカトロニクス学科の2名の学生に対して奨学金を給付し、衛星データを用いた熱波と都市ヒートアイランド現象の影響評価や、心臓病患者の遠隔モニタリング及び診察支援に関する研究等を実施することにより、アジア地域の経済開発のために必要な土木工学等の技術者、特に、高級技術者の育成、強化に努めている。過去10年の奨学金受給者は卒業後、約6割が学術機関で教鞭を執り、2割弱が国際機関へ就職、1割が政府機関で働いている。

また、基準3においては、3-1のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については、4-2の理由からN/Aとしている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記2-1の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

令和6年度は、リモートセンシング・地理情報システム学科及びメカトロニクス学科の2名の学生(スリランカ、ネパール出身)に対して博士課程3年間の奨学金を給付している。リモートセンシングの学生は、河川のプラスチック汚染対策のため、無人航空機とディープラーニングモデルを活用し河川のプラスチックを自動検出する研究を実施している。また、メカトロニクスの学生は、医療現場や災害現場などの制約のある環境下における腱駆動型の柔軟ロボットの開発を実施している。過去10年の奨学金受給者は卒業後、約6割が学術機関で教鞭を執り、2割弱が国際機関、1割が政府機関に就職しており、社会課題の解決に貢献している。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

3-1 (1) 会計年度

1月から12月

3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月

2025年4月(日本の2024年度拠出分)

3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由

(参考)次回報告書の受領予定時期等	2026 年4月(日本の 2025 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
AIT の財政状況は 2023 年で 481,667 米ドルの赤字、2024 年(推測値)で約 340,000 米ドルの赤字。2025 年の黒字転換に向けて、AIT としては財政状況の改善に努めている。2023 年度拠出金 51,635 米ドルについては、奨学金給付対象学生に対して奨学金として給付済み。2024 年度拠出金 52,378 米ドルについては、2025 年2月 26 日に受領し、2025 年8月期の入学者に対する奨学金として今後給付予定。奨学金の支給時期の都合上一時的に執行残が発生するが、結果的には予算は全て執行される。 上記の報告に加え、AIT からは、毎月執行(給付)について報告を受けており、問題は見られない。 日本の拠出は、AIT 全体の会計報告の内数として、外部監査法人(2023 年度分は KPMG)によって監査され、特段の指摘事項はなく、適正(fairly)と評価された。(注)最新の年次報告。2024 年度の年次報告については 2025 年6月 目処公開予定。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。	
該当なし	

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
-	-	-	-	-	-	-
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
-	-	-	-	-	-	-
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
AITは一般的な国際機関と異なり高等学術機関であるため、適性を有する職員を採用するのは極めて難しく、他の国際機関との職員の流動性に乏しいという特徴がある。その上で、東京大学・環境省とも連携の上、専門性を有する						

職員を選定し、同機関の教員となるべく働きかけを行っている。

また、本件拠出では、アジア地域における工学系人材の育成を目的に奨学金へ拠出し、奨学生が在学中の研究活動や卒業後の学問の継続、自国の政府や国際機関への就職等を通じて、アジア地域の開発、さらには日本とアジア地域の協力強化に貢献しているものであり、当該拠出は日本人職員の増強になじまない。

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B

b

a

b

c

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
エスカップ基金拠出金	
2 拠出先の名称	
国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)	
3 拠出先の概要	
ESCAPは、国連総会および国連経済社会理事会(ECOSOC)の決議に基づき設立された、ECOSOCの5つの地域委員会の一つであり、アジア太平洋地域に特化した唯一の国連組織。本部はタイ・バンコクに所在し、加盟国・準加盟国62か国(すべての常任理事国を含む)を擁する。 ESCAPは、アジア太平洋地域における経済・社会分野に関する規範作りと合意形成の場となっており、地域における経済・社会開発にともなう諸問題解決を目的に、①経済発展政策の策定・推進、②政策調査の実施・支援、③情報収集・分析・普及、④技術協力の提供を担っており、経済・社会分野における多国間の域内協力をリードしている。同組織は、9つの部門(マクロ経済政策・開発金融、貿易・投資、運輸、エネルギー、環境・開発、情報通信・科学技術イノベーション(ICT/STI)、防災、社会開発、統計)から構成され、同地域唯一の国連事務次長(USG: Under-Secretary-General)の幹部ポストを有する国連機関でもある。 ESCAP は、また、地域の包括的な多国間プラットフォームとして、持続可能な開発目標(SDGs)に掲げられた課題を解決すべく、テーマ別の会合の開催や、各国の政策決定者・実務者の能力向上等を行い、域内の 2030 アジェンダの実施に貢献し、域内経済社会協力の強化を目的とする。	
4 (1)本件拠出の概要	
日本は、域内最大の先進国として、ESCAPを通じた経済・社会分野の地域協力を目的として、1977 年に日・エスカップ協力基金(JECF)を設立。本件拠出金により、アジア太平洋地域における円滑な経済活動・持続可能な開発推進に係る多岐にわたる課題(SDGs)に対応する事業を実施。本拠出金は、日本がESCAPと連携して、両者のプライオリティやニーズに基づいた事業を実施するための不可欠なツールであり、日本は、これまで本基金を通じ、日本で先行される事例をアジア地域において主流化する目的で活用してきた。 なお、総務省は、ESCAP 傘下の国連アジア統計研修所(SIAP: 千葉市所在、アジア太平洋地域を中心に世界中の途上国政府職員等に対して種々の統計分野に関する研修事業を実施)の運営費・事業費等を拠出。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額:1,621 千円	
日本の拠出率 100%	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局地球規模課題総括課、在タイ日本国大使館	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅰ 地域別外交」、「施策Ⅰ-1 アジア大洋州地域外交」及び「基本目標Ⅱ:分野別外交」、「施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組、個別分野1、5、6、8、11」、「施策Ⅱ-2 国際経済に関する取組、個別分野1~4」に横断的に貢献するほか、「基本目標Ⅵ:経済協力」、「施策Ⅵ1-2:地球規模の諸問題への取組」、「個別分野1:人間の安全保障の推進と我が国の貢献」の下に設定された中期目標「誰ひとり取り残さない」という考えの下、SDGs達成に向けた取組を加速化することで、人間の安全保障の推進に貢献する。」および、「個別分野2:環境問題を含む地球規模問題への取組」の下に設定された中期目標「我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組の促進」としての日本の知見・経験も活用して各国の目標達成を支援し、分野横断的に、経済社会開発や経済安全保障等に係る一連の国連コミットメントを達成するための達成手段の一つと位置づけている。(令和6年度外務省政策評価書 [個別分野1](#) [個別分野2](#))

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

1 比較優位性と代替不可能性:国連唯一の包括的な分野横断的な域内政策対話の場。 ESCAP は、アジア太平洋地域で唯一の包括的な政策対話と技術協力の場として機能し、経済・社会分野での規範作りの合意形成を促進。ESCAP での議論や成果は、国連総会の決議に基づき、ハイレベル政治フォーラム(HLPF)などのグローバル・プロセスに反映され、多くの加盟国が、その発信力の高さや効果・効率性を評価。閣僚級の会合が頻繁に行われ、その地域的・国際的影響力が広く認識されている。

日本にとっても、ESCAP は人間の安全保障、SDGs や自由で開かれたインド太平洋(FOIP)の理念の実現、地域の安定と繁栄の促進において重要。特に、デジタルや環境・気候変動等の分野をまたぐ政策事項において、ESCAP を戦略的に活用する意義は近年強まっており、ESCAP を所管する外務省だけではなく、各省が、ESCAP の所管分野に積極的に関与し、オール・ジャパンの取組を発信する場として有効。

国際的な枠組と、国内・域内の取組の整合性を確保する中で、ESCAP は、他の国連基金・プログラム等と比較しても、国連総会決議に基づく権利と優位性を有し、代替不可能な存在。

民間部門や市民団体を含む多様なステークホルダーを巻き込みながら、国連のマנדートの下で包括的な施策対話の場を提供している。

日本は、国連アジア太平洋統計研修所(SIAP、千葉県幕張市)等を通じて、地域の政策決定力を向上させ、SDGsに関連する課題に対応(これまで、アジア太平洋地域を中心に 190 以上の国・地域からの政府統計職員を育成し、世界各国の政策決定力を向上)。

こうした能力支援や、数次にわたる関連会合への参加を通じて、自然災害、環境問題、少子高齢化など、SDGsの実施に関連する地域課題への具体的対応が可能となっており、2025 年5月の ESCAP 総会においては、岩屋外務大臣が、日本による統計分野での支援・協力の実施と成果を強調し、それが地域の持続可能な発展に寄与している。

このように ESCAP が有する専門性と広域的な影響力は、他の手段では代替できないものであり、地域及び国際社会にとって重要な資源となっている。

2 他の手段との相互補完性 ESCAP は、JICA や国際機関と連携し、拠出を通じて効果を最大化している。例えば、ESCAP 総会、委員会、それらの会合でのサイドイベントでの活動において、日本は災害対策や統計、デジタル技術や衛星活用等をテーマにした協力プロジェクトを紹介し、国際機関との共同事業を通じてプレゼンス向上を図ってきた。「強靱・持続可能な都市開発に向けた地域協力」をテーマとした 2025 年4月の総会には、岩屋外務大臣がビデオメッセージにより参加した。また、JICA や UN HABITAT、ESCAP と共催し、災害対策を考慮した持続可能な都市開発に関するサイドイベントを実施。岩屋外務大臣のビデオスピーチ、ESCAP 事務局長や大鷹在タイ大使、JICA など多様なステ

ークホルダー等のスピーチや事例紹介を通じ、水災害・地震対策を含む計画的な都市設計等の重要性を強調し、日本の知見が災害多発地域での課題解決に適用されている様子を紹介。ミャンマー大地震直後というタイミングも重なり、加盟国から強い共感を得る結果となった。

3 日本外交と地域影響の強化 ESCAP は、日本が域内ステークホルダーとの関係を深める場を提供。毎年開催される ESCAP 総会や「持続可能な開発に関するアジア太平洋フォーラム (APFSD)」は、日本が地域内でプレゼンスを高め、知見を共有する場として不可欠。特に APFSD は、多くの閣僚級が参加し SDGs の進捗評価、規範作り、データ測定を進め、2025 年7月の国連ハイレベル政治フォーラム (HLPF) における日本の「自発的国家レビュー (VNR)」発表を見据えた戦略的な情報発信を可能にし、これまで国連下で提唱してきたビジョン等を強調する場として効果を発揮。また、2025 年第 81 回総会において、岩屋外務大臣が統計分野の成果を強調する一方で、持続可能な都市開発に関連する知見と事例を提示し、地域でのプレゼンスと政策影響力を高める効果があった。

4 国際秩序と地域安定への貢献 ESCAP は、上述の9つの分野に関する政府間会合の定期開催などを通じて、人間の安全保障、自由貿易、航行の自由、法の支配といった重要な価値観を地域内に浸透させ、日本が目指す地域共通の理念の醸成やルールに基づく国際秩序形成に貢献することが可能。特に自然災害などが頻発するアジア太平洋地域において、データやエビデンスに基づく政策の重要性を共有し、持続可能な発展を支える能力基盤を強化する役割を果たしている。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

本件拠出金は100%日本が拠出するものであり、UNESCAP部局内に本拠出金の実施に特化したプロジェクト担当部が、(ESCAP所在地の)在タイ日本国大使館とも密に連携を取りながら、プロジェクトの実施を行っている。

本拠出金に関するプロジェクト案等においては、在タイ日本国大使館と外務本省の間で緊密に連携をとり、事業計画の起案段階で関与し、日本政府の意向を反映した事業の起案・運用・執行がなされている。事業計画の内容は、日本が掲げる重要外交方針及び優先課題を反映した形で、対アジア太平洋経済開発の優先課題の特定や域内ステークホルダー間連携等にも貢献するものとなっている。

また、本拠出に関する事業においては、国連規則に沿って日本の専門家や邦人職員が日本事業の企画・実施・モニタリング・評価・広報に貢献。事務局長室に次長を含む日本人職員2名が配属されており、事務局長を含む上層部との円滑なコミュニケーションに貢献できる体制となっている。

なお、ESCAP幹部との間で随時全般的な意見交換を行うことにより、同機関のマנדートを踏まえつつ、日本の立場や意見を事業の方針に反映させるよう働きかけることが可能な組織体制となっている。日本(在タイ日本国大使館のESCAP常駐代表・副代表)は2-3か月ごとに開催される常駐代表者会合にてESCAP運営・手続事項等についてガイダンスを入れることが可能であり、域内と国内の優先課題間の調整・日本の考えのインプットが定期的に可能な体制となっている。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

ESCAPの年次総会には、例年、日本から副大臣や外務大臣政務官による対面参加やビデオメッセージの発出が行われており、2025年4月の第81回総会には、岩屋外務大臣がビデオメッセージで、ESCAPは、アジア太平洋地域における知見共有や能力構築の場として、重要な役割を果たしてきた。自然災害や環境問題、少子高齢化など多様な社会課題が深刻化し、国際秩序がこれまでになく不安定になりつつある中、その役割はますます重要となっている旨述べた。

また、経済社会開発各分野における各委員会において、いずれも閣僚級会合等でカントリー・ステートメントを実施し、日本の施策について説明すること等により域内での日本の発言力・影響力を確保している。

2024年2月、アリシャバナ事務局長が来日し、柘植外務副大臣等日本政府関係者と会談を行った。ESCAPを通じたアジア太平洋地域における日本のリーダーシップに期待を示しつつ、ESCAP総会の機会を始め、日本とESCAPの協力関係を促進していくことで一致した。柘植副大臣から、SDGsの進捗の大幅な遅れなど国際社会が困難に直面する

中、地球規模課題においては国境を越えた連携が不可欠であり、世界の取組を加速させるためにもアジア太平洋が先頭に立って協力のモデルを推進していくことが重要であり、ESCAPがその役割を果たしていくよう期待を伝え、先方と意見の一致をみた。

長谷川総務大臣政務官との会談では、アリシャバナ事務局長から、日本がホストする国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)に対する日本の貢献に謝意が表明されるとともに、統計人材の育成等を通じた国際貢献において連携を一層強化することを確認した。

2025年4月の第81回総会において、横浜市が2027年に開催予定の第9回アジア太平洋都市フォーラム(APUF-9)の開催都市に選定された旨が発表されたことから、今後政府要人との政策対話などが期待される。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

本件拠出においては、事業目的達成のために、専門性・テーマ性に沿ったプログラムが企画されている。そのプログラム構成は、関係各所への訪問、専門分野の視察、関係者などとの意見交換等に基づいており、日本の地方自治体、高校・大学・研究機関、民間企業及び NGO/NPO 等が関与するケースが多く、それぞれの魅力や優位性を対外的に宣伝・発信することができる有効な機会となっている。また、日本とアジア太平洋地域各国との間のネットワーク構築、友好関係の向上、日本が得意とする分野に係る対外発信の強化に貢献することが可能となっている。

例えば本件拠出金を用いて過去に開発を支援し、かつ現在実施中の事業でも活用している障害インクルーシブ防災eラーニングツールに関して、人と防災未来センター、被災地障害者センターくまもと、兵庫県健康福祉部社会福祉局社会福祉課より、情報及び知見の共有を受けた事例がある。また、このeラーニングツールの活用にあたり、他国と比べて、あらゆる自然災害を頻繁に経験し、高度化されている日本の法制度や、被害者を包摂した防災事業にかかる日本の取り組みを優良事例として取り上げるため、河川情報センター、大阪大学大学院、滋賀県脊髄損傷者協会、神戸市保健福祉局生活福祉部くらし支援課といった大学や地方自治体等と連携し、ワークショップ開催等を通じて、情報や知見の共有を行っている。ESCAPの最新のインクルーシブ防災eラーニングツール作成の際は、東京大学井筒節准教授の助言を受けた。その内容には同志社大学立木茂雄教授が指導して、日本財団の援助をうけた大分県別府市のインクルーシブ防災プロジェクトが優良実践例として記載されている。

また、2024年10月に開催されたESCAP社会開発委員会において、本事業の下で開発されたeラーニングツールとその成果がハイライトされたサイドイベントが行われた。この会合において、これまでの障害者を考慮した防災措置などに関する日本の知見・体験に基づいた先行事例や教訓等がJICAにより紹介され、同事業のツールの有用性が強調された。

こうした事業で得られた教訓の継続性を担保すべく、ESCAPの関連作業部会にJICAの障害者対策専門員が関与し続けられるような体制をとっている。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

2024 年5～6月、支援対象国(パキスタン、ラオス、フィジー、トンガ、キリバス等)防災当局と共催にて、本事業のもと開発された障害インクルーシブ防災 E ラーニングツールのローンチイベントを開催。各国の日本大使館も参加して日本の取組を紹介し、政府・行政関係者、ESCAP 事務局やその他国際機関から謝意が表明された。

また、2016年以降、毎年、年次総会や「世界津波の日」普及・啓発イベントでも、統計・データの活用に関する能力構築支援など、日本によるアジア太平洋地域内のSDGs実施測定への貢献を紹介。

また、第12回アジア太平洋持続可能な開発フォーラム(APFSD、2025年2月、閣僚級)にて、太平洋諸島フォーラム(PIF)との共催でSIDS統計事業を紹介。また、第81回総会(2025年4月、首脳・閣僚級)にて、災害対策を考慮した持続可能な都市開発に関するサイドイベントを実施し、大鷹在タイ日本大使やアリシャバナESCAP事務局長による開会挨拶等と言及。同サイドイベントでは岩屋外務大臣のビデオメッセージでの参加(2025年3月末に発生したミャンマー

地震にも言及)を通じ、日本のプレイアアップを図るとともに、障害者包摂防災事業など、アジア地域における日本 ESCAPを通じた能力開発支援案件の貢献について幅広く紹介する機会となった。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

日・エスカップ基金(JECF)拠出金は ESCAP が円滑な経済活動・持続可能な開発推進に係る多岐にわたる課題(SDGs)に対応する事業を支援することで地球規模の諸問題へ対処し、ひいては日本の外交政策上の目標である「国民の安全の確保と繁栄を目指した望ましい国際環境の確保」(外交基本目標 II)に貢献することを目標としている。

日・エスカップ基金(JECF)拠出金は、基準2のとおり、障害者包摂防災事業(2021 年3月～2024 年6月)や、SIDS における SDGs 統計・報告促進事業(2023 年 10 月～2024 年 12 月)等について、2-2 のとおりの効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、評価対象期間内における財務的な課題はない。3-2 のとおり、ESCAP 事務局は日本と綿密に連携しながら事業を実施し、年次報告や最終報告書の提出を通じて進捗・成果を報告しており、すべてのプロジェクトは国連の財務規則に従って運営されている。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

また、1-5 のとおり、それぞれのイベントで裨益国(パキスタン、ラオス、フィジー、トンガ、キリバス等)からのみならず、ESCAP 事務局、その他関連国際機関からもその分野への貢献につき謝意が表明された。このように閣僚級の会合で複数回、本協力事業が主要サイドイベントのトピックとして中心的に取り扱われ、複数の主体から謝意表明があったのは日本のみであった。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価対象期間中に実施された、①ジェンダー平等にも配慮した障害者包摂防災にかかる政策形成及び実施を行うための事業(実施期間:2021 年3月～2024 年6月)と②アジア太平洋小島嶼開発途上国(SIDS)における SDGs 統計・報告促進事業(2023 年 10 月承認、実施期間:2023 年 10 月～2024 年 12 月)について、それぞれの目的及び取組・成果は以下のとおりである。

【ジェンダー平等にも配慮した障害者包摂防災にかかる政策形成及び実施を行うための事業】

1 目的

2017年に本件拠出金で支援し開発された防災に関するeラーニングツールを活用して、ジェンダー平等にも配慮した障害者包摂防災にかかわる防災行政担当者の能力構築・政策形成及び実施を促進。同事業の実施により、対象国(ラオス、フィリピン、ネパール、パキスタン)の中央及び地方政府の防災に係る政策立案者及びコミュニティ・リーダーが、ジェンダー平等に配慮した、障害者包摂防災にかかる具体的施策を採用することが期待される。また、本防災関連トレーニングの対象者は約2,000人以上と見込まれている。

2 取組・成果

この事業は仙台防災枠組でも記載されている障害者を取り残さない防災を域内に広める目的のために、アクセシブルなeラーニングコースが、各対象国の現状と言語に合わせて設計され、各国の防災担当の行政職員の能力構築に

貢献した。これらの対象国では、障害者インクルーシブな防災を推進する意識や方法論が欠如していることが指摘されているが、この事業を通じて、障害者包摂に関する意識が喚起され、知識と方法論、関係者とのネットワークにより、防災の各段階に障害の視点を反映、実践されることが見込まれる。

また、このコースの概念には、防災における障害インクルージョンが、障害者だけでなく、高齢者、幼児のいる家族、妊娠中の女性など、より多くの人に裨益するユニバーサルアプローチを推進していることから、潜在ターゲットが幅広いことが特徴。さらに、こういった概念を反映した、日本の別府における地域防災の取り組みや、北海道浦河べてるの家の実例も紹介されており、多くの防災担当の行政職員が、日本の防災に関する考え方や実践について学ぶことになる。

2024年12月に提出された本件事業の最終報告書によると、開発されたeラーニングツールについて、参加した全対象国の防災政策担当者が、【成果指標①】災害リスク軽減や新型コロナ対策に障害者の視点を取り入れるための政策変更、包括的な訓練の実施、包括的な避難所の開発にも繋がったほか、【成果指標②】地域の状況に応じて内容がカスタマイズされ、母国語版がリリースされたことにより、ツールへのより多くのアクセスに繋がったと評価しており、【成果指標③】将来の関連プログラムや今後の政策立案において活用する旨の意向を示した。これら①～③の成果指標については、例えば③において、60%の目標値に対する実績値が89%となるなど、いずれも目標値を超えたことが報告されている。

このように、各国の防災行政にかかわる多くの中央・地方の職員がこのコースを取得する制度が整備されてきており、対象国の政策当局・関連ステークホルダーなどに積極的に展開され、eラーニングツールの改善・更なる利用拡大に事業後もつなげられる体制が整備されつつあることが上述1-5のイベントでも報告された。これらの教材・eラーニングツールは、ESCAPのアジア太平洋防災・減災リスク耐用性情報ポータルにも掲載されて継続的にアップデートされ、加盟国に幅広く紹介されている。なお、上記1-1(2)や1-5のとおり、同ツール開発の成果は、第80回ESCAP総会を含む3つの閣僚級会合でも発表され、裨益国によって体験等が共有された。

【アジア太平洋小島嶼開発途上国(SIDS)におけるSDGs統計・報告促進事業:国、地域、グローバル単位の統計用の国別報告のためのインジケータの作成及び利用に係るガイドラインの開発、試行、その活用の促進】

1 目的

太平洋のSIDSに対する多重の報告要件の管理をサポートするための最適な方法を示すことが主な目的の事業。太平洋SIDS諸国が、国内報告の優先事項及びグローバル/地域の報告義務(SDGs・関連条約に係るもの)等に対応すべく、世界、地域、および国内の報告要件に適合する指標・統計の開発・生産を促進するガイドラインを作成し、その活用に向けたステークホルダーへの能力開発を行う予定。

2 取組・成果

気候変動の影響に極めて脆弱なアジア太平洋小島嶼開発途上国(SIDS)にとって、近年の自然災害の増加に伴う正確な実態把握やその評価、報告に係る体制整備は、政策の策定や資金調達等のためにも一層重要となっているが、報告はこれらの国々にとって極めて重い負担となっている。こうした課題に対処するための事業を促進することにより、SIDSのSDGsや条約体等への報告負担の軽減に寄与するとともに、これらの国々の実態把握・SDGs及び条約の実施に貢献することが期待されている。

指標作成のためのガイドラインは作成され、2024年5月に予定通りに太平洋統計方法委員会に提出され、対象国のフィジー、トンガ、キリバスへの技術支援ミッションは既に行われた。対象国からのミッションに対する評価は高く、2024年5月末に10年ぶりに開催された第4回小島嶼開発途上国(SIDS)国際会議で採択された地域計画の内容を反映すべく、対応が対象国から求められている。(注:予算増加を伴わない、2024年末までのプロジェクト延長を承認した。)

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1 月から 12 月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024 年 12 月(日本の 2024 年度までの拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	4/21-25 開催の総会によりタイミングが後ろ倒しとなっている。
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025 年 6 月 (日本の 2024 年度までの拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
1. 年末時点の残高報告書等財務報告書の内容 毎年3～5月頃(総会・国連予算サイクルに左右される)、年末時点の残金報告書等財務報告書が提出される。事業実施期間等はプロジェクトによって異なるが、プロジェクトの関連諸作業の完遂後6か月以内に報告書が提出されることとなっている。 2. プロジェクト毎の報告書 (1)ジェンダー平等にも配慮した障害者包摂防災にかかる政策形成及び実施を行うための事業 実施期間は、2021年3月～2024年6月であり、実施期間中には、在タイ日本国大使館が事業の進捗を確認する事業諮問委員会に参加した。2024年12月に提出された同事業の最終報告書によれば、事業は計画どおり実施され、終了後も、その成果が複数の政府間会合にて優良事業の事例として紹介された。 同事業の財務報告書では、同事業の項目別の収支及び総プロジェクト予算に対する進捗状況が報告されている(2024年12月末時点、防災ガイドラインプロジェクト予算229,390米ドルに対して221,566.49米ドルを支出又は支出コミット済み。2024年末の残金は7,823米ドルで、これらは基金のTOR(Terms of Reference・職務権限規定)に基づき、今後の案件の資金として活用される予定)。 また、外部監査については、監査の実施主体は国連会計検査委員会(BOA)で、同監査報告書では特段の指摘事項はない。なお、上記と同時に提出された2024年末時点の残高報告書には、令和5年度拠出と利子収入が報告されている。 (2)アジア太平洋小島嶼開発途上国(SIDS)におけるSDGs統計・報告促進事業 当初の実施期間は2023年10月～2024年6月までであったが、2024年5月、国連総会においてSIDSのためのアンティグア・バーブーダ・アジェンダ(ABAS)が採択されたことを踏まえ、裨益国から、ABASの内容を反映したい旨の要望があったことから、12月末までの6か月間の事業期間延長を申請して承認されている。最終報告書は実施要領に基づき、2025年6月末に提出される予定。 外部監査については、監査の実施主体は国連会計検査委員会(BOA)で、同監査報告書では特段の指摘事項はなし。 なお、裨益国などからの評価については上記1～5等のとおりである。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
ESCAP事務局は、日本の優先分野を考慮しつつESCAPとしての強みを生かした事業の実施を提案するよう努める観点から、案件の事前、実施中及び事後のそれぞれにおいて日本と綿密な意思疎通を行っている。 書面による事業の進捗報告(総会・予算提出等のタイミングに左右される)を毎年3～5月に行うことに加え、前年に達成された成果の報告を行うとともに、各プロジェクトの完遂後6か月以内に最終報告書を提出することとしているほか、	

いずれのプロジェクトも、国連の財務規則及び規定に則り運営されている。
なお、今次第80回総会において、文書に係る開示ルール等を一層明確化すべく、日本はガバナンスと透明性に関する決議起案を主導し、多くの加盟国からの賛同を得つつ、採択することに成功。2025年第81回総会に向けてこの実施方法に関して、会期間中の作業部会に在タイ日本国大使館が参加し、関連決定案の作成に寄与、採択に貢献した。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
該当なし。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
11	11	11	11.00	9	-2.00	207
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
1	2	2	1.67	2	0.33	20
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
2022 年5月、ESCAP 幹部ポストである南アジア・南西アジア・サブ地域事務所長(D1)に新たに日本人職員(田中美樹子氏)が就任。2023 年10 月から、パートナーシップ担当事務局次長(D2)の公募に伴い、本ポストに戸田宏仁事務局長室首席補佐官が本ポストに暫定的に就任している(兼務)。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A-

b

a

b

s

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際農業研究協議グループ(CGIAR)拠出金	
2 拠出先の名称	
国際農業研究協議グループ(CGIAR)	
3 拠出先の概要	
CGIAR(Consultative Group on International Agricultural Research)は、1971 年、途上国における農林水産業の生産性改善等による福祉向上を目的として、世界銀行、日本を含む先進国 16 か国、民間財団等により設立。 フランスに本部が所在するほか、世界 15 か所に国際農林水産研究を実施する研究センターが所在。 現在は、日本、米国、英国、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、オーストラリア等 57 か国のほか、世界銀行、国連開発計画(UNDP)、国連食糧農業機関(FAO)、アジア開発銀行(ADB)、国際農業開発基金(IFAD)等の国際・地域機関及びゲイツ財団、ロックフェラー財団等の民間財団が参加。気候変動、栄養改善、生物多様性、ジェンダー等の横断的政策課題に対応しており、農作物の品種の遺伝資源の保存・評価、適正な品種開発及びその提供、病虫害対策、農地の保全、天然資源の管理や保全のためのデータ分析及びその提供、途上国の専門家養成の研修等を実施。	
4 (1)本件拠出の概要	
日本からの本拠出金については、CGIAR 基金(世界銀行が管理)を通じて、主に日本の重視する生産性の高いコメ、気候変動対応、栄養改善等の研究プログラムの実施経費(ノンコア拠出)のほか、各研究センターの運営経費等(コア拠出)に充てられている。世界の人口増加等に伴い食料需要が急増することや国際情勢による食料価格・供給の不安定化等を踏まえ、食料の安定的供給の確保に必要な農業生産性を革新的に向上させるため、最も重要な手段である国際農業研究・開発について、日本の有する知見・経験を組み合わせて食料安全保障問題の解決に資することを目的とする。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 51,864 千円	
これまでと同様に、日本人研究者が主導する研究テーマに対して、CGIAR 基金の Window3(ノンコア拠出)を通じて拠出を行うほか、Window1(コア拠出)への拠出も想定。 Window1～3を通じた拠出額については、令和6年は CGIAR 全体(413.6 百万米ドル)のうち 2.2 百万米ドル程度(0.54%程度)であり、順位は 21 位。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局地球規模課題総括課、在米国日本国大使館	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 VI 経済協力:政府開発援助(二国間)又は多国間の開発協力を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献し、これにより我が国の平和と安全の維持、一層の繁栄の実現といった国益を確保すること」、「施策 VI-1 経済協力」、「個別分野3 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会」及び「施策 VI-2 地球規模の諸問題への取組」、「個別分野1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献」を達成するための達成手段の一つと位置づけている。(令和6年度外務省政策評価書)
1-1 (2) 上記 1-1 (1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
・農林水産分野における世界最大規模の研究ネットワークを有する CGIAR の活動を支援することは、途上国の農業・食料に関する課題のみならず、気候変動、栄養改善、生物多様性、ジェンダー等の日本の重視する SDGs の達成に貢献するほか、食料の大部分を輸入に頼っている日本の食料安全保障の実現においても非常に重要である。特に農業研究は成果の創出までに長期間要することから、これらの目標達成のために継続的な支援が必要である。 ・CGIAR は、あらゆる機会を捉えて、農林水産分野におけるイノベーション創出の重要性を訴えとともに、これまでの成果を発信し、多種多様な関係者を巻き込みながら積極的な活動を展開しており、CGIAR を通じた支援により、これらの課題を効果的・効率的に解決することが可能である。例えば、2024 年7月に開催された G20 飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンス設立に関する閣僚級会合の成果文書において、CGIAR の研究センターの世界的ネットワーク等の世界的研究イニシアチブに対し、取組を支援するための責任ある投資を動員する旨などが明記されており、飢餓・貧困への対応において CGIAR が重要な役割を担っている。 ・CGIAR のこれまでのグローバルな貢献が評価されており、例えば、CGIAR の研究者(Dr. Swati Nayak)が農業分野で最も権威ある賞といわれる World food prize Norman E. Borlaug Award を 2023 年に受賞した。また、国際稲研究所(IRRI)の日本人研究者(齋藤和樹主席研究員)は、世界の食への貢献が評価され「第7回食の新潟国際賞(21 世紀希望賞)」を 2022 年に受賞(受賞時はアフリカ稲研究センター(Africa Rice)在籍)、CGIAR と連携している国際農林水産業研究センター(JIRCAS)の研究者(グントゥール・ヴェンカタ・スバラオ主任研究員)が「第8回食の新潟国際賞(大賞)」を 2024 年に受賞した。さらに、国際熱帯農業研究所(IITA)の前所長(Dr. Nteranya Sanginga)が 2023 年に、農業分野における日本・アフリカ間の関係強化及び相互理解の促進への寄与を理由に、旭日重光章を叙勲している。この他、組織改善にも意欲的であり、特にジェンダー平等および多様性の包摂についての取り組みは、国連機関や学術界の機関が集まり人材育成について議論する Career Development Roundtable において 2022 年に最も優秀な活動を行った機関に選ばれ、2023 年においてもトップクラスの実績を有するとして表彰された。 ・CGIAR の研究への投資効率が 10 倍と評価されていることから(Supporters of Agricultural Research Foundation による評価(The Payoff to Investing in CGIAR Research, 2021))、その研究成果を活用し、各種課題に相互補完しながら取り組むなど他の国際機関との連携が行われている。例えば、2024 年 11 月、貧困、栄養失調、世界の食料システム気候変動に係る脅威に、最新鋭の解決方法で対処するため、国際原子力機関(IAEA)との間で覚書を結び、CGIAR の農業研究及びイノベーションに係る経験と IAEA の原子力科学・技術に係る最新の知見を統合するべくパートナーシップを刷新している。脆弱な人々の気候変動への対応に資するため、CGIAR は国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)との間でパートナーシップを築き、エビデンスやデータ、知見などを提供している。また、農業生産性の向上に資するため、民間の種子セクターの代表である国際種子連盟(ISF)と覚書を締結し、小規模農家への種子配布の改善等に取り組んでいる。

・農林水産省が特定の研究を指定したノンコア拠出のみを行っている一方、外務省は、CGIAR の人件費や事務経費として使用されるコア予算に拠出するとともに、日本人研究者が策定する計画に基づくプロジェクトに拠出（ノンコア拠出）しており、日本人研究者の研究立案能力の向上に貢献している。
1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況 ・日本は、CGIAR 設立時から 2023 年まで一貫してシステム理事会のメンバーを務め、CGIAR の拠出側の意思決定機関であるシステム理事会（主要な 20 のドナー国・機関から構成され基本的に一定の拠出額を満たした国・地域から選出。ただし、このうち5か国は、それぞれ一定の拠出額を満たしていないが世界を5地域に分けたそれぞれの代表として参加）への参加を通じて、CGIAR 研究事業（イニシアチブ）や取組方針等について、日本の政策的関心に即した働きかけを行ってきた。 ・なお、システム理事会のメンバー改選により、2024 年1月以降日本はシステム理事会メンバーではなくなったが、農業技術の開発・普及等における CGIAR に対する日本のこれまでの貢献は認識されており、2024 年1月以降は招待ゲストとして CGIAR に関与している。 ・CGIAR 傘下の 15 の研究センターにおける意思決定機関である研究センターの理事会において、以下の1名が意思決定等に関与（2025 年3月現在の情報）：国際馬鈴薯センター（CIP）理事：岩永勝（JIRCAS 顧問）
1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等 ・2024 年6月、国際トウモロコシ・コムギ改良センター（CIMMYT）の BNI ミッション部長が国際農林水産業研究センター（JIRCAS）を訪問し、JIRCAS の幹部と意見交換を実施。 ・2024 年6月、国際食料政策研究所（IFPRI）と日本企業と連携したプロジェクトに関する意見交換を実施。 ・2024 年6月、農林水産省研究総務官が IRRI 本部を訪問し、「Development of Rice Cropping Systems Toward Carbon Neutrality and Food Security in ASEAN Countries」プロジェクトのキックオフミーティングを開催。 ・2024 年 12 月、国際林業研究センター（CIFOR）所長等と研究プロジェクトに関する意見交換を実施。 ・2024 年 11 月、COP29 にて FAO、CGIAR 共催の「Science and Innovation for Low Emission and Resilient Food Systems」にて、農林水産省 輸出・国際局分析官と、技術会議事務局国際研究官が登壇。 ・2024 年 12 月、国際食料政策研究所（IFPRI）と日本企業と連携したプロジェクトに関する意見交換を実施。 ・2025 年2月、公明党農水部会・外交部会合同会議（農水部会長：角田秀穂議員、外交部会長：新妻秀規議員）が開催され、CGIAR の取組等について CGIAR のアンドレ・ザンドストラ・グローバル・ディレクター等から説明があり、CGIAR の活動への積極的な貢献について議論が行われた。また同時期にザンドストラ・グローバル・ディレクターは外務省を来訪し、国際協力局地球規模課題総括課長と意見交換を実施。
1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。 ・近年、CGIAR 各研究センターの日本人研究者と日系企業とが連携し、商品開発の取組（共同研究）等が進められている。例えば、国際熱帯農業センター（CIAT）は、現地日本企業と協業し、キャッサバの圃場から食品までのバリューチェーンに関わるステークホルダーのニーズを把握し、その価値を報告するモバイルアプリを構築するなど研究成果の速やかな社会実装につなげている。また、国際食料政策研究所（IFPRI）も、研究活動の実施に当たり、日本の民間企業、NGO、JICA と連携している。 ・国際生物多様性センター（Bioversity International）は、東京農業大学と協力して、大学内にプロジェクトをサポートする専門チームをつくり、モニタリング調査のための学生派遣等を継続して実施しているほか、開発した栄養評価用のアプリケーションは JICA の事業に採用され、現地の栄養摂取の状況調査及び改善に向けた介入策の検討に活用されている。

- ・CIMMYT は、東京農工大学と覚書を締結し、学生の受入れを実施するとともに、JIRCAS、鳥取大学等と共同研究を行っており、これらの連携を通じ、研究員の短期滞在の受入れを実施する等、継続的な研究交流に努めている。
- ・IRRI は 2022 年から信州大学と協力して、耐塩性及び耐干性に優れたアフリカ向けのイネ品種の開発に着手しており、日本の大学が有する遺伝学的分野の知見を活用した有用なイネ品種の開発が期待される。また、2024 年から ASEAN-CGIAR の事業として日系企業を巻き込んだ水田からの温室効果ガス(GHG)削減に向けた事業を実施するとともに、農水省とアジア開発銀行(ADB)が協力して実施している農業分野の二国間クレジット制度(JCM)にも協力している。
- ・この他にも、CGIAR の各研究機関では日本の民間企業と連携した研究を多数実施しており、CIAT と SATREPS(地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム)キャッサバ・プロジェクト間のパートナーシップの事例では、キャッサバのモバイルアプリ開発を通じ、キャッサバでん粉のサプライチェーンに関心のある味の素(株)との連携可能性を広げる等、アフリカ地域をはじめとするグローバルサウス地域への日本企業の進出や連携のハブとしての重要な役割を担っている。日本企業との連携を通じ、アフリカの主食作物であるヤムイモ生産の生産性向上や高サポニン系統のヤムイモ育種(IITA)に加え、高品質なアフリカ産イネの栽培技術の開発(Africa Rice)等を行っている。日本の拠出金事業によって開発された早生・多収のヤムが、2023 年にナイジェリアで IITA と現地国立イモ類研究所との連携を通じ品種登録され、普及を開始。2024 年には各農家圃場での収穫が行われ、収量査後、収穫したイモを種イモとして各農家に配布。また IITA は(株)オリエンタルバイオの支援を受け、東京農業大学との間で新たな共同研究事業設立に合意し、2025 年から事業実施予定。これらの共同研究や研究者同士の交流等を通して、日本人研究者や国内企業の研究力の向上にも貢献している。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

- ・研究センター理事に日本人研究者が就任するなど、農業分野において、これまで日本人研究者は数多くの国際貢献を果たしてきた。
- ・ノンコア拠出に当たっては、効果的かつ効率的な活用を図るため、前年の事業実績に応じ、事業提案について、研究内容・研究成果・実施体制・普及効果という統一的な基準に沿って事業提案を精査するとともに、事業進捗状況を研究者からヒアリングすることにより、事業執行の適切性を確保している。
- ・在外公館においては、日本政府のレジリエンス確保のため、各種プロジェクトの竣工式典等の開催を働きかけるとともに、ハイレベルが式典に出席し、本拠出金での取組が国際社会で高く評価されるよう関係者に周知している。例えば、2025 年1月、国際乾燥地農業研究センター(ICARDA)が実施するプロジェクトに関し、在エジプト日本国大使館との口上書交換を在エジプト日本国大使館や ICARDA の SNS で広報し、現地報道でも記事となった。
- ・JCM 等の事業や ASEAN Japan Center などとの連携により、日本主催の事業やシンポジウム等への参加を促すことで、日本の企業や大学との連携を強固にする活動を実施している。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

- ・国際農業研究協議グループ(CGIAR)拠出金は、CGIAR が国際的な農業研究、開発、政策提言、人材育成を実施することを通じ、開発途上国における食料増産、農林水産業の持続可能な生産性改善を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である SDGs の推進や食料安全保障の課題への対処に貢献することを目標としている。
- ・基準2に関し、CGIAR 傘下の研究センターである CIMMYT や IRRI は過去に「緑の革命」(作物の品種改良による生産性の向上)に資する顕著な成果を挙げているほか、AIや ICT を活用した環境保全と生産性向上を両立する農業技術の開発などでも目覚ましい成果を上げている。Africa Rice は、サブサハラ・アフリカのコメの生産量を 10 年間で倍増(1,400 万トンから 2,800 万トン)することを目標に立ち上げられた国際イニシアチブ「CARD」の目標達成(2018 年)に貢献した。JIRCAS、CIMMYT、日本大学等との共同研究において開発された(米国科学アカデミー紀要(PNAS)の 2021 年の最優秀論文賞を受賞)BNI 強化コムギの研究成果は、日本の技術的貢献の成果として着目されている。

・基準3について、3-1 のとおり、CGIAR 事務局及び傘下の各研究センターからしかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。なお、CGIAR は「One CGIAR」と呼ばれる組織改革を行い、意志決定機関である CGIAR システム委員会のメンバーが CGIAR 傘下の各研究センターの理事も兼務する等の体制を構築し、統一的な意志決定が可能となるような体制づくりに取り組んだ。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

・基準4については、4-(1)のとおりである。

以上から、本件提出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等提出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア提出分のみ】提出先の戦略目標

・CGIAR は、貧困、飢餓、環境破壊のない世界を目指し、アグリ・フードサイエンスとイノベーションの活用による、特に女性を中心とした貧困状況の改善、農業生産性と強靱性の増大、経済成長と食生活の改善、気候変動やその他災害に備えるための資源管理を達成することを使命としている。

・CGIAR は、CGIAR の能力、知識、人材等の統合に向けた組織改革である One CGIAR を 2019 年から実施しており、「2030 研究・イノベーション戦略」で設定した5つのインパクトエリアの達成に向けた活動を、「CGIAR 研究ポートフォリオ 2025-2030」に沿って実施し、地域レベルや世界レベルでの食料、土地及び水のシステムの変革のための目標を達成しようとしている。

・5つのインパクトエリアは、具体的には以下の通りである。

(1) 栄養・健康・食料安全保障 (飢餓の撲滅、現在安全で栄養のある食料にアクセスできない 30 億人の人々への手頃で健康的な食事の提供、食品由来の病気や人獣共通感染症の3分の1減少。)

(2) 貧困削減・生活保護・雇用 (最貧水準にある5億人の農村の人々の生活水準の向上、貧困状態にある人々の割合の半減。)

(3) ジェンダー平等・若者・社会的包摂 (食料、土地、水のシステムで働く女性の経済資源への権利等へのアクセス、土地と天然資源の管理におけるジェンダー格差の是正、雇用、教育、訓練を受けていない若者へのやりがいのある労働機会の提供。)

(4) 気候変動への適応と緩和 (パリ協定に対する全ての国別適応計画と国が定める貢献の実施、5億の小規模生産者が気候変動適応策を利用可能とすることによる、気候変動の影響へのレジリエンス向上、2050 年までに農業と森林システムを炭素の正味吸収源化、農業からの排出量の削減。)

(5) 環境衛生・生物多様性 (食料生産における水の使用量、窒素施用量等の制限、森林の純伐採ゼロ化等、ジーンバンクを通じた種子等及びそれらに関連する野生種の遺伝的多様性の維持。)

2-1 (2) 【コア提出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための提出先の取組及びその成果

・CGIAR は 89 か国に現地法人を有し、77 万種以上の遺伝資源を保有し、3,000 以上の各国政府、学術機関、民間企業等をパートナーとする世界最大のネットワークを活かし活動している。

・2023 年には、インパクトエリアごとに、以下の成果が得られた。

(1) 210 万人程度が栄養、健康及び食料安全保障のためにイノベーションを活用、飢餓及び貧栄養と戦い、ウェルビーイングを改善するため 1,786 のパートナーと活動、より良い健康、食料・栄養安全保障に寄与する 2,942 の結果を創出、健康を支援し飢餓と戦うための 464 のイノベーションを創出。(栄養・健康・食料安全保障)

(2) 2,100 万人程度が貧困削減並びに生活と就職のサポートのためにイノベーションを活用、1,821 のパートナーがより良い雇用、収入、安定した生活をもたらす食料システムの変革に関与、SDG1 に寄与する 4,767 の研究結果を記録、貧困を削減し生活を改善する 394 のイノベーションを創出。(貧困削減・生活保護・雇用)

(3) 160 万人以上がジェンダー平等、若者及び社会的包摂のためにイノベーションを活用、1,594 のパートナーが平等及び包摂に資する結果に関与、SDG10 に寄与する 1,028 の結果を記録、更なる男女平等並びに食料システムにおける若者及びマイノリティの包摂を支援する 413 のイノベーションを創出。(ジェンダー平等・若者・社会的包摂)

(4) 2,240 万人以上が気候変動緩和及び適応のためにイノベーションを活用、1,887 のパートナーが気候変動関連の結果に関与、SDG13 に寄与する 4,505 の結果(査読論文への投稿等)を創出、548 の実装段階の気候変動対策を共有。(気候変動への適応と緩和)

(5) 120 万人程度が環境及び生物多様性保全のためにイノベーションを活用、1,813 のパートナーが環境及び生物多様性保全に資する結果に関与、SDG14 及び SDG15 に寄与する 2,460 の結果を創出、環境及び生物多様性保全に資する 504 の新たなイノベーションを創出。(環境衛生・生物多様性)

・CGIAR は COP28 等において、世界最大規模の国際研究機関としての機能や成果等を発表等することで、レジリエンス確保に努めている。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

・主に日本が重視する食料増産、気候変動対応、栄養改善等の分野について、日本人研究者が主導する以下の研究センターにおける研究プロジェクトを支援した。

・Africa Rice では、アフリカでのイネの生産向上に向けて、アフリカの厳しい環境下で高いパフォーマンスを示す品種や栽培技術の開発に取り組むとともに、マーケット情報を収集し、それを踏まえた有望品種の検討等を行っている。2024 年は系統を絞り込み、求める形質を持つものの選抜等を実施し1品種をリリースした。

・Bioversity International では、低利用の地域農産物を有効活用することで人々の栄養改善に資することを目的とし、地域の栄養状況や低利用農作物の利用可能量を調査・分析する技術の開発に加えて、地域の人々へ農業技術情報の提供を行っている。2024 年は、開発を進めてきた食習慣評価ツール「ADD-IT アプリ」を活用し、科学的評価を基礎とした効果的な栄養改善に資するプロジェクトを実施し、具体の介入策の検討に資するデータを収集。また、地域食の栄養分析等を進めるとともに、学校給食事業での調理デモ・試食会などを通じた人々の意識向上と継続による習慣化等に資する取り組みを実施した。

・CIAT では、アジア諸国の人々の重要な食料源かつ換金作物であるキャッサバの環境再生型農法の導入等による気候変動緩和に資する取り組みを実施している。2024 年は、従前から開発に取り組んでいるキャッサババリューチェーンに関わるステークホルダーのニーズ把握とその価値を構築するモバイルアプリの機能拡張・実装等を実施した。この機能拡張により、AI による作物病害診断機能、圃場の状態を可視化するモニタリング機能、生産者と農業サービス事業者のビジネスマッチング機能等が搭載された。

・CIFOR では、途上国の森林資源の劣化・減少を防ぐため、現在実施されている各種政策や活動の効果を分析・検証するとともに、現場住民への影響等を調査している。2024 年は、マレーシア及びインドネシアにおいて、気候変動緩和・適応に係る取り組み、森林認証制度などによる社会的影響、ゼロデフォorestation等の導入による地域住民等への影響などを調査した。

・IFPRI では、日本のスマート農業や栄養に配慮した農業・食料システム等を途上国現地で効果的・効率的に普及させていく知見を提供していくため、先行事例や各種データの調査・分析・評価等を行い、施策の有効性を検証し、広く情報発信している。2024 年は、アジア・アフリカ複数国においてこれまで収集したデータの分析、政策ブリーフ等を実施した。

・IITA では、西アフリカ地域の主要作物であるヤムイモの安定生産を実現するため、ヤムイモの育種選抜プロセスを大幅に加速できる効果的な種苗増殖スキームを確立するための研究開発を行っている。2023 年は、増産した9個の高収量改良品種の植物体を各農家に配布し植え付け、その活着率と収量を調査。2024 年からは 2023 年の調査で収穫されたイモを種イモとして各農家に配布し、栽培の実証が進められている。また、改良品種の普及促進プログラムで使用する予定のイモを収穫するための 49,490 個の種苗と 900 個の種イモを生産・移植した。・各研究センターにお

いて実施したプロジェクトにより得られた研究成果の多くは、学術論文としてまとめられ、国際的学術雑誌等にて公開・発表されるほか、導入した設備に日本からの支援であることがわかるように表示を付すなど、日本政府のレジリエンスの確保に努めた。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024年4月～7月(日本の2023年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025年4月～7月頃まで(日本の2024年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
・直近の決算報告書は、2023年会計年度における CGIAR 全体の決算をカバーするものである。日本の 2023 年度拠出分 622,197 米ドルについては 2023 年9月に拠出したため、2023 年会計年度の収入として計上されている。 ・CGIAR の収入については、CGIAR 基金を通しての拠出と CGIAR の各研究センターに直接拠出するバイラテラル拠出がある。 ・2023 年において、CGIAR 基金を通して拠出されるものは、CGIAR 全体への拠出である Window1 及び Window2 と個々のプロジェクトへの拠出である Window3 に分けられる。 ・2023 年の決算報告によれば、2023 年は、870 百万米ドルの収入があったが、そのうち Window1 と Window2 が 35% を占め、Window3 が 24% を占めており、日本からの 2023 年度当初予算は Window1 及び Window3 に拠出されている。この他、バイラテラル拠出が 37%、その他収入が 5% となっている。 ・また、2023 年は、859 百万米ドルの支出があったが、そのうち 82% が研究や共同事業に充てられ、18% が管理コストに充てられた。 ・CGIAR は 15 の研究センターと CGIAR システム事務局の計 16 の財務報告書(Financial statements)を発行しているが、外部監査(KPMG、PWC、Grant Thornton、BDO、Deloitte、RSM US LLP、Ernst&Young)において特段の指摘はなかった。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
・CGIAR は「One CGIAR」と呼ばれる組織改革を行い、運営側の意志決定機関である CGIAR システム委員会のメンバーが各研究センターそれぞれの理事も兼務する等の体制での組織運営を実施しているところ。これまでは 15 の研究センターそれぞれに理事会があり、CGIAR 全体の意志の統一が困難であったが、「One CGIAR」により、より統一的な意志の決定が可能になる。 ・「One CGIAR」では、「CGIAR 戦略的成果枠組(2015 年策定)」を廃止し、2020 年末に新たに策定した「2030 研究・イノベーション戦略」に基づき5つのインパクトエリアを設定し、CGIAR 関係機関が一丸となって 2030 年まで戦略的な研究開発を推進することとなっている。また、研究の実施に当たっては、効率的・効果的な資金配分を行う必要があることから、従来の Window1、2、3 及びバイラテラル方式の拠出から、プール資金(従来の Window1) 及びノンプール資金(従来の Window3、バイラテラル)方式への拠出へと改編を進めている。	

・One CGIAR をさらに進めるべく、統合されたパートナーシップのもとで各研究センターが共通課題に対しよりインパクトを出せるよう、統合運営のための見直し(Unified Governance Review)に係る議論を 2023 年 10 月から本格化し、2023 年 12 月に、議論を踏まえた体制見直しに向けた覚書を整理し、更なる組織改革を行った。 ・2024 年4月には新たなポートフォリオ(CGIAR Portfolio Narrative 2025-2030)を立上げ。傘下の全研究センターが策定した初のポートフォリオであり、CGIAR の活動を資金源によらない形で6カ年研究計画のもとに統合。これにより、CGIAR の活動の統合が更に進展することが期待される。 ・ガバナンス・報告・保証体系の抜本的な見直しとして、統合・協調・独立(ICI)フォーラムは包括的な統合パートナーシップのリスク・監視計画を策定。本計画はシステム理事会において承認され(2024 年 12 月)、内部統制、リスク管理、内部／外部監査、倫理及び事業行動規範の統合といった重要かつ緊急なニーズへの対応が可能となる。 ・CGIAR では、拠出者との情報共有を密にするために、会計・人事・活動の各方面の情報を Dashboard としてホームページに迅速に共有する体制を強化するとともに、オンライン会議を通じての活動情報の共有の機会を著しく増加させている。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
該当なし。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2023
39	40	51	43.33	56	12.67	3,281
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
0	0	0	0	0	0	0
備考	研究機関であるため、幹部職員(D1以上)といった明確な区切りがなく記載は困難。					
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
・日本の大学や研究機関との共同研究を通じて積極的に研究者同士を交流させるほか、インターンシップを通して大学生等を各研究プロジェクトに参加させるなど、日本人研究者の増加に向けて取り組んでいる。						
・また、CGIAR、JICA及びJIRCASで定期的に情報共有や人的交流を目的とした勉強会を開催(2024年度は3回)している。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
A+	s	s	a	b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際連合開発計画(UNDP)拠出金(コア・ファンド)	
2 拠出先の名称	
国際連合開発計画(UNDP)	
3 拠出先の概要	
UNDP は、国連総会決議(A/RES/2029(XX))に基づき、1966年に設立。本部はニューヨーク(米国)。様々な形態の貧困の撲滅、持続可能な開発に向けた構造改革の促進、及び危機やショックに対するレジリエンスの構築を目標として、170の国・地域で活動を実施。日本における拠点として駐日代表事務所(東京)を構えている。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、UNDP の通常予算に充当され、主に UNDP の開発支援活動費及び本部・地域事務所及び国事務所の運営管理費や人件費(常駐代表など幹部含む)、災害や危機が発生した場合の対応(緊急支援発生直後の初期アセスメントなど)、さらには触媒的な初期プログラムの形成に使用し、その後の資金動員につなげインパクトを拡大する目的で使用されている。 本件拠出により、UNDP を通じて、開発途上国における SDGs の個別目標の達成への貢献のみならず、SDGs 全体の主流化や脆弱な人々の能力強化、ガバナンスの向上等に貢献する。UNDP は、国・地域等を対象とした技術協力や能力開発のための国別・地域別・グローバルな計画を策定し、同計画に基づき受益国等からの要請に応じて専門家の派遣、技術者の研修、機材供与等のための資金供与等を行っている。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 4,004,333 千円	
(参考)UNDP 通常予算に対する拠出額	
・2024 年:日本の拠出額は 56.38 百万米ドルで、拠出率は 9.7%(第3位)。(第1位:ドイツ(16.9%)、第2位:米国(14.2%))	
・2023 年:日本の拠出額は 66.00 百万米ドルで、拠出率は 11.7%(第3位)。(第1位:ドイツ(15.8%)、第2位:米国(14.3%))	
・2022 年:日本の拠出額は 65.66 百万米ドルで、拠出率は 11.5%(第4位)。(第1位:米国(14.1%)、第2位:ドイツ(13.0%)、第3位:スウェーデン(12.3%))	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局地球規模課題総括課、国際連合日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅵ：経済協力」、「施策Ⅵ-1：経済協力(施策レベル)」、「個別分野3：地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築」及び「施策Ⅵ-2：地球規模の諸課題への取組」、「個別分野1：人間の安全保障の推進と我が国の貢献」を達成するための達成手段の一つと位置づけている。(令和6年度外務省政策評価書「[個別分野3](#)」「[個別分野1](#)」)

中期目標(「次回評価時(令和9年度)にむけての中期目標」)は、「国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会の構築を目指し、地球規模課題に率先して取り組む」ことと、「誰ひとり取り残さない」という考えの下、SDGs 達成に向けた取組を加速化することで、人間の安全保障の推進に貢献する」ことである。

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

UNDP は、その総裁が 37 の国連機関等からなる「国連持続可能な開発グループ」の副議長(議長：国連副事務総長)を務める、開発分野の中核的国連機関であり、開発課題において大きな影響力・発言力を持つ。また、国レベルでは、途上国政府、市民社会、民間セクターと密に連携しながらプロジェクト形成や執行のみならず、それぞれの国事情と横断的な政策分析に基づき、国家開発戦略や国家財政枠組みの作成なども支援している。

2024 年は、非ドナー国(開発途上国)が約 12 億ドルを UNDP に拠出。その大半は自国の開発につながる事業実施が目的となっており、このことは、開発途上国における UNDP の信頼度を示唆。日本のプレゼンスを「グローバル・サウス」各国において強化するにあたり、UNDP は非常に有用な機関であることの証となっている。

日本の主要外交政策である持続可能な開発目標(SDGs)を含む 2030 アジェンダの実施や人間の安全保障の推進において、日本が国際社会で主導力を発揮する上で、UNDP との連携は極めて重要。また、上記 1-1(1)の目標達成に向けて、UNDP は、日本大使館の実館がない、又は治安上の理由により JICA など日本の組織による活動が困難な国(アフガニスタン、イラク、ソマリア、イエメン等)を含む約 170 か国・地域に所在する事務所を通じた開発協力を行っており、日本の二国間支援を補完する重要な役割も果たしている。また、治安上の理由により JICA の活動が制限される場所においては、UNDP と JICA が現場で密に連携して人間の安全保障の実現(例：アフガニスタン女性の保護や生計活動支援など)に取り組んでいる。UNDP の通常予算は、紛争地や脆弱国における UNDP のプレゼンスを確保する上で必要不可欠であり、人間の安全保障や人道・開発・平和の連携(HDP ネクサス)、女性・平和・安全保障(WPS)をはじめとする、日本が重視する外交・国際協力に関する政策推進の上での基礎として極めて重要である。

評価期間中の 2024 年 12 月、シュタイナーUNDP 総裁は外務省の招へいにより来日し、日本の国際協力 70 周年を記念したシンポジウムに参加(UNDP も外務省及び JICA とともに共催)。シュタイナー総裁は基調講演、パネリスト及び閉会挨拶を行い、国際機関の立場から、日本の国際協力の成果と意義の発信に大きく貢献した。

2025 年5月に開催した、第 14 回日・UNDP 戦略対話では、人間の安全保障の主流化及び実践を引き続き推進していくことを確認したほか、民間の活力を取り込む形での開発協力の展開といった戦略的な連携のあり方について議論した。

UNDP は 1993 年以降 TICAD の共催者である。評価期間中となる 2024 年8月 24、25 日に日本政府が東京で開催した TICAD 閣僚会合への出席のため、エザコンワ UNDP 総裁補兼アフリカ局長が訪日。また 2025 年3月、エザコンワ局長は藤井外務副大臣を表敬。双方は TICAD9の成功に向け引き続き緊密に連携していくことで一致。TICAD 9の成功に向け、UNDP のアフリカにおけるプレゼンスや影響力を有効に活用することが期待されている。

また、UNDP は、1994 年版人間開発報告において人間の安全保障という概念を初めて公に取り上げて以降、その実践と主流化に取り組んでいる。UNDP が世界各地で行っている開発協力は、総じて人間の安全保障の実現を目的の一つとしており、日本と UNDP が協調して、その主流化に努めている。評価期間中の例としては以下がある。

・2024 年6月に「分断化時代における人間の安全保障～危機と未来に向けた連携～」をテーマに公開イベントを外務省と UNDP が共催し、約 300 人が参加した。

・2024 年9月、JICA 緒方貞子平和開発研究所（JICA 緒方研究所）と UNDP は、JICA 緒方研究所のレポート「今日の人間の安全保障」第2号「複合危機下の政治社会と人間の安全保障」の発刊を記念し、ウェビナーを共催、約 200 人が参加した。

・2025 年4月、大阪・関西万博の国連パビリオンにおいて、日本外交の優先課題でもあり、開発協力大綱にもある「人間の安全保障と HDP ネクサス」をテーマにした特別展示を実施。10 日で約 15,000 人が来訪した。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は、UNDP の最高意思決定機関である執行理事会の議席（全 36 議席）を、「西欧及びその他」グループの一員としてローテーションにより、2007 年～2029 年のうち4年間（2009 年、2014 年、2019 年、2027 年）を除く 19 会期にわたり確保している。本評価期間中も、2024 年6月、8月、2025 年1月に行われた執行理事会に参加し、国連代表部から大使級の代表者が発言。なお、執行理事会の議席はコア・ファンドへの拠出順位等により配分されている実態がある。日本が執行理事会のメンバーではなかった 2009 年、日本にとって重要な案件に関する意思決定に関与することができなかったとの経緯もあり、UNDP への影響力確保の観点から、コア拠出の順位にも留意している。

また、UNDP 総裁、副総裁、局長等の訪日の際に、外務省地球規模課題審議官を始めとする外務省幹部及び各省・JICA 等との協議を行っており、日本の意向を反映できる体制を維持・確保している。

加えて、UNDP 本部ジャパン・ユニット及び駐日代表事務所は、日本と UNDP 本部及び 170 か国以上にある UNDP 国事務所や地域事務所との間の橋渡しの役割を担っており、円滑な調整を行っている。駐日代表事務所では、日本の支援により達成された途上国からのインパクト事例の紹介も含めた広報、大阪・関西万博でのアドボカシー、政策関連イベント、メディア対応、大学、民間企業や NGO 等との連携、日本人職員増強、国連調達等においても重要な役割を担っており、日本政府の意向を踏まえつつ、人間の安全保障など、重要な課題の発信にも大きな役割を果たしている。本評価対象期間である 2024 年6月から 2025 年5月まで、UNDP が日本で開催されたイベント等で登壇した数は累計 79 件、約1万1千人の聴衆を集めた（テレビ視聴者数、記事閲覧数は除く）。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

本評価期間中の実績は以下のとおり。

- 2022 年5月：アフナ・エザコンワ国連開発計画総裁補兼アフリカ局長訪日、鈴木貴子外務副大臣表敬。
- 2022 年7月：アヒム・シュタイナー総裁訪日、林芳正外務大臣との会談。
- 2022 年7月：アヒム・シュタイナー総裁訪日、岸田総理大臣表敬。
- 2023 年1月：ウリカ・モデル総裁補兼対外関係・アドボカシー局長及び岡井朝子危機対応局長訪日、武井俊輔外務副大臣表敬
- 2023 年7月：アヒム・シュタイナー総裁訪日、林芳正外務大臣表敬。
- 2023 年8月：アフナ・エザコンワ国連開発計画総裁補兼アフリカ局長訪日、高木啓外務大臣政務官表敬。
- 2023 年11月：ウリカ・モデル総裁補兼対外関係・アドボカシー局長訪日、穂坂泰外務大臣政務官表敬。
- 2023 年11月：カンニ・ウィグナラジャ総裁補兼アジア太平洋局長訪日、穂坂泰外務大臣政務官表敬。
- 2024 年1月：ウクライナ訪問中の上川陽子外務大臣が、UNDP を通じた大型変圧器7基の輸送支援、UNDP 及び国際協力機構（JICA）を通じたガスタービン発電機5基の供与式典に出席。
- 2024 年2月：イバーナ・ジブコビッチ欧州・CIS 局長訪日、穂坂泰外務大臣政務官表敬。
- 2024 年4月：野田章子総裁補・危機局長訪日、上川陽子外務大臣表敬。
- 2024 年5月：アブダラ・アル・ダルダリ総裁補兼アラブ局長訪日、深澤陽一外務大臣政務官表敬。
- 2024 年6月：徐浩良（シウ・ハオリャン）国連事務次長兼副総裁訪日、穂坂泰外務大臣政務官を表敬。
- 2024 年7月、穂坂泰外務大臣政務官訪米、ハオリャン・シウ副総裁及び野田章子総裁補兼危機局長と面談。
- 2024 年8月：アフナ・エザコンワ総裁補兼アフリカ局長訪日、辻清人外務副大臣と会談。
- 2024 年12月：アヒム・シュタイナー総裁訪日、岩屋毅外務大臣と会談。赤堀毅外務審議官と協議。

- 2025 年1月:野田章子危機局長訪日、英利アルフィヤ外務大臣政務官を表敬。
- 2025 年3月:アフナ・エザコンワ総裁補兼アフリカ局長訪日、藤井比早之外務副大臣表敬。
- 2025 年5月:スーザン・ブラウン総裁補兼対外関係・アドボカシー局長訪日、松本尚外務大臣政務官を表敬。
- 2025 年5月:第 14 回日・UNDP 戦略対話の開催。
- 2025 年5月:カンニ・ウィグナラジャ総裁補兼アジア大洋洋局長訪日、松本尚外務大臣政務官を表敬。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

(民間セクター)

2024 年 10 月、UNDP とみずほフィナンシャルグループは、日本をはじめとしたアジアにおけるサステナブル・ファイナンスの拡大に向けた業務提携の締結を発表した。本パートナーシップは、多様化する社会・環境課題の解決、また社会経済面の持続可能性を高めるための持続可能・インパクトファイナンスの取り組みを拡大するもので、さらに SDGs 達成のためにサステナビリティをビジネス戦略や事業運営に統合することを目指している。こうした提携もコア資金により可能となった(初期交渉やアドバイザリー品質管理等)。

2024 年、UNDP と旭化成の欧州現地法人である旭化成繊維イタリアは、マリの染色産業に従事している女性が直面する健康・環境面の課題解決をはかる[マリの染色伝統支援における将来の民間連携モデルの探求プロジェクト](#)を実施した。本案件の資金は、同社がイタリアのパートナー企業と製造している「BemBazin」という西中央アフリカの伝統衣装であるバジン向けの生地売り上げ1m毎に、UNDP に5セントの割合で寄付される仕組み。2024 年6月と 10 月にそれぞれ UNDP と[旭化成のホームページ](#)に紹介記事が掲載されている。

2024 年 11 月:G7法務大臣会合ウクライナ汚職対策タスクフォース(ACT)東京会合のサイドイベントとして、UNDP・法務省・JETRO 主催「ウクライナでの日本企業のビジネス展開を探る -機会と課題-」を経済産業省と外務省が後援し、ウクライナにおける経済復興推進を日本企業や一般向けに広く周知した。本イベントは 2024 年2月の日ウクライナ経済復興推進会議の際に UNDP と JETRO 間で締結した、ウクライナの経済復興を目的とした日本とウクライナ間ビジネス機会の促進に関する趣意書に基づく活動である。

(Youth Co.Lab(ユース・コーラボ))

2017 年に UNDP とシティ・ファウンデーションが共催で立ち上げた、アジア・太平洋地域の若者向けエンパワーメント・プログラム「Youth Co.Lab(ユース・コーラボ)」は、UNDP 駐日事務所のイニシアティブにより、2019 年から日本でも活動を実施中。若者がリーダーシップを発揮し、社会革新を起こし、起業家精神を持つことによる SDGs 実行の加速を目指しており、評価期間中の取組として、SDGs 達成を目指す若手社会起業家へのビジネスコンテスト「ソーシャル・イノベーション・チャレンジ日本大会 2024」や、「日本ダイアログ 2024 in 仙台」などを開催し、600 名以上の若者が関連のイベントや研修、起業家支援プログラムに参加。CVC キャピタルパートナーズ、デロイトトーマツ、アマゾンウェブサービス、仙台市、UNHCR 駐日事務所、文部科学省、東京大学をはじめ国内の大学との幅広い連携により、地方も含む日本の若手社会起業家育成と支援を推進。こうした取組は内閣府のスタートアップ育成5か年計画にも貢献している。

(個人資格委員)

2018 年、UNDP は SDGs 達成に向けた民間資金の流れを拡大するために「[SDG インパクト](#)」という取組を開始。同取組においては、日本からシブサワ・アンド・カンパニー株式会社代表取締役の渋谷健氏が運営委員の一人として 2021 年以降継続して参加。

(地方自治体)

2024 年7月、UNDP と横浜市は、ウクライナのオデーサ市にある保育園などの社会インフラの復旧を行うための協力趣意書に署名し、ウクライナにおける復旧・復興支援の現地ニーズに対応するための新たな提携を開始した。

(大学)

UNDP 駐日事務所は、連携協定(MOU)を締結した大学を中心に、国際会議やイベントなどを実施。2024 年6月以降の共催イベントとしては、一橋大学でのシュタイナーUNDP 総裁登壇イベント、上智大学との共催イベントである模擬アフリカ連合会議ローンチイベント(評価期間中、2度開催)、さらに東京大学と東北大学を主幹とする「みちのくアカデミア発スタートアップ共創プラットフォーム(MASP)」と連携し、若者の起業支援を推進する Youth Co:Lab2024 関連イベントなどを実施してきた。また地方大学との連携も活発に行い、関西学院大学、京都大学、大阪大学、富山大学、同志社大学などで UNDP 駐日代表、副代表、広報官などが講義・講演を実施し、参加者はのべ 10,450 人にのぼる。

(調達関連)

UNDP における物品調達において、車両及び関連部品の調達においては、トヨタ製品の調達が突出しており、トヨタ・ジブラルタル(トヨタ車を国連や NGO、国際援助機関、政府などの顧客に販売する代理店)は、常に UNDP のトップ 10 調達先の一つとなっている。具体的には、2023 年実績で第8位(24.84 百万ドル)、2024 年は第6位(26.32 百万ドル)となっている。

また、日本発祥のイノベーション技術等の活用については、例えば富士フイルムホールディングス社が開発した携帯型 X 線撮影装置の調達があげられる。同機材システムは同社が開発した画像 AI 技術を活用し、電源や技師等が右側する遠隔地域における X 線撮影と診断を可能とするものであり、UNDP はグローバルファンドの資金を得て西太平洋諸国で実施しているプロジェクトにおいて同機材調達し、同地域における結核対策に大きな効果を発揮している。2025 年2月には同事業に関する[ケーススタディ](#)が発表されており、西太平洋地域における 2030 年までの結核撲滅に寄与することが期待されている。

1-5 本件提出に係る日本側の取組等

2024 年6月、国際社会における分断が進む中、日本が推進する人間の安全保障についての議論の進展を図るため、徐良浩(ハオリャン・シウ)UNDP 副総裁の訪日の際に、「分断化時代における人間の安全保障」と題した公開イベントを外務省と UNDP が共催する形で開催した。基調講演及びパネルディスカッションを通じて、人間の安全保障が単なる概念とどまらず、開発、人道、平和という HDP ネクサスを可能とする統合アプローチとして、SDGs を加速化するための有効なツールであることを聴衆に理解してもらう一助となった。

2024 年3月から7月にかけて、外務省では、「開発のための新しい資金動員に関する有識者会議」が開催され、開発のための官民連携の強化にむけた議論が行われた。このような日本政府の取組と符合する形で、2024 年10月に、UNDP とみずほフィナンシャルグループとの間でサステナブル・ファイナンスの促進に向けた業務提携の協定が締結された。

2024 年12月に、外務省は国際協力 70 周年記念シンポジウムを JICA、UNDP と共催する形で開催し、基調講演者及びパネリストとして、アヒム・シュタイナーUNDP 総裁を招へいた。パネルディスカッションでは、日本の国際協力 70 年への評価、地球規模課題や国際情勢を踏まえた各国・国際機関の課題、日本の国際協力が将来果たす可能性、今後の世界のあり方への期待・希望について活発に意見が交わされた。

2025 年3月、俳優の芦田愛菜さんが UNDP の日本国内の親善大使として任命され、若年層を含め、日本と UNDP のパートナーシップについてのビジビリティの向上にむけた体制を構築している。

2025 年4月には大阪・関西万博において日本の優先課題である人間の安全保障と人道・開発・平和の連携(HDP ネクサス)に関する展示を実施し、10 日間で 15,000 人以上の来場者があった。

なお、2024 年6月以降約1年の間で UNDP に関する 1,058 の記事やニュースが新聞やテレビで紹介された(ソーシャルメディアは除く)。これには日本 ODA70 周年記念のため来日したシュタイナー総裁訪日時(65 件)や芦田愛菜・新 UNDP 国内親善大使就任時(144 件)も含まれる。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

国際連合開発計画(UNDP)拠出金は UNDP が持続可能な開発目標(SDGs)の推進にかかる活動を行うことで UNDP の戦略計画の下での重点分野である(1)貧困と不平等の根絶、(2)国家の仕組みの整備(ガバナンス)、(3)危機対応能力(強靱性)強化、(4)環境保全、(5)クリーンエネルギーの普及、(6)ジェンダー平等の実現、を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である、SDGs 達成に向けた取組を加速化することで、人間の安全保障の推進に貢献することを目標としている。

「(人間の安全保障の)概念の主流化」については、1-1(2)及び 2-3 に記載したとおり、2022 年に UNDP が公表した人間の安全保障に関する特別報告書発刊以降、国連内において人間の安全保障の重要性に再度焦点が当たり、2024 年1月の国連事務総長による人間の安全保障に関する報告の公表に結実するという重要な成果をもたらした。

2024 年6月、東京にて、徐 UNDP 副総裁と穂坂外務大臣政務官が参加した「分極化時代における人間の安全保障～危機と未来に向けた連帯～」を外務省と UNDP にて共催し、外交団・研究者を交えて世界中の危機が複合化する中で人間の安全保障の意義を国内で周知した。

2024 年 11 月には UNDP が 1994 年の人間開発報告書で提唱した人間の安全保障の概念が 30 周年を迎える節目において、国連本部で「Human Security at 30: New Horizons in the AI Age」と題したイベントを開催し、急速に進展するデジタル革命を背景とした新たな機会と脅威への対応について、人間の安全保障の観点から議論する有効性を各国代表部や国連関係者に対して示した。今後も、国連開発機関において人間の安全保障の主流化をリードする組織としての貢献が期待される。

さらに、「人間の安全保障における具体的貢献」としては、上述の人間の安全保障の主流化における貢献に加え、外務省と UNDP 本部との間では、2025 年5月9日、第 14 回目・UNDP 戦略対話を実施し、人間の安全保障、人道・開発・平和の連携(ネクサス)の主流化と実践について連携を図る点で一致。更に 1-3 に記載のとおり、評価期間中の要人往来に際しても人間の安全保障の実践を扱っており、これが被支援国に勤務する日本人職員等を通じて実施されている。

UNDP は、基準2のとおり、貧困・不平等対策、ガバナンス、環境、エネルギー、ジェンダー平等などの分野において、2-1(2)に記載されているような効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、評価対象期間内における財務的な課題はない。3-2(1)のとおり、行財政マネジメントにおける更なる改善を行っている。3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。2025 年4月、IT インフラ、サイバーセキュリティ、業務効率化のデジタル推進をリードする UNDP 情報統括責任者(本部管理サービス局、D2)に日本人職員が着任し、幹部職員が増加したことは特筆に値する。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

UNDP の戦略計画(2022-2025)では、「より公正で持続可能な未来に向けた人々の選択肢を広げ、地球と人々のバランスが取れた「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が描く世界を築くために、各国と協力している」との記載があり、2030 アジェンダの実現が UNDP の取組の主要な目的となっている。より具体的には、4年間に於いて、(1)

1億人の人々が多面的な貧困から逃れることを支援すること、(2)5億人の人々がクリーンエネルギーにアクセスできるよう支援すること、(3)8億人の人々が選挙に参加できるよう支援すること、(4)SDGsのために1兆ドル以上の公共支出・民間投資の推進に取り組むことを明確にしている。各国それぞれの状況や開発課題が異なることを踏まえて、UNDP はそれぞれの状況に即した統合的な解決策を提供する。そのため UNDP は、(ア)人々の貧困からの保護、(イ)平和で、公正かつ包摂的な社会のためのガバナンス、(ウ)危機予防と強靱性の向上、(エ)環境・開発に向け自然に基づいた対策、(オ)クリーンで、経済的に適切なエネルギー、(カ)女性のエンパワーメントとジェンダー平等を重点分野として活動を実施している。開発インパクトの加速を促進する要素として、デジタル化、イノベーション、金融を掲げている。

UNDP では次期戦略計画(2026-2029)の策定に向けて、駐日代表事務所や本部のジャパン・ユニットを通して、日本の有識者、民間セクター代表、外務省と協議を行っており、民間セクターとのパートナーシップ、デジタル化、人間の安全保障などのインプットがなされた。さらには日本の重点分野や重要政策との連携が図れるよう、1)人間の安全保障、平和構築、2)デジタル・AI、3)気候変動と GX も含めたエネルギー移行、4)民間連携に特化した戦略対話を実施。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

統合的な成果及び資源の枠組(戦略計画 2022-2025)(2025 年4月公表)によれば、UNDP において掲げる6つの重点分野につき、2024 年には主に以下のような成果がみられた。

(1) 貧困・不平等対策:

【指標】基本的サービス(教育、医療、水等)へのアクセス改善により恩恵を受けた人数

【実績】

- 女性(46 か国):137,281,361 人(2024 年、前年比+43 百万人)／2025 年目標:126,862,442 人
- 男性(43 か国):124,945,237 人(前年比+35 百万人)／2025 年目標:106,095,265 人
- 性別情報なし(18 か国):126,803,707 人(前年比+4百万人)／2025 年目標:111,324,649 人

(2) ガバナンス

【指標】有権者登録数

【実績】

- 女性(26 か国):140,916,529 人(前年比+約7百万人)／2025 年目標:142,324,501 人
- 男性(25 か国):147,595,401 人(前年比+約6百万人)／2025 年目標:145,991,838 人
- 性別情報なし(9か国):27,959,688 人(前年比+60 万人)／2025 年目標:31,939,357 人

(3) 強靱性(レジリエンス)

【指標】危機やその後にインフラ改善等の支援を受けた人数(年ごとの数値)

【実績】

- 女性(23 か国):4,562,488 人(前年比 22 万人)／2025 年目標:2,815,408 人
- 男性(23 か国):4,266,339 人(前年比▲48 万人)／2025 年目標:2,928,851 人
- 性別情報なし(12 か国):1,607,349 人(前年比▲3.1 百万人)／2025 年目標:35,775 人

(4) 環境

【指標】自然保護・資源活用取組によって恩恵を受けた人数

【実績】

- 女性(76 か国):6,811,864 人(前年比+1.4 百万人)／2025 年目標:7,717,623 人
- 男性(76 か国):6,969,404 人(前年比+1.6 百万人)／2025 年目標:7,378,783 人
- 性別情報なし(31 か国):6,135,356 人(前年比+3.6 百万人)／2025 年目標:4,062,873 人

(5) エネルギー

【指標】持続可能なクリーンエネルギーを新たに得られた人数

【実績】

- 女性(45 か国): 17,295,136 人(前年比+約 3.2 百万人)／2025 年目標: 7,468,266 人
- 男性(45 か国): 19,412,099 人(前年比+約 5 百万人)／2025 年目標: 8,550,473 人
- 性別情報なし(15 か国): 2,994,677 人(前年比+約 2.4 百万人)／2025 年目標: 957,893 人

(6)ジェンダー平等

【指標】GBV(ジェンダーに基づく暴力)防止のための取組数

【実績】: 490 件(前年比+82 件)／2025 年目標: 443 件

また、UNDP はコア資金を活用し、国連機関の中で最も大規模な気候・環境関連支援(145 か国で約 50 億ドル)を展開したほか、ガバナンス改革(816 百万有権者の政治参加支援)、女性の社会参画(2024 年に 137 百万人の女性が基本的サービスにアクセス、139 百万人が金融サービスを利用)など、分野横断的な成果も確認されている。

なお、日本政府による可視性確保の取組に応じ、UNDP 駐日事務所は 2023 年度に 160 件超のプレスリリース等を日本語で発信し、開発協力に対する日本国民の理解促進にも寄与した。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024年9月(日本の2023年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2024年9月(日本の2024年度拠出分)

3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等

直近の決算報告書は、2023 年における拠出先機関全体の決算をカバーするものである。2024 年9月、2023 年度の本件拠出金が含まれる決算報告書が公開され、同報告書によると 2023 年度コア予算の残高は 5,412 万米ドルである。同残高については、実施中ないし実施検討中のプロジェクト経費や必要な人件費等、使途は決まっている。

UNDP の外部監査及び内部監査に関する情報は、UNDP のホームページで公開されており、日本が参加している執行理事会でも取り上げられ、透明性が確保されている。

(外部監査)

国連組織とその基金およびプログラムの会計の外部監査を実施するため、1946 年に総会によって設立された国連会計検査委員会(Board of Auditors/ BOA)によって外部監査が行われている。UNDP の財務諸表に関する監査の報告書は公開されており、第5委員会を通じて国連総会に提出されるほか、UNDP 執行理事会にも提出される。

UNDP は、BOA より 19 年連続で、無限定適正意見(Unqualified Opinion)を取得。2023 年の BOA 報告書(2024 年7月公表(A/79/5/Add.1)では、①財政、②予算プロセス管理、③UNDP の普遍的な現地におけるプレゼンス、④持続可能な開発目標 13(気候変動対策)に関連するプログラムおよびプロジェクトの管理に関し、30 の勧告が出されている。

(内部監査)

UNDP の 2024 年会計年度に係る監査結果(DP/2025/10)は、ガバナンス・リスク管理・内部統制の有効性について「概ね良好で一部改善が必要(Satisfactory, with some improvements needed)」との総合評価が付与されている。この

評価は、国別事務所、コーポレート、グローバルファンド、直接実施案件(DIP)などに対する 108 件の監査報告および各種アドバイザリー業務に基づいている。

2024 年には直接実施案件(DIP)に対する 55 件の財務監査が実施され、そのうち 89%(49 件)において無限定適正意見(unmodified opinion)が付され、前年(75%)から大きく改善した。一方、6件(11%)では限定付適正意見または否定的意見が示され、合計約 90 万ドル(全体支出の 0.2%)の費用過大計上が指摘されたが、これは同機関の定める是正措置基準(1.5%)を下回っている。

加えて、NGO および各国政府により実施された案件に関する監査も 342 件実施され、そのうち 14 件(4.1%)で修正意見が出されたものの、影響額は約 91 万ドルと全体支出(5.69 億ドル)の 0.2%にとどまった。

2024 年に監査・調査局(OAI)が指摘した主な課題は、①プロジェクトおよびプログラムの監督体制の不備、②調達手続の不適切な運用、③財務記録の不備、④ガバナンスにおける意思決定過程の透明性の欠如などであり、これらは次期監査計画への反映が予定されている。

なお、OAI の勧告実施率は 2024 年末時点で 85.9%に達しており、改善対応は概ね迅速に進められている。外部評価においても、同局は 2022 年の外部評価において内部監査機能がすべての国際基準に「全面的に準拠(generally conforms)」しているとの最高評価を受けており、次の評価は 2027 年を予定している。

UNDP には、独立評価室があり、毎年[評価報告書](#)を発表しているほか、国別、テーマ別の評価報告書を発表している。UNDP の独立評価室長は、国連評価グループの議長を務めている。

UNDP は、国連 2.0 システム(注)全体評価の5つの分野(デジタル、データ、先見性、イノベーション、行動科学)において、51 の国連機関の中で卓越したパフォーマンススコアを獲得した。

プロジェクトレベルから組織全体レベルまで、あらゆるレベルで統合リスク管理を強化した。AIを含む高度な追跡ツールを用いて新たな課題を評価し、新たな成果管理のための統合リスクモジュールは、脅威と機会に関する詳細なデータを提供した。

UNDP は、ジェンダー平等に関するパフォーマンスを測定する国連システム全体行動計画(UNSWAP)のベンチマーク指標の 94%を達成。業務のグリーン化においても継続的な進展を遂げており、2018 年以降、車両の燃料排出量を 22%削減した。事務所の3分の1が電気自動車とハイブリッド車を導入し、50 以上の事務所で太陽光発電を導入した。

また、国際的な援助の透明性を評価する Aid Transparency Index の[最新データ](#)(2024 年)において、UNDP は最高ランク(Very good)に位置づけられており、国連機関の中では OCHA に次ぐ2番目にランクされている。

(注)国連システムを、近代化された、よりデータ主導型で、デジタルで強化され、機動性のある形とすべく国連が取り組む施策。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)

3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)

UNDP は、成果・透明性・説明責任の確保を優先課題として掲げ、内部監査・調査体制の強化を継続している。2025 年 3 月の UNDP 監査・調査局(Office of Audit and Investigations: OAI)の年次報告書([DP/2025/10](#))によれば、同局は計 108 件の監査を実施し、調査案件の新規受付件数は過去最多の 434 件に達した。

- 監査における成果と評価:
 - 2024 年の監査報告の総合評価としては、「概ね良好で一部改善が必要(satisfactory, with some improvements needed)」とされており、具体的には、統治・リスク管理・統制が概ね機能していると評価されている。

プロジェクト運営、調達、財務管理、ガバナンスの分野の指摘としては、各国事務所の資金持続性やリスク対応体制の強化が必要との指摘があったことについて、OAIによる監査勧告の実施率は85.9%に達し、多くの勧告が適時に対応されていることが確認された。
- 調査における取組： 2024年には合計419件の調査を完了し、特に調達不正(103件)や性的ハラスメント・搾取(38件)に関する通報対応がなされた。 - その他の改革・改善施策： - 各国事務所での直接実施案件(DIP)に対する監査のうち89%が「修正意見なし」と評価され、2023年の75%から大幅に改善された。 - DEI(多様性・公平性・包摂)に関する取組では、採用・昇進における性別バランスの確保(2024年新規採用者の男女比50%ずつ)などが進展。 - 研修体制も強化され、倫理研修の受講者数は前年より78%増加し、組織全体での説明責任と誠実性の確保に寄与した。 - 組織の環境面での取組としては、温室効果ガス排出量を13.3%削減し、2,200万ドル相当の環境コスト削減を実現している。 また、複数のドナーから国際援助予算全般の削減と、UNDPを含む多くの機関への拠出金削減が発表される中、業務の合理化、効率化にむけた努力として、総裁の指示の下、①海外出張の抑制、②オンライン会議が実施できる場合の対面での会議やリトリート実施の抑制、③新規採用の抑制と長期欠員ポストの廃止、④財政の持続可能性を確保するためのポートフォリオやプログラムの見直しを行っている。
3-2(2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
該当なし。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
64	63	54	60.33	58	-2.33	7,158
備考	●評価対象期間中に、過年度(2022 年および 2023 年)に関する職員数の情報に差異があることが確認された。これを踏まえ、当該三年間の平均値については、最新の確認結果を反映して算定した。 ●上記数値には含まれないが、International Personnel Services Agreement (IPSA) 及び National Personnel Services Agreement (NPSA) と呼ばれる UNDP 等が専門性を有した人材を採用する雇用形態があり、同雇用形態にて雇用されている日本人は 11 名となっている(2024 年 12 月時点)					
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
13	12	10	11.67	11	-0.67	263

備考	
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)	
- 野田章子氏が、国連事務次長補(ASG)兼国連開発計画危機局長のポストを占めている。 - 日本人5名が国事務所の常駐代表を務めている(インドネシア、タンザニア、スリランカ、ネパール、ウズベキスタン)。 2024年10月、UNDP人事部及び駐日代表事務所担当者が、上智大学が主催した国際機関・国際協力キャリア・ワークショップに参加し、学生等からの質問に対応するとともに、外務省国際機関人事センター担当者の参加も得て、UNDP独自のキャリアセミナーを開催した。また、外務省のJPOの募集時期に合わせ、UNDPの若手職員や国事務所の関係者とオンラインでつないで、JPOキャリアセミナーを2025年2月に2回に開催した。 2025 年4月、IT インフラ、サイバーセキュリティ、業務効率化のデジタル推進をリードする UNDP 情報統括責任者(本部管理サービス局、D2)に日本人職員が着任した。 - 中・長期的日本人職員増強に向けて、日本人職員(P5)1名が常駐副代表候補者プールに合格。 2025 年までの期間におけるリクルートやアウトリーチの内容を定めた「人事行動計画」の関係では、2024 年6月、「テクニカル・エキスパート」として日本人職員(P5)が本部アジア太平洋局に着任した。 - 日本人インターン、コンサルタントなども積極的に採用し、2025 年5月現在、UNDP では 44 か国に 118 名が在籍する。	
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由	

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
A	s	a	a	b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
日・UNDP パートナースシップ基金	
2 拠出先の名称	
国際連合開発計画(UNDP) 対外関係・アドボカシー局(ドナーや民間部門等との渉外関係を所掌)	
3 拠出先の概要	
UNDP は、国連総会決議(A/RES/2029 (XX))に基づき、1966 年に設立。本部はニューヨーク(米国)。様々な形態の貧困の撲滅、持続可能な開発に向けた構造改革の促進、及び危機やショックに対するレジリエンスの構築を目標として、170 の国・地域で活動を実施。日本における拠点として駐日代表事務所(東京)を構えている。	
4 (1) 本件拠出の概要	
日・UNDP パートナースシップ基金は、日本と UNDP との効果的かつ効率的なパートナーシップの強化を目的として、2003 年に従来の日本基金(人造り基金、WID 基金、及び ICT 基金)を整理統合した基金として設立された。本件拠出によって、UNDP が有する高い専門的知見、経験、グローバルなネットワークを活用し、各国・地域において日本の二国間支援を補完し、相乗効果を生み出す事業を支援することを目的とする。本基金は、100%日本からの拠出によって賄われている日本基金。本件拠出は、主に日本が重視する分野や UNDP の日本人職員が形成・管理する事業を支援するために充てられる。これにより、UNDP における日本人職員増強及び日本と UNDP のパートナーシップ強化を図り、ひいては国際開発分野における日本のビジビリティ向上を図る。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
本件拠出金は 100%日本の拠出金によるもの。 令和7年度当初予算額 88,370 千円	
【参考】 令和6年度予算額 14,277 百万円(当初及び補正予算合計) 令和5年度予算額 14,742 百万円(当初及び補正予算合計) 令和4年度予算額 21,373 百万円(当初及び補正予算合計) 令和3年度予算額 13,754 百万円(当初及び補正予算合計)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局地球規模課題総括課、国際連合日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅵ：経済協力」に位置づけられ、特に「施策Ⅵ-1：経済協力（施策レベル）」、「[個別分野3：地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築](#)」及び「施策Ⅵ-2：地球規模の諸課題への取組」、「[個別分野1：人間の安全保障の推進と我が国の貢献](#)」について、それぞれ以下の中期目標を達成するための達成手段の一つと位置づけている。（[令和6年度外務省政策評価書](#)）

➤ 施策Ⅵ-1 個別分野3：中期目標：

国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会の構築を目指し、地球規模課題に率先して取り組む。

➤ 施策Ⅵ-2 個別分野1：中期目標：

1 「誰ひとり取り残さない」という考えの下、SDGs 達成に向けた取組を加速化することで、人間の安全保障の推進に貢献する。

2 国際機関内での人間安全保障の概念の主流化を図る。

3 人間の安全保障の理念に立脚し、「誰の健康も取り残さない」との観点から、UHC の達成に向け、以下の取組を実施する。

●国際社会における UHC の理解促進に向け、指導力を発揮し、各国における UHC の達成に向けた具体的な取組を促進する。

●戦略的議論への積極的参加や、二国間や国際保健機関を通じた支援を通じ、新型コロナウイルス感染症、結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策、強固な保健システム及び緊急事態への備えの構築に貢献する。

さらに、同政策体系において重点分野として掲げられている「人道・開発・平和の連携（HDP ネクサス）」、「災害対応」、「気候変動とエネルギー」、「保健」、「教育」、「ジェンダー」、「デジタル」、「質の高いインフラ」等にも本基金は幅広く対応しており、UNDP との連携を通じて、これらの分野で国際的な実装を推進している。

特に「人間の安全保障」は、1994 年の UNDP による提唱以降、日本が一貫して外交政策として掲げてきた概念であり、現代の複合的危機下においては、人道・開発・平和の連携（HDP ネクサス）の核心に位置づけられている。2024 年9月の未来サミットにおける岸田総理大臣の演説や、「Human Security at 30」イベントでの発信など、日本の外交理念として改めて国際的に提示されたこの分野は、本基金を通じて現場での具現化が進められている。

したがって、本件拠出は、日本の外交戦略・政策体系に則った形で、日本の国際的プレゼンスを高める実効的な手段としての役割を果たしている。

1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性（その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。）

UNDP は、その総裁が 37 の国連機関等から成る「国連持続可能な開発グループ」の副議長を務める、開発分野の中核的国連機関であり、日本の主要な外交政策である「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」や「人間の安全保障」の推進において、同機関との連携は不可欠である。本基金は、日本の外交政策目標を具体化するための実装手段として極めて有用であり、他の手段では代替困難な特徴を持つ。

第一に、本基金は日本が重視する政策や分野に沿ってプロジェクトをイママークでき、コア拠出とは異なり、より直接的かつ柔軟に外交目標達成に資する事業展開が可能である。たとえば、津波防災力強化やデジタル化支援、人間の安全保障推進、平和構築等の分野で具体的なプロジェクトが展開されており、その成果は広く可視化されている。

第二に、本基金は UNDP 対外関係・アドボカシー局内のジャパン・ユニットの活動を支えることで、UNDP 本部における日本のプレゼンスを制度的に担保している。同ユニットには日本人職員（P5レベル）が長として配置されており、日本の意向を適時に UNDP に伝達・反映させる制度的な機能を有する。これにより、事業形成の段階から日本の立場が的確に組み込まれている。

第三に、本基金は戦略対話等の枠組みを通じて、UNDP との間で定期的な方針協議が行われるなど、外交政策と事業運営を連動させる仕組みが確立しており、日本の開発協力における戦略性と一貫性を確保する観点からも極めて有意義。

さらに、評価期間中には、「Human Security at 30」イベントの国連本部での開催や、「未来サミット」での岸田総理大臣の演説、人間の安全保障報告書の発信など、日本の外交イニシアティブが UNDP との連携を通じて具体化された事例が複数存在する。こうした動きは、人間の安全保障の国際的な主流化において、UNDP が日本の理念を制度的に支える機関であることを証左している。

したがって、本基金は人間の安全保障を始めとする日本の外交政策の実装の中核を担う制度的資産であり、他の資金スキームとは一線を画す比較優位性と代替不可能性を有している。

1-2 拠出先の意味決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は、UNDP の最高意思決定機関である執行理事会の議席(全 36 議席)を、西欧及び他のドナーグループの一員としてローテーション(コア・ファンド拠出額等に基づき決定)により、2007 年～2029 年のうち4年間(2009 年、2014 年、2019 年、2027 年)を除く 19 会期にわたり確保している。本評価期間中も、2024 年6月、8月、2025 年1月に行われた執行理事会に参加した。国連代表部から大使級の代表者が執行理事会に参加し発言を行うとともに、UNDP 総裁、副総裁、局長等の訪日の際に、外務省地球規模課題審議官を始めとする外務省幹部及び各省・JICA 等との協議を行っており、日本の意向を反映できる体制を維持・確保している。

また、UNDP 本部ジャパン・ユニット及び駐日代表事務所は、日本と UNDP 本部及び 170 か国以上にある UNDP 国事務所や地域事務所との間の橋渡しの役割を担っており、円滑な調整を行っている。駐日代表事務所では、日本の支援により達成された途上国からのインパクト事例の紹介も含めた広報、大阪・関西万博でのアドボカシー、政策関連イベント、メディア対応、大学、民間企業や NGO 等との連携、日本人職員増強、国連調達等においても重要な役割を担っており、日本政府の意向を踏まえつつ、人間の安全保障など、重要な課題の発信にも大きな役割を果たしている。本評価対象期間である 2024 年6月から 2025 年5月まで、UNDP が日本で開催されたイベント等で登壇した数は累計 79 件、約1万1千人の聴衆を集めた(テレビ視聴者数、記事閲覧数は除く)。

2025 年3月、芦田愛菜さんが UNDP の日本国内の親善大使として任命され、若年層を含め、日本と UNDP のパートナーシップについてのビジビリティの向上にむけた体制を構築している。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

本評価期間中の実績は以下のとおり。

- 2022 年5月：アフナ・エザコンワ国連開発計画総裁補兼アフリカ局長訪日、鈴木貴子外務副大臣表敬。
- 2022 年7月：アヒム・シュタイナー総裁訪日、林芳正外務大臣との会談。
- 2022 年7月：アヒム・シュタイナー総裁訪日、岸田総理大臣表敬。
- 2023 年1月：ウリカ・モデル総裁補兼対外関係・アドボカシー局長及び岡井朝子危機対応局長訪日、武井俊輔外務副大臣表敬
- 2023 年7月：アヒム・シュタイナー総裁訪日、林芳正外務大臣表敬。
- 2023 年8月：アフナ・エザコンワ国連開発計画総裁補兼アフリカ局長訪日、高木啓外務大臣政務官表敬。
- 2023 年11月：ウリカ・モデル総裁補兼対外関係・アドボカシー局長訪日、穂坂泰外務大臣政務官表敬。
- 2023 年11月：カンニ・ウィグナラジャ総裁補兼アジア太平洋局長訪日、穂坂泰外務大臣政務官表敬。
- 2024 年1月：ウクライナ訪問中の上川陽子外務大臣が、UNDP を通じた大型変圧器7基の輸送支援、UNDP 及び国際協力機構(JICA)を通じたガスタービン発電機5基の供与式典に出席。
- 2024 年6月：イバーナ・ジブコビッチ欧州・CIS 局長訪日、穂坂泰外務大臣政務官表敬。
- 2024 年4月：野田章子総裁補・危機局長訪日、上川陽子外務大臣表敬。
- 2024 年5月：アブダラ・アル・ダルダリ総裁補兼アラブ局長訪日、深澤陽一外務大臣政務官表敬。

- 2024 年6月：徐浩良(シウ・ハオリャン)国連事務次長兼副総裁訪日、穂坂泰外務大臣政務官を表敬。
- 2024 年7月、穂坂泰外務大臣政務官訪米、ハオリャン・シウ副総裁及び野田章子総裁補兼危機局長と面談。
- 2024 年8月：アフナ・エザコンワ総裁補兼アフリカ局長訪日、辻清人外務副大臣と会談。
- 2024 年 12 月：アヒム・シュタイナー総裁訪日、岩屋毅外務大臣と会談。赤堀毅外務審議官と協議。
- 2025 年1月：野田章子危機局長訪日、英利アルフィヤ外務大臣政務官を表敬。
- 2025 年3月：アフナ・エザコンワ総裁補兼アフリカ局長訪日、藤井比早之外務副大臣表敬。
- 2025 年5月：第 14 回日・UNDP 戦略対話の開催。
- 2025 年5月：スーザン・ブラウン総裁補兼対外関係・アドボカシー局長訪日、松本尚外務大臣政務官を表敬。
- 2025 年5月：カンニ・ウィグナラジャ総裁補兼アジア大洋洋局長訪日、松本尚外務大臣政務官を表敬。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

(大学等)

本件拠出によって実施している事業「アジア太平洋地域における学校の津波防災能力強化パートナーシップ」では、2017 年の事業開始以降 2024 年末までの間、アジア太平洋地域の 24 か国 799 の学校の津波防災計画を策定・改定。同事業は、日本の津波防災の経験がしかるべく反映されることを確保すべく、東北大学災害科学国際研究所(IRIDeS)を技術パートナーとしており、同研究所の津波専門家と密接に連携してプロジェクトを実施している。

なお、上記 IRIDeS は国内外からの産官学民の防災関係者が集まる日本発の国際市民フォーラムである世界防災フォーラムの事務局も兼ねており、2025 年3月に仙台で開催された[世界防災フォーラム 2025](#)では、ハジアリッチ UNDP 駐日事務所所長および UNDP バンコク地域事務所から専門家他が参加し、本件事業の成果を[発表](#)した。

(民間セクター)

ジャパン・ユニットでは一般社団法人 Japan Innovation Network (JIN)と連携し、UNDP が実施する UNDP Accelerator Labs (A-Labs)を通じた日本企業と UNDP の協働を推進している。UNDP Accelerator Labs (A-Labs) は、UNDP が 2019 年に立ち上げた、持続可能な開発課題に対応する世界的なネットワークであり、具体的には、内閣府の支援を受けて実施されている「Japan SDGs Innovation Challenge」の一環として、A-Labs を通じた日本企業による途上国の課題解決に向けた取組の支援を行っている。その中には、下記 2-2 でも紹介しているインドスパイス案件などにもあるとおり、NEC の技術等を含め日本の製品や技術を A-Labs での導入につなげた。

その他、ジャパン・ユニットでは日系企業等からの引き合いに対しても対応。具体的には、UNDP を来訪した民間企業その他、企業関係者からの国連調達に関する照会や商品・サービス等の紹介に対応し、関係部署等への紹介や協議の機会を設定した。

(学生、生徒訪問)

ジャパン・ユニットでは年間を通じて大学生、高校生等の訪問を受け入れており、講義等を通じて UNDP の活動及び日本の官民とのパートナーシップ事例を紹介。具体的には本評価対象期間中に以下の大学、高校等の訪問に対応。

2024 年	2025 年
7月 11 日 慶応大学	2月 5 日 東京外国語大学
7月 16 日 さいたま教育委員会	2月 25 日 上智大学
8月 14 日 上智大学	3月 19 日 長野県長野高校
9月 6 日 法政大学	3月 26 日 六甲学院中学高等学校
9月 7 日 順天堂大学	4月 2 日 神戸市外国語大学

—	4月30日 平和首長会議ユース派遣事業高校生大使
1-5 本件提出に係る日本側の取組等	
● 2023年1月、武井外務副大臣からモデル総裁補兼対外関係・アドボカシー局長及び岡井危機局長に対し、日本は UNDP とともに開発協力の基本理念である人間の安全保障の普及と実践を推進し、複合的な危機への対処のため、「新たな時代の人間の安全保障」を提唱していきたい旨述べた。また、2024年7月、穂坂泰外務大臣政務官がニューヨークを訪問した際、徐浩良(シウ・ハオリャン)副総裁及び野田章子総裁補兼危機局長と意見交換を行い、人間の安全保障や人道・開発・平和の連携(HDP ネクスス)といった分野において、連携を深めていきたい旨述べた。この結果として、下述 2-2 の「人道・開発・平和(HDP)ネクスス及び早期復興アプローチによる複合危機への対応」事業の実施を日本政府として2024年12月に承認、2025年1月から事業が開始された。 ● 2025年5月:スーザン・ブラウン総裁補兼対外関係・アドボカシー局長が来日し、第14回日・UNDP 戦略対話を実施。同戦略対話では、人間の安全保障、平和構築、AI/デジタル、気候・環境、防災等について、具体的な連携案件を念頭に議論。日本からは特に、日本の民間の活力を取り込む形での開発協力の展開といった、戦略的な連携のあり方を提起し、率直な議論を行った。同戦略対話においては、UNDP の強み、日本が有する知見や民間企業の技術等を活用する形での案件形成を一層推進していくことで一致した。また、案件の円滑な実施や適正な管理につき働きかけた。	
1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件提出の貢献度に係る総括	
日・UNDP パートナリシップ基金は、国連開発計画(UNDP)が津波防災、デジタル、平和構築、人間の安全保障の主流化等の分野で、各国の制度強化や地域課題への対応のための支援を行うことで、持続可能な開発目標(SDGs)の達成と「誰一人取り残さない」包摂的でレジリエントな社会の実現を目指し、ひいては日本の外交政策上の目標である人間の安全保障の推進、人道・開発・平和の連携(HDP ネクスス)の強化に貢献することを目標としている。 特に UNDP 対外関係・アドボカシー局では、基準2のとおり、「アジア太平洋地域における学校の津波防災能力強化パートナーシップ(799校・22万人参加)」、「人間の安全保障テック・アクセラレーター:デジタル X 3.0」、「人間の安全保障及び人間開発の視点を通じた我々のコモン・アジェンダ推進事業」、「人道・開発・平和(HDP)ネクスス及び早期復興アプローチによる複合危機への対応」、「インド産香辛料の生産・流通管理及び取引のための国家的プラットフォームの構築」などにより、制度改革・社会的裨益・ジェンダー平等など多面的成果を上げた。 また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領・確認しており、入手可能な財務資料の確認の範囲内において、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。 基準4については 4-1 のとおりの状況であるが、D2ポストへの新規着任や代表候補者プール合格者、JPO 支援、インターン等の育成においても提出による支援が一定程度機能している。 以上から、本件提出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。	

評価基準2 国際機関等提出先の活動の成果

2-1(1)【コア提出分のみ】提出先の戦略目標
2-1(2)【コア提出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための提出先の取組及びその成果
2-2【ノンコア提出分のみ】ノンコア提出による実施事業の目標、取組及びその成果

本件基金においては、激甚化する自然災害への対応能力強化や、SDGs の達成に向けた「誰一人取り残さない」支援の実践を図るとの観点から、従来より防災や人間の安全保障の概念の再活性化に向けた事業を行ってきた。また、2022 年からはデジタル化促進により途上国の社会課題を解決する観点から、デジタル分野での画期的な課題解決を推進する Digital X 事業を行った。更に、世界各地で頻発する紛争の予防や紛争後の早期復旧等、日本政府が重視する平和構築分野での取組なども行った。評価期間中、新規案件として、「人間の安全保障テック・アクセラレーター：デジタル X 3.0 事業」及び「人道・開発・平和(HDP)ネクサス及び早期復興アプローチによる複合危機への対応」を承認。また、2022 年に承認したものの、相手国政府の国内事情(選挙等)により実施が遅れていた「インド産香辛料の生産・流通管理及び取引のための国家的プラットフォームの構築」について、政府側の体制が整ったことから計画変更の上事業が開始された。評価期間中、本拠出金によって実施された取組の代表例は以下のとおり。

●人間の安全保障及び人間開発の視点を通じた我々のコモン・アジェンダ推進事業(2023 年7月承認、事業予算：643,680ドル、2023 年7月～2024 年12 月)

本事業は、日本が国際協力の理念として掲げる人間の安全保障の概念をグローバルな研究と政策議論の主流に組み込むことを目標として実施された。背景として、2022 年に UNDP が公表した人間の安全保障特別報告書において、人新世における相互に関連する脅威に対処するためにはグローバルな連帯を中心に据えた人間の安全保障と開発への新しいアプローチが必要であることが示された後、国連機関間作業部会の設置や、様々なハイレベルアウトリーチイベントが開催されるなど、国際場裡において人間の安全保障に関する機運が高まっていたことが挙げられる。事業完了後、主に以下の成果が報告された。

- ・ 人間の安全保障の包括的な測定枠組みの開発に向けた基盤構築： 人間の安全保障の測定に関するフロンティア研究として、UNDP 内部で2本、外部専門家により5本の研究論文とデータ収集・分析が行われ、人間の安全保障のモニタリング枠組みの基盤が構築された。
- ・ 人工知能(AI)時代における人間の安全保障に関する議論の促進： 2024 年11 月、UNDP が1994 年の人間開発報告書で提唱した人間の安全保障の概念が30 周年を迎える節目において、国連本部でAI と人間の安全保障を探究するイベント「Human Security at 30」が開催され、300 人以上の政策立案者、市民リーダー、開発実務者が参加。急速に進展するデジタル革命を背景とした新たな機会と脅威への対応について、人間の安全保障の観点から議論する有効性を各国代表部や国連関係者に対して示し、大きな反響を得た。
- ・ UNDP の主要なナレッジ・プロダクトである人間開発報告書(HDR)への人間の安全保障概念の統合： 人間の安全保障に関する政府間プロセスを支援するための白書が作成され、HDR に情報提供を行った。人間の安全保障をHDR の分析に組み込むことで、理論的な議論の枠組みを超え、より広範な普及と政策影響力の道筋を構築した。2023-2024 年版HDR は、人間の安全保障を核心的な分析枠組みとして活用し、グローバルな課題に対応するための集団行動の複雑さを解きほぐし、新たな実践的洞察を提供。2024 年1 月にはグテーレス国連事務総長から10 年ぶりとなる人間の安全保障に関する報告が公表され、同報告書はHDR に大きく依拠していることが確認された。また、2024 年6月に東京で開催した事務総長報告に関する公開イベントを通じて、日本の一般市民及び在京大使館関係者等の人間の安全保障への理解が促進された。

●アジア太平洋地域における学校の津波対策能力強化パートナーシップ(津波事業フェーズ4、2024 年4月承認、事業予算：800,000ドル、2024 年5月～2025 年10 月)

本件拠出によって2017 年より実施している事業「アジア太平洋地域学校津波対策プロジェクト」は、日本の提唱で制定された「世界津波の日」も念頭に、津波の被害を受けやすいとされる国に対し、日本の経験を元に津波対策の強化を支援する事業。国際的な防災枠組みである「仙台防災枠組み」の達成目標のうち、自然災害及び人為的な災害による人命の損失、被災者数・経済面での損害の削減に貢献するものである。フェーズ1～3までは、教育と地域主導の

活動を主眼に、学校、地域社会、政府による定期的な津波避難計画の策定・改善および、学校における津波防災訓練の実施を支援してきた。フェーズ4では、津波避難訓練を継続するとともに、これまでの取り組み内容を踏まえ、学校のみならず行政、医療機関、地域社会などを巻き込むことによって、地域の実態により即した避難計画の策定やコミュニティへの防災啓発の波及効果が得られたという教訓を受け、津波への備えのさらなる主流化を図るべく、国家レベルの津波への備えのための具体的な政策行動やアジア太平洋地域における「万人のための早期警報(EW4All)」の達成等を支援している(フェーズ1(2017年-2018年)、フェーズ2(2018年-2021年)、フェーズ3(2021年-2023年)、フェーズ4(2024年-2025年))。2017年の事業開始以降 2024年末までの間、アジア太平洋の24か国799の学校で津波防災計画の策定・改定がなされるとともに、約22万人の生徒・教師、学校・自治体関係者が津波避難訓練に参加している。

また、フェーズ4では、津波防災の国家レベルでの主流化を目的とし、国際的な防災関連会議の場を活用して、本事業のこれまでの成果を基に積極的に津波防災の重要性を発信している。2025年3月に仙台で開催された世界防災フォーラムでは、津波避難訓練や早期警報システム、デジタル技術の活用といった主要な成果や教訓を紹介した。今後も、本事業が、日本が重視する分野である防災アジェンダの推進に資することが期待される。

今回の評価期間中の具体的な成果は以下のとおり。

- 2024年は、インド洋大津波発生から20年目を迎える節目であったことから、2024年12月には、インド洋大津波20周年記念地域イベントをバンコクにて開催するなど、メディアの注目を戦略的に活用し、津波に関する一般の認識を向上させた。これを受け、2025年3月、タイ首相が地震対策を中心とした国家レベルの防災対応強化の方針を表明。
- タイの244校において津波防災避難訓練が実施され、計15,904人が参加したほか、インドネシアの15校において津波防災避難訓練が実施され、計7,152人が参加。将来の世代が災害の発生した際に備えられるように支援。
- 国家レベルで津波対策強化を図るための具体的な政策措置をまとめたハンドブックを作成中。2025年7月初旬に完成予定。ハンドブックに基づく文脈に応じた政策措置の計画と実施を支援するため、少なくとも3つの国家政府(インドネシア、パラオ、タイ)に対し、技術的・助言的な支援を提供する予定。
- 津波早期警報に関する地域戦略「Early Warnings for All(EW4All)」の実現を支援するためのニーズ調査を実施済み。2024年後半以降、地域戦略の策定及び実際の展開が予定されている。

●人間の安全保障テック・アクセラレーター: デジタル X 3.0 事業(2024年9月承認、事業予算: 400,000ドル、2024年11月~2026年4月)

2021年から2024年まで本拠出金により実施したデジタル X 事業では、民間企業とのパートナーシップやデジタル公共財の活用など、すでにスケールアップしている既存のデジタルツールやアプローチに着目し、現場でのニーズとのマッチングを通じてそれら解決策の実践を図った。具体的には、デジタル X 1.0 は初期段階にある革新的なデジタル・ソリューションを国や地域を超えて展開し、より多くのコミュニティに届けることを支援するために設立し、デジタル X 2.0 は、合計で190か国及び3億9,000万人以上を対象とした実績のあるデジタル・ソリューションが掲載されている「Digital X ソリューションカタログ」を2022年9月に公開。11のパイロット・プロジェクトの実施を通じ、世界各地の271万人以上が直接的・間接的裨益を受けた。そのうち5,337名が直接的な恩恵を受けた。若い女性(キルギスタン等)、起業家(南アフリカ共和国)、低所得層の農民(マリ)、先住民の女性職人(メキシコ)など、様々な層にリーチしている。オンラインマーケットプレイス「DigitalX ソリューションカタログ」は、Fast Company の「World Changing Ideas 2023」に選出された。

評価期間中、後継事業となるデジタル X 3.0 を新規に承認。アジア地域や日本でのセミナー開催等を通じて、オープンソース・ソリューションや人間の安全保障に特化したデジタル社会起業家・民間企業とのパートナーシップの強化、

ひいては日本のスタートアップ企業の参入機会の提供に寄与することが期待される。本事業では、先行事業において公開された「Digital X ソリューションカタログ」(190 か国及び3億 9,000 万人以上を対象とした実績のあるデジタル・ソリューションを掲載)に、追加的に新規 10 件の人間の安全保障に特化したデジタル・ソリューション、オープンソース・ソリューション、又はデジタル関連ベンダーを掲載し、ウェビナーを開催することで最大 15 件の潜在的なパートナーを発掘し、途上国の開発課題に対してデジタル・ソリューションを提供することを成果指標としている。見込まれる直接的・間接的裨益者数は約 50 万人。

●人道・開発・平和(HDP)ネクサス及び早期復興アプローチによる複合危機への対応(2024 年 12 月承認、事業予算 800,000ドル、2025 年1月～2026 年6月)

紛争危機の影響を受ける地域においては、強靱で長期的な復興と持続可能な平和を確保するため、複数のセクターが連携して迅速に早期復興に取り組むことが必要とされている。本事業は、①エビデンスに基づく早期復興戦略及びガイドラインの策定、②早期復興に係る世界的なアドボカシー活動の実施、③早期復興にかかる能力向上のための人材育成という3つのコンポーネントから構成され、段階的に活動を実施し、最終的に特定の2か国における早期復興への取り組みを強化することを目指す。

2025 年5月現在、パートナーシップの促進と紛争予防の統合を図りながら現地から情報収集を行っており、複合的危機からの早期復興の実践と教訓に関するエビデンスベースを 2025 年夏ごろまでに確立予定。また、2025 年9月の国連総会のサイドイベント等において早期復興に関するアドボカシー活動を行う予定。その後、政府及び現地関係者などの主要なステークホルダーの早期復興能力強化のための人材育成として、自習型のオンライン基礎研修とウェビナー形式のオンライン研修を開発し、実施することを計画している。候補国・地域の一つであるガザについては、2025 年2月、日本国連代表部と UNDP の共催で早期復興と再建に関するラウンドテーブルを実施。

●インド産香辛料の生産・流通管理及び取引のための国家的プラットフォームの構築案件(予算を減額した修正版 2025 年3月承認、事業予算 300,000ドル、MoU 締結後 1 年半)

世界最大の香辛料の生産国であり、年間輸出額は 30 億ドルを超えるインドにおいて、バリューチェーン全体の透明性と説明責任を高めることで、香辛料の品質保証と輸出の可能性を高める機会を提供するもの。インドの小規模農家の収入増加をはかるものであり、対象とするインドの4州において農家2万人を対象とするほか、受益者の 30%を女性農民とすることでジェンダー平等にも寄与する事業。インド財務省の承認を得たうえで、まず新しい MoU をインド商工省の下にあるスパイスボードと結ぶ必要があり、2025 年5月現在手続き中。なお、同事業は、もともと内閣府の支援により実施した Japan SDGs Innovation Challenge において、NEC のブロックチェーン技術を試験的にスパイス産業に導入し、流通経路の透明性などを確保して輸出を促進し、農家の収入を向上することを目的として活動を改めてスケールアップする形で実施する予定のものとなっている。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2025 年6月(日本の 2024 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2026 年6月(日本の 2025 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	

本件拠出金は、日・UNDP パートナシップ基金に入金され、プロジェクト費用や事業管理を行う人件費等に充てられる。UNDP では、同基金の資金を活用し、個別イニシアティブ・プロジェクトを開始し、事業実施期間はプロジェクトによって異なるが、プロジェクト完了後速やかに報告書が提出されることとなっている。2025 年6月、2024 年度拠出金が含まれる決算報告書が提出され、同報告書によると 2024 年度拠出分の残高は 210,368.03 米ドルである。同残高については、実施中ないし実施検討中のプロジェクト経費や必要な人件費等、使途は決まっている。

UNDP の 2024 年会計年度に係る監査結果 ([DP/2025/10](#))は、ガバナンス・リスク管理・内部統制の有効性について「概ね良好で一部改善が必要 (Satisfactory, with some improvements needed)」との総合評価が付与されている。この評価は、国別事務所、コーポレート、グローバルファンド、直接実施案件 (DIP) などに対する 108 件の監査報告および各種アドバイザリー業務に基づいている。

2024 年には直接実施案件 (DIP) に対する 55 件の財務監査が実施され、そのうち 89% (49 件) において無限定適正意見 (Unmodified opinion) が付され、前年 (75%) から大きく改善した。一方、6 件 (11%) では限定付き意見または否定的意見が示され、合計約 90 万ドル (全体支出の 0.2%) の費用過大計上が指摘されたが、これは同機関の定める是正措置基準 (1.5%) を下回っている。

加えて、NGO および各国政府により実施された案件に関する監査も 342 件実施され、そのうち 14 件 (4.1%) で修正意見が出されたものの、影響額は約 91 万ドルと全体支出 (5.69 億ドル) の 0.2% にとどまった。

2024 年に OAI が指摘した主な課題は、①プロジェクトおよびプログラムの監督体制の不備、②調達手続の不適切な運用、③財務記録の不備、④ガバナンスにおける意思決定過程の透明性の欠如などであり、これらは次期監査計画への反映が予定されている。

なお、OAI の勧告実施率は 2024 年末時点で 85.9% に達しており、改善対応は概ね迅速に進められている。外部評価においても、同局は 2022 年の外部評価において内部監査機能がすべての国際基準に「全面的に準拠 (Generally conforms)」しているとの最高評価を受けており、次回の評価は 2027 年を予定している。

UNDP の外部監査及び内部監査に関する情報は、UNDP のホームページで公開されており、日本が参加している執理事会でも取り上げられ、透明性が確保されている。

(外部監査)

国連組織とその基金およびプログラムの会計の外部監査を実施するため、1946 年に総会によって設立された国連会計検査委員会 (Board of Auditors/ BOA) によって外部監査が行われている。UNDP の財務諸表に関する監査の報告書は公開されており、第5委員会を通じて国連総会に提出されるほか、UNDP 執理事会にも提出される。

UNDP は、BOA より 19 年連続で、無限定適正意見 (Unqualified Opinion) を取得。2023 年の BOA 報告書 (2024 年7月公表 (A/79/5/Add.1)) では、①財政、②予算プロセス管理、③UNDP の普遍的な現地におけるプレゼンス、④持続可能な開発目標 13 (気候変動対策) に関連するプログラムおよびプロジェクトの管理に関し、30 の勧告が出されている。

(内部監査)

UNDP の 2024 年会計年度に係る監査結果 ([DP/2025/10](#))は、ガバナンス・リスク管理・内部統制の有効性について「概ね良好で一部改善が必要 (Satisfactory, with some improvements needed)」との総合評価が付与されている。この評価は、国別事務所、コーポレート、グローバルファンド、直接実施案件 (DIP) などに対する 108 件の監査報告および各種アドバイザリー業務に基づいている。

2024 年には直接実施案件 (DIP) に対する 55 件の財務監査が実施され、そのうち 89% (49 件) において無限定適正意見 (Unmodified opinion) が付され、前年 (75%) から大きく改善した。一方、6 件 (11%) では限定付適正意見または否定的意見が示され、合計約 90 万ドル (全体支出の 0.2%) の費用過大計上が指摘されたが、これは同機関の定める是正措置基準 (1.5%) を下回っている。

加えて、NGO および各国政府により実施された案件に関する監査も 342 件実施され、そのうち 14 件(4.1%)で修正意見が出されたものの、影響額は約 91 万ドルと全体支出(5.69 億ドル)の 0.2%にとどまった。

2024 年に監査・調査局(OAI)が指摘した主な課題は、①プロジェクトおよびプログラムの監督体制の不備、②調達手続の不適切な運用、③財務記録の不備、④ガバナンスにおける意思決定過程の透明性の欠如などであり、これらは次期監査計画への反映が予定されている。

なお、OAI の勧告実施率は 2024 年末時点で 85.9%に達しており、改善対応は概ね迅速に進められている。外部評価においても、同局は 2022 年の外部評価において内部監査機能がすべての国際基準に「全面的に準拠(Generally conforms)」しているとの最高評価を受けており、次回の評価は 2027 年を予定している。

UNDP には独立評価室があり、毎年[評価報告書](#)を発表しているほか、国別、テーマ別の評価報告書を発表している。UNDP の独立評価室長は、国連評価グループの議長を務めている。

UNDP は、国連 2.0 システム全体評価の5つの分野(デジタル、データ、先見性、イノベーション、行動科学)において、51 の国連機関の中で卓越したパフォーマンススコアを獲得した。

プロジェクトレベルから組織全体レベルまで、あらゆるレベルで統合リスク管理を強化した。AIを含む高度な追跡ツールを用いて新たな課題を評価し、新たな成果管理のための統合リスクモジュールは、脅威と機会に関する詳細なデータを提供した。

UNDP は、ジェンダー平等に関するパフォーマンスを測定する国連システム全体行動計画(UNSWAP)のベンチマーク指標の 94%を達成。業務のグリーン化においても継続的な進展を遂げており、2018 年以降、車両の燃料排出量を 22%削減した。事務所の3分の1が電気自動車とハイブリッド車を導入し、50 以上の事務所で太陽光発電を導入した。

また、国際的な援助の透明性を評価する Aid Transparency Index の[最新データ](#)(2024 年)において、UNDP は最高ランク(Very good)に位置づけられており、国連機関の中では OCHA に次ぐ2番目にランクされている。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)

3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)

UNDP は、成果・透明性・説明責任の確保を優先課題として掲げ、内部監査・調査体制の強化を継続している。2025 年3月の UNDP 監査・調査局(Office of Audit and Investigations: OAI)によれば、同局は計 108 件の監査を実施し、調査案件の新規受付件数は過去最多の 434 件に達した。2024 年次報告書([DP/2025/10](#))によれば、同局は計 108 件の監査を実施し、調査案件の新規受付件数は過去最多の 434 件に達した。

- 監査における成果と評価:
 - 2024 年の監査報告の総合評価としては、「概ね良好で一部改善が必要(satisfactory, with some improvements needed)」とされており、具体的には、統治・リスク管理・統制が概ね機能していると評価されている。
 - プロジェクト運営、調達、財務管理、ガバナンスの分野の指摘としては、各国事務所の資金持続性やリスク対応体制の強化が必要との指摘があったことについて、OAI による監査勧告の実施率は 85.9%に達し、多くの勧告が適時に対応されていることが確認された。
- 調査における取組:
 - 2024 年には合計 419 件の調査を完了し、特に調達不正(103 件)や性的ハラスメント・搾取(38 件)に関する通報対応がなされた。
- その他の改革・改善施策:

○ 各国事務所での直接実施案件(DIP)に対する監査のうち 89%が「修正意見なし」と評価され、2023 年の 75%から大幅に改善された。 ○ DEI(多様性・公平性・包摂)に関する取組では、採用・昇進における性別バランスの確保(2024 年新規採用者の男女比 50%ずつ)などが進展。 ○ 研修体制も強化され、倫理研修の受講者数は前年より 78%増加し、組織全体での説明責任と誠実性の確保に寄与した。 ○ 組織の環境面での取組としては、温室効果ガス排出量を 13.3%削減し、2,200 万ドル相当の環境コスト削減を実現している。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
該当なし。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
64	63	54	60.33	58	-2.33	7,158
備考	●評価対象期間中に、過年度(2022 年および 2023 年)に関する職員数の情報に差異があることが確認された。これを踏まえ、当該三年間の平均値については、最新の確認結果を反映して算定した。 ●上記数値には含まれないが、International Personnel Services Agreement (IPSA)及び National Personnel Services Agreement (NPSA)と呼ばれる UNDP 等が専門性を有した人材を採用する雇用形態があり、同雇用形態にて雇用されている日本人は 11 名となっている(2024 年 12 月時点)					
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
13	12	10	11.67	11	-0.67	263
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
- 野田章子氏が、国連事務次長補(ASG)兼国連開発計画危機局長のポストを占めている。 - 日本人5名が国事務所の常駐代表を務めている(インドネシア、タンザニア、スリランカ、ネパール、ウズベキスタン)。 2024 年 10 月、UNDP 人事部及び駐日代表事務所担当者が、上智大学が主催した国際機関・国際協力キャリア・ワークショップに参加し、学生等からの質問に対応するとともに、外務省国際機関人事センター担当者の参加も得て、UNDP 独自のキャリアセミナーを開催した。また、外務省の JPO の募集時期に合わせ、UNDP の若手職員や国事務所の関係者とオンラインでつないで、JPO キャリアセミナーを 2025 年2月に2回に開催した。 2025 年4月、IT インフラ、サイバーセキュリティ、業務効率化のデジタル推進をリードする UNDP 情報統括責任						

者（本部管理サービス局、D2）に日本人職員が着任した。

- 中・長期的職員増強に向けて、日本人職員（P5）1名が常駐副代表候補者プールに合格。
- 2025 年までの期間におけるリクルートやアウトリーチの内容を定めた「人事行動計画」に沿った取組の一環として、2024 年6月、「テクニカル・エキスパート」として日本人職員（P5）が本部アジア太平洋局に着任した。
- 日本人インターン、コンサルタントなども積極的に採用し、2025 年5月現在 UNDP では 44 か国に 118 名が在籍する。
- ジャパン・ユニットにおいては、UNDP内外の日本人職員の就職や昇進等を支援。具体的にはJPOのポスト獲得や職員の昇進等を支援した。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合（「N/A」とする場合）、評価対象としない（「N/A」とする）合理的理由

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
A-	a	a	b	b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国連訓練調査研究所(UNITAR)拠出金	
2 拠出先の名称	
国連訓練調査研究所(UNITAR)	
3 拠出先の概要	
UNITAR は、1963 年の国際連合総会決議 1934(XVII)に基づき、同年設立。国連自体の能率を高め、平和と安全の維持及び経済社会開発を図ることを目的としており、国連業務に関連した主に開発途上国における行政官の研修及び国連の権能・目的に関連する調査を行うことを任務としている。本部はジュネーブ(スイス)であり、本部以外にニューヨーク(米国)、ボン(ドイツ)、及び広島に事務所を有する。広島事務所は UNITAR のアジア大洋州や中東アフリカでの活動拠点となっている。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出金は、UNITAR のコア予算及びイママークのプロジェクトへの拠出に充当される。前者に関しては、主に開発途上国の行政官を対象とする人材育成のための訓練・研修の経費に充てられ、これにより持続可能な開発目標(SDGs)を始め、開発途上国における地球規模の諸課題の解決に貢献する。また、後者に関しては、太平洋及びインド洋島嶼国を対象とする「津波防災に関する女性のリーダーシップ研修」に充てられ、同地域の女性の津波防災に関する意識向上に貢献する。 なお、UNITAR に対しては別途補正予算を通じてアジア太平洋諸国、アフリカ、中東諸国等の緊急人道支援及び気候変動に対応するためのイママーク拠出を行ってきている。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 30,217 千円	
2023 年における任意拠出金の拠出上位5か国は以下のとおり。	
1 位:ドイツ(拠出額:16,500,000ドル、拠出率:36.8%)、2 位:ノルウェー(拠出額:4,900,000ドル、拠出率:10.9%)、 3 位:日本(拠出額:3,100,000ドル、拠出率:6.9%)、4 位:スイス(拠出額:1,300,000ドル、拠出率:2.9%)、5 位:イタリア(拠出額:1,000,000ドル、拠出率:2.2%)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局地球規模課題総括課、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標VI:経済協力」、「施策VI-2:地球規模の諸問題への取組」

「個別分野1：人間の安全保障の推進と我が国の貢献」、「測定指標1－1：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ実現に向けた取組の具体化・拡充及び人間の安全保障への具体的貢献」の下に設定された、中期目標「1「誰ひとり取り残さない」という考えの下、SDGs 達成に向けた取組を加速化することで、人間の安全保障の推進に貢献する。」、「2 国際機関内での人間安全保障の概念の主流化を図る。」、「3 人間の安全保障の理念に立脚し、「誰の健康も取り残さない」との観点から、UHC の達成に向け、以下の取組を実施する。（国際社会における UHC の理解促進に向け、指導力を発揮し、各国における UHC の達成に向けた具体的な取組を促進する。戦略的議論への積極的参加や、二国間や国際保健機関を通じた支援を通じ、新型コロナ感染症、結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策、強固な保健システム及び緊急事態への備えの構築に貢献する。）」を達成するための手段の一つと位置づけている。（令和6年度外務省政策評価書）

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性（その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。）

UNITAR は、研修に特化した唯一の国連専門機関として、国連自体の能率を高め、平和と安全の維持及び経済社会開発を図ることを目的としており、開発途上国の外交官に対する地球規模課題に関する研修及び政府職員に対する国づくりを推進するための研修を実施している。特に、日本が重視する防災、中東・アフリカの紛争後国家における国づくり等の分野で、人材育成のための研修を積極的に実施しており、これらの分野はいずれも、上記1-1(1)の目標達成に向けた効果的・効率的な取組である。

防災分野では、日本が中心となって実現した 2015 年 12 月の「世界津波の日」制定に関する国連総会決議を受け、UNITAR は「世界津波の日」の啓発を目的とし、自然災害に脆弱な島嶼国の特に災害弱者とされる女性の視点を考慮した防災・減災・災害からの復興に関する研修事業を毎年実施し、2024 年7月の第 10 回太平洋・島サミットの成果文書において同プロジェクトを継続していくことが盛り込まれる等、第3回国連防災世界会議で採択された仙台防災枠組を効果的にフォローアップしている。これらは SDGs アクションプラン 2023 及び 2021 年7月の第9回太平洋・島サミット首脳宣言にも合致している。特に、日本のみでは島嶼国全体に対して一律に研修を施すことは困難であるが、UNITAR は特に同機関が得意とする女性に対する研修を地域全体として行い、地域内のネットワーク構築も行われており、UNITAR 研修は、対島嶼国支援や女性の活躍促進といった日本の優先政策の効果を高める上で不可欠である。

中東・アフリカの紛争後国家における国づくりに関しては、UNITAR はアフガニスタン、エジプト、イラク、レバノン、南スーダン、スーダン、ケニア、ソマリア、エチオピア、及びサヘル諸国を支援しており、UNITAR による人材育成はこれら地域を重点的支援対象とする日本政府の取組を支えている。また、第5回アフリカ開発会議(TICAD V)以降、日本政府はアフリカ諸国における特にビジネス分野の人材育成への協力を表明し、2022 年8月の TICAD8においては、アフリカの成長を支えるために 30 万人の人材育成を表明しているが、アフリカからの UNITAR の研修の裨益者が 2022 年及び 2023 年には 5,370 名、2024 年には 6750 名あまりとなり、こうした日本のコミットメントを着実に実施し達成する上でも不可欠なものとなった。

なお、広島事務所は、UNITAR のアジア大洋州や中東及びアフリカでの活動拠点となっているが、その立地を活かして、事業の中に効果的に日本コンテンツを取り入れてきている。例えば、東南アジア諸国の政府職員を対象とした核軍縮・不拡散研修を実施しているほか、例年継続して他国の外交官、専門家等を広島に招聘しつつ一般の参加が可能な公開セッション(講演会)や広島県内外の学生を対象とした講演会を開催し、地元への UNITAR の活動にかかる啓発に役立っている。

2022 年核兵器再検討会議では岸田総理大臣がスピーチを行い、2023 年5月には広島での G7サミットも開催され、広島サミット県民会議のメンバーとしての貢献、デジタル庁と協働しての展示、外務省と協力しての配偶者プログラムの実施、Y7と協力してのユースイベントを実施したが、広島に事務所を持つ UNITAR が長年実施してきた平和構築と紛争後の復興や核軍縮不拡散に関わる研修事業は、日本の外交政策との大きな相乗効果を生み出した。

2024年2月にも広島平和記念資料館メモリアルホールで、核兵器禁止条約交渉会議で議長を務めたコスタリカ元ジュネーブ国連大使のエレイン・ホワイツ氏や元 IAEA 検証安全保障政策課長のタリク・ラウフ氏等を招いて、公開の核軍縮・不拡散研修フォーラム「核軍縮と平和な世界の実現」を一般社団法人国連ユニタール協会と共催し、参加者がウクライナや中東含む国際紛争の現況や核軍縮に関する理解を深め、平和について考える機会を提供する等、引き続き日本の政策を推進する取組を実施している。

また、2024年8月に、岸田総理大臣が G7サミットで発表した「ユース非核リーダー基金」の広島・長崎スタディツアーを国連軍縮部(UNODA)と共同で開催し、50名のユースを広島・長崎に招聘し、最終日には広島でユース国際会議を開催した他、被爆80年を迎える2025年2月には、核兵器をなくす日本キャンペーンとの共催で、「被爆80年 核兵器をなくす国際市民フォーラム」(2025年2月8日～9日)の分科会として、東京で公開イベントを開催した。

1-2 拠出先的意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

UNITAR 理事会のメンバー、また理事会の財務委員長として元 UNDP 管理局長の弓削昭子氏が就任している。また、UNITAR 持続可能な繁栄局は様々な分野の専門家による顧問委員会を設立しており、日本からは現在、元 UNDP 駐日代表の近藤哲生氏が同委員に就任している。本件拠出金は100%日本が拠出するものであり、UNITAR 本部の持続可能な繁栄局及び駐日事務所の双方に対し、プロジェクトのニーズ調査の段階から、拠出先幹部を含め随時意見交換を行うことにより、日本の立場や意見を事業の実施や方針に反映させるよう働きかけている。在ジュネーブ国際機関日本政府代表部とも密に連携を取りながら、プロジェクトの実施管理を行っている。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

2023年6月、セス総代表が来日し、武井外務副大臣を表敬し、副大臣からは人材育成を専門とする UNITAR との連携を一層強化したい旨述べたのに対し、先方からは謝意が表明された。東京で行われた UNITAR60 周年、広島事務所 20 周年の記念式典には林外務大臣が出席。このほか、同総代表は、川本人事院総裁も表敬した。また、同年7月には第1回の戦略対話を実施し、赤堀地球規模課題審議官との間で、日・UNITAR 間の連携のあり方、効果的な実施の方法、国際機関における日本人職員の増強のあり方等について意見交換を行った。2024年3月、セス総代表が来日し、柘植外務副大臣を表敬し、人間の安全保障に即した開発政策を実現する上で UNITAR との連携を強化していきたい旨述べたのに対し、先方から謝意が表明された。2024年8月、セス総代表は再来日し、上川外務大臣を表敬し、日・UNITAR 間の関係強化を確認し、「人への投資」の重要性について意見交換を実施、その際にも先方から謝意が表明された。また同タイミングを捕らえ、セス総代表・中村地球規模課題審議官との間で、第2回戦略対話も実施され、双方間で地球規模課題や SDGs達成に向けた意見交換等を実施した。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

日本企業等との連携に関しては、以下のような実績があった。

- 1, 2023年9月～2024年3月にかけて実施した令和4年度補正案件のウクライナ研修において、パソナグループと覚書を交わしウクライナ研修の支援を得ている。また、同研修では日本のスタートアップ企業である Eukarya も GIS 関連の研修を担当した。
- 2, 津波防災の研修事業において、2024年9月から11月に実施したオンライン研修内で、石巻の防災用非常ボックスを作成する企業、復建調査設計会社、広島ホームテレビのコンテンツを紹介した。
- 3, 2023年度に実施した令和4年度補正予算案件のうち、2023年9月から11月に実施したアフガニスタン及び中東の起業家育成研修では、オンライン研修内でオタフクホールディングス株式会社の事例を取り上げた。
- 4, 中東及び南スーダンの研修では、2024年2月研修生が東京のイノベーション拠点ニヶ所(SHIBUYA QRS および Tokyo Innovation Base CIC Tokyo)を訪問し、日本のスタートアップ数社と意見交換を行った。また、同研修において、株式会社八天堂ファームの代表取締役により、企業の社会貢献について講座が行われた。

- 5, 2024 年2月の核軍縮不拡散研修では、広島のお好み焼きが戦後復興に果たした役割を学ぶお好み焼き体験ツアーを新たに研修に盛り込んだ。
- 6, 外務省が実施する「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」について、2024 年度より広島大学が受託し、UNITAR との連携により、広島大学「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」を開始した。
- 7, 2025 年2月には、「エジプト、イラク、レバノンの緊急支援:起業家精神を通じた食糧不安との闘い」のプログラムで中東から研修生 16 名が訪日した際には、外務省での政務官表敬に加え、東京のイノベーション拠点二ヶ所 (SHIBUYA QRS および Tokyo Innovation Base) を訪問した。また、広島県庁も表敬し、平和記念公園の視察、サタケ豊栄株式会社の見学と広島中央エコパーク(広島中央環境組合)の見学等も実施した。
- 8, また同年2月に「しまなみコレクティブ:自由で開かれたインド太平洋のための、海と人間の安全保障」の研修生 50 名が訪日した際にも、外務省政務官への表敬以外にも、淡路島で海岸環境創造協会(NPO)会長、やパソナ、兵庫県農林水産部水産漁港課課長、株式会社 WMI 代表取締役、東京大学 DLX デザイン・ラボからの講義の受講、Awaji Nature Lab(自然循環型滞在施設)の建設現場を視察、広島の平和記念公園での被爆体験者からの講話、広島大学総合生命科学研究科名誉教授から講義、広島市水産振興センターの訪問や広島を表敬訪問県庁、他、広島市の第六管区会場保安本部や巡視船の視察、広島市西部水資源再選センターの視察、千葉では、早稲田大学理工学員教授からの災害リスク軽減(DRR)と海岸保護に関する講義、荒川ロックゲート及び火災臨海公園の見学、いわき市からの震災と福島原発事故ならびに APLS 処理水に関する講義等、様々な関係者と協力しつつ、研修が実施された。

また、UNITAR は、2019 年に国内の資金調達と啓蒙活動を推進するために国連ユニタール協会(一般社団法人)を設立し、2023 年度には8月の若者を対象とした公開セミナーの実施や、10 月リビア大洪水被災者支援のための募金活動、2024 年には広島平和記念資料館メモリアルホールで、公開の核軍縮・不拡散研修フォーラム「核軍縮と平和な世界の実現」を UNITAR と共催するなど、UNITAR の認知度向上に貢献する活動を実施してきた。UNITAR は、この協会を通して、現地民間企業や市民団体との更なる連携強化を図っている。

地方自治体との連携に関し、広島県はパートナーシップ覚書に基づく協力を行っている他、広島市は毎年核軍縮不拡散研修事業費などの一部を負担している。また、津波防災の研修事業において仙台市石巻市、和歌山県広川町と連携し、オンラインコンテンツの提供を受けている。

大学との関係では、津波防災の研修事業や早期警報システム、核軍縮不拡散研修、青少年育成事業において、東京大学や京都大学、早稲田大学、長崎大学、広島創啓大学、広島修道大学と連携した。また、広島大学、広島創啓大学では特別講座を行っている。立命館アジア太平洋大学とは、覚書に基づいて、同大学の学生を対象としたインターンシップ制度を実施する他、タイのチュラロンコン大学、シンガポール国立大学、アフガニスタンモラ大学などと協力をしている。NPO との関わりについては、2024 年2月の核軍縮不拡散研修において、広島及び長崎よりユースで構成される NPO を招き意見交換会を行なった。また同年同月公開イベントには NPO ANT 広島代表の渡辺朋子氏をパネリストに招いた。また、2024 年末には東日本大震災の被災地である福島県いわき市に同市と東日本国際大学が共同で運営する、日本初となる地域リーダー国際研修センター(CIFAL)を開設した。2024年11月の早期警報システム研修では、NPO ひろしまより地域防災にかかわる講義を受けた。

1-5 本件提出に係る日本側の取組等

UNITAR 広島事務所が実施する研修では、参加者が外務省関係者と意見交換を行う機会を設けている。このため、UNITAR 研修は、国際機関経由支援の中でも支援受益者と外務省関係者の間で定期的に意見交換が実施されている数少ない場の提供となっている。

具体的には、軍縮不拡散関連の研修事業においては、毎年外務省軍縮不拡散科学部より講義を実施することで、受益者である受講生と外務省の政策立案関係者が直接対話を取ることを可能にしている。

この他、UNITAR 事業との関連では以下のようにビジビリティ向上の取組も行っている。

2024 及び 2025 年2月、第六回中東における暴力的過激主義対策に関する対話への参加者が UNITAR 広島を訪問し、UNITAR を通じた具体的な日本の貢献について、各国専門家の理解を深める機会となった。

また、2024 年 12 月の地域リーダー国際研修センター(CIFAL)開設式典では、岸田総理大臣からのビデオメッセージ発出の支援も実施した。更に、2024 年 11 月には「早期警報システムを通じた気候危機への迅速な対応プログラム」への参加のため太平洋島嶼国から来日中の計 29 名の研修生、2025 年2月には、「エジプト、イラク、レバノンの緊急支援：起業家精神を通じた食料不安との闘い」への参加のため来日中の計 16 名の研修生、「しまなみコレクティブ：自由で開かれたインド太平洋のための、海と人間の安全保障」への参加のため来日中の計 50 名の研修生、及び三上知佐 UNITAR 広島事務所所長や UNITAR 職員が松本尚外務大臣政務官を表敬訪問し、研修内容について意見交換を実施した。また同訪日の最終日に国連大学で修了式・研修の成果発表が実施された際には、岸田総理大臣からのビデオメッセージの放映、安藤国際協力局地球規模課題総括課長が出席し、研修生たちを激励する等、積極的に本件抛出についても日本側としても支援してきている。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件抛出の貢献度に係る総括

国連訓練調査研究所(UNITAR)抛出金は UNITAR が開発途上国の行政官を対象とする人材育成のための訓練・研修を行うことで、持続可能な開発目標(SDGs)を始め、開発途上国における地球規模の諸問題の解決に貢献することを達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である人間の安全保障の推進に貢献することを目標としている。

UNITAR は上記 1-1、1-3、1-4 及び下記評価基準2のとおり、SDGs 実施という目標の下、日本がとりわけ重視している分野である、防災、核軍縮・不拡散、紛争予防といった分野での研修を各地で幅広く実施することで、日本の外交政策上の目標である SDGsの達成にも貢献し、UNITAR は研修に特化した唯一の国際機関として、質の高いプログラムを実施することで、上記外交目標に向けて実質的な貢献を行っており、確実に成果を上げている。

特に、UNITAR のアジア大洋州や中東アフリカでの活動拠点である広島事務所に対して、広島県等の地方自治体等とともに、その活動の的確な実施を支援することで、日本の外交政策上の優先事項の推進のみならず、広島の地方創生に貢献している。核軍縮・不拡散研修分野では、UNITAR 広島事務所を通じた広島の平和都市としての特性を活かし、被爆の実相を国際社会に周知することに貢献するだけでなく、毎年、外務省軍縮不拡散科学部より講義を盛り込むなど日本政府の軍縮・不拡散分野での国際協力推進を可能としている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件抛出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準 2 国際機関等抛出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア抛出分のみ】抛出先の戦略目標

UNITAR は 2017 年 11 月に理事会で承認された「2018-2021 年戦略枠組み」において SDGs 実施を最大の目標に掲げるとともに、仙台防災枠組み(防災)、パリ協定(気候変動)、アディスアベバ行動目標(開発資金)及び現在進行中の国連開発システム改革に従って業務を遂行することとしている。また、SDGs の5つのテーマ別の柱のうち、4つの柱(①人間(People)、②繁栄(Prosperity)、③地球(Planet)及び④平和(Peace))を戦略目標とすることに加え、横断的課題として、⑤多国間外交、⑥SDGs 推進、⑦衛星観測運用計画(UNOSAT)を通じた応用研究データの活用、の3点が SDGs の全ての柱における業務サービスの提供に貢献することとしている。

UNITAR は、開発途上国外交官に対する地球規模課題に関する研修及び政府職員に対する国づくり推進のための研修に重点を置いている。特に、SDGs の「誰一人取り残さない」という理念を踏まえ、後発開発途上国、島嶼国のほか、紛争国を含む最も脆弱なコミュニティに特別の配慮を払っており、アフリカが最大の受益地域となっている。ま

た、戦略枠組みに基づき、研修員数やプログラム内容はジェンダー平等を基本としている。また、UNITAR の活動の3分の2が SDGs の 12、13 及び 16 の目標に関連している。

2022 年 11 月に行われた理事会において、「2022 年-2025 年戦略枠組み」が新たな戦略目標として定められた。当該枠組みの設定により、旧枠組みと同様に SDGs 実施を最大の目標の下、SDGs の4つの柱(①人間(People)、②繁栄(Prosperity)、③地球(Planet)及び④平和(Peace))、横断的課題に対処する⑤多国間外交、⑥SDGs 推進、⑦衛星観測運用計画(UNOSAT)といった分野別のプログラムを実施することとしつつ、①気候変動、②保健、③デジタルデバйдの3つを新たな重点分野として追加することとなった。

SDGs の「誰一人取り残さない」という理念を踏まえ、特別な状況にある国(後発開発途上国、内陸国、島嶼国等)や、パンデミック後により脆弱な立場に置かれることとなった若者、女性、障害者といったグループの能力開発に重点を置いている。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

UNITAR は、ニーズアセスメントから研修後フォローアップまでの一連の成人向け研修技術及びノウハウを蓄積しており、最新情勢を踏まえてカスタマイズされた先進的研修を提供している。研修テーマの例としては、外交官向け研修では気候変動外交等の多国間外交が多く、政府職員向け研修ではリーダーシップ研修、起業家育成研修、プロジェクト立案研修といった優秀な行政官育成のための研修が多い。

UNITAR 広島事務所は広島という立地を活かし、SDGs の5つのテーマ別の柱のうちの繁栄(Prosperity)の柱の推進を中心に活動する象徴的な事務所となっている。2023 年に、UNITAR は UNITAR 事業の数量や規模の拡大を目指すという戦略目標のもと、合計 1,473 件の研修を実施し、前年の 1,383 件より6%増となった。また、研修の受講者は 544,785 名であり、前年の 395,987 名より 38%増となった。さらに、UNITAR 広島事務所では、2024 年に合計 105 件、延べ 16,921 名の受講生(注)を受け入れて長期に亘る研修を実施した。研修内容は防災の他、例えば中東、アフガニスタン、アフリカ地域、アジア太平洋地域を対象にした若手起業家育成研修、核軍縮などで、いずれも、日本や広島の特性や資源を活かしつつ、SDGs の4、5、8、10、11、13、16 の実施を促進してきている。

定性的な観点からは、2023 年の UNITAR の活動では、デジタル技術や起業家育成など特に格差が生じやすい分野において誰一人取り残さないインクルーシブで持続可能な経済発展を担うパイオニアとなる人材の育成、国連・アフリカ連合による PKO ミッションの円滑な派遣、地方自治体レベルのリーダー育成を目指し国際研修センターグローバルネットワーク研修(CIFAL:世界各地域に展開する 31 の研修センター)を通じた UNITAR の研修ネットワークの拡大が進んだ。

また、広島事務所では、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに関する研修を様々な切り口で実施。近年の補正事業では、「ウクライナ女性難民に対するデジタル技術訓練による緊急支援」(2022)「食糧危機に対する緊急支援:権利に基づくアプローチによるアフガニスタン女性の起業家育成と経済安全保障」(2023)、「エジプト、イラク、レバノンの女性と若者のための緊急支援・起業家育成を通じた平和、食料及び経済安全保障の推進」(2024)等を多く実施しており、これらの研修で蓄積された知見をその他のジェンダー関連の研修に活かしており、多様な地域やセクターで蓄積されたジェンダー問題やグッドプラクティスをグローバルな視点から共有し話しあうという広島事務所が実施するジェンダー関連の研修のより効果的な実施につながっている。

「2018-2021 戦略枠組み」開始年の 2018 年と比べ、研修の受講者は大幅に増加(84,901 人→370,139 人)したことに加え、ジェンダーバランスも平等を達成、上記のとおり定性的な観点でも SDGs 実施に資する能力開発が進展したと評価できる。なお、現在「2022-2025 戦略枠組み」に基づいた取組が進められている。

(注)受講者とは、研修に必要な単位を取得した人数をのべ数で表す。例えば 10 単位の研修を 10 名が終了した場合、のべ受講者数は 100 名となる。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

2016 年から「『世界津波の日』における津波防災に関する女性リーダーシップ研修」を実施しており、2024 年度は太平洋島嶼国及びアジア中東など計 27 か国から政府・市民社会女性職員を対象にオンラインと対面研修を盛り込んだ研修を実施し、のべ 942 名の受講者(注)が当該研修に参加し、251 名が修了書を受け取った。

また、研修テーマに関する各国際機関と緊密に協議・連携を行いながら、UNITAR が研修技術・ノウハウを関係国際機関に提供し、相互補完及び相乗効果をはかることが行われており、上記の「津波防災に関する女性のリーダーシップ研修」では、防災を専門とするが研修に関する知見を有していない国連防災機関(UNDRR)との協力が毎年行われている。2021 年度以降は、UN Women を講師に招いた他、2024 年度の対面研修では、フィジー赤十字、フィジー・ディスアビリティ・フォーラム、SPC、SPREP より講師を招いた。しまなみコレクティブプログラムでは、FAO、UNDP、JICA、核軍縮不拡散研修及び非核ユース基金では、UNODA、UNIDIR との連携も行っている。上記のとおり、UNITAR は開発途上国出身政府職員等への人材育成に特化しながら、幅広い地球規模課題の中でも、特に日本が推進する防災、核軍縮・不拡散、紛争後国家における復興に関し、積極的に研修を実施しており、これらは日本政府が国内外で推進している SDGs の取組に貢献している。

また、近年の UNITAR による補正事業と、津波防災に関する女性のリーダーシップ研修と相乗効果を生む取組も行われている。コロナ禍により、研修がオンライン化されたことを好機として、2020 年度から従来大洋州地域のみを対象としていた津波防災研修へ近年の補正事業の対象地域である中東・アフリカ地域や広島事務所が別途事業を行うアジア太平洋地域からも参加者を得ることにより、異なる地域の防災分野の知見の共有が行われた。オンライン実施により、コロナ禍前の 2016 年から 2019 年度までは大洋州地域の 14 か国からの参加だったのが、2024 年度は中東・アフリカ地域やアジア地域を含む 27 か国からの参加を得ることができた。

評価基準 3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1 月から 12 月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024 年 11 月(日本の 2023 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025 年 11 月(日本の 2024 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
拠出先においては、日本の拠出入金後から個別イイマーク・プロジェクトを順次開始し、事業実施期間はプロジェクトによって異なるが、プロジェクト期間終了後3か月以内に報告書が提出されることとなっている。 このサイクルに基づき、2024 年7月に、「2023 年「世界津波の日」に向けた津波防災に関する女性のリーダーシップ研修」決算報告書が提出され、残余金はゼロとなっている。また、コア予算にかかる収支報告は拠出先機関全体の決算をカバーするものである。決算状況に関しては、2023 年において 461 万ドルがマイナスとなっている。日本の 2023 年度拠出分 15,881 ドルについて先方 2023 会計年度の収入として計上されている。 外部監査の実施主体は、国連会計検査委員会(Board of Auditors: BOA)であり、特段の指摘事項なし。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
UNITAR の最高意思決定は理事会であり、その中に財政委員会が存在する。その理事長に元 UNDP 管理局長の弓削昭子氏が就任している。2022 年度は財務システムが ATLAS から Quantum へ移行した。移行の初期段階は、運用開始に伴い課題が生じたが、UNDP と密接に連携しながら解決、内部の能力開発を行い、2023 年度にはフル稼	

働が可能になった。新型コロナ感染症の影響を受け、対面方式の研修が困難な中、オンライン研修を積極的に活用し受講者を大幅に増加させた。その後もオンラインと対面研修の双方を取り入れており、結果研修対象者の大幅な増加に繋がっている。2024年度についても特設課題は確認されていない。2022年度以降、コロナ禍に整えたオンライン研修に対面研修を組み合わせた複合研修を実施し、費用対効果の点で著しい成果があった(2-1(2)で記載したとおり)。

3-2(2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。

該当なし。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
4	4	5	4.33	5	0.67	94

備考

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
1	1	2	1.33	2	0.67	10

備考

4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)

日本人職員の採用に向け、隈元 UNITAR 本部繁栄局長及び三上広島事務所長は国連キャリアセミナーなどにおいて積極的に講演を行っており、三上所長が 2024 年度の上智大学の国連ウィーク「国際機関・国際協力キャリア・ワークショップ」に登壇。なお、隈元局長はジュネーブ国際機関日本人職員会の会長を務める。

また、2019年より国連ユニタール協会が日本語でのウェブサイトやSNSアカウントを通じて、UNITARの活動に関する周知を図っている他、広島地域の企業や市民に向けたUNITARの活動を支援するとともに国際協力活動への参画・理解を促している。更に、外務省が実施する「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」について、2024年度より広島大学が受託し、UNITARとの連携により、広島大学「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」を開始した。こうした取組により、今後更に国際機関における日本人職員の採用の増加に繋がることが期待される。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A-

a

a

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国連防災機関(UNDRR)拠出金	
2 拠出先の名称	
国連防災機関	
3 拠出先の概要	
国連防災機関(以下「UNDRR」という。)は 2000 年に設立された国連組織。持続可能な開発に不可欠な「防災」の重要性を高め、災害による被害・損失の減少・リスク軽減を目指し、災害に強い国やコミュニティの構築を目的とする。国際防災協力の枠組構築、調整の触媒的役割を果たすとともに、各国の防災政策実施を支援し、防災に関する国際的な指針の実施を推進。本部はジュネーブ(スイス)。加盟国 193 か国(国連加盟国全て)。神戸に神戸事務所(駐日事務所)を置く。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は UNDRR に対し、通常予算向けのコア資金、及びノンコアのイママーク資金を拠出するもの。 コア資金は防災に特化した唯一の国際機関である UNDRR の下記活動一般に充当される。 ① 第3回国連防災世界会議(於:仙台)で採択された国際的な防災指針「仙台防災枠組 2015-2030」の実施推進・フォローアップ。 ② 各国政府、国際機関等との協調・連携強化。 ③ 防災に関する知識・情報の共有。 ノンコア資金は上記③の中でも、特に日本が主導して制定された「世界津波の日」に関する津波対策の普及・啓発の推進等に充当される。 これらの取組により、主に途上国における災害被害軽減、国際社会での日本のプレゼンス向上に寄与。気候変動の影響で自然災害が激甚化する中、本拠出金を通じて国際社会における防災の取組を促進することは、持続可能な開発目標(SDGs)の達成を通じて地球規模課題に対処するという政策目的にも合致。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 200,433 千円	
2024 年の日本の拠出額は 5,517,960 米ドル(外務省 2024 年度当初予算 4,509,330 米ドル、外務省 2023 年度補正予算 150,000 米ドル、内閣府 2023 年度当初予算 792,800 米ドルの合計。拠出率は 8.5%(5 位)。) 1 位:CREWS、2 位:米国、3 位:ドイツ、4 位:スイス、5 位:日本 2023 年の日本の拠出額は 5,871,960 米ドル(外務省 2023 年度当初予算 4,575,160 米ドル、2022 年度補正予算 504,000 米ドル、内閣府 2022 年度当初予算 792,800 米ドルの合計。拠出率は 10.9%(4 位)。) 1 位:スウェーデン、2 位:ドイツ、3 位:米国、4 位:日本、5 位:イタリア	

2022 年の日本の拠出額は 5,367,954 米ドル(外務省 2022 年度当初予算 4,575,154 米ドル、内閣府 2021 年度当初予算 792,800 米ドルの合計。拠出率は 8.9%(5 位)。)
1 位:スウェーデン、2 位:イタリア、3 位:米国、4 位:ドイツ、5 位:日本
5 担当課室・関係する主な在外公館
国際協力局地球規模課題総括課、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅵ 経済協力」、「施策Ⅵ-1 経済協力(施策レベル)」、「個別分野3 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築」の下に設定された中期目標「国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会の構築を目指し、地球規模課題に率先して取り組む。」及び「基本目標Ⅵ 経済協力」、「施策Ⅵ-2 地球規模の諸問題への取組(施策レベル)」、「個別分野2 環境問題を含む地球規模問題への取組」の下に設定された中期目標3「第3回国連防災世界会議で策定され、『事前の防災投資』より良い復興(Build Back Better)』など日本が重視する観点を多く含む仙台防災枠組(2015—2030)の下、東日本大震災等を通じて得た『防災先進国』としての我が国の知見・経験も活用して各国の目標達成を支援し、国際社会における『防災の主流化』を推進する。」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和6年度外務省政策評価書)
1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
日本は過去に幾多の災害を経験した防災先進国であり、世界の強靱化を進める上で日本の防災に係る知見の共有等を通じた国際協力は不可欠である。日本は、これまで UNDRR が事務局を務めている国際防災世界会議を毎回ホスト(第1回(1994 年・横浜)、第2回(2005 年・兵庫)、第3回(2015 年・仙台))し、防災に関わる行動枠組を策定し、国際場裡における防災の取り組みを主導してきた。特に、近年 2015 年に開催された第3回国連防災世界会議で策定された仙台防災枠組は、各国における災害リスク及び被害の大幅な削減といった「期待される成果」や「グローバル目標」、「指導原則」、「優先行動」等を規定しており、全てのセクターにわたる防災の主流化、事前の防災投資、「より良い復興(Build Back Better)」等、過去の災害も踏まえて日本が重視する観点が盛り込まれている。UNDRR は上述の仙台防災枠組の推進を戦略目標としており、仙台防災枠組で決定された方針に基づいて各国の防災の取組のモニタリングを行ってきたほか、途上国に向けた啓発活動による防災意識向上の取組や防災計画の策定支援を行ってきた実績がある。日本自身も、過去の災害から得られた知見・技術を活用し、ハード・ソフト両面で各国における防災協力を進めてきているところであり、2023 年3月に岸田総理大臣から発表した「FOIP のための新たなプラン」においても日本のノウハウや技術を活かした防災・災害対処能力向上に資する支援を「インド太平洋流の課題対処」のひとつとして示しているが、UNDRR が防災に関する国際的な啓発活動を実施し、各国の防災意識を向上させることで、日本の防災分野での国際協力をより一層円滑に実施することが可能となる。また、2027 年に UNDRR 主催のアジア太平洋防災閣僚級会議(APMCDRR)の仙台市での開催について UNDRR と一致しており、UNDRR と連携することにより、日本の防災分野の知見、経験、技術を活用した、国際場裡での防災分野の貢献を効果的に行うことができる。 また、気候変動の影響もあり、災害が激甚化・頻発化する中で、UNDRR は「防災」に特化した国際機関として、他分野での会合への参画や他分野を所掌する国際機関との連携も積極的に行い、狭義の「防災」分野以外の様々な政策分野においても「防災の主流化」を推進する等の活動を進めている。 国際場裡においても、例えば 2024 年 11 月の G20 における防災作業部会において、UNDRR はブラジル政府と連携して「G20 防災閣僚宣言」をとりまとめる等、国際協力の分野において「防災の主流化」の思想を根付かせるための日本との連携が図られている。

以上より、本件拠出により UNDRR の活動を推進することは、日本が重視する観点が盛り込まれている仙台防災枠組の、各国における着実な実施と、日本の防災分野での国際協力の推進の円滑化につながるため、日本の外交政策上の目標達成に向けて極めて有用である。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は、これまで UNDRR が事務局を務めている国際防災世界会議を毎回ホスト(第一回(1994 年・横浜)、第二回(2005 年・兵庫)、第三回(2015 年・仙台))し、防災に関わる行動枠組を策定し、国際場裡における防災の取り組みを主導してきており、UNDRR とは歴史的に緊密な関係が構築されている。また、在ジュネーブ代表部と UNDRR 本部とも緊密に連携しており、国際場裡における世論の共有、日本が重視する「防災の主流化」の推進等の場面において、日本とも密に連携が図られている。例えば 2025 年4月には、ドナー国と UNDRR との間の「戦略対話」(ハイブリッド形式)が開催されたが、日本政府も出席の上、日本が重視する防災施策を発信するとともに、UNDRR 側に対し、各種取組の成果の「見える化」の必要性を強調した。

神戸事務所も UNDRR の各種取組推進における日本側意向のインプット、国内取組の国際発信等の場面で継続的に役割を果たしている。これらの地位・組織の役割も踏まえ、本拠出金を通じて UNDRR の活動を引き続き支援していく必要がある。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

水鳥真美防災担当国連事務次長補兼事務総長特別代表(SRSG)は、2023 年5月にニューヨークにて「仙台防災枠組」中間レビュー会合出席中の中野内閣府大臣政務官と協議を行い、先方から日本からの拠出金に対する謝意が示された上で、気候変動により激甚化・頻発化する災害に対して、仙台防災枠組の推進や「世界津波の日」の推進等において、引き続き日・UNDRR 間で緊密に連携していくことを確認した。

また、水鳥 SRSG は、同年9月には、ジュネーブにおいて、参議院重要事項調査第一班(団長:猪口邦子参議院議員(自)、朝日健太郎同議員(自)、こやり隆史同議員(自)、牧山ひろえ同議員(立憲)、河野義博同議員(公明))と、防災に関する国際的議論の現状や UNDRR の取組について意見交換を行った。

さらに、水鳥 SRSG は同年 10 月の訪日時には、上川外務大臣および堀井防災担当外務副大臣、赤堀地球規模課題審議官を表敬訪問し、防災分野における日本と UNDRR とのパートナーシップを強化したいこと、およびジェンダーの視点を防災のセクターに反映していくことの重要性について考えを一致した。

2024 年6月には、新たに着任し、訪日したカマル・キショー国連事務総長特別代表(SRSG)(防災担当)兼国連防災機関(UNDRR)長が、上川外務大臣を表敬し、防災分野での日本のリーダーシップに期待するとともに、今後も日本と UNDRR とのパートナーシップを強化していきたい旨述べた。

また、2025 年5月、キショーSRSG は、坂井学内閣府特命担当大臣(防災)と防災分野における連携を強化し、世界の防災対策を推進していくことについて確認を行い、日本が開催を希望している 2027 年のアジア太平洋防災閣僚級会合(APMCDRR)に関し、日本の申出(オファー)を歓迎するとともに、日本(仙台)で開催することについて一致した。

以上より、UNDRR トップとの政策対話を積極的に行っている。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

UNDRR が主催する会議やプロセスには多くの日本の団体や専門家が参加し、日本の事例を共有している。概ね二年ごとに開催している「アジア太平洋地域防災閣僚級会議」が 2024 年 10 月にフィリピンのマニラで開催され、日本から仙台市、JICA、宇宙航空研究開発機構(JAXA)、日本企業、学術研究機関が参加し、日本の防災に関する取組を発表された。また、「世界津波の日」に関する UNDRR の活動の一貫として「世界津波博物館会議」が、2024 年初めて日本以外の場所で開催し、仙台市の高校生のグループや日本の NGO・博物館の専門家が登壇した。11 月 5 日には

世界津波の日に関するイベントを国連本部にて開催し、「世界津波の日高校生サミット 2024」(10 月 23-24 日に熊本で開催)の 3 人の高校生議長等が同イベントに参加し、同サミットの成果について報告した。

日本企業との連携について、UNDRR は民間企業とのパートナーシップとして「災害に強い社会に向けた民間セクター・アライアンス(ARISE)」を主導しており、約 30 社の日本企業が積極的に参加し、防災分野での民間企業の取組・貢献を国際的に発信している。日本の ARISE メンバー企業で構成するネットワーク「ARISE ジャパン」と UNDRR 神戸事務所は、2025 年 3 月「防災減災の難題を解決する様々な連携のかたち」をテーマに開催。また、同事務所は、「(防災に関する技術の活用：科学技術、民間企業、政策の Nexus に関する Session)」を実施し、報告書を取りまとめ、日本の防災技術や知見の国際発信を行った。

地方自治体や NGO などを含むマルチステークホルダーによる取り組みとして、「Making Cities Resilient 2030 (災害に強い都市の構築 MCR2030)」に 2021 年 12 月に仙台市が日本からの都市として第一号として 2023 年には愛媛県松山市が参画し、仙台市は 2024 年 10 月に MCR2030 の下で認定している「Resilient Hub City」に認定された。また、駐日事務所は、「仙台防災枠組ボランタリー・コミットメント オンラインプラットフォーム」を運営しており、JAXA、仙台市、東北大学など、多くの日本を拠点とする団体が仙台防災枠組実施に貢献する取組や成果を発信している。2023 年から UNDRR 駐日事務所は日本の早期警報システムに関する事例について継続して調査している。

日本の大学・学術研究機関との連携について、UNDRR は、国立研究開発法人土木研究所の「水災害・リスクマネジメント国際センター(ICHARM)」の運営理事会のメンバーを務めている他、京都大学防災研究所が事務局を務めている防災に関連する学術研究機関の世界的なネットワークである世界防災研究所連合(GADRI)と連携し、同研究所が主導する「国際斜面災害研究機構(ICL)」にも参画し、本イニシアティブの国際的発信を支援した。

1-5 本件提出に係る日本側の取組等

国際場裡において、日本は防災分野に関わる知見や経験、技術に対する優位性を持っており、2024 年にカマル・キショー氏が UNDRR のトップに就任し最初の訪問先を日本としたことなど、他国と比して UNDRR とより友好的な関係が構築できている。

本提出による日本のレジリエンス確保の観点から、2024 年 10 月に UNDRR が主催した世界津波博物館会議(於：フィリピン)においては、仙台市の 3 名の高校生の参加の他、日本側から有識者・民間企業が参画し、日本が有する知見や経験を世界に発信することができた。また、11 月 5 日の世界津波の日に合わせ、UNDRR が主催した世界津波の日イベント(於：国連)では、熊本市で開催された世界津波の日高校生サミットの日本高校生議長等が参加し、同サミットの報告を行い、岩屋外務大臣からもビデオメッセージを発出した。UNDRR と連携したこれらの取組を通じ、国際場裡における、津波脅威の意識向上や津波対策の重要性の理解向上について、日本がリーダーシップを発揮した。

また、2025 年 5 月、2027 年のアジア太平洋防災閣僚級会議(APMCDRR)について、防災仙台枠組みの誕生の地である仙台にて会議を開催するメッセージ性が高いことから、内閣府防災担当大臣がジュネーブに出張した際にキショーSRSG と会談を行い、本会議の仙台市開催について UNDRR 側へ働きかけ、仙台市での開催の一致に至った。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件提出の貢献度に係る総括

国連防災機関(UNDRR)提出金は UNDRR が国際防災協力の枠組構築、調整の触媒的役割を果たすとともに、各国の防災政策実施を支援し、防災に関する国際的な指針の実施を推進することで、持続可能な開発に不可欠な「防災」の重要性を高め、災害による被害・損失の減少・リスク軽減を目指し、災害に強い国やコミュニティの構築を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である「国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会の構築を目指し、地球規模課題に率先して取り組む」及び「第 3 回国連防災世界会議で策定され、『事前の防災投資』より良い復興(Build Back Better)」など日本が重視する観点を多く含む仙台防災枠組(2015-2030)の下、東日本大震災等を通じて得た『防災先進国』としての我が国の知見・経験も活用して各国の目標達成を支援し、国際社会における『防災の主流化』を推進する」に貢献することを目標としている。

UNDRR は、日本主導で制定された「世界津波の日」に関連し、2-2 に記載のとおり、10 月に熊本で開催した高校生サミットにて、コミュニティの強靱性を高めるために高校生を始めとしたユースにリーダーの役割を果たすようアレンジする等、各国の津波への認識向上・備えの強化に益々力を入れて寄与する、といった効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

また、UNDRR が主催した世界津波の日イベント(於:国連)において、同拠出に基づく津波被害の啓蒙に対する日本のイニシアティブについて国連関係機関及び参加国より謝意が述べられており、日本のビジビリティも確保している。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

戦略目標1:各国は質の高い情報や分析を活用して災害リスクを軽減し、開発に関する意思決定に役立てる

戦略目標2:世界、地域、国家、地方レベルでの防災ガバナンス強化

戦略目標3:ステークホルダーとのパートナーシップと関与を通じて、防災への投資と行動を促進

戦略目標4:アドボカシーと知識共有を通じて政府およびその他のステークホルダーを動員し、防災を持続可能な開発の中心に据える

実現要因1:組織パフォーマンスの強化

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

戦略目標1に関し、世界の災害リスク情報の拡充に貢献した。具体的には、災害リスク情報が適切にアップデートされ、仙台防災枠組モニター(SFM)では、163 カ国と 1 つの政府間組織が、災害リスクの現状の報告を行っており、115 カ国が SDGs に関連する SDGs すべてのターゲットについて報告(去年は 112 カ国)。68 カ国が性別データを、50 カ国が年齢別データを、31 カ国が障害別データを SFM に報告。また、UNDRR が提供した最新リスク情報や分析が、35 カ国および1つの地域委員会の防災計画を始めとした国家計画・政策の策定プロセスに活用された。2024 年3月に策定した、仙台ジェンダー行動計画(仙台 GAP)における9つの主要目標に基づく、33 の推奨行動について、各国を支援し、ジェンダーに対応した災害リスク軽減を強化し、ジェンダー関連の災害リスクを低減に貢献。

戦略目標2に関し、各国・地域における、災害リスクガバナンス能力の向上に貢献した。131 の加盟国およびオブザーバー国が、仙台枠組に沿った国家防災戦略を策定している旨を SFM に報告している。このうちの 30 カ国に対して UNDRR から支援を行った。また、2024 年には、30 カ国が、ジェンダーや障害者への配慮を含めた国家防災戦略の改善または実施を支援しており、3,325 人の政府職員が防災および都市のレジリエンスに関する研修を受けた。UNDRR は、研修、ワークショップ、ウェブセミナーを開催し、9,771 人が参加した。また、早期警報システム(EWS)に関わるプラットフォームを開発し、世界、地域、各国の EWS の進捗状況をオープン化に貢献した。さらには、各国の EWS の改善を支援するため、EWS におけるリスク情報の活用に関する実務者向けツールキットが開発、各国に配布、また、マルチハザード EWS におけるリスク情報の活用に関するハンドブックも世界中に配布した。

戦略目標3に関し、様々なステークホルダーとの連携を通じた防災投資を促進した。具体的には、ステークホルダー参加メカニズム(UNDRR-SEM)への参加は 26%増加し、世界 106 の国と地域から 1016 の非国家主体のステークホルダーが参加している。民間セクターへのアプローチとして、UNDRR が主導した民間パートナーシップである、「災害に強い社会のための民間セクター同盟(ARISE)」の加盟企業数は、25 社の日本企業を含め 626 社に増加している。また、

2024 年には、41 人の民間投資家が災害リスク軽減に向けた資金調達の加速化を支援し、UNDRR は 30 人以上の投資家と協力して、防災に関わる資金調達を加速化するための重要な市場基準を提供する「気候債券レジリエンス分類方法論」を作成した。

戦略目標4に関し、アドボカシー活動等を通じ、防災の主流化に貢献した。具体的には、UNDRR の主な広報チャネルにおけるフォロワー/訪問者数は、合計 5,932,907 人に達し、2024 年には 520 人のジャーナリストが災害リスク軽減をテーマとした研修を受けた。2023-2024 年の2年間で、累計 808 人のジャーナリストに訓練を実施。また、日本の支援により、2024 年にアジア太平洋、アフリカ、アメリカおよびカリブ海地域において、各国の政策立案者、技術専門家、NGO、研究者、その他の利害関係者が一堂に会する「地域防災プラットフォーム」の開催が実現し、防災のベストプラクティスの交換や新たなパートナーシップと協力関係の構築が促進され、より多くの国々が防災の主流化を促進する継続的な機運を生み出した。

実現要因1に関し、組織パフォーマンスの強化については、国連の行動計画（UN System-wide action plan）の適用可能な 17 の指標のうち 16 の指標の要件を満たし、またはそれを上回った。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

2015-2030 年の仙台防災枠組みの目標を推進し、世界中の災害リスクと損失を削減することを目的とする。世界津波の日の啓発に関しては、今年が 2004 年のインド洋津波からの 20 周年であり、その教訓を次世代の子供や若者に伝える重要性を強調した。同テーマは、10 月 13 日の国際防災の日および 2024 年9月の未来サミットのテーマと一致しており、防災の普及啓発として一貫した連続的な発信を行った。

世界津波の日に関しては、キャンペーンホームページ（World Tsunami Awareness Day | Tsunami Day）、ソーシャルメディアチャンネル、UNDRR ホームページを刷新し、オンラインプレゼンスを強化。その他、2011 年の津波後の仙台防災プログラムに関するビデオや BBC ワールドサービスとのコラボレーションで、バンダアチェの生存者2人をインタビューした「インド洋津波：20 年後」のストーリー、世界放送連盟（WBU）と提携して、災害の影響と防災準備の進展を紹介する一連のドキュメンタリーを作成した。また、UNDRR とユネスコ共同アート展「津波：レジリエンスへの海の変化」を企画（ユネスコ政府間海洋学委員会と日本政府が協力）。展覧会は津波生存者の証言と、これらの災害による視点の大きな変化を示す歴史的および現代の芸術作品を紹介し、グローバルな防災協力を強調した。

また、10 月 23-24 日に熊本で開催された世界津波の日高校生サミットは、UNDRR 駐日事務所が共催し、日本の 78 校から 312 人と 43 カ国・地域から 212 人の学生、合計 524 名が参加した。学生は3つのテーマ別ワークショップ（「自助と共助による防災」、「自然と調和した防災」、「大災害から学んだ教訓に基づく創造的再建」）に参加し、災害リスクに対処する方法について議論し、「熊本 KIZUNA 宣言」の採択で締めくくられた。

10 月 14 日には、フィリピンのマニラでアジア太平洋防災閣僚会議のサイドイベントとして、第 5 回世界津波博物館会議（WTMC5）を UNDRR 駐日事務所が主催（外務省、フィリピン政府共催）。同イベントには、国際防災科学研究所（IRIDeS）東北大学、日本博物館協会、日本国際博物館会議（ICOM）全国委員会などの支援組織が参加し、「次世代のエンパワーメント - 強靱な未来のための防災博物館の役割」に焦点を当て、アジア太平洋地域の 12 カ国以上から 120 人以上が参加した。特に、仙台市からの3人の高校生が参加するセッションもあり、学生グループは、既存の防災関連博物館のリストを検索してガイドブックを作成する研究プロジェクトを発表した。

2004 年以降に生まれた高校生を対象とし、2004 年のインド洋津波と津波の準備についての意識を高めることを目的とした、「津波ユナイテッド」イニシアチブを UNESCO IOC と共同開催した。19 カ国、59 校、439 人の学生、教師、管理者が参加し、インド洋地域にある 78 校の学生が、一連の教育およびコーチングオンラインイベントと創造的な表現を通じて参加した。また、6歳から 12 歳の子供向けで、アニメ化されたキャラクターとシンプルで強力なメッセージを通じて津波の意識を高めることを目的として、「子供向け COPE ブック：津波」の開発を支援。

セーシェルからの支援要請に基づき、3月 11 日から 13 日に津波のソフト対策を含む行動支援するためのリスクコミュニケーション活動を実施。UNDRR とバルバドスからのリスクコミュニケーション専門家が共同で実施し、メディア、防

災およびその他の政府当局の代表者が参加。参加者間の協力を促進し、効果的なコミュニケーション戦略を開発するための技術的支援を実施し、対象として漁師に焦点を当てることで、沿岸の強靱性に貢献した。また、バルバドスの経験をセーシェルに共有することで南南協力が促進された。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024年8月(日本の2023年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025年8月(日本の2024年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
直近の決算報告書は、2023 会計年度における拠出先機関全体をカバーするものであり、各国からのコア・ノンコア拠出両方を含む。UNDRR は収入の全額が各国の任意拠出金でまかなわれており、その総額は各国財政状況にも左右され、毎年変動するため、収入と支出(事業量)が必ずしも一致しない。2023 年末時点で残高は 110,970 千ドルとなっており、翌年以降の活動費用として繰り越されている。ノンコア拠出については拠出入金後から個別イヤマーク・プロジェクトを開始し、プロジェクト完了後に個別に報告書が提出される。日本の 2023 年度ノンコア拠出の残余金はない。 UNDRR へのすべての拠出は、多国間による国連防災信託基金で管理されている。コア拠出については、多国間拠出アカウントで管理され、UNDRR の年次報告書(1月1日から12月31日までの期間)を通じて報告される。 すべての UNDRR の口座は、国連事務局の財務諸表の監査の一環として監査役会(BOA)によって毎年監査され、また、毎年12月31日時点で、認定された国連事務局の職員によって認証された年次財務諸表を、日本政府に提出している。これらの UNDRR 年次認証財務諸表(1月1日から12月31日までの期間)は、国連事務局の監査された財務諸表に基づいている。2024 年の監査は進行中であり、監査作業が完了し、BOA 報告が発行された後、提出予定。 国連内部監査室(OIOS)は、2018 年 12 月 18 日に UNDRR の監査を発表。UNDRR が仙台防災枠組みの実施を支援するための重要な基盤要素を確立したと評価されており。監査は、ガバナンスの取り決めに強化し、主要プログラムを定期的に評価するための8つの勧告を行い、UNDRR はこれらすべてを受け入れ、対策を講じている。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
UNDRR のコスト計画は、上級管理職のエビデンスベースでの意思決定を補助するために整備された、コストプランダッシュボードを活用しつつ、定期的に監視および更新される。 すべての UNDRR の事業は、戦略枠組 2022-2025 に基づいたものであり、UNDRR リソース計画および管理セクションの責任の下、プロジェクトスタッフと調整しながら、管理システムを通じ、体系的に管理されている。事業進捗にあたってのボトルネックに対するタイムリーな是正措置を講じ、結果に対する説明責任と有効性を確保するため、定期的な内部報告と進捗評価を行っている。内部統制とリスク管理の一環として、すべての財務取引には、明確な役割と責任分担をしており、資金の支出につながるすべての決定は、一括管理され、第三者である、認証担当者と承認担当者のレビューを受けるようになっており、プログラム自体の活動から独立することで、規則および規定の遵守を確保している。	

ノンコア資金の実施に関しては、口上書により合意された一連の活動と期間に指定されており、プログラムおよび財務の監視と報告を容易にするために別口座で管理されている。管理ダッシュボードと実施進捗に関する定期的な報告が行い、プログラムマネージャーに共有され、レビューが行われる。2023-2024 年の世界津波の日の普及・啓発活動は 2024 年3月 31 日に終了し、暫定会計記録に基づいて、財務データは資金の完全な実施を反映予定。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
該当なし。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
3	3	4	3.33	3	-0.33	117
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
1	1	1	1.00	0	-1.00	1
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
UNDRR本部、アジア太平洋地域事務所、駐日代表に日本人職員が配置されており、日本が強みを有する防災分野のインプットを国連の防災の枠組で効果的に実施している。また、JPOも1名が本部に派遣されている。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
S	s	a	a	s

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際連合児童基金(UNICEF)拠出金	
2 拠出先の名称	
国際連合児童基金 (UNICEF)	
3 拠出先の概要	
UNICEF は、児童の権利条約(CRC)に基づき「すべての子どもの権利が守られる世界を実現する」ため、約 190 の国と地域で活動。子どもの置かれた状況改善や子どもの権利の実現を目的に、①生存と成長(保健・栄養)、②教育、③保護、④水と衛生、⑤公平な機会の分野で、緊急人道支援から中長期的な開発支援や政策提言、アドボカシーまで幅広く活動。本部はニューヨーク(米国)に所在。駐日事務所(UNICEF 東京事務所)あり。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は UNICEF のコア予算に充当され、UNICEF による国別支援プログラム、緊急人道支援、啓発活動、組織運営等に使用される。本件拠出により、幅広い国と地域における子どもの権利の実現に加え、紛争や自然災害、気候変動による影響、公衆衛生危機等により厳しい状況に置かれる子どもや若者、女性への支援が可能となり、人道状況の改善、健全な成長、能力強化等に貢献する。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 855,540 千円	
2024 年の UNICEF コア予算に対する日本の拠出額は、11,252,885 米ドルで、拠出率 0.7%(単独政府ドナー第 13 位)。米国が第1位で、その後ドイツ、スウェーデン、オランダ、ノルウェー、スイス、英国、ベルギー、デンマーク、韓国、オーストラリア、カナダと続く。また、2024 年の UNICEF 全体予算に対する日本の拠出額は 109,597,153 米ドル(本件当初予算のほか、補正予算、緊急無償資金協力、国際機関連携無償資金協力等の合計)で、拠出率 1.3%(第 18 位)。単独政府ドナーとしては第8位で、第1位は米国、その後ドイツ、英国、スウェーデン、オランダ、韓国、ノルウェーと続く。	
2024 年: 日本の拠出率 1.3%(拠出順位 18 位)【外務省令和5年度補正予算、令和6年度当初予算、緊急無償資金協力、国際機関連携無償資金協力等を含む合計額ベース(約1億 1,000 万ドル)】	
参考:米国 13.5%(1位)、ドイツ 8.2%(2位)、欧州委員会 6.7%(3位)、世界銀行 5.3%(4位)、英国 5.0%(5位)、米国ユニセフ協会 3.5%(6位)、欧州投資銀行 3.0%(7位)、教育のためのグローバル・パートナーシップ 2.7%(8位)、Gavi 2.2%(9位)、スウェーデン 2.2%(10 位)、国連人道問題調整事務所 2.1%(11 位)、日本ユニセフ協会 2.1%(12 位)、オランダ 2.1%(13 位)、韓国 1.7%(14 位)、ノルウェー 1.6%(15 位)、ドイツユニセフ協会 1.6%(16 位)、英国ユニセフ協会 1.4%(17 位)	
2023 年: 日本の拠出率 2.2%(拠出順位9位)	

参考: 米国 15.7%(1位)、ドイツ 8.4%(2位)、世界銀行 6.6%(3位)、欧州委員会 6.2%(4位)、米国ユニセフ協会 4.2%(5位)、英国 2.7%(6位)、カナダ 2.4%(7位)、スウェーデン 2.4%(8位)
2022 年: 日本の拠出率 2.2%(拠出順位 10 位)
参考: 米国 14.0%(1位)、ドイツ 11.4%(2位)、世界銀行 5.9%(3位)、欧州委員会 5.7%(4位)、Gavi 3.7%(5位)、カナダ 2.9%(6位)、英国 2.5%(7位)、国連人道問題調整事務所 2.4%(8位)、スウェーデン 2.4%(9位)
5 担当課室・関係する主な在外公館
地球規模課題総括課・国際連合日本政府代表部

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標VI 経済協力」、「施策 VI-2 地球規模の諸問題への取組」「個別分野1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献」の下に設定された「測定指標1-3 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)及び感染症対策の推進」の下記目標を達成するための達成手段の一つと位置づけられる。(令和6年度外務省政策評価書) (中期目標) 1 「誰ひとり取り残さない」という考えの下、SDGs 達成に向けた取組を加速化することで、人間の安全保障の推進に貢献する。 2 国際機関内での人間安全保障の概念の主流化を図る。 3 人間の安全保障の理念に立脚し、「誰の健康も取り残さない」との観点から、UHC の達成に向け、以下の取組を実施する。 ● 国際社会における UHC の理解促進に向け、指導力を発揮し、各国における UHC の達成に向けた具体的な取組を促進する。 ● 戦略的議論への積極的参加や、二国間や国際保健機関を通じた支援を通じ、新型コロナウイルス感染症、結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策、強固な保健システム及び緊急事態への備えの構築に貢献する。 なお、日本は、2023 年6月に閣議決定された開発協力大綱において「SDGs 達成に向けた取組を加速すること等により、国際協力を牽引」していく旨明記し、2023 年 12 月に総理大臣を本部長とする SDGs 実施本部の決定により改定した「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」では、国際機関を含む「国際社会との連携・協働」を重点事項の一つとしている。SDGs が「誰一人取り残さない」を中心理念の一つにすえているなか、日本は「人間の安全保障」を外交の柱と位置づけ、とりわけ、「グローバルヘルス戦略」では、人間の安全保障を具現化するため、ポスト・コロナの新たな時代に求められる、より強靱(resilient)、より公平(equitable)、かつより持続可能な(sustainable)UHC の達成を目指すとなっている。
1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
日本が「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」において、国際機関を含む「国際社会との連携・協働」を重点事項の一つとして掲げつつ、「SDGs 達成に向けた取組を加速すること等により、国際協力を牽引」(開発協力大綱)していくとしているなか、上記 1-1(1)の目標を達成する上で、最も脆弱な子どもたちへの支援を重視する UNICEF の使命と活動は、SDGs や「人間の安全保障」の理念と軌を一にする。UNICEF への本件拠出を行うことで、日本の開発援助が行き渡りにくい国への支援も可能となり、SDGs 達成へのカバー率を上げることに貢献しているほか、日本の重点分野に関する国際場裡での政策提言においても大きく貢献。外務省や JICA と年次政策協議を実施しつつ、日本の援助方針と一貫性を保った戦略的なマルチ・バイ連携が推進されている。例えば、UNICEF は、二国間援助が困難な国(アフガ

ニスタン、シリア等)を含む約 190 か国・地域において人道支援、開発協力、子どもの権利の推進を実施しているほか、2024-25 年、日本はウクライナやパレスチナに対する支援やミャンマーでの大地震に対する緊急援助の一部を UNICEF を通じて実施。

UNICEF は、保健・栄養、水・衛生、教育等を主要な活動領域とし、結核、エイズ、マラリア、ポリオといった感染症対策において現場レベルでの対応を行う主要機関である。エボラ出血熱の流行に際しては、感染症対策における長年の実践で培われた知見やこれまでに構築されてきたシステム及びネットワークを活用して貢献。その経験は新型コロナウイルス感染症のパンデミックに際しても活かされ、ポスト・コロナにおいては日本の優先課題である「感染症の予防・対策」、「強固な保健システム及び緊急事態への備えの構築」に大きく貢献。UNICEF は、世界エイズ・結核・マラリア基金（グローバルファンド）や WHO、Gavi 等、様々な保健関連機関とも連携の下、上記 1-1(1)の目標、とりわけ UHC を達成する上で非常に大きな役割を果たしている。

G7広島サミットにおいて承認され、岸田総理大臣により立ち上げが宣言された「グローバルヘルスのためのインパクト投資イニシアティブ(Triple I)」にも積極的に関与する中、子どもたちのための革新的・代替的ファイナンスにおける専門性を持ち合わせ、引き続きの貢献が期待される。

2024 年の6月には、ユニセフ議連の岸田総理大臣表敬に際し、総理大臣から、「子どもたちへの支援を通じて地球規模の課題に取り組む UNICEF の活動を高く評価」する旨言及された。また、同月、ファン・デル・ハイデン事務局次長が穂坂外務大臣政務官を表敬した際には、外務大臣政務官より「UNICEF が、日本の外交、国際協力上の重要なパートナーとして、平素から緊密に連携して様々な支援や SDGs の推進等で協働していることを高く評価」する旨が述べられた。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

コア予算への拠出額の多寡は執行理事会の議席枠に大きく影響しており、日本は主要ドナーとして多年に亘り UNICEF 執行理事国に就任し、2007 年～2021 年の 15 年間の執行理事国ローテーションのうち、4年間(2010 年、2013 年、2018 年、2019 年)を除く 11 年間理事国を務め(2016 年は執行理事会の副議長も務めた)、2022 年～2029 年の 8年間の執行理事国ローテーションのうち、5年間(2023 年、2024 年、2026 年、2027 年、2029 年)の理事国枠が確保されている。2024 年は執行理事会に参加するとともに発言を行ったほか、UNICEF 事務局長の訪日や事務局次長と外務省地球規模課題審議官による年次政策協議等の機会を捉えて日本の意向を反映できる体制を維持。

また、外務省は UNICEF 東京事務所と日頃から緊密に連携をとっており、同事務所へ、そして同事務所を通じて UNICEF 本部へ、日本の意向を働きかける環境が整っている。日本人職員が多数勤務する UNICEF 東京事務所は、本部への働きかけを行う際に重要な役割を担っており、さらに、日本の重点事項に沿った案件形成のサポート、日本人職員増強といった日本の政策優先事項、ビジビリティの確保、日本企業との連携を推進するうえでも、有益な活動を担っている。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

日本とのパートナーシップの重要性に鑑み、UNICEF の幹部は例年来日しており、政策対話も実施されている。

2022 年 11 月にラッセル事務局長が来日した際には、岸田総理大臣を表敬し、岸田総理大臣から「UNICEF は我が国にとり外交上の重要なパートナーであり、今、世界各地で多くの子ども達が過酷な状況に置かれる中、UNICEF の活動は一層重要である」旨述べられた。また、野田聖子会長をはじめとする超党派のユニセフ議員連盟幹部とも会談し、引き続き日・UNICEF で緊密に連携していくことを確認した。

事務局次長も日・UNICEF 年次政策協議のため、コロナ禍のオンライン開催を除いては毎年来日。2024 年6月には、ファン・デル・ハイデン事務局次長ほか幹部一行が来日し、穂坂外務大臣政務官、矢倉財務副大臣を表敬するとともに、ユニセフ議員連盟(野田聖子会長、山口那津男顧問、中川正春顧問等)とも会談し、今後の日・UNICEF 関係の展望について意見交換を行った。政策協議では、新しい時代の「人間の安全保障」を指導理念として、「人間の尊厳」に基づく SDGs 達成に向けた取組を加速していくことを確認し、全ての子どもたちのための UHC の実現、長期化す

る人道危機への対応、女性・平和・安全保障 (Women, Peace and Security: WPS) の推進、気候変動分野での協力の可能性、日本人職員の活躍等、双方の政策優先事項を含む幅広い議題につき意見交換が行うとともに、それらの実施のためのコア拠出の重要性について言及があった。

UNICEF は「グローバルヘルスのためのインパクト投資イニシアティブ (Triple I)」にも積極的に関与し、岸田総理大臣が同イニシアティブ立ち上げを宣言した G7 保健フォローアップ・サイドイベントにはラッセル事務局長が登壇。2024 年 9 月、Triple I 主催、内閣官房共催の国連総会サイドイベントにはスリーマン事務局次長並びに子どもたちのための革新的・代替的ファイナンス主任アドバイザーが登壇し、2025 年 3 月には同アドバイザーが来日してネットワーキングイベントに参加した。

1-4 日本政府以外の日本関係者 (日系企業 (調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等) による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

UNICEF は日本のビジネスにも裨益。2024-25 年に事務局次長や地域事務所長が日本企業と会談したことに加え、2025 年 3 月には外務省主催の国連調達セミナーに物資供給センター契約チーフが登壇し、日本企業からの 60 名の参加者を対象に、UNICEF の調達に関するプレゼンテーションとパネルディスカッション、さらに 12 社との個別相談を実施した。また、東京事務所では随時日本企業からの相談を受け付け、適宜物資供給センターの担当者へつなぐなどの支援を行っている。こうした取組みにより、2023-24 年はガンビアでヤマハ発電機製バイク 50 台とトヨタ製車両 17 台、マレーシアでトヨタ製車両 13 台、スリランカで伊藤忠を通じていすゞ製車両 9 台等を調達。また、LIXIL とは衛生に関する SDGs の達成を目指してグローバルパートナーシップを結んでおり、手頃で入手可能な価格の衛生製品・設備にアクセスできるよう、市場ベースの活動を活発化し、アフリカを中心とする多くの国々で継続的に協働している。さらに、JICA とは調達サービス提供に係る協力覚書を結んでおり、支援現場での連携を促進している。

UNICEF との協力は、日本の NGO の国際貢献や、日本の人材育成においても重要である。UNICEF の支援現場における日本の NGO との実施パートナー契約は、毎年数件が確認されている。UNICEF 東京事務所はジャパン・プラット・フォーム (JPF) の事業検討専門家グループのメンバーを務めるほか、外務省平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業にも協力。さらに、2024 年には大学 12 校において講義を実施。

ユニセフ議員連盟は、2024 年 11 月、UNICEF 東京事務所と共催で、「世界こどもの日・黒柳徹子ユニセフ親善大使就任 40 周年記念レセプション」を開催し、宮路外務副大臣がスピーチを行い、黒柳親善大使の長年にわたる活動の功績に謝意を表明した。

このような、UNICEF との関係強化は子どもの権利分野における日本のプレゼンス強化にもつながっており、国連「児童の権利委員会」では、大谷美紀子弁護士が 2017-25 年に委員、内 2021-23 年は委員長を務めた。また 2025 年 3 月ニューヨークにて、香川剛廣平和首長会議事務総長がファン・デル・ハイデン事務局次長を表敬訪問し、より平和な世界の実現に向けた若者への教育の重要性等を議論した。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

日本は、ニューヨークでの UNICEF 執行理事会や日本での日 UNICEF 政策協議等の機会を活用し、UNICEF が所期の成果を上げることができるよう様々な意見交換や申入れ等を行っている。在外公館は UNICEF 国事務所と緊密に連携して署名式、引渡式、現場視察等を共同実施しており、これらの様子は現地メディア取材や UNICEF 現地事務所によって広く発信されている。例えば、2025 年 1 月ベナンにおいて、保健大臣と日本大使の同席を受けて執り行われた、移動式クリニックと栄養支援物資の引渡式の紹介等が挙げられる。

こうした日本側の取組に UNICEF も応じており、日本の支援による活動の成果は、UNICEF が有する高い知名度と発信力を以て、裨益国、日本国内、及び世界的に広報されている (2023 年 UNICEF 東京事務所調査によると、国内での認知度は国際援助機関の中で最も高い約 84%)。日本ユニセフ協会と共同の X アカウントは約 7 万 8,000 人のフォ

ロワー数を有し、UNICEF 東京事務所は国内向けの日本語での発信を強化している(2024 年はプレスリリース 15 本、SNS 及びウェブサイトでのストーリー25 本と動画5本、メディア取材8本)。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

本件拠出は、UNICEF が児童の権利条約(CRC)に基づきすべての子どもの権利を守るために、緊急人道支援から中長期的な開発支援や政策提言、アドボカシーなどの活動を行うことで、①生存と成長(保健・栄養)、②教育、③子どもの保護、④水と衛生、⑤公平な機会から成る「戦略計画 2022-2025」を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である人間の安全保障の推進に貢献することを目指している。UNICEF は人間の安全保障の理念の下、日本と重点分野を共有し、二国間援助では支援が行き渡りにくい国への協力を含め、UHC 実現をはじめとする SDGs の諸課題の解決に大きく貢献しているほか、日本の重点分野に関する国際場裡での政策提言においても大きく貢献。具体的には、UNICEF 東京事務所との綿密な連携により、2025 年3月のミャンマー大地震のように緊急性が求められる状況下においても、極めて短期間での案件形成を実現している。また、新型コロナウイルス感染症のパンデミックに際しては、COVAX の主要な調達者としての役割を果たし、さらには日本の「ラスト・ワン・マイル」コールド・チェーン整備支援を国際機関の中でほぼ一手に担った。その実績等に基づき、ポスト・コロナにおける公衆衛生危機対応を含む保健システム強化支援に引き続き取り組み、G7広島サミットにおける主要議題の一つである国際保健に関する議論に多大に貢献し、日本が先導する Triple I にも積極的に関与している。このように、UNICEF はグローバルファンドをはじめ、WHO や Gavi 等、様々な保健関連機関とも連携の下、上記 1-1(1)に記載される UHC 及び感染症対策の推進において非常に大きな役割を果たしており、日本にとっての重要なパートナーとなっている。

UNICEF は、基準2のとおり、保健・栄養、教育、子どもの保護、水と衛生、子どもの社会的包摂等の分野において、定量的かつ目に見える成果を上げている。

また、基準3においては、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、評価対象期間内における財務的課題はない。3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については、UNICEF は国連事務局を除いた国連機関の中で最多の専門職以上の日本人職員数を誇り、日本人幹部職員数も着実に増加しており、JPO の数の多さ等も勘案すれば、今後も更なる増強が見込まれ、日本の掲げる国連における日本人職員増強戦略に大いに貢献している。

また、取組による成果(日本の資金協力によるものを含む)は、UNICEF が有する高い知名度と発信力を以て、裨益国、日本国内及び世界に幅広く発信されている。例えば、2024 年8月に UNICEF 東京事務所のホームページ掲載されたビデオでは、日本の支援によって太陽光発電システムが導入されたアフガニスタンの病院の医師より、その効果が紹介され、同年 10-11 月に掲載されたストーリーでは、栄養支援や衛生啓発活動が実施されたザンビアの村の村長が、日本への感謝の声を寄せている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて極めて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

UNICEF は、4年ごとに戦略計画を立てており、現在は「戦略計画 2022-2025」に基づいて活動。同計画では、SDGs の「誰一人取り残さない」という理念に基づき、①すべての子どもが命を守られ健全に発育する(新生児、子ども、10 代の若者の死亡率の削減、発育阻害や消耗症に苦しむ5歳未満児の割合の削減等)、②すべての子どもが教育を受け、将来のためのスキルを身につける(初等・中等・高等教育の修了率の上昇等)、③すべての子どもが暴力や搾取、虐待、ネグレクト、有害な慣習から守られる(暴力などを受ける子どもの割合の削減等)、④すべての子どもが安全で持続可能な環境で暮らす(安全な飲料水や衛生サービスを利用する世界人口の割合の上昇等)、⑤すべての子ども

が人生において公平な機会を得る(社会保障制度に守られた世界の子ども人口の割合の増加等)、という5つの優先目標を設定。当該優先目標に基づき、主に子どもや若者、女性を対象に人道・開発支援を実施している。とりわけ、上記①の優先目標に従い、UHC を実現するための保健システム強化や感染症対策などの各種取組を実施。UNICEF は、国連機関の中でも幅広い SDGs の目標分野をカバーしている機関の一つであり、日本が重視する人間の安全保障を推進しつつ、SDGs 達成のために大きく貢献している(UNICEF の戦略目標と活動に直結する SDGs のターゲットは1.2、2.2、4.4、5.1、6.2、8.6、11.5、16.2 等、多岐に亘る。)。UNICEF は、CRC の締約国による条約履行を支援する役割を担い、CRC 委員会への報告書提出を支援する等、子どもに関する国際基準・規範の形成に貢献している。その中で、子どもに特異な気候変動の影響を分析し、従来の対策において見過ごされがちであった問題を提起するなど、子どもや若者の声を国際場裏の議論に反映するためのサポートも行っている。戦略計画の達成目標や成果に関する評価方法については、Integrated Results and Resources Framework of the UNICEF Strategic Plan, 2022-2025 (E/ICEF/2021/25/Add.1)に明記されている。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2024 年は、「戦略計画 2022-2025」の5つの優先目標の下に設定された合計 18 の成果のうち、14 で 2025 年のマイルストーン達成まで 90%以上の進捗を見せた。優先目標毎の主要な取組及び成果は以下のとおり(2024 年の年次報告書に基づく)。また、2024 年は 95%の UNICEF 国事務所が各国政府へ出された子どもの権利委員会勧告のフォローアップを支援(2021 年の 84%から増加)。

優先目標①

1億 1,040 万人にはしかワクチンを接種(2022 年比 29.4%増加)。マラリアワクチンを 17 か国に導入。パートナーと共に子ども栄養基金を通じて資金を調達し、2,100 万人の子どもと女性に栄養支援を実施(達成率 82%)。930 万人の重度消耗症やその他の重度急性栄養不良の子どもを治療。First Foods Africa イニシアティブを立ち上げ、栄養治療食の現地生産の経験を踏まえて、子どものための持続可能な食糧供給システムの強化を支援。

優先目標②

事業実施国の 26%が効果的なデジタル学習を提供(2021 年の9%より増加)し、Learning Passport(学習パスポート: オンライン・オフライン双方の利用が可能な学習用プラットフォーム)を通じて 1,000 万人が教育にアクセス(2023 年比 400 万人の新規利用者)。事業実施国の 73%が、不平等に対処して SDG 指標を主流化する、エビデンスに基づく教育計画・戦略を実施(2021 年の 48%より増加)。事業実施国の 42%が包括的なスキル開発を制度化(2022 年の 23%から約倍増)。91 か国で環境教育を統合し(2022 年 63 か国から増加)、137 か国で若者の気候イニシアティブへの参画を支援(2022 年の 104 か国より増加)。

優先目標③

1 万 6,482 人の軍隊や武装グループと結び付く子どもを保護して再統合を支援(達成率 70%、2021 年の 59%より増加)。79 か国の 1,760 万人に緊急下の性差に基づく暴力のリスク軽減・防止・対応に係る支援を提供(2021 年の 1,390 万人より増加)。750 万人の地雷やその他爆発性兵器の影響を受ける子どもにリスク軽減もしくは被害対応のための支援を提供(2021 年の 520 万人より増加)。50 か国の 1,070 万人の女兒に児童婚の予防・ケア支援を提供(2021 年の 760 万人より増加)。110 か国における 620 万人の暴力を経験した子どもに保健・ソーシャルワーク・司法等のサービスを提供(前年比 36%増)。19 か国の 75 万 9,000 人の女兒と女性に女性器切除に対処するプログラムを提供(2021 年の 15 万 9,000 人より増加)。育児支援プログラムを 1,850 万人の保護者に提供(2021 年の 300 万人より増加し、目標の 450 万人を超過)。初めての「子どもに対する暴力根絶のための世界閣僚会議」開催を支援し、113 の政府から子どもに対する暴力を防ぐための政策や予算に関する誓約を取り付け、50 か国において子どもに対する暴力に関するデータの向上に寄与。

優先目標④

3,300 万人の安全な水へのアクセス、1,800 万人の衛生設備へのアクセス、事業実施国の 80%での障がいに対してインクルーシブな水・衛生事業の実施を支援(いずれも 2024 年時点の累計マイルストーンを達成)。2015 年比で、安全に管理された飲み水を利用できる人の割合は 69%から 77%へ、同様に衛生設備は 49%から 63%へ増加。119 か国で子どもにフォーカスした気候変動と災害への対応プログラムを支援(2022 年の 68 か国から増加)。59 か国がパリ協定への「国が決定する貢献」に子どもへの配慮を統合することを支援し、うち 15 か国にシード資金を提供。66 か国における保健施設への再生エネルギー展開と 69 か国におけるソーラー発電給水システムを支援。

優先目標⑤

91 か国で子どもへより投資するための社会セクター予算強化を支援(2023 年の 84 か国より増加し、目標の 69 か国を超過)。88 か国の強固なもしくはやや強固な社会保護システムの確立に貢献(2021 年の 56 か国より増加)。脆弱なもしくは人道状況下にある 360 万世帯に総額5億 7,400 万米ドルの現金給付事業を実施(2023 年の 290 万世帯から増加)。42 か国で家族にやさしい政策を支援(2021 年の 13 か国より増加)。60 か国で子どもに特異なニーズに応える社会保護事業を支援(2023 年の 46 か国から増加)。77 か国で障がいに対してインクルーシブな社会保護事業を支援(2023 年の 67 か国から増加)。

加えて、UNICEF の 2024 年コア予算による事業成果として、アフリカの角地域における革新的アプローチを用いた地下水のマッピングが挙げられる。コア予算 900 万米ドルを投じて、衛星データ、遠隔センサー技術、地理的調査を組み合わせ、100 万平方キロメートル分の土地を地下水活用のためにマッピング(潜在的に 1,000 万人に裨益)。これに伴い、井戸掘削成功率が 45%から 90%へと倍増し、ケニアとエチオピアにおいて掘削された深井戸は、15 基がすでに安全な飲料水を供給している。JICA も同アプローチのジブチへの適用拡大に協力。アフリカの角地域では、気候変動と異常気象の影響も相まって、干ばつやその後の洪水への緊急人道支援を迫られる状況がみられるが、コア予算によって可能となる革新的アプローチを活用することにより、開発援助のより効果的・効率的な運用とそのインパクトの最大化を図ることができる。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024年6月(日本の2023年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025年6月(日本の2024年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
直近の決算報告書は、対象期間である 2023 年における拠出先機関全体の決算を対象としている。日本の拠出金は UNICEF コア予算に充当されており、令和5年度拠出分 6,694,964 米ドルが先方 2023 年収入として計上されている。同年の決算状況に関しては次年度繰越額が 5,100 万米ドル(2022 年会計では 18.5 億米ドル)ある。2023 年の繰越金の減少は、主に新型コロナウイルス感染症の世界的流行の終焉及びウクライナ緊急対応に充てられる資源の撤退に伴う任意拠出収入の減少による。 本決算報告書については国連会計検査委員会(BOA)が外部監査を実施した。外部監査報告書においては、決算報告書の内容について特段の指摘事項はない。 UNICEF は事務局長直轄の内部監査・調査局を有し、各国事務所や本部部局の監査を定期的に行っている。監査報告書と事務局長以下の関連部署責任者による対応策一覧は公開されている。また同局では職員やパートナー団	

体に関わる不正疑惑や規則違反をメールや電話のホットラインで広く受け付け、調査・報告し、上層部による懲戒処分や管理体制強化に繋げ、組織としての迅速・適切な対応と改善に努めている。2024 年は前年比 52%増の 1,387 件を調査し、前年比 18%増の 454 件が年内に調査完了となった。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)

3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)

【人事関連】

候補者リスト(タレントグループ)の作成等を通じた採用プロセスの効率化を進め、本部ポストの採用までに必要な平均日数が 2020 年の 75 日から 2024 年には 68 日まで短縮されるなど、より迅速な採用や人材配置に努めている。さらに、紛争・自然災害等の緊急事態現場への内部人材派遣に要する平均日数は、2021 年の 31 日から 2024 年は 12 日まで短縮された。

【予算関連】

組織予算の見直しを定期的に行い、支援事業費を削減することなくコスト効率向上に努めている。2024 年はデジタル化、自動化、人工知能を含む最新技術の活用により、出張・採用・財務に係るプロセスを最適化することによって 20 万時間を超えるスタッフの労働時間を節約し、より多くのリソースが支援国における事業の実施に充てられた。また、国連改革の一環として、UNICEF 財務・総務局は 2018-2021 年に共同事務所に関する機関間タスクチームの議長を務め、2024 年は 54%の共同事務所実現を達成した。さらに効率的な資金活用と持続的な組織運営のためにニューヨークとイスタンブールにセントラルサービスセンターを設置。支払い機能の集約は、資金管理リスクに係るコントロールの向上にも繋がった。

【調達関連】

調達分野では、国連組織で最大の調達機関、また世界最大のワクチン調達機関としての交渉力などを通じ、入手可能な価格また持続可能な方法で関連物資が提供される市場の形成を目指し、単価の減額等に注力している。2024 年は殺虫剤処理を施した蚊帳の価格を5%減額することができ、これにより今後5年間で 800~1,000 万米ドルのコスト削減が見込まれる。また、「持続可能な調達」の方針の下、経済、社会、環境への影響を考慮し、調達基準に環境に関する配慮を含めたり、事業実施国からの調達割合を増やしたりすることで(2024 年は注射器の 40%をアフリカに拠点を置く製造業者から調達し、2023 年の 10%以下より大きく増加させたほか、栄養治療食の 66%を事業実施国から調達)、調達を通じて SDGs 達成への貢献を目指している。さらに、調達プロセスにおけるさらなる効率化を通して、物資の梱包から輸送に掛かる平均日数は 2021 年の 36 日間から 2024 年は 17 日間へと大幅に短縮された。また、100 か国において輸入手続きのマッピングを行って、通関に係る遅延、コスト、規制の不確実性の改善を図った。

【その他】

UNICEF は、2024 年版の Aid Transparency Index Report で、Very Good のカテゴリーに入り、50 団体中8位の評価を得ている。また、国際機関評価ネットワーク(MOPAN)が 2020 年に UNICEF に対して実施した評価の報告書を 2021 年に刊行したところ、2022 年、UNICEF による Management Response が公表された。主な対応措置として、支援活動のさらなる効率化と持続性の向上(国別プログラム効率性レビューに係る新規ツールの導入)、他の国連機関との連携強化(関連機関及び分野に係る個別フレームワークの策定)、戦略計画達成に向けた組織構造及び資源投入の最適化(「ビジネス・モデル再構築」イニシアティブ及び多機能技術チームの導入)、業績管理システムのさらなる向上(戦略計画及び人道と開発の連携に係る評価勧告の履行)等が挙げられる。MOPAN の評価を受け、2024 年1月には事業に係るエビデンスと教訓のより良い活用のために UNICEF Evaluation Communication and Advocacy Strategy が策定された。

3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
該当なし。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
90	91	93	91.33	98	6.67	5,337
備考	全職員数は 2025 年4月時点、UNICEF 提供。					
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
3	4	4	3.67	4	0.33	186
備考	全幹部職員数は 2025 年4月時点、UNICEF 提供。					
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
UNICEFは日本人職員を積極的に採用しており、2001年の51名から2017年には倍の102名となり、2024年には129名(JPOや現地採用職員を含む)となっている。2024年末時点のデータによると、国連事務局を除いた国連機関の中で最多の専門職以上の日本人職員数を誇る(UNICEFにおける主要ドナー国別の専門職以上の職員数において、日本は第7位。)。うち、女性の割合が約75%であり、女性の活躍推進という日本政府の最重要課題とも合致する。 日本人職員の採用・昇進については、UNICEF事務局次長が来日して開催される年次政策協議や、その他幹部職員との会談の機会を捉えて、また事務局長の来日に際しても、最重要課題の一つとして継続的に協議されている。その結果、2025年2月にはそれまでP5レベルであった職員がD1のイエメン事務所副代表に昇進し、日本人幹部職員数は5名となった。さらに、UNICEFの日本人職員はその62%がP4レベル以上に在籍し、P5レベルには14名、うち1名は国事務所の副代表を務め、今後の幹部職員への昇進が期待されている。 また、中堅職員派遣スキームも活用されている。これまでに2名の日本人職員が国際保健分野のポストのP4レベルで派遣され(2019-22年及び2022-24年)、その後UNICEFによる同レベルでの正規採用に至った。日本人職員の増強と能力開発をはかる日本政府の最重要課題とも合致する。 2024年はJPOとして23名の日本人職員が勤務しており、これは将来的な正規採用の可能性のある人材プールが大きいことを意味する。UNICEFにおけるJPOの残留率は全体として51%のところ、日本人JPOは56%と高く、今後さらなる日本人職員の増加が期待される。JPOに関しては、キャリア・コーチングやメンター制度を通じて、UNICEF本部・人事局だけでなく東京事務所も正規採用に向けた積極的な支援を行っている。その結果、2024年は6名のJPOがポストの獲得に至った(P4への昇進を伴う者が1名、P3への昇進を伴う者が5名)。東京事務所は新規に派遣されたJPO及び国連ボランティアに独自のオリエンテーションを定期的に行っており、国連ボランティア経験後にJPO派遣に繋がるケースも多々見られる。UNICEF東京事務所が受け入れているインターンについては、のちにJPOとして派遣され、正規職員として登用された事例も見られる。						

その他、ホームページでの日本人職員キャリア・インタビュー記事の発信、キャリアセミナーの実施（2024年7月のオンライン開催では約70名が参加）、日本ユニセフ協会によるUNICEF現地事務所へのインターン派遣等に加えて、外務省主催の国際機関就職セミナーにも協力（2025年3月にP5レベルの物資供給センター契約チーフが登壇）。さらに2024年は国内各地の大学12校において計約990名の学生を対象に、東京事務所の所長（D1レベル）及び日本人職員がキャリア・アドバイスを含み講演を実施。UNICEFを含む国連機関でのキャリア形成について広く周知し、日本の掲げる国連における日本人職員増強戦略に大いに貢献している。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合（「N/A」とする場合）、評価対象としない（「N/A」とする）合理的理由

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B+

b

a

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国連地域開発センター(UNCRD)拠出金	
2 拠出先の名称	
国連地域開発センター(UNCRD)	
3 拠出先の概要	
国連地域開発センター(UNCRD)は、1971 年に日本と国連との間で締結された協定に基づいて愛知県名古屋市に設立された、中部圏に事務所を置く唯一の国連組織。国連本部の SDGs(持続可能な開発目標)を所管する部署である、国連経済社会局(UNDESA)の持続可能な開発目標部(DSDG)直属のプロジェクトオフィスであり、日本国内における UNDESA の唯一の出先組織でもある。 UNCRD は、UNDESA の一部として、開発途上国の経済的・社会的変革に向けた地域開発の取組を、あらゆる研究やトレーニングプログラムを通じて 50 年以上にわたり実施してきた。2030 アジェンダの採択後は、SDGs を所掌する持続可能な開発目標部(DSDG)直属の組織としての強みを生かし、国際社会の最新の動向を踏まえながら SDGs 達成に向けて取り組んでいる。具体的には、中部圏の地域開発に関する調査研究等から得られた知見を元に、国土交通省及び環境省と密に連携しながら、開発途上国の行政官を対象とした研修や出版物の発行、国際会議の開催を行う。さらに、国内自治体の SDGs 推進を支援し、その取組を日本の SDGs モデルとして海外に展開、世界における地域レベルでの SDGs 推進を促進することを活動目的とする。また、UNCRD は国土交通省、政策研究大学院大学(略称: GRIPS、所在地: 東京)との3者協定に基づき GRIPS 内に東京事務所を設置し、「水と災害に関するハイレベルパネル(HELP)」の事務局として、災害リスク軽減と水関連活動を実施している。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は UNCRD の管理運営のためのコア予算に充てられており、UNCRD への拠出を通じ、日本が高い専門性を有する地域開発、環境、防災、インフラ等の政策の国際社会における普遍化や、日本が積極的に推進している SDGs などのグローバル課題に対する日本のリーダーシップの発揮を図る。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 76,948 千円	
日本の拠出率: 100%(外務省拠出金のみ、2024 年)	
※なお、外務省からのコア予算拠出以外に、事業実施のために環境省(環境的に持続可能な交通(EST)、3R(リデュース・リユース・リサイクル)事業費)及び国土交通省(水と防災及びスマートシティ、高速道路等の分野における質の高いインフラ関連事業費。)からの拠出も行われている。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局地球規模課題総括課、国際連合日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅵ:経済協力」、「施策Ⅵ-2:地球規模の諸課題への取組」、「個別分野1:人間の安全保障の推進と我が国の貢献」、「測定指標1-1:持続可能な開発のための 2030 アジェンダ実現に向けた取組の具体化・拡充及び人間の安全保障への具体的貢献」の下に設定された中期目標「誰ひとり取り残さない」という考えの下、SDGs 達成に向けた取組を加速化することで、人間の安全保障の推進に貢献する。」を達成するための達成手段の一つと位置づけている。(令和6年度外務省政策評価書 参照)
1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
・UNCRD(国連地域開発センター)は、国連事務局と日本政府との協定に基づく組織であり、日本の国際社会に対する貢献を示す上で重要な役割を担っている。特に、SDGs(持続可能な開発目標)に関連する活動を進めており、国連経済社会局(UNDESA)の日本における唯一のプロジェクトオフィスとして、開発途上国の地域開発を支援してきた。 ・国連においては、SDGs のローカライゼーションや地域・地方政府の役割を重視する動きが加速しており、UNCRD の活動の重要性も高まっている。UNCRD は、UNDESA の SDG ローカライゼーション・ネットワークに参加し、キャパシティ・ビルディングや優良事例の共有を担当している。2024 年にはインドネシアで国際首長フォーラムを共催し、2025 年には日本での初開催に貢献する予定であり、これにより国内外の SDGs のローカライゼーションの推進に寄与している。 ・日本政府の SDGs 達成に向けた取組とも軌を一にしており、UNCRD は、SDGs 実施指針において取組を強化・加速することとされている「質の高いインフラ」の整備を推進し、高速道路分野での取組を実施。これにより、日本の優れたインフラ技術を海外に展開し、開発途上国におけるインフラ整備を促進している。また、国際ワークショップを通じて、日本の技術や事例の紹介も行っている。 ・気候変動・防災分野については、2024 年1月の G77 で気候変動が途上国の最大の課題として呼びかけられたことや、同年6月の G7 首脳サミットで気候基金や早期警報システムと通じたレジリエンスの強化や事前防災の取組の重要性が合意されている中、UNCRD は日本国内で唯一、国連システム内の水関連機関や国連水関連機関調整委員会(UN-Water)、世界銀行やアジア開発銀行(ADB)などの国際金融機関の水関連部門との緊密な連携を持つ国際機関としての役割を担う。UNCRD は、そのネットワークを活用し、水と災害に関するハイレベルな会議を開催し、日本の知見を国際社会に発信している。具体的には、2024 年 11 月に新設された国連事務総長水特使と協力し、水関連 SDGs 達成に向けた国連における取組に貢献。2025 年3月に東京で UNCRD と国土交通省等が共催した「協力とパートナーシップのための水と災害に関する国際シンポジウム」には、ハン・スンス HELP 議長(元大韓民国首相)、ダニーロ・トゥルク元スロベニア大統領、ジグミ・ヨイザ・ティンレイ元ブータン首相、カマル・キショー国連事務総長特別代表(防災担当)・国連防災機関長等が参加したほか、天皇陛下がご聴講され、ハイレベル参加者とのご懇談も実施。同シンポジウムは、NHK や時事通信等を含む、国内外の報道機関を通じて報じられた。 ・また、2050 年のネットゼロ目標や、2026 年から「国連持続可能な交通の 10 年」が始まることを踏まえ、UNCRD はアジア EST(環境的に持続可能な交通)イニシアティブを推進している。EST フォーラムや研修を通じて、能力開発や国際協力を促進しており、「愛知宣言 2030」はアジアにおける EST の国際的指針となっている。 ・さらに、アジア太平洋地域 3R 推進プロジェクトを行い、日本政府による資源の有効活用や循環経済の推進や、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」、「マリーン(MARINE)・イニシアティブ」の目標の達成に寄与している。アジア太平洋 3R・循環経済推進フォーラムで採択された「ハノイ宣言(2013-2023)」や「ジャイプール宣言(2025-2035)」は、地域の 3R 推進の指針として機能しており、日本の先進的な取組や技術の国際的な普及に貢献している。

・各プロジェクトに対しては、国土交通省、環境省等からそれぞれ拠出が充てられているところ、UNCRD が今後も取組を進めるためには、スタッフなど活動の根幹となるコア予算を外務省が負担することが不可欠である。
1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
・ UNCRD は、国連経済社会局(UNDESA)の出先組織であり、その運営方針や予算計画は UNCRD と UNDESA との協議により決定している。また UNCRD は、日本と国連の間で締結した協定により設立された組織であり、所長人事やその取組には日本政府の意向を反映させやすく、UNCRD のトップは初代所長(任期一年のみ)を除き、代々日本人が就任し、日本の問題意識を踏まえた組織運営を 50 年以上にわたり継続している。 ・ 現在の村田重雄所長は国土交通省からの出向者であり、日本政府の政策とのシナジーを重視し、現在の主要ドナー(外務省、国交省、環境省)の意向を踏まえた組織運営を行っている。さらに、日本政府は国際連合日本政府代表部を通じて、日本の意向を反映した活動が実施されるよう、UNDESA に対して随時働きかけを行い、年に1〜2回、課長級レベル同士での意見交換を実施し、意思疎通を図っている。
1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等
・ 2023 年6月、UNCRD が外務省と共催した国連水会議のフォローアップシンポジウムにて、総理特使として参加した上川陽子議員が登壇。 ・ 2023 年8月、武井俊輔外務副大臣が UNCRD オフィスにて、所長等と意見交換。 ・ 2025 年3月、天皇陛下が「協力とパートナーシップのための水と災害に関する国際シンポジウム」(東京)をご聴講。日本側からは上川陽子議員他、各国の首脳級等が参加した。 ・ 2025 年3月に国際連合日本政府代表部の山崎大使及び御巫大使は、米国・ニューヨークで、それぞれ村田所長と面会。 ・ 2025 年4月には、安藤外務省国際協力局地球規模課題総括課長は村田所長及び太田稔彦豊田市長と面会し、同市の取組及びその自発的国家レビュー(VNR)への掲載、国際首長フォーラムにつき意見交換を行った。
1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。
・2023 年4月に運用開始した豊田市の SDGs 認証制度において、UNCRD が制度設計を監修し、2025 年5月現在も所長が有識者会議委員として継続支援している。 ・2023 年8月にスマートシティ国際研修ワークショップに登壇したスタートアップ企業の依頼により、UNCRD はその企業のタイでの事業展開を支援するため、2024 年6月に UNDP タイ事務所との面談を調整した。 ・2024 年7月には、ニューヨークで開催された国連持続可能な開発のためのハイレベル政治フォーラム(HLPF2024)において、UNCRD 共催のサイドイベントが開かれ、GRIPS 教授の廣木謙三氏が登壇。また、豊田市からの依頼により次回国際首長フォーラムのホストを希望され、ナビド・ハニフ経済開発担当事務次長補と豊田市長とのバイ会談を調整し、日本で初となる 2025 年のホスト実現に貢献。さらに、UNDESA が発刊した“Inter-agency policy briefs on accelerating progress on the 2030 Agenda from local to global levels: The critical importance of SDG localization”(第5章)では、複数の自治体の自発的ローカルレビュー(VLR)実施に貢献した SDGs モニタリングツールの取組が優良事例として紹介された。 ・2024 年 12 月には第 16 回アジア地域 EST フォーラムが開催され、陸前高田市の脱炭素推進プロジェクトチームが発表し、東海学園大学卓越教授の林良嗣氏が登壇した。また、同月にはジュネーブで「対話セッション:バンドン精神水サミットから 2026 年国連水会議へ」を開催し、GRIPS 教授の廣木謙三氏が登壇。SDGs 全国フォーラム 2024 沖縄では、UNCRD の調整の下、李军华国連経済社会問題担当事務次長がビデオメッセージを発出。「世界湖沼の日(8月27日)」制定に関する国連決議採択に向けては、スピーカーのロジ面の支援を行う他、三日月大造滋賀県知事も出席

の下、国連総会中に水問題に取り組む国連機関の長の参加を得てサイドイベントを開催し、決議案の支援国の確保に貢献。

・2025 年3月には、東京で「質の高い道路インフラ開発国際ワークショップ」において、日本企業 12 社と林良嗣教授が参加し、日本の技術や事例を各国政府関係者にアピールした。同月にはアジア太平洋 3R・循環経済推進フォーラム第 12 回会合が開かれ、中央環境審議会循環型社会部会部会長の酒井伸一氏が登壇し、多くの自治体や企業が参加した。また、水と災害国際シンポジウムが東京で開催され、GRIPS 教授の廣木謙三氏が水と災害に関する課題の重要性を発信し、株式会社 LIXIL の瀬戸欣哉社長が水と衛生分野での日本企業の社会貢献について発表した。さらに、一般公開セミナー『「スタートアップ×社会課題」で促進する SDGs と社会変革』が愛知県の「STATION Ai」を会場に開催され、社会課題解決型スタートアップ企業4社が登壇した。さらに、大村秀章愛知県知事や広沢一郎名古屋市長を表敬し、SDGs の推進や協力関係について認識を共有した。

・2025 年4月には、太田稔彦豊田市長を表敬し、国際首長フォーラムの共催など今後の連携について認識を共有した。

・2025 年5月現在、UNCRD が支援した VLR が日本政府の自発的国家レビュー(VNR)に掲載予定。

1-5 本件提出に係る日本側の取組等

・2024 年7月、HLPF2024 において、バンドン精神水サミットのフォローアップを目的として UNCRD が開催したサイドイベントにおいて、中川日本政府国連代表部公使が挨拶を行った。

・2024 年 12 月に開催された第 16 回アジア地域 EST フォーラムは、日本の環境省と国土交通省が共催し、日本の EST 分野における国際的な貢献とリーダーシップを示す場となる。両省の審議官が出席し、日本の政策や取組を発表することで、日本の存在感を高めることに成功した。

・2025 年3月には質の高い道路インフラ開発国際ワークショップを国土交通省が共催した。オープニングセッションに廣瀬同省技監が、クロージングに橋本同省大臣官房審議官が、それぞれ登壇するとともに、同省は交流会と企業展示を実施。ジャイプールで開催されたアジア太平洋 3R・循環経済推進フォーラム第 12 回会合では、環境省が共催し、浅尾環境大臣が開会挨拶で登壇、松澤同省地球環境審議官らが日本の取組を発表したほか、サイドイベントを実施。

・災害リスクと水に関する取組では、UNCRD が事務局を務め、国土交通省や JICA がメンバーとして参画する HELP 会合で、日本の水防災分野における国際標準形成に貢献した。また、2026 年の国連水会議に向けて日本がリーダーシップを発揮するため、様々な国連機関の取組について情報収集とフィードバックを行い、日本の関係者も密に連携。

・2025 年5月にはスマートシティ国際研修ワークショップが神戸市で開催された。国土交通省と神戸市が全面協力し、防災に焦点を当てたプログラムを通じて、日本の官民連携による取組を発信。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件提出の貢献度に係る総括

国連地域開発センター(UNCRD)提出金は、UNCRD が、EST、質の高いインフラ、循環経済と3R、災害リスク軽減と水、スマートシティ、ローカル SDGs を推進する取組をすることで、2-1(1)に掲げた各戦略目標を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である「人間の安全保障の推進」に貢献することを目標としている。

UNCRD は、2-1 のとおり、地域開発に関する研修等を実施することで海外自治体における SDGs 推進に貢献しているほか、2-1(2)で具体的な成果を列挙しているとおり、EST や3R に関するフォーラムを開催し、国レベルの政策提言や地域内の政治的合意形成の推進に寄与するといった効果を上げている。さらに、UNCRD はその活動を通じ、日本の優れた政策やノウハウを、途上国の行政官に対する研修や国際会議の開催、出版物発行を通じて発信し、日本の貢献を国際社会に示す役割を果たしている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的なまた、3-2(2)のとおりに、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

UNCRD の活動実施にあたっては日本政府の意向を反映した戦略目標を設定。

(1)EST:環境負荷の少ない交通行動や生活様式を選択するよう意識改革を促す。アジア地域の EST に関する課題や実地的な解決策を提示・共有する場を提供し、交通部門における「脱炭素化」への移行の必要性を強調。「環境的に持続可能な交通に関する愛知宣言 2030」の啓発と実践を促進。

(2)質の高いインフラ:質の高いインフラ整備の取組推進にあたっては、災害に強い道路ネットワークの構築という視点に加え、道路インフラの計画から維持管理までのライフサイクル全体を通じて CO2 排出量を抑制するなど、気候変動対策の視点も重視。また、こうした取組を途上国へ適用することを目指す。

(3)循環経済と3R:循環経済及び3Rの概念をアジア太平洋地域の地方・国レベルの政策に反映させ、循環型社会の形成に向けた意識や生産消費行動の変革を促す。それにより、海洋プラスチックごみや持続可能な廃棄物管理等の地球規模課題について、政策・実施を支援。「3R と循環経済の推進に向けたジャイプール宣言(2025-2035)」の啓発と実践を促進。

(4)災害リスク軽減と水:国際的開発議論の場における「水防災の主流化」を戦略目標とし、主要な国際会議ならびに国際的政策議論の場において、水関連災害管理の重要性を訴える。災害の事例や事前防災の重要性を発信。水、災害リスク軽減と気候変動の三つの分野間の連携を推進。

(5)スマートシティ:スマートシティは、ICT などの先進的技術を用いて都市や地域の課題を解決するとともに、新たな価値を創出する取組。キャパシティ・ビルディングの実施などを通じて、急速な都市化や環境問題など様々な課題を抱える開発途上国へ取組を適用することを目指す。

(6)ローカル SDGs:日本国内においては、自発的ローカルレビュー(VLR)の普及啓発や作成支援やイベントの実施など、地域における SDGs 推進に寄与。HLPF や国際首長フォーラムを始めとする国連の多国間会合や国際機関の会合等の場を活用して日本のモデルを発信することで、世界における SDGs 推進に繋げる。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

(1) EST:2024 年 12 月、第 16 回アジア地域 EST フォーラムをマニラにてフィリピン共和国運輸省(公共事業道路省、及び環境天然資源省が協力)、日本国環境省、ADB と共催し、25 か国 250 名の参加が目標のところ、30 か国(達成率 120%)300 名が参加(達成率 120%)。

UNCRD ホームページ <https://uncrd.un.org/content/16th-est-forum>

環境省報道発表 https://www.env.go.jp/press/press_04157.html

(2)質の高いインフラ:第 16 回アジア地域 EST フォーラムにおいて、国土交通省が特別セッション「経済的持続可能性(愛知宣言 2030 目標3)と持続可能な開発への質の高い道路インフラの貢献に関する特別セッションを開催。予防保全のための道路点検の新技術や、再生アスファルトを活用した持続可能な舗装技術、生物多様性の保全、防災減災対策や緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の取組など、質の高い道路インフラに関する日本の取組と技術をアピール。また、2025 年3月には東京において、国土交通省との共催で「質の高い道路インフラ開発国際ワークショップ」を開催。アジア・太平洋地域及びその他の地域の政府関係者(局長級含む)計 12 か国 17 名に対して、持続可能で強靱な道路インフラ開発に関する能力開発を行った。1-4 に記載したとおりの成果有り。

国土交通省報道発表 https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001906.html

(3) 循環経済と3R: 3R と循環経済の新宣言について日本含むアジア太平洋各地域での協議を経て、UNCRD は環境省などと共に、2024 年3月にジャイプール(インド)で開催したアジア太平洋3R・循環経済推進フォーラム第 12 回会合(36 か国から 1,500 名以上が参加)を共催し、「ジャイプール宣言(2025-2035)」が採択された。

環境省報道発表 https://www.env.go.jp/press/press_04636.html

また、UNCRD は、「3R と循環経済に関する新宣言(2025-2035)」の草案に関する内陸開発途上国(LLDCs)コンサルテーション会議(2024 年8月ラオス・ビエンチャン)をラオス政府と共催し、ラオス公共事業運輸副大臣が出席。

UNCRD ホームページ

<https://uncrd.un.org/content/lldcs-consultation-meeting-prezero-draft-3r-ce-new-declaration>

(4) 災害リスク軽減と水: 2025 年3月、東京で「協力とパートナーシップのための水と災害に関する国際シンポジウム」を共催。スロベニアの元大統領、ブータンの元首相、国連事務総長水特使、水防災関係者ら 150 名が参加。気候変動をはじめとした地球規模で危機にさらされる水資源や災害の発生に国同士の協力が不可欠であることが議論され、天皇陛下が御聴講、登壇者ともご懇談された。

UNCRD ホームページ <https://uncrd.un.org/ja/news/drm-news-ja-20250305>

2024 年 12 月のジュネーブで開催した 2026 年国連水会議に向けた対話セッションには 60 の国と地域から 120 名以上が参加。UNCRD は、HELP と連携し議題及び成果文書を作成したほか、他の共催者とともに首脳級参加者との連絡調整及び招聘を担い、会合の開催に大きく貢献した。

(5) スマートシティ: 2025 年5月に、神戸市で防災をテーマにしたスマートシティ国際研修ワークショップを開催。事後のアンケートでは、参加者の約 95%が「内容が有益で職務に役立つ」と回答。

コールドストレージ・ジャパン株式会社(登壇企業)ホームページ <https://cold-storage.jp/news/news250515-2.html>

(6) ローカル SDGs: 2024 年7月にインドネシア・ジャカルタで、2024 国際首長フォーラムを UNDESA、UNOSD と共催。蒲郡市長や浜松市副市長に登壇の機会を提供。また、翌 2025 年の国際首長フォーラムについて、日本では初となる豊田市のホストの決定を支援した。SDGs 全国フォーラム 2024 沖縄において、李軍華国連経済社会問題担当事務次長のビデオメッセージを通じて、SDGs のローカライゼーション推進と 2025 国際首長フォーラムの国内広報に力を入れる。また、自治体 SDGs モニタリングツールを活用し、豊田市(2回目)、名古屋市、蒲郡市の自発的ローカルレビュー(VLR)作成の支援を行っている。1-4 に記載したとおりの成果有り。

UNCRD ホームページ <https://uncrd.un.org/ja/content/events/irdp-event-ja-20240702>

SDGs 全国フォーラム 2024 沖縄に関し 沖縄県ホームページ

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kensei/shisaku/1014182/1031700.html>

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024年6月(日本の2023年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025年6月(日本の2024年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
直近の決算報告書は、先方 2023 会計年度における UNCRD コア予算の決算をカバーするものである。ただし、決算書が示す国連本部の会計年度は1月から12月であるが、UNCRD の会計年度は7月から翌年の6月までである。	

従って、2023 年度拠出金は 2023 年収入として計上されているが、これに係る支出は先方 2023 及び 2024 会計年度の決算報告書に計上される。

決算状況に関しては、約 87 万ドルの繰越金が発生しているが、これは UNCRD と国連本部の会計期間が異なるためであり、繰越金は翌年1月以降の経費に充当されている。なお、繰越金には 2024 年に計画しているオフィススペース縮小に伴う現状回復の工事費用及びレイアウト変更工事費用の 15.5 万ドルと、国連事務局からの指示に基づく、年度ごとの予算増減や緊急的な経費増に対応するための予備費 30.5 万ドルも含まれている。

なお、各年の繰越金の状況につき、先方から明細を受領しているところ、先方、UNDESA、関係省庁との間で密に情報共有、協議の上、拠出金の使途を決定している。

これら決算報告書は毎年、国連会計監査委員会 (Board of Auditors: BOA) に提出され、監査が実施されており、指摘事項は特段ない。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)

3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)

- ・ 今後の組織体制や財政状況の正常化に向け短・中期的に UNCRD が講ずるべき対策を検討し、安定的な組織運営に努めている。当該評価期間(2024 年6月～2025 年6月)においては、民間からの新たな資金獲得の在り方、今後の改革について、密に議論を行っている。
- ・ 職員の職務内容及び組織内役割分担を抜本的に見直す組織合理化を 2018 年度より継続しており、契約職員のポストを自治体からの派遣職員に置換。2024 年4月より2名が(愛知県職員1名、豊田市職員1名)着任、2025 年度も継続。
- ・ 運営費削減の一環として、事務所面積の削減(505.85 平方メートルから 211.21 平方メートル)とそれに伴う壁の設置、面積削減後の賃料無償化について名古屋市と協議を行ってきたが、名古屋市の 2024 年度予算で承認されたため、2024 年7月から9月にかけて工事を行った。事務所賃料無償化ならびに事務所面積削減に伴う共益費の減少により、運営費が削減された。
- ・ ADB は 2023 年以降、アジア太平洋 EST 地域フォーラムを共催し、資金を拠出。2024 年5月にインドネシア国バリ島で開催された第 10 回 WWF でのプロジェクト実施に対しても、同様に資金拠出を得た。第 16 回同フォーラムにはドイツ国際協力公社(GIZ)も資金を拠出。
- ・ 事業実施に当たっては、他の国際機関、地方自治体や民間企業と共催するなど、人的・物的リソースが不足する中でも最大限の成果を出す努力を行っている。また、民間資金を活用して SDGs 達成に向けた取組を実施するため、「中部圏 SDGs 広域プラットフォーム」を自ら設立・運営し、UNCRD の予算に頼ることなく、中部圏における SDGs 達成の取組に貢献している。
- ・ 並行して、UNDESA では、過去5年間(2018-2022)の UNCRD の活動に関する外部監査を行い、最終的な評価結果が示された。今後に向けた提言が UNDESA 及び UNCRD に対し示される見込み。この評価結果及び提言に基づき、3省拠出金による成果の統合化戦略など UNCRD のさらなる活性化に取り組む。

3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。

該当なし。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
2	2	2	2	2	0	3
備考	2024 年 6 月末に前所長が退任し、2025 年 3 月に新所長が着任 (ともに D 1、日本人)。					
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
1	1	1	1	1	0	1
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
UNCRD所長は、初代を除き全て日本人である。2025年3月に村田重雄所長が着任。また2名の日本人コンサルタントスタッフをジェネラルサービススタッフとして採用する等、日本人職員増強に努めている。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B+	b	b	b	a

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国連人間居住財団 (HABITAT) 拠出金	
2 拠出先の名称	
国連人間居住計画 (United Nations Human Settlements Programme, UN-Habitat)	
3 拠出先の概要	
1978 年に「国連人間居住委員会」及び事務局として「国連人間居住センター」が設立され、その後 2002 年に「国連人間居住計画 (国連ハビタット)」として統合。人間居住の問題に取り組む国連機関として、持続可能な都市化、スラム改善、防災・復興等に関して、指針作成、広報活動、研修、専門家派遣等を実施。本部はナイロビ (ケニア) に、アジア太平洋地域本部は福岡市に所在。	
4 (1) 本件拠出の概要	
本拠出金については、持続可能な都市化、スラム改善、防災・復興等の人間居住に係る課題の改善を目的とする国連ハビタットの運営に寄与することを目的とし、国連ハビタット本部の活動に充てられる事務局運営費 (コア拠出) に一部を拠出しており、残りはアジア太平洋地域本部が実施する「アジア太平洋地域における持続可能な都市開発のための技術協力事業」 (ノンコア拠出) に拠出し、人件費、専門家会議の開催費、広報費等に使用されている。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模 (予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 7,341 千円	
例年同様、アジア太平洋地域本部が実施する「アジア太平洋地域における持続可能な都市開発のための技術協力事業」と国連ハビタット本部の活動に充てられる事務局運営費に拠出する予定。 令和6年 (2024 年) の集計において、コア拠出全体に占める日本の割合は 0.4% (23,533 米ドル / 5,832,446 米ドル) で 21 位。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局地球規模課題総括課、在ナイロビ国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標 (外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 VI 経済協力: 政府開発援助 (二国間) 又は多国間の開発協力を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献し、これにより我が国の平和と安全の維持、一層の繁栄の実現といった国益を確保すること」、「施策 VI-1 経済協力」、「個別分野3 地球規模課題への取組を通じた

「持続可能で強靱な国際社会」及び「施策 VI-2 地球規模の諸問題への取組」、「個別分野1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献」を達成するための達成手段の一つと位置づけている。

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

・上記1-1(1)の目標達成に向け、国連ハビタットは日本国大使館がない又は治安上の理由により日本による直接的な活動が困難な国を含む約 90 以上の国や地域において、災害復興、スラム改善、住宅問題等を含む人間居住に係る課題解決に資する支援を実施しており、特に日本による二国間支援が困難な国ではそれを補完する重要な役割を果たしている。

・特にアフリカ地域では、2017 年にアフリカ 24 か国と環境省、JICA、横浜市、国連開発計画(UNEP)、国連ハビタットが立ち上げた「アフリカのきれいな街プラットフォーム(ACCP)」は 47 か国・196 都市にメンバーを拡大しており(2025 年 1 月現在)、国連ハビタットは ACCP 事務局の任にある。ACCP の下で、アフリカの廃棄物分野の脱炭素やリサイクルを推進しており、2022 年 7 月、ACCP 第3回全体会合に環境大臣がビデオメッセージで参加したほか、2022 年 8 月、その成果を第8回アフリカ開発会議(TICAD8)で報告するなど、継続した対応を行っている。また、都市・居住に係る問題は公衆衛生に係る課題とも関連があり、都市問題が新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種感染症拡大や生活習慣病の一因となりうることから、都市計画を通じた具体の公衆衛生状況の改善に向けて、国連ハビタットの役割が一層重要となっている。

・2023 年 7 月に開催された G7 香川・高松都市大臣会合において取りまとめられた「G7 都市大臣会合コミュニケ」において、国連ハビタットが採択した「ニュー・アーバン・アジェンダ(NUA)」の重要性について言及されており、また、2024 年 4 月に開催された G7 気候・エネルギー・環境大臣会合において取りまとめられた「気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ」において、今後関係閣僚が議論することとして、国連ハビタットと協力の上での SDGs 地域化のためのパートナーシップ・プラットフォームを通じた活動が含まれるなど、国連ハビタットの役割が一層重要となっている。

・各プロジェクトの特性に応じ、公衆衛生、文化や都市の再生、都市移住及び環境の分野でそれぞれ世界保健機関(WHO)、国連教育科学文化機関(UNESCO)、国際移住機関(IOM)、UNEP 等と連携しており、避難民等に提供する仮設住宅や水・衛生施設等の効果的・効率的な整備手法において国連ハビタットの技術やノウハウを活用した事業が展開されている。

・また、アジア太平洋地域本部は、九州北部を中心に居住環境に資する技術やノウハウを有する日本の民間企業や自治体等と密に連携しており、日本の防災や環境技術等の優れた知見の国際的普及を通じ、人間居住に関する課題の解決に貢献している。例えば、アフリカ地域における廃棄物管理に関する事業では、福岡大学と日本の民間企業が共同開発した廃棄物管理技術(福岡方式)が活用されており、日本の環境技術の国際的普及や現地でのスラム改善に寄与している。特に福岡方式については、TICAD8に向けてとりまとめられた「ACCP チュニス行動指針」の中で、今後3年間で普及させる技術として明記されたほか、2022 年の国連気候変動枠組み条約の第 27 回締約国会議(COP27)で環境大臣からアフリカの廃棄物管理及びメタン削減の課題を解決する技術として全世界に紹介されるとともに、2023 年 11 月から 12 月に開催された COP28 では、環境省・福岡市主催、国連ハビタット共催のセミナーで紹介された。

・なお、本件拠出金は人件費や管理運営のためのコア予算に充当されているほか、アジア太平洋地域における海洋プラスチックごみ・廃棄物管理等の日本政府が重視する分野のプロジェクトにイヤーマークすることで、前述した日本の優良な技術の磨き上げや海外展開の促進に貢献している。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

・日本は、国連ハビタット設立以来、その最高意思決定機関である管理理事会の理事国としての地位を常に占めてきた。

・2018 年 12 月の国連総会決議により、最高意思決定機関が 58 か国の理事国からなる管理理事会から全加盟国参加型の国連ハビタット総会（4年に1回開催）に改組され、同時に国連ハビタットの予算計画・プログラム・予算執行等の実務を管理する 36 か国からなる執行理事会が設置されており、日本は執行理事会のメンバーとなっている（任期 2019 年5月～2023 年6月。2023 年6月の第2回総会において 2025 年まで任期延長。また、2025 年6月の修正第2回総会にて、次期（2026-2029）執行理事会メンバーとして選出。）。

・外務省は、同じく国連ハビタットに拠出を行っている国土交通省等と連携しながら、執行理事会メンバーである在ナイロビ国際機関日本政府代表部員とともに年2～3回ナイロビで開催される執行理事会に参加した（2024 年 12 月、2025 年3月）。また、在ナイロビ国際機関日本政府代表部員がその下部組織としての小委員会（年間 30 回程度開催）や、国連ハビタットの次期戦略計画の策定のための会合等に出席した。さらに、2024 年5月には修正第2回国連ハビタット総会が開催され、国交省審議官を代表とする代表団がオンラインで参加。

・日本は、執行理事会等において、日本の優先課題やあるべき都市政策への取組方針、アジア太平洋地域本部の活躍や重要性等について主張してきているほか、国連ハビタットの運営・取組や予算計画等について積極的に関与している。例えば、国連ハビタットのコア予算の次期計画について、野心的過ぎる予算確保の目標を掲げず、収入実態に合った設定に努めるよう再三主張した結果、事務局は収入実態に見合った計画に方針転換。2023 年3月の執行理事会で 2022 年コア予算が約 10 年ぶりに黒字となったことが報告されて以降、2023 年、2024 年収支も黒字となっており、財政の健全化が図られている。

・また、福岡にあるアジア太平洋地域本部と密に連携することで、国連ハビタット組織や現地の状況等を詳細に把握でき、各種会合で日本の意向等を的確に主張できるほか、国連ハビタットが実施するプロジェクト形成において日本の優先課題・テーマを積極的に盛り込むことができている。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

・2024 年8月、TICAD 閣僚級会合に出席するため国連ハビタットエルファン・アリ官房長が来日。同時期に国連ハビタット推進議員連盟（会長兼事務局長：鬼木誠議員）が開催され、国連ハビタット活動状況について国連ハビタット本部のエルファン・アリ官房長及びアジア太平洋地域本部の石垣本部長から報告があり、国連ハビタットの活動の一層の活性化に向けて意見交換を実施。また、アリ官房長が外務省を来訪し、今西国際協力局参事官と意見交換を実施。

・2024 年 11 月、第 12 回世界都市フォーラムがエジプトにて開催され、日本から国土交通省他から構成された日本政府代表団が参加。開催期間中、藤田国土交通省大臣官房審議官及び三浦同省大臣官房審議官がロスバツハ事務局長を表敬訪問し、日本と国連ハビタットとの連携等について意見交換を実施。

・2024 年 12 月、松浦駐ケニア日本国大使はロスバツハ事務局長を表敬し、日本と国連ハビタットの連携について意見交換を実施。

・以上のほか、国連ハビタットアジア太平洋地域本部長は、外務省を含む関係省庁の幹部や担当官に対し、アジア太平洋事務所の活動状況や成果について定期的に報告している。

1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

・アジア太平洋地域本部は日本政府、福岡県、福岡市等から財政的な支援を受けるとともに、民間団体、大学等とも連携し、日本の有する環境技術の途上国への移転を後押ししているほか、日本の地方創生に貢献している。

・2025 年3月、産官学市民セクター諸団体の各種事業のアジア・太平洋地域をはじめとする海外展開・パートナーシップ構築の推進寄与を目的とする「アジア・太平洋地域の「持続可能なまちづくり」のためのプラットフォーム」を設立、2025 年4月に東京・福岡にてネットワークセミナーを開催した。

・2024 年9月の環境技術専門家国際会議では、海外参加者に我が国専門家から独自の環境技術紹介し、日本の技術の海外展開に貢献した。

- ・2024 年 11 月、第 12 回世界都市フォーラムがエジプトにて開催され、開催期間中、小池東京都知事がロスバツハ事務局長を表敬訪問し、国連ハビタットとの連携等について意見交換を実施した。
- ・民間連携事業も増加しており、2024 年 12 月にはラオスにおける雨水タンクの設置活動プロジェクトが TOTO 水環境基金の助成プロジェクトとして採択されたほか、2025 年3月にトヨタモビリティ基金を通じた事業プログラム (Thailand Road User Safety Through Technology (TRUST) Program)を開始した。
- ・福岡方式について情報共有し、学び、人材育成を行う福岡方式グローバルネットワーク(福岡市設立)に国連ハビタットをはじめ環境省、JICA、福岡大学等が協力しており、2024 年度も年2回程度オンラインセミナーを実施した。また、福岡県と「令和6年度若手技術者・経営者向け実践型海外派遣プログラム」を共催し、ネパールでの現地研修の計画・実施に協力している。
- ・2025 年2月に、環境省、JICA、横浜市と共に推進する ACCP の現場研修をケニアにて開催し、日本から福岡大学、福岡市環境財団の専門家が講師として参加した。
- ・2025 年4月、国連ハビタット推進議員連盟(会長兼事務局長：鬼木誠議員)が開催され、国連ハビタット活動状況についてアジア太平洋地域本部の石垣本部長から報告があり、国連ハビタットの活動の一層の活性化と、2025 年3月に発生したミャンマー地震に係る対応について意見交換を実施。
- ・大学等の教育機関やパートナー機関と連携して国際人材の育成にも貢献している。例えば、九州産業大学との協定に基づくグローバル・リーダーシップ・プログラムにおいて3回講義を実施した。さらに九州大学、西南学院大学、福岡大学、修猷館高校など国内 12 校の高校・大学等からの講義依頼に対応した。また 2024 年は出前講座を 40 回実施し、2024 年9月には北九州市立大学の学生が国連ハビタットカンボジア事務所を訪問した。
- ・国内における支援団体として NPO 法人日本ハビタット協会、任意団体として福岡ハビタット研究会やハビタット福岡市民の会が設立されており、人間居住問題の広報活動や居住分野における国際協力活動を実施した。
- ・特定非営利活動法人循環生活研究所と生ごみ堆肥化によるごみ減量等で連携している。NPO 法人 SWAN(廃棄物アドバイザーズネットワーク福岡)とはミャンマー・エチオピア等の事業で連携を継続している。

1-5 本件提出に係る日本側の取組等

- ・国土交通省がアジア太平洋事務所と共同で運営する「国土・地域計画策定・推進支援プラットフォーム」(2025 年3月に第7回開催)等を通じて、国土・地域計画に関する日本の経験や知見を開発途上国と共有している。また、経済産業省は 2022 年 11 月の COP27 において「SUBARU イニシアティブ-Sustainable Business of Adaptation for Resilient Urban future-」を立ち上げ、アジア太平洋事務所と連携し、2024 年9月の環境技術専門家国際会議を通じて、気候変動適応分野への日本企業による貢献を一層拡大している。また、1-1(2)に記載のとおり、環境省は、ACCP を通じた活動を継続的に行い、TICAD8でその成果を報告している。これらの活動を通じて、上記戦略目標の達成に貢献している。
- ・アジア太平洋事務所を始め国連ハビタットに対して、日本の拠出金により実施する事業の効果的実施に係る働きかけを行っている。例えば、日本企業等との連携やビジビリティを意識した取組を求めており、外務省が支援するイラクでの取組は、国連ハビタットのホームページ等で紹介されている。
- ・日本は、国連ハビタットの予算計画・プログラム・予算執行等の実務を管理する執行理事会のメンバーとして会議に参加し、国連ハビタットがその役割を果たすためには世界各地で実施されているプロジェクトの適正な管理が必要であり、とりわけコア予算の財政管理が重要であること等を主張し、国連ハビタットの運営・取組等について関与している。
- ・本提出事業の効果を最大限に向上させることを含め、日本政府が効果的・効率的に支援するためには、関係省(外務省、経済産業省、国土交通省、環境省)が密に連携・協力することが重要であることから、国連ハビタット関係省庁連絡会議が設置されている。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件提出の貢献度に係る総括

・国連人間居住財団(HABITAT)拠出金は、国連ハビタットが持続可能な都市開発、スラム改善、廃棄物管理、防災、復興等の広範な問題解決のための事業、研修、専門家派遣等を実施し、主にSDGsの目標11(包摂的で安全かつ強靱な都市づくり)への貢献を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である防災対策及び気候変動・地球環境問題の解決に貢献することを目標としている。

・基準2において、国連ハビタットは基準2-1のとおり日本が有する環境問題、都市計画などに関する専門的知見を活かして、人間居住に係る課題解決に寄与している。人間居住の問題は自然災害や紛争などの影響を受けやすいため、国連ハビタットは緊急人道支援においても重要な役割を果たしている。また、国連ハビタットは基準2-2のとおり効果をあげている。特筆すべき点として、国連ハビタットはアジア太平洋地域本部を福岡市に設置しており、同地域本部が所掌しているアジア太平洋地域は日本にとって経済・安全保障政策上重要な地域であること、同地域には人間居住の問題を多く抱えている国があることを踏まえると、日本が国連ハビタットを通じてリーダーシップを発揮し、環境技術等地球規模課題解決に向けた協力を行うことは、大変意義深い。さらに、福岡市を拠点として活動を展開する中で、日本の中小企業や地方自治体が有する技術を開発途上国に移転する後押しを行う役割を果たしている。このことは、日本企業の海外進出の促進及び日本の技術を活用したSDGs達成への貢献という両方の側面から日本の外交政策上非常に有益である。

・基準3においては、3-1のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、財務的な課題は生じていないが、予算、プロジェクト、戦略等の管理について改善の余地があると指摘されており、国連ハビタットはこれら課題の改善に向けて対策を講じる方針である。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

・基準4については、4-1のとおりである。2024年7月、アジア太平洋地域本部に石垣和子本部長が着任し、以降精力的に日本国内における産学連携等を推進している。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1(1)【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

・国連ハビタットは、人間居住に係る課題を専門分野とし、「全ての人々に適切な住居を供給すること」及び「人間居住の持続可能な開発」を戦略目標として掲げるとともに、持続可能な都市化と人間居住を扱う唯一の国連機関として、目標11(包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する)を中心とした持続可能な開発目標(SDGs)に貢献することを目標としている。

・また、国連ハビタットは、2016年に第3回国連人間居住会議(Habitat III)で採択された都市問題や人間居住に係る課題の解決に向けた国際的な取組の方針をまとめた成果文書であるNUAの実施における主導的な役割を果たすことが期待されている。今後予想される開発途上国における急激な都市化により引き起こされる都市環境の悪化、災害への脆弱性の増大、インフラ・住宅等の不足、地球温暖化の加速化等の傾向が地球規模の課題となっていることから、国連ハビタットの果たす役割はますます大きくなっている。

・国連ハビタットは、2019年第1回国連ハビタット総会(Assembly)において、NUAの原則を反映させた戦略計画を採択した。その内容は、相互に関連し補強し合う4つの「Domains of change」(①貧困・格差の縮小、②都市の繁栄の共有、③気候変動・都市環境の向上、④効果的な都市危機の予防・対応)から構成されるとともに、人権、ジェンダー、若者等の社会包含的課題についても配慮した計画になっている。2025年5月の修正第2回ハビタット総会では、全ての人の適切な住宅／土地／基本的サービスへのアクセスを焦点に当てた次期(2026年～2029年)戦略計画を採択。戦略計画においては、国連とより広範な多国間システムの取組に価値を付加しつつ、様々な地球規模の課題に対処していくために、3つのインパクト・エリア(①貧困の撲滅に向けた公平で包摂的な繁栄、②防災、対応、復旧及び再建、③

環境及び気候へのアクション)を設定。①空間開発設計や政策、財政の枠組み等を通じた公的／民間投資の促進、②参加型マルチレベル・ガバナンスによるジェンダー平等・女性のエンパワーメントの達成と SDGs ローカリゼーションの加速化、③知識と能力の向上を通じたエビデンスに基づく政策決定、④意識と透明性の向上と、関係するステークホルダーとの連携、⑤国連ハビタットとそのパートナーへの資金増加等を企図した戦略計画となっている。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

現行戦略計画の4つの「Domains of change」に基づく取組の結果、2024 年に得られた成果は以下のとおり。

1 貧困・格差の縮小

- ・14 の都市 70,000 人以上の人々に対し、安全で包摂的で、アクセス可能な公共スペースを得る支援を実施
- ・14 の都市と2つの国において、ホームレスを終わらせ、全ての人の適切な住宅への持続的なアクセスを確保する戦略策定を支援
- ・水・衛生サービスの改善により、316,000 人に裨益 等

2 都市の繁栄の共有

- ・2023 年6月に国連ハビタット総会で採択された決議 HSP/HA.2/Res.1 に基づき、「人を中心としたスマートシティに関する国際ガイドライン(International Guidelines on People-Centered Smart Cities)」の策定作業を進めた。また、20 の都市において、上記ガイドラインの策定の情報を提供するべく、戦略、計画、プロジェクトをパイロット的に実施
- ・国連ハビタットが都市計画の策定を支援した地域に 5,700,000 人以上の人々が生活
- ・17 の自発的な地域レビューを公表(うち、3つは地方自治体が策定したもの) 等

3 気候変動・都市環境の向上

- ・マスタープランニング・プロセスを通じて特定された気候変動適応策により、ヨルダン、レバノン、シリア・アラブ共和国出身の 44,500 人以上の人々に裨益
- ・最も脆弱なコミュニティに焦点を当てた5つの統合都市気候アクションプランを創出
- ・サブサハラ・アフリカ地域の 13 都市において、レジリエンス行動枠組みを策定中(策定段階はそれぞれ異なる) 等

4 効果的な都市危機の予防・対応

- ・都市への移住・避難といった国内避難民に特有の状況への対応策を導入し、2か国の国内避難民 6,700,000 人以上に裨益
- ・9の都市において、仙台防災枠組に沿って、地域の防災戦略の実施を継続
- ・10 の地方自治体において、持続的で包摂的な地域の安全戦略・アプローチを実施 等

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

- ・ノンコア拠出については、アジア太平洋地域を対象に、国連ハビタットアジア太平洋地域本部のエンパワーメントにつながる事業であることや廃棄物管理等の日本政府が重視する分野に資すること等の要素を踏まえ、「アジア太平洋地域における持続可能な都市開発のための技術協力事業」を実施している。
- ・本事業は、日本が途上国・都市と強力なパートナーシップを構築し、アジア太平洋地域の環境を持続可能なものにすることを目指しており、NUA や SDG11 に合致するものである。これまで地域やテーマを分けてフェーズⅦまで実施しており、廃棄物管理、海洋プラスチックゴミ、水・公衆衛生(コロナ共生)、気候変動などのテーマで、ネパール、フィリピン、マレーシア等のアジア各国・都市におけるワークショップや専門家会議を開催した。
- ・種々の会議やプロジェクトの実施に当たっては、海外からの参加者はもちろん、日本からも福岡県、福岡市、福岡大学、NPO 法人 SWAN、パナソニックオペレーショナルエクセレンス(株)、九電みらいエナジー(株)など自治体、大学、民間企業も参加しており、日本の技術で人間居住の問題解決を図る取組となるよう工夫し、これまでに福岡方式(廃棄物管理技術)や遮熱塗料(ミラクール)、ためとつと(雨水貯水地下タンク)等の日本の中小企業の技術を現地に普及させている。

- ・福岡方式については、廃棄物管理に課題のある途上国への技術普及を一層推進するため、情報共有や人材育成を行う福岡方式グローバル・ネットワークを福岡市が設立し、オンラインセミナーを実施するなど、本事業が基軸となり途上国への技術導入を加速化している。
- ・2024 年9月、アジア太平洋地域本部が第 15 回環境技術専門家国際会議を開催。ネパール、フィリピン、ベトナムから政府や国連ハビタットのプロジェクトマネージャーら 10 か国から 83 名が参加し、それぞれの都市が抱える気候変動の影響やエネルギー政策の現状、課題とその取組について発表した。我が国専門家からは、潮流発電、世界初のマグナス式風力発電、ソーラーシェアリング、バイオガス等の独自の環境技術を紹介。一部の海外からの参加者からは自国での導入の可能性を探る議論もあり、日本の技術の海外展開に貢献した。また、これまでのフォローアップとして、2025 年6月に、パナソニック社「ソーラーランタン」をネパール・チャンドラギリ市及びラジュプール市における最も脆弱なコミュニティ 400 世帯に供与予定。供与に際し、寄贈式と現地ワークショップの開催等を予定。
- ・上記に示したように、単に資金提供を行うだけではなく、本拠出金の事業効果が最大限に発揮できるよう他のプロジェクトとの連携や成果の橋渡しを積極的に行い、日本の優れた技術を活用して課題解決を図ることにより、アジア太平洋地域のみならず、例えばアフリカ地域への福岡方式廃棄物管理技術の普及など、日本の技術の信頼性向上に繋がっている。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024 年7月(日本の 2023 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025 年7月(日本の 2024 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
・直近の決算報告書は、対象期間における国連ハビタット全体の決算をカバーするものである。 ・日本の 2023 年度拠出分 58,832 ドル(2023 年 12 月に拠出)は、先方 2024 年度の収入として計上されており、日本の 2024 年度拠出分 56,726 ドル(2024 年 12 月に拠出)は、先方 2025 年度の収入として計上されている。決算報告書は 2025 年7月頃に提出される見込み。 ・2024 年会計年度について、総予算の収入が 209 百万ドルに対して、支出が 195 百万ドルで 14 百万ドルの黒字である(未確定値)。また、コア予算については、2025 年3月の執行理事会の報告において(財政の健全化の結果約 10 年ぶりに黒字となった 2022 年会計年度に引き続き)2024 年コア予算も黒字となったことが報告されており、財政の一層の健全化が図られている(参考:2023 年度のコア予算収入は、21.3 百万ドルに対し、19.6 百万ドルの支出、1.7 百万ドルの黒字。) ・直近の決算報告書については国連会計検査委員会(BOA)が外部監査を実施した。 ・本外部監査報告書(BOA 作成)においては、決算報告書は、国際公会計基準に照らして適正であると評価されている。しかし、監査結果に影響はないものの、特に予算、プロジェクト、戦略等の管理について改善の余地があると指摘されている。 ・具体的には、評価活動への予算配分が不十分であること、不十分な管理等による不十分なプロジェクトパフォーマンス等が指摘されている。 ・これを受け、評価への十分な資金配分、プロジェクトの計画段階でのプロジェクトの背景及びリスクのアセスメントの強化等が勧告されており、国連ハビタットは当該勧告を受けた対策を行うこととなっている。	

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)
・国連ハビタットは、2018 年2月に4つの柱(新たな統治構造、新たな戦略計画の策定、内部改革プロセス、組織再編)で支えられる改革プロセスに着手した。2019 年第1回国連ハビタット総会において、①都市と地方の連続性全体におけるコミュニティの不平等と貧困を削減、②都市と地域の共通繁栄化、③気候変動対策強化と都市環境改善、④効果的な都市の危機予防と対応といった4つの活動領域を柱とする戦略計画を策定し、国連改革に伴い透明性、効率性等を高めるような内部改革プロセスも開始した。また、2025 年修正第2回国連ハビタット総会では、全ての人の適切な住宅／土地／基本的サービスへのアクセスを焦点に当てた新たな次期(2026 年～2029 年)戦略計画を採択。国連とより広範な多国間システムの取組に価値を付加しつつ、様々な地球規模の課題に対処していくために、3つのインパクト・エリア(①貧困の撲滅に向けた公平で包摂的な繁栄、②防災、対応、復旧及び再建、③環境及び気候へのアクション)を設定。SDGs ローカリゼーションの加速化や透明性の向上、関係するステークホルダーとの連携等を通じ、地域レベルや国レベルでの 2030 アジェンダや NUA の達成に向けて、メンバー国やそのパートナーをサポートして実現に近づけるよう各種取組を積極的に進めている。 ・国連ハビタットでは、ジェンダー平等や地域多様性に配慮した人材採用などを実施した。 ・予算の面では、近年コア予算が赤字であり財政難に陥っていたため、財政実態に見合わない職員雇用を自粛するなど緊縮財政措置を取るとともに、コア予算の財源確保に精力的に活動した結果、2022 年は 10 年ぶりに黒字化、また、2023 年、2024 年も引き続き黒字となり、財政の健全化が進んでいる。また、コア予算の次期計画の策定に当たって、従前は過年度の実績を顧みない過大な計画であったが、2023 年計画以降、過年度の実績に即した計画へと方針転換している。さらに、ソフト・イヤーマーク型拠出や運用型基金など、多様なドナーから資金を集めるための拠出形態を導入している。このように、国連ハビタットの業務合理化や財源確保に向けた取組を通じ、これまでの財政難が改善されつつある。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
該当なし。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
8	6	8	7.33	9	1.67	195
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
1	0	1	0.67	1	0.33	11

備考	本幹部は、アジア太平洋地域本部長である。
4-1(3)	上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況（ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等）
	アジア太平洋地域本部は、1-4に記載のとおり、国際機関への就職に関する講演イベント等を共催する他、所在地である福岡県内の小学校～大学、団体、民間企業等に向けた講義や出前授業等を通じて、積極的に広報活動を実施し、日本人職員確保に向けて取り組んでいる。
4-2	本件拠出金を基準4の評価対象としない場合（「N/A」とする場合）、評価対象としない（「N/A」とする）合理的理由

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A

s

a

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際連合人間の安全保障基金拠出金	
2 拠出先の名称	
国際連合人間の安全保障ユニット	
3 拠出先の概要	
1998 年、ハノイでの小渕総理大臣による政策演説において提唱され、1999 年に国連事務局内に設置された人間の安全保障基金(マルチドナー信託基金)の運営を行うため、2004 年9月、国連事務局内に創設された部局。所在地は国連事務局が存在するニューヨーク(米国)。	
4 (1)本件拠出の概要	
本基金は、人間の安全保障の実施と普及を目的として、日本が主導して 1999 年に国際連合に設置。現在の国際社会が直面する貧困・気候変動・紛争・難民問題・感染症等、多様な脅威に取り組む国連機関の活動の中に人間の安全保障の考え方を反映させ、実際に人間の生存・生活・尊厳を確保する事業を支援することを目的とする。本基金が支援する事業には、現地において人間の安全保障の実践を行う事業と、人間の安全保障のアプローチに対するグローバルな認識や理解向上を行う事業の2種類がある。本基金は、「保護」と「能力強化」を主軸に、「人間中心」、「包括的」、「文脈に応じた」、「予防的」といった国連総会決議に基づく人間の安全保障の共通理解を基に、人々の生存、生計及び尊厳に対する広範かつ分野横断的な課題を特定し対処すべく、複数の国際機関による共同プロジェクトを実施しており、日本は 2024 年末までに累計約 519 億円拠出している。本件拠出は、人間の安全保障に資するプロジェクトの実施と本基金を管理・運営する人間の安全保障ユニットの経費に充てられる。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 163,728 千円	
令和6年度予算額 991,548 千円(補正予算含む)、令和5年度予算額 4,619,700 千円(補正予算を含む)、令和4年度予算額 1,371,937 千円(補正予算を含む)、令和3年度予算額 778,357 千円(補正予算を含む)。	
日本の拠出率:2021 年から 2023 年はいずれも 100%。2024 年については、我が国に加え、タイが 3 万米ドル、イタリアが 23 万ユーロ拠出した(拠出率は、日本:96%、イタリア 3%、タイ 1%)。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局 地球規模課題総括課、国際連合日本政府代表部	

評価基準 1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅵ 経済協力」、「施策Ⅵ—2 地球規模の諸問題への取組」、「個別分野1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献」の下に設定された次回評価時(令和9年度)に向けての中期目標、「1「誰ひとり取り残さない」という考えの下、SDGs 達成に向けた取組を加速化することで、人間の安全保障の推進に貢献する。」、「2 国際機関内での人間安全保障の概念の主流化を図る。」、「3 人間の安全保障の理念に立脚し、「誰の健康も取り残さない」との観点から、UHC の達成に向け、以下の取組を実施する(—国際社会におけるUHC の理解促進に向け、指導力を発揮し、各国における UHC の達成に向けた具体的な取組を促進する。戦略的議論への積極的参加や、二国間や国際保健機関を通じた支援を通じ、新型コロナウイルス感染症、結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策、強固な保健システム及び緊急事態への備えの構築に貢献する。)」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和6年度外務省政策評価書)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

人間の安全保障は、冷戦終結やグローバル化の進展により、紛争や難民問題、感染症等、国際社会における課題が複雑化・多様化したことを受け、これらに有効に対処するため、従来の国家を中心とした枠組みだけではなく、人間一人ひとりに着目し、生存・生活・尊厳に対する広範かつ深刻な脅威から人々を守り、個人の保護と能力強化を通じて、豊かで持続可能な社会づくりを促す考え方である。こうした理念の下、国連人間の安全保障基金は、1999 年に小渕総理大臣の提唱により、日本政府が国連に設置した基金であり、2000 年に森総理大臣が国連総会演説において、人間の安全保障を日本外交の柱とする旨表明して以降、人間の安全保障は継続的に日本外交の重要な柱として位置付けられている。

人間の安全保障基金は国連において唯一、人間の安全保障の名を冠する基金であり、国連開発計画(UNDP)、国連児童基金(UNICEF)、国際移住期間(IOM)、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)等の国連機関による様々な事業が本基金を介して展開され、それによって世界のあらゆる地域で人間の安全保障のアプローチが浸透してきた。国連に設置されている他のマルチドナー基金に比べ、分野横断的かつコミュニティ・ベースでの対応を意識した事業にフォーカスすることでフィールドでの効果を高めるというオリジナリティを有している点で特徴的であり、何より日本の主導により設置された基金であり、国連における「日本ブランド」の代表格である。

日本国内での動きとしては、2023 年6月に改定された開発協力大綱においては、新しい時代の「人間の安全保障」が4つの基本方針の1つとして位置付けられるとともに、人間の安全保障を、日本のあらゆる開発協力に通底する指導理念に位置付けた。

2023 年9月の第 78 回国連総会一般討論演説において、岸田総理大臣は、「日本は、これまでも、人間の安全保障の理念に基づく「人間中心の国際協力」の先頭を切ってきました。」と発言したほか、同年9月の SDG サミットでは、「日本が主張してきた「人間の安全保障」は、まさに、「人間の尊厳」に基づく SDGs 達成の鍵となる概念です。」と発言した。また、2024 年1月の第 213 回国会における外交演説では、上川外務大臣が、「9月には国連「未来サミット」が予定されており、「人間の尊厳」という原点に立ち返り、人間の安全保障の理念に基づく「人間中心の国際協力」を主導していきます。」と発言し、人間の安全保障の理念に基づく取組の推進に向けて積極的な姿勢を示した。さらに、2024 年9月に国連で開催された未来サミットにおいて、岸田総理大臣は、人間の安全保障の理念の下、「人への投資」に果敢に取り組むと述べた。

国連場裡においては、近年、新型コロナウイルス感染症の拡大や、ロシアによるウクライナ侵略によってもたらされた食料・エネルギー価格の高騰、深刻化を増す気候変動問題等、国際社会が複合的危機に直面する中、分野横断的なアプローチである人間の安全保障の視点が一層重要となっていることから、日本は国際社会における人間の安全保障の再活性化に向けた取組を行ってきている。

2024 年1月には 10 年ぶりとなる人間の安全保障に関する国連事務総長報告が公表され、人間の安全保障の具体的推進における人間の安全保障基金の重要性が強調された。また、同報告発出を受け、同年4月にグテーレス国

連事務総長及びフランス国連総会議長の出席を得て人間の安全保障に関する国連総会非公式会合が開催された。さらに、2025 年3月にはシュタイナー国連開発計画(UNDP)総裁や井本 JICA 理事等も出席の下、第7回人間の安全保障フレンズグループ会合が実施され、人間の安全保障を更に推進していくための取組として、AI やデジタル等新しい分野における本基金の役割につき議論された。

2023 年 12 月、コスタリカ及びセネガルと共に再結成した人間の安全保障フレンズは、第6回会合を開催したほか、2024 年9月に開催された国連未来サミット成果文書に人間の安全保障の概念が指導理念として反映されるよう、人間の安全保障フレンズ共同議長による共同書簡を発出した際には、45 の国・地域機関の賛同を得ることができた。国連未来サミットの成果文書でも、人間の安全保障の理念が、人間の尊厳や誰も取り残さない等、同文書に通底する指導理念として取り入れられた。

今後とも国連を中心に人間の安全保障の概念の主流化を進めていくにあたり、そのためのツールとして人間の安全保障基金を通じた取組が必要不可欠であることから、本件拠出の重要性・有用性は一層増しているといえる。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

本基金の管理・運営を担う人間の安全保障ユニットとは、基金の財政状況やプロジェクトの実施状況等について、国連代表部担当との間で常日頃から密接に連携している。また、2001 年に緒方貞子及びアマルティア・セン共同議長の下に設置された「人間の安全保障委員会」の最終報告書の提言に基づき、国連人間の安全保障基金に指針を与え、人間の安全保障委員会の結論を事後的に広く実施・検証し、また推進することを目的として、2003 年9月、人間の安全保障諮問委員会が設立された。地域・専門分野が広くカバーされることを考慮しつつ、人間の安全保障に関心・貢献しているメンバーで構成されることとなっており、現在計8名の委員のうち、1名はドナー国枠として日本人メンバー(田中明彦国際協力機構(JICA)理事長)が確保されているほか、外務省地球規模課題総括課長も職務上(ex officio)メンバーとなっている。年1回開催される人間の安全保障諮問委員会会合には、日本政府として外務省地球規模課題総括課長及び国際連合日本政府代表部も参加しており、本基金の方向性や運用方針について日本政府の意向を表明する機会が担保されている。2025 年4月に諮問委員会アドホック会合が実施され、6月にも諮問委員会が開催される予定。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

2023 年 11 月、人間の安全保障諮問委員会会合を開催。日本政府からは山中国際連合日本政府代表部大使他が参加し、ヴォルベック議長(元ノルウェー外相)、高須人間の安全保障担当国連事務総長特別顧問を含むハイレベルが出席。本基金の活動内容や財政状況について確認するとともに、本基金に対する令和5年度補正予算による拠出が閣議決定されたことを日本側から報告したところ、各委員よりこれを歓迎する意見が得られた。また、人間の安全保障に関する第4次国連事務総長報告アウトライン案における本基金の位置付けについて高須顧問から報告があり、各委員よりこれを評価する意見が寄せられた。また、2024 年2月に人間の安全保障諮問委員会アドホック会合をオンラインで開催され、同年1月に公表された人間の安全保障に関する第4次国連事務総長報告の概要及び同報告のモメンタムを維持するための総会非公式会合の開催、未来サミット成果文書文言交渉における各方面の働きかけの取組等につき報告があった。各委員からは、人間の安全保障の理解拡大に向けたドナー・ラウンドテーブルの開催、人間の安全保障に対する加盟国の立場に係るマトリックス作成、2022 年 UNDP 特別報告書と今回の国連事務総長報告をベースとした人間の安全保障に係る認識向上のための人間の安全保障ユニット及び UNDP の合同キャンペーン実施等についての提案があった。さらに、2024 年5月に人間の安全保障諮問委員会会合が対面開催され、人間の安全保障の普及のモメンタムが生じているとの認識が共有された一方で、資金的サポートが政治的支持の拡大に付いてきていないとの危機感も共有され、主に資金動員の方途に焦点を当てた議論が展開された。2025 年4月には外部コンサルタントによる人間の安全保障ユニットの今後の方向性につき、いくつか提案がなされたが、今後も議論が継続される予定。

なお、本件拠出先である人間の安全保障ユニットが所属する国連事務局との間での主な往来・対話は以下のとおり。

2023 年9月、上川外務大臣が第 78 回国連総会出席のためにニューヨークを訪問し、グテーレス国連事務総長と会談を行った際、上川大臣から人間の安全保障の大前提でもある「人間の尊厳」に焦点を当てる必要性について述べた。

2023 年 12 月、石兼国連代大使は、ニューヨークにおける第6回人間の安全保障フレンズ会合に共同議長として出席。41 か国が参加した同会合では、国連加盟国間での活発な意見交換を通じて、人間の安全保障がどのような付加価値を様々な支援の現場にもたらすことができるのかについて、参加者間での理解が深まったほか、2030 年までに SDGs を達成するための取組を加速するための触媒として、人間の安全保障の理念を活用することの有効性が高まっていることが改めて認識された。

2024 年2月、上川外務大臣は、訪日中のフランス国連総会議長と会談し、人類が分断と対立を乗り越え、一致してこれらの課題に取り組む上で、分野横断的な「人間の安全保障」の概念を一層主流化していくことで一致した。

2024 年3月、上川外務大臣は、ニューヨークで安保理閣僚級会合に出席した際、グテーレス国連事務総長と会談し、4月の人間の安全保障に関する国連総会非公式会合、9月の未来サミット等の機会を通じ、多国間主義の強化のために協力していくことで一致した。

2024 年9月、国連で開催された未来サミットにおいて、岸田総理大臣は、人間の安全保障の理念の下、「人への投資」に果敢に取り組むと述べた。

2025 年3月、山崎国連代表部大使は、ニューヨークにおける第7回人間の安全保障フレンズ会合に共同議長として出席。AI／デジタル等新しい分野における人間の安全保障の役割について活発な意見交換が行われた。その中で、ヤン第 79 回国連総会議長は、気候変動やデジタルの課題への対応に人間の安全保障が役に立つとの認識を示し、2024 年9月に採択された「未来のための約束」の実施において、人間の安全保障の考え方が各国の取組の指針となるべき旨述べた。また、シュタイナー国連開発計画（UNDP）総裁も、AI を含む新たな技術への対峙を考える上で人間の安全保障が知恵を提供し得る旨指摘しつつ、人々を脅威から守ると同時に機会を生む人間の安全保障の重要性を述べた。更に、井本国際協力機構（JICA）理事がウガンダの給水施設における人間の安全保障の適用例を紹介し、デジタル・ツールと組み合わせた人間の安全保障の付加価値を効果的に説明したほか、リルジャート IOM ニューヨーク事務所長からは、サヘル地域における移住に係るデータ管理を例に挙げながら人間の安全保障の視点を紹介した。加えて、国連人間の安全保障信託基金のこれまでの活動や将来の在り方についても活発な議論が行われた。各国の国連代表部や国際機関から 50 名以上が参加した同会合では、SDGs の達成に向けて人間の安全保障の理念を活用することが引き続き有効であるとの認識が共有されたほか、これからの新しい時代において、AI／デジタルの発展に伴う課題や深刻化する気候変動といった分野において人間の安全保障が効果的に適用されるよう、関連の考察を深めていくことの意義についても認識が共有された。

2025 年1月、閣僚級招へいにて訪日中のフィレモン・ヤン第79回国連総会議長は岩屋外務大臣と懇談し、その際に、岩屋外務大臣からも、人間の安全保障の理念の下、SDGs 達成に向けた取組の加速が重要である点について伝達した。

1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

高須人間の安全保障担当国連事務総長特別顧問が、本基金を管理・運営している人間の安全保障ユニットを監督している。また、前述の人間の安全保障諮問委員会において、田中 JICA 理事長が個人資格で諮問委員を務めている。

2024 年3月、JICA 緒方貞子平和開発研究所がレポート「今日の人間の安全保障」第2号を発刊し、同年5月に、JICA 主催の同レポート発刊記念シンポジウムが開催され、複合危機に直面する時代において、世界の問題を正しく捉え、適切に対応していくために人間の安全保障の視座が有効であることが確認された。さらに、同じく5月にニューヨークで人間の安全保障ユニット、JICA、UNDP 共催の人間の安全保障と SDGs に関するシンポジウムが開催され、SDGs 達成に向けた取組を加速化させるツールとして人間の安全保障が果たす役割への注目が高まっているとの認識から、特に地域社会の視点に立った取組に焦点を当てた意見交換が実施された。

そのほか、人間の安全保障についての研究者による人間の安全保障学会の活動が行われており、2025 年1月には東京大学大学院総合文化研究科による「人間の安全保障」プログラム創設 20 周年シンポジウムが開催（外務省後援）され、その直前の 2024 年9月には「人間の安全保障（東大駒場15講）（阪本拓人/キハラハント愛（編）」が東京大学出版会より出版された。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

国連人間の安全保障基金はマルチドナー信託基金であるが、2017 年以降は日本以外のドナーによる拠出がなく、本基金への累積拠出割合は日本が9割超を占めているところ、更なるドナー拡充を図るため、日本政府は、国連における人間の安全保障に関する議論の再活性化を通じて、本基金の重要性を各国に訴えることも念頭に、日本、コスタリカ、セネガルの国連常駐代表を共同議長として人間の安全保障フレンズを 2021 年6月に再結成しており、2023 年12 月には第6回人間の安全保障フレンズ会合を開催した。同会合には、石兼国際連合日本政府代表部特命全権大使兼常駐代表が共同議長として出席し、参加者の間での意見交換を通じて、人間の安全保障の概念の有用性が再確認された。さらに、日本からの要請を受けて、人間の安全保障に関する事務総長報告が 2024 年1月に公表され、同報告のモメンタム維持を目的として同年4月に開催された人間の安全保障に関する国連総会非公式会合には、山崎国際連合日本政府代表部特命全権大使が出席し、加盟国間で人間の安全保障の活用をめぐる活発な議論が行われた。これらの取組に合わせて、ドナー拡充に向けた働きかけとして、ハイレベルでの意見交換や協議の機会を活用し、複数国に対して本基金への拠出の働きかけを行った結果、本基金のユニットの努力もあり、2024 年はイタリアとタイが本基金への拠出を行うこととなった。引き続き様々な機会を捉えて、ドナー拡充に向けた働きかけを行っていく予定。

なお、本基金はマルチドナー信託基金としての性質上、人間の安全保障ユニットから実施機関に対して、日本を含めた特定の国のビジビリティを高めるような要請は原則として行わないが、補正予算による拠出で実施される案件については、例外的な措置として、日章旗ロゴの使用やプレスリリースでの言及等、日本のビジビリティを高めるよう、人間の安全保障ユニットは、プロジェクト対象国における実施機関に対して要請している（例えば、国連人間居住計画（UN-Habitat）、UNICEF、国連女性機関（UN-Women）によるレバノンでの事業（令和3年度補正予算案件）により改修されたコミュニティ・センターの開所式典が 2023 年9月に開催された際には、駐レバノン特命全権大使が出席）。当初予算による拠出で実施されるプロジェクトについても、実施機関の中には、日本が人間の安全保障を推進し、本基金の主要ドナーであることを承知しており、これを踏まえて、完成式への現地の日本大使の招待や、日本の支援についてプレスリリースで言及するといった形で、日本のビジビリティを高める努力を自発的に行うケースもある（例えば、IOM 及び OHCHR によるギニアでの事業について、2024 年5月にワークショップが開催された際、駐ギニア臨時代理大使が式典に出席）。

1-3 のとおり、2025 年3月には、山崎国連代表部大使は、ニューヨークにおける第7回人間の安全保障フレンズ会合に共同議長として出席（本件フレンズ会合の議題は実質日本が決めている）。AI／デジタル等新しい分野における人間の安全保障の役割について活発な意見交換が行われた。また、過去の会合で人間の安全保障ユニットの提案を受け、基金の活動評価について加盟国のインプットを得ることとなったが、今般の第7回フレンズ会合では、それに基づき実施されたコンサルによる基金の評価がメンバーに共有され、議論も行われた。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

国際連合人間の安全保障基金拠出金は、国際連合人間の安全保障ユニットによる活動を通じ、現在の国際社会が直面する貧困・気候変動・紛争・地雷・難民問題・麻薬・HIV/エイズを含む感染症等、多様な脅威に取り組む国連関係機関の活動の中に人間の安全保障の考え方を反映させ、現場において実際に人間の生存・生活・尊厳を確保していくことを達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である人間の安全保障の普及に貢献することを目標としている。

国際連合人間の安全保障ユニットは、基準2のとおり、国連内及び国際社会において人間の安全保障の概念を主流化するための広報プロジェクトや、国際社会の脆弱な地域において人間の安全保障を実践するためのプロジェクトの実施の支援をし、国連における人間の安全保障の主流化、国際社会での人間の安全保障に関する認識・適用の拡大、SDGs達成への貢献等といった効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については4-2 の理由から N/A としている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準 2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

国連人間の安全保障基金の活動内容は、本基金の目的や活動基準を定めたガイドラインに基づき行われており、同ガイドラインに従い、①国連における人間の安全保障の主流化、②国際社会での人間の安全保障に関する認識・適用の拡大、を目標としている。人間の安全保障ユニットは、本基金の年次報告書において次年度の計画(予算や案件概要(目標))を示し、本基金の活動に指針を与える人間の安全保障諮問委員会の協議に付される。2023 年には2024 年-2025 年案件として10 件以上承認された。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

コア拠出による活動としては、Window2 案件(国際社会において人間の安全保障を普及するためのアドボカシー案件(1 件あたり上限約 30 万ドル))の実施、国連本部のロビーでの同基金が実施してきたプロジェクトの成果をパネルで展示するマルチメディア展示会(2024 年5月~6月)の開催、ビジネスパートナー開拓活動等が上げられる。

Windows2 については、2023 年度に行われた案件募集では、SDGs 達成を加速化させるほか、国連事務総長が示した我々のコモンアジェンダ、新たな平和への課題、その他グローバルアジェンダにおける優先課題を実現するために人間の安全保障の適用推進に焦点を当てる案件が対象とされ、前年比2件増となる117 件の事業申請があり、計9 件のプロジェクトが人間の安全保障に資する案件として承認された(260 万件の裨益者)。2024 年度にも以下9件の案件が承認された。

「デジタル空間における女性の保護とエンパワーメント：人間の安全保障アプローチの提唱」(エジプト)、「ILLIMI ニジェール：危機の予防、緩和、対応のためのデータ活用の強化」(ニジェール)、「マリにおける平和と社会的結束を強化するための持続可能なヘルスケアと社会的保護のためのエネルギーとデジタル・イノベーション」(マリ)、「人間の安全保障と包括的デジタル変革：ハリスコ州におけるレジリエントで持続可能な開発のためのナレッジ・マネジメント」(メキシコ)、「市場と気候変動が食糧安全保障に及ぼす影響との関連についての理解の深化」(モリタニア)、「サヘルにおける人間の安全保障モニタリングを通じて、持続可能な解決策のデータと証拠を強化」(サヘル地域)、「地域に根ざした人間の安全保障アプローチを推進するためのツールキット」(レバノン)、「ウズベキスタンにおけるサイバー犯罪とデジタル暴力に対する青少年のレジリエンス強化」(ウズベキスタン)、「ベトナムの若者のためのデジタル空間の確保」(ベトナム)。

これらのプロジェクトは、人間の安全保障という考え方にに基づき、各国で個々人のエンパワーメントを高めるため、知識や技能を身につけさせ、強靱性を高めることを目標とし、またこうしたプロジェクトを通じて人間の安全保障という概念も普及させることに役立っている。例えば、ベトナムやウズベキスタンの案件（デジタルの案件）では、サイバー犯罪やリスクに立ち向かうべく、青少年のデジタル技術や知識を高め、自身をこうした犯罪から守ることを目指している（上記プロジェクトは多くが 2025 年開始、2026 年終了予定）。なお、本件コア拠出に基づく案件実施分の報告書は、事後的にまとめて報告書を受領している。

例えば過去の終了済の案件としては以下の成果が報告されている。

2019 年8月～2023 年 12 月に実施された「カリブ海地域における人間安全保障、気候レジリエンス、および女性のエンパワーメントを通じた持続可能な開発の推進」では、カリブ海地域では、中間所得国が援助の流れの減少に直面し、経済成長の遅れ、高水準で持続不可能な債務、増加する貧困と不平等、気候変動と災害リスク、女性や若者は、低所得経済参加の障壁が高く、経済、社会、環境のショックに対する脆弱性がさらに高まっていたため、より強靱な地域社会を構築することを目指し、カリブ海の主要経済部門（農業、漁業、および関連する小規模事業活動など）に焦点を当て、包括的でジェンダーに配慮した開発を推進することにより、人間の安全保障の強化を目指したものであり、国連人間の安全保障基金が UN Women、国連食糧農業機関（FAO）、国際労働機関（ILO）、UNDP（国連人口基金（UNFPA））、UNICEF、国連常駐調整官オフィス

（RCO）連携）と実施を委託したものである。実施の結果、162,000 人が受益者として恩恵を受けたとされており、カリブ海地域における主要な分野において、ジェンダー対応力と災害回復力を大幅に向上させた成果が報告されている。

< 具体的成果（例） >

- ・小規模部門への支援は、小規模企業支援プログラムのデスクレビューを通じて強化され、女性農家と起業家向けのガイドとディレトリが作成された。デジタルヘルプデスクが立ち上げられた（アニメーション動画とアプリを含む。）。また、ヘルプデスクと 20 台を超えるタブレットとノートパソコンの配布により、受益者の情報とリソースへのアクセスが大幅に改善された。）

- ・プログラムは、4か国の 30 人の農業普及員から得たデータを用いたジェンダー評価を実施し、女性向けの農業普及サービスを強化した（この調査は、バルバドスとサン・ルシア島におけるジェンダー主流化におけるギャップを明らかにし、ジェンダー評価ツールの作成、ジェンダー、農業、気候に関する詳細な報告書の完成につながった。）。

- ・市場アクセス準備とレジリエンスの強化のため、プログラムは、グレナダでオンライン農業土地管理システムを導入し、バルバドスとドミニカ共和国にも展開した（グレナダでの土地銀行のパイロット実施と申請者向けの能力強化訓練を含む。）。

- ・ビジネス支援は、金融リテラシーとマイクロ保険に関する訓練を 278 人（うち女性 74%）に実施し、マイクロ保険に関する研修を実施し、養蜂業などの分野の価値チェーン分析を実施した。

- ・コミュニティのレジリエンスは、複数の国でリスクマップの策定と災害管理計画の策定を通じての強化を実施した。

また、2021 年9月から 2023 年 12 月に実施された「ガボンにおける混合移民に対する人間安全保障アプローチ（予防、保護、及び能力強化）」では、ガボンへの混合移民は、労働目的の不法移民を含むが、女性と子どもの犯罪組織による人身取引も含まれ、拡大傾向にあり、ますます顕在化する課題があった。この状況は、混合移民、難民申請者、難民の流入増加を招き（女性や保護者の同伴のない子どもを含む。）、ガボンは難民と長期滞在移民を支援する政策を行っているが、混合移民の流れと関連する組織犯罪の新たな課題に対応するため、より予防的、統合的、包括的な戦略が求められていた。よって、本プログラムは、ガボンの混合移民に関する法的枠組み及び実施メカニズムを強化し、被害者の地位に関わらず、国際基準に準拠した質の高い識別、保護、支援サービスを提供すること、難民、移民、及び受け入れコミュニティを多様な啓発活動と意識向上努力を通じて強化することを目標に実施され、5,000 人（直接）、700,000 人（間接）がプログラムの恩恵を受けたとされる（国連人間の安全保障基金が、UNICEF、国連薬物犯

罪事務所 (UNODC)、UNHCR、IOM と共に実施)。結果、同プログラムは、このプログラムの成果は、ガボンが脆弱な人々を保護・支援する能力を大幅に高め、人身売買に対する地域協力の強化に貢献したが、成果として具体的には以下のとおり。 <具体的成果(例)> ・ガボンの移民の密入国や人身売買に対処するための規範的枠組みを強化し、既存の法的・政策的メカニズムの包括的な見直しを実施(このプロセスにより、混合移民に関する人間の安全保障の枠組みが策定され、被害者の特定、紹介、ケアの改善を目的とした標準業務手順書(SOP)およびガイドラインが作成された。) ・国の調整を改善するための取組としては、人身売買防止委員会が設立され、様々な利害関係者による SOP の検証が行われた。 ・脆弱な層の社会経済的統合を強化するため、人身取引の被害者に対し職業訓練と支援を提供し、自立のためのスキルとリソースを獲得するのを支援。意識向上キャンペーンを実施し、一般市民と当局に対し、人身取引、混合移住、及び人間安全保障枠組みに関する教育を行い、より情報豊富で支援的なコミュニティの形成を促進した。 ・人身売買に関する四半期ごとの速報の発行、データ収集と報告に関する国家機関への研修、将来の制度や政策の改善を推進するための教訓の体系化等も実施。 このほか、人間の安全保障ユニットは、2024 年 12 月には、ユニット長が人間の安全保障基金がロンドン・スクール・オブ・エコノミクス(LSE)に委託した人間の安全保障とビジネスのパートナーシップに関する事業の発表会(英国)に参加、その際に、在英国日本大使館を訪問し、同基金の拠出国を増やす取組等についても意見交換を行った。この他、同ユニットは、半期毎にニュースレターを発刊し、人間の安全保障の適用が気候変動や AI 等、複合的な現代の課題に対処する上でいかに有益な結果をもたらすものであるか広報すること等により、人間の安全保障の主流化とその適用・拡大に貢献した。
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準 3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024年9月(日本の2023年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025年9月(日本の2024年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
本件拠出は、他のドナーの拠出とともに、国連事務局内に設置された国連人間の安全保障基金に組み入れられ、人間の安全保障に資するプロジェクトの実施と本基金を管理・運営する人間の安全保障ユニットの経費に充てられる。本基金の財政状況及びプロジェクト実施実績については、人間の安全保障ユニットが毎年年次報告書を公表するほか、年1回開催される人間の安全保障諮問委員会会合においても報告される。2023年の残高は19,493,993ドルとなっているが、いずれも数年間実施されるコミット済みのプロジェクト予算や、翌年度の案件募集のために確保されている予算も含んでいるため、全て使途が特定されており、執行残ではない。 本基金のみについての監査は行われていないが、国連全体の監査報告である国連会計検査委員会(BOA)の報告書の中で、国連信託基金の1つとして扱われており、本基金について特段の指摘はなされていない。	

本基金について特段の指摘事項はない。なお、2024 年5月に開催された人間の安全保障諮問委員会会合において、国連システム内に数ある基金との差別化を図り、本基金独自の付加価値を示すべく、本基金の位置づけや役割にかかる評価を実施する方向となり、2025 年4月及び6月の諮問委員会で同評価の報告がなされた。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)
人間の安全保障ユニットは、人間の安全保障諮問委員会会合において、事業の運営や効率性を厳しく精査した上でその後の事業を計画しており、事業や拠出金のより効果的な実施・活用を目指している。また、国連人間の安全保障基金が実施する案件には、Window1:国際社会において人間の安全保障を実践するための開発案件(1件あたりの上限約 200 万ドル)と Window2:国際社会において人間の安全保障を普及するためのアドボカシー案件(1件あたりの上限約 30 万ドル)の2種類があり、前者の開発案件については、2014 年より、予算総額のうち 50%を基金から充当し、残りの 50%は実施国連機関や他国政府からの共同出資を条件としており、これによって、日本の予算上の制約もあり、新規拠出が減少傾向にある中、国連人間の安全保障基金による資金をシードマネーとして、費用対効果の高い開発効果を生み出している。こうした共同出資の導入により、追加の資金調達を可能にするのみならず、実施機関自らが資金を負担することにより、当該機関の活動内容に、人間の安全保障の視点が取り入れられるという波及効果も得られる。 また、本基金の主要ドナーである日本の拠出額が近年減少傾向にあり、本基金の財政事情が厳しいことを踏まえ、2021 年及び 2022 年に続き、2023 年の案件募集においても、Window2のみを対象とすることにより、支出を抑えている(なお、2024 年についてはコア拠出が極端に減となったことから、案件募集が実施できなかった。) さらに、本基金に対する理解を深めることを通じて、ドナー拡充につながることを目的として、2023 年 11 月に開催された人間の安全保障諮問委員会会合では、人間の安全保障ユニットは、諮問委員と人間の安全保障フレンズグループとの意見交換の場を設けるなど、本基金の財源確保に向けた努力を行っている。こうした取組の成果もあり、2024 年にはイタリアとタイが本基金への拠出を行うこととなった。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
該当なし。

評価基準 4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☒ 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等)(人間の安全保障ユニット) ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
1	1	1	1.00	2	1.00	7
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数

2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
0	0	0	0.00	0	0.00	0
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況（ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等）						
人間の安全保障ユニットが極めて小規模な組織であるため幹部ポストは存在しないが、高須幸雄人間の安全保障担当国連事務総長特別顧問が同ユニットを監督している。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合（「N/A」とする場合）、評価対象としない（「N/A」とする）合理的理由						
人間の安全保障ユニットの人員規模は、専門職以上の人数が7名のみと極めて小規模なため。						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A-

b

a

b

a

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
初等教育関係(GPE)拠出金	
2 拠出先の名称	
教育のためのグローバル・パートナーシップ(GPE)	
3 拠出先の概要	
2001 年 G8ジェノバ・サミット後に発足した G8教育タスクフォースの提言を受け、ミレニアム開発目標(MDGs)ゴール2及び万人のための教育(EFA)にある「基礎教育の完全普及」達成のため、2002 年に「ファスト・トラック・イニシアティブ(FTI)」として世界銀行(以下、世銀)主導で設立。2008 年洞爺湖サミットにおける首脳宣言における教育支援の強化を推進すべく、教育のためのグローバル・パートナーシップ(GPE)に名称変更。事務局はワシントン D.C.(米国)(本部)、パリ(フランス)及びブリュッセル(ベルギー)。20 か国以上の主要ドナー国の他、国際機関、市民社会、財団、民間セクター等が協力。GPE のパートナー国(被援助国)は約 90 か国。	
4 (1)本件拠出の概要	
GPE は持続可能な開発目標(SDGs)の教育分野の目標4(SDG4(すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保))及びその行動枠組みである「Education2030 行動枠組」の達成を目標に、基礎教育支援に重点を置きつつ、基礎教育後の教育支援や就学前教育にも支援の範囲を広げ、女子教育・教員研修・教育データ分析等の課題別のチームが被援助国における教育の質の向上のために必要な分析を行っている。また、緊急支援が必要な被援助国に対しては、特別支援枠を設けており、紛争影響地域やコロナ禍による学校閉鎖等の影響を受けている地域に対して緊急支援を行っている。GPE への拠出金は、主に途上国の教育省の能力開発に軸が置かれており、教育省自らが教育分野における優先的課題を抽出し、ジェンダー平等に配慮した教育セクター計画の策定・実施・モニタリング評価を行うための財政・技術的支援に使用されている。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 47,756 千円	
日本の拠出率(2003 年から 2024 年末迄)は 0.5%、ドナー28 か国中 18 位。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局地球規模課題総括課、在米国日本国大使館	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 VI:経済協力」、「施策 VI-1:経済協力」、「個別分野3:地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築」の下に設定された中期目標「国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会の構築を目指し、地球規模課題に率先して取り組む。」を達成するための手段の一つと位置づけている。[\(令和6年度外務省政策評価書\)](#)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

【拠出の重要性】

教育は他者や異文化への理解を育み、平和を支える礎となるもので、日本の重要外交課題である人間の安全保障を推進するために不可欠な分野である。GPE は、2002 年に G7/G8 諸国が中心となってその前進となる FTI を世銀内に設立した世界最大の教育のための信託基金である。GPE は、相手国政府教育省の能力強化を支援し、教育セクターの重要課題に取り組むことによって SDGs の教育分野の目標4を達成するべく、5年に一度の増資会合にてドナー国からプールした資金で成る GPE 基金(ドナーからの拠出金)から資金援助を行っている。また、GPE は、約 90 か国のパートナー国において、教育分野におけるパートナーシップを礎に、国連機関、開発金融機関、ドナー、民間・財団などのマルチステークホルダーからなる政策対話プラットフォームを設立し、被援助国における「教育制度の変革」を牽引している。2023 年の G7 広島サミットの成果文書にて GPE に対する継続的支援について言及されたほか、開発協力大綱及び SDGs 実施指針においても協力の推進につき明記されている。2024 年 10 月の G7 開発大臣会合コミュニケにて、アフリカ連合が 2024 年を「教育の年」と定めたことを歓迎し、アジェンダ 2030 及びアフリカ連合アジェンダ 2063 の教育目標の達成に向けた共通の取組を加速させるため、アフリカのパートナー及び GPE をはじめとする国際社会との連携を強化にコミットする旨明記された。

教育分野において、GPE を通じた支援を行うことは、パートナー国の主体的な取組の下、マルチステークホルダー間の連携を通じた国際教育協力を実現できるほか、マルチプレイヤー(ドナーと GPE が3:1、または民間と GPE が1:1の比率で拠出する仕組み)等の革新的資金調達、及び学校給食などの分野別グラント等を支援・活用することにより、事業費を拡大しよりインパクトの大きい支援を効果的かつ効率的に実施することが可能となるばかりでなく、教育支援を通じて人間の安全保障の実践に取り組む日本の姿勢を国際的に示すとともに、日本が戦後経済成長を成し遂げた要因である教育制度の構築のノウハウを国際的な場で共有することにより、教育の重要性についての認識をグローバルに高めることに貢献する上で大きな意義がある。

【拠出の有用性】

GPE による教育支援は、緊急性の高い紛争影響下の国々における人道的な観点からの教育支援と、長期的視野に立った人づくり、制度変革を目的とした教育支援とがその両輪を成す。GPE へ拠出することで、低所得国や紛争影響国・脆弱国における基礎教育の普及や学習環境の改善に貢献し、相手国政府の能力開発に寄与することができる。それは SDGs の目標4を達成し、人間の安全保障の推進を通じて地球規模課題を解決するという日本の政策目的に合致する。

・相互補完性:GPE への拠出を通して、二国間支援の実施が困難な紛争影響国等への支援が可能である。GPE の支援の6割は、世界の不就学児の3分の2が居住する紛争影響国・脆弱国に充てられており、GPE へ拠出し、こうした国々(例えばエチオピア、スーダン、シリア、イエメン、モルドバ、ソマリア)に支援を届けることで、日本の国際貢献の幅を拡大してきている。

・代替不可能性:GPE は多様な援助機関、NGO や民間企業・財団との共同出資を行うためのスキーム「マルチプレイヤー」といった革新的資金調達枠組みを設けている。GPE の枠組みを活用して多様なステークホルダーが連携することで、援助効果の最大化、援助規模の拡大につながる相乗効果を生み出している。こうした官民連携の枠組みを提供し、多様なステークホルダーを巻き込めるのは、パートナーシップ基金という性格を持つ GPE ならではの取組である。

・比較優位性：1) GPE は国連機関など他の援助組織が実施しているプロジェクト型の短期的な支援と異なり、5年に一度の増資会合でプールした資金によって成る信託基金であり、長期的に現地の教育省の教育制度変革を促進することを目的に支援をしている。支援対象国が国内予算の20%以上を教育に充てることを支援の条件とし、支援対象国のオーナーシップの尊重、自立を促す伴走型の支援を実践している。2) 現地における政策対話・援助協調のプラットフォームの調整をするコーディネーション・エージェンシー(CA)としての役割を国際協力機構(JICA)が担う事例が増えている(セネガル、パプアニューギニア、パキスタン)。教育省と共に日本の組織がCAを担うことにより、現地における日本のプレゼンスが向上している。3) JICA は2024年12月にGPEの資金を獲得・運営するグラント・エージェント(GA)の資格を取得したことによって、今後JICAが取り組んできた2国間援助の案件をGPEのグラントによってスケールアップすること等が可能となった。4) マルチプレイヤー等の革新的資金調達枠組を活用し、民間・財団が行っている支援をスケールアップし、教育省が必要としている分野により多くの資金を呼び込むことができる。2024年には日本財団との共同出資が実現し、ベトナムにおける少数民族の子どもへの支援を開始した。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

理事会においてドナー国は6つのグループに分けられ、それぞれのグループにおける理事・理事代理は、これまでの増資会合におけるブレッジ額の上位2か国が務める。日本が所属するドナー・グループ6については、米国及びオーストラリアが各々理事・副理事を務めてきたが、トランプ政権下においてUSAIDの活動が凍結されたことに伴い、暫定的な措置として、2025年6月の理事会にて、拠出実績グループ内2位のオーストラリアが理事に、同3位の日本が副理事に就くこととなった(本評価期間中、理事会は2024年12月、2025年6月開催)。発言権を有する副理事に就任することにより、GPE理事会の意思決定プロセスにおいて、日本の影響力を高めることが期待できる。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

・2024年8月、チャールズ・ノース副CEO、松吉由希子・アジア地域対外関係上級責任者が訪日し、中村和彦地球規模課題審議官と意見交換を行った。国際教育協力勉強会(Friends of Education)を議員会館にて開催し、ノース副CEO、ラオス、ウクライナ、マダガスカルの教育大臣がキーノートスピーカーとして登壇し、GPEマルチプレイヤーについて講演した。また、2025年のTICAD9会合を踏まえ、「アフリカの教育変革における日本の役割」と題するラウンドテーブルをアフリカ開発協会と共催し、約20か国からの在京アフリカ大使が参加した。そのほか、各関係省庁、国会議員、JICA、公文教育研究会や日本財団等連携先を訪問している。

・2025年2月、中村亮地球規模課題審議官はラウラ・フリジェンティCEOとオンラインにて意見交換を行った。

・2025年3月、ジャカヤ・キクウェテGPE理事会議長が訪日し、宮路外務副大臣と意見交換を行った。国際教育協力勉強会(Friends of Education)を開催し、キクウェテ議長が挨拶をしたほか、横山信一財務副大臣、三村淳財務省国際局長、田中明彦JICA理事長、笹川陽平日本財団会長と意見交換を行った。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本のNGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

日本の関係者との関係強化は、資金調達に加えアジア地域における連帯の強化、活動の幅を広げるという面からも戦略的に重要な位置付けにある。そのため、日本人職員をアジア地域対外関係上級責任者として配置し(松吉氏)、また、日本国内の対外関係、アドボカシー、広報を担当し積極的に日本の関係者との関係構築、連携推進に取り組んでいる。そのほかの主な取組は以下のとおり。

・GPE日本ユース：東京大学・国際基督教大学・青山学院大学・文科省「トビタテ！留学」・日本青年国際交流機構などと連携し、GPEの親善大使として選抜されるユースは、教育課題に関する勉強会や国会議員への政策提言等、精力的に活動している。将来国際教育協力の分野で活躍したいと希望する日本の若者に、活動の場とネットワーク等のリソースを提供し、日本のユースの声を国内外に発信することを支援している。

・国際教育協力勉強会 (Friends of Education) の運営・実施: 日本において国際教育協力分野について広く議論し、政策提言することを目的に組織された勉強会の事務局機能を GPE が担っている。国会議員、政府、JICA、アカデミア、NGO、民間・財団など多様なステークホルダーが参加し、異なる立場の関係者が議論するプラットフォームとなっている。2022 年 12 月に始まり、2025 年 4 月までに計 9 回実施。教育協力の重要性や意義、日本の教育協力の方向性について多様な関係者間で議論をしながら認識を深める場として、また、ネットワーキングの機会として有効活用され、個別の会合や案件形成につながっている。2025 年 3 月にキクウェテ GPE 理事会議長の訪日にあわせ開催した。

1-5 本件提出に係る日本側の取組等

日本は、人間の安全保障の実現の基礎になるものとして教育分野の開発協力を重視しており、2023年に閣議決定された開発協力大綱でも教育について、人間の安全保障を推進するために不可欠な『人への投資』として極めて重要であり、万人のための質の高い教育、女性のエンパワーメントや紛争下の教育機会の確保の観点も踏まえて、引き続き強力に推進する旨定めている。また、2023年12月に改定が決定されたSDGs実施指針においても、『人への投資』の一環として、質の高い教育、女性・こども・若者の能力強化や紛争・災害下の教育機会の確保の観点も踏まえ、引き続き教育分野における取組を強力に推進する。」と明記されており、国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築・拡大をGPEと協力し行っている。日本の二国間援助機関、NGO、民間企業、財団はGPEとの連携を強めており、特にJICAはこれまでにパプアニューギニア、ニジェール、セネガル、エチオピア、カンボジア、ラオス、モンゴルの7か国にて共同出資を行い連携してきた。パプアニューギニア教育省は、JICAの無償資金を原資にGPEのマルチプレイヤー制度を活用し、予算が不足していた理数科教育分野に合計11億ドルの支援を充当した。

GPE とのさらなる連携強化を実現すべく、上記を含む様々な実績をもとに JICA は GPE の資金を獲得・運営する GA の資格を取得すべく手続を実施。2024 年 12 月に認定された。GA 資格を取得したことによって、JICA が取り組んできた2国間援助の案件を今後 GPE の資金によって一層スケールアップすることが可能となり、日本のビジビリティの確保が期待される。

また、2025 年6月の GPE 理事会より、日本はドナー・グループ6の副理事に就任し、理事会におけるプレゼンスの向上により GPE との連携を更に強化した。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件提出の貢献度に係る総括

初等教育関係提出金は GPE が国際教育協力の推進をすることで SDGs4を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である万人のための質の高い教育に貢献することを目標としている。

基準2においては、2-1(2)のとおり、GPE が資金を提供したプログラムのほとんどが、GPE の8つの重点分野において期待された成果を達成している。

また、基準3においては、3-1のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。行財政マネジメントにおける更なる改善として、オペレーションモデルの簡素化(特定の国の独立技術諮問パネル(ITAP)の任意化等)、品質保証評価の単一化による取引コストの削減に加え、承認プロセスの簡素化・事務局の監視機能への投資による承認スピードの加速がある。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については4-1のとおり状況である。

その他、2024 年に実施された国際機関評価ネットワーク(MOPAN)による評価では、GPE の主な成果として、以下の5つの点が特に高く評価され、指摘された課題についても今後の対応計画を発表するなど改善に向けた取組を行っている。

1. パートナー国の目標に沿った GPE2025 戦略ビジョンと計画。
2. グローバルおよび各国レベルで包括的な政策対話を促進する多国間パートナーシップとしての強み。
3. 証拠に基づく学習及び戦略、ガバナンス・運営管理の改善に向けたステークホルダーからのフィードバックを活用する取組。

4. パートナー国の変化するニーズに対応する力(例: COVID-19 パンデミックへの効果的な対応)。
 5. 教育システムにおけるジェンダーの推進を強化する取組が増加。さらに、これらの成果を他の重点分野にも拡大する機会を模索。
- 以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2022 年に発表された GPE の戦略計画([GPE Strategic Plan 2025, GPE2025](#))は、2021 年から 2025 年の5年間について戦略を定めている。本戦略計画では、開発途上国における教育システムの変革を実現し、誰一人取り残さない支援の実現のためにパートナーシップの強化と教育への投資を動員することを GPE の使命として掲げている。この使命を果たすため、「教育アクセスの改善、学習効果の向上とジェンダー平等の達成を目指し、公平で包括的、強靱な 21 世紀型の教育システムを実現すること」を戦略目標と定めている。当該目標に対する成果を測るため、8つの重点分野を設置し、それぞれの成果指標を定めている。

- 1) 教育アクセスの改善
- 2) 就学前教育
- 3) ジェンダー平等
- 4) 教育資金の公平性・効率性・量の確保
- 5) 包括性
- 6) 学習
- 7) 質の高い教育(授業と教員)
- 8) 組織運営能力の強化

また、国レベルの戦略目標として以下の3点を掲げている。

- 1) ジェンダー配慮を重視した教育計画と政策策定による教育システムの変革
- 2) パートナーシップに基づく協調と融資を動員し、変革を促す
- 3) 能力を強化し適応と学習を実践することで広範囲にわたる成果を生み出す

これらの目標達成を可能とするために、GPE はグローバルパートナーと資金調達を行い、持続可能な支援の実現に取り組む。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2024 年 12 月に刊行された「結果報告書 2024」([Results Report 2024](#)) 及び 2025 年4月に刊行された「2024 年報告書」([Annual Report 2024](#))によると、戦略目標「教育アクセスの改善、学習効果の向上とジェンダー平等の達成を目指し、公平で包括的、強靱な 21 世紀型の教育システムを実現すること」に対して、以下の取組と成果が報告されている。

・主な取組とアウトプット: GPE は 2024 年には総計約 27 億ドルの資金規模に及ぶ支援を展開。GPE2025 の開始以来、1.7 億冊の教科書配布、約 191 万人に及ぶ教員の研修実施、36,000 以上の教室環境の改善等に活用され、約 2.5 億人の子どもたちの教育アクセス、教育の質の改善に貢献した。

・8つの重点課題に対応する主な成果指標として、プロジェクト完了時までに各分野で目的が達成された割合の結果を「2024 年報告書」(p.70-71)より抜粋。各分野の()内に記載されている数字は GPE が設定しているベンチマーク 80%に対する GPE の定める目標に対する達成度を示している。目的が達成された割合の計算方法は、各助成金の構成要素を該当する8つの重点分野にそれぞれ分類し、「有用性(efficacy)」を4段階の指標を用いて評価。各助成金については、使用された資金の全ての構成要素において 50%以上が4段階中、上から2番目である「相当(substantial)」以上と評価された場合、目的が達成されたと判断される。(GPE Results Framework 2025:

Methodological Technical Guidelines、P.84-）。具体的には、「1）の教育アクセス」の改善では「相当（substantial）」以上の評価を得た構成要素が全体の 85%であり、これは GPE の目標としている 80%を達成していることから達成度は 106%となる。

- 1)教育アクセスの改善： 85.0%（達成度:106%）
- 2)就学前教育： 87.5%（達成度:109%）
- 3)教育資金の公平性・効率性・量の確保： 82.4%（達成度:103%）
- 4)ジェンダー平等： 82.4%（達成度:103%）
- 5)包括性： 90.5%（達成度:113%）
- 6)学習： 87.5%（達成度:109%）
- 7)質の高い教育(授業と教員)： 90.5%（達成度:113%）
- 8)組織運営能力の強化： 87.0%（達成度:109%）

・パートナーシップの拡大と融資動員も GPE の重要なミッションである。女子教育促進支援ファンド(女子教育アクセラレーター)の他、マルチプレイヤーといった様々な共同出資スキームを用意し、多様なステークホルダーとの連携が進みやすいよう革新的資金調達枠組みの設置を工夫している。マルチプレイヤーを通じて 2018 年から 2024 年まで約 40 億ドルの追加資金調達に成功している。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024年6月(日本の2022年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025年6月まで(日本の2023年度拠出分)

3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等

日本の 2022 年度拠出分 519 万ドルについては、2023 年3月に拠出したため、先方 2023 年会計年度の収入として計上されており、2023 年度拠出分 410 万ドルについては、2024 年3月に拠出したため、先方 2024 年会計年度の収入として計上される。上記概要4(1)にある通り、GPE の支援は、教育省自らが教育分野における優先的課題を抽出し、ジェンダーに配慮した教育セクター計画の策定・実施・モニタリング評価を行うための財政・技術的支援に使用されるため、資金の供与・運用等も教育セクター計画のサイクルに合わせて行われている。したがって、2023 年の残金 1,551 百万ドルは 2024 年に繰り越されているが、当該残高は、計画的なものであり、受益国の教育政策・計画の履行のサイクルに合わせて使用されることになっており、そのためのモニタリング・評価も継続される。

外部監査に関し、GPE は世銀の下にある信託基金であるため、世銀グループとして 2024 年に Deloitte による外部監査を受けている。外部監査報告書において、決算報告書の内容について特段の指摘事項はない。

GPE は世銀の下にある信託基金であるため、GPE 独自の内部監査は実施していないが、世銀グループは、信託基金の状況について内部統制に関するレポートを作成している。2024 年の内部統制に関するレポートにおける GPE への特段の指摘事項はない。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)

3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)
GPE は各国からのフィードバックや独立した評価に基づきより効果的で効率的、かつ柔軟な活動に向け取組を行っている。主な取組事例は以下のとおり。 1. 「パートナーシップ・コンパクト(優先的に取り組む事項を示すロードマップ)」に基づく中間レビューの実施 GPE2025 から GPE2030(2025 年中に策定予定、戦略対象期間は 2026 年-2030 年)への移行をスムーズに実施するため中間レビューを実施。2024 年までには 71 か国が実施済み。2025 年には約 20 か国が実施を予定しており、証拠に基づいた GPE 2030 のパラメータとすることでさらなる支援の強化を目指している。 2. 組織改革 2024 年7月に地域マネージャーを3名採用し組織内の体制を変更。役割を再調整することにより支援の戦略性、効率性を高めることを目的としている。また、2024 年6月、ケニアのナイロビに新しい事務所の設置を発表。2025 年7月に開所予定であり、東・南部アフリカ地域への支援の効率性・応答性の向上、出張費用の削減、温室効果ガス排出削減が期待される。 3. 業務効率化 オペレーションモデルの簡素化のため ITAP を任意とすることで事務局の報告書と ITAP 報告書の二重構造が廃止され、時間及びコストの削減に寄与した。 また、ポートフォリオ管理・グラントパフォーマンス監視機能への投資、助成機関の認定制度の改善、認定済み助成機関数の増加、助成機関向けグラント改訂に関するガイダンスの更新を行った結果、COVID-19 対応資金を除いて過去最高となる 10 億ドル超の承認実績を記録(2023 年の約3倍)した。加えて実施の遅延の改善がみられ過去5年間と比較すると平均で6か月以上早くスケジュールに復帰している。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
該当なし。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
2	3	4	3	5	2	173
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
0	0	0	0	1	1	11
備考	GPE 事務局は、組織の効率化・予算削減に伴い、大きな組織再編成を昨年実施し、GH 以上にあたる全人数は、CEO と DCEO を合わせて 11 名となった。					

4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)

・要人往来の機会を捉え、GPEに対し日本人職員の増強を要請している。GPEはその要請に応え、2023年に一人日本人職員を増員している。

・一般社団法人アフリカ開発協会(AFRECO)・株式会社パデコ/東京大学との契約及び日本人コンサルタントの雇用:
GPE は、日本在住の日本人コンサルタントを雇い、日本政府関係者及び国会議員との関係構築、財団・民間企業向け勉強会、日本語のウェブサイト運営、各種 SNS による発信、ニュースレターの発出等、日本における広報活動を実施している。

・2024 年7月に地域マネージャー(中央・西アフリカ地域)(GH)として日本人が1名勤務している。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A-

s

b

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
Gavi ワクチンアライアンス拠出金	
2 拠出先の名称	
Gavi ワクチンアライアンス	
3 拠出先の概要	
低所得国の予防接種率を向上させることにより、子どもたちの命と人々の健康を守ることを目的として 2000 年に発足。ドナー国政府、ゲイツ財団、世界保健機関(WHO)、国際連合児童基金(UNICEF)、製薬業界等による官民連携パートナーシップ。2009 年にスイス政府により国際機関地位のスイスの財団として認定。事務局はジュネーブ(スイス)にあり、日本を含め各国・地域に事務所は設置していない。 なお、新型コロナへの対応のため、2020 年から 2023 年末まで、ワクチンへの衡平なアクセスを確保するための国際的な枠組みである COVAX ファシリティ(COVAX)の事務局機能を担った。	
4 (1)本件拠出の概要	
低所得国の予防接種率を向上させることにより、子どもたちの命と人々の健康を守るという活動目的の下、予防接種のためのワクチン調達や保健システム強化支援等の活動経費として使用される。主な活動は、①ワクチンの導入と規模拡大、②予防接種の衡平性促進のための保健システム強化、③予防接種事業の持続可能性の改善、④ワクチン及び予防接種関連製品の市場形成。予防接種は、疾病の予防の目的で使用される費用対効果の高い保健介入策であり、効果的・効率的に低所得国の人々の命や健康を守るため、Gavi への拠出を行う(拠出金は個別の予防接種プログラムなどへのイヤマークはされず、コア予算として充当される)。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 510,000 千円	
本拠出金は、定期予防接種活動への拠出金 (参考:最新の財務報告書(2023 年)によると、拠出金(COVAX を含む)総額は約 21 億米ドル。2023 年単年の主たる拠出は以下のとおり(億米ドル)。1位ゲイツ財団:3.4、2位日本 3.2、3位米国 2.9、4位英国 2.8、5位 EU1.5) 【参考1】過去3年間の当初予算額 令和6年度: 475,463 千円 令和5年度: 685,000 千円 令和4年度: 1,080,000 千円 【参考2】過去3年間の拠出率・拠出順位 2023 年拠出率・拠出順位 COVAX 拠出含む 日本の拠出率: 15.1%(拠出順位: 1 位)COVAX 拠出含む	

2022 年拠出率・拠出順位 COVAX 拠出含む 日本の拠出率: 23.4% (拠出順位: 1 位) 2021 年拠出率・拠出順位 COVAX 拠出含む 日本の拠出率: 1.6% (拠出順位: 10 位)
5 担当課室・関係する主な在外公館
国際協力局国際保健戦略官室、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標VI 政府開発援助(二国間)又は多国間の開発協力を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献し、これにより我が国の平和と安全の維持、一層の繁栄の実現といった国益を確保すること」、「施策VI-2 地球規模の諸問題への取組」、「個別分野1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献」の下に設定された以下の中期目標を達成するための手段の一つと位置づけている。(令和6年度外務省政策評価書)中期目標は以下のとおり。 1 「誰ひとり取り残さない」という考えの下、SDGs 達成に向けた取組を加速化することで、人間の安全保障の推進に貢献する。 2 国際機関内での人間安全保障の概念の主流化を図る。 3 人間の安全保障の理念に立脚し、「誰の健康も取り残さない」との観点から、UHC の達成に向け、以下の取組を実施する。 (1)国際社会における UHC の理解促進に向け、指導力を発揮し、各国における UHC の達成に向けた具体的な取組を促進する。 (2)戦略的議論への積極的参加や、二国間や国際保健機関を通じた支援を通じ、新型コロナウイルス感染症、結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策、強固な保健システム及び緊急事態への備えの構築に貢献する。 2022 年5月に内閣官房健康・医療戦略推進本部決定の「グローバルヘルス戦略」において、「(前略)革新技術を活用した取組を途上国に展開し、その成果を日本国内の技術開発及び課題解決に還元するといったリバースイノベーションについて想定しつつ、日本も各国と共に学び合いながら取組を進めることが重要である。このため、(中略)ユニットエイド等の官民連携基金や国際機関の健康医療技術のイノベーションを迅速に途上国に普及させるプログラムとの連携を強化していく必要がある。」と明記されている。 また、2024 年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」には Gavi ワクチンアライアンスへの貢献を行う旨が記載されている。
1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
感染症を含む保健課題の克服は、人間の安全保障に直結する国際社会の共通の課題。特に、新型コロナウイルス感染症の発生により、将来起こりうるパンデミックへの対策及び感染症対策を含めた包括的な保健課題への対応の重要性が一層高まっている。これまで日本は、Gavi を含む様々な国際機関と協力しながら、国際社会における UHC の達成に向けた取組を主導している。 Gavi への拠出を通じ、日本が重視する UHC の達成に向け、予防接種を通じた乳幼児死亡率の低下、将来起こりうるパンデミックに対する予防・備え・対応の強化に寄与することにより、国際保健分野における日本の貢献を示し、人間の安全保障の具現化や、日本に対する国際的な信頼・存在感の確保・強化を目指すことは非常に重要である。 Gavi は官民連携のパートナーシップであり、ワクチン製造会社との長期のパートナーシップを通して、ワクチン単価

を大幅に引き下げて提供している。Gavi は予防接種に1ドルの投資が行われるごとに、21 ドルに医療費削減に貢献するとしている。また、自己負担、援助卒業等、裨益する途上国の自助努力や援助の効率性・持続可能性を援助政策に組み込んでおり、2011 年の Gavi 設立以降、19 か国が Gavi の支援対象国から卒業した実績がある。評価期間中の主な動きは以下のとおり。

新型コロナパンデミック時に世界全体で地域によるワクチン格差が明らかとなったことを背景に、アフリカで必要なワクチンをアフリカで製造する能力を高める目的で、2024 年6月、「アフリカにおけるワクチン製造アクセラレータ (AVMA)」立ち上げ会合がパリにおいて開催され、日本政府としても AVMA を支援し、日本のワクチンやイノベーションが貢献することなどを期待する旨を表明した。

2024 年9月に開催された日米豪印首脳会合の成果文書(ウィルミントン宣言)では、Gavi ワクチンアライアンスに対しても引き続き貢献することが表明されている。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は、2020 年5月に Gavi の意思決定機関である理事会のドナー理事区における理事代理議席を獲得した。2022 年6月の理事会では、Gavi への拠出増が評価された結果、日本政府が上記の理事代理議席に代わり、理事議席を獲得することが承認された。日本は、日本、イタリア、スペイン、ニュージーランドで構成されるドナー理事区の代表となり、理事区内での意見をとりまとめ、理事会における理事区代表としての発言、Gavi 事務局との連携強化等のリーダーシップを発揮している。

また同理事会では、日本の Gavi ガバナンス委員会への参加も承認された。ガバナンス委員会は Gavi 理事会の運営及び Gavi 全体の中長期的な方針について議論し、とりまとめ、理事会に諮るという重要な役割を担っている。日本は、議長や CEO を含む組織幹部、理事会、各委員会、及び事務局の人事及び運営、Gavi の活動全体の評価や監査等の主要議題に関し、積極的に議論に参画。2024 年3月には、日本の提起により Gavi の内規が改正され、重要な委員会への参加定数の不公平が是正されるなど、具体的な成果を上げている。日本は理事区代表として、実施国も含めた多様な意見が尊重されるように理事会等で働きかけを行っている。

加えて、2024 年3月には、新たにプログラム政策委員会に日本の専門家が参加し、長年途上国でワクチン支援に携わった経験から、より専門性の高い Gavi における戦略策定の議論に貢献している。また、同専門家とも協力して、専門的な検討も考慮した発言を日本が理事として理事会で発言する等、一層、ガバナンスや戦略策定への参加を維持・強化している。また、日本は理事会等で、常に重複を避け、より効率的な運用を提言しており、主要ドナー国とも連携して共通認識を醸成している。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

●2021 年6月、日本政府と Gavi にて「COVAX ワクチン・サミット(AMC 増資首脳会合)」共催(オンライン形式)。菅義偉総理大臣がバローゾ Gavi 理事会議長と共同議長を務め、茂木俊充外務大臣が議論の進行役を務めた。

●2022 年4月、ドイツ等と Gavi の共催で、「COVAX ワクチン・サミット 2022」がオンライン形式で開催され、岸田文雄総理大臣がビデオメッセージで参加し、COVAX に対して、今次増資や取組の状況を踏まえ、最大5億ドルの追加拠出を表明するとともに、UHC の達成を目指し、引き続きリーダーシップを発揮していく考えを示した。

●2022 年9月、秋本真利外務大臣政務官は、マリアンジュ・サラカ＝ヤオ Gavi 資金調達局長他による表敬を受け、会談を行った。

●2023 年6月の Gavi 第三次戦略期間中間評価会合に際し、岸田文雄総理大臣がメッセージを発出、赤堀毅外務省地球規模課題審議官が代読した。

●2024 年8月、Gavi はアフリカ連合委員会(AUC)と TICAD 閣僚会合テーマ別イベント「アフリカにおける新しいパートナーシップー日本企業のイノベーションで加速するユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)達成に向けた取組ー」を共催。日本からは深澤陽一外務大臣政務官が出席し、新型コロナから得た教訓を忘れる前に、国際社会は改めて UHC を達成するという目標を思い起こし、行動する必要があると述べた。

- 2024 年 11 月、宮路拓馬外務副大臣は、訪日したニシュタール Gavi 事務局長による表敬を受け、会談を行った。
- 2025 年3月、宮路拓馬外務副大臣は、訪日したジョゼ・マヌエル・バローゾ理事会議長による表敬を受け、会談を行った。
- 以上のほか、2024 年6月以降、2025 年5月までの間に中村和彦地球規模課題審議官とニシュタール事務局長と2回、サラカ＝ヤオ資金調達局長と1回、喜多洋輔外務省国際保健戦略官と同局長との間で2回、オンライン及び対面での意見交換を行い、日本が重視する事項や Gavi の運営等についても申し入れなどを実施した。また、2024 年6月の Gavi 理事会には赤堀毅地球規模課題審議官、12 月 Gavi 理事会には中村和彦地球規模課題審議官が出席。2025 年4月に開催された Gavi 理事会リトリートには中村亮地球規模課題審議官が参加し、対面で Gavi の幹部や他ドナー及び支援対象国との意見交換を行った。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

- 2021 年6月、豊田通商は COVAX AMC を通じて Gavi に1億円を寄付し、WHO 事前認証資格(PQ)を取得したワクチン保冷库搭載輸送車5台を無償提供する基本合意書を Gavi と締結。その後、デリバリー支援の一環として、購入意向を示したガーナ等、これまでに 52 台が Gavi を通じて供給された。
- 2021 年6月の「COVAX ワクチン・サミット」では茂木敏充外務大臣から、民間セクターや市民社会との連携の重要性を強調するとともに、各国の接種現場までワクチンを届ける「ラスト・ワン・マイル支援」(JICA)を紹介した。「ラスト・ワン・マイル支援」では、前述の豊田通商のワクチン保冷輸送車がフィリピン、モンゴル、ガーナ、セネガル、モザンビーク、パレスチナに供与されるほか、ガーナは世界銀行の支援を受け、同輸送車を調達するなどしている。
- COVAX AMC には、日本経済新聞社も約 1,000 万円を拠出している。
- COVAX においては、国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 国際医療協力局 保健医療開発課課長の蜂矢正彦医師が、独立したワクチン分配検証グループである IAVG(Independent Allocation of Vaccines Group)の専門委員を務めた。このグループは、COVAX によるワクチンの供給量や種類、世界の流行状況、受入れ各国の準備状態などを様々な角度から評価し、COVAX の提案を検証する機能を担い、12 名の専門審査委員のうち、日本からは蜂矢医師が選出された。
- サラヤ株式会社は、COVAX の枠組み内で実施される UNICEF の活動資金として 10 万米ドルを寄付した。これは同社が 2010 年から実施している、ウガンダの衛生習慣普及を目的とした UNICEF 支援プロジェクト「SARAYA 100 万人の手洗いプロジェクト」支援金の一部を、緊急支援として COVAX における UNICEF の活動資金として充てたもの。UNICEF ウガンダ事務所が同国内で実施する、コールドチェーンや接種体制の整備、個人防護具・手指衛生用品の購入、接種に関する正しい情報の普及等の活動に使用された。
- NEC がワクチン接種時の本人確認のための幼児指紋認証技術で Gavi との連携事業を開始。2020 年、バングラデシュ、タンザニアにて実証実験を開始。
- 2024 年3月現在、NEC が Gavi のコアパートナー企業として、豊田通商が COVAX のパートナー企業としてそれぞれ認定されている。
- 2024 年3月、国立健康危機管理研究機構国際医療協力局の村上仁人材開発部長が、プログラム政策委員会委員に就任し、予防接種の技術的側面及び政策的側面について理事会の決定を補佐している。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

日本は 2011 年に拠出を開始し、現在まで毎戦略期間で拠出しており、新型コロナの対応にあたっては、従来の予防接種の支援に加え、COVAX ファシリティに合計最大 15 億ドルをプレッジした。2022 年6月には上述の新型コロナへの貢献のための拠出増が評価された結果、日本は理事議席を獲得した。

日本は 2022 年に理事入りした後、年2回の理事会に加え、年2回のガバナンス委員会に参加している。日本は理

事として、毎回の理事会にて、Gavi に効率的な運営、グローバルファンド等の他の国際機関との連携を促進すると同時に、日本国内に感染症が流入することを防ぐとの観点も含め、感染症のアウトブレイクを最小限に食い止めるため、紛争地域の予防接種や新型コロナの流行で停滞したワクチン接種キャンペーンを実施するよう、発言を行った。Gavi のプログラム政策委員会に 2024 年3月から国立健康危機管理研究機構国際医療協力局人材開発部長の村上仁医師が委員として参加し、ワクチン支援プログラムの政策検討及び理事会への勧告を行うための同委員会会合に参画し、支援対象ワクチンの検討や途上国における保健システム強化支援にあたって考慮すべき事項などに関する専門的な議論に参加している。

なお、日本政府はイヤマークしてない定期予防接種費用に拠出しているが、Gavi 事務局に日本企業が活用された実績や事例等に関する報告を求めている。また、次期戦略期間では、接種ワクチンにデング熱やエムポックスが追加されることが予定されており、日本メーカーのワクチンが対象となることが期待される。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

Gavi ワクチンアライアンス拠出金は Gavi が低所得国の予防接種率を向上させることで子どもたちの命と人々の健康を守ることを達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である人間の安全保障の推進およびその基盤となる UHC の達成に貢献することを目指している。

Gavi は、基準2のとおり、Gavi 設立から 2023 年末までに、Gavi による予防接種を受けた人数は 110 億人以上であり、1,880 万人の死亡を未然に防いだ。2023 年には Gavi の支援で 6,980 万人の子どもが新たに予防接種を受けている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については、4-1 のとおりの状況である。

エチオピアの UNICEF 事務所が 2025 年4月、Gavi の支援によりワクチン未接種の子どものためにワクチンを運搬する 160 台のバイクを保健大臣に供与できたことへの謝意を示す SNS 投稿を行う等、国連機関との連携等を通じて Gavi の活動が第三者に評価されているといえる。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2022 年 12 月の理事会において、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を踏まえ、2021-2025 年戦略目標「Gavi5.0」の更新版である「Gavi5.1」が 2023-2025 年の戦略目標として策定された。同戦略目標は①ワクチンの導入と規模拡大、②予防接種の公平性促進のための保健システム強化、③予防接種事業の持続可能性の改善、④ワクチン及び予防接種関連製品の市場形成を掲げており、パンデミックやワクチンで予防可能な疾患 (VPD: Vaccine Preventable Diseases) の発生件数増加に鑑み、グローバルヘルス・セキュリティを戦略の「原則」として記載している。

上記戦略目標の①に関して、支援対象ワクチンの種類を拡大し、2025 年までに 20 種類のワクチンを導入すること、特にマラリアワクチンの導入および HPV ワクチン(子宮頸がんを予防するワクチン)接種推進の再開に注力すること、②に関して、NGO 等の市民社会組織と連携し、支援が行き届きにくいコミュニティ等での予防接種活動を促進し、ワクチン未接種の子どもを削減すること、③に関して、支援対象国が自国の予防接種活動において持続的に取り組めるよう、段階的な自己資金によるワクチン事業の促進支援と、Gavi の支援卒業国である中低所得国に対しても、自律的な定期予防接種活動の持続支援を行うことや新型コロナウイルス感染症によって後退した定期予防接種のさらなる後退を防止すること、④に関して、ワクチン価格の適正化と途上国でのニーズが高いワクチン開発に対する支援のほ

か、将来起こりうるパンデミックに対する備えおよび対応における Gavi の役割を進化させ、地域ごとのワクチン製造の多様化への支援を強化すること、特にアフリカを中心とした地域内でのワクチン製造支援に注力すること等が挙げられている。

なお、新型コロナへの緊急対応として実施されていた COVAX を通じた新型コロナワクチンプログラムは 2023 年 12 月に完了した。2024 年以降は、Gavi が支援する定期予防接種プログラムに統合され、支援が継続されている。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

最新の Gavi 活動報告書(2023 年)によると、Gavi 設立から 2023 年末までに、Gavi による予防接種を受けた人数は 11 億人以上であり、1,880 万人の死亡を未然に防いだ。2023 年には Gavi の支援で 6,900 万人の子どもが新たに予防接種を受けている。

現行の戦略目標「Gavi5.1」では 2021 年から 2025 年までの数値目標が次のように設定されており、達成に向け進展している。具体的には、2025 年までに 7-800 万人の死者を未然に防ぐこと(2023 年現在の達成度:370 万人)や、3 億人の児童に対するワクチン接種の実施(同:2.0 億人)、支援対象疾患の拡大(同:20 種)、57 か国の低所得国 1,100 万人にワクチンを接種した。低所得国においてワクチン支援は拡大しているが、新型コロナの流行、人口増加、紛争等の影響により、予防接種を展開することが難しくなっている。Gavi はキャッチアップキャンペーンや未接種児童減らすための活動を加速される取組を行っている。

また、Gavi はアフリカにおける持続可能なワクチン製造基盤の確立やワクチン供給の拡大を目的として、「アフリカにおけるワクチン製造アクセラレータ(AVMA)」を 2024 年6月に立ち上げた。また、Gavi は次期戦略期間(2026-2030)にかけて、感染症のアウトブレイクを予防するワクチンプログラムの拡大、緊急備蓄に対する投資を行うことで、新型コロナのような次のパンデミックの脅威に適応するような体制を構築している。

Gavi は官民連携のパートナーシップであり、ワクチン製造会社との長期のパートナーシップを通して、ワクチン単価を大幅に引き下げて提供している。Gavi は予防接種に1ドルの投資が行われるごとに、21 ドルの医療費削減に貢献するとしている。また、自己負担、援助卒業等、裨益する途上国の自助努力や援助の効率性・持続可能性を援助政策に組み込んでおり、これまでに 19 か国が Gavi の支援対象国から卒業した実績がある。

なお Gavi は、2020 年から 2023 年末まで、世界全体における新型コロナワクチンへの衡平なアクセスを確保するための国際的な枠組みである COVAX 事務局として資金動員、ワクチン調達を担った。COVAX は 145 か国・地域へ、20 億回分を超える新型コロナワクチンを供給する等、確実な成果を出し、新型コロナの世界的な収束に貢献した。ワクチンの自力調達が困難な国や地域は多く存在し、Gavi はそうした国・地域におけるワクチンへの衡平なアクセス実現に不可欠な機能を果たしている。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

3-1 (1) 会計年度	1 月から 12 月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024 年6月(日本の 2023 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025 年6月(日本の 2024 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	

Gavi はドナーの拠出金誓約により、ドナー国から年間拠出金を受領し、歳入として計上する。さらに「予防接種のための国際金融ファシリティ(IFFIm)」が調達した資金が、助成金として Gavi を通じて 70 か国以上の低中所得国へ拠出

される。直近では 2024 年6月に決算報告が行われており、日本は 2023 年に3億 1,500 万ドルを拠出（日本を含む 2023 年の拠出金合計は 20 億 876 万ドル）。Gavi の会計は5か年予算であり、残余金は生じていない。

2023 年6月にデロイトによる外部監査報告が提出されており、スイス法及び基金内規に準拠し決算報告は適切に行われていると評価。監査の詳細については、デロイトの担当者が監査・財務委員会、及び理事会においてプレゼンテーションを行う等、理事・理事代理を含む Gavi の中心メンバーに随時報告が行われている。2022 年 12 月の理事会では、デロイトを独立監査組織及び外部税務コンサルタントとして、2023 年から 2027 年までの5年間の契約を締結することが決定された。

また、2023 年2月に、Gavi 理事会及び各委員会の外部評価のために評価実施機関として Morrow Sodali 社と契約を締結し、6月に同社から中間報告書が提出され、調和的に理事会の運営が行われていることを評価。外部評価結果の詳細については、8月のガバナンス委員会及び9月の理事会において理事・理事代理を含む Gavi の中心メンバーに共有された。外部評価機関から挙げられた Gavi への改善提言 25 項目に対して今後の対応を検討するため、ガバナンス委員会直下に小委員会が設立され、日本も小委員会メンバーに就任した。各提言に対する対応については、小委員会による協議を踏まえ、2023 年 12 月及び 2024 年2月のガバナンス委員会で報告され、2023 年 12 月の理事会で改善対応のひとつとして Gavi の規約改正が承認された。

上記外部監査のほか、Gavi 内部には評価諮問委員会(Evaluation Advisory Committee)が設立されており、内部でも戦略的監査、テーマ別監査、国・プログラム別の監査が、内規に基づき行われている。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)

3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)

5年ごとに戦略期間を設定しており、次期戦略期間(2026-2030)は、各委員会で計画作成後に、2024 年6月の理事会で計画が合意された。活動戦略の他に、組織マネジメントに関しては、独立評価委員会が設置されており、評価結果を理事会に報告している。

また、3-1 で述べたとおり、ガバナンス委員会直下に小委員会を設立し、外部評価機関からの提言に対する対応を検討し、ガバナンス委員会を通じて理事会に改善提案を行っている。

上記のとおり、理事会や外部監査、活動評価等、ガバナンスに関する取組を通じて、マネジメントの改善や課題の克服が継続的に行われている。

なお、現理事会議長は 2025 年 12 月末で任期が完了するため、独立した人選委員会が構成され、後任の理事会議長を選出する予定。

3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。

該当なし。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
4	5	5	4.67	6	1.33	443

備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
1	1	1	1.00	1	0.00	不明
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況 (ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
幹部職員への送り込みや日本人職員増員に関して、Gavi事務局長やGavi資金調達局長と地球規模課題審議官との面会を行い、ポストの開示要請と具体的な候補者等について意見交換を行い、日本人職員増強の重要性を伝達している。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A-

a

a

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際家族計画連盟 (IPPF) 拠出金	
2 拠出先の名称	
国際家族計画連盟	
3 拠出先の概要	
国際家族計画連盟 (IPPF) は、家族計画の普及を目指し 1952 年に設立された性と生殖に関する健康・権利 (セクシュアル・リプロダクティブヘルス・ライツ SRHR) 分野で世界最大の国際 NGO。傘下の約 120 の加盟協会と約 40 の連携パートナーが、世界約 150 か国で人口・SRHR 関連活動 (例: コミュニティに根ざした家族計画・母子保健サービス、性感染症の診断・治療、HIV/AIDS やジェンダーに基づく暴力関連活動等) を実施。	
4 (1) 本件拠出の概要	
本件拠出 (コアファンド、IPPF 日本信託基金 (IPPF/JTF: Japan Trust Fund)、補正予算) は、IPPF の活動の根幹を支える組織運営費やプログラム事業費 (コアファンド)、脆弱層を対象に UHC 実現の加速化を目指した HIV 及びリプロダクティブ・ヘルス、母子保健関連活動 (IPPF 日本信託基金事業)、自然災害や紛争等の影響を受けた国内避難民や難民とホストコミュニティの住民を対象とした緊急・復興支援 (補正予算事業) に充てられる。IPPF への拠出によって、公的機関が届きにくい脆弱層に母子保健や家族計画を含む SRH サービス、性感染症や HIV/AIDS の予防及び治療を届け、意図しない妊娠や安全でない中絶を防ぎ、より多くの人々 (特に女性) の命を救い、ヘルス・リテラシーを向上させ、健康格差の縮小やジェンダー平等、女性・家族・コミュニティのエンパワメントや、国家の保健医療費の削減、ひいては国家の平和と安定及び発展に寄与し、人間の安全保障の実現にも貢献し、これにより我が国の平和と安全の維持、一層の繁栄の実現といった国益の確保に貢献する。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模 (予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 111,810 千円 【参考1】過去3年間の当初予算額 令和6年度当初予算額 300,240 千円 令和5年度当初予算額 190,226 千円 令和4年度当初予算額 299,916 千円	
【参考2】過去3年間の拠出率・拠出順位 2023 年拠出率・拠出順位 日本の拠出率: 5.1% (拠出順位: 7位) (コア拠出部分のみ) 参考: ドイツ 30.4% (1位)、デンマーク 15.5% (2位)、ノルウェー 14.0% (3位)、スウェーデン 8.0% (4位) 2022 年拠出率・拠出順位	

日本の拠出率:4.6%(拠出順位:6位)コア拠出部分のみ)
参考:ドイツ 29.7%(1位)、スウェーデン 17.0%(2位)、デンマーク 16.6%(3位)、ノルウェー10.8%(4位)
2021 年拠出率・拠出順位
日本の拠出率:4.4%(拠出順位:6位)(コア拠出部分のみ)
参考:ドイツ 27.3%(1位)、スウェーデン 20.0%(2位)、デンマーク 17.4%(3位)、ノルウェー10.6%(4位)
5 担当課室・関係する主な在外公館
国際協力局国際保健戦略官室、在英日本国大使館

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 VI 経済協力:政府開発援助(二国間)又は多国間の開発協力を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献し、これにより我が国の平和と安全の維持、一層の繁栄の実現といった国益を確保すること」、「施策 VI-2 地球規模の諸問題への取組」、「個別分野1:人間の安全保障の推進と我が国の貢献」の下に設定された以下の中期目標を達成するための手段の一つと位置づけている。(金 和6年度外務省政策評価書) 中期目標は以下のとおり。 1 「誰ひとり取り残さない」という考えの下、SDGs 達成に向けた取組を加速化することで、人間の安全保障の推進に貢献する。 2 国際機関内での人間安全保障の概念の主流化を図る。 3 人間の安全保障の理念に立脚し、「誰の健康も取り残さない」との観点から、UHC の達成に向け、以下の取組を実施する。 (1)国際社会における UHC の理解促進に向け、指導力を発揮し、各国における UHC の達成に向けた具体的な取組を促進する。 (2)戦略的議論への積極的参加や、二国間や国際保健機関を通じた支援を通じ、新型コロナウイルス感染症、結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策、強固な保健システム及び緊急事態への備えの構築に貢献する。 また、2022 年5月に内閣官房健康・医療戦略推進本部決定の「グローバルヘルス戦略」において、「人口変動(少子高齢化、人口増加/減少、都市化、移住、紛争による人の移動など)は、人間、社会、経済の発展のあらゆる側面に影響を与え、健康に影響を与える。人口問題は、妊娠・出産を含む女性の健康と切り離せない問題であり、性と生殖に関する健康と権利(セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)を守る観点からも取組が必要である。我が国は UNFPA(国連人口基金)や IPPF(国際家族計画連盟)を通じて、人口変動と開発に取り組んできており、今後も協力を続けていく。」と明記されている。 2023 年4月に策定された日本政府の「第3次女性・平和・安全保障(WPS)に関する政府行動計画」のうち、「I 女性の参画とジェンダー視点に立った平和構築の促進」の具体的な取組として「(2)紛争影響国、難民キャンプ及びホストコミュニティにおける女性・女児への識字教育や職業訓練を含めたエンパワメント支援や性的及びジェンダーに基づく暴力の防止、保護や対応、性と生殖に関する健康と権利(Sexual and Reproductive Health and Rights: SRHR)支援、紛争影響下の女性の社会的・経済的エンパワメント、コミュニティ活動へのジェンダーの視点を踏まえた支援の実施」が定められている。
1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

性と生殖の健康と権利課題(関連サービス・情報への不十分なアクセス、その結果としての不健康や死)は、特に途上国で大きく、予防可能な妊産婦死亡率の高さは、国の保健システム、医療機関への物理的な距離とアクセス、費用の個人負担、情報不足、伝統的慣習(ジェンダー不平等など)、提供されるサービスの種類と質、医療従事者や施設の充実度や質など、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)達成の根幹にかかわる重要な課題である。IPPF が取り組む人口・リプロダクティブ・ヘルス分野の改善は、持続可能な開発目標(SDGs)3「すべての人に健康と福祉を」と5「ジェンダー平等を実現しよう」のターゲットであり、日本の重視する SDGs 達成に必須である。また、人口・リプロダクティブ・ヘルスの問題への対処は、性・文化・宗教等人々の生活に密接に関わる分野であることから、二国間援助のみではこれを効果的に実施することは困難であり、コミュニティレベルの支援を通じた草の根での活動を展開する必要がある。人口・リプロダクティブ・ヘルス分野における世界最大の NGO であり、現地の加盟協会と連携してコミュニティレベルの支援を実施している IPPF への拠出を通じ、コミュニティに根ざした家族計画・母子保健サービスの提供、性感染症の診断・治療、HIV/AIDS やジェンダーに基づく暴力関連活動等は、誰ひとり取り残さない UHC、SDGs の達成に不可欠であると同時に、他機関と比しての比較優位制、代替不可能性も有している。1-1(1)記載のグローバルヘルス戦略においては、IPPF 等を通じて、人口変動と開発への協力を続けていくとされている。

2024 年9月の日米豪印首脳会合の成果文書(ウィルミントン宣言)では、子宮頸がん対策にフォーカスした「日米豪印がんムーンショット」イニシアチブが発表されており、各国が IPPF 含む国際機関等とも協力しながら子宮頸がん対策に取り組んでいく姿勢が示されている。

さらに、2024 年9月の未来サミットに参加した上川外務大臣は女性・平和・安全保障(WPS)を日本の主要外交政策の一環として力強く発信したことに加え、2025 年2月に開催された「WPS フォーカルポイント・ネットワーク東京会合」でも WPS における関連省庁・団体間の協力強化を図っている。サービス利用者の8割強が女性である IPPF は、災害・紛争等の緊急時を含め、妊娠・出産やジェンダーに基づく暴力等の女性特有の健康ニーズに特に配慮して活動を展開している。これは、ジェンダーと保健分野の取組を重視しつつ、途上国の持続的な開発を目指す日本の政策・方針と合致し、日本の政策実現において非常に重要な役割を担う。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は定例ドナー会合(2024 年 10 月、2025 年3月)等を通じ、日本の意見・考え方を IPPF の活動に反映させるべく努めている。IPPF は 2016 年から特に主要ドナー国の意見を聞くためのドナー・アドバイザー・グループ会合を開催し、日本も毎年出席しており、直近では 2024 年6月に実施された。

加えて、IPPF と日本政府側担当との間で月例会合をもち、定期的に情報交換を行うだけでなく、日本側の意向や問題意識が遅滞なく IPPF に伝達されるよう務めている。この結果、新規案件承認、変更・延長申請に遅延がなくなり、かねてより日本が指摘していた案件の適切な管理・運営の改善に至った。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

2023 年4月、訪日中のベルメホ IPPF 事務局長が秋本外務大臣政務官を表敬。秋本政務官から、草の根レベルでの性と生殖に関する健康と権利に関する IPPF の活動を評価する旨述べた上で、性と生殖に関する健康サービスの提供は、日本が重視するユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の実現のために必要不可欠であり、日本としても、引き続き積極的な取組を行っていく旨を発言し、両者は UHC 達成のために緊密に連携していくことで合意した。

2024 年4月、訪日中のベルメホ事務局長が上川外務大臣を表敬。上川外務大臣から、公的サービスの届きにくい脆弱層を対象に、草の根レベルで性と生殖に関する健康と権利に関するサービスを提供する IPPF の活動を評価することを述べた上で、性と生殖に関する健康サービスの提供は、日本が重視するユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の実現のために必要不可欠であり、日本としても、引き続き積極的な取組を行っていく旨を発言。更に、上川外務大臣から WPS タスクフォースの立ち上げと推進について説明があり、IPPF の活動が WPS 推進のためにも重要である旨が述べられ、両者は UHC や WPS の推進を一層協力して推進していくことで一致した。

2024 年9月、国連総会の機会に、ベルメホ事務局長と中村地球規模課題審議官及び喜多国際保健戦略官間で対面協議を実施。人道危機下で日本の補正予算案件が成果を出していることに触れ、その結果を日本国内で広め、理解を促進したいとの発言があった。これに対し、日本側からは IPPF の取組は日本の重視する UHC 実現のために不可欠であり、個別の案件を実施する IPPF 各加盟協会能力(強化)や実績の監督徹底について申入れを行った。

2025 年1月、ベルメホ事務局長と中村地球規模課題審議官がオンラインで政策協議を実施。IPPF から不適切事案に対する IPPF の組織としての対策や予防策について説明があった。これに対し、日本政府からは、全ての加盟協会 (Member Association: MA) の能力強化につながる対策・措置を要求しつつ、ドナーに対する統一された報告、対外公表の要否の検討、日本国内のステークホルダーへの報告の必要性について申入れを行った。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

IPPF の東京連絡事務所のジョイセフ(理事長:勝部まゆみ)は、途上国開発やグローバルヘルス・UHC 促進等の国際的提言活動を行っている。日本国内での市民社会運動を率いる代表的な国際開発 NGO であるだけでなく、世界においても日本の開発経験を IPPF 傘下の加盟協会に普及させる役割も担っている。

2024 年に設立 50 周年を迎えた国際人口問題議員懇談会(JPFP、会長:上川陽子衆議院議員、事務総長:黄川田仁志衆議院議員)に加え、人口と開発に関するアジア議員フォーラム(AFPPD、議長:上川陽子衆議院議員)、公益財団法人アジア人口開発協会(APDA、理事長:福田康夫元総理大臣)と緊密に協力。IPPF の活動紹介のほか、開発における人口と家族計画を含むセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス(SRH)の重要性についてのアドボカシー活動を行っている。その一例として、2024 年5月に、IPPF パレスチナ(PFPPA)の事務局長が JPFP、WPS 議連、人道支援議連を訪問し、ガザと西岸の状況と PFPPA の活動について報告した。

2024 年7月には、JPFP から柘植外務副大臣に対し、IPPF 拠出増額に関する要望書を提出。黄川田事務総長から、SRH へのニーズは多様化かつ深刻化し、ジェンダーに基づく暴力(GBV)や児童婚、女性器切除(FGM)などの SRH 課題への対応が急務にも関わらず、資金が大幅に不足していることを説明し、WPS の文脈でも SRH が欠かせないことに触れ、同分野に取り組む IPPF への支援の重要が強調された。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

日本は他の主要ドナーに先駆け、IPPF に対し、不適切行為に関する申入れを実施。IPPF から日本政府及び日本国内のステークホルダーに対して、再発防止策等を含む不適切行為に係る対応ぶりの結果について、適切且つ明確に説明することを求めた。これに対し、IPPF は3-2(2)のとおり対応を取ったことに加え、最高水準の説明責任を堅持し、財務上の不正行為を防止、感知し、対応するためのメカニズムを継続的に改善することを約束した。

また、政策協議等を通じ、日本国内における広報活動の強化を要求。この結果、IPPF 東京連絡事務所のジョイセフは、新 SNS アカウントの設置、年4回発行の E ニュースレター(購読者数 1,275 人、開封率 51%)、IPPF 日本ホームページ更新(2024 年末現在、記事 20 本)、日本語パンフレットなどを制作し、情報発信を行った。

- 従来より日本から申入れを行っている加盟協会の能力強化については、以下に上げる改善策が取られている。
- ・事務局に加盟協会を直接担当する部署を設置し、各加盟協会の活動を支援する「Architect of Cooperation: AoC」(注: AoC は、担当する複数国の加盟協会のフォーカルポイントを務め、担当国におけるプロジェクト管理や資金動員を支援する)とアカウントビリティメカニズムを通じて、年次計画に反映。
 - ・加盟協会フォーラムのウェブサイトの刷新。
 - ・若年層を更に雇用し、女性のリーダーシップを支援。
 - ・共有オフィス支援システムの改善により、事務局の業務効率の向上。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

IPPF 拠出金は IPPF が公的機関による支援が届きにくい脆弱層に母子保健や家族計画を含む SRH サービス、性感染症や HIV・エイズの予防及び治療を届け、意図しない妊娠や安全でない中絶を防ぎ、妊娠・出産を安全にして、乳幼児と若者の健康を守り、より多くの人々（特に女性）の命を救い、ヘルス・リテラシーを向上させ、健康格差の縮小やジェンダー平等、女性・家族・コミュニティのエンパワメントや、国家の保健医療費の削減をすることですべての人が自分の身体とウェルビーイングについて自由に選択することができ、尊厳を持って生きられる差別のない社会の実現を達成することを目標としている。

IPPF は、基準2のとおり、「戦略 2023-2028」の主要目標に対し、それぞれ2項目が達成率 100%以上、2項目が達成率 80%以上等といった効果を上げている。ノンコア事業においては、2-2のと通りの効果を上げている。

また、基準3においては、3-1のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。

また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はあるものの、これは IPPF が多言語・年中無休・24 時間対応の不適切事案疑惑報告システム「SafeReport」を設置し、内外の関係者に対しその積極的活用を奨励してきた成果である。特別調査によって不適切事案の事実が確認されると、日本を含むドナーに対し迅速な報告が行われるなど、極めて高い透明性が確保されており、相応分の返納手続きも行われている。さらに不適切事案を未然に防ぐための体制整備とスタッフ研修にも取り組んでいる。

基準4については4-1のと通りの状況である。

更に、日本や他のドナーからの要請に応え、加盟協会の能力向上にも努めてきた。具体的には、ドナーからの資金を管理し、アカウントビリティを果たすための不正管理と規制を導入している。この取組については、SIDA(スウェーデン)や NORAD(ノルウェー)等のドナーは透明性の確保を高く評価し、改善の成果を挙げている。以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1(1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

IPPF は「戦略 2023-2028」を設定し、2023 年から 2028 年までの6年間に以下の目標達成を目指して活動している。

- (1)11 億 4,100 万件以上の SRH サービスを提供する
- (2)5億 7,640 万人の貧困層や社会的弱者にサービスを提供する。
- (3)7,660 万件の望まない妊娠と 2,350 万件の安全でない中絶を回避する。
- (4)2億 1,760 万人の若者が質の保証された包括的性教育(CSE)プログラムを修了するようにする。
- (5)2億 3,260 万件の STI/RTI 関連サービスと 9,360 万件の HIV/AIDS 関連サービスを提供する。
- (6)人道危機の影響を受けた 7,260 万人にサービスを提供する。
- (7)SRHR を支援するための政策や法改正を少なくとも 1,071 件成功させることに貢献する。

2-1(2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2024 年中、IPPF の加盟協会は、以下の成果を達成した。

戦略目標(1)に対する成果

2億3千 50 万件(目標:2億3千 360 万件、達成率 99%)のサービスを提供した。うち1億1千 40 万件(目標1億 720 万件、達成率 103%)が若者向けであった)。

戦略目標(2)に対する成果

5千 390 万人 (目標6千 250 万人、達成率 86%)の貧困層や社会的弱者にサービスを提供した。

戦略目標(3)に対する成果

910 万件(目標未設定)の望まない妊娠と 270 万件(目標未設定)の安全でない中絶を回避した。

戦略目標(4)に対する成果

3千 590 万人(目標未設定)の若者が質の保証された包括的性教育(CSE)プログラムを修了した。

戦略目標(5)に対する成果

3千万件(目標未設定)の STI/RTI 関連サービスと2千7百万件(目標未設定)の HIV/AIDS 関連サービスを提供した。

戦略目標(6)に対する成果

人道危機の影響を受けた1千4百万人(目標1千 330 万人、達成率 105%)にサービスを提供した。

戦略目標(7)に対する成果

SRHR を支援するための政策や法改正 101 件(目標 120 件、達成率 84%)を成功させることに貢献した。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

IPPF/日本信託基金(JTF: Japan Trust Fund)は、最も脆弱な人々を含むすべての人々の性と生殖の健康と権利(SRHR)の享受を目指した取り組みを通して、誰も取り残さない社会の実現に貢献している。具体的には、貧困女性や少女、差別や汚名の対象になりやすい性的・民族的マイノリティ、障がいのある人々、人道支援を必要とする人々等が、それぞれに必要とする統合された SRHR サービスを必要な時に利用できるよう、コミュニティにおけるサービス提供と知識・意識向上のための啓発活動を実施。ジェンダーに関わる課題、性とジェンダーに根ざした暴力(SGBV)にも積極的に取り組んでいる。2024 年6月から 2025 年5月の間に実施された案件は以下の5件である。

【今次評価対象期間内に完了した事業】

(1)2022 年度(フェーズ 23):カンボジア「衣料品工場労働者のセクシャル・リプロダクティブ・ヘルス・サービス利用のためのパートナーシップ」

健康志向と経済的保護の強化により脆弱な衣料品工場労働者のセクシャル・リプロダクティブヘルス(SRH)の向上に貢献することを目標とし、衣料品工場労働者の SRH 向上について工場オーナー・経営者および管理・人事部門からの理解と需要を高め、より多くの衣料品工場労働者が国家社会保障基金を利用して質の高い SRHサービスを利用できるよう、そのために必要となる環境を整えるための活動を実施。2023 年1月開始以降、2024 年 12 月末までに 379 回のグループセッションを通じて 8,005 人(目標 345 回のグループセッションで 6,900 人、目標達成率それぞれ 110%、116%)の意識啓発を行い、30 人のピアエドゥケーターが 28,418 人(目標 28,000 人、目標達成率 102%)に SRH の啓発を行い、SMS メッセージを 73,879 人(目標 40,000 人、目標達成率 185%)のターゲットに届ける等の成果を上げた。

【実施中の事業】

(1)2022 年度(フェーズ 23):ボツワナ「脆弱な若者たちの SRH 向上と SGBV 予防」

ボツワナの脆弱な若者、特に障がいのある若者の性と生殖の健康の改善を目標とし、若者(障がいの有無を問わず)が SRH サービスを利用できるような環境づくりを行うため、若者を受け入れ若者に優しいコミュニティの構築、コミュニティの医療サービス提供調整機能の強化を行っている。2023 年1月に開始以降、同年6月末までにコミュニティリーダーへの意識啓発活動、ピアエドゥケーターの育成、若者・家族・教員等を対象とした意識啓発活動の実施等の成果をあげたが、7月に IPPF ボツワナ(BOFWA)の幹部による不正疑惑が発覚したため活動を一時中断。その後外部調査を経て BOFWA は不正に関与した幹部を解雇し、組織立て直しに取り組み、外部調査結果が接到され、2024 年 10 月に活動を再開し、ピアエドゥケーターの再育成等を実施。

(2)2023 年度(フェーズ 24):モザンビーク「HIV 予防の促進」

モザンビークの包括的な性と生殖の健康サービスパッケージに、複合的で統合された HIV 予防の一環として、経口 PrEP(および今後利用可能になると期待されるその他の新生物医学的 HIV 予防法)の受け入れ・配布・効果的な使用の促進を支援し、かつ保健省が新たにその効果が実証された HIV 予防法を認可し、国家 HIV/AIDS プログラムに含めるよう提言することによって、同国の脆弱な人々の HIV 感染削減に貢献することを目標とする。2024 年4月より活動を開始し、これまでに 327 名(目標 800 名、目標達成率 41%)が経口 PrEP 利用登録をする、10 人のサービス提供者、

20 人のセックスワーカー(ピアエデュケーター)の研修を実施する(目標各 10 人と 20 人、目標達成率 100%)、2,226 件のプロジェクト関連広報教育資料・ツールの作成(目標 2,000 件、目標達成率 111%)等の成果を上げている。

(3)2023 年度(フェーズ 24):タイ「タイ・ミャンマー国境地域におけるミャンマーからの避難民の SRH ニーズへの対応」

タイにおける緊急時における性と生殖に関する健康 (SRHiE)への取組能力を向上させることを目標とする。主な目的は、2024 年6月から 2025 年 11 月までにタイ・ミャンマー国境沿いに住む人々や、タク県の仮設シェルター外の親族を含む 6,000 人を対象に、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・ライツ(SRHR)に関する知識・サービスを提供すること。案件開始後、2024 年 11 月末までの6か月間に対象地区3か所で 2,070 人にセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・ライツ(SRHR)に関する知識・サービスを提供した。これは、18 か月間の目標 6,000 人に対し、6か月終了時点での目標達成率は 34.5%。そのほか 15 人のボランティアを育成し、345 人を対象にセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・ライツ(SRHR)に関する意識啓発活動を行った。

(4)2024 年度(フェーズ 25):モーリタニア「モーリタニアの漁業従事者のジェンダーに基づく暴力と性と生殖の健康サービスの間隙を埋め、取り組む」

本案件は、モーリタニア大西洋沿岸の漁村4か所における漁業従事者の性と生殖の健康(SRH)サービスへのアクセスを向上させ、対象コミュニティにおける性とジェンダーに根ざした暴力(SGBV)の蔓延を 10%削減することを目指す。実施期間は、2025 年4月から 2026 年6月までの 15 か月。主な目的は、7,000 人の対象地域の漁業従事者とそのパートナーの性と生殖の健康状態を、性と生殖および基礎的な健康に関する情報とサービスを提供することで改善すること。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024 年6月(日本の 2023 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025 年6月(日本の 2024 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
コア拠出に関し、最新の決算報告書(2023 年)の中で、日本の 2023 年度(2023 年4月から 2024 年3月まで)の拠出は IPPF の 2023 年度(2023 年1月から 12 月まで)の収入として計上されている。決算状況に関しては、IPPF 会計年度末で次年度繰越額が9,162 万米ドルとなっているが、うち用途指定のない一般引当金は2,320 万米ドルであった。これは 2021 年 12 月に開催された IPPF 諮問委員会にて承認された適正な一般引当金レベル(1,900-2,600 万米ドル)の範囲内である。上記コア拠出決算状況については Deloitte LLP が実施した外部監査にて、妥当なものとして判断され、その旨が決算報告書にも含められ、日本政府に提出された。 IPPF/日本信託基金(JTF: Japan Trust Fund)は、各フェーズの事業計画書と個別案件の承認を経て事業を開始し、事業実施期間はプロジェクトによって異なる。2024 年中に実施されたのは、2022 年9月に事業計画が承認され、2023 年1月に案件が開始されたフェーズ 23 の2案件(カンボジア、ボツワナ)と、2023 年 12 月に事業計画が承認され、2024 年第2四半期に開始されたフェーズ 24 の2案件(タイ、モザンビーク)。フェーズ 22 は、2024 年3月末に閉鎖された後、IPPF の規定に則り外部監査が実施され、監査報告書が 2024 年9月に日本政府に提出された。フェーズ 22 の残余金 46,204 米ドルは、全額フェーズ 25 に振り替えられた。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	

3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)

IPPF は 2023 年に「戦略 2023-2028」の実施を開始。その実施をスムーズに進め、最大限の効果を生み出すために、事務局の見直し・改編を行い、新体制を整備することにより、組織としてのパフォーマンス強化、事業の効率化に取り組んだ。さらに、加盟協会間での連帯をより強固なものとし、連盟としてより効果的に活動を実施し、成果を最大化するために、新憲章の策定と新ロゴの決定・採用を含むリブランディングプロセスが最終段階を迎え、2025 年 11 月に開催予定の総会(GA)にて承認される運びとなっている。

・戦略枠組(2023-2028)の実施体制整備

IPPF 戦略 2023-28 の確実な実施に向け、機敏かつ迅速な財務・技術部門を構築するため、2023 年にデリーに設立された全事務局統合サービス・ユニットによって、全事務局スタッフの能力と意識の向上、システムおよびプロセスの統一・簡素化、冗長で反復的な作業の排除を通じたプロセス全体の効率化、使いやすい技術ソリューションが導入された。事務局全体の財務・技術部門のより強固な結束の構築、予算の確定とその修正、月次・年次決算に伴うチェック・アンド・バランスの強化、事務局全体の法定要件の遵守に関する監督・管理の改善、プロジェクトの開始・終了に関するさらなる厳格性の構築、調達プロセスとシステムの全体的な標準化、ドナーへの報告改善等、渉外機能の安定化を図っている。

また、各調査やデータが IPPF 全体で効果的に活用されるよう体制を整備中。IPPF 全体での学び、活動のインパクトを伝え、共有する新たな方法を特定・導入し、加盟協会の声とニーズを考慮しつつ、実績と説明責任を強化し、戦略・組織的優先事項の確実な実施に取り組んでいる。

2024 年8月、IPPF は、それまでの時間のかかるエクセル・ベース・システムに代わるものとして、「事業計画・報告ポータル」を導入した。119 の助成金を受領する加盟協会によって利用され、データのクオリティチェックと検証が行われ、このポータルの活用によって加盟協会(MA)の事業計画と報告の効率が高まり、データ管理とアクセシビリティが大幅に改善された。

3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。

本評価期間中に報告された日本からの拠出金にかかる金銭的不適切事案は、2019 年から 2024 年までの6年間に発生した12 案件で、日本政府の拠出額相当分は総額 72,889 米ドル。そのうち 2024 年 11 月時点で調査結果が判明していた 71,245 ドル(11 案件分)を 2025 年2月に国庫返納済みであり、2025 年3月に調査結果が判明した 1644 米ドル(1 案件分)は国庫返納予定。

こうした金銭的不適切事案の発生に関し、1-3で言及の通り日本は IPPF に同様の事案の発生を防ぐべく、原因分析を行い、不正事案の再発生を防ぐことが極めて重要である旨を伝達。また、不正を働いた加盟協会、地域事務局等への処分や対応を厳格化することについて、IPPF 内において改めて検討及び対応を求めた。

これに対し、IPPF は 2025 年2月にベルメホ事務局長発在英国日本大使館宛書簡において、不適切事案発生の予防、再発防止に対し、以下の対応を取ることを約束している。

・セーフガード及び金銭的不適切行為の全ての事例を、規制当局の法定要件に沿って財務・監査・リスク委員会(Committee on Finance, Audit and Risk: CFAR)及び英国慈善事業委員会(UK Charity Commission)を通じて IPPF 評議員会(Board of Trustees: BoT)に報告する。

・IPPF は SafeReport の利用に対する前向きな文化を醸成し、連盟内のあらゆるレベルでその理解は深まっている。

・IPPF は不正やその他の金銭的犯罪を防止するために、「贈収賄撲滅」、「不適切行為方針・指針」、「行動規範」、「懸念事項の提起方針」、「調達指針」、「財務管理評価プロセス」を網羅する「金銭的犯罪政策」を定め、その実践のために以下の対策を講じ、強化してきており、今後も取組を継続する。

- (1)事務局(注:IPPF 本部)の全職員を対象とした、金融犯罪、贈収賄、汚職、その他の不適切な行為の防止に関する意識向上トレーニングの義務化
- (2)加盟協会(Member Associations: MAs)のサポートスタッフを対象とした定期的な能力開発セッション
- (3)財務内部統制、チェック、レビュー機能の自動化、管理、トレーニング、ガイドラインの改善
- (4)反マネーロンダリングおよび制裁措置遵守システムの強化
- (5)実施パートナーや外部組織との契約で使用するテンプレートや条項の改善など

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
4	4	4	4.00	4	0.00	367
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
1	1	1	1.00	1	0.00	12
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
2019年6月の就任以後、東・東南アジア・大洋州地域(ESEAOR)事務局長を務める福田友子は、2024年中、南アジア(SAR)地域事務局長代行も兼任し、ESEAOR24か国、南アジア地域(SAR)6か国、合計30か国というアジア全域の活動を率いたほか、在クアラルンプールの人道支援ハブも兼轄するなどの重責を担い、IPPFのダイレクターリーダーシップチーム(DLT=IPPF事務局の最高幹部チームで、事務局長1名、地域事務局長6名、部長5名の12名から成る)のメンバーとして活躍している。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A-

a

a

a

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際連合人口基金 (UNFPA) 拠出金	
2 拠出先の名称	
国際連合人口基金	
3 拠出先の概要	
第 21 回国連総会決議 (総会決議 2,211: 人口増加と経済開発に関する事務総長報告) に基づき、1967 年6月、人口分野における諸活動を強化するために設立 (本部: ニューヨーク (米国))。1969 年活動開始。加盟国数は 193 か国。150 か国以上でリプロダクティブ・ヘルス、家族計画に関する情報やサービスの提供、人口開発分野の支援を実施。駐日事務所あり (東京)。	
4 (1) 本件拠出の概要	
本件拠出は、母子保健、リプロダクティブ・ヘルス、家族計画、ジェンダー、人口問題に関する情報やサービスの提供等を実施し、妊産婦の保健状況の改善を図り、ひいては人間の安全保障の実現、持続可能な開発目標 (SDGs) の推進を図る国際連合人口基金 (UNFPA) の諸活動に係る事業実施経費等に充てられる。より具体的には、本件拠出の大部分は UNFPA の通常予算向けのコア拠出であるが、一部については「インターカントリーな NGO 支援信託基金」(UNFPA が拠出金を管理し、活動実施は人口開発分野の活動を行う NGO が実施) へのノンコア・イママーク拠出となっている。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模 (予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額	796,887 千円
【参考1】過去3年間の当初予算額	
令和6年度当初予算額	1,807,000 千円
令和5年度当初予算額	1,237,110 千円
令和4年度当初予算額	1,950,480 千円
【参考2】過去3年間の拠出率・拠出順位	
2023 年拠出率・拠出順位	
日本の拠出率: 2.7% (拠出順位: 9位) (日本からのコア・ノンコア拠出合計)	
参考: 米国 10.3% (1位)、ノルウェー 8.3% (2位)、英国 7.3% (3位)、スウェーデン 4.9% (4位)、オランダ 4.6% (5位)	
2022 年拠出率・拠出順位	
日本の拠出率: 3.4% (拠出順位: 9位) (日本からのコア・ノンコア拠出合計)	
参考: 米国 12.1% (1位)、ノルウェー 8.4% (2位)、英国 8.0% (3位)、スウェーデン 5.6% (4位)、オランダ 5.6% (5位)	
2021 年拠出率・拠出順位	

日本の拠出率:2.4%(拠出順位:12位)(日本からのコア・ノンコア拠出合計)
参考:スウェーデン 8.6%(1位)、ノルウェー7.2%(2位)、米国 6.2%(3位)、オランダ 6.1%(4位)、デンマーク 5.8%(5位)
5 担当課室・関係する主な在外公館
国際協力局国際保健戦略官室、国際連合日本政府代表部

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 VI 経済協力:政府開発援助(二国間)又は多国間の開発協力を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献し、これにより我が国の平和と安全の維持、一層の繁栄の実現といった国益を確保すること」、「施策 VI-2 地球規模の諸問題への取組」、「個別分野1:人間の安全保障の推進と我が国の貢献」の下に設定された以下の中期目標を達成するための手段の一つと位置づけている。(金和6年度外務省政策評価書)中期目標は以下のとおり。 1 「誰ひとり取り残さない」という考えの下、SDGs 達成に向けた取組を加速化することで、人間の安全保障の推進に貢献する。 2 国際機関内での人間安全保障の概念の主流化を図る。 3 人間の安全保障の理念に立脚し、「誰の健康も取り残さない」との観点から、UHC の達成に向け、以下の取組を実施する。 (1)国際社会における UHC の理解促進に向け、指導力を発揮し、各国における UHC の達成に向けた具体的な取組を促進する。 (2)戦略的議論への積極的参加や、二国間や国際保健機関を通じた支援を通じ、新型コロナウイルス感染症、結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策、強固な保健システム及び緊急事態への備えの構築に貢献する。 また、2022 年5月に内閣官房健康・医療戦略推進本部決定の「グローバルヘルス戦略」において、「人口変動(少子高齢化、人口増加/減少、都市化、移住、紛争による人の移動など)は、人間、社会、経済の発展のあらゆる側面に影響を与え、健康に影響を与える。人口問題は、妊娠・出産を含む女性の健康と切り離せない問題であり、性と生殖に関する健康と権利(セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)を守る観点からも取組が必要である。我が国は UNFPA(国連人口基金)や IPPF(国際家族計画連盟)を通じて、人口変動と開発に取り組んできており、今後も協力を続けていく。」と明記されている。 2023 年4月に策定された日本政府の「第3次女性・平和・安全保障(WPS)に関する政府行動計画」のうち、「1 女性の参画とジェンダー視点に立った平和構築の促進」の具体的な取組として「(2)紛争影響国、難民キャンプ及びホストコミュニティにおける女性・子供への識字教育や職業訓練を含めたエンパワーメント支援や性的及びジェンダーに基づく暴力の防止、保護や対応、性と生殖に関する健康と権利(Sexual and Reproductive Health and Rights: SRHR)支援、紛争影響下の女性の社会的・経済的エンパワーメント、コミュニティ活動へのジェンダーの視点を踏まえた支援の実施」が定められている。
1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
世界人口が増加の一途を辿り、人間の活動が地球に大きな影響を及ぼす中で、持続可能かつより良い社会の実現のためには、人口問題の適切な対処が不可欠である。特にサブサハラアフリカで顕著な高い出生率のみならず、アジアやラテンアメリカでの人口ボーナス(若者のエンパワーメントを含む雇用問題)、先進国を中心とした少子高齢化等、幅広い人口課題が世界に見られる中、妊娠や出産に関して十分な情報を得た上で、自ら決定できる「性と生殖に関する

る健康と権利(SRHR)」の推進や、女性・若者のエンパワメントに関する取組は、喫緊の課題である。こうした課題解決に向け、すべての人々が SRHR を享受することができるよう、UNFPA は 150 か国以上でリプロダクティブ・ヘルス、家族計画に関する情報やサービスの提供、ジェンダー平等、人口開発分野の支援を実施している。

UNFPA は人生の各段階で最適な介入を行うライフサイクル・アプローチを提唱し、出生から青年期を経て妊娠・出産に至る各段階での支援に加え、高齢化の観点からも活動をしている。また、2022 年5月に決定されたグローバルヘルス戦略においては、上記1-1(1)に記載のとおり、UNFPA 等を通じて、人口変動と開発への協力を続けていくとされている。

上記1-1(1)の目標達成に向け、UNFPA は「誰も取り残さない」及び「最もアクセスが困難な人を最優先に」を優先事項とし、人道危機下や開発途上にある人々への支援を行っている。UNFPA が取り組む人口／リプロダクティブ・ヘルス分野は、性、文化、宗教等に密接に関連しており、同分野で長年の実績をもつ国連機関である UNFPA を通じた支援を行うことで、日本の二国間援助が行き渡らない国や地域への対応が可能となり、この分野のカバー率上昇に貢献している。

また、上記目標で掲げられている人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化において、UNFPA は特に助産師を中心とした保健人材の育成・強化、ジェンダー平等を実現するための法・環境整備を実施(成果は下記2-1(2)参照)。とりわけ人道危機下や脆弱な環境下にある人々を優先しており、UHC 実現には不可欠である。

UNFPA は活動をより効率的に行うため、他の国連機関や現地 NGO 等と協働している。国連機関では、国連児童基金(UNICEF: 子どもや青年を対象としたサービス)、国連女性機関(UN Women: ジェンダー平等、女性のエンパワメント)、国連開発計画(UNDP: 女性の社会参画)、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR: 難民を対象とした支援)、国連人道問題調整事務所(UNOCHA: 人道危機下にある人々の状況把握)等が挙げられ、各機関の専門性を活かしながら相乗効果を発揮している。

また、国連機関の中で唯一の人口問題を扱う機関として、日本の重視する少子高齢化に取り組んでおり、代替可能性を有する。

2024 年9月の日米豪印首脳会合の成果文書(ウィルミントン宣言)では、子宮頸がん対策にフォーカスした「日米豪印がんムーンショット」イニシアティブが発表されており、各国が UNFPA 含む国際機関等とも協力しながら子宮頸がん対策に取り組んでいく姿勢が示されている。

更に、日本政府が立ち上げた「グローバルヘルスのためのインパクト投資イニシアティブ(Triple I)」に、UNFPA はパートナー機関として参加。2024 年9月 24 日に国連総会第 79 回会合のサイドイベントとして Triple I が主催した、グローバルヘルスへの戦略的な投資をテーマとしたハイレベルセッションにディエン・ケイタ UNFPA 事務局次長(プログラム担当)がパネリストとして登壇し、日本政府の取組への協力を表明するなど、日本の実施する施策に直接貢献している。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は UNFPA の最高意思決定機関である執行理事会の議席(36 議席)を、西欧及びその他のグループの一員としてローテーション(コア・ファンド拠出額等に基づき決定)により、2007 年～2021 年のうち、3年間(2009 年、2014 年、2019 年)を除いて最大の 12 会期にわたり確保。また、2022 年～2029 年のうち、2027 年を除いた7会期の議席を確保しており、2024 年においても、執行理事国として年3回行われる執行理事会に参加した(評価期間中に開催された執行理事会は 2024 年6月、8月及び 2025 年1月)。加えて、駐日事務所と日本政府側との間で定期的に意見交換する機会を設けており、駐日事務所を通じ日本側の意向がその都度遅滞なく UNFPA 本部に伝達されるように努めている。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

2022 年7月、UNFPA 駐日事務所佐藤摩利子所長が林外務大臣を表敬。UNFPA が取り組む人口問題についての意見交換がなされたほか、林外務大臣から駐日事務所が中心となって進めた日本企業とのパートナーシップ拡大に対する評価が述べられた。

2023 年4月に行われたG7広島サミットに向けた世界人口開発議員会議(GCPPD2023)では、岸田総理大臣が基調講演、林外務大臣が開会挨拶を行った(イアン・マクファーレン UNFPA 本部広報・戦略的パートナーシップ局長(オンライン)及びクラウス・ベック UNFPA アジア太平洋地域事務所副所長の2名も参加・登壇)。林大臣の開会挨拶においては、「日本政府は、国際家族計画連盟(IPPF)と国連人口基金(UNFPA)への拠出を通じて、人口問題への取組を後押し」している旨が述べられ、UNFPA に設置した日本信託基金(JTF)を通じ、世界各国の人口と開発問題に関する議員活動を支援していることを紹介した。岸田総理大臣による基調講演においても、「人口問題は、人間、社会、経済の発展のあらゆる側面に影響を与え、社会の在り方に直結する問題であり、持続可能な開発を達成する上での基盤であること、そのため、人口問題は SDGs の全ての目標と関連し SDGs の達成に向けては、人口の観点を取り入れることが不可欠である」点が強調された。

2024 年3月、訪日中のカネム事務局長は穂坂外務大臣政務官を表敬。同政務官から、UNFPA が行う SRHR にかかる活動を評価する旨述べた上で、性と生殖に関する健康サービスの提供は、日本が重視する UHC の実現のために必要不可欠であり、日本としても、引き続き積極的な取組を行っていく旨を発言し、ICPD30 周年記念グローバル・ダイアログを含め、両者は UHC 達成のために緊密に連携していくことで合意した。

2024 年4月、訪日中のサバートン UNFPA 事務局次長が上川外務大臣を表敬。上川外務大臣から、ICPD30 周年記念グローバル・ダイアログの共催への期待に加え、自身が立ち上げた WPS タスクフォースと推進について説明があり、UNFPA の活動が WPS 推進のためにも重要であり、両者は UHC や WPS の推進を一層協力して推進していくことで一致した。

2024 年4月に行われた国会議員会議「ICPD30:誰一人取り残さない高齢化社会の実現に向けて」においては、上川外務大臣が開会式の挨拶の中で、「国会議員による貢献は、あらゆる社会・開発問題と密接に関係する人口問題の解決において必須の要素であり、日本政府としてもこの活動の支援をしていること、UNFPA に日本信託基金(Japan Trust Fund: JTF)を設置したのはそのひとつである」ことを紹介し、日本政府としてもこのような支援を引き続き行っていきたい旨発言があった。

2024 年5月にバングラデシュで行われた ICPD30 周年記念グローバル・ダイアログのマージンで、カネム事務局長と穂坂外務大臣政務官のバイ会談を実施。カネム事務局長からは、人口と開発に関する分野における日本のリードに感謝する旨が述べられ、本分野における今後の展開や UHC 達成に向けて意見交換を行い、引き続き緊密に協力していくことを確認した。

2024 年9月に国連総会に出席するために訪米中の中村外務省地球規模問題審議官はカネム事務局長とバイ会談を実施。カネム事務局長から、性と生殖に関する健康と権利(SRHR)に関する日本の貢献と成果をまとめた小冊子が手交され、政府や民間企業を含む日本の実績に対する深謝が述べられ、中村審議官から日本と UNFPA との特に緊密なパートナーシップを象徴するものであり、上川外務大臣に報告する旨伝達した(後日、同冊子を上川外務大臣に報告)。

2025 年3月、フランスで行われた栄養サミットのマージンで、ケイタ UNFPA 事務局次長と中村審議官がバイ会談を実施。米国の拠出停止の影響がある一方で、広報努力も含め、ステークホルダーの多様化を試みていること、今後は重点的に投資する分野を定め、明確なビジョンを持って活動を行う旨が述べられた。これに対し、中村審議官からは UHC を重視する国として SRHR を含む保健分野に注力しており、今後も UNFPA との連携を強化したいという点に加え、UNFPA の支援が日本にも有益であることを示すため、日本国内での UNFPA の活動を強化するよう申し入れた。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

駐日事務所の主導のもと、UNFPA は日本企業とのパートナーシップを強化。本評価期間中にも以下のパートナーシップを通じ、日本企業が国連機関を支援し、SDGs の推進をすることで、日本企業、UNFPA、裨益者のすべてに利益をもたらしている。

日本企業・大学等とのパートナーシップ一覧

企業名	内容	資金提供額	備考
武田薬品工業株式会社	①ベナン、コートジボワール、トーゴの3か国において救命救急サービス「2 Hours to Life」を実施。 ②アゼルバイジャン、エルサルバドル、インドネシア、マダガスカル、ジンバブエの5か国において、GBV(ジェンダーに基づく暴力)のサバイバー支援を実施。	①約 11 億 7,000 万円 ② 約 9 億 9,800 万円	2022 年から 2025 年にかけて実施。
株式会社サンリオエンターテイメント、東京 FM 放送株式会社をはじめとする計 41 の日本の企業・団体・学会等	2023 年及び 2024 年の寄付を活用し、「子宮頸がん予防」を啓発するために活用する折りたたみ式エコバッグを 100 個制作した。	10 万円	・2011 年より連携を開始。
中外製薬株式会社	①ブータンにて子宮頸がん予防プロジェクトを実施。 ②フィジー及びマーシャルにて中外製薬の資金を活動費用の一部とし「子宮頸がんの検査と治療プログラム」を実施中。 ③駐日事務所にて、中外製薬とのプロジェクトに関するコンサルタントを雇用するための資金を提供。 2025 年3月には中外製薬担当者と UNFPA 基金コンサルタントがフィジーを視察。ララバラ ヴフィジー保健大臣表敬訪問及び道井緑一郎駐フィジー大使表敬訪問、JICA フィジー事務所への訪問を含む8つの会合の開催と2つの関連保健施設の視察を行った。	①15 万米ドル ②15 万米ドル ③6.9 万米ドル	2023 年までブータンで実施されていた子宮頸がんプロジェクト支援を、フィジー及び RMI、駐日事務所に拡大させる形で、2024 年から3年間延長(2027 年3月まで)。
株式会社パナソニック	2024 年には南スーダンで 510 個のソーラーランタンを提供。2025 年には、アフガニスタンに 210 個のソーラーランタンを提供予定。	-	2022 年1月から 2025 年1月にかけて実施。
ミュージック・セキュリティーズ株式会社	個人および団体から寄付を受け付けられるプラットフォームを通じ、ウクライナ、トルコ・シリア地震支援など、3つの寄付ページを開設し、総額約 1,587 万円を資金調達するとともに、日本における個人や団体の国際協力の機会を広げる受け皿としての役割も果たす。	-	2011 年より連携を開始。
ウェスレー財団	UNFPA カンボジア事務所における GBV(ジェンダーに基づく暴力)対策モバイル・アプリケーションの開発。	25 万米ドル	2022 年4月から 2025 年3月にかけて実施。 デジタル暴力に関するドキュメンタリー番組制作にも協力(以下 JIB の記載を参照)。
株式会社日本国際放送(JIB) ウェスレー財団	駐日事務所と共同で、ウェスレー財団の資金協力により、カンボジアと日本におけるデジタル暴力に対する UNFPA の取組を紹介する短編ドキュメンタリー番組を JIB が制作。2025 年3月 28 日-29 日に NHK WORLD-JAPAN「Catch Japan」で計4回放送された。	-	この番組は、大阪・関西万博、その他のイベントでも紹介予定。 ジェンダー平等に積極的に取り組む IKEA Japan と、この番組を活用したイベントも企画中。
関西学院大学	2024 年 12 月 13 日、Let's talk!イベント(女性の健康に関連する「タブー」「偏見」「先入観」を越えた対話の広がりを通して、女性のエンパワーメントとジェンダー平等に貢献する対話型プラットフォームムーブメント)「ジェンダーに基づく暴力: デジタル暴力とからだの自己決定権」を共催。日本の大学生に身近なジェンダー課題を提示し、考える機会を提供。イベント実施に当たり、関西学院大学の学生をインターンとして採用。	-	
伊藤忠商事株式会社 国際協力機構(JICA) Be-A Japan	2024 年2月に伊藤忠商事と、2027 年までのパートナーシップを締結。 ①伊藤忠商事の連携会社の売上金の一部を伊藤忠商事を通して UNFPA エチオピア事務所に寄付。 ②TICAD 補正予算を活用し、再利用可能な生理用品(高性能吸水ショーツ)の現地製造・販売を伊藤忠商事による技術連携を通して行い、エチオピアにおける若者と女性の生計向上および女性が安心して働くことのできる環境整備による社会、経済的エンパワーメントを図るとともに女性と少女の月経衛生管理に貢献する。 ③UNFPA エチオピア事務所と JICA は、2024 年 12 月 4 日、エチオピア・ティグライ州における月経衛生管理	①約 13 万米ドル(3年間の総額予定) ②TICAD 補正予算合計 150 万米ドル(内、伊藤忠商事への技術協力費用は	

	(MHM) 向上のための連携を目的とした協力覚書に署名。 また、JICA、伊藤忠商事、Be-A Japan、現地企業の MAA Garment & Textiles との連携で、月経衛生管理などに関するワークショップを開催。	35,000 米ドル) ③JICA 共創枠連携案件 総額 1,000 万円	
2025 年日本国際博覧会 博覧会協会	大阪・関西万博のテクニカルアドバイザーとして、UNFPA が人口に関するテーマの内容や登壇者の選定に協力。	-	2025 年7月、国連パビリオンで、7/11 世界人口デーより1週間にわたり、UNFPA の活動を紹介する展示を予定。
国際家族計画連盟 (IPPF)、ジョイセフ (JOICFP)、アジア人口・開発協会 (APDA)、人口と開発に関するアジア議員フォーラム (AFPPD)	2024 年7月 26 日、4つの団体と共に構成する「SDGs・人間の安全保障・人口問題アライアンス」の一員として、国際人口問題議員懇談会 (JPFP) を通して柘植芳文外務副大臣に要望書「2025 年度人口分野への拠出増額に向けたご支援のお願い」を提出。 同アライアンスでは、UNFPA 事務局長、人道支援局長の来日時に JPFP 勉強会も開催。		
日本電気株式会社 (NEC) ゲイツ財団日本事務所	・2024 年8月7-8-日、UNFPA が各国で行う支援活動の受益者に関するデータを、民間連携で安全かつ効果的に管理・活用するためのワークショップを開催。NEC の他、ゲイツ財団や UNFPA ナイジェリア、スリランカ事務所などが参加。 ・TICAD 補正予算を活用し、ナイジェリア及びマダガスカルにて、主に人道支援の現場において電子バウチャー (CVA) システム及び受益者データ管理システムを構築し運用することで、女性と少女のニーズに特化した物資及びサービスの供給を円滑に行っていく。	補正予算合計:200 万米ドル(内 NEC への内訳は 88 万米ドル)+NEC からの in kind support 150 万米ドル	2023 年8月より協議を開始。
株式会社 SOIK	TICAD 補正予算を活用し、コンゴ民主共和国にて特に紛争の影響を受けているエリアにて、デジタルツールを駆使し産前検診をはじめとした妊産婦の包括的なケアを行うことにより、妊産婦死亡率の低下に貢献。	TICAD 補正予算合計 200 万米ドル	2025 年に案件実施予定。
①株式会社キャノンメディカルシステムズ ②Sohbi Craft Poland Sp.o.o (本社 阪和工業株式会社)	2024 年 10 月 16 日、ウクライナ事務所から日本人職員を含む2名の職員が来日し、戦下にあるウクライナの女性や子どもたちの状況についての緊急報告会を実施。その他、NHK の番組に出演、外務省、国会議員、物資提供を受けているアトム社、寄付をいただいた産科婦人科学会などを訪問し、ウクライナにおける現状と支援活動について報告を行った。 訪問先企業: 日本貿易振興機構 (JETRO) / 豊田通商株式会社 / 国際協力機構 (JICA) / 住友商事 / 第一三共株式会社 / 国立成育医療研究センター / アトムメディカル株式会社 / 日本経済団体連合会 / キャノンメディカルシステムズ株式会社 / 日本産婦人科学会 (在ポーランド支社訪問) SOHBI Craft Sp.o.o / 三菱自動車 / 日本商工会議所	①株式会社キャノンメディカルシステムズ (超音波診断装置 10 機寄付を一般社団法人日本医療機器産業連合会を通じて交渉中) ②Sohbi Craft Poland Sp.o.o 前線で女性や退役軍人へ心理カウンセリングを提供するカウンセラーが使用する防弾ベスト 50 着 (約 20,000 米ドル相当) の寄付。	①確定後、2025 年6月以降に実施予定。 ②2025 年4月～5月に手交式を実施予定。その後前線へ輸送される。
一般社団法人シンクパール	2024 年 11 月6日に開催された「TEAL BLUE JAPAN キャンペーン 2024」に後援。イベントには駐日事務所長が参加し、世界の子宮頸がん検診プログラムの紹介を通して、子宮頸がん検診の受診啓発と HPV ワクチンの正しい知識の理解促進に貢献。		

駐日オランダ大使館 法政大学	2024 年 12 月 9 日、国際人権デー関連イベント『We don't talk -言葉では語れないもの-』上映会&ダイアログセッションに、成田 UNFPA 駐日事務所長が登壇し、UNFPA の GBV に対する取組を紹介し、日本国内、特に学生に対する啓発活動に協力。		
長崎大学	2024 年 12 月に、UNFPA エチオピア事務所と MOU を締結。博士前期もしくは後期課程の学生をインターンとして受け入れること、共同研究実施が主目的。	-	2024 年 12 月より5年間の予定で、以降延長可能性あり。
東洋大学 (2024/6/7) 学会 (2024/6/13) 東京大学 (2024/7/30) 千葉大学 (2024/9/27) 聖心女子大学 (2024/10/30)	各種イベント・講演に登壇。	-	-
東京大学学生団体 UNiTe	・2025 年1-3月、東京大学 UNiTe が行う IWD 記念展示用に、UNFPA が人道支援活動に使用するディグニティキットを貸与および駐日事務所長がメッセージを提供。学生団体が行うジェンダー平等を推進する活動に協力。		

1-5 本件提出に係る日本側の取組等

●日本は UNFPA の設立原則でもある「人口と開発」分野の活動を重視すべきであると主張。2024 年5月 ICPD30 周年記念グローバル・ダイアログ「Demographic Diversity and Sustainable Development」の共催や、政策協議等の機会を通じての申入れを継続した結果、現在策定中の UNFPA 戦略計画 2026-2029 には、現戦略計画(2022-2025)にはなかった「人口と開発」の項目が取り入れられる見込みとなっている。

●日本のイヤマーク案件実施に関し、案件実施国の UNFPA 事務所間でノウハウの欠如が見られたところ、駐日事務所経由でイヤマーク案件を実施する事務所を対象にウェビナーを行い、現地大使館との連携や、プレスリリースの作成など現地でのビジビリティ向上に加え、駐日事務所との連携を通じて日本国内での広報活動への助言を行った。

●2024 年 11 月に韓国で行われた少子高齢社会に関するグローバルシンポジウム(UNFPA 及び韓国統計省主催)に外務省職員が参加し、少子高齢化分野の国際会議における日本のプレゼンス確保に貢献した。

●2024 年 12 月5日に行われた「人道支援活動の概要 UNFPA グローバルアピール 2025」の発表会に、他の主要ドナー国と並んで国連日本政府代表部次席常駐代表の御巫智洋大使が参加し、日本政府の継続的な支援について表明した。

●かねてより UNFPA の支援、中でも日本のイヤマーク案件の成果が日本国内(日本語)で十分に認知・広報されていないことを指摘。これに対し、UNFPA 及び UNFPA 駐日事務所は以下の対応を取り、その改善につなげた。

●UNFPA 駐日事務所メールマガジン(2024 年6月以降1年間で約 6,000 人以上に 11 回配信)においては、UNFPA の一般的な活動紹介に加え、日本が行った支援の成果を継続的に日・英で紹介している(2024 年6月～2025 年3月号まで、20 本以上の日本支援関連記事を掲載)。特に、援助額決定のニュースのみならず、現地の裨益者の声や現地大使館との連携など(マダガスカル、エチオピア、ウガンダ、フィリピンでの式典模様を含む)についても紹介している。このような広報は、駐日事務所が UNFPA 各国事務所とより連携を密にしたことから可能になり、2022 年からは、#UNFPAthanksJAPAN という共通ハッシュタグを用い、日本の ODA 支援を受けたプロジェクトに関するプレスリリースや SNS 投稿に記載し、日本支援案件のビジビリティ向上に努めている(駐日事務所 SNS では、対象期間中(2025 年3月末まで)に 53 本の日本支援関連記事を投稿し、ウェブサイトには6本の記事を掲載)。こうした広報活動の結果、(一般に開封率は 20%というデータもある中で)メールマガジンの開封率は平均 32.3%以上、2025 年1月配信号は 43.6%となり、より多くの読者に対し、UNFPA の活動及び日本の支援の成果が認知されることとなった。

●2024 年 12 月には世界人口白書・日本語抜粋版の発行を機に在京有力メディアの専門記者を招き、懇談会を実施。記者との関係を深め、マダガスカル(朝日新聞)、ウクライナ(NHK)など日本政府支援プロジェクトを実施している現場取材へとつながった。

●UNFPA 本部は 2022 年に引き続き、日本政府からの支援に感謝し、拠出金が有効に活用されている成果・データを用いて解説したリーフレットを作成。本リーフレットの日本語版に加え、2023 年6月には「日本語版国連人口基金パン

フレット(2023)」を作成。これらの日本語リーフレット及びパンフレットはイベント等で配布され、UNFPA の活動、UNFPA を通じた日本の支援の成果の国内認知拡大に貢献した。なお、2024 年 Annual report 発行後に、最新データを基に改定予定。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

UNFPA 拠出金は UNFPA が、母子保健、セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス、家族計画、ジェンダー、人口問題に関する情報やサービスの提供等を実施し、妊産婦の保健状況の改善をすることで、2030 年までに①予防可能な妊産婦死亡のゼロ、②ジェンダーに基づく暴力・児童婚などの有害な慣習のゼロ、③家族計画サービスへのアクセスが満たされない状況のゼロを達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である国際社会における UHC の理解促進に向け、指導力を発揮し、各国における UHC の達成に向けた具体的な取組を促進することに貢献することを目標としている。

UNFPA は、基準 2-1(1)のとおり、予防可能な妊産婦死亡削減、ジェンダーに基づく暴力・児童婚などの有害な慣習削減、家族計画サービスへのアクセスが満たされない状況改善に取り組み、2-2 のとおりの効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

UNFPA は、2030 年までに①予防可能な妊産婦死亡のゼロ、②ジェンダーに基づく暴力・児童婚などの有害な慣習のゼロ、③家族計画サービスへのアクセスが満たされない状況のゼロ、の3つのゼロのミッションを掲げている。

2021 年9月に採択された「UNFPA 戦略計画 2022-2025」は、このミッションを達成するため、

①2025 年までに予防可能な妊産婦死亡削減(2025 年目標指標>妊産婦死亡数:出生 10 万人あたり 124 人)

②2025 年までにジェンダーに基づく暴力・児童婚などの有害な慣習削減(2025 年目標指標>18 歳未満で結婚した 20-24 歳の女性の割合:11%)

③2025 年までに家族計画サービスへのアクセスが満たされない状況改善(2025 年目標指標>家族計画サービスへのアクセスが満たされない割合:5%)

を加速することを掲げている。

これら活動は、SDGs における保健(ゴール3)、ジェンダー平等(ゴール5)、不平等是正(ゴール 10)、気候変動(ゴール 13)、平和(ゴール 16)、パートナーシップ(ゴール 17)の各目標達成に資するだけでなく、最終的に貧困削減(ゴール1)の達成にも寄与する。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

気候変動、経済不安等の複数の危機が発生する中、戦略計画 2022-2025 に基づき、UNFPA は 2024 年に以下の成果を上げた。更に 59 の人道危機に対し、1,470 万人以上の人々に SRH サービス支援を提供。670 万人の人々に対し、GBV 予防・対応サービスを提供している。

項目	2022 年	2023 年	2024 年
回避された妊産婦死亡数	30,800 件	33,980 件	39,386 件
回避された安全でない中絶	370 万件	585 万件	753 万件
HIV 感染の予防	11 万 7,000 件	14 万 7,000 件	15 万 8,000 件

回避された意図しない妊娠数	1,330 万件	1,796 万件	1,795 万件
カップル・イヤーズ・プロテクション(CYP: 避妊法の年間総供給量の指標)	5,900 万件	8,580 万件	7,520 万件
女性器切除(FGM)から保護された女兒数	11 万 1,425 人	16 万 2,044 人	28 万 6,997 人

上記に加え、2024 年には以下の成果が報告されている。

- ・ライフスキルトレーニングを受けた女兒数: 1,060 万人
- ・回避された性感染症数: 689 万件

UNFPA の活動の結果、2024 年までに、各国の政策等にもたらされた成果は以下のとおり。

- ・SRHR を若者の政策や計画に組み込んだ国: 104 か国
- ・人口変動を SRH 政策に組み込んだ国: 76 か国
- ・SRHR の普遍的なアクセスを実現するための法律や規制を有する国: 87 か国
- ・差別的なジェンダー規範や社会規範に対処するための国家メカニズムを有する国: 72 か国
- ・SRHR を緊急事態対応計画や災害リスク軽減計画に組み込んだ国: 40 か国
- ・住民登録・人口動態統計を強化した国: 68 か国
- ・学校における性教育を実践化した国: 59 か国

戦略計画 2022-2025 のアウトプット目標6点の 2024 年の達成状況は以下のとおり。6つの全項目で 100%以上またはそれに近い達成率を成し遂げた。

	アウトプット	2024 年目標に対する達成度
1	政策とアカウンタビリティ	114%
2	質の高いケアとサービス	105.2%
3	ジェンダーと社会規範	99.3%
4	人口変動とデータ	110%
5	人道支援	94%
6	若者とユース	99.3%

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

当初予算の中でイヤマークされている「インターカントリーな NGO 支援信託基金」(UNFPA が拠出金を管理し、活動実施は人口開発分野の活動を行う NGO が実施)への拠出を通じ、日本は、多数国間又は地域的規模で活動する人口開発分野の NGO の活動を支援している。評価期間を通じ、公益財団法人アジア人口・開発協会(APDA)が供与を受け、開発途上国の国会議員を交えた会議を実施。評価期間中には(1)中・東欧地域案件(タジキスタン、キルギス、トルクメニスタン、ボスニア・ヘルツェゴビナ)、(2)アラブ地域案件(モロッコ、エジプト、バーレーン、アラブ首長国連邦)、(3)アフリカ地域案件(ガーナ、エチオピア、ウガンダ、タンザニア)、(4)アジア地域案件(パキスタン、インドネシア、ネパール、カンボジア、マレーシア)の4案件が行われ、国及び地域レベルでの協議を行った。

このうち、主な成果は以下のとおり。

(1) 中・東欧地域案件

・2024 年6月にドゥシャンベ(タジキスタン)で開催された「ICPD30 に関する国際国会議員フォーラム: 持続可能な水資源と若者のための人口動態レジリエンス」には、15 か国から約 450 人が参集し、環境・人口問題に関する経験共有・意見交換を行い、対話を通じたネットワークの強化が図られた。

(2) アラブ地域案件

・2024 年 10 月にマナーマ(バーレーン)で開催された「水資源の不足: アラブ地域における持続可能な開発目標への取り組み」には、人口と開発に関連する委員会に所属するバーレーン国会議員をはじめ、市民社会団体代表、専門家、学識経験者、政府関係者約 25 名が参加。3つのセッションと討議を通じて、持続可能な開発を支える水の重要性

や持続可能な水管理のためのイノベーションに関する情報を共有し、国、地方、地域などの様々な状況における分野横断的な施策や活動の展開が検討された。

(3) アフリカ地域案件

・2025 年2月にダルエスサラーム(タンザニア)で開催された「包括的な社会経済開発を促進するための人口データの活用と国会議員の役割に関するアフリカ・アジア国会議員会議は、TICAD 9パートナー事業として実施され、アフリカ、アジア 16 か国から延べ 70 名が参加した。各セッションでは、急速な人口増加を経済的発展につなげるために、人口ボーナスの活用、若者の教育と雇用機会への投資、女性と女児のエンパワーメント、国際人口開発会議(ICPD)アジェンダ及び人口と開発に関するアディスアベバ宣言(AADPD)の実施における立法上のギャップ(空白部分)などについて議論が行われ、最終セッションではダルエスサラーム宣言が採択された。

(4) アジア地域案件

・2024 年8月にイスラマバード(パキスタン)で開催された「グリーン経済に向けたジェンダー・エンパワーメントに関するアジア議員会議」には、アジアを中心に世界各地から国会議員、政府関係者、国際機関、NGO、ユースグループ、メディアなど 300 人以上が参加。ジェンダー平等に焦点を当てた ICPD 行動計画の実施、気候変動などの危機対応における女性の重要な役割とエンパワーメント、経済参加の推進を取り上げ、根強い障壁を取り除くために必要な法的枠組み、政策改革について意見が交わされ、ジェンダーに配慮したグリーン経済に向けた行動指針としてイスラマバード宣言が採択された。

・2024 年 10 月にバリ(インドネシア)で開催された「AFPPD の3つの柱と ICPD30 以降の取り組み」には、アジア・太平洋地域 19 か国から国会議員、政府関係者、国際機関、NGO、専門家など 60 人以上が参加し、ICPD30 とアジア太平洋地域における人口動態の変化や ICPD PoA と持続可能な開発のための 2030 アジェンダに取り組む国会議員の役割等が協議されたほか、AFPPD の3つの柱である「活力ある高齢化」「若者への投資」「女性のエンパワーメント」に加え、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の重要性と環境の持続可能性についても取り上げ、ICPD PoA 及び持続可能な開発のための 2030 アジェンダを達成するために国会議員が果たすべき具体的役割を強調したバリ国会議員宣言文が採択された。

これらの活動は、APDA が発行する E ニュースレター(月1回発行)及びホームページなどを通じて公開されているほか、日本の支援であることが分かるよう、会議バナー、プログラム、インフォメーションシート、名札、アンケート等にも JTF ロゴを記載。また、参加者(各国国会議員等)の開会挨拶などにおいて、日本の支援である旨を明言、謝辞が述べられている。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2025年6月(日本の2024年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2026年6月頃(日本の2025年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
(コア拠出分)	
直近の決算報告書は、2024年1月～12月のUNFPA全体の決算をカバーするものである。日本の2024年度拠出分は先方2024会計年度の収入として計上されている。	
財務報告書によると、2024年の総受領額は16億5,710万ドルとなり、戦略計画の目標である13億340万ドルを3億5,370万ドル(27.1%)上回った。対する支出は15億2,800万ドルとなっている。	

(ノンコア拠出分)

ノンコア拠出分についてはプロジェクト終了後6か月以内に報告を提出することとなっており、提出され次第日本側で確認をしている。2021 年度拠出分(2022 年度実施)の、アフリカ地域(2022 年4月～2023 年4月)、アラブ地域(2022 年7月～2023 年6月に延長)、アジア地域(フィリピン・東京)案件(2022 年 10 月～2023 年 12 月)の3案件の活動報告・財務報告はともに接到、確認済み。各案件の残余金については、次年度以降の案件に繰越済み。2022 年度拠出分(2023 年度実施)の、中・東欧地域(2023 年6月～2025 年6月)、アラブ地域(2023 年7月～2024 年7月)、アフリカ地域(2023 年8月～2024 年4月)、アジア地域(2023 年 12 月～2025 年 11 月)の案件の財務報告は、UNFPA 本部で一括してまとめられた後に出されることになっており、2024 年末時点で案件が完了したアラブ地域案件及びアフリカ地域案件の報告書は 2025 年7月頃接到予定。

直近の外部監査は国連会計検査委員会(Board of Auditors: BOA)により 2024 年7月に実施され、無限定適正意見(Unqualified Audit Opinions)を 14 年間連続して取得。2023 年会計年度(2023 年 12 月末)における UNFPA の財政は健全な状態を維持している(UNFPA maintained good financial health in 2022)と評価されている。

UNFPA 内の Evaluation Office でも組織評価を実施しており、本部及び国レベルでの評価パフォーマンス、国連全体の評価機能との統一性、国レベルにおける評価能力強化等の報告を理事会に行っている。

また、2025 年1月に発出された国際機関評価ネットワーク(MOPAN)の評価においては、①SDGs との連携、②国連開発システムの再編成における重要な柱、③人道支援分野での SRHR と GBV における存在の重要性、④危機管理方針の発出及び投資、⑤パートナーシップの促進が UNFPA の強みであり、MOPAN は UNFPA がそのミッションを効果的に遂行しており、特に女性の健康と権利の向上に寄与していると結論付けている。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)

3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)

2023 年の国連会計検査委員会による監査の結果 2023 年会計年度当初で未解決であった 46 の勧告の 29 件(63%)に対応済み。2024 年7月に発行された監査報告書では、新たに 32 の提言を受けたが、そのうち8件については対応済み。UNFPA の財務諸表には重大なエラーや不備がないと結論づけられている。

2024 年、UNFPA は業務効率化による 1,470 万ドルの利益を達成した。このうち、760 万ドルは UNFPA 独自の取組から、180 万ドルはパートナー国連機関との機関間の取組から、530 万ドルは事業運営戦略から生み出されたものとなる。

UNFPA の総受領額は8年連続で 10 億ドルを超え、2024 年は戦略計画の目標を上回り、過去最大の 16 億 5,710 万ドルの拠出となった。加えて、資金源の多様化のために、国際金融機関とのパートナーシップ、民間団体、企業、財団や個人寄付等での取組を強化した。その結果、2024 年、UNFPA は新たに 94 のパートナーシップを構築し、6,370 万ドルを動員した。また、2023 年から 2024 年にかけて、UNFPA は財団や慈善団体からの寄付を倍増させた。加えて、380 万ドルを超える製品やサービスの寄付を受けた。個人寄付プログラムでは 2023 年に比して 134%増加し、1,000 万ドル以上を動員した。

この結果、2024 年、その資金の 83.4%を現場活動費に充てることが可能となった。

このことから、UNFPA が様々な資金調達に努めつつ、そのうちより多くをプログラム(活動)費に充て、機関費の減少につなげていることが評価できる。

3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。

該当なし。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
14	15	15	14.67	14	-0.67	978
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
2	2	2	2.00	1	-1.00	103
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
・2024年6月、上智大学主催の「国際機関・国際協力 キャリア・ワークショップ」にUNFPA駐日事務所所長補佐が参加し、UNFPAの活動や国際機関で働く上で必要なスキルを紹介した。2025年6月の同ワークショップでは、成田駐日事務所所長が基調講演を行うことが決定。 ・UNFPA駐日事務所はホームページやSNSを活用し、空席情報等の発信に積極的に取り組んでいる。希望者をまとめた空席情報配信リストを随時アップデートしており、空席情報を必要としている人々にタイムリーに提供している。 ・UNFPA駐日事務所では約半年毎にインターンを受け入れており、インターン経験者がJPOに採用されるなど、国際機関における日本人採用の機会を提供している。 ・JPOとしてUNFPAに派遣される日本人職員に対し駐日事務所所長が渡航前にミーティングを行い、国連職員としての心構えやアドバイスを伝え、その後派遣期間が終わってからも随時フォローアップを行い、JPO後の国連におけるキャリア構築に係る支援を行っている。 ・駐日事務所ウェブサイトの「UNFPA職員便り」、「フィールド便り」やニュースレターなどで、職員やJPO、UNVとして働く日本人職員の活動内容を紹介する記事を掲載し、主に将来国連職員として働くことを目指す若者たちに対する情報を提供している。 ・2024年10月30日、外務省国際機関人事センターからの依頼に応え、聖心女子大学の講義でUNFPA駐日事務所のインターンシップ制度について説明。国際機関でのインターン活動への理解を促進し、応募を促した。 ・2025年3月、グローバルヘルス人材戦略センターの求めに応じ、UNFPA本部人事部責任者と同センター長とのミーティングを実施。今後同センターの実施するキャリア説明会開催への展開も予定されており、グローバルヘルス人材の登用に協力している。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
A-	a	a	b	b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド) 拠出金	
2 拠出先の名称	
世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド)	
3 拠出先の概要	
グローバルファンドは、2000 年 G8九州沖縄サミットにおいて感染症対策が主要議題となり、追加的資金調達の必要性を G8首脳間で確認したことを受けて、2002 年、ジュネーブ(スイス)に設立された官民連携パートナーシップである。途上国における三大感染症(エイズ、結核、マラリア)対策(感染者・死亡者の減少)及び保健システム強化に対する資金協力を行い、持続可能な開発目標の達成に直接寄与する事業を実施している。事務局はジュネーブにあり、運営の効率化の観点から、日本を含め、各国・地域に事務所は設置されていない。	
4 (1)本件拠出の概要	
途上国における三大感染症の予防、治療、ケアを促進するための事業や、三大感染症対策を効果的に実施するための強靱かつ持続可能な保健システムを構築するための事業に対して資金を供与し、途上国の保健状態の改善に貢献するためのコア予算に対して拠出している。グローバルファンドによる支援は、世界全体の三大感染症対策における国際的支援のうち、エイズ 28%、結核 76%、マラリア 62%を担っており、2002 年の設立以来、三大感染症から 6,500 万人以上の命を救うなど、着実に成果を挙げている。 新型コロナウイルス感染症の流行時には、グローバルファンドは新型コロナ対策のための多国間協力枠組みである ACT アクセラレータにおける治療・診断及び保健システム強化の柱を主導したほか、従前より実施していた保健システム強化への取組が、三大感染症対策にとどまらない広範な感染症対策にも資する結果となったことから、次なる新興感染症に対する予防・備え・対応(PPR)や、ひいては日本が国際保健の分野で重視するユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の実現の観点からも有用な拠出である。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 662,393 千円(外務省拠出分のみ)	
グローバルファンドに対する拠出は、3年間の増資期間毎の拠出が通例となっており、主要ドナー各国が毎年定期的に拠出しているわけではなく、また拠出のタイミングも異なるため、当初予算による拠出額のみでの拠出率や拠出順位の算出は困難である。なお、日本は累積拠出額第5位のドナーである。 【参考】過去3年間の当初予算額 令和6年度予算額: 1,500,000 千円 令和5年度予算額: 2,037,514 千円 令和4年度予算額: 7,386,090 千円	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 VI:経済協力」、「施策 IV-2:地球規模の諸問題への取組」、「個別分野1:人間の安全保障の推進と我が国の貢献」の下に設定された以下の中期目標を達成するための手段の一つと位置付けている([令和6年度外務省政策評価書](#))。中期目標は以下のとおり。

1 「誰ひとり取り残さない」という考えの下、SDGs 達成に向けた取組を加速化することで、人間の安全保障の推進に貢献する。

2 国際機関内での人間安全保障の概念の主流化を図る。

3 人間の安全保障の理念に立脚し、「誰の健康も取り残さない」との観点から、UHC の達成に向け、以下の取組を実施する。

(1)国際社会における UHC の理解促進に向け、指導力を発揮し、各国における UHC の達成に向けた具体的な取組を促進する。

(2)戦略的議論への積極的参加や、二国間や国際保健機関を通じた支援を通じ、新型コロナウイルス感染症、結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策、強固な保健システム及び緊急事態への備えの構築に貢献する。

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

グローバルファンドの設立は、2000 年の G8九州・沖縄サミットで、日本が感染症を初めて主要議題として取り上げたことがきっかけであり、日本が設立に深く関わっている。それ以降の G8/G7サミットや G20 の成果文書でもグローバルファンドの重要性が明記されている。

世界全体の三大感染症対策における国際的支援のうちエイズ 28%、結核 76%、マラリア 62%を担っているグローバルファンドへの拠出によって、途上国における三大感染症による感染及び死亡の減少に向けた感染症対策及び保健システム強化に対して持続可能で適切な貢献を行うことが可能となり、SDGs のゴール 3.3「2030 年までにエイズ、結核、マラリア等の感染症を根絶する」をはじめとする国際保健課題の解決に寄与することができる。この点、2024 年成果報告書によれば、グローバルファンドの取組により、その設立以来、支援対象国における三大感染症の死亡率は 61%減少し、6,500 万の命が救われた。また、エイズ関連死は 2002 年から 2023 年にかけて 73%減少し、結核死亡者数(HIV 陽性者を除く)とマラリア死亡者数は 2002 年から 2022 年にかけてそれぞれ 36%と 28%減少するなど、着実に成果を挙げており、本拠出金の重要性や有用性が改めて認められた。

グローバルファンドは、紛争地域も含めた約 120 か国と地域に対して支援を行っているため、本拠出を通じて、日本の二国間援助の対象国以外の国及び事業が実施困難な脆弱国等(イエメン、シリア他)においても支援が可能となる他、二国間援助では実現不可能な事業規模で実施することにより、成果の向上を得ることが可能である。また、グローバルファンドは、国連によって作られた基金ではなく、個人や企業の出捐による民間財団でもなく、官民のパートナーシップによって成り立っている官民連携基金であることが特徴である。先進国だけではなく、支援を受け入れる国、企業や民間財団、先進国と途上国の NGO、感染症の当事者のグループ、学界、国際機関など多くの組織・人々の協力のもとに運営され、二国間援助機関や国連機関などの感染症対策と補完しながら、連携・協力を行っていることから、効率的かつ効果的な開発効果の発現に寄与する新しい形のパートナーシップである。

なお、二国間援助機関との連携については、グローバルファンドは国際協力機構（JICA）との連携を進めており、JICA 事業の成果を、グローバルファンド資金を通じて持続させたり、他地域に展開させたりするなどの相乗効果を得ることも可能である。

1-2 拠出先的意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本はグローバルファンドの組織運営方針や支援戦略等を決定する最高意思決定機関である理事会に単独議席を保持している。理事会議席（理事区）は各国の拠出金額をベースに決定する仕組みとなっており、日本は、グローバルファンドの設立以来単独議席を確保することにより、2023 年から 2028 年までのグローバルファンド戦略において、UHC 達成のための保健システム強化を上げるよう働きかけるなど、グローバルファンドの活動に日本の国際保健政策の重要方針を適切に反映してきている。

また、理事会の下部組織である3つの委員会のうち、2025 年5月までは監査・財政委員会に、2025 年5月からは戦略委員会に、それぞれ日本政府から委員が参加しており、そうした場においても日本の国際保健政策の重要方針に鑑みて、グローバルファンドの適正で戦略的かつ効率的な運営の実現に大きく貢献している。また、累次の理事会においては、日本は毎回事前に書面でのステートメントを提出し、グローバルファンドやその支援事業の出口戦略として被支援国の国内資金動員を促すためのコファイナンス（各国負担）をはじめとした持続可能なヘルスファイナンスの重要性について主張を重ねている。これに関し、他理事区のステートメントやその後の理事会の議論において、各理事区による日本のステートメントの支持宣言が続き、最高意思決定プロセスである理事会において日本の意向を反映できる地位の確立を図ることができており、当該機関のあり方の意思決定に大きな影響を及ぼす立場を確保している。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

グローバルファンドの事務局長及び事務局幹部は新型コロナウイルス感染症の流行期間を除き、概ね年に1回程度訪日しており、日本側要人と意見交換を実施し、関係を強化している他、近年ではオンライン会議によっても随時意見交換を実施してきており、UHC の実現につながる保健システムの強化を含め、幅広い分野で引き続き連携することの重要性を確認している。評価期間中の主な往来・対話は以下のとおり。

2024 年7月、フィ国際調達部長が日本企業に対するグローバルファンドの調達システムの説明会を実施するために来日し、その折に今西国際協力局参事官と意見交換を実施した。

2024 年8月、TICAD 閣僚会合にあわせたイベントに出席するため、馬淵保健システム・パンデミック対策部長が来日し、その折に赤堀外務審議官、中村和彦地球規模課題審議官および今西国際協力局参事官に面会した。

2024 年10月、スチュアート渉外局副局長兼ドナーリレーションズ部長が来日し、グローバルファンドの第8次増資に向けた準備状況について、中村和彦地球規模課題審議官および今西国際協力局参事官と意見交換を実施した。

2024 年11月、グローバルファンド理事会に参加するためマラウイに出張した今西国際協力局参事官は、フェルドバウム戦略局長、モウタ理事会議長、ガワナス理事会副議長らと相次いで面会し、意見交換を実施した。

2025 年2月、サンズ事務局長は今西国際協力局参事官とオンラインでの意見交換を実施し、現下のグローバルファンドの状況について意見交換を実施した。

2025 年3月、サンズ事務局長が来日し、宮路外務副大臣と面会し、現下のグローバルファンドの状況について意見交換を実施した。

2025 年5月、グローバルファンド理事会に参加するためマラウイに出張した今西国際協力局参事官は、サンズ事務局長、フランソワバニ渉外局長、フィ国際調達部長、モウタ理事会議長、ガワナス理事会副議長らと相次いで面会し、意見交換を実施した。

1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

グローバルファンドが調達する医薬品・医療関連機器・車両等には日本企業の製品も含まれており、日本は累積調達額でインド、スイス、米国、中国に次ぐ主要供給国となっている。通常、国連機関における日本企業の調達総額は全体の1%未満程度であるが、グローバルファンドにおいてはそれを大きく上回る高い水準を維持している。日本企業がグローバルファンド事業での供給を増加させ、日本企業の有する革新的な技術を通じた国際貢献が実現するよう、様々な働きかけを実施しているほか、内閣官房、厚生労働省、国立国際医療研究センター等が日本企業を対象にした調達セミナーを実施している。

また、国内民間イニシアティブであるグローバルファンド日本委員会は、2024年8月にTICAD閣僚会合に関連したイベントとして「Global Health Financing to Achieve UHC in Africa」と題するシンポジウムを共催し、グローバルファンドの保健システム強化に対する投資やGaviワクチン・アライアンス等の他の国際保健のパートナーシップとの連携について国内関係者を交えた議論を喚起したほか、グローバルファンド事務局と協働し、マスメディアを通じてグローバルファンドの事業が国民に広く理解されるための広報活動に貢献した。

さらに、専門性や知見の提供の観点で、国立国際医療研究センターなどから感染症の専門家などが、当該機関の事業の査定を行う技術審査パネルや分野横断的な戦略分析を行う技術評価グループのメンバーとして議論に貢献しており、これは専門家にとってはグローバルな知見を得る貴重な機会となっている。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

グローバルファンドの三大感染症対策及び保健システム強化に関する事業の効果向上のために、資金がより効率的・効果的に使用されるよう、評価期間中、とりわけ2024年11月及び2025年5月の理事会や委員会の活動を通じて、事業のモニタリング・評価を徹底し、その内容を理事に報告するよう求めてきている。その結果、事務局より定期的に事業の報告を受けられるようになっている。

また、現行のグローバルファンド戦略(2023-2028年)においては、その策定に向けた議論の当初から、三大感染症及び保健システム強化に取り組むグローバルファンドが、日本が国際保健外交政策上重視しているUHCの達成に向けて重要な役割を担うべき機関であるとして、強靱で持続可能な保健システム強化及びUHCを位置づけることを主張し、その主張が受け入れられる形で戦略が策定され、引き続き効果的な目標設定および評価指標が設定されるよう関与を継続している。

さらに、これまでグローバルファンドでは、毎年成果に対する評価を行うものではなかったため、少なくとも日本に対しては毎年の目標設定と評価を報告すること、そして日本向け指標の設定を日本政府として申し入れ、それについての協議を重ねてきた。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

本拠出金はグローバルファンドが三大感染症対策や保健システム強化を実施することで2030年までの三大感染症の終息を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である人間の安全保障の推進およびその基盤となるUHCの達成に貢献することを目標としている。

グローバルファンドは、基準2のとおり、2023年末までに累積で6,500万の命を救い、グローバルファンドの支援対象国(約120か国)では、三大感染症による死亡率が、グローバルファンドが発足した2002年以降、61%減少し、さらにグローバルファンドは保健システムとコミュニティシステムの強化に、単年では過去最高となる18億米ドルを投資した。

また、基準3においては、3-1のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については4-1のとおり、状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標	
2030 年までに三大感染症を終息させるという目的達成に向けて、2023-2028 年の戦略において、グローバルファンドは(1)強靱で持続可能な保健システムの構築、(2)コミュニティの参加とリーダーシップの強化、(3)保健サービスへのアクセスの公平性、ジェンダーの平等、人権保護の推進、(4)より多額の資金調達、の4つの目標を設定し、更に発展的な目標として PPR に貢献することとしている。こうした目標の成果を定期的にモニタリングし、必要に応じて方向性を変えることを可能にするプロセスとして、グローバルファンドは、これらの目標をさらに細分化した上で、事業インパクトに関する KPI、戦略的効果に関する KPI、財務状況に関する KPI あわせて 48 の KPI を設定している。 また、これまでグローバルファンドとして毎年パフォーマンス評価を行うものではなかったため、少なくとも日本に対しては毎年の目標設定と評価を報告すること、そして日本向け指標の設定を 2023 年に日本政府として申し入れたところ、強靱で持続可能な保健システムの構築の推進に係る評価指標、PPR 推進に係る評価指標等で計 16 の KPI が設定されるに至っており、2028 年にかけて随時報告を受けることとなっている。	
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果	
グローバルファンドの支援により、2023 年末までに累積で 6,500 万の命が救われた。グローバルファンドの支援対象国(約 120 か国)では、三大感染症による死亡率が、グローバルファンドが発足した 2002 年以降、61%減少している。これは、2030 年までに三大感染症を終息させるという目的達成に向けて、着実に成果を積み上げていると評価できる一方、引き続き継続した取組が必要であることを示しているといえる。 2024 年成果報告書によれば、2023 年1年間の成果としては、エイズに関して、抗レトロウイルス治療を受けている HIV 陽性者数が 2,500 万人、HIV 検査実施数 5,380 万件、HIV 感染予防サービスを受けた人数 1,790 万人、結核に関して、結核治療を受けた人数 710 万人、薬剤耐性結核の治療を受けた人数 12 万 1,000 人、マラリア検査数3億 3,500 万件、マラリア予防のため配布された蚊帳の数、2億 2,700 万張、マラリア予防治療を受けた妊婦の数 1,550 万人であった。また、2023 年、グローバルファンドは保健システムとコミュニティシステムの強化に、単年では過去最高となる 18 億米ドルを投資し、①保健医療人材の育成・強化、②最前線で働くコミュニティ・ヘルスワーカーの待遇改善、③検査ラボおよび診断能力の拡大・強化、④デジタル・ヘルスと保健情報システムの強化、⑤医療用酸素へのアクセス改善、⑥サプライチェーンの強化とマーケット・シェーピング能力を活用した医薬品・医療製品のより良い調達と供給の実現等の活動に寄与した。こうした保健システムの構成要素への継続的な投資により、各国はコレラ、エボラ、エムボックスといった他の疾病対策や PPR を加速させることが可能となった。なお、これらの成果は 2-1(1)に言及した KPI の一部でもある。	
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果	

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2025 年5月(日本の 2024 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2026 年5月頃(日本の 2025 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	

2025 年に公開された決算報告書は、2024 年末におけるグローバルファンドの決算状況を示したものであり、同報告書には、日本の 2024 年拠出分が収入として計上されている。同報告書によれば、2024 年、グローバルファンドは総額 61 億ドルの助成金を拠出（前年比 38%の増加）し、そのうちグラントは 48 億ドル（三大感染症に 40 億ドル、COVID-19 対応メカニズム（C19RM）活動に 7.8 億ドル）であった。また、2023-2025 年サイクルのプレッジ総額 157.8 億ドルのうち、2024 年末時点で 59%が現金で拠出済みとなったことが示された。 2025 年に公開された監査官室からの報告書では、2024 年のグローバルファンドの戦略・運営目標の達成を損なうような問題はなかったとしている（なお、外部機関による会計検査（KPMG が実施）についてはこれとは別に実施されており、そちらも同様の結果となっている。）。 1-5 および 2-1(1)で記載のとおり、評価期間中、とりわけ 2024 年 11 月及び 2025 年5月の理事会や委員会の活動を通じて、日本は、事務局に対して事業のモニタリング・評価を徹底し、その内容を理事会に報告するよう求めてきた結果、事務局より定期的に事業の詳細の報告を受けている。						
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント（ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。）（コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。）						
3-2（1）組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況（改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等） （1）管理経費の低さと高い効率性：グローバルファンドは、現地事務所を設置せず、効果的・効率的な組織運営を行うことで管理経費を極限まで切りつめる努力を行っている。新型コロナウイルス感染症によるリモートワークに伴い、本部の事務所を含めて途上国で実施している事業のデジタル化を促進し、事業管理の効率性向上にも努めた。 （2）組織・財政に係るリスク・マネジメント：グローバルファンドは、過去に事業における不正事案が問題になったことから、組織の内部統制を組織運営の中心事項と位置付けている。必要となる組織体制を確保し（内部監査官室、組織管理リスク担当幹部の設置等）、また、組織・財政・リスク枠組みを設けて日常的に監督し、加えて、外部監査官による監査を行っている。 （3）内部・外部監査及び勧告への対応（フォローアップ徹底・情報公開）：グローバルファンドでは、勧告事項のフォローアップを行う担当を設けてモニタリングする体制を導入し、市民社会が含まれる理事会で議論している。さらに、監査、財政報告結果について、全てインターネット上に公表するなど、様々な方策を通じて、組織・財政に係るリスク・マネジメントを強化している。2023-2028 年の今次戦略期間においては、グローバルファンドのマンデート（主要な目標は三大感染症の撲滅）は比較的不変であるものの、新たな貢献と発展的な目標を掲げ人々を中心としたアプローチに明確に重点を置く新たな展開により、スタッフの資格、内部構造、運営ガイドラインなど、ビジネスモデルのいくつかの側面を見直し、目的に合った組織であることを確認していくことが必要とされている。						
3-2（2）組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案（国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む）の概要・対応ぶり。 特筆事項なし（政府、民間企業や市民社会等が極めて透明性の高い形で組織運営に関与しており、不適切事案が発生する場合にも迅速に事案が公表されるなど、適切に対処されている。）。						

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況（専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。）						
4-1(1) 日本人職員数の増減（日本人幹部含む）						
過去3年の日本人職員数（日本人幹部含む）				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		（参考） 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024

13	16	13	14.00	14	0.00	1,182
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
1	1	1	1.00	1	0.00	非公表
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況 (ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
幹部職員への送り込みや日本人職員の増員・昇進について、サンズ事務局長との会談の機会を含め、繰り返し働きかけを行っている。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする場合)合理的理由						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B	b	b	b	b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
UHC2030 拠出金	
2 拠出先の名称	
UHC2030 のための国際保健パートナーシップ (International Health Partnership for UHC2030、略称:UHC2030)	
3 拠出先の概要	
国際保健分野の援助調整メカニズムとして 2007 年に発足した国際保健パートナーシップ (IHP+) の連携枠組みが、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を含む持続可能な開発目標 (SDGs) の目標3 (保健) の達成に向けて拡大・強化され、2016 年に日本の主導で UHC2030 が発足。2025 年5月現在、UHC2030 のパートナー数は 200 を超え、国・地域は約 80 か国、国際機関は 18、慈善団体は4、NGO は 63、民間企業は 41。メインの事務局はジュネーブ (スイス) の WHO 本部内にあり、ワシントン D.C. (米国) の世界銀行本部内、パリ (フランス) の OECD 本部内の関連部局が共同ホストを務めている。駐日事務を含め、各国事務所は存在しない。	
4 (1) 本件拠出の概要	
UHC2030 が行う、UHC の達成に向けた各種会合の開催や各国政府等への働きかけ、UHC に関する広報、政策ブリーフ、調査、報告書の取り纏め、関連するマルチステークホルダーの調整等を行うために必要な経費を拠出している。本件拠出により、日本が推進する UHC 達成に向け、UHC についての国際的な理解や認知を高めるとともに、各種国際会議にハイレベルの出席を得て、UHC に対する政治的な支援や国際的なモメンタムを形成することに貢献している。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模 (予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 47,610 千円	
2023 年 (直近): 日本の拠出率 54.2% (拠出順位 1 位) 【補正予算を含む外務省の拠出合計額ベース (約 213 万ドル)】	
参考: フランス 24.2% (2 位)、欧州委員会 11.9% (3 位)、ルクセンブルグ 7.3% (4 位)、ドイツ 2.4% (5 位)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局国際保健戦略官室、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標 (外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 VI 経済協力」、「施策 VI-2 地球規模の諸問題への取組」、「個別分野1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献」の下に設定された以下の中期目標を達成するための手段の一つと位置づけている。(令和6年度外務省政策評価書) 中期目標は以下のとおり。

1 「誰ひとり取り残さない」という考えの下、SDGs 達成に向けた取組を加速化することで、人間の安全保障の推進に貢献する。

2 国際機関内での人間安全保障の概念の主流化を図る。

3 人間の安全保障の理念に立脚し、「誰の健康も取り残さない」との観点から、UHC の達成に向け、以下の取組を実施する。

(1) 国際社会における UHC の理解促進に向け、指導力を発揮し、各国における UHC の達成に向けた具体的な取組を促進する。

(2) 戦略的議論への積極的参加や、二国間や国際保健機関を通じた支援を通じ、新型コロナ感染症、結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策、強固な保健システム及び緊急事態への備えの構築に貢献する。

また、2022 年5月に内閣官房健康・医療戦略推進本部決定の「グローバルヘルス戦略」において、「UHC の達成、SDGs に示されている保健や関連領域の問題への取組の促進、パンデミック PPR に必要な予算の獲得、資源の配分、効果的な政策導入と実施のためには、ODA の在り方に関する政策議論、事業形成、国際支援枠組みのガバナンスや運営など、あらゆるレベルにおける日本を含む先進国及び途上国の市民社会の参加やオーナーシップの確保が不可欠である。一例として、UHC2030 を通じた国際的な政策形成への日本の市民社会の貢献などがあげられ、そのような取組を引き続き積極的に支援していく。」と明記されている。

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件提出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

UHC は、「全ての人々が負担可能な費用で質の確保された保健サービスを受けられ、経済的リスクから保護されること」を意味する。日本は、1961 年の国民保険制度の導入により UHC を達成した経験も踏まえ、国際社会全体における UHC の達成に向けた取組を主導している。

UHC2030 は、2016 年の G7伊勢志摩サミット首脳宣言を契機として、UHC の実現に向けて、企業、市民社会、国際機関、アカデミア、各国政府等が協力するためのプラットフォーム提供を目的に設立され、幅広いステークホルダーの声の統合、モメンタムの維持・向上、会議開催や各アクター同士の連携強化等を通じて資金的・政治的コミットメントを高めることに特化した活動を行っている。例えば 2023 年9月に開催された国連総会 UHC ハイレベル会合に向けた議論や、会合の成果物たる政治宣言を策定する過程において、国連加盟国等に対して、UHC に関する多様なステークホルダーの見解をまとめた様々な有益な示唆や情報を UHC2030 理事会(ステアリング委員会)やタスクフォース会合の場で提供するなど、国際社会における UHC 実現に向けたモメンタム向上に極めて重要な役割を果たした。

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、UHC の達成に向けた取組の重要性が各国で再認識され、日本への期待が大いに高まる中、2023 年9月の国連総会 UHC ハイレベル会合においては岸田総理大臣が自ら出席し、「新型コロナから得た教訓を忘れる前に、国際社会は、改めて UHC の達成という目標を思い起こし行動すべき」旨述べ、「G7広島サミットでも、保健システム強化を通じた、より強靱、より公平、より持続可能な UHC 達成への貢献にコミットした」こと等を述べている。加えて、「日本として 2030 年までに途上国を含む世界全体が UHC を達成できるよう、国際社会の取組をさらにリードしていく決意を表明し、世界のリーダーが協力して UHC を達成する決意を示すことの重要性」について明言した。UHC のモメンタムの維持・向上と、その中で日本が主導的な役割を担い続けるために、UHC2030 との協力の重要性や有用性がさらに高まっている。

国連総会 UHC ハイレベル会合の成果文書たる政治宣言に基づき、国際社会における UHC 達成とそれに向けた進捗管理について積極的な活動の展開を継続している。具体的には、政治宣言との整合性を厚く担保する形で、UHC 達成に向けた取組を加速させるために戦略フレームワーク(UHC2030: Strategic Framework 2024-2027)を策定した。加えて、UHC の進捗状況を追跡するためのエビデンスを提示するための方針を「UHC2030's tracking approach」として整理した。また、UHC2030 は「グローバルヘルスのためのインパクト投資イニシアティブ」のアドバイザー・アドボカシー・パートナーとしても、日本が主導する UHC 実現のための国際的取組において重要な役割を果たしている。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
UHC2030 の発足を主導し、また主要ドナー（2023 年における拠出額第1位国）である上、塩崎彰久厚生労働大臣政務官が UHC ムーブメント政治パネルの政治顧問を務めるなど、日本は UHC2030 の意思決定プロセスにおいて決定的なプレゼンスを有している。UHC2030 は、これまでも日本政府とも緊密に意見交換しながら戦略目標や活動内容の策定等行っており、UHC2030 が作成する関連文書やガイドラインにおいて日本の主張を反映させるよう最大限努めている。 UHC2030 の意思決定は、ステアリング委員会において 18 人の委員によるコンセンサスで行われ、日本からは発足以来継続して外務省国際保健戦略官が務めている。 注：ステアリング委員会は、UHC2030 の意思決定機関であり、年に2回開催。（1）国、（2）国際機関、（3）慈善基金、（4）市民社会団体、（5）民間セクター、（6）事務局機関（世界銀行、OECD、WHO）の最大 20 か国・地域・機関・団体で構成され、基本的にコンセンサス方式で意思決定する。
1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等
●2024 年8月、マグダ・ロバロ UHC2030 共同議長が TICAD 閣僚会合に出席するため訪日し、ゲストスピーカーとして登壇。訪日中、赤堀外務審議官とも意見交換を行った。 ●2024 年9月、武見厚生労働大臣が、国連総会のマージンで開催された UHC2030 共催イベントに出席し、基調講演を行った（ニューヨーク）。 加えて、年2回開催されるステアリング委員会における対話、高所得国グループでのインフォーマルディスカッションなど、今次評価対象期間中に継続的に意見交換を行った。
1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。
塩崎厚生労働大臣政務官は UHC2030 の政治顧問を務めており、また日本製薬工業協会（JPMA）、武田薬品工業、住友化学は、UHC2030 民間セクター構成団体（UHC2030PSC）のメンバーとして活動し、会議等に参加している。主要ドナーとしての本件拠出によって、日系企業の参加が促進されている。 日本の NGO・NPO に関しては、UHC2030 と市民社会の連携枠組みである「市民社会参画メカニズム（CSEM）」に、アフリカ日本協議会、公益財団法人ジョイセフ、特定非営利活動法人 Malaria No More Japan がメンバーとして参加している。
1-5 本件拠出に係る日本側の取組等
日本政府は、ステアリング委員会のメンバーとして、2024 年 12 月に開催されたステアリング委員会に出席した。同委員会では、2024-2027 年戦略目標に沿った今後の活動方針について議論がなされ、日本からは、UHC2030 の予算状況やキャパシティを十分に考慮した活動を計画しつつ、財政の持続可能性の観点からドナーベースを拡大するよう働きかけを行った。また、UHC の実現に向けて、2023 年の G7 広島サミットにおいて日本が強調した財保連携の強化が重要である旨主張し、2025 年の主要な国際会議等の機会には財保連携のテーマが含まれるようステアリング委員会等で求めた結果、2025 年の世銀春季会合、WHO 総会、国連総会等の国際会議のマージンにおいて、UHC 達成に向けた医療財政の強化をテーマとするサイドイベントを開催する方向で準備が進められることとなった。加えて、ビジビリティに関しては、12 月 12 日の UHC デーに合わせて、UHC2030 の SNS やホームページ等において、UHC ムーブメント政治パネルのメンバーである塩崎厚生労働大臣政務官のメッセージを紹介する他、日本政府の UHC 推進における貢献についての広報も行った。
1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

UHC2030 拠出金は、UHC2030 がマルチステークホルダーのプラットフォームとして、国際社会における UHC の達成に向けた取組を促進することで、UHC への政治的コミットメントの維持を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標でもある UHC の達成に貢献することを目標としている。

UHC2030 は、基準2の 2024-2027 年の戦略目標とおり、「1. アドボカシーの強化支援」に対して、様々なステークホルダーの意見を集約し、UHC 実現に向けた政治的コミットメントを維持するべく、国連総会等の主要な国際会議のマージンにおいてサイドイベントを積極的に開催。国際社会全体に効果的かつ効率的に UHC の重要性を認知させつつ、日本のハイレベルの出席も確保し、国際社会での日本のプレゼンス向上にも貢献する等の成果を上げている。

「2. アカウンタビリティの強化支援」については、2023 年国連総会 UHC ハイレベル会合のコミットメントの実施状況に関する追跡ツールの開発に取り組み、専門家や関係機関とのコンサルテーションを複数回実施した。2025 年以内に追跡ツールを最終化させるべく、引き続き関係者との協議を行っている。

「3. アラインメントの強化支援」について、2023 年 12 月、UHC 実現に向けた国際機関等の連携・調和の促進を目的に策定された「ルサカ・アジェンダ」の実施における UHC2030 の強みを特定した上で、まずは各国ハイレベルの関心を集めるべく、主要国際会議のマージンにおいてサイドイベントを開催し、UHC 実現に向けたルサカ・アジェンダのモメンタムの維持に貢献した。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。

また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1(1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

UHC2030 は、マルチステークホルダーのプラットフォームとして、国際社会における UHC の達成に向けた取組を促進し、持続可能な開発目標(SDGs)3.8(UHC の達成)の実現に貢献することを大きな目標として掲げている。より具体的には、「1. 声を高める:多様な声を集め、国内および国際的なコミットメントに影響を与え、国内外のアドボカシーを調整・促進し、優先的なメッセージやキャンペーンについて合意を形成し、人々が政府により多くのことを要求できるよう支援する」「2. 協力関係の改善:保健システムを強化し、UHC の進展を加速させるための国内外の取組は、断片的でなく、より首尾一貫して効果的である必要があるところ、UHC2030 は、共通の原則を特定し、役割を明確にし、協力のためのガイダンスやツールを開発または強化するためのマルチステークホルダー・アプローチを提供」「3. 知識とネットワークの共有:関連する知識、教訓、経験を共有するためのプラットフォームを提供し、様々なグローバルヘルスシステムネットワークやイニシアティブにまたがるより統合的なアプローチを促進し、各国のニーズを最も適した支援につなげる」ことを目指している。

UHC2030 は、現在の UHC の達成状況を踏まえ、2027 年の国連総会 UHC ハイレベル会合、また 2030 年の SDGs 達成に向けて、2024-2027 年の戦略目標を次のとおり設定した。「1. アドボカシー:UHC を推進するために、政治的、経済的及び社会的な機関における意思決定に影響を与える」「2. アカウンタビリティ:UHC のための行動、決定、政策やプログラムを促進するために、コミットメントの実施状況を追跡する」「3. アラインメント:一つの国家計画のもとで団結することの重要性に関する意見交換や、それを高め、保健システム強化のために各国の体制内で働くために、ステークホルダーを招集する」ことを目指している。

2-1(2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-1(1)の戦略目標に基づき、以下の取組・活動を実施している。

○戦略目標(1)に対する取組・成果

取組:UHC の実現に向けた政治的、経済的、社会的な決定に対するアドボカシーの強化、政府や政治リーダーに対するコミュニケーションを支援した。

成果:UHC の政治的なモメンタムを国際社会で維持し、関連する政治プロセスに影響を与えるため、WHO 総会、国連総会等の国際会議においてサイドイベントを開催した。特に、国連総会のマージンにおいては、第5回 UHC に関する Group of Friends 閣僚級会合を開催し、日本政府からは武見厚生労働大臣が出席した。約 100 名が参加し、UHC の実現に向けての課題を参加者と共有したほか、課題解決に向けて各国政府や関係者のコミットメントを示す場を提供した。また、塩崎厚生労働大臣政務官がメンバーである UHC2030 の「UHC ムーブメント政治パネル」は、世界的な医学専門誌である「ランセット誌」に寄稿(2024 年7月)し、2024 年の国連総会ハイレベル会合のテーマのひとつである薬剤耐性菌(AMR)の課題への対処においても UHC の推進が重要であることを強調するほか、AMR に関する政治宣言において UHC の重要性が強調されるよう働きかけを行った。結果として、同政治宣言においては、AMR 対策の推進においても UHC 達成に向けた取組を加速させるというコミットメントが示された。加えて、UHC 達成に向けて幅広いステークホルダーの声を届けることを目的とし、第 77 回 WHO 総会での「UHC 及びウェルビーイングのための社会参加に関する決議」の採択に向けて、UHC 達成に向けた社会参加の意義等を積極的に発信した結果、同決議案は採択に至った。今後、意思決定プロセスにおける社会参加の強化に向けたネットワークの構築に取り組む予定となっている。

○戦略目標(2)に対する取組・成果

取組:2023 年の国連総会 UHC ハイレベル会合でのコミットメントの実施状況をフォローするため、UHC2030 独自の追跡ツールを開発し、政府のアカウンタビリティ強化を支援した。

成果:2023 年の国連総会 UHC ハイレベル会合において採択された政治宣言に対する各国のコミットメントに基づき、UHC 達成に向けた各国の取組及び進捗を把握するための追跡ツールの開発に取り組んできた。各国が示したコミットメントの実施状況を明らかにすることで、各国政府のアカウンタビリティの強化に貢献することを目的としている。2024 年は、追跡ツールの最終化に向けた専門家や関係者とのコンサルテーションを複数回実施したほか、本追跡ツールのベースにもなっている各国の UHC の達成状況を表した「UHC コミットメントレビュー」の強み・弱みを分析し、コミットメントの履行状況を把握するために必要な指標の特定や専門家からの今後の取組の提案等を取りまとめた。今後、更なるコンサルテーションを経て、2025 年 12 月の公表に向けての準備を進める予定であり、独自のツールを活用した各国のベストプラクティスや課題の特定、それらの共有を通じた協力関係の強化に貢献することが期待される。

○戦略目標(3)に対する取組・成果

取組:UHC の実現に向けて、国家計画や地域・国際社会とのアラインメント強化を支援した。

成果:2023 年 12 月、UHC の実現に向けた国際機関等の連携・調和の促進を目的に「ルサカ・アジェンダ」が策定された。その実施に向けて UHC2030 の強みを特定した上で、国連総会のマージンにおいて、ルサカ・アジェンダをテーマに、日本、カナダ、モザンビーク、ナイジェリア等とサイドイベントを共催した。このイベントには7名の閣僚級が参加し、UHC 達成に向けた強靱かつ衡平な保健システム構築において、国家計画や地域・国際社会との調和が重要であるとの共通認識を醸成しつつ、ルサカ・アジェンダに対するハイレベルの関心を高めることに貢献した。この会合を通じて、ルサカ・アジェンダを前進させるための課題及び解決策を検討・共有しつつ、ルサカ・アジェンダへのモメンタム維持に貢献した。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024年9月(日本の2023年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考) 次回報告書の受領予定時期等	2025年夏頃(日本の2024年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
2023年の活動資金は、日本、フランス、ドイツ、ルクセンブルグからの拠出、欧州委員会からのマルチヤー拠出のほか、日本、フランスからの前年度拠出の繰越により賄われた。2023年の資金動員総額は、繰越し含め総額449万米ドルであり、日本が260万米ドル、フランスが102万米ドル、ドイツが9万米ドル、ルクセンブルグが28万米ドル、欧州委員会が47万米ドルを拠出。2023年の支出総額は215万米ドルであり、予算超過は発生しなかった。 2023年の決算報告書については、WHOの内部及び外部監査の一部として実施され、決算報告書が正確かつ適正に作成されている旨確認されており、指摘事項は特段ない。また、予算計画や執行状況については、ステアリング委員会への報告と同委員会での承認も受けており、適切に管理されている。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
UHC2030は、ステアリング委員会での議論や報告、実施計画・予算報告書の承認等を通じて、行政系マネジメントの透明化及び効率化とそれらが適切な方向性に向かうように常に細心の注意と改善の努力がとられている。また、WHO、世界銀行及びOECDから、人的支援やオフィススペース、組織の監督等、UHC2030の様々なオペレーションに対して現物支援を受けており、財政的負担軽減につながっている。	
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。	
該当なし。	

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
1	1	0	0.67	1	0.33	5
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
0	0	0	0.00	0	0.00	0
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
A-	a	a	b	N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際連合開発計画(UNDP)・グローバルヘルス技術振興基金連携事業拠出金	
2 拠出先の名称	
国連開発計画(UNDP)(グローバルヘルス技術振興基金(GHIT))	
3 拠出先の概要	
UNDP と GHIT による連携事業への拠出。GHIT は 2012 年に設立された、マラリア、結核、顧みられない熱帯病(Neglected Tropical Diseases:NTDs)のための、治療薬、ワクチン及び診断薬の開発を推進する官民パートナーシップ。日本政府やゲイツ財団、ウェルカム財団、製薬企業を含めた民間企業等が拠出を実施。低中所得国向け医薬品開発の国際連携の推進、医薬品開発の国際連携への投資及び日本の国際保健分野における国際貢献の推進を図る。本部は東京。 UNDP は、低中所得国・地域等を対象として技術協力や能力開発を行うべく、専門家の派遣、技術者の研修、機材供与等のための資金供与等を行っている。国連総会決議(A/RES/2029(XX))に基づき、1966 年に設立。本部はニューヨーク(米国)。日本における拠点として、駐日代表事務所(東京)を構えている。	
4 (1)本件拠出の概要	
低中所得国を中心に蔓延する NTDs や結核、マラリアのような疾病に対する新薬の研究開発は、先進国において需要が少なく、企業にとって開発費の回収の目処が立たないとの理由から、研究開発に向けたインセンティブが働きにくい状況。また、低中所得国では、医薬品の供給体制についても整備されていないという課題がある。本事業は、UNDP・GHIT 連携事業への拠出を通じて、開発された医薬品が低中所得国の患者へ適切に届くよう研究開発段階からアクセス&デリバリーまでの支援を行う。具体的には、GHIT が低中所得国向け医薬品の研究開発を支援する他、UNDP が実施する新規医療技術のアクセスと提供に関するパートナーシップ(Access & Delivery Partnership:ADP)事業により、低中所得国の薬事行政能力の強化等を通じて医薬品などの供給体制整備を強化する。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 308,369 千円	
各国政府機関で拠出を実施しているのは、これまで日本政府のみ(厚生労働省からも、令和6年での補正予算での拠出を実施)。2020-2024 年の5か年の拠出内訳(補正予算を含む)は、日本政府約 50%、民間財団約 25%、民間機構約 25%。 【参考】過去3年間の当初予算拠出額 令和6年度当初予算額: 303,140 千円 令和5年度当初予算額: 380,000 千円 令和4年度当初予算額: 400,000 千円	
5 担当課室・関係する主な在外公館	

評価基準1 本件提出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件提出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件提出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅵ 経済協力:政府開発援助(二国間)又は多国間の開発協力を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献し、これにより我が国の平和と安全の維持、一層の繁栄の実現といった国益を確保すること」、「施策Ⅵ-2:地球規模課題の諸問題への取組(施策レベル)」、「個別分野1:人間の安全保障の推進と我が国の貢献」の下に設定された中期目標を達成するための手段の一つと位置づけている([令和6年度外務省政策評価書](#))。中期目標は以下のとおり。

1 「誰ひとり取り残さない」という考えの下、SDGs 達成に向けた取組を加速化することで、人間の安全保障の推進に貢献する。

2 国際機関内での人間安全保障の概念の主流化を図る。

3 人間の安全保障の理念に立脚し、「誰の健康も取り残さない」との観点から、UHC の達成に向け、以下の取組を実施する。

(1)国際社会における UHC の理解促進に向け、指導力を発揮し、各国における UHC の達成に向けた具体的な取組を促進する。

(2)戦略的議論への積極的参加や、二国間や国際保健機関を通じた支援を通じ、新型コロナウイルス感染症、結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策、強固な保健システム及び緊急事態への備えの構築に貢献する。

また、2022 年5月に内閣官房健康・医療戦略推進本部が決定したグローバルヘルス戦略でも、「グローバルヘルス分野での研究領域を開拓し深化するために、大学や研究機関、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)、GHIT 等の研究支援機関が連携して、グローバルヘルスに関連する事業等を通じ、地球規模課題の解決をリードしていくことは引き続き重要である。」と明記されている。

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件提出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

GHIT が対象とする NTDs 等の根絶は、持続可能な開発目標(SDGs)3.3 に掲げられている。目標達成に向けて治療薬の開発を早急に進める必要があるが、新薬開発の技術を有する国は限られており、日本は国際社会の一員として日本の持つ技術力を活かしつつ医薬品の開発を行い、必要とする人々に適切に届ける取組を支援する責務がある。

世界では16億人以上のNTDs感染者がいる一方で、それらは低中所得国を中心に流行しており、民間企業がそれらに対する医薬品を開発する商業的インセンティブは働きのくい。また、2019年の新型コロナウイルス感染症の出現の際は、限られた保健人材・財源が新型コロナウイルス感染症対応に流れるなど、NTDsは世界的にも益々顧みられない状況となった。新型コロナウイルス感染症のような新興感染症が再度流行した場合には、同様に、NTDs等がより顧みられなくなる恐れがあるため、UHCを実現するためには、民間企業だけではなく、政府が介入し対策を強化する必要がある。

GHIT は設立以来、日本の企業、大学、研究機関等と海外の機関等とのパートナーシップによる研究開発案件に対して助成を続けており、GHIT を通じた支援は、日本の製薬産業の研究開発力を活かして、低中所得国向けの医薬品研究開発を官民連携で進めることを可能とする。また、UNDP との連携を通じ、GHIT の支援により開発された医薬品を、低中所得国に供給するための体制を整備し、これを通じて UHC 達成への貢献、国際保健分野での貢献と日本の製薬産業の成長・発展、海外展開を同時に図る。また、民との連携により、限られた ODA 予算を有効に活用できるという点においても、GHIT には比較優位性、代替不可能性を有する。

GHIT による研究開発支援の有用性や NTDs への対応の重要性は広く認識されており、過去には下記をはじめとする場で言及された。

2024 年8月の「厚生労働省国際保健ビジョン」において、創薬基盤強化には国際的な連携が必須であり、GHIT は国際的な創薬エコシステム構築への貢献と参加を実現するための重要な官民連携事業のひとつとして言及されている。また、日本政府は、SDGs における UHC 実現の重要な要素として、各国の医療技術へのアクセス向上を位置付け、その貢献にコミットし GHIT と連携し UNDP が実施する医療技術へのアクセス向上へ向けた活動の意義を裏付けている。

2025 年2月に閣議決定された「健康・医療戦略」は、今日の健康危機に対応するには国際的な連携とグローバルな取組が必須であり、官民挙げてグローバルヘルスに貢献することが、国際社会全体の安定に資すると同時に、日本の健康危機リスクへの備えの強化につながると言及している。UHC 達成に向け、結核、マラリア、NTDs を含む感染症対策への国際機関や官民連携基金への戦略的な拠出、民間企業、市民社会、大学・研究機関等との一層の連携強化を推進している中、GHIT の持つ幅広い研究開発のネットワークと UNDP との連携は実践的なイニシアティブとして位置づけることができる。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

GHIT の評議会は日本政府、財団、民間企業により構成され、評議委員及び理事・監事の選解任、定款の変更、決算書類の承認等、法令又は定款に定められた重要事項の決議を行っている。理事会はリーダーシップチームの業務を監督し、重要な規程、中期戦略・年次計画及び予算、投資案件の承認など業務執行に係る重要事項の決議を行う。評議会(6月)と理事会(2、6、7、10 月)に対して、外務省及び厚生労働省各省は、設立以来、議席を確保し続けている(各省評議委員1名、理事1名:両省合計4名)ことに加え、GHIT は東京に本部を有しており、最大の拠出元である日本政府の意向を速やかに伝達できる地位を確保している。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

GHIT では、年に一度実施される評議会(6月)、年4度実施される理事会(2、6、7、10 月)及び理事会の下にあるコミッティー等において、政策対話を行っており、日本政府の意見を反映した適切な事業運営が行われるように伝達している。

GHIT の理事である、外務省国際保健戦略官、厚生労働省国際保健・協力室長とは定期的な戦略検討会議を実施の他、担当者レベルでも日常的に情報交換を行っている。

2024 年5月、GHIT、UNDP、日本政府が共催した「東京コミットメントイベント:住血吸虫症に対する就学前児童向けの新たな治療選択肢の導入に向けて」にて、江副外務省国際保健戦略官、井谷厚生労働省国際保健・協力室長、アフリカ6か国の保健省代表や開発に携わった日本企業と、GHIT が開発を支援した小児用プラジカンテル製剤の早期展開について協議を実施した。

2024 年6月、國井 CEO 兼専務理事が井上厚生労働省大臣官房国際保健福祉交渉官と面会、意見交換を実施。

2024 年8月、國井 CEO 兼専務理事がアフリカ開発会議(TICAD)閣僚会合の上川外務大臣主催歓迎レセプションに出席。

2024 年9月、中谷会長、國井 CEO 兼専務理事が赤堀外務審議官及び中村和彦外務省地球規模課題審議官と面会、概要説明を実施。

2024 年9月、UNDP のネー政策プログラム支援局長が日本政府主催の国連総会サイドイベント「Impact Investing for Global Health: Triple I Progress & Forward Look」にパネリストとして参加し、鈴木外務省国際保健担当大使、WHO や世界銀行と、資金調達、医療技術の研究開発や展開を含むグローバルヘルスの課題について協議を実施。

2024 年9月、12 月、ダリワル UNDP 政策プログラム支援局 HIV・保健グループ・ディレクターが喜多外務省国際保健戦略官と GHIT と UNDP の連携事業について意見交換を実施。

2024 年 10 月、GHIT 理事会において、外務省の中村和彦地球規模課題審議官の代理である喜多国際保健戦略官、井上厚生労働省大臣官房国際保健福祉交渉官を含む GHIT の評議委員5名と GHIT の理事・監事・オブザーバー 16 名との意見交換会が実施され、NTDs の規制・資金・供給・社会的インパクト・市場の持続性・政策提言等について議論を行った。

2024 年 12 月、シュタイナー UNDP 総裁が鈴木国際保健担当大使を表敬し、日本政府が主導する Impact Investment Initiative (トリプル・アイ) などを介したグローバルヘルスにおける資金調達の可能性、また GHIT と UNDP の連携事業の重要性について意見交換を実施した。

2024 年 12 月、ダリワル UNDP 政策プログラム支援局 HIV・保健・開発グループ・ディレクター、ハジアリッチ UNDP 駐日代表、GHIT 中谷会長、國井 CEO 兼専務理事、喜多国際保健戦略官にて意見交換を実施。

2024 年 12 月、ダリワル UNDP 政策プログラム支援局 HIV・保健・開発グループ・ディレクターが武見敬三参議院議員と面会、意見交換を実施。

2024 年 12 月、浦辺アソシエイトヴァイスプレジデントが NTD 議連に参加し、国光文乃衆議院議員及び山際大志郎衆議院議員らに対し、GHIT の取組や成果について報告。

2025 年1月、國井 CEO 兼専務理事が武見敬三参議院議員と面会、意見交換を実施。

2025 年1月、國井 CEO 兼専務理事が井上厚生労働省大臣官房国際保健福祉交渉官と面会、意見交換を実施。

2025 年2月、ハジアリッチ UNDP 駐日代表が「アフリカにおける感染症と UHC に関する Pre-TICAD サミット」にモデレーターとして参加し、牧島かれん衆議院議員を含むパネリストと、医療システム強化と医療技術の開発、導入におけるデジタル・テクノロジーの可能性について協議した。

2025 年4月、中谷会長、國井 CEO 兼専務理事が外務省の中村和彦国際法局長及び中村亮地球規模課題審議官と面会し、意見交換を実施。

2025 年5月、ブラウン UNDP 対外関係・アドボカシー局長を筆頭とする UNDP 代表団が日本政府(外務省)との戦略対話に参加し、中村亮地球規模課題審議官をはじめ、関係者とグローバルヘルスを含む国際課題に対応するための日本政府と UNDP の連携強化について意見交換を実施。ブラウン局長は武見参議院議員、松本外務大臣政務官とも面会し、グローバルヘルス、GHIT と UNDP の連携事業を含む開発優先事項について意見交換を実施。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

GHIT に対し、日本の製薬企業・医療機器メーカー・診断薬メーカー・医薬品開発業務委託機関 14 社(日本国内に拠点を置く外資系製薬企業1社を含む)から資金拠出が行われており、第3次5カ年計画においては増額または継続支援を表明。

GHIT の拠出対象には必ず日本の企業・研究機関が含まれ、多様な日本の主体(累計 62 機関)が参画。投資決定に先立って実施される選考委員会には、5名の日本人専門家が参画(2024 年度末時点)。日本人関係者は、GHIT が投資するプロジェクトへの参画を通じて、国際保健分野における海外の研究者・研究開発ネットワークとの人的なつながりや、科学的知見へのアクセスを得ることが可能となり、GHIT の活動は、日本の産業育成、経済活動に裨益する。

GHIT は WHO との覚書(MOU)の締結(2024 年 12 月)や GHIT R&D Forum の開催(2024 年 12 月)等、UNDP との連携のみならず、国際機関、アカデミアや研究機関、NPO/NGO といったさまざまなステークホルダーと連携し、グローバルヘルス戦略の推進に大きく貢献している。

2025 年2月には、世界 NTD の日・日本実行委員会の構成メンバーとして、一般社団法人 NTDs Youth の会と共に、「第2回顧みられない熱帯病コンテスト」を開催し、若手の NTDs に対する関心を高め次世代の国際保健分野への関心の醸成が期待される。

UNDP が主導する ADP 事業は、2025 年4月に発足した国立健康危機管理研究機構（JIHS）や日本の製薬企業、医療機器メーカー、デジタル・ヘルス・テクノロジー企業などの情報交換とネットワークを強化し、低中所得国での医療技術の展開支援におけるパートナーシップと連携の拡大を目指している。また UNDP の低中所得国における知見を共有することにより、日系機関の案件形成の参考となるよう努めている。

1-5 本件提出に係る日本側の取組等

日本政府は理事として、2024 年6月、7月、10 月、2025 年2月に行われた理事会に出席。2024 年7月に理事会承認を受けたリスクマネジメント規程作成にあたっては、ドナーの立場から助言を行い、それらが反映された規程が新たに策定された。

2024 年 10 月に開催された、評議委員との意見交換会においては、理事である喜多国際保健戦略官が外務省の代表として参加、厚生労働省からは評議委員である井上国際保健福祉交渉官が代表として参加し、グローバルヘルスの課題の概要（医薬品アクセス、新興疾患、健康格差、グローバルヘルス外交、資金調達の状況など）について、グローバルヘルスにおける製薬企業と政府の役割の重要性と価値観の共有を実施。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件提出の貢献度に係る総括

国際連合開発計画(UNDP)・グローバルヘルス技術振興基金連携事業提出金は UNDP 及び GHIT が低中所得国で蔓延する感染症に対する医薬品の開発支援及び開発された製品のアクセス&デリバリー活動を行うことで GHIT 第3期戦略計画にある、“イノベーションの加速”、“製品開発の投資インパクトを最大化”及び“パートナーシップで生み出す化学反応”を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である UHC の達成に貢献することを目標としている。

GHIT は、基準2のとおり、“イノベーションの加速”に対し、第3期戦略期の開発マイルストーン 30 のうち、11 を達成するといった効果を上げた。開始2年という短期間で、3分の1以上のマイルストーンを達成できたことは、GHIT の製品開発の加速化に貢献している。2024 年5月に WHO の医薬品事前認証プログラムリストに登録された住血吸虫症の治療薬である小児用プラジカンテル製剤は、2025 年3月、実装研究(Implementation science)において初めてウガンダの就学前児童に投与されるといった成果が報告された。

“製品開発の投資インパクトを最大化”に関しては、ポートフォリオ戦略パネルの会議を開催することで、既存の投資ポートフォリオ最適化に向けた協議を実施し、戦略に沿った公募概要を決定するといった効果を上げた。また“パートナーシップで生み出す化学反応”として、2024 年8月には、日本政府と UNDP の「新規医療技術のアクセスと提供に関するパートナーシップ(Access and Delivery Partnership:ADP)」及び GHIT が共同運営する、「新規医療技術、アクセスと提供のための協働(Uniting Efforts for Innovation, Access and Delivery: Uniting Efforts)」より、研究開発段階における保健医療技術へのアクセス計画に関するレポートを作成・発行するという効果を上げた。また、GHIT と UNDP のみならず、12 月には WHO と 2030 Roadmap についての MOU を締結し、他機関との連携を拡大するといった効果を上げた。

UNDP も ADP 事業を通じて、基準2のとおり、“医療技術の導入とアクセスの促進”に関し、薬剤耐性結核に対する新しい治療法の導入、RTS,S マラリアワクチンの導入拡大支援並びに小児用プラジカンテル製剤の試験導入支援及び住血吸虫症のベースライン評価と診断ツールの開発といった効果を上げた。また、インドネシアにおける SMILE システムの拡大支援は、定期予防接種プログラムに対する3倍の投資対効果をもたらし、年間約 700 万米ドルの節約の成果に繋がった。加えて、インドネシアの SMILE システムの移管により、デジタルヘルス政策、基準、規制、およびテクノロジーの南南技術移転促進に貢献した。“医療技術の導入とアクセス拡大に向けた国家機関とシステムの能力強化”に関しては、CIP を通じた各国と東南アジア規制ネットワークの強化や、低中所得国を対象とした国家調達政策に関するガイドラインの作成に寄与した。“Uniting Efforts による新規医療技術導入の加速化促進”に関しては、グローバル会議の開催や報告書等を通じた広報活動の実施など、外部への宣伝にも貢献した。

また、基準3においては、3-1 のとおり、GHIT と UNDP の双方からしかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はないが、

行財政マネジメントにおける更なる改善として、GHIT は継続して理事会の機能・実効性の確保・向上に取り組んできており、2024 年7月の理事会では、リスクマネジメント規程が承認された。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-2 の理由から N/A としている。

以上から、本件提出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等提出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア提出分のみ】提出先の戦略目標

GHIT は、2023 年度からの5年間を対象とした「第三期における戦略計画」においては、以下3本柱の戦略を掲げており、後期製品開発の加速化、開発された製品の現地疾病対策プログラムへの導入による患者へのデリバリーを目指している。

(1)イノベーションの加速

より早く感染症に苦しんでいる患者の手に開発された製品を届けるため、日本の製薬業界、学術界などによるイノベーションをさらに推進し、臨床後期案件へ積極的に投資する。

(2)製品開発の投資インパクトを最大化

ポートフォリオとリソースを最適化することで、製品開発の投資インパクトを最大化し、確実な体制の確保を目指す。また、国内外でのパートナーシップを促進し、化学反応を生み出すことで、結核、マラリア、顧みられない熱帯病(NTDs)の製品開発を加速化する。

(3)パートナーシップで生み出す化学反応

製品のアクセス&デリバリーのための環境整備のために、製品開発パートナーと積極的に協力し、強固な製品戦略の策定を支援するとともに、製品に特化した戦略的パートナーシップを確立し、イノベーションを適切かつタイムリーに提供できるようにする。

2-1 (2) 【コア提出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための提出先の取組及びその成果

(1)イノベーションの加速

2024 年度は、探索研究から臨床試験に至るまでの各段階において、17 件のプロジェクトに対して約 42.7 億円の投資を実施。第3期の開発マイルストーンの進捗は以下のとおり。第3期戦略期の開発マイルストーン 30 のうち、11 を達成するといった効果を上げており、開始2年という短期間で、3分の1以上のマイルストーンを達成できたことは、GHIT の製品開発の加速化に貢献している

- ・スクリーニングと Hit-to-Lead プラットフォームプログラムによりリード化合物を特定: 1/5件
- ・新しい前臨床試験候補品を特定: 5/12 件
- ・臨床プログラムが FIH(First in Human)臨床試験に到達: 2/6件
- ・POC(Proof of Concept: 創薬概念の検証)達成プログラム: 2/3件
- ・規制当局の承認を受ける製品: 1/3件
- ・現地プログラムへの製品の導入: 0/1件 (*導入にむけた実装研究は 2025 年度開始)

上記のとおり 2024 年度は、探索研究から臨床試験に至るまでの各段階において、引き続き有望な製品開発案件への投資を実施。

2024 年5月、WHO の医薬品事前認証プログラムリストに住血吸虫症治療薬である小児用プラジカンテル製剤が登録された。同製剤は UNDP やその他の国際的なパートナーシップなどと連携し、住血吸虫症蔓延国にて薬剤供給・調達に向けた準備がなされた。準備段階のパイロットテストにて有効性が確認されたため、2025 年3月には、実装研究

(Implementation Research)として、初めて同製剤がウガンダの就学前児童に投与された。今後は、各国の保健プログラムへの導入や、市場展開などが見込まれる。

Fujifilm SILVAMP TB LAM 診断薬は、上市と WHO 推奨取得に向け、大規模試験のベースとなる同等性試験が終了。今後現地での試験に移行予定。さらにパンデミック対策の製品開発としてスクリーニングプラットフォームを活用した公募を行い、あらたな化合物の探索に対する投資も開始。

(2) 製品開発の投資インパクトを最大化

2024 年9月、ポートフォリオ最適化に向けた協議として、ポートフォリオ戦略パネル会議を実施。結果を踏まえ、公募概要を決定、2024 年 11 月に公募を公開した。また 2025 年3月まで Landscape 分析を実施。結果を 2025 年6月に予定されている公募の参考とする予定。加えて、2024 年5月から 2025 年3月まで、投資関連の効率化を目的とした文書の整備を実施。

(3) パートナーシップで生み出す化学反応

グローバルヘルスにおける製品開発からアクセスまでを End-to-End で繋ぐことを目的とし、GHIT(製品開発)と UNDP(アクセス)の強固な連携が必要とされてきており、2024 年8月、日本政府と UNDP の「新規医療技術のアクセスと提供に関するパートナーシップ(Access and Delivery Partnership:ADP)」及び GHIT が共同運営する、「新規医療技術、アクセスと提供のための協働(Uniting Efforts for Innovation, Access and Delivery: Uniting Efforts)」より、研究開発段階における保健医療技術へのアクセス計画に関するレポートを発行。2024 年 12 月には WHO と 2030 Roadmap についての MOU を締結。

セネガルの非営利財団であるダカール・パスツール研究所(Institut Pasteur de Dakar)との MOU をベースとして研究者を 12 月の R&D フォーラムへ招集し、日本企業との橋渡しを行った。2023 年の浦辺アソシエイトヴァイスプレジデントによるラテンアメリカ訪問をベースにつなげた関係をもとに、CEO の 2024 年のラテンアメリカ訪問へつなげた。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

UNDP はパートナー機関である WHO、TDR(UNICEF/UNDP/World Bank/WHO Special Programme for Research and Training in Tropical Diseases)、NPO 団体である PATH と協力し、重点9か国ならびに南南協力を介した、結核、マラリア、NTDs に対する新規医療技術の導入とアクセスを加速するため、各国の医療システムの強化を支援。具体的には、以下を実施。:

1. 医療技術の導入とアクセスの促進

(1) 結核、マラリア、NTDs 対策

- 結核: アフリカ 23 カ国で薬剤耐性結核に対する新しい治療法を導入。昨年 23 か国の国家結核プログラムと協力し、薬剤耐性結核治療の医薬品安全性監視と管理 (aDSM)の技術的および運用的要素に関する主要なトレーニングの開発を支援。今年は、開発された研修リソースを活用し、アフリカ 16 か国の結核プログラムマネージャーと研究者を対象に研修を実施。また、薬物安全性モニタリングに関するデジタルアプリケーションを開発、ブルキナファソとセネガルで試験的に導入し、患者の費用負担削減、ならびに治療遵守率の向上に効果があることを確認。グローバルファンド等と協力し、11 か国において、結核治療に関わる新たなデジタル技術の実装研究に関する技術支援を提供。
- マラリア: 昨年より開始したサハラ以南アフリカ:高リスク地域に住む子供たちへの「RTS,S マラリアワクチン」の展開支援の一環として、ギニア、セネガル、トーゴにてワクチンの展開戦略と導入方法に関する技術支援を実施。また Malaria Vaccine Implementation Programme ならびに WHO と協力し、各国の予防接種プログラムによるワクチンの試験的運用を支援する研究パッケージを開発。インドネシアでは、コロナワクチンの物流管理やモニタリングに利用されているデジタルヘルスシステム SMILE のマラリア予防と治療への利用拡大を目指す、SMILE-マラリアの試験的運用を支援。15 地域におけるマラリア対策プログラムへの段階的な統合に向け協力をしている。

- NTDs: 昨年のタンザニアの例を元に、小児用プラジカンテル製剤の展開のため、ベースライン評価、小児用プラジカンテル製剤の定量化、試験的導入のための実装調査やプロトコル開発、地域リーダーおよび地域ベースの保健当局との連携等を実施。今年はガーナ、セネガル、タンザニアで小児用プラジカンテル製剤の試験導入を支援。住血吸虫症のベースライン評価と診断ツールを開発。またブータンにてデング熱とヘビ咬傷による中毒の予防と管理に関する2つの実装研究のプロトコル策定を支援。インドでは、狂犬病撲滅のための行動計画の策定を支援。セネガルでは、NTD 集団薬剤投与 (MDA) キャンペーンの管理運営に関する実装研修を実施。ガーナとケニアの NTD 対策プログラムの支援の一環として、医療従事者がフランベジア症やハンセン病などの皮膚疾患として現れる感染症を検出するための AI を活用したモバイルアプリ「Skin-NTDs」の試験運用と評価を支援。

(2) 医療セクターのデジタル・トランスフォーメーション

- 開発と導入を支援しているインドネシアの SMILE デジタルシステムの包括的な評価を実施し、ワクチン物流の効率の大幅な向上、廃棄の削減、カバレッジの拡大を確認。導入後、ワクチン関連の投資収益率は約3倍に向上し、国家予防接種プログラムでは年間約 700 万米ドルのコスト削減が確認された。ユーザーからの受容性や満足度も高く評価されている。
- SMILE システムは、当初の定期予防接種管理にとどまらず、マラリア、結核、HIV、医療廃棄物管理など、他の保健プログラムへの応用が進められている。マラリア対策では、昨年開発を支援したマラリアキットの流通と消費を追跡する「SMILE-マラリアシステム」のパイロット展開が今年実施され、15 州への段階的な導入が進行中。
- SMILE システムは南南協力の枠組みを通じて他国にも展開中。マラウイでは国家医療物流システムとしての導入が進められており、バングラデシュ、ブータン、モルディブでは医療廃棄物管理への活用を検討中。
- ガイアナ、カザフスタン、ギニアビサウ、コンゴ民主共和国、サウジアラビア、ジンバブエ、ソマリア、ブルンジで e-ヘルス戦略を策定。
- 77 か国で活用される WHO グローバルデジタルヘルス認証ネットワークのシステム統合を支援。

2. 医療技術の導入とアクセス拡大に向けた国家機関とシステムの能力強化

(1) 各国の規制当局 (NRA: National Regulatory Authorities) の能力強化

- WHO Coalition of Interested Parties (CIP) を通じて 29 カ国と東南アジア規制ネットワークを強化。
- WHO Collaborative Registration Procedure (CRP) などの規制依存メカニズムを拡大し、150 以上の新薬とワクチンを検査。
- 南アフリカ開発共同体の合同評価会議を支援し、125 の新医療技術申請を審査。
- ブルキナファソ、ボツワナ、マラウイで医薬品安全性監視のデジタル化を支援。
- WHO 医薬品安全性諮問委員会フォーラムを通じ、小児用プラジカンテル製剤の安全性について独立した科学的評価を実施。

(2) 医療技術への適切な価格でのアクセス促進

- インドネシア、ガーナ、セネガル、タイ、タンザニア、ブータン、ブルキナファソで、政府が医療技術へ適切な価格でアクセスできるよう Health Technology Assessment (HTA) などを活用した優先順位設定、エビデンスに基づく財源配分を促進。
- 低中所得国を対象に、国家調達政策に関するガイドラインを作成。

3. Uniting Efforts による新規医療技術導入の加速化促進

- GHIT の支援により開発された住血吸虫症治療薬である小児用プラジカンテル製剤に関し、UNDP は ADP 事業として、薬剤展開に向けた展開準備を各国にて支援。この支援に併せ Uniting Efforts は 2024 年2月にグローバル会議を招集し、小児用プラジカンテル製剤展開の包括的なロードマップを開発。2024 年5月には、公平で持続可能なアクセスを確保するための「小児用プラジカンテル: 東京コミットメント」を主導。

- WHO と共同で、医療技術の研究開発段階におけるアクセス計画に関する報告書「Planning for Access During Research and Development」を策定。GHIT R&D フォーラムなどで、研究開発機関へ広く提供。
 - 約 60 の結核、マラリア NTDs 医療技術の研究開発ならびに資金提供機関を対象にウェビナーシリーズ等を介したピアラーニングを促進。
- 2024 年度には 36 か国、2013-2024 年度通年では 84 か国にて南南協力支援を実施。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	4月から3月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024 年6月(日本の 2023 年度 GHIT 拠出分) 2024 年7月(日本の 2023 年度 UNDP 拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025 年6月(日本の 2024 年度 GHIT 拠出分) 2025 年7月(日本の 2024 年度 UNDP 拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
【決算報告書】 ●GHIT 第 12 期事業年度(2023 年4月1日～2024 年3月 31 日)中には、政府・国際機関・財団・民間企業から新たに約 6,100 百万円の資金を調達し、約 3,748 百万円の経常費用を伴う事業活動を実施等した結果、指定正味財産合計は約 8,659 百万円(同前期末残高は約 5,536 百万円)。同残高については、2024 年 5 月に理事会、6月に評議会(日本も理事、評議委員として意思決定に参画)において次期会計年度に繰り越すことが承認された。 ●UNDP 2023 年度の UNDP 事業拠出は、2024 年3月時点で全額執行を予定通り達成し、2024 年7月に報告書を受領した。 【監査報告書】 ●GHIT -第 12 期事業年度の外部監査報告書の要旨は次のとおり。 <財務諸表監査> EY 新日本有限監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 23 条の規定に基づき、公益社団法人グローバルヘルス技術振興基金の第 12 期事業年度の貸借対照表、損益計算書(公益認定等ガイドライン I5(1)の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。)及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書について監査し、あわせて、正味財産増減計算書内訳表について監査を行い、適正な処理を行っているとの評価を得た。 -評議委員 Wellcome による内部監査(2024 年8月～9月)の内部監査報告書の要旨は次のとおり。 下記6項目の指摘を受け、内4項目は優先度レベル2、残り2項目はレベル3と評価された結果、総合評価は「一部改善が必要」との評価となった。尚、本報告内容はゲイツ財団にも共有された。 ・外部通報事案対応としての内部統制強化の為の進行中作業の完了(レベル2)。 —2025 年2月外部通報窓口を GHIT ウェブサイトに設定済み。 —助成申請者への財務・コンプライアンスデューデリジェンスを強化。 —助成後のモニタリング強化策として、外部コンサルによるエフェクティブネス・レビューの対象先を全現助成先に拡大、臨床段階の複数重要プロジェクトのステアリングコミッティーに GHIT 職員も参加済。	

- ・リスク管理体制の成熟化(レベル2)。
 - リスク評価の定量化と文書化を改善し、2025 年7月以降一年間使用するリスク登録簿を改訂済。
- ・銀行口座の詳細を検証するプロセスの改善(レベル2)。
 - 2024 年 10 月対応済。
- ・コンプライアンスやリスクに関連するトレーニングの実施(レベル2)。
 - 2024 年 10 月のリスク管理セミナー以降、クライシス・コミュニケーション研修、ハラスメント研修を実施。2025 年5月に開催されたのリーガル・コンプライアンス・リスク管理セミナーの実施で完了した。
- ・幾つかの規則等の見直しと更新(レベル3)。
 - 投資チームにおける投資に関する規程、マニュアル等の文書化整備を完了。同規程は6月理事会に付議された。
- ・理事会の有効性に関するレビューの実施(レベル3)。
 - 2025 年6月以降ビッグ4の中から外部専門家を起用の上実施する予定。6月理事会に概要付議予定。

また、GHIT は以下の内部監査報告書内容を真摯に受け止め、2025 年度の事業目標として、「リスクマネジメントの強化(マニュアル作成及び有事対応フローの整備、投資関連規程の改訂及びマニュアルのアップデート)、ファイナンス・デューデリジェンス手続きの強化」、「各種内部規程の見直し及び最適化」をあげている。

●UNDP

—当プロジェクトの事業支出は毎年国連監査委員会(BOA) によって実施される UNDP の年次会計監査に含まれる。同監査結果は UNDP の執行理事会に提出され、またホームページ等を介し一般公開されている。プロジェクト特定の監査については、UNDP の会計ルールに従い、監査またはスポットチェックが毎年実施されている。

—2025 年には、UNDP の監査調査局(OAI)から委託された独立監査機関が、ADP の実施パートナーである PATH、HITAP および GHIT 基金による 2024 年の支出に関する監査を実施し、事業の会計状況の健全性を確認した。(ADP の実施パートナーである WHO と TDR は国連機関のため、独自の内部監査を実施している。)

【その他／評価、内部監査】

●UNDP

上記に加え、OAI は毎年、UNDP が直接実施する事業より、複数事業を選び、監査を実施している。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)

3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)

(ガバナンスの維持、さらなる強化)

GHIT は、公益法人として適正な運営を求められる存在であるため、定期的に規程の見直し及び法律上の要請、組織の現状に則した改正を実施。また、財務諸表の信頼性を高め、情報開示の適正性に資するため、会計監査人による任意監査を受け、毎年度適正な会計監査報告書を受領。2022 年1月に行われた内閣府立入検査を受け、適正に組織運営されているとの評価を得た。

GHIT では理事会の機能・実効性の確保・向上を目指し、年4回の理事会において第3期(2023 年度～)以降のガバナンスのあり方について議論してきた。具体的には理事・監事の在任期間の見直し、ジェンダーのバランス、専門分野の多様性の確保をはじめ、理事会内の専門コミッティーの役割やメンバーの見直し、リスク管理の強化などのテーマについて、継続して取り組んでいる。2024 年7月に開催された理事会では、リスクマネジメント規程が承認された。

(財務戦略)

2024 年度は、年間予算の管理費を全体の概ね5%を目標とし、3.88%に収めた。このように例年通り投資マネジメントの効率化を図り、また限られた資金の中で最大限の効果を発揮できるよう、投資の優先順位をつけることで目標達

成度合を評価した。また、2025 年度以降の資金の増資に向けた活動を継続し、スポンサーとして1社が GHIT のパートナーシップに加わることとなった。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
該当なし。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☒ 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等)(GHIT Fund 事務所職員) ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
13	12	16	13.67	16	2.33	18
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
6	6	7	6.33	6	-0.33	6
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
GHITは日本に本拠地があり、日本人スタッフ中心に事業運営を行っているため、日本人職員を増強する合理的な理由が存在しない。						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
A-	a	a	a	b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
ユニットエイド拠出金	
2 拠出先の名称	
ユニットエイド (Unitaid)	
3 拠出先の概要	
ユニットエイドは、低・中所得国において、高品質な医薬品を手頃な価格で迅速に導入することを目的に活動する官民パートナーシップ。2006 年、フランス政府の提言に基づき、WHO の関連機関として設立された。本部はジュネーブ（スイス）。国・地域事務所は持たず、駐日事務所はない。設立以来、初の小児用治療薬やマラリアを防ぐ次世代型の蚊帳など、100 以上の画期的な医薬品へのアクセスを実現した。毎年、低・中所得国の3億人以上の人々が、ユニットエイドが普及に貢献した治療、検査、医薬品の恩恵を受けている。現在、エイズ・結核・マラリア（三大感染症）の制圧、女性と子どもの健康、パンデミックの予防、備え及び対応（pandemic prevention, preparedness, and response/PPPR）に重点を置いている。また、医療用酸素へのアクセス向上、医薬品の地域製造の拡大、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）実現に向けた貢献等、保健システムを強化するための分野横断的な取組にも投資しており、2024 年末までに 15 億米ドル相当の 77 件のプロジェクトに投資。うち 43 件のプロジェクトが現在進行中で、約 10 億ドル相当（エイズ8件/約 1.8 億米ドル、結核6件/約 1.9 億米ドル、マラリア5件/約 1.4 億米ドル、母子保健 10 件/約2億米ドル、国際保健上の緊急事態3件/約 0.6 億米ドル、横断的課題 11 件/約 2.4 億米ドル）。これらの投資により、ユニットエイドが支援した医薬品の恩恵を受けた人数は3億 2,000 万人（うち 5,300 万人は子ども）に達した。この数字には、低・中所得国において塩野義製薬が開発した HIV 治療薬ドルテグラビル（DTG）ベースの治療を受けている成人及び子どものほか、HIV 自己検査を利用した人々、pDTG（小児用 DTG）によってカバーされた子どもたち、季節性マラリア予防治療を受けた人々、さらに2種類の有効成分を含む蚊帳や結核予防（3HP）によって支援された人々が含まれている。また、2010 年には、医薬品等の特許の任意ライセンスを促し、医薬品等への衡平なアクセスを促進するメカニズムである医薬品特許プール（MPP）を設立した。さらに、「ACT アクセラレータ（ACT-A）」という新型コロナウイルス感染症ワクチン・治療・診断への衡平なアクセスを加速化させるための国際的枠組みにおいては治療部門を担った。	
4 (1)本件拠出の概要	
エイズ・結核・マラリア、顧みられない熱帯病（NTDs）や女性と子供の健康向上、パンデミックの予防、備え及び対応等に対する医薬品等を、安価かつ迅速に低・中所得国へ供給し、UHC の要素のひとつである「医薬品アクセス」を確保することを通じて持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献する、ユニットエイドの運営を支援している。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模（予算額、拠出率、拠出順位等）	

令和7年度当初予算額 56,108 千円
2024 年拠出率・拠出順位 日本の拠出率:0.3%(拠出順位:9位) 参考:仏 73.6%(1位)、英国 14.0%(2位)、韓国 4.0%(3位)、スペイン 2.5%(4位)、ゲイツ財団 2.0%(5位)
2023 年拠出率・拠出順位 日本の拠出率:0.2%(拠出順位:9位) 参考:仏 51.6%(1位)、ゲイツ財団 16.7%(2位)、カナダ 10.3%(3位)、英国 10.0%(4位)、韓国 2.8%(5位)
2022 年拠出率・拠出順位 日本の拠出率:0.2%(拠出順位:8位) 参考:仏 64.8%(1位)、英国 9.3%(2位)、ドイツ 8.8%(3位)、カナダ 8.7%(4位)、韓国 5.5%(5位)
5 担当課室・関係する主な在外公館
国際協力局国際保健戦略官室、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅵ 経済協力:政府開発援助(二国間)又は多国間の開発協力を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献し、これにより我が国の平和と安全の維持、一層の繁栄の実現といった国益を確保すること」、「施策Ⅵ-2:地球規模課題の諸問題への取組(施策レベル)」、「個別分野1:人間の安全保障の推進と我が国の貢献」の下に設定された以下の中期目標を達成するための手段の一つと位置づけている(令和6年度外務省政策評価書)。中期目標は以下のとおり。 1 「誰ひとり取り残さない」という考えの下、SDGs 達成に向けた取組を加速化することで、人間の安全保障の推進に貢献する。 2 国際機関内での人間安全保障の概念の主流化を図る。 3 人間の安全保障の理念に立脚し、「誰の健康も取り残さない」との観点から、UHC の達成に向け、以下の取組を実施する。 (1)国際社会における UHC の理解促進に向け、指導力を発揮し、各国における UHC の達成に向けた具体的な取組を促進する。 (2)戦略的議論への積極的参加や、二国間や国際保健機関を通じた支援を通じ、新型コロナウイルス感染症、結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策、強固な保健システム及び緊急事態への備えの構築に貢献する。 2022 年5月に内閣官房健康・医療戦略推進本部決定の「グローバルヘルス戦略」において、「(前略)革新技術を活用した取組を途上国に展開し、その成果を日本国内の技術開発及び課題解決に還元するといったリバーシノベーションについて想定しつつ、日本も各国と共に学び合いながら取組を進めることが重要である。このため、(中略)ユニットエイド等の官民連携基金や国際機関の健康医療技術のイノベーションを迅速に途上国に普及させるプログラムとの連携を強化していく必要がある。」と明記されている。
1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
ユニットエイドは、様々な機関が参加するグローバルヘルス・アーキテクチャー内で、革新的な医療製品の研究・開発へ投資を行うと同時に、市場価格の低減及び特許ライセンスの譲許に向けて MPP を通じて企業に対する働き掛けや交渉を実施する。これらの活動により低・中所得国における良質かつ廉価な医薬品への衡平なアクセスの実現を図ることで、グローバルファンドや米国大統領エイズ救済緊急計画(PEPFAR)等によって調達がなされるまでの研

究・開発から調達までのバリューチェーンにおいて「繋ぎ役」の役割を果たしている点で、他の国際機関にはない比較優位性がある。

毎年、低・中所得国の3億人以上の人々が、ユニットエイドが普及に貢献した治療、検査、医薬品の恩恵を受けている。現在、エイズ・結核・マラリア（三大感染症）の制圧、女性と子どもの健康、パンデミックの予防、備え及び対応（PPPR）に重点を置いている。また、医療用酸素へのアクセス向上、医薬品の地域製造の拡大、UHC 実現に向けた貢献等、保健システムを強化するための分野横断的な取組にも投資しており、2024 年末時点で、15 億米ドル相当の 77 件のプロジェクトに拠出している（うち、現在進行中のプロジェクトは 43 件で 10 億米ドル相当）。低・中所得国での医薬品への衡平なアクセス確保のために重要な役割を果たし、日本が重視する UHC 達成にも大きく貢献している。

2024 年5月、第 77 回世界保健総会中に開催された医療用酸素に関するサイドイベントでは尾池特命全権大使・在ジュネーブ国際機関日本政府代表部常駐代表が登壇し、日本が推進する UHC 実現とパンデミックの予防、備え及び対応には医療用酸素へのアクセス向上が不可欠であることを訴えた。2024 年8月には日本が主導するアフリカ開発会議（TICAD）閣僚会合と国際保健に関するサイドイベントにアヴァフィア・ユニットエイド事務次長が出席及び登壇し、日本が推進する UHC 実現に向けた官民パートナーシップの重要性を訴えた。

2024 年9月、国連総会における Triple I のサイドイベントにアヴァフィア・ユニットエイド事務次長が出席し、低・中所得国におけるヘルスシステム強化にはパートナーシップ強化とインパクト投資が不可欠であること強調した。

2024 年 10 月には世界保健サミットの医療用酸素に関するサイドイベントにて荒木在ドイツ日本大使館公使が登壇し、日本が促進する UHC 達成における医療用酸素のアクセス向上の重要性を訴えた。また、同月ケニアにて荻原宏在ケニア日本大使館参事官が「東アフリカ向け医療用酸素の製造能力強化支援」の式典に登壇し、酸素へのアクセスが制限されている最も弱い立場にある人々の権利を守るために同プロジェクトは重要であるとし、2025 年8月に横浜で開催される「TICAD9」において、同プロジェクトは民間セクターや国際機関との協力の好事例となる旨述べた。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は 2020 年 12 月に執行理事会の暫定理事議席を確保した。これは 13 の理事区の中の1つである。以降、日本の国際保健政策に沿ってユニットエイド次期戦略（2023 年～2027 年）策定作業部会で発言する等、暫定理事として直接的に意思決定に参加しており、2024 年6月には暫定理事期間が 2027 年 12 月末まで延長された。なお、評価期間中には、日本は理事として 2024 年6月（ジュネーブ（スイス））、2024 年 12 月（ヨハネスブルグ（南アフリカ））で開催された執行理事会に出席した。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

2022 年7月、アヴァフィア・ユニットエイド事務次長は、鈴木外務副大臣を表敬し、ユニットエイドに対するこれまでの日本の貢献に深甚なる謝意を示すとともに、低・中所得国における良質かつ廉価な医薬品の導入に関するユニットエイドの具体的な取組、近年の新型コロナ対策事業、次期5か年の新戦略（2023～2027 年）を説明の上、日本からの更なる貢献について期待を表明。鈴木副大臣からは、高い技術力を有する日系企業や、日本発の取組であるグローバルヘルス技術振興基金（GHIT Fund）との間でユニットエイドが今後さらに連携・協力を強化することへの期待を表明し、また、事務次長訪日や TICAD8サイドイベント等を通じ、ユニットエイドの重要な貢献が日本国内で幅広く認識され、日本との今後の協力の土台となることを期待する旨述べた。2023 年に日本がG7議長国を務めると共に国連総会 UHC ハイレベル会合の開催も予定されることも踏まえ、日本政府とユニットエイドの間で、UHC の達成を含む SDGs の達成など国際保健課題の解決に向け、引き続き連携していくことで一致した。

2023 年6月、アヴァフィア・ユニットエイド事務次長及びゴア MPP 事務局長は武井外務副大臣を表敬し、G7を始め、国際保健分野における日本のリーダーシップを高く評価する旨述べた上で、ユニットエイド及び MPP に対する日本からの支援に深甚なる謝意を示した。武井外務副大臣からは、ユニットエイド及び MPP は、低・中所得国での医薬品への衡平なアクセス実現のために重要な役割を果たしており、日本が重視する UHC 達成の観点からも重要であるとして、両機関の役割を評価する旨、日本が G7議長国として議論を牽引した、将来のパンデミックの備え・予防・対応

(PPPR)の強化のための感染症危機対応医薬品等(MCM)への衡平なアクセス確保における、両機関による一層の貢献を期待する旨を述べた。低・中所得国における医薬品等への衡平なアクセスの実現を含め、UHC の達成、PPPR の強化に向けて、G20、保健関連の一連の国連総会ハイレベル会合等のプロセスにおいても引き続き緊密に連携していくことで一致した。

2024 年6月、アヴァフィア事務次長と赤堀外務省地球規模課題審議官、北村国際協力局審議官、堀内アフリカ部長、井上厚生労働省大臣官房国際保健福祉交渉官、鷲見内閣官房内閣感染症危機管理統括庁内閣審議官と面会し、それぞれ意見交換を行った。2024 年8月、アヴァフィア事務次長と赤堀外務審議官、中村地球規模課題審議官、今西国際協力局参事官が面会し、それぞれ意見交換を実施した。2024 年9月、デュストン事務局長と中村地球規模課題審議官、アヴァフィア事務次長と井上厚生労働省大臣官房国際保健福祉交渉官がそれぞれ意見交換を行った。2024 年 10 月、マチル プログラムディレクターが訪日し、中村地球規模課題審議官、今西国際協力局参事官、村上アフリカ部参事官と鈴木内閣官房健康・医療戦略室大使と面会し、意見交換を実施。

2024 年 12 月、デュストン事務局長とアヴァフィア事務次長が今西参事官と意見交換を実施。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

2024 年8月、アヴァフィア・ユニットエイド事務次長が日経ビジネスのインタビューを受け、日本企業にアフリカ市場に積極参入を促す記事を同年 10 月に日経バイオテクと日経ビジネス電子版に掲載した。

2024 年 10 月、マチル プログラムディレクターがグローバルヘルス市民社会ネットワークに加盟している日本の NGO/NPO に対し、ユニットエイドの事業説明会を行い、ユニットエイドが取り組んでいる様々な事業についての理解促進に努めた。

2024 年 10 月、マチル プログラムディレクターが国立感染症研究所、公益財団法人結核予防会結核研究所(JATA)、国立がん研究センター、国際協力機構、日機装株式会社、株式会社 AAIC Japan、日本貿易振興機構(ジェトロ)、慶應義塾大学に対しユニットエイドの事業説明を行い、投資やパートナーシップの機会について模索した。このうち、日機装株式会社が令和5年補正予算案件の「東アフリカ向け医療用酸素の製造能力強化支援」を通して、ケニアとタンザニアの両国に対し、空気分離プラントの製造、設置、保守業務を行う契約を指名競争入札を経て獲得した。また、国立がん研究センターは令和6年補正予算案件の「子宮頸がん撲滅支援」にて、ユニットエイドと協業する方向で合意している。

2025 年2月、ユニットエイドが Proposal Review Committee (PRC)のメンバーシップの公募を行った。本公募に関し、ユニットエイドは日本語によるメール配信を通して積極的に日本の大学、研究機関に応募を呼びかけ、うち JATA と長崎大学の職員の応募に至った。2025 年4月にはユニットエイドの招待により、加藤誠也 JATA 所長がベトナムで開催した WHO の結核に関する新たなポリシーの施行を加速させることを目的としたワークショップに発表者として参加した。

2025 年5月、日本・PATH・ユニットエイドの三者共同執筆により、Devex に医療用酸素の必要性に関する寄稿(英語)を掲載し、ユニットエイドの活動意義について広報を行った。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

日本は、2019 年(平成 30 年度補正予算)に拠出を開始し、現在まで毎年拠出を実施。日本は 2020 年 12 月に暫定理事国に就任、現在任期は 2027 年 12 月末まで延長となっており、2023 年～2027 年戦略の策定にも関与している。

2024 年 10 月、「東アフリカ向け医療用酸素の製造能力強化支援」のプロジェクト式典にて荻原在ケニア大使館参事官が登壇し、在ケニア大使館のホームページ(日・英)でも広報を行った。2025 年3月には、上記プロジェクト式典にて上田在タンザニア大使館参事官が登壇し、スピーチを実施した。

2025 年5月、日本・PATH・ユニットエイドの三者共同執筆により、Devex に医療用酸素の必要性に関する寄稿(英語)を掲載し、ユニットエイドの活動の重要性について広報を行った。その他、日本の令和6年度補正予算の拠出についてユニットエイドホームページにプレスリリースが掲載されたほか、ユニットエイドのメール配信を通して日・英・仏で告知された。また、ユニットエイドは活動内容を日本語で毎月メールで、及び、毎日ソーシャルメディアで配信している。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

ユニットエイド拠出金は、ユニットエイドが三大感染症や顧みられない熱帯病(NTDs)等に関する医薬品の研究・開発、市場開拓・拡大、調達・供給支援をすることで最も必要とする人々に対して最善のヘルスプロダクトの提供を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である UHC 達成に貢献することを目標としている。

ユニットエイドは、基準2のとおり、優先的課題の解決に向けた取組として 2024 年末までに 15 億米ドル相当の 77 件のプロジェクトに拠出し、2-2 のとおりの効果を上げている。その結果、ユニットエイドが支援した医薬品の恩恵を受けた人数は3億 2,000 万人(うち 5,300 万人は子ども)に達した。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。基準4については 4-1 のとおりの状況である。

2025 年3月には、ユニットエイドが実施する「東アフリカ向け医療用酸素の製造能力強化支援」のローンチイベントにおいて、タンザニアのマジャリワ首相から日本の支援に対し謝意が示された。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

ユニットエイドの革新的な資金メカニズムにより、低・中所得国において、エイズ・結核・マラリア等に対する医薬品等を、安価に、迅速に途上国に供給する。医薬品のアクセスや承認プロセスに対する革新的な介入を行うとともに、複数の治療薬(それぞれ個別の知的所有権)を組み合わせた治療法の開発等を継続して実施。また、グローバルファンドや WHO 等の機関と連携し、活動で得られたイノベーションの拡張(スケールアップ)を行う。

ユニットエイドは 2023 年1月から新戦略(2023-2027 年)を開始。新戦略におけるフレームワークは以下の通り。

- ① ミッション: 最も必要とする人々に最善のヘルスプロダクトを提供する
- ② 戦略の原則: ヘルスプロダクトへの投資に関し
 - ・健康に関するアウトカム(特にエイズや重複感染、結核、マラリアに関するプライマリー・ケアレベルについて)を向上させる
 - ・自らの健康向上に従事する人々やコミュニティをサポートする
 - ・未来へのチャレンジを含め、効果的でレジリエントなヘルスシステムの構築に貢献する
 - ・持続可能性に資する、かつよりよいヘルスケアの構築に貢献する
- ③ 戦略の目標(SO): 以下 SO.1-3と、前述の原則は相互関係にある。
 - SO1. 主要なヘルスプロダクトの導入や採択を促進する
 - SO2. 衡平で持続可能なアクセスのための統合的なコンディションを作る
 - SO3. イノベーションのための包括的で需要主導型のパートナーシップを育む
- ④ プログラムの優先順位: 分野横断的なテクノロジーやトピックを基礎としつつ、以下を優先する
 - ・HIV と HIV 重複感染症
 - ・結核
 - ・マラリア

・女性と子供の健康 ・グローバルヘルス・エマージェンシーへの対応
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
事業成果は以下のとおり。 ●HIV/エイズ ・塩野義製薬が開発した HIV 治療薬ドルテグラビル(DTG)は、低・中所得国の 2,500 万人以上、治療中の成人 95%に提供されている。価格は 2017 年比で半減となる年間一人あたり 37 米ドル未満となった。 ・新生児向け経口フィルム製剤の臨床試験を支援し、DTG が出生時から安全かつ有効であることが確認された。 ・HIV 予防薬カボテグラビルに関して、ImPrEP 及び PrEP1519 両プロジェクトでの試行を継続。また、ジェネリック薬の供給拡大のため、ライセンスを交付した3社からの提案募集中のほか、長期作用型治療薬としての活用を検討中。 ●子宮頸がん ・約 15,000 台の熱焼灼装置機器がアフリカ、アジア、中南米の 32 の低・中所得国に配備され、14 の重点国中7か国が 90%の治療目標を達成した。 ●結核 ・第2回国連ハイレベル会合で、2027 年までに最大 4,500 万人のハイリスク層に対して短期予防治療を提供する目標が設定された。短期予防治療薬(3HP)の価格を 80%低下させることや生産拡大に取り組むとともに、リファペンチンを小児向けにも使用可能にした結果、2024 年までに 104 か国において 1,320 万を超える患者が短期予防治療を受けた。 ・軽量なバッテリー駆動の検査機器の価格を 60%低下させ、AI による画像解析との組み合わせにより迅速な診断を可能とした。138 の低・中所得国における衡平なスクリーニングに貢献。 ・抗結核薬ベダキリンのジェネリック薬参入を促進し、価格は過去数年比 90%低下となる 90 米ドルまで低下した。 ●マラリア ・グローバルファンド(GF)及び Gavi と協力し、「マラリアワクチン導入プログラム(MVIP)」を支援しており、2023 年から 2025 年までアフリカの 12 か国に 1,800 万回分のワクチンを割り当てている。 ・2つの有効成分を含む新型蚊帳(dual-AI nets)の早期導入により、当初想定を満たす 1,300 万件の感染と 24,600 人の死亡を回避した。 ・特に妊娠中の女性を対象としたマラリア予防薬の製造支援により、WHO 事前認証の取得企業が2社増加し、計3社となった。 ●医療用酸素 ・GF と共にグローバル酸素アライアンス(GO2AL)共同議長を務め、低・中所得国における衡平な医療用酸素アクセスを促進。2025 年3月、日本の支援により、アクセス・トゥ・メディシン財団(ATMF)が主要産業関係者及び GO2AL メンバーから成る医療用酸素業界コミュニティ・オブ・プラクティス(CoP)を設立。 ・日本が支援した「東アフリカ向け医療用酸素の製造能力強化支援」において、日機装が空気分離装置の製造、設置、保守契約を獲得。東アフリカでの生産量を3倍に増加させ、価格を最大 27%削減することを目指しており、今後 10 年間で 154,000 人の命を救う可能性がある。
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024年6月(日本の2023年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025年6月(日本の2024年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	第46回ユニットエイド理事会(2025年6月)にて報告がなされ、決算報告書が承認された。本決算報告書の要点は以下のとおり。なお、ユニットエイドはWHO関連機関であり、本決算報告書はWHO憲章第34条およびWHOの財務規則に基づいている。財務諸表、会計方針および注釈は、国際公共部門会計基準(IPSAS)に準拠し作成されている。 ・2024年は156,113千米ドルの自発的拠出収入額があり(前年比23,537千米ドル減)、うち、125,815千米ドルがコア予算、30,298千米ドルがノンコア予算。 ・追加収入額として26,709千米ドル。 ・177,041千米ドルを支出(前年比16,324千米ドル減)。 ・予算執行率は、100%(ガバナンス:107%、事務局:101%、ビジネス開発・市場インテリジェンス及び戦略策定・事業実施支援部門:49%)。 ・剰余金は5,781千米ドルで、2020年～2022年は赤字であったが2023年は黒字に転じ、2024年は黒字幅が縮小したものの引き続き黒字。追加収入は、主に投資収入や為替損益などから成る金融損益が原資となっているため予見性に乏しく、毎年度変動が生じる要因となっている。 2025年6月受領の決算報告書に関し、同報告書は外部監査官であるインド政府監査委員会の監査を受け、適切な報告がなされているとの所見が付されている。 2025年1月、英国の外務・英連邦・開発省(FCDO)の年次レビューで、ユニットエイドが3度目のA+格付けを獲得。特にユニットエイドに1英ポンド投資すると、46英ポンドの健康利益が得られ、費用対効果が非常に高いことが評価された。更にはユニットエイドのヘルスイノベーションと市場形成におけるリーダーシップが評価され、アクセスの促進、パートナーシップ拡大、新たなインパクトをもたらす分野の開拓におけるユニットエイドの優れた実績が認められた。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	ユニットエイドはKPIとして「事務局の効率性」を定めており、2017年以降ユニットエイドのポートフォリオに対する事務局コストの比率を測定している。目標は2%であるのに対し、毎年この2%の目標値を達成している。さらに、財務ガイドラインの適用を通じて投資におけるコスト管理とコストパフォーマンス向上に取り組んでいる。また、「ユニットエイドによる補助金対象者のための財務ガイドライン」では、経費の適格性、補助金の予算作成、支出報告や非財務資産に関する主要原則を明示している。このガイドラインによってユニットエイドが求める財務要件が明確化されており、補助金の費用対効果を最大限に高めることに繋がっている。 また、事業実施において透明性・説明責任を推進している。国際援助透明性イニシアティブ(IATI:援助の透明性・説明責任を促進)の2025年3月のスコアは85だった。このスコアは、1,600以上を超える対象機関の中で21番目に高く、多国間機関に分類される64の組織の中では第9位に位置づけられている。 さらに、現地事務所を持たないユニットエイドは、実施対象国に根差して草の根レベルで活動するNGO、研究機関等とのパートナーシップを活用して事業管理を行い、現地事務所運営費や外国人専門家の現地活動費用等の事業経費を節約するなど、費用対効果を重視している。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。	

該当なし。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
0	0	1	0.33	1	0.67	107

備考

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
0	0	0	0.00	0	0.00	7

備考

4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)

幹部職員への送り込みや日本人職員の採用について、事務局幹部との会議の際など、繰り返し働きかけを実施している。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A-

a

a

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際熱帯木材機関(ITTO)拠出金	
2 拠出先の名称	
国際熱帯木材機関(ITTO)	
3 拠出先の概要	
国際熱帯木材機関(ITTO)は、国際熱帯木材協定(ITTA)に基づき 1986 年に設立された、合法的で持続可能な熱帯木材の貿易及び熱帯林の持続可能な経営の促進を目的とした国際機関。加盟国は、75 か国及び EU(うち熱帯木材生産国 37 か国・熱帯木材消費国 39 か国。世界の熱帯林面積の8割以上、熱帯木材貿易の9割を占める)。日本は世界有数の熱帯木材輸入国(ITTO 設立当時は世界第1位)であり、持続可能な資源の活用及び管理等への貢献を示すために、熱帯林に特化した世界で唯一の国際機関である ITTO 本部を横浜市に誘致した経緯がある(本部は現在も横浜市に所在)。 熱帯林は、世界の森林の約 45%を占め、CO2の主要吸収源及び生物多様性の宝庫(注)として、効率的に気候変動対策と生物多様性保全を促進する観点等から、近年重要性を増している。ITTO は、持続可能な森林経営の推進のための基準・指標等の策定や、合法的かつ持続可能な木材サプライチェーンの構築等に向けた制度整備等の重要な取組を推進している。 (注):全世界の陸生種の3分の2以上が熱帯林に生息。	
4 (1)本件拠出の概要	
ITTO は、上記3の目的を達成するため、加盟国や民間企業、ファンド等からの拠出金等により、加盟生産国の提案に基づくプロジェクト及び ITTO 事務局の提案に基づく特定の課題(森林火災の予防・管理、熱帯林の生物多様性保全等)に対処する活動(政策提案やガイドライン作成等)として計画・実施する特別活動等の取組を実施。本件任意拠出金は、地球規模課題の解決に向けた国際協力の観点から、特に広域にわたる森林劣化が顕著とされている熱帯木材生産国の持続可能な森林経営の促進、持続可能かつ合法的な木材関連貿易の推進や違法伐採対策、森林減少対策、これらに関連する法制度設計・能力開発・地域住民の生活向上支援といった取組等に充てられている。 なお、ITTO に対しては、本件拠出以外にも、外務省が加盟国の義務である分担金(ITTO 事務局のコア予算に該当)を、また林野庁及び横浜市が事務局設置経費等を拠出している他、林野庁も任意拠出金を拠出している。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 30,418 千円	
令和6年度の日本全体としての拠出額は合計 364 百万円。その内訳は、外務省拠出 234 百万円、林野庁拠出 97 百万円、横浜市拠出 33 百万円。外務省拠出分のうち、任意拠出金は 140 百万円であり、そのうち 34 百万円が当初予算、106 百万円が補正予算によるものである。	

2024 年 12 月の理事会後に ITTO が取りまとめた各ドナーによるプレッジ・サマリーにおいて、2024 年全体の任意拠出金総額約 433 万米ドルのうち、日本の拠出は約 179 万米ドル(拠出率 41.35%)であり、全ドナー中第 1 位。 また、加盟国の義務である分担金については、日本からは外務省が拠出している。そのうち、スタッフアセスメント費約 32 百万円を除いた分担金は約 45 万米ドル(分担率 6.29%)。また、拠出額は加盟国中、中国に次ぐ第 2 位。
5 担当課室・関係する主な在外公館
国際協力局地球環境課・プロジェクト実施国の在外公館

評価基準 1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、令和 6 年度外務省政策評価体系上、「基本目標 VI 経済協力:政府開発援助(二国間)又は多国間の開発協力を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献し、これにより我が国の平和と安全の維持、一層の繁栄の実現といった国益を確保すること」、「施策 VI-2 地球規模の諸問題への取組」、「個別分野 2 環境問題を含む地球規模問題への取組」を達成するための達成手段の一つと位置づけている(令和 6 年度外務省政策評価書)。
1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
本件拠出により支援するプロジェクト及び活動は、上記 1-1 (1)における地球規模の諸問題である気候変動対策や生物多様性保全等への取組を盛り込んだ「ITTO 戦略的行動計画 2022～2026」も踏まえて形成されるものであり、1-1 (1)の目標達成へ直接貢献するものである。2022 年 8 月には、林外務大臣とサックル ITTO 事務局長との意見交換において、林外務大臣から、ITTO は日本が気候変動・生物多様性の損失に関する取組を行う上で重要なパートナーであるとの認識を表明した。 日本は ITTO のホスト国として、これらの地球規模課題への取組における ITTO の重要性について国際社会の関心を高めるべく取り組んできている。例えば 2023 年の G7 気候・エネルギー・環境大臣コミュニケにおいては、持続可能な森林経営と木材利用の促進のために、ITTO 等の関連国際機関と協働する旨の言及が含まれた。また、2024 年の G7 の首脳コミュニケ及び気候・エネルギー・環境大臣コミュニケにおいても、持続可能な森林経営や木材サプライチェーンを推進すること等へのコミットメントが示された。こうした中、本件拠出を通じ、日本が ITTO における具体的なプロジェクト及び活動に参画し、地球規模課題の解決に向けた取組事例の創出を率先して進めることは非常に重要である。 ITTO はより効果的に活動を行うため、関係する分野に取り組む他の機関等との協力強化も進めており、2024 年 12 月には(一財)リモート・センシング技術センターとの間で、また、2025 年 4 月には国連大学(UNU)との間でそれぞれ協力覚書(MoU)を締結した。国連気候変動枠組条約(UNFCCC)等との間でも MoU に係る協議を継続中である。 また、ITTO は、2024 年 11 月に開催された UNFCCC 第 29 回締約国会議(COP29)のサイドイベントや同 COP 期間中に設置された森林パビリオンの開会挨拶等において、熱帯林の気候変動対策における貢献等について発信するとともに、2025 年 5 月の国連森林フォーラム(UNFF)第 20 回会合においても、持続可能な熱帯林経営や木材貿易が SDGs の達成のために果たす役割等について発信するなど、環境・気候変動分野の国際的な議論の場におけるビジビリティの向上や、ITTO が取り組み日本としても重視している持続可能な森林経営と木材利用の重要性の発信等に積極的に取り組んでいる。 ITTO は、生物多様性の宝庫かつ気候変動による影響の緩和へ有効な熱帯林に特化した唯一の国際機関であり、その独特な生産国・消費国の対話構造を生かし、幅広いセクター及びステークホルダーにおいて関連の取組を促進できる点に優位性がある。
1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は、ITTO の最高意思決定機関である理事会(直近では 2024 年 12 月に横浜で開催)の運営を事前に調整するとともに政策的な助言等を行う非公式アドバイザリー・グループ(IAG: Informal Advisory Group)及び理事会期間中に運営調整を行うビューローのメンバーとなっている。いずれも8か国(理事会の議長、副議長、4つの委員会の長、生産国及び消費国のスポークスパーソン)及び事務局の構成で、理事会議長や理事会傘下の委員会の議長等が構成員であるが、日本はホスト国として常に参加している。また、日本は、ITTO の主要な課題の1つである新たな資金調達構造にかかるアドバイザリー・ボード(AB: Advisory Board)のメンバーでもある。

理事会の意思決定方式はコンセンサスが基本だが、投票による意思決定も可能とされている。木材消費国の票数は過去5年間の熱帯木材輸入量に比例して配分されることとなっており、消費国全票数 1,000 のうち、日本の票数は 113 票(中国、EU に次ぐ第3位、2025 年4月現在)であり、日本は ITTO の意思決定へ大きな影響力を有している。

さらに、日本は、任意拠出金の支援対象となるプロジェクト及び特別活動の案件選定を行う専門家パネルのメンバーでもあり、このことは、日本の意向を踏まえたプロジェクト等の採択及び実施に直接つながっている。

日本は、2024 年の任意拠出について最大のドナー国である。ITTO ではどの国が任意拠出を行ったかが理事会の場や ITTO のホームページ上において公開されるため、本拠出は受益国に対して日本からの支援であることが明確にアピールできる支援であり、特に全加盟国 76 か国・地域(EU 含む)の約半数である 37 か国の熱帯木材生産国(アフリカ 14 か国、アジア・大洋州 10 か国、中南米 13 か国)との関係では、良好な二国間関係の構築に貢献するとともに、日本が主導して熱帯林に関連する課題の解決に取り組んでいることを具体的に示すことができることから、1-1(1)の目標達成に寄与するものとなっている。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

2022 年7月、中川環境大臣政務官をサックル事務局長が表敬訪問し、日本のカーボン・ニュートラル達成に向けた ITTO の貢献等につき意見交換。

同年8月、林外務大臣をサックル事務局長が表敬し、林外務大臣から、ITTO は日本が気候変動・生物多様性の損失に関する取組を行う上で重要なパートナーであり、ホスト国としても ITTO を重要視している、熱帯林の合法かつ持続可能な森林経営及び木材利用等において連携していきたい等を発言。

同年 11 月、武井外務副大臣から、ITTO 理事会の冒頭挨拶において、ITTO が推進している持続可能な熱帯木材の取引・利用及び持続可能な熱帯林の経営は、気候変動対策や生物多様性の保全等の地球規模課題の解決にあたって重要である旨発言。

2023 年7月、赤堀地球規模課題審議官とサックル事務局長が面会し、他の国際機関との連携の強化等について意見交換。

2024 年6月、上川外務大臣から、第 213 回国会の参議院外交防衛委員会において、ホスト国として引き続き ITTO の活動を支援し、その活動が国際的に更に認識されるように努力していきたい旨等を発言(上田勇参議院議員からの、ITTO の重要性や、日本の今後の支援等への取組方針等について質疑を受けての答弁)。

2024 年 10 月、青山林野庁長官をサックル事務局長等が表敬訪問し、持続可能な木材利用や循環型経済の促進に向けた協力強化等について議論。

2024 年 12 月、滝波農林水産副大臣から、ITTO 理事会の開会式での挨拶において、熱帯林の持続可能な経営及び熱帯木材の合法的な活用に関して、ITTO が将来的にも一層重要な役割を果たしていくことが期待されていること等について発言。

2025 年3月、浅尾環境大臣をサックル事務局長が表敬訪問し、気候変動、生物多様性保全及び砂漠化対処等を含む共通の地球規模課題への対処のための協力可能性等について意見交換。

2025 年5月、中村地球規模課題審議官とサックル事務局長が面会し、ITTO と日本との協力関係を今後も継続していくこと等について意見交換。

上記のとおり、ITTO との間で、気候変動対策や生物多様性保全等といった日本の重要な政策課題に関し、閣僚レベルも含め意見交換等を行い、これらの政策課題における協力や連携を確認し、実行に移している。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

ITTO は、日本政府以外の日本関係者との間で、以下等の取組を実施した。

- ・JICA 理事長をサックル事務局長等が表敬訪問し、両者の協力覚書(MoC)に基づく協力強化等について意見交換(2024 年5月)。
- ・創価学会会長とサックル事務局長等が面談し、アフリカにおけるプロジェクト実施に関する協力覚書を締結(2024 年5月)。
- ・「グローバル・フェスタ 2024」(於:新宿。日本における最大級の国際協力関連イベント)において、熱帯林が SDGs 達成に果たす役割や、ITTO の地球規模課題解決に向けた取組等について展示・説明(2024 年9月)。
- ・日本の森林総合研究所との COP29 におけるサイドイベント(気候変動の緩和・適応に対する熱帯林の貢献等に関するディスカッション)の共催(2024 年11月)。
- ・横浜市(みどり環境局及び緑の協会)との間で、「熱帯林、生物多様性の保全・持続可能な利用に係る普及啓発に関する協定」を締結(2024 年11月)。また、横浜市との協力による、日本文化の紹介イベント(折り紙ワークショップ及びジャズ人形劇)を実施(2024 年12月)。
- ・日本の民間企業等とのネットワーキングイベントを主催し、複数の日本企業及び JICA 等と共に、森林・炭素関連プロジェクトにおける良好なパートナーシップの築き方等に関するプレゼンテーション及びパネルディスカッション等を実施(2025 年2月)。
- ・横浜市国際局長等が ITTO を訪問し、2027 年国際園芸博覧会(GREEN×EXPO2027)や、今後の横浜市における ITTO 理事会の開催に向けた協力関係の強化等について意見交換(2025 年4月)。

また、ITTO は、各国の拠出金を活用して生産国の森林認証取得、木材トレーサビリティ構築等を支援しており、日本の輸入事業者等の合法性確認の負担を軽減している。こうした活動は日本企業の利益に繋がるとともに、世界的な木材・木材製品の安定的かつ持続可能なサプライチェーンの構築を通じて企業活動にも貢献しており、木材関連企業や商社等が近年重視している合法的なサプライチェーンマネジメント等の取組にも有用である。また、国内外のアクターの持続可能な森林管理・木材利用に向けた行動を促進し、1-1(1)に記載の基本目標等にも寄与している。

ITTO が隔週に日本語で発行する、熱帯木材の価格、市場・貿易動向、規制やガバナンス等に関する専門的情報に関するレポート(ITTO 市場情報サービス(MIS):1998 年から発行。登録者数は約2万人。400 種類以上の木材・木材製品をカバー)や、機関誌 Tropical Forest Update(世界の熱帯林・熱帯木材に関する最新情報を年4回発行。近年の年間発行部数は平均約 14,000 部)等の情報は、日本企業の ESG 基準の準拠の確認等において関連情報として重宝されており、コンサルティング会社等から ITTO のレポート内容の引用許可に関する照会等も届いている。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

本件拠出による、熱帯木材生産国におけるプロジェクト等の実施に当たっては、関係在外公館とも協力のうえで、定期的に開催されるプロジェクト運営委員会(一例として、2024 年7月及び 2025 年3月にタイ、2024 年10月にマレーシアで開催)への出席等を通じた進捗フォローや実施促進の働きかけ、日本の協力に係るビジビリティ強化等に取り組んでおり、その結果、拠出先国による日章旗マークの掲示やプロジェクト広報の積極的な実施等にもつながっている。

また、プロジェクト実施国政府ハイレベルと日本側関係者との接触の機会がある際には、ITTO プロジェクトを通じた日本の貢献について、日本側から積極的に言及し、相手国側の認識向上に努めており、実施国政府や現地関係機関等から謝意が度々表明されている。

さらに、ITTO の設立根拠を定める現行の協定である「2006 年の国際熱帯木材協定 (ITTA2006)」の有効期間が 2029 年 12 月までとなる中、日本は、今後の ITTO の活動を日本にとり一層望ましく国際社会において意義のあるものとしていくべく、新たな協定の策定について主体的に議論・検討を進める準備作業部会 (PWG) に一貫して参加している。2024 年 12 月の理事会で採択された新協定策定に係る決定は、日本が提案した内容がベースになっている。 なお、ITTO の最新の中長期戦略「戦略的行動計画 2022-2026」は、日本がリードして作成した原案に基づき策定されたものである。同行動計画では、1-1(1)で述べた日本の外交政策にも資するものとして、「持続可能かつ合法的に伐採された森林由来の熱帯木材の国際貿易の拡大と多様化及び持続可能な熱帯林管理に関する議論・協議、国際協力、政策開発を促進すること」がミッション・ステートメント(行動指針)とされている。
1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件提出の貢献度に係る総括 本件提出は、熱帯林に特化した唯一の国際機関である ITTO が、熱帯木材生産国等において、持続可能な森林・生物多様性の保全・利用や、合法的な木材サプライチェーン構築の推進・強化等を行うことで、熱帯林の持続可能な経営及び合法的で持続可能な熱帯木材の貿易の促進を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である「環境問題を含む地球規模問題への取組」に貢献することを目標としている。 ITTO は、基準2のとおり、プロジェクトを実施する熱帯林木材生産国に対し、それぞれ森林経営計画の実行や森林モニタリング等に関する能力向上、木材トレーサビリティシステムの普及、森林の保全・回復の推進等といった効果を上げている。2024 年 12 月の ITTO 理事会においては、プロジェクトへの提出先国(コスタリカ、ペルー、インドネシア等)に加え、ニュージーランド(理事会議長)、EU、米国等からも、ITTO への支援に対する日本への謝意が述べられた。 また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。 基準4については 4-1 のとおりの状況である。 以上から、本件提出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等提出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア提出分のみ】提出先の戦略目標
2-1 (2) 【コア提出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための提出先の取組及びその成果
2-2 【ノンコア提出分のみ】ノンコア提出による実施事業の目標、取組及びその成果 評価対象期間内に完了した事業は2件、同期間内に実施中(又は今後実施予定)の事業は 15 件。主な案件は以下のとおり。完了した事業についてはいずれも当初の目標を達成しており、実施中の事業についても目標達成に向け着実な進捗が見られる。 【完了した事業】 ○カンボジア (Kratie 県及び Mondulkiri 県におけるコミュニティ森林プログラムの効率的実行のための地域住民と森林行政の能力向上) (目標) 森林経営の計画作成及び実行に関する地域住民及び森林行政の能力向上ならびに森林行政のモニタリング・報告能力の向上を図る。 (取組・成果)

以下の活動等を通じて上記目標を達成(達成率 100%)。

- ・コミュニティ森林経営及び開発計画策定のためのガイドラインの改訂と関係機関等への配布(500 部)
- ・コミュニティ森林経営・開発計画の文書作成に係る研修
- ・コミュニティ森林内のパトロール標準手続に関する研修(50 名以上の行政官、警察、地域住民が参加)の実施及び標準手続規定(250 部)の関係機関への配布
- ・衛星イメージをベースにした森林率アセスメント及び森林インベントリの実施(研修に 107 名が参加)
- ・コミュニティ森林におけるモニタリング・報告フォーマットの開発
- ・コミュニティ森林におけるアグロフォレストリー(竹、チーク、キャッサバ等)の実施(研修に 102 名が参加)

○タイ(国境地帯の紛争激化に伴う森林消失及び土地劣化の急増への対処に向けた監視・モニタリング強化)

(目標)国境付近での戦闘激化によるミャンマーからの避難民流入の急増を原因とする、違法採取による森林減少に伴うローカル・コミュニティの生活基盤の喪失等への対策を強化する。

(取組・成果)

以下の活動等を通じて上記目標を達成(達成率 100%)。

- ・地理情報システム(GIS)を活用した森林消失危険地域の特定及び、ドローンによる同地域のモニタリング
- ・5つの対象コミュニティにおける、SMART パトロール技術及び監視カメラ・NCAP 技術による違法行為の報告システムやモニタリングシステムの開発及び実践(技術導入後、多くの違法木材採取等にかかる押収や違法行為者の逮捕につながった)。
- ・ドローン、SMART、NCAP の技術に関する地方政府、コミュニティ及び若者の能力開発(5日間の研修に、計 37 名が参加)
- ・住民及びミャンマー避難民に対する竹や熱帯林以外の木材の商用化や手工芸品の作成に関する訓練の実施(29 名が参加)
- ・プロジェクト成果の他のコミュニティへの普及

【実施中の事業】(達成率は 2025 年4月時点の情報を記載)

○パナマ(森林の監視能力強化とトレーサビリティシステムの拡張)

(目標)違法伐採・貿易を削減するためパナマ環境省の森林管理能力強化に取り組むとともに、ITTO の支援により開発したトレーサビリティシステムのパナマ全土への普及を図る。

(取組・成果)

以下の活動等を実施し、上記目標をほぼ達成(達成率約 85%)。

- ・合法木材に関する連携強化のため、林業会社への訪問調査、既存データ分析
- ・簡素化した森林経営計画の新システムに関する地方での研修
- ・トレーサビリティの主要関係者への戦略的なコミュニケーションの検討
- ・森林総合研究所の研究者による木材トレーサビリティのための安定同位体技術に関する試料採取等の現地調査
- ・国家森林登録簿の国内外企業一覧の更新作業
- ・トレーサビリティシステム等に関する、パナマ全土の環境省の技術者を対象とした包括的な研修
- ・合法木材ネットワーク・ウェブサイトを開設・運営

○コロンビア(ブエナベンチュラ市バホ カリマ地域評議会のアフリカ系集団コミュニティにおける天然二次林の試行的な持続可能な経営システム構築)

(目標)持続可能な森林経営の手法に基づき、森林生態系の管理・保全・回復プログラム等を推進する。

(取組・成果)

以下の活動等を実施し、上記目標をほぼ達成(達成率約 80%)。

- ・対象コミュニティの選定及び、環境に適した植物の育成と管理を通じた、パイロット地域における天然二次林の農業森林システムの改善、教職員・地域指導者及び農民を対象としたセミナーやワークショップによる、コミュニティ開発、管理及び天然資源の保全と利用に関する能力開発の実施
- ・試行的なフィールドを選定し、研究者や学生によるリサーチベースの開発・行動プログラムの実施及び当該プログラムの成果のコミュニティへの普及

○フィジー(レワ デルタ地帯における沿岸コミュニティと女性のエンパワメントを通じたサイクロンの影響を受けた脆弱なマングローブ林のコミュニティベースの再生)

(目標)沿岸地域のコミュニティ及び女性のエンパワメントを通じた、コミュニティベースのマングローブ林再生を促進させる。

(取組・成果)

以下の活動等を実施し、上記目標をほぼ達成(達成率約 80%)。

- ・マングローブ林の苗木生産活動、地域災害行動計画の策定及び災害リスク管理や代替生計手段に関する研修・ワークショップの開催(2日間の研修に、約 80 名が参加)
- ・聞き取り調査等による既存の代替生計手段の効率・生産性に関する参加型進捗評価
- ・ジュエリーや織物等の芸術品製作のための技術研修(5日間の研修に、約 60 名の女性が参加)を通じた、女性エンパワメント・プログラムの認証獲得及び事業開発に向けたフィジー開発銀行からの融資獲得(プログラムを通じた事業実施者の 85%が、製作品の市場プラットフォームへ登録)

○マレーシア(サラワク州における森林経営及び森林景観再生におけるコミュニティのエンパワメント)

(目標)コミュニティベースでの森林管理体制の構築や森林景観の回復を促進する。

(取組・成果)

以下の活動等を実施し、上記目標をほぼ達成(達成率約 85%)。

- ・実施機関の能力強化のための調整チーム結成
- ・持続可能な森林経営の概念等に関する地域コミュニティへの啓発活動
- ・地域コミュニティのインフラ施設改善に関する緊急的な要望把握調査
- ・コミュニティを対象とした、地域密着型のエコツーリズムの研修(39 名が参加)や、電気配線・木工大工・家具に関する能力開発(25 名が参加)
- ・森林景観再生に関する大型会議の開催(約 300 名が参加)

また、2025 年3月には、外務省令和6年度当初予算から ITTO の5件の事業活動(統計能力開発ワークショップ、ITTO フェローシップ(奨学金)、ウェブサイトや広報資料の日本語への翻訳、ITTO-CBD 共同イニシアティブの実施支援、コスタリカの持続可能な森林経営を通じたバリューチェーン強化案件)へ拠出した。うち日本語への翻訳については、ITTO のホームページ上に 2024 年6月～2025 年4月の間に掲載された約 85 件のニュース、同期間に発行された熱帯木材市場レポート及び熱帯林ニュースレター(Tropical Forest Update)の全ての日本語訳を掲載済みである。また、熱帯木材をめぐる国際情勢や貿易に係る最新の情報についてまとめている ITTO の年次レポートの日本語版も作成中である。なお、2023 年の年次レポートは 2024 年内に発行済み。

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024年6月(日本の2023年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025年6月(日本の2024年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
本件任意拠出金はプロジェクト等の実施に充当される。ITTO は、資金の支出状況について、年に1回以上の定期報告を行っているほか、ドナーからの求めに応じ随時報告を行っており、一定以上の金額・実施期間のプロジェクトについては、プロジェクト毎に監査を受けることとなっており、日本が拠出した案件について問題があったとの報告はない。 また、ITTO 全体として、基本的に年に1度、毎年6月までに、前年度の決算報告書(ITTO が作成)及び独立監査機関による監査報告書が事務局から加盟国に対し提出されることとなっている。最新の決算報告書及び監査報告書(2023 会計年度分)は、2024 年6月に ITTO 加盟国に対し提出された後、同年 12 月の理事会にて承認された。 決算報告書において、2023 年度の特別勘定(主に加盟国からの任意拠出金により充当)について、収入総額は約 530 万米ドル、支出総額は約 470 万米ドル(残高は約 60 万米ドル)と報告されている。また、2023 年度の運営勘定(主に加盟国の分担金により充当)について、収入総額は、約 790 万米ドル(うち分担金は約 720 万米ドル)、支出総額は約 700 万米ドル(残高は約 90 万米ドル)であったことが報告されるとともに、2023 年の理事会決定を踏まえ、運営勘定の改善(分担金滞納の解消促進)に向けた4年間の試行が実施されていることが報告されている。 同決算報告書の総括において、ITTO は、過去の理事会で採択され、またその後改正された財政規則・手続及び監査枠組に基づいて、透明性のある効率的な資金管理とその報告にコミットしており、これは ITTO の資金管理及び内部統制の改善につながっていると報告されている。 外部監査報告書(独立監査機関(世界4大監査法人の1つである Ernst & Young)が作成)において、国際公会計基準(IPSAS)に基づき、資料提出及び決算報告が適切に実施されている旨が確認されており、指摘事項は特段ない。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
ITTO は、2015 年に判明した、当時の事務局長らの不適切な投資により発生した資金損失問題を経て、2017 年以降、内部規則や財政規則の改正等を通じた、抜本的なガバナンス・監査・組織改革を行い、世界4大監査法人である Ernst & Young の新たな監査体制の下、内部統制レビュー等を受け、7年連続で特段の指摘事項なしとの査定結果を得ている。なお、ITTO は日本で初めて IPSAS(国際公会計基準)を導入した団体であり、同監査法人からも IPSAS 導入の成功例として紹介されている。また、財政運営・報告に関しては、近年、加盟国からも良い評価を受けているところである。 改革はその後継続的に行われており、ITTO は 2019 年及び 2022 年に監査体制改善及び組織の安定的な資金運営のために財政規則を改定したほか、2021 年には事業実施地域で必ずしも信頼性の高くない監査法人を選ばざるを得ない場合にも適切な監査が実現されるよう、国際基準に適合する形で詳細な報告を求める新しい監査枠組を開始しており、この枠組に基づくプロジェクトの会計報告を含めた ITTO 全体の決算報告書(2024 年6月報告)は、監査においても適切との評価を受けた。 更に、2023 年 11 月の理事会では、2003 年の第 35 回理事会で採択されたプロジェクト監査枠組をレビューし、実施機関や監査法人の助言に基づいて改訂した。新たな枠組では主に財務報告のフォーマットが変更になり、国際会計	

基準 (IPSAS) に従って報告事項が追加され、キャッシュフロー報告書に統一された。監査法人の TOR もこれに伴い変更された。

2024 年3月、ITTO は緑の気候基金 (GCF) の認証機関として認められた。これは ITTO が GCF のプロジェクトマネジメントの受託基準を完全に満たすことを意味しており、これにより、ITTO が認証機関として、ITTO 加盟国における GCF の支援対象となり得る優先課題に取り組むためのプロポーザルの作成や、GCF からの承認を受けたプロジェクトの監督・管理を通じて、自身の資金源を多角化させ、その活動による波及効果を拡大させていくこと等が期待できる。

3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 (国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む) の概要・対応ぶり。

2015 年に判明した 2012 年～2014 年の不適切投資問題発生後は該当事例なし。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況 (専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減 (日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数 (日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
1	1	1	1	1	1	10

備考

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
0	0	0	0	0	0	4

備考

4-1(3) 上記 4-1(1) 及び 4-1(2) の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況 (ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)

- ・事務局の幹部人事は、生産国出身者と消費国出身者の地域バランス等も考慮の上決定される。
- ・事務局長ポスト (ASG 相当) については、生産国出身者と消費国出身者がローテーションで就任する原則があり、2025 年4月現在は生産国 (マレーシア) 出身者が事務局長を務めている (任期: 2022 年2月～2028 年1月)。
- ・3つの次長ポスト (D1 相当) のうち、森林経営部次長ポストについては、2021年3月まで10年近くにわたって日本人が務めていたが、その後幹部ポストに日本人はいない。日本政府としては、引き続き幹部を含む日本人職員の ITTO におけるポスト獲得に向け外務省及び林野庁の幹部からの働きかけを行う等、努力を継続している。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合 (「N/A」とする場合)、評価対象としない (「N/A」とする) 合理的理由

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B+	a	b	b	b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国連環境計画 (UNEP) 拠出金	
2 拠出先の名称	
国連環境計画 (UNEP)	
3 拠出先の概要	
UNEP は 1972 年6月の国連人間環境会議で採択された「人間環境宣言」及び「環境国際行動計画」を実施に移すための機関として、同年の国連総会決議(決議 2997(XXVII))に基づき設立。本部所在地はナイロビ(ケニア)。地域事務所はバンコク、ジュネーブ、パナマシティ、ワシントン D.C.、バーレーン。最高意思決定機関は国連環境総会 (UNEA)。加盟国数は 193(国連加盟国数)。 UNEP は国連において環境分野を唯一専門的に扱う政策立案・総合調整機関であり、主な事業として国際協力を促進するための課題設定及び政策提言、国連システム内の政策調整を実現するための一般的政策指針の提示及び政策実施報告の査収、科学・学術専門機関に対する知見と情報の提供の促進、途上国等における国内外の環境政策が及ぼす影響のレビュー等を行っている。昨今、環境分野への取組が様々な機関で取り扱われており、国連機関間の相互補完及び重複の回避については UNEP による調整で解決に至る例が少なくない。	
4 (1) 本件拠出の概要	
本件拠出は、UNEP の事務局運営や主要な活動に使用される環境基金への拠出。これにより UNEP 事務局の適切な運営が図られ、環境系条約や他の国際機関と連携しつつ、国際社会の地球環境問題対策への取組が促進される。(UNEP には他に加盟国による分担金や義務的拠出金はなく、この拠出金を実質的なコア予算拠出である。)	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 37,822 千円 2024(令和6)年度の日本の環境基金(コア予算)の拠出順位は 14 位(環境省からの拠出金(143,031 千円)も含む)。なお、令和5年度は 15 位、令和4年度は 14 位、令和3年度は 16 位、令和2年度は 14 位、令和元年度は 12 位であった。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局地球環境課、在ナイロビ国際機関日本政府代表部、在タイ日本国大使館、国際連合日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 VI 経済協力：政府開発援助（二国間）又は多国間の開発協力を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献し、これにより我が国の平和と安全の維持、一層の繁栄の実現といった国益を確保すること」、「施策 VI-2 地球規模の諸問題への取組（施策レベル）」、「個別分野 2：環境問題を含む地球規模問題への取組」を達成するための達成手段の一つと位置づけられている。（[令和6年度外務省政策評価書](#)）

1-1（2）上記 1-1（1）の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性（その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。）

地球環境問題は日本のみでは解決し得ない課題であり、同問題への有効な施策の立案には中立公正な国際機関による取組が有効である。1972 年設立の UNEP においては当初 58 か国からなる執行理事会が意思決定を行っていたが、地球環境問題の国際的重要性の高まりにより 2013 年以降、国連全 193 加盟国を構成国とする国連環境総会（UNEA）が意思決定を行っている。UNEP は国連で唯一の環境分野を扱う普遍的構成の国際機関であり、上記 1-1（1）にいう日本主導による地球環境問題の解決に向けた取組の促進のため、国際的な影響力の観点及び他国の協力の取り付け等の観点で他の国際機関では代替不可能な機能を担っている。また UNEP には義務的拠出金・分担金がなく、本件環境基金への拠出が実質的にコア拠出にあたるため、UNEP の活動全般に対する主たる拠出として、本件拠出は上記を推進する日本の地球環境への外交政策目標に貢献する上で非常に有用である。

また UNEP は多数国間環境条約等の国際的な枠組みの策定過程で重要な役割を果たしてきている（例えば水銀に関する水俣条約の策定プロセス等）。最近では、特にプラスチック汚染対策について、日本として 2019 年の G20 大阪サミットにおいて「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」（2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的汚染をゼロまで削減することを目指すもの、2025 年4月現在 80 か国以上が共有）を提唱するなど従来から国際的な議論を主導してきたが、2022 年3月の第5回国連環境総会において、プラスチック汚染対策にかかる条約交渉の開始が決定され、同年 11 月から 2024 年 12 月までに計5回の政府間交渉委員会（INC）が開催された。同交渉委員会は UNEP が事務局を務め、交渉参加国に対して専門的・技術的観点から情報提供を行い、条約文書の策定作業を継続して行っている。なお、本件交渉の最終会合となる予定である第5回会合の再開会合（INC5.2）は、2025 年8月に開催される。

日本政府は、海洋プラスチックごみ問題の解決のためには可能な限り多くのプラスチックごみ排出国・消費国が参加する実効的かつ進歩的な枠組みにするよう同条約交渉を主導し、ルール作りを後押ししていく必要があるところ、本件拠出を通じて同条約交渉の事務局を務める UNEP の強化等を図ることは、上記 1-1（1）の目標実現の観点でも重要かつ不可欠である。

また海洋プラスチックごみ問題では、日本が提唱し主導している大阪ブルー・オーシャン・ビジョン及びその下での「マリーン・イニシアティブ」（①廃棄物管理、②海洋ごみの回収、③イノベーション及び④能力強化に焦点を当てた途上国支援）を進める上でも、UNEP は事業実施主体等として必要不可欠な役割を担っており、UNEP が発行した「大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの下で 2050 年までに追加汚染をなくすためのオプション」と題した報告書の中で同ビジョンの達成手法を示す等、日本の目標実現にも貢献している。また、同分野における UNEP の活動は、大阪にある廃棄物管理に関する唯一の国際機関である国際環境技術センター（IETC）による活動とも相互補完的に推進が可能であり、また、日本からの二国間協力とも連携しつつ、本分野の対策を効率的に実施していくことが可能である。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

UNEP の枠組みでは、最高意思決定機関である UNEA が原則2年ごとに開催されており、日本から閣僚級を含む政府代表団が参加し、閣僚級がスピーチ等を行うほか、UNEA で採択される各決議案についても、日本は主要国として各種意思決定に積極的に関与している。また、意思決定される事項の事前調整等を担う常駐代表委員会（CPR）及びその関連会合等が UNEP 本部が所在するナイロビにおいて行われる際には、駐ケニア大使が日本の常駐代表として出席し、意思決定に関与している。2024 年6月から 2025 年5月まで、CPR は計4回、その下部機関である CPR 小委

員会は計 22 回開催された。なお、2025 年1月から在ナイロビ国際機関日本政府代表部が新設されたところであり、我が国としてナイロビで行われる UNEP の議論には今後一層体制を強化して関与していく方針である。

次回 UNEA7は 2025 年 12 月開催予定だが、前回 UNEA6(2024 年2月 26 日～3月 1 日)では、滝沢環境副大臣及び岡庭駐ケニア大使が日本側代表団の首席代表を務め、閣僚級会合では、各国代表等によるステートメントにおいて、滝沢副大臣が、気候変動、生物多様性の損失、汚染という3つの世界的な危機を克服するため、シナジーの重要性に関する国際的な共通認識の醸成、シナジーの実現方策を示したガイダンス作成、シナジーを高める国内施策の実施を主張した。また、日本は、「シナジー・協力・連携の国際環境条約及び他の関連環境文書の国内実施における促進に関する決議(シナジー決議案)」をフィジー、カナダ、チリ、スイス、ノルウェー及びペルーと共同で提案し、存在感を示すことができた。

プラスチック汚染対策の条約交渉(2022 年～継続中)では、小野環境省参与(就任時は同省地球環境審議官)が同委員会の議長を支えるアジア太平洋地域代表としてビューローに参加するとともに、同地域会合のリードや同地域内での各国との調整など積極的に関与を行っている。

また、日本政府と UNEP との間では定期的に政策対話が実施されている(2023-24 年度は実施はなかったものの、2023 年 11 月に岡庭駐ケニア大使及び赤堀地球規模課題審議官とインガー・アンダーセン UNEP 事務局長との間で意見交換等を実施)。2024 年 12 月 18 日には松浦駐ケニア大使がアンダーセン事務局長を表敬し、両者は引き続き日本と UNEP が連携していくことを確認した。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

2022 年6月、リスボン(ポルトガル)で開催された第2回国連海洋会議に際して、三宅外務大臣政務官はガードナー UNEP 生態系部長と会談し、日本と UNEP の間で、プラスチック汚染対策を含む双方の共通の懸案事項について協力していくことを確認した。

2022 年 10 月、アンダーセン事務局長は UNEP 設立 50 周年及び IETC の設立 30 周年に際し訪日し、林外務大臣を表敬訪問した。林外務大臣から、UNEP が地球環境問題を専門的に扱う唯一の国連機関として、気候変動、生物多様性の損失及び化学物質・汚染という3つの危機を中心に幅広く取り組んできたことへの評価を述べ、プラスチック汚染条約交渉について、日本と UNEP は環境問題の解決のための重要なパートナーであり、UNEP 及び IETC と連携することを両者間で確認し、これに対し UNEP 側からは更に協力を強化していきたい旨発言があった。

UNEP 事務局長等の幹部の往来の機会を捉えて協議を実施する等、UNEP の運営をめぐるは、UNEP 側と緊密に連携している。こうした政策対話等は、国際社会による地球環境問題への取組に関する日本政府と UNEP 側との間での情報交換に資するとともに、日本の環境分野における外交政策と環境関連技術を国際的に発信・展開するためにも有益なものとなっている。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

UNEP は日本の企業、大学・研究機関、財団法人等と幅広く協力し、日本・UNEP が共に裨益する取組を実施。

- 地球環境戦略研究機関(IGES)との間で、気候変動や大気汚染、化学物質やプラスチック汚染を含む廃棄物管理、持続可能な消費と生産、生物多様性、環境ガバナンス、環境アセスメント、SDGs 等の切り口で、フォーラムやトレーニング等の協働開催を含む様々な協力を行うとともに、IGES の研究成果の発信を含め、IGES にも裨益する取組を実施。
- UNEP が実施するアジア太平洋地域大気環境改善に関するパートナーシップ(APCAP)と東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)事務局は 2025 年3月に横浜にて、環境省、国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)と共に合同フォーラムを開催した。会議には、IGES や九州大学、国立環境研究所、総合地球環境学研究所等、日本の学術研究機関や JICA の専門家、及び東南アジアやインド、アフリカ地域における大気汚染関連

の活動への投資を行う日本に拠点を持つ企業等も参加し、IGES が作成に関わった ASEAN における大気汚染や気候変動に関する対策についての報告書も発表されるなどして、大気環境改善に向けた知見や技術の共有に貢献した。EANET では新潟市のアジア大気汚染研究センターと中国にある大学との共同で、東アジアにおける大気汚染に関するフェローシッププログラムを実施しており、新潟市のアジア大気汚染研究センターと共同で、大気汚染に関する周知活動を目的としたイベントも開催している。

- UNEP は、2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現のため、2019 年以降、プラスチック廃棄物排出量の多いメコン川流域国を中心にプラスチック汚染管理(プラごみモニタリング及びアセスメント、管理対応策)のための能力開発及び強化のための支援を実施している。また、2024 年からは、支援対象を太平洋小島嶼開発途上国にも拡大し、実施している。支援の一環で、2024 年9月には、在大阪の公益財団法人地球環境センター(GEC)と協力して、アジア4か国及び太平洋島嶼国 12 か国のプラスチック汚染対策に係る政府担当者 27 名を大阪に招聘し、5日間の研修「Japan Study Programme ([Japan Study Programme on Transformation towards a Circular Economy for Plastics](#))」を開催し、日本におけるプラスチック関連政策、リサイクル関連技術、代替素材、セクターごとの企業の取組、地方自治体の取組、研究等に関する知見及び知識の共有、現地視察(PET リサイクル施設、食品容器包装プラスチックトレーリサイクル工場)を実施した。環境省、経済産業省及び大阪市の本分野担当者による政策講義のほか、経団連、プラスチックに関する大手日本企業(食品、飲料、消費財、家電、小売、素材等)担当者による企業の取組についての講義を展開し、本分野における日本の豊富な知見や経験、技術及び先進的取組について共有、議論を実施した。また、プラスチック対策に対して先進的な取組を自治体レベルで実践する京都府亀岡市を訪問し、同市の取組について視察するとともに亀岡市長から説明を受けた。
- また、2025 年2月にフィジーにて開催した、太平洋島嶼国を対象とした「プラスチック汚染に関する能力開発ワークショップ([National Capacity Building for Plastic Pollution in the Pacific Island Countries](#))」では、太平洋島嶼国 10 か国から 16 名の政府関係者が参加し、環境省担当者による政策的な集中講義のほか、以下で詳述する日本の研究機関による講義も実施した。なお、開会式では、Moses Bulitavu フィジー環境・気候変動大臣及び道井駐フィジー日本国大使からの開会挨拶も行われ、同ワークショップについては地元メディアで大きく取り上げられた。
- 直近の補正予算を活用したアジア大洋州小島嶼開発途上国プラスチック汚染管理プロジェクトでは、前述の IGES 及び GEC のほか、在インドネシアの東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)及び ERIA の下に設立された海洋プラスチックごみに関する地域ナレッジセンター(RKC-MPD: Regional Knowledge Centre for Marine Plastic Debris, RKC-MPD)、在京都の総合地球環境学研究所(RIHN)及び在タイで日本政府が設立を支援したアジア工科大学(AIT)等、日本の研究機関とも密に連携し、幅広い活動を展開し、今後も協力を継続することとしている。
- さらに、現在進行中のプラスチックに係る条約の策定のための INC へ参加するアジア大洋州地域の加盟国への能力支援及び知識共有も実施しており、前述の日本関係研究機関のほか、同分野における日本の研究者の参加も得て専門知識の共有を行った。2024 年3月、同地域のマルチステークホルダーの関与を得て開催した会議では、日本政府の取組のほか、先進的な技術及びビジネスモデルを展開する複数の日本企業の登壇を得て取組を紹介し、議論した。さらに、今後、プラスチック汚染に対応するための先進的技術・サービスを展開する複数の日本企業の参画を得て、特に、太平洋小島嶼開発途上国のプラスチック汚染への対応を強力に実施していくことを計画している。

1-5 本件提出に係る日本側の取組等

本件提出が有効に活用されることを確保すべく、ナイロビにおけるUNEP常駐代表委員会(CPR)及び小委員会会合の機会などを活用して、日本の考え方を表明し、事務局による対応を働きかけている。本件評価対象期間中には、UNEP事務局の今後の予算に関する議論において、近年の各国提出実績等も踏まえた上で、予算案の根拠の明確化や、各国への提出呼び掛けの必要性などを指摘した。

UNEP側からは、日・UNEP間での意見交換の機会に、本件提出への明示的な言及を含め、日本の各種貢献に対する謝意が累次にわたり表されている。

UNEA5.2の決定を受けたプラスチック汚染対策に関する条約交渉のためのINCにおいても、議論を主導すべく、前述のアジア太平洋地域グループの理事の我が国からの輩出を含め、日本の政策反映のため、これまで5回の交渉に積極的に参加している。また、日本の外交・環境政策が好事例として世界的に取り上げられるよう働きかけも行っている。

UNEPは、環境課題を特定し問題解決のための国際協力を促進する観点から、海洋プラスチック汚染対策に関連して、自らが有する専門的知見及び政策調整機能を活用して海洋プラスチックごみに関する報告書を作成し、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの達成のための政策オプションを示す等、日本の重要外交政策に実質的に貢献している。上記1-1(2)のとおり、日本はプラスチック汚染対策に関する条約交渉のための政府間交渉委員会(INC)で主導的な役割を果たしている。本条約交渉は国際的にも大きく注目されており、その中で主要なアクターとしての日本の立場を知らしめる上で本条約交渉の場は最適かつ大きな効果があった。

また、海洋プラスチック汚染、紛争からの環境復興対策等の1か国だけでは解決できない環境問題について、コア予算を通じた活動に加えて、ノンコア拠出を活用したUNEPを通じた支援(2025年度に実施中である、「生活と健康の危機からの回復のためのプラスチック汚染の削減と管理(タイ及びフィジー)」「水及び衛生危機への対応のための、ナイジェリアと南スーダンにおける線形プラスチック経済及び汚染の悪影響対処」、多国間の取組を支援する『「プラスチック汚染を終わらせる: 海洋環境を含む国際的な法的拘束力のある文書に向けて」と題された国連環境総会決議5/14の実施」、ウクライナにおける「有害廃棄物管理の能力強化 - グリーンリカバリーに向けた具体的な取組の促進」等)を行うことで、多国間の活動への貢献や地域一帯の活動を行うことが可能となるといった補完的メリットが存在する。

更に上記1-4のとおり、UNEPは、日本の企業、大学・研究機関、財団法人等と幅広く互恵的協力関係を構築しており、日本でも幅広い主体と地球規模課題の解決に向けた取組を推進していると評価できる。また、UNEPとの間では、1-3のとおり、日本政府とUNEPとの間で、双方の幹部の往来の機会を捉えて協議を実施する等協力関係を進展させてきている。また、下記4のとおり、日本政府と環境分野の国際機関との協力関係の促進及び日本人の国際機関での活躍を目的として、外務省及び在ナイロビ国際機関日本政府代表部での任期付職員の雇用を継続し、国際機関を通じた地球環境分野における外交の推進に向けた取組を更に進めた。

以上を総合的に勘案すれば、本件提出は、本件評価期間において、UNEP という国連で唯一の環境分野を専門的に扱う国際機関への提出であることに伴う代替不可能性があるものであり、また、IETC への提出等(2024 年度補正予算で「廃棄物から富へ: パキスタンの循環型経済に向けた中小企業主導のプラスチックリサイクル」「電子機器分野における『循環型経済の強化: 地域シナジーのための戦略的パートナーシップと技術革新の促進』を実施中)、他の達成手段との間で相互補完的かつ効率的に取組が進められ、1-1(1)にいう、日本主導による地球環境問題の解決に向けた取組の促進に大きく貢献したと評価することができる。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件提出の貢献度に係る総括

国連環境計画(UNEP)提出金は、UNEP が UNEP の事務局運営や主要な活動を実施することで地球が直面する三大危機(気候変動・生物多様性の損失・汚染)への対応を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である環境問題を含む地球規模問題への取組に貢献することを目標としている。

UNEP は、基準2においては、2-1 のとおりの効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件提出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献をした。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

UNEP の活動は、中期戦略と作業計画に沿って実施される。

中期戦略(2022-2025 年)では 2050 年に向けて地球の持続可能性を達成することを目指し、地球の直面する三大危機である気候変動、生物多様性の損失、環境汚染の解決に向けた取組を主な柱として掲げている。重点分野として3つのテーマに焦点を当てたプログラム(①気候変動、②自然、③化学物質と環境汚染)、2つの基礎となるプログラム(①科学と政策、②環境ガバナンス)、2つの可能にする(enabling)プログラム(①金融と経済の変革、②デジタル変革)の7分野が存在。日本が主導する海洋プラスチック対策についても、同中期戦略ではこれまで以上に努力していくことが掲げられているほか、環境問題の解決には環境分野以外の経済、ファイナンス、農業、健康等との連携が不可欠との認識から他のセクターとの連携に着目した活動にも焦点が当てられている。

作業計画(2022-2025 年)(* 2022 年の第5回国連環境総会再開セッション(UNEA5.2)にて、作業計画 2022-2023 を2年間延長することが決定されたもの)では各分野にて事業目標及び期待される成果、パフォーマンスの評価指標及び目標値、関連する SDGs の指標が定められており、達成状況をプログラムパフォーマンス報告書、及び四半期毎の報告書として定期的にまとめ、加盟国に提出している。

UNEP の目標は SDGs のうち「3. 保健」、「6. 水・衛生」、「7. エネルギー」、「12.持続可能な消費と生産」、「13. 気候変動」、「14. 海洋資源」、「15. 陸上資源」、「17.実施手段」等に密接に関係するが、それ以外の目標にも分野横断的に関連しており、UNEP の活動は SDGs の達成に向けた活動を幅広くカバーしている。

なお UNEP の収入の約 80%は個別プロジェクト指定で用途に柔軟性を欠くイヤマーク拠出であり、UNEA の決定による中期戦略上の主要課題に戦略的に充当できるコア拠出(環境基金)が収入の約 15%にしかない。そうした状況に鑑み、UNEP ではより柔軟な資金運用を可能とするため、分類としてはイヤマーク拠出の一部ではあるが、上述の地球が直面する三大危機を踏まえた戦略目標に呼応した3つのテーマ別基金(「地球基金(Planetary Funds)」と総称)を 2022 年に新たに設置し運営している。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2023 年発行の 2022 年1月～2023 年 12 月のプログラム成果報告書によれば、地球が直面する三大危機(気候変動・生物多様性の損失・汚染)への対応として新たに作成された中間戦略と2年間延長された作業計画に基づき、3分野の戦略目標(気候安定、自然との共生、汚染なき地球)の下で、7つのサブプログラムでの各達成度(作業計画上の期待達成目標に対する達成度で 100%を上限とする)が報告されている。サブプログラムは、①気候行動 100%、②自然行動 80%、③化学物質・汚染行動 80%、④科学政策 100%、⑤環境ガバナンス 100%、⑥金融と経済の変革 100%、⑦デジタル変革 100%。全体の達成度は 83%で、単年単位だった前回 2023 年報告書(2022 年のみを対象)の 76%からは進展したが、前回2年単位の報告書が出された 2022 年発行の同報告書(2020-21 年)に記載の 88%よりも低下している。但し、上記のサブプログラム単位の達成度の合計は 93%であり、これだけの比較であれば前回の2年単位の評価からも進展があったと言える。今回の報告での数値の低下は、過去の監査結果の提言等も踏まえて今回の集計で初めて導入された「非サブプログラム指標」(指導、監督及びプログラム管理)に基づく達成度(68%)を勘案した結果である(非サブプログラム指標に基づく評価は過去例がないため比較不能)。このためサブプログラム基準のみで言えば改善が見られたと考えることができるが、活動分野のみならず運営管理に関する成果指標を導入したことにより、今後戦略目標の達成に向けた更なる進展が期待される。

以下に7つのサブプログラム別の主な個別指標の達成度を記載する。個別指標の達成度は 100%を上回るものもあるが、サブプログラム全体として 100%を超えたものについては、上述の達成度では目標に達したものと「100%」の記載としている。

①気候行動

(i) UNEP の支援を受け災害リスク削減策や政策を導入した国や地域、民間セクターの数(184%)、(ii -a) 国または機関が気候変動対策のために投資した年間米ドル(134%)、(ii -b) 脱炭素化資産の米ドル換算(148%)、(iii) UNEP の支援を受けパリ協定の透明性強化の取り決めに基づいて報告した国、国家、民間セクターの数(120%)。

②自然行動

(i) UNEP の支援を受け環境・社会問題に取り組むための統合的アプローチ、及び/または生物多様性の評価・モニタリング・持続可能な管理のためのツールを採用した国または地域の事業の数(147%)、(ii) UNEP の支援を受け生物多様性の影響に関する目標を設定している金融機関の数、生物多様性と生態系サービスを金融の意思決定とリスク管理に考慮する公共部門と民間部門の数 金融機関の意思決定やリスク管理の枠組みにおいて、生物多様性や生態系サービスを考慮する公的機関や民間企業の数:(a)インパクトに生物多様性目標を設定した金融機関の数/財政意思決定及びリスク管理枠組みの中で生物多様性・生態系サービスを検討する公的・民間団体の数(446%)、(b) 自然に対する公的・民間の投資の結果としての諸国の新たな国富、特に自然資本の増大/持続可能な生態系管理・回復を支援する投資のために開放された米ドル額(99%)、(iii) UNEP の支援を受け陸域、淡水域、海域の持続可能な管理及び/または回復のための開発計画や部門別計画、政策、プロセスに、生物多様性と生態系に基づくアプローチを取り入れる国、地域、地方当局、団体の数(150%)、(iv) 改善された生態系保全・回復のための陸域・海域の面積の増大(189%)。

③化学物質・汚染行動

(i) UNEP の支援を受け健全な化学物質・廃棄物管理、及び/または多国間環境協定(MEAs)と化学物質・廃棄物に関する既存の枠組みの実施を促進する政策、戦略、法律、行動計画を策定または実施している政府の数(82%)、UNEP の支援を受け災害や紛争に関連した環境緊急事態を含め、廃棄物を防止・削減し、環境に配慮した廃棄物処理・処分を確保するための政策・戦略・メカニズムを策定・実施する政府の数(125%)、UNEP の支援を受け大気・水質・土壌・海洋の汚染を削減するために策定された政策・規制・資金・技術的手段の数(113%)、UNEP の支援を受け環境汚染物質の排出削減達成の数(122%)。

④科学政策

(i) UNEP の支援により健全な環境データ、統計、科学的評価、早期警報システムを開発する能力が強化された、国、地域、地方当局の数(140%)、(ii) UNEP 提供によるデータ、統計、科学的評価、早期警戒・予見システムを、政策立案と行動の触媒として利用する世界、地域、国の関連フォーラム、機関、政府の数(130%)、国連機関及び MEAs 事務局が、UNEP を通じて特定された環境動向と評価に関するデータと統計を利用して政策提言を行った件数(100%)、UNEP を通じて特定された環境動向と評価に関するデータと統計を、政策提言を促進するために利用した国連国別チーム(* 各国連機関の代表で構成)の数(101%)。

⑤環境ガバナンス

(i) モンテビデオ・プログラムの下で、UNEP が国際的に合意された環境目標に取り組むため、環境法の支配と関連する技術的・制度的能力の開発・実施を支援した国の数(102%)、(ii) 新たな環境目標や国際的に合意された環境目標に対応するため、UNEP の支援により推進または策定された国際的な法的合意や文書の数(100%)、(iii) UNEP の支援の結果、環境目標を盛り込んだ国、地域、世界レベルの事業体の計画、アプローチ、戦略、政策、行動計画、予算策定プロセスの数(189%)、(iv) UNEP が、MEAs の首尾一貫した実施のための調整、協力、相乗効果を強化するための統合的アプローチとツールの開発を支援した世界、地域、国レベルの組織の数(183%)

⑥金融と経済の変革

(i) 公正な移行を可能にするために導入または実施された、経済、金融、産業、貿易に関する政策、慣行、パートナーシップ、イニシアティブの数(130%)、(ii) UNEP の支援により環境持続可能性を高めるために確立または採用された、企業間の提携、原則、慣行、基準、枠組みの数(153%)、(iii) UNEP の支援により開発された、環境持続可能

性の強化に向けた意思決定、選択、行動の変化を知らせる消費者情報ツールや手段、教育的アプローチ、アドボカシー活動、啓発イベント、製品の数(214%)。

⑦ デジタル変革

(i) UNEP の支援の結果、気候、自然、化学物質、汚染目標に対する世界の進捗状況を自動的に監視し、透明性、予測分析、リスク特定を支援するために導入されたデジタル・プラットフォームの数(183%)、(ii) 金融市場において環境持続可能性と循環型経済にインセンティブを与えるために、環境データとデジタル変革アプローチを活用する企業提携、パートナーシップ、ネットワークの数(240%)、(iii) UNEP の支援により、電子的ガバナンスを支援し、気候・自然・化学物質・汚染対策に関連した環境モニタリング、合意形成、意思決定、デジタル変革への一般市民の参加を強化するために作成されたデジタル・アプリケーションと参加プラットフォームの数(インパクト・チェーン、消費者行動、政策決定における環境デジタル技術の不平等の削減を含む(267%)。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1 月から 12 月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024 年7月(日本の 2023 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025 年9月(日本の 2024 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
UNEP の会計システムは国際公会計基準に準拠しており、会計活動は国連の規約に基づき実施され、監査は国連会計検査委員会(BOA)により UNEP の活動全体を対象として行われている。 直近の決算報告書は、2023 会計年度における拠出先機関全体の決算をカバーするものである(A/79/5/Add.7)。日本の拠出(外務省及び環境省の拠出分)は先方の環境基金に充当されている。 A/79/5/Add.7 では、2023 年の環境基金の予算(計画額)85,000 千ドルに対する支出額は 101,162 千ドルとなっている。一方、環境基金に対する実際の収入は 82,399 千ドル、これに対する支出は 91,489 千ドルとなっている。 環境基金で余剰となった額は BOA の報告書(A/79/5/Add.7)に記録され、前年以前からの余剰分とも累積余剰に合算され累積資金残高として国連の「財務規則」及び「資産運用ガイドライン」に準拠し運用されている。上記 2023 年の場合、計画額・実際の収支の双方において支出が超過しており、実際の収支では 9,090 千ドルの支出超過となっているが、累積余剰の報告部分で同年の支出超過部分が相殺されている。 BOA の報告は、毎年国連総会決議でテイクノートされており、2023 年度の BOA 報告書(A/79/5/Add.7)も 2024 年の国連総会決議(A/RES/79/245)でテイクノートされている。環境基金は、国連環境総会の決定した作業計画に基づく組織の中核事業の実施に充てられているほか、組織の指導及び組織内の監査も同基金内で実施されている。 監査については、BOA の報告によると、2023 年度の UNEP の財務記録には重大な誤り、欠落、または虚偽の記載は確認されなかった。2022 年末までの勧告で未完だった 52 件の勧告のうち、25 が実施済み、24 が実施中、1 が未実施、2 が事態の進展により無効になった。 国連内部監査部(OIOS)はこの間、UNEP について下記の監査報告を公表した。監査の件名、期日と主要な結論は以下のとおり; ・UNEP における権限の委任の監査(2024 年1月):権限の委任は満足に履行されたが、委任された機能の監視の改善が必要。	

・移動性野生動物種の保全に関する条約の UNEP 事務局の監査(2024 年7月):財務管理及びプロジェクト管理・評価の各一部側面について強化が必要。
・UNEP 産業経済部の監査(2024 年9月):成果モニタリングとプロジェクト報告の各一部側面について強化が必要。
・UNEP 気候変動行動サブプログラムの監査(2025 年3月):プログラム報告は満足に行われドナー協定は遵守されているが、プロジェクト管理と実施パートナーとの関与の強化が必要。
3-2 本件提出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア提出の場合、提出先機関全体にかかるマネジメント。コア提出でない場合、提出事業にかかるマネジメント。)
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)
2024 年6月に UNEP は UNEP パートナースhip方針の改訂版を公表した。この改訂版では、パートナー機関との連携をさらに強化し重複を削減することに焦点を当て、効果的で透明性の高いパートナーシップを確立することを目的としている。内部統制とリスク対応メカニズムの手順や外部機関と協力関係を結ぶ際に使用する書式などが盛り込まれた。 また、UNEP は中期戦略(2022-2025)の実施効率向上の為、2022 年9月に新たな Delivery Model Policy を公表し、その後定期的に実施状況と成果報告をしてきた(例: 9th Annual Subcommittee meeting of the Committee of Permanent Representatives (CPR), Agenda Item 6: Organizational effectiveness, 24 – 28 October 2022)。この取組の特徴としては、各部署と地域事務所の役割と責任分担を明確にして標準化することや、プロジェクト立案のプロセスにおける担当部署と地域事務所による協働、連携の義務化が挙げられる。2024 年 11 月には Delivery Model Policy の最初の形成的評価(Formative evaluation)の結果がまとめられ、その中では、既に成果が見られる点、さらなる議論と指導が必要な点、そして新たな注意と努力が必要な分野に関する点についてまとめられている。2025 年3月末の時点では UNEP 内で対応について協議されており、今後 CPR への報告が行われる予定である。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
該当なし。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
17	16	16	16.33	19	2.67	806
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
3	2	1	2	2	0	64
備考						

4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)

UNEP では、日本人 JPO を正規職員にするために、JPO の期間中、JPO の持つスキルや経験に合ったポジションに応募することを薦めており、実際に選考の過程で UNEP はこの点を積極的に考慮しているとされる。2023 年に勤務していた P2レベルの JPO7人のうち、2024 年に2人が P2と P3の正規ポジションへ移行した。近年、地域レベルでの UNEP の活動の規模が拡大していることから、今後、地域レベルでのスタッフの需要の増加が見込まれ、JPO がポジションを獲得する機会につながると考えられる。また、正規の日本人職員も 2023 年から3名増え、UNEP における日本人職員の更なる活躍が期待される。また、P ポジションや JPO を目指すトレーニングステップとして、コンサルタントのポジションで日本人職員を積極的に受け入れている実績がある。

日本側の取組として、上記 1-2 に示したとおり、今般在ナイロビ国際機関日本政府代表部が新設されたところであり、日本としてナイロビで行われる UNEP の議論には今後一層体制を強化して関与していく方針である。

上記 1-3 に示した協議等の機会も利用し、UNEP における日本人職員の採用についても直接働きかけを実施している。2021 年に国連事務総長は関めぐみ氏を UNEP オゾン事務局長(D2)に指名した(現在も継続)。2024 年5月に生物多様性条約事務局首席調整官(D1)の日本人職員も着任している。

上記1-5に示したとおり、将来国際機関への就職を希望している人材を、UNEP関連業務を担当する任期付職員として外務省(1名)及び在ナイロビ国際機関日本政府代表部(1名)での勤務のためそれぞれ採用し、業務に従事させている。これらの人材には、UNEP関連業務を通じて得た経験や人脈を更に発展させ、今後国際機関において活躍することが期待される。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B+	a	b	b	b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称
UNEP 国際環境技術センター(IETC)拠出金
2 拠出先の名称
国連環境計画(UNEP)
3 拠出先の概要
国連環境計画(UNEP)の内部機関である国際環境技術センター(IETC)は、1990年のヒューストン・サミットにおいて、日本政府が強力に誘致を主導した結果、日本とUNEPの間で締結された設立協定に基づき、1992年に大阪市に設置された、廃棄物管理を専門とする唯一の国際機関である。 IETCは、「統合型廃棄物管理を通じた環境問題の持続可能な解決」をビジョンに掲げ、廃棄物管理分野における国際的な専門知識の蓄積と高度化を進めている。特に開発途上国を対象に、廃棄物管理に関する政策支援、環境上適正な技術の移転、人材育成及び制度・組織の能力強化等を行い、各国の持続可能な発展に貢献している。 また、多国間環境条約(バーゼル条約、ストックホルム条約)や化学物質に関するグローバル枠組み(GFC)等において、廃棄物管理分野における科学的知見提供や政策助言を通じて、国際的なルール形成に寄与するとともに、これらの条約等の実施支援を担っている。現在交渉中のプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書(条約)に関しても、条約の内容に関する各種助言を行っており、条約が採択された後にも実施支援にあたることが期待されている。 本拠出金は、IETCのコア予算を支えるものであり、日本の外交政策における環境分野でのリーダーシップ発揮を下支えするとともに、IETCによる途上国支援、循環型社会形成、カーボンニュートラル社会実現に向けた国際的な行動強化に寄与している。 さらに、大阪市の支援のもと、公益財団法人地球環境センター(GEC)が事務所施設の提供及び維持管理を行い、IETCの活動基盤を支えている。これにより、IETCは日本国内に拠点を有する国際機関として、日本の優れた技術や政策的知見を、国際的な廃棄物管理・環境問題の解決に活かすための橋渡し機能を果たしている。
4 (1)本件拠出の概要
本拠出金は、国連環境総会(UNEA)の決議及び国連環境計画(UNEP)中期戦略(Medium-Term Strategy: MTS)に基づき、UNEPを通じてIETCの技術協力信託基金に拠出され、IETC職員の人件費を含むコア予算に充当されている。 本拠出によりIETCは、その中核事業である「ごみゼロ社会に向けた統合型廃棄物管理プロジェクト」の実施を中心に、世界的な廃棄物問題への包括的な対応を推進している。特に開発途上国における日常的な廃棄物管理の改善、循環経済への移行支援、気候変動緩和、社会的包摂(インフォーマルセクター支援)といった、廃棄物に関係する幅広い社会的課題の解決に資する取組に活用されている。

IETC は、各国の経済・社会状況を踏まえた柔軟な技術移転と政策支援を展開し、

- 廃棄物発生抑制・リサイクル促進
- 不法投棄・野焼きの削減
- 廃棄物と気候変動の関連性の可視化
- 廃棄物管理分野でのジェンダー主流化推進

など、国際社会が目指す持続可能な開発目標(SDGs)達成にも直結する成果を挙げている。

具体的には、

- UNEP の中核出版物である「世界廃棄物概況 2024(GWMO2024)」の作成・発行(IETC チーム主導、日本の拠出支援)
- プラスチック廃棄物管理・リサイクル支援プロジェクトの展開
- 医療廃棄物・感染症関連廃棄物管理支援の実施
- 都市別・国別廃棄物管理戦略の策定・実施支援
- 統合型廃棄物管理と気候変動・ジェンダー・インフォーマルセクターに関するテーマ別取組
- 中小規模リサイクル産業(SMEs)への支援

といった多岐にわたる事業を、各国の実情に応じて展開している。

これらの取組は、単なる個別プロジェクトの実施にとどまらず、IETC が「循環型社会・カーボンニュートラル社会の基盤形成」を先導する国際的拠点であることを国際社会に示すものとなっており、日本政府の環境外交政策と完全に軌を一にしている。

4 (2) 本件拠出の形態

☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出

4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)

令和7年度当初予算額 311,920 米ドル(46,788 千円)

日本は IETC への拠出順位第1位。コア予算を拠出しているのは日本のみ。2023 年について、IETC への拠出全体に占める日本の割合は約 74%(令和5年度当初予算による外務省・環境省拠出分の合計 820 千米ドル及び外務省補正予算による事業への拠出 984 千米ドルを含む)で、第1位。

5 担当課室・関係する主な在外公館

国際協力局地球環境課、在ナイロビ国際機関日本政府代表部

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標VI 経済協力:政府開発援助(二国間)又は多国間の開発協力を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献し、これにより我が国の平和と安全の維持、一層の繁栄の実現といった国益を確保すること」、「施策VI-2 地球規模の諸問題への取組」、「個別分野2 環境問題を含む地球規模問題への取組」を達成するための手段の一つと位置付けている(令和6年度外務省政策評価書)。

1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

IETC は、廃棄物管理を専門とする唯一の国際機関であり、日本が誘致し、大阪市に設置された IETC と連携することにより、日本は環境上適正な廃棄物管理の国際的实施に貢献し、世界各地でのプラスチックごみ対策も含め、循環型社会形成を推進している。

IETC を通じた支援活動は、単なる技術協力にとどまらず、統合型廃棄物管理を核とする新たな国際的行動規範の形成、及び適切な場合には日本の高度な環境技術・政策モデルの国際展開を推進するものであり、日本の国際的な存在感と信頼性を大幅に高める役割を果たしている。

特に、2022 年 11 月から現在に至るまで行われているプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書(条約)策定に向けた政府間交渉委員会(INC)においては、UNEP に INC 事務局が設置されているところ、IETC が日本政府支援のもと、プラスチック廃棄物管理に関する科学的知見と政策提言を行い、条約交渉プロセスにおける日本の発言力強化に直接的に貢献している。また、外務省補正予算を活用し、IETC はカンボジア及びパキスタンにおいて中小企業によるプラスチック廃棄物リサイクルの実現可能性調査や地域循環経済モデルの構築支援を実施しており、パキスタンにおいてはその活動をさらに拡充して、プラスチック廃棄物管理及びリサイクル推進を引き続き展開している。これらの現地プロジェクトから得られた知見は、条約交渉における日本の具体的貢献として国際社会に示されている。日本は、累次の骨太方針等においても示しているとおり、地球規模課題としてのプラスチック汚染対策を重視しており、IETC を通じて本条約交渉への貢献を示すことは、日本が条約交渉を主導する上で重要である。

また、本件拠出を通じた IETC の支援は、日本が掲げる「循環経済推進」「カーボンニュートラル社会構築」「海洋プラスチックごみ削減(大阪ブルー・オーシャン・ビジョン)」などの国際環境政策目標と完全に連動しており、日本外交の重点分野において極めて重要な戦略的資産となっている。

統合型廃棄物管理の推進は、カーボンニュートラル社会、循環経済社会の構築に不可欠な柱であり、その普及拡大に資する IETC の役割は代替不可能なものとなっている。

多くの開発途上国において、温室効果ガス排出や大気汚染、水質汚濁などの環境被害が深刻化する中、循環型社会の基礎インフラとしての廃棄物管理の高度化支援は、各国の気候変動対策・脱炭素移行の第一歩を切り拓く極めて重要な役割を担っている。IETC を通じた支援は、日本の廃棄物管理分野における豊富な知見、政策経験、先進技術を国際的に展開し、各国の実情に応じた形で循環型経済社会への移行を促すものである。こうした活動は、統合型廃棄物管理の国際標準化にもつながりつつあり、廃棄物管理分野における日本のプレゼンス強化に直結している。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

IETC が所属する UNEP においては、最高意思決定機関である国連環境総会(UNEA)が原則2年ごとに開催されており、日本はこの重要な場に閣僚級を含む政府代表団を継続的に派遣し、閣僚級によるスピーチ実施、ならびに UNEA で採択される各種決議案の策定過程への積極的関与を通じ、日本の意向を効果的に反映してきている。

日本は、UNEA-4(2019 年3月)で採択された「環境上適正な廃棄物管理の推進に関する決議(4/7)」において、統合型廃棄物管理や技術移転、人材育成を通じた途上国支援の重要性を明確に打ち出し、UNEP 及び IETC によるその実施を一貫して後押ししてきた。同決議は現在も UNEP によって実施が継続されており、日本は IETC を通じた技術的・政策的支援により、その履行に積極的に貢献している。

2024 年2月に開催された第 6 回国連環境総会(UNEA-6)においても、日本政府は、IETC の統合型廃棄物管理における中心的役割の強化の重要性を積極的にアピールし、UNEA 全体における廃棄物管理分野での IETC のプレゼンスの向上を後押しした。さらに、決議案作成に先立ち、常駐代表委員会(CPR)及び関連会合にも積極的に出席し、意思決定過程への日本の関与を確保している。

また、2025 年1月には、2024 年3月の名称位置給与法改正を受けて、日本として在ナイロビ国際機関日本政府代表部を新たに開設した。この体制強化により、日本は UNEP 本部(ナイロビ)における政策決定プロセスに対し、これまで以上に機動的かつ戦略的に関与する方針を明確にしている。

IETC との関係においても、日本政府は四半期ごとの IETC 活動報告書の提出を通じ、プロジェクト実施状況、予算執行状況、人員配置、将来戦略等を定期的に把握している。この仕組みにより、必要に応じて適時適切なフォローアップを行い、日本の拠出に基づく IETC の運営の透明性・健全性を担保するとともに、IETC の運営方針や戦略策定に日本の意向を反映する体制を維持している。

さらに、日常的な意見交換や各種協議を通じ、日本と IETC との間には緊密な信頼関係が構築されており、日本の提案や指摘が IETC の意思決定プロセスに着実に反映される運用実績が積み上げられている。こうした良好な連携体制により、日本は IETC の運営に関して高い影響力と発言力を維持しており、本件拠出金によりこの関与体制が維持・強化され続けている。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

日本政府は、IETC 及び UNEP との間で継続的かつ多層的な要人往来と政策対話を実施しており、IETC の活動支援及び戦略的方向性に対して高いレベルで関与している。

2022 年 10 月、アンダーセン UNEP 事務局長が UNEP 設立 50 周年・IETC 設立 30 周年に際し林外務大臣を表敬訪問し、プラスチック汚染条約交渉において UNEP と日本が緊密なパートナーであること、また今後一層連携を強化する方針が確認された。同月に大阪市で開催された IETC 設立 30 周年記念イベントにおいては、武井外務副大臣がビデオメッセージを寄せ、途上国への技術移転促進など IETC の功績を高く評価し、今後の条約交渉における IETC の知見活用に対する日本政府の期待を表明した。さらに、山田美樹環境副大臣、小池百合子東京都知事、松井一郎大阪市長、福田紀彦川崎市市長、マレーシアのペナン州政府大臣等からも、IETC の国際的貢献に対する感謝と期待が示された。

2023 年 4 月、武井外務副大臣が IETC を訪問し、UNEP 化学物質・健康課長、IETC センター長と意見交換を実施した。プラスチック汚染を含む廃棄物・化学物質管理における日本の貢献と今後の国際発信の強化について協議を行った。

2024 年 2 月、滝沢求環境副大臣がアンダーセン UNEP 事務局長と会談し、海洋プラスチック汚染対策や廃棄物管理分野における日本と UNEP の緊密な協力強化を改めて確認した。

2025 年 2 月、大阪市において IETC が隔年開催する国際会議「グローバル・ダイアログ」に外務省員が出席し、循環型廃棄物管理の推進に向けた IETC の国際的役割の重要性を強調し、日本政府による引き続きの支持を表明した。また、環境省もオンラインで本会議に参加し、IETC の活動への支持を改めて示した。

加えて、日・UNEP 政策対話の開催に向けた準備や、日本が拠出するプロジェクトの実施状況等に関する情報共有や意見交換も定期的（概ね四半期毎）に実施されており、日本と IETC の間の政策連携・調整が恒常的に行われている。

1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

IETC は、日本国内における持続可能な循環型社会構築支援及びその実施促進に向け、政府、地方自治体、企業、大学、市民社会等との幅広い連携を積極的に展開している。

大阪・関西万博に関し、IETC は地球環境センター（GEC）と協力し、日本国際博覧会協会への環境配慮型会場運営等に関する専門情報を提供する等、その開催を支援している。2025 年 6 月には万博会場内において「世界環境デー 2025 ユースイベント」を開催したほか、同年 9 月には「資源循環と自然再生を通じた持続可能な未来社会に向けた SDGs グローバル・ダイアログ」の開催を予定するなど、次世代への環境意識醸成と国際発信に積極的に取り組んでいる。加えて、IETC は国連パビリオン（UN Pavilion）のコンセプト策定支援や、国連関連展示・セッションの実施準備にも貢献し、世界環境デー（WED）週間にあたる 2025 年 6 月に向けた、多様な国際的ステークホルダーと連携した企画支援も行った。

また、大阪市による IETC への支援を請け負っている GEC が推進する「UNEP サステナビリティアクション」プラットフォームを通じ、日本企業や市民社会に向けて ESG 経営推進やサステナビリティ意識向上に取り組んでいる。

IETC の日本人専門職員は、環境省国立水俣病総合研究センター（NIMD）の機関評価委員、日本廃棄物資源循環学会の国際委員会アドバイザー委員を務めるほか、水俣条約実施支援、国内外の廃棄物・資源循環事業の高度

化、脱炭素社会・脱プラスチック社会への移行推進による地方創生支援等、幅広い分野で政策提言と実務支援に携わっている。

さらに、IETC は、国内の大学・教育機関、地方自治体(大阪市、川崎市、熊本県等)、各種団体・業界に対し、本評価期間において、累計 37 回にわたる講義・講演活動を実施し、持続可能な廃棄物管理、カーボンニュートラル、循環型社会形成に関する専門知識の普及・啓発に努めている。

1-5 本件提出に係る日本側の取組等

(UNEP に関しては、別途 UNEP の評価シートも参照。)

IETC のホスト国である日本政府は、IETC の運営状況について四半期ごとの活動報告等を通じて定期的に把握し、具体的な意見や提案を提示してきた。

IETC が属する UNEP との関係でも、2024 年 10 月の UNEP アジア太平洋事務所(ROAP)所長訪日、2024 年 12 月の松浦駐ケニア大使によるアンダーセン UNEP 事務局長往訪時を始め、様々な機会を捉えて IETC の活動を重視する日本政府の立場を説明し、その活動の効率化や更なる拡充に向けた提言を行っている。

また、日本政府は、IETC のより効果的な活用を推進する観点から、国連環境総会(UNEA)、プラスチック汚染条約交渉、化学物質に関するグローバル枠組み(GFC)、化学物質・廃棄物・汚染防止に関する科学・政策パネル(SPP)を含む国際的枠組みにおいて、IETC の重要性と役割強化の必要性を戦略的に発信する等、国際社会における IETC の存在感向上に努めている。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件提出の貢献度に係る総括

本件提出金は、IETC が廃棄物管理を専門とする唯一の国際機関として、開発途上国への廃棄物管理や環境上適正な技術や知見の移転を始めとする活動を推進することで、環境問題の持続可能な解決という IETC が掲げるビジョンを達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である、我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組の促進に貢献することを目標としている。

IETC は、基準2のとおり、ごみゼロ社会に向けた統合的廃棄物管理を推進するべく、日本が提案し世界的な指針となっているリデュース・リユース・リサイクル(3R)の原則の国際的な普及と実現に大きく貢献している。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4について、予算制約により雇用可能な人員が限られる中、日本人職員の雇用に最大限努めており、外務省や環境省との緊密な連携により、日本の政策ニーズへの理解と活動への反映が十分に確保されている。

以上から、本件提出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献をした。

評価基準2 国際機関等提出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア提出分のみ】提出先の戦略目標

IETC はその戦略目標として、現行の UNEP 中期戦略(MTS 2022-2025)に沿い、統合型廃棄物管理(ISWM)を中核に、廃棄物の発生抑制、資源の持続可能な利用、廃棄物処理・リサイクルの高度化を通じて、循環型経済・カーボンニュートラル社会の実現に貢献することを掲げている。こうした取組の一環として、IETC は国連総会決議 77/161「ゼロ・ウェイスト推進」の実施にも中心的な役割を担っており、事務総長のゼロ・ウェイストに関する諮問委員会及び国際ゼロ・ウェイストデーの事務局機能を果たしている。

IETC は、「ごみゼロ社会に向けた統合型廃棄物管理(ISWM)」の実現を掲げ、国際社会において ISWM に取り組む中核的な機関として活動しており、日本が提唱した 3R 原則(リデュース・リユース・リサイクル)の国際的普及に貢献し

ている。UNEP 中期戦略 2022-2025 においても廃棄物分野の主要実施機関と位置づけられ、制度整備、政策支援、能力構築を一体的に提供している。具体的には、IETC 専門職員により、以下の6件の現地支援(知見の提供・技術的支援等)を実施中である。

①タイ・ナコンシタマラート市におけるプラスチック削減ロードマップ実装支援、②インドネシア・パダン市のデジタル廃棄物バンク導入支援、③ブータン・ティンブー市での生ごみ堆肥化を軸とした有機廃棄物循環システム整備支援、④アルゼンチンにおける国家都市廃棄物管理戦略のレビュー及び新戦略草案の策定、⑤ブラジルにおける6都市での都市別循環経済モデル導入戦略支援、⑥中南米地域における埋立地段階的閉鎖のための地域協力枠組の行動計画策定支援。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

IETC は、UNEP の国際諮問委員会 (IAB) の助言を受け、UNEP の現行及び次期中期戦略 (MTS) に沿った戦略的方向性を模索しており、特に途上国のニーズに即した助言機能の強化を目指した改革を進めている。

日本のコア拠出金はその全額が IETC 専門職員の人件費に充当され、専門的知見の維持と機動的な技術支援の継続を可能としている。これらは、2026 年までに 12 件の政策・戦略・対策の策定・実施を掲げた数値目標に対し、現時点で3分の2に相当する進捗を示すものであり、SDG 指標 11.6.1 (都市ごみの収集・適正処理率) 及び 12.5.1 (リサイクル率) の向上に資する成果と評価できる。また、こうした制度構築支援は、各国の温室効果ガス削減目標である国が決定する貢献 (NDC) の実現にも寄与する制度的基盤として期待されている。

IETC が、統合型廃棄物管理 (ISWM) の国際社会における推進に向け、第6回国連環境総会 (UNEA-6) で公表した「世界廃棄物概況 2024」の策定は、外務省補正予算プロジェクトと連携する形で行われた。特にカンボジアとパキスタンでは、UNEP-ROAP 及び UNDP のアジア地域プラスチック汚染対策事業とも連携し、プラスチック汚染対策を中心とする重点支援を実施した結果、地域全体で広域的かつ包括的なインパクトを創出し、プノンペンでの地域循環経済促進モデル構築への着手につながった。

さらに、IETC は公式 SNS を活用した広報活動を強化し、国際的な発信力と情報到達力を大幅に向上させ、廃棄物管理分野における認知度と影響力の拡大に貢献している。

これらの活動は、直接的にイヤーマークされた事業ではないものの、日本のコア拠出金により支えられている人員体制に基づき、IETC の国際的な実施機能として着実に展開されている。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024年8月(日本の2023年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	—
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025年8月頃(日本の2024年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	

IETC は、日本政府からの拠出金を UNEP 内部における個別の信託基金として管理している。IETC は国際会計基準に基づいた会計システムを使用し、国連の規約に従って会計管理を実施している。決算報告書は、国連会計検査委員会 (BOA) の監査報告書が承認された後、毎年8月頃に発行されている。

2024 年度の日本政府からの同信託基金中、コア予算への拠出額は、国連からの1%の徴収分を含む 84 万ドルである。このうち、外務省からの補正予算を含まない同信託基金への拠出額は 42 万ドルである。 IETC は BOA によって監査されており、その結果は BOA の監査報告書に含まれている。また、内部監査については、国連内部監査部(OIOS)により個別のテーマに基づいて一定期間ごとに実施されている。IETC は外部監査及び内部監査両方において、これまでに特段の指摘を受けたことはない。 IETC は、半年ごとに活動報告書を発行し、IAB 議長及び委員会のメンバーから戦略的方向性や事業計画、財務報告・計画について評価・助言を受けている。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等) UNEA で決定される中期計画や事業計画に含まれる戦略・実施計画や、2週間に1度開催されている UNEP 幹部会議(事務局長、副事務局長、局長級)における UNEP 全体の組織・行財政マネジメントの議論に基づき、IETC は各種プロジェクト活動や組織・行財政マネジメントを実施している。 IETC は過去の幹部級会議等での指摘事項や国際機関等への拠出金等に対する評価を踏まえ、各年度の始めに予算執行計画、四半期ごとに予算執行管理状況、各年度の終わりに予算執行報告を日本政府へ提出しており、適正に予算執行管理を継続している。なお、プロジェクト実施状況は常に変化しているため、IETC は IETC 職員会議(毎週)及び UNEP 本部に所属する予算管理担当職員との予算執行・管理会議(毎月)を通して、適正な予算執行・管理を実施している。なお、日本は IETC が四半期ごとに作成する IETC 活動報告書に基づき、その最新状況を常に把握している。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
該当なし。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
2	2	2	2	2	0	2
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
0	1	1	0.67	1	0.33	1
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						

2022年6月以降、IETCは、在ジュネーブのUNEP化学物質・健康担当課長の管理の下、在ナイロビのIETCセンター長のリーダーシップの下で活動を実施する体制を維持している。令和4年度外務省補正予算によるプロジェクト「持続可能なプラスチック廃棄物管理に関するプロジェクト」を実施するための上席プロジェクトオフィサーも着任し、一時的ではあるが、IETC職員が増員となった。この結果として、プロジェクト実施体制が強化され、今まで以上に各国政府等のニーズに応えられるような体制となってきたところ。

なお、IETCの職員採用は、UNEP職員の採用規定に従って実施されているが、特に日本政府のコア拠出による人件費支弁の対象となる職員については、可能な限り日本人職員の採用を要請しており、これを踏まえた人員体制が確保されている。JPOに関しては、IETCにおけるJPO職務記述書を作成し、UNEP全体としてJPOの獲得を実施している。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合（「N/A」とする場合）、評価対象としない（「N/A」とする）合理的理由

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B

b

b

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
多数国間環境条約遵守・実施促進拠出金	
2 拠出先の名称	
ワシントン条約(CITES)事務局 (近年の拠出先)	
3 拠出先の概要	
ワシントン条約(CITES:絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)は、1973年3月3日にワシントンD.C.(米国)で採択され、1975年7月1日に発効。野生動植物の国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図ることを目的とする。2025年5月現在、締約国は185か国及び欧州連合(EU)。日本は1980年11月4日に締約国となった。	
4 (1) 本件拠出の概要	
多数国間環境条約の事務局や国際機関等からの要請を踏まえつつ、締約国会議や関連会合の開催の支援や、条約事務局や国際機関による能力開発セミナー等の開催その他の個別プロジェクトの実施の支援を行い、多数国間環境条約の遵守及び実施や関連事業の実施を促進する。本件事業を行うことによって、多数国間条約事務局や国際機関における関連会合の開催支援や事業の円滑化を図りつつ、地球環境問題に対する日本の積極的な取組を示すとともに、日本の方針が国際場裏での議論に効果的に反映されるように努める。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 7,500 千円(50,000ドル)	
令和6年度(2024年度)までの CITES へのノンコア拠出金(ゾウ密猟監視(MIKE)プロジェクト以外も含む)の総額は3,313,494ドル。(令和6年度予算額は50,000ドル)	
なお2024年末時点の CITES ノンコア拠出金全体(MIKE プロジェクト以外も含む)への日本の拠出順位(率)は11位(0.58%)。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局地球環境課、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 VI 経済協力」、「施策 VI-2 地球規模の諸問題への取組」、「個別分野2: 環境問題を含む地球規模問題への取組」の下に設定された中期目標「国際社会全体として持

持続可能かつ強靱な社会の構築を目指し、地球規模課題に率先して取り組む。」を達成するための手段の一つと位置づけている。(令和6年度外務省政策評価書)
1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
本件拠出は日本外交の重要分野の一つである地球環境問題の解決に向けた積極的な姿勢を内外に示すことを目指している。 多数国間環境条約の締約国のうち、特に途上国による条約の遵守及び実施等を促進することは、持続可能な開発目標(SDGs)における生物多様性、森林、海洋等の環境の保全等の環境関連の目標を実現し、地球環境問題を解決していく上で重要。本拠出金は、多数国間条約事務局や国際機関等と協議の上、日本として高い効果が得られると判断したプロジェクト等に拠出するもの。主に、日本が直接事業を効果的・効率的に実施することが困難な国やテーマについて、条約事務局・国際機関の中立性、信頼性等に鑑み、当該事務局・機関を活用した方が効果的と考えられる場合に、当該事務局・機関が実施するプロジェクトなどを選定して拠出している。 近年は特に、日本が貢献することが望ましい分野である生物多様性の保全、特に野生生物の密猟・違法取引対策分野において本件拠出を実施している。具体的にはCITESの枠内で実施されるMIKEプログラムに拠出している。CITESの決議(Conf. 10.10 (Rev. CoP19))においては、ゾウの生息国におけるゾウの適切な管理や保護の必要性が明記されており、途上国政府によるCITESの遵守と実施を支援することは、条約実施促進上も生物多様性保全の観点からも極めて重要。CITESのMIKEプログラムはCITESのプラットフォームを通じて自然保護に関心のある専門家にも訴求できることから、密猟対策プロジェクトとして比較優位があり、かつ国際的な貢献に対する評価も高い。 この点において、本件拠出は実際に締約国会議やその他の国際的な舞台において、日本の取組をアピールするための根拠となっており、代替不可能性を有している。
1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
近年の拠出対象である CITES 事務局との関係では、MIKE プログラム全体の実施状況も含めた CITES の最高意思決定機関として締約国会議(COP)が設置されており、通常3年に1回開催されている(COP19 は 2022 年 11 月にパナマシティ(パナマ)で開催、次回 COP20 は 2025 年 11 月-12 月にサマルカンド(ウズベキスタン)で開催予定)。日本が拠出している MIKE プログラムについても、日本を含めた締約国が参加する COP において議論されている。COP には日本は必ず参加し、日本としての意見を然るべく表明している。COP の会期間には、常設委員会が COP に代わって条約の実施に関して重要な役割を果たしており、日本は COP19 から COP21 までの間、同委員会のアジア地域からのメンバー国となっている。 COP の場等では、本件拠出を通じたものも含めた日本の野生生物保護への貢献が評価されており、上記のとおり日本は COP19 にて常設委員会のアジア地域代表メンバーに選出されている。締約国会議や常設委員会の場を利用して、MIKE プロジェクトも含め日本としての意見を然るべく発信し、CITES における意思決定に反映している。 また、本件拠出にあたり、CITES 事務局長及び関係部局関係者と日常的に連携し、MIKE プログラム枠内の優良プロジェクトの発掘に努める必要が生じているが、こうした連携を通じて日本と CITES 事務局との意思疎通の強化にもつながっている。
1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等
CITES 事務局との関係では、本件拠出に関する連絡も含め、日常的に在ジュネーブ代表部と CITES 事務局間で意見交換や政策的な対話を行っている。また CITES 関連会合では 2023 年 11 月の SC77 及び 2025 年2月の SC78 に日本代表団が参加し、事務局長も含めた事務局関係者とも意見交換しつつ、議論に積極的に参加した。また、2024 年2月にはイゲーロ CITES 事務局長の訪日の機会に赤堀地球規模課題審議官との意見交換の機会を設定し、MIKE プログラムも含めて詳細な意見交換を行った。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。
CITES の動物委員会には通例、日本から委員が選出されており、2019 年6月からは寺田佐恵子・大阪公立大学大学院農学研究科助教が動物委員会委員を務めている。また同条約の COP 及び常設委員会(SC)の会合には日本から多くの NGO もオブザーバーとして参加している。2022 年 11 月の COP19 には7団体が、2025 年2月の SC78 には5団体がそれぞれ参加した。
1-5 本件拠出に係る日本側の取組等
本件拠出では近年はワシントン条約の MIKE プログラムに対して拠出を行っている。MIKE プログラムへの拠出については、外務省ホームページでの広報の他、CITES 事務局ホームページ上にも掲載されており、日本の野生動植物の保護及び生物多様性保全への貢献が目に見える形で広報されている。また、各事業については、日本のゾウ保全の取組が世界的にも、また国内的にも周知されるよう、事業の開始や終了に当たり、式典を行うなど対外広報に心がけている。 令和2年度に行われたルワンダ(ルワンダ火山国立公園)におけるゾウの生息調査、密猟監視機材の設置及びレンジャーの人材育成に関する事業では、コロナ禍により実施及び終了が遅れていたが、2022 年 12 月に終了後、日本からの取組で 2024 年2月に完了式典を実施(ルワンダ側から開発庁副総裁、日本から駐ルワンダ大使が出席)。完了式典では、ルワンダ側から、MIKE プログラムを通じた日本政府の支援に対する謝意と今後の協力継続に向けた期待が表明されるとともに、「地球環境の保全は地球の未来に対する責務」という考えに完全に同意する旨と、ルワンダ政府としても日本政府からの支援を活用してルワンダ火山国立公園のゾウの保全を継続していくとの決意が述べられた。
1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括
多数国間環境条約遵守・実施促進拠出金は、多数国間環境条約の締約国のうち、特に途上国による条約の遵守及び実施等を促進することを目的としており、近年は、拠出先である CITES 事務局が MIKE プログラムの下で生息国におけるゾウの適切な管理や保護に資する各種活動を行うことで、ゾウの保全を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である「環境問題を含む地球規模問題への取組」に貢献することを目標としている。 CITES 事務局は、基準2のとおり、MIKE プログラム全体については成果を上げているところであるが、日本の支援で行われている一部事業の実施に遅れが生じているところ、CITES 事務局と密に連絡を取り、早期の事業完了に向け実施を監督しているところである。 また、基準3においては、任意拠出全体について、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領している。行財政マネジメントについては、UNEP の指導の下に予算事項、管理事項につき、改善を含め、適切に運営されている。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。 基準4については、4-1 のとおりの状況である。 以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

本件提出では近年は CITES の MIKE プログラムに対して提出を行っている。評価対象期間中の事業の経緯については概要以下のとおり。なお、MIKE プログラムへの提出については、外務省ホームページでの広報の他、CITES 事務局ホームページ上に掲載されており、日本の野生動植物の保護及び生物多様性保全への貢献が目に見える形で広報されている。[\(ワシントン条約ホームページ\)](#)

MIKE プログラムは、全体としては、ゾウ生息国におけるゾウの保全や密猟対策に関する政策決定に必要な情報提供、能力開発などを通じてゾウの個体群の長期的管理を行うための行政能力を構築するという成果を上げているところである。他方、日本の支援で行われている一部事業の実施に遅れが生じているところ、CITES 事務局と密に連絡を取り、早期の事業完了に向け実施を監督しているところである。

(1) 継続中の事業

ア 令和3年度 ボツワナ(セロンガ地区)におけるゾウの死因調査及び象牙回収プロジェクト

(ア) 目標・期待される成果

現地では 2020 年以降、ゾウの大量死が大きく取り上げられている。バクテリアによるものとの発表もあったが、ゾウだけが大量死している状態。これもあり、病死か密猟等によるものか死因調査を行い、病死については病気の調査を行うことでゾウの保護を図る。また象牙の適正な回収により密輸を防止する。

(イ) 現状

2022 年1月に提出したが、現地事情により事業実施に遅れが生じ、期間を延長して実施中。

2025 年5月時点の CITES 事務局からの報告によれば、これまでに合計 272 本の牙が回収され、適切な形で洗浄、計量、マーキングされた上で、象牙保管所に保管された。プロジェクト対象地域における象牙の確保・回収を通じ、象牙の違法取引に関連するリスクの削減に寄与したものと評価できる。他方、病気の調査については進捗が遅れているため、今後の事業の取り組み方について、日本政府、CITES 事務局及び実施団体の間で調整中である。

イ 令和5年度 ジンバブエ(中央ザンベジ地域マロンゴラ地区)における調査・科学研究センターの建設支援

(ア) 目標・期待される効果

ジンバブエの中央ザンベジ地域マロンゴラ地区において調査・科学研究センターを建設し、ゾウ等の野生動物の密猟監視能力の向上を目的とするもの。

(イ) 現状

2023 年3月及び5月に提出したが、2025 年5月時点の CITES 事務局からの報告によれば、資材や人件費等の高騰により案件を進めるための予算が不足し、不足額を補うための財源を見つけることができず、事業の実施に大幅な遅れが生じている。今後の取り組み方について、日本政府、CITES 事務局及び実施団体との間で調整中である。

ウ 令和6年度 西アフリカ地域会合開催支援

(ア) 目標・期待される成果

2025 年 10 月に予定される「西アフリカにおけるワシントン条約 MIKE 準地域運営委員会(SSC)会合」の開催を支援することにより、西アフリカ準地域 11 か国の野生動物保全担当者の能力強化と、ゾウ保全の取組の実施に係る課題の分析を図り、同準地域におけるゾウの管理と保護の改善に寄与することを目的とする。

(イ) 現状

2025 年3月に提出し、10 月の会合の開催に向けて、CITES 事務局が準備を進めている。

(2) 評価期間中に終了した事業

ア 令和4年度 ナミビア(エトシャ国立公園)における象牙保管庫の建設

(ア)目標・期待される成果

適正・安全な象牙の保管を通じてゾウ管理の強化及び密猟者による象牙の違法売買の防止及び密猟対策を図る。

(イ)現状

2023 年2月に拠出し、実施団体も決定したものの、CITES 事務局と実施団体との連絡状況の悪化を受けて、案件実施が困難となった(2024 年6月)。案件実施をとりやめ、全額を国庫返納済(2024 年 11 月)。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2025 年2月(2023 年分コア予算外予算(QTL))
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025 年 11 月(2024 年分コア予算外予算(QTL))

3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等

本件拠出については、CITES のコア予算外予算(QTL)に組み入れられ、事務局によりノンコア拠出として各国から拠出された額の一覧が公表されるとともに、毎年、監査を経た後、同予算全体の収支状況等についても公表される。また締約国会議においてコア予算外予算も含め全体の予算について議論される。

現時点で最新の報告書は2023年のものとなる。3-1(2)の報告では、2023年12月31日時点で、収入22,786,676ドル、支出7,709,579ドルで、収入が支出を15,077,097ドル上回っている。

また、個別のプロジェクトについては、終了後に各々事業報告書が送付される。

上述の通り、日本はCITESの常設委員会のアジア地域からの代表になっており、かつ、常設委員会の予算委員会のメンバーであることから、CITES事務局の財政状況について詳細な情報を得て意見を表明することのできる立場を確保しており、今後とも本件拠出を通じた事業を含め適切な財政状況が保たれるよう留意していく。

直近3年度分については、本件拠出のプロジェクトであるMIKEプロジェクトのみについての監査は行われていない。当該プロジェクトを含むCITES事務局については、3-2(1)に記載のとおり、予算計画や執行状況などにつき監査を受け、特段指摘事項はない。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)

3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)

(1)近年の拠出先のCITES事務局本体としては、以下について取り組んでいる。

ア 予算関連

CITESは3か年予算を編成しており、締約国会議(COP、2～3年に1度開催され、条約の実施状況等をレビューする)及び常設委員会(SC、締約国会議の会期間に1年に1度程度開催し、事務局に条約実施上の政策ガイダンスを提供する)により、予算計画や執行状況のレビューが行われている。また財政小委員会の報告等を通じ、予算の計画や執行状況を厳しく監視している。

イ 管理事項

(1)2025年2月の第78回常設委員会(SC)会合での報告では、CITES事務局から、同事務局が置かれている国連環境計画(UNEP)との協力の下、行財政事項として、職員の性別、地域、国のバランスを図る人事を進めること、経営資源計画システム(UMOJA)による効率的な運営の実施、国連内部監視サービス局(OIOS)による監査などにつき報告が行われた。

(2)MIKE プログラムは CITES 事務局の枠内にある活動ではあるが、ナイロビの UNEP 本部内に位置する「MIKE Central Coordinating Unit (MIKE CCU)」として7名で運営されている。2025 年2月の SC78 では、MIKE プログラムを始め、ゾウ保全にかかわる各種のプログラムの実施に関する報告が行われた。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
該当なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
1	1	1	1	1	0	25
備考	近年拠出先としている CITES 事務局について記載					
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
0	0	0	0	1	1	6
備考	近年拠出先としている CITES 事務局について記載					
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
本件拠出は特定の国際機関等を対象としたものではないことから、日本人職員増強にはなじまない。						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B	b	b	b	N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
世界資源研究所(WRI) 拠出金	
2 拠出先の名称	
世界資源研究所(WRI)	
3 拠出先の概要	
WRI は 1982 年設立の世界的な研究を行う非営利団体であり、ワシントン D.C.(米国)に本部を置く。現在では、ノルウェー主導で 2018 年に立ち上げられた「持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル(海洋 HLP)」の事務局も務めている。同パネルは、日本を含む 18 の海洋国家の首脳自身がメンバーを務める有志国の枠組であり、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向け貢献することを目的として、健全な海洋環境保全や持続可能な海洋経済の構築等に向けた議論を行い、海洋分野における国際的取組を主導している。 日本については、本パネルが立ち上げられた際、ソールベルグ・ノルウェー首相による安倍総理大臣への働きかけもあり、総理大臣自身が本パネルに名前を連ねることとなり、以降、歴代総理大臣がメンバーとして参加している。パネルを支える機構として、有識者による専門家グループや、ビジネス界・NGO・市民社会等の関係者によるネットワークが活動を行っており、WRI はこうした活動全体をとりまとめる事務局として機能している。	
4 (1) 本件拠出の概要	
WRI は、パネルによる上記目的の達成を支援するため、パネルのメンバー国等からの拠出金等により、政府・民間・市民社会等による取組を促進すべく、①各国の海洋分野における優先課題の特定、②各種関連国際会議での海洋に関するアジェンダ・セッティング及び働きかけ、③持続可能な海洋実現のための国際的・地域的協力の推進、④科学的知見の提供、⑤戦略的なコミュニケーションやアウトリーチの実施を行っている。 また本件拠出金等を通じて、2030 年までに全ての沿岸・海洋国家が持続可能な海洋計画の下、自国の領海を持続可能な形で管理することを推進する「Ocean Action 2030」イニシアティブに取り組んでいる。 なお、本パネルは年に1回首脳会合を開催し、首脳レベルでの持続可能な海洋経済に向けたコミットメントを示す機会を創出しており、同会合の開催費用も本件拠出金から拠出される。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 9,405 千円	
WRI の 2024 年会計年度(2023 年 10 月～2024 年9月)においては、令和5年度(2023 年度)当初予算額 13,700 千円を拠出。日本の当該拠出が同会計年度における海洋 HLP 予算に占める割合は4%、拠出順位は6位。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局地球環境課、在米国日本国大使館	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1(1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標VI 経済協力:政府開発援助(二国間)又は多国間の開発協力を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献し、これにより我が国の平和と安全の維持、一層の繁栄の実現といった国益を確保すること」、「施策VI-2 地球規模の諸問題への取組」、「個別分野2 環境問題を含む地球規模問題への取組」の下に設定された中期目標「我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する」を達成するための手段の一つと位置づけている。(令和6年度外務省政策評価書)
1-1(2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
持続可能な海洋経済の構築を含む海洋環境の保全は、SDG14(持続可能な開発のために海洋・海洋環境を保全し、持続可能な形で利用する)にも深く関係するものであり、国際社会が連携して取り組むべき課題として近年国際的関心を集めている。例えば、G7においては海洋が継続的に取り上げられており、2025年3月の「海洋安全保障及び繁栄に関する G7外相宣言」においても海洋環境への取組の重要性が改めて確認された。また、国連は SDG14 達成のため国連海洋会議を開催してきており、2025年6月の第3回国連海洋会議(UNOC3)に向け機運の一層の高まりが見られた。 WRI が事務局を務める「持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル」は、海洋に関する幅広い課題を議論する枠組であり、毎年首脳レベルでのコミットメントを確認してきている。このようなハイレベルでの海洋環境に特化した枠組みは他に例を見ない。また、パネルを務める18か国の首脳の補佐役として各国が「シェルパ」を置き、定期的にシェルパ会合を開催し、海洋に関する国際的な取組を推進している。 本パネルは海洋に特に強い関心を有する国で構成されているため、パネルでの議論において日本の取組や意見を紹介することにより、その結果を様々な海洋関連の国際会議において効果的に反映することが可能となる。2024年9月の首脳会合では、ブルーカーボン関連の取組等の日本の優れた取組を「日本モデル」として発信していく旨を述べつつ、プラスチック汚染対策については、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の提唱国として、これまで日本はプラスチック汚染を終わらせるための具体的な行動をとってきており、現在交渉中のプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書についても、多くの国が参加する効果的かつ進歩的な条約を実現するために、引き続き積極的に交渉に参与していく旨発信した。2025年3月には、東京でのシェルパ会合を日本がホストし、日本に関するセッションを設定し、効果的に日本の海洋関係の取組をパネル参加国に紹介し、他の参加国から関心が示された。 本パネルは WRI と協力しつつ、2024年度にも、アワ・オーシャン会議、国連気候変動枠組条約第29回締約国会議(COP29)等の環境関連国際会議において、サイドイベント等を開催し、海洋アジェンダの推進に貢献した。 上記のとおり、本件拠出は上記 1-1(1)の目標の実現に大きく貢献し得る行動を促進するものとなるとともに、G7等の枠組においても海洋が注目を集める中、日本の海洋分野での国際貢献を示すものとなる。本パネルは、2030年までにすべての沿岸・海洋国家が持続可能な海洋計画の下、自国の領海を持続可能な形で管理することを推進することを掲げており、こうした取組に本拠出金を通じて日本が積極的に取り組むことで、中期目標「我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する」の達成に寄与するものとなっている。
1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
現在、石破総理大臣がパネルのメンバーを務め、外務省地球規模課題審議官がシェルパを務めている。日本は、事務局が開催する各種会合にメンバー国として積極的に参加し、意思決定プロセスに参画している。日本は第6位の拠出国であり(2022年から2025年の予算年度における合計額ベース)、意思決定への影響力は大きい。また、事務局の運営については、事務局との間でバイ協議等を通じて密に連携をとっており、これまでの各会合等の開催にあた

り、日本の意見を反映させてきている。例えば、2025 年3月には日本がシェルパ会合をホストし、日本の海洋関係の取組を紹介するセッションを WRI と調整して設定し、効果的に日本の取組をパネル参加国に紹介することができた。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

概ね2か月に1度の頻度でシェルパ会合が開催され、海洋政策に関する議論が実施されている(2024 年6月、9月、12 月、2025 年3月及び5月に実施)。2024 年9月の首脳会合ではノルウェー、パラオ、フランスから首脳の出席があり、2025 年3月の東京でのシェルパ会合にはウィップス・パラオ大統領も一部参加し、本パネルのこれまでの成果を評価する旨述べた上で、更なる取組の重要性につき強調した。また、事務局を務める WRI との間ではシェルパ会合(局長級)及びシェルパを補佐するフォーカル・ポイントレベルでの会合にて定期的に意見交換を行っている。この他、様々な環境関連国際会議において、本パネル主催のイベントを実施し、途上国への能力構築や知見共有等を実施している。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

ハイレベル・パネルは企業や学術関係者との強力なネットワークも構築(48 か国 250 名以上の有識者が参画)しており、海洋に関するビジネス・チャンスやイノベーションについて、様々なイベントで紹介し、関連する有識者・企業関係者を結びつける機会としている。また、日本からは、笹川平和財団が有識者としてハイレベル・パネルの学術的議論に積極的に貢献してきている。2025 年3月に東京において実施されたシェルパ会合の機会には、日本の官民による海洋に関する取組の例について同財団からも説明を行い、パネル参加国が日本の取組への理解を深める契機となった。SDGs ビジネスの機運が世界的に高まる中、ハイレベル・パネルが発出する報告書は海洋に関する課題やイノベーション、ビジネス機会について紹介するものとなっており、日本企業が新たなビジネス機会を発掘する上でも有益な最新の情報を提供している。更にハイレベル・パネルの関連会合では日本の取組について各国から照会がなされる等、日本企業・金融機関の取組について国際的な認知度を上げる機会も創出している。

1-5 本件拠出に係る日本側の取組等

2025 年3月、日本がホストする形で、東京において第 39 回シェルパ会合を行い、パネル参加国間の議論の一層の促進に貢献した。また、同会合の議題を作成する際には、事務局である WRI と調整しつつ、日本が中心となり、日本の海洋関係の取組を種々紹介する機会となるセッションを設定し、パネル参加国及び事務局関係者の日本の取組への理解促進を図った。こうした取組や、本パネルの各種会合への平素からの積極的な参加を通じ、日本の考えはパネル参加国及び事務局関係者に広く浸透しており、パネルとして作成する資料等への日本からの指摘事項等は多くの場合において受け入れられている。

1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

世界資源研究所(WRI)拠出金は、WRI が「持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル」の事務局機能を果たすことで、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向け貢献し、海洋分野における国際的取組を主導することで、ひいては日本の外交政策上の目標である環境問題を含む地球規模問題への取組に貢献することを目標としている。

拠出先は、基準2のとおり、首脳レベルの会合を設定し、首脳級が一堂に会して海洋保全の重要性について強力なメッセージを打ち出す場を創出し、さらに 2025 年6月の UNOC3に向けてパネル参加国の協力を促すために活動している。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案は確認されていない。

基準4については、4-2 の理由から N/A としている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

本パネルは、健全な海洋環境保全や持続可能な海洋経済の構築に向けた議論を行い、国際的取組を主導することを目標としている。具体的には、(1)各国における海洋分野における優先課題の特定、(2)各種関連国際会議での海洋に関するアジェンダ・セッティング、(3)持続可能な海洋実現のための国際的・地域的協力の推進、(4)科学的知見の提供、(5)戦略的なコミュニケーションやアウトリーチの実施を主な活動と定めている。また、ハイレベル・パネルは、メンバー国が 2025 年までに自国の領海を 100%持続可能な形で管理することにコミットしており、さらに全ての沿岸・海洋国家が 2030 年までに自国の領海を 100%持続可能な形で管理することを目指す取組である「Ocean Action 2030」を呼びかけている。こうした目標を達成すべく、各国の能力構築や、必要な知見の共有を実施している。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-1(1)の戦略目標に基づき、主に以下の取組・活動を実施している。

(1)年に1回の首脳会合及び2か月に1回程度のシェルパ会合での議論を通じ、海洋に関する優先課題を特定し、今後の具体的取組を促進している。2024 年9月に開催された持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル第6回会合では、日本の取組として、ブルーカーボン関連の取組等の日本の優れた取組を「日本モデル」として発信していく旨を述べつつ、プラスチック汚染対策については、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の提唱国として、プラスチック汚染を終わらせるための具体的な行動をとってきており、現在交渉中のプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書についても、多くの国が参加する効果的かつ進歩的な条約を実現するために、引き続き積極的に交渉に参与していく旨発信した。さらに、本パネルとして、「海洋パネル首脳コミュニケ 2024」と題する首脳文書を発表し、本文書作成のために事務局はパネル参加国との間で種々の調整を行った。パネル参加国全体としての海洋関連取組の進捗を示す、「進捗報告書」を発表した。進捗報告書とは、2020 年に公表した文書「変革アジェンダ (Transformations Agenda)」で打ち出した各種目標の達成に向け、海洋 HLP メンバー全体での進捗を示す文書であり、海洋 HLP ホームページ上で2年に1度公表している。またこれらの成果物について事務局の公式ホームページや各種公式 SNS を通じて発信が行われ、本パネルの議論の内容を周知する上で重要な役割を果たした。

(2)事務局はシェルパ会合の開催に際し各種調整業務を実施しており、対面形式で実施する際にはホスト国との間で緊密に連携している。2025 年3月に日本がシェルパ会合をホストした際には、事務局は充実した議論が実施されるよう、日本側と綿密な連絡を行い、会合の円滑な実施に貢献した。

(3)さらに、各国、民間企業、有識者、NGO 等に知見を共有し、行動を促進すべく、海洋に関する様々な報告書(先住民の知識、海洋の健康等)を作成し、事務局のホームページで公開している。2024 年には2点の報告書が公開された。

(4)2025 年6月にニース(フランス)で実施される UNOC3 に向けて、本パネルとしての取組を最大限にアピールできるように、事務局はフランスと緊密に連絡を取り、最新情報をパネル参加国に還元している。

(5)なお、メンバー国が 2025 年までに自国の領海を 100%持続可能な形で管理するという目標については、2024 年の「進捗報告書」によれば、2024 年8月現在、メンバー国の半数にあたる9か国が持続可能な海洋計画(SOP)の実施または更新を進めていることが確認された。2022 年の「進捗報告書」では、SOP の実施または更新を進めていると申告した国が3か国であったこと、また近年新たに本パネルに参加した国もあることを踏まえれば、目標達成に向け着実な前進が見られるといえる。

(6)また、全ての沿岸・海洋国家が 2030 年までに自国の領海を 100%持続可能な形で管理することを目指す、という目標については、2024 年から新たに「100%アライアンス」というイニシアティブを本パネルとして推進しており、本パネルに未参加の国々に対しても、同目標に賛同するように呼びかけている。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	10 月から9月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024 年 11 月(日本の 2023 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025 年 12 月(日本の 2024 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
直近の財務報告書は、拠出先機関である WRI 全体の決算をカバーしている。日本の拠出は、他のパネル参加国からの拠出とあわせて本パネルの運営全般に係るコア予算に充当されており、日本の 2024 年度拠出分約7万9千ドルについては、WRI の 2025 年会計年度の収入として計上される予定。日本の 2023 年度拠出分 10 万ドルについては先方 2024 会計年度の収入として計上されており、決算状況に関しては収支が一致しており、余剰金は発生していない。 なお、本パネルにおいては、どの事業を優先的に実施するかについて事務局と参加国との間で協議を行った上で、各会計年度における参加各国からの拠出額の範囲内で事業は実施されている。 WRI は米国法に基づいて設置された非営利法人として、連邦政府予算の配分を受ける非営利法人について必要とされる第三者による独立会計監査を受けている。5年単位で作成している WRI 戦略計画の実施状況について、5年おきに外部レビューチームによる独立レビューを受けている。これらの結果はホームページ上で公表されている。会計監査においては、米国の会計基準に基づき適正な会計が行われていることが報告されている。 日本は、令和3年度補正予算により本件拠出を開始しており、WRI の 2023 年における年次レポートによれば、WRI は、2023 年度を財務面・運営面ともに健全な状態で終えることができ、強固な財務管理、透明性と説明責任への取組が評価され、慈善団体評価機関から常に最高評価を得た旨が報告されている。具体的には、WRI の評価について、チャリティ・ナビゲーター(Charity Navigator)からは最高ランクの4つ星、ガイドスター(Guidestar)からのプラチナ・シール(Platinum Seal of Approval)、チャリティ・ウォッチ(Charity Watch)からは A+を獲得した。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
本パネルの活動経費としての WRI への資金拠出のあり方については、より公平で予測可能性のある拠出モデルを策定すべく、シェルパ会合において継続的に議論が行われている。また、より適切な予算執行を行うために、年間の作業計画についてもシェルパ間で綿密な議論を行っており、KPI 等の各種取組の進捗を客観的に測定できる指標作りについても、メンバー国及び事務局との間で議論を進めている。	
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。	
該当なし	

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☒ 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等)(パネル事務局) ☐ 拠出先全体	(参考) 全職員数	
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
0	0	0	0	0	0	12
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
0	0	0	0	0	0	2
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
本パネルはノルウェー主導の下、WRIの下に小規模な事務局が立ち上げられている。事務局員はWRI職員だが、事務局活動の意思決定を行うのは日本を含む18のメンバー国である。パネル設立以来、ノルウェーとパラオが共同議長を務めており、パネルの運営に係る各種検討はノルウェー及びパラオのシェルパを中心に行われている。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
本件拠出金は、WRIにおいて数あるプロジェクトの一つとして位置付けられている海洋HLPの活動に対してのみ使用されるものであり、本件拠出金が直接WRIにおける日本人職員数を増やすことにつながるという関係にはない。また、WRIは非営利団体であり、本件拠出が日本人職員のポスト獲得につながるという関係にもないため。						

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B+	a	b	b	N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際刑事裁判所被害者信託基金拠出金	
2 拠出先の名称	
国際刑事裁判所被害者信託基金	
3 拠出先の概要	
国際社会における人権意識の高まりを背景に、最も重大な刑事犯罪の処罰に加えて、犯罪の被害者に対する救済を与えるべきとの声が高まる中、国際刑事裁判所(ICC)被害者信託基金(TFV)は、2002年、ICCローマ規程に基づき、ICC第1回締約国会議において設立された。TFVは、(1)裁判所の有罪判決に基づき被害者賠償を行うこと(賠償マンデート)、及び(2)ICCが管轄権を行使している事態において、被害者及びその家族に身体的リハビリテーション、精神的リハビリテーション、物理的支援等を行うこと(支援マンデート)を目的とした基金であり、その資金は、国家、団体、個人等からの任意拠出金等によって賄われる。 ICCは、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪(集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪、侵略犯罪)を犯した個人を、国際法に基づき訴追・処罰するための、史上初の常設の国際刑事法廷。加盟国は現在125か国・地域であり、本部(TFV事務局含む)の所在地はオランダのハーグである。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、TFVの任務のうち、被害者及びその家族に対する支援プログラムに充てられる。日本の任意拠出金は、性及びジェンダーに基づく暴力(SGBV)の被害者に対する支援にイヤマークされているところ、かかる支援を実施するためのプログラム運営に拠出される。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額	5,156 千円
全額イヤマーク拠出	SGBVの被害者支援
日本の拠出率	0.79%(2023年)
拠出額の順位	14位
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際法局国際法課、在オランダ日本国大使館	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交」、「施策Ⅱ－3 国際法の形成・発展に向けた取組」、「個別分野1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」の下に設定された中期目標「国際社会における法の支配を推進する」を達成するための達成手段の一つと位置づけている。[\(令和6年度外務省政策評価書\)](#)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

ICC ローマ規程は、重大犯罪の不処罰を終わらせることと同時に、被害者の救済を重視しており、TFV はこれを実現するためのメカニズムとしてローマ規程に基づき設置された基金である。TFV は、ICC の管轄権の範囲内にある犯罪の被害者及びその家族のために、(1)ICC の有罪判決に基づき被害者賠償を行うこと、及び(2)ICC が管轄権を行使している事態において、被害者及びその家族に身体的リハビリテーション、精神的リハビリテーション及び物理的支援等を行うことを目的としている。こうした TFV の活動は、国際社会における ICC への理解を深め、評価を高めるものであり、ICC の存続に欠かすことのできない極めて重要なものである。また、日本の外交政策の柱である、国際社会における法の支配の推進に寄与するものである。日本は、例年、TFV が行う主要な活動分野の一つである SGBV 被害者支援に任意拠出金をイヤマークしている。

2014 年に初めて TFV への拠出を行った際、北大西洋理事会において、安倍総理大臣から、女性の力の活用や、「人間の安全保障」の理念を重視していることを述べた上で、ICC の役割を重視し、被害者救済のための TFV に拠出することを発表した。これまで、赤根 ICC 所長の一時帰国の際に、総理大臣や外務大臣に対して、ICC への日本政府の支持に対する謝意が述べられた他、ICC のホームページ上でも日本の拠出金が果たす役割の重要性について謝意を示す[プレスリリース](#)が掲載されるなど、ICC 内でも日本の支援が強く認識されている。なお、TFV は、上記のとおり ICC の有罪判決に基づき被害者への賠償を行っているが、判決を出す ICC のトップは赤根所長であり、ICC 所長は TFV 理事会と被害者賠償のあり方について定期的に意見交換を実施している。

世界で唯一の常設の国際刑事法廷である ICC は、近年、ウクライナやパレスチナの事態を受けて、その活動に国際的な注目が集まっている。SGBV 被害者支援にイヤマーク拠出を行うことは、ICC コミュニティにおける日本のプレゼンスを維持し、法の支配へのコミットメントを示す上で、重要な意味を持つ。さらに、日本が人権保障・促進、女性の活躍する社会、女性・平和・安全保障(WPS)を重視していることを対外的に示すという観点からも、本件拠出は有用である。

なお、日本は、TFV への任意拠出について、ICC 非締約国や NGO も多く参加している ICC 締約国会議において表明しており、本評価期間中の 2024 年 12 月に開催された第 23 回 ICC 締約国会議でも、TFV の活動に対する日本のコミットメントを再確認した上で、SGBV 被害者支援にイヤマークする拠出金の支払をこれまで同様に行う旨表明した。日本が SGBV 被害者支援に拠出金をイヤマークしていることは、例年、TFV 活動報告書において言及されている。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

TFV は ICC 職員が事務機能を担う事務局及び締約国の代表5名の理事会から構成される。ただし、理事会の理事は個人の資格で活動している。現在、TFV の意思決定機関である理事会に日本人の理事は含まれていない(かつては野口元郎外務省参与兼最高検察庁検事が理事長を2期(任期:2012～2015 年、2015～2018 年)務めた。)ものの、在オランダ日本国大使館を通じて事務局と意思疎通を図っており、必要に応じ同大使館を通じて日本側の意向がその都度遅滞なく事務局に伝達されている。また、2024 年3月、TFV の所属する ICC の所長に赤根判事が就任している。TFV は ICC から一定の独立性を保って運営されているが、日本の立場を ICC に円滑に伝達ができる体制が確保されている。

なお、ICC 手続規則第 98 条 2 において、「裁判所は、判決時において被害者各人に直接賠償金を支払うことが不可能または非現実的な場合、有罪判決を受けた者に対する賠償金を TFV に供託するよう命じることができる」とあり、ICC の判決が TFV の拠出先決定に重要な役割を果たしている。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等
2024 年6月、赤根 ICC 所長は上川外務大臣を表敬。また、同様に 2024 年8月には岸田総理大臣及び上川外務大臣を表敬。2024 年 12 月には岩屋外務大臣を表敬。2025 年1月には石破総理大臣を表敬。いずれの機会でも、ICC の役割強化、国際社会における法の支配の促進に向けた連携強化について確認した。赤根所長からは重ねて、TFV への日本の継続的な支援に対する謝意が日本側関係者に対して伝達された。 2024 年 12 月、TFV事務局長と在オランダ日本大使館との間でTFVの活動状況や優先事項に関し意見交換が行われ、日本からの支援に対して謝意が述べられた。また、2024 年には駐ウガンダ日本大使と ICC 対外関係局長との間で TFV を含む ICC の活動について意見交換が行われ、2025 年3月には在カメルーン日本大使館参事官と TFV 法務担当官の間で、中央アフリカにおける TFV の活動について意見交換が行われた。
1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。
1-5 本件拠出に係る日本側の取組等
日本のビジビリティを高めるため、拠出に当たっては、駐オランダ日本大使が TFV 事務局長と面談し、ICC のホームページ及び SNS での広報に繋げた。また、第 23 回締約国会議（2024 年 12 月）の一般討論演説でも、駐オランダ日本大使から SGBV 被害者支援にイヤマークした TFV への拠出について言及した。
1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括
国際刑事裁判所被害者信託基金拠出金は TFV が ICC の管轄権の範囲内にある犯罪の被害者及びその家族のために、(1)裁判所の有罪判決に基づき被害者賠償を行うこと、及び(2)ICC が管轄権を行使している事態において、被害者支援をすることで被害者の救済を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」に貢献することを目標としている。 TFV は、基準2においては、SGBV 被害者支援に対し、2-2 のとおりの効果を上げている。 また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。 基準4については 4-2 の理由から N/A としている。 また、赤根 ICC 所長を含む ICC 関係者から、日本による TFV への支援について関係者への謝意表明があった。 以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果
【日本の拠出の充当が終了した事業】 2022 年度拠出:コンゴ民主共和国南キヴ州における SGBV 被害者の救済 (1) 目標:SGBV 被害者の社会経済的な復帰のための心理療法及び物質的援助を通じた同被害者の精神的な健康状態及び経済的エンパワメントの改善に貢献する。

(2)取組・今後の見通し:対象地域では、国内外の武装勢力及び政府軍の紛争の場となっており、その過程で多数の性犯罪被害者が発生した。これらの被害者の回復及び社会経済統合のため、個別又はグループ別のカウンセリングや心理療法セッションのほか、裁縫、木工、理容、農業、小売業等の収入を生み出す活動の管理に関する研修や識字率向上プロジェクト等を展開し、2024 年中のプロジェクト終了までに計 425 名の SGBV 被害者が本事業の恩恵を受け、裨益者によるマイクロビジネスの立ち上げ、経済的自立等の効果があった。

【実施中又は完了結果の報告を受けていない事業】

2023 年度拠出:中央アフリカ共和国 Ombella M' Poko 地域で被害を受けた SGBV 被害者及びその家族への医療・心理・経済的エンパワメント

(1)目標:SGBV 被害者及びその家族、コミュニティへの医療サービスの提供、心理的リハビリ、社会経済支援による統合的なエンパワメントに資する。

(2)取組・今後の見通し:当該地域では、武力紛争の過程で多数の性暴力被害者が発生しており、これらの被害者の医療サービスへのアクセスは極めて限定されており、また、被害者は差別による孤立にも苦しんでいる。SGBV 被害者への外傷治療・HIV 治療を含む医療サービスの提供、カウンセリング、経済社会統合のためのマイクロクレジットの提供、ジェンダー平等に関する啓蒙活動等を展開し、2025 年中のプロジェクト終了までに 460 名の SGBV 被害者やその家族等が本事業の恩恵を受けられることを目指す。

2024 年度拠出:2025 年1月に送金を実施した。同拠出分の案件については中央アフリカにおける紛争下の性暴力被害者支援に使用される予定。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024 年 12 月(日本の 2022 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025 年 12 月(日本の 2023 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
本件拠出は、他のドナーの拠出と共に、ICC 内に設置された TFV に組み入れられる。日本の 2022 年度拠出分については 2023 年1月に拠出されたため、TFV の 2023 年会計年度の収入として計上された。同会計年度の決算報告書は 2024 年 12 月に受領している。また、同決算報告書の中に個別のプロジェクトの決算報告も含まれており、日本が拠出したプロジェクトについて未払いがなく、収支に問題がない旨確認済み。 本基金の財政状況及び活動実績については、例年、12 月ごろに開催される ICC 締約国会議において報告され、その内容に懸念事項はない。本評価期間中の 2024 年 12 月に開催された第 23 回 ICC 締約国会議でも、TFV 側から、2023 年1月から 12 月までの財政状況について、また、2023 年7月1日から 2024 年6月 30 日までの活動実績について報告が行われた。2023 年の決算状況は ICC における新たな賠償判決が出て支出が増加したことが影響し、2,426 千ユーロの赤字となった。赤字の改善については、賠償以外のプロジェクトの規模の調整による支出の調整が可能であり、また、TFV への任意拠出は 2019 年の 269 万ユーロから 2023 年には 569 万ユーロに近年急増しており、資金調達の取組が拡大している。組織の規定に基づく準備金により組織財政の健全性は確保されている。 直近の決算報告書については、Board of Audit and Inspection of Korea (韓国の監査法人)が外部監査を実施。外部監査報告書においても、TFV 決算報告書が適正に作成されている旨が確認されている。 監査報告書では被害者に対する賠償および支援プログラムの拡大に合わせて資金調達活動を拡大する必要がある旨指摘されている。	

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)
毎年、TFV の活動報告書及び決算報告書が提出されており、その内容に懸念事項はないため、組織・行財政面について特段の課題は認められない。一方で、近年、全体として ICC が捜査・訴追を行う事態の件数が増加傾向にあり、賠償判決も増加していることに伴って TFV の支援対象が拡大している。このため、資金調達活動の強化が求められており、これに応じて人員の増強が行われている。なお、TFV 事務局の件費は、ICC 本体予算から支出されており、TFV の賠償・支援プログラムとは独立した会計となっている。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
ICC 内の独立監査メカニズムが毎年監査報告を実施しており、2024 年 12 月に公表された監査報告書について、TFV に関する指摘事項はない。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む) ☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体 (参考) 全職員数
2021 2022 2023 平均値 2024 日本人職員数の増減 2024
0 0 0 0 0 0 12
備考
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減
過去3年の日本人幹部職員数 (参考) 全幹部職員数
2021 2022 2023 平均値 2024 幹部職員数の増減 2024
0 0 0 0 0 0 1
備考
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)
赤根所長の一時帰国に際して、2024年6月、上川外務大臣から、2024年12月、岩屋外務大臣から、それぞれICC全体における日本人職員の増強について協力を要請した。
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由
TFV事務局はICCの一部であり、日本政府としてはTFVに限らずICC全体の日本人職員増を目指している。TFV事務局自体は少人数で構成されており、日本人職員の増強にはなじまない。

令和7年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B+	a	b	b	N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
大陸棚限界委員会信託基金拠出金	
2 拠出先の名称	
国際連合 法務部海事海洋法課(DOALOS)	
3 拠出先の概要	
DOALOS は、国連法務部において海洋問題及び国連海洋法条約に関わる業務を所掌する部署であり、大陸棚限界委員会(CLCS)の事務局の役割も担っている。CLCS は 1997 年、沿岸国が提出する大陸棚延長申請を審査し、勧告を行うことを目的として国連海洋法条約(締約国数 169 か国+EU)に基づき設置され、衡平な地理的代表の原則に基づき選出された地質学、地球物理学又は水路学の専門家 21 名の委員で構成される。委員は個人の資格で任務を遂行する。CLCS の会合は、2024 年までは1会期7週間の会合が年3会期(計 21 週間)、2025 年からは同5週間の会合(注)が年3会期(計 15 週間)、国連本部(ニューヨーク(米国))で開催されている。(注:期間短縮に伴う作業量の減少分は、各委員が各会期間に少なくとも2週間の会期間作業を行うことで、補うこととなっている。)	
4 (1)本件拠出の概要	
国連海洋法条約附属書Ⅱ第2条5は、委員の指名を行った締約国が、当該委員が委員会の任務を遂行する間その費用を負担する旨規定しているが、途上国が委員を指名した場合、経済状況によっては同委員の出張経費等を支弁することが困難な場合がある。このため、国連総会決議(A/RES/55/7 パラ 20)において、事務総長に対し途上国出身の委員が CLCS 会合に出席するための費用を支援するための信託基金の設置が要請され、2001 年に本件信託基金が設置された。同基金への拠出により、途上国出身の CLCS 委員(14 名)のうち、同基金による支援を要請した委員の旅費を支援し、委員の会議出席を確保し会合の定足数を満たすことで、CLCS 会合の滞りない開催及び大陸棚延長制度の着実な実施を促す。同基金の管理は事務局を担う DOALOS が行っている。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和7年度当初予算額 0 千円	
2023 年の日本の拠出順位は5位で拠出率は 10.05%。ノン・イヤマーク拠出。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際法局海洋法室、国際連合日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 II 分野別外交：国民の安全の確保と繁栄を目指し、望ましい国際環境を確保すること」、「施策 II-3 国際法の形成・発展に向けた取組（施策レベル）」、「個別分野1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」の下に設定された中期目標「1 国際法の形成及び発展を支える国際機関及び国際的フォーラムを強化する取組を人的及び財政的に支援し、グローバル・サウスも念頭に、引き続き「法の支配」を推進する。」を達成するための手段の一つと位置づけている。（令和6年度外務省政策評価書）

1-1（2）上記 1-1（1）の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性（その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。）

国連海洋法条約（UNCLOS）において、沿岸国は、大陸棚を探索しその天然資源を開発するための主権的権利を行使することが認められている。大陸棚限界委員会（CLCS）は沿岸国が UNCLOS に従って行う大陸棚の延長申請を科学的・技術的に審査し、勧告を行う唯一の機関である。CLCS の勧告に基づいて沿岸国が設定した延長大陸棚は最終的かつ拘束力を有するものとなる。このような重要な任務を担う CLCS の会合は年3会期ニューヨークの国連本部で開催されている（2024 年までは年 21 週（1会期7週間×3会期）の会合。2025 年からは年 15 週（1会期5週間×3会期）の会合及び会期間毎に少なくとも2週間（年間6週間）の会期間作業の実施に変更）。会合参加のための委員の経費（旅費等）は、UNCLOS 上、委員の指名を行った締約国が負担することになっているが、21 名の委員は衡平な地理的代表の原則に基づき選出されていることから、常に半数近い委員が財政難を抱える途上国の出身である。途上国委員の出席を確保し、会合開催に必要な定足数（委員の3分の2）を満たすため、途上国委員の会合への参加を財政的に支援する信託基金が 2001 年に設置された。2024 年 12 月 12 日に採択された国連総会決議「海洋及び海洋法」（A/RES/79/144）でも、本信託基金の重要性が強調されるとともに、資金不足の懸念が指摘され、各国に更なる拠出が呼びかけられている。

本件基金に拠出し、会合定足数の達成を通じ CLCS の滞りない活動に貢献することは、すなわち UNCLOS が規定する大陸棚延長制度の着実な実施への貢献である。2022 年6月の林外務大臣の記者会見においても、CLCS が国際法に基づく各国の大陸棚の限界決定に重要な役割を担っており、日本としても、海洋国家として、CLCS に優れた委員を輩出し、沿岸国による大陸棚限界設定作業を促進し、海洋法秩序の発展に積極的に貢献してきた旨言及しており、日本としても CLCS の役割を重視している。評価対象期間中に、13 件の申請について審査が進められ、3件について勧告が発出されており、本件拠出金により、現に CLCS の審査が促進されているため、国際法の形成及び発展を支える国際機関等を人的・財政的に支援することで、国際社会における「法の支配」を推進するという、日本の外交目標への貢献度は極めて高い。

2008 年 11 月、日本は UNCLOS 第 76 条に従い、大陸棚延長申請を行い、2012 年4月に CLCS から計約 31 万平方キロメートルの大陸棚延長を認める勧告を受領した。大陸棚延長が認められた海域のうち、関係国との調整が行われていた小笠原海台海域について、2024 年7月 20 日、同海域の大部分を新たに日本の延長大陸棚と定める改正政令が施行された。これにより、当該海域において沿岸国として延長大陸棚における天然資源の探索等の主権的権利等を行使することが日本の国内法上可能となり、その意義は極めて大きい。また、2014 年7月に内閣府総合海洋政策本部が決定した「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」では、勧告が先送りされた残り1海域について CLCS による勧告が早期に行われるよう努力を継続する旨定めている。この観点からも、同基金への拠出を通じ、定期的な会合の開催及び延長申請の更なる迅速かつ効果的な審査の実現を図ることは極めて重要である。加えて、日本は、「法の支配」に基づく海洋秩序の維持・発展のために、CLCS のみならず、国際海洋法裁判所（ITLOS）や国際海底機構（ISA）等、UNCLOS に基づき設置された各種機関への人的・財政的貢献を通じ、「法の支配」を一層推進している。CLCS への任意拠出はこうした海洋法分野全体にわたる日本の取組姿勢を示す上でも重要である。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

UNCLOS 上、CLCS は、地質学等の専門家である 21 名の委員で構成され、各委員は個人の資格で職務を遂行すると規定されている。日本は、CLCS 発足当初から継続して委員を輩出し、CLCS の任務遂行に貢献している。現

在の日本の委員は、山崎俊嗣東京大学名誉教授・高知大学客員教授(外務省参与。任期は 2028 年6月 15 日まで。)であり、同委員は、高い専門的知識及び経験を活かし、大陸棚延長申請の審査及び勧告の発出という CLCS の任務に大きく貢献している。
1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等
CLCS の事務局である国連海事海洋法課(DOALOS)に対しては、基金の収支状況の透明性確保や、各国からの拠出を促し残高不足を回避するための方策に関し、UNCLOS 締約国会合に出席した外務省国際法局海洋法室長及び本信託基金に関するオープン・エンド作業部会に出席した国際連合日本政府代表部職員から、日本の意向を適宜伝え、反映するよう働きかけている。
1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。
1-5 本件拠出に係る日本側の取組等
本信託基金は各国からの任意拠出によるものであることから、残高不足を回避し、本信託基金を安定して運営していく方策について、本件信託基金に関するオープン・エンド作業部会が設置され定期的に議論されている。2024 年6月の UNCLOS 締約国会合には外務省国際法局海洋法室長が、10 月に開催された作業部会には国際連合日本政府代表部職員が出席し、支出の合理化などを提起し積極的に議論に参加した。
1-6 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括
大陸棚限界委員会信託基金拠出金は CLCS が UNCLOS 締約国から提出された大陸棚延長申請の審査及び勧告を行うためにも、途上国出身の CLCS 委員の旅費を支援して会合の定足数を満たすことで、CLCS 会合の滞りない開催を促すとともに、UNCLOS に基づく延長大陸棚制度の実施を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である国際社会における「法の支配」の推進に貢献することを目標としている。 CLCS は、基準2のとおり、計画のとおり年3会期の会合を開催、UNCLOS 締約国から提出された大陸棚延長申請の審査を進め、評価対象期間中に3件の勧告を発出するといった効果を上げている。 また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2(2)のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。 基準4については 4-2 の理由から N/A としている。 また、2024 年6月 10～14 日に実施された UNCLOS 締約国会合において、本件信託基金を管理する DOALOS から、任意拠出を行った締約国として日本に言及があったほか、同会合での CLCS 議長報告においても、拠出国に謝意が表明されている。また、2024 年 12 月 16 日に採択された国連総会決議「海洋と海洋法」(A/RES/79/144)においても、本件信託基金への任意拠出を行った国に謝意が表明されている。 以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

これまでに CLCS に行われた 106 件(含:修正再申請 11 件)の大陸棚延長申請のうち、評価期間中に3件について新たに勧告が採択され、2025 年5月時点で 43 件(含:修正再申請に対する勧告8件)について勧告を採択済みである(日本の大陸棚延長申請に関する勧告を含む。)。他方、未だに 63 件(含:修正再申請3件)について審査が終了していない。各国から提出された大陸棚延長申請について、CLCS は 21 名の委員から7名ずつの小委員会を組織し、申請順に審査しているが、1回の会合で扱うことのできる件数には限りがあり、また、地質学等の観点から専門的・技術的な分析が必要なため、勧告採択までには申請から最低でも数年以上の時間を要する。審査の長期化は UNCLOS 締約国会合でも指摘されており、CLCS は審査の迅速化に務めている。評価期間中、本件拠出金により、途上国委員の出席を確保し、予定どおり年3回の CLCS 会合が開催され、13 件の申請について審査が進捗し、3件の勧告が採択されるなど、CLCS の作業が着実に進められたことは、本件拠出の目標を十分に達成したといえる。

CLCS 会合は通常年3会期開催され、その進捗については、会期終了ごとに議長声明として公表され、また、勧告が採択された後には、CLCS のホームページにおいてそのサマリー(要旨)が公開されており、審査の進捗状況や成果について広く周知されている。CLCS ホームページで公開されている議長声明によると、第 61 会期(2024 年7月8日～8月 23 日)は、11 件の申請の審査が進められたほか、新たに審査を開始する2件について申請国によるプレゼンテーション等が行われた。第 62 会期(2024 年 10 月7日～11 月 22 日)では前会期からの継続案件について審査された。第 63 会期(2025 年2月 17 日～3月 21 日)では、キューバ、ブラジル、アイスランドの申請に対して勧告が発出された。

このように、本件拠出金は、UNCLOS に基づく延長大陸棚の限界について CLCS が滞りなく会合を開催し審査を進めるという所定の目的を達成しているといえる。また、2025 年7月7日～8月8日に次回会合の開催が予定されており、引き続き各国の大陸棚延長申請の審査が行われる。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	2023 年1月から12 月
3-1 (2) 決算報告書の受領(先方公表)年月	2024 年9月(日本の 2023 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2025 年9月頃(日本の 2024 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書及び監査結果の要点等	
2023 年は、9名の委員に対し合計約 65 万ドルの経費が支出され、2023 年末の信託基金の残高は 1,091,134 ドルであった。2023 年の会計報告書には、日本が 2023 年中に拠出した 53,868 ドルが計上されている。2023 年分の残高は次年度に繰り越されている。2025 年5月現在、2024 年分の決算報告書は未公表であるが、各 CLCS 会期終了時に公表される議長声明によると、第 60 会期会合(2024 年1月 22 日～3月8日)では、8名の委員に対し 24 万 5,000 ドル、第 61 会期会合(2024 年7月8日～8月 23 日)では、8名の委員に対し計 22 万ドル、第 62 会期会合(2024 年 10 月7日～11 月 22 日)では、8名の委員に計 22 万ドルが支出された。 本信託基金を含む国連の信託基金は、国連会計検査委員会(BOA)による監査の対象であるが、監査報告において本信託基金について特段の指摘はなされていない。本信託基金を含む、国連の各種信託基金の収支報告書は毎年国連ホームページ上で公開されており、また、CLCS 各会合の議長報告書においても、本信託基金の収支状況について随時報告されており、必要なガバナンス策が採られているといえる。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	

3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)
CLCS 会期の終了ごとに CLCS 議長声明に本件信託基金への拠出国や残高等の情報が掲載される。CLCS 議長声明では今後の会合を継続して開催するためには締約国等による追加的拠出が必要である旨、累次にわたり指摘されている。本信託基金の安定的な運営に関する議論を含むオープン・エンド作業部会も設置され、十分な拠出金を確保し、CLCS 会合の安定した開催のための方策につき議論されている。新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、一時的に会合が開催できなかったことを踏まえ、2024 年 10 月に CLCS 手続規則が改定され、一定の状況では、オンライン会合を実施できるようになった。ただし、オンライン会合ではサブスタンスに関わる決定はできず、また、機密度の高い情報は扱えないことから、審査の全てをオンラインで実施することは困難であり、対面会合を開催する必要がある。2024 年6月に開催された UNCLOS 締約国会合において、CLCS から、CLCS 会合の開催期間をこれまでの年 21 週から年 15 週(1会期5週間×3会期)とし、会期間毎に少なくとも2週間(年6週間)を会期間作業(intersessional work)として、各委員がそれぞれの自国等で必要な作業を行うことで補完する提案がなされ、承認された。この変更は、ニューヨークでの対面会合前に各委員が審査予定の申請について精査を進めておくことで、5週間の対面会合での作業効率を向上させ、審査の迅速化を達成することを目的とするが、ニューヨークでの会議期間の短縮により本信託基金で支弁が必要となる経費も少なくなり、本信託基金の持続可能な運営という観点でも有益である。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
該当なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2024 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	日本人職員数の増減	2024
-	-	-	-	-	-	-
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2021	2022	2023	平均値	2024	幹部職員数の増減	2024
-	-	-	-	-	-	-
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
CLCSの事務局を担うDOALOS職員は国連職員であり、当該事務局費用は国連通常予算から賄われている。本件拠出金は、あくまで途上国出身の委員の支援のみに使用されるものであり、本件拠出金がDOALOSにおける日本人職員数を増やすことに直接つながるという関係にはないため。						